

AE
35
.2
K6
1933
v.8

Koji ruien

East
Asiatic
Studies

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

神宮司廳藏版

古事類苑

神祇部三

古事類苑刊行會

AE
35
.2
K6
1933
V.8



古事類苑

神祇部第三冊目録

神木

神祇部五十

神使

古事類苑

神祇部三十一

郊祀

雜祭

淫祀 淫祠附入

古事類苑

神祇部三十一

郊祀

郊祀トハ、郊野ニ圜丘ヲ築キテ昊天ヲ祭リ、其祖ヲ天ニ配祀スルヲ云フ、故ニ又圜丘祭トモ云フ、支那ノ祭法ニ倣フナリ、我邦ニ於テハ、神武天皇四年、天神ヲ鳥見山中ニ郊祀スルコト見エタレド、固ヨリ支那ニ倣ヒシニアラズ、其支那ノ法ニ依リテ郊祀ヲ行ヒ給ヒシハ、歴朝ノ間ニ於テ、桓武文徳ノ兩天皇ノミ

〔伊呂波字類抄 加疊字〕郊祀

〔古今神學類編 十五宗廟〕郊祀

按ニ、本朝ニ於テ、郊祀明堂望秩宗類等ノ諸祭、五嶽等ノ沙汰アル事ハ、本致禮奠共ニ少同大異ノ事ナレド、唯是モ漢事ヲ假借シテ文字ヲ寄セ、聊其意ヲ曉ン爲ニ、國史ニモ往々見ユ、○中略郊祀ノ事相似タレバトテ、必シモ異朝ノ禮ヲ移スニ非ル證ハ、此文字始テ神武天皇祖祭ノ事ニ假用シニモ可知、此朝ノ神祭ニ、始テ自出ノ天神ヲ祭リ、大孝ヲ以テ神恩ニ報シトノ禮奠郊原ニ於テシ給儀禮、彼異朝ノ郊祀、南郊ニ於テスルニ彷彿セル故ニ、國史ヲ修スルノ時、此文字ヲ寄タル事ト可知、且又靈畤ノ字ヲモ假用テ相似タルヲ示スト云ヘドモ、和訓ハマツリノニハト附タレバ、是亦必ズ異朝ノ祭ニ符合トモ亡定、總テ此例ハ國事ニ於テ多端也、カヽル辨知ナキ、則國朝ノ祭奠牢ニ過テ、佗法ノ如ク心得ル説多シ、想フニ夫レ先考ノ神靈ヲ饗シ、推シテ天

神ニ配享スルノ禮ナレバ、和漢萬邦、共ニ同一理ニ歸セン事ハ更也ト云ヘドモ、方域殊致ノ智義、豈混同スベキヤ、○中略夫郊禘ハ大祭微妙ノ理リヲ顯シ、其源意ノ亡測事ハ、仲尼既ニ指掌ノ論シニ示シ給ヒキ、程子曰、天子曰禘、諸侯曰祫、其禮皆合祭也、禘者禘其所自出之帝、爲東向之尊、其餘皆合祭於前、此謂禘、予按ニ相嘗祭此心アリ、郊トハ神ノ交接スル謂レニシテ、南郊ニ於テ地ヲ掃ヒ天ヲ祭ルニ、我ガ自出ノ元祖ヲ以配シ、禘ハ宗廟ニシテ、天帝ヲ祭ルニ是モ始祖ヲ以配ストナレバ、報本ノ至誠、天理流行、天人ノ間ニ不絕ノ玄妙、其理リニ於テハ聖賢ノ外、孰カ得テ可辨知乎、而ルヲ想フニ神武天皇、鴻荒草昧ノ世ニ於テ、天地ノ賾ヲ觀察シ給ヒテ、大孝ノ神奠ヲ始メ給ニ、暗ニ異朝ノ郊祀ニ符合セシトノ記文ヲ見ルニモ、國朝神道ノ玄微、言語筆端ノ盡スベキ事トモ覺侍ラズ、然レドモ神武紀ノ外、史中ニ郊祀ノ沙汰ヲ不見、唯是事ノ相近キヲ以、文字ヲ寄タル事明ケシ、

〔禮記註疏二十六郊特牲〕郊之祭也、迎長日之至也、易說曰、三王之郊、一用夏正、夏正建寅之月也、此言迎長日者、建卯而晝夜分、分而日長也、○中略大報天而主日也、大猶徧也、天之神日爲尊、兆於南郊、就陽位也、日、太陽之精也、○中略掃地而祭、於其質也、器用陶匏、以象天地之性也、觀天下之物、無可以稱其德、祭於郊故謂之郊、牲用騂、尙赤也、用犢、貴誠也、尙赤者周也、○中略郊之用辛也、周之始郊、日以至、言日以周郊天之月而至、陽氣新用事、順之而用辛日、此說非也、郊天之月而日至、魯禮也、三王之郊、一用夏正、魯以無冬至祭天於圓丘之事、是以建子之月郊天、示先有事也、用辛日者、凡爲人君當齋戒自新耳、周衰禮廢、儒者見周禮盡在魯、因推魯禮以言周事、○中略萬物本乎天、人本乎祖、此所以配上帝也、言俱本、可以配郊之祭也、大報本反始也、

〔文獻通考十二郊祀宗廟考〕鄭氏註祭法曰、禘郊祖宗、謂祭祀以配食也、此禘謂祭昊天於圓丘也、祭上帝於南郊曰郊、祭五帝五神於明堂曰祖宗、祖宗通言耳、有虞氏以上尙德、禘郊祖宗、配用有德者而已、自夏以下、稍用其姓氏先後之次、有虞氏夏后氏宜郊顓頊、殷人宜郊契、郊祭一帝、而明堂祭五帝、小德配寡、大德配衆、亦禮之殺也、正義曰、鄭玄以祭法有周人禘嚳之文、遂變郊爲祀感生之帝謂東方

青帝靈威仰、周爲木德、威仰木帝、言以后稷配蒼龍精也、王肅駁之、謂漢世英儒、自董仲舒劉向馬融之倫、皆言周人祀昊天於郊、以后稷配、無如玄說配蒼帝也、周頌、思文后稷、克配彼天、昊天有成命、郊祀上帝、則郊非蒼帝、通儒同辭、肅議以爲惟郊是祭天、禘者宗廟之殷祭、郊卽圜丘、圜丘卽郊、以所在言之謂之郊、以所祭言之謂之圜丘、於郊築泰壇、以丘言之、本諸天地之性也、祭法所謂、燔柴於泰壇、卽圜丘也、郊特牲曰、周之始郊、日以至、此言冬至祭圜丘、而謂之郊者、以圜丘在郊故也、

〔日本書紀 神武三〕四年二月甲申、詔曰、我皇祖之靈也、自天降鑒、光助朕躬、今諸虜已平、海內無事、可以郊祀天神、用申大孝者也、乃立靈畤於鳥見山中、其地號曰上小野榛原下小野榛原、用祭皇祖天神焉、

〔續日本紀 桓武三十八〕延曆四年十一月壬寅、○十日、此日冬至、祀天神於交野柏原、賽宿禱也、

〔續日本紀 桓武三十九〕延曆六年十一月甲寅、○五日祀天神於交野、其祭文曰、維延曆六年歲次丁卯、十一月庚戌朔甲寅、嗣天子臣謹遣從二位行大納言兼民部卿造東大寺司長官藤原朝臣繼繩、敢昭告于昊天上帝、臣恭膺睠命、嗣守鴻基、幸賴穹蒼降祚、覆燾騰徵、四海晏然、万姓康樂、方今大明南至、長晷初昇、敬采燔祀之義、祗修報德之典、謹以玉帛犧牲粢盛庶品、備茲禋燎、祗薦潔誠、高紹天皇○光仁配神作主、尙饗、又曰、維延曆六年歲次丁卯、十一月庚戌朔甲寅、孝子皇帝臣謹遣從二位行大納言兼民部卿造東大寺司長官藤原朝臣繼繩、敢昭告于高紹天皇、臣以庸虛、忝承天序、上玄錫祉、率土宅心、方今履長伊始、肅事郊禋、用致燔祀于昊天上帝、高紹天皇慶流長發、德冠思文、對越昭升、永言配命、謹以制幣犧齋粢盛庶品、式陳明薦、侑神作主、尙饗、

〔唐書 禮樂志十一〕凡歲之常祀二十有二、冬至、正月上辛祈穀、孟夏雩、祀昊天上帝于圜丘、

〔文德實錄 八〕齊衡三年十一月辛酉、遣權大納言正三位安倍朝臣安仁、侍從從四位下輔世王等、向後田原山陵、○光仁告以配天之事、策命曰、天皇大命掛畏平城宮爾天下所知爾志倭根子天皇御門爾申賜閉止奏、今月廿五日、河內國交野乃原爾昊天祭爲止志天、掛畏御門乎主止定奉天可祭事乎、畏美畏美毛申

賜止久奏、壬戌、大祓於新成殿前、諸陣警戒、帝進出庭中、大納言正三位藤原朝臣良相跪授郊天祝板、左京大夫従四位下菅原朝臣是善捧筆硯、帝自署其諱、訖執班北面拜天、乃進大納言正三位藤原朝臣良相、右大辨従四位上清原真人岑成、左京大夫従四位下菅原朝臣是善、右中辨従四位上藤原朝臣良縄等、向河内國交野郡柏原野、設進習禮、祠官盡會、甲子、○二十五日有事圓丘、夜漏上水一剋、大納言藤原朝臣良相等歸來獻胙、

〔本朝續文粹 二〕朔旦冬至詔

詔、珠緯連輝、明王受迎祚之祥、銅管正律、哲后顯履長之慶、是以圜丘迎日、賀甫至於一陽、靈臺觀雲、懐子來萬國、誠是上協天符、下從人望者也、○中略

嘉承二年十一月廿九日　朝隆

雜祭

宮咩祭ハ、不祥ヲ退ケ幸福ヲ求ムル爲ニシテ、正月十二月ノ初午ノ日ヲ以テ之ヲ祭ルコト普通ナルガ如シト雖モ、此外ニ行フコトモアリ、其祭神ハ高御魂命、大宮津彥、大宮津姬、大御膳津命、大御膳津姬及ビ笠間ノ神ノ六柱ナリ、供物此數ニ從フ、又此男女ノ神ノ形ヲ作リテ、染絹ノ衣ヲ著セシム、而シテ宮主ノ座ハ斗ヲ伏セテ其上ニ砥ヲ置ク、宮主之ニ尻ヲ懸ケテ祭文ヲ讀ムナリ、

月待、日待、代待、酉待、巳待ノ待ハ、マツリト云フ語ノ約マリテマチト爲レルナリ、卽チ月待ハ月ヲ祭リ、日待ハ日ヲ祭リ、代待ハ人ニ代リテ祭リ、酉待ハ(俗間酉ノマチト云フ)十一月酉日ノ鷲神社ノ祭祀、巳待ハ己巳ノ日ニ辨才天ヲ祭ルナリ、(庚申ノ日三尸ヲ祭ルヲ庚申待ト云フ、方伎部ニ收メタリ、)初卯ハ正月初卯ノ日ノ祭ニシテ、攝津國住吉神社、江戶本所妙義社ニ於テシ、初午ハ二月初午ノ日ヲ以テ稻荷神ヲ祭リ、甲子祭ハ、甲子ノ日ヲ以テ大國主神ヲ祭ルヲ云フ、十日惠美須ト二十日惠美須トハ、倶ニ惠美須神ヲ祭ルモノニシテ、一ハ正月十日ヲ以テシ、一ハ十月二十日ヲ以テス、十月二十日祭ヲ又惠美須講トモ云フ、酉待ヨリ以下ハ、皆祭日ヲ擧ゲテ之ヲ稱スルモノナリ、

吹革祭ハ、鍛工ノ祭ル所ニシテ、棟上祭ハ工匠ガ人ノ爲ニ家屋ヲ新築シ、上梁ノ時ニ祭ル所ナリ、箭祭ハ、武人初メテ狩獵シテ獲ル所アルニ由リ、山神ヲ祭ルヲ云フ、又矢開トモ云フ、

雷公祭風神祭ハ、豐稔ヲ祈ルニ外ナラズ、

鎭祭ニハ多種アリ、水神ヲ鎭メ、御在所ヲ鎭メ、山陵及ビ山岡崩壞ヲ鎭メ、宮地ヲ鎭ムル等アリ、

田祭ハ、春時ニ田ヲ祭ルヲ云フ、此日鄕飲酒ノ禮ヲ行フ、田神祭ハ、十一月丑日ニ行フ、田祭ノ

宮咩祭

宮咩祭祭日

宮咩祭神供

餘風ナルベシ、凡ソ此篇ニ載セタル所ハ此ニ止ラザレドモ煩シケレバ一々辨ゼズ、

〔伊呂波字類抄見諸社〕宮咩奠（ミヤノメノマツリ）院宮諸家祭之、正月十二月初午日、

〔執政所抄上正月〕上午日宮咩奠事

〔政事要略二十九〕年中行事

十二月午日宮賣祭事事見正月、依日不定、只付月終、

〔執政所抄上正月〕上午日宮咩奠事

〔東宮年中行事十二月〕かみのむまの日みやなべのまつりの事同正月、

供物六前在高坏、正日折敷、前別四坏、飯餅魚菓、

餅六坏坏別六枚、坏別上置橘一果、

飯六坏坏別一升

菓六坏合盛大根、蔓菁、芹、蕪、柴栗、芥子、件六種合盛、坏別上置橘、

魚六坏生鯛、鯉、鮑、鱸、堅魚、件六種合盛、坏別上置鯛、

已上料米三石、下家司任御所宛旨勤之、

北政所六前色目同上之

繳料

四丈絹一匹各二匹　綿子二枚各六枚

糸二両各口別

納殿請之

裝束男女形五具自御畫盤所下給之

北政所同之

八節竹五本
砥一果
斗一
已上旬出納進之
件事政所厨女請勤之、張蓋懸綿糸人形、連八節竹、備東向御妻戸前、家令存而著衣冠、以祭文祝申、但近代政所加催其期、殿下御方給備藏人所、北政所御方給備侍所、藤氏懸手之後給松出納、令熖請所之、

〔執政所抄下十二月〕上午日宮咩奠事料米三石
供物　下家司所課
甲女形、自御臺盤所下給、
織料　納殿
已上如正月色目
八節竹
砥一果
斗
已上旬出納進之
件事、家令著衣冠、以祭文祝申如常、

○按ズルニ、執政所抄ニ載スル所ノ正月十二月ノ宮咩祭ハ、其年代ヲ記セザレドモ、同書ニ載スル所ノ祭文ニ、維天治二年トアルニ據レバ、此正月十二月ハ、共ニ此年ノ事ナランカ、

宮咩祭祭文

〔拾芥抄上本世間不解時方〕宮咩祭文

維永承某年歲次某月壬午、年ガ中ニ月遠擇ビ、月ガ中ニ日ヲ擇ビ、日ガ中ニ時ヲ擇テ、掛畏支宮咩五柱笠間ノ廣前ニ、從四位上行官姓名恐美恐見モ申給ク、絹ハ作ヽ織、綿ハ作ヽ結、進物ハ高坏ガ彌高高ニ、飯ノ於毛利加ニ、清酒ノ早ニ、堅酒ノ堅ニ、橘ノ忽ニ、餅ノ持チ榮ニ、鯛ノ平ニ、鰆ノ彌登登ニ、鯛ノ好ミ好ニ、鮑ノ片思、蠣ノ播寄テ、齋ノ庭佐良須、嚴ク聞食シ受納給テ、壽長ク身全シテ、天地不祥、內外ノ惡事、未萌以前ニ、兼ハ遠ク拂セ退ケ給テ、官爵如意ニ叶シメ給テ、萬世ニ子孫繁昌ノ門ト有シメ、夜守リ日守ニ、常磐堅磐ニ守リ幸へ給へト恐ミ恐申ス、

〔玉手綴七〕拾芥抄に、宮咩祭文と云を載られたる其文に、○中略宮咩四柱笠間乃廣前（中略）大宮咩神に祀せ祭る神三柱ありて、其を擧て笠間神と申すと聞えたり、猶下に云を見るべし、四柱を五柱とある本は誤なり、○中略とあり、○中略さて此祭文に、宮咩四柱笠間乃廣前とあるに就て考ふるに、藤原實方朝臣の集に、あめに坐す笠間の神の無りせば舊にし人をいかで問まし、と詠る歌あり、○中略右の祭文に思ひ合すれば、宮咩神と餘に三柱を合せて、笠間神と申すこと知られ、然る疎き中を結び和する功の有こと、大宮賣命の事によく符へり、斯て宮咩四柱と申せるは、神名式に、造酒司坐大宮賣神社四座、並大、月次新嘗、とある社を申せり、文德天皇紀、齊衡三年九月の下に、造酒司酒壺神、從五位下大邑刀自小邑刀自次等、並預二春秋祭一とあるは、卽相殿の三柱を云ひ、宮咩神を合せて四柱なり、然れども此を笠間神とも申す由は、未思ひ得ず、（中略）彼祭文の四柱を五柱とある本をも捨ずて、後人なほ能く考ふべきなり、

〔執政所抄下十二月〕宮咩奠祭文

維天治二年歲次乙巳、某月吉日乃良辰、金銀乃花開留時、掛毛畏こき高御魂命、大宮津彥、大宮津姬、大御膳津命、大御膳津姬、五柱乃皇大神乃廣前ニ、中立申乃（ナカタチマヲシノ）笠間乃大刀自留申給久、前太政大臣從一位藤原朝臣實○忠恐畏毛申給久、年乃中留月遠擇比、月乃中留日を擇ヒ、日乃中留時を擇氏、獻給布獻物ハ、御飯御酒綿布、津々志與呂比仁、御酒ハ瓶乃邊高知リ、瓶乃腹滿知雙、山野の物ハ甘菜辛菜、青海の原の物ハ鰭の廣物鰭の狹物、奧津海藻邊津海藻仁至天、雜々物を如二横山一仁置高成天、御

服衣蓋等乎備儲氐進留事乎平久聞食給倍、皇乃朝廷仁令奉仕牟事ハ、御飯乃於茂良加ニ、餅乃持榮給比、淸酒乃速仁、堅魚乃堅夏加仁惠慈給比、鯛乃平久、鯯魚乃好仁好美、鎰乃吉名乎授給比、螺乃加支寄て、堅魚乃加知仁加知、鮑乃加太與利仁、螺乃加木登利給比、鱠乃彌益々賀、高榮の高位乎授給比、大根乃大奈留牟乎授給比、和布乃仁支良加仁、薺乃奈津奈津志支、土器乃加和羅加仁、高坏乃彌高高賀、橘乃立榮給比、宮進女仁進給比、宮急仁急キ給比、常磐堅磐仁伊ヤ高仁伊ヤ廣仁、夜乃守日乃守仁守令奉女給倍止申、

言別氐申久、大和歌讀申佐牟、

百國乃、美乃乃白綿、安具太都支、但後乃句ハ正一位仁上給夏牟時仁讀申牟ミ、

〔水左記〕承保四年十二月六日壬午、今夜有宮咩事、先例服者祭之、仍所企也、

〔執政所抄〕十二月下 宮咩祭

淸實朝臣記、寛治七年正月四日壬申、初有此御祭、殿下〇藤原師實著御衣冠御其座、是依被始御祭也、又大盤所御料此日同所被始行也、一所料高坏物五前、衝重物一前、衣笠二具、比々奈七人、男形三人、女形三人、召一人、如此之物等所相具也、比々奈七人於大盤所被調、於衣笠二具政所雜仕女所調進也、

〔殿暦〕永久四年正月五日庚午、〇今夜內府〇藤原忠通始行宮咩祭、東三條寢殿東面妻戸也、辰巳角、內府著直衣冠見之、始祭時會之云々、仍令會也、件祭于今遲々、返々不便歟、

〔執政所抄〕十二月下 宮咩祭

永久四年十二月十一日丙午、有此儀、無御出、於三條殿於東西妻戸氐先政所立物具、次置砥幷斗於簀子上、次予參上讀祭文畢退出、次恪勤者取出物具了、次北政所御料居之、予亦讀祭文了、著衣冠勤之、

〔知信朝臣記〕天承二年〇長承元年十二月八日甲午、宮咩祭也、不入分配公事也、晩頭侍所司信親率侍等

調供祭物、其儀東面妻戸(不開、本自於妻戸被行此儀故實也、)左右柱下、寄立竹葉各一枝、付色々織幷男女形等、(男形束帶、件人形料色々染絹切等、兼日召御匣殿所、進大盤所、女房形調下給也、)弘庇迫長押下、南北妻敷葉薦(別納送之)一枚、居饗六前、(五前折敷高坏用漆器、一前衝重、牛飼料云々、已上饗饌別納所課也、)其前東去四許尺伏斗、其上(尻)置砥一果、爲宮主座、廳官召使等取松明列立砌頭、次宮主著座讀祭文、事了撤之、別納所相折云、宮咩御祭料米三石、入夜神司供御贖物給祿、如去月八日、

〔兵範記〕保元三年正月九日庚午、裏書云、殿下(○藤原忠通)宮咩祭如例、右大臣(○藤原基實)殿御方初有此儀、自御所調給人形、政所備祭物、家令大舍人允紀宗賴爲祝師、

〔後三條相國抄〕家内恒例臨時篇目

一宮咩祭、十二月正月初午日有之、其儀主人垂公卿座御簾、(此時許假垂之)室家同座之侍所司(納言以下時六位所司、大臣之時五位所司、)於寢殿東面妻戸前緣、(西寢ノ屋面妻戸前)四斗量(用米斗也)ヲウツブセテ、其上ニ尻ヲ懸テ、北面ニ(天)讀祭文、(祭文司可書入)讀了退去、次自青侍下﨟至五位諸大夫、入中門廊車寄戸、於廊中舞廻雲之袖(用万歳樂)舞之、各一人、舞了各進出又舞之、次諸大夫、祭物直會ヲ折敷高坏ニ居(天)、供簾中上﨟女房陪膳也、

侍所司著衣冠、自餘諸大夫侍等布衣也、公卿座前ニ下家司立明スル也、

〔延喜式〕(二十八兵部)凡伊勢齋宮寮宮賣祭馬三匹、大祓馬八匹、以下總國牧馬送充、

〔空穗物語〕(國讓上)そん王の君、藤つぼに、おるゆふ暮にかははなれて、くろき水おけのおはきやかなる、よついつゝかさねて、女どもさしいれていぬ、つぼねの人々あやしき物かな、御せんにかゝる物をさしいれていぬるとてみれば、おはきなるくぼてを、しろきくみしてゆひて、いつゝさしいれたり、とりいれたれば、ほどはをけのおはきさなり、あけてみれば、ひとつには、ねりたるきぬをいひもりたるやうにいれたり、いまひとつには、あやをおなじやうにいれたり、いまひとつには、かつをさけなどのやうにてぢんいれたり、くぼてのふたになま女のてにて、けふならむから

うじて、一つゞゝのりつるひらでくぼてには、なぞか、

ねぎこともきかずなりにしか。さ。ま。には神のおほかるくぼてとり〴〵、と有をそん王の君たれにかれいの人のすさびにこそあめれ、ひさしくかやうの事なかりつるをとのたまふ、めのとさとにおはしますはぞをおぼしたるなめりといふ、君はいかでかこれが返事聞えむと思へど、さるべき事もをりもなければ、おまへにとりいでゝ御らんせさすれば、いときよげなる神のおろしかなとの給、かつをなどくばり、ついはくぼてはもたり、

〔實方朝臣集〕ためたふの辨、なかよりが家にたえそめしとし、ことしばかりとて宮。の。べ。のうへの御ぞのはし、らひたりけるけしきをみて、まりうごとに、

あめにますかさまのかみのなかりせばふりにし中をいかでとはまし

〔神名帳考證土代附攷〕かさまの神

春村案に、此うた〔○上文實方朝臣集所載〕はし詞ともに誤字おほくして解しがたし、ためたふは爲任にて、實方中將の伯父、小一條贈右大臣濟時の嫡男、正四位下伊豫守、寛德二年月日被射殺と尊卑分脈に見えたる人なり、職事補任〔一條院條〕には、右少辨從五位下藤爲任、正暦六、正、十一、補、長德五、七、從四位下〔侍從右中辨正五位下〕と見えたり、なかよりは、仲賴か永賴かまりがたしといへども、恐らくは永賴なるべし、爲任朝臣の舍弟〔濟時三男〕中納言通任卿の男、參木師成、母從二位永賴女とあるをみるに、此永賴卿の女ははじめ爲任朝臣のかよはれたりしが、絕てのち通任卿かよはれけるなるべし、たゞそめしはたえそめしの誤字なるべし、宮のべのうへの御ぞのとあるところ誤字脫字おほかるべし、さるからにかさまの神のゆくりなく聞ゆるなるべし、はじらひは耻らひなり、あめにますはさすの誤字なり、かさの枕詞なり、式內越前國坂井郡、加賀國石川郡に笠間神社あり、

月待
日待

○按ズルニ、實方朝臣集ノ詞書ノ宮のべハ、宮の賣ナリ、うへの御ぞハ、上ノ御衣ニテ、宮賣命ノ人形ノ衣ナラン、はしハ端ニテ衣ノ端ナルベシ、らひハこひノ誤ナラン、卽チ其衣ノ端ヲ分ツハ、福ヲ求ムルタメナルベシ、爲任ハ毎年此衣ノ端ヲ求メタリシニ、今ハ旣ニ疏遠ニナリタレバ、今年ノミハトヲ乞ヒシナリ、歌ノあめにますハ天ニ在スナリ、笠間ノ笠ノ緣語ナリ、ふりにしモ同ジ、

〔運歩色葉集津〕月待（ツキマチ）

〔日次記事正月〕初三日　俗間三日月待

〔時令類聚乾〕月待つ°き°ま°ち°、廿三夜待

今世に月待日待といふ事あり、その事いつのころよりはじまりしにや、未だ詳ならず、然るに二川分流記に、此事有、永正の比なれば、旣此時より前より此事世に有しとみゆ、其前の事はいまだ見あたらず、

〔倭訓栞前編十六〕つきまち　俗に十七夜待、廿三夜待などいへり、

〔桂林漫錄〕月待日待

待ハ祭ナリ、津利ノ反、知トナルニテ明ナリ、子待ハ子祭、巳待ハ巳祭、餘ハ推シテ知ルベシ、

〔二水記〕永正元年十月十五日壬申晴、今夜日待、禁中御連歌、

〔二川分流記上〕永正二乙丑年夏の比、六郎澄元御迎の爲とて、藥師寺三郎左衛門御使にて、阿波國へ被下ける、御約束の事なれば、澄元御上洛、御供には三好筑前守之長高畠與三等を召連させ給ひ、御上洛有ければ、京童共是を見て、これこそ細川の二つにならんずる基とさゝめごと申ける、去程に九郎殿へ丹波國を參らせられて、彼國へ下し被申ければ、彌無念に思召ける所に魔のわざにてや有けん、政元四十二歲の時、永正四丁卯年六月廿三日の夜、御月待の御水めしける所を、

御内の侍福井四郎、竹田孫七新名と云者ども、が、藥師寺三郎左衛門、香西又六兄弟同心して、政元を誅し奉る、

〔實隆公記〕永正三年十月廿三日己巳、〇中略了庵爲月待來臨、政爲卿來臨、

〔藤原爲和卿集〕故入道殿御前に奉り侍る歌

廿日あまり見し夜の月を待えてや心のやみの雲はらふらん

一期之間、月待をさせ給ひて、看經に歌六首心經千卷念佛六萬反づゝ、每月廿三日每に、させ給ひしゆゑやらん、七月〇大永六年廿三日身まかり給ひける、

〔言繼卿記〕天文十一年正月廿三日、中御門へ月待に罷向、田樂にて一盞了、

〔日次紀事正月〕日待　今夜〇十五日於吉田卜部家、修禁裏之日待、御撫物來、有下行、凡五月九月十月同然、

〔日次紀事正月〕凡良賤正五九月、涓吉日、主人齋戒沐浴、自暮至朝不少寢、其間親戚朋友聚其家雜遊、介醒主人睡、或倩僧侶陰陽師、介誦經咒、待朝日出、而獻供物、祈所願、是謂日待、或三日、十七夜、廿三夜、廿七夜、有待月、其式粗同、凡日待之遊戲、高貴家有管絃拍子、十炷香、競物香、貝合、雙陸、圍碁、將棊等遊樂、或詩歌、連歌、加留多、十種茶、十種酒、或謠謳、舞曲、琵琶法師、平家談等之逸興、若民間、則淨瑠璃、說經、狂言、歌、念佛、三美線、或作三絃、一節切、尺八、淨土雙陸、加留多、枕引、手相撲、頸引、腕推、髄推、居相撲、力持、福引、賦引、或擥繩於兩人之脚而互引之、是謂透逃子、凡百般戲樂無不爲之、

〔日本歲時記正月〕此月及五月九月には、世俗かならず日待月待とて、日月の祭をする事あり〇中略今の世俗、士庶人にいたるまで、僧を請じ經をよませ、神位をまうけ、飮食をそなへて、日月の祭をなし、日待月待と號す、天子にあらずして日月を祭る事、まことに僭踰の罪のはなはだしき事、何事かこれにしかんや、〇中略又神道家の說には、日待とは天照大神を拜するなり、月待とは月讀尊

を拜するよしいへり、天照大神は日の神、月讀尊は月の神なれば、かくいへるなり、もし吾邦の法にしたがひ、日月を拜せんとならば、あらかじめ沐浴齋戒し、未明に起て淨衣を著、出る日を拜し、夕に月を拜すべし、日を拜するには朔日を用ひ、月を拜するには十五夜を用ゆべし、かくのごとくにして拜するは、理において害なかるべし、かならず饌具をそなへ、神位を設くべからず、天子にあらずして日月を祭る事はおそるべき道理あり、凡非禮の祭をなす人は、福なくしてかへつて禍あり、いはんや天地日月を微賤の家に祭るをや、我日月を久しく祭る人を見るに、家に禍おほきもあり、其身と子孫とを保ざるものも有、天道神明はおほやけなれば、かならず此人を罰し給ふにはあらじと、しかれどもかくのごとき僭妄の罪かさなりなば、なぞか不善にわざはひするの道理なからんや、おそれつゝしむべき事なり、

〔古今神學類編 五十祭祀 一〕日待月待

按ルニ、日月ヲ祭ル事ハ、和漢ニ有之ト云ヘドモ、待拜ムト云フ事ハ、神記ノ所在未考、○中略 或記云、五十二代嵯峨天皇御宇、天照大神ノ託ニヨリテ、卜部氏祖、智治麿社務トナリテ、王城ノ東山如意嶽ニテ魚味ヲ備ヘ、日待ト云フ事ヲ始ム、此時ヨリ日待月待ハアル事也ト、又云、日待ト云事ハ、天照大神、天磐戸ヲ出給ヲ縁トシテ、今日曉天ハ則是磐戸ヲ開キ給時也、日沒ハ是入磐戸賜フニ一般ナレバ、人一生此神恩ヲ得ル事ヲ喜ガ故也、月待ト云事モ、夜明ノ恩ヲ不忘ノミニ非ズ、神代ニ天照大神ト月讀尊ト、一日一夜ヲ隔離テ住給フト侍ルヨリ以來、晝夜ノ神恩永崇リ、且又人ノ魂魄兩眼、皆是此二神餘光ヲ照ス、其神恩擧テ不可言ト、其理リハ然リ、其待拜ム事ハ僭禮ニ亘ル法式多シ、然レドモ、本朝ハ神國トシテ、神祭ノ差等其制法、强チ異朝ノ如クニモ不聞事アリテ、一方ノ神習也、習合家說興テヨリ、和光同塵ノ語ヲアヤマリテ、日月共ニ穢中ニモ拜スルニ至リ、延テ佛菩薩トシテ、十三夜二十三夜ノ說、正五九月ノ說、區々也、是皆神記ノ傳來ニ非ズ、○中略 異朝ニモ

日月ヲ祭ル事ハ、周禮ニ太宗伯、以實柴祀日月星辰、○中略兩朝共ニ尤可祭ノ最禮也ト云ヘドモ、今世ノ如ク汚穢中ニ供祭シ、或ハ歌舞遊宴シ、瞽者不潔ノ族ヲ招キテ醉沈シ、覺睡事ハ流弊ノ至テ甚ク、褻瀆ノ尤キ者也、○中略大神宮續秘傳問答ニ、今時參宮ノ前夜ヨリ、日ヲ待テ、瞽者ヲ招キテ、終夜絲竹ノ聲ヲ聞テ、夜明ケテ參詣スル事アリ、物音ハ參宮ノ前ニハ嫌フ事也、如何、答曰、音樂ハ六色ノ禁法ノ其一ニシテ、齋ノ內ニハ倭姬命重キ御誡ナレドモ、末代ノ凡慮ニ對シテトカク云難シ、心アラン人ハ愼ムベキ義也ト云々、想フニ、日待月待精進ト稱シテ、素食而已ヲ事トシテ、居所忌火衣服ニ至テハ一事モナシ、齋モ分限相應ナルハ可也、酒盃亂舞ニ至テハ、鬪爭ノ基、深可誡爾、

〔民間年中故事要言〕七日月待

日待月待ノ事、或人云ク、是ハ神道ニ發ル、御託宣ニモ日月回四洲、雖照六合、當照正直之頂ト云々、人皇五十二代嵯峨天皇ノ御時、天照大神ノ御告ニ依テ、卜部氏ノ祖、春日大明神ヨリ二十七代ノ孫、知治丸ト云社務ニ勅命アリテ、王城ノ東山如意ガ嶽ニテ、日高見宮ヲ造テ魚肉ヲ供、別火シテ日待ヲナサシム、此時ヨリ日待月待ノ事起ナリ、日待ノ前七日潔齋スベシ、但シ七日ト限リテ勤ガタキ人ハ、一日ニテモ心ヲ清淨ニシテ、己ガ代ニ神道ヲ心得タル人ヲ賴テ法ノ如ク勤ベシ、內清淨トテ一心ヲ清直ニシ、外清淨トテ眼耳鼻舌身ニ穢ヲ觸ベカラズ、シカシテ當日ノ朝、日天ヲ拜ベシ、尤壇ヲ構、神酒御供ヲ供、燈ヲ立ベシ、心中ノ所願ヲ詞ニアラハシテ、謹請再拜スベシ、月待星待同前ナリ、マタ魚鳥ノ肉ヲ食スル事穢ナリトテ、精進ヲスル事僻事ナリ、神道ヲ尊、日天ヲ拜ニ、肉ヲ忌コト有マジキコト也、肉食ヲセヌハ佛者ノワザナレバ、日待神事ノ前ニハ沙汰ナキコトナリ、今ノ世、神道ニ背テ、出家沙門ヲ以テ、日月ヲ待コトアレバ、精進ノ事起侍ベリ、更ニ神道ノ沙汰ニ非ズ、マタ座頭猿樂サマザマノ遊、圍碁雙六ナドシテ夜ヲアカシ、若左ナケレバ、一夜ノ日待月待庚申待ニ退屈シテ、夜ノ明ヲ待兼、明日ハ前後ヲ忘レテ寢タグヒアリ、カヽル類ノ者、ナド

カ神明ノ感アッテ、心中ノ所願カナフベキヤ、ヨクヨクワキマヘ侍ルベシト、神道ノ人ノ語ヱレ侍リキ、〇中略マタ日神月神ヲ祭ルニ佛法ヲ用ル事、神明ヲケガシ奉リ、アナドリ疎ニスル事ナリ、神事ノ前ニハ佛法ノ詞サヘ忌事ナリ、延喜式齋宮ノ忌詞ニアリ、ヨクヨク思ヒハンベルベシト語ラレキ、是儒ノ沙汰、マタ唯一ノ神道ノ上ノ事ナリ、兩部習合ノ上ニハ、僧ヲ請ジ讀經スルモマタ理ニカナフベキモノナリ、其例數多アリ、引ニ不及、今神者儒者ノ説ヲ聞シマヽニ書シルシ侍リ、日月ヲ待ント欲スル者、能々理ヲ知キハメテ行ベシ、道理ニ當ラザル時ナンゾ福ヲ得ンヤ、猶日月待ノ義式、幷ニ咒文ナド書シ物ヲ見侍ドモ、此ニ略シテ大概ヲ記ス、用ユル者尋見、マタ先達ニ問聞べキモノ也、

〔神道名目類聚抄五祭祀〕日待、(日天拜ト云) 月待、(月天拜ト云) 日待ハ、前夜ヨリ潔齋シ、明旦ノ日出ヲ待テ拜ス、月待ハ、早朝ヨリ潔齋シテ、月ノ出ルヲ待テ拜ス、故ニ此名アリ、拜スル法別ニ習アリ、

〔桃源遺事〕月待日待は、輕きものゝわきて仕まじき事也、殊更世俗の月待日待といふは、盲女座頭をよび、遊興を催し、あるひは博奕など仕るよし、非禮至極に思召候に付、月まち日まち無用に致すべし、強て念じ度存候はゞ、外に念じやう有べき事と被仰候、

〔廣益俗説辨四神祇〕日待月待庚申待の説

俗間に僧徒巫覡をして、日待月待庚申待をなすもの有、巫覡云、神道にも日待あり、天照大神をいのるといひ、月待は素戔鳥尊を祈るといふ、庚申は猿田彦大神のつかさどれる日なり、まつりて夜ふさゞれば、福祿を得ると云、

今按るに各非なり

〔百物語上〕日待の夜、色々の興ありてのち、火まはしをはじめて、ひの字をかしらにつけて、ひたものいひまはしけるが、其座の中に成あがりたる田夫一人ありけるに、火まはしといふこと、またか

とがてんせず、され共これはどのことをしらぬかと人に思はれむも口をしくまじりゐ、たび〳〵つまりけるが、ある人ひよどりといふ、次にひばりといふ、彼人鳥の名と心得て、ふくろうといはれしに、座中どつとわらひければ、まつくすみになりていふやうは、おの〳〵はみな鳥の名を出して、われらたま〳〵いひしをかくわらふよといひければ、なほおかしくて笑ひあへり、

〔町人囊四〕或人のいへるは、日待月待をする事町人に多し、畢竟心を誠にせんとの事也、家内を清め、食事を改め、衣服を改め、心を改めて、神明を祭り奉るもの也、庶人などの身として、神明を家内にて祭るといへば、畏れ至極なる故に、日月によそへ奉りて拜み奉る也、神明は我國の至尊なれば、町人百姓等の祭るといふ事は、非禮なる道理成ゆゑ、神明を祭るといはずして、月待日待といふもの也、日月はいやしき不淨にもやどり給ふことわり有故に、月待日待といひて、神祭るとはいはざる也、日月は天の神明にて、神明は地の日月なれば、いづれも同じ道理なれ共、日月といふと、神明といふとは、今日人心のうへにおいて、少差別あり、天をば天子ならでは祭給ふ事なけれ共、天道に祈り、天を拜む事などは、庶人も憚りなきものなれば、祭ると拜むとは別也、〇中略何れにしても、本心の誠をたて、惡心を降伏し、もろ〳〵の災禍を祓ひ清めんとの事なれば、誠をおしたてゝ、神明日月をば拜むべしと也、〇中略又いへるは、月待日待に、大酒小歌三味線にて遊びて夜を明す人あり、御月樣御日樣をおのれが大鼓もちにするものかと大笑ひせられ侍りぬ、

〔我おもしろ上〕廿六夜の月の出を見ると見ざるとの二首

柿のたねの形にをがまれ玉ひけりあまげもつかず入ッしぶの月

客よつてねむいめをして月も見ずこや三損のむだといふらむ

〔改正月令博物筌正月〕日待月待　廿三夜、廿六夜、毎月此事をなす人も有と、別して此月祭りをする事なり、〇中略江戸にては廿三日、廿六日、高輪鐵炮洲にて、諸人群集して月を拜す、是俗人は是

代待

非なし、君子是に不習、

〔紫の一本上〕正月廿六日、七月廿六日の夜、月の曙方に出させ給ふ時、海中より龍燈あがるをこの御門安〇田前の臺にて拜んとて、右の夜は貴賤男女群り集て念佛を申、題目をとなへ、經を讀みおもひおもひに夜をあかす、老婆かゝの目のわるきが、月の出る時ねむき目をすり〱見るゆへ、光りちらめき眼花のとぶも、あれ龍燈こそあがれとてかしらをあげ手を合せ、なも〱と夜をあかす、

〔東都歳事記一春上〕正月廿六日、昔は此夜田安の臺、鐵炮洲高輪等に諸人群集して月の出を拜するよし、天和以來享保頃迄の書に記せり、今は七月のみなり、

〔東都歳事記三秋〕七月廿六日、廿六夜待、高きに登り、又は海川の邊酒樓等に於て月の出を待つ、左に記せる地は、分て群集する事夥しく、宵より賑へり、芝高輪、品川、此兩所今夜盛觀の第一とす、江府の貴賤兼日より約し置て、品川高輪の海亭に宴を設け、歌舞吹彈の樂を催するが故、都下の歌妓幇間女伶の類群をなしてこの地に集ふ、或は船をうかべて飲宴するもの靜からずして、絃歌水陸に喧し、築地海手、深川洲崎、湯島天滿宮境内、飯田町九段坂、日暮里諏訪社邊、目白不動尊境内、西南に向て月を看るに便りあしけれど、鳥遊の輩は集へり、天和二年編纂の紫のひともと田安御門外をいへる件に、正月七月の廿六日の曉此所にて月の出を拜しけるよしいへり、今は七月のみにして正月廿六夜は寒氣にたへざるが故拜するものなし、信心にあらざる事思ふべし、

〔毛吹草三付合〕筆　月。日。代。待。

〔日次紀事一正月〕毎月毎神社會日、其身有故障、則俾山伏行人令詣其社、是謂代參、或日待、月待、庚申待之類、亦稱代待、故到其時、則代參代待者、高聲呼街衢、則入人家、而請米錢、

〔人倫訓蒙圖彙七〕庚申代待　庚申は日讀の名によつて名づく、實は靑面金剛と申奉る、むかし攝州天王寺にはじめて天降給ふ、其縁起今にあり、此ゆゑに他所に庚申の尊體を安置する事ならず

酉待

〔三養雜記 四〕月待日待代待

辨才天を己巳に祭を巳待といひ、鷲大明神に十一月酉日にまうづるを酉待といひ、或は月待日待庚申待廿六夜待などの待は、俟の義にあらず、まちはまつりの約語にして、祭祀の義なり、安齋漫筆に、月待日待の待は祭なり、ツリの反チとなるにてあきらかなり、子待は子祭、巳待は巳祭なりといへり、さて淨瑠璃節の文句に、月まち日まち代まちといふことあり、この代まちも、月まち日まちの例にて、代祭といふことにて、代參代垢離などの意なり、むかしは今の代神樂のごとく、町々を勸進に來しなり、されば二見眞砂といふ伊勢音頭のうたひものをあつめたるもの丶中に、代待といふ音頭あり、その文句に、

町々を、すゝめて通る代まちは、おいそがしさの身にかはる、先三日月の代まちは、弓鎌のなり鎚肩、ゑびすのまつる鈎に、かけ奉る立願は、おの〳〵士農工商の、末繁昌のきねんする、

とあるにてもおもふべし、紫一本にも、山伏は錫杖ふつて、代僧代參とよべばなど見え、人倫訓蒙圖彙にも、庚申代待あり、いづれも代まちは、祈念する人に代て祭よしの稱なり、代神樂といふものも、もと右にいへる代待の類にて、神樂を奏すべき人にかはりて奏するよしがもとなり、獅子舞ハ田樂などのこゝろにや、されば今も一萬度の祓をば、かならずもつならひなり、大神樂とかくはあたらず、代字を用ゆべし、

〔俳諧歲時記 十一月〕酉の町詣 酉日 鷲(とり)大明神の社は、武州葛飾郡花又村にあり、江戸より三里 毎年十一月酉の日市たつ、酉の日三ツあれば、三日ともに市なり、上の酉を專らとす、江戸近在より諸人群集して甚にぎはへり、是當社神事の遺意か、土產に芋がしらを賣るなり、參詣の人必これを買ふて家に歸る、

〔我おもしろ 上〕霜月酉の日の舞入を賀して

巳待

よい聟をとり。の。町。中御最屓におや子いもせのともにひやくまで

〔嬉遊笑覽祭會七〕日待、○中略月待日待の待は祭なり、つりの反、ちとなるにてあきらかなり、○中略鷲大明神に十一月酉日に詣るを、酉。の。待。と云ふも、同例にて酉の祭なり、

〔華の假庵〕鳥。の。町。

十一月酉の日には、鳥の町とて、鷲大明神の社にまうづることゝなれり、そは武運を守り給ふ御社也とて、つきて武士の參詣いと多かり、そも〳〵其社の御神は、天穗日命其御子天鳥舟命を祭れり、天穗日命は土師連の遠つ祖也、土師を後世略してハジといへり、波之ハヲを和之ワシとよみ誤りて鷲とし、天鳥船命の鳥に附會して、鳥の町といへるなるべし、さて鷲は其田鳥にあらず、食用にあらず、其羽矢羽の最上なる故に、武門の守りといひ出したるなるべし、

〔東都歲事記四冬〕十一月酉の日、酉トリの祭マチ、酉のまちは酉のまつりの略語なり、酉の町と書るは據なし、又酉の市ともいふ、二の酉三の酉ともに參詣あり、開[illegible]とも、に開運の守護神なりといふ、

葛西花又村鷲大明神社別當正覺院、俗に大とりといふ、參詣のもの鷄を納む、祭り終りて淺草寺觀世音の堂前に放つ、境内にて竹杷粟餅等を鬻ふ、江戸より三里あり、

下谷田圃鷲大明神社別當長國寺、俗しん鳥といふ、今日開帳あり、近來參詣群集する事夥し、當社の顯へる事は今天保壬辰より凡五十余年以前よりの事とぞ、粟餅いもがしらを商ふ事葛西に同じ、熊手はわきて大なるを商ふ、中古は青竹の茶筌を鬻しといふ、千住二丁目勝專寺に、葛西と同體の鷲大明神ありて、今日參詣をゆるす、世俗中酉といふ、

〔江戸名所圖會十七〕正一位鷲大明神社　花亦村にあり

當社に毎歲十一月酉の日祭あり、世に酉のまちと云、まちは祭の略語なり、此日近郷の農民家鷄を奉納す、翌日納る所の家鷄を、こと〴〵く淺草寺觀音の堂前に放つを舊例とす、

〔鋸屑譚〕佛說辨才天經、凡有三部、其說有少異といふ、若欲供養此神者、白月一日より十五日に至るべし、若白月をもてせざる人は、毎月巳亥の日を用ふべしといへり、按に四月初の巳の日、天子御園祭を行はせ給ひ、十月上の亥の日、豕ヰの兒コの節會を行ひ給へり、されば巳亥の日を用ふるも、亦

これに據れる成るべし、

〔三養雜記四〕月待日待代待

辨才天を己巳に祭を、巳待といひ、○下略

初卯

〔東都歳事記一春上〕正月己巳待年中辨天參　下谷忍が岡別當生池院、今夜本堂帳りあり、諸人群をなす、　増上寺山内芙蓉洲　本所一ッ目總錢持　深川永代寺　同冬木庭中　洲崎吉祥寺　本所石原辨天小路總水辨天開ちやう　淺草寺内お多福辨天寶藏院老女辨天　淺草池の妙音寺開帳　橋場福壽院大般若　下谷龍泉寺町月洲寺開帳　牛込おたんす町南藏院　三田寺町佛乘院旭辨天開帳　小石川傳通院寺中昌林院

〔俳諧歳時記正月〕初卯　攝州住吉へ初卯の日詣ることなり、今日社內に於て、參詣の人に神符を授く、これを卯の札といふ、江戸にても、此日本所の妙義へ參詣す、今日受る所の紙符を竹串に插み、諸人これを頭髪につらぬきて家に歸る、

〔東都歳事記一春上〕正月卯日毎月　龜戸妙義祭天滿宮の境內にあり、毎月卯の日を緣日とす、正月は初卯詣と號し、參詣多く、南は閘圍より堅下水通、北は淺草大川橋より柳嶋の大手通りに滿つ、又二の卯三の卯も是に同じ、諸人神符を受て髻に挾てかへる、餅或は土を以て團子さし、五彩に色どり、大なる柳につけ、繭玉と號け售ふ、又天保二卯年より卯杖卯槌を鬻く、

初午

〔世諺問答二月〕

問て云

此月の馬の日、いなりにまゐるは、何のいはれにか侍らん、

答、弘法大師東寺の門前にて、稻おひたる老翁に、二月の午の日あひ給ひて、則東寺の鎭守に勸請申されたりしかば、此寺はんじやうせしより、此日をもて緣日とや申べからむ、

〔毛吹草五春〕初午。

初午の馬子はいなりの社人哉　作者不知

〔年中重寶記一〕二月の事

初午日稲荷まつり、初午日に稲荷に參詣する事は、元正帝の御宇に、當社影向し給ふとき、二月初の午日なるゆゑ、この日諸人參詣す、

〔永代重寶記四〕二月初午いなりまつり

〔滑稽雜談二十三二月〕初午詣上ノ巳午　和俗二月初午日を以て祭る事諸國に侍る也、帝都に於て稲荷神社を以て第一とす、今世一日前の巳の日を以祈れる、是巳と身と通ず、身の福を得といへり、○中略當世殊に農工の人參詣して、蔬果の種を求めて是を種殖の瑞となせり、いにしへは此山の土を以てかへり、工人の用にまじへて是をたふとむ事侍りしや、此餘風によりて當代土を以て玩器の類、或は人形鳥獸の類を造りて此會に賣れり、俗につぼ〳〵てんはなぜいひて、參詣の男女是を求む、是土を取て瑞とする證也、一說、此五座の內に土祖神ましますゆゑなりといへり、○中略或曰、むかしは此日詣る人、杉の葉を手ごとに折て家にかへりしと也、今も社家より守に杉葉をそへて出す也、由緣可尋、

〔續江戸砂子一二月〕初午の日、諸所の稲荷の社、或は屋敷町屋の鎭守の宮に、五采の幟をたて、奉幣し神樂を奏す、とりわけ江府は稲荷の社多き所にて、參詣群集の人涌がごとし、神田紺屋町邊の宮造りは、宮島井を衆日より貯へ、午前とて年中第一の產とす、初午の十日計前より宮島井をひさぐ事市をなせり、

〔一話一言四十三〕新吉原九郎助稲荷奉納一卷

初午や紋に染ても薄もみぢ　翅中

紫やはつ午山の餘わらび　湖泉

見よけふのむかし乙女が花衣　淵連

はつ午に嫁も姑もたつた河　何江
初午は亭主の好に赤の飯　十町
はつ午や先蓖蔴の緣むすび　少長
初午や疑ながらいわし雲　三升
はつ午や錢に糞する鷄の聲　納子
初午や草にも寶珠蕗の薹　路考
きさらぎや行基菩薩の稻荷山　仙魚
湯の花の柳へ散て雫かな　烏久
菜畑や花に曇らば狐いろ　秀扇
はつ午やうたがひながら神の事　超波
初午や大黑舞の飛鳥河　湖十

元文十巳春二月

〔絲屑譚〕每年二月午の日、初午と稱し、稻荷社にまうづ、蓋初鎭座の日なり、〇中略關東人、此日馬頭觀音にまうづ、初午をもて馬頭の義とするにや、嘗て紀伊國熊野に行きしに此日にあへり、土人觀音に群參す、その頭髻に插むものを見ればみな賢木(サカキ)なり、これをひとりの老嫗に問へば賢樹なり、安く榮ゆるの義を取るゆゑに、古より此儀ありといふ、然則謂觀音者、後世浮屠氏之所假托、可以知矣、

〔俳諧歲時記二月〕初午　武江にてもこの日、王子、妻戀、三圍、眞崎等の社參詣多し、近年王子稻荷最群集す、西ヶ原より先、田の畝にて百穀の種物を賣る、參詣の諸人、歸路紙製の狐を買て土產とす、又茶の木稻荷の氏子今日茶を喫せず、その外にも茶を禁ずる家あり、武家市中とも鎭守の稻荷

を祀り、燈燭をかゝげ鼓吹して舞ふ、近くは雲間の霹靂のごとく、遠は蒼海の波濤に似たり、江戸の繁榮實に耳目を驚すに堪たり、　初午やあたりの乳母は星月夜　沾德

本妙寺詣上ノ午　江州三上山の邊に舊迹あり、今も二月初午詣あり、〇中略堂の前に三十三間の矢場あり、初午の日今に至りて弓矢を莊嚴とし、里民も弓矢を商ふ、參詣の人これを買て奉納す、この本尊、平日は秘佛にして、初午の日、或は三十三年を開帳の期とす、當時初午當日の外は、北佐久良南佐久良兩村の百姓、四十人ばかり講を結びて、一村より六人づゝ各十二人を年頭とし万事を支配す、本尊南村に在ときは北村より封を付、北村に在ときは南村より封を付て、互に尊敬の意を示となり、初午の日節分の豆と、十二銅を捧て、諸人祈願すといふ、

〔茅窻漫錄中〕初午并稻荷

毎年二月初午の日、貴賤一統にもて囃し、初午稻荷祭といひ、在々所々其祠へ詣する事、天下一統風俗となれり、〇中略いつの比より何者のいひ出だしゝか、野狐を稻荷の神使と稱し、初午の日は、天下一統貴賤押しなべて、家々に持囃し、赤小豆飯油煮等の供物、種々とゝのへ、町家士民の中にても、其格式定例ある家は、居宅の內に鎭守の小祠稻荷を勸請し、正一位大明神の幟を立てゝ、往來群聚いはむかたなし、

〔我おもしろ上〕初午の翌日に

はつ午の大鼓にあらで鳴る耳のおとろふる身もはやしとぞ思ふ

初午

初午のぞろつくなかに商ひの道はぬからぬあめのふりうり

名所初午

いほ崎に人も大鼓もぞろつくは田中の神〇稻荷三圍のはつ午ぞこれ

〔我おもしろ下〕稲荷奉納玉の畫の額

抑狩野家の玉を見れば、綠竹の色なるあり、こや孔雀石の玉と思はれ、赤きは大津の赤玉にして、白きは御膳白玉とも見るが中に、黃なる玉のなきは、狐の毛色にさし合なれば、こなたの目玉のくらければ目利に及がたし、いづれ初午の奉納なれば、共にこんこんおきの光りを添ふなるべし、もし酉の町の鷲大明神に奉納あらば、たうの芋ともいはん歟、

〔烈公行實〕天保元年庚寅、年三十一歲、春正月、〈○中略〉公久爲公子、稔聞上下放縱、貨賂公行、群飮沈酗、風俗大壞狀、故首革驕奢淫佚之弊、崇尙儉素、戒飾甚至、乃定淫聲慢舞之禁、尋禁門松、初午、端午等、禮俗之過侈、

〔三養雜記〕初午稲荷詣　地口

二月初午の日、稲荷詣すること、〈○中略〉ふりにし世よりあることにこそ、猶諸書に見えたるとかつ初午の日を用ゆるよしなど、すべて賀正より追儺まで時令のことゝも、予かつて歲時要略にくはしく記したれば、こゝにもらしつ、さて江戶にて稲荷祭には、地口行燈をつらねともすならはしなり、この地口といふは、土地の口あひといふことにて、たとへば地張させる、地本繪冊子、地酒などの類、いづれもこの地といへるは、江戶をさしていふ詞なり、さてその行燈にかけるを、繪地口とて繪を專にして、まうづる人のあゆみながらよみて、わかるをむねとするなり、

〔二千年袖鑑中〕二月

上の午の日、初午と稱して、江府中稲荷の宮に幟を立、神樂を奏し、參詣群集す、江戶はよこくにかはり、市中にも銘々屋敷の鎭守に稲荷を勸請して、所として此神を祭らざるはなし、此故に神田紺屋町邊の市店は、年中鳥居宮など造りてひさぐ、中にも當月初午前には買人引もきらず、思ふ唐の社日の祭禮とおなじ、故に異國にも社日には土地の神を祭る、稲荷も五穀の神也、和漢地は

萬里を隔つといへども、其趣は同じく、家々醉人を扶得て歸る、今日の夕暮賑々敷目出たし、

〔東都歲事記 春一下〕二月初午　江戸中稲荷祭、前日より賑へり、江府はすべて稲荷勸請の社夥しく、武家には屋敷毎に鎭守の社あり、市中には一町に三五社勸請せざる事なし、寺社の境内に安置する所に、神樂を奏し、幣帛をさゝげ、市中にも挑灯行燈をさし、五彩の幟等建つらね、神前には供物燈火をさゝげ、修驗禰宜など請て法樂す、又男兒祠前に集りて終夜鼓吹す、千社參りと謂して稲荷千社へ詣るもの、小き紙に己が名所を記したる札をはりてまはる、しせす、島旗納に多し、何れも中人以下の願なり、小き田舍屋町の邊は畫に小宮島居を建りて商ふ、其故に傚る宮町といふ、氏月分て買人多し、東都稲荷の社は前に三るすは如くにあまたなれば、こいには其壇なるなるゝ面巳、實に爲が一なり、物午の日前繪馬大鼓賑入群に多し、

王子稲荷 別當金輪寺、關八州稲荷の司なり、さいへり、前日より諸人群をなす、妻戀稲荷 湯島に在、社前に於て、狐遠を遣る神符を出す、日比谷稲荷 源助町、芝口三丁目への通路、同東の横小路へ假屋を設けて神輿を遷す、初午の二日前より產子の町々へ神輿を渡し、御旅所への通路にて、初午の翌日迄御旅出あり、出し、ねり物、挑灯、幟等出る、日祭の町の通り行燈にし、年々工夫をこらす、產子は芝口二丁目三丁目、同所新町、砂宿、三角屋敷、源助町等なり、烏森稲荷 別當快長院、神主山田氏、初午の二日以前より、幸橋御門外へ假屋を補理して御旅出あり、同日產子町々神輿を渡し、初午翌日夕方に歸輿あり、町々大幟を立、獅子頭花出し等を飾り、挑灯等多く出す、又隔年に踊りし練物を出せり、旅所にて杉の葉守の神符を與ふ、產子に二葉町、並房町、右田、備前町、同和泉町、同鍛冶町等なり、右の附社は市中稲荷祭の社殿なり、穀豐稲荷 八官町にあり、加賀町に假屋を補理して御旅出有て賑へり、杉の森稲荷 新材木町

稲荷堀稲荷 小網町後　橋本稲荷 靈巖じま　姫前稲荷 同所　鐵炮洲稲荷　稲德稲荷 浮世小路　白旗稲荷 本石町壹丁目　柳森稲荷 柳原、隔年飾りものあり、太田姫稲荷 駿河臺　下谷稲荷 別當正法院　境稲荷 下谷茅町　柳の稲荷 淺草寺町　新 熊谷稲荷 同八軒寺町本法寺、千卷陀羅尼、西ノ宮稲荷 淺草寺地守神なり、明和九年神輿を渡せしと云、熊谷稲荷 同所　篠塚稲荷 淺草門外　卯 太郎稲荷 淺草新堀　袖摺稲荷 淺草田町　九郎助稲荷 吉原にあり、この夜郭中稲荷社挑灯などもす事夥しく賑へり、各 忍が岡稲荷 上野にあり、穴のいなりといふ、三崎稲荷 谷中　瘡守稲荷 谷中に二ヶ所　三河稲荷 本鄕元町　三崎稲荷 水道橋內　澤藏主稲荷 傳通院　水稲荷 高田寶泉寺、今日古例の奉射の式、又二十五座のかぐら興行あり、茶の木稲荷 市谷八幡境守神　花園稲荷 四谷新宿三光院　世繼稲荷 赤坂田町中坂　霞山稲荷 麻布櫻田　鈴降稲荷 赤坂　三田稲荷 又高いなりと云、景色眺望よし、赤坂町にあり、產千代稲荷 增上寺　瘡守稲荷 同所に在、其外山內に多し、谷山稲荷 品川　黑船稲荷 深川石場　王智稲荷 砂村　眞崎稲荷 橋場　三圍稲荷 牛島、別當延命寺、千代世稲荷 受地秋葉社相殿、半田稲荷 葛西金町、築地洲和泉邊通兩所能勢家鎭守稲荷社にて黒札と稱し、狐憑を退る札を出さる、本所中の鄕成就寺稲荷の社にて感得の寶珠を拜せしむ、三崎稲荷は小川町水道橋西土手にあり、神塵湯といふ疱瘡の神藥なて應す、但し正月元日

甲子祭

より二月初午迄切手を出し、二の午の日築を與ふ、寛永の頃靈告によりて始りしといふ、二午　三午　古例により、又は初午の日さはる事あれば、今日いなり祭を行ふ所あり、尤武家に多く町には大かた初午に執行ふなり、

〔運歩色葉集　禰〕子祭　十月子日祭大黑

〔毛吹草　三　付合〕祭　甲子きのえね

〔日次紀事　一　正月〕凡一年中六甲子夜、禁裏被祭子、大乳人被獻小豆粥於御前、并饗殿中男女、凡毎甲子、民間買燈心、俗稱子燈心、其内以十一月甲子爲最、○中略　六甲子夜祭子、是謂子祭、

〔日次紀事　十一　十一月〕此月子日、備供物爲子祭、禁裏亦有此儀、四辻家參内、於御前被奏林歌、此樂舞衣因有鼠紋也、樂了後則以所供子之調味被贈四辻家、○中略　銀座大黑屋尊崇子祭、而特祝之、家内宴遊間催狂言、爲大黑天授福之戲、凡諸商此月子日子時祭之、蓋買賣之間取其利也、欲比鼠子之蕃息也、凡所供子之膳食、毎品加大豆、又供兩股大根、大豆鼠之所好食也、兩股大根俗稱福來、

〔滑稽雜談　二十一　十一月〕子祭　予曰、今の神道者佛道を嫌ひて、是非ともに唯一を立んと欲するが故に、今大黑の説に附會多し、抑大黑神の事は、山門圓信破日蓮義下曰、今此天神事、仁王經所説也、舊譯經曰、以祭塚神矣、新譯經曰、以祭塚間摩訶迦羅大黑天神矣、西方諸大寺、處々成於食廚柱側、或在大庫門前、乃至是大天之部屬、性愛三寶、護五衆、使無損耗、求者稱情云々、故に本朝の密祖異國より大黑天神の密法を傳へ給ふ、又十一月子日に子祭をする時、大黑の像を本尊とする事は、十月亥日を用、又十一月は子月なれば、子日を用る事は其子細有事也、大黑天神は廚家豐饒の守護神なる故に、世人鼠の來て家厨の飲食、倉庫の器用を損さすを、此神に祈る時、子の月たる十一月の子日を用るなるべし、

〔諸説辨斷　二〕大黑天神幷夷子三郎ノ辨

子祭ト云テ、十一月ノ子ノ日ヲ用ル事ハ、十一月ハ子ニ建月ニシテ、一陽來復ノ月ナリ、故ニ十一

月ノ子ノ日ヲ取テ、大黒天神ヲ祭ナリ、

〔鎖屑譚〕日蓮上人三面大黒天の讃文云、甲子の日毎に、生黒豆百粒をもて祭るべし、是秘中の秘なりとぞ、佛說大黒天神經、南海寄歸傳等無二此說一、其像坐して金嚢をとり、小牀に郤き踞り、一脚地に垂ると、その儀をもて神使とする事、大己貴命の故事に起りて、舊事紀に見えたり、則甲子の日を用ふる因有レ據、今世祭る所の像も亦日本の風儀に非ず、梵天像也、

〔俳諧歲時記十一月〕子祭子燈心　大黒天の火燒なり、十一月の子の日に、來年十一月まで家に用る所の燈心を貯ふなり、これを子燈心といふ、俗傳なり、

〔東都歲事記一春上〕正月甲子日每月　大國神祭　神田社地　小石川傳通院寺中福聚院開帳あり、參詣群集す、　東叡山護國院　本所龜澤町大黒院開帳　麻布一本松大法寺同　淺草寺中長壽院出世大黒　下谷ごふ店　蓮光寺開帳　牛込原町經王寺同　駒込追分東横町大恩寺　日暮里經王寺　青山仙壽院　同立法寺　今日俗家にも此神を祭り、二また大根、小豆飯黒豆等を供す、街に燈心を商ふ、

〔大江俊章記〕寶曆六年十一月十二日、到二東寺一拜二大黒一、今日子日也、子年子月子日此大黒開帳、予甲子年、依二母命一參詣、今日有二所思一參詣、

〔淺草庵雜文〕甲子祭祭文慶應二年正月高野氏需

掛卷毛畏支入雲立出雲國、八百米杵築大宮爾鎭坐氏、世中乃萬事知召須、大國主大神兄弟止成氏國造築坐之、青人草乃宇豐瀨爾塩氏、安都加比保幸平救賜比助給布、少名彥那大神乃幸魂奇魂、齋鎭奉留二柱乃大神乃大御像遠、宇豆乃大御前爾姓名恐々母申佐久、朝夕爾常爾拜奉禮禮奉氏、恩賴蒙奉留悅申奉就中氏、初春爾今日乃甲子之吉日乎生日乃足日止定奉氏、大祭仕奉留廣前爾、山物海物、御酒波瓶能腹滿双、大御饌菓餅種々物、橫山如積置足之氏、稱辭竟奉止良久白、如是獻宇豆乃幣帛乎安美氏具良乃足美氏具良止大御神達乃御心平久安久氣聞召氏、妻子氏族出入人等奴諸爾至万氏、彌

十日惠美須
二十日惠美須

益々曵無事无久、禍言口安波世受、萬災發良受、千萬乃福、泉乃涌出事乃如久、命長支波八百日行濱乃眞砂乃算盡佐奴禮事之如久、家業榮留昌延、家內穩留睦之久介在賜閉止申事乎、諸聞食世止豬自物膝折伏、鵜自物頸根衝奴支氐、恐美惶美母白須、

〔日次記事正月〕初十日　十日惠美須　大坂地下人、詣今宮惠美須社、是稱十日惠美須、

〔雍州府志神社二〕惠美須宮　在建仁寺門前、凡稱惠美須者、是蛭兒命也、命住西宮海邊、故以釣漁爲樂、故斯社多在海濱、漁人專崇之、漁人數日擧網不得魚、則必祈斯神、若得魚之願成、則裁縫衣服、使著惠美須像、又謂惠美須者福神也、凡農工商共祭之、商賈特崇之、每年十月二十日家々祭之、此宮祭亦此日也、〇中略凡倭俗、惠美須大黑天爲一雙、民家戶々作小像、安置棚頭祭之、是謂惠美須棚、凡自外所入家內之金銀絹帛、幷酒粲肴核之類、先供斯棚、言又祈得之也、故與福神惠美須併祭之者乎、

〔滑稽雜談正月二一〕夷參り十日　今世每年正月十日、西宮の夷へ參詣する事、都鄙群をなせり、是を十日夷ともいへり、此會の後、此社の神人、此殿の像を札に板して諸國へ弘む、商家の輩是を信じて請取る也、歲首に若夷とて賣ありくも此義より起る歟、此會をさしてゑびす祭共、ゑびす參り共、十日夷ともいへり、十月廿日に祭るを、廿日夷或はゑびす講と稱す、京都にある旅夷祭は、九月廿日也、總而蛭子と夷と同異の兩說、其道の識者に依て、口傳を受べき也、

〔難波鑑六〕夷祭　十月廿日
是其所と定めたる社なし、夷三郞殿は、商人をまもらせ給ふ御神とて、上下の諸商人面々の家にして內祭す、夷棚ある家には、色々の御供を備ふ、

〔俳諧歲時記正月〕夷祭十日　商家もこの日大に宴を設け、客をむかへて饗應す、江戶にてはこの月廿日、商家戶々夷祭をなし、大に醼會す、くはしくは十月の條下に注す、

〔俳諧歲時記十月〕夷講廿日　この月廿日、或は家例によりて日定らず、商賈の徒、西宮大神宮を祭

吹革祭

る、此神商買を護り給ふゆゑ也、この日蛭子の像に、神饌神酒等供す、亦かならず鯛を供する也、又別に酒宴を設けて、年中出入する所の花主、或は懇意の人を招きて饗應す、これを誓文拂といふ、又蛭子の像前において賓主相混じ、盃盤器物に至るまで、假りに價を定む、或は千兩、或は萬兩、賣る者諾すときは必拍掌す、これを夷講の賣買といふ、一時酒興の戯也

〔改正月令博物筌正月〕十日　夷祭、十日夷とも、西宮今宮、

〔改正月令博物筌十月〕廿日　惠比須講　誓文拂、此日商家一統にいはひ日として戎を祭り、酒宴を催して客をもまねく、中にも呉服店は格別にぎはしくする事也、商人つねづね欺賣の罪を拂ふとて、誓文拂ともいふ、京にては官者社に詣で、是を誓文がへしの社といふ、大坂にては今宮の戎へ參詣多し、

〔東都歳事記春一上〕正月十九日、今夜大傳馬町壹丁目二丁目通旅籠町の往還に愛比壽講の市立つ、商家愛比壽の設けとて、魚類菜蔬愛比壽大黒の像小宮諸器物等を售ふ、

廿日商家愛比壽講愛比壽大黒二神を安し、鯛魚の鮮けきを花けて是を祭り、万陪の利[illegible]貫殖を祈る、終夜親戚知己をむかへて宴飲す、又蛭子の像前に於て、盃盤器物にいたるまで價を千兩万兩などゝ定め掌を打て假に商賣の事をなせり、

〔東都歳事記四冬〕十月十九日、今夜大傳馬町壹丁目二丁目通旅籠町に商家夷講の市立つ、正月十九日の如し

廿日、商家愛比壽講正月廿日の如し

〔倭訓栞前編二十六不〕ふいがは　鞴祭は十一月八日、鍛冶の祭る所也、三條宗近が故事に依て稲荷を祭る、されど今の圖像は不正甚し、

〔毛吹草三付合〕祭　鞴

〔日次紀事十一十一月〕稲荷社火焼　新御供社家松本氏調進、相傳鍛工三條小鍛冶宗近、鑄二刀劔一時、稲荷神出現而搗二鐵槌一以助二鍛錬力一云爾、宗近鍊刀之石盤、今在二東山知恩院山門下一、銀匠鍛工等、凡設二槖籥一

者悉祭之、或謂蹈鞴祭、知恩寺鎭守元賀茂明神也、三十九世滿譽和尙、加稻荷八幡、故今日有稻荷明神之火燒、

〔日本行脚文集三〕鍛冶祖三寶荒神贊

蹈鞴祭神酒も鋼おろしかな

〔年中重寶記四〕十一月の事

八日　稻荷の庭燎、俗に韋囊まつりと號して、鍛冶、金細工人別していはふ、

〔永代重寶記四〕十一月八日韋囊祭

〔古今神學類編百七雜事〕十月

此月ノ諸神事、大抵皆迎陽所爲耳、或ハ諸社ニ十一月御火燒ト稱スルモ是心也、稻荷祭ヲ鍛冶ノスルヲ鞴祭ト云、是ハ傳テ云、三條小鍛冶ト云者、稻荷ニ祈リテ妙巧ヲ求ム、則其山ニシテ、埴土ヲ取テ刀ヲ作リシヨリノ事也、

〔滑稽雜談二十一十一月〕吹革祭八日　今世において、金銀銅鐵の工匠の徒、尤吹革を專用する者、每歲今日吹革祭、又稻荷の御火燒と稱して、吹革に神供をそなへ、酒飯魚鳥を料理して、家族是を祝、是又社家者の幸なれば、今又金工の守神の旨を述ぶ、又本社へ參詣多し、

〔年中行事故實考十〕十一月八日　御火燒といふ、稻荷大明神を祭る、鍛冶家にて鞴祭りといふ、神酒餅菓なんど備へ、終にはこれを撒らして小兒等にあたふ、京師にて古より有けるにや、庭火を燒て神酒など備へし圖、古土佐家の繪にかきたるありし、

〔續江戶砂子十一十一月〕八日吹革祭　鍛冶、鑄物師、錺、白金細工、すべて吹革をつかふ職人、此日稻荷の神を祭る、俗にはたけと云、此夜子共あまた鍛冶が軒にあつまり、ほたけ〳〵とはやせり、柿蜜柑をなげて子供にあたふ、

〔牛馬問三〕鍛冶十一月八日稲荷を祭事は、むかし三條小鍛冶宗近劒を造るに、いなり山の埴を取て刃をやくに最すぐれたりし故、此埴を取の神恩を謝する爲此神を祭、時々稲荷山へ詣でたりし其遺風なり、俗說のごとく、狐の合槌にて刀を造し事、たえて無稽の妄言なり、

〔俳諧歳時記十一月〕吹革祭。八日。　祭る所知恩寺の鎮守元賀茂明神なり、或人云、三十九世満霊和尚、稲荷八幡を加ふ、故に稲荷の火燒といふなり、十一月の八日、鍛冶鑄治石工の徒、すべて吹革をとり扱ふ家にはこの神を祭る、江戸にては八日の未明に、市中の小兒その家の前に群集して、鍛。冶。や。の。び。ん。ぼ。う。と。呼。ぶ。、主人即ち二階より數百の蜜柑を投つ、群童各爭ふてこれを拾ふ、是を鍛冶家の吹革祭といふ、その鍛冶にあらざるものも、吹革あるの家はみなこのことあり、小兒相呼ぶこと前の如し、蓋そのびんぼうといふものは、かづけ物の多からざるを嘲るものにやあらむ、その徒毎年この蟲を以家例とす、

〔改正月令博物筌十一月二〕八。日。吹。革。祭。　諸職人とも皆、鍛工稲荷を祭る、此事三條小鍛冶より始る、昔後鳥羽院大刀刃をうたせ給ふ事を好ませたまひて、時の名工どもを禁裏へめされ、十二月にわかちて、其月々の番かぢをさだめさせ給へり、其時いなり山の土を取りて用ひたる故、彼鍛冶ども度々往來して、いなり山の神を拜せしより、つひにいなりを祭る事となれり、

〔二千年袖鑑中〕十。一。月。
八。日。　鞴。祭。、此日鍛冶、鑄物師、其外吹革を遣ふ職人、稲荷を祭、

〔東都歳事記冬四〕十一月八日、鞴(フイゴウ)祭(マツリ)稲荷を祭るの行事なり、世に火燒といふ、鍛冶、鑄物師、錺師、白銀細工、其余吹革を遣ふ職人の家にて是をまつる、今日早旦に二階の窓より往還へ蜜柑を投る、餅みかん吹革まつりやつかみ取　下風

〔多度大神宮略緣起〕すべて銅鐵の器物を用て諸物をつくる諸職人、ことに鍛冶鑄物仕等は、天目一箇大神の御恩に一日も漏べからざれば、とりわきても齋祭べきなり、然るを鞴祭として、故もなき濫祠をまつるもあり

さきく、此の大神をおきて、他に鍛冶の御祖神はあらざるをや、然れば今も忌部氏にて、集寓の官人なるなにがしの家にて、諸國の鑄物仕の裁判をせらるゝは、この神代の故實に因てなるべし、

〔柳營秘鑑追加人〕日光御宮巽之御上棟之次第

上棟眞行草有、眞は大工棟梁五位之衣冠、行は大紋或は布衣、草は素袍著用也、其餘長上下半上下著用、眞之御上棟、於關東は寬永十一甲戌年、日光御宮御造替之節、幷明暦年中江戶御城御類燒後、御普請出來之節、都而二度也

寬延三庚午年、御宮御修復被仰出、〇中略

寶暦三丁酉年御出來也、〇中略此時御上棟之式は、眞の御上棟可仕旨被仰出也、

御上棟ニ付、御宮御拜殿正面に玉女壇とて、八尺四方の壇を取立、幷御棟棚迚、高貳間に三間四方の假棟棚出來、四方堅迚、御宮御本社御濱緣之四隅に飾もの備物をいたし、誠に善美盡したる事也、御拜殿西の御間に、御門主御著座、東の御次に堀田相模守、幷御手傳松平阿波守著座、御庭上において大工方のもの御斧始、御上棟之式相勤也、

御上棟ニ付、御納戶其外より請取物左之通、但大工棟梁出之書面也

覺

一色縮子六拾五丈是ハ御棟の木行、三布にて十六間分、四方堅、二布にて御緣、四方張廻し、二十六間分、
一金襴三丈七尺是ハ御幣九本、砂金袋九ツ、幷御棟札之覆、
一色板之物拾七丈八尺是ハ右之御裏地也
一晒布三匹是ハ御棟弓弦、其外裏地也、
一布白幕五張是ハ御棟御廻り水行之下幕ニ用
一奉書紙壹束五帖是ハ御幣紙七本分
一色奉書紙七束同上
一紅糸四斤半御幣九本分
一白糸四斤半同上
一麻苧九抱同上
一射綿九抱同右
一末廣九本同上
一兩面金紙五拾枚
一兩面銀紙五拾枚
一兩面紅紙五拾枚此三品御幣貳本分
一蠟燭三拾目二百挺
一五位衣冠貳人前緋之袍、淺黃指拔、中啓冠共、但紐付、
一布衣九人前かな色四人、はな色五人、
一素袍三拾三人前小結小立萌黃壹人、淺黃拾五人、萌黃拾七人、
一白丁拾人前
一白帷子二人前
一淺黃帷子四拾二人前
一金水引貳百抱
一瓶子壹對高さ二尺御紋付口覆金銀尤蝶

花形糸尤飾　一瓶子七對（高さ三尺）右同　一銚子加九對　一長持三掉　一半櫃三掉　一金剛草履五拾足　一丸鏡九面（御幣附）　一靑銅貳百貫文　一同貳貫文（是ハ金銀箔置、砂金袋へ入、）　一神酒二樽　一土器百枚　一三方拾八膳　一白米壹斗　一箱肴九ヶ所分（昆布一箱、搗栗一箱、岩茸一箱、一ヶ所三箱ヅヽ、）　一半切桶二　一飾餅入　一鏡餅八備（三ッ重）　一飾餅千　一御幕串（彩色金箔）　一弓二張　一槌盤七（金銀彩色寶臺し）　一金剛柱八寸角　一玉女旗八尺四方　一御新初御材木三間（尺角）　一御棟棚（高九尺三間四方）　一供物臺九ッ　一長柄銚子八　一鏡餅臺八　一掛鏡臺二　一御幣臺五　一綱引五拾筋　一水縄二百房　一丸提燈三拾組　一紺淺黃幕（長十間、三對、）　一地布拾匹　一糸立九拾枚　一筵三百　一薄縁三百枚　一手水桶二　一柄杓五本　一草履百足

以上

御上棟之式

寶曆三（酉）年五月廿五日、御上棟（ニ）付、總奉行堀田相模守を始諸役人、辰の上刻御別當大樂院（江）參會、夫々の裝束を著、巳之下刻御宮（江）伺公、此時堀田相模守松平阿波守直垂を著用、御拜殿東之方西に向著座、御勘定奉行日光奉行兩御目付何れも大紋著之、東之方御切目緣上御本社に向著、御大工頭（大紋）西之方御切目緣上東に向伺公、御疊奉行漆奉行御勘定下奉行何れも素袍著、東之方御張出御本社に向伺公、御畫師（十德）目代（素袍）西之方御張出御本社（ニ）向伺公、各著座相調、其後御門主御出仕、御拜殿西之方東に御向御著座、此外御作事方小役人、幷御繪師、（結城、玉築、椿軒、）總奉行用人、御手傳方、書上之役人、御白洲或は御唐門內御玉垣際へ相詰、御別當大樂院御殿守居禪智院坊官家司は、御門主御著座之間、御次より御張出之方に並居、諸棟梁御用達之者共、國名之分は布衣、其餘は素袍下帷子共被下置、御白洲東之方（江）相詰、

右著座相調候節、大工方大棟梁（辻內豐後、大谷甲斐、）衣冠幷數輩之番匠共、御殿地埋御門より仁王御門通御

拜殿階下迄行列參向、其外諸棟梁行列之跡に付、棟之槌四方堅之番匠、布衣御唐門江入、右に付御棟札持番匠、御唐門前江來候節、御大工頭大栁八左衞門御濱廊下江出向、行列揃候を見屆、直に御正面桼階段を上り、西之方御切目緣著座、夫より引續御棟札持幷玉女役布衣振幣持兩人、布衣御拜殿江上り玉女壇へ入、此時庭上にて大棟梁御釿初之式有レ之、御棟棚四方堅之番匠は、御本社四隅御棟棚において御上棟之式有レ之、其外式書之通相濟、御大工頭御切目緣中程迄被レ出、御目付出向、御規式相濟候旨總奉行江申上有レ之、西之方御切目緣江御目付歸座、直に總奉行御拜殿中程江著座、一色周防守、御大工頭に差添、御切目緣へ被レ出、其時拜領物白銀廿枚被二仰付一候旨申渡有レ之、御大工頭御濱緣へ退、御殿番高木磐九郞銀臺引レ之、右相濟御門主御退參、引續總奉行御手傳以下退散、御假殿へ參上各拜禮有レ之、總奉行御手傳御勘定奉行日光奉行兩御目付神酒頂戴、其餘は神酒頂戴無レ之、右相濟て御門主御歸坊、總奉行御手傳退去、○下略

○按ズルニ、此餘家屋ヲ新築スルニ當リテ、地鎭、地曳、龍伏、釿始、淸鉋、立柱、家堅ノ諸祭アレド、今皆此ニ省略セリ、

〔釿始上棟之次第〕御棟祭役人之次第

先隨身役二人、御棟祭ル方之軒、左右軒ニ向キ、牀机に坐す、○中略

裝束隨身狩衣井冠頁掛有レ之、又ハ青襖著、弓手之肩脫、弓矢持、尻鞘大刀帶レ之、

次御棟祭役人三人、御棟三ヶ所御幣之前ニ坐ス、

御散米出役人三人、御棟祭役人ニ一人宛相副、執行如レ常、

御銚子同加役人共六人、御棟祭役人ニ二人宛相副、執行如レ常、

聲掛役人一人、御棟中央之御幣之前ニ參拜シテ、少退キ坐ス、○中略

奉幣役人三人、御棟祭軒下地ニ荒ゴモ敷、上ニテ執二行之一、○中略

奉幣出シ三人、同役人ニ一人宛相副、奉幣役人ニ左ノ方ヨリ渡之、〇中略

已上

同祭諸大事次第

先鳥居之大事　次一揖　各口傳

著座一揖　安座二拜　同

護身神法　拍手十小大當早　同〇中略

聲掛役人之事

御棟祭之神酒調而、聲掛役人裝束ニ襷掛、聲掛之定座ニ行、大扇開キ、同地紙トカナメトノ相、カナメ之方左之手一束ニ持、左之脇ノ下ニ付ケ、善之綱右之肩ニ乘セ、同右之手ニテ上ヨリニギリ、左ノ手高ク持上ゲ、隨分高聲ニ曰ク、

善哉棟丁　陽哉棟丁　榮棟丁　合三聲

此文字一字宛長ク高聲ニ云之、棟ト云文字ニ大扇之打付、御棟之三ケ所、幷御柱本、御梲、何モ聲一同ニ合セ申事第一專也、能々兼而云合置可申、御梲調、善之綱、肩ヨリヲロシ、大扇ヲタヽミテ襷オロシ退下、

但　陰哉棟　陽哉棟　榮棟　又如此二流ニ有之由〇下略

〔匠家故實錄中〕上棟之例式

凡上棟の式は、造營成就の佳節にして、是第一の大禮式なり、最諸事叮嚀を盡し、嚴密に調ゆべきなり、殊殿造神社佛閣、或大家等の上棟の節は、先吉辰を撰んで、棟を上るの造作を成し置、續て吉辰を撰んで、上棟の神祭及び槌の式を行ふべし、又小家造建の節は、當る吉辰の早朝に棟を上て、同日に神祭、槌の式等を調る事あり、全體是本意の事なり、併其節の勝手に任せ、都合宜きに隨ふ

べし、勿論式禮の當日而已吉辰を撰み、前日に吉辰凶辰を撰すして棟を上置事は不可なり、尤兩日とも吉辰續く日並ならば用ゆべし、右上棟の式、祭禮本式作法中略式、略式の調格、各場所の飾付等、左の圖の通なり、〇圖略　尤大概可事を調ふるの節は、屋上と柱根と兩所にて祭壇を設る事定例なりと雖、略々式にては一所に於て彙祭るとも可なり、勿論其造營の大小、主方の分限に隨ひて、相應の式禮を用ゆべきなり、

上棟祭神

天御中主尊　大日靈貴　月弓尊

右三神、屋上祭壇の中央に立る、大幣三本を璽とす、

罔象女命　青帝龍王　赤帝龍王　黃帝龍王　白帝龍王　黑帝龍王

右六神、同左右六本の幣を璽とす、以上九神、屋上の祭壇に於て祭るなり、

面足尊　惶根尊　手置帆負命　彥狹知命　天目一箇命　思兼命　太玉命　天兒屋命　聖德皇太子

右九神、柱根に祭壇を設る所の、九本立の幣を璽として祭るなり、又別に榊立に榊を一本立て、木綿紙を掛て是を璽とし、所の產地神を祭るべし、且又榊立に榊を數本立て、木綿紙を數多掛たるを置て、天神地祇を拜するなり、

天星玉女神　色星玉女神　多願玉女神

右三神は、柱根神壇の前の左の方に一壇を構へ、三本立の幣に各鏡を掛て璽とし祭るなり、又其前に榊立に榊を一本立て、木綿幣を掛たるを置て、猿田彥神を拜すべし、是則方神の祭壇にて、所謂玉女棚なり、又式に用ゆる槌七本或五本又は三本臺に立て、此壇の前に飾るべし、但此壇は其月の玉女の方に向ふて拜する勝手に設構ふべきなり、且又此壇の後に神供棚を構ふべきなり、

天星玉女之所在

正月乙の方　二月甲の方　三月乙の方　四月丁の方

五月甲の方　六月甲の方　七月坤の方　八月壬の方

九月辛の方　十月坤の方　十一月壬の方　十二月庚の方

右は本式禮祭壇の設格なり

本式供物

鏡餅五重（各一重三ッ宛なり、尤中の一ッへ黄色、）　陰形餅（めかたもち）（小判形の熨斗餅なり、尤三ッ一器に盛る、）　九曜餅（丸餅九ッなり、器中に輪に並ぶるなり、）　月形餅（わたり六寸に、厚さ五歩ばかりなる餅、十二枚一重なり、或閏月ある歳ならバ、十三枚なる一かさねとす、）　洗米　榧　搗栗　花　燒鹽　飴　五穀（各土器に盛る）　鰹節（十二本あみて）　鳥一番（山鳥或雉子等）　抱綿

右は白木三方にて供ふるなり

生鯛大一掛、同小口掛（或貝類を添る）　昆布、青海苔、抱熨斗、葉付大根、同蕪、小栗、

右は白木の脚付平臺にて供ふるなり

清酒平樽五面（白木の手付平樽なり）

右は厚板にて作れる脚付臺に陶て供ふるなり

以上供物、屋上と柱根の兩神壇同前に可供之なり、尤叮嚀を盡す節は、柱根の神壇の方、鏡餅九重、御酒樽九面、可供之、又は屋上の神壇狹き時は、供物の器數を略し減じて、二器分三器分を一器に盛り供ふる事あり、或又右供物一通一壇の分を以て略し、上下の兩神壇へ分ちて供ふる事坏もあり、時宜に隨ふて調ふべきなり、勿論都て供物類、前日に悉く調へ置て、當日早朝に神供棚へ竝べ揃ゆべきなり、

木綿綱之事

木綿綱は則白木綿なり、上の端は屋上の神座の眞中の幣串の根本にて棟に結び付、下の端は柱根神壇の前の方に、八角造の小柱を立て結び付るなり、

破魔弓破魔矢之作格

弓矢の作樣左の圖の如し、○圖略 尤節數を陽數七箇所に卷たる弓に流鏑矢をはめて、屋上神壇の右にて鏃を少下て丑寅隅へ向て立る、節數を陰數八箇所に卷たる弓には、鷹股矢をはめて、同左の方にて鏃を少し上て、未申隅へ向て立るなり、

弓長サ一丈二尺八寸、太サ一寸八歩、節數一張ハ七箇、一張ハ八箇ニ卷ヘシ、篠軍木或檜又ハ竹ニテモ作ル、弦ハ左縄ノ苧ヲ用ユ、○中略

扇子車作格

檜にて串を作り、末に扇子三本を圓になして付る、白扇或朝日を畫たる扇を用ゆ、串に荒苧三すがひ宛を掛る、或五色の絹を掛る事も有るなり、尤三本屋上の御座案の後に立るなり、或略々の節は一本用ゆるも可なり、○中略

棟槌作格

槌の首、木口幅三寸五分、同長さ一尺五寸、八角に造る、七本或五本、玉女壇の前に飾る、但し略々の節は三本を用ゆ、

同式禮

匠長大工頭領玉女棚の前席へ著座、一揖二拜、祓司著座、祓司或六人の内二人著座拜各拍手、最要祓二返、三種祓八返、次に匠長、土地清淨、祭壇清淨、御食物清淨、六根清淨と唱へ散米す、次に勸請式再拜、祓司も各拜、

右の式濟て、各柱根祭壇の前へ移る、

柱根祭壇の前席へ匠長著座、一揖二拜、脇司一人或二人、祓司六人、各左右に著座、拜各拍手、中臣祓二返、三種祓八返、散米、次に勸請式再拜、次に役者二人供物を運び、祓司二人請取て備ふ、尤匠長拜

席に有ながら、立て兩手にて供物を饌ふる如く爲すべし、（但し兩壇とも供物を饌ふる趣同斷なれば、次には略記す、准じて知るべし、）次に拍手、神供、祝詞、再拜、次に（脇司大幣を取て渡す）匠長奉幣（脇司又大幣を請取て元へ直す）再拜、脇司祓司各拜、

右の式濟て、各屋上の祭壇前へ移る、（但し爰にて匠長休息所に入、暫時息を休る事もあり、）屋上の祭壇前へ匠長及び各著座、祓及び神拜式、都て柱根廣前の式禮と相變る事なし、最此廣前にて奉幣の式相濟たる刻、普請主方の長者に三箇所の神壇を遙拜爲さしむべし、且又都て役を勤る輩も三神壇を遙拜すべきなり、（尤玉女壇より柱根の神座、屋上の神座と、順に拜すべきなり、）次に匠長祝詞を申す、

上棟祝詞

謹美謹美惶遣美惶遣氐美申す、掛麻毛久畏貴神代乃昔古、工匠乃道乃祖神等、造宮乃業乃規矩乎開發給反御神業乃御教世々仁傳利、且中古匠家乃業事滿具利手與利、蒼生乃末胤乃己等貴如貴工匠者迄毛、意乃儘仁梁高久柱太志貴御屋乎營美造留事登爲禮波、御國道乃御寶是與利廣大奈留業事波非禮、御國乃人昔久此祖神乃御惠幸乎蒙利奉禮利、故今度此地仁何某貫住家乎、或何何建物、營造留仁今日乃吉辰乎得底、棟乎高宇爲武登寸御、是仁依利天柱根乃所仁御座乎設底、祖神等乎祭利敬比奉利手、造屋成就乎祈利申志、且方神乃御壇乎設底、三玉女神乎敬比祭利奉利、道開神乎拜美奉利天、營造事吉祥乎祈利奉利、屋上此御座仁波、中乃御座仁、天御中主尊、大日孁貴、月弓尊、左右乃御座仁、罔象女命、五帝龍王神、九波志耳乃神等乎敬比祭利奉利天、當日上棟成就、並以後乃作事吉祥、家屋永久、安穩榮昌乎祈禱奉留、畏貴御神等乃靈威乎以、萬事乎安護仁惠美幸比守利給返止謹美惶遣美惶遣氐美申す、于時何何年何月何日、工匠何某謹白、

右唱へ終て、三箇の祭壇の御神等を念じ奉り、再拜一揖す、脇司祓司各拜、然して廣前を退き、各屋上より下り、匠長は木綿綱柱の本に至る、脇司重槌役者は玉女壇の前に至る、四人の槌役の者（工匠弟子勤之、）力同役に控ゆるなり、次に棟槌の式なり、

先役者一人、玉女壇の前なる槌を取て、重槌役を初として、都合五人に渡之、各請取て柄を右に持、左の手を槌頭に添て戴き、足場に登り、圖の如く並ぶ、（圖略）○重槌役は匠長（或四手取）に眼を附て待べし、餘の四人は重槌役の手元に眼を附て待べし、其刻匠長立出て、屋上の神座に向ひ一揖する、（四手取ならば、右の事に四手を持ながら拜もなし、綱をも戴くべし、）次に左右の手にて木綿綱を持て戴之、次に綱を持ながら、

千木すぐに鰹木すぐにうつ槌もともにことぶく常磐堅磐ぞ

右の古歌を二度吟じて、扨四手或扇子を開きて額に當して、千歳樂萬歳樂登と呼びて、重槌役の方へ知せて、四手或扇を擧る時、槌役者各應答と呼びて、槌を打べきなり、納の一は土金と微音に唱へて、棟と續けて後張に聲を張て呼ぶべし、槌役者應答と呼びて、槌を打ことは同斷なり、槌打する事の數左の如し、

一の槌　七ツ（千歳樂萬歳樂登と呼び、應答と答へて六ツ打、納の一ツを土金登と呼び、應答と答へて打、）

二の槌　五ツ（千歳樂萬歳樂登と呼び、應答と答へて四ツ打、納の一ツを土金登と呼び、應答と答へて打、）

三の槌　三ツ（千歳樂萬歳樂登と呼び、應答と答へて二ツ打、納の一ツを土金登と呼び、應答と答へて打、）

右の數に打納むべきなり、尤匠長自ら四手を取ときは勿論、或別に四手取役者をもつて勤むるときは、傍の盤座にありて、納の槌の土金を倶に微音に唱へて、謹んで棟に土金德を加持し止むる意あるべきなり、三の槌を打納て、匠長屋上の神御座に向ひ、謹で神等の御號を稱へ奉り、再拜して退くべし、槌役者は各槌を戴いて元の役者に渡す、役者請取て玉女壇の前へ直すべきなり、（此にて各暫時休息するとも可なり）

但四手は串を檜にて作り、八角に削る、（串の太さ長さは意に隨すべし）四手の垂幣は、奉書紙か杉原紙にて三垂に裁る、尤數多垂を串の頭の切目に狹みて、其所を荒苧にて結ぶべし、

次に匠長、玉女壇の前場に至て再拜し、柱根祭壇の廣前に著座、脇司及び祓司二人同著座、殘る四ゝ

箭祭

人の祓司二人、屋上の祭壇の廣前に著座し、二人は玉女壇の廣前に著座す、三箇所各拜拍手、一切成就祓七返、御禮の再拜、次に匠長、謹(底)御食物乃御器(乎)下(志)申(す)と唱へて拍手拜、二箇所の廣前にも共にこれを聞て拍手拜、三壇共に中程に陶たる供物一器宛下る、次に匠長、此廣前より三祭壇の御座を神送し奉る、屋上の壇玉女壇にても、祓司木綿幣榊を捧げ、警蹕を唱ふべし、然して各二拜一揖して退座すべきなり、尤滿座祝酒の式ある事、木造初の節と同斷なり、祝儀の餅結脊鋼等は、前刻より屋上の拜前の傍に陶置て、式禮成就、滿座の後披露すべきなり、(〇下略)

〔倭訓栞前編三十四〕やぐち　武將の狩に矢口祭あり、晴の時に於て必ず山神を祭らるゝ故實也、矢口餅といふ事も、東鑑に見えて箭祭餅ともいへり、

〔吾妻鏡十三〕建久四年五月十六日辛巳、富士野御狩之間、將軍(〇源頼朝)家督若君(〇源頼家)始令射鹿給、(〇中略)此後被止今日御狩訖、屬晩於其所被祭山神矢口等、江間殿(〇北條義時)令獻餅給、此餅三色也、折敷一枚九置之、以黑色餅三置左方、以赤色三置中、以白色居右方、其長八寸、廣三寸、厚一寸也、以上三枚折敷如此被調進之、狩野介進勢子餅、將軍家幷若公敷御行騰於篠上令坐給、上總介江間殿三浦介以下多以參候、此中令獲鹿給之時、候而在御眼路之輩中、可然射手三人被召出之賜矢口餅、所謂一口工藤庄司景光、二口愛甲三郎季隆、三口曾我太郎祐信等也、梶原源太左衛門尉景季、工藤左衛門尉祐經、海野小太郎幸氏、爲餅陪膳持參御前、相並而置之、先景光依召參進蹲居、取白餅置中、取赤置右方、其後三色各一取重之(黑上、赤中、白下、)置于座左臥木之上、是供山神云々、次又如元三色重之、三口食之、(始中、次左廉、次右廉、)發矢聲太微音也、次召季隆、候法同于景光、次餅置樣任本體不改之、次召出祐信、仰云、一二口殊射手賜之、三口事可爲何樣哉者、祐信不能申是非、則食三口、其所作如以前式、於三口者、將軍可被聞召之趣、一且定答申歟、就其禮有興之樣、可有御計之旨依思食儲被仰含之處、無左右令自由之條、頗

無念之由被仰云々、次三人皆賜鞍馬、御直垂等、三人又獻馬弓野矢行騰沓等於若公、次列座衆預盃酒、悉垂醉云云、次召瑠馬勢子輩、各賜十字、被勵列卒云云、　九月十一日甲戌、江間殿嫡男童形、○北條時此間在江間、昨日參著、去十七日卯剋、於伊豆國射獲小鹿一頭、則令相具之今日參入、殿閣備箭祭餅、被申子細之間、將軍家出御于西侍之上、上總介伊豆守以下數輩列候、先供十字、將軍家召小山左衛門尉朝政、一口朝政賜餅居御前三度食之、初口發叫聲、第二三度不然、次召三浦十郎左衛門尉義連賜二口、三度食之發聲、三口事頗有思食煩之氣、小時召諏方祝盛澄、殊遲參、然而賜三口、三度食之不發聲、凡含十字之體、及三口之禮、各所傳用皆有差別、珍重珍重由蒙御感仰、其後勸盃數獻云云、

〔吾妻鏡三十一〕嘉禎三年七月廿五日庚子、北條左親衛潜赴藍澤、今日始獲鹿、卽祭箭口、餅一口三浦秦村、二口小山長村、三口下河邊行光云云、

〔甲陽軍鑑七〕矢びらきにならざる物の事

猫庭鳥にて候、其外の物をする物也、其鳥を上に作りおきて、肴に主人被遣候時、矢びたへと申物をして、くふなり、

〔安多武久路七〕矢開之事

或人の云、東鑑に建久四年、將軍家の若君始て鹿を射させ給ふ時、山口の神矢口等を祭らるゝ、其後同年江間殿の嫡男始て小鹿を射給ふ時、矢口を祭られし事も有、又嘉禎三年北條左親衛始て鹿を射給ふ時、矢口を祭られ給ふ也、此義は少童始て鹿を射給ふ時の事にて、大人の事にはあらざる哉と問給ふ、壽俊答て云、此儀むかしより有し事なるべし、舊記には所見なけれども、すでに其式ありし事なればこそ、建久四年に將軍家其禮式を思召出し給ひてまつらせ給ふ成べし、但し此事少童のみともおもはれず、大人とても始て弓矢を以て獲ものせし時は、矢開とて祝ふ義也、去かし其獲ものによりてまつるとまつらざるとの物有由、小笠原殿の聞書のうちにもみえ

たり、其禮式は東鑑にみえし式と同じやうなれども、段々末の代になりては、矢目のまつりやう、又は其獲ものによりて、料理の式、庖丁の式、まな板等に至るまで禮の定め有、其定めは室町殿の御定めにや、古記書記聞書等には所見なし、享保年中、營中にても矢開の式有し事は、皆人の見聞せし事なれば、こゝにしるすにおよばず、

〔矢開法式〕矢開と云事は、少年の人、狩の時始て鹿其外生類を射たる時、其手がらを披露し祝ふ故、矢開と云也、其時餅を山の神幷弓矢神に手向奉り、武運を祈る故、矢口の祭とも云也、又餅を家の子郎等にも與へて祝ふ事也、狩にあらずして、庭などにて鳥を射たりとも、狩に准じて祝ふ事也、」矢開にせざる鳥の事、鶉鶯此二ッ也、又兎をも用ざる也、昔より是等をば用ざる事に定りたる也、またすべて烏、鳶、鳩、梟、木兎、鶺鴒、鵄、木鼠、むさゝび、鷲、鷹、是等は射間敷鳥也、然る間是らをば射たりとも、矢開をせぬ也、

矢開の役人の事

餅喰役人三人　一の口、二の口、三の口とて、三人也、此内一の口の人は、餅を神に手向る役也、三人共に射手の覺ある人參勤する也、公方様御矢開の時は、畠山殿此役を勤らる、餅喰様は、當家の義を用らる、當家とは小笠原家の事也、

同介添三人　餅大にて、壹人にてもてばくひにくき故、介添に持せて、喰人も手を添て喰也、家の子の勤る役也、

同宮仕人五人　是は餅の宮仕人也、五人の內貳人は、主人御父子の宮仕也、三人は喰手三人の宮仕也、是も家の子の勤る役也、

大刀持出役三人　是は喰手に給る大刀を持出る役人也、是も家の子勤之、

庖丁人一人　是は射たる鹿にても何にても、御前にて庖丁する役也、矢開の庖丁、故實をば得

たる人勤之、

右役人の內、庖丁人の外は、何れも射手にてなき者は無用にて候、其人なき時は通ひ人などは是非に不及、喰手三人は、必射手の覺なき人は無用たるべし、

裝束の事、公方樣若君御矢開の時は御裝束をめさる、餅喰役人も、宮仕人其外庖丁人も、白小袖白直垂に大かたびらを重ねて著し、白革の足袋をはく、ゑぼしかけをする也、腰刀は鞘まきをさすべし、

矢開祝の次第、射手(此度始て生類を射たる少人なり)同父座敷に出給ふ時、喰手三人、一の口、二の口、三の口、段々に出て、御禮申て下座に著座する也、其時宮仕人餅を持出て、中座してつくばひて、上座の體を伺ふ時、射手父の差圖を請、下座の方に筋かひに向てひざを組、ちかと安座せらる、父も同前に安座せらるゝ也、下座に向ふ事は、喰手に向ひ合ふべき爲なり、其時一の口の喰手、座を立て上座のさいの外に射手に筋かひに向て、ひざを組安座する也、安座する事は、狩の時に野山にて、行騰を敷て安座したる體をうつしたる物也、又常には主人の前にて、ひざを組安座するは無禮なれ共、此矢開の時は安座する事定法なる故、無禮にはあらざる也、(○中略)

右の如く三色の餅を臺の眞中に重ね置て、兩手をひざの上に納めて、心中に武運長久を祈念すべし、如此臺の眞中に餅を置事、山の神并弓矢神に手向奉て祭る像なり、(○中略)

矢開の時庖丁方故實

ある說に、先一番に鹿雀などの庖丁有て、夫を祝ひて後、餅を喰するといへり、此說はわろし、先一番に餅を出し、餅を以て神を祭るなど、神を祭る事第一の事なり、されば矢口の祭とは云也、次に其射たる物を庖丁して賞翫するなり、矢口の祭共、矢開とも、押なべていへり、餅を以て神を祭るは矢口の祭也、其射たる物を庖丁して賞翫するは矢開なり、此兩樣一時に行ふ故、矢口の祭とも、

雷公祭

矢開とも、押なべて云事に成たるなり、〇中略

矢開略儀の事

矢開は幼き人始て鳥獸を射たる時のみにも限らず、成長壯年の人也とも、始て狩に出て、始て鹿にても何にても射たる時は、必矢開をする也、幼き人に限りたる事と思ふべからず、幼少の人庭前などにて鳥などを射たるも、狩に准じて矢開をする也、矢口の祭、矢開など云事は、狩より起りたる事なり、狩とは鹿狩の事也、古へは狩に色々の作法故實あり、狩に付て狩の詞もさま〴〵有、作法故實等は今は絶て知人なし、其書もみえず、狩の詞は、少々多賀豐後守高忠の記に見えたり、

〔西宮記 十九裏書〕延喜四年十二月十九日、此日使左衞門督藤原朝臣、令祭雷公北野、此祭本意訪左大臣〇藤原時平曰、此故太政大臣昭宜公、元慶中爲年穀祈雷公有感應、因每年秋必祭之、仁和中不祭、寬平初年頻不祭、彼時奏元慶祭雷公故事、太上法皇〇宇多因之臨時令諸司祭有驗、自爾以來祭之不絶、今因之爲豐年可祭、又不可以季冬祭之、此度事假爾、故因循年來之例、

〔侍中群要 七〕御祭等事

雷公

仰上卿行之

〔吾妻鏡 四十六〕建長八年〇康元元年七月廿六日甲寅、度々變異等事、可被行御祈禱旨、可計之由、爲和泉前司行方濟左衞門尉滿定等奉行被仰諸道、仍陰陽師等群參、前陰陽權大允晴茂朝臣、可被行雷公祭之由申之、天文博士爲親朝臣申云、此祭公家之外、不聞被行之例、去寬喜三年、依前武州禪室之仰、亡父泰貞行風伯祭、翌日風休止、任其例可被行此祭歟云云、晴茂朝臣重申云、如諸國受領行之例、進覽親職自筆狀、行方披露之處、難被決斷之間、被問右京權大夫茂範朝臣參河守教隆等、茂範朝臣申云、去寬喜三年被擧行彼祭之時、被尋安賀兩家之處、安家者不覺悟之由申之、陰陽頭賀茂在親朝臣以

後、晴憲朝臣勤仕之例奉仕之、其外例不存知之云云、秋隆眞人申云、凡人勤仕之例更以無所見云云、
依之不可被行之由被定之云云、

〔延喜式一四時祭〕二月祭

鳴雷神祭一座(十一月准此、坐大和國添上郡)

絁二疋、絲二絇、綿二屯、五色薄絁各六尺、倭文四尺、調布二端、庸布二段、木綿麻各一斤、鍬四口、白米五斗、糯米二斗、大豆小豆各一斗、酒二斗、稻四束、鰒堅魚雜腊各二斤、鮭五隻、雜鮨二斗、海藻二斤、雜海菜二斤、鹽二斗、薬直錢(多少隨時)明櫃二合、折櫃四合、高案一脚、缶二口、堝四口、片盤廿口、匏四柄、槲一俵、席四枚、食薦六枚、葦簾一口、(已上祭料)庸布二段、木綿麻各一斤、鍬四口、米一斗、酒一斗、稻二束、鰒堅魚各四斤、腊一斗、海藻六斤、雜海菜六斤、鹽四升、坩二口、坏五口、席二枚、葦簾一脚、(已上祓料)祝詞當色袍一領、料紺絁三丈七尺、裏料緑帛三丈五尺、

右差中臣一人供祭、

〔延喜式一四時祭〕霹靂神祭三座(坐山城國愛宕郡神樂岡西北、〇一本無上卯日四月祭三字)

五色絁各六尺、絹一疋三丈、絲一絇八兩、綿一屯六兩、倭文六尺、調布一端二丈、庸布三段、木綿麻各大三斤、鍬六口、當色一具、布六端、(鮮物雜菓子等直)酒三斗、白米四斗五升、糯米一斗五升、大豆小豆各七升五合、鮭三隻、鮨一斗五升、鰒堅魚腊各三斤、鹽七升五合、海藻雜海菜各三斤、坏十五口、缶三口、堝三口、明櫃二合、折櫃三合、匏三柄、席薦各三枚、食薦四枚、柏六十把、葦簾一脚、稻三束、

右官預前祭中辨官請備、令卜部一人吉日祭之、十一月亦同、

〔延喜式三臨時祭〕霹靂神祭

絹二疋、五色薄絁各六尺、倭文六尺、庸布二段、木綿八兩、麻四斤、鍬二口、鰒四斤、堅魚六斤、腊四斤、鹽四升、海藻八斤、雜海菜廿斤、米二斗、酒四斗、稻四束、缶瓫各二口、坏六口、水戸二口、鷄二翼、匏二柄、槲廿把、

食薦二枚、輿籠一脚、縹衣布一端、已上祭料木綿麻各四斤、庸布四段、鍬四口、鹿皮四張、大刀四口、弓四張、矢八隻、米四斗、酒六斗、稻四束、鰒堅魚各六斤、腊六斤、海藻滑海藻雜海菜各廿斤、鹽四升、瓮坏各四口、匏四柄、食薦二枚、已上解除料

右荒魂和魂各中分、並其別而祭、若新有靈神者、依件祭移弁山野、

〔日本書紀 天武 二十九〕四年四月癸未、遣小紫美濃王小錦下佐伯連廣足、祠風神于龍田立野、遣小錦中間人連大山中曾禰連韓犬、祭大忌神於廣瀬河曲、　五年四月辛丑、祭龍田風神廣瀬大忌神、　七月壬午、祭龍田風神廣瀬大忌神、

〔令義解 二 神祇〕孟夏風神祭謂、廣瀬龍田二祭也、欲令沙風不吹、稼穡滋登、故有此祭、　孟秋風神祭

○按ズルニ、風神祭ハ、廣瀬龍田神社篇ニ詳ナリ、又次ニ載セタル風伯祭ハ、風神祭トハ少シク異ナルモノナレドモ、其類ヲ以テ此ニ附載ス、

〔吾妻鏡 二十八〕寛喜三年六月十五日、戊剋於由比浦鳥居前、被行風伯祭、前大膳亮泰貞朝臣奉仕之、祭文者、法橋圓全奉仰草之、是於關東、無其例、自去月中旬比南風頻吹、日夜不休止、爲被御祈、武州○北條泰時令申行給之、將軍家○藤原賴經御使、色部進平內云云、武州御使、神山彌三郎義茂也、今年於京都、被行此御祭之由有其聞、在親朝臣勤行云云、　十七日、今日風靜、去夜風伯祭効驗之由有其沙汰、泰貞朝臣賜御劒等云云、

〔吾妻鏡 三十五〕仁治四年○寛元元年七月十六日辛卯、戊剋泰貞朝臣、依仰於由比浦勤風伯祭、春日部大和前司獻祭料、宮內左衞門尉公景爲御使、

〔吾妻鏡 四十七〕康元二年○正嘉元年七月十三日乙丑、入夜雨降、於前濱鳥居邊、任寛喜例、被行風伯祭、天文博士爲親朝臣束帶奉仕之、御使足立左衞門大夫布衣祭文草給料廣範、淸書左大臣法印嚴慧、是爲天下豐稔御祈禱也、

〔吾妻鏡 四十九〕正元二年〇文應元年六月十九日乙卯、於濱鳥居邊、天文博士爲親朝臣奉仕風伯祭、御使安嘉右近大夫重親、今度依御氣色、被用舊祭文云云、

〔延喜式 三臨時祭〕鎮竈鳴祭

絹一匹、絲一絇、五色薄絁各四尺、綿一屯、布一端、庸布二段、倭文二尺、木綿麻各一斤、鍬二口、米酒各一斗、稻二束、鰒六斤、堅魚十一斤十兩、腊四斤六兩、海藻六斤、鹽三斗、瓫一口、坏二口、槲六把、匏二柄、食薦二枚、

鎮水神祭

五色薄絁各二尺、倭文二尺、木綿八兩、麻二斤、鍬四口、米四升、酒八升、稻四束、鰒堅魚各二斤、腊一斤十二兩、鹽二升、槲四把、缶二口、坏四口、裹葉薦二枚、布二端、庸布二段、

鎮御在所祭

絹五匹、五色薄絁各五丈、五色帛各五丈、倭文五丈、布六端、木綿麻各五兩、鍬十口、米酒各五斗、鰒卅六斤、堅魚六十九斤十二兩、烏賊十八斤、腊十三斤二兩、海藻卅斤、雜海菜卅斤、鹽三斗、瓫坏各五口、匏五柄、槲十把、輿籠二脚、席五枚、食薦五枚、簀五枚、

鎮土公祭

絹一丈、五色薄絁各四尺、倭文四尺、木綿一斤、麻一斤、鍬二口、布一端、庸布二段、米五升、酒五升、鰒堅魚各三斤、海藻三斤、腊二斤、鹽二升、瓫一口、坏四口、匏一柄、槲十把、食薦一枚、

鎮新宮地祭

金銀各五兩、銅鐵各五十斤、水玉五十枚、絹五匹、五色帛各五匹、倭文五尺、常布五端、庸布廿五段、木綿麻各五十斤、大刀五口、弓五張、矢五隻、鍬六口、钁一口、鎌二丁、鹿皮五張、黃蘗五十斤、米五石、清酒五缶、各受三斗、稻二百五十束、鰒五斤、堅魚五籠、別受十一斤十兩、腊五籠、別受四斤六兩、海藻五籠、別受六斤、雜海菜五籠、別受六斤、鹽五

籠、〈別受三斗〉缶、横瓫各五口、坏廿五口、匏五柄、槲五十把、薦十枚、絹衣二領、布衣一領、皂縵頭巾二枚、馬五匹、

〔續日本紀二文武〕大寶二年三月己卯、鎭大安殿大祓、

〔續日本紀四元明〕和銅元年十二月癸巳、鎭祭平城宮地、

〔續日本紀十七聖武〕天平二十年十二月甲寅、遣使鎭祭佐保山陵、度僧尼各一千、

〔續日本紀十九孝謙〕天平勝寶六年閏十月辛亥、令太宰府鎭祭管内諸國山岡崩壞之處、

井祭

〔延喜式三臨時祭〕御井祭

絹一匹、五色薄絁各四尺、絲一絇、綿一屯、倭文二尺、木綿八兩、麻一斤、布一端、庸布一段、鍬二口、米酒各二斤、稻四束、赤小豆二合、東鰒一斤、堅魚二斤、腊四斤、海藻三斤、鹽三升、匜二口、瓫一口、坏二口、匏二柄、褁葉薦一枚、槲四把、輿籠一脚、食薦二枚、明衣料調布二丈、夫二人、

〔吾妻鏡脱漏〕元仁二年〈○嘉祿元年〉十二月十七日癸卯、入夜於新御所御祭被爲行、〈○中略〉井靈〈○〉〈○〉信賢、

産井祭

〔延喜式三臨時祭〕産井祭

絹一匹、五色薄絁各四尺、絲一絇、綿一屯、倭文二尺、布一端、木綿五兩、麻一斤、鍬二口、米酒各二斗、稻四束、赤小豆二合、東鰒一斤、堅魚二斤、腊四斤、海藻三斤、鹽三升、瓫坏各二口、匜二口、匏二柄、槲四把、褁葉薦一枚、庸布一段、明衣料調布二丈、叢籠一脚、夫二人、

御川水祭

〔延喜式一四時祭〕御川水祭〈十二月准此、中宮亦同〉

五色帛各二丈五尺、絁二丈五尺、綿五屯、倭文二尺、絲五絇、木綿麻各五斤、紙一百張、布五端、錢八十文、鍬五口、酒二斗、米糟各五斗、大豆小豆各一斗、糯米三斗、稻五束、鮭五隻、鰒堅魚腊海藻各二斤、鹽五顆、明櫃二合、坏五十口、食薦五枚、席薦各二枚、折櫃五合、叢籠一脚、槲一俵、匏五柄、

右〈○中略〉御川水祭座廝巫各行事

○按ズルニ、本書本條ノ上ニ四月祭ノ四字ヲ脱ス、

高山祭 海若祭

〔延喜式三臨時祭〕御川水祭

絹四丈五尺、五色薄絁各六尺、布二端、倭文二尺、綿五屯、絲五両、木綿麻各五斤、紙一百張、錢八百文、鍬五口、米酒糟各五斗、稻五束、大小豆各二升、糯米三斗、鰒堅魚各六斤、腊四斤六両、鮭五隻、海藻八斤、鹽五升、明櫃二合、折櫃五合、坏五十口、匏五柄、槲一俵、輿籠一脚、席薦各二枚、食薦五枚、

〔侍中群要七〕高山御祭、於大和國吉野山祭、往還間、國司供給、給所廩、海若御祭、於攝津國難波海祭、往還供給、國々勤之、

〔三代實錄十三清和〕貞觀八年七月二日甲辰、大祓於建禮門前、發遣高山祭使從四位下行大學頭潔世王、外從五位下行音博士清内宿禰雄行等、

〔本朝世紀〕正暦五年五月十六日丁卯、近來公家被勤海若祭名山祭等、是又爲消御疫癘、攘病患也、

〔小右記〕長和四年四月廿七日、高山海若等祭事、依光榮上奏所被行也、

山神祭

〔日本山海名物圖會一〕山神祭

山の神は、山口に所をえらびて社を勸請す、神はおの〳〵の願ひによりて定りたることなし、まつりの日は、京大坂より芝居見せ物などを取よせ、いとにぎやかにいはひまつることなり、近邊の在々村々より、參詣の男女くんじゆすれば、物うり諸あきんどおほくあつまりて、其にぎはひ諸社の大神事にことならず、神前にてかならず神事すまふ有、近邊のすまふ取どもおほくあつまりてにぎやかなり、祭は九月九日なり、

〔俳諧歳時記十一月〕山の神祭　山林もちたる畿内の民、この月山の神を祭る、是火燒祭なり、山の神の社の邊の樹上、幣をきりかけ、神供をそなへ、燎火をたくなり、

〔改正月令博物筌十一月二〕山神祭　所々山林にある事なり、木の上に四手を切りかけ、火を焚祭るをいふ、これも庭燎の餘風なるべし、

〔冠辭考六〕とぶさたて　ふなぎゝる

田祭

万葉巻三に、(譬喩歌二十五首の中、造筑紫觀世音寺別當沙彌滿誓が歌)鳥總立、足柄山爾、船木伐、樹爾伐歸都、安多良船木乎、巻十七に、(家持越中國にて、旋頭歌)登夫佐多底、船木伎流等伊布、能登乃島山、今日見者、許太知之氣思物、伊久代神備曾、こは宮材船材などを山に入て採とき、其切たる木の末を折て同じ株の辺に立て、山神を祭るを、とぶさ立るといふなるべし、其ゆゑは延喜式に、(大殿祭祝詞)皇御孫之命乃御殿乎、今奥山乃大峽小峽爾立留木乎、齋部能齋斧乎以伐採氐、本末波山神爾祭氐、中間乎持出來氐云々、今も遠江の土人の大木を切ては、其くひぜに同じ木の抄を折て立る事あり、右に本末を山神に祭といふ、即此ごとくして手向るならん、古き事は田舎に遺れる也、

〔令義解 六儀制〕凡春時祭田之日、集郷之老者、一行郷飲酒禮、(謂郷飲酒之禮、六十者坐、五十者立侍、所以明尊長也、六十者三豆、七十者四豆、八十者五豆、九十者六豆、所以明養老也、令郷黨之人親自執禮、於國郡司者、唯知其禮儀也、)使人知尊長養老之道、(其酒肴等物、出公廨供、)

〔令集解 二十八儀制〕釋云、唐令云、縣諸祭月集日(○月集日、恐當作郷集三字、)之老者、一行郷飲酒禮、六十以上坐堂、五十以上立侍堂下、使人知尊長養老之禮、皆用酒脯、物出公廨、案祭田與諸祭名不同、原其所尊、但是先嗇、故一事以上、准此施行耳、禮記、天子大蜡八、伊耆氏始爲蜡、蜡者索也、歳十二月而合聚萬物而索饗之也、蜡祭也、音仕駕反、古記云、春時祭田之日、謂國郡郷里毎村在社神、人夫集聚祭、若放祈年祭歟也、行郷飲酒禮、謂令其郷家備設也、一云、毎村社置神人、名稱社首、村内之人、縁公私事、往來他國、令輸神幣、或毎家量状取斂稻、出擧取利、預造設酒、祭田之日、設備飲食、並人別設食、男女悉集、告國家法令、知訖即以歯居坐、以子弟等充膳部、供給飲食、春秋二時祭也、此稱尊長養老之道也、穴云、集郷之老者、謂不必謂一郷也、假一郡之内隨便宜、往々有五六處耳、問、案本令五十六十兩色生文、於此何、答、文稱郷飲酒禮、然則依禮習耳、但唐以六十爲老、於此令以六十一爲老耳、問、於此令五十者若爲、答、令勸禮、假言令五十人養六十以上歟、爲當五十以上、但被尊人歟、不審耳、師云、就令釋案之、今五十以上人尊六十以上人之道耳、跡云、祭田、謂毎郷村立社、人人聚集祭、此國郡加檢校耳、朱云、

祭田未知何月可祭、若猶春時可祭耳、不見明文也、集郷之老者、謂量便宜集耳、不見遠近並其數也、

〔禮記四十五郷飲酒義〕郷飲酒之禮、六十者坐、五十者立侍、以聽政役、所以明尊長也、六十者三豆、七十者四豆、八十者五豆、九十者六豆、所以明養老也、民知尊長養老、而后乃能入孝弟、民入孝弟、出尊長養老、而后成教、成教而后國可安也、

〔唐六典三十京兆河南太原諸縣〕毎歳季冬之月、行郷飲酒之禮、六十以上坐堂上、五十以下立侍于堂下、使人知尊卑長幼之節、

〔禮記註疏二十六郊特牲〕天子大蜡八、所祭有八神也、蜡八仕詐反、蜡祭有八神、先嗇一、司嗇二、農三、郵表畷四、貓虎五、坊六、水庸七、昆蟲八、伊耆氏始爲蜡、伊耆氏古天子號也、耆巨夷反、或云、即帝堯是也、蜡也者索也、索求索也、歳十二月合聚萬物而索饗之也、歳十二月、周之正數、謂建亥之月也、饗者祭其神也、萬物有功加於民者、神使爲之也、祭之以報焉、造者配之也、蜡之祭也、主先嗇而祭司嗇也、先嗇若神農者、司嗇后稷是也、祭百種以報嗇也、嗇所樹藝之功使盡饗之、〇中略饗農及郵表畷、禽獸、仁之至、義之盡也、農田畯也、郵表畷謂田畯所以督約百姓於井間之處也、詩云、爲下國畷郵、禽獸、服不氏所教擾猛獸也、古之君子、使之必報之、迎貓爲其食田鼠也、迎虎爲其食田豕也、迎而祭之也、迎其神也、祭坊與水庸事也、水庸溝也、

〔慈恵大僧正傳〕大僧正諱良源、俗姓木津氏、近江國淺井郡人也、〇中略年始九歳、遊戲田中、于時國老有越州司馬雲貞行、祭田之日、成郷飲酒之禮、家族群集、〇下略

〔日本歳時記六十一月〕予が郷國〇筑前の農民、此月の初の丑の日、田神を祭るとて、酒食をそなへ、そのひもろぎをわかちて、男女あつまりて飲宴し、人に送る事あり、是いつの比よりかはじまりけん、いざしらず、賤の男賤の女は、たゞ田の神とのみいひて、何れの神靈を祭るといふ事をしらず、予おもふに耒耨をつくりて、始て耕作の事を敎へ給ひしは神農氏なれば、今祭る所の田神も神農氏をいふなるべし、されば神農は人身牛首といへば、丑の日に祭るにや、丑と牛と相通して用る、

遣外國使祭

故なり、此月に此祭をする事は、農事終たる時なれば、その恩德を報ずる意なるべし、○中略此事予が鄕國のみにて、他所にはその事なきとかや、

〔延喜式三臨時祭〕遣蕃國使時祭〈使遣之日准此〉

五色薄絁各三匹四丈八尺、絁四匹、倭文二端、木綿十五斤、麻十五斤、布十六端、明衣料庸布六段、鰒堅魚各十連、鮭廿隻、腊十籠、海藻二籠、鮨二斗四升二合、鹽二升四合二勺、缶四口、瓶五口、坏二百口、槲二俵、白米二斗、飯二石、酒一石、〈向案盛盞執饌部〉葉薦廿枚、

右擬發使者、總祭天神地祇於郊野、祭庭當國司掃備其地、又所司具苫幷設座、所須雜物神祇官申官請、其酒肴等所司各備會集祭所、神祇官率神部等〈並著明衣〉行祭事、大使自陳祝詞、神部奠幣訖、大使已下各供私幣、〈神部執奠神座〉

〔續日本紀七元正〕養老元年二月壬申朔、遣唐使祠神祇於蓋山之南、

〔續日本紀三十四光仁〕寶龜八年二月戊子、遣唐使拜天神地祇於春日山下、去年風波不調、不得渡海、使人亦復頻以相替、至是副使小野朝臣石根、重修祭禮也、

〔延喜式三臨時祭〕造遣唐使舶木靈幷山神祭

五色玉二百八十丸、金作鈴四口、鏡四面、絲一絢、絁一匹六尺、綿一屯、五色薄絁各一丈四尺、倭文三尺、木綿一斤八兩、鐵四口、裹薦二枚、〈已上京庫所請〉麻一斤八兩、白米一斗四升、稻六束、酒一斗四升、鹽八升、鰒堅魚各六斤、海藻滑海藻海松雜海菜各八斤、〈已上用正稅〉酒壺六口、坏四口、匏三柄、柏廿六把、槲二俵、〈已上用當國物〉

使一人、〈中臣氏〉

〔延喜式三臨時祭〕開遣唐舶居祭〈住吉社〉

幣料絹四丈、五色薄絁各四尺、絲四絢、綿四屯、木綿八兩、麻一斤四兩、

右神祇官差使、向社祭之

〔延喜式八祝詞〕遣唐使時奉幣
皇御孫尊乃御命以氐住吉爾辭竟奉留皇神等乃前爾申賜久、大唐爾使遣佐牟止爲爾、依船居無氐播磨國與理船乘止爲氐使者遣佐牟止所念行間爾、皇神命以氐船居波吾作牟止教悟給比支、教悟給比那我良船居作給波部禮、悅己志美禮代乃幣帛乎官位姓名爾令捧齎氐進奉久止申、

〔延喜式三臨時祭〕唐客入京路次神祭
幣帛絁五尺、絲一絇、綿一屯、五色薄絁各一尺、木綿二兩、麻三兩、裹料薦四枚、已上幣帛別所充、差使二人、畿內外國各一人、並中臣、

蕃客送堺神祭
五色薄絁各四尺、倭文二尺、木綿麻各二斤、庸布四段、鍬四口、牛皮熊皮鹿皮猪皮各二張、酒二斗、米四升、鰒堅魚各二斤、海藻四斤、腊八斤、鹽四升、稻十二束、水瓮二口、坏四口、匏二柄、薦二枚、藁四圍、槲八把、已上祭料木綿四兩、麻一斤、酒六升、米四升、鰒堅魚各一斤、雜海菜二斤、腊一斤、鹽一升、水瓮坏各二口、匏一柄、食薦二枚、槲十把、葦籠一口、朸一枝、夫二人、已上祓料

右蕃客入朝迎畿內堺祭却送神、其客徒等比至京城給祓麻令除乃入、

障神祭
五色薄絁各一丈二尺、倭文一丈二尺、木綿麻各十二斤、庸布八段、熊皮牛皮鹿皮猪皮各四張、鍬十六口、米酒各四斗、稻十六束、鰒堅魚海藻各八斤、腊鹽各二斗、水瓮四口、坏八口、匏四柄、槲十二把、薦四枚、五色薄絁以下四所等分

右客等入京前二日、京城四隅爲障神祭、

〔古史傳二十四〕古の式に、外國人の參れる時と罷れる後どに、道饗祭とて久那斗之塞神を祭り給ふことは、參れる時の道饗祭は、外國人につきて來らむ蕃神を掃ひ、罷れる後の道饗祭は外

國人の歸れる跡に、彼につき來つる蕃神の殘り留まりなむ事をおぼしての御祭なるは、此時の由緣によりて行ひたまふ神世よりの御式なるべく思ひ合さるればなり、

〔三代實錄七清和〕貞觀五年五月廿日壬午、於神泉苑修御靈會、勅遣左近衛中將從四位下藤原朝臣基經、右近衛權中將從四位下兼行內藏頭藤原朝臣常行等、監會事、王公卿士赴集共觀、靈座六前設施几筵、盛陳花果、恭敬薰修、延律師慧達為講師、演說金光明經一部、般若心經六卷、命雅樂寮伶人作樂、以帝近侍兒童、及良家稚子為舞人、大唐高麗更出而舞、雜伎散樂競盡其能、此日宣旨開苑四門、聽都邑人出入縱觀、所謂御靈者、崇道天皇、伊豫親王、藤原夫人、伊豫親王母、〇吉子 及觀察使〇此間恐有脫字 橘逸勢、文室宮田麻呂等是也、並坐事被誅、寃魂成厲、近代以來、疫病繁發、死亡甚衆、天下以為此災御靈之所生也、始自京畿、爰及外國、每至夏天秋節、修御靈會、往往不斷、或禮佛說經、或歌且舞、令里貫之子靚粧馳射、膂力之士、袒裼相撲、騎射呈藝、走馬爭勝、倡優嫚戲、遞相誇競、聚而觀者莫不塡咽、遐邇因循、漸成風俗、今茲春初咳逆成疫、百姓多斃、朝廷為祈、至是乃修此會、以賽宿禱也、

〔諸社根元記上〕八所御靈

吉備大臣　崇道天皇光仁帝御子早良親王　伊豫親王崇道天皇御子

藤原夫人　藤大夫廣嗣　橘大夫逸勢　文大夫宮田麿　火雷天神

清和天皇貞觀五年五月廿日壬午、於神泉苑修御靈會、〇中略右勸請年紀不分明、

下御靈社者、八所內分丘神泉苑仁祭申也、

〔樵談治要〕神をうやまふべき事

八所御靈と申は、むかし謀叛をおこして、その心ざしをとげず、あるひは又何事にても、うらみをふくめる人の靈をまつられたる社なり、

〔雍州府志二神社〕下御靈社　在京極大炊御門北、斯社始在近衛通新町、上御靈在京極西出雲寺之

北、上下御靈社、毎年七月十八日御出、八月十八日有祭、神輿一基遊行、八所御靈、所謂吉備靈、崇道天皇、伊豫親王、藤大夫、橘逸勢、文屋宮田丸、藤原廣嗣、火雷神是也、世謂火雷神爲菅神靈者大誤也、傳言、御靈八所内、上四所桓武天皇時勸請之、下四所仁明天皇時勸請之云云、

〔神社覈錄三（京中）〕八所御靈宮（上下二社）

立入經徳公、京師八所御靈、第一吉備聖靈とは、吉備内親王なり、天平元年縊死し給ふ、今世吉備大臣と云甚誤なり、凡此八所皆怨靈を和め給ふに、吉備公何の怨あるや、且崇道天皇の上に、人臣を位せんやと云れたる、皆卓見なるべし、續日本紀天平元年二月癸酉、令長屋王自盡、其室吉備内親王（中略）自縊、甲戌、遣使葬長屋王、吉備内親王屍於生馬山、仍勅曰、吉備内親王者無罪、宜准例送葬、但停鼓吹、（中略）長屋王者、依犯伏誅、雖准罪人、莫醜其葬、（中略）吉備内親王、日並知皇子尊之皇女也、と見ゆ、されば序次も正しくて疑なきに似たり、

〔三代實錄十一（清和）〕貞觀七年六月十四日癸亥、是日禁京畿七道諸人、寄事御靈會、私聚徒衆、走馬騎射、小兒聚戲、不在制限、

〔明月記〕建永元年八月廿一日、今日稱御靈有辻祭、上邊雜雜人日來結構、去十八日式日、依仰延引、今日可渡御棧敷云云、出御以前、左右中辨左少辨相共參棧敷殿、俄而入御之後、出南小門外見之、中御門西洞院（北）行、施種種風情、兩方祭渡之、（各神輿渡）二時許渡了、

〔吾妻鏡三十二〕嘉禎四年八月十八日庚申、終日雨降、八所御靈祭延引云云、　十九日辛酉、雨休止、然而時々又時雨灑、○（中略）今日御靈祭也、將軍家（○藤原賴經）於今出川殿御見物、渡物結構異例云云、

〔親長卿記〕明應七年八月十八日、御靈祭今日再興、但先々七月十八日御出御旅所、三十箇日御座、今月今日有御歸、但御旅所爲野中、（先々在家也）有恐怖、今日（未刻許）御出於御旅所、有御神樂、暫酉刻許有御歸座、杵（平祭許杵無之）十本許供奉、御輿前引神馬、如何、（無先規）神主歩行供奉畢、

〔日次紀事三月〕十八日上下御靈會　午後神輿二社出中御靈離宮、幸鉾八本、祭鉾八本、凡建鉾於床上、以棒二本四人荷之者謂幸鉾、是神寶内特尊崇之、又有荷力人、建鉾於帶間、以兩手捧持之而行、是謂祭鉾、則稱祭鉾、又一人竿頭捧道祖神假面、先神輿、此假面鼻長大、是俗稱王鼻、別當幷氏子等從行、〇中略自京師所司所出之與力同心幷供奉雜色前驅、〇中略自御旅所出京極西、歴今出川下烏丸、自長者町歴室町入本社、下御靈神輿亦同時出拜殿、鉾五本、別當氏子幷雜色供奉如上御靈之行列、神幸出京極、自椹町西歴東洞院西行、出水下室町、過二條上油小路下立賣東行、下東洞院歴椹町自京極入本社、

〔公事根源五月〕紫野今宮祭　九日

これは疫癘の神なり、正暦五年、長保二年天下しづかならざりし時、この神社をまつらる、藤原長能二首を詠じて奉りけるとかや、その歌後拾遺に侍るとぞ、

〔後拾遺和歌集二十神祇〕世中さはがしく侍ける時、さとのとね、宣旨にてまつりつかうまつるべきを、歌ふたつなんいるべきといひければ、よみ侍ける、　藤原長能

白妙のとよみてぐらをとりもちていはひぞ初る紫の野に

今よりはあらぶる心ましますな花の都にやしろさだめつ

この歌或人云、世中さはがしう侍ければ、ふな岡のきたに、今みやといふ神をいはひて、おほやけも神馬たてまつりたまふとなんいひつたへたる、

〔神祇官年中行事五月〕九日紫野今宮祭

幣物供神物等爲本官也、史生等之沙汰調獻也、幣供神物、本官史生持參也、

〔日本紀略一條〕正暦五年六月廿七日丁未、爲疫神修御靈會、木工寮修理職造神輿二基、安置北野船

岡上、屈僧令行仁王經之講說、城中之人、招伶人奏音樂、都人士女賫持幣帛、不知幾千萬人、禮了送難波海、此非朝議、起自巷說、

〔日本紀略 十一一條〕長保三年五月九日庚辰、於紫野祭疫神、號御靈會、依天下疾疫也、是日以前神殿三宇瑞垣等、木工寮修理職所造也、又御輿內匠寮造之、京中上下多以集會此社、號之今宮、

〔日本紀略 十一一條〕寬弘二年五月九日丙辰、紫野御靈會也、東西二京條坊、十列細男已有其數、日者雨下、今日向晴神明之驗也、　三年五月九日庚戌、於紫野有祭疫神事、長保年中所始行也、世號之今宮祭、

五年五月九日戊辰、紫野御靈會、諸司諸衞調神供東遊走馬十列等參向、

〔百錬抄 十七後深草〕正元元年五月九日壬子、紫野今宮祭也、自院廳被騎獻馬長、此事中絕年尙、今年被興行、依疫疾御祈也、

〔諸社根元記 下〕紫野今宮

延文四年四月社解云、當社大明神者、永承七年五月十九日、依神託被崇敬、加之每年五月五日祭禮之時、所被獻內藏寮幣也云云、

〔康富記〕應永八年五月九日丁酉、今日紫野今宮祭也、近衞西洞院獄門內構旅所、侍所所司代又所司代長松奉行也、此所新儀也、先先神行之時、獄門外ニテ稍神供進之也、口獄門邊御旅所之由申之歟之間、如此門內構之條更無先規、隨而大判事章忠幷明宣等相付之處、獄門內旅所事、不存之由兩人共返答之、尤彼獄內者、囚人樓舍之間、破所爭可構之哉、不審不審、今年洛中地口ニテ、神輿造替也、凡此神疫神也、仍一條院御宇長保年中、於洛外紫野祭之也、勅宣歟之間、年中行事付之也、

紫野今宮夜須禮祭

〔百錬抄 七近衞〕久壽元年四月、近日京中兒女、備風流調鼓笛、參紫野社、世號之夜須禮、有勅禁止、

〔倭訓栞 中編二十七也〕やすらい　今宮祭のやすらい花といふは、〇中略やすらかなる意なりと四季物語に見えたり、鎭花祭の義に同じ、寂蓮自筆の歌、今宮神家に有、初めにやすらさたるやす

しやと見えたり、

〔日次紀事三月〕初十日安樂花（ヤスライハナ）　今日安樂花神事、辰剋許上賀茂南上野村土民、著烏帽子素袍、或又爲異體之粧、而各先聚一村之揔堂、倭俗村里中造一草堂、常使僧守之、有事則民人聚斯堂而謀之、是稱揔堂、自是先詣光念寺北上御壺社、各異口同音唱安樂花、大鼓并横笛助其節、然後往大源庵北社下御靈社、各作踊躍、而後歸上野村揔堂、自是於第一庄屋前躍、畢各歸家、〇中略　又上賀茂梅辻岡本河上三箇村土民、詣今宮各作踊躍、如上野村、訖後各歸賀茂、則於社務及毎社其之家作踊躍、到處其家主脱肩衣而與之、是爲期而稱踊躍、是蓋頭之徴意乎、傳言春時多疫癘行、今宮疫神也、故作踊躍勸神靈以祭之者也、或説是花鎭祭、而惜落花所祭風雨者也、故唱安樂花云、

〔都名所圖會六〕今宮の社は紫野にあり、疫の神也、〇中略　彌生十日には、夜須禮まつりとて、加茂上野の里人、烏帽子素襖やうのものを著、大刀をかたげ、笛を吹鉦鼓をならし、此社をめぐりて、やすらひ花よと囃しける、一説に、春陽の節はかならず疫の神分散して人を惱すなれば、當社をなだめしづめて、おどりを催すとなり、

〔夜須禮花〕やすらい花は、田樂の類なるべし、そのはじめは、近衞院の久壽二年四月、京中の兒女風流を盡し、鼓笛をならして、紫野社に參りしより事おこれり、〇百錬抄　その時勅有て禁止せられしかど、五六十年をへて、順徳院の御宇に再びはじまり、〇やすらひ花繪詞西行上人歌　三月十日ことに絶ずして、上野村及び上賀茂川上梅辻岡本三ヶ村より、今宮の祭禮とて行ふ事になれり、〇日次紀事、滑稽雜談には西賀茂村上野村川上村といふ、其うとふ歌は、大嘗會の田歌のうちをとりてうたふなり、〇續建自讃　寂蓮法師筆の田歌の殘缺せるが今宮に在て、その日には社前にかくるといへり、〇朝野雜記

朝野雜記　東海平雜草

やすらぎたるやすらや

○此間數字虫損てや　やすらいはなや
はなやさきたるや　やすらいはなや

急

や、どみくさのはなや　やすらいはなや
や、どみをせばやまへ　やすらいはなや
や、どみをせばみくらのやまに　やすらいはなや
や、おまるまでやまへ　やすらいはなや
や、おまるまでいのちをこはゞ　やすらいはなや
や、ちよにちよやへや　やすらいはなや
や、このとのをやまへ　やすらいはなや
や、このとのをなかぬのせきと　やすらいはなや
や、いはひてやまへ　やすらいはなや
や、いはしめてちよふる神の　やすらいはなや
や、みよとのにせんや(ヘイ)　やすらいはなや
や、さけなへこなや(ヘイ)　やどるまろもやすら
や、さけなへこなや(ヘイ)　やひくまろもやすら

返

やさかうをたひに、とりたつなりや、たとりたつなりや、やよにきて、よひにきてねなましかは、や(した)とりたゝましや、たとりたゝましや、いまあらそはで、ねなましものを、いまおもひいでゝ、あなら(ライ)去たこひしや、

新日吉祭

右之書今宮神主所藏、寂蓮法師眞跡也、三月十日掛之社前、氏人歌之舞踏、弘賢曰、是備寮自語所謂殘缺なり、全本にあはせみれば、美濃田歌の過半缺たるなり、

〔公事根源四月〕新日吉祭　卅日

永曆元年十月十六日、後白川院日吉の御體を東山の新宮にうつし申さるゝ、これを新日吉といふ、應保二年四月卅日始て祭あり、

〔百練抄七二條〕永曆元年十月十六日、奉移日吉御體於東山新宮、同上皇後白河御願也、

〔雍州府志二神社〕愛宕郡

新日吉社　在阿彌陀峯麓、

〔山槐記〕治承二年五月九日壬寅、今日新日吉小五月云云、法皇後白河自今熊野有御幸、右少將時家朝臣來語云、競馬有五番、一番左、左府生秦頼文、右、右府生下毛野敦佐、二番左、右府生秦兼宗時、右、右番長中臣近武、三番左、右府生秦兼仲、右、右府生秦敦頼時、四番左、番長秦□□時、右、番長下毛野武守、五番左、右番長中臣重種、右、□□秦兼澄時、殿上人纒頭衣、或生或練云云、多者練取云云、

〔明月記〕建永二年四月廿八日、公景來云、今朝未明向新日吉、各習禮、不可爲人被見由有仰、仍未明向也、今年小五月、下北面、左御隨身、右競馬御所近習西面衆、流鏑北面五位、可立的由有仰事、的立ハ流鏑從者役也、然而爲殿遂有此仰、件裝束爲刷欲著紅衣、而其下可著單衣乎、予云、雖夏著衣定事也、五月中旬以前著衣之比也、著衣者可重生單衣歟、但於此役武士所從水干裝束也、單顯幽玄歟、惟重可宜哉、可問有職人歟、　五月九日、今日新日吉小五月、貴賤競見、車馬馳奔、清貧不具、病氣窮屈、旁無興、小男令參入道大臣殿御棧敷、殊被召仰、日吉以前參、秉燭以後歸來、當日事宗行行之、承日頭辨、競馬行事例二人也、刑部卿返事、念人ニハ依所勞不參、於或人棧敷見物、先流鏑、乍七人中的中央、すこしもかたよせず射わりて候き、裝束以下事は不及委記、競馬一番左信久、右兼澄、持、信久甚近銜追拔候しを、被取て馬二が中に兼澄一寢、信久とかくせため候しかどもはたらかで末までねいりて候き、先被召右兩口三領、左も同前、二番信濃久清同前を、久清

追事外にいたしてめて、淺猿く見候しほどに例の追付て、取組て勝了、先召左兩口衣同前三番(保久頼武)久武兩度勝と見候しかども、持に侍定、四番(助朝兼直)長乘無興被追入、五番(宣季輔次)右其隔に追をくれて不便候き、左兩口三領、六番(長繼武守)右遠追一鞭之後、口引てわざとすると見候き、左片口二領、七番(重列行弘)行弘追勝、一領 二番猶面白候き、其外無興、

〔百錬抄 十二 順徳〕建暦二年五月九日、新日吉小五月會、上皇(○後鳥羽)御幸、

〔百錬抄 十四 後堀河〕天福元年五月九日癸丑、新日吉社小五月會也、先是有豫議、今月御忌月也、競馬事可有憚哉、御脫屣(○後堀河)之後無神社御幸、初臨幸之條如何、被問諸卿云云、御忌月有朝覲行幸、至孝之禮與敬神之儀可被准據、又非御物詣之儀御見物之兩條、不可憚之由人々被量申、仍有御幸、競馬已下如例、

〔葉黄記〕寶治元年五月九日辛酉、昨日雨降、巳剋以後天晴、今日新日吉社小五月會也、上皇可有臨幸、(此社後白川院御建立、此神事每年御願也、承久三年以後、天福後堀川院有臨幸、其後又絕了、雖無御幸、如形行之、然而不及流鏑競馬也、我君(後嵯峨)去年遇此圖、今日幸社壇、繼絕跡被行之、依雨及延否之沙汰、臨期快晴、神感之至ナリ、)別有御點予可參之由殊有勅定、本自欲早參之間、辰一點自御所有召、(範忠內奉)内 仍倒衣先上垂尻、左右有子細被改仰之、(殿近衛貞武子武廉爲番、自殿再三被申止之、仍被改之、武廉聊有很違、俯豐嫌之云云、)予以御教書仰兩將了、又御幸間事等有被仰合事等、不能委記、漸臨出御之期、予前行參社頭、網代車略角卷、令牛童遣之也、人々所爲不同、勾勘(白襖狩衣、生氣分組、雖少年有所存之上、且就官表此裝也、)右方念人依有催參仕、便連車、(召具共侍、又用意■頭、襖靑衣■入袋持)之、經西鳥居前、於松屋南西邊下車、經松屋後昇御所西階、(此階天福始被作之云云)暫徘徊弘庇邊、勾勘著松屋座畢、(殿上人左右相分、雖■之人々多以參仕)先之攝政殿左府以下多參集、小時臨幸、(御狩衣、入葉御車、中將爲氏、基具、顯方等朝臣布衣上括騎馬候御共、北面下臈友景以下五六人量供奉、大宮大納言爲御車寄歟、此外出車三兩先之寄之、殿上人寄之、立屛風三品、又殿參御車、事大貳內々奉行、前々或祗候、行事院司兼之、)經松屋後寄南面妻戶、(後堀川院以晴儀寄庇御幸、臨幸後寄正面云云、後白川、後鳥羽兩代偏密々御幸也、仍今度如此也、)此間卿相等(近習人々ナリ)降地上列居、(松屋後邊也)攝政左府不被降立、被候御所西庇、上皇渡御北面、召予、祗候事有被仰下事等、召奉行院司時繼問子細申上

之、公卿早可著座之由有仰、仍觸左府、（此間左府殿弁、頭弁庭中、被候歟、）次第著御前座、左大臣、（西、）前內大臣、（平禮烏帽子、直衣、東、）堀河大納言、（東、具實、）中宮大夫、（座親、平禮木賊狩衣、香帽、）中院大納言、（後參、通忠、事始之著西、）花山院大納言、（東、定雅、）大宮大納言、（東、公相、）權大納言、（東、實雄、）土御門大納言、（西、顯定、）吉田中納言、（西、爲經、）土御門中納言、（西、顯親、）別當、（通成、平禮染狩衣、東、茶）予（東可著東座之、昨日內々以事大有勘定、仍各存知之、）久我三位中將、（西、雅光、）土御門三位中將、（顯良、東、顯定顯親兩卿爲去父方、著西座、而此一身不然如何、）大貳、（惟忠、西、已公卿等左少辨兼相之、開府座、有儀所參、不被參、）頭中將雅家朝臣（東、）著西座公卿末、（實子座無所之間、著弘庇北面、簀子、天曆御幸之時、被達加高、）（頭、今度任著例、被拔擧、）御共殿上人出東簀子邊見物、上北面輩以忠以良等朝臣以下六七人參會於西立部邊見物、下北面輩列居御所東方、（立蔀際也、東面西上、）御隨身主典代廳官等、當松屋末候埒邊、御所西砌敷崇端帖二枚、爲奉行將座、當松屋前副持立大鼓鉦鼓、其後敷崇端帖二枚、御所東南立假屋、爲進物所、（社家別當惠法印沙汰也、侯御前法印讀之、殿上人隨身等之、松屋疊敷等奉行院司或書用之、其外大略社家沙汰歟、又社家修造號有沙汰、修理大夫顯奉行、所課度度勞本支配之所所、或賜任官功、）檢非違使左大夫尉盛長左尉藤信繼等、候馬場上下守護之、（各具候埒北門西邊、信繼候馬場末埒北、各烏帽子白襖、）此外武士等警固、凡見物之上下狼藉、前相國相模守重時朝臣於棧敷見物云云、奉行院司左少辨時繼、（束帶持笏、）進居砌下奏事具由、著奉行將行事召行事將、下給競馬番文二通、（書高檀紙、左右各一通、今朝由御所內々召範忠令書之、後鳥羽院御時、父清範供之、能書每度書之、○中略）番文左大臣給之、披見之後先給左、（行事中將家定朝臣下給之、）進砌次給右、（行事中將定平朝臣、）御供渡、此事前最前有之、今日遲遲歟、此間卿相北向居直、廻御馬、（乘尻等引之、入中門、御引出之、御厩舍人居飼引之、歸馬場末、但乘尻少々遲參、舍人居飼等引之、）歟、神輿出御中門、（社司所司等著廊砌座、）供神饌、（有伶供、）里神樂、（先敷座、巫女座、）此間道張舞、（王舞是也、可爲臨時之由、前內府侯、有下知也、）師子舞田樂舞本新兩座、施曲渡馬場、次有流鏑事、承久以往北面西面輩騎之、天福武士騎之、今度同被仰遣關東相模守重時朝臣、（射手逸見四郎的立、）小笠原（射手的立、）出雲前司（射手的立、）隱岐次郎左衛門（射手的立、）但馬次郎左衛門（射手的立、）小早河美作前司（射手的立、）等也、依關東下知騎之、射手先上馬、（向神輿有作法、）次立一番、（持一的、急進立之、次取弓、計丈尺、立二三的、）射手打出著綾藺笠、有作法、打歸乘替馬、射之、二番無笠之作法、又的立不持弓、三四五六番同前、七番射手作法如一番也、七番皆以射中之、誠不異養由歟、凡此輩自身云郎等、採錦繡或金銀、法度之外

也、此後時繼歸著念人座、左右行事將著座、左右乘尻渡御前(第一番次)先左七人、次右七人、以上御馬、(今度經埒)中、(先居飼御厩舍人前行、)此間前兵衛佐行家朝臣(平禮薄色襖狩衣白帷薄色奴袴)進立大鼓下(著沓立疊上、先令官人爲鼓)少納言基時進居鉦鼓下、

一番(左、陪右府生秦兼躬、右、左府生秦弘員、)

兼躬儲弘員追取之、共越埒、於埒外共落馬、先召兼躬自埒南上御馬參上、左衛門佐季範侍從公仲、取馬口纏頭三領、(內藏頭隆行、右馬頭盛宗、少將爲數等朝臣、)次召弘員(依爲右、經埒北、自西參進、)纏頭一領、(中務大輔爲範朝臣〇中略)

七番(左、右番長下毛野武濟、右、攝政左近衛下毛野武廉、)

武廉其身有瑕瑾、雖有申旨、然而猶入乘尻、而申御馬障之上依夜景被略畢、

御還御　神樂又入御

諸國所課(奉行兩將儲之)

左

水干　袴　合袴　酒肴(伊與)

右

水干　袴　合袴　酒肴(讃岐)

御厩舍人裝束(自身出立)

居飼裝束(同、但自御厩少給、用途友景沙汰之、〇中略)

雜事等、後日奉行主典代重俊注進之、仍注加畢、

柱松事社家沙汰懈怠畢

新日吉小五月會事

一御所修理並舖設事(春日部庄役　社家沙汰)

一念人松尾事七間、社家立レ之、今度以レ幔覆レ之
一切立松事
一召二松葉一所所
稻荷社五十把　清水寺五十把　太秦同
一所所借物
幔
殿下御所十帖　前太政大臣家十帖　鴨社十帖
疊
法勝寺七帖　尊勝寺十帖　最勝寺五帖　今熊野四帖
今熊野
陵王裝束一具　甲一　鉦鼓一面
以上道張料
一自二御所一被レ渡物
御屛風二帖　御几帳三帖　御打敷一枚　御樋筥
右社家御二細工所一令二修理一
一大鼓鉦鼓事
一埒事
左右衞門府進レ柴　左右兵衞府營レ之
一御馬駈事
四月廿六日

一番賀茂氏人重通鴾毛鴨社正祝光家黒糟毛　一番御厩一、鴾毛、御厩小宣　一番御厩七、川原毛、友景進鵜鳥　一番御輿白雲丹後九歟
同廿八日
一番若狭鴾毛盛長黒毛　一番左衛門尉爲元鹿毛出羽鹿毛　一番河波鹿毛歟河合國宣跕使黒
當日不引之
儲番土御門中納言御預三箇月左衛門尉景綱糟毛

此外賀茂競馬番、一番被召渡之、

一掃除敷砂事社家沙汰
一人夫事鳥羽殿、今度置前三箇日、被召進十人、
一弘筵事召國圖
伊豫二枚　讃岐一枚　備前一枚
一日隱事年預別當
一長櫃事別納所
一御神事社家沙汰
神輿　御幣　祝師　八女　師子　道張　神寶　田樂二座本座裝束社家沙汰、新座裝束廳儲　神馬廳移在社家
籠錦東廳儲渡之
一乘尻裝束左右奉行儲之
左方
水干
河內一領　飛驒二領　陸奧一領　因幡二領　阿波一領　對馬一領
袴
伊豆二腰　下總一腰　近江二腰　上野一腰　出雲一腰　日向一腰
合袴

常陸一腰　信濃二腰　加賀二腰　丹後一腰　大隅一腰
酒肴
伊豫
右
水干
下野一領　出羽一領　相模一領　武藏一領　筑前一領　肥後一領　紀伊一領
袴
備後一腰　安房一腰　薩摩一腰　美作一腰　上總三腰
合袴
若狹一腰　越前一腰　參川一腰　尾張二腰　石見一腰　伊賀一腰
酒肴
讃岐
一流鏑
一番　相模守重時朝臣
射手　逸見四郎源義利　的立　櫻井左衛門尉滋野宗平
二番　小笠原太郎入道長經
射手　同余一太郎源清經　的立　土持左衛門太郎田部秀綱
三番　波多野出雲前司宣政
射手　千次郎左衛門尉藤原盛忠　的立　波多野藤左衛門尉藤原廣能
四番　佐佐木隱岐次郎左衛門尉泰清

死杖祭
活速祭

射手　子息新左衛門尉源義重　　的立　樋口左衛門尉藤原忠繼
五番　太田二郎左衛門尉政正
射手　子息太郎大江政綱　　的立　得田左衛門尉藤原盛助
六番　小早河美作前司
射手　子息四郎平政景　　的立　高橋新左衛門尉大宅時光
七番　長井左衛門大夫泰重
射手　菅生左衛門次郎小野高春　　的立　新河右衛門尉藤原高重
一御棧敷供御事　社家用意候、遣供御所、

〔仁部記〕建長八年五月九日己亥、午後甚雨、新日吉小五月會、御幸嵯峨後○如例、雖甚雨事已始之間、流鏑競馬等猶有之、奉行院司邦經朝臣、競馬次將、左方中將公直朝臣、右方同公蔭朝臣等也、而公蔭朝臣去夜遭父喪、亞相禪門日來所勞云云、長病之間猶奉行之處、去夜俄逝以服籠居之間、其替中將忠繼朝臣俄奉行、且本自念人領狀內也、內裏女房兩三、依召參御棧敷云云、予不出仕、雖有其催、隨身確確、身全無指要歟、仍祗候內裏、

〔雍州府志神社二〕褐速神社　在猪熊三條南、昔刑部省在斯邊、斷獄以行死罪、故爲刑死人建斯社、修祭祀而薦之、每年八月有神事、謂。。。。。死杖祭、或又謂。。。。。活速祭、一說千本引接寺並壬生地藏寺每春所修之念佛會、元是爲刑死人所執行也、

〔諸國年中行事三月一〕中午　京千本焰魔堂念佛、千本通りの北蓮臺寺の南に有、光明山引接寺と號す、寺領七石七斗、新義の眞言宗也、當寺に普賢象の櫻の名木あり、每春花の盛りには枝を切て所司の廳に獻上す、即ち米三石餘を給ふ、是を資料として花鎭の融通踊躍念佛を初め、さまざまの狂言をなす、是は古へ刑部省に活速祭とて獄屋の罪死せる者どもをとふらはれしそ

太秦牛祭

の遺法也、文永の比如輪上人始めて執行はる、日よりの日ばかり十日が間なり、

〔倭訓栞前編四宇〕うしまつり　山城太秦桂宮院の中に祭る所の大辟神社は秦氏の祖先なり、九月十二日祭の前夜、牛の一頭に多く繩をつけ、承仕ごときの僧に紙の烏帽子をきせ、紙の假面をし、顔を覆ひ、繩もて腹を卷て、彼牛に乘て、所の民これを牽て祠を廻る也、是は列異傳にいふ、秦文公の立られたる陳寶祠の事に據たる成べし、垂仁紀比賣語曾社神の事並按ずべし、

〔廣隆寺來由記〕大酒大明神者、秦始皇之祖神也、仲哀天皇御宇、功滿王來朝而奉迎之、神異不爲不多矣、以故朱雀院御宇授從三位、同御宇天慶四年辛丑五月十五日授正三位、後冷泉院御宇天喜三年乙未十一月廿日授正二位、同御宇治暦四年戊申四月廿五日授正一位、宣旨在寺庫、

〔大日本史神祇入〕大酒神社

按史記注云、秦文公嘗伐南山大梓、有一青牛、自斷中出、走入豐水、其後牛出水中、乃使騎被髮擊之、牛畏之入不出、因立怒特祠於武都、圖大牛上生樹云、牛祭或傳其故事也、

〔日次紀事九月三〕十二日太秦廣隆寺牛祭　於上宮王院庭修之、寺僧各集會、相傳慈覺大師歸朝日、祈順風於摩多羅神、歸山後勸請此神於叡山麓赤山、太秦亦有此社、故寺中今夜神事、亦祭摩多羅神者也、寺中行者著紙衣乘牛、出上宮王院前、高聲讀誦祭文、悉懺悔之詞、古寺僧交勤之、然其事以戲謔近世使行者修之、法會終後門前有相撲、

〔都名所圖會四〕九月十二日太秦牛祭

聖德太子はじめて執行ひたまひ、祭文は弘法大師の作り給ふとなんいひ傳へ侍る、

毎歳九月十二日夜戌の刻に、牛祭の神事あり、當寺の僧侶五人、五大尊の形に表し、異狀の面をかけ、風流の冠を著し、大刀を佩、壹人は幣を捧て牛に乘、四人は前後を圍、從者は松明をふり立、行列巍巍として、本堂の傍より後へ巡り、又西のかたより祖師堂の前なる壇上に登り、祭文を讀、此文

法古代の謎を以て述る、甚奇にして諸人耳を驚さすといふ事なし、

〔太秦牛祭畫卷〕謹請再拜、謹啓須、維南贍部州大日本國應永九年無射十二乃天、朝日乃豊登里、夕日乃豊降里坐須中仁、銀仁花榮、金仁實結、天門開支、開介天、地戸和合之留多今夜、當寺乃當僧四番大衆等、誠乎二花乃嶺與毛里高之、志乎五葉乃底與毛里深之天、恒例不闕乃勤止天、之摩吒羅神乎敬祭之奉留事安里、神明乎祭留波、福乃計古止、靈鬼乎敬布波、除災乃基也、上波梵天帝釋四大天王、日月五星、廿八宿、七曜九曜、三辰九食、下波炎魔王界、五道乃大神、泰山府君、天左宇司命司祿、別天波當所鎭守三十八所、五所護法飛來天神、部類眷屬、總天波日本國中乃大小乃神祇、田中仁波安良禰土毛稻積、片山仁波安良禰土毛榎本椙本木加良之藤乃森、嵯峨乃奥奈留一舉打禮波、天纛加天宇左以辻辻乃道祖神、家家乃大黑天神乃袋持仁至留迄、驚之言而白久、夫以、蠢性乎乾坤乃氣仁受介、德乎陰陽乃間仁保知、信乎專仁天之佛仁仕尸、愼乎致之天神乎敬比、天尊地卑乃禮乎知里、是非得失乃科乎辨留、是偏仁神明乃廣恩也、因茲罪微乃幣帛乎捧天、敬天以天摩吒羅神仁奉上須、豈神乃恩乎蒙良左留邊介牟哉、因茲四番大衆等、一心乃懇切乎抽天天、十列乃儀式乎學比、萬人乃逸興乎催須乎以天、自耳神明乃法樂仁備尸、諸衆乃感嘆乎成乎以天、暗仁神乃納受乎知牟止也、然留間杉槌頭(サイヅチカシラ)仁木冠乎戴支、久波比良足仁舊鼻高(フルハナタカ)乎絡付(カラケ)、緘(カナケ)牛仁荷鞍乎置支、瘦馬仁鈴乎付天馳毛有里、踊毛有里、或波鞍爪仁大閤乎詰天仁加美、或波荷鞍仁尻瘡乎摺剝天悲毛有里、企波誠仁十列乃風流仁似太里止雖止毛、體波唯百鬼夜行仁異奈耳須、如此等乃振舞乎以天、摩吒羅神乎敬祭之奉留事、偏仁天下安穩、寺家泰平乃爲也、因之長久遠久拂比退久部支者安里、先三面乃僧坊乃中仁忍入天、物取留世古盜人女、奇怪須和以布和以也小童毛止、木木乃奈里物取禮天止明障子打壞留骨奈左法師、頭毛危波覺留、扨波安多腹、頓病、風欬瘶、疔瘡、癰瘡、鬫屍殊仁波尻瘡、蟲瘡、膿瘡、安布美瘡、冬仁向戸留大胝(アカヽリ)、并仁胼(ヒヽ)、咳病、鼻多里、瘧心地、癲狂、擇食(フハリ)、傳死病、加之鐘樓法華堂乃加波津留美、讒言仲人鬪諍合乃中間言、貧苦男乃入多介里、無能女乃隣行(トナラアリキ)、又波堂塔乃檜皮喫貫大

筑摩祭

鳥小鳥女、聖敎破留大鼠小鼠女、田乃畔穿土豹、如此異類異形不道無慚乃奴原仁於天波、長久遠久根乃國底乃國迄掃退久戶支者也、

右九月十二日太秦廣隆寺牛祭祭文也

惠心院源心〈信〇心恐僧都誤〉

應永九年九月十二夕日書之

この祭文のはじめに、應永九年とあるは、祭文をつくりし時をいへるにあらず、年年の神わざに、そのをり〳〵の年號をかきくはへたりとおぼしければ、應永につくりしものとおもひ誤る事なかれ、またこのおりへにのする應永九年は、書寫せし時をしるせしなるべし、

平由豆流誌

〔八雲御抄〕〈三下神〉つくまの神〈近江神也、徒然なべたてまつる也、〉

〔八雲御抄〕〈四由緒言〉つくまのなべ〈是近江つくまの明神祭に、男のかずになべを土にてつくりたてまつるさいへり、〉

〔倭訓栞〕〈前編十六都〉つくまのまつり　文德實錄に、近江國筑摩神と見ゆ、今ちくまといへり、坂田郡筑摩莊は、大膳職御食津神を祭れり、西宮記には內膳筑摩御厨とも見ゆ、扶桑略記に廢筑摩御厨と見えたるは後三條院の時也、

〔伊勢物語〕〈下〉むかし男、女のまだよへずとおぼえたるが、人の御もとに、しのびてものきこえて後ほどへて、

あふみなるつ。く。ま。の。ま。つ。り。とくせなむつれなき人のなべのかずみむ〈〇又見拾遺和歌集〉

〔和歌色葉集〕同物語〈〇伊勢物語〉に

あふみなるつくまの祭とくせなんつれなき人のなべのかずみん

あふみつくまといふところにおはする神なり、かの神のまつりに、御誓としてかのところの女

のをとこしたるかずに、土鍋をつくりてたてまつる也、其かずをはぢてたてまつる女は、其年のものゝあしければ、大きなるなべをつくりて、其中にちいさきをいるゝとかや、はや〳〵せよといふなり、或說に云、かの所の女、男のかずあまりおほくして、みぐるしかりければ、大なるなべをつくりて、其中に小鍋をかずのまゝにつくりあつめて入て、ふたをしてたてまつりたりければ、神の御前にてのとを申時その鍋われて、かずこと〳〵くみえける、なほ神のちかひのおそろしきにいひつたへたりと云云、

〔神社啓蒙〕六 筑摩神社　在近江國坂田郡也、所祭之神誌左、

御食津神

按、筑摩庄大膳職御厨之地也、運送色目載在延喜式等、故以當職所祭之神祠此地歟、蓋此神依掌稻食而里女爲婚、則祭祀必戴釜鍋奉神矣、不幸於少壯之間爲孀也、則不得已而改嫁焉、再嫁者用二枚、三嫁者用三枚、候神幸之後也、中世倣業平之花詞、里婦罹笑嘲、重數枚爲艶態之故也、固可盧胡也哉、

〔諸國里人談〕一 筑摩祭

近江國湖のひがし、坂田郡の濱邊旦妻(アサヅマ)といふ名所の南十餘町を過て、筑摩の庄あり、此村の明神の祭は、四月午の日なり、その村の女をとこに會たる、その男の數ほど土鍋を作りて、板にとりならべ、いたゞきて、まつりの庭は神輿の殿についてわたる也、もし男に會たる數をかくす時は、たちまち神罰をかふるとかや、是すなはち罪障懺悔せしめ給へる此神の方便なりとぞ、むかし淫婦ありて、あまたの男をせし事をはぢて、大きなる鍋ひとつをいたゞき、をとこの數ほど小鍋をつくりて、大鍋に入子にして、人目をかくせしかば、神慮にそむきてころびしに、おほくの小鍋くづれいでゝ恥みたりけると也、中ごろは常の鍋をいたゞきてわたりしが、それも絶はてゝ、神

鍋冠祭

まつりもなきがごとしといへり、所の人はちくまといふ也、ちとつは五音相通也、八雲御抄には
つくまとあり、

〔諸國圖會年中行事大成三上四月〕八日筑摩祭　近江國坂田郡にあり、祭神御食津神、

當社の祭式、往古は四月朔日にして、雜和集にいへる如く、村婦各其男に逢たる數に應じて、土の
鍋を戴き、祭祀に供奉せしとなり、今は今日十二三歲ばかりの少女、各下髮に狩衣絲の袴の如き
ものを著し、紙をもつて造りし鍋を戴き、手に鍋取を提る者十二三人筑摩の里より出て、四五町
ばかりなる本社に詣て、未の刻ばかり神輿渡御の供奉をなす、此時村中壯客、淫物を裝て其後に
從ふ、是を見むため遊人群をなし、或は湖上に數百の舟を泛べ、船中よりこれを見る、是亦一時の
壯觀なり、

〔後拾遺和歌集十八雜四〕御あがものゝなべをもちて侍けるを、大ばん所より人のこひ侍ければ、つか
はすとてなべにかきつけはべりける、

藤原顯綱朝臣

おぼつかなつくまの神のためならばいくつかなべのかずはいるべき

〔清輔朝臣集雜〕寄社戀

夜とゝもになみだをのみもわかすかなつくまのなべにいらぬ物ゆゑ

〔散木弃歌集六神祇〕いろなる人のまたしき人人をかぞへけるに、そのかずにもいらざりしこそお
もはずなりしかど、人のいひけるをきゝて、

いかにせんつくまの神もうづもれてつみせんなべの數ならぬ身を

〔八雲御抄四由緒言〕うさかのつえ是は越中國うさかの明神祭日、榊木して女の男のかずに、禰宜〔禰宜下恐有脫字〕をうつ事也、彼祭をばまりだちの祭といふ、

〔延喜式十神名〕越中國婦負郡鵜坂神社

和布苅神事

〔神名帳考證越中〕鵜坂神社　今在鵜坂村

〔倭訓栞中編三宇〕うさかのつゑ　越中國婦負郡卯坂明神の故事也、近江筑摩の祭の如し、其祭日に神人祝詞を宣る時、一郷の女子に其年あへる男の數をいはせ、杖をもて女の尻を打といふ、其杖は賢木のゑもと也、よてゑもとだちの祭といふとぞ、俗には尻打の祭といふ、

〔和漢三才圖會越中六十八〕鵜坂川　同森、有社號鵜坂明神、祭禮神主用榊枝打婦女、但多少隨所觸男夫之數、猶江州筑摩祭被鍋之類、

〔散木弃歌集六神祇〕春宮大夫公實の許にて、戀の心を、
いかにせんうさかのもりにみはすとも君がゑもとのかずならぬ身を

〔神社啓蒙六〕和布苅神社　在長門國下關赤目、所祭之神一座、于今除夜夜半、必俟海潮之退、而苅海底之和布奠神也、故有此名、

査火火出見尊（蛋瓊杵之子）

和布苅垂跡之神未考之、今隨林氏之神社考云、按每歲除夜、夜半必俟潮濤之退、而神官一人秉炬火、苅海底之和布奠神也、非言依神官之入海而潮之退也、

〔神道名目類聚抄五祭祀〕和布苅神事（長門國赤目關波夜度毛社ニアリ）十二月晦日ノ夜丑ノ刻、潮ノ退ヲ待テ、神官海底ノ海布ヲ苅テ、明ル元朝神前ニ備進、故ニ俗ニ和布苅ノ神社ト號ス、長州ノ人曰、和布苅ノ神事、當國龜山八幡宮ニモアリ、社モ海邊ナリト、波夜度毛社ト相向テ、其間海上二里許アリ、互ニ社頭相見ユ、龜山ノ社モ和布苅同日ナリ、猶委コトハ龜山ノ方ニアリトゾ、

〔諸國里人談一神祇〕和布苅
豐前國門司關早鞆明神の宮前は海なり、これに石の階あり、常に二十階ほどは水中に見えて、その先はゑらず、每年十二月晦日の子過丑の剋の間に、社人宮殿の寶劒を胸にあてヽ、石階をくだ

りて海中に入、その時潮左右へ颯とひらけり、海底の和布を一鎌かりて歸る也、もし誤て二鎌かれば、潮に溺るゝの難あり、此時は社頭民家の燈火、海上掛り船の火、ことごとくこれを消し、その剋限の前半時ばかり、浪大さに立て海あらし、海底に入らんするとおもふころ、よばらく浪よづまりて、又前のごとく半時が程は海あるゝ也、元朝件の和布を神前に備ふ、又帝都へも奉なり、これを和布苅の神事といふ、當社は龍神の屬にして、神功皇后三韓退治の時、干珠滿珠を持來りて船を守護し玉ふ也、その頃皇后孕らせ給ふなれば、軍の中に降誕あらばいかゞならんとわづらはせ給ふに、此神和布を獻じすゝめ給ふに、三とせを經て征伐し給ひ、歸朝の時、筑前の箱崎にて御降誕ありける、應神天皇是也、

此和布を食する者は萬病を治す、疫癘は立所に愈、可貴、

淺草三社柏板祭

〔紫の一本下〕祭禮　淺草觀音寺內、三社權現の祭、三月十八日也、是も隔年行はるゝ、此三社權現の祭りは、花園院の御宇正和元年、神託によつて始る也、

〔東都歲事記一春下〕三月十七日淺草三社權現祭禮　今明日執行、世俗誤て觀音祭といふ、諸國に名たかし、花園院正和元年神託に依て始りしとぞ、今日本社にて、一山衆徒法樂修行あり、神輿三基を本堂に遷坐なし奉り、向拜の元に舞臺を儲け、未刻に田樂あり、前駈鎗十筋、次に柏板ビンザヽラ三人、大鼓二人、笛一人、大大鼓、獅子頭二ッ、列をなして本坊より出、本堂の西を廻り、三社の前より本堂の前に補理ひたる舞臺に登り、初めに男獅子、次に女獅子、次に雌雄の獅子頭一度に舞ひ、夫より田樂のをどり終りて、雷神門を出で、山の宿に終る、此神事に出るもの、何れも舊家なり、六月十五日に同じ、世に柏板ビンザヽラのまつりともいふ、

〔東都歲事記二夏〕六月十五日淺草三社權現祭禮　今日未刻田樂踊あり、五人の舞人烏帽子直垂を著し、色色の面を被り、騎馬にて先に立、次に神事舞大夫の頭田村何がし、烏帽子狩衣にて幣を持

王子神社柏板祭

付添、次に田樂の舞人柏板持三人、笛吹一人、大鼓打二人、いづれも菅笠を冠る、次に大太鼓等列をなし、本坊より出、本堂の前に構へたる舞臺に登り、柏板踊あり、事終りて騎馬の者馬より下り、三平二滿女の面をかむりたるもの舞をなし、その外かはる〴〵舞て、末に三人大刀を拔持て舞ふ事あり、この馬は舊例にて三河嶋より出す、田樂の舞人囃し等に出るもの各舊家にて、そのかみ觀世音出現の時、藜を結びて安置せし十人の草刈童の末なりといふ、この神事は鎌倉の右大將再興まし〳〵しと云傳ふ、

〔江戸名所記 七〕金輪寺　豐嶋郡王子村禪夷山金輪寺東光院の社は、若一王子の宮なり、これ熊野權現の別當たり、元龜元年に熊野を此所にくわんじやうあり、中興東照權現ふかく御歸依ありて、社領二百石を御寄附ありけり、それよりこのかた代々の御朱印あり、寛永十一年きのえ戌、將軍家家光公御さいこうまし〳〵けり、このとき儒官羅浮氏道春、宮社の緣起をつくりて、社頭にをさめられたり、○中略 七月十三日に祭禮あり、寺中の十二坊より躍子をいだして風流のをどりあり、見物の貴賤はなはだ多し、○又見江戸鹿子

〔江戸砂子 三〕王子王子神社　每年七月十三日祭禮ある、于時寺中十二坊よりおどり出也、是熊野祭禮にうたひまひて祭るといふ遺風なるべし、

〔東都歲事記 秋三〕七月十三日王子權現祭禮　別當金輪寺、寺中十二坊より、田樂踊り十二番を出す、俗にびんざゝらの祭と云、古しへは若一王子の典樂踊と云しよし江戸砂子に云り、太田南畝子の武江披沙に、典樂にあらず典樂なりと、左もあるべきか、參詣の輩神前に小き鎗を納め、先に餘人の納る所の鎗と取かへて家に收め、火災盜難除の守とす、翌年此鎗に一本を添て奉納す、故に又やりまつりともいふ、十二日未の刻に、おどりのならしあり、當日は午の刻なり、當日は群集多きが故、委しく見る事あたはず、踊の古雅なるを見んとならば、この日に詣づべし、今日掛るとこ

ろの躍りの番付は、赤井得水の筆なり、その式は次に記せる田樂の記に讓る、踊の名目左の如し、

一番中門口　二番道行腰筰　三番行違腰筰　四番背摺腰筰　五番中居腰筰　六番三拍子腰筰　七番獸讀腰筰　八番捻三度　九番中立腰筰　十番搗筰腰筰　十一番筰流　十二番子魔歸　以上

醉竹老人王子田樂記にいふ、氏子どもさはやかに出立たる十餘人、色どりたる竹の鎗を持、どよめき渡りて拜殿の御前に來り、南北にわたりて、いどみたゝかふさまは、神軍の餘波なるべし、はては竹鎗うちおきていぬるを、物見の人どよみわたりてとゞろ、いとらうがはし、とばかりありて、物の具したる法師、破竹を杖にして御先おふに、水干に大口きたる兒二人、素袍烏帽子きたるあまた具して、御寺の大德、金襴の袈裟に襟たてし衣はなやかにさうぞきてねり出たまへるいとたうとし、社頭にやをらのぼり、御神にぬかづきて、椽上に坐し給ふがほど、白張著て立傘もたる者、御寺より走り來りて、社頭に向ひ、いみじくけいめいし、また御寺に入る事あまたたび、これなむ七度半の使とて、神軍のまねびなりとぞ、其後物の具したる法師二人、一人は白幣に、一人は半月に薄のさし物し、いかめしき劍大刀七ふり、おの〳〵左右におびて、長刀な持さもことやうに出立たる跡より、ささの兒のさうぞくに瓔珞だつかづきものゝ作り花さし、作手に持たる舞人八人、拜殿にねりのぼりつゝ舞ふ樣、いとこだいなり、はやし物は笛大鼓のみにて耳なれぬ拍子とり、おの〳〵いりちがひをどるめり、中略中に七十ばかりの翁、おほそうの老人には似ず、いようゐてとなるが、おまたゝびめでかたぶき、涙をさへおとすに見る人いと興ある翁かな、かゝるものめでする眼に、大江戸の二つのまちなるわざおき見せましかば、いかにほれまどひぬべしとあざむをきゝも去らぬさましたるが餘りに心にくければ、さしよりておのれらも田樂てふもの、けふなむはじめて見はべる、いとこだいなるものにぞ、翁は度度見給ひつらめといへば、ほゝゑみ

て、往昔もろこしのかしこき帝さへ、古樂をきゝては眠らん事を思ふとの給ひしなれば、いまやうにのみ耳なれし大江戸人、見どころなくおぼされんはことわりなり、翁はよの餼羊ををしむなり、都には猶神樂催馬樂東郢曲などいふもさらにて、今宮の神事にもやすらひ花など、慈鎭の家集にもあなるがいまに殘り、南都春日の祭にも、田樂いまにものしはべれど、關のこなたにはたえて昔の面影もなし、只この御祭のみ昔しを殘し侍れば、年々まゐりて、はや七十年餘りになりぬといふ、〇中略舞踏もことはてゝ、先のいかめしき警固法師、かづきものとりすつれば、舞人もおの〳〵かざしの花とりすつるに、もの見の諸人、れいのどよめきわたりてまろびとるほど、大德も舞人も逃るやうにして、御寺に入給へば、潮のわきかへるがごと、數千の人々つれ出るにまぎれて、翁もいづちいにけんかしらず、なほとひてましとおもふことあれどかひなし、

淫祀

禁淫祀

淫祀 淫祠併入

祭祀ニハ、法ニ於テ祭ルコトヲ得ザルモノアリ、當ニ祭ルベカラザルモノアリ、之ヲ祭ルハ皆淫祀ナリ、此篇ニハ當時之ヲ禁ジ之ヲ論ジテ以テ淫祀ト爲シヽ者ノミヲ擧ゲ、可否ヲ其間ニ措カズ、淫祠ノ如キモ亦然リ、

〔日本書紀 二十四 皇極〕三年七月、東國不盡河邊人大生部多、勸祭虫於村里之人曰、此者常世神也、祭此神者致富與壽、巫覡等遂詐託於神語曰、祭常世神者、貧人致富、老人還少、由是加勸捨民家財寶、陳酒菜六畜於路側、而使呼曰、新富入來、都鄙之人、取常世虫、置於淸座、歌儛求福、棄捨珍財、都無所益、損費極甚、於是葛野秦造河勝、惡民所惑、打大生部多、其巫覡等恐休其勸祭、時人便作歌曰、禹都麻佐波、柯微騰母柯微騰枳擧曳倶屢、騰擧預能柯微乎、宇智岐多麻須母、

〔禮記 曲禮〕凡祭、有其廢之、莫敢擧也、有其擧之、莫敢廢也、非其所祭而祭之、名曰淫祀、淫祀無福、

〔日本靈異記 中〕依漢神祟殺牛而祭又修放生善以現得善惡報緣第五
攝津國東生郡撫凹村有一富家長公、姓名未詳也、聖武太上天皇之世、彼家長依漢神祟而禱之、祀限于七年、每年殺祀之以一牛、合殺七頭、七年祭畢、○又見今昔物語

〔續日本紀 十 聖武〕天平二年九月庚辰、詔曰、○中略又安藝周防國人等妄說禍福、多集人衆、妖祠死魂、云有所祈、○中略如此之徒、深違憲法、若更因循、爲害滋甚、自今以後、更勿使然、

〔類聚三代格 十二〕禁斷京中街路祭祀事
勅、比來無知百姓、構合巫覡、妄崇淫祀、芻狗之設、符書之類、百方作怪、塡溢街路、託事求福、還渉厭魅、非唯不畏朝憲、誠亦長養妖妄、自今以後、宜嚴禁斷、如有違犯者、五位已上錄名奏聞、六位已下所司科決、但有患禱祀者、宜於京外祓除、

寶龜十一年十二月十四日○又見續日本紀

〔續日本紀 四十桓武〕延暦十年九月甲戌、斷伊勢、尾張、近江、美濃、若狹、越前、紀伊等國百姓、殺牛用祭漢神、○又見政事要略

〔類聚三代格 十二〕太政官符

應禁制殺牛用祭漢神事

右被右大臣宣稱、奉勅如聞諸國百姓、殺牛用祭、宜嚴加禁制莫令爲然、若有違犯、科故殺馬牛罪、

延暦十年九月十六日

〔日本紀略 桓武〕延暦廿年四月己亥、令越前國禁斷屠牛祭神、○又見類聚國史

〔類聚三代格 十二〕太政官符

應禁斷兩京巫覡事

右被右大臣宣稱、奉勅、巫覡之徒好託禍福、庶民之愚仰信妖言、淫祀斯繁、厭呪亦多、積習成俗、虧損淳風、宜自今已後、一切禁斷、若深崇此術、猶不懲革、事覺之日、移配遠國、所司知之不糺、隣保匿而相容、並准法科罪、

大同二年九月廿八日○又見政事要略

〔延喜式 四十一彈正〕凡喪葬盛飾奢僭、及淫祀之類、左右京職若不禁者彈之、

〔百練抄 七近衞〕仁平三年九月近日所々立社壇、家々行淫禮、停止之由宣下、

〔百練抄 五白河〕應德二年七月自朔日、東西二京諸條、毎辻造立寶倉、鳥居打額、其銘福德神、或長福神、或白朱社云々、洛中上下群集、盃酌無算、可破却之由被仰檢非違使、爲淫祀有格制之故也、

〔芳烈祠堂記〕故國主○備前從四位下左少將源朝臣、小字新太郎、○中略毀封內之淫祠萬餘區、轉而爲正祠七十餘社、以禁止妖妄、而使民不惑於左道矣、其功豈在梁公○狄仁傑之下乎、

〔唐書列傳百十五〕狄仁傑、〈略〉○中入拜多官侍郎持節江南巡撫使、吳楚俗多淫祠、仁傑一禁止、凡毀千七百房、止留夏禹吳太伯季札伍員四祠而已、

〔消閑雜記〕一とせ備州の大守、邪神淫祠のはこらをこぼちて、其跡を田地とし家とし、名正しからぬ社を一つに寄せ、よせ宮と名づく、其うち彌陀藥師を體としたるもあり、狐狸やうのものを體としたるもあり、延喜式神名帳にのせたる、來由正しき神社のみ改め、神職を置き、其所をにぎはしめ給ふ、

〔桃源遺事〕寬文五年、御領の内（○水戶）淫祠三千八十八除かせ給ふ、

〔千歲の松〕此頃（○寬文七年）より會津神社御改め被思召立、友松勘十郎木村忠右衛門服部安休仰付られ、新社は取毀たれ、一祠に集めて相殿となされ、清潔の地を見立、正祀相定められ、淫祠は被相廢候、神社の跡畠地可成分は切開被仰付候、其年貢は社倉に納置候樣被仰付、永く神社修覆料に御備被成、社迹の木は神社用材、外は賣木被仰付、是亦修覆料に被成置候、總而御領中御藏入の村々までも、不殘御改め有之、大小の神社千八百餘座に被相定、免除地に仰付られ、其境内の步數までも、一郡一村切に相記され、神社總錄と題し、數年を經て、思召の通全く致成就、其中にも來歷正しく子細ある古社の類、二百六十餘社は、會津神社志といへる書を御えらみのせられ候、世移るにまたがひ、いはれある神社も類轉し、淫祠は增す習の所、後世までも其患無之候、

〔烈公行實〕天保十四年癸卯、〈略〉○中初義公（○德川光圀）以國內多淫祀、僧徒不律、故明禮敎、定法制、沙汰澄清、風俗一變、至是淫祀復盛、僧徒多放縱無賴、公（○德川齊昭）乃命寺社奉行、申明舊章、修神祠之荒廢、賞僧徒之善者、論破戒者、歸民、其尤甚者、誅罰之、

論淫祀淫祠

〔日本歲時記正月二〕此月元日より晦日に至まで、世俗に歲德神とて祭る事あり、〈略〉○中晴明が簠簋內傳には、年德神とは娑竭羅龍王のむすめ、牛頭天王の妻婆利塞女の事をいふよし見えたり、是は

なはだ虚誕妖妄の説なり、世俗これらの邪説を信ずべからず、そのうへ淫祀は福する事なければ、祭りてかならず益なし、志あらん人は流俗にまたがはずして可也、

〔廣益俗説辨四神祇〕神明、鳥となり、蛇となり、空中をかけり、形をあらはし給ふ説、

俗間書に、神明、あるひは鳥となり、蛇となりて、人にまみえ給ひ、又は空中をかけり、眼前にかたちをあらはし給ふとあり、

今按るに、神明、鳥となり、蛇となりてあらはれ給ふ事非なり、○中略但し祈るといふに品あり、○中略神社にまうで、丶、己が情慾をとげんことをのべて、ねがひのごとくなし給はゞ、燈明を奉らん、繪馬を掛んなど丶いのるたぐひあり、若人ありてこれらの祈にくみする神もありといはば、淫祠にして邪神なるべし、

〔塩尻二十一〕筑前國香椎宮、毎年正月七日、かたへの人をとらへて鬼と稱してもてはやし侍るを、里のうちゆすりて是を見る、終りには是をひきゐて、武内大臣の社の前にからめ置侍りぬ、是異賊降伏のよそほひとかや、一説に追儺の遺法なりともいふ、また同國那珂郡住吉の社にも、正月七日鬼平の祭りとて、人を捕へて鬼とし、是を追ひうちて、終りには石の柱にまばり付置事侍りしに、今はたえて石柱ばかり社前の右の方に有となり、其外西國には此風俗多かりしが、今は斷絶し侍るとぞ、按ずるに、寧波府志に天妃宮をまつるに人を以てす、昔日我朝の人とらはれて犠にあひけるよし見え侍る、南方はむかしより巫風盛なりけり、我國にも傳へて淫祀をなし侍るを、時代久しくなりぬれば、本朝の故事なりと思ふ人多かる、

〔塩尻二十九〕京師京極の西、今出川の北に、齋神と云祠あり、これを出雲路幸神と云、猿田彥大神にして、延暦年中所祀といへり、舊記に見えたるかと問人有、卽曰、愛宕郡の一地邑名にして、古しへ京極に出雲寺下出雲寺とて二院あり、齋の神は扶桑略記に、朱雀院の時始て俗に祭れるごとく

記せば、後世の淫祀にして、桓武の時祭りしといふは非なり、式に所錄の出雲井於神社を齋の神と混じ誤れり、出雲寺に祭りしは天慶二年の事なり、出雲路と書も後世の事、齋を幸と記して、猿田彥の神といふは附會の說なり、今國々にさいくう神といへるも大かた此淫祀ならん、天慶以後所々に祠を立し事、古書に見えたり、

〔鹽尻二十三〕今の時も猶淫祀は間々多し、去し貞享二年の夏、遠江の國秋葉山の三尺坊を祀り、路をへて京にいたらんとせしが、官命ありて邪神を坂の下より追ひかへし、其主者同謀の者を罰したまひしにぞ、人少しは眼もひらきぬ、其間男女のまどひ、たからをすてける事かぎりなかりし、予も東武下向の道、池鯉鮒の驛にて見侍りしが、あさましくうたてく覺えし、あゝ愚俗其鬼にあらざるを祭るのみか、三尺坊の七面のなんぞ、むかしあらざる邪神を崇敬して、我宗社の神明ある事をわすれ、たからを費し、道にそむき侍ること、なげくにあまりあるものなり、

賢按廿年目程に一度づゝは必ある事と見えたり、此後享保の比、下總國安馬大杉大明神とて、江戸中專ら流行し、是も官命ありて停止せらると也、嗚呼愚俗の惑ひ甚しき事にや、

〔鹽尻二十五〕癸未〇元祿十六年於濃州惠名郡神野村より鍬神祭とて、村々驛を傳へて上州高崎まで至りし、有司あやしみて送りかへし、我府の吏について正されける、九月廿六日吏人をして、此祭往古よりありや、勢州より出るといふなる鍬神の事本據もありて、いづれの時より祭れるなんど尋られし、予曰、俗に傳ふる所は、大神宮二月御田の神事の鍬也とて、師職の者近世近き國々の民に遣し送るを、私田の內各持て廻り祝ひのゝ去り、村より村に傳へ、はては其終る所の神社へ納め置事とぞ、根本鍬を神異にして祭る事とかや、又伊勢の神人等諸國へ是を送るといふ事もなし、然るに近世神人謀利の爲に、鍬の形しける木を所々の村民におくる、土民は愚かにして何の辨へもなく、かくすれば目出度事なりとて、所々神のごとく崇むとかや、彼諸社の大麻宮は祓

の卷數なるを、庶人直に祓のぬさ皆を神とし崇むがごとくなり、祭禮は鍬を神として尊ぶ其類成べし、凡採祭神田鉏鍬柄者、每年二月先祭山口及木本、然後採之、と延喜の大神宮式にあり、雜例集に、二月一日內宮鍫山の神事、御田種蒔耕作也、上亥日外宮鍫山伊賀利神事といへり、鍫山は內宮儀式帳に所謂湯鍫の事なり、山口木本の神を祭といへども、鍬を祭る事なし、今世道理もなき淫祀多し、我海部郡〈○尾張〉の津島、六月十五日青葦を束て川に流す事あり、是六月祓の具の類にして、流離うせ侍るを事とする物なるを、川下の民ひたすら取上、かりの舍を作りこめおき、後には牛頭天王なりとて、祠なんど立しも有り、彼鍬形も元來神田を耕し初し鍬なり、是を納れば田穀豐饒なりなんどいひて初穗をとる故、民愚に信じ田圃祭場のまじなひぞとて、田はた此の邊持廻り、大鼓を擊、笛を吹なんどし、或は戲藝を張て遊具とするもあり、桑樹の鍬形したる物に四手を付、赤たんざくなんどむすびそへて、神のごとく持ありく、それより猶あやまりて鍬神の名さへ出來りて、民の費を爲事にはなり侍るにや、とにもかくにも不學の民淫祀を爲事、是にしもかぎり侍らざるとこたへし、

〔經濟錄祭祀〕凡天地山川社稷五祀ノ類ヲ神トイフ、天神地祇トイフハ、天地ヲ分ケタル名目ナリ、神トイフハ、通名ナリ、人ノ死シタル神靈ヲ鬼トイフ、合セテ言ヘバ鬼神トイフ、凡鬼神ヲ祭ルニハ己ガ祭ルベキ鬼神ト、祭ルマジキ鬼神トヲ能ク分別スルコト禮法ノ肝要也、祭ルベキ鬼神トイフハ、聖人ノ定置キタマヘル分ナリ、天子ハ天下ノ主ナレバ、天下ニ有ラユル鬼神ハ皆祭リタマフベキ也、然レドモ其祭リタマフベキ分ヲ定テ是ヲ祀典トイフ、諸侯ヨリ下ハ、天子ヨリ命ゼラレテ祭ルベキ鬼神ニ制限アリ、是ヲ命祀トイフ、命祀ノ外ハ祭ラズ、小キ在處ニテモ、其處ニ在シ人功勞アリ仁德アリテ、後ノ人此恩澤ヲ被ルコト有レバ、上ヨリ許シテ祠ヲ造リ廟ヲ立テ、其靈鬼ヲ祭ラシムル事アリ、是又命祀ノ類ナリ、此等ノ外ニ祭ルベキ道理モナキ鬼神ヲ妄ニ祭ル、

是ヲ淫祀トイフ、禮記ニ淫祀無福ト云リ、人民ハ愚ナル者ニテ、少モ怪キ事アレバ、何ノ故モナキ神ヲ尊敬シテ祭ル事アリ、左樣ノ淫祀ヲバ時々ニ上ヨリ抑ヘテ其祠ヲ破却シ、其祭ヲ停止スル、是政務ノ一ツナリ、唐ノ代ニ狄仁傑、民ノ淫祀ヲ禁ジテ、三百餘所ノ祠ヲ毀チケルトイフハ英雄ノ所爲ナリ、日本ハ昔ヨリ淫祀ノ禁ナキ故ニ、民間ハイフニ及バズ、士大夫以上ニモ淫祀トイフコトヲ知ラズシテ、謂レモ无キ神ヲ祭ルコト甚多シ、其中ニ伊勢八幡ノ如キハ天子ノ祭リ、タマフ神ニテ、諸侯以下ノ祭ル所ニ非ズ、是ヲ庶人ノ不淨ナル家ニテ祭ルハ、貴キ神ヲ瀆スナリ、春日ハ藤原氏ノ祖神也、藤原氏ニアラズバ祭ルベカラズ、天滿宮ハ菅丞相ノ廟ナリ、菅原氏ニアラズバ祭ルベカラズ、此等ノ類ヲ祭ルハ皆淫祀ナリ、又コレヲ瀆祀トモイフ、○中略又狐ヲ稲荷ト崇メ、蛇ヲバ、宇賀神ト名ヅケテ祭ル類ハ、淫祀ノ中ニモ殊ニ愚ナルコトナリ、人ハ万物ノ靈トテ、万物ノ中ニ人ヨリ貴キ者ハナシ、然ルニ狐ヲ尊ビ蛇ヲ敬フハ、譬ヘバ人君ノ奴僕ヲ尊ブガ如シ、逆ナル事ナリ、至愚トイフベシ、異國ニハ俗間ニ北斗ノ星ヲ祭ル法アリ、然レドモ天ノ星ハ下民ノ祭ルベキ神ニアラザル故ニ、上ヨリコレヲ禁ジテ祭ラシメズ、總ジテ一切ノ淫祀ヲ禁ズルコト甚嚴ナリ、犯ス者ハ刑ニ處ス、其法歷代ノ律ニ見エタリ、凡民間ノ淫祀ヲバ上ヨリ嚴ニ禁ズルヲ善キ政トス、近世ニハ水戶ノ義公○德川光圀國內ノ淫祀ヲ停止シテ、數多ノ祠ヲ毀チタマヒシトイフ、治道ヲ知リタマヘル英雄トイフベシ、○中略今ノ世ハ在々處々ノ小祠、或ハ都下ノ市中ニ在ル稲荷ノ祠ナド、數ニモ足ラヌホドノ賤キ神ヲ正一位ニ叙シ、白河吉田ノ兩家ヨリ宣旨ヲ申シ下シテ、巫祝ノ輩ニ與フル事甚多シ、サレバ處々ノ神廟ニ正一位ノ額ヲ掛ザルハ稀ナリ、是大ニ謂レナキ事ニテ、吾國ノ古禮ニ違ヘル也、縱淫祀ニアラザル正シキ神ナリトモ、三品以上ノ爵ヲバ輙ク賜ハルマジキ義ナリ、況ヤ狐ヲ祭リ蛇ヲ祭ル類ノ淫祀ニ正一位ヲ賜ハルベキヤ、

○按ズルニ、本文ニ日本ハ昔ヨリ淫祀ノ禁ナキ故ニ云々ト云ヘルハ誤ナリ、上文禁淫祀條參

看スベシ、

〔草茅危言 四〕淫祠之事

古ヨリ華城ニテ賢君良臣ノ淫祠ヲ毀チ捨ラレタル例多シ、其マヽニサシ置バ平民ヲ害スル故ナリ、○中略 我邦ニテモ神ノ代ニ素戔ノ八岐蛇ヲ斬セラレシハ、河伯ヲ娶ルノ類ナランヲ、識者其事ヲ神異ニスルノミ、山田春城駿河介トナリ、一神祀ノ巫祝妖言ヲナシテ國守吏民ヲ溺惑セシヲ嚴ニ禁絶シ、妖言永ク絶タルコト文德實錄ニ見エタリ、王室ノ衰ヘヨリ、巫祝家ノ說追々盛ニナリ、樣々ノイン祠天下ニ滿タリ、佛モ亦一種ノ神也、此二ツヲ合セテハ一向數限リモナシ、其中ニテ何ノ由緒モナク瑣細煩猥ナル分ハ、追々焚毀ヲ行ヒ、或ハ遷徙合併シテモ格別數ヲ減ジ、社人ラシキ者ハ農ニ歸シ、其社地ノ廣キハ、スグニ就テ耕サシムベシ、又由緒ハキット有リテモ、社人ノ風儀惡ク、サマ〴〵妖妄ノ說ヲ造リ設ケ、平民ノ大害ト成タルアリ、是ハ正祠ヲ轉ジテ淫祠トシタル也、其一ヲ擧テ云ハヾ、江州山王祭是也、此神事ニ妄說ヲ設テ、神輿ハ人ノ血ヲ見ザレバ渡ラズトテ、社人樣々狠籍ヲナシ、見物ノ人ニ爭鬪ヲ催シ、必ズ人ヲ斫コトヽス、往年官ヨリ嚴譴ヲ受テ、其後神事ニ供スル社人ノ分、手ニ末廣扇ヲ放スコトヲ禁ゼラレテ、刀劍ヲ弄スルコト頗止タレドモ、今以テ末廣扇ヲ手ニクヽリ付テ、落サヌ樣ニシテ兵ヲ弄スル者アリ、是又神事七日前ヨリ、山王社地ノ民湖上ニ泛ミ、旅人往來ノ船ヲ取卷キ、金子ヲネダリ取、其船子トナレ合、過分ノ金子ヲ出サネバ船ヲスベテ動カサズ、又街道ニモ出張テ行人ヲ攔住シ、無法ヲ云カケ、金子ヲ取ル也、官ヨリ是ハ禁止モナキガ惜ムベキノ甚者也、山王ハ正祠ナレドモ、氏地ノ者ノ凶暴故、江州ノ山王許大淫祠ト成タリ、若禁令アリシ上改メズバ、社頭共ニ焚毀有ベキ者也、他所ニモ此類多シトキク、出雲ノ大社ノ龍燈、備中ノ吉備津ノ宮ノ釜鳴ナド、鬼神ノ威令ニ托シテ、巫覡輩ノ愚民ヲ欺キ錢ヲ求ルノ術トス、其外讃岐ノ金毘羅、大和ノ大峰ナド、種々ノ靈怪ヲ唱ヘ、又ハ稻荷不

勝地藏ヲ祀リ、吉凶ヲ問ヒ、病ヲ祈リ、因テ醫者方角ヲサシ示シ、或ハ醫藥ヲヤメテ死ニ至ラシメ、蛭子大黑ヲ祀テ强欲姦利ノ根據トシ、天滿宮ヲ淫奔ノ媒トシ、觀音ヲ產婆ノ代リトシ、狐狸ノ妄誕、天狗ノ虛誕、聊ノ辻神辻佛ニ種々ノ靈驗ヲ猥ニ云ヒ觸シ、佛神ノ夢想ニ託シテ、妄藥粗劑ヲ賣弘メ、男女ノ相生、人相、劔相、家相ノ類、邪說橫流シ、愚民ヲ眩惑誑誣スルノ術ニ非ザルハナシ、斯ル怪妄、世界頑鈍シテ風俗誠ニ歎シ、憫ムベキノ甚キ者也、請フ速ニ淘汰ヲ加ヘ、嚴禁ヲ施シ、將來ヲ懲シタキ者也、王制ニモ、鬼神時日卜筮ヲカリテ衆ヲ惑ハス者ハ、殺シテ赦スコトナシト見エタリ、等閑ニ捨置ベキ者ニハ非ズ、

〔草茅危言摘議二〕淫祠之事

竹山云古ヨリ華城ニテ賢君良臣ノ淫祠ヲ毀チ捨タル例多シ之條

拔ズルニ、竹山淫祠ノ說尤也、且王道昌ンナレバ、妖邪隙ヲ窺コト能ハズ、此淫祠ノ起ハ道ノ正シカラズ衰ヘタルニ因ルノミ、然シ淫祠ハ多ク佛氏ノ說ヨリ僧侶ノ手ニナリシコト古ヨリ少カラズ、然ドモ竹山、日吉山王ヲ大淫祠ト云ハ如何、此神事ニ暴ヲナスハ、中古戰亂ノトキ、山僧ヤヽモスレバ神輿ヲ假リ、暴虐ヲナシ、源平ノ世ニハ、朝紳、武將モ困ルコトナリシ、足利尊氏ノ頃ニハ、少シ人ノ心モ開ケシニヤ、御輿振ノコト一向頓著セザリシカバ、此事ツヒニ止タリ、然レドモ古ノ遺意アリテ、右ノ如ク荒々シキ神事ヲナスト見ユ、併コレハ神事ノ風アシキト云ハ可也、是ニ依テ淫祠トハ云ハレマジ、淫祠トハ其鬼ニ非ズシテ祀ノ類ニテ、祠ルマジキ鬼神ヲ祀ルコトヲ淫祠トス、所謂稻荷金毘羅杯ト名目ヲ立、妖言ヲナシ、狐狸杯憑リテ吉凶ヲ說示ス杯ノ者、皆愚夫愚婦ヲ欺ク者ハ嚴科ニ處セラレタキコトナリ、然ルトキハ民心自ラ正シク朴ニシテ、風敎ノ化ニ於テ大ニ益アランカ、

〔橘窓自語下〕大社の祠官の位階昇進さへ近世なれば、諸國の社家はおほく無位なりしを、此頃は

吉田の執奏をもて、あらぬ淫祠の社人までも、初爵する事となりたり、なげくべきことなり、

〔淫祀論〕此度淫祀御詮儀ニ付、古來之例御尋被仰付候事、謹て奉得其旨候、只今殊更に申候も疎義ニ御座候得共、日本は神國にて、神祇御崇敬の事甚だ嚴重に御座候、○中略ともかくも諸國に淫祀夥しく相成しは、往古にては最澄空海の邪謀より始り、今の世にては兼倶兼右の奸計より起り申候、方に今世改革の御政道、すみやかに淫祀を破却被仰付、式内以下有故の正社御再興被爲在、民に斯響を御示し被成、尤御事と奉存候、乍然淫祀とても、既に數百年打續き祭祀を致し候事故、下民は愚なるものにて、恐怖を懷き可申候間、あらはに神體を勸請せし處の本社へ御歸し被成、社壇には淨火を以て燒拂ひ、其灰を土中に埋め、一月か又一年ばかりの間、其處に汚穢をちらさしめずして、後に田畑にも被成候はゞ、自分の土と混じ可申奉存候、○中略されば淫祀にも皆神靈は御座あるべければ、神體は必本社へ御返し可被成候、

〔鬼神新論〕問ふ、上の條々に云れしにて、誰も〳〵、神祇を敬ひ祭るべき理は、大抵に通えたれども、今の俗に、家ごとに宮を設けて、天皇の宗廟たる、天照大御神を齋ひ拜む事は僻事なり、これ謂ゆる淫祀と云ふものにて、禮記に、非其所祭而祭之名曰淫祀、淫祀無福といひ、左傳にも、鬼神非其族類不歆其祭と云ひ、孔子も、非其鬼祭之諂也、また敬鬼神而遠之可謂智矣、また未能事人焉能事鬼とも云れば、決めて否事なりと云ふ人あり、此はいかに、予○平田篤胤云ふ、此事は赤縣學者流の常いふ事なるが、何にも彼徒より見たらむには、然思はるゝ事なるべけれど、いまだ事の義を深く知ざる物なり、然るはまづ、天照大御神の大宮を、赤縣に謂ゆる宗廟と云ものゝ如く思ふは、甚く違へり、彼國にて、宗廟といふ物は、王にまれ諸侯にまれ、己が遠祖を祭る所を云ひて、其は我のみ祀れども他よりは祭る事ならぬ制なり、然るから、其祭るまじきを祭るなどをば、淫祀とは云るなり、此は誠に然も有べき事なりかし、天照大御神の宮所は今さら申すも更なれども、人々仰ぎ瞻

雜載

奉る、日大神の御神靈を齋ひ祭り給へるにて神宮なり、然るを赤縣州の王どもの、死靈を祭りたる所と等く稱し奉るは、いとも可畏く、餘りに物しらぬ儒者どもの云ひごとなり、唯似よりたる事は、天皇の御大祖に坐ます事のみなり、此は掛卷も可畏けれども、天皇の御遠祖に坐す、邇々藝命と稱し奉るは、日大神の大御孫に坐まして、皇國へ天降ませる故なり、此は古事記、また日本紀、古語拾遺などに、委く見えたるが如し、此事をも、赤縣學者流は、彼國の、祖宗を天に配すなどいふ事と、同趣に思へど、其は古をしらぬに依てなり、かく赤縣州の宗廟、また社稷など云ふものとは、異なる事にて、神宮なれば、諸人の拜み奉るとも、更に咎むべき事に非ず、よし、赤縣に云ふ、宗廟と、ひさしき宮を、庶人の拜むことも、公より、然すること知れとの、御制なき事ならむには、赤縣の制を規として、論ふべき事に非ず、況て然もあらぬをや、もとも、古には、私に幣物を獻ることは、禁じ給へれど、こは大神宮儀式帳、延喜式などに見えたり、大宮へ參詣る事は禁せられたる事なし、但今世の如く、家々に祀り奉る事は、源平の亂より打續き、世中亂れて、大御神へ、諸國よりの奉り物も絶たりしほど、僧の輩、時を得て、法業、といふ事を立て、佛經を誦し、其祈禱の卷數を記して、諸國の旦家へ配りけるよりの事なりとぞ、此もすなはち神の御威なるべし、猶この事は、外に委く記せる物あり、殊に此大御神は、掛卷もいとも畏く、甚も妙なる由緣まし坐て、世に有とある人の限り、敬ひ拜み奉らでは、得あらぬ業なるが上に、生とし生るもの、今の現に、此大御神の御德を蒙らぬ物の無ければ、家ごとに祀り奉りて、其大御德を忘れ奉らぬは、いと厚き事にて、眞に道に稱ひたる所爲と云ふべし、赤縣人の如く、日は大陽の精などゝ云ひて、上もなく尊き神に坐ますことを知らず、其大御德を思はぬとは、宋に年を閲くまでも語るべからず、赤縣にては、紅夷など云ひて陋むる、和蘭陀人、また蝦夷の國の人までも、能く日神の可畏く尊く坐ます事を知りて、朝夕に齋き祀り奉ることぞ、いとやさしき事なりかし、然れば元來祀り奉らぬ家は、左も右も其意に任すべく、元より祀り來れる家は、決めて粗略には爲奉るまじき事なり、異の道を云はゞ、この大御神の御德に洩たる人の無ければ、誰が家にも齋き祀り奉るべき理いちじるく、更に淫祀など云ふべき事にあらず、然は有れど、近く祭り奉りては、自然に穢汚し奉ることもあるべければ、其心ふらひして、穢れず汚さで敬ひ、誠心に能く祀り奉らむやうこそ、有らまほしけれ。

〔類聚三代格 四〕太政官符

應以高雄寺爲定額幷定得度經業等事

右正五位下行河内守和氣朝臣眞綱等上表偁、昔景雲年中僧道鏡、辱偕法王之號、遂懷窺覦之心、逼邪幣於群臣、行權議於俠黨、爰八幡大神、痛天嗣之傾弱、憂狠奴之將興、(略)○中 乃入御夢、請使者、有勅喚臣等故考從三位行民部卿清麿、面宣御夢之事、仍以天位讓道鏡之事令言大神、清麿奉詔宣向宇佐神宮、于時大神託宣、夫神有大小、好惡不同、善神惡淫祀、貪神受邪幣、我爲紹隆皇緒、扶濟國家、寫造一切經及佛、(略)○中 除凶逆於一旦、固社稷於萬代、汝承此言、莫有遺失、(略)○下

(文德實錄十)天安二年六月己酉、大學助從五位下山田連春城卒、(略)○中 二年(仁壽)○正月遂爲駿河介、三年春三月自請之任、傍吏百姓嫌其清察、時部下駿河郡有自伊豆新移神、名阿氣大神、國司申官建新社以祭祀、而禰宜祝等增以奇異之事、詿誤國司庶人、春城到任登時考訊、糺其詐僞、自此以後、妖言永絕、歲時祭祀而已、(略)○下

(諸神記中)一姉小路猪熊　橘逸勢神

平治元、九、二、此祭上皇(○後白河)營其事、給世人以淫祀焉、

(百練抄七二條)平治元年九月二日、橘逸勢祭、上皇有御結構、飾以金銀錦繡、天下之壯觀也、捧持而形爲風流人以傾之、

古事類苑

神祇部三十二

祓禊

古事類苑

神祇部三十二

祓禊

祓ハハラヘト云ヒ、後世或ハ轉ジテハラヒト云フ、穢ヲ去リ淨ニ就キ、惡ヲ除キ善ニ遷リ、災厄ヲ拂ヒ吉祥ヲ求ムルノ義ニシテ、字或ハ解除、又ハ祓除ヲ用ヰル、禊ハミソギト云フ、身體ヲ洗滌スルノ義ニシテ、亦凶穢ヲ除キ、吉祥ヲ求ムルニ外ナラズ、故ニ或ハ禊ヲ稱シテ祓ト爲ス、蓋シ祓ニハ自ラ爲スト人ニ科セラル丶トアリ、伊弉諾尊ノ黄泉ノ汙濁ニ觸レテ、衣服冠帶ヲ脱去シ給ヒシハ、自ラ爲スモノニシテ、素戔嗚尊ノ鬚ヲ剪ラレ、爪ヲ拔カレ給ヒシハ、人ニ科セラル丶モノナリ、是各、祓ノ權輿ナリ、而シテ伊弉諾尊ノ祓ノ後ニ海潮ニ入リテ御身ヲ滌ギ給ヒシハ卽チ禊ナリ、後世ノ禊ハ水邊ニ之クニ止マレドモ、實ニ此禊ヲ以テ濫觴トス、

祓禊ニハ事前ニ行フモノト、事後ニ行フモノトアリ、事前ニ行フモノトハ、祭祀、奉幣、祈禱、參詣等ノ事アルニ臨ミテ、豫メ行フモノニシテ、事後ニ行フモノトハ、多クハ除服ノ爲ニシ、其他燒亡、震雷、疾病、死穢等ノ後ニ行フモノナリ、

上古、祓ヲ以テ人ニ科スルハ、殆ド贖罪ノ如キモノニテ、普通ノ罪ヲモ罰セシガ、後ニハ神事ノ罪穢ニノミ之ヲ用ヰ、桓武天皇ノ朝ニハ、特ニ其制ヲ立テ、大上中下ノ四等ニ分チテ、物ヲ出サシメタリ、是ヨリ以前ハ、善祓惡祓アリテ二重ニ之ヲ科セシガ、此時省キテ一ト爲セリ、

蓋シ惡祓トハ惡ヲ去ルヲ云ヒ、善祓トハ善ニ遷ルヲ云フナラン、是ヨリ以來、常ニ此法ニ依リ、神職等ヲ罰セリ、

祓禊ハ、上ニ擧ゲタルガ如ク、神代ニ興リシモノナレド、大寶令ノ大祓ノ文ニモ、東西文部ガ漢文ノ呪文ヲ讀ミ、横刀ヲ進ルコトヲ載セタレバ、陰陽家ノ說ヲ混ジタルモ甚ダ久シキコトナリ、其後ニハ陰陽ノ祓盛ニナリ、加フルニ佛家ノ說ヲモ雜ヘ、自ラ爲スノ祓禊ハ漸ク其本意ヲ失フニ至レリ、是ニ於テカ七瀨祓、河臨祓、上巳祓、中巳祓、神祇祓、及ビ百度祓、千度祓、万度祓、若クハ七座、四十座、八十座祓等ノ稱起ル、

七瀨祓ハ毎月之ヲ行ヒ、又臨時ニ之ヲ行フ、其處三所アリ、難波、農太、河俣、太島、橘小嶋、佐久那谷、辛崎、之ヲ大七瀨ト云フ、河合、耳敏川、松崎、石影、東瀧、西瀧、大井川、之ヲ靈所七瀨ト云ヒ、川合、一條、土御門、近衞、中御門、大炊御門、二條末、之ヲ加茂川七瀨ト云フ、後堀河天皇貞應三年鎌倉幕府ニ於テモ、亦始メテ靈所七瀨ノ祓ヲ行ヒ、由比濱、金洗澤池、固瀨川、六連、柚河、杜戶、江島龍穴ヲ以テ之ニ充ツ、上巳祓、中巳祓ハ、三月ノ上巳中巳ニ、河ニ臨ミテ之ヲ行フナリ、三月上巳ノ日、祓除スル由、既ニ漢書ニ見エタレバ、彼國ノ風俗ヲ移シタルモノナルベシ、百度祓、千度祓等ハ、陰陽師ノ輩僧尼ノ佛前ニテ誦經スルニ倣ヒテ始メタル事ニテ、神前ニテ中臣祓詞ヲ千度讀ムヲバ千度祓ト云ヒ、百度讀ムヲバ百度祓トモ百座祓トモ稱スルナリ、此等ノ類ハ、祓ト稱スレドモ、祈禱ヲ以テ主トスルモノナリ、

祓ハ物ヲ出シテ之ヲ贖フモノニテ、其物ニ數種アリ、人形(ヒトガタ)ハ其人ノ身ニ代フルモノニテ、之ヲ以テ身體ヲ撫デ、災厄ヲ之ニ託シテ河海ニ流シ棄ツルナリ、故ニ撫物(ナデモノ)トモ云フ、菅ト麻トハ上世ヨリ用キシガ、中世ヨリ麻ノミヲ用キル事ト爲レリ、稻及ビ散米ハ天孫降臨ノ時ノ故事ニ起リ、茅輪(チノワ)ハ素戔嗚尊ノ敎ニ基ヅク、而シテ茅輪ヲ又菅貫(スガヌキ)ト稱シテ、之ヲ潜リ越ユル

ハ何ノ時ニ起リシカヲ審ニセズ、解縄ハ大祓詞ニ、天津菅曾ヲ八針ニ取リ割クトアル言ニ據リテ、後世造リ出デシナルベシ、鹽水若クハ鹽湯ヲ灑ギ、又垢離掻等ノコトハ伊弉諾尊ノ身滌ノ遺意カ、猶ホ此篇ハ大祓觸穢等ノ篇ヲ參看スベシ、

名稱

〔日本靈異記 中〕秡波邏

〔日本靈異記攷證 中〕秡波邏 波下脱二耳字、字鏡集祓訓ニハラヘ、神代紀云、祓具此云波羅閉都母能、

〔類聚名義抄 三角〕解除ハラヘ　〔同 七示〕禊俗禊 キヨム ハラヘ ミソギ　祓ハラヘ　〔同 七禾〕稧俗禊字 ハラヘ　秡俗祓字 ハヅヘ、スヽグ

〔伊呂波字類抄 波人事〕祓ハラヘ、ハラフ、拂祓二音、蘿音、歩末、二反、除ㇾ災求ㇾ福也、　禊　〔同 波辭字〕祓ハラヘス

〔八雲御抄 三下人事〕祓　みそぎ

〔書言字考節用集 三神祇〕祓ハラヒ　禊同　解除ハラヒキヨム　祓ミソギ　潔身同

〔新撰字鏡 淨〕解奏 波○耳○戸祭 奏恐祭誤 ○

〔段注說文解字 一上〕祓除ㇾ惡祭也、从ㇾ示犮聲、敷勿切、十五部、

〔干祿字書〕秡祓 祓除字、音廢、亦音拂、上俗下正、

〔祝詞考 中〕祓ちふ事は、古事記に、伊邪那伎命の黄泉に到まして、穢給へるを淸め給はむとて、筑紫國の橘の小門にして、大御身に著まさゝ物をぬぎ捨給ふをいふ、穢を拂ひやらふよし也、次に海潮に浸て、大御身を滌給ふ、是を身滌といふ、身の穢をあらひそゝぐよし也、このふたつぞ祓みそぎのもとなる、又須佐能男命、惡事轉(ウタヽ)あるによりて、贖物をせめ出させ奉りて、祓つ物として逐給へり、上の御自物を捨給ひ、他より責てものを出さするも、事の意ひとしければ、この二大御神の御わざを合せて、祓みそぎの法として、人の代にも行へり、その伊邪那伎命は、祓身滌をしまして、遂に貴き大御神たちを生給ひ、須佐能男命は、贖物を出し、御身を逐はれまして

祓禊起源

後ぞ、清き神み心と成給ひつ、此御わざの大なる功ある事を知るべし、

〔倭訓栞前編二十四波〕はらひ　神代紀に解除、又祓をよめり、廣韻に音拂と見ゆ、毛詩に祓を弗にも作る、さればふつの音なるを、祓と通用ゐて、ばつの音とせり、訓は拂ふを名目にいふなり、神代紀に見えたる伊弉諾尊、素戔嗚尊、二大神の御わざを合せもて、祓除身滌の法として、人の世にも行へり、はらへといふ時は令祓の義、はせ反へなり、されば人に祓はしむなり、

〔古事記傳六〕波良比と云と、波良閇と云と、後には混て一に心得めれど、本は別あり、波良比は、自為を云、波良閇は令祓の約たる言（波勢を切て閇なり○中略）にて、人に令るを云、罪咎ある人に負する祓など是なり、（これは人に祓するなり）書紀に祓具、此云波羅閉都母能とある、これ須佐能男命に負せてせしむる祓具なればなり、萬葉十七に、敷等能里等其等、伊比波良倍とよめるは、人に負する祓にはあらねど、人に誂て令為る祓なるべし、（伊勢物語に、おむやうじ、かむなぎ召て、禊せじと云祓具してなむ行ける、と云る類なるべし、）

○按ズルニ、古事記傳ニハ、祓ヲハラヘト云フハ、人ヲシテ祓セシムルコトナレバ、自ラ祓スルハ、ハラヒト云フベシ、ハラヘトハ云フベカラズト為セリ、サレドモ祓ハ、古來ハラヘトノミ云ヒテ、ハラヒト云ハズ、傳ニ引ケル萬葉集ナル敷登能里等其等、伊比波良倍、伊勢物語ノハラヘノ具ナド皆然リ、且ツ此ハ傳ノ說ノ如ク、人ニ為シムルコトヽハ聞エズ、況ヤ祓具ハ物ノ名ナリ、物ノ名ハ自ラ為ルト、人ニ為シムルトニ由リテ、唱呼ヲ異ニスルコトナキヲヤ、サテ祓ヲハラヘト云フハ、祓物ヲ出シテ之ヲシテ我身ニ代リテ罪穢ヲ掃除セシムル意カ、

〔古事記上〕伊邪那岐大神詔、吾者到於伊那志許米上志許米岐（此九字以音）穢國而在祁理、（此二字以音）故吾者為御身之禊、而到坐竺紫日向之橘小門之阿波岐（此三字以音）原而禊祓也、故於投棄御杖所成神名、衝立船戸神、次於投棄御帯所成神名、道之長乳齒神、次於投棄御裳所成神名、時量師神、次於投棄御衣所成神名、和豆良比能宇斯能神、（此神名以音）次於投棄御褌所成神名、道俣神、次於投棄御冠所成神名、飽咋

之字斯能神、（自字以下三字以音）次於投棄左御手之手纏所成神名、奥疎神、（訓奥云於伎、下效此、訓疎云奢加留、下效此、）次奥津那藝佐毘古神、（自那以下五字以音、下效此、）次奥津甲斐辨羅神、（自甲以下四字以音、下效此、）次於投棄右御手之手纏所成神名、邊疎神、次邊津那藝佐毘古神、次邊津甲斐辨羅神、

右件自船戸神以下、邊津甲斐辨羅神以前、十二神者、因脱著身之物所生神也、

於是詔之、上瀬者瀬速、下瀬者瀬弱、而初於中瀬墮（墮或作隨）迦豆伎而滌時、所成坐神名、八十禍津日神、（訓禍云摩賀、下效此、）次大禍津日神、此二神者、所到其穢繁國之時、因汚垢而所成之神者也、次爲直其禍而所成神名、神直毘神、（毘字以音、下效此、）次大直毘神、次伊豆能賣神、（并三神也、伊以下四字以音、）次於水底滌時所成神名、底津綿上津見神、次底筒之男命、於中滌時所成神名、中津綿上津見神、次中筒之男命、於水上滌時所成神名上津綿上津見神、（訓上云宇閉、）次上筒之男命、○中略 於是洗左御目時所成神名、天照大御神、次洗右御目時所成神名、月讀命、次洗御鼻時所成神名、建速須佐之男命、（須佐二字以音）

〔古事記傳 六〕禊祓は美曾岐波羅比給伎と二字共に用語（ワザノコトバ）に訓べし、○注略 美曾岐は身滌なり、下文に迦豆伎而滌とあるを始めて、書紀に當滌去吾身之濁穢、また將盪滌身之所汚、また欲濯除其穢惡など見え、萬葉に潔身身祓などもあるを以知べし、○注略 今も除服などに海川邊に出て清まはり、又許理（コリ）とて水浴ることとするをは、みな禊の意ばへなり、○注略 波羅比は拂なり、書紀に卽拂濯とも書れたり、右に引る文の滌去の去字、濯除の除字なども其義なり、○中略 さて美曾岐は、必水邊に出てするに限て云り、古書皆然り、禊字も其意なり、波良比は水邊にてするをも、然らぬをも廣くいふ名なり、

〔古事記 上〕於是八百萬神共議、而於速須佐之男命、負千位置戸、亦切鬚、及手足爪令拔、而神夜良比夜良比岐、

〔日本書紀 神代一〕諸神、歸罪過於素戔嗚尊、而科之以千座置戸、遂促徵矣、至使拔髮以贖其罪、亦曰、拔其

祓所神

手足之爪贖之、〇又見古語拾遺

〔日本書紀一神代〕一書曰、于時霖也、素戔鳴尊結束青草、以爲笠蓑、而乞宿於衆神、衆神曰、汝是躬行濁惡、而見逐謫者、如何乞宿於我、遂同距之、是以風雨雖甚、不得留休、而辛苦降矣、自爾以來、世諱著笠蓑以入他人屋内、又諱負束草以入他人家内、有犯此者必債解除、此太古之遺法也、

〔延喜式八祝詞〕六月晦大祓

高山之末短山之末與理佐久那太理爾落多支都速川能瀬坐須瀬織津比咩止云神、大海原爾持出奈武、如此持出往波、荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百會爾坐須、速開都比咩止云神、持歌呑氐牟、如此久歌呑氐波、氣吹戸坐須、氣吹戸主止云神、根國底之國爾氣吹放氐牟、如此久氣吹放氐波、根國底之國爾坐、速佐須良比咩登云神、持佐須良比失氐牟、

〔大祓詞後釋下〕瀬織津比咩止云神、〇中略此神すなはち禍津日神なり、倭姫命世記に、荒祭宮一座、皇大神荒魂、伊弉那伎大神所生神、名八十枉津日神也、一名瀬織津比咩神是也といへり、此書は後人の集めなせる書にて、凡ては信がたき事のみ多けれども、古書によれりとおぼしき事も又多し、今こゝに引る說も、さらに後世人の思ひよるまじきことなれば、必古傳說有しことゝ聞えて、禍津日神を瀬織津姫と申すは、かのはじめて中つ瀬に降かづき給ふ時に生坐る故にて、こゝによくかなへり、さてこゝは祓物に負せて流しやりたる罪穢を、先受取給ふ神なれば、かの中瀬に下て、よみの國の穢を先滌ぎはじめ給へるによく當れり、速開都比咩止云神、〇中略こはかの御禊段に生坐る、伊豆能賣神也、その伊豆は阿伎豆の切まりたる御名にて、即かの速秋津日子神、速秋津日女神と同神也、秋は借字にて、明つの意にて、明とは御禊によりて清らかに清まりたるよしの御名也、氣吹戸主止云神、此神は倭姫命世記に、多賀宮一座、豐受荒魂也、伊弉那伎神所生神、名伊吹主、亦名曰神直日大直日神と見えたり、多賀宮は、伊勢外宮の別宮高宮

也、是を豐受荒魂といへるは心得ねど、伊吹戸主を、直毘神也といへるは、後世人はさらに思ひよるまじ、

〔古史徴二下〕御鎭座傳記に、多賀宮一座とある下に、伊弉諾尊、到筑紫日向小戸橘之檍原、而祓除之時、洗左眼、因以生神荒祭宮是也、復洗右眼、因以生神多賀宮是也、亦洗鼻、因以生神號速佐須良比賣神、與素戔嗚尊合力坐給也、〇中略荒魂和魂(すなはち荒祭宮多賀宮を申せり)の生坐る後に、御鼻を洗ひて速佐須良比賣神の生坐し、須佐之男命と力を合ぜて坐給とあるは、實の旨に符ひて、決めて後人の言出まじき說にて、古事記書紀なる傳の謬をさへに、正し明らむべきいとも妙なる傳なりかし、其は大祓詞に、〇中略瀨織津比咩(すなはち禍津日神なり)速開津比咩(すなはち伊豆能賣神なり)氣吹戸主(すなはち直日神なり)共に此御禊の時に生坐る神等にて、罪汚を祓ひ給ふ功のよく此の傳に符るを、速佐須良比咩ばかりは、古事記書紀ともに此の傳になき神なるは、傳漏たること疑なきものなり、

〔宇治拾遺物語十二〕内記上人寂心といふ人ありけり、道心堅固の人なり、堂を造り塔をたつる、最上の善根なりとて勸進せられけり、材木をば播磨國に行てとられけり、こゝに法師陰陽師紙冠をきて祓するを見つけて、あはてゝ馬よりおりて、はしりよりてなにわざし給御房ぞといへば、祓し候なりといふ、なにしに紙冠をばきたるぞととへば、祓戸の神達は法しをば忌給へば、祓するほどしばらくして侍なりといふに、上人こゑをあげて大になきて、陰陽師に取かゝれば、陰陽師心えず仰天して、祓をしさして、これはいかにといふ、祓せさする人もあきれてゐたり、上人冠をとりて引やぶりて、なくことかぎりなし、いかにしりて御房は佛弟子となりて、祓戸の神達にくみ給といひて、如來の忌事をやぶりて、しばしも無間地獄の業をばつくり給ぞ、誠にかなしきことなり、たゞ寂心をころせといひて、とりつきてなくことおびたゞし、陰陽師のいはく、おほせらるゝ事尤道理なり、世の過がたければ、さりとてはとて、かくのごとく仕なり、しからずはなに

わざをしてかは、妻子をばやしなひ、わがいのちをも續侍らむ、道心なければ上人にもならず、法師のかたちに侍れど、俗人のごとくなれば、後世のこといかゞとかなしく侍れど、よのならひにて侍れば、かやうに侍なりといふ、

〔紫式部集〕やよひの一日、かはらに出たるに、かたはらなる車に、法師のかみをかうふりにてはかせたちをるをにくみて、

はらへどの神のかざりのみてぐらにうたてもまがふみゝはさみかな

天罪國罪之別

〔延喜式八祝詞〕六月晦大祓

四方之國中登大倭日高見之國乎安國止定奉氐、下津磐根爾宮柱太敷立、高天原爾千木高知氐、皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉氐、天之御蔭、日之御蔭止隱坐氐、安國止平氣久所知食武國中爾成出武天之益人等我過犯家牟雜雜罪事波、天津罪止、畔放、溝埋、樋放、頻蒔、串刺、生剝、逆剝、屎戶、許許太久乃罪乎、天津罪止法別氣氐、國津罪止入、生膚斷、死膚斷、白人、胡久美、己母犯罪、己子犯罪、母與子犯罪、子與母犯罪、畜犯罪、昆虫乃災、高津神乃災、高津鳥災、畜仆志、蠱物爲罪、許許太久乃罪出武、

〔祝詞考中〕天津罪止波、此七つの罪、須佐能男命の犯給ひしをもて、今國人の犯せるも、その罪の類をば天つ罪といふ、國津罪止波、下つ國人の犯せるを別いふのみ、

〔大祓詞後釋上〕天つ罪國つ罪と別ることは、實は一にて、差別あるまじきことなれども、かの須佐之男命に祓を負せたるぞ、祓の起にてあれば、かの神のそのかみ天にて犯し給ひし類の罪をば、此國にても天つ罪と名けて別云也、

〔古語拾遺〕逮于神武天皇東征之年、〇中略 令天種子命(天兒屋命之孫)解除天罪國罪事、(所謂天罪者、上既說訖、國罪者國中人民所犯之罪、其事具在中臣祓詞、)

〔皇大神宮儀式帳〕纏向珠城宮御宇活目天皇〇垂仁御世爾、倭姬內親王遠爲御杖代、齋奉支、〇中略 祓法定

以祓罰人

給支、天都罪止所始志罪波、敷蒔、畔放、溝埋、樋放、串刺、生剝、逆剝、屎戸、許々太久乃罪乎、天都罪止告分天、國都罪止、生膚斷、死膚斷、母犯罪、己子犯罪、畜犯罪、白人、古久彌、川入、火燒罪乎、國都罪止定給氐、犯過人(前)種々乃令祓物出天、祓淸止定給支、

〔源順集〕六月はらひ
夏草にはらひかくれど久堅のあまつつみとは露やけぬらん

〔日本書紀神代一〕一書曰、〇中略已而科罪於素戔嗚尊、而責其祓具、是以有手端吉棄物、足端凶棄物、〇中略以此解除竟、遂以神逐之理逐之、〇中略手端吉棄、此云多那須衞能余之岐羅毗母能、

〔釋日本紀七述義〕手端吉棄物、足端凶棄物、
私記曰、手足吉凶物、其義如何、答、師說、凡解除之道、必有兩種、吉凶是也、吉解者、是招禱吉事也、凶解者、卽除却凶事、兼招吉事也、吉解是貴、故用手爪、凶解亦賤、故用足爪也、解除之道、闕一不可也、故兼用吉凶二解也、

〔大祓執中抄上〕祓具を善惡の二つにわけたるは、いかなるゆゑぞといふに、日本紀の私記に、凡解除之道、必有兩種、吉凶是也、吉解者、是招禱吉事也、凶解者、卽除却凶事、兼招吉事、〇中略解除之道闕一不可也、故兼用吉凶二解也、とあるが如く、罪穢ある人に、公より科せて、その罪穢を除かしめ給ふが惡祓なり、惡祓をはりて後、吉事を招禱せんが爲に、また科するが善祓なり、河海に臨みて水滌を修することは、この善祓に屬くなり、このゆゑに身滌の事を、善祓とのみもいふ、建久年中行事記に、惡祓勤仕、次吉祓勤仕、御麻奉、とあるは、善を吉とかけるなり、

〔日本書紀神代一〕一書曰、〇中略諸神〇中略卽科素戔嗚尊千座置戸之解除、以手爪爲吉爪棄物、以足爪爲凶爪棄物、乃使天兒屋命掌其解除之大諄辭而宣之焉、世人愼收己爪者、此其緣也、

〔日本書紀十二履中〕五年十月甲子、葬皇妃、既而天皇悔不治神祟而亡皇妃、更求其咎、或曰、車持君行於筑

紫國、而悉校車持部、兼取充神者、必是罪矣、天皇則喚車持君、以推問之、事既實焉、因以數之曰、爾雖車持君、縱檢校天子之百姓、罪一也、既分寄于神祇車持部、兼奪取之、罪二也、則負悪解除善解除、而出於長渚崎、令祓禊、既而詔之曰、自今以後、不得掌筑紫之車持部、乃悉収以更分之、奉於三神、

〔日本書紀十四雄略〕十三年三月、狹穗彥玄孫齒田根命、竊姧采女山邊小嶋子、天皇聞、以齒田根命、収付於物部目大連、而使責讓、齒田根命以馬八匹大刀八口、祓除罪過、既而歌曰、耶麼能謎能、故思麼古喩衞爾、比登涅羅賦、宇麼能耶都擬播、鳴思稽矩謀那斯、目大連聞而奏之、

〔永昌記〕天仁三年〇天永元年三月十八日丙辰、卯刻參內、依公家春日御奉幣也、〇中略辰刻上卿新藤中納言參著仗座、〇中略宗能勘申可被清社頭日時、訟云、可被清春日社穢氣日時者、近例必無別日時、然而今度令勘之、近永承二年、賀茂禰宜成實刃傷之日、被清社頭、有件日時、凡別祓有否、神祇官申旨、頗不分明、罪人於社頭行之、別祓不可有者、然而今度之例有別祓、本條所違善悪祓、如此事而已、祭物社司可出、今度罪人信經出之者、頗違例歟、官不成宣旨、只遣日時於神祇祐致元許、事了上卿退出、

〔類聚三代格一〕太政官符

定准犯科祓事

一大祓料物廿八種亦前悪祓料物准此、畫輪、今除一祓、下條亦同、

馬一匹	大刀二口	弓二張	矢二具以十隻為一具、已上三種、並不限新舊、
刀子六枚	木綿六斤	麻六斤	庸布六段
鍬六口			
鹿皮六張	猪皮六張	酒六斗	米六斗
稻六束			
鰒六斤	堅魚六斤	雜腊六斤	鹽六升
海藻六斤			
滑海藻六斤	食薦六枚	薦六領	坏六口
盤六口			
柏十五把枚手六十枚料	匏四柄	榻四枚長各一丈	席一領

右闕怠大嘗祭事、及同齋月內、弔喪問病、判署刑殺文書、決罰食肉、預穢惡之事者、宜科大祓、所輸雜

物具如前件、官人有犯、兼解見任、

一上祓料物廿六種

大刀一口　弓一張　矢一具　刀子二枚　木綿三斤

麻三斤　庸布三段　鍬三口　鹿皮三張　酒三斗

米三斗　稻三束　鰒三斤　堅魚三斤　雜腊三斤

鹽三升　海藻三斤　滑海藻三斤　食薦三枚　薦三領

坏四口　盤四口　柏十把枚手料卅枚　匏二柄　楉三枚各長一丈

席一領

右闕忌新嘗祭、鎭魂祭、神嘗祭、祈年祭、月次祭、神衣祭等事、毆伊勢大神宮禰宜內人、及穢御膳物、並新嘗等諸祭齋日、犯吊喪問疾等六色禁忌者、宜科上祓、輸物如右、

一中祓料物廿二種

刀子一枚　木綿一斤　麻一斤　庸布一段　鍬一口

鹿皮一張　酒一斗　米一斗　稻一束　鰒一斤

堅魚一斤　雜腊一斤　鹽一升　海藻一斤　滑海藻一斤

食薦二枚　薦二領　坏四口　盤四口　匏一柄

柏五把枚手料廿枚　楉二枚各長一丈

右闕忌大忌祭、風神祭、鎭花祭、三枝祭、鎭火祭、相嘗祭、道饗祭、平野祭、園韓神春日等祭事、毆物忌戶座御火炬、奸物忌女、及觸穢惡事預御膳所、幷忌火等祭齋日、毆祝禰宜及預祭事神戶人、犯吊喪問病等六色禁忌者、宜科中祓、輸物如右、

一下祓料物廿二種

刀子一枚　木綿六兩　麻六兩　庸布一段　鍬一口
鹿皮一張　酒四升　米四升　稻四把　鰒六兩
堅魚六兩　雜腊六兩　鹽四合　海藻六兩　滑海藻六兩
食薦一枚　薦一領　坏二口　盤二口　匏一柄
柏五把（枚手廿枚料）　榼二枚（各長一丈）

右闕怠諸祭祀事、及齋日毆祝禰宜幷預祭神戶人、犯諸禁忌者、宜科下祓、輸物如右、以前被右大臣宣偁、承前神事有犯、科祓贖罪、善惡二祓重科一人、條例已繁、輸物亦多、事傷苛細、深損黎元、仍今改張立例如件、其毆傷若重者、祓淨之外、依法科罪、齋外鬪打者、依律科決、不在祓限、又祝禰宜等與人鬪打、及有他犯事須科決者、先解其任、即決罰、神戶百姓有犯失者、行齋之外、決罪如法、今具奏狀奏聞、奉勅依請、

延曆廿年五月十四日（〇又見神祇令集解）

〔延喜式（五齋宮）〕凡雜色人已上、與人毆鬪者、科上祓、凡寮官諸司、及宮中男女修佛事、私奸密婚者、科中祓、

〔大神宮諸雜事記（一）〕神龜六年正月十日、御饌物依例於豐受神宮調備、從彼賁參於大神宮之間、宇治田山之迫道、死男爲鳥犬被喰、肉骨分散途中、然而忽依無通去之道、件御饌物（乎）賁徹（天）、合期供進已了、爰同年二月十三日、天皇（〇聖武）俄御藥、仍令卜食、神祇官陰陽寮勘申、巽方大神依死觸不淨之咎所祟給也者、卽下賜宣旨於國司、大神宮被搜糺之處、件浦田坂死人之條依實注申、隨則同三月十三日、依右大臣宣奉勅、下勅使、且被謝遣件不淨之由、且彼日御饌賁參豐受宮大物忌父止補、神主川麻呂、御炊內人神主弘美、及物忌子等進怠狀、科大祓、解却見任了、

天平三年六月十六日御祭（仁）、二見鄕長石部島足參入神宮、而煩霍亂、退出之間於神宮近邊倒死亡

了、而間天皇（武○聖）御所物佐頻也、即神祇官并陰陽寮等勘申云、巽方大神之御當有死穢事歟、仍所祟給也者、即皇太子（太○此時無太子、恐誤）俄不豫大坐（須、）仍勅使令祈申於二宮給、且下賜宣旨大神宮、被尋糺死穢之事、爰島足顚滅事（乎）禰宜等注申、仍宮司上奏之、因之度會郡大領神主乙丸、少領新家連公人丸等（和）科大祓、大神宮禰宜神主野守、豐受神宮禰宜神主安丸等（和、）科中祓（天、）差勅使令祈申於大神宮已了、

天平勝寶六年六月廿六日夜、豐受宮御稻御倉之放棟（天、）盜取御稻十八束畢、仍番直內人等、付跡尋求之處、彼御炊內人神主元繼之私宅搜出（多利、）件元繼者、繼橋鄉美乃々村住人也、即元繼夫婦相共搦進於司廳、仍宮司略問之處、無同類、被迫飢渴、元繼一人盜取之由辨申（世利、）仍且令進過狀、且申上本宮、隨即上奏、被下宣旨、元繼科大祓、解任職、番直內人五人（波）科中祓、至于貫御稻（波、）宮司以他稻祓清令進替既畢、

寶龜元年十二月廿一日、瀧原宮御裝束色目如本數替進既了、事發以去年九月廿六日、宮司進神祇官解狀偁、皇大神宮禰宜解狀偁、別宮瀧原宮當月御祭使當宮大內人神主世增解狀偁、彼宮物忌父石部千妙申文云、昇殿次奉拜見御所御體并御裝束等、濕損御也者、檢故實、正宮別宮如是非常濕損之時、公家被奉替例多者、任本數彼新替進件御裝束矣者、而神祇官勘申云、物忌父千妙陳狀云、當宮祭使隨身大神宮禰宜之封、奉納幣物之後、付封御鎰櫃之例也、仍內人物忌等御祭昇殿之日從供、奉拜見御殿內之外、敢無奉開也者、所陳申尤不當也、何者大風霖雨之時致其恐、觸案內於大神宮神主、申請神宮使、相共可開封也、而不致其用意、忝奉濕損御裝束物等、既千妙之怠也者、千妙無方陳申進怠狀、即科大祓解任了、　四年十月十三日、志摩守目代三河介伴良雄、與彼國書生總判官代酒見文正、伊雜神戶檢田程爲狩（志天、）伊雜宮之近邊射伏猪鹿已了、爰宮人等雖加制止、專不承諾、仍內人等訴申於本宮、隨則大神宮申上宮司、依宮司解神祇官奏聞於公家、即被下官使、召對伴良雄等離宮院、各

科大祓、又國司科中祓清已了、

〔古事談五神社佛寺〕延暦十年八月五日、子刻有盗人、燒大神宮正殿一字、財殿二字、御門瑞垣等、〇中略同廿三日、渡會郡司斷大祓、外宮司禰宜等斷上祓不解、

〔大神宮諸雜事記一〕弘仁四年九月十六日、豐受宮大内人神主眞房妻、參詣於彼宮御祭天、祗候玉垣下之間、件女乍坐産生畢、即赤子搔入袖天退出也、仍宮司註具之由上奏早畢、因之以同月廿九日、被新中件非常産穢今〇穢原本作闕、今從一本改之由、勅使王散位從五位下節職王、中臣正五位下行主税頭大中臣朝臣淵魚、忌部等也、件眞房夫妻共科大祓、解見任已畢、自今以後、姙胎女不參入於鳥居内也、即起請被下宣旨又了、

〔類聚國史十九神祇〕弘仁七年六月丙辰、伊勢大神宮司從七位下大中臣朝臣清持有犯穢、幷行佛事、神祇官卜之有祟、科大祓解在報賽〇在報賽三字恐衍見任、

〔大神宮諸雜事記一〕天長三年七月十三日、宮司菅生道成科大祓解任、事發以去六月十一日、豐受大神宮朝御饌汚穢已畢、依過怠狀、大物忌父子宮司幷三人、各科大祓解任也、但禰宜科上祓、祓清供奉、

而間宮司以同日遭父喪畢、　六年九月、大神宮御遷宮、同年五月三日參宮勅使王散位從五位下信忠王、中臣正六位上大中臣朝臣定實、忌部也、而件勅使參宮奉幣之間、俄雷電鳴響、天地共震、雨下如沃、即一時之間洪水洗岸、於爰自同六月五日、天皇〇淳和御藥切々也、仍本官〇神祇官幷陰陽寮勘申云、異方大神依不淨事祟歟、即日天皇御示現、告汚穢事條々示給借利、仍夢想之告恐御天、被下宣旨尋糺之處、前日勅使中臣定實加離宮宿坊仁、隨身駄落胎由具也、而定實隱忍件事、竊令堀埋天參宮之由無事隱也、度會郡司驛專當等進上其由文已了、因之國宮司等副件申文上奏了、但王信忠中臣定實等付官使歟、追下離宮院、以同年七月十九日、信忠科上祓、定實科大祓、被令謝遣、且以同日勅使參宮、被新申汙穢之由了、

〔豐受大神宮禰宜補任次第〕禰宜外從五位下神主土主在任十三年

右神主、〇中略仁壽二年男童死穢內、依供奉神事、任八月十九日宣旨科大祓解任、

〔三代實錄十一清和〕貞觀七年八月十一日己未、內膳典膳正七位下雀部朝臣祖道、隱匿司中人死之穢、仍科上祓、

〔類聚大補任宇多〕寬平九年丁巳、少司正六位上本眞雄、十二月着任、在任四年、前司本扶弟牢、八月依神事違例之咎、大祓解任替、

〔大神宮諸雜事記一〕承平七年三月七日、依神事違例糺正之間、大司時用無陳遁方、仍被停止時用之奮務二ケ年、以同八年十二月、件宮司科大祓解任既了、

〔類聚符宣抄一〕太政官符伊勢國幷大神宮司內印

應科祓大神宮御厨案主神戸預等事

坐豐受神宮祟給、御厨案主秦茂興修三寶事、同案主新家恒明、同眞行等、依過穢神事、遣使科上祓、可令祓淸奉仕事、

同宮鈴鹿郡神戸預等、依過穢神事祟給、科下祓、令祓淸奉仕事、

使中臣權大祐正六位大中臣朝臣理明

卜部散位外從五位下直宿禰保實

右得神祇官今月十日解偁、被太政官去六月十日符偁、彼官今日解偁、依例供奉御體御卜、所祟奏聞旣訖、仍錄事狀申送如件者、官宜承知、依件行之者、彼色々人々爲令祓淸、差件等人宛使申送者、國宜承知、依件行之、符到奉行、

左少辨　位右少史

應和二年八月廿二日　驛鈴二口一口四剋一口三剋

〔日本紀略四村上〕應和二年八月廿八日癸丑、神祇官勘申大神宮新宮心柱違例立之、判官禰宜內人等

罪文、仰依定申令祓、

〔日本紀略十一後一條〕寛弘五年十月一日戊子、平座見參、今日宇佐八幡宮禰宜成子、乘車參積部司南門訴申彼宮司邦利、以無實科祓事、

〔朝野群載六神祇官〕奏龜卜　御體御卜

神祇官謹奏

天皇我御體御卜爾奉卜部等天、太兆爾卜供奉留狀奏、〇中略坐伊勢國大神宮御領、伊賀神戸領、參河本神戸、同荒神戸領等、遠江本神戸、同荒神戸等、同宮御領服織殿神部等、依過穢神事祟給、遣使科上祓、可令祓清奉仕事、又坐若狹國若狹比古神、常神、又坐越前國氣比神、劒神、志比前神、□神投井手神、又坐加賀國白山神、氣多神、又坐能登國氣多神、伊須流支比古神也、坐越中國鵜坂神、氣多神、白鳥神、三宅神、又坐越後國大社神、伊夜比古神、河野神、氣多神、物部神、又坐佐渡國大目神、度津神、引田部神、飯持神、又坐丹波國龍神、須岐神、物部神、又坐因幡國高野神、大江神、又坐伯耆國倭文神、大神山神、國坂神、又坐出雲國杵築神、河上神、又坐阿波國天河別神、大麻神、□部神、白鳥神、亦坐讃岐國大麻神、櫛梨神、大水神、田村神、亦坐伊豫國村山神、大山積神、野間神社司等、依過穢神事祟給、遣使科中祓、可令祓清奉仕事、〇中略以前太兆卜供奉留御體御卜如件、謹以申聞、謹奏、

永曆四年六月十日　　宮主正六位上行□少祐卜部宿禰兼宗

中臣從五位下行大祐大中臣朝臣惟維

〔宮主秘事口傳〕差文書樣、　如此長官加署也、無請印也、

神祇官

差進　　御體御卜祓使事

坐伊勢國大神宮一禰宜、豐受宮二禰宜、同宮等御領河曲神戸司、伊賀本神戸司、遠江新神戸司等、依

過積神事祟給、遣使科上祓、可令祓淸奉仕事、

使中臣正五位下行權大副大中臣朝臣

宮主散位從五位下卜部宿禰

神部　貳人

右依官宣、御體御卜祟給、過積神事人等、科上祓、爲令祓淸奉仕、差件等人充使、可被發遣狀、差進如件、

年號　月十日　正六位上行少史齋部宿禰

正六位上行權大祐大中臣朝臣

從二位行伯

神祇官

差進　御體御卜祓使事

坐伊賀國鳥坂神、坐伊勢國鳴神、坐尾張國河曲神、坐參河國稻荷神、坐遠江國於侶神、坐駿河國御稻神、坐伊豆國部多神、坐甲斐國笠屋神、坐相模國阿夫利神、坐武藏國椋神、坐安房國天比理神、坐上總國姉琦神、坐下總國蛟蝸神、坐常陸國藤內神社司等依過積神事祟給、遣使科中祓、可令祓淸奉仕事、

使中臣正六位上大中臣朝臣

卜部正六位上卜部宿禰

神部　貳人

右依官宣、御體御卜祟給、　同前差進如件

年號　月十日　正六位上行權少祐齋部宿禰

從二位行伯

神祇官

差進　御體御卜祓使事

坐近江國飯道神、坐美濃國多伎神、坐信濃國栗野神、坐上野國賀茂神、坐下野國三和神、坐陸奥國月山神社司等、依過穢神事祟給、遣使科中祓、可令祓淸奉仕事、

使中臣正六位上大中臣朝臣

卜部正六位上卜部宿禰

神部　貳人

右依宣旨、御體御卜ニ祟給　同前之狀、差進如件、

年號　月十日　正六位上行權少祐齋部宿禰

從二位行伯

神祇官

差進　御體御卜祓使事

坐若狹國若狹比古神、坐越前國織田神、坐加賀國出水神、坐能登國相見神、坐越中國高瀨神、坐越後國三嶋神、坐佐渡國渡津神社司等、依過穢神事祟給、遣使科中祓、可令祓淸奉仕事、

使中臣正六位上大中臣朝臣

卜部正六位上卜部宿禰

神部　貳人

右依宣旨御體　同前之狀、差進如件、

年號　月十日　正六位上行權少祐齋部宿禰

從二位行伯

六位史、請取此差文、書成宣旨者也、宣旨案略之、十二月者、他道也、年々見符案、

事前祓禊

○按ズルニ、本文粗、朝野群載ニ同ジ、恐クハ其書式ヲ示サンガ爲ニ出シタルモノナランカ、

〔仲資王記〕建久五年九月十一日戊戌、裏書云、十一日伊勢齋宮寮頭資頼朝臣、幷國司代信貞、史大夫五位□□等、科祓、下祓宣旨、史生季俊所持來也、是者正月元日大神宮□□□納置彼寮之故云々

〔皇大神宮儀式帳〕一皇大神御形新宮遷奉時儀式行事

以十六日（九月）、〇中略 御裝束物等祓淸氏、鋒使王一人、神祇官副已上一人、忌部一人、大神宮司、共令參入外院太玉串所、然先禰宜內人、幷人垣可仕奉男女等、以戌時悉皆大宮以西川原大祓淸、卽給明衣畢、

一年中行事幷月記事

六月例

以十六日、從宮西川原仁退出之、御巫內人乎志氏、卽禰宜內人物忌等之後家之雜罪事、令申明解除幷淸大祓畢、

九月例

神嘗祭供奉行事

以十五日、〇中略 禰宜內人等悉進集、自宮西川原爾、大贄乃淸乃大祓仕奉、幣帛殿爾進納畢、卽供奉御饌、以同日夜亥時、御巫內人乎第二門爾令侍氏、御琴給氏請天照坐大神乃神教氏、卽所放雜罪事乎自禰宜館始、內人物忌四人館別解除淸畢、卽禰宜內人物忌等、皆悉自宮方川原集侍氏、先向神宮人別罪事乎明申畢、卽向川御巫內人解除告刀申畢、皆悉率正殿院參入、掃淸奉畢卽罷出之、

〔神宮雜例集〕二年中行事

三月晦日祓事　於離宮院行也、宮司內宮禰宜參勤也、〇又見月次祭、來二宮年中行事、御衣解除也、

〔皇大神宮年中行事〕六月十五日朝、正員禰宜一同各神拜之後、乘馬祝部等引率、爲奉仕荒蝟御贄等、參阿原木神崎、先於岡村河原在祓、件役當鄕刀禰之中堪能者一人之勤也、仍所被相具也、〇中略 抑件

祓者、彼荒蝶御贄奉仕之間、供奉人不淨事疑所祓清也、

〔貞信公記〕承平元年正月十七日、神寶造始、卽經日御願也、令神祇行祓事、非大祓、

〔小右記〕治安三年六月二日甲午、今日發遣鹿島香取使、〇中略使經孝并幸樞二合、先遣河原祓所、未時出河頭、

〔經信卿記〕承曆五年正月九日丁酉、今日依爲吉日、欲參平野(方吉)北野、賀茂、并被馬、招陰陽師實行令讀中臣祓、

〔中右記〕寛治六年三月廿三日丙午、依例有石清水臨時祭、〇中略巳刻出御、內藏寮奉御贖物、藏人大輔通輔傳取供之、左近中將源國信朝臣候陪膳、(頭中將仲實重服、頭辨季仲今日觸穢、仍件人勤仕此事也、)次使及宮主自同小門參入著座、(宮主依有所勞不參、仍神祇官人代官參入、宮主北、使南、)次舞人自西中門參入、列立南池水邊、御禊了宮主退出、次奉出御馬、次撤贖物、次藏人兵部大輔通輔獻御笏、次使起座就机邊、搢笏捧御幣而立、(三匝之上ニ在北之一匝三匝ナ拜之也)御拜(陪從發歌笛音)兩段再拜、了使退出、

〔兵範記〕仁安元年十一月八日戊申、平野祭也、依分配早旦行水、著尋常裝束、(九新御)修祓參社頭、　九日己酉、梅宮祭也、〇中略早旦行水解除參社頭、

〔治承元年公卿勅使記〕八月十三日庚辰、申時許、藏人左少辨兼光書狀云、來月十日、可被發遣伊勢公卿勅使候乎、可令參勤給候者、依天氣言上如件云云、返事云、來月十日、爲勅使可參向伊勢之由、謹承候了、恐々謹言、則家門立札、其銘曰、

　自今日至來月十日、僧尼重輕服、并不淨之輩不可參入、(治承元年八月十三日)

廿九日丙申、川原祓所并路次(自精進所向川原之間)掃除之事、令行國仰檢非違使基廣了、自二日至十日、每日可令巡檢之由同仰了、又陰陽權助濟憲、可奉仕祓之旨、同仰之、　九月二日戊申、洗髮沐浴、著束帶參內、〇中略頃之來仰云、來十日爲幣帛使、可參伊勢大神宮、予微稱、〇中略次向川原、(二條東南邊)修祓、(陰陽權助齊憲朝臣)

（東帶）了奉遙拜、則入齋所、（今日宮小路內藏權頭敎任朝臣直廬也、相府御沙汰也、此一兩日修理目代定景奉仕也、）予時亥剋許歟、則又沐浴著衣冠、於庭中解除之、次又奉遙拜、了解脫、抑門立引注連、又庭中立札、　三日己酉、辰時沐浴之後、著衣冠出二條川原（網代車、前駈布衣、）解除（齋宮勤之）了、奉遙拜歸齋所、入夜又沐浴、於庭中解除之次奉遙拜、　十日丙辰、今日可進發之日也、尤依有其恐、神祇權少副定隆許、可祈禱之由示遣了、是今日副使也、巳剋左府（○藤原經宗）參內給之由聞之、仍沐浴（卯剋許先洗髮了、）之後著束帶（無文帶、蒔繪大刀、）出二條川原（前駈六人）解除、了給陰陽師祿、（被物一重、前駈仲信取之、）此次奉遙拜、了參內著殿上、（中略）予於北門外、給宣命於中臣退出、自郁芳門歸精進屋、（中略）其路自富小路南行、至大炊御門東折、自京極南行、至二條東折、經川原入押小路末、經金剛勝院西大路南行、自姉小路末東折、至祓戶修祓、神祇官奉仕之、了（向京方修之、予以下次第列居、）就路、亥剋許著勢多驛家、（中略）食事了沐浴著衣冠、於東庭解除、（向東）遙拜了付寢、抑於祓戶著改藁深沓、騎乘替馬、出衣押入股裁了、十一日丁巳、寅剋羞食了、沐浴之後於東庭解除、神馬神寶同之、（中略）至野洲河解除、神寶神馬併負之、祓了就路、　十二日戊午、朝餼之後、沐浴解除、幷遙拜等了、卯剋許就路、於外白川解除、神寶神馬等整立之、　十三日己未、寅剋羞食了、沐浴了則著衣冠、天漸欲曙之間、於庭中解除、　十四日庚申、辰剋就路、至多氣河、（中略）次於松樹下修祓、大神宮司儲祓物幷座等、（中略）午剋終著離宮、（中略）入夜沐浴了、於東庭解除、　十五日辛酉、宮司雜事稱有懈怠、神祇官等遲參、度々加催之後適參上、仍於東庭切懸外修祓、神祇官等列之、（中略）至宮川、（中略）於東岸修祓、（中略）至第二鳥居（○豐受宮）下、大內人二人著衣冠、一人奉大麻立、予取之意氣、一人又持鹽湯、（入小土器、）以榊葉灑之三度、（中略）參內宮、於一鳥居外下馬解劍參入、向御裳濯川修祓、（神寶使等列之、）了於二鳥居下、鹽湯大麻如外宮、

〔外宮嘉祿三年山口祭記〕六月廿二日己巳、午時造宮使神祇權大副從四位下大中臣朝臣隆通、（祭主息）主爲拜賀始參宮、目代侍十餘人、如木爲共祇承、官掌二人（宗胤、神主文光）大麻鹽湯獻之、

〔吾妻鏡 五十一〕弘長三年四月廿一日庚午、將軍家（○宗尊親王）二所（○伊豆箱根）御精進始、御濱出爲浴潮御也、

軍役祓禊

爲御水干御騎馬也、　廿三日壬申、御濱出如一昨、是中御潮也、

〔八幡社參記〕康正二年三月廿七日丙申、今日參詣石淸水八幡宮、○中略 自去廿四日晩始神事、吉田前預兼名卿令立神事札、今日辰一剋、著香小直衣、文桐丸萠黃、袙文松立涌薄色、濃丸浮線綾物、指貫上括也、出座公卿座、右中將教國朝臣持劒相從、其後 先聖護院准后兼傳中山大納言可有來臨之由申○中略 被加持、次土御門三位有季卿淨衣重衣 入中門廊北妻戶、來座前、事仕身固了、退出之後、聊經程有季卿乘輿之程相待之故也、起座出當間、經中門廊內、出車寄戶、乘輿、兼中門廊西簀子坐定之後、兼名卿布衣上括 出北方腋戶、自輿左方指出祓、予○足利義政 以左片手取之、如拂懸息了返授之、兼名退入之後、力者等進寄昇立輿、出西四足門、○中略 巳剋下著善法寺、透淸法印也 寄輿於寢殿南面、下輿入簾中、先式、次參儀三獻、此後行水、次著淨衣、絹練芳和文桐唐草、出座寢殿南面、階間內兼敷疊也 次土御門三位有季卿著淺香 入東屏中門、著入足下座、圓座也、順向乾方、 次公躬朝臣、永繼朝臣、雅康朝臣已上著淺履 等入屏中門、進寄入足下、○中略 次三條大納言○公綱 經南簀子跪當間簀子、登光持來贖物、跪大納言座下、大納言取之、昇長押居予前退居本所、登光退入、次有季卿祓詞、畢持大麻持寄砌下、大納言降階乍立取之、歸昇持來、予取之如拂懸息、打置柳宮上、以上向南方

〔儀式十〕將軍進節刀儀

其將軍入京之時、去京一驛、先遣軍曹申事由、仰大藏輕於便河邊遣神祇官祓禊、久經戰場、多殺戮之故、次遣使郊勞、無功不獨

〔本朝世紀〕天慶四年八月七日甲午、山陽南海兩道追捕使右近衞少將小野好古朝臣、今日入京、先是自山崎津申上云、去年征東大將軍藤原忠文朝臣入京時、公家遣神祇官等、相迎使河邊行解除事、此般好古入京日、若准彼例、可有解除歟云云、右大辨藤原在衡朝臣、以此由執申太政大臣家、○藤原忠平 仰令大外記三統公忠宿禰勘申、先年道々追捕使等歸洛時例者、公忠申云、大將軍者、依法條已有解除事、至于追捕使無解除例云々、在衡朝臣以此由申太政大臣家、仰云、然者不可有解除之由可仰遣者、

〔禁秘御抄下〕解除

年中行事障子東、御屛風二帖立廻、掃部寮有鑞子、其中敷小席二枚、其上敷繧端半疊一帖、青端也、御座左方立燈臺供御燈、在打數、先出御以前供錫紵、無文御冠、卷纓、藏人盛柳筥、居土高坏、尋常御冠也、御衣御袴如恒、不著直衣、往代先著常直衣、頭一人女藏人二人相從、一人持唐匣筥、蓋入御梳、一人加宇加伊、次頭取錫紵令著御、布御帶只一結、次御冠、次入御、女藏人取常御冠入、次御冠幷錫紵給藏人所、上古或錫紵布也、青鈍直衣也、而郁芳門院御事時被問人闕腋、治曆例、屛風其口許聊アケタリ、御衣自內藏寮給縫殿寮染之、向給方角被問陰陽師也、郁芳門院御事時、廿日錫紵、廿二日御除服御裝束如一日、改御裝東御冠還簾中、又供御裝束、御直衣如恒、錫紵於河原祓、御冠給藏人所、被改御冠許一說也、御除服後於朝餉有吉書事、

〔宮主秘事口傳〕主上者、不受御重輕服給也、但每度被擇日次、被行御錫紵之御祓、其時宮主參勤、內藏寮史生、先立案於庭上也、其上置御裝束、御吉方者陰陽寮勘申、主上出御之後、陪膳役奉獻御贖物、

次宮主請取內藏寮大麻、懷中笏參進、

次陪膳進出、尅階膝突氐、于時宮主授大麻、

次陪膳獻主上、此間宮主正笏不見外、

次陪膳返賜之、經本路返授宮主、

次宮主懷中笏持大麻、於案下圓座膝突、不脫沓、中臣祓讀之、

次表白

今年某月日、今乃吉時乎擇定天、御除服乃御祓淸給、此狀乎諸神達平久安久聞食氐、天皇朝廷寶位無動、常磐堅磐爾、夜守日守止護幸給陪止申須、

次一揖退出

次件御裝束皆具、宮主賜之、

向吉方之河原、令切流之由也、其實者自上古所見儀也、宮主隨身之退出、

大麻返渡内藏寮史生、

〔類聚國史 百七十三 災異〕天長三年正月壬申、緣左兵衛府失火事祓除於南庭、

〔日本紀略 淳和〕天長七年七月癸巳、玄暉門外中重被令祓霹靂事、

〔類聚國史 十一 神祇〕天長七年十二月甲子、請僧五口、奉讀金剛般若經、兼令神祇官解除、謝物怪也、

〔日本紀略 五 冷泉〕康保四年六月十六日、酉剋天皇除御素服、依遺詔不被行大祓事、但內藏寮進祓物於御前、宮司有御解除事、

〔蜻蛉日記 上〕あるべきことゞもをはりてかへる、やがてふくぬぐに、にびいろのものども、あふぎまではらへなどするほどに、

ふぢごろもながすなみだのかはみづはきしにもまさるものにぞありける

〔源氏物語 二十一 乙女〕年かはりて、宮の御はても過ぬれば、世の中色あらたまりて、ころもがへのほどなども、いまめかしきを、ましてまつり〇加茂のころは、おほかたのそらのけしき心ちよげなるに、前齋院はつれづれとながめ給、〇中略大殿より、みそぎの日は、いかにのどかにおぼさるらんととぶらひきこえさせ給へり、けふは、

かけきやは川瀬の波も立かへり君がみそぎのふぢのやつれを、むらさきのかみたてぶみすくよかに、藤の花につけたまへり、をりのあはれなれば、御かへりあり、

ふぢ衣きしは昨日と思ふまにけふはみそぎのせにかはるよを

〔源氏物語 二十一 乙女〕按察大納言左衛門督うへの五節には良清、今はあふみのかみにて左中辨なるなん奉りける、みなとゞめさせ給て、宮づかへすべくおほせ事ことなる年なれば、娘をおの〳〵

奉り給ふ、殿の舞姫は、惟光朝臣のつのかみにて左京大夫かけたる娘、かたちなどいとをかしげなる聞えあるをめす、○中略やがてみなとゞめさせ給ひて、宮づかへすべき御氣色ありけれど、此たびはまかでさせて、近江のは、からさきのはらへ、つのかみのは、なにはと、いどみてまかでぬ、

〔河海抄九乙女〕五節前後の齋に皆祓をする也、何のはらへも、河邊海邊にて禊をする本儀也、辛崎難波七瀬の隨一也、仍近江攝津國司奉る舞姫、此所禊尤有便宜乎、舞姫は五節はてゝ、曉天退出の時祓をする也、上古はからさきなにはまでも下向しけるが、近代は内野にて、陰陽寮まゐりまうけて勤仕之、

〔大神宮諸雜事記二〕康平六年五月廿六日、齋内親王御宇○宇一本作兄一修學院阿闍梨入滅了、然而齋宮齋院祖父母、及兄弟乃忌服不御坐之例也、以日易月之前例、所謂服五月五日、服三月三日、服一月一日、是承前之例也、仍其間御匣殿御坐天、内膳炊部司等乃御膳物不供天、只進物所與利御飯御菓等進了、但本服五月也、仍五箇日所下坐也、同六月、祭使神祇少祐輔長參下、齋内親王參宮了、但去晦日御禊、以今月十日奉仕天、令供奉給也、依以日易月之例也、

〔左經記〕寛仁元年七月四日庚子、參入覽日時文等、○中略被仰云、明日於齋院可令行解謝祓者、是院司等、依觸長官爲正葬也、予仰旨神祇官、是料物宣旨也

長元九年五月廿一日戊戌、戊四點除御錫紵、○後朱雀其所如初、時刻著尋常御衣出御、但御冠垂纓、還御即召藏人下給件御冠、令候所者其後晝御座東間、掃部寮鋪小筵二枚、其上供半疊、同間當庭中鋪宮圓座爲宮主座、其前鋪小筵居錫紵、入御宮居高杯天皇著御座、供御贖物、次宮主供大麻、返給之後著座、御禊畢入御、其後藏人召内藏官人、令持件錫紵、宮主相具赴鴨河令流失云云、

〔中右記〕大治四年七月廿七日癸卯、今夜院○鳥羽有御錫紵除御之事、陰陽頭家榮御祓云云、及十三ヶ日除御口一年之儀也、以日易月、十三ヶ月之儀者、

（吉田家日次記）應永九年五月廿八日庚戌、戌刻兼富兼勝等著服、其儀如先日、但日次事不及、尋陰陽師、予相計之、除服日了、以巫女祓、密々沙汰了、

（春日權神主師淳記）明應六年八月十四日、里ヘ出ル中ヤマノ道ニ、蓮花院小者ヲ殺害シテ置之、十八日、先日中山死人所ニ注連曳之、（其處ニハ神主常住ニ令下知、主典注連曳之歟、竹枯木枝ナンド引廻リ、）　九月廿七日、去月十五日朝見付之、當山之里ヘ出ル路死人穢、卅箇日過之間、任先例可有清祓候由、披露寺門之處、今日祭物任例三貫三百文下知之、仍支配狀事、任例權神主ヨリ認遣了、

支配社頭山路死人穢清祓用途事

合三貫三百文之内七十五文酒直三升代

定錢三貫二百廿二文

半分一貫六百十一文（除常住一人分六十一文）

錢一貫五百四十七文

神主　七百七十二文　正預内

又半分一貫六百十一文（除常住一人分六十一文）

定錢一貫五百四十七文

權神主　二百十一文　新權預　同

新權神主　百八十二文　加任預　同

次預　百五十五文　神宮預　同

辰市權預　百三十文　今西權預　同

新々預　八十八文　今西新預　同

右任例支配如件

明應六年九月廿七日

〔蔭凉軒日錄〕比叡辻の御所にて御除服の事有、消息宣下にて、大内記中原枝賢朝臣宣旨を持て下向す、酉の刻ばかりに寶泉寺の屛重門の外に屛風を立、火を燈して、刑部卿有春卿參りて、御衣を吉服に改めて、中臣祓を修して祓ひ奉りて、御素服をば有春卿取て出たり、

〔忠利宿禰記〕承應三年十一月十六日壬寅、昨日内裏觸穢限也、今日内侍所撤注連、今日未刻、於内侍所被行清祓、自吉田被奉仕之云云、

〔基量卿記〕延寶四年十二月廿七日、今朝寅刻より法皇〇後水尾御所出火、〇中略内侍所火急之間、暫時庭上へ奉降御云云、卽御動座之間、來春早々淸祓三箇夜神樂等、可有御沙汰云云、

〔重房宿禰記〕延寶五年七月十日乙酉、後聞今夜主上〇靈元除御錫紵、吉田侍從卜部兼連朝臣奉仕清祓云云、

〔章弘宿禰記〕寶永七年正月廿二日、四條御局御葬送也、　廿四日、今日戌刻、〇中略御禊、

〔續史愚抄中御門〕正德二年十月廿四日甲戌、關東穢延及于宮中、去二十日、故内大臣家宣出棺由有注進、因天下觸穢、

十一月二十日庚子、有觸穢終淸祓、昨穢限也、於内侍所庭知恒歟、侍從二位兼敬奉仕、奉行藏人左少辨光榮、

享保五年四月六日壬寅、依觸穢終、於内侍所庭有淸祓、奉行藏人左少辨兼榮、今度於法皇御所無其儀者、

〔知音卿記〕寶曆十二年七月廿一日、今日或人告云、主上〇桃園今曉寅刻崩御云々、　廿八日、自今日天下觸穢云々、　九月廿三日、今日淸祓有之、觸穢昨廿二日子刻限也、依之淸祓有之、

〔續史愚抄後櫻町〕寶曆十二年九月八日丁卯、戌刻主上脫錫紵著御、諒闇酉刻限有御禊、〇中略素服公卿殿上人女房等有除服宣下、　廿二日辛巳、穢限也、今夜子刻宮中改火已下同、　廿三日壬午、於内侍所西庭有淸祓、觸穢後也權大副二位兼雄奉仕、奉行藏人右少辨光房、

〔公卿補任光格〕寛政六年七月十二日、内裏觸穢、去六日、依仁親王薨也、　八月四日、錫紵除御、奉行胤定朝臣、同日御禊、陪膳胤定朝臣、　廿二日、觸穢訖清祓、奉行均光、

〔公卿補任仁孝〕文政四年六月九日、今上親王薨去、在盛妙法院、　十六日、内裏觸穢、　七月廿一日、觸穢終清祓、奉行隆光、

天保十一年十二月廿八日、皇太子〇孝明御除服御禊、奉行亮光政朝臣、　十二年正月六日、同夜御禊、陪膳愛長朝臣、　二十日、觸穢畢清祓、奉行藏人權右中辨俊克、

〔貫久卿記〕弘化三年三月十八日癸酉、戌刻許脱御御錫紵、〇孝明著御御心喪服、御直衣引此後有御禊之事、宮主良祥朝臣奉仕了、　四月四日己丑、今日觸穢明、今晩家内一同沐浴了、今朝内裏清祓、宮主良祥朝臣奉仕、　七月三日丙戌、今夜戌刻故女院〇光格后新清和院御入棺也、自今日天下觸穢也、　八月廿三日丙子、昨日觸穢了也、今曉家内一同改火沐浴了、今朝内裏清祓良祥朝臣奉仕、

〔素性法師集〕みづのをの御門〇清和のかくれ給へるを、白河にかへさのへし侍しに、
人すます荒たるやどときてみれば今ぞ木葉は錦也ける

〔散木弃歌集六悲歎〕わざのことはてゝかへりけるに、すいたのゆのむかひに有ければ、たちよりて
　あみんとはなけれども、おしなべすゝぎけるついでによめる、
かなしさの涙もともにわきかへりゆゝしき事をあみてこそくれ
　服ぬぎ侍る日よめる
みそぎしてころもをとこそ思ひしか涙をさへもながしつるかな

〔魏志三十倭人〕其死有棺無槨、封土作冢、始死停喪十餘日、〇中略既葬擧家詣水中澡浴、以如練沐、

〔晉書九十七倭人〕死有棺無槨、封土爲冢、初喪哭泣不食肉、既葬擧家入水澡浴、自潔以除不祥、

由祓

〔左經記〕長元元年二月一日丙寅、參關白殿、申云、明日大原野祭也、官使不被立之由、可有御祓歟、仰云、

重服人行由祓云々、不可有御祓之由仰、愚爲信了、

〔台記〕久安三年九月十七日戊寅、傳聞、去十一日夜、外祖母尼公入滅、仍於河原行由祓、春日若宮祭也

〔玉海〕安元三年〇治承元年二月一日辛未、依諒闇不奉幣於春日、去年十一月今日修由祓、是因殿曆也、而嘉承三年二月同御記、祭當日有由祓、倩案事理、無奉幣由祓、須有當日歟、仍隨彼三年例、今日不行由祓、然而尙神事也、是又先例也、　二日壬申、遣職事一人於河原修由祓、陰陽師漏刻博士憲成、　十月廿九日乙未、今日神事也、服假之後除服、依不行由祓、然而神齋如例、此事依不審、尋申關白之處、報狀如此、

除服以前不候由祓候事也、除服以後雖日數內、可被修候也、神事之條如常可候也、尤可被忌服者歟、謹言、　關白在判

或人云、同服之人不忌云々、仍問申之處、被答旨如此、依之今日雖非祭、當日恆例發遣幣帛之日也、仍神事也、但行由祓之時ハ、明日給云也、然而又今日尙神事也、　十一月一日丙申、此日春日祭也、依爲除服以前不修由祓、

〔百錬抄十五後嵯峨〕寬元元年二月一日戊申、春日祭、中宮〇藤原姞子依御著帶無御奉幣、被行由御祓、

〔勘仲記〕建治二年十一月六日丙申、今日春日祭、殿下依御輕服無御奉幣、於河原由御祓許也、

弘安元年十一月十一日己未、明日春日祭、依御輕服不被發遣十列、由御祓云々、

每日御祓

〔禁秘御抄上〕每日御祓事

主上著御御衣、入夜藏人給之、於高遣戶傳所衆、藏人跪、所衆乍立也、返上之時藏人奉之、

〔禁秘御抄階梯上〕按上古每日、供御贖物、後代以御撫物遣於陰陽師家祓之也、

〔禁秘御抄下〕御祓

每日祓、御衣許每日御身上引懸、

毎月祓

〔日中行事〕日ごとのせうこんの御まつり、今はさだまれる事也、日下﨟の藏人、臺盤所にて御撫物申出して、衞士をして陰陽師がもとにつかはす、

〔成氏年中行事〕同晦日〈○正月〉毎月ノ御撫物ノ御使、以鬮被定ノ人數ヲ番張ニ書テ被押也、夜ニ入テ御使直垂ニテ參、御人形ノ入タル箱ヲ上﨟樣持テ御出アル時、公方樣御撫物ヲ給、其後大御所樣同御方ヘ參、皆々給テ、若黨ニアヅケ輿ニ入テ我ヨリ先ニ昇セテ、陰陽頭之方ヘ罷出、撫物ヲ被官人ニ取出サセテ、座ニ置時出合テ受取祈禱被申、其間ハ陰陽頭、或ハ子息或兄弟等マカリ出テ、酒三獻種々モテナシ有之、正月ハ互ニ祝アリ、祈念過テ、御撫物持テ被出ヲ受取持參ノ時、上﨟樣御受取アッテ、其後御使罷テ令歸宅也、

七瀬祓

〔公事根源〈正月〉〕七瀬御祓

是は毎月の事なり、七瀬とは、川合、一條、土御門、近衞、中御門、大炊御門、二條のすゑ、これを七瀬とは申なり、陰陽師人形を奉る、主上御いきをかけ、御身をなでゝ返し給へば、殿上の侍臣この所々の川原にむかふ、かへりまゐれば、主上御撫物をめすまねせらる、その外さしたる事なし、後冷泉院の御時は、隔月に靈所七瀬の御祓をおこなはる、その所々は、耳敏川、河合、東瀧、松崎、石影、西瀧、大井川などなり、

〔河海抄〈九乙女〉〕七瀬所々

難波　農太　河俣〈攝津〉　大島　橘小島〈山城〉　佐久那谷　辛崎〈近江〉

又洛中七瀬者

河合　一條　土御門　近衞　中御門　大炊御門　二條末也

〔藻鹽草〈十四祓形〉〕祓

七瀬祓〈於洛中、河合、一條、土御門、近衞、中御門、大炊御門、二條、於洛外、難波、農太、河俣、〈攝津〉大嶋、橘小嶋、〈山城〉佐久那谷、辛崎、〈近江〉〉

〔簾中抄下〕七瀨祓

かは井　みゝとがは　まつがさき　いはかげ　東のたき　にしの瀧　大井川

これは靈所とするなり、つねには賀茂川のなゝせにてあり、

〔拾芥抄下末〕靈所

川合　耳敏川（朱雀門前、二條南列橋、）　東瀧（北白河瀧）　松崎　石影（西園寺東北野北）　西瀧（仁和寺鳴瀧）　大井河（龜山居住土一町許、）

（仁治三四、以在成說注付之、）

〔禁秘御抄上〕每月事

一日　內侍爲御使參、七瀨御祓、陰陽師進人形、（入折櫃、有蓋、書其處々井名、）女房令著色々衣、（自內藏寮召之、）近代於臺盤上著之、尤無謂、但近代女房不食物之間、淸淨臺盤歟、雖然不可然、席ヲ上ニ可敷、如供御白地不案內人置之、以外事也、次主上懸御氣、撫身返入折櫃、置臺盤所西御簾下、侍臣各取之向河原、代厄祭具之、歸參之後主上著御衣、

〔禁秘御抄下〕御祓

尋常如七瀨御祓上巳等、內侍進撫物、上﨟傳之、撫御身給、使歸參之後著御直衣、マチアリ、一切祓如此、○中略保安或記、七瀨御祓使用四位五位、（殊時用四位五位少將歟、是代始也、）

〔日中行事〕七瀨の御はらへ、日ついでをえらびて、下﨟の藏人申さたす、五位の中七人を使にさしてもよほす、近衞司けんさくの輩などは、あながちつとめず、臺盤所の臺盤の上に席をしきて、だいばんはわたくし物なる故なり其上に陰陽師まゐらせたる人形の櫃を置く、女房人形に衣をきす、櫃に入て紙ひねりをゆはす、上﨟の女房是をまゐらせて御身を撫づれば、御衣筥に入て御ひとへ具して、うちつゝみにつゝみて、臺盤所のにしむきより同時に出すあり、

〔應和三年御記〕七月廿一日、藏人式部丞藤原雅材、供御祓物、以明日令天文博士保憲、赴難波湖及七

瀬、三元河臨祓、

〔權記〕寛弘四年十一月廿日癸未、卯時誕生女兒、二時許不胞落、仍結著切之種々立願祈誓、午時許自吉平朝臣示送云、如此事、七瀬祓有感應、則光榮朝臣以下七人許送消息、以申刻令祓、送消息後、未刻平安遂了、

〔中右記〕寛治八年(○嘉保元年)十一月十八日、今夜有七瀬御祓、幷四界御祭等、

〔顯時卿記〕久安五年八月七日、改院號、(○美福門院)御裝束晝御座、如元令渡北寢殿、今日於中御門末河原被行御祓、陰陽頭宣榮朝臣奉仕之、使判官代清章(著衣冠)所勤仕也、御撫物自臺盤所方下給、是院號之後、初度御祈也、治暦以後度々記、不載御祈事、只近代之例、待賢門院御時、被行御祓如此、(陰陽師家榮朝臣、使殿上人五位顯保、殿上始之日可被始也、)

〔明月記〕治承四年六月廿七日、依昨日催參閑院、院七瀬御祓、御撫物入長櫃一合、自新都渡之、於此御所、奉行藏人(經房)取分之、授使、使侍從成家、中務季信、侍從伊輔、下官、判官代信政五人也、向近衛末歸參閑院、付藏人、

〔玉海〕建久二年五月廿九日丙子、今日毎月七瀬御祓云云、

〔明月記〕寛喜三年二月廿日丁丑、巳時計參殿、御東殿云々、昨日定修所送之申文、付新少將進入、仰云、沙汰之時可奏聞、只今渡御云々、即入御、參御前、心閑見參、七瀬御祓(七ヶ日連日事云々)自公家被行、(皇子御祈)使承暦諸大夫、(毎日七人)康和(殿上五位)用殿上、用承暦者、治承亦諸大夫也、用康和者、元永亦殿上人也、雖然猶可用殿上人之由被定仰、　廿四日辛巳、午時許參殿、自東殿還御、七瀬御祓自昨日始、昨日七人催出、知宗、親高、定具、(兵衛佐)宗氏、忠兼、(侍從)經氏、隔日可參之由雖催、或三度或二度、當時領狀、猶被催云々、今日兵衛佐公貞、侍從實尙等領狀云々、

貞永二年三月廿九日癸酉、侍從勤七瀬御祓使云々、

〔勘仲記〕建治二年九月廿八日己未、參內裏、依七瀨御祓當番也、於此使者、大略每月闕如、去比有嚴密御沙汰、然而今日使三人出來之由、奉行藏人淸顯讀之、其事廉鹽、何可有子細乎、如當時者、似朝威之輕忽、予以一身兼行大炊御門幷二條末瀨、內侍出御撫物、參臺盤所給之、給小舍人、次向二條河原大炊御門、被付行代厄御祭、以衞士差遣此瀨、御祓畢衞士歸來、次參內、取御撫物進入畢、予、經有、顯家三人勤仕之、各兼行兩三所云々、陵夷可謂不便歟、　十一月廿五日乙卯、今宮〈〇啓仁親王〉御祈始〈七瀨御禊、仁王講、〉被行之、御祓使七人、同時可被發遣云々、予入御點人數之間、不顧難治所營參也、及申斜使々參入、院司申皆參之由、御撫物自寢殿西面被出之、各參進給之、於中門廊外給廳官、廳官給釜殿、一人持口口行發遣、予用新車、替具雜色兩三人也、

二條　　藏人宮內少輔信輔

大炊御門　　予依爲初度、不被付行代厄御祭、且先例、

中御門　　勘ヶ由次官仲兼〈帶劒笏〉

近衞　　左衞門權佐雅藤〈帶劒笏、召具火長、〉

土御門　　藏人右衞門權佐爲方〈劒笏已下同前〉

一條　　春宮權大進俊光

川合　　新少納言親忠

弘安元年十一月廿七日乙亥、參內、依七瀨御祓當番也、予向二條、陰陽師在有奉仕之、深更退出、

〔建內記〕嘉吉三年三月八日甲子、來十四日七瀨御祓使成房參勤事、藏人中務丞源定仲、送御敎書、欲構試、仍請文自是之由示了、　十四日庚午、七瀨御祓也、使事右兵衞佐成房蒙催、〈一﨟藏人中務丞源定仲、先日送御敎書、〉未剋參內、〈束帶、雜色少々召具、著侍如例、依近々一步儀、〉使可爲七人之處近年只一人兼七瀨云云、又不及參向、於禁中相待御撫物之返進云云、各近例也、藏人將監源政仲〈一﨟藏人定仲令與奪云云、重服者也、無憚歟如何、〉參候申沙汰云云、淸御手水

可汲水之處、釜殿并臺所ヒッカヒ仕丁等悉他行、經數刻云云、次被出御撫物於臺盤所妻戶前、成房取之、內侍自簾中被出之、成房跪簾外取之、自弘蓋內取出折櫃、〈入人形之〉其上置弘蓋、〈御單御鏡許如元立之、以濃打御直衣被裹御弘蓋也、〉授小使、〈御倉小舍人著布衣、立當脫之下、〉小使令持衞士、向陰陽師等、

七瀨分各々可有七合之處、囘ケ處之分被納一弘蓋、仍折櫃一合ニ弘蓋ヲ上ニ置テ出之、三合ヲバ別ニ授小使、臨期之意巧云云可然、今三合分ハ葛蓋手箱蓋ナドニ被入テ被出候、〈各有濃打裹也〉其モ各取出折櫃、當宮蓋之下出之畢、依弘蓋闕如被用葛并手箱等云云、可云末代哉、抑取出折櫃、當弘蓋下、授小使事當家例也、恐案人形ニハ被附不祥了、依爲不副御衣御鏡等歟、是愚推也、人形七合之外一合先被出之、是ハ各別ニ陰陽師一人進之云云、如有重卿臨時之儀歟剩事也、然者可被副御衣若歟、無其儀云云、

成房不及參向、〈近例也、〉於禁中相待之、經數刻之後、小使衞士歸參、於初所返進御撫物、今度於人形折櫃者、留陰陽師許了、御單御鏡等〈納弘蓋、裹如初、〉返進也、藏人先申內侍、內侍於簾中被出之、成房進簾中云云、初度參勤無爲、珍重珍重、秉燭之程退出、

靈所七瀨祓

〔吾妻鏡二十四〕建保七年閏二月廿六日己未、今晚有若宮祈始、大學助安部晴吉奉仕七瀨祓、

〔吾妻鏡二十六〕貞應三年六月六日、炎旱涉旬、仍今日爲祈雨、被行靈所七瀨御祓、由比濱國道朝臣、金洗澤池知輔朝臣、固瀨河親職、六連忠業、柚河泰貞、杜戶有道、江島龍穴信賢、此御祓關東今度始也、

〔吾妻鏡二十九〕文曆二年〈○嘉禎元年〉十二月廿七日、被行靈所祭、

由比浦〈大膳亮資俊〉　金洗澤〈陰陽權大允晴茂〉

固瀨河〈主計大夫廣資〉　六浦〈前右京亮經昌〉

柚河〈相州權守俊定〉　杜戶〈雅樂大夫泰房〉

江島〈備中大夫重氏〉

河臨祓

〔吾妻鏡四十四〕建長六年九月四日癸卯、降雨大風、巳剋休止、連日雨、國土損亡之間、被行止雨御祈、於前濱有七瀬祓、宣賢、爲親、廣資、晴憲、晴定、泰房、文元等奉仕之、各向南海列坐、(東上)行義、行方等役其所奉仕行之、仰七人中、文元上首也、而任先例可召具下座之由各訴申之間、不列座被仰下、仍文元寄座下西、相隔一町令著座云々、

〔伊呂波字類抄(加諸社)〕河臨祓(カリン以御衣祭之)

〔侍中群要(六)〕祭祓事

凡臨時雜祭等、藏人奉仰、罷向其所令奉仕、(如御厩星祭、臨河御禊等之類也)

〔侍中群要(七)〕御祭等事

臨河御禊　靈所七瀬

〔天延二年記〕二月十三日、今日有所々御祭祓等、於東河奉仕河臨御祓、(保憲、使奥雅、)

六月十二日、河臨御禊、(晴明宿禰、後式部)

〔明月記〕建永元年八月四日、參上、申時許退下、今日河臨御祓、長清(兵部)爲使、(近習不勤之、藏人催出之、)

〔百錬抄(十五後嵯峨)〕寛元元年八月十五日、春宮(○後深草)御湯始幷御祈始、河臨御祓云々、

三月上巳禊

〔親元日記〕寛正六年七月廿八日癸酉、松尾御師卷數幷丹瓜二荷進之、河臨祭多田須河原(河井杜南東森ノキハ也)被執行、(晩勘解由小路三位在盛卿)爲代官貴殿(白直垂大帷、貞親朝臣、)御參向、御馬也、御供(蜷川又三郎親元乘馬也)千秋刑部少輔同參向、(同直垂)於彼所御兩人著座、(各被敷皮)時宜終而直ニ御產所江御參、御大刀(金)御進上、御撫物ハ千秋持參之、在盛卿即參之、自御產所直ニ殿中江御參、御大刀(金)御進上之、彼兩人モ同被參候、則御退出也、

〔新撰字鏡(示)〕禊(戸系反、去、上巳祭也、又云三月三日得巳爲上巳、上巳乃波良戸、)

〔運歩色葉集(見)〕巳日祓(三月)

〔書言字考節用集(神祇三)〕巳日禊(ミノヒノハラヘ)

〔公事根源三月〕曲水宴　三日

上巳のはらへとて、人みな東流の水上にてはらへするよし、漢書などにしるせり、

〔漢書九十七外戚孝武衛皇后〕〔○中略〕帝〔○武帝〕祓二霸上一、〔孟康曰、祓除也、於二霸水上一自祓除、今三月上巳祓禊也、師古曰、祓音廢、禊音系、〕

〔後漢書志四禮儀〕是月〔○三月〕上巳、官民皆絜二於東流水上一、曰二洗濯祓除一、去二宿垢疢一、爲二大絜一、絜者、言陽氣布暢萬物訖出、始絜レ之矣、

〔禁秘御抄下〕御祓

尋常如二七瀨御祓上巳等一、内侍進二撫物一、上﨟傳レ之、撫二御身一給、使歸參之後著二御直衣一マチアリ、

〔後水尾院當時年中行事三月〕三日

ふるき御ゆどのゝ上の日記には、みの日にあたらざる時、三月三日には御人形まゐりて、御なで物御ひとへそへて出るなどやうにあれど、此比はさしもみえず、巳の日計たてまつる也、慶長の比までは、賀安の兩家〔○賀茂安倍〕進上せしかど、賀家は斷絶しぬ、今の陰陽頭幸德井は、賀家の庶流なれど、不堪の事おほし、陰陽頭は人形をたてまつらではかなはぬ物なれど、傳受なかりければ、せひなくて今は安家のみぞ進上す、人形は辰日進上して、此御所にてきぬをきせしむ、これ女中の沙汰なり、其樣練絹を方寸餘に裁して、角かけて刀にて穴をあけて、人形をひとつ／＼さし入、絹を刀めより二つにをし折、とりかさねて結也、如レ此してその夜は御枕がみにおきて翌日巳の日の巳刻に申出せば出さるゝ也、これもちかき比までは、御なで物御ひとへそへて、臺盤所の妻戶より内侍出すなど、御ゆどのゝ上の日記にはあれど、今はさ程の事もなし、此月は巳の日ごとに人形まゐる也、

〔類聚國史七十三歳時〕延曆十一年三月丁巳〔○三日〕、幸二南園一禊飮、命二群臣一賦レ詩、賜レ綿有レ差、　十二年三月辛巳、〔○三日〕禊二于南園一、令二文人賦一レ詩、五位已上及文人、賜レ祿有レ差、

〔長秋記〕大治四年三月三日辛巳、當巳日、仍三院臨河有御禊、

〔建内記〕嘉吉元年三月八日、上巳祓也、如例在貞朝臣、昨日送人形著衣副撫物、(直垂上用)今朝遣之祓了、撫物返給之也、千疋令下行了、　三年三月一日丁巳、上巳御祓使、右兵衛(○此下恐闕字)云云、私儀昨日人形返給在貞朝臣許、先以人形拂身體懸口氣、相副撫物、(用直垂歟)相副供料口疋者也、次返渡撫物、即著之如例、

〔執政所抄(上三月)〕巳日御祓事(陰陽師進撫物、已上次己亥也、)

御　北政所　姫御前　内大臣殿

已上藏人所侍所催、使政所催、

召仕丁(赤衣)

松出納召松也

〔長秋記〕大治五年三月三日乙巳、今日依上巳、於耳敏川解除、但自(○源師時)不向、唯送撫物、

〔玉葉〕建暦元年三月五日丁巳、有上巳祓事、予前陰陽頭在宣朝臣、女房泰基朝臣、姫君并若君圖書頭在親朝臣修之、自不臨河邊也、只遣御物許也、

〔殿居囊(年中行事)〕二月四日、土御門家、以使者巳ノ日御祓獻之、　五日、土御門家使者、御暇拜領物、

〔大猷院殿御實紀(四十)〕寛永十六年二月廿六日、巳日の祓、例のごとし、

〔大猷院殿御實紀(五十六)〕正保元年二月十二日、この日、土御門三位泰重卿、巳日の祓をさゝぐ、

〔百練抄(十二順德)〕承久二年三月三日癸巳、天下男女、向河濱修解除、相當上巳、希代事也、

〔空穗物語(菊の宴)〕やよひの十日のよひばかりに、はじめのみの日いできたれば大將殿には上巳のはらへしに、なにはへ、かた〳〵をとこ君たちものこりすくなくおはします、百五十石ばかりのふねひつ、ひわだぶきのふねぐして、こむ〳〵るりにさうぞかれ、おほきなるからいをうちつけ、はぜ(○)におひて、まろきいとをふときなはになひ、おほいなるはくえにて、ふねのてうぞにつ

中巳祓

萬度祓

かひすべて、みすどもなどもぬるものなどして、ふね六にふなこ廿人ばかり、かぢとり四人、さうぞくえらび、かたちをとゝのへて、くに〳〵のずゆりやうども、ひとつづゝ御ふねのさうぞくぞもしてたてまつりたるに、一の御ふねに大宮女御あてみや、二にあなたの北方の御おとこぎみたち三人は、御かた〳〵なゝ所ながらたてまつり給、御ふね一におとな十二人、わらは四人、下づかへ四人、やんごとなきをえらばれ、さうぞく御ふねごとにかざり、をとこ一には御むこなゝ所たてまつる、そこばくのみやとのゝ人、あるは御ふねにさふらひ、あるはこぶねどもにのりてわたり給に、○中略かくて御舟どもこぎよせて、御舟ごとにのとご○祝詞中て、ひとたびに御はらへするほどに、頭中將の御はらへのものとりぐしてたてまつる、こがねのくるまにこがねのあめうしかけてのせたる人、つけたる人、みなこう〳〵にてうじて、○下略

〔源氏物語 須磨 十二〕やよひのついたちにいできたるみのひ、けふなんかくおぼすことある人は、みそぎし給べきと、なまさかしき人の聞ゆれば、海づらもゆかしくて出給ふ、いとおろそかにぜんじやう○軟障ばかりを引めぐらして、この國にかよひける陰陽師めしてはらへせさせ給、舟にことごとしき人がたのせてながすをみ給ふにもよそへられて、

しらざりしおほ海のはらにながれきてひとかたにやはものはかなしき、とて居給へるさま、さるはれにいでゝ、いふよしなく見え給ふ、

〔吾妻鏡 四十九〕正元二年○文應元年三月十四日辛巳、日色赤、將軍家中巳御祓、爲親朝臣奉仕之、薩摩七郎左衛門尉祐能爲御使、

〔神祇提要 十〕萬度解除次第 千度百度同之

先向神事之靈壇 次鳥居作法(如常) 次進膝著下一揖(前後如常) 次著座一揖(左右如常) 次打鳴三

次大元(仁)岐神(於)安(須)(陰陽日日堅積) 次大麻(於)取(天)二拜(如常) 次護身神法 次三種梲 次六根清淨

祓一反（出祓部） 次一氣元水梶 呪文（天眞名井乃清久潔元乃水於降奉玉布） 次洒水梶（陰陽逆順、三元九度、陰入陽出、岐神印相、）口傳
明言（阿那天元天妙神變梶、阿那地元地妙神通梶、阿那人元人妙神力梶）
次大元仁岐神於安須 次散米（三投） 要文（陽寶璃乃御玉於以天八尋殿於飾利奉留） 次三天兩地印鎭魂梶 次拍手
大小 次太諄辭祓（手執大麻）（出祓部） 次勸請祭文（出祭文部） 次啓白（臨其時、臨其事、作之、無定式） 次中臣祓 次大麻
於本仁安須 次十寶內縛招請（如）鎭魂口 次三種大祓（出祓部） 一萬度（用榊葉取數、口傳、隨之萬回則謂萬度、千回則謂千度、百回則謂百度） 次毎及十反、拍手小大二、 次祝詞（臨時新作之、無定式） 次心中祈願 次護身神法 次二拜 次座
揖 次沓梶 次八方拜 次退下

〔鹽尻十三〕千度萬度ノ祓上古ナシ 千度萬度の祓、上世ある事なし、後一條院の時、七度祓といふ事、野府記に見えたり、是ぞ數祓のはじめなるべし、安德天皇の前後より、千度萬度の祓修しけるにや、其世の古書に見えたり、度會延經語りし、

〔山槐記〕治承二年六月廿六日己丑、中宮（○高倉后德子）有千度御祓云々、於御前無此事、被憚禁裏（閑院）歟、點油小路西小屋（宮侍左兵衛尉則清宿所）被行之、召陰陽師十人、縫殿頭賀茂宣憲朝臣、主稅助安倍時晴朝臣、陰陽助賀茂濟憲朝臣、掃部頭安部季顯朝臣（以千代官云々）天文博士安倍業俊朝臣、圖書頭加茂在宣朝臣、權曆博士賀茂憲定、前天文博士安倍隆茂、陰陽大允安倍泰茂、左京權亮清科範時、備御贖物十前、納長櫃運之、召使相副、有宮侍上日輩、結番取之、自臺盤所方獻女房、事了陰陽師各賜祿（各長絹云々）以權少僧都實全、被始行藥師法、件御修法并千度御祓、母儀二品內々所被致沙汰也、是御產御祈云々、 閏六月廿三日乙卯、中宮有千度御祓云々、是御座淨許也、

〔百練抄十一土御門〕建永元年十一月二日、今日於院御所有千度御祓、依上皇（○後鳥羽）御目不豫也、

〔吾妻鏡二十五〕承久三年十二月三日壬午、讃岐中將室（右京光女）懷孕之間、於大倉亭廊行千度祓、主計大夫知輔、少輔大夫泰貞、陰陽大允親職、右京亮重宗、漏剋博士只業（各衣冠）等勤之、進士判官代隆邦（布衣）陪

膳工藤右馬允同爲奉行云云、

〔吾妻鏡 五十二〕文永二年七月廿八日甲子、御產御祈、被行千度祓、晴茂、宣賢、業昌、晴長、晴秀、晴憲、晴宗、泰房、職宗、親定等候之、陪膳右近大夫將監時村、(薄青狩衣、紫奴袴、)右馬助淸時、(織物狩衣、蘇芳指貫、)役送十人、(各布衣、)格勤十人、(各白直垂、)爲手長、縫殿頭師連、備中前司行有、(式部太郎左衛門尉元致輕服、替俊奉之、)等奉行、

〔吉田家日次記〕享德三年九月三日癸卯、今日家君、(○吉田兼名、)於吉田社被修千度御祓、辰剋各參社頭、奉開御戶、始御祓於中門內也、東座前預家君、(御衣冠、)同前大輔、(布衣、)氏人五辻少副、兼種宿禰、(淨衣、)下總守兼音、(布衣、以上西上北面、)西座予、(束帶、)權預兼範宿禰、(淨衣、)禰宜兼有、(布衣、)權祝重光、(衣冠、以上東上北面、此外祝兼村布衣祗候、)御祓了、供臨時神供、(予勤陪膳、權預以下社司等役送、)有御神樂、(二連、)先是以祓串、四所神殿以下小神等悉奉祓淸、社司等引之懸氣了、事訖、開御戶了、其後行直會、今日神事、家君御發願之旨趣者、越州竹屋鳥羽兩庄一圓事、爲被畏申也、彌爲增神威也、

應永五年四月二日戊寅、今日於此齋屋、爲鎭地千秋万歲祈禱、被修千度御祓、(有匡日祈禱之時、入百座修之、所願成就之後、親賢之度二百度修之、仍今日滿千度不闕也、)先奉押勸請文、日本書紀一部、同決釋三卷、古語拾遺、延喜式三卷、龜兆傳、龜經等被安之、巳剋關白、家君、(御衣冠、)予、(衣冠、)大膳大夫兼世宿禰、(布衣、)權大副兼村、(布衣、)宮主兼之(布衣、)等也、酉半剋事訖、　四日庚辰、今日又有千度御祓、(滿千座、)如一昨日、予細見前文、　九年四月十七日庚午、申剋著衣冠參吉田社、(今朝沐浴、以鹽水行水、)至廿三日所參籠也、是去々月家君御不例之時有靈告等、予今無爲、而彼時分依不慮之不淨不及祈謝、只心中之念誦許也、爲亦打續依穢疑、度々旬供不參、彼是爲謝申入、亦爲祈申御本復也、○中略　末社司忠敎(淨衣、)召具也、手水之後、參御前始千度御祓、忠敎相共修之、　十八日辛未、辰一點浴鹽水、著衣冠、參御前修祓、今日亦供神供、行里神樂、種々祈申之、終日解除無怠、　十九日壬申、早朝浴鹽水、著衣冠、參御前修祓、　廿日癸酉、早朝浴鹽水、著衣冠、參御前修祓、　廿一日甲戌、辰半剋浴鹽水、著衣冠、參御前修祓、　廿二日乙亥、早旦浴鹽水、著衣冠、參御前修祓、　廿三日丙子、早旦浴

鹽水、著衣冠、參御前、修祓、滿千度了、

〔忠富王記〕明應五年四月一日、自今日神祇官千度祓始行之、 五日自今日內侍所千度祓始行、 十二日、內侍所千度祓滿散、祝著之至也、 六月一日八神殿千度祓始行、

百度祓

〔顯廣王記〕長寬三年六月五日、今日百座祓、

〔吉田家日次記〕應永七年三月二日丁卯、今曉予夢想、有不淨之疑之間、修百度祓、 九年二月一日甲寅、予、兼村、秀兼修百座祓、是爲家君(○兼敦)御療治、良藥和合之處、彼家人有觸穢事、後日聞及候間、急於件御藥者遣他處畢、雖然猶爲家中淸淨所致解除也、 三月一日甲辰、巳刻兼敦、兼村等於齋屋修百度祓、是今日神事、依恐慮外之不淨不參社之間、且爲謝申、且爲淸祓也、 十一日、早旦浴鹽水修百度祓了、凡日々解除無怠、於行水者、或湯或水、依時沙汰之、

八十座祓

〔吉田家日次記〕應永十年十月十三日丁巳、參本宮、(○神祇官)遙拜畢、修祓、(廿座以上八十座)所願成就祝著云々、

四十座祓

〔吉田家日次記〕應永十年十月十二日丙辰、著衣冠參本宮遙拜修祓、(四十座)

七度祓

〔吉田家日次記〕應永十年十月十二日丙辰、參八神殿、修七度祓於北門外、 十三日丁巳、參八神殿修七度祓、捧小幣物、偏仰冥助之外無他、

神籬祓

〔吾妻鏡二十三〕建保五年六月廿一日丁卯、依爲吉日、將軍家被始行御神籬祓、陰陽少允親職奉仕之、右京兆御沙汰也、

〔大祓詞後釋上〕すべて近世に神道者といふものゝしわざを見るに、法師の佛をいつくわざをうらやみならひて行ふ事のみ多し、其中に此大祓の祝詞をよむことも、かの佛の經陀羅尼などいふ物をよむにならひて、或は神の御前に向ひてよみ、或は數百遍もよみ、或は五千度一萬度の祓などいふこと有て、これをよむを祓修行といひ、又此詞を常に中臣祓といひならへるから、祓といふ物を卽此詞の事と心得、又それにならひて、外にも某の祓某の祓とてよむ文の

祓禊之弊

世にこれかれあるは、みな祓といふことのさまをもわきまへざる後世人の造れるものにて、たゞ例のからめきたることをのみいひて、古の意詞にあらず、祓には殊によしなきことのみ也、

〔日本書紀二十五孝德〕大化二年三月甲申、詔曰、○中略復有亡夫婦、若經十年及二十年、適人爲婦、幷未嫁之女、始適人時、於是妬斯夫婦、使祓除多、復有爲妻被嫌離者、特由慙愧所惱、強爲事瑕之婢、事瑕此云居騰作柯、復有屢嫌己婿○婿原脫、今據一本補、好他、好向官司請決、假使得明三證、而倶顯陳、然後可諮、詎生浪訴、復有被役邊畔民、事了還鄕之日、忽然得疾、臥死路頭、於是路頭之家、乃謂之曰、何故使人死於余路、因留死者友伴、強使祓除、由是兄雖臥死於路、其弟不收者多、復有百姓溺死於河、逢者乃謂之曰、何故於我使遇溺人、因留溺者友伴、強使祓除、由是兄雖溺死於河、其弟不救者衆、復有被役之民、路頭炊飯、於是路頭之家、乃謂之曰、何故任情、炊飯余路、強使祓除、復有百姓就他借甑炊飯、其甑觸物而覆、於是甑主乃使祓除、如是等類、愚俗所染、今悉除斷、勿使復爲、復有百姓、臨向京日、恐所乘馬疲瘦不行、以布二尋麻二束、送參河尾張兩國之人、雇令養飼、乃入于京、於還鄕日、送鍬一口、而參河人等不能養飼、翻令瘦死、若是細馬、卽生貪愛、工作謾語、言被偸失、若是牝馬、孕於己家、便使祓除、遂奪其馬、飛聞若是、故今立制、凡養馬於路傍國者、將被雇人、審告村首、方授酬物、其還鄕日、不須更報、如致疲損、不合得物、縱違斯詔、將科重罪、

〔書紀集解二十五〕按、凡解除必有贖物、後世傳遺風、若有犯諱人、必使解除、姦黠之民、貪其所贖觸物會事強使祓除、其流弊爲害多、及孝德天皇大化二年有制禁之、詳于紀中、

〔類聚三代格十二〕太政官符

一禁制諸家幷諸人祓除神宴之日諸衞府舍人及放縱之輩求酒食責被物事

右同前○撰格所起請偁、諸家諸人、至于六月十二月、必有祓除神宴事、並歌醉舞欲悅神靈、而諸衞府舍

祓具

人、并放縦之輩、不縁主招、好備賓位、侵幕爭入、突門自臻、初來之時、似愛酒食、臨將歸却、更責被物、其求不給、忿詰罵辱、或亦託神言、咀恐喝主人、如是濫惡、逐年惟新、推彼意況、不異群盜、豪貴之家、尙無相憚、何況於无勢無告之輩哉、是而不糺、何云國憲、望請嚴仰所司、一切禁遏者、同宣奉勅依請、〇中略

以前條事、具件如右、

貞觀八年正月廿三日〇又見三代實錄

〔日本書紀一神代〕一書曰、〇中略已而科罪於素戔嗚尊、而責其祓具、是以有手端吉棄物、足端凶棄物、亦以唾爲白和幣、以洟爲青和幣、用此解除、竟逐以神逐之理逐之、〇中略祓具、此云波羅閉都母能、手端吉棄、此云多那須衞能余之岐羅毗母能、

〔伊勢物語下〕此男いかにせん、わがかゝる心やめ給へと、ほとけ神にも申けれど、いやまさりにのみ覺えつゝ、猶わりなく戀しうのみおぼえければ、おんやうしかんなぎよびて、戀せじといふはらへの具してなんいきける、

〔倭訓栞中編十九〕はらへぐさ　祓種なり、茅麻の類、又人形をもいふなり、

〔日本書紀一神代〕一書曰、是時天手力雄神、侍磐戶側、則引開之、日神之光、滿於六合、故諸神大喜、卽科素戔嗚尊千座置戶之解除、以手爪爲吉爪棄物、以足爪爲凶爪棄物、

〔釋日本紀七述義〕千座置戶

私記曰、問此何物哉、答、師說、座者是置物之名也、言置積祓物者、正是千處也、置戶者、是積置此千處之物、便爲其戶、令罪人出其中矣、故云置戶也、是卽令罪人出此等物也、出物〇原脫、也以下三字、據一本補、既多、故其隨身之物、悉皆出畢、無物之可取、故或拔髮或拔爪、今科上中下祓者、令其罪人出祓物者、倣此耳、

〔古語拾遺〕天照大神赫怒、入于天石窟、閉磐戶而幽居焉、爾乃六合常闇、晝夜不分、群神愁迷、手足亡措、〇中略仍歸罪過於素盞嗚神、而科之以千座置戶、令拔首髮及手足爪以贖之、仍解除其罪、逐降焉、

撫物

〔日本書紀 天武二十九〕五年八月辛亥、詔曰、四方爲大解除、用物則國別國造輸祓柱(ハラヘツモノ)馬一匹、布一常、以外郡司各刀一口、鹿皮一張、钁一口、刀子一口、鎌一口、矢一具、稻一束、且毎戸麻一條、

〔江家次第 六三月〕石清水臨時祭

御禊事、○中略出御著座、○中略供御贖物、(頭取米、五位藏人取人形、進自簀子敷、入御座南間、)宮主入自仙華門、進長橋北、(宮河竹臺、)藏人頭傳取御麻進之、(自第四間進之、)御吻返給、(作令持陪膳吻、給持歸返宮主、)宮主著座、使著座、入(自仙華門、逕方寄魚袋、淺履、衞府者闕腋帶釼、)舞人引御馬、(自瀧口入、若不足者、令陪從引之、)次宮主申祓詞、畢退出、

〔江家次第 六四月〕平野祭

同臨時祭儀

早旦御湯殿、依神事內藏寮進新御帷、○中略次獻御贖物、(預催陪膳四位役供五位、臨期頭五位藏人奉仕之、)內藏寮獻之二本、頭五位藏人各取一本、頭取之(於青璅門內取之、有米、)經簀子敷、入自第四間南柱北邊供之、(昔不退、)次五位藏人持參、(居簀子、及獻之、頭取居之、已上頭所持者居西、後者居東、)次各退之間、宮主入自仙華門、跪於長橋北河竹南、獻御麻、頭跪取之、經前路獻主上、(獻取木末、)主上一撫一吻返給之、頭返給、宮主給之、○中略次宮主奉仕祓詞、(到祓淸之處、以人形令吻給、到中臣祓入衆取割之處、解繩給、畢宮主退出、)次頭藏人進、撤御贖物、(准始可知、)

〔後拾遺和歌集 十八雜〕御あがものゝなべをもちて侍けるを、大ばん所より人のこひ侍ければ、つかはすとてなべにかきつけはべりける、　藤原顯綱朝臣

おぼつかなつくまの神のためならばいくつのなべのかずはいるべき

〔伊呂波字類抄 奈疊字〕摩物

〔八雲御抄 三下人事〕なで物

〔書言字考節用集 三神祇〕撫物

人形

〔倭訓栞前編十九〕なでもの　撫物と書り、身を撫て祓ひ棄るの具なり、

〔源氏物語五十東屋〕いでさらば、つたへはてさせ給へかし、この御のがれ言葉こそ、思いづればゆゝしくとの給ても、また涙ぐみぬ、

みし人のかたしろならば身にそへて戀しきせゞのなでものにせん、とれいのたはむれにいひなして、まぎらはし給ふ、

みそぎ河せゞにいださむなでものを身にそふかげとたれかたのまん

〔續千載和歌集十釋敎〕鳥羽院御時御なで物の鏡を給て奏し侍ける　　覺鍐上人

ますかゞみうつしおこする姿をばまことにみ世の佛とぞみる

〔倭名類聚抄十三祭祀具〕偶人　史記云、土偶人、木偶人、偶音五狗反、俗云二人形一、　野王按、凡削レ物爲二人像一皆曰二偶人一也、

〔伊呂波字類抄加人倫〕人形カタシロ、祭祀具也、

〔八雲御抄三下人事〕人形

〔釋日本紀七述義〕千座置戶

問云、祓具人形解繩散米其心如何、　先師申云、人形者、所謂素戔嗚尊之搖觸、拔二手足之爪一贖二其罪一、身代之義也、號二贖物一是也、

〔藻鹽草十六人事〕人形　みくさ　なで物　不忌物　金の人形　みのしろ身の代也　草の人形藁にてつくると云、但未勘、　うたかた　はてくさ　はらへくさ　かたしろ人のかた也

〔儀式五〕二季晦日御贖儀六月十二月

神祇官預前受二備其料物一、鐵偶人卅六枚、金銀粧各十六枚、銀飾四枚、　木偶人廿四枚、

〔延喜式一四時祭〕六月晦日大祓十二月准レ此、○中略

金銀塗人像各二枚、已上東西文部所預、

御贖　鐵人像二枚、

中宮御贖東宮准此　鐵人像二枚、

〔延喜式二四時祭〕毎月晦日御麻六月十二月不在此例　鐵人像四枚

中宮晦日御麻東宮准此　鐵人像四枚

毎月晦日御贖中宮東宮准此、六月十二月不在此例、　金人像銀人像各卅二枚、東宮各八枚

〔延喜式八祝詞〕六月晦大祓十二月准之

東文忌寸部獻横刀時咒四文部准此

謹請皇天上帝、○中略捧以銀人、請除禍災、捧以金刀、請延帝祚、○下略

〔延喜式三十四木工〕御贖料

金銀人像一枚長一尺、廣一寸、料鐵四兩、金薄銀薄各三枚、長功工一人、夫一人、廿枚、中功十八枚、短功十六枚、

木人像長八寸、廣八分、其面飾以金銀、長功七十枚、中功六十枚、短功五十枚、

鐵偶人卅六枚、押金銀薄各十六枚、無飾四枚、木偶人廿四枚、

右毎月晦日御贖料、中宮亦同、東宮押金銀薄鐵偶人各八枚、

木偶人三百八十四枚、日別八枚

右十一月新嘗祭從一日迄八日御贖料、六月十二月神今食前八箇日料亦同、

〔源氏物語十三明石〕陰陽師めして、はらへさせ給、舟にこと〲しき人がたのせてながすをみ給にも、よそへられて、

しらざりしおほ海のはらにながれきてひとかたにやはものはかなしき

〔源氏物語四十九寄生〕かの山里○宇治のわたりに、わざと寺などはなくとも、むかしおぼゆる人がたをもつくり、ゑにもかきとめて、おこなひ侍らんとなん、思給へなりにたるとの給へば、おはれなる

御ねがひに、又うたてみたらし河ちかきこゝちする人がたこそおもひやりいとをしう侍れ、

〔定家朝臣記〕天喜元年六月十五日、今日依仰參京極殿、令作御形代、長七尺許、以紙作比々奈、令着束帶幷冠、作御衣切、

〔夫木和歌抄九夏〕康保三年屏風六月はらへするに　　順

夏草にはらへかくれば人がたのあまづつみとは露やおくらん

〔久安六年御百首〕夏　　待賢門院堀川

身はすてゝ人がたとだに思はぬをなにゝすがぬくみそぎなるらん

〔倭名類聚抄十三祭祀〕蒭靈　日本紀私記云、蒭靈久散比度加太

〔箋注倭名類聚抄五祭祀〕蒭靈見神功五年紀、然是出於韓人之詐策、猶漢高祖在平城、爲冒頓所圍、陳平造木偶人之類也、又孝德大化二年紀、詔禁厚葬云、無藏金銀銅鐵、一以瓦器、合古塗車蒭靈之義、亦擧西土古制、以示薄葬之義也、並非祭祀具、源君引之非是、按京職式載元日賀明掃除大祓蒭靈、倭姬命世紀、乙若子命以麻神蒭靈等、進倭姬命、而令祓解、蓋並此所載之物、又按蒭靈字出禮記檀弓下篇、注云、蒭靈束茅爲人焉、謂之靈者神之類、

〔神名秘書〕垂仁天皇十四年乙巳、○中略倭姬命向五十鈴河上之時、乃獻麻神蒭靈、崇祭諸神、廿二年癸丑倭姬命向飯野下樋橋際、乃乙若子命、以麻神蒭靈等、進倭姬命、而令祓解、

〔延喜式四十左右京〕凡六月十二月大祓預令掃除其處、亦兵士禁人往還、元日賀明掃除蒭靈、

〔堀河院御時百首和歌夏〕荒和祓　　俊頼

さはべなるあさぢをかりに人にしていとひし身をもなづるけふ哉

〔夫木和歌抄九夏〕文治五年百首　　前中納言定家卿

みそぎすとゑばし人なす麻のはも思へばおなじかりそめの世ぞ

菅

〔延喜式 八祝詞〕六月晦大祓 十二月准之
天津菅曾乎本苅斷末苅切氐、八針爾取辟氐、
〔大祓詞後釋 下〕須宜須賀といふ名は、此草もとより清淨きよし有て負る歟、さる故に祓にも用るにや、又は淸と言の通ふ故歟、いづれにまれ淸き意に取て用る也、○中略菅曾の曾は、佐乎のつづまりたるにて、緖なる者を、何にまれいふ名也、○中略さて又式に、大祓の用物を擧たる中に、此大中臣の取持菅曾も、必あるべきに無きは、此祝詞は古の文のまゝなる故に此事あるを、今京となりてのころは、この菅曾をとり持事は、既く止てなかりしにもあるべし、
〔新撰龜相記 甲〕天津耶我麻 天上以菅、今以麻、
〔萬葉集 三挽歌〕石田王卒之時丹生王作歌
名湯竹乃、十縁皇子、狹丹頰相、吾大王者、○中略天有、左佐羅能小野之、七相菅、手取持、久堅乃、天川原爾、出立而、潔身而麻之乎、高山乃、石穗乃上爾、伊座都流香物、
〔萬葉集 六雜歌〕神龜四年丁卯春正月諸王諸臣子等散禁於授刀寮時作歌
眞葛延、春日之山者、○中略决卷毛、綾爾恐、言卷毛、湯湯敷有跡、豫、兼而知者、千鳥鳴、其佐保川丹、石二生、菅根取而、之努布草、解除而益乎、往水丹、潔而益乎、○下略

麻

〔類聚名義抄 七广〕御麻 オホヌサ
〔八雲御抄 三上枝草〕麻　あさのは 六月祓具
〔藻鹽草 十四祓形〕幣　ぬさ　みぬさ　あさぬさ　たつぬさ　小ぬさ　大ぬさ 引てあまたさよめるは、祓はてぬれば、是は各引よせつゝなづる物也、されば人のもとこそにさまらればいへる也、
〔古事記傳 三十〕奴佐は、神に手向る物をも云、又祓に出す物をも云、名義は、禱布佐にて、禱布な切むれば、奴さなる、事を乞禱ぐとて出すよしなり、祓の奴佐も、其罪穢を除淸め給へと禱ぐ意を以て出すな

れば、神に獻りて稱ぐと意ばへ一ッなり、さて布佐は麻なり、○中略抑神に手向るも祓に出すも、其物は種々ある中に、殊に麻をしも名に負るは、あるが中に主とする一種に就てなり、卽麻(ヌサ)と書くも此故ぞかし、

〔令義解二神祇〕凡六月十二月晦日、大祓(謂祓者解除不祥也、)者、中臣上御祓麻、

〔儀式五〕大祓儀(六月十二月晦同、○中略)

神祇官預切麻、(參議已上史、五位已上史生、女官幷諸司神部、)

〔西宮記六月〕大祓　神祇官曳大麻、

〔江家次第七六月〕大祓

神祇官頒切麻、祝師著座讀祝詞、訖起座、次行大麻、(神祇官人以下執之、上卿以下座前引之、上卿辨大夫諸司料各具、西宮抄云、上卿料貼與、)

〔江家次第十四踐祚〕大嘗會御禊、

宮主奏解除詞了退出、大炊官人散五穀、

神祇官引大麻於公卿座、

〔古今和歌集十四戀〕ある女のなりひらの朝臣を、ところさだめずありきすと思ひて、よみてつかはしける、　讀人しらず

おほぬさの引手あまたに成ぬれば思へどえこそ頼まざりけれ

返し　なりひらの朝臣

おほぬさとなにこそたてれながれても終によるせは有てふ物を

〔奥儀抄下〕おほぬさの引手あまたにとまらねば思へどえこそたのまざりけれ

おほぬさは、はらへするに、陰陽師のもたるくしにさしたるまでなり、はらへはてぬれば、是をおのおの引よせつゝなづるものなれば、人のもとことによれ共、とゞまらですぐれば、引手あまた

祓馬

にとまらねばとよめるなり、此返歌に、おほぬさと名にこそたてれながれてもつひによるせはありてふものを、とよめるは、かくとまるところなきやうなれども、河にながしつるときは、ながれとまるところなくやはあるとよめる也、あまたの所へかよへど、つひに君がもとへこそとまれといふこゝろなり、

〔能宣朝臣集〕六月はらへし侍るところ
みそぎする川のふちせに引あみをおほぬさなりと人やみるらん

〔年中行事歌合〕十八番　左　大祓六月晦日　大藏卿長綱〇坊城
夏引の麻の大ぬさとりそへて百官のみそぎすらしも

〔延喜式三臨時祭〕凡年中祭祓料所須篦千三百六十四隻者、大和國以神税交易、十月以前進之、
〇按ズルニ、祓ニ弓矢ヲ用キルコト、上文祓具ノ條、及ビ以祓罰人ノ條ニ出タリ、參看スベシ、

〔延喜式一四時祭〕六月晦日大祓十二月准之　馬六匹

〔延喜式八祝詞〕六月晦大祓十二月准之
天皇我朝廷爾仕奉留官官人等乎始氐、天下四方國爾波、自今日始氐、罪止云布罪波不在止、高天原爾耳振立聞物止、馬牽立氐、今年六月晦日夕日之降乃大祓爾、祓給比淸給事乎、諸聞食止宣、

〔祝詞考中〕馬は耳の獸にて耳とき故に、この詞を神たちの速聞給ふよしにて、祓に用る事、下の神賀詞に馬を舉て、耳の彌高爾云々と有るをむかへても知られ、〇下略

〔江家次第七六月〕大祓
陳祓物於路南、分六所、馬在其南、北面、記文云、馬六匹牽立朱雀門橋上、

〔延喜式四十八左右馬寮〕凡年中諸祭祓馬者、〇中略六月十二月晦祓各三匹、〇中略齋内親王遷野宮祓一匹、並復奏、以放近都牧繫飼馬充、自餘所用、臨時聽處分、

稻

散米

〔空穗物語國讓上〕おとゞのだんのうへより、水いだしていしだゝみのもとまで、みづせき入て、瀧おとして、おは井川のごとゆく、すのこには、みすかけ御ゆかたてゝ、御びやうぶどもたてたり、そこに宮三所いで給、さかんのおとゞは、ゆかもたてていで給、かうらむにおしかゝりて、みはしのまへにおとゞ宮たち四人、との〳〵のごたちこなたかなたにゐたり、お。ん。や。う。の。か。み。御。は。ら。へ。物。し。て。つ。か。う。ま。つ。る。む。ま。ぞ。も。ゆ。ふ。つ。け。て。ひ。き。た。り。御そぬぎ給、一二宮からあやのかいねり一かさね、ひめ宮御こうち、さかんのおとゞまろきろうのひとへがさね、をとこ宮たちぬぎ給、宮たち御はらへつかまつり侍ればよふけぬ、

〔儀式五〕大祓儀六月十二月晦同

三省勘目錄、訖候御麻、既到插祓稻、

〔江家次第七六月〕大祓

陳祓物於路南、○中略又積置稻四五束許、

〔釋日本紀八述義〕日向國風土記曰、臼杵郡內知鋪鄉、天津彥火瓊瓊杵尊、天降於日向之高千穗二上峯時、天暗冥晝夜不別、人物失道、物色難別、於茲有土蜘蛛、名曰大鉗小鉗、二人奏言、皇孫尊以御手拔稻千穗爲籾、投散四方、必得開晴、于時如大鉗等所奏、搓千穗稻爲籾投散、卽天開晴日月照光、因曰高千穗二上峯、後人改號智鋪、

○按ズルニ、祓ニ稻ヲ用フルコトハ、上文ノ如ク、瓊瓊杵尊ノ、千穗ノ稻ヲ投ゲ散シ給ヘルニ因レルモノナルベシ、

〔大祓執中抄下〕北山抄江家次第等に、積置稻四五束計とあり、稻を插すはいかなるよしぞと云に、御麻の流ゆく河道を、雲霧のまよひなく明らかならしめむとて也、

〔運歩色葉集字〕打蒔於塵畔散米名

〔神仙傳七〕麻姑

姑欲見蔡經母及婦姪、時弟婦新產數十日、麻姑望見乃知之曰、噫且止勿前、卽求少許米、得米便撒之擲地、視其米皆成眞珠矣、方平笑曰、姑故年少、吾老矣、了不喜復作此狡獪變化也、

〔儀式一〕大殿祭儀

神祇官以宮四合(一合納玉、一合納切木綿、一合納米、一合納酒瓶、)居八足案二脚、令神部四人舁之、○中略中臣忌部御巫等、以次入仁壽殿、(御巫一人進紫宸殿散米、一人至承明門散米、)忌部執玉、懸殿四角、次御巫等、散米酒切木綿於殿內四角、退出、中臣候仁壽殿南、忌部向巽微聲讀祝詞、訖至於浴殿、懸玉於四角、次懸廁殿四角、御巫等散米酒、如初、自陰明門退出、次宮主引神部至炊殿、懸木綿散米酒、(○又見延喜四時祭式)

〔江家次第十四踐祚〕大嘗會御禊

宮主奏解除詞、了退出、大炊官人散五穀、

同儀(皇后與同儀)

御禊了、大炊寮散五穀幷米、先是件五穀等置宮主座前、(大炊官人散之○中略)

次五穀類流之水、(或說云、埋砂石、)

〔梵舜日記〕寛永三年正月十六日、壽命院內儀へ、御表、祓散米持遣也、次盛方院へ御表祓散米持遣也、

九月十六日、於庵宗源行事一座執行、次壽命院へ當月祓散米、令祈念遣候也、

〔空穗物語藤原の君〕おそろしきやまひつきて、ほと〳〵敷いますかる、いちめまつりはらへせさせんとする時にの給、わたら物を、我ためにちりばかりのわざすな、はらへすともうちまきによねいるべし、もみにてたねなさはおほく成べし、

〔紫式部日記上〕おんやうじとて、世にあるかぎりめしあつめて、やほよろづの神も、みゝふりたてぬはあらじと見えきこゆ、○中略との(○藤原道長)の公達、宰相中將四位少將などをばさらにもいはず、

左宰相中將宮大夫なと、れいはけとほき人々さへ、御木丁のかみより、ともすればのぞきつゝ、はきたるめどもを見ゆるも、よろづはわすれたり、いたゞきにはうちまきの雪のやうにふりかかり、おしまぼみたるきぬの、いかに見ぐるしかりけんとのちにぞをかしき、

〔紫式部日記釋一〕うちまきは散米なり、打まくもの故に、米をばやがてうちまきとは後にはいふなるべし、さて御産室にうちまきすることは、師〇藤井高尚云く、中昔の頃、うぶやにうちまきすることは、陰陽師のなすわざにて、米をうちまけば、邪鬼おそれてしりぞく故ぞ、さするはあしきものゝさはりなく、産の平安ならんことを思ひてなり、

〔源氏物語三十七横笛〕をとこ君もよりおはして、いかなるぞなどの給ふ、うちまきしちらしなどして、みだりがはしきに、ゆめのあはれもまぎれぬべし、

〔榮花物語八初花〕わかみやおはしませば、うちまきしのゝしるけはひす、

〔榮花物語十一莟花〕いかに〳〵と御こゝろをつくし、ねむじきこえさせ給ほどに、長和二年七月六日の夕かたより、御けしきあるさまにおはしませば、御いのりのそうどもこゑをあはせてのゝしる、加持まゐりうちまきしさわぐ、

〔山槐記〕治承二年十一月十二日辛未、寅刻自中宮召使走來告御産氣候之由、中略散米土器等押桶各六口、並置小庇、

〔玉葉〕承元三年五月廿五日丁巳、今日御湯殿始也、中略次小兒下湯、其儀先女房一人、中略又一人近衛殿、左大臣經宗公女、取御劒入白錦物袋、尼勝アマカツ今日遣始、散米御藥一裹、件藥之置押桶盃、巳上前行、打蒔散米、下略

〔今昔物語二十七〕幼兒爲護枕上蒔米附血語第三十

今昔、或人方違へニ、下京邊也ケル所ニ行タリケルニ、幼キ兒ヲ具シタリケルニ、其ノ家ニ本ヨリ靈有ケルヲ不知テ皆寢ニケリ、其ノ兒ノ枕上ニ火ヲ近ク燃シテ、傍ニ人二三人許寢タリケルニ、

紙錢

乳母目ヲ悟シテ、兒ニ乳ヲ含メテ寢タル樣ニテ見ケレバ、夜半許ニ塗籠ノ戸ヲ細目ニ開テ、其ヨリ長五寸許ナル五位共ノ、目ノ裝束シタルガ馬ニ乘テ、十人許、次ギテ枕上ヨリ渡ケルヲ、此ノ乳母怖シト思ヒ乍ラ、打蒔ノ米ヲ多ラカニ攫テ打投タリケレバ、此ノ渡ル者共散ト散テ、其後彌怖シク思ケル程ニ、夜曉ニナリケレバ其枕上ヲ見ケレバ、其ノ投タル打蒔ノ米毎ニ、血ナム付タリケル、日來其ノ家ニ有ラムト思ケレドモ、此ノ事ヲ恐テ返リニケリ、然レバ幼キ兒共ノ邊ニハ必ズ打蒔ヲ可レ爲、此ヲ聞ク人皆云、亦乳母ノ心ヲ賢クテ打蒔ヲバシタル也トゾ、

〔宇治拾遺物語十一〕これもいまはむかし、かつら川に身をなげんする聖とて、まづ祇陀林寺にして、百日懺法おこなひければ、ちかき遠きものども、道もさりあへずおがみにゆきちがふ、〇中略ゆく道にたちなみたる見物のものども、うちまきをあられのふるやうになぐ、道すがら聖、いかにかく目はなにいる、たへがたし、心ざしあらばかみぶくろなどにいれて、我ゐたる所へおくれと時々いふ、

〔倭名類聚抄十三祭祀〕紙錢　新樂府云、神之來兮風飄々、紙錢動兮錦繖搖、〈俗云二賀美勢羅一、一云二勢羅賀太一、〉

〔箋注倭名類聚抄五祭祀〕新樂府載在二白氏文集第三四卷一、此所レ引黑潭龍詩句、〇中略按陰陽寮式有二錢形一、蓋是今伊勢神宮河原祓用二錢切幣一、佛家祭二諸天一亦用二紙錢一、

〔神道名目類聚抄三祭祀〕錢切　伊勢神宮祓修行ノ時、紙ヲキリタルヲ錢切ト云、米ヲ散供ト云ヨシ、神宮古記ニ見タリ、米ハ黑米ヲ撰テカケザルモノヲ用フ、

〔延喜式十六陰陽寮〕御本命祭

神座廿五前

紙七百五十張〈作二錢形二萬五千文、絹形二百五十匹、馬形五十匹料一、〉

〔內宮神宮流御祓勤仕之覺書〕

一鏤切、八刀ニテ九十六ニ切ト云事、内宮神宮ニハアラズ、只能ホドニ切用ユト也、
一鏤切箱ヲバ、八足机ノ上ニ横ニ置キ、右ヘ蓋ヲ拔取也、如左置ク、
箱ニ上下ト前ニ書付ヲスル也、上ノ方ニ入タル米ヲ上米ト云フ、此米ハ不供米也、
下ノ方ヘ祓ヲ修スル時米ヲ入ル也、

御祓修法式

一八足机ニ向テ、立テ一拜、蹲踞ニテ一拜シテ、末廣扇子ヲ我右膝ノ傍ニ置、次麻或一座祓ヲ取テ、謹請再拜ト左右左ト振ル、卽麻ヲ左手ニ移シ挾ミ、右手ニテ鏤切箱ノ蓋ヲ拔キ、八針ト與箱ノ間ニ、八針ニ寄カケテ横ニ置キ、鏤切一枚一度、散米一粒一度下皆散之移シ、卽拍手一端、文言ザイコク、次麻ヲ右手ニ取、左手ヲ添初申、次ニ麻ヲ左手ニ挾ミ、鏤切與米ヲ移シ拍手、麻ヲ右手ニ取テ、蓋ト鏤切箱ノ間ニ寄カケテ置也、次跪テ中臣祓或中略祓、或再略祓、或再々略祓、應時用、唱畢テ鏤切與米ヲ移拍手、次何レノ祓ナリトモ又中略祓、再略祓、再々略祓等ノ祓、任意而唱、十度、數ノ取ヤウヘ、一反二反ヘ左指、十反廿反ヘ右指、百度二百度ヘ數取、唱訖、毎度鏤切散米拍手、千度唱訖テ、鏤切散米拍手、次蹲踞シテ、麻ヲ右手ニ取、左手ニ添テ申上、鏤切散米拍手、次祈願拍手兩端、無文言次末廣扇子ヲ取テ、蹲踞ナガラ一拜、卽立テ一拜シテ退座、

申上

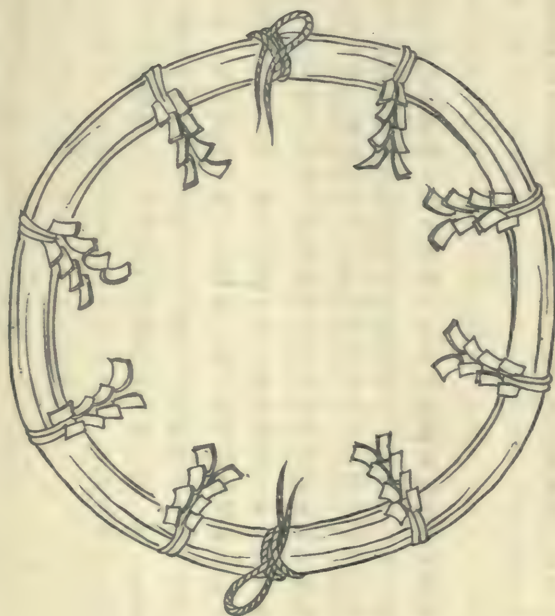
謹請再拜々々

今獻所乃奉物者、銀鏤切、金散供獻、依天命乃堅富乃物乃代仁、受悅給止神毎仁宣申、

〔藻鹽草十四氣形〕祓　ちのわ茅輪なり、はらへ也、

〔釋日本紀七述義〕備後國風土記曰、疫隅國社、昔北海坐志武塔神、南海神之女子乎與波比爾坐爾日暮、彼所蘇民將來二人在伎、兄蘇民將來甚貧窮、弟將來富饒、屋倉一百在伎、爰塔神借宿處、惜而不借、兄

〔神祇提要九〕
名越祓麻輪圖



蘇民將來借奉、卽以粟柄爲座、以粟飯等饗奉、饗奉既畢出坐、後爾經年、率八柱子還來天詔久、我將奉之爲報答曰、汝子孫其家爾在哉止問給、蘇民將來答申久、己女子與斯婦侍止申、卽詔久、以茅輪令著於腰上、隨詔令著、卽夜爾蘇民將來與女人二人乎置天、皆悉許呂志保呂保志天伎、卽詔久、吾者速須佐雄能神也、後世仁疫氣在者、汝蘇民將來之子孫止云天、以茅輪著腰上詔、隨詔令著、卽家在人者將免止詔伎、

○按ズルニ、此ノ文ニ據ルニ、上古ハ茅輪ヲ腰ニ著ケシヲ、後ニ輪ヲ越ユルコトニナリタルモノナルベシ、

〔外宮神事著略六月〕晦日名越祓閏月有レバ閏月ヲ用

酉時許、荷用二人、茅輪蒭靈ヲ持テ、齋館ニ來リテ、蒭靈ヲ茅輪ニ插テ、庭中ノ筵上ニ置、一禰宜家子ノ禰宜權官直垂共ニ齋館ニ來ル、一禰宜鋪設ニ蹲踞シ、南面シテ拜シ、蒭靈ヲ持、荷用茅輪ヲ執、頭上ヨリ下シテ蹤越セシムルコト三度、時ニ歌ヲ唱テ拜ス、又此ヲ菅貫祓トモ謂、○中略畢テ茅輪ヲ三段ニ剪、蒭靈ト共ニ豐川ニ流シ棄、

〔神祇提要九〕名越祓麻輪圖

又用菅曾之輪、徑六尺四寸、蓋用天二十八宿地三十六禽之合數、蓋輪者天地未分之象也、用之法、詳出行事部名越次第、

〔法性寺關白御集〕六月祓詩

世上久爲流例態、林鐘晦日禊除來、○中略未知何物號菅抜、結草如輪令首蒙、○下略

〔倭訓栞前編十二須〕すがぬき　菅貫と書り、茅輪をいふ、輪二丈六尺、圍八寸、薬をもて造り、茅を心とし、紙をもて纒たる者也、內侍所の調進は茅のみを用といへり、

〔祭祀或問〕中臣祓私記曰、住吉六月晦日荒和祓ニ、眞菅ノ本末ヲ切ソロヘ、ソレヲ四取テ剃、一ヲ二

解縄

ニ削、四ニテ八破也、切様寸法アリ、此ヲ菅抜ト云、削時有詠歌、八ワリニ取辟トハ是也、針ハワル也、田裳見宿禰ヨリ津守氏代々傳受シテ、六月荒和祓ニ如此仕マツル也、六月晦日大祓ノ儀式モ、今ニ天下ニスグレテカタノ如ク最重ニ執行ヒ、祓事ヲ修ス、此伊弉諾尊橘ノ小戸潮瀬ノミソギヨリアラハレ出シ住吉神ナレバ、上古遺風今ニタユルコトナシ云云、

〔堀河院御時百首和歌夏〕荒和祓　源朝臣師頼卿

我妹子がうちたれがみの打なびきすがぬきかくる夏祓哉

藤原朝臣仲實

八百萬神もなごしになりぬらんけふすがぬきの御祓しつれば

阿闍梨隆源

千年まで人なからめや六月のみたび菅ぬきいのる御祓に

〔釋日本紀七述義〕千座置戸

重問云、祓具人形解縄散米其心如何、先師申云、○中略解縄者、解謝罪之義也、

〔神道名目類聚抄三祭祀〕解縄トキナハ　左右ノ縄二筋ヲ案上ニ設、其制之ヲ略ス、祓ノ具ナリ、

〔倭訓栞前編二十四波〕はらひ　祓除の修法に、解縄一撫一吻等の事ありて、江次第に見ゆ、解縄は中臣祓の紬纑解放の意、

〔祝詞考中〕文を意得ぬ人、麻を八方に引て、天の四方八面に譬といひ、又刑の縄を解捨るたとへとするなどいふことは、その意から國の文によりて、陰陽師などのせしわざならん、後には世にもさる事とおもふにや、江家次第抄○抄字衍にも書るはいかにぞや、上つ代のわざにあらざる也、

〔江家次第六四月〕平野祭○中略

宮主奉仕祓詞、(到祓清之處、以人形令吻給、到中臣祓入瓶取縄之處、解縄給、)畢宮主退出、

鹽水鹽湯

〔江家次第 十二 神事〕八省東廊大祓

祝師置上卿幷辨座祓物、入百部筥蓋、下部置上官座祓物、祝師著座、臨禊詞及八張解繩了、禊了祝師奉大麻、先上、次辨、下仝持祝師一撫一吻返給、

〔玉海〕承安三年正月七日庚子、今日修祓、不洗手、仍陪從人、令撫大麻解繩、

文治三年四月二日癸酉、此日梅宮祭、○中略次供御贖物、陪膳資季朝臣、役供仲盛、次陰陽師讀中臣祓、至高天原解繩如例、祓了資季持來大麻、撫了返給、

〔皇大神宮年中行事 六月〕十五日朝、正員禰宜一同、各神拜之後、乘馬祝部等引率、爲奉仕荒蝸御贄等、參阿原木神崎、○中略次於美佐河原東在解繩神事、自道北先於西方手水用、西上南向水祝狩衣紙權長狩衣勤之、水紙當役所用意、次祝祓奉振懸後著座、在鋪設東上南向、一座自東自餘自西也、于時左繩右繩、小○小下恐脫土字器居、同散供米等鋪懸居、于時各祓勤仕、件繩以左手一以右一口ニクハヘ解之、散供蒔廣手兩端如常、但可有口傳、

〔久安六年御百首〕夏

おもふことあさぢのなはにときつけて清き川せに夏ばらへしつ　隆季朝臣

〔皇大神宮儀式帳〕御調荷前供奉行事

赤引生糸四十斤神郡度會郡調先糸

右以五月卅日、御調專當郡司、幷調書生、及鄕長、服長等、爲大解除、忌愼侍、亦郡內諸百姓等人別私家解除淸氏、御調糸持、參向大神宮司仁、卽大神宮司卜定氏、糸遊分編定、御調櫃入氏、鹽湯持氏淸氏、御調倉進納畢、

〔大神宮儀式解 二十一〕鹽湯持氏淸氏は、志保由介天伎與米天とよむべし、鹽湯は堅鹽を湯に和てその物をそゝぎ淸むるなり、鹽を用るは伊佐奈岐命、檍原にて身滌ませしによるならん、儀

垢離水

式大嘗祭條、九月中旬云云、下旬至京齋場、官人幷國司持麻幷鹽湯、迎南門、灑御稻幷雜物訖、中宮式、三月潔齋云云、宮主供奉御祓、御麻鹽湯案一、幣、解除調度如常、春宮式、凡四月上申奉平野祭云云、灌鹽湯とあり、本宮にてはこゝに見ゆるをはじめ、江次第公卿勅使條、内人二人、灑鹽湯、獻大麻、又年中行事二月九日新年祭云々、御鹽湯、小土器入白鹽、以榊枝獻之、勅使中興記、正保四年九月十五日云云、於同御門内灑御鹽湯、長重父子入白鹽於土器奉仕と見えたり、今もこれにたがはす、

〔儀式一〕平野祭四月上申十一月

皇太子於神院東門外下馬、神祇官中臣若無中臣者卜部、傳授進以上令供、迎供神麻、灌鹽水、訖入就休息舍、先是進一人率執幣舍人、執幣者在前、進次之、到神院東門、曳神麻、灌鹽水、共到祭場、授神祇官訖、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀中

前祭一日、○中略神祇官中臣一人、率神部等、持祓麻鹽湯、灑潔供神物幷雜物、

〔古老口實傳〕御鹽湯本緣事、榊柏鹽三種、水合以爲湯也、以榊柏葉枝等拂灑之、

〔獸肉鹽湯考〕鹽湯は、堅鹽を湯に和て、其物をそゝぎ清むるなり、鹽を用るは、伊佐奈伎命檍原にて身滌ませしによるならむ、信友云、鹽ヲ用ル由ハ、海ニテ身滌シ、又潮水ニテ物ヲ滌ギ清ムルニ便ナキ時、潮ニ代ヘテモノスルナルベシ、然ラバタヾ鹽水ニテアルベキヲ、湯ヲ用ルハ、鹽ハ燒テ製リタルモノナレバ、其火ノ穢アラン事ノシラレネバ、清火ニテワカシタル湯ニ和シテ、鹽ヲ清ムルナルベシ、

〔殿曆〕康和五年十一月十六日、戊刻許依行幸參内、爲潔齋沐浴、故殿不令沐浴給歟、雖然依神事恐沐浴、又著裝束後、シホゆをそゝぐ、

〔吉田家日次記〕應永八年二月七日丙寅、予今夕浴鹽水、雖爲每日之儀、爲明後日進拜、殊潔齋之、

〔運步色葉集古〕垢離　氷搔コリカキ

〔古事記傳 六〕許理とて水浴ることとするは、みな禊の意ばへなり、許理ハ川降の約まりたるなり、垢離ナド字を書ハ云にたらぬことなり、

〔倭訓栞 前編 九 古〕こり　俗にみそぎするを、こりをかくこりをとるなどいへり、川降の義といへり、又垢離と書り、無量義經に、水能洗垢穢と見えたり、されどこりは香の義、釋氏の香水より出たる詞なるべし、かくもかくるの略語にや、

〔後鳥羽院熊野御幸記〕建仁元年十月九日、次又過今日御宿三四町許、入小宅宿所、自上雖有例假屋、此屋主依儲雜事入此所、文義知音男云々先是又依文義願男取宿所、先入小宅之間、件宅有憚之由聞、付之、仍騷出入此所、先達知此事下、憚之由被稱、父喪七十日許云云、雖然臨時水ヲカキテ、以景義令祓了、又依有所思取潮垢離カク、是臨時之事也、　十一日、參切部王子、入宿所、○中略於此宿所鹽垢離カク、　十二日入晝養所、食了、參御所之間、御幸既出御、次參八ヤ王子、御幸入御之間、先陣參幽立皇子、於此濱御鹽垢離、有御祓云云、○中略御所去夜寒風吹枕、咳病忽發、心神甚惱、此宿所又以荒、又鹽垢離、昨今之間一度可有之由、先達命之、但猶遂此事、　十六日、巳時計御幸、御共參寶前、卽入御御所、訖卽退下、コリ訖著奉幣之裝束歸參、○中略咳病殊更發無爲方、心神如無、殆難遂前途、腹病、痢病等競合、乘燭以後又コリ、此事臨時依病無術也、

〔古今著聞集 一神祇〕いつの比の事にか、德大寺のおとゞ○實能熊野へ參給ひけり、さぬきの國より給ひける比なりければ、かれより人夫おほくめし上せて侍けるが、多くあまりたりければ、少々返し下されける中に、ある人夫一人えきりになげき申けるは、たかき君の御德によりて、さいはひに熊野の御山拜奉らんことを悅つるに、かまされまゐらせて歸くだらんことかなしき事なり、只まげて召供せさせ給へと奉行の人にいひければ、さりとては餘りたれば、さのみ何のやうにせんぞといひければ、なく／＼愁て、唯御功德に食ばかりを申あたへ給へ、いかにも宮づかへは仕候べしとねん比に申ければ、あはれみて具せられけり、實にもかひ／＼しく、宿々にては、人もおきてねぞも、諸人がこ。り。の水をひとりとくみければ、こりさをとなづけて、人々もあはれみけ

雜載

り、

〔公裁錄 五〕伊勢參向手續之事
參詣初面之節、二見浦ニ而垢離を取、夫より參詣いたし候由世話に申習し候、○下略

〔神代紀葦芽 上注〕明和四年といふ比國々に流行せし事あり、そは志摩國伊雜宮へ參りて大麻をいたゞきて持來て祭りしなり、○中略かの伊雜宮參りの下向といふ日には、忌服のさはりなき限りは、皆濱おりして清まはりて、其村の境まで出で、かの大麻を迎へ悦びて、○中略種々あやしきしるしありし事などいひあへりしが、○下略

〔諸國年中行事大成 三下 五月〕廿五日　富士垢離 今日より六月二日に至る
今日より富士行者の山伏、毎日河邊に出て富士垢離を修して、富士權現を遙拜す、是則富士參詣に同じきとぞ、男女疾病平愈を祈り、或は福をもとめ、諸の所願ある輩、此行人を憑て祈願すれば、行人紙符を願主に授く、又願主自ら行人に雜りて垢離を修するもあり、又富士禪定する人は、一七日垢離を修し別火して登山す、

〔東都歲事記 二 六月〕廿六日石尊垢離取　大山參詣の者、大川に出て垢離を取後禪定す、又重き病者ある時は、近隣の者川にひたりて當社を祈る、手每にわらしべを持て、高聲に祈念し水中に投ず、流るゝを以てよしとし、たゞよふを以てあしとすとなん、崔下庵云、さんげ〳〵、六こんざいしやう、おしめにはつだいこんがうぞうじ、大山大聖不動明王石尊大權現大天狗小天狗、といふ文を唱ふる事、さんげ〳〵は慚愧懺悔なり、ろくこんざいしやうは六根罪障なり、おしめにはつだいは大峯八大なり、こと〴〵く誤れども、信の心をもつて納受し給ふならん、この事中人以下のわざにして、以上の人はなしといへり、

〔類聚符宣抄 一〕調布拾玖端

右今月十三日外記廳解謝所供奉、允一人、屬一人、陰陽師四人、生四人、并十人祿、應給如件、

仁壽四年十一月十五日

大外記滋野朝臣安成奉

右大臣宣、宜以廚內宛之

〔宮主秘事口傳〕諸國清祓祭物雜事、用途者、宮主之恩祿也、仍有其實之時者、神宮之外三道、四道、卜合之、申賜宣旨下之官書、付雜掌訖、近年者、清祓遂行、无其實之間、不及申賜宣旨也、御卜奏、參陣之六位史、六月者左少史、十二月者左大史、書下宣旨之時、號料紙用途、六月者貳百匹、十二月者伍連取之、近年无清祓之實之間、依无其益、不請取宣旨也、諸國清祓事、宮主令申達者、如例可請取宣旨也、以宣旨被下綸旨於武家、武家仰守護人、令責渡者先規也、

〔空穗物語祭の使〕さかきさうにさして、一の車より、みかうのこおろしてまひいる、御車につゝきてうながしいる、御さじきにおり給ひて、おほんはらへつかうまつりぬ、

〔源氏物語四夕顏〕まことにふし給ぬるまゝに、いといたくくるしがり給て、二三日に成ぬるに、むげによわるやうにし給ふ、內にもきこしめしなげくことかぎりなし、御いのりかた〳〵にひまなくのゝしる、まつりはらへずほうなど、いひつくすべくもあらず、

〔源氏物語十四澪標〕けふはなにはに舟さしとめて、はらへをだにせんとてこぎわたりぬ、〇中略みやしろをたち給て、所々にせうえうをつくし給ふ、なにはの御はらへなど、ことになゝ瀬によそほしうつかうまつる、

〔今昔物語二十六〕飛驒國猿神止生贄語第八

今昔〇中略生贄〇行脚僧猿共ヲ家ノ內ニ引列テ、目ヲ嗔カシテ、猿ニ向テ云ク、己ガ年來神ト云虛名乘ヲシテ、年々一人ノ人ヲ食ヒ失ヒケル、コレ受ヨト云テ、弓箭ヲ番テ射トスレバ、猿叫テ手ヲ摺テ迷フ、〇中略生贄吉々己ガ命ヲバ不斷ジ、此ヨリ後若此邊ニ見エテ、人ノ爲ニ惡キ事ヲ至サバ、其時

ニ必ズ射殺シテントスルゾト云テ、杖ヲ以テ廿度許ヅヽ次第ニ打波テ、郷ノ者皆呼集テ、彼社ニ遣テ、殘タル屋共皆壞集メテ、火ヲ付テ燒失ヒツ、猿ヲバ四乍祓負セテ追放ケリ、片塞キツヽ山深ク迯入テ其後敢テ不見ケリ、

〔萬葉集四相聞〕八代女王獻天皇歌

君爾因、言之繁乎、古郷之明日香乃河爾、潔身爲爾去、

〔萬葉集十一〕正述心緒

玉久世、清河原、身祓爲、齋命、妹爲、

〔萬葉集十二〕悲別歌

時風、吹飯之濱爾、出居乍、贖命者、妹之爲社、

〔萬葉集十七〕造酒歌

奈加等美乃、敷刀能里等其等、伊比波良倍、安賀布伊能知毛、多我多米爾奈禮、

右大伴宿禰家持作之

〔拾遺和歌集九雜〕なにはにはらへしに、ある女まかりたりけるに、もと玄たしく侍けるをとこの、葦をかりてあやしきさまになりて道にあひて侍けるに、さりげなくてとしごろえあはざりつることなど、いひつかはしたりければ、をとこのよみ侍ける、

君なくてあしかりけりと思ふにもいとゞ難波の浦ぞ住うき

古事類苑

神祇部三十三

大祓

御贖節折　六月祓　臨時大祓[附]

古事類苑

神祇部三十三

大祓

御贖節折　六月祓　臨時大祓附

大祓ハ、毎年六月十二月晦日、皇城ノ朱雀門ニテ行ハル、乃チ百官男女ヨリ始メテ、天下萬民ノ不知不識ノ間ニ犯セル所ノ、種々ノ罪穢ヲ除キ去ランガ爲ニ行ハルヽヲ以テ大祓ト云フ、今大寶ノ制、貞觀ノ儀式、延喜ノ式ニ據リテ考フルニ、此日宮中ニテハ、中臣御麻ヲ奉リ、東西文部祓刀ヲ奉リ、漢音ノ祓詞ヲ讀ム、大臣以下百官男女悉ク祓所ニ會シ、神祇官切麻ヲ五位以上ニ頒チ、中臣祓詞ヲ讀ミ、祓ヘ訖リテ後、六位以下ヲシテ大麻ヲ引カシム、其儀極メテ嚴ナリシガ、圓融天皇ノ朝ニ至リテハ、公卿ニシテ祓所ニ詣ル者一人モナク、内侍等モ亦參會セズ、是ヲ以テ右少辨ヲ以テ上卿代トシ、女史ヲ以テ内侍代トシテ僅ニ之ヲ行ヘリ、時ニ延喜ヲ距ルコト未ダ百年ヲ出デズシテ、而シテ其衰頽セルコト此ノ如シ、延テ嘉吉文安ノ頃マデハ、尙ホ其式ヲ存シタリシカドモ、應仁ノ大亂以後ハ、終ニ全ク廢絶シタリ、東山天皇ノ元祿四年ニ至リテ、再興セラレタレドモ纔ニ其式ヲ擧ゲタルノミニテ、舊制ノ如クナラズ、乃チ内侍所ノ西庭ニ於テ之ヲ行ヒ、吉田家其事ニ從ヒ、其名稱モ亦内侍所清祓ト云ヒテ、大祓ト云ハズ、或説ニ清祓ト稱スルハ凶事ノ後ノ祓ヲ大祓ト稱スルニヨリテ、之ヲ諱ミタルモノナラント云ヘリ、或ハ然ラン、

此篇ニハ恒例二季ノ大祓ニ關スルモノヽミヲ收メ、其他御贖、節折、六月祓、臨時大祓ノ如キ

ハ此篇ニ附セリ、又大嘗祭ノ御禊大祓ハ大嘗祭篇ニ、齋宮齋院ノ御禊大祓ハ、伊勢齋宮賀茂齋院ノ二篇ニ收メタリ、宜シク參看スベシ、

名稱

〔藻鹽草時節二〕大ばらへ（是名越のはらへなるべし、又六月祓共いふ也、みな同事也、就レ中六月祓の事、河邊にいくしをたてあさのはなごにてする也、さればあさりするぬさなごしよめり、是此はらへに、淺茅をもて輪を作りて、著たる物をぬきすて、この輪をこゆる也、夕べ又はよるする事也、）

〔增補下學集上二時節〕大祓（オホハラヒ）（六月晦日）

〔公事根源六月〕大祓　卅日
大ばらへといふは、百官こと〴〵く朱雀門にあつまりて祓を𛀁侍る也、六月十二月二たび有、天武天皇の御時よりはじまる、解除は觸穢などの時も有、神事を行時は、臨時にも常にあれども、この大祓は百官一同にあつまりて祓をする也、

〔令義解二神祇〕凡六月十二月晦日大祓（謂祓者解二除不祥一也、）者、中臣上二御祓麻一、東西文部（謂東漢文直、西漢文首也、）上二祓刀一、讀二祓詞一、（謂文部漢音所レ讀者也、）訖百官男女聚二集祓所一、中臣宣二祓詞一、卜部爲二解除一、

儀式

〔儀式五〕大祓儀（六月十二月並同、但臨時大祓者不レ令二中臣一、刀禰數レ札直令レ進、）
其日午四刻、神祇宮內縫殿等官省寮候二延政門外一、百官會二集祓處一、先レ此神祇官陳二祓物於朱雀門前路南一、（分二置六處一、但馬在二其南方一北向、）所司設二座於朱雀門幷東西仗舍一、大臣以下五位以上、壇上東方西北上重行、南階東第一間爲二四位以下階一、第二間爲二參議已上階一、其女官亦在二同壇上西方一、隔以二斑幔一、（開二西一扉一、從レ此出入、）外記官史中務式部兵部三省東仗舍西面北上、彈正西仗舍東面北上、祝詞座在二路南西一、座前置二軾布一、未一刻外記已下各就レ座、自餘諸司亦立二東仗舍東頭一、于レ時式兵二省省掌以起上座就立座舍女東官頭亦唱就計座刀禰（式部先唱、兵部後唱、）訖彈正忠命レ疏亦令レ喚二臺掌一、疏稱唯仰二史生一喚二臺掌一、史生稱唯、喚二臺掌一二聲、臺掌稱唯出二西舍前一北向而立、忠命云、置レ版、臺掌稱唯退出、臺掌捧レ版進置レ之、（舍前東去二許丈、當二忠前一北向、）次三省掌列趨置レ版、（舍前四去三丈、御座六尺置二中務版一、東去六尺式部版、東去六尺兵部版、）訖退出立二舍南一、式兵二省掌、更出召二計諸司諸衞一、（式部先召、兵部後召、）訖式

部丞目錄云、令喚省掌、錄稱唯、仰史生云、喚省掌、史生稱唯喚省掌二聲、省掌稱唯、次兵部次中務亦如之、訖三省省掌共列就版、式部丞命云、司司（乎）刀禰數札早速令申、式部省掌稱唯、次兵部次中務亦如之、訖三省掌共列趨出、式部省掌引列文官（人別持刀禰數札）就式部版、貫首者申云、司司申久、刀禰數札進（止）申、丞命、進（禮）、諸司共稱唯、中分各授最後者、總執疊札置於錄前、還就本列、錄讀申札數云、司司申（留）刀禰數札若干枚申給（止）申、丞命云、縱、諸司共稱唯趨出、兵部次中務亦如之、三省勘目錄、訖候御麻、既到插祓稻、于時辨大夫幷三省輔各一人一列、官史及三省丞錄一列、趨立庭中、（五位已上前列、六位已下後列、）辨大夫申云、大祓處（留）參集（讀曰末宇古邪波禮留、）刀禰數申給（止）申、次式部錄申目錄、次兵部次中務三省申畢、大臣宣云、常（乃）任（留）任令祓、辨已下共稱唯、（五位已上先稱、六位已下後稱、下同、）訖依次退復本座、式部令喚省掌如前、兵部亦同、二省省掌各就版、式部丞命云、刀禰令參進、省掌稱唯、兵部亦同、二省省掌還趨立本列、式部省掌云、刀禰參進（來）、兵部亦同、外記以下起座降立東舍南頭、式兵二省丞錄、引文武官刀禰列立、（西面北上、）彈正忠疏降立舍南頭、（東面北上、）立定神祇官頒切麻、（參議已上史、五位已上史生、女官幷諸司辨部、）訖中臣趨就座讀祝詞、稱聞食刀禰皆稱唯、祓畢行大麻、次撤（○撤原作徹、據一本改、）祓、五位已上切麻、既而撤去、

〔延喜式十一太政官〕凡六月十二月晦日、於宮城南路大祓、大臣以下五位以上就朱雀門、（若雨泥日、御所司設幄於門東掖、事見式部式、）辨史各一人、率中務式部兵部等省、申見參人數、（太政官人數亦錄下式部、入總目、）百官男女悉會祓之、臨時大祓亦同、（事見儀式、）

〔延喜式十二中務〕凡六月十二月晦日大祓、輔丞錄共集祓所、申女官數、（事見儀式、）

〔延喜式四十一彈正〕凡二季大祓日、（六月十二月晦日、）忠以下向祓所糺彈非違、

〔西宮記六月〕大祓（延木元年閏六月晦日有大祓、）

上卿著朱雀門、（雨儀昇自東腋、晴昇自南東一階、著第五間、巽方置膝突、六間辨三省輔、西面北上、外記史三省在東舍、彈正在西舍、南檐下立馬、稻等具、）內侍著、（令持御贖物、在西三間壇中、）神祇官置祓物、祝師著（在中央壇上、昇自南階、）祝了、神官撤祓物、祝師退、神官曳大麻（上卿料、執曳、）各退、

大祓詞

内藏祓殿上人著

官祓大辨已下著

〔江家次第七六月〕大祓六月十二月晦日、若有閏月、其月行之、

近例只用雨儀、

西剋式云未剋諸司會集、兩儀昇自東階參議昇自東第二階著座、辨及三省輔昇自第一階著座、雨儀日上以下同

用門東掖、借橋木工寮作之、

文武諸司屯立東舍東頭、記文云、諸司座設東西仗舍南面、左右檢非違使官人、就東西仗舍南庭胡床、

近例内侍不來、可佐之、内侍來著、御贖物持來、祓馬牽立畢、

神祇官頒切麻、儀式云、參議以上史、五位以上史生、女官幷諸司神部、記文云、上料入筥、中臣進之云云、祝師著座、近例此間敷座讀祝詞、先讀宣命云云訖起座、

次行大麻、神祇官人以下執之、上卿以下座前引之、上卿辨大夫諸司料各異、西宮抄曰、上卿料祐良、次撤祓畢、上卿以下退出、

〔神祇官年中行事六月〕晦日〇中略今日朱雀門大祓、上卿向朱雀門行也、御祓詔戸師勤之、立稻成道本

官下文、松尾稻荷兩社之間、又賀茂上下也、一社辨勤之、

〔延喜式八祝詞〕六月晦大祓十二月准之

集侍親王諸王諸臣百官人等諸聞食止宣、天皇朝廷爾仕奉留比禮挂伴男、手繦挂伴男、靫負伴男、劒佩伴男、伴男能八十伴男乎始氏、官官爾仕奉留人等乃過犯家牟雜雜罪乎、今年六月晦之大祓爾祓給比清給事乎諸聞食止宣、高天原爾神留坐皇親神漏岐神漏美乃命以氏、八百萬神等乎神集集賜比、神議議賜氏、我皇御孫之命波、豐葦原乃水穗之國乎安國止平久知所食止事依志奉伎、如此依志奉志國中爾、荒振神等乎波神問志爾問志賜、神掃掃賜比氏、語問志磐根樹立草之垣葉毛語止氏、天之磐座放、天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別氏、天降依志奉支、如此久依左志奉志四方之國中登大倭日高見之國乎安國止定奉氏、下津磐根爾宮柱太敷立、高天原爾千木高知氏、皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉

氐、天之御蔭日之御蔭止隱座氐、安國止平氣久所知食武國中爾、成出武天之益人等我過犯家牟雜雜罪事波、天津罪止、畔放、溝埋、樋放、頻蒔、串刺、生剝、逆剝、屎戸、許許太久乃罪乎天津罪止法別氣氐、國津罪止八、生膚斷、死膚斷、白人、胡久美、己母犯罪、己子犯罪、母與子犯罪、子與母犯罪、畜犯罪、昆虫乃災、高津神乃災、高津鳥災、畜仆志蠱物爲罪、許許太久乃罪出武、如此出波、天津宮事以氐、大中臣天津金木乎本打切末打斷氐、千座置座爾置足波志氐、天津菅曾乎本苅斷末苅切氐、八針爾取辟氐、天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮、如此久乃良波天津神波、天磐門乎押披氐、天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別氐所聞食武、國津神波、高山之末短山之末爾上坐氐、高山之伊穗理短山之伊穗理乎撥別氐所聞食武、如此所聞食氐波、皇御孫之命乃朝廷乎始氐、天下四方國爾波、罪止云布罪波不在止、科戸之風乃天之八重雲乎吹放事之如久、朝之御霧夕之御霧乎朝風夕風乃吹掃事之如久、大津邊爾居大船乎、舳解放艫解放氐、大海原爾押放事之如久、彼方之繁木本乎、燒鎌乃敏鎌以氐打掃事之如久、遺罪波不在止祓給比清給事乎、高山之末短山之末與理佐久那太理爾落多支都速川能瀨坐須瀨織津比咩止云神、大海原爾持出奈武、如此持出往波、荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百會爾坐須速開都比咩止云神、持歌呑氐牟、如此久歌呑氐波、氣吹戸坐須氣吹戸主止云神、根國底之國爾氣吹放氐牟、如此久氣吹放氐波、根國底之國爾坐速佐須良比咩登云神、持佐須良比失氐牟、如此久失氐波、天皇我朝廷爾仕奉留官官人等乎始氐、天下四方爾波、自今日始氐、罪止云布罪波不在止、高天原爾耳振立聞物止馬牽立氐、今年六月晦日夕日之降乃大祓爾、祓給比清給事乎諸聞食止宣、四毛國卜部等大川道爾持退出氐祓却止宣、

〔大祓詞後釋上〕此詞は、西宮記左經記などにも、中臣祓詞と見え、大神宮年中行事には、中臣祓祭文とあり、祭文とは、中昔にかくさまに讀唱ふる詞のたぐひをば、すべて然いひしとおぼしくて、枕册子に、大殿祭祝詞をも、宮の女の祭文といへり、○中略さて此詞をたゞ中臣祓とのみいへるは、光明峯寺殿の玉葉に、國通讀中中臣祓とあり、其ころはやくいひしことなりけり、

文部祓刀及祓詞

〔令義解神祇二〕凡六月十二月晦日大祓者、○中略東西文部（謂東漢文直、西漢文首也、）上祓刀、讀祓詞、（謂文部漢音所讀者也、）

〔祝詞講義十〕東西文部上祓刀讀祓詞と有る、此二氏は諸蕃の種族なり、思ふに彼等が歸化し程より、其本國にて在ける祓事を内々行ひ居つらむ、其を朝廷にても、其本國の任にして免し行はしめ給ひけむを、何時となく神代よりの儀式に添ふ事とは成れりけるなり、

〔延喜式三臨時祭〕凡東西文部等上大祓大刀者、取諸司主典已上者、

〔小野宮年中行事六月〕晦日東西文部奏祓刀事

内裏式云、祓南殿儀、近代於御在所所被行之、十二月同之、

〔延喜式八祝詞〕六月晦大祓（十二月准之）

東文忌寸部獻横刀時呪（西文部准此）

謹請、皇天上帝、三極大君、日月星辰、八方諸神、司命司籍、左東王父、右西王母、五方五帝、四時四氣、捧以銀人、請除禍災、捧以金刀、請延帝祚、呪曰、東至扶桑、西至虞淵、南至炎光、北至弱水、千城百國精治、万歳万歳万歳、

〔古語拾遺〕至于淨御原朝、○天武改天下万姓、而分爲八等、○中略其三曰宿禰、以賜齋部氏、命以小刀、其四曰忌寸、以爲秦漢二氏及百濟文氏等之姓、（蓋與齋部共預齋藏事、因以爲姓也、今東西文氏獻祓大刀、蓋亦此之縁也、）

〔續日本紀九聖武〕神龜三年十二月壬申、太政官處分東文忌寸等、自今以後、令任辨官人上大祓刀、

式場舖設

〔西宮記六月〕大祓

九卷式云、東文忌寸等上大祓大刀者、自今以後任辨官史生已上之人、（神龜三年十二月二十九日太政官處分）延暦六年六月三十日、右大臣宣、奉勅自今以後、令任諸司主典已上者上之、西文忌寸亦准此、○又見神祇令集解

〔延喜式十九式部〕六月十二月晦日大祓

其日所司陳列祓物、各有常儀、百官男女會集朱雀門、外記史中務式部兵部並坐東仗舍、彈正坐西仗舍、大臣已下五位已上坐壇上東方、（南階東一間爲四位已下階、二間爲參議已上階、但雨泥日、仰所司設橋於東方墻下、）女官亦就同壇上西方、隔以斑幔、三省省掌各置版位、諸司就版進番上以上見參簿、（事見儀式、）

〔延喜式三十八掃部〕六月晦日大祓、朱雀門壇上設公卿及辨中務式部兵部并女官座、左右仗舍六位已上座、但祝詞者在庭中、十二月亦同、

〔延喜式四十二左右京〕凡六月十二月大祓、預令掃除其處、亦兵士禁人往還、元日質明掃除亦同、

〔法曹類林二百公務〕式部文云、六月十二月二晦、百官會集大祓儀、其日平旦、大藏木工掃部帳幄鋪設、於大伴壬生二門間大路、各有常儀、神祇官主典馬寮陳祓物祓馬、亦各有儀、

〔江家次第七六月〕大祓（六月十二月晦日、若有閏月、其月行之、）

近例只用兩儀

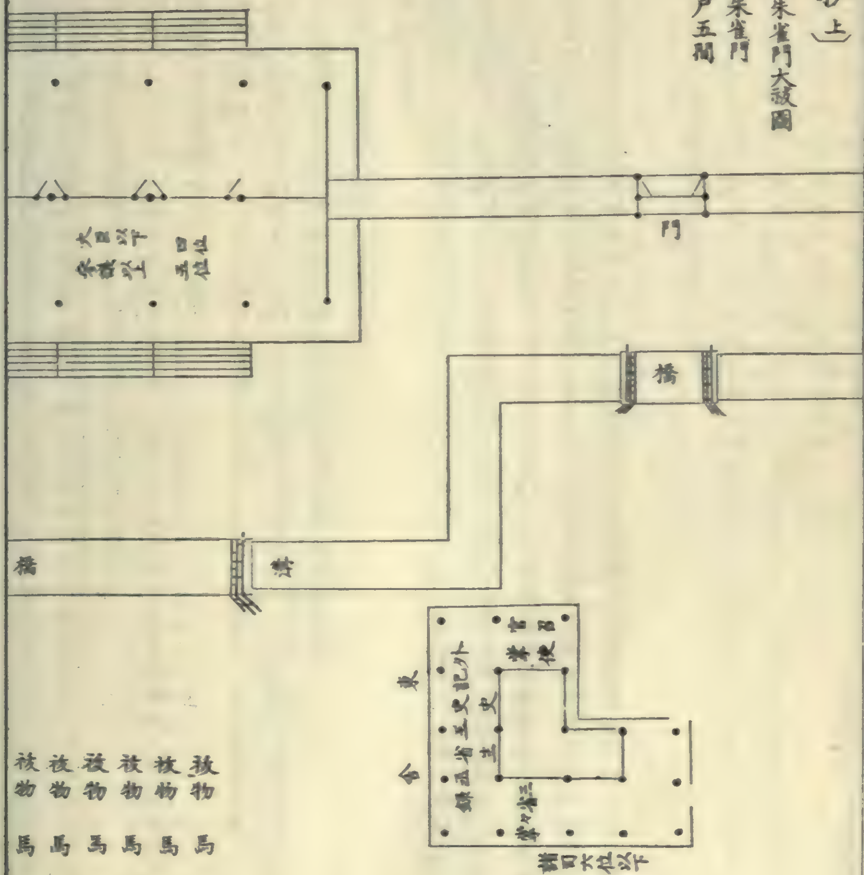
朱雀門西第一二間、曳幔設內侍座、東第三間、設日上座、（西面）儀式云、設參議以上座、近例參議一人行、或納言參著、（有希例也）第二間設辨大夫中務式部兵部三省輔座、（西面北上）東仗舍西面設外記史三省丞錄座、其後史生座、北面設官掌召使等座、南面設三省省掌座、（西面北上）西仗舍東面設彈正忠疏座、其後史生座、舍南面臺掌座、（並東面）若仗舍有汙穢物等者、諸司分坐門東西壇上、路南設祝師座、（西面、兩儀數門南中央壇上、）神部置軾布於其前、陳祓物於路南、（分置六所）馬在其南、（北面）記文云、馬六匹牽立朱雀門橋上、又積置稻四五束許、

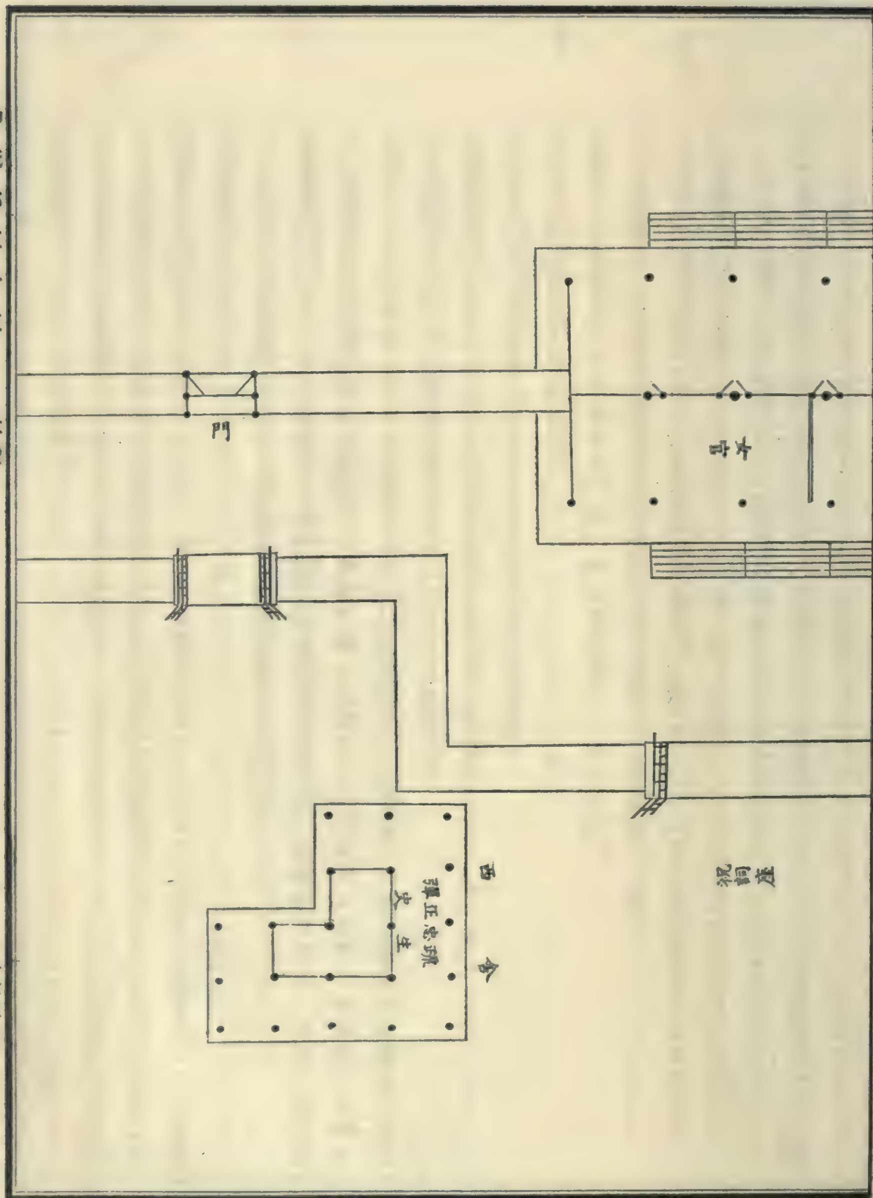
〔大祓執中抄上〕據諸書考定朱雀門大祓圖

山槐記永万元年六月の件に、朱雀門大祓の裝束の圖あり、壇上の大臣以下の座紺幕を引廻し、南に立筵あり、東に屏風あり、儀式の鋪設にはなき事也、また有內侍座之由雖注次第近代全无此事云々と注せり、內侍のみならず仗舍事を亥る官人なきさまなり、

〔大祓執中抄上〕據諸書考定朱雀門大祓圖

拾芥抄云、朱雀門二階七間、戸五間、




門
西舎
弾正忠
史生

料物

〔延喜式一四時祭〕六月晦日大祓十二月准ㇾ之

五色薄絁各二尺、緋帛一丈五尺、絹二匹、金裝橫刀二口、金銀塗人像各二枚、已上東西文部所ㇾ預、庸布三段、木綿五斤二兩、麻廿斤十兩、枲十二兩、烏裝橫刀六口、弓六張、箭二百株、鍬六口、鹿角三頭、鹿皮六張、米二斗、酒六斗、稻四束、鰒二斤、堅魚七斤、腊一石五斗、海藻卅斤、鹽六斗、水盆六口、匏六柄、槲廿把、馬六匹、祝詞料庸布五段、短帖一枚、

右晦日申時以前、親王以下百官會集朱雀門、卜部讀祝詞、事見儀式

〔延喜式四十九兵庫〕凡二季大祓橫刀八口、烏裝二口、金裝六口、其料鐵廿四斤、口別三斤熟銅四斤、練金一分、銀一兩、水銀一兩、鹿革八條、各長二尺五寸、廣四寸、生絲小十五兩、纏ㇾ柄料、漆八合、膠四兩、已上鞘料猪膏五合、塗ㇾ刀料、胡麻油一合、洗ㇾ刷料生絁一尺五寸、調布一尺五寸、白綿小九兩、已上拭ㇾ漆料伊豫砥二顆、麁砥二顆、薪八圍、已上磨ㇾ刀料作功二百五十人、金裝口別廿六人、烏裝口別廿三人、請ㇾ料造備、六月十二月廿八日送神祇官、

〔延喜式四十九兵庫〕凡六月十二月大祓大刀幷弓箭等、隨官符到即充、

〔延喜式三臨時祭〕凡諸祭幷二季大祓等料物者、五日備供之、

賜祿

〔延喜式十五內藏〕六月大祓賜祿十二月准ㇾ此

中臣一人、中臣女一人、各絹四匹、中宮亦同、但男三匹、東西史部二人、各二匹、已上官物

右事畢明旦神祇官率應賜祿人等於內裏候之、寮允已上侍之、屬喚名賜、

大祓例

〔續日本紀二文武〕大寶二年十二月甲寅、太上天皇〇持統崩、壬戌、〇十三日廢大祓、但東西文部解除如常、

〔祝詞考中〕こは此月太上天皇崩ましゝ故に停られたり、かゝればたえず行はれしを知るべし、文部が解除は、から國の流にて、皇朝の神事ならねば、諒闇の中といへどもせさせらる、

〔大祓詞後釋上〕此二季の大祓は、いづれの御代よりか始りけん詳ならず、天武天皇紀文武天皇の始めまでに、此大祓の見えざるを以て、大寶の御定めなりとは決めがたし、是は年毎に定ま

れる事なる故に、記されざりしにもあるべし、

〔續日本紀八元正〕養老五年七月己酉、始令文武百官率妻女姉妹、會於六月十二月晦大祓之處、

〔大日本史神祇五〕續日本紀養老五年制、○中略蓋與令制同、可疑、豈男女悉會者、實始于此時、而令文追加之乎、附以備考、

〔三代實錄一淸和〕天安二年十二月卅日丁巳、大祓大儺如常儀、

〔三代實錄三淸和〕貞觀元年六月廿九日癸丑晦、大祓於朱雀門前例也、　十二月卅日辛亥、大祓於朱雀門前、幷大儺如常儀、

〔三代實錄四淸和〕貞觀二年六月廿九日戊申、大祓於朱雀門前如常、

〔本朝世紀〕天慶二年六月廿九日己亥、中納言師國行大祓事了、

〔小右記〕天元五年六月廿九日己丑、今日大祓所、公卿一人不參、仍以右小辨惟成爲上代被行之、內侍等稱障不向祓所、仍以女史爲內侍代、

〔左經記〕寬仁二年六月廿九日庚申、著朱雀門、行大祓事、上左兵衞督　三年十二月卅日壬子、晩景著朱雀門大祓所、依上卿遲參、入夜始事、上右兵衞督

〔永昌記〕保安三年十二月廿九日甲寅、今夜於朱雀門大祓追儺如例、

〔玉海〕治承三年六月廿九日丙辰、大祓也、參議辨不參朱雀門、外記史又不參云々、勿論也、

〔建內記〕嘉吉元年六月廿九日、今夜六月祓事如例、穢中不審之間、相尋在方卿之處、無子細云云、○中略大祓被付諸司云云、

〔康富記〕嘉吉三年六月廿九日癸丑、大祓也、上卿正親町宰相中將持季卿、權右中辨俊秀藏人奉行等參行、召使秀國爲神祇官之宮主代歟、內侍參否可尋注之、外記家久爲分配之處不參、自上卿幷辨方、大祓次第幷記錄事被借之間、次第一本、又應永卅四年六月卅日、予參向之愚記等寫之各進入、兩方了、如

次第者、上卿南面、辨外記史等北上西面也、如此記者、上卿辨外記史西上南面一列也、內侍車在西方向東、今夜之儀可奉尋之、

文安四年六月卅日庚寅、今夜大祓也、上卿中山宰相中將親通朝臣、左少辨敎秀、(藏人左衞門權佐)少外記康顯、召使秀國、內侍等參行也、秀國勤宮主役云々、

〔季連宿禰記〕元祿四年六月廿九日癸未、今年二季大祓再興云々、今日於內侍所前有水無月祓、左兵衞督(吉田兼行卿)著行之云々、是後日伊豫局所被語聞也、官方無其催、仍不知之、

〔基量卿記〕元祿四年六月廿九日、今日於內裏有清祓、兼連卿勤之、大祓之准據歟、關白〇近衞基熙申沙汰云云、自今年再興由也、

〔續史愚抄(東山)〕元祿四年六月廿九日癸未、於內侍所西庭有清祓、(自今年每六十二月等晦、准大祓可被行者、關白基熙計申云、)左兵衞督(兼連)奉仕、奉行藏人頭右中將定經朝臣、　十二月三十日庚子、於內侍所西庭有清祓、(自今年爲恒例儀、)左兵衞督(兼連)奉仕、奉行人右中辨尹隆、

〔季連宿禰記〕元祿五年六月廿九日丁未、大祓、近年再興也、然而內々之儀歟、官外記無其催、仍不知之、

六年六月卅日壬寅、今日禁中大祓之日也、其儀如例歟、官方無其催、仍不知之、(四事之後、祓稱大祓、仍當時稱此號歟、於)

(禁中今日祓稱清祓之由、藏人語之、是今案歟、六月十二月二季之祓、如舊記稱大祓也、此二季祓近年再興也、自吉田家奉仕之云々、今日奉行職事等可尋記、)

〔基量卿記〕元祿七年十二月廿九日、內裏清祓、兼連卿勤仕之、大祓代也、近年有此事、

〔續史愚抄(中御門)〕寶永六年六月三十日己巳、內侍所清祓、(假殿)侍從二位(兼敬)奉仕、奉行藏人右少辨光榮、

〔禁裏番衆所日記〕寶永八年六月廿九日丁亥、申刻清祓、侍從二位奉仕之、奉行職事光榮、　十二月卅日甲寅、申刻清祓、侍從二位奉仕之、奉行職事光榮、

〔賣方朝臣記〕享保九年六月三十日、禁裏今日清祓如例有之、〇

〔續史愚抄(桃園)〕延享四年六月廿九日戊子、內侍所清祓、侍從三位(兼雄)奉仕、奉行藏人左少辨說通、

〔續史愚抄（後櫻町）〕寶暦十二年十二月三十日戊午、內侍所淸祓、權大副二位（兼雄）奉仕、奉行藏人左中辨俊臣、

〔小右記〕長和四年六月卅日戊寅、資平云、（○中略）引見前例、昌泰四年閏六月晦日有大祓朱雀門者、是外記日記、延木廿年閏六月無外記日記、昌泰記書出授資平、　閏六月一日己卯、資平云、（○中略）昌泰四年閏六月晦日大祓事申相府、命云、昨日大外記文義申不知前例之由、仍推以仰可行來月之狀了、昌泰例已相合、甚以有感者、

〔日本紀略（後一條十四）〕長元七年六月廿九日丁巳、大祓依凶會日延引、可用閏月之由被宣下了、

〔顯廣王記〕治承二年六月廿九日、無大祓、先例云云、　閏六月、閏月之年、以此月晦行大祓歟、

〔薩戒記〕應永卅二年六月卅日戊辰、今日無大祓、又前々六月祓無之、來月（○閏六月）可有之也、

〔忠富王記〕明應十年六月廿一日、傳奏以使者、閏六月有之年、以後六月荒和祓、寬正度武家御祓御沙汰、傳奏（光綱公）陰陽師有季卿、武家奉行飯尾大和守也、　閏六月卅日、神祇官輪越之祓著、

閏御贖節折

二季ノ御贖ハ、大祓ノ日、天皇及ビ中宮東宮ノ御爲ニ、特ニ行フ御祓ナリ、今貞觀儀式延喜式ニ依リテ考フルニ、是日中臣先ヅ御麻ヲ上リ、事畢リテ後ニ、之ヲト部ニ賜フ、ト部執リテ祓所ニ至リテ解除ヲ行フ、次ニ東西ノ文部橫刀ヲ上リ、次ニ宮主進ミテ荒世（アラヨ）ノ御服ヲ上リ、中臣ノ女、竹枝ヲ執リテ、御體ヲ量リ奉ルコト凡テ五度、次ニ中臣和世（ニゴヨ）ノ御服ヲ上ル、其儀荒世ノ御服ノ如シ、

節折トハ、荒世和世ノ竹枝ヲ用キルニ由リテ稱スル所ニシテ、世（ヨハ假字ナリ）ハ竹節ヲ云フ、此稱江家次第ニ引ク所ノ淸涼抄（村上天皇勅撰）ニ始メテ見エタリ、此書ニ依レバ、御麻ヲ以テ御體ヲ撫デ給ヒ、豆々志呂比ノ御服、（卽チ荒世和世ノ御服ナルベシ）及ビ橫刀壺等ニ御息ヲ吐キ給フナリ、蓋シ荒ト

ハ惡祓ニ用キルノ謂ニシテ、和トハ善祓ニ用キルヲ云フナルベシ、御贖訖リテ後、荒世ハト部ニ、和世ハ宮主ニ賜フ、

又毎月晦日御贖アリ、ツゴモリノ御祓ト云フ、但シ六月十二月ハ此例ニアラズ、又羅城御贖アリ、世毎ニ一タビ之ヲ行ハル、

又毎年六月十一月十二月ノ、一日ヨリ八日ニ至ルマデ、又御贖アリ、而シテ其六月十二月ハ、月次祭神今食祭篇ニ、十一月ハ、新嘗祭篇ニ收メタリ、就キテ看ルベシ、

二季御贖

〔儀式五〕二季晦日御贖儀（六月十二月）

神祇官預前受備其料物、鐵偶人卅六枚、（金銀裝各十六枚、無飾四枚、）木偶人廿四枚、御輿形四具、挾幣帛木廿四枚、金粧横刀二口、五色薄絁各一丈一尺、絲三兩、安藝木綿二斤、凡木綿一斤、麻二斤、庸布二段、御衣二領、袴二腰、被二條、鍬四口、米酒各二斗、鰒二斤、堅魚二斤、腊四斤、海藻二斤、鹽四升、水瓫坩坏各二口、匏二柄、柏廿把、小竹廿株、（徑各二分、長八尺、）宮主一人卜部五人、明衣料、布三端三丈六尺、其日卜部各著明衣、其一人執御麻、二人執荒世、二人執和世、二人執壺、宮主史生神部等、左右分頭前行、中臣官人次之、御麻次之、東西文部次之、（各執横刀、）荒世次之、和世次之、（並著木綿鬘、）宮内輔（若无輔丞替之、）陳列御麻等物、候延政門外、大舍人叫門、闈司問阿誰、大舍人答云、宮内省輔姓名御麻奏（登）御門候、闈司傳奏如常、輔入就版奏云、宮内省申久、御麻進（止）神祇官姓名御門候（止）申、退出喚中臣、稱唯率文部四國卜部入、（宮主在其中、）候宜陽殿南頭、縫殿寮先以荒世和世御服率女孺參入、卽内侍縫司（掌縫以供上之、）傳取、令藏人供奉、訖縫殿寮退出、（荒世賜卜部、和世賜宮主、）次中臣捧御麻進就版、勅曰、參來、稱唯就階下、中臣女（國氏女堪事者奏定、）於殿上轉取供奉、訖授中臣、還本處、卽授卜部一人、令向祓所、輔更入奏曰、宮内省申久、御贖物進（止）神祇官姓名、大和河内（乃）忌部、四國（乃）卜部等率（天）候（止）申、退出喚中臣、稱唯、東文部捧横刀入就版、勅曰、參來、稱唯就階下、轉授中臣女、取奉御畢退出、次西文部進退如前儀、次中臣率宮主卜部執荒世者、就階下、置於席上、（掃部寮敷席於階下、縫殿置荒世御

服於席上、宮主披荒世授中臣、中臣取授中臣女、即執量御體總五度、訖宮主取祝訖授後取卜部、宮主取坩授中臣、中臣轉授中臣女、執奉御訖退授中臣、轉授宮主、宮主取祝訖授後取卜部、荒世事畢退出、次中臣引和世、進退如荒世儀、其荒世者賜卜部、和世者賜宮主、訖皆退出、解除河上、

〔政事要略二十六〕多米宿禰本系帳云、天皇御躬爲國大歎、然之時、供御大飯已不聞食、仍召氏人等令作御飯、特被詔勅小長田命作備御飯、進御之日、平吉聞食、即垂詔儞、奉仕御飯甚有香美、平服聞食、故召小長田命者、特賜嘉名、朕御多米負賜、被詔定多米連也、爾時賜大歎政、亦任御田之職、口天皇御贖之政、掌以仕奉也、〈中略〉同氏系圖云、志賀高穴大宮御宇若帶天皇〈成務〉御世、小長田命以來入大瓶而獻天皇也、因改令宗賜多米連姓、爾時御命贖乃人乎四方國造等獻支、

〔延喜式一四時祭〕御贖

鐵人像二枚、金裝横刀二口、五色薄絁各一丈一尺、絲三兩、安藝木綿二斤、凡木綿一斤、麻二斤、庸布二段、御衣二領、袴二腰、被二條、〈自餘物見縫殿式〉鍬四口、米酒各二斗、鰒二斤、堅魚二斤、腊四升、海藻二斤、鹽四升、水盆、坩坏各二口、匏二柄、柏廿把、小竹廿株、〈徑各二分、長八尺、〉宮主一人卜部五人明衣料調布三端三丈六尺、

右晦日〈六月、十二月〉卜部各著明衣、其一人執御麻、二人執荒世、二人執和世、二人執壺、宮主史生神部等左右分頭前驅、次中臣官人、次御麻、次東西文部、〈各執横刀〉次荒世、次和世、〈並著木綿鬘〉進候延政門、大舍人叫門、宮內輔入奏、〈其詞見宮內式〉退出召中臣、稱唯、率文部四國卜部入、〈宮主在此中〉候於宜陽殿南頭、中臣率卜部執荒世者、就階下、置於席上、〈掃部寮預敷設席於階下、縫殿寮置荒世和世御服於席上、〉次中臣捧御麻進就版位、勅曰、參來、即稱唯進就階下、中臣女〈謂中臣氏女堪奉者豫定〉於殿上轉取供奉、畢授中臣、即執授卜部一人、令向祓所、又更宮內輔入奏、〈其詞見宮內式〉退出召中臣、即稱唯、東文部捧横刀入就版位、勅曰、參來、即稱唯就階下、轉授中臣女、取奉御、訖即出、次西文部進退亦如前儀、宮主披荒世授中臣、中臣取授中臣女、即執量御體總五度、訖次宮主捧坩、中臣轉執授中臣女、執奉御、訖退授中臣、轉授宮主、宮主取授後取卜部、荒世事畢退

出、亦中臣引和世進退如荒世儀、其荒服者賜卜部、和服者賜宮主、訖皆退出、臨河解除而去、

〔延喜式 宮內 三十一〕凡六月十二月晦日、神祇官供奉御麻御贖、其日申時陳列御麻等物、省輔若丞進候延政門、大舍人叫門如常、闈司傳宣、訖輔入奏、其詞曰、宮內省申久、御麻進〈牟止〉神祇官姓名御門候〈登〉申、中臣捧御麻進、中臣女於殿上轉取供奉、畢復本所、更輔入奏、其詞曰、宮內省申久、御贖進〈牟止〉神祇官姓名、倭河內〈乃〉忌寸部四國〈乃〉卜部等率〈氐〉候〈登〉申、中臣等入行事如常儀、畢退出、〈除月晦日奏進御麻儀亦同〉即輔已下史生已上參大祓所、錄送刀禰數札二枚、〈一送中務省、一送式部省、〉

〔延喜式 縫殿 十四〕六月晦日御贖服〈十二月亦同、中宮東宮准此、〉

皂帛幞頭二條、〈別三尺四寸、〉暴布袍二領、〈別三丈二尺、〉帛紐十二條、〈袍別六條、長三尺三寸、廣四寸七分、〉袴二腰、〈別八尺、中宮裙二腰、別一幅、〉帶二條、〈別長六尺五寸、廣九寸、〉暴布褌二條、〈別一幅一丈三尺八寸、〉綿廿屯、〈別十屯、〉暴布帷二條、〈別二丈四尺六寸、〉暴布襪二兩、〈別三尺、著帛緒、〉練絲二分、生絲一兩二分、鞴二枚、履二兩、〈當〉柳筥六合、〈大二合、小四合、〉紙六張、褁雜物葉薦二枚、木綿一兩、麻大一分、大机二脚、

〔延喜式 臨時祭 三〕凡六月十二月晦日御贖料小竹者、月廿五日以前申辨官、令山城國採進之、

〔延喜式 四時祭 一〕供奉大祓御贖人等祿

中臣官一人絹四匹、中臣女絹四匹、〈中宮准此、〉東西文部二人各絹二匹、東宮中臣并女各一人、並給坊物、

〔延喜式 掃部 三十八〕六月進御贖物、設簀一枚席一枚於南階下、十二月亦同、

〔本朝月令 六月〕晦日神祇官奉荒世和世御贖物事

貞觀式云、晦日御贖金人銀人云云、紫帛二尺云云、今案停紫帛、定紫弃汁染絹四尺、

中宮二季御贖

〔儀式 五〕二季晦日御贖儀〈六月十二月〉

中宮中臣祐以上〈東宮准此、若不足者、取他司中臣氏、〉捧御麻入候、職司令內侍啓、中臣女奉御麻御贖、其奉荒世和世亦准此、

〔延喜式 四時祭一〕中宮御贖（東宮准此）
鐵人像二枚、五色薄絁各一丈一尺、絲三兩、安藝木綿二斤、凡木綿一斤、麻二斤、庸布二段、御衣二領、裙二腰、（東宮袴）被二條、鍬四口、米酒各二斗、鰒二斤、堅魚海藻各二斤、腊四升、鹽四升、水盆坩各二口、坏二口、匏二柄、柏廿把、小竹廿株、宮主一人卜部五人、明衣料調布三端三丈六尺、（但東宮凡木綿麻米酒鰒腊鹽柏等八種半減、自餘物同中宮）

右晦日、○中略 中宮中臣祐已上一人、（東宮准此、若不足亮取他司）捧御麻入候職司、令內侍啓、中臣女奉御麻御贖、其奉荒世和世亦准此儀、

〔延喜式 中宮 十三〕凡六月晦日昏時、神祇官率卜部等候西廊殿南、職亮若進一人、立東廂下、對內侍密啓曰、御麻又御贖進（止）（登）神祇官姓名候（登）申、內侍啓之、奉令、令召、（事見神祇式）

〔儀式 五〕二季晦日御贖儀（○六月十二月中略）
東宮坊司入啓訖、出喚中臣、稱唯捧麻、進就庭中、令云、參來、稱唯升自南階奉、訖退出、令向祓所、亦中臣率宮主卜部、進置荒世和世於席上、中臣升階轉授中臣女奉之、餘如供御儀、其荒世和世者、縫殿寮預置階下席上、命婦率女孺取奉、訖却安席上、縫殿寮退出如初、荒世賜卜部、和世賜宮主、

〔延喜式 四時祭一〕中宮御贖（○東宮准此、中略）
右晦日、○中略 東宮坊司入啓、訖出喚中臣、稱唯捧麻、進就庭中、令曰、參來、稱唯昇自南階奉、訖退出、授卜部一人、令向祓庭、亦官人率宮主進置荒世和世於席上、官人昇階轉授中臣女奉之、餘如供御儀、其荒服和服者、縫殿寮預置階下席上、命婦率女孺取奉、訖却安席上、賜宮主卜部如前、

〔延喜式 春宮 四十三〕凡六月十二月晦日未剋、主殿署樹斑幔於南庭東、鋪席一枚於南階下、神祇官縫殿寮官人以下辨備雜物、入候西細殿南、于時東宮就座、縫殿官人持荒世服參入、喚繼二人、和世服從於其後、各置席上、（荒服東、和服西）退出、宣旨率女孺三人、出自殿南戶、宣旨進侍於東宮座西面、女孺降自南階、一人

取宮、二人取荒世服、昇殿授、宣旨受之、擧胴身體返授、女孺受之、降置席上、結裹如初、次供和世服、其儀如前、訖宣旨以下退歸、縫殿寮及喚繼參入撤之、進以上二人進立庭中、啓曰、御麻又御贖進（牟登）神祇官姓名候（登）申、令曰、喚、稱唯退出、揚聲喚、神祇官稱唯捧麻、進庭中、令曰、參來、神祇官稱唯、昇自南階、供之、訖退出、次供御贖物、（事見神祇官式）事畢給祿、神祇官五位一人絁四匹、（若六位二匹）中臣女二匹、（十二月准之）

〔祝詞講義十〕神祇令に、中臣宣祓詞、卜部爲解除と有る、○中略其解除の事は、貞觀儀式及四時祭式に、御贖と記し、江家次第宮主秘事口傳抄等に、節折と記せる此なり、（公事根源抄、本朝月令、年中行事秘抄等にも出たり、）此御贖はしも、天皇の大御解除にして、六月十二月晦日の御贖の外にも有る事にて、本朝月令に引る弘仁內藏式に、晦日御贖（中宮東宮同）云々、右每月晦日御贖、依件擬備進闈司と有り、此は每月の晦日の御贖なり、

節折名稱

〔名目抄恒例雜公事〕節折（ヨヲリ）

〔藻鹽草二時節〕六月晦日よをり（歌にもすなはちよをりとよめり）

〔增補下學集上二時節〕節折（ヨヲリ）十二月晦日

〔公事根源六月〕節折　卅日

節折をばよをりといふ、竹にて御たけの寸法をとりて其程に折めてかへばなり、

節折儀

〔西宮記六月〕御贖物事　雖御物忌神祇官不籠當時參

當日晩景所司供奉、（藏人儀神祇官、召文氏、人主殿掃部縫殿等、）御裝束於御殿、時刻出御、中臣節折縫司宮主文人等候、（見藏人式、御儀於庭南□間供之、官人候廊下、）縫殿官人昇、豆々志余呂比御服、付女官、女官授中臣女、中臣女供之、（藏云、內侍等供云々、）天皇著給氣息返給、中臣進御麻、付中臣女供之、天皇自取摩御體返給、東西文人一々進劔、（付中臣女供、木工造、）天皇著給御氣返賜、中臣宮主著座、神祇官及荒夜卜部等進置竹夜於庭中席上、中臣官人卜部等解了、授中臣女、女取供之、天皇起、與女量御體、（五度、先量身長、次自兩肩至御足、次左右從手自胸中至指末、次量左右腰至御足、次自左右膝至足所、）竹九枝、中

臣女每度取示神官、次卜部捧壺授中臣官人、官人付中臣女供之、天皇放御口氣於壺（三度）中臣女傳神官、宮主密祝了、次和世參入、如荒世儀、事了退出、

應和二年十二月廿九日、神祇官依穢候陣外、依仰參入、有節折事、東宮御服、不奉贖物、

〔西宮記 臨時一〕諸宣旨

節折中臣女（氏畢、應和元、六、廿、内侍宣仰神祇官）

〔江家次第 七六月〕晦日節折（十二月准之）

縫殿寮奉荒世和世御服事　神祇官奉荒世和世御贖事

謂之節折御裝束

藏人式云、晦日諸司供奉荒世和世御裝束、其儀掃部寮立御屛風三帖東廂北第三間（謂之二間北間也）簾中西南北三方、其内鋪小筵二枚、其上供半疊（南面）同間孫廂南北兩方立御屛風、其北御屛風前鋪小筵、爲節折藏人座、御階北簀子鋪小筵二枚、爲縫殿女官座、東庭鋪菅圓座、爲齋王座（當御前間有幔門）北廊透垣前鋪美濃長筵葉薦、爲神祇官人幷東西文人座、主殿寮從孫廂北第三間柱至東簷、更北折二間懸度斑幔、前庭亦立斑幔一條（南北妻立之）時剋出御、諸司隨次供奉、事畢退出、（雨濕之時、東廂南第一間垂御簾、敷御座、中西北兩方立御屛風、鋪小筵二枚、其上置半疊、南面、西邊北供之、同間孫廂北方立御屛風、其北御屛風前鋪小筵、爲節折座、南廊小板敷鋪小筵二枚、爲縫殿女官座、同壁下地上鋪美濃長筵葉薦、爲神祇官人幷東西文部座、東方欄外施斑幔、南行東折、引度同廊北簷、但可有齋王座、）

又藏人式云、十二月晦日、諸司供奉荒世和世御裝束、一同六月、

清涼御記云、晦日御贖物事、（内裏式文缺、於南殿供、近代於御在所行之、十二月同之、）當日晩景所司供奉、（藏人催神祇官及文氏主殿掃部縫殿等）裝束於御殿、時剋出御、先是節折藏人縫殿司齋主宮主東西文人等祗候、（雨儀於廂南一間供之、官人候廊下、）縫殿寮官人昇豆豆志余呂比御服付女官、女官傳授中臣女、中臣女供之、（内裏式云、縫殿司女官令内侍供之者、而今中臣女供之、）天皇著給氣息、卽以返給、次神祇官中臣官人以御麻進、就階下付中臣女供之、天皇親取摩御體、卽返給、次東西文

人一々以御進就同階下、付中臣女令供之、（木工遣之）天皇又著給御氣返給、次中臣官人宮主等著座、次神祇官及荒世卜部進置竹世於庭中席上、中臣官人卜部等解除、畢授中臣女、女取供之、天皇起給、與女量御體五度、先量身長、次量自兩肩至御足、次左右御手自胷中至指末、次量左右腰至御足、次自左右膝至足、凡竹九枝、中臣女每度承取示神祇官、次卜部捧壺授中臣官人、官人付中臣女供之、天皇放口氣於壺內三度、訖中臣女傳神祇官、神祇官授宮主、宮主祓畢、次和世參入、如荒世儀、事畢相率退出、（件子細在內裏儀式）

相當御讀經之間時事

天曆元年六月卅日記云、諸司供奉荒世和世裝束、御前北階間（依御讀經供奉件間）先垂庇御簾、掃部寮立廻五尺御屏風三帖、敷小筵二枚、其上敷半疊一枚（南面）為御座、主殿寮同間孫廂一間廻斑幕、其裏立屏風一帖、（北通東西妻）節折藏人座也、

又階北簀子上敷疊一枚、為縫殿女罍座、又當砌下曳斑幕一帖、（一行）其裏地上敷疊一枚、為齋主座、北廊透垣前敷疊五枚、為神祇官人等座、奉仕節折之事、所司撤御裝束、康保二年六月廿九日御記云、此日御讀經如昨、今夜於東庭第三間供節折事、依御讀經之所不堪裝束南第一間、仍於此間行之、

被定中臣女替事

應和元年六月廿九日御記云、藏人守仁奏、神祇官申、以大中臣淸子令供奉御節折、藏人申同淸子死闕文、仰以內侍宜令下、先例內侍仰神祇官、而今日不候、仍藏人以其宜傳仰、

有穢氣之時事

應和二年六月廿九日御記云、此夜神祇官供御贖如例、但依有主殿雜人觸穢入交宮中之疑、仰神祇官人不令參入、只神祇琴師大中臣高枝、及宮主等參入、中宮東宮節折等、以同高枝令供奉、

相當御物忌之時事

同御記云、神祇官人中臣女并縫殿官人等、雖當御物忌、以外宿人令供奉、昨日不令召候、藏人等懈怠也、遣使七箇寺誦經、物忌之間外宿人參入也、

天祿元年六月卅日、相當御物忌、而行事藏人遠度(五位)失不召仰諸司、召問宮主兼延申云、不可改他日、令候御態之外、以女藏人等令傳奉云云、仍夜半行此事云云、又小一條太政大臣〇藤原忠平御時、故右大辨相職朝臣以夜半行之云云、

西記云、雖御物忌神官不籠、當時參入者、

或云、御物忌之時、召籠諸司令供之云云、而近來不然歟、御出之間皆消御灯樓火畢、先催具節折宮主文人縫殿女官等之後、可奏事由之、大祓之間可參也、延久二年六月晦日、御出以前皆消火畢、而依被仰晴之由、一灯樓許居御灯臺、御出之間又消畢、但灯臺居長押下、事畢後如本供奉御灯等、大舍人助時房時行事也、

雨濕儀御裝束如此、子細可見式文、

若相當御物忌、兼可催籠事

一掃部寮　御屏風　御座布設

一主殿寮　幔

一神祇官　御贖物　官人等

一縫殿寮女官并官人

一文人

一節折命婦

一宮主齋主不參用代官

但雖非御物忌時、兼各可令催仰也、先供御贖之後、相催具諸司等、可奏御裝束畢之由也、抑延久三

年十二月、四年六月、以勅定改直御座敷、東西今夜殿上幷大盤所料、令進人形菅抜等、入御宮献之、六月晦夜事歟、
兼仰御修法壇所等、暫可停御加持之事、畢後又可催也、

〔侍中群要十〕節折藏人事女

依神祇官解、以内侍宣、仰下神祇官、

〔年中行事秘抄六月〕晦日節折事、〇中略重服人無節折、

保安二年六月卅日、中宮撰献撫物返給無節折、

〔建武年中行事〕つごもりの夜、御あがものまゐる、荒世和世の御ぞやうぞく、二間に御屛風たてゝ御座をしく、御けいの御座のごとし、孫廂昆明池の障子の南の一間屛風をたつ、ともし火をたか燈臺にともす、出御のほどにはけつ、南の方はのこす、庭にとのもんれう幔をひきて、宮主御祓して、鏡かたな樽などふせいの具足あり、節折の命婦竹を持て參りて、御たけよりはじめて、所々の寸法をとりていでゝ、宮主にきりあてがはせて、御はらへをつとむるなり、ことはてゝ祿を給ふ、

〔宮主秘事口傳〕卅日節折謂之節折者、以篠量五體之四肢、

先主殿寮打幔、東西南次左右有幔門、掃部寮裝御調度、御簾五寸許、以紙捻結上之、其內立御屛風、東西北其內敷小席二枚、東西行其上供御半帖、東西立御屛風也、當于御所之間、南北行左右立之、其內北方敷薦爲命婦座、簀子敷同薦、爲女官等座、幔內敷半帖、爲詔戶座、其西方敷薦一枚、爲中臣等座、次命婦參入、事具之後出御、次宮主參上御殿階下也、自西方幔門、引裾正笏參入、西方懸尻居沓、中臣官人參勤之時者、宮主東方可著也、次文人部居住西京云云進篠等、先一筋獻之、次宮主取傳女官、次女官取傳命婦、次命婦進主上、主上量御身長返給命婦、次命婦授女官、次女官傳宮主、次宮主折懸之也、官人參入之時者、中臣可折懸也、但宮主折懸例繁多也、次又獻二筋、自兩肩至御足合量之、次又二筋獻之、如先度量左右御手、自胸中至指末返給之、宮主折懸之、中臣令參入者、中臣可折懸也、但宮主折懸例繁多也、次又二筋獻之、

量自左右腰至御足、次量左右御膝至御足、宮主折懸之、如先度也、（已上五度量御體）次獻鏡劒鈴等傳進、（奏紙一度進之）次返給之後、著庭座讀祝詞、次讀畢又著階下進、條如先也、是曉料也、次進鏡劒鈴等如先、次宮主返給、次讀詔戸退出、

〔小右記〕天元五年六月廿九日己丑、參內宿侍、今夜依例奉仕荒世和世御裝束、其儀如恒、

長和四年六月卅日戊寅、資平云、□□可有節折事乎、將來月（閏六月）晦歟、左相府命云、來月晦日可行歟者、答云、件事夏冬終月事也、初六月不可行、左相府命尤可然、引見前例、昌泰四年閏六月晦日有大祓朱雀門者、是外記日記、延木廿年閏六月無外記日記、昌泰記書出授資平、

〔百錬抄十五四條〕仁治三年六月廿九日庚辰、節折如例、雖天下穢中、任例不憚之、

〔吉續記〕文永四年六月廿九日、節折也、藏人進士奉行、東庭立幔、（依北）節折命婦座立屛風、（妻戸敷也）此外無他事、

〔吉田家日次記〕永德三年六月卅日壬寅、戌下剋予（束帶帶劍）不參內、節折近代略儀無極、

先出御

次御贖物供之云々

次竹玉（荒世和世）九筋、節折命婦進之、

次竹玉九筋給宮主、□□□ノモトヨリ折之、（無實儀如形）

次又進之、又給之、如先度之後進之、

次又九筋給之、于時予申詔戸、其後退出、近代一向省略、宮主曆應以來、當家非當職、兼遠宿禰相紹之間、略之儀蒙々然也、然而命婦就示之、如形隨公事畢、近年兼遠宿禰子息等宮主之時、大略行斷爲宮主代參勤云云、不可然事也、

〔建內記〕嘉吉元年六月廿九日、節折如例、內匠寮役名法師名男沙汰進之、如例、雖穢中無相違被行之、

宮主不レ混二神祇官一令二別家一哉、

中宮節折

〔左經記〕長元元年六月卅日癸巳、宮夜折事如レ常、雖二御服間一、唯供二御贖一之例所レ被レ行也、　十二月卅日庚寅、入レ夜所司參入、任二先例一供二奉節折御裝束一、及二深更一宮主等參入、申二行節折事一、

〔長秋記〕大治五年六月廿九日己亥、自二別當許一送二消息一、〇中略於二諸宮節折一者、准二御贖物例一被レ行云々、

〔山槐記〕治承二年六月廿九日壬辰、無二節折一、〇中略閏月可レ行也、　閏六月廿九日辛酉、中宮雖二御懷妊一節折如レ例云々、

〔吉記〕治承五年六月廿九日甲戌、中宮節折事、相二尋權大進光綱一之處、示送云、依二長元元年例一可レ被レ行之由雖レ有二議定一、保安二年中宮(待賢門院)雖レ獻二撫物一、返給無二節折并六月祓事一云云、是依二御重服一也、仍今夜任二吉例一被二停止一之了、

壽永二年六月廿九日壬戌、今夜皇后宮節折、權大進定經奉二行之一、御單重給二命婦一云々、女房別行二解除一、是天仁仁安等例也、委細定經記錄也、

〔玉海〕建久二年六月廿九日丙午、宮御方節折事如レ例、少進衆時奉行云々、

〔吉續記〕文永五年六月廿九日、節折、藏人皇后宮權大進分二配與奪六位一如レ常、

東宮節折

〔東宮年中行事 六月〕つもごりのひあらよにごよの事

ぎやうじのくら人、みまようぞくをふたまによそふ、たいりやくさしづにみえたり、このひのゆふべに、まづかみづかさくわむにんまゐりて、御あが物をぐす、すぎぬる一日より四日までのぎのごとし、つぎにぎやうじのくら人、御まようぞくをはるよしを申、つぎに御座にいでさせ給、このあひだ御となぶらをけす、たゞしはしの方のところのひ、たよりにまたがひて、一かたけすべからず、つぎにぬひどのれう御ふくをたてまつる、よをりのみやうぶこれをとりて、御まむたいのはぜはからひて、ぜんじにつけてたてまつりあぐ、ことをはりてろくをたまふ、

節折雜載

〔年中行事歌合〕三十五番　左持　節折十二月晦日　秀長朝臣

霜さやぐ竹のは風はあらたへのよをりの袖は猶や寒らん

左節折と申は、神祇官に十二月晦日御贖物奉なり、節折命婦と云物あり、あら妙にぎたへ、とて、二たび奉るにや、是は神代より始たる神服の心にて侍なり、

〔新續古今和歌集〕賀三　千五百番歌合に　土御門內大臣〇源通親

みな月のけふくれ竹のよをりにぞ君が千とせの數はそへける

每月御贖

〔公事根源〕正月　神祇官獻御贖物　卅日

是は每月のつごもりにたてまつる、御麻をもおなじく供ず、あが物は身のわざはひをあがふ物といふ心なり、人形を作て、身の代とする事おなじ心なるにや、古事記に仲哀天皇の豐浦の宮におはします時、はじめて御あが物を供ずとみえたり、又舊事本紀には、天富命麻をうゑ御ぬさをつくりて奉るよし志るせり、又每月の御あが物は、後朱雀院の御時よりはじまるよし匡房卿記にみえたり、〇又見師光年中行事

〔延喜式〕二四時祭　每月晦日御麻六月十二月不在此例

鐵人像四枚、安藝木綿一斤、麻一斤、庸布一丈四尺、鍬二口、酒米各二升、稻二束、鰒堅魚海藻各一斤、腊二升、鹽一升、

右其日中臣率卜部進候延政門、並著公服木綿鬘大舍人叫門、宮內省入奏、退出召中臣、稱唯捧御麻入就版位、勅曰參來、稱唯昇就簀子敷、傳授內侍降候階下、內侍進奉訖授中臣、卽執退出、其中宮東宮奉儀、同六月晦、

〔延喜式〕十三大舍人　凡每晦日神祇官供御麻、舍人叫門、其詞曰、御麻事申給止宮內省輔姓名門候止申、

〔延喜式〕二四時祭　每月晦日御贖中宮東宮准此、六月十二月不在此例、

金人像銀人像各卌二枚、(東宮各八枚、)紫帛四尺、五色帛各五尺、絲一絇、調布一端、木綿麻黃蘗各一斤、米一斗、酒六升五合、鮭二隻、雜盛一籠、鹽二升、坏二口、瓮八口、(東宮四口、)匏一柄、槲十把、食薦一枚、御輿形四具、插幣木各卅枚、

右御巫行事

〔西宮記 正月〕晦日御巫奉御贖物、(自今月始、晦奉、御巫參上付女藏人、進了返給、)

〔延喜式 三臨時祭〕凡御贖物者、毎月十五日以前移於所司、廿七日受備供之、

〔延喜式 三十一宮內〕凡神祇官年中所須、月別晦日御贖料、金人銀人各二百卌枚、鐵人廿八枚、缶蓋廿枚、各仰所司色別造備、隨請充之、(中宮東宮並在此內、具見木工式、)

〔延喜式 三十四木工〕御贖料

金銀人像一枚、(長一尺、廣一寸、)料、鐵四兩、金薄銀薄各三枚、長功工一人、夫一人、廿枚、中功十八枚、短功十六枚、

木人像、(長八寸、廣八分、其面飾以金銀、)長功七十枚、中功六十枚、短功五十枚、

御輿形(長九寸、廣四寸、高七寸、)長功廿具、中功十八具、短功十五具、

鐵偶人卅六枚、(押金銀薄各十六枚、無飾四枚、)木偶人廿四枚、御輿形四具、插幣帛木廿四枚、

右毎月晦日御贖料、中宮亦同、東宮押金銀薄鐵偶人各八枚、

〔延喜式 十五內藏〕凡毎月晦日御贖御輿形覆料、紫弃汁染絹四尺、行神祇官、(中宮東宮並同、)

晦日御贖(中宮東宮并同、)金人銀人十六枚、輿形四具、插幣木十六枚、(以上木工寮、)紫弃汁染絹四尺、(輿形料、寮物、)瓮四口、(官物)

右毎月晦日御贖、依件擬備進闈司、

〔延喜式 二十三民部〕凡御贖幷中宮御贖及祭忌火庭火御竈神料雜物、神祇官所受、待彼官移文充之、(春宮坊井齋院司所祭亦同、)但陰陽寮所祭者、待中務省移充之、

〔日中行事〕代厄の御まつり、管領の陰陽師つとむるなり、つごもりの御はらへ、犬がいおなじ、藏人つかひをつとむ、

中宮每月御贖

〔延喜式四時祭〕每月晦日御麻略○中

中宮晦日御麻東宮准此

鐵人像四枚、安藝木綿一斤、東宮十兩麻一斤、庸布一丈四尺、鍬二口、酒米各二升、稻二束、鰒堅魚海藻各一斤、腊二斤、鹽一升、

右略○中中宮東宮奉儀同六月晦、

東宮每月御贖

〔延喜式中宮十三〕凡每月神祇官進御麻御贖、亮若進一人相副、令內侍啓、

〔延喜式春宮四十三〕凡晦日昏時、神祇官祐以上一人、必用中臣氏、坊有此氏聽便用之、令持御麻候西細殿南、東宮把笏著座、訖進止夏平神祇官大中臣某麻呂候止申、令云召、進稱唯退出、立上聲召之、大中臣稱唯、捧麻趁立、令云參來、稱唯昇自南階、供之、東宮取撫四度、訖退出如御、於北殿者、進迎引參入至中殿前進、更參入供、舊例宣旨命婦受取供之訖退出、授大中臣、受退出、訖御巫備御贖、候宣旨所、宣旨命婦率御巫參入、供訖退出、

羅城御贖

〔延喜式臨時祭三〕羅城御贖、每世一行、中宮准此、

奴婢八人、馬八匹、鞍八具、絲帛卌匹、倭文八尺、常布八十常、木綿麻各八十斤、服八具、被八領、帷八條、襆頭八條、巾子八口、帶八條、履襪各八兩、鹿皮八張、鍬八十口、白米八石、酒八缶、別受三斗、稻八百束、鰒堅魚各八籠、別受六斤、雜腊八籠、別受四斤六兩、海藻滑海藻各八籠、別受六斤、海松八籠、鹽八石、匏八柄、盞八十口、坩八口、槲八俵、薦八枚、食薦八枚、短帖一枚、簀一枚、

〔貞信公記〕承平二年十一月二日、羅城祭、可行、去月廿三日、而所司稱用途不足不行、仍今日行、

〔名稱〕六月祓

六月祓、又名越祓（ナゴシノハラヘ）トモ、夏祓トモ稱ス、上古ハ、六月十二月晦日、朝廷ニ於テ大祓ヲ行ハレ、又民

間ニ於テモ、一般ニ祓除ヲ行ヒシガ、後世十二月ノ祓除ハ遂ニ廢絶シテ、六月祓ノミ行ハルルコトヽナレリ、而シテ其祓ノ法ハ、菅或ハ茅ヲ以テ輪形ヲ作リテ之ヲ潜リ超ユルナリ、其輪ヲ茅ノ輪トモ菅貫トモ云フ、又水邊ニ出デヽ、麻木綿ナドヲ著ケタル五十籤ヲ立テヽ祓ヲ行フコトアリ、而シテ中世マデハ必シモ晦日ニハ限ラズ、六月中ハ何日ニテモ行ヒシモノヽ如シ、

名稱

〔八雲御抄三上時節〕六月祓　邪神をはらひなごむる祓ゆゑになごしと云也、河邊にいぐしたてあさのはなどにてする也、夕又夜する事なり、

〔八雲御抄三下人事〕なつばらへ　なごしのはらへ六月

〔下學集上時節〕名越之祓(ナゴシノハラヘ)六月祓也、夏秋交代之時候、而夏火秋金、火與金相剋、故越二夏之名一、禳二相剋之災一、故云二名越之祓一也、

〔書言字考節用集三時候〕名越祓(ナゴシノハラヘ)　和儺　荒和(或作二夏越一)

〔公事根源六月〕大祓　卅日

けふは家々に輪をこゆる事有

みな月のなごしのはらへする人はちとせのいのちのぶといふなり、此歌をとなふるとぞ申つたへ侍る、然るに法性寺關白記には、

思ふ事みなつきねとてあさの葉をきりにきりてもはらへつる哉、此うたを詠ずべしとみえたり、○又見二年中行事歌合一

作法

〔後水尾院當時年中行事六月〕晦日、みくらみな月の輪を調進す、内侍所の刀自とり傳へて、臺盤所の臺盤の上におく、御引直衣めされて、朝餉の御座につかしめ給ふ、上﨟一人例のひとへぎぬをいだきて御前にすゝむ、著座の後かけ帯計をかく、中﨟ひとへぎぬを著て、臺盤のもとにより、輪をとり、麻の葉さしたる竹をぬきて、麻の葉ばかりを輪にとりそへて、御前にもてまゐる、上﨟と

りて御座のうへにおく、麻のはを右の手にとらせまします、上らふ輪のはしをもたぐ、先左の御あしを踏入たまふ、次に御右、みな月のなごしのはらへする人は千とせの命のぶといふ也、と云歌を御口のうちに唱たまふ、これらも俗にならふ事にや、されど後成恩寺關白の公事根元抄にも、此事かゝれたれば、いかさまむかしより、世俗に有ける事とみえたり、上らふもたげたる輪をおろしたてまつる、輪二つを越て御うしろざまに出おはします、此定に三反いらせましまして、御手にもたせ給たるあさの葉をおかる、上らふ輪にとりそへて撤す、中らふもとのごとく臺盤のうへにおく、次に入御、そののち臺盤のうへなる輪を女孺とりて御所にもて參る、女御などゐれば、御三間にて典侍いれまゐらす、其外の女中は御まもいる、入人もいるゝ人もひとへぎぬを著す、服者月のさはりの人などはいらず、次第に入はてゝ後、輪を東のすのこにさし出して簾皆たる、六位藏人便宜の所より參りて輪のもとに候、內々のをとこ衆、次第にすゝみ出、藏人輪をもたげている、事をはりて藏人まりぞく、輪をば又とり入て下々へくだす、采女女官女孺御物し、局局の官にいたるまでみな入をはりぬ、御三間のたれたる簾あけ渡せば、御引なほしめさしまして御座につかしめたまふ、女中著座、上臈一列、御座の左方(西上南面)中臈一列に御簾にむかふ(南上西面)例のごとし、陪膳手長座を起て、先御盃、次に初獻(白瓜、茄子)を供す、御さかづきまゐりて女中にとはる、次に二獻(唐瓜)を供して已後、男をめさる、公卿はすのこの疊につく、殿上人は公卿の座のうしろに候す、次に藏人瓜をもて出て、各一樹をたぶ、公卿は座ながら、殿上人は公卿の座の末にて、一人づゝ召出してたぶ、銚子出て御はし下る、おの〳〵これに應ず、此間藏人かはらけの物を公卿の座のまへにおく、御盃まゐりて、女中にとはる、下臈の酌常のごとし、最末の御しも給ひて後、いよ銚子と盃とを持て出、藏人なげしのもとまですゝみよりて、これをとりて男にとほす、是又公卿は座ながら、殿上人は召出也、事はてゝ、公卿座をくだりて平伏、次に入御、女中起座、次に男退下、

〔正德年中行事六月〕晦日　茅の輪　御藏小舍人山科民部大丞紀正矩正六位上是を調進する也、茅がやにて作りたる大なる輪なり、天子これをくゞり通らせ給ふ也、御茅紙、圖書寮より

〔友俊記〕六月晦日　暮がたになごし也、○中略くれつかたに茅の輪、ふとさ手に握るほどにして、ながく輪にして、かみにてまき、ふたつに折て、大方三尺ばかりの輪になる、御藏小舍人山科の宗より、毎年てふしんす、主上をはじめ女中、大麻さゝなゝあさのは、をもちて、三度くゞりたまふ歌、

みなつきの名ごしのはらへする人はちとせのいのちのぶとこそきけ、右のうた三べんとなへてくゞる事なり、○中略輪をくゞるやう、右の手に、麻の葉をながさ一尺ばかりに二三本、紙につつみもちて、左のあしよりいり、右の足よりいづる、以上三度也とぞ、

〔桃華蘂葉〕一可覺悟條々圖所見書之月障女房、六月祓、解解繩撫大麻無憚、出昔貫者不存之、以衣裳代之、見元暦二玉葉、天下觸穢時六月祓不憚之、被解繩於禁中如神祇官御贖物、自陣外供之有先例、

〔世俗淺深秘抄上〕六月晦日祓、不憚輕服、除服以前猶有其例也、

〔日本紀略三十村上〕天曆元年六月廿七日庚辰、太上皇朱雀○禊松崎川原、便御陽成院五條院、行六月禊、曉頭還院、

〔小右記〕寬弘二年六月廿八日甲辰、昨日左衞門府六月祓間、番長二人、爲權佐允高朝臣致無禮、仍彈決非違、

〔長秋記〕天永四年○永久元年六月十二日、上皇○白河御幸大炊殿、三條殿有佛事御所、仍渡御也、○中略次御禊、陰陽基臣從六位、陰陽師泰長、使秦近引立神馬、字河原毛名驗馬、事了乃還御、

〔玉海〕元曆二年六月卅日辛巳、六月祓如例、但陪膳家司等、依故障不參、仍以盛房爲陪膳、卒爾之間、布衣不可例設、經泰可衣冠、而同布衣不可然、先余○藤原兼實方、余女房姬君居一所、同時祓之、余依病不洗

手、女房又有月障、然而解解繩撫大麻無障、於出貢者、有月障之人不及之、以衣裳代之、次大將方、中將方各召居所各別、陰陽師主税介晴光也、

〔業資王記〕正治元年六月卅日庚寅、宮御方御祓也、陪膳前左馬權頭保季朝臣、四位殿上人、役送判官代有信、六位

〔玉海〕正治二年六月三十日甲寅、今日女院御方六月祓如恒例、院中之儀、陪膳長經朝臣、役送親房、陰陽師晴光朝臣也、晦御祓使宗行、昨今院司著薄色指貫衣冠參入、雖御祈始以前、恒例之事不可默止之故、被行件御祓等、殷富門院六月廿八日院號之例如此云々、資實所申也、

〔明月記〕建永元年六月廿九日晦、巳時參院、晉今日御川崎家、女房料俄催出車、實宣、有通朝臣例舍利講了出御、退出休息、昏私祓了、秉燭之程歸參、小時還御之後有御祓、親定朝臣陪膳、經時役送、其後少年等出貫雜戲之後、出御馬場殿、過夜半入御名謁、

〔百練抄十六後深草〕寶治元年六月卅日、院六月祓也、奉仕御裝束、陪膳頭中將雅家朝臣、役送經俊、御隨身五人、立明役之、陰陽師雅樂頭在清朝臣奉仕御祓、

〔花園院御記〕元亨元年六月卅日壬申、今夜六月祓、資明奉行、亥刻著衣冠出寢殿、次第如例、從三位藤子令著貫、舊例四位院司歟、然而近代如此、　三年六月晦日庚寅、今夜六月祓如例、於寢殿有此事、女房褰簾、隆蔭朝臣爲陪膳、長光益送、持參貫也、次陪膳垂庇御簾、先々多役送爲此役、而建長三年隆行爲陪膳之時、依仰如此云々、隆蔭所講也、從三位藤子奉仕貫如例、

〔建內記〕嘉吉元年六月廿九日、今夜六月祓事如例、穢中不審之間、相尋在方卿之處、無子細云云、仍貫等如例調遣之處、相副祓返渡之、越輪令祓之儀如常、表祝著耳、

〔薩戒記〕應永卅三年六月卅日壬辰、依當番參院、秉燭之後、有六月祓事、但上皇〇後小松依御不例氣不出御、垂寢殿南面御簾、階間左右供掌燈、立八脚於前庭、陰陽頭在貞朝臣著座、奉仕御祓、藏人左少辨資親降自南階、相跪庭中取御祓、歸昇進階前、簾中女房取之獻之云々、此間陰陽師退下、次廳官於中門

廊南切妻獻御輪、賛親取之自同間進入、事了被返出、賛親取之、於本所返賜麁官、此後內々於御前男女入輪、抑出御之時有御贖物、四位別當勤陪膳、於今日者臨期儀也、吉田大納言（家俊著衣可爲內內儀之由依仰不著衣冠）奉行之、亞相云、今日儀先例不詳、去々去年被用此儀、作時奉行日野新中納言（盛光）也、不出御之時儀、我不勤得者、

〔御湯殿の上の日記〕文明九年六月廿九日、御湯する、今日宵の御輪、西向にてあり、御所々々は御湯殿の上にて御越あり、

〔二水記〕永正十四年六月卅日、於議定所、主上女中男等入輪、如恒、三獻參、

大永八年六月卅日、入夜參內、輪御祓如常、男衆下官範久朝臣季遠橘以緒等許也、不候御前、於御湯殿前緣賜天酒了、此事如何、先帝御宇予每年令參候了、悉以候御前御通也、御簾一間被上之了、如此事相違舊儀、不可然歟、尤不審也、

〔忠富王記〕明應五年六月、輪事、乙穢之間本官輪斟酌、仍陰陽家輪不苦云々、仍有宣卿ニ申合、輪代十匹遣之、召寄越者也、

〔禁裏番衆所日記〕寛永八年六月廿九日丁亥、入夜出御于臺盤所、有名越祓、

〔大江俊矩記〕享和元年六月廿九日甲戌、茅輪御塞之節、議奏被示如例、朝餉御座前小燈臺一基、臺盤所臺盤南北へ燈臺二基等、以上三基設之、卽舉燭、議奏鷲尾前亞相（前番歟）有點檢、○中略從此時渡廊ニ金燭一基出、（非藏人沙汰）

一亥刻前有御催、亥半刻計有召、參入人々、帥大納言、（葉室賴熙）新中納言、（山科忠言）二位中將、（久我通明）通知朝臣、大江俊幹、予等也、先俊幹參進南廂、直經茅輪、帥亞相以下次第參進入輪、通知朝臣退入之後、俊幹退來、予參進輪許、（西方、卽參議座前也、）俊幹更進取麻入輪、予上下輪三度如例、了俊幹退入、予亦退入、俊幹更進輪許、（初所）予參進、（數居掛膝行、退時亦進之、是極蒿中合進退同樣也、但有所役進退二者、件數居不懸膝、）先右手取麻、左手密々取裾端而取副麻（以左右手）

閏月例

如取麻、此間俊幹上輪、予膝行入輪中、俊幹下輪、予膝退出輪外、如此三度、了置麻於本所退入、俊幹返置輪於初所退入、件輪在参議座上也

〔空穗物語祭の使〕六月の比はひにもなりぬ、○中略兵部卿のみこも、おほんはらへしにおなじきかはら川○桂にいで給へるをよろこびて、おほんむかへして、おなじ御まへにつきたまひぬ、かゝるほどに、春宮より藏人を御つかひにて、かくきこえ給へり、

うちはへてわれにつれなき君なればけふのみそぎもかひなかるらん

あて宮

あふ事のなごしのはらへ去つる哉おはぬさならぬ人をみしとて、けふのみそぎは、神もみゝとゞめなんと聞えて、御使にをんなのよそひ、ひとくだり給、○中略きの國より、常よりもなごしの月のわびしきはいむてふことのなきにぞ有ける、と聞え給へるを、君たち見給ふを、侍從の君とりてみて、はしにかくかきつけて、あて宮に奉り給、

人はいさなごしの月ぞたのまれしせゞのみそぎにわするゝやとて、たてまつり給へと、だれだれ聞え給はす、

〔空穗物語樓の上上〕六月あつけれど、ろうのうへは、山たかき木どもの風いみじうすゞし、○中略晦日に御はらへし給ひに、二所ながら御せんいかめしうて、かはらにいで給へり、

〔山槐記〕治承二年六月廿九日壬辰、無節折、諸家又無六月祓、閏月可行也、在家或今夜祓云々、先例不同云々、閏有六月年々例、

大同元年閏在六月　貞觀元年同　延喜元年同　同廿年同　長和四年同　長元七年同

永保三年同　久安四年同

大同元年以後、迄于久安四年、閏在六月之歲、大略如此歟、延喜元、長和四、長元七、永保三、久安四等之

年、昔以閏月被所行之云々、然則八ヶ度之中、已於五ヶ度者、以閏月被行之歟、　閏六月廿九日辛酉、今夜行六月祓、

〔薩戒記〕應永卅二年六月卅日戊辰、前々六月祓無之、來月可有之也、　閏六月廿九日丁酉、六月祓如常、○中略 院六月祓、奉行吉田大納言、家俊云々、

〔重房宿禰記〕寛文十二年閏六月卅日癸酉、六月祓、閏月之時者、用閏月云々、禁中名越祓、被用今夜云云、

六月祓停止

〔長秋記〕大治五年六月廿九日己亥、自別當許送消息、院、○鳥羽 六月祓可有否、件旨依不分明也、若天永度事記置哉、然者可註送者、於諸宮夜折者、准御贖物例被行云々、予答云、於夜折其由所見也、於御祓事、明日見日記等可令申者、　卅日庚子、見寛德、延久、天永等記、諒闇年六月祓事無所見、於凡人不修之由見、兩相府御日記、仍以此旨示別當許畢、六月祓出自與宴云々、○中略 後日別當被示云、院六月祓停止、前例依無所見也、

神社六月祓

〔皇太神宮年中行事〕六月晦日輪越神事、次第、各衣冠著、先一鳥居前河端岸上、以南爲上、西向列居、例所、瀧祭西洞端、日陰相待列參、南上西向著座、于時宮家司布衣 榊一本○榊一本作麻 木綿付、南方河端立置、於彼本取持之、御祓勤仕、散供米一升、木綿少、自長官下行、于時一同手兩端、其後件麻家司捧持、自一座奉振懸之後、於南方輪越、件輪出納一薦作進、自長官紙少、家司輪人形奉持北向候、于時一座寄不進寄、人形取持、家司向三度越、六月乃名越乃祓スル人波千年乃命延豆古曾聞氣、度別申、其後人形唾懸、家司返渡畢、本座歸著、各同前越畢、出納内人兄部件輪給、於瀧祭松下、子良母良物忌父等越後各退出、若遲參之禰宜直垂在之時、以出納送進於彼宿館、迄家子越之例也、但以家司沙汰爲禮、殊於上首者可爲家司歟、其後於宮廳宿館之庭、家子○子一本作司 一侍越之、出納勤之、其後於傍中間以下越之、其後出納長官里宿持參、女中公達以下并家來僕從等越、但於女中公達者、家司越之、當月有閏之時者、件神事後晦日也、又洪

水之時、於二一鳥居前一越之例也、今日神拜任レ心、

〔神祇提要 八〕外宮年中御神事

六月晦日輪越

〔氏經卿神事記〕永享八年六月卅日、輪越神事、禰宜、子良、物忌、副嫗等越畢後、以二出納內人一被レ送レ館、服氣之館著、直垂越、後家子權任經貞、經澄、氏生、氏綱、侍淸晨等越、

文安六年六月廿九日、輪越神事、無レ橋之間、於二一鳥居前一可レ被レ越之處、俄祓所邊懸レ橋、於二例所一越之、五、予、八、九、十、

文明十七年六月卅日、輪越神事、予、二、三、五、六、七、八、九、十、日照て雖二河淺一足立惡き間、例所ニ行事不レ叶、仍於二一鳥居之西一越、次第如レ常、四守則月水女合、仍於レ館被レ越、次於二予館一家子被レ越、家司役、一獻二瓶瓜輪切、其後里ニ出シ、女中以下家司役、下樣ハ出納、

〔寺社元要記 賀茂 八〕神事次第　年中行事

六月晦日、六月祓、御戶開時剋夜陰也、神供自二一方一調二進之一、裝束衣冠、馬場之座饗膳以下有レ之、

〔日次紀事 六 六月〕晦日

上賀茂社　今夜上賀茂神事有二音樂一則修レ祓、地下人各脫二出茅輪一、又以二枯麻條一作二木偶人一、撤二之河水一、

下鴨社　今夜酉戌刻、下鴨社司出二河邊一而修レ祓、

祇園執事　獻二名越祓於禁裏一、

貴布禰社　今日酉刻、貴布禰社中於二輪市明神之前一、修二名越祓一、

〔祭祀或問〕下鴨六月晦日名越神事　與二伊勢內宮輪越神事一大同小異、此亦神拜任レ心歟、皆貫輪事、各於二私第一修レ之、先年ハ於二御手洗川邊一雖レ勤レ之、前後ノ爭有レ之而及二口論一故、近年相止而如レ此內內ニテ修レ之畢、神拜ハ各勤レ之、元祿年中予〇吉見幸和在京之日、所二親見一次第如レ左、

六月晦日申半刻、社家衣冠各出仕、本社及攝社ヱ獻ニ御膳一、西本社勝神四位五人禰宜方勤之五位一人計三位一人東本社勝神四人祝方勤之五位二人計四位各手操供之　上首神拜祝詞拍手　御膳撤畢　攝社神供神拜祝詞拍手鎰鎰奉仕人勤レ之撤之畢、

同日酉刻二三分過而、先ヅ挑灯二人上下著二人黃衣白杖四人、次社家中、各衣冠、禰宜祝人數如レ右、御手洗川南方列座、荒薦二行敷レ之、圓座其前設ニ四足赤机一脚宛、禰宜ハ北方、祝ハ南方、相向著座ス、篝火松明挑灯等有レ之、次衣冠社家一人率ニ淨衣著二三人、御手洗川之井上神社ヱ供ニ御膳神酒、畢而此亦著ニ圓座一、次各拍手二、次中臣祓各心中唱レ之、後聞梨木三位結之跋也畢各拍手二、此時白張著二人下ニ御手洗川、所ニ兼設四十九本串径三尺餘ニ丸ク割立長三尺五六寸計、女竹付ニ木綿四手一立ニ川中一ヲ悉ク拔テ流捨ツ、右畢而座揖各揖退出シ、直ニ又本社ニ進拍手拜計、攝社社社ヱモ各預ノ社家拍手拜アリ、自レ夫川合社ヱモ各參詣、神拜拍手畢テ、各退下歸宅、

〔住吉社諸神事次第〕六月晦日荒和御祓、早旦御供備進、總官權官布衣氏人同神官衣冠列ニ立南門一如レ常、御供奉ニ舁立一之後參ニ一御前一、兩官著ニ座幣殿一、未作之間庭上敷レ筵氏人庭敷ニ筵一、神官等參ニ御殿一御供備進、祝言禰宜申也、其後神寶等奉ニ取出一、二三四御供備進、畢五所御料、總官以下著座如レ例、御供畢退出、兩官連ニ入住江殿、

於ニ住江殿一兩官東帶氏人布衣著也、巳刻申ニ案內一神人二人參也、先氏人等著ニ座釣殿、中曹利南總官以下參也、著座下客殿前庭、東上同東在廳著座、神官等下客殿東參候、用ニ床子一權少祝酒面面前杯入也、後祝言禰宜申也、次酒一獻後賦ニ音取割一天次第返給也、次立座列ニ立下客殿東一手水進也、自ニ總官一至ニ氏人一冠木綿進也、氏人役次參ニ御前一、樂所發ニ亂聲一、兩官幣殿北脇連候、用ニ床子一神官等同南脇、氏人庭上、用ニ床子一神輿一基神馬奉寄、禰宜參ニ御前一申ニ再拜一、御手於ニ御奏雲樂自ニ北門一出西行自ニ猪鼻南一折經ニ曾利橋一出濱、鳥居西邊各乘馬天行列、一至ニ開口御宿院一頓宮北脇社內氏人候、設ニ床子一南脇神官等神馬神輿奉寄、禰宜參申再拜、其後御輿奉ニ

舁入、(權少祝等役也)神寶等取置也、次各著座北假屋横座總官氏人東西二行(東上)著座、酒肴南座役、(陪膳開口座官)
南假屋横座權官氏人東西二行、(東上)酒肴北座役、(陪膳同座役著淨衣)二獻之後、自南座酒一瓶子、肴進也、肴舁居
置也、兩方假屋賦、皆(諸陪膳役)面面取也、四取割二返給也、神官行御祓、摺粉於母湯進也、巫女馬長田樂渡
御前南行猿樂渡テ遊也、一之後退出酒一獻、奉幣總官御參御前、荒薦敷也、禰宜取次進、幣總官御拜
(四度)返給禰宜、宣命被讀上之事畢歸著假屋、猿樂又參也遊也、酒肴給也、神官等參北假屋酒肴一獻、笛
吹拍子取東著座酒肴行也、其後運ニムトツ舞也、(自神宮始也)次舞樂(左馬右蝶、萬歲樂、甘州、陵王、延喜樂、納曾利、)奉幣以後酒
三獻、(近年四獻)納曾利以後各參御前、總官以下北脇、神官南脇候也、東遊馬長(有緣)田樂口有也、次奉取出
神寶御馬奉寄、禰宜申再拜、還御本宮自平橋西下馬、於平橋北有御祓、總官以下同東候(北上西面、敷床子、)御
祓畢自西門入御、經第三四御殿交自南中門入御、奉寄神輿神馬、禰宜申再拜之後、神寶等奉納、次東
遊馬長田樂等遊也、次著座上客殿横座、總官北座、權官氏人下氏人等南座、氏人下氏人等下横座、神
官總官座後勘所司勾當以下南北二行著座、摺粉於母湯等進、次酒一獻饗居也、立箸、次一獻、(陪膳權少祝)
二獻畢撤也、各退出、

〔華實年浪草(六月)〕上難波御祓　攝州大坂東成郡高津宮在生玉北、○中略社司出木津川修禊、

座摩御祓　社説曰、攝州西成郡總社座摩大神宮、○中略例祭六月廿二日夏越大祓、(神輿御旅所渡御也○中略)祭
禮當日、本居市民思々ノ還物ヲ出ス、社司西横堀ノ川上ニ床ヲ構ヘ、氏子ノ形代ヲ流シ、禊ヲ修ス
ト云々、

天滿御祓　當社在攝州大坂西成郡天滿、○中略例祭六月廿五日、還物車樂等水陸共渡、畢神輿出于
戎島之御旅所、行還川舟、數萬挑灯群集、遊船亦無比類、要津第一之神事也、(世云天滿祭是也)

〔東都歳事記(二夏)〕六月晦日　夏越の祓(閏月あれば閏月に行ふ)　橋場神明宮(社前の川邊に於て執行あり、諸人群集す、亥の中刻に終る、)佃
嶋住吉明神社　芝神明宮(酉上刻)　神田明神社(戌上刻)　新川大神宮　鳥越明神社　五條天神宮(下谷)

飯田町世繼稲荷社同上　其外諸神社にあり、神前祝詞を奏し、神樂興行あり、神事終りて、參詣の輩茅の輪を越さしむ、河邊に隔りたる所には、盥に水をもりて身曾貴川に比するなり、

此日庶人紙を以て、衣類の形に切て撫ものとし、川へ投す、

〔江戸名所圖會 二〕住吉明神社　佃島にあり、〇中略毎歳六月晦日名越祓修行あり、

〔神祇提要 八〕鹿島大神宮年中祭禮之次第

六月晦　名越之祓祭

〔鹿島志 上〕名越祓　六月晦日の夕、茅もて龍蛇の形を輪につくり、大宮司茅の横刀を持、東に向ひたちて、かの茅の輪を、左足より踏込て、越ること三度、その時中臣の太祝詞事を宣なり、かねて庭には荒薦を敷、鹽をちらせり、昔は諸神官内海に出て祓しけりとなん、今は大宮司家にてこの式をなし、御手洗川に出てみそぎせり、

〔氣多神社年中行事 六月〕晦日

先當日辰ノ刻ニ、海濱御祓所ノ飾スル、當月ノ奉行裁許人夫役、濱ノ東陸ノ上ニハ神輿奉置所也、此ノ左右ニ茅輪二輪立ル、竹串四本ヲ以テ、輪ノ左右二本宛插立ル、此串ノ上ニ錦笠懸置、海濱ニ五色幣、青東黄中赤南白西黑北ニ立ル、五行ノ幣ノ北、南ノ海濱ニ、白和幣六十六本ヲ兩手ニ分、三十三本宛立置、

神官進神拜祈念、神輿海濱ヘ御幸、大門ヨリ行列ス、先先驅戈ヲ持、鼻赤綵覆著ク、次獅子、是供汗穢非常神事警固也、宮仕大鼓叩、平敷鼓叩、神子座音樂ス、神人幡矛弓矢持、中良大刀幣持、大床羽咋方鹿島方左右行列ナリ、神輿後ニ社僧、海濱ニ著到ス、三社ノ神輿ハ、東濱西向ニ駕輿丁奉舁テ安置、茅輪ノ本ヨリ羽咋方鹿島方ノ神官左右ニ列ス、大床中良ハ先乍立一揖著座、一揖二拜、護身神拍手一拜、名越祓ヨム、神人以下乍立列シテ居ル、次勾當海濱ニ進、五行幣ノ前ニテ乍立著座二拜拍

手、齋庭ノ清祓ス、身曾岐也、誦畢テ拍手座揖沓揖本座ニ退、于時大行事中良ノ次並羽咋方鹿島方ノ中分ニ進、東向ニ一拜シテ退、于時大床中良祓畢、麻袋ヨリ手草ヲ取出シ、左右ノ手ニ持テ一拜、呪文云ク、六月ノ名越ノ祓スル人ハ千年ノ命ノブト云ナリ、又云、思フ事ミナツキヌトテ麻ノ葉ヲ切ニキリテモ祓ツルカナ、トヨミテ、麻ヲ右ノ手ニ持テ身體ノ左右三反祓シテ、麻ヲ座前ニ棄テ一拜、謹身神拍手座揖沓揖退、羽咋方ノ神官、南ノ茅輪ニ向テ、錦笠ヲ取持呪文、錦笠ヲ冠リ輪ヲ潛ル、神官次第ニ同ジ、鹿島方ノ神官、北ノ茅輪ニ向テ呪文シテ、錦笠ヲ冠リ潛ル、次第同ジ、神輿西向ノ座ヲ南ニ向、又東ニ向、又北ニ向ヲ神列シテ、如先遷御、

〔日前宮文書〕大祓引付

上白冠職成事　大祓

寛正四年〈ミヅノトノヒツジ〉卯月十六日より、新秀上白冠職成の御宮ごもりの事、廿九日に御祓をとく、

一前三日心しやうじんの事、卯月十四日にたゝのひうちにてゆをわかし、かみをあらひ、ぎやうずいをす、おなじくくひ物を別火にす、又同十六日に、前荷藏のぎやうずひの火きりにて火をきりて、きよきさかまにてゆをわかし、かみをあらひ、ぎやうずひをす、これよりして身をきよくなすなり、やがてきよき物をきる、たてゑぼしをきて出たちて、御宮にこもる事二七日の間、火けをくはず、二七日といふに七せ祓あり、

上白冠職事　大祓之時

一旦朝に御冠時、わたらしきときぐし一、まぐし二、びんぐし一、おなじきかうがい、たけふつがみ五まい、くしはらひのためまさのをしき二まい、わたらしき京のまちがたな一、こしがたなとも、がん一羽、もしはかものこいの布一たん、てつおけ二、おなじきひしやく一、たらい一、御かふりめす、在所東のとゝの內、きたの間も、きよきまくをひくひとも、大夫とのかみをけづりてもとゆ

ひを取、とゝの御はしらにあてゝいやす、この時雁のちいる、やがて人母大夫殿御かふりをめさせらる、後にめしなをす時の在所、いみどのまくをひく、いしやうきる在處おなじ、みいれのはかまにうゑのきぬなり、ゑやくをもつ、まづ社參申、そのゝち酒殿のちやうへつく、酒二こんあり、そのゝち白冠のとのし兩人座しきをたつ、兩社中言に御へいあり、

一御へいかみ一ふう、酒殿にわたす、

一御へいのとりづき、兩はたい兩社中言ともにこれをとりつく、ひざども兩はじこれをしく、やがて御はらいにすへに出、御さかき、次御はこ、いづれもすゑ座より御ともする、まづ神人、次中らう、次のとのじの人母大夫どの、次上白冠、

一七瀬祓の次第、一番あらうち、在處ごとにひざどもをしく、六人のうち人のやくなり、二番めゑも月ののゝゑとのゝ祓所、三番ねきがいけ、四番のうかは、五番ゑはすのゝゑ殿、六番めなうみがたに、七番ぬしはいらの祓、こゝにてとまる、又酒殿のちやうにて、さけ二こんあり、さて退出、

一七瀬はらいに入べき物の事、已上七てう、みてぐらのれう、内人うけ取、七所のさんまい、已上七斗、ますは國の本斗なり、さかき一本、うち人取、ゑは一かはらけ、なうみかたにゝて入也、

一のうかふにて入物、ぬの一たん、かのかは一まい、こむしろ一まい、おらども一まひ、これはのうかふにてのしき物、やくのあすこれをしく、にごり酒一へひし、これは七所にて入、まぐさのいね五は、すへ二そく、もしはもみ五升づゝ、たはら二にこれを入合、もみ一斗、おけ七、ひしやく七、おしき七、そくおけにはゑとぎさむまひを入るなり、大刀一ふり、祓料足、ひとも大夫殿かいれう二貫文とらるゝうちにて、たちはこなたへ返る也、弓一ちやう、や一こし、おなじきゑびら、代にて二百文にてこれをうく、弓は本あひみ、ゑびらは新あひみ、やはおうちびとよりして、一す

ざづゝとつく所までとる、かまくは、代百文にてうく、はじ酒殿とる、あらかね七ちやう、代百にてうく、うち人これをとる、七せはらいに入物の具足の事、六人のうち人のあずうけとりて、具足持の夫にてなたよりいだす、

一神官中の酒殿のちやうにての、さかなうを三しゆ、しやうじん一しゆ、中らうの、さかなうを二しゆ、しやうじん一しゆ、神人のさかなうを二しゆ、しやうじん一しゆ、うをのに物一しゆ、りんじのひきざかなはこなたはうだい、五升たる二荷、にごり酒そん一、近年さだむる所のきやうせんの代になして、ぜに四貫文、但いまは六貫文、そう中へ出す、このうちあさ座の分に二貫六百六十五文、ゆふ座分に一貫三百卅二文、これをのこす、のとのしはらいの主人のほかは、ゆふ座はあたらず、

一のうかふへのさつしやう、餅九すへ廿一せん、此うちひとも大夫殿一せん、のとのし一せん、中方へ七せん、あず方へ十二せん、上しゆ二人のさかなは、うちのなます、しやうじん一しゆ、中らう神人のさかな、しやうじんなます二しゆ、たる一か、白酒これあり、かり屋の次第、北南へうつ、ござしきのきた座もて上とす、白冠ひだり座東なり、のとのし右座にしなり、白冠はたひざすこしあがる、のとのしの下人の方へさかななます二せん、にごり酒これあり、

一火おろしの次第の事　座しき左座は白冠、右座はのとのじ、こなたはすこし上る、酒一こん、さかなとも四種、そのゝちにい所にて、火おろしのとはらひあり、祓に入物の次第、さんまひれうに白米一升、ひしやくのさけ、其後に又ござしきになをる、又四種にて酒三こんあり、三こんめに、はじ酒殿を座しきへよぶ、三こんめにてなたの一そくしやくに立に物一あり、のとのしの下人の方へ、しやうじんなますうちみに物四種あり、火おろしのはらひ料足一貫文、きやうせんの代一貫文、かいれう二貫文、はじさかどのゝ四百文つゝ一貫二百文、

一祓のあした物の具足うけ取ためにて、六人のうち人きたる三種の御さいにて、すき斗一升もりの飯あり、二種さかなにてにごり酒をもる、其時さかきをもちてくる、

定

一大祓七瀬解除之時、爲神木御共上者隨兵之事、自今以後、一向可停止之由、衆中一同契約之上者、向後固守此法、敢以各不可令違反者也、仍定置處之狀如件、

正平十年乙未三月十五日　下人母頼有白冠右保　上人母氏秀白冠秀種

〔八幡宮本紀 四〕當宮(○宇佐神宮)の祭禮神事は、他の社にかはり、禁裏の禮法にならひて是を執行せり、(○中略)又御祓大會とて、六月晦日に祓執行の事有り、中比絶たりしが、天文年中再興す、其後又中絶せしを、延寶八年六月晦日に重て興行して、朝廷國家の安全を祈奉る、(○中略)むかし此水無月の御祓には、一里北なる猫田と云所まで御幸あり、今も其跡殘れり、近代衰微の時より、猫田の御幸は絶て、本社の四五町ばかり北に假殿ありて、六月晦日に此所まで御幸あり、七月朔日還御なる、其所を御祓場と云、

臣家六月祓

〔執政所抄 下〕六月晦日御祓事

御禊身

八足供物(居二茅輪一立二小幣一供二瓜茄子等一)　麻布綿　折敷供物　茅人形　解繩　散米　居坏

折敷一枚居之、在柴栖野高坏、

菅抜三所御料、各置折敷居高坏(三所御料)同前、

已上旬出納爲例勤仕之、

陪膳(四位)

役家司職事

已上衣冠

御隨身丘明 冠褐

件等役人所司催之

役下家司 衣冠 出納

進菅抜人形所々

藏人所 御臺盤所 副御料御前 御臺盤所同之 侍所 政所 御隨身所 君達

已上旬出納爲例備進之

三所御祓事

藏人所 侍所 所司 勤催之政所召仕丁

〔蜻蛉日記中之上〕六月になりぬ。○中略 かくながら廿よ日になりぬる。○中略 心ものべがてら、はまづらのかたにはらへもせんとおもひて、からさきへとてものす、

〔水左記〕承暦五年○永保元年六月卅日、今日祓事、依輕服間可行否之由、遣問有行道言等許之處、各答云、何憚候哉者、仍如例修之了、故殿延久六年六月晦日、依服間不被修祓之由所被注也、是依道平朝臣申云々、然而今日依陰陽師等申予修之、

〔玉海〕承安三年六月廿日辛卯、今日六月祓如恒、陪膳季長朝臣、衣冠 俊行朝臣、同 陰陽師漏刻博士安倍經明、御贖物二前、輪二具進之、女房余於一所有此事、祓只一度也、 五年○安元元年六月卅日己卯、亥刻許六月祓如恒、陪膳光經朝臣、役送良盛、共衣冠也、御贖物三荷備、予女房經君、是依同宿也、侍從於女院御所有此事、是例事也、先先服薙之時憚之、而今夜依時晴申不憚之、

〔山槐記〕安元二年六月卅日癸卯、六月祓如恒、陪膳光經朝臣、役送國行、共衣冠也、陰陽常明、至于昨日雖薙、當日不服者不可憚云々、仍不憚之、又輕服之人都可忌之云云、菅貫之時向南、役人向北例也、

〔玉海〕治承三年六月廿九日丙辰、六月祓如常、陰陽師晴綱、（時晴子）陪膳行頼、役送信光、（巳上衣冠）

壽永元年六月廿九日戊辰、抑余依重喪無六月祓、但女房姫君等有之、（陪膳家司有障、基輔朝臣勤之、）仍大將少將等方各有之、

元曆元年六月廿九日丙戌、六月祓如常、陪膳季長朝臣、役送國行、共衣冠也、陰陽師資成、服薙之人、祓之時自不撫之、然而菅貫無憚云々、　二年六月卅日辛巳、六月祓如例、但陪膳家司等依故障不參、仍以盛房爲陪膳、卒爾之間、布衣不可例設、經奏可衣冠、而同布衣不可然、先余方、余女房姫君居一所、同時祓之余依病不洗手、女房又有月障、然而解解繩撫大麻無障、於菅貫者有月障之人不及之、以衣裳代之、次大將方、次中將方、各召居所各別、陰陽師主税介晴光也、

文治二年六月廿九日乙亥、有六月祓事、余女房姫君在一所、陪膳伊豫守季長朝臣、役供職事男共等也、依雨陰陽師在階隱間出、事訖大將中將等方、各別有此事、　四年六月卅日甲午、六月祓如例、余女房姫君等居同所、（寢殿南面）陪膳光輔朝臣、就簾前進贖物、女房取之居前、陰陽師大舍人頭業俊朝臣、祓了撫大麻、其後進菅貫了、輪（三反）各其事了返給了、

建久二年六月廿九日丙午、此夜六月祓如例、於寢殿南面有此事、陪膳光重朝臣、陰陽師宣平、奉行信光、女房於簾中傳取贖物居余前如例、撫大麻了之後進菅貫事了返給、女房候内裏、於西面車寄方有此事、（陪膳季長朝臣云々〇中略）一條六月祓又如恒云云、陪膳以政朝臣、奉行國基云云、今日雖凶會日、大將神事祈早畢、加之式日事強不撰日之上、於六月祓者必可修之事也、先年故泰親朝臣云、夏者火也、秋者金也、火能剋金、仍夏秋氣節相改之時、天氣相亂、人氣相反、人ハ成病、世ハ招災、因玆金火相剋之時、故修解謝之法云云、是故人之傳、無辨知之人之由所談説也、以之思之、萬人必可修歟、女房方神事祈未始云云、然而存此理之故、夫婦之間各別之儀不可然之上、女者三從之禮、陰德從陽、更不可停止之由示大將之許了、何様夫婦同居、更無各別之儀、彌勿論事歟、後聞大理成不審、大將答此旨云云、

〔明月記〕建久七年六月廿九日、荒和祓、不堪著如羅衣之間、以衣令菅貫、今夜陰陽師(資元門生)云、姙者不菅貫也、俗說云、六度菅貫之如何、此各大謬說也、只如例祓、雖向贖物不立之由稱之、仍今夜用此說云云、

〔三長記〕建永元年六月廿九日己卯、六月祓如例、若君御祓事、昨日申入道殿曰、於重輕服人者憚之、而依七歲以前無御服、可被行御祓、被仰云、可依先例、且又可問陰陽師、依問在宣朝臣之處、申云、無御著服之儀、可有御祓歟、但於先例者不分明、先例不勘得、以此旨可申沙汰之由仰遣以經了、被行御祓了、此事猶可勘先規、

〔園太暦〕觀應三年六月卅日、今日六月祓也、家中體雖不可說、慭如形也、催沙汰、就中陰陽師不堪貧弊故障之間、遣輪於里第、令修祓、又進大麻也、戌刻出客坐、予如形狩衣直衣體也、女房又無之、仍光熙一人(布衣)持參前物、實夏同著此處、其儀如例、但書一丞即懸輪了、下家司宣直代ハ青侍也、

文和二年六月廿九日、今日六月祓、不及禊儀、是口御師幷陪膳役送下家司等一人無領狀之上、料足丹州料足是又故障、仍不及沙汰了、大麻幷輪、於臥內修其儀了、　五年六月廿九日、今日六月祓、出坐猶不合期之間、於常居密々管貫、不可然儀也、莫言之、

延文二年六月卅日、抑六月祓事、不及出坐、如形修之、菅貫許也、依抱淸庵事可有輕服者、談合泰尙朝臣、雖服日數中、除服輕服者菅貫了、公定卿可修哉否條、談泰尙朝臣、難計申御沙汰了、

六月祓事

一重服人憚之條流例也

一輕服人、除服以後雖爲日數中不憚之條、被注下之趣無相違、

一承德二年、大閤(○藤原師實)幷關白殿(○藤原師通)六月祓事、御除服以後之上者勿論歟、道言之所存誠無相違歟、

一嘉應建春門院御祓、御除服之有無不見歟、定有御除服被行歟、然者又勿論也、

一師遠家案等之說、於重服人者可憚之條勿論也、姓者可憚候條、尤以不審也、近例一切不憚之、

一應食人禁否事、所見只今不分明、但於此邊七箇日以後不可有憚之由定之歟、然者彼祓日數以後無憚歟、

以上

穢中禁否事

天永、保安、安貞例、粗先々見及之、所詮於穢中大中臣祓（六月晦同有）或行之、或憚之、然者其例不同歟、

以上

一輕服人、除服以後不憚之條勿論也、雖爲暇日數中、令除服者何可有子細哉、

一重服人可憚之條勿論也、但同宿人更不可有憚歟、

喪家中雖不憚、穢事可有其沙汰哉、且葬龕中行之條、先規不審也、又出他所用宣貫之條、猶以不庶幾歟、但先例不分明、

以上

日本紀云、天照大神御孫皇孫命ヲ葦原ノ中津國ノ欲爲王、彼國ニ螢火光神及蠅聲邪鬼多シト云リ、縱如夏蚊亂惡神ノ有也、是ヲハラヘナゴムトテ、六月祓ハスルナリ、

萬葉集和儀祓ト書テハ、ナゴシノハラヘト讀メリ、ナゴシト云ハ、タトヘバナゴムト云心歟、鬼ヲナゴムル心歟、

三年六月卅日、今日六月祓、予輕服中也、然而暇日數過了、仍如例修了、今日六月祓事、常說重輕服無沙汰事歟、而去比見或記之處、

承德二年六月卅日、大閤幷關白（已上去四月十日、宇治僧正覺圓入滅、）六月七日關白除服、同廿五日大閤除服、今日有六月祓事、爲房問道言、道言申不憚之由、輕服人除後日數內不憚云々、

嘉應元年六月廿九日、建春門院六月祓、去四月知信朝臣子知任死去、先之時忠卿問師光、不憚之

由申之云々、
重喪又忌之條常說也、而大外記師遠記說、六月祓重服幷妊者雖撫物不曾貫、陰陽頭家榮說又同云云、就其實夏元來雖重服不著服之上、期月雖今日、然者今夜修祓之條尤大切歟、就是等所見召大麻祓之、不召輪也、以今案如此所爲也、此事後日問泰尙入道、更無子細、且近衞家二代六月有事皆如此沙汰歟之旨申之、　四年六月卅日、今日六月祓、予法體已後無沙汰、大納言方如形修之歟、予分輪已下、與奉女房幷小女了、

〔後深心院關白記〕應安五年六月廿九日乙巳、六月祓如例、陪膳以下皆布衣上結也、依神木(○春日)在洛也、　六年六月卅日庚子、午刻以後時々雨降、六月祓如去年、於對屋北妻有此事、而時雨降之間、下家司出納等乍取松明差笠、

〔親長卿記〕明應三年六月廿九日、六月祓如常越輪了、出家之後可斟酌歟、但非黑衣之間、不見先規之間、先如此、

〔宣胤卿記〕文龜四年六月廿九日戊子、六月祓、皆貫輪、亂後略之、右京職下保下司瓜五十沙汰之、(月日不定、亂以前ハ、今日右京職人夫一人來、令取茅草沙汰輪進、陰陽師所令祓、)

〔言繼卿記〕天文十三年六月三十日、輪祝如例、年一獻之時、日光院理性房等相伴了、

〔吾妻鏡二十六〕貞應三年六月廿九日、今日無六月祓、依觸穢也、天下諒闇之時不被行之由、及御沙汰云云、

〔吾妻鏡脫漏〕嘉祿三年(○安貞元年)六月三十日丁丑、於御所寢殿南面被行六月祓、晴賢奉仕之、石山侍從贖物役勤之、周防前司親實爲奉行云云、

〔吾妻鏡三十〕嘉禎元年六月卅日辛卯、來月依爲閏月、今夜可被行六月祓哉否事、爲藤內判官定員奉行、被尋問有職幷陰陽道輩、河內入道等申云、如義解文者、可行于閏月事分明也、和歌云、ノチノミソ

カヲミソカトハセヨ、然者其上治承四年、建久八年、建保四年、皆被行于閏月云云、諸人一同之賛俊申云、兩月行之例存之云云、然而就多分義、不被行云云、

〔後撰和歌集四夏〕みな月ふたつありけるとし　よみ人しらす

たなばたは天のかはらをなゝかへりのちのみそかをみそぎに〈○に一本作さ〉はせよ

〔吾妻鏡三十八〕寶治元年六月卅日辛亥、今日御所中、不。被。行。六。月。祓。依。去。五。日。戰。觸。穢。也。

〔年中恒例記〕六月晦日

御湯參、御湯にみたらしの川藻入也、晦日夜傳奏祗候候て御輪に入被申、麻の葉を左の御手にもたれ候て、御むしろの上にて三度輪に入被申候也、御輪の祓在春朝臣、御輪調進之役人齋藤將監、仍庭上に祗候候て、御入足竝御輪取あつかひ申也、於内儀御祝參也、御銚役人祗候御左、

〔殿中申次記〕六月晦日

一御輪〈如例年〉

〔成氏年中行事六月〕晦日夜、御撫物被進、御使如例、次名越ノ御祓、同茅輪、陰陽頭調進、輪ヲバ御一家中被越申也、閏月アル年ハ閏月ニ輪ヲバ可有御越、

〔殿居囊年中行事〕六月晦日　名越、土御門二位殿より御祓大麻被差上之、閏月有之節は閏月晦日也、土御門家使者、御暇拜領物有之、

〔柳營年中行事六月〕晦日　如例年名越之御祓相濟

土御門使何之某、銀五枚被下之、當番之御奏者番申渡候樣、御用番御差圖有之申渡、御納戸表ニ而頂戴之、

〔駿府政事錄〕慶長十九年六月晦日、如例土御門獻麻輪、及黃昏名越御祓アリ、

〔大猷院殿御實紀十七〕寛永八年六月廿九日、名越の祓例のごとし、

雜載

〔大猷院殿御實紀二十〕寛永九年六月晦日、土御門左衛門佐泰重より夏祓を奉る、

〔嚴有院殿御實紀三〕承應元年六月廿九日、名越の祓行はる、黒木書院上段に御著座あり、酒井雅樂頭忠清は大輪をとり、御側内藤出雲守忠由小輪をとり、御左の方へめぐり、小姓松平美濃守信興とともに、插花を御髮にはさみ奉る、この時四方臺に洗米入て御前に置、立ながら輪の中より洗米をとらせ給ひ、上下左右へまき給ひて奥に入らせたまふ、

〔寛文錄〕二年六月廿九日、土御門福壽丸ヨリ、名越之御祓進上之、巳上刻出御御頂戴、　三年六月廿九日、午刻黒書院出御、時酒井雅樂頭長袴ニ而名越御祓披露、土御門ヨリ被獻之、　十二年閏六月晦日、土御門ヨリ名越之御祓進上之、未刻御黒書院出御御頂戴之、

〔常憲院殿御實紀三〕天和元年六月晦日、土御門兵部少輔泰福より夏祓を獻る、

〔惇信院殿御實紀三〕延享三年六月三十日、土御門三位泰連卿より使して、夏越の祓を獻す、

〔濱松中納言物語一上〕六月つごもりに、だいりよりみなみに、おほきなる川ながれたり、その河のなをちやうかといふ、三のみこ、中納言ぐし給ひて、御はらへし、すゞみ給、おもしろきことかぎりなし、〇中略中納言のかゝるにもまぎれず、おぼさるれば、いとすゞしき水のほとりに、つらづゑをつきて、つくづくとながめいりたるに、かたちのにるものなくきよげなるを、人々めでたしとみるに、みこもめをつけて、御覽じてゐ給へる所にたちより給ひて、

こひしさをみそげど神のうけねばや心のうちのすゞしげもなき、ほゝゑみての給はする、いかでか心え給へる、わが心のうちぞとおそろしきまで心はづかしければ、

みそぎ河かはせの神にことふれてまだこそしらねこひの心を

〔兵範記〕仁平三年六月廿九日丁亥、女院無御祓之、御遁世以後例也、

〔古今六帖一〕なごしのはらへ　　貫之

此川にはらへてながすことのはは波の花にぞたぐふべらなる　よみ人しらず

〔後撰和歌集四夏〕六月祓しに川原にまかり出て月のあかきを見て

加茂川のみなそこすみて照月をゆきて見んとや夏ばらへする

〔信明集〕六月

水上にはらへてながすおさの葉をおりなかくしそせゞの白波

〔源順集〕六月祓

ねぎごとをきかずあらぶる神だにもけふはなごしと人はしらなん

〔拾遺和歌集二夏〕題しらず

さばへなすあらぶる神もおしなべてけふはなごしのはらへなりけり　藤原長能

〔新拾遺和歌集三夏〕百首歌奉りし時夏祓

よるせなき身をこそかこて思ことなほ大ぬさに夏祓して　藤原行輔朝臣

〔續後拾遺和歌集三夏〕六月祓をよませ給うける

みそぎ河ながれてはやく過る日のけふみなつきは夜も更にけり　新院御製

〔新續古今和歌集三夏〕夏祓をよめる

里人は今夜こゆてふみわ川の淸きながれにみそぎすらしも　前大僧正杲守

〔法性寺關白御集〕六月祓

世上人爲流例態、林鐘晦日禊除来、詠無他詠千年頌、期有定期六月風、苔地燎幽迎夜處、石灘水冷欲秋中、未知何物襲菅拔、結草如輪兮首裳、○又見本朝無題詩

〔本朝無題詩二〕六月祓　藤原茂明

三伏夏闌景已頽、禊隨習俗久傳哉、禊除臨水蔭煙樹、祭禮占庭居緑苔、仙算千年祈不盡、妖氛萬里拂

無來、涼風颯々夜深至、不耐自然感緒催、

同人

炎蒸夏節欲闌程、祓却妖邪動感情、祭禮定期煩暑盡、禊除臨水晩涼生、古風猶在林廬影、前事不忘石瀬聲、何只令辰春上巳、今宵勝躅久相呈、

臨時大祓

臨時大祓ハ、觸穢、疾病、災變等、スベテ祓フベキ事アル時之ヲ行フ、京中ニテハ建禮門前、又ハ朱雀門前、及ビ八省東廊等ニ於テ行ハル、

諸國大祓ハ、祓フベキ事アル時、使ヲ天下諸國ニ遣ハシ、國造郡司等ヨリ各〻祓物ヲ出サシメテ解除セシムルナリ、此他大嘗祭ノ前後、齋宮齋院ノト定、群行等ノ時、臨時大祓アリ、各〻其篇ニ出セリ、

〔延喜式三十大祓〕凡臨時大祓所、立五丈幄二宇、七丈幄一宇、（五丈一宇設參議已上一人座、一宇設辨官座、七丈一宇諸司立祓、）

〔延喜式三十八掃部〕凡臨時大祓日、設公卿幷辨外記史史生官掌召使及祝詞等座、

〔玉勝間十二〕大祓臨時のは建禮門にて有といふ事

師の祝詞考大祓の解に、臨時の大祓は、建禮門にてあること、三代實錄に見えたりといはれたるを、おのれ後釋に、かの三代實錄なるは、内裏の穢なるによりてこそ、建禮門にては行れたるなれ、おしなべては、臨時のも朱雀門にて有し也といへりしも誤也、後に史どもを見るに、内裏の穢にはあらざるをりも、建禮門にて行はれて、おほかた臨時のは、いつもかの門前にて行はるゝ例なること、三代實錄四十一の卷に見えたり、

〔江家次第十二神事〕八省東廊大祓（廊東北角北三間、東八間引大幔、）廊東面北第三間鋪上卿座、（半帖綠端、有小筵、）座前置筥、幷鋪膝突、第四間鋪辨座、（黄端中帖、有下薦、）第六七間鋪外記

史座、(資人座長筵、無下敷、)上卿座北引切斑幔、史座南引切大幔、其中爲弾正等座、(舍)北廊東第二三間引大幔爲神祇官人座、去砌東三許丈(當修明門裏、)鋪祝師座、其前置祓物等、上卿參著(昇自昭訓門、陸東面、)。。。。。(辨以下若先參者、上卿參間、可暫於昭訓門内、)辨以下著座、(辨東面、)祝師置上卿幷辨座祓物、入百部宮蓋、下部置上官座祓物、祝師著座、臨祓詞及入張解繩了、祓了祝師奉大麻、(先上、次辨、)作合持祝師、一撫一吻返給了、退出無出立、依雨儀無出立、

〔祝詞講義十〕中古の書に、八省院東廊大祓と云事あり、此は建禮門大祓雨儀の時に東廊を用られたるを、中古内裏燒亡て、建禮門の未建る時などに在し事なり、又此八省東廊大祓も、八省院燒亡の後は、又建禮門にて行はれたるなり、

〔續日本紀文武二〕大寶二年三月己卯、鎭大安殿大祓、

〔續日本紀聖武十〕天平元年二月己卯、遣左大辨正四位上石川朝臣石足等、就長屋王宅、宣勅曰、長屋王昆弟姉妹子孫及妾等合縁坐者、不問男女咸皆赦除、是日百官大祓、

〔續日本紀光仁三十三〕寶龜六年八月辛卯、大祓、以伊勢美濃等國風雨之災也、

〔續日本紀光仁三十四〕寶龜七年五月乙卯、大祓、以災變屢見也、

〔日本紀略淳和〕天長七年九月乙亥、於建禮門前大祓、依掖庭犬死也、

〔續日本後紀仁明十〕承和八年五月丙申、會諸司於朱雀門大祓、爲除後太上天皇(〇淳和)之服也、

〔續日本後紀仁明十三〕承和十年七月辛丑、修嵯峨太上天皇周忌齋會、(〇中略)公卿率百官、祓于朱雀門、始就吉禮也、

〔文德實錄一〕嘉祥三年四月癸丑、帝出除、百官吉服、大祓於朱雀門前、

〔文德實錄十〕天安二年四月辛丑、於冷泉院南路大祓、爲遣諸名神社奉幣帛之使、　五月戊子、無雲而雷、遲明有星(〇星原作日、據一本改、)入月魄中、　己丑、是日於南大庭大祓、

〔三代實錄清和二〕貞觀元年正月十日丁卯、是日始奉天下諸社神寶、仍大祓於建禮門前、　二月卅日丙

辰、大祓於建禮門前、以明日可發奉幣八幡大菩薩使也、　四月廿一日丙午、大祓於建禮門前、以觸穢之人入於御在所也、

〔三代實錄 六 淸和〕貞觀四年六月十日丁未、大祓於建禮門前、以宮內省有馬死穢、　十一月廿日甲申、先是少主鈴從八位上美和眞人淸江言、鼠嚙內印盤褥、至是神祇官卜云、觸穢之人供神事、仍成祟、由是大祓於建禮門前、以攘妖祥焉、

〔三代實錄 七 淸和〕貞觀五年正月廿七日庚寅、於御在所及建禮門朱雀門、大祓事、以攘災疫也、　二月二日乙未、大祓於朱雀門前、以觸死穢人入禁中也、

〔三代實錄 十二 淸和〕貞觀八年閏三月廿二日丁卯、會百官大祓於會昌門前、以應天門火也、

〔三代實錄 十三 淸和〕貞觀八年九月廿九日辛未、晦日大祓於朱雀門前、以配流罪人也、

〔三代實錄 十四 淸和〕貞觀九年五月廿九日丁卯晦、六月十一日可修月次神今食之祭、而宮城京邑、病苦死喪者衆、仍大祓於朱雀門前、

〔三代實錄 十五 淸和〕貞觀十年二月十三日丁丑、始造應天門、大祓於會昌門前、乃下斧斤焉、

〔三代實錄 四十一 陽成〕元慶六年四月廿二日甲午、於朱雀門前修大祓、以去八日大膳職人死、十日大藏省人死、平野、松尾、賀茂等祭停止故也、臨時大祓於建禮門前行之、因穢不可用大藏省幄、仍用朱雀門也、

〔扶桑略記 二十三 裏書〕寛平十年〇昌泰元年六月十四日壬子、於建禮門有大祓、依京中諸國疫癘盛幷仁王會事也、

〔貞信公記〕延喜十二年六月十一日、依內裏穢停止神事大祓、

〔日本紀略 一 醍醐〕延喜十五年十月十六日癸卯、巳一點、於紫宸殿大庭建禮門朱雀門等三所、有大祓事、爲除疱瘡、又依仁壽三年貞觀五年例也、

〔貞信公記〕承平元年十二月十七日、除法皇〇宇多心喪、大祓行、

天慶元年六月十一日、延二祭〈○月次神今食〉由大祓行之、依觸穢也、

天暦元年八月十五日丙申、南殿前建禮門朱雀門等前行大祓、

〔日本紀略 四村上〕天德三年六月十一日乙酉、月次祭神今食依穢延引、仍於建禮門有大祓、件穢去月奉幣伊勢使歸京之間、於途中觸穢之故也、 四年六月一日己巳、於建禮門大祓、依宮中頓死之穢也、 十一日己卯、停月次祭神今食、以內裏有死穢也、於建禮門大祓、 十一月廿八日甲子、內裏木作始也、先於建禮門大祓、

〔天延二年記〕天延二年八月廿八日、爲疱瘡大祓云々、

〔小右記〕天元五年四月十五日丙子、傳聞內裏有犬死穢云々、 廿三日甲申、今日有大祓事、賀茂祭間、內裏有穢之時、前例被行大祓云々、上達部不參入、仍以右中辨爲上代被行云々、

〔日本紀略 七圓融〕永觀元年四月九日甲午、八省院東廊有大祓、依可有造宮也、

〔日本紀略 十一一條〕長德二年五月廿日己未、有大祓事、依左遷也、

○按ズルニ、左遷トハ、蓋シ內大臣藤原伊周ノ、太宰權帥ニ貶セラレタルヲ指セルナリ、

〔日本紀略 十一一條〕長保元年十一月三日壬午、大祓、依內裏作事也、於八省院東廊行之、

〔左經記〕寬仁三年九月四日丁巳、右大辨被著建禮門大祓所、是明日依被立遷宮神寶使也、

萬壽二年八月卅日己卯、鳳闈大藏率左少辨〈經輔〉於八省東廊行大祓、是去七月大炊寮廳屋失火、仍所被行也、〈須早行之、而會闈相次有大事、仍于今延引也、〉 九月十一日庚寅、依伊勢奉幣延引、〈會侍御穢近來大內也〉 左大辨率左少辨史外記已下諸司等、於建禮門前行大祓云々、

〔日本紀略 十四後一條〕長元元年二月廿九日甲午、於建禮門大祓、依入道禪下〈○藤原道長〉喪御心喪了也、

〔左經記〕長元元年二月廿九日甲午、今日申刻、於清涼殿東庭、令解御心喪服給、由有御禊、御禊了、內藏官人宮主相共令持鈍色御衣、行河原令棄云々、又於建禮門前被行大祓云云、〈上大藏卿、辨右中辨、〉同依令解御

心喪服給云云、

〔日本紀略 十四 後一條〕長元元年十二月十日庚午、御卜、依內裏穢神祇官人候左衞門陣、於八省院東廊大祓、　三年正月十七日辛未、今日豐樂院殿壇上美女一人被殺害、　二月廿四日丁未、大祓、依豐樂院女死穢也、

〔春記〕長久元年九月十八日庚午、仰云、(關白候御前傳仰也)十一日例幣、依穢延引、早可令勘申其日時、(十一日例幣延引、以後日被行之例、外記內々勘覽關白也、)者、予仰了、件大祓、過內穢即可行之由先日有仰、仍仰右府了、而其事未被仰下云云、取案內於右府、返報云、慥不承、今依此告仰左中辨經長者、小時外記賴資令申云、今日可有例幣延引之大祓、而宰相下候、相催之間日已欲暮、以辨被行之例略存之、以此由可申關白者、予傳申、依請者、即仰了、左中辨經長著行云々、(於八省行之)

〔本朝世紀〕康治二年五月廿八日甲申、於三所有大祓事、依天下疱瘡事也、權中納言藤季成卿定日時、今日甲申、時(戌二點)、內裏、(權中納言藤季成卿、左中辨藤資信朝臣、大外記清原景兼、左少史清原景親、)建禮門、(參議藤清隆卿、權右中辨藤朝隆朝臣、權少外記惟宗重憲、右少史中原賴季、)朱雀門、(清隆賴、少外記惟宗忠業、)

〔兵範記〕仁安二年十月六日庚子、參殿下、今日大祓、幷內侍所御祈事等申子細也、又申請大祓日時、○中略次參內(經大極北行)、覽候殿上、晚頭中納言實房參議成賴卿參著仗座、下官率仰仰納言云、依五條殿火事、可令行大祓、勘申日時、即被仰下官、下官著床子座、召史廣盛仰之、廣盛仰陰陽寮召勘文持來、下官披見了、獻上卿、上卿召外記宮入之、次召下官被內覽奏聞、(內覽、並申請仍奏聞許也、)了、奏了返給上卿、仰云、依勘文行之、即被下下官、下官下史、此間上卿返出、次藤宰相率下官幷外記宗言、史廣盛等、經軒廊南殿階下日華、武德、修明門等、被著八省東廊、

〔干恒宿禰記〕天文五年正月廿九日、諒闇終大祓也云云、至戌時、禁中有御禊儀、

〔基量卿記〕延寶七年六月三日、大祓之所、可爲南門外事、先例御靈、或ハ賀茂川、或二條邊等ニ而被行

之、是勿論非朱雀門外候、朱雀門事、延喜式にも、大内南門之由候、然ば當時南門外可爲便宜候歟、御靈賀茂川等あまり如何敷候歟、以了見南門外可然哉の事、　五日、大祓事、吉田へ相尋候へバ、元和以前度々諒闇終大祓、從吉田家奉仕不仕候、此度も無覺悟、其上舊記等留書無之候、但清祓被行相濟候事ニ候ハヾ、可致奉仕之由申候事、　廿日、申下刻吉田侍從來、先日被申渡候大祓之義、清祓ヲ被借用可被行候哉、仰次第ニ候、法中相勸候處、尤家記ニハ何年誰人勤之候由、又朱雀門大祓傳受等は無之候へども、西宮記北山抄等相勸候へば漸見當候、彼記之通候ハヾ、從上被仰出候はゞ、何とも以了見可成義奉存候、縱令參木辨外記史等前、供贖物大麻等、其後彼大祓取集、吉田修中臣祓、祓候て事濟之由被申也、予重問曰、然バ大路之座等ハ不入事候哉、吉田曰、勿論候、參木以下擅上座ニ候へバ、吉田も、擅上ニ而祓仕候也、八脚ノ机等ハ不立候由也、予問曰、先日大祓清祓等一事二名之由被申、其通ニ候歟、吉田曰、勿論候、於禁中仕候ハ清祓、或吉田神前などにて廣く清候者、大祓とも申候由也、予曰、然者明日窺て、治定之趣自是可申由申了、及晩坊城同道參殿下〈〇鷹司房輔〉申條候、被仰曰、少にても其體調、再興可成事候ハヾ、一段之事と思召也、猶可窺叡慮由也、參右府〈〇近衞内房〉御所存同前也、兼又先日、左相府被仰、御禊節、廂ハ雖可卷、御物忌之時、垂候由被仰之由右府へ申入處、勿論也可卷由也、

貞享二年五月廿三日、大祓也、御心喪終之間、今日於建禮門代被行、當時南門也、先年諒闇之時、於朱雀門代被行、則此南門也、然者建禮門者、大内之南西門也、於南門被行依之、先年者門扉外也、此度者扉内也、唯門相違如此相計沙汰也、御心喪之時、被用建禮門事、見左經記、一條院之御時也、右之趣殿下被計申也、〈建禮門者、朱雀門ヨリ内ニ有之門也、依之用[illegible]之内了、〉

〔續史愚抄 中御門〕享保五年六月廿五日辛酉、有御心喪後大祓日時定、〈是記、按依准母新承秋門院崩御心喪也、崩後當百廿五日、〉上卿廣橋大納言、〈兼廉〉奉行藏人頭右大辨資時朝臣、即此日申刻於朱雀門代〈以南門擬之〉有大祓、宰相中將

(通條)辨已下參行、戌刻有吉書奏、無御禊、上卿左大臣、(綱平)已上奉行同前、

〔宗建卿記〕享保十七年八月六日、法皇崩御、(靈元院)自明日宮中可爲觸穢事、　七日、今朝內侍所前庭引注連了之後、宮中被觸穢之事、　九月廿九日、今日穢限於承明門代有大祓、奉行頭中將實全朝臣、

〔資方朝臣記〕享保十七年九月廿九日、內裏大祓、卯刻於南門外被行云々、參議刑部卿、(光和烏)辨藏人右中辨光綱、奉行頭右中將實全朝臣、諸司權少外記中原千俊、左少史高橋春明、大舍人高橋榮繁、宮主代左京亮中臣連重、神祇官代信濃守中臣敬芳、佐渡守中臣種重、能登守中臣章茂、

〔續史愚抄(桃園)〕寶曆元年四月廿七日甲午、於朱雀門代(南門)被用有大祓、(諒闇後也)參議源宰相(通貫)辨已下參行、今夜有御禊、上卿左大臣、(內前)已上奉行藏人頭左大辨俊逸朝臣、

〔公卿補任(光格)〕安永九年十一月十一日、諒闇終大祓、參議二位宰相中將、辨賴熙、奉行忠尹朝臣、同日御禊、陪膳忠尹朝臣、

〔令義解(神祇二)〕凡諸國須大祓者、每郡出刀一口、皮一張、鍬一口、及雜物等、戶別麻一條、其國造出馬一匹、

〔延喜式(二十三民部)〕凡諸國大祓馬、若無國造國者、以正稅買用、其價不得過五十束、但太宰府及肥前、肥後、日向三國、並以牧馬充之、

〔古事記(中仲哀)〕爾天皇答白、登高地見西方者、不見國土、唯有大海、謂爲詐神而、押退御琴不控默坐、爾其神大忿詔、凡茲天下者、汝非應知國、汝者向一道、於是建內宿禰大臣白、恐我天皇、猶阿蘇婆勢其大御琴、(自阿至勢以音)爾稍取依其御琴而、那麻那摩邇(此五字以音)控坐、故未幾久而、不聞御琴之音、卽擧火見者既崩訖、爾驚懼而坐殯宮、更取國之大奴佐而、(奴佐二字以音)種種求生剝、逆剝、阿離、溝埋、屎戶、上通下通婚、馬婚、牛婚、鷄婚、犬婚之罪類、爲國之大祓而、亦建內宿禰、居於沙庭請神之命、

〔日本書紀(二十九天武)〕五年八月辛亥、詔曰、四方爲大解除、用物則國別國造輸祓柱馬一匹布一常、以外郡司各刀一口、鹿皮一張、钁一口、刀子一口、鎌一口、矢一具、稻一束、且每戶麻一條、　七年、是春將祠天神

地祇、而天下悉祓禊之、竪齋宮於倉梯河上、　十年七月丁酉、令天下悉大解除、當此時、國造等各出祓柱奴婢一口、而解除、

朱鳥元年五月癸亥、天皇體不安、　七月辛丑、詔諸國大解除、

〔續日本紀一文武〕二年十一月癸亥、遣使諸國大祓、

〔續日本紀三文武〕慶雲四年正月(○正月恐二月誤)乙亥、因諸國疫、遣使大祓、

〔續日本紀三十光仁〕寶龜元年九月辛巳、七七(○稱德中陰)於山階寺設齋焉、(○中略)是日京師及天下諸國大祓、

〔續日本紀三十四光仁〕寶龜七年六月甲戌、大祓京師及畿內諸國、奉黑毛馬丹生川上神、旱也、

〔續日本紀三十八桓武〕延曆三年十二月癸酉、遣使畿內七道大祓、奉幣於天神地祇、

〔類聚國史三神祇〕延曆十四年八月甲午、大祓宮中及左右京、畿內、近江、伊賀、伊勢等國、爲奉伊勢大神宮裝束物也、

〔日本後紀十三平城〕大同元年三月辛巳、天皇(○桓武)崩於正寢、　五月庚午、勅、近省公卿等表請、以宗社事重、哀慟之情不能强忘、而再三敦逼、因依來請、其左右京幷天下諸國、待大祓使到祓清、然後釋服、不得因此飲宴作樂幷著美服、

〔文德實錄一〕嘉祥三年三月己亥、仁明皇帝崩於淸涼殿、　四月辛亥、爲除凶服、先遣大中臣氏人於五畿內七道諸國、以修大祓、

古事類苑

神祇部三十四

触穢

古事類苑

神祇部三十四

觸穢

觸穢トハ、汗穢ノ事ノ身ニ接シ目ニ觸レ、又ハ器物衣食ニ及ブヲ云フ、凡テ神ハ清淨ヲ好ミ不潔ヲ惡ミ給フニ由リ、神事ヲ行フニハ、先ヅ潔齋シテ身心ヲ清メ、其他神饌幣帛等、總テ清淨ヲ主トシ、汗穢ニ觸レザランコトヲ要ス、然レドモ其間ニハ避ク可カラザルモノアリ、過誤ニ出ヅルモノアリ、是ニ於テ觸穢ノ制ヲ設ケ、其輕重ニ從ヒ、日數ノ等差ヲ設ケ、或ハ展轉ノ遠近ニ由リテ、甲乙丙丁ノ區別ヲ立テタリ、

我邦ハ、上古以來汗穢ヲ忌ミ、清潔ヲ貴ブ風俗ナリシカド、觸穢ニ日數ノ長短ヲ分ケ、展轉ノ差ヲ立テシ事ハ、始テ延喜式ニ見エタリ、此後觸穢ノ制、益嚴ニ益滋クシテ、實行ニ難キニ由リ、其制反テ漸ク緩ミ、近世ニ至リテハ、延喜ノ制ノ三十日ノ穢ヲ減ジテ僅ニ一日トス、其古制ニ依リ少シモ增減セザルモノハ、伊勢神宮以下ノ諸社アルノミ、此篇ハ祓禊ノ篇ニ關係スルモノ多シ、宜シク參考スベシ、

名稱

〔伊呂波字類抄所疊字〕觸穢ソクヱ

〔運步色葉集志〕觸穢

甲乙丙丁之穢

〔延喜式三臨時祭〕凡甲處有穢、乙入其處、謂著座、下亦同、乙及同處人皆爲穢、丙入乙處、只丙一身爲穢、同處人不爲穢、乙入丙處、同處人皆爲穢、丁入丙處、不爲穢、其觸死葬之人、雖非神事月、不得參著諸司幷諸衞陣

及侍從所等、

〔新儀式五臨時〕觸穢事

雜忌之事、見神祇官式也、甲處有穢乙入其處、乙及同處人皆爲穢云々、今之所行有死骸間、入其處者爲甲、收骸後到觸者爲乙、甲人到乙處、與甲同座者爲乙、甲人去後著座者爲丙人、○中略又失火穢不可忌、乙丙、（應和二年□月定也）

〔文保記〕一觸穢甲乙丙展轉事附失火穢灸治居灸人穢

穢物在所、及同座穢物之者甲穢、至甲穢所同座甲穢人之者乙穢、至乙穢所同座乙穢人之者丙穢也、丙以下無穢、丁當日不參宮、死人者以氣止爲穢始、（諸書類同）雖不觸手於死人、不返枕入帳內同座之族甲穢、次穢物以見付雖爲穢始、衆有臭香、以香爲觸穢始、自掃除可滿日數也、

〔諸社通用神祇服紀令大成〕雜穢物忌

一死穢　三十日　甲乙丙三轉忌之、甲穢トハ死人在所也、乙穢ハ甲所ニ通入之在所、同往還之人、共ニ二轉目ノ穢也、丙穢ハ乙所ニ通入ノ人、同其人ノ在所、共ニ以テ三轉目ノ穢也、二轉目ハ二十日、三轉目ハ十日也、丙穢ト參會ノ人當日計、二夜三日隔テ神社參詣不苦也、

○按ズルニ、此說ニ據レバ、甲乙丙各日數ノ差異アルガ如クナレドモ、下ニ引ク所ノ日本紀略等ヲ參考スルニ、日數ノ長短ハ、甲乙ノ差ニ關スルニアラズ、

〔文保記〕一觸穢人與同船穢事

法家（明法博士中原職政）答云、觸穢人與同船渡河、乙人專可爲穢、縱乍立下舉、猶依乘舟爲穢人耳、入死人船可有卅日之穢之由、舊制分明也、○又見永正記

〔文保記〕喰甲所草馬穢否事

嘉應六年八月、喰織橋鄉住人成方穢所甲穢之草馬者、乙穢之由、就明法博士坂上兼俊等勘狀、同年

九月三日、被下宣旨畢、彼兼俊仁安四年四月二日答云、如問狀者、馬入來穢所所作變令喰畢、然者件馬可爲觸穢者也云々、若有犢馬事歟、祖父長官之服假令云、牛馬雖入喰穢所草、非取繫者不爲穢云云、是又無犢馬事哉、宜依犢有無歟、

〔本朝世紀〕天慶八年八月十三日丙子、今日令退出伊勢齋女王、使中臣神祇權少副從五位上大中臣朝臣賴基、持宣命官符發向大神宮、仍廢務、爲令奏今日宣命草、昨日自殿上令召中納言源淸蔭卿、隨即參入、欲奏其宣命之間、左中辨兼山城守小野好古朝臣、傳勅語申上卿云、自今月四日內裏相觸死穢、其由者侍從藤原朝臣賴忠、到著故右大將藤原保忠卿家、件家有觸死穢之事、賴忠朝臣與甲者同坐、今月三日穢也、四日賴忠朝臣參著內裏、然則以內裏爲丙所、參內裏公卿可謂丁穢、仍後參上卿已下其身不可穢、雖然件宣命草今日於禁中不可奏、明日於左衞門陣外可行、是仁和二年九月、延喜十五年九月、十九年六月、廿年四月、承平七年十二月等例也、仍上卿昨日退出已了、○中略上卿召大外記三統宿禰公忠問云、今日事如何可行哉、申云、先帝○醍醐御時、延喜之間、於神事或有被忌丁穢云々、然則准去仁和二年九月等例、乍立令持宣命於內記、給中臣使如何、又申云、今日蒙勅語、左中辨小野好古朝臣參太政大臣里第、准仁和二年例、自里第可給色紙之由申已了、仍召不觸穢內記大內記橘朝臣直幹、令參向彼里第給、色紙在於外記局書宣命已了、今日宣命准先例不可奏云々、上卿云、准仁和二年例、手不取宣命、令持內記、便可給中臣、抑召今日使祭主賴基朝臣、又々可令定申者、即召仰申云、猶令持內記可給者、上卿以此旨、令少外記三園千桂申於左中辨好古朝臣、是爲令奏聞也、申二點、上卿起陣座、立建春門前、令持宣命於內記、召賴基朝臣、令給了、此後上卿退出、外記史同又退出、

〔日本紀略朱雀二〕天慶九年正月廿二日甲寅、定死穢觸來之事、可爲丙穢者、件穢可及來二月十一日、其間諸祭可延引之由仰了、祈年釋奠春日祭可延引之由一々仰了、

〔中右記〕長治元年四月七日、或人來談云、去月十九日六角堂有小兒死、而不知案內之間、民部卿○源俊明

家女房參詣彼堂、遷住民部卿家、齋院長官長兼登民部卿家、次參齋院、因之齋院已爲丁穢、古人勘文云、丁穢人不可供奉神事者、然者齋王令詣社頭給如何、有議定被行軒廊御卜、上卿源中納言、(○俊實)官寮共有穢之由所卜申也、初聞此旨所驚思也、

嘉承二年正月卅日、近日世間丙穢遍滿云々、是從尾張國持死人骸骨、置兵衛尉家季京宅、不知案內、家季宅人々行向万人許之間遍滿者、此事此七八日風聞世間也、仍伊勢勅使延引、雖可在月內被止了、件穢及此廿八日云々、

天仁二年三月十一日癸酉、入夜密々參殿下、(○藤原忠實)是所勞之後依日次宜也、見參之次被仰云、去五日六條院堂中、卅日穢引來也、不知其由、七日之月忌例講人々參了、加之件六條院女房從者、參著此賀陽院女房曹局中了、召問明法博士二人之處、信貞申丙穢之由、資清申丁穢之由、然者不論左右、不可從神事歟、仍廿日臨時祭、廿九日春日詣可延引歟、誠以不便也、被尋件穢之處、六條院三昧得死人事、寄僧房後、參入彼御堂也、(僧房在御堂之外、)凡候六條院侍等、依勤雜役人、今日參鳥羽了、仍件穢遍滿天下之由又所風聞也者、

〔長秋記〕天永二年三月八日、去六日攝政高陽院有五體不具穢、件穢氣觸來院中、丁穢之由明法所申也、雖然可有憚之由有議、明日賀茂御幸延引云々、

〔宇槐雜抄〕仁平二年四月十六日、皇后宮觸穢、丁 如北山抄(拾遺下)者、甲乙丙之外、其身隨神事可無所憚、仍彼宮可被立賀茂祭使之由先日仰職官了、而散位重綱(山城前司)觸神事忌丁穢例、仍停止、元宮中有穢之時、自門外奉幣是例也、而職官皆觸穢丁 故停之、重綱勘文、(○中略)死人の候所ハ甲也、死人取弃之後、入其所之人ハ乙也、其人の來所ハ丙也、其人去之後、來其所之人ハ丁也、(西宮、北山、清涼抄、天慶八年外記日記皆有此意、)甲人來所ハ乙也、與甲人同時居合ハ乙也、甲乙去後向其所之人ハ丙也、丙人來所ハ丁也、與丙人同時居合人ハ丁也、丙人去後來人ハ不及丁穢、(清涼抄只有此文、)然者院者丁

穢也、珍兼退出之後參入人不ㇾ及二丁穢一、

丁穢人其身隨二神事一哉否事

北山抄丁穢人無ㇾ憚從二神事一、天慶八年外記日記、丁穢人淸鑒痢行二奉幣事一、但手不ㇾ取二宣命一、神事忌二丁穢一之故也、

穢事不ㇾ載二律令一、出ㇾ自ㇾ式、明法博士申狀、更不ㇾ可二信用一、

仁平二年四月十八日　左大臣賴長

〔吉田家日次記〕應永十年十一月十三日丙辰、御靈社殿紀令事、彼神主相尋予之間、〇中略如此書遣了、依二申請一用二和字一

御靈社殿紀令事

一けがれの事、甲なり、死人の本所五十日、乙なり、甲の所へかよふ所三十日、丙なり、乙にかよふ所三十日、三てんにて候、丙の在所までいみ候、四てんよりはいみなく候、〇下略

〔康富記〕文安元年四月十三日壬辰、北野社中依ㇾ有二死人一、爲二甲穢所一、侍所佐々木內者、多有二死人手負一、仍爲二乙穢一、官領爲二丙穢一、其外不ㇾ及二觸穢一云々、

享德三年九月五日癸丑、今度一色內穢及二室町殿一、〇足利義政仍室町殿爲二乙穢一、依ㇾ之十一日例幣、同祈年穀奉幣、可ㇾ延二引之一由被二仰下一云々、

〔資益王記〕文明十三年十月卅日、風呂張行之處、甲穢者入ㇾ間、自二門歸一了、民部卿杢五郎既ニ入ㇾ間、乙ニ觸了、兼慶院同觸穢了、　十五年三月八日、元長朝臣宿所穢、禁中丙穢云々、

〔宣胤卿記〕長享三年〇延德元年三月廿九日丁巳、依ㇾ召參內、以二民部卿一被二仰下一、室町殿〇足利義熙可ㇾ及二天下一、穢中御禊大祓事、可ㇾ爲二如何一哉事也、此條更不ㇾ可ㇾ憚之由申入、但猶可ㇾ尋二遣兼俱卿一之由有ㇾ仰、　四月三日辛卯、室町殿穢事、禁中不ㇾ可ㇾ穢之由有二其沙汰一、不ㇾ可ㇾ叶事也、後聞甲穢不ㇾ可ㇾ參內、乙以下可ㇾ參云々、

立札

〔侍中群要〕七宮中觸穢事
　僅得實之後、召仰左右兵衞靭負等陣令立札日限滿了拔却之、
〔禁秘御抄〕下御物忌
　諸穢皆大内別司各穢也、不引禁中、禁中又不引諸司、有穢仰諸陣令立札、（康保元、弘徽殿梁上懸下小犬死時如此、）
〔三代實錄〕四十九（光孝）仁和二年九月十二日丁亥、爲發遣奉伊勢大神宮幣使、天皇欲御大極殿、乘車未出、有人奏聞、畫所犬死、於是太政大臣及諸公卿議曰、畫所者在宮門左右衞門陣之内、若當行神事、諸司有穢立札於衞門陣、告知事由、不聽出入、爲潔禁中也、
〔本朝世紀〕天慶八年八月五日戊辰、内裏從四日有犬產穢、諸陣立札、
〔日本紀略〕三（村上）天曆元年二月十七日癸酉、今月四日左近衞府少將曹司、犬咋入死人頭肩片手、仍彼府立卅日穢札、而御修法所童不知穢札由、用件府井水、其穢交及内裏、有沙汰被定七箇日穢、
〔大神宮諸雜事記〕一應和二年八月、祭主元房參下間、齋宮下部一人參會於途中云、齋宮南門御階下打入髑髏也、仍宿直人々今朝見付侍、雖然寮頭被參云、專不可有觸氣之由被定了、仍齋王令參宮給之由一定了者、爰祭主被問件事、不被（志天）座於離宮別宿、即被示於大神宮司云、五體不具者忌七日也、而齋内親王御祭〇（祭、恐參誤）宮之由云々者、有被穢氣之恐、寮官共不可列座大祓也者、宮司可被量行歟者、而聞齋宮令著座於離宮了、仍宮司以此由申送寮頭之處、返事云、髑髏事實正也、然而彼（波）外門之事也、加之以今朝令取弃之者不令歸參也者、有何等穢氣哉者、宮司不隨身寮官（志天）奉仕大祓之後、忌殿之前（仁）立寮官穢氣之札（天、）寮人不令往反（須、）因之齋内親王留坐於離宮院、過七日之後、以廿二日被淸、令參於二宮給已了、而後齋宮注此由奏聞、仍被下宣旨、祭主宮司寮頭共被召上（天、）於官庭以同七月廿三日被對問之處、祭主元房陳申旨、尤有奉公之忠節者、即公卿僉議云、祭主尤可蒙褒賞也者、又宮司南門御橋之許、打入髑髏有沙汰（天）不被免下也、

〔園太曆〕貞和四年十月五日、南庭東頭木柴下、見付生頭、仍七箇日穢也、仍申其子細、令立觸穢札了、其札云、自今日七ヶ日穢也、貞和四年十月五日、

〔延喜式三臨時祭〕凡觸穢惡事應忌者、人死限卅日、(自葬日始計)

〔文保記〕一觸穢日數付改葬穢籠僧等禁忌

人死穢卅日(收葬穢同前〇中略)

自葬送日穢卅日如恒(但火葬者拾骨後、自納置日計之、)

一井落入死人以失時爲穢始事

建久二年十一月八日朝、齋宮井底有死人之由雖見付之、去月晦日夜、雜人夫一人落井之由分明之間、彼申間往反雜人等觸于神宮者也、其上壽永三年正月、內人福松子、并延慶三年七月宇治住祇王次郞子例等同前、以失爲穢始也、尤同以見付不爲穢始、以失日爲穢始事、見于建保六年六月御祭記、

一人若畜死後雖爛壞以見付爲穢始事

就永久三年十二月廿四日常行神主(二禰宜是也)問、大判事三善信貞答具也、

〔拾芥抄下觸穢〕人死穢事

五體頗雖有溫氣、以絕氣可爲死期云云、保安二年正月廿五日、內裏內膳御膳宿邊、有頓死女之時、有此沙汰、信貞申狀如此、明象申不可然之由、然而依信貞申狀、可爲穢之由議定云云、

〔諸社禁忌〕死穢

大神宮(式文卅ヶ日、喪家五十日憚之、但自葬送日卅日以後、服轉往反輩當日憚之、)　石淸水(五十日)　賀茂(卅ヶ日、喪家五十日、)　松尾(五十日)　平野(卅ヶ日、喪家五十日、)　稻荷(五十日)　春日(卅ヶ日)　大原野(五十日)　住吉(卅ヶ日)　日吉(五十日)　梅宮(五十日)　吉田(喪家五十日、但葬送以後卅日、往反不憚、)　廣田(七十日、或如普通、)　同南宮(七十日)　祇園(卅ヶ日、喪家五十日、)　北野(卅ヶ日、喪家五十日、)　貴布禰(卅ヶ日、喪家五十日、)　日前(一年、但五十日以後、同火七ヶ日、)　天野(卅ヶ日、或五十日、)　熊野　金峰山

〔御改正服忌令〕死穢一日　家之内にて人死候時、一間に居合候者、死穢可受之、敷居を隔候得者穢無之候、一間に居合候共、不存候得者穢無之、二階にても、揚口敷居之外に有之候得者穢無之候、家なき所に死人有之時者、其儀有之地計穢候、家主死去候ても、死穢之儀差別無之、死後其處へ參候とも踏合之穢なり、

〔享保集成絲綸錄忌服穢十七〕貞享五辰年五月

服忌令追加

一父母妻子兄弟幷家來に服忌有之候共、其身に服忌かゝらず候はゞ、行水次第穢無之、

一居屋敷之內、死人有之候は一日の穢なり、但不知候へば當日も穢無之、

一家主方ニ死人有之候は、別棟ニ候ハゞ借宅之者には穢無之、借宅之者方ニ死人有之候共、別棟ニ候はゞ家主に穢無之、但同棟に候はゞ家主借宅のものともに一日のけがれ也、

〔大神宮諸雜事記一〕神龜六年正月十日、御饌物依例於豐受神宮調備、從彼宮參於大神宮之間、宇治田山之迫道、死男爲鳥犬喰、肉骨分散途中、然而忽依無道去之道、件御饌物乎實微天合期供進已了、爰同年二月十三日、天皇俄御藥、仍令卜食、神祇官陰陽寮勘申、巽方大神依死穢不淨之咎所祟給也者、卽下賜宣旨於國司、大神宮被搜糺之處、件浦田坂死人之條、依實注申、隨則同三月十三日、依右大臣宣奉勅下勅使、且被謝遣件不淨之由、

〔三代實錄五清和〕貞觀三年四月十七日辛酉、修賀茂祭、先是內藏寮有人死穢、仍勅使自縫殿寮進、

○按ズルニ、本書此他元慶二年四月、同六月、仁和元年九月ノ條ニモ死穢ノ事アリ、

〔日本紀略十三後一條〕寬仁二年五月十二日癸酉、瀧口陣雜仕女於本所夜頓滅、仍內裏卅日穢出來、以左右衞士令取出玄暉門方、廿四日乙酉、奉幣丹貴二社依祈雨也、但於左衞門陣外被發遣之、宣命以不穢紙用之、不奏聞、

〔扶桑略記二十九後三條〕治暦四年十二月十一日己酉、月次祭使大神宮祭主大中臣元範宅、有死穢、勘件役之山有風聞、神事違例之怖、殊甚叡衰、仍搦捉元範從者幷近鄰住人等、拷訊雖無承伏之□神祇官陰陽寮等所卜筮有穢氣者、仍被召留元範、餘神事皆以停止、

〔中右記〕永長元年三月十六日丙午、從今日四ヶ日內、御物忌也、依例雖可有石淸水臨時祭、從去九日至來月七日穢氣止之、件穢元者、去七日住吉社神主津守國基建立大伽藍、啒請前權少僧都慶朝、遂供養之間、當國他國、結緣之輩數千成市、男女並肩、譚庭無隙、仍爲遂法會打拂之間、老少男女數十人、自入池水夭亡、其後不知案內、請僧樂人同九日參禁中也、凡天下人々多以觸穢、仍被止臨時祭了、

〔康富記〕享德三年二月三日乙酉、自局務外史有消息之次被示送曰、依北野社穢爲天下觸穢、仍今日諸社祭延引也云々、廿日已後可被行歟、或傳說云、去月廿四日社頭有死穢、而不及沙汰之間、翌日廿五日以來、如常諸人上下群參、曾不知穢氣之處、近日彼社頭觸穢事露顯之、依之及爲天下觸穢、希代珍事也云々、後承分北野堵勸進僧弟子殺害師云々、

〔吉田家日次記〕應安四年十月十五日甲午、史生久登參申云、自去十二日本官觸穢、是被殺害女人在之、長官仰散所被退之云々、予下知云、自取棄日可爲卅日也、

應永九年七月四日乙酉、昨日於北野宮中門內白大夫殿社御後邊云々有死人、被殺之男倒死、昨朝見付之、穢氣勿論之間、御手水神事幷祭禮可被延引之旨、公文所禪尊法眼參申、入北山殿云々、所驚存也、尤被行清祓可有祈謝之沙汰歟、

〔資益王記〕文明十四年正月廿六日、飯尾大和守給仕者云、今曉弟近江守死去、中風、同四壁內門一也、自今隔墻可爲別門、而者不可穢哉、答、其時節則隔之者可爲各別、既移時剋上者、可爲卅ヶ日之由申了、

〔涼源院殿御記〕寬永九年正月十八日、左義長ニ伺公申候、シユクヂキ北面一人、速水右近也、左義長

ノホコリ候所ヘ參て、扉ヲ取申候テタフレ申候下ニ成、十七八計ノ者一人燒死、吉田口荒神ノアタリノ者由後承候也、右之樣子承候而、急御門外ヘ取出サセ申候、右之樣子山形木村ヲ以、前內府(〇三條實萬)ヘ談合申候ヘバ、穢申間敷由申來候間、則長橋殿マデ其通申入候、其後又兩人長橋殿ヘ召レ伺公申候ヘバ、今朝橫死申候者、仙洞(〇後水尾)ヘモ御窺候ヘバ、露顯之所ニ如何候、思召之由被命候、如何可有カト御尋候處、左樣候テ觸穢可相成由、前內府御返事被申上候也、

〔宣順卿記〕慶安四年四月廿一日、自江戶上洛之輩、昨日迄之穢ニテ、今日各參內云々、勅問、白川穢ハ自葬日云々、吉田葬日ヨリ穢云々、傳聞、故相國(〇家光公)當月六日葬日光山云々、(先去月廿三日江戶東叡山ヘ出給也)

〔忠利宿禰記〕承應三年十一月十五日辛丑、傳聞、今日內裏觸穢之限也、(自御葬送〈後光明〉及廿箇日)仍諸社撤注連、往反如恒云々、

〔倚房卿記〕享保五年二月十日、女院(〇承秋門院、東山后幸子)崩御、(中略)戌剋許參內、外山前中納言大藏卿等申合、議奏迄右之趣申達、先是崩御之旨達叡聞云々、仍以表使女房奉絕言語旨申上之、伺御機嫌之後退出、(中略)園中納言被申渡、依觸穢御沙汰、內侍所召之間可被隔、其議可被申付云々、(是從延寶年中式也、每々觸穢之節如此、觸穢不甘心義也、)卽其趣申付修理職畢、出來之後有混穢之儀云々、修理職津田友之進云、先年東山院崩御之節、以板隔之、其後新上西門院凶事、其外依關東之儀、觸穢之節等以竹計之垣隔之云々、可令如何哉、於板圍者中々急ニ者不出來云々、(中略)仍而此度不及板、竹計ニ而相濟了、

〔均光卿記〕寬政六年七月十二日丁酉、故帥宮(〇光格御父典仁親王)今夕入棺云々、依之禁中洞中女院中宮等勿論、官家之輩悉觸穢、已前不混之、或混之不分明、於他國者勿論無沙汰、此事後日記之、　十六日庚子、今日御靈祭幷神幸等、依觸穢延引、　八月一日乙卯、傳聞、自去月十二日天下觸穢、而武家等不肯、頻殘靑鳥申云、天明三年前盛化門院(號新女院、諱維子、〇後桃園后)崩之日(十月十二日、實九日)、觸穢之事無沙汰、當時(差天明三年)准后(內前公、門院御父、)攝政(尚實公)等令奏聞給云、門院者當今爲御養母、何可無此事哉之由、仍經數日有觸穢、

殺人穢

〈甚珍事希代之事也〉而今度以御實父薨去有此事、不得其意之旨、頻申企之間、不得止而一般仰下之上ハ、非可止之間、官家計可爲觸穢之旨被仰下矣、於神社者、少々止觸穢矣、以武家沙汰、町家市之輩、各自此日止之者矣、古今未曾有之事乎、〇中略 始自武家、天下觸穢之事雖觸之、相違之間無觸穢之事旨又觸示之、故下御靈社神主別當聞之開社門、又高辻子天神同開門、是以亀忽之由風聞、於稻荷社、社司等不承諾曰、始有觸穢之間、以注繩閉社門、不令入於人、已有聞穢之名、全體穢ハ無形者也、在穢焉名者觸穢也、如何始聞其名、雖知其僞可改哉、於不過三十日者、於當社不免開門矣、武士等不能答、有其可謂理之由褒美之矣、誠可然事歟、當家鎭守社鳥居前以繩閉之、自去月十二日不令入於人、勿論以三十日日限終、可通人之命守人、　廿二日己亥、觸穢之限今曉子刻也、

〔文保記〕切人頸者三十ケ日爲穢事、是者引居切事也、

〔觸穢問答〕問云、人ヲ殺害スル、其殺シテ觸穢スルヤ否、答、キリステハ當日計穢也、スヱ物ハ卅日、

〇按ズルニ、次ニ引ク所ノ中右記ノ文ニ據レバ、古ハ切捨モ死穢ト同ジク、三十日ノ穢トセリ、

〔中右記〕天永二年十一月四日、被仰下云、〇白河 下野守明國爲成要事、密々下向美濃國之間、於途中爲答無禮者、與往反人成鬪亂、切三人者首了、〈是信濃守廣房郎等、幷左衛門尉爲義郎從、〉其後歸京、參所々畢、穢氣遍滿天下之由旁有其歎、仍召取明國郎從、令檢非違使勘問之處、毎事實也、　七日、晩頭參院、殿下令參給、被仰云、下野守明國觸穢之事、未有一定、召從者二人、被問之處、一人申穢之由、一人申無之由、於今日被拷問後可一決者、　八日、晩頭依召參院、殿下別當新宰相、〈爲〉於殿上人々被定明國穢氣事、最前所召進之舍人男菊成申穢之由、次侍男申無穢之由、未切之間、此夜半夜廻檢非違使盛重行一條邊之間、搦袋持下人、成奇見袋中有綴牛皮一領、已直付也、問本主、是下野守明國一日所殺之男物者、仍自然穢氣之由顯然也、仍人々穢不可輕申、又明法博士等申此旨一定穢之由、頭辨奉仰云、五節諸社祭被止、臨時祭來二月者、件穢及今日卅日由、

五體不具穢

〔實隆公記〕文明十五年七月廿一日、參二條殿、細川有良使行吉尋云、昨日於三間廐人ヲ沙汰サセ了、七時分事也、夜ニ入テ取出之、穢限事如何、申云、卅ケ日三轉憚之、又同使ユキヨシ來、自門不出、築地ヲクヅシ出之間、不可爲穢歟、又手ニカケテ致沙汰者何ケ日歟、答、門築地クヅシテ依出、穢限不可相替、卅ケ日也、致沙汰者モ卅ケ日之外、不可有之由申了、

〔北山抄四〕雜穢事

五體不具穢、其日數不定、或忌卅日、依其體已斷、一手足等不具歟、或忌七日、唯有一手足等、依其體猶斷歟、或不爲穢、依其一手一足經數日歟、

〔法曹至要抄下〕卅日穢事

說者云、死人雖爲五體不具、胎以下腹以上相連者、忌卅日、又云、全燒一身灰、尙可爲卅日穢、

按之、死人灰、因准法條、雖無所見、尋勘先例、最有用穢、先儒所說亦以如此矣、

七日穢事

說者云、死人頸若手足切、謂之五體不具、又云、死人灰少々、准五體不具穢可忌七日、

〔文保記〕一觸穢日數附改葬穢籠僧等禁忌

五體不具三日或手或足、或頭或骨類也、雖無手足、令六腑相續者、謂人骨日、畜類五日、無血氣古骨非穢限矣、

人骨依其色赤定觸穢事

有人頭、雖無血肉、其色頗赤、而爲烏犬咋入曲内、可有穢之旨、見保安三年八月大判事三善判答、七箇日穢也、古老口實抄云、神官人、血氣未去以鹿骸入家中、從神事事尤可有思慮也、古骨掃除人、當日不可從神事之由代々明判具也、況血氣骨哉、○又見永正記

〔法曹至要抄下〕死人六畜白骨不爲穢事

說者云、五體不具之骨、經年序無血氣者不爲穢也、

按之、雖不載式典、謂死人、謂六畜、五體不具之白骨幷頭等、無宍血氣之時、先例不爲穢、先儒所說亦以如斯矣、于今不爲穢也、

〔三代實錄 七 清和〕貞觀五年十月卅日己丑、大祓於建禮門前、以犬嚙死人骸入神祇官故也、

〔大神宮諸雜事記 一〕貞觀十五年九月十六日朝仁、外宮一鳥居之許、新觸髏犬咋持來、然而祭使參宮、齋宮如例供奉、其後自同年十月十七日、天皇御藥御坐須、本官陰陽寮勘申云、巽方大神依汙穢事令祟給也者、依宣旨搜糺之處、件穢事明白也、仍同年十二月廿七日禰宜宿直內人等科中祓、且其由被祈申、勅使參宮了、

〔日本紀略 四 村上〕天德四年十月四日庚午、奉幣伊勢大神宮、而今夜左近衞府有死人頭、仍有大祓、外記勘申、五體不具穢七日云々、　廿三日己丑、去廿一日綾綺殿壇南出骸骨、准五體不具有七日穢、

〔日本紀略 六 圓融〕安和二年九月四日戊申、內裏有五體不具之穢、七日爲限、

〔左經記〕長元四年二月一日戊寅、參殿、大外記文義朝臣云、小野宮小兒無一足、犬喫入之由有被申者、頃之召余參御前、被仰云、右府被示云、昨日小兒無一足在家中、若是犬喫入歟、勘先例、如此之時、或准五體不具忌七日、或猶被定可忌卅日之由、隨仰可左右者、見先例無手足首腹等相連時、猶被忌卅日、恐如聞身體具足唯無一足者、敢不可爲七日穢、但令外記勘先例可一定也者、申云、被仰之旨尤可然、慥尋先例可被定仰也者、入夜退出、　二日己卯、依召參殿、仰云、右府穢猶可被忌卅日也、其故者延長承平間、首腹相連無四支之兒穢被定、以彼准之、此度猶重、仍可忌卅日之由令頭辨示右府、

○按ズルニ、本書長元七年十二月八日ノ條ニモ、亦五體不具穢ノ事見エタリ、

〔左經記〕長元七年八月廿四日辛巳、早旦中宮亮被光臨云、近曾竊盜入來、取雜人物、搦其嫌疑者令候之間、其從女取死人灰持來之由云云、驚奇令問其從女之處申云、主女相語云、數無犯之實、永遣身恥、服死人灰欲死、少々可取來者、以此由告主女母、母令他人取件灰、仰可持來之由、仍加飯持來令服了

寄、可爲穢歟將如何、余答云、先例不覺事也、如此臨時事、申關白殿、○藤原兼經可隨御定歟者、卽參殿、後日
來云、殿仰云、尤可有議事也、先問法家者、問其詞欲會釋者、卽招明法博士道成問此旨、諫云、如此之臨
時事、法家難申先例、多隨勅定者也、但推量准五體不具穢、七ヶ日可忌歟云云、　廿六日癸未、早旦參
殿、申事雜事之次被仰云、兼房朝臣宅持來燒死人之灰云云、其穢猶可忌卅日歟、推而思事理不可爲
七日穢者、余申云、如此之臨時事、只可隨御定者、

〔扶桑略記 二十九 後三條〕治曆五年四月十三日己酉、大炊寮觸穢聞、供御及諸宮所々之熟食、於主水司令供
進、件穢往還下人、以死人頭投入寮中云々、

〔玉葉〕安元元年十月二日己卯、巳刻許自女院御方人來云、自今朝犬死穢出來云々、仍閉中門不通人
之間、同到文庫上、立屋内有生骨、其長八寸許、人頭骨云々、雨穢一時、深以足爲恐、　八日乙酉、穢限滿今日、

〔勘仲記〕弘安七年九月廿一日丙申、今日自住吉神主許飛脚到來、五體不具穢出來之由申之、

社解云

住吉社大神宮司等解申請天裁事

請特蒙天裁、任先例經御沙汰、式日神事以前遂解謝、被勤行神事、五體不具穢子細狀、

右謹考案內、今月十九日、第二神殿北荒垣內楠木本、五體不具穢物見付之、禽獸之類所咋入之歟、仍
於穢物者、任例以清目之輩、卽時取退已了、而來晦日玉手嶋御祓神輿御行神事依爲式日、當時致齋
中也、境節汙穢之條、神慮尤所恐也、望請天裁早任先例、被經御沙汰、來晦日以前被行祈謝、欲令勤行
神事矣、勒在狀謹解、

弘安七年九月　日　　權祝正六位上津守宿禰浦實○以下署名略

廿二日丁酉、住吉社解、付傳奏二條前中納言所令奏聞也、境節不出仕之間所令付也、且又先例沙汰
之次第、相尋官之處如此注送、

住吉社觸穢例

保元三年九月七日、住吉社司言上云、老法師不知本住所幷名字、夜中入社頭、臥三神殿北面庭死去了、今日卯時所見付也、而九日節供、十三日相撲、幷晦日御祓神事、爲蒙裁定言上者、同月十六日、可勘例之由被宣下之、同月廿四日、被行軒廊御卜、同年十月七日宣旨云、且注進神事違例不淨、且遣神祇官人、令淸祓三神殿北面庭者、

正元例、新大夫史顯泰注送、

正元元年九月四日宣旨、住吉宮司等注進言上、相撲會宿院北廊、童一人死事、令勘例、同月十五日宣旨、住吉社相撲會宿院中、去月十四日小童一人ロロ仍件祭式日延引、來十九日可遂行之由社司等言上、期日以前早差遣神祇官人、件穢所宜令祓淸者、同閏十月廿九日、被行軒廊御卜、同十一月十二日、被下新謝宣旨、

廿七日壬寅、住吉社觸穢淸祓事、任正元例、御卜以前穢限之間、今日宣下權中納言了、

弘安七年九月廿七日宣旨

住吉社第二神殿北荒垣內楠木本、五體不具穢物在之、卽時取退之由社司等言上、來晦日神事以前、早差遣神祇官人、件穢所宜令祓淸者、

藏人治部少輔藤原兼ロ奉

諸司祭物書遣御教書於面面長官許了、所給官使也、

〔吉田家日次記〕應安四年十一月九日戊午、今夕兼遠宿禰送使者於大副云、今日平野社第四神殿後、犬喫入人頭畢、仍五體不具也、祭禮事可爲何樣哉、大副答曰、五體不具穢七ヶ日條勿論也、

應永十年閏十月一日乙亥、奉拜園幷韓神社了、○中略去月二十日仰行嗣、淸祓可供神膳由下知之處、彼社內見付五體不具穢物之間、持歸神供云々、仍今日重下行少料足供御膳了、彼穢事可注進公方

也、尤可被行清祓歟、

〔資益王記〕文明十三年閏七月廿四日、勾當內侍奉書到來、依五體不具穢、御拜御代官事、

〔延喜式三臨時祭〕凡改葬及四月已上傷胎、忌卅日、

〔文保記〕雜穢沙汰文別條云、〔雜見師主日記也、取詮、〕嘉元三年五月七日、橘丸氏王判官信景問云、母死去之時、存可土葬之由、著棺之後、有所存、取出之、令火葬、拾集其骨、分納于方々畢、其一分於取天入瓶子、上岡乃木本仁遙久令閣之後、經數月、令土葬、而葬所便宜惡之間、爲退他所、可改葬之由存之、於爲最初一體之土葬、雖不可不審、火葬之後分置于方々、其一分於令葬之間、依爲五體不具、不可有式禁忌歟〔土中〕之、一〔行忌〕二〔常儀〕答云、火葬之後拾彼骨、分置方々上者、五體不具之條雖勿論、爲孝子取其一分、令土葬、經年序、令改葬之上者、雖爲五體不具歟、但於下手改葬族者、雖爲七ヶ日之穢人、至孝子已下之親類者、改葬之禁忌、如式可受之歟云々、令定于其儀禁忌畢、但此下手人七ヶ日穢不審也、凡改葬者、其骨雖納少分、改葬之時穢卅ヶ日也、所謂元永元年十月廿八日問狀云、〔取要〕骨長二三寸、弘五六分計也、員七八粒云々、明法博士中原明兼答云、神祇式云、改葬忌卅日、釋云、改移舊屍云々、就同問狀、主殿允中原某勘答之趣同前也、文治五年七月十一日、明法博士中原〔某〕答又以明鑑也、但寛元二年十一月廿五日、八太御厨火葬骨三分之一穢事、准五體不具七ヶ日、是非改葬故也、彼時沙汰云、嘉應二年例者、併依納瓶子、卅ヶ日穢也、明法博士兼俊判也、延景母改葬穢、依分納其骨於方々、是又七ヶ日觸穢歟、

〔御改正服忌令〕改葬遠慮一日　子は不殘遠慮、但不承候者、追而不及遠慮候、忌懸り候親類、改葬之場へ出候者は遠慮すべし、忌不懸親類は、其場へ出候共不及遠慮候、改葬之主に成候者、他人にても一日遠慮すべし、附堀起候日より、葬候迄日數有之候者、子は不殘堀起候日と、葬候日と、二日之遠慮なり、他人にても改葬之主に成候者は同斷、但堀起候翌日より、葬候前日迄は、幾日にても不及遠慮候、改葬之儀、遠所にて申付、日限存候者、其日遠慮すべし、日限不存相濟候後承候者、追而不

及遠慮候、

〔大神宮司神事供奉記 二〕仁治四年〇寛元元年三月一日、内七禰宜經元、自去月下旬七箇日故障、伯父僧應俊先年死去、而今令改葬云云、

發墓穢

〔文保記〕一堀墓穢事

建永二年五月十三日、於伊蘇住人武延居住之埦内仁、有入人骨瓶、而住人次郎冠者堀出之、仍爲卅ヶ日穢、永元五年二月七日、至伊蘇之袴田野號宇博芬、依堀出白瓷瓶子、差神宮使等令致沙汰之處、破瓶尻實見凝付、似灰土之間被定穢了、迄三月七日也云々、

建保五年四月五日、堀岩三位隆範新御堂塚之時、堀出鉢瓶各一口之間、被定卅ヶ日穢了、永仁元年八月八日、於宮田堀墓之時、堀出塗桶様之物、長三寸許物在其中云々并大刀以下之時、有卅日疑穢、仍及外宮奉止御饌畢、但治承元年十一月日、明法博士中原元廣答云、就法條目准之、發觸冢墓死骸露顯之時爲穢者也、又建長八年二月八日、左衞門少尉中原章行敷答云、件舊墓雖稱墓所之由、於無死骸者不可有穢矣、法家勘答雖如此、建保永仁被定卅日穢畢、就中永仁之時、此勘答事、及沙汰之處不被用之、任先例被定穢者也、是准改葬之儀爲卅ヶ日之穢歟、〇又見永正記

產穢

〔延喜式 三臨時祭〕凡觸穢惡事應忌者、人死限卅日、自葬日始計、產七日、

〔古老口實傳〕一產忌事、血留九十日以後者、停止參宮也、宿館同前也、產生穢七ヶ日也、無血氣者、六十日以後自產屋令通也、七十日以後者、同宿參宮無憚云々、火者百日忌之、

〔文保記〕雜穢沙汰文第二云、產之間、兒出胎之時、可穢始歟、將胞衣出之後可爲穢始歟、產事子出胎者、不知胞衣出不出、以生爲始也云々、此儀不能左右、以胞衣無定穢、以生定穢也、所謂生產穢也、凡胞衣者、以吉日後日雖納之、產穢者自所生之日、七ヶ日忌之也、又爲他人號腰抱、迄子出生之後、令居產屋者可爲穢也、只以氣止定死、以出生定之故也、寬治八年十一月法家答云、式云、產穢忌七日者、旣稱產

子、待誕生而始可有此謂云々、

〔拾芥抄 下末 觸穢〕産穢間事

水工抄云、寛治六年十一月廿二日、内府〇藤原師通命云、産所之人、後事未成之前稱不穢如何、匡房申云、更不可然事也、

或記云(中略)産生之後、胞衣不下前不爲穢事、雖無指所見、人以言傳之、穢事依從輕之説、強不忌之歟、然者胞衣不下之間、不切臍緒者不爲穢也、雖胞衣不下、已切臍緒者可爲穢也、不切之間、雖一夜不可爲穢也、大判事明基、産穢事有種々説、仍問明成、續文云、觸不審事、右産穢事、七箇日勿論、而神祇之靈相通之所、所七箇日、産所并産婦所、并産婦來所、可忌卅箇日之由申之、何様云々、謹檢神祇式云、凡觸穢惡事應忌者、人産限七日、又條云、甲處有穢、乙入其處、謂著座、下亦同、乙及同處人皆爲穢、丙入乙處、只丙一身爲穢、同處人不爲穢、乙入丙處、同處人皆爲丁穢、入丙處不爲穢者、如斯文者、産穢限七箇日云條、式具明存、産婦相通所、同爲七箇日穢歟、可忌卅日之條、皆見未審、但於産婦者、雖爲卅箇日、以後不可從神事之條勿論歟、於社家更無異説候、仍注進如件、延喜(延喜恐康和誤)三年十二月廿二日、大判事坂上大宿禰明成、

〔簾中抄 下〕さん七日　このごろは、神事には、卅日いむこともあり、

〔諸社通用神祇服紀令大成〕雜穢物忌

一産穢三十日也、七箇日以後、無乙丙展轉之儀、八日目ヨリ出入、同座同火之人、二夜三日居間隔テ大神宮以下諸社參詣不苦者也、

〔御改正服忌令〕産穢　夫七日　婦三十五日

遠國より告來、七日過候者穢無之、七日之内承候者、殘日數之穢たるべし、血荒流産同斷、尤妾之産穢之時も同例、

〔大神宮諸雜事記 一〕弘仁四年九月十六日、豐受宮大内人神主眞房妻、參詣於彼宮御祭天、祗候玉垣下之間、件女乍坐産生畢、即赤子搔入袖天退出也、仍宮司註其由、上奏早畢、因之以同月廿九日、被祈申件非常産穢之由、〇中略件眞房夫妻共、科大祓、解見任已畢、自今以後姙胎女不參入於鳥居門也、即起請被下宣旨又了、

〔玉海〕承安二年七月七日甲戌、今日法勝寺御八講結願無御幸云々、是則南都僧等參賀于殿下〇原、藤基房產、以其身、參法勝寺、法皇〇後白河忌產穢卅日給之故也、白河鳥羽兩院共雖被奉崇熊野叡山等、除御參詣之時外、未忌給產穢卅日者也、而至于此御時者、傍祐兩所之靈社故有數日之忌禁歟、謂其歸敬、已越先代者也、抑依式文有限、於內裏者不被忌七ケ日以後然而至于參禁中之人不參院中也、是依御信心之餘、雖有卅ケ日之忌、更非式條之所載又非法令之所指、仍被略兩〇兩恐丙誤穢云々、是又頗權議歟、近世事不存首尾、　九月十六日壬午、今日神祇權大副卜部兼康來、依昨日遣召也、神事之趣條條尋問之、〇中略

一產穢日數事

七ケ日也、但其身三十ケ日不可參入、是近代儀也、使者往返、七ケ日之外不可憚歟、

〔續古事談〕四神社佛寺兵庫頭知定トイフ陪從アリケリ、產穢ニ入テ廿餘日ヲヘテ、八幡ノ御神樂ニ參勤テカヘリテ事ナカリケレバ、又臨時祭ニ參タリケルニ、舞殿ニテ鼻血アエタリケレバ、恐ヲナシテマカリ出テ思樣、コノ產穢ノ外不淨ノ事ナシ、コノタヽリニヤトウタガフホドニ、知定ガムスメノ十歲バカリナルガ、俄ニ氣色カハリテ、知定ヲヨビテイフヤウ、我ハ八幡ノ御使也、汝ヲ誡メムトテ來ル也、イカデ產婦トイダキテテ大菩薩ノ寶前ヘハマキルゾ、仍御勘當アル也、早ク御神樂ヲシテ勘當ヲユルベシ、汝ガ歌ヒサシクキカズ、我愛スルトコロ也、ハヤクウタフベシ、又稱鹿サラニクブベカラズ、大菩薩ニクミ給物也トイフ、知定申樣、產穢ヲバイク日バカリイムベキゾヤ、女子云ク、三十日イムベシ、ワレオトナニツグベケレドモ、一ニハウタガヒアルベシ、一ニハケガラハシ、ヲサナキモノハウタガヒナクケガラハシカラズ、コノ故ニ託宣スルナリトテサメニケリ、知定人々カタラヒテ、八幡ニ參テ御神樂オコナヒケリ、

〔園太曆〕貞和三年六月十一日壬午、月次神今食、依武家產穢延引之由被宣下云々、自院御書、被用產

穢七ヶ日、否事、　十三日甲申、參祇園旅所、武家產七ヶ日內也、天下遍滿不審之間、宮家師前執行靜晴法印遣尋之處、丙穢三ヶ日已後參不可有相違云々、仍今曉參、女房幷妹小女等同車也、辰斜歸宅、十五日、長顯朝臣入來、御幸延否尋之、所詮未分明云々、就其以後朝臣申入御所、小時持來勅答、延引云々、神妙歟、產穢卅ヶ日中、行幸御幸已下神事例事師利請文到來、所詮無所見云々、卽進入御所了、〇中略大夫史清澄來、產穢間神事例持參之、進入御所了、產穢日數被憚神事兩樣例一通、隨所見注申上候、凡件穢限、公家七ヶ日可被憚之由、載式文候歟、而後白河院御遜位以後、被憚卅ヶ日之樣聊見及候、但正和四年七ヶ日以後、被立貴布禰社奉幣使候畢、所詮兩樣之間、先規不同候乎、內々可得御意候、恐々謹言、　六月十五日　　清澄上

〔吉田家日次記〕應永十年十一月十三日丙辰、御靈社服紀令事、彼神主相尋予之間、〇中略如此書遣了、俊二中讀一用二和字一〇中略

一產のけがれ、產所三十日なり、七日すぎては二てん三てんをいますず、さりながら社參候はんとての三日のなか（の事なり）ニ夜は、通達をとゞめられ候べし、

〔資益王記〕文明十六年三月五日、甘露寺尋云、

郭內棟各別在所、產穢ハ七ヶ日已後無經廻候、參內不可苦候哉、謹言、

三月五日　　親長

白川殿

郭內雖爲棟各別、門一ツ者、只同所候歟、產七ヶ日已後者、於他所被隔一宿、御參內可然候、恐惶謹言、

三月五日　　資益

〔二水記〕永正十七年三月廿四日、高倉參伏見殿、依觸產穢也、於予亭者不能通達淨分也、參番亞相殿

御代也、今朝伯三位〇雅業王對顏之次、產穢事相尋畢、返答之趣註左、產穢事七日之間者、可有甲乙丙等穢也、七日以後者隔其穢也、總別觸穢事、當時任雅意條尤不可然事也、或云雖爲同四壁之內、別人相交テ、而モ門別ニアラバ、不可爲同穢歟云々、此事一向不可然、縱ウラオモテトホリタリトモ、往古ヨリノ小路ニアラズンバ、只可爲同穢、更不可有差別、但垣ヲ構ヘ別ニ通路ヲモセバ、小家ノ內ナリトモ不可苦也、或又注連ヲモ可張也、努々ウラオモテトホリヲ、其內廣大ナリトモ、昔ヨリノ小路ニアラズバ、別ニヘダテヲ構ベシト云々、穢事誠當時任所爲事、返々無正體事也、爲後誡今記之耳、

〔傳奏日記〕享保十三年正月一日壬子、從舊臘廿九日產穢ニ依テ不出頭、

〔大猷院殿御實紀六十三〕正保三年正月十七日、御產穢によりて、紅葉山御宮參停廢せらる、

〔享保集成絲綸錄十七忌服穢〕元祿元辰年十二月

上野紅葉山增上寺御參詣之時

一產穢之者與相火は、行水次第に而供奉不苦候、但內陣へは遠慮可仕候、但前日暮六時より同座同火に而無之候へば、供奉御內陣迄も不苦候、

一產穢之者御免に而罷出候共、前日明六時より御城に罷在間敷候、〇中略

一產穢の婦人と、前日暮六時より同座同火に而無之候得ば、供奉御內陣迄も不苦候、〇中略

正月御社參之時

一忌服產穢之者と同火給候共、御社參之時罷出候に、行水仕候得ば不苦候、但御內陣への供奉、或は御役勤候者ば、前日暮六時より同座同火仕間敷候、

一御內陣江之供奉、或は御役勤候者は、產穢の婦人と、前夜暮六時より同座同火仕間敷候、

〔延喜式三臨時祭〕凡改葬及四月已上傷胎、並忌卅日、其三月以下傷胎忌七日、

〔文保記〕流產事、月水留後計月者四ヶ月、計日者八十八日、是流產也、血氣椎葉之細平樣也、委見正應六年沙汰文、在勘裁、保延六年、明法博士小野有隣者、限月不計日、明法博士中原明兼者、計日不計月、仁安元年、明法博士兼俊者、月水止之後、雖六十餘日、及四ヶ月者、可忌卅日之旨答之、嘉保二年、大判事有眞者、四月已下三月已上之文、只依月言之、專不計日、文治六年、明法博士明基者、可爲七ヶ日由申之、建曆元年、明法博士明政、雖有四ヶ月之號、僅以六十餘日也、宜爲七ヶ日之旨答之、注此等之例、正應六年三月十九日、自當宮成上解狀之間、被下明法之輩之處、大判事中原明盛者、七ヶ日之由申之、明法博士中原章繼者、卅ヶ日勿論之由申之、中原章文者、七ヶ日之由申之、中原章名者、卅ヶ日之由申之、不一揆、雖然神宮事異于他、可爲卅ヶ日之旨、以三月廿九日被下勘裁之間、令治定卅ヶ日畢、

〔拾芥抄下末觸穢〕忌三月以前傷胎事

弘仁十二年六月八日格云、四月以後胎傷與死同、三月以前不忌限者、今案此格四月以前獨立、此例三月以前未見忌例、今若准人產、定可忌七日歟、

或云四月以前胎傷者、准月水忌、懷姙女四月以前不可參社、夫不可忌、

觸四月以前後傷胎穢事在觸甲乙事

承曆二年爲房記云、四月廿一日甲子、去十四日二條院有穢、大納言室家傷胎、四月以後、後一條院御國忌講師、被請律師永豪、卽以參仕、其後永豪卽以參仕、其後永豪以同十八日參入新東北院、後冷泉院御入講、其同座人宰相中將家俊藤以同十九日參仕大內、又同座人式部大輔實綱朝臣、并殿下家司職事等參入殿下、件事廿日始有披露、仍殿下先召明法博士有眞、被問穢氣次第、申曰、二條院爲甲、入人永豪爲乙、永豪入處新東北院、並同座人實綱朝臣等爲丙、件人參入之處大內幷殿下爲丁、仍兩處無觸穢者、而或者申云、甲處入人爲甲、其入人處爲乙者、有眞又申云、穢物死骸、不取弃以前入人爲甲、取弃穢物後入人爲乙、是則法家之習也、卽又殿下、以大舍人頭長門令參二條院、被尋問件事、被申云、穢物卽日取

胞衣穢

弃乎、永豪之參、其後事者、有異又勘舊記例云、天慶八年十一月日、陽成院内犬咋入死人、其死骸卽取弃畢、而元良親王息王參陽成院還家、而春宮帶刀廣遠來于件孫王家、與同座廣遠參㷔華舍、卽大納言元方卿、於左仗召外記千桂令勘例、卽申云、陽成院爲甲、孫王家爲乙、同座人廣遠爲丙、丙人身穢、到處無穢、仍大内無穢氣者、被行神事云云、（但件記不知丙人記）又召大外記定俊被勘例云云、今日吉田祭可被行哉否之由、可候公卿定之由殿下依被奏達、召春宮大夫能長卿以下、於仗座被定之、任明法申、大内幷關白家爲丁穢、早可被行吉田祭之由定申畢、卽以頭辨實政朝臣被申此由、其後臨昏、殿下被立吉田神馬使、（中原章有勘答、生胎三箇月、可爲七箇日、於四箇月者卅日、式條既文、但謂及四箇月、人體猶不分明者、可爲七箇日之旨、先例勘答多之、仍先就勘問申此趣云云、）

〔諸社通用神祇服紀令大成〕雜穢物忌

一流產穢、三箇月マデハ經水ニ准ズ、四五箇月ニ至テハ既ニ形體決ス、全死穢ニ准、

〔日光山物忌令〕流產、五月の內は卅日、

〔御改正服忌令〕血荒　夫七日　婦十日　流產　夫五日　婦十日　形體有之者可爲流產、形體無之者可爲血荒、

〔日本紀略三村上〕天曆元年八月廿一日壬寅、此日朱雀院傷胎穢觸及内裏、爲卅日穢、

〔日本紀略四村上〕天德三年二月十三日戊子、右兵衞陣前裏、犬置落胎、爲卅日穢、　十一月廿三日甲子、大原野祭停止之、依落脫穢觸來内裏也、

〔勘仲記〕弘安二年三月廿三日庚子、早旦觸穢事出來、下女流產、傷胎忌（四月巳下）卅箇日由官人章兼返答、凡迷是非者也、仍馳走殿下門前、以擧俊朝臣申入其由、公私殊驚思召由也、

〔貞益王記〕文明六年三月廿六日、犬咋入胞衣穢、如何之由被尋下之間、可爲當日之由申入了、　廿七日、兼俱卿書狀到來、

昨日度々遂面上候條、本望存候、一ヶ條候事如何、無心元候、兼又只今勸黃門御入候て尋承候、禁

姙者穢

中胞衣を昨日入候由候、驚入候、仍觸穢事可ㇾ爲二七ヶ日一由申候、五體不具同類分、もしや產穢卅ヶ日中、七ヶ日三轉輕候は、胞衣之穢分候、其段內々可ㇾ得二御意一きと〳〵申候、若又御所意相違事候は、可二承及一候、內々申定事候間、きと〳〵申可ㇾ得二御意一候、恐々謹言、

三月廿七日　　象俱

不ㇾ及二返事一則行二向於門外一、予申云、抑胞衣事、可ㇾ爲二七ヶ日五體不具同類一之由、更不ㇾ及二覺語一、其故者產穢七ヶ日以後、或撰二吉曜一自然又出用中之時、經二數日一納二胞衣一之條古今流例也、雖ㇾ然自二其日一七ヶ日忌ㇾ之事、更ニ無之上者、不ㇾ可ㇾ過二當日一之由存ㇾ之、象俱卿申云、於二胞衣一者七ヶ日之條、法曹輩申之條所見有ㇾ之云々、此上者可二同心一之由申候、則參內民部卿ニ此分令ㇾ申處、則召二象俱卿於四足下一問答之處、此分令ㇾ申聞、有二所見一者可ㇾ爲二其分一歟之由予申了、且夜前之儀、無體流產血氣歟、若又胞衣歟、不二一決一間、旁當日之由申了、但可ㇾ爲二七ヶ日一之條猶不審也、追而可二尋決一、　四月三日、今月神衣祭齋籠也、依二胞衣穢一今日始ㇾ之、

〔延喜式 三 臨時祭〕凡宮女懷姙者、散齋日之前退出、〇中略其三月九月潔齋、預前退二出宮外一、

〔禁秘御抄 中〕神事次第

姙者五月以後忌ㇾ之、或三月已後、同夫當月猶不ㇾ忌、不ㇾ入二內院一許也、

〔江家次第 十二 神事〕公卿勅使

十二日、〇中略參二豐受大神宮第一鳥居下一、（寄御人者脫ㇾ之、其內弓箭不ㇾ入、大刀不ㇾ着、）下馬行列、（姙者之夫不ㇾ入二內院一、）

〔拾芥抄 下末 觸穢〕姙者幷夫忌事

姙者三月後、神社不ㇾ參、夫雖ㇾ無二其忌一五月後猶可ㇾ憚也、八幡別當法眼書狀云、姙者夫五月以後不ㇾ奉二幣一云云、（永久三、二、廿九、祈年穀奉幣、大原野社使肥後守守忠、中ニ忌日一不ㇾ被ㇾ免、建久二、六、十一、神今食、少納言信濟服ㇾ雖ㇾ遂二忌日一參勤、承元二、四、十、梅宮祭、皇后宮御產時、權亮清季朝臣、遂忌日已上、貞和三、十一、十九、春日祭、春宮使權大進藤範基、遂之日、相二當母遂忌日一之由依ㇾ申之、被ㇾ尋ㇾ例之時、神祇權大副卜部兼豐注二進之一、久安四、三、十九、祈年穀奉幣、春日使前若狹守藤隆輔、故基隆痛忌、殿下仰ㇾ不ㇾ可）

憚云々、同時卜部兼員注進、神祇權大副卜部兼豐答、春日大原野神事中、姙者被候不憚、同火又不及沙汰、神宮上卿已下、當月令禁忌、凡如式條者、宮女懷姙者、不得昇殿云々、然而中古以來不相憚、大外事被明、明法博士明成答、姙者夫可憚神事之條、文法中無所見、仍從神事之條、古來勿論歟、但於當月者、可有其憚歟由先達成會釋畢、曆應四、八月十一日、明成、

〔諸社通用神祇服紀令大成〕雜穢物忌

一懷姙、五箇月ヨリ神社ヲ憚ル、夫モ當月可憚之、

〔日光山物忌令〕姙ミ五月過ては、神事にいろはす、

〔中右記〕嘉承元年二月四日、藏人談云、吾有六ヶ月姙者、仍可奉幣哉否條、尋修理大夫之處、爲房被申云、故大殿姙者御時令尋給間、小野宮日記云、貞信公有姙者、不令奉幣給、但代幸家之說、殿云々被九條不忌之者、仍大殿付貞信公御記、不令奉幣給者、此事如何、予答云、年來之習、至氏人者、只當月許所忌來也、其前不忌也、但問當社司可被一定者、參大原野問社司之處、姙者六月以後忌來者、仍藏人辨今日不奉幣、又不昇御棚也、

〔玉海〕承安二年九月十六日壬午、今日神祇權大副卜部兼康來、依昨日遣召也、神事之趣條々尋問之、〇中略

一姙者著帶後不可參入歟事、更以不可憚也、

五年〇安元元年六月十三日壬戌、今日明法博士中原基廣參來、依召也、各、相尋事等、

一姙者忌事

問云、或文曰、宮女懷姙者、散齋之前退出者、如文ハ無指月、而近代五月以後忌之、或又至當月不忌、或著入月之後忌、或又七ヶ月之後忌之、何說爲是乎、申云、如文者不指月、只懷姙一定之後可忌之、或著帶以後忌之、卽是以懷姙無疑也、覆問云、江記四五ヶ月以後可忌之云々、一向此儀歟、又或文云、傷胎四月已上、其穢卅日者、依此文四月以後可忌歟、兩條可申一定者、申云、四月以後可忌之、

〔都玉記〕建久二年十一月一日丙午、依春日神事立札、不口借尼重輕服之輩、女房著帶以後也、於妻室

月事穢

雖爲同室之內、可有母屋庇差別歟、强不可忌歟、

〔實隆公記〕文明十六年三月廿三日、

懷姙人著帶已前雖致七月夫八幡社之不憚之間、姙者六月之仁、著帶已前、內侍所參詣不苦歟由御尋候、如何候哉可被申候、

竹千代殿　　　　　　　　　　　　　　　忠富

姙者六月之仁、著帶以前、內侍所參詣不可有苦候、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　實隆

〔享保集成絲綸錄十七忌服〕元祿元辰年十二月

上野紅葉山增上寺御參詣之時

一產月之婦人有之者、少も氣さし無之候得ば相勤、出產之儀は、御淸之內、御城不申越候得ば、右之外不叶用事ニ付、御城江家類參候分は不苦候、

〔延喜式三臨時祭〕凡宮女、○中略有月事者、祭日之前退下宿廬、不得上殿、其三月九月潔齋、預前退出宮外、

〔禁秘御抄中〕神事次第

女房月障、凡自始憚七箇日、但解齋後、雖不滿七日參御所、殊淸役可有用意也、

〔古老口實傳〕一月水女、血氣或鋪設、或板敷落付事出來者、以他人削退之後、沐浴解除以後、參宮無憚云々、但鋪設者可取退也

一祭日同火女、月水出來者、卽沐浴參宮無憚也、

一月水女、七箇日以後、三ヶ日潔齋、第四日參宮無憚云々、

〔拾芥抄下末觸穢〕忌血事

右大嘗會云、其言語稱赤汗者、可忌之狀、與僧侶同、但血之爲物、可不謂之穢塁乎、因玆頃年例、宮女有

月事者、先齋日退出、下曹司不得殿上、唯三九月御齋、則退出宮外、幷齋日內忽覺遭月事、則登時退耳、不爲穢、或云、月水一身穢也、欲拜神社不可同家、

〔諸社通用神祇服紀令大成〕雜穢物忌

一女房經水　七日憚之、八日目ヨリ神事ノ人同座同居同火不苦、本人神社ヘ參詣ハ十日、十一日目ヨリ不憚也、

〔日光山物忌令〕月水七日

〔玉海〕嘉應二年二月五日丙戌、自今日立神事簡、口自今日忌僧尼重輕服人幷月水女等也、別屋月水女等居住、強不忌之、自前日可出之、

承安二年九月十六日壬午、今日神祇權大副卜部兼康來、依昨日遣召也、神事之趣條々尋問之、

一月水女忌事

七ヶ日以後自初日計之沐浴了可參入、若尙有其事者、出止後過三ヶ日可參入云々、

此事不審尙殘、仍覆而云、自出始計之、以七ヶ日爲限、第八日沐浴參入、是古今之通例也、又舊記等所注如此、而今如令申者、若七ヶ日以後、尙有其事者、出止後過三ヶ日可參入云々、此條不得心、若出止後必可過三ヶ日者、若一日二日而出止了者、何強可待七ヶ日哉、又不關日數之多少、只自初日以七ヶ日可爲限者、過三ヶ日之儀又不相叶事歟、重分明可令申者、申云、以七ヶ日爲限之條、世間所用來也、然而所習傳、只自出止以三ヶ日爲限可參入也、然而若七ヶ日有此事之人ハ、第十一日目可參入、若一日有此事之人ハ、第五日可參入、不可必待七ヶ日、而憚七ヶ日之條、依爲世間之諸例所令申也者、此申狀雖會釋相當、非無不審、尙向祭主等可決之也、

〔言經卿記〕天正七年正月十八日、吉田右衞門督兼和○來、神事共相尋少々記之、○中略

一月水女中事、七日內堅固神事ニ相隔ハ、其身ハ十一日過之參詣事、

〔享保集成絲綸錄 十七 服忌穢〕元祿元辰年十二月

上野紅葉山增上寺御參詣之時

一月水穢之婦人有之者、御參詣之朝六時より同座同火不仕候はゞ、供奉御內陣迄も不苦候、

〔風雅和歌集 十九 神祇〕

もとよりも塵にまじはる神なれば月のさはりも何かくるしき

是は和泉式部、熊野へまうでたりける、さはりにて奉幣かなはざりけるに、晴やらぬ身のうき雲のたなびきて月のさはりとなるぞかなしき、とよみてねたりける夜の夢につげさせ給ひけるとなん、

〔延喜式 三 臨時祭〕凡觸失火所者、當神事時忌七日、

〔西宮記 臨時 六〕可忌失火穢七箇日事

右承前准人死忌卅日、但無式例、仍伊勢宮有一屋失火之事、初爲忌愼、不相救、遂及數屋、因茲去貞觀六年造式之日錄之狀請印裁(〇錄已下六字、小野宮年中行事作錄具狀請官裁)、右大臣宣、宜依卜食者、謹依宣旨可忌七ヶ日之狀、卜食得乙合、依卜所忌、(應和三年四月日被定云、失火穢者、不可有甲乙丙丁之忌云々、〇又見小野宮年中行事)

〔拾芥抄 下末 觸穢〕雜穢事

一觸失火所者忌七日(近代三日、不可忌乙丙、應和三年四月定也、)

〔文保記〕一失火灸治穢

入燒亡之鄕內、見棟落之輩、七日不參宮、

〔文保記〕一燒亡時火本有死人穢否事

謹問、假令今月今日、甲住宅亂入强盜人、或殺害、所放火也、其火移付乙等住宅、燒亡之間、其宅主幷里人等打滅火、不相叶、已以數宇燒亡、件宅主及集會里人等可爲穢哉否、爲察朦昧、謹問、長寬元年十二

月十日、荒木田神主盛俊問也、答燒亡之穢者、人死家壙內者卅日可忌也、其火壙移隣里、燒亡穢七日之外所不忌也、人死家壙內計卅日可忌火也、永萬元年八月廿八日、明法博士坂上兼俊勘進狀云、右或穢所之火延燒人家、或風吹樹木枝葉之時、先例其家至以不爲穢者也云々、正應二年正月三日雅見記云、當日巳剋計〻有火事、雅朝神主宿屋屋敷之內〻、自所在小屋火出來〻、大小廿餘宇燒失了、但火本小屋〻死人二人在之云々、彼家餘火可廣哉否、人令尋申長官處、前々雖有此沙汰、餘火一切不及于廣、今又非沙汰限之由被仰之間無穢、

〔三代實錄淸和二十三〕貞觀十五年二月廿九日甲子、大祓於建禮門前、緣春宮廳院火也、　三月三日丁卯、停御潔齋、以春宮失。火。之。穢。也、

〔日本紀略村上三〕天曆三年十二月十五日甲申、子時許太政大臣忠平〇藤原家有失火事、小一條淨行法師童子一人燒死、　十六日乙酉、昨日失火穢籠及內裏、

〔中右記〕嘉承二年四月三日、曉頭參殿下、仰云、明□□貞申云、夜前東三條東門一宇燒了、先例門燒亡處被用穢也、參東三條人々、猶七ヶ日中、神事之日不可參內裏、又不可參諸社祭者、此事頗雖不審、可依先例者、被奏事由了、

大治五年十一月二日、殿下忠通〇藤原給御消息云、來四日行幸之間、可□物少々並籠五條坊門倉也、而去廿七日夜燒亡、火未消曉鐘撾畢、件穢自件廿七日可計歟、將又從廿八日火消可計歟、巳爲丙穢也、問明法博士明象之所、自廿七日可計也、重問云、□死穢ハ、火消後□可計也、何必自火出來可計哉、答云、理雖可然、燒亡云云、穢依無乙丙、強自火消後可計之由不思習候也、仍自火始日可計也者、恐慮難一決、廻賢慮可示給者、進返事云、京中燒亡、夜半常事也、只常人之習、從火出來日所計來也、從火消從計之條、今未聞候事也、明法又申旨叶此案、凡不可異論、只從火出來日可計之由申了、

〔本朝世紀〕康治二年四月十九日丙午、齋內親王禊、權中納言藤公能卿參議藤淸隆卿行其事、右衞門

穢火

佐藤宗保、雖有失火之穢、勤仕前驅畢、但不著本院座云云、

〔百練抄 七二條〕平治元年十一月廿六日、六條院、因幡堂、河原院、崇親院、祇園旅所燒亡、五節舞姫一人觸燒亡穢、仍不昇、

〔玉海〕安元三年〔〇治承元年〕五月二日辛丑、午刻藏人勘解由次官辨基親來、以光經朝臣示云、火事之間、被尋問事條々候云々者、余依疾不能正衣服、隔物可謁之由示之、即隔障子逢之、被尋事四ヶ條、

燒亡之穢七ヶ日、又無甲乙、是式文所言、而承曆四年内裏燒亡、翌日見付死骸、因之可爲卅日穢之由被宣下了、今度炎上、燒死之輩已多、其穢大略死滿京中、不普通燒亡之例、尤有疑殆、仍被問法家之處、申曰、燒亡穢限有式文、雖申奏議、但於入穢所郭内之輩者、其身可有卅ヶ日穢、又爭無甲乙者、就之言之、已滿遍之穢也、諍否之條暗難知歟、欲進普通之例、即死骸滿京中已顯然也、欲定死穢、又不似承曆例、丙丁之可計奏旨被副下外記勘例二通法家勘文二通也、師尙勘文聊注載子細歟、

余申云、如被仰下者、死人已滿京中、穢氣又遍天下云云、燒亡穢限之法、式制雖分明、死骸顯然之時、被用卅ヶ日、承曆佳例跡、縱死穢已有實、甲乙更難略歟者、縱不見其骸、猶九重爭被定其骸於七日乎、若猶有事疑者、宜決占卜歟、

〔日本書紀 神代一〕一書曰、〇中略伊弉諾尊追伊弉冉尊、入於黃泉、而及之共語、時伊弉冉尊曰、吾夫君尊何來之晩也、吾已湌泉之竈(ヨモツヘグヒ)矣、雖然、吾當寢息、請勿視之、

〔日本書紀通證 三〕重遠曰、湌泉之竈謂食穢火、言已與生人異境也、人忌穢火之緣也、

〔古事記 上〕於是欲相見其妹伊邪那美命、追往黃泉國、爾自殿縢戶出向之時、伊邪那岐命語詔之、愛我那邇妹命、吾與汝所作之國未作竟、故可還、爾伊邪那美命答白、悔哉不速來、吾者爲黃泉戶喫、然愛我那勢命(那勢二字以音、下效此、)入來坐之事恐、故欲還、且具與黃泉神相論、莫視我、如此白而還入其殿内、〇下略

〔古事記傳 六〕黃泉戶喫、書紀に、湌泉之竈此云豫母都俳遇比とあり、〇中略閉とは即竈のことなり、

戸字を書は、竈を本にて民戸をも然云故なり、漢國にて民家を戸と云故に、此方にても民家を閉と云にて此字を用るなり、さて竈を以ても民家をよぶこと、今世の言にも竈と云、又竈が絶るなども云めり、又民戸を烟と云も此意なり、さて黄泉戸喫とは、黄泉國の竈にて煮炊たる物を食を云り、是なむ火を忌清むる事の本なりける、然らば、今世にも云言の如く、黄泉の火を食と云むも、あしからじかと疑人あるべけれど、件も戸も此とは離がたきこと、上に云が如し、さて纂疏に、問、水火是天生之物、無分染淨、而神事忌火何也、曰火鑽是淨、因物而穢、故不食饌之物而已、とあるに、水火は天生の物なれば穢淨なしと云は、妄に理をのみ思ふ漢意なり、もし物に因て穢るとせば、黄泉の物は炊饌の具に限らず總て穢れたるべきを、取分て竈をしも云は、もと其火に穢の有ゆゑならずや、故に男神の御身に著る御衣服など穢しとて投棄たまふは、黄泉の凡ての穢なり、然るに今此には他の物をのたまはずして、たゞ戸喫をしも忌ふは、火の穢の重き故なり、さて火に淨と穢があることは、如何なる所以とも測知べきにあらねど、其理なしと思ふは、神の御言を信ずして妄に己が心を信むものなり、今の代には、神事の時、又神の坐地などにこそ、火を忌事有めれど、なべて世間には、然るわざもせぬは、火の穢を云は悪なることゝ、さかしらがる漢意のひろごれるなり、あなかしこ萬の禍は、火の穢るゝから起るぞかし、禍の起るは、此黄泉の穢より成坐る禍津日神の靈なり、火穢るゝときは、此神ところ得て荒ぶる故に、萬の禍おこるなり、神道に志さむ人は、由なき漢意を捨て、よく此を思ふべきことぞ、かゝれば、民を撫世を治むには、先天下の火を忌清めて神の御心を取奉るべきものぞ、さて今此に如此申し給ふは、族離がたき御心は坐々して、又此世に還坐まほしくはおもほしめすものから、此黄泉戸喫の穢によりて、還坐こと不能るよしなり、此御言をよく味ひて、あなかしこ火の穢をなほざりになおもひなしそ、

〔皇大神宮儀式帳〕天照坐皇大神宮儀式幷神宮院行事

禰宜之任日、忌火飯食忌愼、聖朝大御壽乎手長乃大壽止、湯津如石村久、堅石爾常石爾伊波比興佐志給比、〇中略作給倍留五穀乎慈備給部止、朝夕祈申、

宇治大内人齋館一院〇中略

右禰宜幷宇治大内人二人、常食忌火物、不食他火物、

〔大神宮儀式解三〕忌火は他火に不觸これをたき用ゆ、汙穢不淨にあづからじと、清火をまうけ

焚炊ぎたるなり、

〔古老口實傳〕一燒火物事、古人云、其身清淨之時食用火物者無憚云々、又、

炙物(准大干等)　燒物(准海老等)　荒布(正月)　藻(正月)　索餅　粽　桶餅(柏付也)　飪

火旱　鶏子　毛燒水鳥(當日無憚云々)

此等類者無禁忌云々、舊記云、但當日調備之物、從神事人可有思慮云々、

和布羹菓、祭日從神事人等可有思慮云々、近代古人禁之、

〔永正記上〕一不燒火物事

餅粽飪焙物類准火干、以籠炙之者可敷葛差串炙之者、可卷葛蒸物類、麥粉類、(春籠故也)之毛燒鳥雖爲羹物、多日干物志留粉餅准燒餅、(小豆籠中ニ付上ニ計之相違也)鯨鯢油精(油不成于火之故也)・餅蒟蒻(准豆餅)但燧火後或干之、或羹之、或炙之者不可食用、結構之故也、

一忌火物

燥素麪蒸素麪(燧火之後燥之類之者不可食用也、結構之儀也、)和市煮栗或用之或禁之、或說曰、當日調備物、從神事人可有思慮云云、可依當日沙汰外事、

〔戌氏年中行事(四月)〕朔日、三島御精進タル間、アイ火以下可有斟酌方ハ不被致出仕、

〔文保記〕遠閔日

以父母幷夫終焉日爲遠閔日、一年各一日忌之、○中略傍親幷師匠以下他界日修佛事者不可參神宮之條勿論、其上可忌同宿同火歟、

遠閔日人以前、食用火物、至彼日成陸(○陸恐燧誤)火也、

同宿于遠閔日人、依參宮中被罪科事、當宮月讀宮物忌內人爲俊、主人遠閔之日、乍致同家同火、以當日令參宿于彼宮忌火屋殿之間、任先規被停任物忌職畢、元亨二年六月十一日連署廳宣具也、

龍僧荷柩葬禮輩事

龍僧等忌事、自葬送日不計之、只限百ヶ日佛事也、○中略三十日觸穢以後者准輕服、同火可爲中二ヶ日、○中略抑當家之法、龍僧等一廻忌之中、古者迄庭緩之、近代者迄枝屋緩之、同火事者、古者固忌之、近年者於我家者忌之、於他所者不忌之、是當家之法、一廻可忌火之故也、

〔大江俊矩記〕寛政四年先考卒去喪中雜々日記

十二月廿三日、巳半刻御終焉、○大江俊令　廿五日、戊刻前御入棺、○中略此後不交人不同居同火、用下敷物草履等、

〔大江俊矩記〕玉峯院凶事之記

寛政十二年八月十五日乙丑、

一京極宮年寄石見は、勢州龜山城主石川主殿頭家臣岡角左衛門女也、○中略今日申刻死去也、

十六日丙寅

一今夜より、母公、お秀、いく三人内々御長屋ニ而勤中陰、○中略内々雖混穢表向無穢之姿、表口不爲其設、於火は雖無着服之人與他所之火不混、爲本所之儀也、

〔大江俊矩記〕文化二年先妣御事雜誌

四月十四日丁卯、亥刻御終焉、○大江俊矩母　六月五日丁巳、

一忌明也、自今朝開表門玄關障子等令如尋常、

一改火掛湯、每間以鹽水令潔白事如例、

〔文保記〕一婦人月水○○○○付血氣禁忌等事

堅○堅恐嫌誤火事、清淨時食用物不可爲堅火之由、有古老説之上者、雖及度々沙汰所不用之也、如貞和二年閏九月法家勘答者、法意不及沙汰云々、雖然不可有苦見之由更不見、自先祖不用來上者、今更

雜食用哉、彼墜火物食之者當日憚、翌日令沐浴也、是古來儀也、於遠所相親他界得告之時、彼墜火物食用者、中三ヶ日可忌同火歟、爲假火之故也、此事雖無所見、任愚意注之、用捨宜在于己心哉、

〔永正記上〕一燧火事

月水之女性之燧火物食之者當日憚、翌日令沐浴也、於遠所相親他界得告之時、燧火食用者三箇日可忌同火、爲假火之故也、遠國日火之事、有右假火食用中三箇日之內每日可替火也、

〔能登志上〕一ノ宮村

此一村氣多ノ社地ニシテ火ヲ齋ムコト甚シ、婦人月水ニハ、家々家屋ニ別家有テ籠ル也、產婦ハ山ニ出、小屋ヲ掛テ產スルトゾ、其外當社ハ他ニ違ヒ社格樣々有嚴重也、昔ハ一國當社ノ守地ナレバ、如此火ヲ齋ム、故ニ能登ニ限リ產シテ新忌ノ內ヲ小屋ノ內ト云ヘリ、

〔文保記〕一猪鹿食人禁忌〈付假令月水赤痢痢病同火日限〉

猪鹿食人百日、同火人廿一日、又相火七日不參大神宮、假人幷卅日內產婦同火〈中三ヶ日〉同宿〈中二ヶ日〉服人幷卅日以後產婦同火〈中二ヶ日〉同宿〈當日憚〉月水痢病同前也、

鹿食火事、猪犬此種皆同禁忌也、雜穢沙汰文〈曾祖父長官貞尙裏書也〉第一卷云、鹿食人禁忌百日也、是雖無本文任舊例者也、同火人禁忌三七日、〈文永年中儀定、祭主二宮也、〉亦與合火人同火之人者、可爲當日憚之由、同儀定畢、凡云、鹿食人百日禁忌、云同火人禁忌日數是皆雖非本文、就舊例依時宜忌來也云々、曾祖父長官寬元記云、合火七十五日、又合火不及沙汰之由也、祖父長官記云、又合火當日憚、〈被書二宮館杉障子之條、諸人見之事、〉已文記云、又合火當日憚云々、卽此文文保服假令裏書也、雖然旣載此目六之上者、不可及異儀者也、又猪鹿食人九十八九日之比合火者、可爲何樣哉旨、前々有沙汰、本人淸成者、其後不可忌歟、假服火本人淸久成者、同火人毛過明之故也、但存敬神之實、三七ヶ日云々、成思慮之條神妙之儀歟、其上減天忌、先例未聞之、合火三七ヶ日云々、又合火准而可知之、鹿食人、食止百日以後始精進可參宮、合火又同

前、此條舊記分明也、問云、鹿食人九十八九日之時、同火者モ爲三七ヶ日之禁忌、彼合火者ニ鹿食本人令同火者、又可爲七ヶ日之禁忌歟如何、既過明之後、重天可令禁忌之段、豈可然哉、答云、如載于上迄中古者、又合火當日之憚間無此所見、文保以後事不存知、擬時宜可被定其法歟、又假令合火有重重之子細、同時同火之族者不能左右也、猪鹿食人食用火自食用以前食用人、是又三七ヶ日之禁忌也、所謂相火之故也、神宮祠官旅行之時、減食用火出旅宿者恐此儀也、合火人ニ以前同火人不可有禁忌、但合火之後、食彼火人可爲又合火歟、准于上可知之、古老曰、蒸燒鹿火用之人、百日之禁忌也、相火等同前于鹿食人、次鹿食合火又合火者不淨之族也、仍不入自並木內之上者不可同宿也、

〔玉手繦〕八己が正しく穢火を食ひて甚くその罰を受たりし事を、因に此に語りてむ、其は去ぬる文政五年十二月十二日になむ有けるが、或藩中の人を訪けるに、其人甚く我意の人なるが、酒肴を出して饗應せるに、其吸物を見れば、鳥と見ゆるに、少か其汁を吸ひて、何鳥にかと問へば、兎なりと云にぞ、其まゝ食さして置けるに、また猪肉と葱とを和せ煮たるを、うづ高く盛て出せり、爰に云けらくは、己も若かりし時は、かゝる物をも用ひ侍れど、近き年頭は、思旨ありて禁物にし侍とて食ざりしかど、同じ火に煖たる酒は互に飲かはしてぞ歸りける、然るに其門を出る頭より大きに腹痛して堪がたきを、懐なる丸藥など用ひ、供人に助けられて、辛くして家に到れるが、腹痛なほ止まず、殊に謂なく怒氣おこりて、見る物きく事につきて腹の立るゝを押靜むれど鎭まらず、爐ぶちの角に猫の居眠れるを見て、覺えず怒り心頭より起りて掻抓みて投出せるに、過りて行灯にうち當たれば油はみなこぼれぬ、世諺にまはすに灯油をこぼす時は火災ありとて、其過てる者に水を潑すれば難なしと云ふに就ていつもは然するを、家主たる己が所爲にし有れば、誰も水あびよといふ者なし、爰に己その猫に水浴せよと云つけて然は爲つれど、元よりまけじ魂にせし事なれば、心に快からず在けるに、腹痛はなほ其より後も止ことと無く、怒氣もまた鎭

まらず、然るに十五日の夜うまく寢たるに火災ありて、其烟鼻に入りて堪がたく苦しく、既に面に火の著たる如く覺えて愕き寤たるに、側に寢たる者と我が枕の間より火もえ出て、夜の臥褥は皆燒とほりて疊より板敷までも焦たりき、爰に家内おはて騒ぎて、水もち運び辛くして、其火を滅し畢たるは丑刻ばかりにぞ有ける、斯て此火の本を思ふに己眠りに就たるは、其夜も腹痛にて有ければ、例よりは早く、かつ枕邊にかつて火は置ざりけるに、此時刻に至りて何にして火は燃出けむ、異しとも怪く心得がたきは神の罰なりしこと疑なし、さは有れかく速に滅し得たるは、もと己が心と爲たる惡行にあらず、人の爲に過られて有ける故に宥め給ひてぞ有けむ、是より後はますく〳〵火の汗氣を忌べき事は殊に深く心得て在るなり、

〔おほうみのはし富士谷成章〕久世大納言通夏、延享四年薨、ものへまうづとて、湯あみ給ひけるに、此湯にはけがれたることあるべし、火をあらためてこそ、更におはせよとて、おみはてずして、あらためさせ給ひけり、後に火たきたるものあやまちて、烟草をたびて侍ると申しけり、此大納言のつねにかゝる事おはしければ、只人にはおはせずとぞ申しける

〔玉鉾百首〕

竈之火乃穢由々斯母、家内者、火志穢留禮婆、禍起母能、

阿那可畏、豫母都戸喫乃麻賀用理叙、諸之禍、淤許理初祁琉、

〔正親町公通卿神道雜話〕水火之穢

水ノ穢ハ見ヤスク、火ノケガレハ見ガタシ、故ニ火ヲ忌コト重シ、

〔玉手繦入〕いと古き昔より、大切の神事を行ふ時に、前齋とて七日がほど火を改め淨むる事あるは、其まで體に受納たる火と、今改めたる清火と替ふる法なるが、此は皇國のみならず、唐土にも此事あるは、共に神世に伊邪那美大神の、火神を生給へる時に、夫神に七日七夜のほど我を見給

ふなど申して石屋に幽居ませる故實の存り傳はれるなり、道に志さむ人は、深く此旨を思ふべし、然れば常にも此意ばへを忘れず、日々に用ふる火に汙穢の率らざるべく心をつけ、或は他處にて心ならぬ異火を食はむ時などは、天香山の火と念祝して食ふべき事とぞ所思ゆる、

〔民家敬神錄〕諸の不淨を忌べき事

神は諸の不淨を忌給へば、神の御上は勿論、平常萬端淸淨に心を付べし、世間の災害皆けがれより發る事なり、是は不淨なれば善神皆々忌避給ひ、其穢より生出たる惡神所を得ればなり、中にも火の食合せは殊に心を付べき事なり、火の食合せといふは、忌服ある人穢に觸たる人と同じ火にて焚たる物を食する事なり、尤其火にて焚たる物を神に備る事などは猶更の事なり、此事はすこし心得たらん人は然は爲ぬ事なれど、自然の習はしと成りては心付ぬ事おほしまして婦女小兒等は其由緣をしらずして混ずる事有れば、能々言ひ聞かせ置べきなり、遠國片田舍等にては斯の如き事返りて正しき由傳へきけど、京、江戸、大坂など都會の地は、樣々の人入込て、自然猥しきならはしと成來れば、粗心得たる人にても、止事を得ず其習に隨ひ過すことぞなり、婦人月水の時は竈も別にまうけ別火すべき事なるを、然すべき物とも思はず、同火にて焚たる物を神にも備へまつるなど、是等淸くあらためたき事成れど、年來斯の如き仕向となりて惡事とも思はぬは歎かはしき事なり、されどはやくいつのほどよりか凡ての習はしと成たれば、今假に一人改むるとも、他より混ずれば迚も容易は改め難ければ其事の子細を家內の人にも能心得させ置て、成べきだけは心を付べきなり、

〔神代紀葦牙上頭注〕今も片田舍などにては、火を忌み淸むること常なるは、古きことは中々に人すくなき山里などにのこれるもの也、心あらむ人は、古傳をたふとみならふべきことなりかし、

〔古老口實傳〕一灸治穢七ヶ日、參宮人不同宿也、

〔文保記〕一失火灸治穢

加灸之人七日、居灸之人三日穢也、(以上一身憚、各無甲乙丙)灸膿血出者不參大神宮、(內院)共以代々記六、不及火(食物)之沙汰、爲一身憚之條既載此目六分明也、古記、又以同前、(○中略)寶龜二年三月十一日、明法博士大江答云、今案灸治一體三日忌也、而甲坐於乙他人之家者、乙不忌限、甲致祭三日之間、不可從神事矣、俗云、灸治者令忌七日云々、又居灸之人忌三ヶ日、不可從神事云々、(○又見拾芥抄)

〔觸穢問答〕一問、灸治ノ穢如何、答灸三ヶ所マデハ大社宮寺共不憚之、四ヶ所ニ及バ憚之、

〔玉海〕嘉應三年二月二日丁未、春日奉幣、自河原進發之、依灸治相觸不拜也、　三月廿三日丁酉、今日修進春日春季御供、仍修祓、依灸治相觸不拜也、

〔台記〕承安二年九月十六日壬午、今日神祇權大副卜部兼康來、依昨日遣召也、神事之趣條々尋問之、(○中略)

灸治者忌事

七ヶ日可有其憚、但召仕輩、齋日(○日本作月)一旬日之外、强不可憚歟、兼康云、入來家中之者皆召仕之輩也、若可憚者何依召仕哉、申云、總雖申七ヶ日由、是參神宮之人也、當日之外久不可忌歟者、

〔享保集成絲綸錄〕(十七忌服穢)元祿元(戊辰)年十二月

上野紅葉山增上寺御參詣之時

一灸仕候者、たとへ灸幾所にて候共、行水次第當座ニ而も不苦候、

喫肉穢

〔延喜式〕(三臨時祭)凡觸穢惡事應忌者、(○中略)六畜死五日、產三日、(鷄非忌限)其喫宍三日、(此官(神祇官)尋常忌之、但當祭時、餘司皆忌)

〔禁秘御抄〕(中)神事次第

鹿食蒜薤此三事非深忌、但近代卅日、如式七日也、(蒜忌)

〔拾芥抄〕(下末觸穢)食宍忌事

食猪鹿者忌七日、無甲乙丙穢、欲拜神社、不可同家、春日社預信經書狀云、生宍者五十日、干宍九十日云云、春日神主師俊申云、本人、生鹿三十日、干鹿七十五日、同火、食間七箇日、食畢三箇日、同座、食間五十日、本所、食人立退之所也、五箇日、

已上甲乙丙丁、准常儀可有沙汰、康永三、十二月、參籠之間相尋之、如此、

〔諸社通用神祇服紀令大成〕食穢生豆腐、同餅、同味噌、同麪、已上此類不忌火、

一魚鳥、大社無憚、宮寺當日憚之、

一羚羊狼兎狸　五日忌之、食了又五日スギテ、潔齋シテ神社參詣スベシ、合火不苦、

一鹿猿狐猪犬　七十日、合火五十日、又合火三十日、鹿肉藥ニ交用ハ三七日、鹿茸同三七日、鹿角麒麟血七日、

一牛馬　百五十日、乙七十日、丙五十日、右食穢伊勢ニテハ各別、

〔日光山物忌令〕鹿廿一日、猪鳥兎七日、

〔大神宮諸雜事記〕天平寶字六年九月十五日、洪水五十鈴川洗岸流尓、而間度會郡司依例天、大神宮御前乃御川黑木御橋一道奉造渡之程、郡司俄落入於御川天、鹿海之前、字砥鹿淵乃木根仁流懸天、僅存身命世利、流下之程、五十餘町許仁不溺死事、是尤奇恠事也、而人々問之處、郡司云、以去八月晦食用宍之故也者、故知自今以後神郡司不可食用宍也、

〔江談抄二雜事〕喫鹿宍人當日不可參內裏事

又被命云、喫宍當日、不可參內裏之由見年中行事障子、而元三之間供御藥御齒固、鹿猪可盛之也、近代以雉盛之也、而元三日之間、臣下雖喫宍不可忌歟、將主上一人雖食給不可在忌歟云々、但愚案思者、昔人食鹿殊不忌憚歟、上古明王常膳用鹿宍、又稠人廣座大饗用件物云々、若起請以後有此制歟、件起請何時ト慥不覺、又年中行事障子被始立之時、不知何世可檢見也、

〔古今著聞集一神祇〕大學寮廟供には、昔はゐのしゝかのしゝをもそなへけるを、ある人の夢に、尼父

〈〇孔子〉の宜く、本國にてはすゝめしかども、この朝にきたりし後は、大神宮來臨同禮、穢食供すべからずとありけるによりて、後には供せずなりにけるとなん、

〔吾妻鏡〕〈五十〉文應二年〈〇弘長元年〉八月二日壬辰、伊勢入道行願觸申小侍所云、愚息賴綱〈三郎左衞門尉〉當時在國之處、被加放生會供奉人訖、先立鹿食事云云、可有免許云云、

〔吾妻鏡〕〈五十一〉弘長三年正月廿三日甲辰、二所御參詣供奉人等條々被經沙汰、先日被下御點人數之中、多以有申障事等、

所謂〈〇中略〉

相模左近大夫將監　信濃判官　大隅修理亮　畠山上野三郎

隱岐四郎兵衞尉　小野寺四郎左衞門尉　足立太郎左衞門尉　大須賀新左衞門尉〈在國〉

以上八人者鹿食云云、不申暇之條、同可尋問之由云云

城六郎兵衞尉〈食鳥〉

子細同前　以上如此

於鹿食事者、被尋問之處、不承及禁制事由各陳謝云云、

〔享保集成絲綸錄〕〈十七忌服穢〉元祿元〈戊辰〉年十二月

上野紅葉山增上寺御參詣之時

食穢之事

一羚羊狼兎狸獾　五日

一牛馬　百五十日

一豕犬羊鹿猿猪　七十日

一二足は、前日の朝六時より給申間敷候、玉子は魚に同じ、

〔拾芥抄 下末 觸穢〕食ㇾ蒜忌日限事

右謹檢ニ神祇令一云、散齋之內、諸司理ㇾ事如ㇾ舊、不ㇾ得ニ弔ㇾ喪問ㇾ病食一ㇾ宍云云、不ㇾ預ニ穢惡之事一、義解云、穢惡者、不淨之物、鬼神所ㇾ惡也、僧尼令云、僧尼飮ㇾ酒食ㇾ宍、服ニ五辛一者、卅日苦使、義解云、五辛者、一曰大蒜、二曰茖葱、三曰慈葱、四曰蘭葱、五曰興渠、五辛報恩經云、七衆等不ㇾ得ㇾ食ニ宍幷五辛一、讀ニ誦經論一得ㇾ罪、有ㇾ病開在ニ伽藍外白衣家一服ㇾ也、滿ニ四十九日一湯浴竟後、許ㇾ讀ニ誦經論一者、食ㇾ蒜之時、爲ニ僧侶一雖ニ諸禁制之法一、於ㇾ俗未ㇾ見ニ可ニ忌憚一之文一、內外道分、因准義別、方今憲章之中雖ㇾ無ㇾ所ㇾ見、師說云、蒜之忌雖ㇾ無ニ日限一、以ニ臭香失一可ㇾ爲ニ其限一者、爲ニ家之傳說一、自以爲ニ故實一、然則以ニ臭香失之時一、可ㇾ從ニ清淨事一歟、今依ㇾ仰注ニ法意一、言上如ㇾ件、

長治元年八月五日　　左衞門權少尉兼明法博士中原範政

江納言書狀云、服ㇾ蒜忌、世俗五十日許、然而內典忌七十日云云、右府御書狀云、天喜三年六月十六日癸卯、今日主上〈○後冷泉〉令ㇾ服ㇾ蒜御、同七月廿三日己卯、此日祈年穀奉幣、八月五日庚寅、迄ニ于此日一服御云云、

隆禪僧都勘文云、引ニ內教一云、

蒜七日、葱三日、薤一日忌云云、

南海傳云、服ㇾ蒜者、忌可ニ七日一云云、

蒜ヲ服タル人七日、葱ハ三日、薤一日、或ハ五辛皆七日ト云リ、是ハ行ナドスル事也、神ノモトニハ不ㇾ忌所モアリ、又ヒサシク忌所モアリ、

五辛〈梵網經〉

大蒜ヒル、茖葱コヒル、慈葱キ、蘭葱アサツキ、興渠クレノオモ、〈或云、葱、韮、薤、大蒜、小蒜、神祇權大副卜部兼豐、五辛類、三社、春日、大原野、吉田共不ニ相憚一、奉幣不ㇾ可ㇾ有ニ相違一、宮寺者、八幡、北野、祇園憚ㇾ之、春日神主師信云、青七箇日、辛森卅箇日、木人計憚ㇾ之、同座同火不ㇾ及ニ沙汰一、康永三、十一月、參籠之時申趣也、康永元、五、廿三、爲ㇾ相ニ寫法華經一相ニ尋森忌一、山門慈嚴僧正說、食ㇾ蒜三七日通例云云、慈嚴僧正、或說自ニ食始一卅日云云、仁和寺說、勸修寺門流說也、三七日云云、已上蒜事也、薤仁和寺說、七箇日云云、根來僧正說、五箇日、葱仁和寺三箇日、所ㇾ謂ニ〉

(臭氣露註云、)

〔諸社通用神祇服紀令大成〕食穢

一五辛　大蒜、茖葱、薤葱、蘭葱、大根、(臭氣有之)

宮寺天道部、三日或廿四時、大社只前日不可食、臭氣甚ナルヲ憚ル、

〔日光山物忌令〕ひるにら三日

〔小右記〕治安四年(○萬壽元年)四月六日癸亥、外記爲時令申云、次第使左馬助榮光申云、日來有所勞、而頗有本損、仍罷行之間、更發服肉蒜、其後猶不復尋常、仍不能勤仕者、令仰云、病後罷行由申、更發是不實歟、至蒜不可忌神事、肉事相飾詞歟、雖服肉不參齋院幷社頭、只慭行於次第有何妨乎、重可召仰之、

〔台記〕久安四年七月一日丙戌、今朝念大神宮、拜諸社及先聖先師、如去月四日、但依食薤不拜八幡日吉、新幣料紙、(不拜之代也)是入内祈也、　八月一日丙辰、拜七社及先聖先師、今度加拜吉田及故宇治殿(○記者藤原頼長父忠實)墓、但不拜八幡日吉、其代奉幣料紙、依食薤也、是入内祈也、

〔國太暦〕康永三年十一月十一日、今日梅宮祭分配、權中納言(○藤原公脩)服蒜、子息左宰相中將(○藤原冬通)參向云々、日數服了不幾、同火已下無憚、別勅之故云云、

貞和五年六月十一日、今晩參祇園旅所、密々體如例、高倉局光綱等令同車、大夫依蒜日數未過不參也、抑予昇進以後、未參春日社之間、雖不可參諸社、不及下車、於鳥居外奉念之間、先々不及沙汰也、

文和四年十一月十一日、主上(○後光嚴)自今日聞食蒜云々、今月齋月也、神宮強不憚之歟、然而諸社祭成憚之上、氣節又及極寒、頗無益歟、莫言莫言、

〔享保集成絲綸錄〕(十七忌服穢)元祿元(辰)年十二月

上野紅葉山増上寺御參詣之時

食穢之事

一五辛、前日之朝六時より給申間敷候、

〔延喜式臨時祭三〕凡觸穢惡事應忌者、〇中略六畜死五日、

獸死穢

〔文保記〕一中垣中心穢物事

有中垣、其中心有犬死、兩方垣內何可禁忌哉、中垣中心有犬死、兩方垣內各可有其穢、〇雜穢沙汰文第二、又見永正記、

〔拾芥抄下末觸穢〕一六畜死忌五日、馬牛犬近代不忌、此外牛馬羊豕鷄犬、

〔法曹至要抄下〕五日穢事

說者、鹿雖不入六畜、准猪而忌來、仍鹿斃忌五日、

〔諸社通用神祇服紀令大成〕雜穢物忌

一六畜生死穢　死穢五日、產穢三日也、甲乙二轉忌之、不及三轉、牛馬羊豕犬鷄是ヲ六畜トス、鹿猿狐等准之、但鷄無穢、

〔大神宮諸雜事記一〕大同二年九月十七日、夜中荒祭宮御前方仁、黑斑文牛一頭倒亡斃畢、仍同十八日彼宮御祭直會行事、於大神宮神司殿奉仕、

〔三代實錄清和六〕貞觀四年六月十日丁未、大祓於建禮門前、以宮內省有馬死穢也、

〔三代實錄陽成三十五〕元慶三年二月四日甲子、停新年祭、以左馬寮牛死也、

〔三代實錄光孝四十九〕仁和二年九月五日庚辰、停齋內親王行禊之事、以去二日中務省犬死穢未滿忌限也、　七日壬午、齋內親王今日修禊葛野河、九日擬入大神宮、內親王忽有月事、然太政大臣基經〇藤原堀河邊第犬死觸穢之人參入內裏、由是停不行、　十二日丁亥、爲發遣奉伊勢大神宮幣使、天皇欲御大極殿、乘車未出、有人奏聞、晝所犬死、於是太政大臣及諸公卿議曰、晝所者在宮門左右衛門陣之內、若當行神事、諸司有穢、立札於衛門陣、告知事由、不聽出入、爲潔禁中也、依之論之可謂禁中穢也、仍不臨

御、即便遣中納言從三位藤原朝臣山蔭、於建春門前左衞門陣外、召散位從五位下幸世主、授告文令發行、其告文取太政大臣里第紙、召在外之內記令書之、在局紙幷內記居禁中染穢故也、

〔日本紀略四村上〕天德二年正月卅日壬子、今日犬死穢及內裏、　二月三日乙卯、大原野祭、依犬死穢延引、　十三日乙丑、自今日內裏有犬死穢、仍大原野祭延引、兩度延引、可勘申先例、外記勘申延喜廿二年例、

〔左經記〕長元七年七月三日庚寅、大夫史義賢朝臣來云、去一日東宮有犬死穢、仍俄被停祈晴幣使畢、又或人云、廣瀨龍田祭、依內裏穢可延引云々、是可然乎、奏之尋先例可被行歟、　八日乙未、早旦官掌淸仲來云、明日可被行廣瀨龍田祭之由、陰陽寮依勘申、可被行之由可執申者、仰聞了之由、頃之重來云、關白殿〇藤原頼通自昨日有牛斃穢、仍明日祭又可延引之由可申者、同仰聞了由、　八月十日丁卯、人人云、京洛大小屋舍頗破殊甚、又諸司所々如此、人畜之類多以被打死云々、〇中略又應天門馬被打斃、其穢觸來禁中也、

〔中右記〕嘉承二年五月十九日庚辰、大神宮鹿斃之事、可爲穢哉否之由法家勘文兩端也、何樣可被行哉事僉議之處、雖不入六畜、大神宮忌習者、可爲三日穢之由定申了、左大辨書定文、及夜半事了、天永三年二月四日辛卯、民部卿〇源俊明新中納言〇藤原忠教被參、被仰云、中納言中將〇藤原忠通今日爲令勤新年祭上卿出立之間、分配藏人辨雅兼走來云、新年祭之物近江國所進猪、今朝於神祇官中斃了、而可爲穢哉否事、問明法博士信貞之處、所申不明、或爲穢、或不可然、可隨勅定者、又問大外記之處、大神宮久習忌鹿者、於鹿者不入六畜、於猪者入六畜、可有其忌者、被問祭主親定卿之處、申云、可忌鹿穢之由、嘉承之間公卿僉議了者、件旨奏院〇白河之處、可被問公卿者、以藏人辨遣左大臣〇源俊房里亭之處、被申云、凡年來之間、不知猪穢忌由、仍自本不忌事歟者、民部卿被申云、如此穢氣有疑之時、先々依勅定事也、然者可隨當時仰者、予申云、六畜可忌由見式文、但鷄者非忌限者、依此文除鷄之外、可有穢之義

也、就中大神宮忌鹿、然者鹿猪同物也、祈年祭被延引可宜歟、殿下〇藤原忠實被仰云、可有猪穢者、參釋奠人々、自今以後可爲穢歟、是依供三牲也、件三牲之中有猪也、而大外記師遠申上云、大學寮式、當諸社祭日者、止用三牲、可用魚之由見也、付此文者頗有忌歟者、此文尤有興事也、右中辨爲隆云、六畜無五體不具歟、仍强不忌也、殿下仰云、猶可爲穢之事也、以人々申旨、以藏人辨被奏院、仰云、早可延引、藏人辨向左大臣亭、仰下其旨、則被下知彼辨云云、但可被仰外記歟、件猪有疵云々、七八所、近江國司、被疵之猪所獻不便也、猶實檢所々有疵也、祈年祭延引之由、俄被行大祓云々、

〔百錬抄十六後深草〕建長四年十一月八日戊子、賀茂太田社壇鹿斃、件鹿氏人於大田山奧射之、鹿雖被疵、走來社傍斃、事、被問外記官、無先規之由申之、被尋法家之處、可爲五ヶ日穢之由申之、仍朝夕御供爲鳥居外供之、

〔吉田家日次記〕永德三年九月十六日丙辰、自准后室町殿〇足利義滿爲中山中納言〇親雅奉行被仰出云、只今爲御番欲有御參內之處、昨日於敎冬朝臣山科中將宿所、馬一度仁三疋斃、而敎冬朝臣今朝參室町殿、只今既退出云々、御參內之條不可然哉如何仁候、六畜死穢五ヶ日也、今日非禁中御神事、仍不可有子細之由被申之、

應永九年四月廿日癸酉、早旦兼村參鳥居外之里亭、有犬死穢事、今曉事歟、迷惑折節珍事云々、相當祭禮之時分、旁周章仰天無極、然而無力之次第也、社司無人、稱御鎰奉觸穢了珍事也、

〔宣胤卿記〕文明十二年十一月一日丁丑、禁裏自昨日犬死穢云々、　二日戊寅、今日日本紀御談義依犬死穢延引、

〔享保集成絲綸錄十七忌服穢〕元祿元辰年十二月

上野紅葉山增上寺御參詣之時

一牛馬鷄豕犬、屋敷之內ニ而死候時、軒之內ニ而候ハヽ、其一棟一日穢ニ候、若庭ニ而死候ハヽ穢無之、

一牛馬鷄豕犬羊死候時、一棟ニ而もさきり有之、入口違候はゞ穢無之候、

一牛馬鷄豕犬羊死候、一棟之内ニ居合、晝之儀ニ候はゞ、明六時より暮六時迄登城仕間敷候、夜ニ入候而之儀ニ候はゞ、暮六時より明六時迄登城仕間敷候、但晝夜共ニたとへ半時かゝり候而も、晝夜をへだて候へば、右之通ニ而不苦候、

一牛馬鷄豕犬羊之外の鳥獸、たとへ軒より内ニ而死候共穢無之、

一乘候内馬死候はゞ、宿へ罷歸行水仕、其まゝ登城、御清之御用勤候而も不苦候、

一牽馬死候分は、直登城、御清之御用相勤不苦候、

獸五體不具穢

〔玉海〕承安五年〇安元元年六月十三日壬戌、今日明法博士中原基廣參來、依召也、各相尋事等、〇中略

一六畜五體不具穢事

問云、粗勘先規、或爲穢或不爲穢、何是何非、未知其實、答云、式文幷新儀式不立六畜五體不具、喫宍之者有三日之穢、就之案之、可爲三ヶ日之穢乎、

〔延喜式〕三臨時祭凡觸穢惡事應忌者、〇中略六畜死五日、產三日、鷄非忌限、

〔文保記〕猪鹿准猪生子穢、如牛馬同三日、有死穢物有生穢之故也、

獸產穢

〔拾芥抄〕下末觸穢一六畜產忌三日牛馬犬

〔大神宮諸雜事記〕二治曆四年二月祈年祭使少副元範參下也、而臨于八日晚景天、豐受大神宮一禰宜康雄神主宮司送消息狀、今月八日辛亥、是神宮恒神態也、而荒垣外御氣殿艮方當天、牛產事侍者、宮司宣衡朝臣以件書狀、祭使觸聞之處、返答云、大垣之內如此穢氣出來ニハ、朝夕御饌之勤供奉哉否、又外宮穢氣出來之時ハ、過外宮天、直道大神宮仁參入之例有哉否如何、神主依先例、慥可注進也者、神主曳勘先例天云、如此荒垣之外穢氣出來之時、專不及官奏、只過三ヶ日御饌供奉之例、往古近代之流例、又臨時奉幣使恒例祭使乃當參宮之時天、未出來穢仍前例雖尋、又過外宮天、如此勅使直道

被參入於大神宮之例未聞、但以件事至于被奏聞者、左右勅使御心也、於神主者不能是非也、就中當月乃先子日ハ、鍬山乃御神態也、是則年一度定日也、然而依此穢氣不可奉仕也者、又大神宮神主之申云、如此不意穢氣出來之時、當宮之例退去彼穢氣之所天、進道神事供奉乃先例多々也、但過外宮直道被參入於當宮之例未聞事也、於被官奏者勅使御在也者、因之過三箇日參宮了、隨卽注其由宮司共官奏已了、

〔三代實錄 四十二陽成〕元慶六年九月十三日壬午、遣武藏權守從五位上弘道王、向伊勢大神宮奉幣、去十一日可發此使、內裏犬產故從停廢、於是神祇大副從五位上大中臣朝臣有本言、元慶元年內裏犬產、十一日停奉幣使、十三日發遣、大外記正六位上巨勢朝臣久宗言、犬產之穢、當忌三日、元慶元年九月九日犬產、十一日忌限既滿、十二日前散齋、十三日致齋、十四日後散齋、然則今月十日犬產忌限滿日、在前散齋、相議外記所執有理、然而所司行事、幣物既備、仍從有本之言、

〔園太曆〕康永四年二月十二日、今日大原野祭之間予奉幣、○中略 後聞、俄禁中有犬產穢、內侍參向難治仍延引、

〔吉田家日次記〕應安四年十二月廿四日癸卯、今日例幣延引、仙洞犬產穢云々、

〔三代實錄 四十六陽成〕元慶八年八月十九日丁未、釋奠、○中略 去九日丁酉可行此禮、而六日負氷於背馬、於主水司傷胎、馬主隱藏不令人知、司以其氷供奉御膳、後遂發顯、故延而行之、

〔大神宮諸雜事記 一〕承平五年六月、祭使祭主神祇大副與生參著離宮院、而十五日夜彼宿房匕隨身駄落胎已畢、恐作穢氣不參宮、過七ヶ日以同廿一日參宮、奉納宮幣畢、爰傍官幷大中臣氏人等內奏云、皇大神宮御祭式日有限、宮幣進納之例不過祭日者也、而祭主與生朝臣恣稱故障之由、乍著離宮院、更過七ヶ日參宮、奉納宮幣、此神事違例也、若有穢氣者、可從公家裁下無者、以同廿九日被下宣旨、祭主與生官司時用等參上於官庭、陳申件馬落胎之由、爰祭主與生辨申旨有譽無怠、卽奉公之忠可

雜載

被勘賞之由、公卿僉議之由云々、

〔北山抄〕四雜穢事

一六月十二月月次、十一月新嘗祭前後散齋之日、僧尼重服、奪情從公之輩不得參入內裏、雖輕服人、致齋之前、散齋之日、不得參入、餘諸祭皆同此例、

或記云、六月、十一月、十二月、神事之前、僧尼及重服之人不可參內、其餘祭唯忌散齋之日云々、近代行事大略如之、此事大違法式、仍檢之、撰貞觀式之日、神祇官所進勘文如此、以彼大神宮禰宜內人例所申也、然而雖事非理不改其式、若就彼勘文所記歟、仍尋舊例、神今食齋日以前、雖無幾日、重服人皆參入、○又見政事要略

〔延喜式〕三臨時祭凡弔喪問病、及到山作所遣三七日法事者、雖身不穢、而當日不可參入內裏、

〔北山抄〕四雜穢事

一喫宍及弔喪問病、忌三日、其神祇官尋常忌、供奉諸司不忌、但當祭日時、餘司皆忌、弔喪問病、及到山作所遣三七日法事者、雖身不穢而當日不可參入內裏、當祭時者忌三日、尋常忌一日也、

〔文保記〕弔喪問疾事、所載格令分明也、又弘仁式云、弔喪問疾三日者、今延喜式改立當日不可參入內裏之文、問病事、寶龜二年三月十一日、明法博士大江勘答云、所病煩不忌限矣、祖父長官當舍服假令云、神氣所勞禁忌仁者、七十五日過明云々、弘安七年六月十五日、由貴御祭記云、母良所勞禁忌七十五日迄、來廿五日云々、

〔延喜式〕十一太政官凡奏事諸司及入內供奉之輩、竝不得觸入喪座等事幷弔喪、所忌日限見神祇官、

〔延喜式〕三臨時祭凡緣無服殤請暇者、限日未滿被召參入者、不得預祭事、

凡宮城內一司有穢、不可停廢祭事、

〔禁秘御抄 上〕恒例每日次第
御物忌之時垂御簾、觸穢之時、猶有御拜之由見延喜御記、又後冷泉院御時如此、而後三條院仰曰、觸穢之時雖被申事由、不可有御拜云々、此儀誠可然事也、
〔拾芥抄 下本服紀〕重喪人不混穢所憚否事
問甲乙同居之間、乙遭親喪、須入葬家混穢營佛事之處、依甲所命、不入葬家、不混穢、不著重喪、但五旬間、給暇籠居、於他所主有限之佛事者、於終焉所修之、件重喪人居住所無穢氣之上者、不可憚行觸歟、將又五旬中、服者其身雖不穢、猶可禁居所行歟、若尋常時雖不忌之、至神事日者、猶可禁行觸乎、
此條不穢服者、一身之憚、作其上者彼居住之所、通達之條無苦歟、於神事中者、謹愼之至、如通達相憚之流例候歟、
神祇權大副卜部兼員(請文)
謹請
遭親喪(同國見右)
右遭父母喪之、不相觸彼穢所、令居住所者、身一人之憚也、通達不可有其憚、但至于御神事日者、可被止人之往反歟、
謹檢先例、建保五年九月、藏人木工頭棟基(齋宮奉行也)妻女、雖爲重服、不觸穢之間、於下人之通達者、不禁忌、安貞元年二月八日、藏人次官時兼(初齋宮井日前宮奉行)妻之母、於南都死、彼女房不觸穢之間、於往反之輩者不憚之、同年八月七日、前太政大臣(北山殿)女房逝去、其穢一條殿(峰殿北政所、不關白御重服也)、不混合北政所、御座別屋也、初齋宮奉行右少辨爲經、參一條殿事、御暇卅箇日之間雖有其憚、有指急事者、除旬日齋日可參之由有沙汰、是神事奉行人參、不穢重服所事也、去曆應四年閏四月、殿下宣旨局之(母)儀他界、但宣旨局、自年少成于他人子之間、今度不受重服、不相觸于穢所之上、不可有服暇歟、又殿下每日神事(此時)

（神木御坐六條殿）御拜之後、人之通達可爲何樣哉、事廣有御尋、所詮可爲不穢之重服也、神木御拜之後、人之往反不可相憚之由落居畢、以此等例思之、非神事日者、不可憚行觸者乎、仍言上如件、

權大副卜部兼豐 請文

問申見右

謹答、令云、服紀者父母一年、神祇式云、觸穢惡事應忌者、人死限三十日者、據斯等文、重喪人一年間不從神事者也、至死穢者、可爲卅日之條、式文分明也、而雖重喪無觸穢氣者不可有憚哉否事、雖遭父母喪不混于喪家者、更不可有穢之由、建保四年三月十六日先儒明政勘申訖、後愚不能左右矣而已、

前豐前守坂上大宿禰明清 請文

謹訪先規、就勘問、建保四年明法博士明政勘云、忌葬家者、是死穢也、且服者、只身之憚、神事非穢人、仍雖遭父母喪、不葬家者、更不可有穢云云、然者件喪人居住所、無穢氣之上者、不可憚行觸歟、但至神事日者、行觸之條可有其憚哉、仍言上如件、

明法博士也大判事坂上明成 請文

喪非令云、服紀者、爲父母一年、神祇式云、人死限卅日者、如斯等文者、父母喪一年服也、人死又可爲卅箇日穢、爰遭親喪之仁、依甲之所命不入葬家、無混合之儀者、雖爲五旬中、出入同居人不可有穢、但於神事之時者、一廻之間可有其憚者也、仍言上如件、

明法博士中原章有 請文

〔法曹至要抄下〕觸穢事可依時議事

神祇令義解云、穢惡者不淨之物、鬼神之所惡也、斷獄律云、詔勅斷罪臨時處分、不爲永格者、不得引爲後比、疏云、事有時宜、故人主權斷、詔勅量情處分、不爲永格者、不得引爲後比、

案之、觸穢之日隨事多端、式條所指、於有明文不在此限、雖成會釋之類、縱雖有先例、猶可依時議、是則王法崇神道、神道從王法、隨時而制宜自君而作、故無必定例、須仰勅定矣、抑是法曹之庭訓而已、

〔法曹至要抄下〕雖觸穢不忌物事

新儀式云、無軸書狀鎰等非忌限、

案之作等物、縱雖自喪家取出、不可有禁忌、但入函書入櫃鎰者可爲穢也、書鎰等雖非穢、於函櫃者可爲穢之故也、

〔扶桑略記 二十四裏書〕延長五年六月四日癸未、左大臣宣云、內藏寮申、犬咋入小兒足二腰皮纏懸、令勘穢否之由、貞觀十九年四月有如此之例、彼時不爲穢行諸祭、自今以後有如此之事、不可爲穢者、

〔扶桑略記 二十五裏書〕延長九年〇承平元年四月十四日壬寅、召官寮令占申、去月廿六日被奉神寶之日、依穢氣神殿不被開也、

〔本朝世紀〕承平五年六月十日癸酉、前中納言藤原扶幹卿參入、著左仗座、召大藏少錄足羽豐速仰云、明日月次神今食祭日也、今月四日夜、大藏省有死穢者、事由如何、申云、件死穢有其實、雖然官人等無觸彼穢、但去承平二年九月口日、汲水之女墮於省井溺死也、彼時省申事由於官、官卽定仰官與〇與恐之誤公文無穢之由、隨卽件官公文等移度正藏院、宛用公事之務、仍雜色人等稱有彼例、不觸申官人等、有取度官公文等正藏院者、爰上卿仰外記、令曳勘彼年月記、無記其由、仍令申事由於左大臣、〇藤原忠平卽以右少史檜前忠明爲使、被申送彼時知事之大納言藤原恒佐卿、其返報云、慥以不覺、先仍左大臣示送中納言藤原扶幹卿云、神祇官可令卜彼省穢否之由者、卽召祐以下卜部已上於左近陣南軒廊、於座席令卜事由、西上北面卽卜申云、不可爲穢者、仍以正藏院雜物依例供奉件祭已了、

〔日本紀略 十一條〕長德元年四月十八日甲午、賀茂齋王禊也、上卿權中納言源伊涉卿、依傍親服不參、參議藤原實資卿行之、今日前駈等、觸關白家穢之由雖令申無許之、齋王與過堀河之間、雷電霹靂、時人云、穢氣人供奉之所致也、頃時晴畢、

〔小右記〕萬壽四年八月廿五日壬辰、早旦修諷誦六角堂、〇中略關白云、內裏穢已來、御捧物事從內有仰、仍不可忌之由被奏聞、天竺不忌觸穢者、余奏云、穢者日本事、大唐已不忌穢、資賴候內、仍仰遣可參入、

由、御隨身捧物、宮御物徴置舞臺、女院御捧物分盤上、卅一具、請僧數本所捧物等置舞臺、

〔左經記〕長元七年八月八日乙丑、早旦人々云、夜部觸死穢之人、入立御厨子所地廂中、可爲穢歟、爲決事疑、尋見先例、或穢所車持來他人家、專聞及、公家被定之、立舍中可爲穢、立庭中不可爲穢云々、或以觸穢將監被行內文、准事例者、雖立地入舍中、尙可爲穢歟、准內印例者、雖舍中立地不可爲穢、仍問人人、已謂著座飮食專非穢者、參內之次先參殿、於門外御物忌也令業朝臣申此由、仰云、雖舍中非著座更不可爲穢者、　十日丁卯、午剋侍從中納言相共參內、立春花門下招頭辨、今朝觸牛斃之人著座歸宅、又中納言御家有犬死云々、仍共立障外辨被來向、各示雖有觸穢、去夜風依大事、乍立障參入之由、辨云、禁中又有觸穢者、仍參入、　十一月十日丙申、被仰云、平野祭依外記勘申、以不穢諸司可被行之由令奏事由畢、但於臨時幣使東遊等者被停了、余申云、外記所勘申之失也、去治安二年十一月、依內穢平野祭以次申可祭之由經賴奉宣旨、但至于春日梅宮祭以不穢諸司被祭云々、是若彼祭々、自本司被立幣、使不參內被行歟、於平野祭必以殿上人爲使、有御祓被立使、仍以後日被行歟、仰云、凡諸祭依穢、或延日行之、或停之、或以不穢諸司行之、皆共有例、仍注外記勘申所奏行也者、此事尙不決、雖然强不可申、外記儘不尋勘申失也、○中略入夜自賴隆許相示云、去治安二年平野祭等、以上申被行之由、付荒凉日記誤所勘申也、仍今朝參殿申事由之處、被仰云、已及當日延日有事歟、准他祭々例、以不穢諸司可祭也、但御幣日內藏寮可奉、於東遊等可停之由仰頭辨了者、重令仰下了者、

〔春記〕長曆三年十月八日乙丑、資基來訪、隔簾相過、談世間事之中、中宮御法事、昨日於本所被行事、東宮大夫申事由參入給、日者不被觸穢之人也、又民部卿推而參入、皆是追從也、禁內猶被禁此穢云々、資通乍聞經相入滅之由、著朝衣役仕、至于師良者不參入、而隆國卿追召師良云々、希有事也、雖在民間之者、爲近親之人、豈可隱忍哉、何況經相與濟政已一腹兄弟也、敢不可云左右、而資通等皆如此、是關白○藤原賴通御定歟、今代之作法、觸穢幷服親等事、只在關白脣吻歟、不異夷狄

之地、可彈指之代也、

〔長秋記〕天永二年二月十一日、春日行幸、十二日、右大將依召被候御前簀子、於饗座有舞、雨儀也、舞人陪從賜祿、殿上人取之、大將被奏見參、次口御、内大臣以下服者數人、留鳥居外、還御時參向、

〔玉海〕承安五年〇安元元年六月十三日壬戌、今日明法博士中原基廣參來、依召也、各相尋事等、〇中略

一消息忌事

問云、如新儀式式文者、無卷之書幷鎰等非忌限、而俗諺云、兩三枚之書、幷立文者猶可忌之、此條如何、答云、謂有卷軸之書者、文書之類也、於消息者、雖縱横兩三枚、不爲穢、立文以同前也、於鎰者迫用之物也、仍無其忌、已上事以光經問之、

安元二年三月十五日庚申、明日姫君密々欲參吉田祇園等、而去朔日雷落法勝寺、雜人二人死云々、其穢引滿天下、然而公家不被用之、被行臨時祭、人以爲奇云々、密卜筮之處、參詣不快、仍停止了、但公家不被用、此條不可及披露、

〔大神宮司神事供奉記〕仁治四年二月十一日、今日參拜外宮之後、擬參内宮之處、當日計觸穢之由有告知、今朝鹿骨三寸計アル見附云々、但件骨無血氣、古骨云々、仍無血氣者、不可爲穢之由有沙汰、遂内宮參畢、

〔平戸記〕寛元三年六月四日丁卯、去月廿七日祇園獅子形机上有置竹筒事云々、棚守小童求出之、件筒長二寸餘、口徑一寸餘、上下以板塞之、以紙裹之、結固之云々、小童不開得徒持之、社僧見之間之、童答子細、僧取之奇見之、不能開見、依不審出西門外、以刀切開之見之灰也、成不審令見合人々之處、茶毗之灰無異云々、仍觸別當、別當云、不可奏聞云々、然而社家恐後勘、先申殿下、殿下被尋法家章久、申卅日穢之由、明盛申七ヶ日穢之由、廣不被問之如何、又被問神祇大副兼直、神祇官輩不可定穢否、此御問太無謂歟、兼直同明盛申狀、仍可被奏有沙汰云云、而勅定云、不可爲穢、不可有沙汰之由有仰云

云、此事以外事也、此程大事、尤廣被尋法家、可被行仗議也、無左右如此被定仰、神慮有恐、可謂未曾有歟、凡今上〇後嵯峨如此之御叡心、世以傾奇之、莫言莫言、此事日來忘却不記之、今日思出注之、

〔康富記〕文安元年二月廿四日甲辰、詣清史文第、有一盞、犬死穢有之由被命、雖然無可憚神事之由申之間被招入、仍清大外史同被喚之、有一獻、於犬死穢者、無甲乙丙之沙汰之由、外史被語之、

〔傳奏日記〕享保十三年正月十二日癸亥、六歳之幼女、自去五日痘瘡、雖盡醫術、不治之症、今日及危急、依不可混穢、今晩家來之宅へ退了、

古事類苑

神祇部三十五

祈禱

古事類苑

神祇部三十五

祈禱

我國古來、上下共ニ敬神ノ念慮篤ク、事アレバ必ズ神祇ヲ禮祭シテ、以テ祈禱ノ誠ヲ竭ス、祈ハイノルト訓ジ、又コヒトモノミトモ訓ズ、幸福ヲ神祇ニ請ヒ求ムルヲ云フ、禱ハハラフト訓ジ、災禍ヲ禳ヒ除カンコトヲ神祇ニ乞ヒ願フ義ナリ、

太古天照大神ノ天岩窟ニ幽居シ給フヤ、群神天安河ニ會シテ、禱リ奉ルベキ方ヲ議リ、天兒屋命太玉命ノ二神ヲシテ、大神ノ出デ給ハンコトヲ祈禱セシム、是實ニ祈禱ノ起原ナリ、降リテ崇神天皇ノ御代、疾疫盛ニ行ハレ、凶年頻リニ臻ルヤ、天皇沐浴齋戒シテ神祇ニ祈リ、神功皇后ノ三韓ヲ征討シ給ハントスルヤ、亦親ラ神主トナリテ神祇ヲ祭リ、其威靈ニ賴リテ彼國ヲ征服セシコトヲ祈リ、皇極天皇ハ南淵ノ河上ニ幸シテ雨ヲ祈リ、桓武天皇ハ幣ヲ五畿七道ノ名神ニ奉リテ、國家ノ安寧ヲ祈リ給ヘリ、此他、人毎ニ子女ヲ得ンコトヲ祈リ、或ハ安產ヲ祈リ、或ハ富貴ヲ祈リ、材藝ノ上達、航海旅行ノ安全ヲ祈ルガ如キ、其類實ニ多シ、

毎月一度、神社ニ參詣シテ、己ノ所思ヲ祈ルモノアリ、之ヲ月詣ト云フ、百度或ハ百日神社ニ詣リテ祈ルモノ、之ヲ百度詣百日詣ト云フ、皆其幸福ヲ求メ、災禍ヲ禳フニ外ナラズ、又參籠及ビ釜湯立ト云フモノアリ、此モ亦神ニ祈ルノ方ナリ、此等モ亦本篇ニ收ム、

凡ソ事アリテ祈禱スルヤ、多クハ之ニ伴ヒテ祭祀及ビ奉幣ノ事アリ、此ノ如キハ其重キニ

從ヒテ互ニ相讓リ、以テ其重複ヲ避ク、

名稱

〔新撰字鏡 一〕誆 九狂反、伊乃留、　詑 都柯反、去、禱也、詑也、伊乃留、　〔同 示〕禱 口老反、請ニ中神祇ニ求ニ福壽ニ之、祝也、祈也、要也、請也、伊乃留、　祈 強依反、祈求也、禱ニ百靈ニ也、祈也、
知加不、又己不、又伊乃留、

〔說文 示〕禱、告祭也、

〔類聚名義抄 示七〕禱 都考二音、マツル、イノル、　祈 巨衣反、コフ、イノル、モトム、　禱 音倒、イノル、コフ、　祀 音似、イノル、　祠 音慈、イノル、ネガフ、　社 時野反、イノル、　祝 音粥、マツル、イノル、　禳 音羊、イノル、　禮 音禮、イノル、

〔伊呂波字類抄 伊 辭字〕祈 イノル　禱 祭也、請也、　願　咒　禱　詛　祝　峙　祝 已上祈也

〔說文 示〕祈、求福也、　禱、告事求福也、　禮、履也、所以事神致福也、

〔類聚名義抄 示三〕禳 音讓、ハラフ、ノゾク、　〔同 示七〕禳 如羊反、ハラフ、

〔伊呂波字類抄 波 辭字〕禳 ハラフ、攘禳也、

〔說文 示〕禳、磔禳祀、除厲殃也、

〔周禮注疏 春官 鷄人〕凡祭祀面禳釁共其鷄牲、疏、禳、謂禳去惡祥也、

初見

〔日本書紀 一 神代〕素戔嗚尊之爲行也、甚無狀、○中略 天照大神、○中略 由此發慍、乃入于天石窟、閉磐戶而幽居焉、故六合之內常闇、而不知晝夜之相代、于時八十萬神會合於天安河邊、計其可禱之方、故思兼神深謀遠慮、遂聚常世之長鳴鳥、使互長鳴、亦以手力雄神、立磐戶之側、而中臣連遠祖天兒屋命、忌部首遠祖太玉命、掘天香山之五百箇眞坂樹、而上枝懸八坂瓊之五百箇御統、中枝懸八咫鏡、一云、眞經津鏡、下枝懸青和幣、和幣、此云尼枳底、相與致其祈禱焉、○又見日本書一書、及古事記、古語拾遺、

祈國家安寧

〔類聚國史 十 神祇一〕延曆十六年六月壬申、遣使奉幣畿內七道諸國名神、皇帝於南庭親臨發焉、以祈萬國安寧也、

〔大神宮諸雜事記 一〕天慶二年二月九日、被進於二所大神宮種々神寶物等、件神寶物等被、東賊平將

門、西賊純友、餘黨共可被追討之由依祈禱也、使參議從三位王、中臣祭主頼基等也、

〔本朝世紀〕天慶二年五月十五日丙辰、依東國西國群賊悖亂事、奉遣諸社幷東海東山南道明神臨時幣帛使、(伊勢、石、賀、松、平、原、稻、春、神、住等以下也、)使々官符請内印、又依延喜元年二月例、於建禮門有大祓事、上卿參入省被立之、(南道使神祇官差進之、去延喜元年二月東國亂、承平五年六月南海賊等時例、)　十九日庚申、諸卿參陣、被定行自來廿五日三ヶ日間、於十五大寺幷諸社、可被修仁王經御讀經之由、是依坂東兵賊事也、

〔保元物語 二〕朝敵の宿所やきはらふ事

今度の御合戦に、事故なく打勝せ給ふ事、總ては伊勢大神宮、石清水八幡大菩薩の御加護とぞ覺し、殊には日吉社に祈申させ給ひけり、されば宸筆の御願書を、七條座主宮へ進らさせまし〳〵ければ、座主此御願書を大宮の神殿に籠て、肝膽を碎て祈申させ給ひしかば、御門徒の大衆は申に及ばず、滿山の諸徳皆、寶祚長久、凶徒退散の由の祈請をぞ致ける、されば山王七社も、官軍の方に立懸らせ給ひけるにや、賴賢、爲朝、忠正、家弘以下の軍兵、爰を前途と防戰しかども、程なく攻落されて、朝敵は風前の塵の如く、聖運は月と共にぞ開ける、

〔源平盛衰記 二十七〕源氏追討祈事

兵革ノ御祈一品ナラズ、樣々ノ御願ヲ立、社々ニ神領ヲ寄ラレ、神祇官人諸社ノ宮司、本宮末社マデ祈申ベキ由、院(〇後白河)ヨリ召仰ラル、

〔玉海〕壽永二年四月九日癸卯、今日依北陸征討事、大神宮以下被祈申云々、伊勢以下十六社、神祇官人等各參籠、五(〇五恐誤字)　今日祈申云々、　廿六日庚申、今日公卿勅使進發、上卿宗家卿、使宰相中將通親卿、攝政(〇藤原基通)　清書宸筆宣命、但攝政不參、神祇官、上卿已下參向發遣、御願意趣、今年御厄幷近日變異及追討事也、　五月廿一日甲午、今日於院御所、被始修五壇法、征討御祈云々、　廿九日壬辰、自今夕三ヶ夜、於内侍所被行神樂、被祈請征討事、幷治承四年奉渡攝州事云々、　六月九日壬寅、奉經

卿示先日申狀可注進之由、仍注遣了、其狀如此、可被鎭關東北陸亂逆間事、○中略

神事御祈事

云奉幣、云神寳、進以有其沙汰云々、然而猶備如法之幣帛、重可被祈申廿二社也、

〔吾妻鏡五〕文治元年十一月廿四日癸卯、二品、○源賴朝爲國土泰平、被奉御願書於諸社、先大神宮分被付生倫神主、其外近國一宮云云、於相模國中者、佛寺十五箇所、神社十一箇所、悉以被奉納之云云、

〔八幡愚童訓上〕十月廿日〇文永十年子刻、禁裏萬里小路殿燒失、占文之旨不相違、天下驚恐何事有ンズラント、上下萬人驚、天踏地覺タル、祈謝宣命云、天皇詔旨度掛畏岐石淸水爾御坐勢留八幡大菩薩廣前爾恐美恐美毛申賜者度久、御前御劒之袋乎爲鼠食損世禮、耳中御前之御劒鞘令折賜布由聞食驚令占求給留、占卜之所指、戒愼不輕、是則地世及澆季比、德亦菲薄奈留所致奈利、兢惕之思比、寤寐無休、然猶牒謝之道者、神明所宥奈禮者、專答無二之丹祈氐、何無如在之玄應耳牟、所念行奈禮、故是以吉日良辰乎撰定、從二位權中納言源朝臣師親、散位從五位上源朝臣有綱度乎差遣氐、禮代大幣令捧持氐奉出賜布、掛畏支大菩薩此狀乎平安久聞食氐、縱比依理運所致厄會也止毛、縱佐異留付氐可來耳牟不祥也登毛、却妖氣於未兆爾、耀皇明於無彊氐、天皇朝廷乎寳位無動久、常磐堅磐仁夜守日守爾護幸衣奉給氐、四海泰平仁萬國悅豫仁護恤奉給倍度、恐美恐美毛申賜者度久申、辭別氐申賜者久、去春之比以來太、列宿之變頻仁臻留、況去月廿日夜、宮室忽有火災氐、殿舍悉爲煙炎度利、非常趣須沖襟無聊者、自今永無如此之妖異天、彌播惟馨之靈德氐、玉體安穩留、黔首歡娛留、護幸給倍度、恐美恐美毛申賜者度久申、文永十年十一月廿一日トゾ有ケル、又宣旨被下、神事違例、穢氣不淨、註進公家御愼アリ、御藥天下幷推所驚恐動搖、病事火事等祈謝ベシト有、御劒御袋ハ作三所被調進、

〔臥雲日件錄〕文安四年正月八日、予聞、○中略昔蒙古伐吾國、朝廷命南都高行律師、偶忘其名、就男山八幡宮祈國家安、一夕鳴鏑發自廟中、出而向西去、是夕蒙古軍潰矣、及賞律師功勞、將如所欲、律師曰、吾

本無望、唯止天下酒三日可也、便命酒家破酒甕、酒淋漓滿地、雞犬皆醉、願三日無訟、三日止酒、雖非久長之利、而猶爲今日美談、善則雖少時行之、惡則雖少時止之、不亦佳哉云云、

〔伏見院御記〕正應二年三月一日庚辰、自今日至明後日神事也、今夕參內侍所、祈申天下泰平之由、今日內侍等皆有障、仍內侍所御供與侍親子（權大納言典侍）參、

〔高野山文書〕太政官牒金剛峯寺

應任去年綸旨、院宣、國司廳宣等、爲高野山丹生社領、停止勅事、院事、伊勢大神宮工役夫、造內裏已下大小國役、令庄號致聖朝安穩、異國降伏精勤、和泉國近木鄉壹所事、

右得彼寺衆徒等、去月日奏狀偁、（〇中略）弘安七年十二月十一日、件寄進狀偁、爲聖朝安穩、異國降伏、殊有御祈願所、被避進也者、依鎌倉殿仰、奉寄如件云云、（〇中略）

正應六年三月廿八日

〔太平記五〕大塔宮熊野落事

宮（〇護良親王）ヲ始奉テ、御供ノ者迄モ、皆柿ノ衣ニ笈ヲ掛ケ、頭巾眉半ニ責メ、其中ニ年長ゼルヲ先達ニ作立、田舍山伏ノ熊野參詣スル體ニゾ見セタリケル、（〇中略）其夜ハ叢祠ノ露ニ御袖ヲ片敷テ、通夜ヲ祈リ申サセ給ケルハ、南無歸命頂禮、三所權現、滿山護法、一萬ノ眷屬、十萬ノ金剛童子、垂跡和光ノ月明ニ、分段同居ノ闇ヲ照サバ、逆臣忽ニ亡、朝廷再耀ク事ヲ令得給ヘ、傳承ル兩所權現、是伊弉諾伊弉冉ノ應作也、我君其苗裔トシテ、朝日忽ニ浮雲ノ被隱テ冥闇タリ、豈不傷哉、玄鑒今以不空、神若神タラバ、君盍爲君ト、五體ヲ地ニ投テ、一心ニ誠ヲ致テゾ祈申サセ給ケル、丹誠无二ノ御勤、感應ナドカアラザラント、神慮モ暗ニ被計タリ、

〔集古文書〕敬白

鶴岡八幡本地供堂立願事

右所願者、專仰八幡應跡之勝利、殊憑本覺法王之廣化、或祈除厄期退凶徒、欲令聖朝安全武運長久者也、仰請速垂玄應、普救蒼生、廼分弊邑、寄附靈境、仍願書如件、敬白、

康曆三年辛酉正月十七日　右兵衞督源朝臣氏滿敬白花押

〔鶴岡八幡宮文書〕

天下安全祈禱事、近日殊可致精誠之狀如件、

應永二十六年七月十九日　持氏花押

八幡宮小別當

〔神馬引付〕一就天下靜謐之儀御祈禱、大神宮神馬二疋栗毛印雀目結、鴾毛印同前、可牽進之由所被仰下也、仍執達如件、

八、廿一〇文明十年

大神宮御師

〔續々泰平年表 一〕嘉永六年六月九日、此日異國船渡來之事、京都所司代被仰達、同十三日、脇坂淡路守より傳奏衆へ申進之、依之兩卿より達叡聞候處、宸襟不安被為思食、同十五日七社七寺江御祈願之勅諚有之、則伊勢大神宮之神職共へ御教書を賜はる、此頃夷船來相模國御浦郡浦賀沖、其情實難知、雖防禦之備為嚴重、近來度々寄近海、叡念甚不安、偏在仰神明之冥助、速退攘夷類、莫拘國體、四海靜謐、天下泰平、寶祚長久、万民俱樂御祈、自今日一七箇日、一社一同抽丹誠、可勤行之旨御教書如是、早可為告知二宮之狀如件、

六月十五日　祭主三位〇大中臣教忠判　大司宿館とあり

〔續々泰平年表 二〕嘉永六年八月十五日、石清水放生會被行、宣命云、〇中略辭別氏申、去志六月仁、相模國御浦郡浦賀乃岸爾、夷乃船乃入來利志加、無為留日數毛不經、飛帆志氏退利去奴禮止、近年屢近海仁來波、奴禮防禦嚴留為止伊倍止毛、民心乃不安古止、奈何仁波也為止、寤毛氏寐毛氏危美、懼利給布、大神乃深岐御恤、廣

岐、御助(仁)依(氏)、從來(奈牟)禍(奈利止毛)、擁護(乃)誓(乎)不違(志氏)、未萌(爾)攘除給(氏)、四海彌靜謐(爾)、國體彌安穩(爾)、護
幸給(倍止)、恐(美)恐(美毛)申給(波止)久申、嘉永六年八月十五日

〔續々泰平年表 五〕安政元年二月十日、東西夷船侵入ニ付、於京都昨年之通、七社七寺、并二十二社外十社御祈禱被仰出候御教書之寫、

正月上旬、魯西亞船已揚歸帆於西陲、至中旬亞美利加船又來於東海、應接雖穩、人情不安、早垂神助、外夷懾服、國家清平御祈、一社一同愈委精力可有懇請、重被仰下之事、

〔日本書紀 三神武〕戊午年九月戊辰、天皇陟彼菟田高倉山之巓、瞻望域中、時國見岳上則有八十梟帥、○中略復有兄磯城軍、布滿於磐余邑、(磯此云志)賊虜所據、皆是要害之地、故道路絕塞、無處可通、天皇惡之、是夜自祈而寢、夢有天神訓之曰、宜取天香山社中土、(香山、此云介遇夜摩)以造天平瓮八十枚、(平瓮、此云毘邏介)并造嚴瓮而敬祭天神地祇、(嚴瓮、此云怡途背)亦爲嚴呪詛、如此則虜自平伏、(嚴呪詛、此云怡途能伽辭離)天皇祇承夢訓、依以將行、○中略於是天皇甚悅、乃以此埴、造作八十平瓮、天手抉八十枚、(手抉、此云多衢餌離)嚴瓮、而陟于丹生川上、用祭天神地祇、

〔三代實錄 三十四陽成〕元慶二年八月四日丁卯、出羽國飛驛奏言、○中略是日彼國正三位勳五等大物忌神、進勳三等正二位勳六等月山神四等、從五位下勳九等小物忌神七等、先是右中辨兼權守藤原朝臣保則奏言、此二神自上古時、方有征戰、殊標奇驗、去五月賊徒襲來挑戰、官軍當此之時、雲霧晦合、對坐不相見、營中擾亂、官軍敗績、求之蓍龜、神氣歸賊、我祈無感、增其爵級、必有靈應、國宰齋戒祈請、懇望請加進位階、將答神望、仍增此等級、

〔源平盛衰記 二十七〕信濃橫田川原軍事

木曾(○源義仲)ハ落合五郎兼行、鹽田八郎高光、望月太郎、同次郎、八島四郎行忠、今井四郎兼平、樋口次郎兼光、楯六郎親忠、高梨、根井、大室、小室ヲ先トシテ、信濃上野兩國ノ勢催集メ、二千餘騎ヲ相具シテ、

白鳥川原ニ陣ヲトル、楯六郎親忠、〇中略大法堂ノ前ニシテ、馬ヨリ下リ兜ヲ脱テ、八幡社ヲ伏拜ミ、南無八幡大菩薩、我君先祖ノ崇ル靈神ナリ、願ハ木曾殿今度ノ軍ニ勝事ヲ得セシメ給ヘ、御悅ニハ六十六箇國ニ、六十六箇所ノ八幡社領ヲ立テ、大宮ニ御神樂、若宮ニ仁王講、峯兒ノ御前ニ左右ニ八人ヅヽノ神樂女、同神樂男、退轉ナク神事勤テ進ラセントゾ祈念シケル、乘替ヲ使ニテ、木曾殿ヘ申ケルハ、城太郎所々ニ火ヲ放テ、横田、篠野井、石川邊ヲ燒拂フ、角アラバ八幡ノ御寶殿モ如何ト危ク覺候、急ギ寄給ヘトゾ申ケル、木曾取敢ズ、通夜大法堂ニ馳附テ、兜ヲ脫、膝ヲ屈テ、八幡社ヲ伏拜ミ樣々願ヲ立ラレケリ、

〔源平盛衰記二十九〕新八幡願書事

木曾當國住人池田次郎忠康ヲ召テ、彼ハ何宮ト申ゾ、又如何ナル神ヲ奉祝タルゾト尋給ヘバ、答ヘテ申、八幡大菩薩ヲ祝進セテ侍ルガ、埴生庄ニマシマセバ、埴生新八幡ト申候ト云、木曾大ニ悅テ、手書ニ大夫房覺明ヲ召レタリ、〇中略木曾云ケルハ、ヤヽ大夫殿、幸ニ當國新八幡宮御寶前ニ近ヅキ奉テ合戰ヲ遂ントス、今度ノ軍勝ン事疑ナシ、但且ハ後代ノ爲、且ハ當時ノ祈ニ、願書一紙社殿ニ進セバヤト存ズ、其相計ヒ給ヘト云、覺明馬ヨリ下、木曾ガ前ニ跪テ、箙ノ中ヨリ矢立取出シ、墨和筆染、疊紙ヲ押開テ、古物ヲ寫ガ如ク、案ニモ及バズ書之、其狀云、

歸命頂禮八幡大菩薩、日域朝廷之本主、累世明君之曩祖、爲守寶祚、爲利蒼生、改三身之金容、開三所之權扉、爰累年之間、有平相國、恣管領四海、惱亂萬民、狼藉萬乘、焚燒諸寺、已是佛法之讎、王法之敵也、義仲苟生弓馬之家、僅繼箕裘之塵、見聞彼暴惡、不能顧思慮、任運於天道、投身於國家、試起義兵、欲退凶器、闘戰雖合兩家之陣、士卒未得一塵之勇之處、今於一陣上旌之戰場、忽拜三所和光之社壇、機感之純熟已明、凶徒之誅戮無疑矣、降歡喜之涙、銘渴仰於肝、就中曾祖父前陸奥守義家朝臣、寄附身於宗廟氏族、自號名於八幡太郎以降、爲其門葉者無不歸敬矣、義仲爲其後胤、傾頭年久、今起此大功、喩

如嬰兒以蠡量巨海、蟷蜋取斧向奔車、然間爲君爲國起之、爲身爲私不起志之至、神鑒在暗、憑哉悅哉、
伏願冥慮加威、靈神合力、勝決一時、怨退四方、然則丹祈相叶、冥感幽贊可成加護者、先令見一之瑞相給、仍祈誓如件、

壽永二年五月十一日　源義仲敬白

トゾ書タリケル

〔吾妻鏡四〕元暦二年二月十三日丁卯、爲平家追討御祈請於鶴岡寶前、聚鎌倉中僧徒、被轉讀大般若經、京都又被行廿壇之秘法云云、　廿七日辛巳、入夜爲追討御祈、於賀茂社被行御神樂、有宮人曲云云、

〔太平記十七〕立儲君被著義貞事付鬼切被進日吉事

夜更ル程ニ成テ、新田左中將(○義貞)潜ニ日吉ノ大宮權現ニ參社シ給ヒテ、閑ニ啓白シ給ケルハ、臣苟モ和光ノ御願ヲ憑テ日ヲ送リ、逆縁ヲ結事日已ニ久シ、願ハ征路萬里ノ末迄モ、擁護ノ御眸ヲ廻ラサレテ、再大軍ヲ起シ、朝敵ヲ亡ス力ヲ加ヘ給ヘ、我縱不幸ニシテ、命ノ中ニ此望ヲ不達ト云共、祈念冥慮ニ不違バ、子孫ノ中ニ必大軍ヲ起者有テ、父祖ノ尸ヲ淸メン事ヲ請フ、此二ノ内一モ達スル事ヲ得バ、末葉永ク當社ノ檀度ト成テ、靈神ノ威光ヲ耀シ奉ルベシト信心ヲ凝シテ祈誓シ、當家累代ノ重寶ニ、鬼切ト云大刀ヲ社壇ニゾ被籠ケル、(○又見梅松論)

〔應永以來外宮注進狀〕豐受皇大神宮神主

注進御陣御祈禱之事

右就今度御出陣、速高麗國致平均、迄大唐悉以奉仰日域御威光之旨、致懇祈之處、爲勅使祭主慶忠五月廿一日參向之間、連日令伺候神前、彌國々令歸伏、聖運御長久諸陣安全御祈禱奉抽精誠處也、仍注進言上如件、

祈豐稔

天正十□年六月日　十禰宜雄彦（例○此他人名略之）

〔新儀式（四臨時）〕新年穀事

若有可祈年穀、上卿奉仰、先以陰陽寮勘吉日文幷十六社（或社員增、或不定也）使差文（伊勢使侯卜、不載之、賀茂社必用公卿、自餘或侍從、又丹生貴布禰二社使神祇官差之、上卿不奏云々、）奏之、前一日、上卿以宣命草附藏人奏之、御覽返給、令清書之、當日供御浴、奏覽清書、上卿返賜、召使須給、（依他祈奉幣亦准之、依奉幣伊勢行幸八省院、還御之後、立諸社使、）

〔類聚國史（十一神祇）〕弘仁七年七月癸未、勅、風雨不時、田園被害、此則國宰不恭祭祀之所致也、今聞今茲靑苗滋茂、宜敬神道大致豐稔、庶俾嘉穀登畝、黎元殷富、宜仰畿內七道諸國、其官長淸愼齋戒、奉幣名神、禱止風雨、莫致漏失、　十二年八月丙寅、勅、今嘉穀垂穗、多稔方熟、恐風水爲災、致其傷害、宜奉幣名神、以誘秋稼也、

〔續日本後紀（二仁明）〕天長十年閏七月乙卯朔、勅、至于秋序、洪水敗稼、大風害物、古來尙在、宜令天下諸國奉幣名神、豫禳防、勿損年穀、

〔續日本後紀（五仁明）〕承和三年七月辛巳、勅曰、方今時屬西成、五穀垂穗、如有風雨愆序、恐損秋稼、宜令五畿內七道諸國奉幣名神、攘災未萌、其幣帛料用正稅、長官率僚屬、自親齋戒、祭如神在、必致徵應、

〔續日本後紀（七仁明）〕承和五年七月甲申、天皇御八省院、奉幣伊勢大神宮、以禱豐年也、　壬申、分幣內外諸國名神、以祈秋稼也、　丁丑、勅、從彼靑春、終此朱夏、雲膚屢興、雨液應作、隴畝之苗、秋稼可期、宜奉幣帛於伊勢大神宮、以祈秋稼成熟、

〔續日本後紀（十八仁明）〕承和十五年（○嘉祥元年）六月丁酉、勅曰、陰陽寮申云、今茲秋雨應爲害者、若不豫防、恐損年穀、宜令五畿內七道諸國奉幣於名神、以防止雨害、

〔天保集成絲綸錄（五十五寺社）〕天明八（申）年正月　寺社奉行江

五穀豐熟安全之御祈禱、於左之所被仰付候間、執行可仕候、

出雲大社江　黄金三枚　豐前宇佐江　同斷

常陸鹿島江　同斷　下總香取江　同斷

右之通御祈禱料被遣候間、以飛脚可被申越候、

○按ズルニ、寛政四年五月、亦出雲大社以下ノ四社ニ祈禱料ヲ奉リテ、五穀ノ豐熟ヲ祈リシコトアリ、

〔天保集成絲綸錄寺社五十六〕寛政四子年六月　寺社奉行江

金三枚　八幡　豐藏坊

於石清水八幡、五穀豐熟、安全之御祈禱被仰付候間、執行可仕候、御祈禱料之儀は、於京師先格之通請取候樣可被申渡候、

〔議奏役所拔萃〕天明八年五月一日、伊勢兩宮以下十五社御祈、五穀豐饒、七月廿四日同上、

○按ズルニ、祈穀ノ事ハ、祈年祭篇幷ニ祈年穀奉幣篇ニ詳ナルヲ以テ、宜シク參看ス可シ、此篇ニハタヾ臨時年穀ヲ祈リタル事實ヲノミ記載ス、

〔延喜式三臨時祭〕祈雨神祭八十五座幷大

加茂別雷社一座　加茂御祖社二座　松尾社二座　稻荷社三座

水主社十座　樺井社一座　木島社一座　羽束石社一座

乙訓社一座　和岐社一座　貴布禰社一座已上山城國

大和社三座　大神社一座　石上社一座　太社二座

一言主社一座　片岡社一座　廣瀨社一座　龍田社二座

巨勢山口社一座　葛木水分社一座　賀茂山口社一座　當麻山口社一座

大坂山口社一座　膽駒山口社一座　膽駒社一座　石村山口社一座

耳成山口社一座　養父山口社一座　都祁山口社一座　都祁水分社一座
長谷山口社一座　忍坂山口社一座　宇陀水分社一座　飛鳥社四座
飛鳥山口社一座　畝火山口社一座　吉野山口社一座　吉野水分社一座
丹生川上社一座（已上大和國）
枚岡社四座　恩智社二座（已上河內國）
大鳥社一座（和泉國）
住吉社四座　大依羅社四座　難波大社二座　廣田社一座
生田社一座　長田社一座　新屋社三座　垂水社一座
名次社一座（已上攝津國）
座別絹五尺、五色薄絁各一尺、絲一絇、綿一屯、木綿二兩、麻五兩、裹葉薦半枚、每社調布二端、（社料）夫一人、丹生川上社貴布禰社、各加黑毛馬一疋、自餘社加庸布一段、

〔新儀式〕（四臨時上）祈雨祈霽事

若四月以後八月以前、久不降雨、必有請雨之事、或令神祇官卜其祟、又遣使諸社奉幣祈請、就中丹生貴布禰二社、別令祈禱、或令奉黑毛馬、或非神祇官差進大中臣使、更差殿上侍臣於其山上祈之、○（中略）又仰下諸大寺幷五畿七道諸國、遍令祈佛法請神明、

〔禁秘御抄〕（下）祈雨

先以藏人（若非藏人）令掃神泉苑、承仰行向、率人夫先池邊石水瀧、高聲一同云、雨タベ海龍王、此事無所見歟、近代如此、限七日無驗時替藏人、有驗時藏人參申事由、召朝餉內侍給御衣、（白衣、或七瀨御祓單給之、永長源仲正給紅打衣、如何、）藏人下庭舞踏、或退殿上口舞踏、又陰陽師奉仕五龍祭、（或於神泉祭之）一名雩祭、三日齋籠、魚味御衣御劒共不用之、又龍穴御讀經、神泉御讀經、水天供、數人奉仕此供、有驗二社奉幣同、止雨、（黑馬或白馬）又神祇

官人參本宮、承仰祈申、諸社奉幣、隨御卜方有沙汰、神祇官有驗、召殿上口給內藏寮祿、(藏人給之、寬治八年神祇少副中臣輔弘祈雨、於殿上口給祿、內藏寮大褂、本宮七々日祈、永久任此例、卜部兼貞如此、)又祈山陵有宣命、其外御祈不可勝計、大極殿御讀經、或七大寺請雨經供法、諸社御讀經、僧綱於社々讀金剛般若經、寬平例(賀、松、稻、春、住、)成祟社々有奉幣也、凡不過二社奉幣、尤有驗事歟、必以殿上使可奉、尋常御馬、祈雨ニハ忌赤毛、貞觀於神泉有船樂、應和於神泉被行北斗法、又十一社奉幣(木島、乙訓、水主、火雷、恩智、平岡、座摩、生田、廣田、長田、)雷公祭雖有驗頗絕畢、範俊行請雨經法之時、感儀師能算、以意趣填邊放赤鷄云々、世人爲珍事、

〔日本書紀 二十四 皇極〕元年六月、是月大旱、　七月戊寅、群臣相謂之曰、隨村々祝部所敎、或殺牛馬、祭諸社神、或頻移市、或禱河伯、旣無所效、　八月甲申朔、天皇幸南淵河上、跪拜四方、仰天而祈、卽雷大雨、遂雨五日、溥潤天下、(或本云、五日連雨、九穀登熟、)　於是天下百姓俱稱万歲、曰至德天皇、

〔日本書紀 二十九 天武〕五年、是夏大旱、遣使四方、捧幣帛祈諸神祇、

〔續日本紀 三 文武〕大寶三年七月丙午、近江國山火自焚、遣使祈雨于名山大川、

〔續日本紀 三十九 桓武〕延曆七年四月癸巳、自去冬不雨、旣經五箇月、灌漑已竭、公私望斷、是日早朝、天皇沐浴、出庭親祈焉、有頃天闇雲合、雨降滂沱、群臣莫不舞踏稱万歲、因賜五位以上御衾及衣、咸以爲聖德至誠祈請所感焉、

〔日本後紀 二十四 嵯峨〕弘仁五年七月庚午、勅、畿內、近江、丹波等國、頃年旱災頻發、稼苗多損、國司默然、百姓受害、其孝婦含冤、東海蒙枯旱之憂、能吏行縣、徐州致甘雨之喜、然則禍福所興、必由國吏、自今以後、若有旱者、官長潔齋、自禱嘉澍、務致肅敬、不得狎汙、如不應者、乃言上之、立爲恒例、

〔續日本後紀 八 仁明〕承和六年四月壬申、遣從五位下高原王等、奉幣於伊勢大神宮、令祈雨、此日發遣雩使等於山城國宇治綴喜、大和國石成須知等社、自餘之國、便令國司雩焉、

〔三代實錄 十三 清和〕貞觀八年七月三日乙巳、班幣宮城中及京畿七道諸神、黑馬一疋奉大和國丹生川上

雨師神、並以祈雨也、

〔三代實錄陽成三十三〕元慶二年六月三日丁卯、自去年至此、亢陽不雨、名山大川能興雲致雨、班幣祈雨、賀茂御祖、別雷、松尾、稻荷、貴布禰、丹生川上、乙訓、水主、八社是也、丹生川上加奉黑馬一疋、

〔日本紀略一醍醐〕延喜五年七月十八日、奉幣伊勢大神宮、依旱也、　十七年十二月廿六日辛未、依井泉枯盡、京畿告火急之間、召祭主神祇大副大中臣安則、給祭文於神祇官、令祈申伊勢以下諸社、

〔本朝世紀〕天慶二年七月八日丁未、政、今日太政大臣以相職被申諸卿云、旱魃猶甚、佛神祈禱似無感應、可被行御卜幷祈雨事云々、仍諸卿相定、召官寮有御卜事、理運之由祈申也、但南方幷未申方神社、或有幣帛之思、或依汗穢氣所致也、又佛道祈禱可無感應、神社誓願可有應云々、仍除先日奉幣諸社之外十一社、明日可奉幣之由被定了、木島、車川、水主、大和、平岡、恩智、男山、座摩、垂水、廣田、長田、生田、難波等社也、

〔類聚符宣抄三〕右大臣〇藤原繼繩宣、奉勅、爲祈雨丹生川上、貴布禰、黑氣馬二疋、仰左右馬寮、各一疋、以今月九日可奉進、但無繫飼、以板立御馬進者、

天曆二年五月七日　權少外記紀理綱奉

〔類聚符宣抄三〕左辨官下大和國

應宛室生山龍穴社讀經請僧等菜料米十一斛事

白米五斛伍斗

黑米五斛伍斗

權少僧都定澄

卒僧十口

右左大臣宣、奉勅、件定澄爲祈甘雨、差遣彼社、始從今月十八日辰二點、五箇日間殊致精誠、轉讀仁王般若經、祈請甘雨、其料用所在官物者、仍須期日以前運送彼社、取進其請文、綸旨殊重、不得緩怠、官符

追下、

長保四年六月十五日　　大史小槻宿禰

權中辨源朝臣

〔吉記〕治承五年六月六日辛亥、自今日差遣藏人修理亮兼時出納右衞門志國貞於神泉苑令掃之、至于時日藏人經泰五ヶ日掃之、雨不降之間令差替也、　十日乙卯、今日有祈雨奉幣、上卿右衞門督實家右少辨兼忠奉行之、去々月晦比可申沙汰之由、示付藏人少輔親經了、而今年初度祈雨、尤稱可擇日次、于今遲怠、於神今食前齋者、尋先例行之云云、

〔玉海〕建久五年四月五日甲子、炎氣渉旬、雖不及巨害、漸有民悲云云、仍自今日令掃神泉池、又祈雨奉幣可申沙汰之由、仰宗頼、與奪公定了云云、

〔吾妻鏡十九〕承元二年六月十六日甲申、自去月至今、不降一滴雨、庶民失耕作術、仍被仰祈雨事於鶴岳供僧等之處、群參江嶋祈請龍穴云云、　十七日乙酉、寅剋甘雨降、祈請感應也、被送遣御劔御衣等於宮寺、

〔吾妻鏡二十六〕貞應三年五月十八日、炎旱御祈、可被修何祭禮否事、於奥州〇北條義時方重有其沙汰、可爲五龍祭之由、隱岐入道行西雖申之、於此境未無勤行之例、上、天地災變屬星水曜等御祭可宜之旨衆議云云、　六月六日、炎旱渉旬、依今日爲祈雨被行靈所七瀨御祓、由比濱國道朝臣、金洗澤池知輔朝臣、固瀨河親職、六連忠業、柚河泰貞、杜戸有道、江嶋龍穴信賢、此御祓關東今度始也、　十日、入夜甘雨降、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕篳篥吹遠理が父、阿波守にて下向の時、遠理其ともにおなじく下向しけるに、其年旱魃の愁有ければ、とかく祈雨をはげめ共かなはず、七月ばかりに、遠理其國の社其神可尋へ參て、奉幣の後に、調子を兩三反吹て祈請の間、俄に唐笠ばかりなる雲、社の上におほひて、たちま

ちに雨下りて、洪水に及にけり、神威のあらたなる事、秘曲の地におちざる事かくのごとし、

〔葉黄記〕寛元四年閏四月十二日庚子、今日祈雨奉幣、雖雨降猶被行之、　廿二日庚戌、雨降、自一昨日神泉掃除、今有其驗、

〔康富記〕嘉吉三年五月九日癸亥、祈雨奉幣也、○中略入夜被始行、上卿權中納言藤原隆盛卿著奥座、次職事權辨俊秀、進仰祈雨奉幣事、○中略

天皇我詔旨度、掛畏岐某大神乃廣前爾、恐美恐美毛申賜波久止申久、天不降雨志氏地自如乾志、依之氏青苗難長久、黎庶有患利、雨露乎濫久毛國土乎護留毛、大神乃廣御惠爾可在止所念行氏奈牟、故是以吉日良辰乎擇定米氏、官位姓名乎差使氏、禮代乃御幣爾、黒毛乃御馬乎牽副氏奉出給布、大神此状乎平久安久聞食氏、雲霓瞻望爾叶氏、畢星滂沱乎施志、三壤底貫利、百穀豐登留志氏、天皇朝廷乎寶位無動久、常磐堅磐爾、夜守日守爾護幸比奉給倍止、恐美恐美毛申賜波久止申、

嘉吉三年五月日

神祇官差進祈雨奉幣丹生貴布禰兩社使使交名事、

丹生川上社使從五位上行神祇權大副大中臣朝臣房直

貴布禰使正六位上行直宿禰盛鄕

右依官宣差進如件

嘉吉三年五月九日　　從五位下行大祐齋部宿禰盛國

從二位行伯雅兼王

神祇官勘申祈雨奉幣丹生貴布禰兩社幣帛事

丹生川上社壹前

貴布禰社壹前

五色絹各壹疋　生絹壹疋　糸貳句　綿貳屯

木綿貳斤　麻貳斤　杤貳枝　黑毛馬貳疋

衞士貳人

右依官宣所勘申如件

嘉吉三年五月九日　從五位下行大祐齋部宿禰盛國

從二位行伯雅兼王

〔親長卿記〕明應五年五月三日、近日炎旱以外也、祈雨奉幣用脚不事行、先神馬許可被獻丹生貴布禰之由被思食、可爲如何哉之由伯二位使來、奉幣不事行也、雖爲神馬計、先可被獻之由申了、又其後勸修寺前大納言〇敎秀折紙到來、同前之旨、申了、

〔忠富王記〕明應九年五月十六日、炎旱幷病事、諸寺諸社御祈事被仰出之間、則御祈奉行職事尙顯ニ申遣也、

祈雨幷病事御祈事、自來十八日一七ヶ日、殊可抽精誠之由、可令下知松尾、稻荷、廣田等社給之由天氣所候也、仍上啓如件、

五月十六日　右少辨尙顯

謹上伯二位殿

祈雨幷病事御祈事、一七ヶ日可抽精誠之由、御敎書如此、早相觸一社可被致懇祈之旨、本官所候也、仍執達如件、

五月十六日　左衞門尉孝久奉

同上松尾社神主殿

同上稻荷社神主殿

祈雨幷病事御祈事、自来十八日一七ヶ日、可抽精誠之由御敎書如此、早一社一同可被致懇祈之旨被仰下候状如件、

五月十六日　　　左衛門尉孝久奉

廣田社祠官供僧等中

〔議奏役所拔萃〕寛政元年六月二日、七社七箇寺請雨御祈、

文政九年六月五日、一七箇日七社七箇寺請雨御祈、

〔小町集〕日のてり侍けるに、あまごひの和歌よむべきせんじありて、

千早振神もみまさば立さわぎ天のとがはのひぐちあけたまへ

〔月刈藻集〕天下雨フラデナゲキケルコロ、和泉式部神泉苑ニヨミケル、

コトワリヤ日ノ本ナレバテリモシツアメガ下トハ人モイハズヤ、カクヨミケレバ、大雨フリテ万民ヨロコビヌ、

〔古今著聞集和歌五〕能因入道、伊豫守實綱に伴ひて、彼國にくだりけるに、夏の始日久しくてりて、民のなげき淺からざるに、神は和歌にめでさせ給ふものなり、心みによみて、三島に奉るべき由を國司しきりにすゝめければ、

あまの川苗代水にせきくだせ天くだります神ならば神、とよめるをみてぐらにかきて、神司して申上たりければ、炎旱の天俄にくもりわたりて、大なる雨ふりて、かれたる稲葉おしなべて緑にかへりにけり、〇又見二十訓抄一

〔高祖遺書六〕下山御消息

和泉式部ト云シ好色、能因法師ト申セシ無戒ノ者サヘ、讀歌下雨、

〔新古今和歌集神祇十九〕社司ども貴布禰にまゐりて、あまごひ侍けるついでによめる、

おはみたのうるほふばかりせきかけてゐせきにおとせ河上の神　賀茂季平

〔五元集〕牛嶋三遶の神前にて、雨乞するものにかはりて、

夕立や田を見めぐりの神ならば

翌日雨ふる

〔墨水消夏錄上〕三圍稻荷

元祿六年癸酉六月、大旱して田畑一滴の濕なく、田地龜背の如くさけ、農民これを歎き、雨乞の祭すれども其應あることなし、廿八日豐岸嶋の白雲といふ老人、寶井其角をともなひて、船にのりいでゝ、船を土手につなぎ、三圍に遊しに、鉦大鼓を打ならし、農民の雨乞せるさまを見て、白雲これに戲ていふは、此人は日本俳諧の達人なり、むかし小町、能因などの雨乞せしためしもあれば、この人を賴みて雨こひせば其應あらんといふにより、其角もやむ事を得ず、手あらひ口そゝぎ、神前に向ひ拜て、ユタカの字を折句にして、

ゆ。ふだちやた。をみめぐりのか。みならば

それより夕方に向ひて、筑波より雷なりいだし、其雨盆を覆すがごとしといふ、此句其角が眞跡今尙あり、享和三年癸亥六月、三井氏の徒、余が文をもとめて其事を記して碑をたつ、

〔理齋隨筆三〕天明五年には、大に旱魃にてありし時、龜戶天滿宮にて、雨乞の祈りありし時、丹精をこらし詠歌の德あらはれて、大に雨ふりたりし其事を記したる文に、

天明らけき五つのとし、六月三日より九日まで七日のうち、連歌の片歌一句、和歌一首、日々つらねて、天滿宮のうづの廣庭に雨をいのりて、百姓のために心をこめて、深くねぎごとを祈りて、七日みちぬ、しかはあれど祈りのうち、をり／＼雨ふりけれど、しく／＼もふらざりければ、

祈晴

九日の夕べにかくなんいひあげたり、

心にいのる神はあるかは　昌德上

となんつらね歌の下をいひ上げてより、中の二日まで三日祈る、十一日の曉の夢に、神の告に、

あめつちの和らぐ光あらはれて

夢さめてあたりの人に斯とかたりあひぬ、時の間に雨ふり出し、鳴神とゞろき、百姓のよろこび、やつがれもいのりし甲斐ありて、なほひたすら此神のめぐみをあふぐのみ、穴賢穴賢、

是神の感應いちしるし、もろこしにては其人の至誠の德を以て神の來格あり、我朝には赤心をこめたる詠歌に天神地祇も應じ給ふ、今更改ていふに不ㇾ及、此理いかなればと思量するに、これのみぞ人の國より傳はらで、神國の言葉の道なる故なるべし、

〔筆のすさび〕水野義風雨乞和歌

備前士人水野三郎兵衛名は義風、食祿千石、大將なり、和歌を好む、一年大旱の時、義風が采地の百姓ねがひ出けるに、主人和歌に堪能にましませば、昔の小町の例に、雨乞の歌よみて給ひ候へと申しゝかば、義風さまゞゞ辭すれどもきかず、つひに一首をよみて與へければ、百姓よろこび歸り、これを産神にそなへて祈りてぞしるしを得たりける、夫より今に至り六七十年、旱すれば必その歌を出だして祈るに、しるしなきことなしとかや、其の歌、

世をめぐむ道し絶えずば民草の田ごとにくだせ天の川水

〔延喜式三臨時祭〕祈雨神祭八十五座並大中略〇

其霖雨不ㇾ止祭料亦同、但馬用ㇾ白毛、

〔新儀式四臨時上〕祈雨祈霽事

八九月間淫雨不ㇾ霽、必有ㇾ祈霽之事、令ㇾ卜ㇾ其祟幷奉幣諸社、丹生、貴布禰令ㇾ祈禱、奉ㇾ赤毛馬、皆同ㇾ祈雨之

例、又依卜筮令實檢神社邊、若有穢物令解除掃除、

〔北山抄六〕祈晴事

霖雨之時、先令官寮卜其祟、（旱魃時、又有御卜、）隨其趣被祈謝、若神社邊、有不淨疑者、遣檢非違使令實檢、（大神宮、以神祇官人爲使、）丹生、貴布禰、被奉赤馬、（祈雨時、奉黑馬、）或有賑給、（臨時賑給者、或以殿上侍臣藏人所人爲使、）

延喜九年八月廿五日、止雨使立、（九欠滅日）

天慶七年九月、大風之後、秋、霖雨難晴云云、十五大寺、有供諸寺、轉讀般若、又召諸社禰宜、可令祈申、依觸穢奉幣延引之間也、外記勘申元年以後此例無所見之由、令齋主祈申、（八年五月一日、召賀茂上下禰宜、令仰可祈申事、依穢不奉遣使等、貞御記地震事次、）

〔禁秘御抄下〕止雨

奉幣丹生、貴布禰、上卿行之、使神祇官人、殊時藏人若非藏人、凡霖雨之時、有官寮御卜、隨其狀祟文有送氣方、遣實檢使、尋子細、山陵同之、應和三年、止雨奉幣猶不止、奉幣十一社、十五大寺御讀經、過法之時有種々御祈、一切同之、奉幣社々十六社、上七社、大原野、大神、大和、石上、廣瀨、龍田、住吉、丹生、貴布禰、是上古例也、神祇官人參丹生貴布禰之時、神馬召寮、或內野放御馬、殊時藏人參之、其時被進尋常御馬、或自院被進之、止雨赤毛、祈雨白毛也、應和御記、依式止雨可奉白馬、而年來赤馬也、邵未仰下之由爲之如何、仍令加奉赤毛馬、如延喜式、祈雨黑毛、止雨白毛也、而先々有沙汰、祈雨白毛、止雨赤毛卜云云、自中古流例也、應和丹生使大中臣高枝、申無乘物之由、請給御馬、仰依請、康保二年八月御記、二社被副進赤毛馬、（十六社內宗及野放）

〔三代實錄二十清和〕貞觀十三年閏八月七日庚戌、雷大雨、諸衞陣於殿前、河水暴溢、京師道橋流損者衆、壞人廬舍不知其數、須遣使者奉幣於諸神社請止雨、

〔二十二社註式〕二十二社事

人皇六十二代村上天皇、治十九年、康保二年乙丑、霖雨經ㇾ月、九天覆ㇾ雲、依ㇾ之閏八月廿一日被ㇾ奉㆓獻官幣於十六社㆒止ㇾ雨、

〔中右記〕寛治八年八月十日己卯、大雨、近日數十日間多以雨下、有㆓秋霖恐㆒云々、祭主親定參㆓神祇官㆒、祈㆓申止ㇾ雨之由㆒云々、仍頗禊齋、

〔三國傳記五〕長明國助明月歌事

和云、八月十五夜雨降月曇一人凶故、平安城地主賀茂大明神祈禱有、若雨フレバ神主葬禮儀式有、仍祈之歌讀法樂、其歌善神冥助有碧天晴、又九月十三日夜、月樓宿當明月夜也、若此宵雨降神主葬禮儀式及、此故歌奉法樂、歌是ナレバ神感新、或時八月十五夜曇ケルニ、賀茂神主長明讀歌、

吹拂ヘ我賀茂山ノ峯ノ嵐コハナヲザリノ秋ノ空カハ、此歌戌時詠タリケレバ感應有天晴ケリ、又九月十三夜月曇ラントシケルニ、住吉神主國助讀歌、

ヨシクモレクモラバ月ノ名ヲ立ン我身一ツノ秋空カハ、ト讀タリケレバ、即天晴碧空明明、我朝神國、往古如來跡秋津嶋根垂、法身大士光葦原中國和給、故神明靈驗誠新ナル者哉、

〔新勅撰和歌集九神祇〕寛喜三年伊勢勅使たてられ侍ける當日迄、雨晴がたく侍けるに、宣旨うけたまはりて、本宮にこもりて祈請し侍けるによみ侍ける、　卜部兼直

天津風あめの八重雲吹はらへはやあきらけき日のみかげみん

〔岡屋關白記〕建長二年六月五日、降雨、午刻參院、次參內、被ㇾ行㆓止雨奉幣㆒、(六月止雨有㆓先例㆒、誠可ㇾ依ㇾ時、)　十日有㆓御卜㆒、霖雨事也、　十六日、今日依㆓止雨㆒奉㆓幣伊勢以下十社㆒、是去十日被ㇾ卜之處成㆓祟神㆒也、〇中略

伊勢　石清水(大藏卿雅具卿)　賀茂(源宰相中將基具卿)　松尾(藤三位顯氏卿)
平野(同卿)　稻荷(家盛朝臣)　大原野　日吉
祇園　北野

〔康富記〕嘉吉三年五月廿日甲戌、雨下、○中略止雨奉幣也、上卿權中納言藤原隆夏卿、職事藏人右中辨敎忠、左少史安倍盛時等參之、陰陽寮不參、外記不參、史爲代被下日時勘文、又覽申差文、大內記少內記不參、宣命事、予爲少內記作進之、付職事、職事被下史、爲內記代從事、今夜盛時一身補三局之公事、可云粉骨歟、去九日康顯一身參、相兼史局內記局等兩條、可申近例也、

天皇我詔旨度、掛畏岐某乃大神乃廣前爾、恐美恐美毛申給者止久申久、近日陰雲常覆氐、旬雨頻降利、行潦甚溢氐、田毛有妨止聞食驚氐、祈申給布、民心相憂禮者、叡慮無聊志、邦土乎鎭護須毛留雲雨乎進止須留毛、大神乃廣御助爾可在止所念行氐奈、故是以吉日良辰乎擇定氐、官位姓名乎差使氐、禮代乃御幣令捧持氐、赤毛御馬乎牽副氐奉出給布、大神此狀乎平久安久聞食氐、雲膚早散志雨脚送晴氐、欲聞水害乎除岐、民事稼穡專爾志氐、天皇朝廷乎寶位無動久、常磐堅磐爾、夜守日守爾護幸比奉給倍止、恐美恐美毛申賜者止久申、

嘉吉三年五月日

草宿紙壹枚ニ書之、淸書者黃紙也、

丹生川上乃大神乃廣前爾、從四位上行神祇權大副大中臣朝臣秀忠乎、――

貴布禰乃大神乃廣前爾、正六位上直宿禰明俊乎、――

淸書ニ者廿日ト入之、

〔孝亮宿禰記〕慶長十九年五月廿八日庚辰、晝以後雨下、自神宮奉行頭右中辨兼賢朝臣、止雨御祈一通到來、卽一通相添之、令付祭主、

就晴雨御祈、一七箇日撰良辰、別而可抽懇祈之由、可被下知神宮之狀如件、

五月廿九日　頭右中辨判

左大史殿

祈生子

止雨御祈之事、撰良辰、一七箇日、別而可抽懇祈之由御教書如此、此旨可令下知神宮給之状如件、

五月廿九日　左大史判

祭主殿

〔議奏役所抜萃〕天保七年六月八日、七社七箇寺一七箇日御祈、(依霖雨也)

〔日本書紀十七繼體〕元年二月庚子、大伴大連奏請曰、臣聞前王之宰世也、非維城之固、無以鎮其乾坤、非掖庭之親、無以継其趺萼、(○中略)請立手白香皇女、納為皇后、遣神祇伯等、敬祭神祇、求天皇息、允答民望、天皇曰可矣、

〔大三輪神三社鎮座次第〕磐余甕栗宮御宇天皇、(○清寧)勅大伴室屋大連、奉幣帛於大三輪神社、祈請無皇子之儀、時神明憑宮能賣曰、天皇勿慮之、何非絶天津日嗣哉、上古吾與少彦名命、戮力一心、所以経営天下、其所以、而今少彦名命來臨吾邊津磐座、與吾及和魂、共能可敬祭、守皇孫、濟人民矣、於是起立磐境、崇祭少彦名命、于時天皇元年十月乙卯日也、

〔左經記〕長元七年八月廿五日壬午、早旦為中宮(○後一條后威子)御使詣賀茂、奉御裝束等、巳刻許歸家、令大外記頼隆眞人草鹿嶋香取御祈祭文二枚、忽清書、状云云、此事如意思(留)相叶給(はゞ)、其賽ニ金銀御幣神寶、大般若經一部奉為法樂、莊嚴書寫供養(之多天末ツラム)、又御封十五戸奉分寄云云、(鹿嶋十戸、香取五戸、)又瑠璃壷入白玉、此度被奉鹿嶋、密々詣兩社、可祈申之由書副消息、送大進甲斐守頼經朝臣許、是近曾見故九條御日記之次、安子后(○村上后)被祈男皇子之間、依貞信公(○藤原忠平)御教、九條大臣(○師輔)被祈鹿嶋、其後不經幾年、須男子誕生、仍所申行也、

〔續古事談一王道后宮〕堀川院皇子オンクイデキ給ケレバ、白川院ナゲキ給テ、鳥羽院ノ御母后(○藤原苡子)ハ入内アリケリ、ハラミ給テ後、カノ御母坊門尼上、賀茂ニコモリテ男子ヲ祈ケル、

〔古事談五神社佛寺〕八幡故檢校僧都成清ハ、光清第十三郎之弟子、小大進(三宮女房)腹也、小大進所生子息

八人、皆女子也、仍慕男子一人之間有夢告、熊野權現ニ可申祈云云、依之即企參詣、還向之後、不經幾程懷姙所產之子也、

〔平家物語三〕大たうこんりうの事

入道相國〇平淸盛の御むすめ〇高倉后徳子后に立せ給ふ上は、哀とくして此御はらに皇子御たん生あれかし、位につけ奉て、夫婦ともに外祖父外祖母とあふがれてとねがはれけるが、あがめ奉るいつくしまへ申さんとて、月まうで迄始めていのり申されければにや、中宮やがて御くわいにん有て、御さん平安、皇子御たん生まし〳〵けるこそめでたけれ、

〔三國傳記五〕兜率僧都事

和云、攝津國住吉庄有武云者有、富貴仁也ケレバ好侍五百人召仕、然一人子不持故、夫婦共住吉大明神七日七夜參籠、捧神馬幣帛若干、端正子與祈精、侍共中ヨリモ神馬五百疋進、七日滿ケル夜、有武夢見ケルハ、白淨衣著給、高貴俗體神殿御戸開出曰、汝懇心所望神是知、雖然汝先生難波堀江伏長五丈大蛇、有時多魚類食因果依、今生子緣絕スル也、但是唐望出セリトテ、赤木ヅカノ刀ヲ一腰給、悅請取奉、左脇插覺夢サメヌ、祇此事妻女語、女云、妾只今靈夢有、唐鏡一給見也云、互悅奉幣捧申テ家歸ケリ、幾程ナクテ懷姙、十月滿端嚴美麗男兒產、其名有師云ヘリ、

〔梵舜日記〕元和六年八月十九日、藥院女中祈念之行法始、宗源行事一座予執行、御祓神人右近豐前筑後三人、雇於當院祓讀之也、次午剋過至而、藥院女中誕生之由申來、殊男子家中之祝滿足之由申來也、來月大事依爲月、令祈念所神慮添候也、則祓有頂戴之由申來候間、御表之祓急持遣也、滿足之由返事也、 廿日、朝行事一座令執行也、 廿一日、藥院女房衆へ祈念之祓已下持遣也、

〔菅笠日記上〕藏王堂より十八町といふに、子守の神ましますす、此御やしろはよろづの所よりも、心いれてしづかに拜み奉る、さるはむかし我父なりける人、〇本居宣長父三四右衞門定利子もたらぬ事を深くな

祈安産

げき給ひて、はる〴〵とこの神にしもねぎをし給ひけるまゝるし有て、程もなく母なりし人たゞならずなり給ひしかば、かつ〴〵願ひかなひぬといみじう悦びて、同じくはをのこゝえさせ給へとなん、いよ〳〵深くねんじ奉り給ひける、われはさてうまれつる身ぞかし、十三になりなば、かならずみづからゐてまうでゝ、かへりまうしはせさせんとのたまひわたりつる物を、今すこしえたへ給はで、わが十一といふになん、父はうせ給ひぬると、母なんものゝついでごとにはのたまひいでゝ涙おとし給ひし、かくて其としにも成しかば、父のぐわんはたさせんとて、かひがひしう出たゝせてまうでさせ給ひし、

〔左經記〕萬壽三年閏五月廿八日癸酉、宮〇三條后禎子、自去四月有御懷妊事、仍自今日被始御祈、〇中略、於伊勢御祈、宣旨、朝臣成、於八幡、以三口僧有大般若御讀經、於賀茂上下御社、以各一口僧有法華經御讀經、於平野社、以一口僧有理趣般若御讀經、於春日社、以一口僧有仁王經御讀經、於稻荷、以一口僧有仁王經御讀經、於住吉、以一口僧有金剛般若經御讀經、〇中略、件經毎日廿卷書寫供養、即轉讀限以御産期、但神社奉幣依無先例不被奉、只有御祈也、

長元元年六月十九日壬午、抑中宮〇藤原威子、從去月有懷孕御氣色云々、仍召仰石淸水別當元命法橋、始從今日有御祈、又於春日御社、始從今日可有御祈之由、遣仰山階寺別當扶公僧都許、共遣御幣料紙、又前日付幣使忌部、伊勢內外御神宮宮司許、示遣可有御祈之由了、

〔山槐記〕治承二年六月十七日庚辰、今日被發遣奉幣使於安藝國伊都岐嶋社、無先例、今度始之、是中宮〇高倉后德子御産御祈云云、〇中略、宣命、

天皇我詔旨度、掛畏支伊都岐嶋大神乃廣前爾、恐美恐美毛申給止申久、夫大神者拓社壇於海涯天、施威靈於天下志給布、列代乃聖君毛皆鎭護乎所憑奈利、況以庸昧氐忝守洪基留、今龝欽仰之誠天、將致馭俗之化須、因玆天近年叡情爾殊有所思食氐、仰神德天於本社天令祈請給阿利古止、然毛驗

久冥感潜通志氏、宿念相叶倍利、彌御祈願乃事等、廣支御恤美深支御助乎施志氏、御叡念乃任爾、令果遂給倍止所念行天奈牟、故是以吉日良辰乎擇定天、官位姓名乎差使天、禮代乃御幣乎令捧持天奉出賜布、大神此狀乎平久安久聞食天、椒房月閑爾、蘭殿風穏爾、誕月之期乎蹴天、懐日之慶乎開天、天皇朝廷乎寶位無動久、常磐堅磐爾夜守日守爾護幸倍奉給天、國家安穏爾人民快樂爾□給倍止、恐美恐美毛申給者止久申、

治承二年六月十七日（大内記業實草之）

廿六日己丑、中宮有千度御祓云々、於御前無此事、被憚禁裏（閑院）歟、點油小路面小屋（宮侍左兵衛尉則清宿所）被行之、召陰陽師十人、○中略、備御贖物十前、納長櫃運之、召使相副、有官侍上日輩結番取之、自臺盤所方獻女房、事了陰陽師各賜祿、（各長絹云々）以權少僧都實全被始行藥師法、件御修法并千度御祓、母儀二品（○平時子、清盛妻）内々所被致沙汰也、是御產御祈云々、　廿八日辛卯、中宮（德子、御年廿四、六波羅入道前太政大臣（平清盛）二女、母贈左大臣時信公女、二品時子尼、）御懐姙當五箇月、仍有御著帶事、初度也、○中略、宮主雅樂權助卜部兼濟奉仕御禊、陪膳權亮、役基親、次在憲朝臣又奉仕御禊、（八足自別納所進之、役所官著衣冠、）陪膳役同前、於宮主者、一月三箇度、（十日一度、）當月每日可奉仕之、陰陽師者、自今日每日可奉仕也、陰陽頭賀茂在憲朝臣、大膳權大夫泰親朝臣、陰陽權助賀茂濟憲朝臣、（在憲朝臣子）掃部頭安倍季弘朝臣、陰陽大允同泰茂、（已上二人泰親朝臣子）五人結番、各五箇日可參勤云々、（雖殿頭賀茂宣憲朝臣、主稅助安倍時晴、雖爲濟憲上臈不召之、）先例或自今日被始御祓、或後日被始之、抑又依先例、陪膳四位職事、役五位職事、結番被催之、此間事大進基親所奉行也、○中略、自今日被始行御祈等、本宮御沙汰事、

宮主御祓、陰陽師御祓、（已上見右）○中略

二位殿（○平時子）御沙汰

諸社

大神宮（每月三箇度奉幣）

石淸水（大般若御讀經、以僧三口、一月可奉轉讀一部、觀音經御讀經、於若宮寶前、以僧三口、毎日一百卷可奉轉讀、）

光明眞言念誦（於寶前、以僧三口、毎日別奉誦千反、）

毎日御誦經、被始百日御精進、

賀茂下上（毎月七箇日仁王講、毎日御誦經、）　松尾（毎日御誦經）

平野（毎日奉幣、毎月七箇日轉讀大般若一部、毎日御誦經、）　稻荷（毎日御誦經）

春日（毎月七箇日轉讀大般若一部、）　日吉十禪師（毎日仁王講、毎日御誦經、被始百日御精進、）

祇園（毎月七箇日仁王講、毎日御誦經、）　今熊野（毎日御誦經）

伊都岐嶋（五條坊門大宮小路、列官、毎日御誦經、本社祈等、入道大相國有沙汰云々、○中略）

御祓

毎日三度（陰陽大允安倍泰茂、陰陽博士賀茂宣平、權漏刻博士菅野季親等勤之、）有御撫物、侍五位有官上日輩、毎日三度結番爲使、辰刻可參勤之由催之、陰陽師不參也、

呪咀（毎日）左京權亮淸科範時勤之（○中略）

權右中辨親宗朝臣沙汰

泰山府君御祭三座（掃部頭季弘朝臣、天文博士資俊朝臣、圖書頭在宣朝臣勤之、）毎月一夜三度可行之、（自御所有御撫物、使侍男等、）

十月一日辛卯、中宮御產御祈、○中略自今日宮主雅樂助業濟奉仕御祓、至于御產期可參勤也、十一月十二日辛未、寅刻自中宮召使走來、告御產氣候之由、則馳參候寢殿東面、大夫（時忠）被示曰、御氣色已頻、○中略此間○中略以御衣劒等、被奉諸寺諸社、侍有官輩持御誦經物、渡南庭出於西中門、御衣等美麗誠壯觀也、劒者禪門（○平淸盛）被獻歟、內大臣（○平重盛）被奉馬於諸社、臨其時引立西門外、侍等相具參向所所云云、但大神宮御馬被付在京之禰宜、伊都岐嶋御馬又被付在京神主云云、（○又見玉海、源平盛衰記、）

〔百練抄（十五後嵯峨）〕寬元元年六月二日丁未、中宮（○藤原姞子）御產御祈諸社被進神馬、是前右府（○藤原實氏）內々

沙汰也、四日己酉、源大納言具實參入、發遣十三社奉幣使、依御產御祈也、十日乙卯、自去夜有中宮御產氣也、宮主陰陽師等勤御祓、諸社有御誦經、又被進神馬、午後皇子〇後深草降誕、

〔增鏡五內野の雪〕まことやこぞより中宮〇藤原姞子は、いつしかたゞならずおはします、六月〇寬元元年になりてその程ちかければ、十三社のほうべい勅使たてらる、日ごろの御いのりにうちそへよのなかゆすりさわぐ、六日より七佛藥師五だんのみしほなどはじまる、中だんは櫻井の宮ごさばのゐんの御子つとめさせ給ふ、いまで川のおとゞにおはしませば、御家のとのばらたえずさぶらひ給ふ、十日のあけぼのよりその御氣しきあれば、殿のうちたちさわぐ、しろき御よそひにあらためてもやにうつらせ給ふ、天下のゝしりたちて馬車はしりちがふさまいとこちたし、うちよりも御つかひ隙なし、れうの御馬にて雨のあしよりもしげく、はしりきはふ、さらでだにいとあつきころを、ふせにをしひたしたる人々のけしきいとわりなし、后の宮いとくるしげにし給ひてひたけゆくに、いろ〳〵の御物のけどものりいでゝ、いみじうかしかまし、〇中略諸社の神馬所々のしゆきやうのつかひ、四位五位かずをつくして轅をめぐるさまいはずともおしはかるべし、おとゞとりわき春日のやしろへはいして御馬宮の御ぞなどたてまつらる、內には更衣ばらにわか宮二所おはしませど、此御事をまち聞え給ふとて、坊さだまり給はぬほどなり、たとひたいらかにおはしますとも、もし女御子ならばとまが〳〵しきあらましはかねておもふだにむねつぶれてくちをし、かつは我御身のしゆくせ見ゆべききはぞかしとおぼして、おとゞもいみじうねんじ給ふに、ひつじのくだりはどにすでにことなりぬ、宮の御せうと公相の大納言皇子誕生ぞやといとあざやかにのたまふを、きく人々の心ち夜のあけたらむやうなり、

〔百練抄十七後深草〕建長七年二月廿一日戊子、依大宮院〇後嵯峨后姞子去年閏五月御產御祈、院〇後嵯峨御隨身等於八幡、賀茂上下、北野社、可有五番競馬立願、仍今日於賀茂上下在之、廿四日辛卯、院隨身等於

北野社、有五番競馬、〇又見帝王編年記

〔增鏡八飛鳥川〕東二條院、〇後深草后公子日比たゞにもおはしまさゞりつるその御けしきありて、世の中さわぐ、院の内にてせさせたまへば、いよ〳〵人まゐりつどふ、大法秘法のこるなくおこなはる、〇中略八月廿日〇文永七年よひの事なり、すでにかとみえさせ給へども、二日三日になりぬれば、あるかぎり物おぼゆる人もなし、〇中略上達部は階の間の左右に著て、皇子誕生を待けしきなり、陰陽師巫女たちこみて、千度の御はらひつとむ、御隨身北面の下臈などは、神馬をぞ引める、院拜し給ひて、廿一社にたてまつらせ給ふ、すべて上下内外のゝしりみちたるに、御けしきたゞよわりによわらせたまへば、いま一しは心まどひまして、さと時雨わたる袖のうへもいとゆかし、院もかきくらしかなしくおぼされて、御こゝろのうちには、石清水のかたを念じ給ひつゝ、御手をとらへてなき給ふに、さぶらふかぎりの人、皆え心つよからず、いみじき願どもをたてさせ給ふしるしにや、七佛の阿闍梨まゐりて、けむしやくはんぎ、どうちあげたるほどに、からうじて生れ給ひぬ、

〔寛正記〕三年五月廿日、自來廿七日、御臺樣〇足利義政室、御方御祈、奉抽御產平安御運長久之精誠、可令下知兩宮〇伊勢神宮給候旨、自室町殿〇義政被仰下也、恐々謹言、

五月廿日　資廣

祭主二位殿

於結願日者、御誕生以後可被仰出之由、可被下知候也、

〔大乘院寺社雜事記〕寛正三年五月廿六日、御臺御產御祈禱事、自明日可致精誠之由、傳奏奉書被付寺務、六月八日、春日社御祈禱、奉轉讀大般若經事、右爲御產平安增長延命、勤修候狀如件、

寛正三年六月日　大行事前大僧正尋尊敬白

〔天明集成綠綸錄二十六寺社〕寶曆十二午年七月

寺社奉行江

大奥女中之内、懷胎之人有レ之候ニ付、御誕生之御祈禱、山王神田明神ニ而被二仰付一候間、其段可レ被二申渡一候、御祈禱山王江白銀五拾枚、神田明神江白銀貳拾枚被レ下候、右御祈禱料、御納戸ニ而請取候樣可レ被レ致候、

〔日本書紀二十九天武〕朱鳥元年八月丁丑、爲二天皇體不豫一、祈二于神祇一、

〔貞信公記〕延喜十九年五月十四日□辰、奉幣諸神□祈病事、

〔長秋記〕永久元年九月七日、主上〇鳥羽御惱、尚以無驗氣、仍上皇〇白河被レ始二御祈請一、有二賀茂八幡奉幣事一、八幡使顯雅卿、賀茂使重資卿也、院別當源大納言奉行、

〔源平盛衰記十二〕高博稻荷社琵琶事

高博ト云シ人ノ母重病ヲ受テ存命不定ナリシガ、近テ不レ還バ盛年別テ會ガタキハ悲ノ親也、イカヾセントテ樣々勞ケレ共、終ニ療治ノ効ナカリケレバ、稻荷社ニ七箇日參籠シテ、母ノ病ヲ祈申ケリ、第七日ノ夜及二深更一心ヲ澄テ、琵琶ヲ抱テ上玄石象ノ曲ヲ彈ゼシニ、折節御前ノ燈爐ノ火消ナントシケルヲ、御寶殿ノ内ヨリ金ノ扉ヲ押開キ、玉簾ヲ卷上テ卯童一人出現シ、燈ヲゾ挑ケル、高博奉レ拜之、神慮ノ御納受憑シク覺テ、即下向シタリケレバ、母ノ重病タチドコロニ平愈シテ、更ニ恙ゾナカリケル、

〔平家物語一〕ぐわんだての事

後二條の關白殿〇藤原師通山王の御とがめとておもき御やまうをうけさせ給うて、うちふさせ給ひしかば、母うへ大殿の北のまん所大きに御なげきあつて、御さまをやつし、いやしき下らうのまねをして、日吉の社へ參らせ給ひて、七日七夜があいだ、いのり申させおはします、まづあらはれての御立願には、しばてんがく百ばん、百番のひとつ物、けい馬、やぶさめ、すまう、をの〳〵百ば

ん、百座の仁王から、百座のやくしから、一ちやくしゆはんのやくし百たい、どうしんのやくし一たい、ならびにしやかあみだの像をの〳〵ざうりうくやうせられけり、又御心中に、三つの御りうぐわん有、御心中の御事なれば、人是をばいかで知奉るべきに、それに何よりも又ふしぎなりける事には、七夜にまんずる夜、〇中略さん王おりさせ給ひて、やう〳〵の御たくせん社おそろしけれ、衆生らたしかにうけ給はれ、大殿の北のまん所、けふ七日我御前にこもらせ給ひたり、御立願三つ有、まづ一つには、今度殿下のしゆみやうを、たすけさせおはしませ、さもさふらはゞ、大宮のしたとのにさぶらふ、もろ〳〵のかたわう人にまじはつて、一千日が間、朝夕宮づかへ申さんとなり、大殿の北まん所にて、世を世とも思しめさで、すごさせ給ふ御心にも、子を思ふみちにまよひぬれば、いぶせき事も忘られて、あさましげなるかたわう人にまじはつて、一千日があいだ朝夕宮仕へ申さんと仰らるゝこそ、誠にあはれに思しめせ、二つには大宮のはしどのより、八王子の御社まで、ぐわいらう作つて、參らせんとなり、三千の大衆、ふるにもてるにもしやさんの時、いたはしう覺るに、囘廊つくられたらんは、いかにめでたからん、三つには八王子の御社にて法花もんだうから、毎日たいてんなく、行はすべしとなり、〇中略母上此立願の御事、人にもかたらせ給はねば、たれもうしぬらんと、すこしもうたがふかたもましまさず、御心の中の事共を、有のままに、御たくせん有ければ、殊心かんにそふて、ことにたつとく思し召、たとひ一日へんじとさぶらふ共、有がたうこそさぶらふべきに、まして三年が命をのべて給はらんと、仰らるゝこそ、誠に有がたう社さぶらへとて、御涙をおさへて、御下から有けり、

〔吾妻鏡十二〕建久三年二月四日丁未、大夫尉廣元、爲使節上洛、是自去年窮冬之頃、太上法皇〇後白河御不豫、玉體令違御云云、依此御事也、幕下〇源賴朝頻御祈禱、今度則時廷尉、被奉祕藏御劍作劒於石清水宮、又有神馬、

〔百練抄後鳥羽十〕建久三年二月十三日丙辰、法皇〇後白河依御不豫御祈、被立日吉臨時祭使、右少辨資實草告文、三位中將藤原忠經卿爲使、舞人已下如賀茂臨時祭、

〔吾妻鏡脫漏〕元仁二年〇嘉祿元年六月二日辛卯、二位家〇平政子御惱之間、武州〇北條泰時爲御沙汰、今日御祈等被始行、天地災變呪咀等祭國道朝臣、屬星鬼氣親職、三萬六千神熒惑大土公泰貞、太白重宗、泰山府君宣賢、天曹地府重宗等奉仕之、　三日壬辰、御不例聊御減云云、　五日甲午、御祈等重而被行之、

〔百練抄後深草十六〕建長元年七月六日乙亥、天皇痢病御惱云云、　七日丙子、被發遣八社奉幣使、依主上御惱也、

〔帝王編年記龜山二十六〕文永九年正月十九日、新院〇後深草爲法皇〇後嵯峨御祈、被立八幡賀茂兩社奉幣使、廿六日、公家奉爲法皇御惱被立九社奉幣使、

〔新撰長祿寛正記〕寛正四年、〇中略夏ノ比ヨリ公方〇足利義政ノ御母君、高倉殿御不例ノコト有リ、是ニヨリテ御祈念ノタメニ、宮々社々ニ御立願有リ、又貴僧高僧ニ仰テ大法秘法ヲ修セラルヽ、

〔宗祇法師集雜〕東に侍りし比、たのむかげとも思ひし人煩しかば、その氏神に祈など志侍りしその歸るさに、むなしく身まかりけるよしを聞て、

きのふまで千世もと祈る人をしも佛にたのむ道ぞかなしき

〔親綱卿記〕文祿四年十一月十四日、從伏見有注進、太閤〇豐臣秀吉御所煩ニ付、於禁中可被行御修法之由也、阿闍梨青蓮院殿へ相定申、內侍所御神樂御立願、其外御立願之事、

一祇園御湯　一北野　一愛宕　一賀茂上下　一松尾　一清水　一八幡　一春日

以上

此分御立願也

〔御湯殿の上の日記〕慶長三年九月廿三日、諸寺諸社へ御いのりのことおほせいださるゝ、げんさくせう二、御みやくにまゐる、〇中略御りやうへたかくらゐしやう御代くわんまゐりに、御まゐりあ

り、いはやへ、こが大なごん御まゐり、御なで物いづる、けふよりきやうかうはう、七日御きたうあり、○中略北野へは、御だいまゐりあり、いはやより御下かう候て、御なで物あがる、　廿四日、はうばうにての御りうぐわんかすかぎりなし、　廿五日、げんさくせう二、御みやくにまゐる、あす御だいくわんまゐりぜもありて、御なでものぜもいづる、いせへ太ゆごうの御さぶらひ、八幡へこが大なごんの人たがへとりかい、かすがへ近衛殿人まゐる、さんわうへくわんじゆ寺より人まゐる、御はつほぜもいづる、けふはちとよくてめでたし、　廿七日、よし田まゐりて、内侍所にてきよはらひあり、御へいまゐる、○中略けふはちとよくてめでたし〳〵、かすがより太んぜうげかう申、御はらひ御なで物あがる、　廿八日、にしのとうゐん、ひら野へ御代くわんまゐる、げかうにて御なで物あげらるゝ、下がもにて御いのりあり、○中略女御の御ふくろ、ないし所、きたの、かも、御りやうへ御まゐり、きやうかうばう、御ふだ御ふくあぐる、御ふくろ、かもにてでんがくまゐられ候、○中略けふより七日、せいりやうでんにて、神道のごま、よしだたき参らせ候、　十月四日、ならの太やけぜも、御きたう申候とて、五せんごの御はらひあげ参らせ候、　五日、太んたうのごま、けふけちぐわんあり、御はらひまゐる、

〔台德院殿御實紀 四十一〕元和二年二月二日、大御所○德川家康御氣色なゝめならず、　三日、御所○家康子秀忠の御沙汰として、都鄙に名を得たる醫者を、俄に駿府に召集め、御治療を議せしめられ、また天下の諸寺諸山の名僧高僧神祇官陰陽寮に御祈禱を命せらる、　四月五日、富士淺間の社にて、御祈のため大般若轉讀せしめらる、　六日、御所には此程御看侍有て、猶も御心をなやまされ、伊勢、春日、八幡へ御立願あり、近日奉幣の御使立らるべしと命せらる、　八日、この日御祈のため、大僧正天海、淺間の社にて大般若轉讀す、御所の御沙汰によりてなり、

〔梵舜日記〕寛永五年三月十五日、通仙院内儀ヨリ申來、親王樣ヲドリコノ上腫痛之由、依而當家へ

御祈禱申來、銀子十枚初尾也、十七日、親王樣百會之通ニ腫御痛ニ付、當家ヨリ御祈禱一七箇日也、卯日依二御嫌一日、一昨日ヨリ祈念之分也、十八日、於二神壇一宗源行事、一座執行、親王樣御不例御祈禱一七箇日也、廿日、於二神壇所一大護摩一座令二執行一左ハ滿德丸、右ハ右京助也、親王樣御不例之御祈禱也、替兼英予執行也、廿三日、禁裏親王御祈禱一七箇日、今日結願之護摩、予早朝令二執行一兼英依二咳氣一也、鎭札天度三百六十座、大護摩二座、宗源行事十座、通仙院內儀迄進上之由也、

〔年山打聞下〕圓珠庵契冲阿闍梨行實

師諱冲、字空心、姓下川氏、〇中略寬永十七年庚辰、誕二于尼崎一〇中略七歲患レ疾、巫醫不レ驗、在レ蓐毎日寫二書天滿天神號一毎日一百遍、如レ此三七日夜夢、異人自稱二菅廟之靈一來告曰、我憐二汝至誠一除レ病延レ命、他日爲レ僧自勗、覺後病瘳、

〔宣順卿記〕慶安四年三月廿一日、傳聞就二公方〇德川家綱御所勞一於二北野一爲二祈禱一連歌万句有レ之、廿三日、八幡一社奉幣降宣下辰刻有レ之、大樹爲二御祈禱一也、廿六日、今夜被レ行二內侍所臨時御神樂一依二不例一爲二御祈禱一女院（後水尾后德川和子）御申沙汰也、〇中略本院〇後水尾新院〇明正女院御幸、奉行以二中將隆貞朝臣一早參二職事一一夜神事丑刻許事了、

〔武野燭談二十二〕元祿十年、主上〇東山御不豫の事有て、典藥醫療を奉る、か樣の時は御祈禱有事也とて、公家より諸司え達せり、〇中略松平紀伊守信庸是を承り、御惱に付御祈禱の事御尤の御事、夫に付關東へ達せられ度思召由、御祈禱抔と申は、一日をも早くと申事、承り及びたり、永々と江戶の儀またれん歟、其脚力往返數日過て加持に及ぶ共、玉體何程か御勞瘦可レ被レ成、箇樣の不意御用向承給はらんに、滯らん爲に守護を承りたる事に候、關東へは追て可二申遣一早々御祈禱被二仰付一よと被レ申しとかや、

〔議奏役所拔萃〕弘化三年四月廿二日、女院〇光格后新淸和院欣子依レ有二御惱一一七箇日之間御祈、從二廿二日一七社、從二廿五日一七箇寺、

〔願掛重寶記〕高尾稲荷の社

永代橋西詰に高尾稲荷の社あり、此祠に詣て頭痛平愈の願がけをするに、平愈する事すみやかなり、願がけをなすときに、小き櫛を一枚、祠のうちより借受、朝夕高尾大明神と祈り、髪をなで付るなり、病氣平愈のゝち、外に新に櫛を一枚そへ、社へ奉納するなり、頭痛にかぎらず、すべて髪の毛の薄き人、頭痛のたぐひ、あたまの煩ある人、願がけして其驗しうたがひなし、

錐大明神

兩國橋のまんなかに至りて、飛驒の國錐大明神と念じて、北の方へむかひ、錐を三本づゝ川の中へ流して、疾痛のわづらひを平愈なさしめ玉へと願がけするに、日あらずして忽ちあとなくいゆる神のごとし、平愈してのち、再び錐を三本川へ流し禮拜なせば、再び發することなし、おのれが年をしるし、橋の上の番屋にいたり、しか〳〵の煩を歎て錐を求め、其年より朔日ごとに五ッ時まで精進して、飛驒國錐大明神とゝなへてしん〳〵なすべし、

斷物　いわし　ひしこ　ごまめ　たゝみいわし　緣日卯の日　右三ヶ年の間禁ずべし

痔の神

山谷寺町の入口に痔運靈神あり、この所に來りて痔疾のいたみをねがふに、其しるしたちまちなり、俗にこれを山谷の痔の神といふ、淺草山谷にいたりて是をたづぬれば、あまねく痔の神とて諸人のしる所なり、

榎坂のえのき

溜池のあふひ坂の上に大榎あり、此木の根にいたり、白山權現と念じ、虫歯の願をかけ、治してのち、柳の楊枝を木の根に供するなりと、里人の物語なれば記す、

茶の木の稲荷

市谷八幡宮の正面の坂を上り、半より左りに茶の木稲荷の祠あり、これに願をかけるに、眼の煩あるもの、七日が間煎茶たち心願をかけるに、眼の煩ひ速かに平愈す、願成就の上、幟を一本奉納するに、再び眼わづらひおこる事なし、

但遠路の輩は、我家にありて正一位茶木稲荷大明神と念じ、右の如く茶だちをなして、平愈のうへ參詣すべし、願成就うたがひなし、

子の聖神

芝增上寺御山内より赤羽根へいづる所に、子の聖の祠あり、すべて腰より下の煩ひ、疝氣脚氣腰の痛など、此御神へ祈願なして、願成就なすこと疑ひなし、たとへ上の煩ひたりとも、病症によりて腰より下へさがりたるをば、ひたすらに願をかくるに、病氣平愈すること忽ちなり、

〔本朝俗諺志　二〕歯の神

大阪天王寺の東門の内に、歯の神といふ小祠あり、もろ〳〵の歯のわづらひを祈るに立所にしるしあり、先年產行の事にて暫く大坂に足をとゞむ、折ふし歯大きに痛み、歯茎より血流れ、歯を合する事かたく、一兩日食を絕し難澁しけり、所の人云、歯の神へ立願すべし、大豆を少し煎て持參し、此豆生て花咲實のるまで、歯の煩を治せしめ給へと社の下に埋むべしとなり、歩行叶はず竹輿に昇れ、童どものやうなれども敎のまゝにしてけり、歸るさよりそろ〳〵痛みやはらぎ、明の日は平生の通にして全快せり、誠にふしぎの事なり、

祈長壽

〔玉海〕壽永二年閏十月廿五日丙戌、此日奉鳳笙二管於賀茂社、上下各一管、奉琵琶一面於春日社、奉龍笛一管於熊野、〇中略、爲大將〇藤原良通壽命長遠祈請、兼又天下亂逆之間、一門之家中爲安穩太平也、仍余〇良通父兼實及大將神齋修祓、洗浴如常、

祈子孫繁榮

〔中右記〕元永二年十二月五日今朝依祈子孫事、割家封備後國十煙、奉寄石清水八幡宮、聊奉幣、付權

祈[illegible]圖

別當法眼圓實了、

〔相州兵亂記 二〕三島參籠付靈夢之事

宗瑞庵主家老ドモニ語リ給フ、○中略 如何ニモシテ兩上杉ヲ討亡シ、國ヲ保ツベキトゾホノメカレケレバ、六人ノ人々、可然御計哉ト賀シ被申ケル、頓テ三島ノ大明神ヘ參籠有テ、樣々ノ御立願アリ、殊更七代マデハ北條ヲ繼テ關東ヨリ權ヲトラバヤト、信心不二ニゾ祈リケル、

〔玉海〕文治五年十二月九日甲午、今日住吉北野等奉幣帛、爲祈屏風詩歌事也、住吉職事業清、範永子孫也北野刑部大輔菅原在高在廣男非職等爲使、陪膳文章博士光輔朝臣、余著衣冠、無告文、依略儀也、陰陽師主税頭在宣朝臣、

〔長明無名抄 下〕此道にこゝろざしふかゝりしことは、道因入道ならびなき者なり、七八十になるまで、秀歌よませたまへといのらんために、かちよりすみよしへ月詣したる、いと有がたきことと也、

〔長明無名抄 下〕左衞門尉くら人頼實は、いみじきすき物なり、和歌に心ざし深くして、五年がうちにいのちをたてまつらむ、秀歌よませ給へと、すみよしにいのり申けり、そのゝち年へておもき病うけゝるとき、命いくべき祈どもせしに、家に在ける女に、住吉の明神つき給て、かねて祈申し事をばわすれたるか、

木葉散宿は聞わく事ぞなき時雨するよも時雨せぬよも、といへる秀歌よませしは、汝が信をいたして、我に心ざし申し故なり、されば此度はいかにもいくまじきぞと被仰けり、○又見續古事談

〔東野州聞書〕爲家卿は少年の時は、慈鎭の御坊に伺候有、若年の時は、歌道無器用の由沙汰有て、父卿○定家折節にハ諫られける程に、日吉社に參籠有て、一七日の間に千首を讀れけり、此歌能出來有て、父卿も慈鎭も御悅有、○中略 七日の間に、いづくともなく念珠ある直衣の袖に、道と云文字、一

寸四方計の紙に書きてふりをりけり、是を彌たのもしく思て下向ありり、此卿廿五の年也、

〔異稱日本傳中之六〕影カゲ流、日本劍術者流名也、影當作陰、〇中略及足利氏之季、有日向愛洲移香、磨霜刃、年久詣鵜戸權現、祈業精、夢神顯猿形示奥秘、名著于世、名家曰陰流、其徒上泉武藏守藤原信綱、用心損益之、號新陰流、有猿飛、猿回、山影、月影、浮船、浦波、覽行、松風、花車、長短、徹底、礒波等手法、

〔武藝小傳六〕上泉伊勢守

或人曰愛洲惟孝といふ者、九州鵜戸の岩屋に參籠し、靈夢を蒙り、兵法を自得して、潛に愛洲陰流と號す、上泉其傳を得たり、後神陰流と改むると也、愚（日夏繁高）曰、或説に新陰流へ僧慈音と云僧有、此僧九州の鵜戸の岩屋にして靈夢を蒙り陰流と云、上泉此傳を得たりと、此説非なり、慈音ハ富田流の祖にして、新陰の祖にはあらず、しかれども似たる事有、愛洲惟孝九州鵜戸岩屋にして刀術を自得す、慈音もまた鵜戸の岩屋にして精妙をさとる、其靈夢を蒙る所、共に鵜戸の岩屋なれば、惟孝を不知者、慈音を陰流の祖とあやまるならん、

〔武藝小傳五〕飯篠山城守家直

飯篠山城守家直者、下總國香取郡飯篠村人也、後移於同州山崎村、自幼弱好刀槍之術、得精妙、常祈鹿島香取神宮、將顯其技藝於天下、稱天眞正傳神道流、後改號長威齋、中興刀槍之始祖也、

〔續畸人傳二〕杉山檢挍

杉山檢挍は遠江濱松の人也、十歳にして瞽者となれり、其性豪爽にして凡ならず、眼は盲たりといへども、名を天下に成んことを欲し、十七歳の時鎌倉に至り、江島の岩屋に入て斷食し、祈ること三七日、丹誠比類なし、されば滿る夜の夢に鍼と管とを得ると思ひて覺たるに、その物實に掌中にあり、いとかたじけなく、諸侯よりの招に應じて病を愈こと𛀁ば〳〵也、

〔東洞行狀〕延享元年歲在甲子、先生年四十三、貧益甚、以雙親尙在、雖奴婢共具、不異於昔時、甕中常空、夕食絕朝糧、於是齋戒斷食七日、廼詣少名彥廟、告于其神曰、爲則不敏、過志古醫道、不顧衆怪、推而行之、今也貧窮、命在旦夕、我道非而天罰以貧與、爲則知其是而未知其非也、假令飢且死不敢更轍矣、大

祈成業

明神吾邦醫祖也、請垂昭鑒、道非其道、速斷我命、若推而行則必害萬人、誅一夫救衆、固吾之所願也、告神而還、○下略

○按ズルニ、東洞遺稿ニ、吉益東洞安藝國嚴島神社ニ、三十六歌仙ノ額面ヲ奉リテ醫道復古ノ事ヲ誓ヒシ文アリ、嚴島神社誌ニ掲ゲタリ、參看スベシ、

〔理齋隨筆三〕萬の事一命を懸て其事を爲んとする時は、必成就することなり、茲は萬物霊長たるがなす處の願として成就せざる事なしといへる、また虎と見て射たりし矢には、金石のかたきをもつらぬきしためしあり、むかし津守なるもの、友人と歌を詠てたのしみたるに、はつ春彼友なるもの、

鶯のはつ音は何の色ならん聞けば身にしむはるのあけぼの

斯有ける程に、また是に次て讀出すべき歌なくて、津守には案じ煩ひ、病にふして死なんとす、どても果なん命ならばと、神に祈りて一七日參籠し、七日めの明がたに、はたして名歌一首を讀出す、其歌に、

薄墨にかくたまづさと見ゆるかな霞てかへるはるのかりがね

〔塙保己一傳中山信名〕大人○塙保己一情々思はく、異朝には漢魏叢書などより初めてさる叢書どもも聞えたり、皇國にはいまだ其例なし、さらばこゝにもかしこに倣ひて、彼處此處にちりぼひある一卷二卷の書を取集めて、形木に彫りおきなば、國學する人のよきたすけなるべしと思ひとりて、同八年○安永己亥の元日より、天滿宮に誓ひ、心經百萬卷願だてし、日毎に寅の時より起出て百卷宛の看經怠らず、○中略さて彼集めてんと思ふ書をば、群書類從といふ名を設け、こゝに求め彼處にかり得し程に、珍書どもゝ多く出できたりければ、やがて上木の功をおこし、年に從ひて若干の卷數出できにけり、○中略天滿宮を宅地中に營み、年頭の宿願を賽す、

〔古學諄辭集一〕撰古史之時祈願神等詞

挂麻久母畏伎天都御神千五百萬、國都御神千五百萬乃大神等邇大御前乎、平篤胤四方八方爾愼
美敬麻比拜美奉里氏、畏美畏美毛白須、篤胤伊佉久劣在杼母、加茂眞淵平宣長等我古學仁功志在斯導爾依
氏、神世能御典袁讀窺比氏、天地乃初發余利世間邇事乃有能悉神等乃御所爲仁洩流流事無久、脱留事無
久、恩賴乎蒙利氏在流緣由袁、多斯爾窺奉里、高天原仁事始給比之天皇御祖邇大神乃、御子命能彌繼繼
爾、萬千秋乃長秋仁、現御神登大八嶋國所知看志氏、安國登平祁久、天下能公民乎惠美賜比撫賜布、大道
邇義理乃本根袁耳、畏美畏美毛窺比得氏、頂爾尊美辱那美氏、在乎、其御惠能尊伎辱奈伎條條袁言擧世牟波、不
禮志可畏之、然波在禮杼、八百萬歲千萬年登、遠都神世能古事乎人世仁麻傳傳布登留爲氏波、語繼錄繼間爾、
己我比伎比伎自然爾訛禮留事乃取取仁出來傳波里氏、何正斯伎御故事叙登、不明志伎惑之伎事邇將少在奴乎、彼
此能傳語乎、迎爾加久仁考閉別知撰集閉氏、百結結備、八十結結備氏、千尋栲繩唯一條仁打延氏、其正
語波正語登滯里無久窺比悟耳倍布久、伊加傳撰結備整閉氏書記佐麻欲久、負氣無久毛思比隱氏波在禮杼、多夜須
加耳閉婁、是年許呂默在都流仁、今度學乃徒等其事伊佐勢登、志斐伊謝奈布賀、最異留所聞仁依氏之熟熟爾
思閉婁、如此伊謝那布波、即神等乃御心奈倍留志、伊佐世牟登思比起氏志世流那母、爾故此十二月邇五日登云
日乎生日能足日登撰定米業始爲氏、今年登云年內袁限里氏、夜半曉時登休息事無久、夜日不知爾一
向仁志斯氏、其大概乎留比書記斯覺麻久須登、故辭別氏誓訴閉白佐久、天都神千五百萬、國都神千五百萬邇
大神等乃幸魂奇魂、皆此處仁依賜比相宇豆那比相扶賜比氏、篤胤我明伎淨伎誠邇心以氏、志世留所爲
仁御靈幸閉給比、相麻自許里相口會賜比氏漏流流事無久過事無久、正語袁正語登思得志米賜閉、故然爲
牟波、爾掛卷毛畏伎、大神等能幽事乎、凡人邇多夜須久顯波志申佐牟事乃出來米婁禮、神等能大御心爾何仁加
母所思食牟登、恐美惑比悽惶留禮杼、然有傳波尊伎御故事能事能實能於富富志久氏、畏久母慨波斯祁婁禮默
毛敢在耳傳懼懼爾顯志申須事乃有牟乎罪那比給波傳犯事無久過事無久思得志米給閉、然而今如是始牟留

祈富貴顯達

所業遠、神等乃御心仁違比氐罪犯在倍久波、忽然留篤胤我身乎悩麻世臥志令止給閉止白須、如是宇氣比言白之氐勤牟日間仁、事成佐勢給波登、畏在杼神等乃御心相宇豆那比給閉登利思定米、大船遠多由多布事無久、眞木柱太久心宣愼固米氐、此學乎供奉牟氐、然思比鎭米氐、由久前毛緩怠留事無久、日夜忘流流事無久志氐、務米志麻理伊佐乎志久學乃所業乎、己等諸同心留相助都相伴奈比悟得志米神習波米之給閉登長美毛祈里祝倍、御靈乃幸乎乞禱奉留登白須、

〔續古事談〕二臣節 後冷泉院御時、經成ノ中納言藏人頭ニテアリケルニ、○中略コノ人納言ヲノゾミケル時、八幡ニマウデヽ祈ケリ、獄ヲヲサムルアヒダ、死罪ニ行物オボユルトコロ三十人、コレ君ノタメナリ、ソノ事道理ヲ背バコノタビノ所望カナフベカラズ、モシコトハリニソムカズバ、カナフベシト申ケルニ、中納言ニ成ニケリ、サレバ神明道理ヲステ給ハヌナルベシ、八幡ノ別當戒信カタリケルナリ、

〔古今著聞集〕一神祇 知足院殿○藤原忠實 内覽の宣旨を留められさせ給ひたる事ありけり、ねんごろに春日大明神に祈念せさせ給ひける程に、○中略更に又御出仕ありて、天下の政を執らせ給ひにけり、是件の大明神の御めぐみなり、

〔古今著聞集〕一神祇 興福寺の僧のいまだ僧綱などにはのぼらざりけるが、學生などには侍けれどもいとまづしかりければ、春日社に參りて申けれども、其しるしもなかりければ、寺のまじらひも思ひたえて、八幡に詣でゝ七日こもりて祈念しけるに、夜夢にゆゝしげなる客人の參り給へりけるに、○中略此そうこの事を聞て、此客人は誰にてわたらせ給ぞと人に尋ければ、春日大明神の御わたりなりと答てけり、扨夢さめぬれば今生のけちえんもうれしく、來世のとくだつもたのもしくて、なく〳〵本寺にかへりて、他事なく後世のつとめをはげみて、つゐに往生をとげにけり、

〔古今著聞集一神祇〕前大和守藤原重澄は、賀茂につかうまつりて、大夫尉迄のぼりたる者也、若かりける時、兵衛尉に成侍らんとて、當社の土屋を造進したりけり、嚴重の成功にて、社家推擧しければ、はづるべきやうもなかりけるに、たび〱のぢもくにもれにけり、重澄が神の社の師にて侍りけるものに申付て、ぢもくの夜祈請せさせける程に、まどろみたる夢に、いなりより御使參たるもの有、人出あひて是を聞くに、かの御使の申けるは、重澄が所望殊更に任せらるべからず、我ひざもとにて、生れながら、我をわすれたるものなりと申ければ、申つぎの大明神に申いるゝよしにて、度々御問答ありけり、さらば此度計なされずして、思ひしらせて後の度のぢもくになさるべしと申ければ、御使歸りぬ、師おどろきて、急ぎ重澄がもとへ行く、此由を語りて驚あやしむ程に、其夜のぢもくにははづれにけり、此夢の誠をしらんがために稻荷に參て、つぎの度のぢもくには申も出さゞりけれども、相違なくなされにけり、

〔春日權現驗記五〕大宮權大夫俊成卿は父におくれてみなし子にて久しくしづみたりけるが、いかゞして身をたつべきとおもへける程に、春日神主時盛が來たりけるにいひあはせければ、當社へ月まうでをして祈禱し給へかしとはからひ申ければ、其後月ごとにまいりけり、○有繪略之かくて月ごとにまいることをこたらで年をかさぬるほどに、讃岐守になりにけり、やう〱人々しくなりて、院にもちかくめしつかはれ、年預に補せられにければ、家中もみて、ことのほかに世おぼえある人に成にけり、これひとへに神恩とおもひて、いよ〱ふた心なく大明神につかうまつりけり、

〔古今著聞集五和歌〕中比なまめきたる女房有けり、世中たえ〲しかりけるが、みめかたちあいぎやうづきたりけるむすめをなんもたりける、十七八計なりければ、是をいかにもしてめやすきさまならせんと思ひけるかなしさのあまりに、八幡へむすめとともになく〱參りて、夜もす

がら御前にてわが身は今はいかにても候なん、此むすめを心やすきさまにて見せさせ給へと、珠數をすりて、打なき〳〵申けるに、此女參つくより母のひざを枕にして、おきもあがらずねたりければ、母申やう、いかばかり思ひたちてかなはぬ心に、うちより參つるに、箇樣に夜もすがら、神も哀とお覺しめすばかり申給ふべきに、思ふ事なげにねたるまへる、うたてさよとくどきければ、女驚て、かなはぬ心地にくるしくといひて、

身のうさを中々なにと石淸水おもふ心はくみてしるらん、とよみたりければ、母もはづかしく成て、物もいはずして、下向する程に、七條朱雀の邊にて世中にときめき給ふ雲客かつらよりあそびて歸給ふが、此むすめを取て車に乘て、やがて北方にして、始終いみじかりけり、〇又見二十訓抄一

〔賀茂皇大神宮記〕治承四年六月九日、福原の新都事はじめあり、〇中略五條大納言邦綱卿は、周防國を給て、六月廿三日に事はじめて、八月十日上棟と定られける、彼大納言邦綱卿は、大福長者にておはしましければ、造出さむことと左右に及ばずとなり、此富榮果報ゆゝしき事は、さる時母の御かた、あまりに家まづしければ、賀茂の御やしろへ參り給ひて、福力の身となし給へと信心ふかく祈念申されければ、其夜のゆめに、びんらうじの車の胎内にやどると見えてより、ほどなく生れ給ふ、大納言邦綱卿にておはしけるとなり、

〔吾妻鏡一〕治承四年九月十一日庚申、武衞〇源頼朝遂見安房國丸御厨給、丸五郎信俊爲案内者候御供、當所者御曩祖豫州禪門〇源頼義平東夷給之昔、最初朝恩也、左典厩〇源義朝令請廷尉禪門〇源爲義御讓給時、又最初之地也、而爲被新中武衞御昇進事、以御敷地、去平治元年六月一日、奉寄伊勢大神宮給、果而同廿八日補藏人給、〇下略

〔千載和歌集二十神祇〕藏人にならぬことをなげきて、としごろ賀茂社にまうで侍けるに、二千三百度にもあまりける時、貴布禰の社にまうでゝ、はしらにかき付ける、

いまゝでになぞまづむらん貴船川かばかりはやき神をたのむに　平實重

かくてのちなん、程なく藏人に成侍ける、近衛院の御時なり、

片岡のはふりにて侍けるを、おなじ社の禰宜にわたらんと申ける比、よみて物にかきつけ侍ける、　賀茂政平

さりともとたのみぞかくるゆふだすきわがかたをかのかみとおもへば

〔甲陽軍鑑六〕一毛利元就おさなくおはせし時、嚴島へ社參あり、歸りて男女殿原に、今日は何をか宮島の明神に願奉りたると問ひ給ふ、皆人をさなき人の氣にあふやうに、奉公、冥加、壽命などゝそれ〳〵に答ふ、其中にもりいたす男が申す樣、我等にはたゞ此殿に中國を皆持せまいらせたきと祈誓いたしてありといへば、元就の云ふ、中國をみなとは愚なり、日本を持べきと祈誓申さん物をといはれければ、皆人まづ此あたりを悉くとり給ひてこそと申せば、元就腹立して、日本を皆とらんと思はゞ、漸く中國を取べし、中國をとらんと思はゞ、何として中國をも持べきとのたまふ、其御年十二歲と聞く、如案元就の代に中國手に入り、今までも安藝の毛利とひゞき大身也、されぱせんだんは二葉より香しとは、能こそ申傳へたれ、

〔大江俊尙記〕正德六年正月廿一日、今日神宮へ祈願申其旨、夙起懸清渇麻上下ヲ著、向東方神宮遙拜、身曾岐祓、次中臣祓一篇、次願俊光六位辭退、俊光藏人料三拾石ヲ俊尙ニ被下、俊尙拾五石可差上なれば三拾石ニ三人扶持なり、俊光非藏人之時之拜料也、右其首尾能相濟後、新藏人ニ俊尙願也、右三拾石願ハ父子ニ相續無滯被下、三拾石家付ニ可被仰付由也、

願書相認毎日々々中臣くり、其願之旨ヲ申、毎朝懸清渇、　廿七日、七ケ日之拜、今朝ニテ滿ナリ、

祈主家繁榮

〔孝義錄 武藏 六〕忠義者兵助
兵助は、足立郡鳩巢宿の百姓與平次が下男也、○中略兵助朝ごとにとく起て、屋敷のはしくまで掃除をなし、家の内のものを起し、神棚に燈火をさゝげて主の家の安全をぞ祈りける、

〔今日鈔 一 孝明〕嘉永五年十二月、御幸街民定助、事二商某一忠、某沒、大患二其後衰一、乃專レ儉極レ力買レ事、日詣二神祠一禱二主家昌一、遂興焉、主共二舊故一勸二其或分一レ業、或嗣レ人、然思レ主故辭レ之、尤好二石田學一、主出不レ寢云、幕府賜二之白金十枚一、

祈雪寃

〔袋草紙 四〕故顯輔卿
身をつみててらしをさめよますかゞみたがいつはりしくもりあらすな
是白河院御在生之時、依二人讒言一無實出來、御氣色不快之時、大唐鏡ヲ進二北野一トテ、鏡臺ノ裏所レ書歌也、其後無實露顯云云、雖二末代一無二陵遲一事也、

〔古今著聞集 五 和歌〕鳥羽法皇の女房に小大進といふ歌よみ有けるが、待賢門院の御方に御衣一重うせたりけるをおひて、北野にこもりて祭文かきてまもられけるに、三日といふに神水をうちこぼしたりければ、檢非違使これに過たる失やあるべき、いで給へと申けるを、小大進泣々申やう、おほやけの中のわたくしと申はこれなり、今三日のいとまをたべ、それにしるしなくば、われをぐしていで給へと打なきて申ければ、檢非違使も哀に覺てのべたりける程に、小大進、
思ひいづやなき名たつ身はうかりきとあら人神になりしむかしを、とよみて紅の薄樣一重にかきて、御寶殿にをしたりける夜、法皇の御夢に、よにけだかくやんごとなき翁の、束帶に御枕にたちて、やゝとおどろかしまいらせて、われは北野右近の馬場の神にて侍る、目出たき事の侍る、御使給はりてみせ候はんと申給とおぼしめして、うちおどろかせ給ひて、天神の見えさせ給へる、いかなる事の有ぞ、見て參れとて、御厩の御馬に、北面の者を乘て馳よと仰られければ、馳參

祈旅行安全

て見るに、小大進は雨しづくと泣て候けり、御前に紅の薄樣にかきたる歌をみて、これを取て參るほどに、いまだ參もつかぬに、鳥羽殿の南殿の前に、かのうせたる御衣をかづきて、さきをば法師、跡をば敷嶋とて待賢門院のざうしなるものかづきて、師子をまいて參りたりけるこそ、天神のあらたに歌にめでさせ給たりけると目出度たうとく侍れ、則小大進をばめしけれども、かゝるもんがうをおふも、心わろきものにおぼしめすやうのあればこそとて、やがて仁和寺なる所にこもりゐてけり、力も入ずしてと古今集の序にかゝれたるは、これらのたぐひにや侍らん、

〔萬葉集四〕五年〇和龜戊辰、太宰少貳石川足人朝臣遷任、餞于筑前國蘆城驛家歌、
天地之、神毛助與、草枕、羈行君之、至家左右、

〔萬葉集九〕天平五年癸酉、遣唐使船、發難波入海之時、親母贈子歌、
秋芽子乎、妻問鹿許曾、一子二子、持有跡五十戸、鹿兒自物、吾獨子之、草枕、客二師往者、竹珠乎、密貫垂、齋戶爾、木綿取四手而、忌日管、吾思吾子、眞好去有欲得、

〔萬葉集十七〕大伴宿禰家持、以天平十八年閏七月、被任越中國守、卽取七月赴任所、於時姑大伴坂上郎女贈家持歌、
久佐麻久良、多妣由久吉美乎、佐伎久安禮等、伊波比倍須惠都、安我登許能弊爾、

〔萬葉集十九〕天平五年、贈入唐使歌、作主未詳、
虛見都、山跡乃國、靑丹與之、平城京師由、忍照、難波爾久太里、住吉乃、三津爾船能利、直渡、日入國爾、所遣、和我勢能君乎、懸麻久乃、由由志恐伎、墨吉乃、吾大御神、船乃倍爾、宇之波伎坐、船騰毛爾、御立坐而、佐之與良牟、礒乃崎々、許藝波底牟、泊々爾、荒風、浪爾安波世受、平久、率而可敝里麻世、毛等能國家爾、

〔萬葉集二十〕
爾波奈加能、阿須波乃可美爾、古志波佐之、阿例波伊波波牟、加倍理久麻弖爾、

右一首帳丁若麻績部諸人

二月九日、○天平勝寶七年上總國防人部領使、少目從七位下茨田連沙彌麻呂進歌、

〔續日本後紀仁明五〕承和三年五月丁未、奉授下總國香取郡從三位伊波比主命正二位、常陸國鹿島郡從二位勳一等建御賀豆智命正二位、河内國河内郡從三位勳三等天兒屋根命正三位、從四位下比賣神從四位上、其詔曰、○中略遣唐使參議正四位下藤原朝臣常嗣平、路間无風波之難久、慈賜比矜賜比天、平久可太良可賣歸之賜止於稱辭定奉止久申、

〔續日本後紀仁明八〕承和六年八月己巳、勅太宰大貳從四位上南淵朝臣永河等、得今月十四日飛驛所奏遣唐錄事大神宗雄送太宰府牒狀、知入唐三箇船、嫌本船之不完、倩駕楚州新羅船九隻、傍新羅南以歸朝、其第六船宗雄所駕是也、餘八箇船、或隱或見、前後相失、未有到著、艱虞之變、不可不備、宜每方面戍防人、不絕炬火、贏貯糧水、令後著船共得安穩、其宗雄等、安置客館、得待後船、是日、○中略遣神祇少副從五位下大中臣朝臣礒守、少祐正七位上中臣朝臣稚守、奉幣帛於攝津國住吉神、越前國氣比神、並祈船舶歸著、

〔土佐日記〕廿三日、○承平五年正月ひてりてくもりぬ、このわたりかいぞくのおそりありといへば、神はとけを祈る、　廿六日、まことにやあらん、かいぞくおふといへば、夜なかばかりより船をいだしてこぎくる道に、たむけする所あり、かぢとりして、ぬさたいまつらするに、ぬさのひんがしへちれば、かぢとりのまうしてたてまつる事は、このぬさのちるかたに、みふねすみやかにこがしめ給へとまうしてたてまつる、これをきゝてあるめのわらはのよめる、

わたつみのちぶりのかみにたむけするぬさのおひ風やますふかなんとぞよめる、　五日、○二月けふからくしていづみのなだよりをつのとまりをおふ、○中略ゆくりなくかせふきて、こげどもこげどもしりへしぞきにしぞきて、ほとほとしくうちはめつべし、かぢとりのいはく、この住

拒醫而祈

吉の明神はれいのかみぞかし、はしきものぞおはすらん、今はいまめくものか、さてぬさをたてまつりたまへといふ、いふにしたがひてぬさたいまつる、かくたいまつれゝども、もはら風やまで、いやふきにいやたちに、風なみのあやうければ、かぢとりまたいはく、ぬさにはみ心のいかねば、みふねもゆかぬなり、なほうれしとおもひたまふべきものたいまつりたべといふ、またいふにしたがひて、いかゞはせんとて、まなこもこそふたつあれ、たゞひとつあるかゞみをたいまつるとて、海にうちはめつれば、いとくちをし、さればうちつけに、海はかゞみのごとなりぬれば、あるひとのよめる歌、

ちはやぶる神のこゝろのあるゝうみにかゞみをいれてかつみつるかな

〔吾妻鏡 十七〕建仁三年五月廿八日乙未、鶴岳宮供僧等、自去廿六日、勤仕將軍家〇源實朝御旅行御祈禱、仍爲政所沙汰、被下御布施、白布三十端、八木十裹也、

〔北禪文草 四〕東歸紀行

天明三年癸卯、以罰之職既滿、五月養源和尙、至自京、與余相代、越二十日、卜吉上船、〇中略三日〇六月天晴、風猶東北、齋罷登岸、拜聖母祠、〇祀神功皇后、中略五日舟人往祭聖母祠祈風、祝奉幣致禱、擊鼓之聲聞于船、師告其兆曰、不出三日必得風、六日雨風稍轉、七日崇朝而晴、舟師報曰、可以進矣、

〔平家物語 三〕醫師もんだうの事

おなじき〇治承三年なつのころ、小松の大臣〇平重盛は、〇中略くま野さんけいの事ありけり、ほんぐうしようじやうでんの御まへにて、しづかに法施まゐらせて、よもすがら敬白せられけるは、しんぶ入道相國〇平清盛重盛父のていを見るに、惡ぎやく無道にして、やゝもすれば君をなやまし奉る、そのふるまひを見るに、一ごのえい花なほあやうし、重盛長子としてしきりにいさめをいたすといへども、身ふせうのあひだ、かれもつて服ようせず、しえうれんぞくして、しんをあらはし名をあげ

む事かたし、此時にあたつて重盛いやしくも思へり、なまじひにれつして世にふちんせん事、おへてりやうしんかうしのはうにあらず、しかじ名をのがれ身をしりぞいて、今生の名望をなげ捨て、来世のぼだいをもとめんに、たゞしぼんぶは、ぐちせひにまよへるがゆゑに、こゝろざしを猶ほしいまゝにせず、なむごんげんこんがうぞうじ、ねがはくは子そんはんゑいたえずして、つかへててうていにまじはるべくは、入道のあくしんをやはらげて、天下のあんせんをえせしめ給へ、ゑいよう又一ごをかぎつて、ごうこんはぢにおよぶべくは、しげもりがうんめいをつゞめて、来世の苦輪をたすけ給へ、両かの求ぐわんひとへにみやうしよをあふぐと、かんたんをくだいてきねんせられければ、略○下

〔吾妻鏡七〕文治三年七月十八日丁巳、仁田四郎忠常妻、參豆州三嶋社、而洪水之間、棹扁舟浮江尻渡戸之處、逆浪覆船、同船男女皆以入水底、然而各希有令存命、忠常妻一人沒畢云云、是信力強盛者也、自幼稚之昔、至長大之今、毎月不闕詣當社之處、去正月比、夫重病危急之時、此女捧願書於彼社壇云、縮妻之命、令救忠常給云云、若明神納受其誓願、令令轉歟、志之所之爲貞女之由、在時口遊矣、

〔古今著聞集八孝行恩愛〕式部大輔大江匡衡朝臣息、式部權大輔擧周朝臣、重病を受て、たのみすくなく見えければ、母赤染衛門住吉に詣て、七日こもりて、此度たすかりがたくば、すみやかにわが命にめしかふべしと申て、七日にみちける日、御幣のしでにかきつけ侍ける、

かはらんといのる命はをしからでさてもわかれんことぞかなしき、かくよみて奉けるに、神感有けん、擧周が病よく成にけり、母下向して悦ながら此やうを語に、擧周いみじく歎て、我いきたりとも母をうしなひては何のいさみかあらん、かつは不孝の身なるべしと思て、住吉に詣て申けるは、母われにかはりて命をふるべきならば、すみやかにもとのごとくわが命をめして、母をたすけさせ給へと段々いのりければ、神あはれみて御たすけやありけん、母子ともに事ゆゑ

禳風災

なく侍けり、〇又見十訓抄、

〔類聚國史三神祇三〕弘仁七年九月戊辰、奉幣於伊勢大神宮、去八月十六日夜、爲停大風所禱也、

〔類聚國史十一神祇十一〕天長八年八月庚午、奉幣名神、爲防風雨之災也、

〔續日本後紀三仁明〕承和元年八月己亥、暴風大雨相幷、折拔樹木民廬房舍、由是走幣畿内名神、祈止風雨、

〔鹽尻七〕讚州毘比羅神像幷靈驗ノ事

讚州象頭山は毘比羅神を祀る、其像座して三尺餘僧形なり、いとすさまじき面貌にて、今の修驗者の所戴の頭巾を蒙り、手に羽團を取る、藥師十二神將の像とは甚だ異なりとかや、靈驗ある事響の如し、國人はさらなり、四國九州是を敬せずといふことなし、闇夜船中海路にさまよふ時は、此神を念じて其著岸を祈れば、必一團の火現ず、此方へ乘り行けば難船ある事なし、又火消るを待て碇をおろし、船をかけ侍るとかや、暴風に船を發せんとする時は、帆柱を獻ずべきよし願すとかや、毘比羅山は高松の西南海にちかき所をいふ、

〔吾妻鏡二十八〕寬喜三年六月十五日、戌剋於由比浦鳥居前、被行風伯祭、前大膳亮泰貞朝臣奉仕之、祭文者、法橋圓全奉仰草之、是於關東雖無其例、自去月中旬比、南風頻吹、日夜不休止、爲彼御祈、武州〇北條泰時令申行給之、將軍家〇藤原頼經御使色部進平內、內々武州御使神山彌三郎義茂也、今年於京都被行此御祭之由有其聞、在親朝臣勤行云云、　十七日、今日風靜、去夜風伯祭効驗之由有其沙汰、泰貞朝臣賜御劒等云云、

〔續皇年代略記後桃園〕安永元年十月、依關東大風大火、內侍所御祈禱神樂被行、

禳蝗災

〔古語拾遺〕昔在神代、大地主神、營田之日、以牛宍食田人、于時御歲神之子、至於其田、唾饗而還、以狀告父、御歲神發怒、以蝗放其田、苗葉忽枯損似篠竹、於是大地主神令片巫志止止鳥肱巫今俗竈輪及米占也占求其由、

御歳神爲祟、宜獻白猪白馬白鷄以解其怒、依教奉謝、御歳神答曰、實吾意也、宜以麻柄作桛桛之、乃以其葉掃之、以天押草押之、以烏扇扇之、若如此不出去者、宜以牛宍置溝口、作男莖形以加之、（是所以厭其怒也）薏苡子蜀椒呉桃葉及鹽班置其畔、（古語薏苡曰都須）仍從其教、苗葉復茂、年穀豐稔、

〔三代實錄二十六清和〕貞觀十六年八月十三日己巳、遣從五位下守玄蕃頭弘道王於伊勢大神宮、奉幣禱去災蝗、從此以後、蝗虫或化蝶飛去、或爲小蜂所剌殺、一時消盡矣、

〔除蝗錄〕夫氣候不順なる時は、稲に蝗虫生じ害をなして飢饉に至る、是天下の一大患なり、然らば農家蝗を防の方をしらずんば有べからず、元祿の比まては、西國にても是をさるべき事をしらず、蝗生じたる年には黄昏より人集りて火をあまた照し、鐘大鼓をならして田の畝畦を巡るより外にすべき道をしらざりき、彼國精民の書にも蝗をとらへ蝗を追ふ方あれども、大體前文の所意に過ざるのみ、享保十七壬子年蝗生する事甚だしく、諸國の農家是を患ふといへども、いかんともすべきやうなかりしとなん、玆に筑前三笠郡入尋氏某、我屋敷のうちに安置したる菅廟に詣て、蝗を除かん事を祈る、或夕御燈を捧むとするに、蝗夥しく群て燈明の油に飛入て死す、是を見て油の蝗に大敵たる事を心付、田に油をそゝぎて試るに、須臾にして蝗の死する事夥し、夫より、晝夜精力を盡して油を用るに稲ふたゝび蘇り、其苗實る事を得たり、實に靈神の冥助なりと深く禮拜して、事の趣を書殘されし書あり、○中略信其享保子年の凶作といふは、前年亥冬寒氣うすく、氣候不順にして、子年に至り春雨しげく、其後しば〳〵照、又五月末より、閏五月の下旬まで、霖雨晝夜をわかたず、六月初旬より漸くやむといへども、氣候陰冷にして暑うすく、又中旬にして白雨度々あり、其比より蝗生じ、稲の莖を喰枯しぬ、於是諸國一統凶作して飢饉に至る所多く、身うすき農民はうゑ死するものすくなからず、此事書にも傳はり、古老の口碑にも殘りて、聞も中々淺間敷事どもなり、

攘火災

〔續日本紀 三文武〕慶雲三年七月乙丑、丹波、但馬二國山災、遣使奉幣帛于神祇、即雷聲忽應、不撲自滅、
八月甲戌、越前國言、山災不止、遣使奉幣部内神、救之、

〔日本後紀 十三平城〕大同元年三月丁亥、是日日赤無光、大井、比叡、小野、栗栖野等山共燒、煙灰四滿、京中晝昏、上以爲所定山陵〇桓武地近賀茂神、疑是神社致災火乎、即決卜筮、果有其祟、上曰、初卜山陵、筮從龜不從也、今災異頻來、可不愼歟、即自禱祈、火災立滅、

〔三代實錄 二十九清和〕貞觀十八年八月廿五日己巳、分遣中臣齋部兩氏六位已下、班幣五畿七道諸國境内神社、以神祇官陰陽寮言、猶亦見火災之氣也、　十月五日戊申、是日分遣使者於五畿七道諸國、班幣境内諸神、以卜筮告、可有兵火也、告文曰、天皇我詔旨止、畿内畿外乃諸名神乃廣前爾申給止久申久、去四月十日爾、八省院乃大極殿爾火災事在天、東西兩樓幷廊百餘間一時爾燒盡太利、因茲天令卜求爾今亦火災兵事等可在止卜申世利、其後爾城外爾處々爾著火无止世留事在介利、如是岐災波、皇神達乃厚護爾依天、防拂部止之念行天禱申給布事乎、天神地祇平久聞食天、若惡人乃國家乎亡止謀爾事奈良波、皇神達早顯出給倍、若天火奈良波如是災乎未然之外爾拂却給倍、此狀乎爲令申爾、差使天奉出須、皇神達此狀乎平久聞食天、自今以後波諸種々災皆悉銷拂給天、天皇乃御體乎常磐堅磐爾護給幸給此、風水乃災不起、天下平安爾、五穀豐登之給倍止申給止久申、

〔左經記〕寛仁元年十一月十五日己酉、今朝蒙仰召中臣官人、幷賀茂上下、松尾、大原野、平野、稻荷等社禰宜等仰可攘火災御祈事、又書攝政殿仰旨遣祇園檢挍幷石清水北野別當等許、同可祈火事之由也、

〔願掛重寶記〕王子權現の鎗
王子權現の祭禮は、毎年七月十三日なり、此日權現の社人、及び近隣の百姓家より、神前に小き鎗を備て祈念なすに、惡事災難をまぬかるゝといふ、諸人此日此神前にいたりて、我願望を念じ、神

天災地變

前に納めある鎗を一本持かへりて是をかけおきて、翌年又七月十三日に神前にいたりて、前年持かへりし鎗をふたゝび持行、また神前にある鎗と取かへ持かへりて我家に掛おくなり、かくすれば諸願成就するのみならず、盜難火難をまぬかるゝと、諸人此鎗を乞請にゆくもの多し、はじめての時は、地內又は途中にても小き鎗を求行て奉納するなり、年毎にかくして奉納なしては取かへ〳〵する時は、心願成就し、家內息才なりとて毎年々々此日には人群集なすなり、

〔吾妻鏡 十九〕承元四年九月卅日乙卯、戌刻酉方天市垣第三星傍見奇星、　十月十二日丁卯、京都飛脚參著、去卅日異星爲彗星之由、主計頭資元朝臣進勘文、依變公家被行內外御祈等之上、可有改元云云、　十六日辛未、及晚御所被行變異御祈、大夫泰貞奉仕屬星祭、淸圖書允淸定奉行、御使源兵衞尉季氏也、

〔百練抄 十一土御門〕承元四年十月三日、去夜彗星出現坤方之由、司天奏之云云、　五日上皇〈後鳥羽〉被獻神馬於伊勢內外宮八幡賀茂社、是依天變御祈也、

〔吾妻鏡 二十二〕建保三年九月廿一日丁丑、依連々地震被行御祈、三萬六千神祭親職、地震祭宣賢奉仕之、駿河守季時沙汰之、江左衞門尉能範爲御使、

〔吾妻鏡 二十五〕承久三年正月廿二日丁未、依去十日雷鳴變、始行祈禱等、天地災變祭泰貞、三萬六千神祭晴吉、屬星祭親職、泰山府君祭宣賢、天曹地府祭重宗也、又於鶴岳宮令供僧等轉讀大般若經、

〔梵舜日記〕元和四年十一月九日甲午、於禁中御祈禱、萩原兼從執行、今度彗星之御祈禱也、同料五十石也、於紫宸殿執行也、　十五日庚子、禁中御祈禱結願、早朝大護摩一座、兼從執行、次淸祓、〈長朝〉淸涼殿於庭上〈南庭〉也、主上出御也、案脚八、色物三卷、祭文北方〈兼從〉南方〈權少副兼之〉勤之、八方拜有、次御撫物、〈五色大麻〉天度千座祓已下、職事竹屋右少辨ヲ以テ上之、次常大麻相添上之、暫有テ常大麻出也、御祈禱日出度思召之仰也、次彗星今朝消了奇特之儀皆々被申了、神慮忝々、卽令退出了、

〔日本書紀崇神五〕五年、國內多疾疫、民有死亡者且大半矣、　七年二月朔辛卯、詔曰、昔我皇祖大啓鴻基、其後聖業逾高、王風轉盛、不意今當朕世數有災害、恐朝無善政、取咎於神祇耶、盍命神龜以極致災之所由也、於是天皇乃幸于神淺茅原、而會八十萬神以卜問之、〇中略天皇乃沐浴齋戒、潔淨殿內、而祈之曰、朕禮神尙未盡耶、何不享之甚也、冀亦夢敎之以畢神恩、〇下略

〔續日本紀文武三〕慶雲三年閏正月乙丑、勅令畿祈神祇、由天下疫病也、

〔日本後紀嵯峨二十二〕弘仁三年七月丁巳朔、勅、頃者疫旱並行、生民未安、靜言于此、情切納隍、但神明之道、轉禍爲福、庶憑祐助、除此災禍、宜走幣於天下名神、　戊午、御大極殿、奉幣於伊勢大神宮、爲救疫旱也、

〔續日本後紀仁明十二〕承和九年九月辛亥、勅、去四月四日御卜曰、來年春夏間、可有疫氣、宜奉幣於伊勢大神宮、兼奠幣於天下名神、防災於未然、

〔續日本後紀仁明十九〕嘉祥二年二月庚戌、陰陽寮言、今年疫癘可滋、又四五月應有洪水者、勅、頃來染疫之人、往往夭亡、夫護防之恃、實賴冥威、存濟之方、亦期梵力、宜令五畿內七道諸國奉幣名神、兼復於國分二寺及定額寺、一七箇日晝轉經王、夜禮觀音、如法修行必呈靈感、

〔類聚符宣抄三〕左辨官下綱所

應分頭詣寺社轉讀仁王般若經事

石淸水	權少僧都	僧十口	賀茂上	律師	僧十口
賀茂下	律師	僧十口	松尾	律師	僧十口
平野	權律師	僧十口	大原野	律師	僧十口
稻荷	權少僧都	僧十口	春日	權少僧都	僧十口
大和	律師	僧十口	住吉	權律師	僧十口
比叡	僧正	僧十口	西寺御靈堂	權律師	僧十口

上出雲御靈堂　僧　　僧十口　　祇園天神宮　僧　　僧十口

右廻者疾疫多發、死爲遍聞、崇修般若之齋會、未有病惱之消除、右大臣〈師輔〉〇藤原宣、奉勅宣、仰綱所、令件僧等、各率淨行僧十口、詣彼寺社、始從今月廿四日辰二點、三箇日間、專竭精誠、轉讀件經、除念梨元之病痾、兼祈年穀之豐稔、其料物石清水、賀茂上下、松尾、平野、大原野、稻荷等社、西寺御靈堂、上出雲等御靈堂、祇園天神堂料請山城國、春日大和兩社料請大和國、住吉社料請攝津國、比叡社料請近江國者、綱所承知、依宣行之、事在攘災、不得疎略、

天德二年五月十七日　　大史竹田宿禰

〔吾妻鏡脫漏〕元仁二年〈嘉祿元年〉〇五月廿二日壬午、於鶴岳八幡宮、而千二百口僧供養有之、寅刻衆會各著座於左右廻廊幷假屋等、先仁王經一卷轉讀之、次誦心經尊勝陀羅尼等十返、亦心經尊勝陀羅尼各一千卷被摺之、次彼經各百卷以金泥分書寫畢、是諸國彼毎一宮可被奉納一卷宛云云、次有供養之儀、導師辨僧正定豪十物十五種、〈被物、砂金、帖絹、染物、裏物、帷糸、白　布、藍摺、綿、染付、色革、錢貨、准布〉加布施紫宿衣一領、千僧布施口別褁物一、帖絹一疋、袋米、〈三斗納之〉二百僧分被物一重、帖絹一疋、袋米、〈同上〉此外諸人加曳出物布鍾扇經袋等物、巨多不知其數云云、天下疫氣流布、又炎旱渉旬之間、爲彼御祈、勸諸家之人、此及作善、大膳亮廣仲右近將監佐房等爲奉行云云、

厭厄運

〔三代實錄〕〈二十三　清和〉貞觀十五年二月廿三日戊午、陰陽寮言、今茲天行應愼、稼穡不登、以歲當三合也、詔五畿七道諸國、班幣境內名神、〈中略〉〇國司講師齋潔、至誠祈佛神之冥助、消災疫於未然焉、

〔三代實錄〕〈二十七　清和〉貞觀十七年十一月十五日甲午、陰陽寮言、黃帝九宮經肅告九宮篇云、承天之道、因人之情、上占三元、下用五行、三神相合、名曰三合、所謂三神者、太歲、害氣、太陰是也、今自上元己亥、至于本朝貞觀十八年丙申、積年四千九百一十八年也、以三元百八十除之、今中元之末、河元之內也、三合之運當在明年、經曰、毒氣流行、水旱接並、苗稼傷殘、災火爲殃、冠盜大起、兵喪疾疫競並起、實是雖當五

行之理運、而弭災之術、既在祈禱、夫禍福之應、譬猶影響、吉凶之變、慎與不慎也、當此時、人君修德、施行仁、自然鎭災致福、　十二月十三日壬戌、勅令五畿七道諸國、奉幣境內名神、〇中略明年當三合、豫攘除水旱疾疫兵喪火災、

〔日本紀略四村上〕天德元年六月三日戊午、定於十四社驗所、讀仁王經事、每社僧綱一口率十口僧、是依今年當三合年、水旱疾疫之災不絕、

〔吾妻鏡脫漏〕嘉祿三年三月廿四日癸酉、三合並地震御祈等被始行、

五座北斗護摩　大進僧都寬基

八字文殊法　越後阿闍梨

一字金輪法　信濃法眼

七曜供　助法眼珍譽

北斗供　帥法橋珍瑜

三萬六千神祭小山下野前司入道沙汰、御使駿河藏人、　晴幸

地震祭駿河入道沙汰、御使昆河崎判官代、　清貫

天地災變祭駿河前司沙汰、御使江兵衛尉、　宣賢

〔百練抄十七後深草〕建長六年四月十三日乙卯、依三合御祈、被發遣廿二社奉幣使、內大臣公相〇藤原以下參之、先被定日時使等、〇又見帝王編年記、

〔康富記〕寶德元年閏十月廿三日己亥、去月廿五日三星合、熒惑、太白、鎭星、御祈天地災變今夕於陰陽師賀茂在貞三位宅被祭之、祭文文章博士菅原繼長朝臣作進之、

〔勢州社家文書〕立申

皇大神宮所願事

一四度官幣不可有懈怠事
一造役夫工嚴密可加下知事
一諸別宮造立之事遲々不可存等閑事
一可遂參宮事
一每年不闕以代官參宮事
右五箇條立願之旨趣者、今年相當三合之歲、加之出現重變之恠、謹愼尤無雙也、就中兵亂及歷年、靜謐期何日、朝仰天道、夕祈聖運、唯願凶賊忽令頓滅、華洛速屬平安、微臣保息災之運命、全如意之政務、恐息消災延命、面相叶聖理之善政、一天安全、四海平定、諸國豐饒、萬民快樂者、偏是可在神明冥助、仍啓白如件、

文明二年三月九日　准三后義政

院宸筆御經幷武家御願書等、爲三台御祈所被奉納也、宜奉祈聖算長久、武運安全、殊兵革靜謐之由、可被下知兩宮之旨被仰下也、謹言、

三月九日　資綱

祭主三位殿

禁裏仙洞宸筆御經、兩宮四卷、幷武家御願書二通、爲三合御祈所被奉納也、宜奉祈聖算長久、武運安全、殊兵革靜謐之由御敎書案文、就之可被下知兩宮之狀如件、

三月十一日　神祇權大副

大司宿館

〔實別記〕大永四年正月廿四日、自今夜三台厄年爲御祈、於清涼殿、靑蓮院宮(尊鎮親王)被修北斗法、御休所小御所也、

〔續日本後紀 十仁明〕承和八年六月辛酉、詔曰、天皇我詔旨止掛畏支伊勢度會乃五十鈴之川上爾坐大神乃廣前爾申賜倍止申久、先爾肥後國阿蘇郡爾在流神靈池、常與利涸竭卅丈、又伊豆國爾在地震之變、是乎卜求禮波、旱疫及兵事可有止卜申、自此之外爾母物佐亦多、依此天左右爾念行須、掛畏支大神乃護賜比矜賜牟幣依天、無事天可有止思食天、令擇吉日良辰氐、王大監物從五位下嶋江王、中臣民部大丞正六位上大中臣朝臣櫃雄等乎差使天、禮代乃大幣乎令捧持天奉出此狀乎聞食氐、國家乎平介久有志女、天皇朝廷乎寶位無動久護賜比助賜止恐美恐美毛申賜久止申、

〔三代實錄 二十一清和〕貞觀十四年三月廿三日癸巳、今春以後內外頻見恠異、由是分遣使者諸神社奉幣、便於近社道場、每社轉讀金剛般若經、以參議民部卿正四位下兼行春宮大夫南淵朝臣年名爲賀茂兩社使、參議正四位下行右兵衞督兼近江守源朝臣勤爲松尾梅宮兩社使、參議正四位下行左大辨兼勘解由長官近江權守大江朝臣音人爲平野社使、參議右大辨從四位上兼行讚岐權守藤原朝臣家宗爲大原野社使、從五位上行少納言兼侍從和氣朝臣彝範爲石淸水社使、神祇伯從四位下藤原朝臣廣基爲稻荷社使、

〔三代實錄 四十八光孝〕仁和元年九月廿二日癸卯、分遣使者於賀茂上下、松尾、稻荷、住吉、石淸水、高賀茂、平野、春日、大原野、梅宮十一神社奉幣、告文曰、天皇我詔旨止、掛畏岐賀茂大神乃廣前爾申賜倍止申久、頃聞天皇我御爲爾不祥之事可有之止就事天所示奈毛有留、如此之事乎波、掛畏岐皇大神乃廣惠爾依天之、豫防倍岐物奈利奈毛止所念行須、故是以參議正四位下行近江權守源朝臣是忠乎差使天、禮代乃大幣乎令捧持天奉出須、掛畏岐皇大神、此狀乎平久聞食天、天皇朝廷乎寶位无動久、常磐堅磐爾夜守日守利護幸賜比、諸不祥事乎波、未然爾防除賜比天、風水之災不發賜天、五穀豐稔爾、天下平安爾、守護賜倍止恐美恐美毛申賜久止申、餘社告文、亦復准此、

〔類聚符宣抄 三〕陰陽寮

占東大寺御塔上少虫出集恠異告凶見恠今月十日辰時、

今月十日己卯時加辰、日時見恠徵明臨酉爲用、將螣蛇、中大吉將天后、終大衝將玄武、卦遇蒿矢、推之、非愼御國家御藥事、天下有疾疫之憂歟、期恠日以後卅五日内、來八月十月節中甲乙日也、何以言之、御年上並大歲上、見螣蛇白虎、是主御藥、又用起死氣、將得螣蛇、終日鬼玄武、皆是主疾疫之故也、早被祈禱、無其咎歟、

萬壽四年六月廿九日　陰陽頭惟宗文高

主計頭賀茂守道

天皇我詔旨度掛畏伎某大神乃廣前爾恐美恐毛見申賜倍度申、去月十日爾、東大寺の塔上仁小虫示恠留由乎言上留事在り、此事乎聞食天、驚歎賜比天、陰陽道爾令問給布爾、國家非有御藥者、天下疾疫乎可恐止勘申せり、因茲天冲襟不靜須、恐懼之大坐之天、如此之災乎未兆爾拂退給牟古止者、大神乃御助惠仁依止へ之所念行天奈、故是以吉日良辰乎擇定天、某姓名乎差使天、禮代の御幣を令捧持天奉出立給布、大神此狀乎平久聞食天、其災殃乎未萌爾消除女志賜天、海内清肅爾志天、天皇我朝廷を寶位無動久、常磐堅磐爾夜守日守爾護幸給止へ、恐美恐毛美申賜度者久申、

辭別天申賜久者、今年春の始與り夏乃半爾過天會未爾、風雨相若比天、農業可宜止聞食須間爾、去月朔の比與り、旱雲易凝久甘雨難降之、大神厚惠廣助乎垂賜比天、假令理運止天之可有天災奈利止毛、早速爾拂退給比天、人民富饒爾、天下安穩仁、護幸給止へ、恐美恐美毋申賜止へ申、

萬壽四年七月五日

〔忠富王記〕明應九年二月八日、恠異御祈事、右少辨尙顯以一通觸之、

恠異御祈事、從來十六日一七箇日、殊可抽精誠之由、可令下知松尾、稻荷、廣田等社給之旨、天氣所候也、

二月七日　右少辨尙顯

謹上伯二位殿

御祈事、自來十六日一七箇日、可抽精誠懇祈之由、御敎書案文遣之、早相觸一社可被致懇祈之旨

天氣所候也、仍執達如件、

二月七日　左衛門尉孝久奉

松尾社神主殿

稻荷社神主殿

廣田社祠官供僧等中

〔御湯殿の上の日記〕天正十一年正月廿二日、こよひうしとらすみ、ひはしらたちて、よるなかやま○親綱ながはしまでめして、ひさながにうらなひてまん上申候へとおほせいださるゝ、廿三日、よべのうらなへのせんもん參る、ながはしまでもちて參りて、なかやまつれて御らん□□、ながはし御ひろうありて、ひさながにも、御いのり申候へとおほせいださるゝ、ないし所にても御せんど、まよじまよしやへも御いのりの事おほせいださるゝ、御いのりぶぎやうさせうべん、ながはしまでめしておほせいださるゝ、

〔日本書紀神武三〕四年二月甲申、詔曰、我皇祖之靈也、自天降鑒、光助朕躬、今諸虜已平、海內無事、可以郊祀天神、用申大孝者也、乃立靈畤鳥見山中、其地號曰上小野榛原下小野榛原、用祭皇祖天神焉、

〔萬葉集抄三〕美奴賣松原、今稱美奴賣者、神名、其神本居能勢郡美奴賣山、昔息長足比賣天皇、幸于筑紫國時、集諸神祇於河邊郡內神前松原、以求禮祈○禮恐禱誤福、于時此神亦同來集曰、吾亦護治、仍諭之曰、吾所住之山、有須美乃木、木名各宜伐採爲吾造船、則乘此舟而可行幸、當有幸福、天皇乃隨神敎遣命作船、此神船遂征新羅、一云、于時此船大鳴響如手吼、自然從對馬海還、到此處不得乘法、仍卜占之、曰神靈所欲、乃留置、還來之時、祠祭此神於斯濵、并留

給獻神、亦名此地曰美奴賣、

〔大神宮諸雜事記 一〕白鳳二年壬申、太政大臣大伴皇子、企謀反擬奉誅天皇子時天皇之御內心仁、伊勢大神宮令祈申給、必合戰之間、令勝御前以皇子天、皇大神宮御杖代可令齋進之由、御祈禱有感應、彼合戰之日天皇勝御世利、仍御卽位二年癸酉九月十七日、天皇參詣於伊勢皇大神宮志、令申御祈給借利、

〔續日本紀 二文武〕大寶二年十月丁酉、先是征薩摩隼人時、禱祈太宰所部神九處、實賴神威、遂平荒賊、爰奉幣帛以賽其禱焉、

〔續日本紀 十四聖武〕天平十三年閏三月甲戌、奉八幡神宮秘錦冠一頭、金字最勝王經法華經各一部、度者十八人、封戶馬五疋、又令造三重塔一區、賽宿禱也、

〔續日本紀 二十五淳仁〕天平寶字八年十一月癸丑、遣使奉幣於近江國名神社、先是仲麻呂之走據近江也、朝廷遙望禱請國神、而賊出境內即伏其誅、所以賽宿禱也、

〔續日本紀 三十五光仁〕寶龜九年十月丁酉、皇太子武〇桓向伊勢、先是皇太子寢疾、久不平復、至是親拜神宮、所以賽宿禱也、

〔續日本紀 三十六光仁〕寶龜十一年十二月丁巳、陸奧鎭守副將軍從五位上百濟王俊哲等言、己等爲賊被圍、兵疲矢盡、而祈桃生白河等神一十一社、乃得潰圍、自非神力、何存軍士、請預幣社、許之、

〔續日本紀 三十八桓武〕延曆四年十一月壬寅、祀天神於交野柏原、賽宿禱也、

〔日本後紀 二十二嵯峨〕弘仁元年十二月壬午、遣參議正四位下巨勢朝臣野足、奉幣帛於八幡大神宮樫日廟、賽靜亂之禱也、

〔日本紀略 嵯峨〕弘仁四年十月壬午、奉幣於名神、報豐稔也、　九年十月己未、賽山城國愛宕郡貴布禰神、以祈雨有驗也、

〔續日本後紀 仁明四〕承和二年八月甲戌朔、是日霖雨霽焉、須幣畿內名神、以賽于禱、其丹生川上社、殊奉白馬一匹、

〔文德實錄 二〕嘉祥三年九月乙未、遣神祇少副正七位上大中臣朝臣久世主、向攝津國住吉大神社、奉寶幣、賽宿禱也、

〔三代實錄 淸和三〕貞觀元年十月七日己丑、畿內畿外諸國遣使、班幣於天神地祇、去九月祈無風雨之災、誠有感激、歲以有年、仍賽之、

〔三代實錄 淸和七〕貞觀五年三月四日丙寅、勅班幣七道諸國名神、今春咳嗽流行、人多疫死、仍禱名社神明有感、因以賽之、

〔三代實錄 淸和十三〕貞觀八年七月十四日丙辰、班幣賀茂御祖別雷、松尾、丹生川上、稻荷、水主、貴布禰神、賽前日禱兼祈嘉澍也、告文曰、天皇我詔旨止、掛畏支松尾大神乃廣前爾、恐美恐美毛申給久止申久、不慮之外爾天下爾有旱災天、農稼枯損奴、因茲掛畏岐大神乎奉憑天、大幣帛奉出給止奉祈申岐、而爾祈申志驗久、甘雨介零米賜倍利、因獻奈良我散位從五位下大中臣朝臣國雄乎差使天、大幣帛乎令捧持天奉出賜布此狀乎平久聞食天、今毛今毛風雨調和米給比、五穀豐登米賜比、天下饒足米賜比、天皇朝廷乎寶祚無動久、常磐爾堅磐爾夜守日守仁護幸奉給倍止申給波止久申、自餘社告文並同焉、

〔三代實錄 陽成三十三〕元慶二年三月九日乙巳、是日分遣使、奉幣馬於賀茂御祖別雷、松尾、石淸水、稻荷、住吉、平野、大原野、梅宮、及班幣五畿七道諸名神、賽舊禱也、告文曰、天皇我詔旨止、掛畏支平野乃廣前爾、恐美恐美毛申賜倍止申須、茲秋御體不豫爾御坐之時、去八月十日爾祈申之久、御體平安爾護助奉賜比、寶位無動久御坐賜波、禮代大幣爾御馬奉副天奉出止奉祈申之岐、斯久祈申之毛驗久、平安久護助奉賜倍利、因茲今所祈申乃大幣帛爾御馬介奉副天、參議正四位下行左大辨兼左近衞中將近江權守源朝臣舒乎差使氐、奉出須此狀乎平久聞食天、天皇朝廷乎、今毛今毛常磐爾堅磐爾護幸倍奉賜比、天下平爾、

五穀豐登之米賜倍止、恐美恐美毛申賜波久止申、自餘社告文並准之、

〔三代實錄四十四陽成〕元慶七年七月十三日丁丑、遣從四位上行神祇伯棟貞王、奉幣於伊勢大神宮、賀茂御祖別雷、松尾、稻荷、貴布禰、丹生河上、大和等神社、遣使班幣、丹生河上加奉白馬、先是六月二十七日、數集大極殿鵄尾、今月三日巳往、霖雨淹旬、河水溢濫、內外路愁、陰陽寮占奏言、主上可患疾病、亦天下將憂風水、故豫祈神明、至是奉焉、

〔日本紀略二朱雀〕天慶五年四月十四日丁卯、奉幣於伊勢大神宮等、依賽東國南海賊等伏誅之由也、廿七日庚辰、奉幣宇佐八幡宮、香椎廟、石淸水宮、依賽東西賊徒討平之由也、　廿九日壬午、天皇幸賀茂社、奉神寶幣帛走馬、禰宜等加給爵位、依兵亂平和之賽也、　六月廿一日癸酉、奉東遊走馬十列於祇園社、依東西賊亂御賽也、

〔本朝世紀〕長保五年三月七日丁酉、午刻左大臣、中納言藤公任卿參入、著右仗座、有被立伊勢臨時奉幣、此則以長保二年御內心所被立中御願也、隨願依相叶祈禱、爲遂果件御願、召少內記平邦光、被行宣命、起座退還、中納言公任卿、右中辨藤朝經朝臣、少外記小野五倫、右少史內藏爲親、率史生官掌召使、參著八省院、彼時願神寶副率中御裝、神祇官人、幷御幣使伊勢權守親象王、大神宮幷度會宮料、神寶奉幣等令受被立之、入深更各退出、

〔春記〕長曆三年十二月九日乙丑、今日以金銀神寶幷御幣、被奉遣伊勢大神宮、是舊御願也、廿一社內事也、午剋計皇后宮大夫參入、以藏人義綱、被奏宣命淸書、畢出向八省、畢申剋可發遣云云、今日伊勢一社計也、申三點、主上著御晝御裝束、於石灰壇有御拜、先供御半疊云云、予依不束帶不祗候也、今日依御物忌不御南殿也、

〔台記〕久安六年三月五日壬午、依入內立后〇藤原賴長養女近衞后多子事等慶、拂曉詣賀茂吉田、　四月五日辛亥、酉刻至禪定院、浴後宿衣詣御社、奉幣了詣南圓堂、〇中略今度參詣、依入內立后慶也、　十四日庚申、依

月詣

日吉祭奉幣、年來不奉之、而入内立后隨願成就所奉也、始自今年每祭願奉之、　廿六日壬申、宿衣詣稻荷、（田中四大神兩社幣加奉之、中社上社同以參詣、田中幣於下社奉幣時取加、四大神幣於中社奉幣時取加、歸路用歸坂、）大原野梅宮奉白妙幣、依入内立后慶也、　六月三日戊申、詣八幡、（祈願念誦）依入内立后慶也、若宮武内同奉幣、

〔玉海〕元曆二年（○文治元年）五月六日戊子、此日被發遣廿二社奉幣、（當日先有定事、）被報賽追討成功之由、兼又寶劒可出來之由被同祈謝候也、

〔吉記〕文治元年五月六日、今日、爲報賽平家追討事、被行廿二社奉幣、宣命之趣、去三月廿四日魁首以下生虜既多、神鏡御璽安穩歸御神□□所致也、但五凶黨寶劒投海底訖、冥德可顯現之子細等也、神宮依別御願被獻神馬幷金銀幣、又可被立公卿勅使之由被載辭別云云、上卿右大將、行事權右中辨兼忠朝臣、藏人方事勘解由次官定經奉行之、上卿早參、先於陣有日時幷使定、新宰相雅長卿書定文、云云、使石清水源中納言通親、賀茂新宰相雅長、松尾治部卿顯信、平野右京大夫季能、稻荷前攝津守以政朝臣、春日前伊豫守隆親朝臣、自餘諸大夫如例、

〔運歩色葉集　津〕月詣（ツキマウデ）　月參（ツキマヰリ）

〔仲資王記〕安元三年（○治承元年）十一月十八日癸丑、予賀茂幣送權祝氏經許、明後日廿日爲令奉也、每月一度參拜頗不怠、而依有恐思事、幣許所令奉上也、

〔源平盛衰記　十〕中宮御產事

建禮門院内ヘ參セ給テ后ニ立セ給ニケレバ、アハレ皇子御誕生アレカシ、位ニ卽進セテ外祖父トテ彌世ヲ手ニ把ラント思心御坐ケレバ、二位殿日吉社ニ立願ヲ百日祈申サレケレ共、其驗ナカリケレバ、入道ハ淨海ガ祈申サンニナドカ不賜トテ、本ヨリ奉憑事ナレバ、嚴嶋ヘ月詣ヲ始テ詣給ケルニ、イツシカ二箇月ニ御懷姙ノ氣御坐テ皇子御誕生アリ、揭焉ナリシ勅驗也、

〔花營三代記〕應永廿九年七月十二日、御方御代官八幡月詣、畠山右馬頭次郎持純、大館五郎持員持

純南人、加月詣人數、卅一年八月卅日、北野御社參、自禪能坊御月詣分云云、

〔成氏年中行事（正月）〕一同廿五日在柄天神へ御參詣、每月月次在之、

〔惟房公記〕天文十一年三月一日壬午、雨下、早旦行水如例、雨儀依不合期、內侍所月詣懈怠、

〔續百一錄〕延享三年正月七日

一吉田春日社　貳百文、正、五、九、十一月、

一每月御參、正月計貳百文、此外百文ヅヽ、

〔永昌記〕天仁三年（〇天永元年）三月十八日丙辰、卯刻參內、依公家春日御奉幣也、外記師淸、（〇中略）申賀茂百度詣之由、卽以外記被申於殿下、

〔中右記〕元永二年二月廿一日丁酉、卯刻相具少將侍從、參詣春日御社、（〇中略）戌刻歸逢門抑、少將侍從、從今朝百度詣、御社南圓堂、仍留南京了、　三月六日、入夜少將侍從從奈良歸來、日者御社南圓堂百度詣、無事障還了、誠爲悅耳、日者之間寺僧饗應云云、

〔台記〕久安三年三月十五日戊寅、或人（讃州）自賀茂送詩歌各一首、其詞云、仲春拜賀茂之社壇、企百度之參詣、苦行隙偸遣懷矣、（加和歌）

上下往來百度功、誓心引步鴨堤中、苦行日積何攸値、素願偸祈古柏風、

大僕卿孝標

いはゝこれみたらしがはのはやきせにはやくねがひをみつのやしろか

余則和之（依不堪、不和歌）

吾如南土汝參北、（只今詣春日、故有此句、）素願共通神意中、鴨御祖神垂惠遠、今冬定聽羽林風、（有注）

〔仲資王記〕文治五年二月十日庚午、大夫途賀茂社百度詣退出、予同參貴布禰社也、此勤迄及三箇也、

〔吾妻鏡（九）〕文治五年八月十日丁酉、今日於鎌倉、御臺所（〇源賴朝室政子）以御所女房數輩、有鶴岳百度詣、是

奥州追罰御祈請也、

〔平戸記〕延應二年〇仁治元年二月十一日、臨夜景密々參祇園、依恒例之勤、率人數有百度詣事、

〔吾妻鏡三十四〕仁治二年七月六日壬辰、北條左親衛同武衛等、於鶴岳上下宮有百度詣、是祖父〇北條泰時息災延壽御祈請云云、

〔勘仲記〕弘安七年五月十一日戊子、自今日上皇〇龜山御參籠賀茂社、可有御百度云々、

〔實躬卿記〕弘安九年九月八日、雨降、自今日於賀茂社可有御百度詣、仍御幸〇龜山供奉人々、萬里小路前大納言〇中略等也、辰刻、人々遲參之間、御禊之時、陪膳爲俊朝臣、先々一人不參、如何也、下官持御劍候後騎、直著御下御所、被改御裝束、下官改裝束參、即被始御百度、絹御藁沓、御腹布也、臣下如此、今日二度也、

〔勘仲記〕弘安九年十月十三日丙午、今日上皇〇龜山自賀茂還御、御百度無爲無事令遂御、朝家之大慶也、神主氏久可敍三品之由有勅定、直被召仰云云、

〔實躬卿記〕正應六年三月廿八日、御輿御幣使具通朝臣、大納言、今日供奉、昨日儲社頭、令宿社頭館云云、〇中略今日上結參社頭、〇賀茂社始百度詣、三十度也、淨衣青侍三人召具之、入夜歸、廿九日、御宮廻如常、〇中略又社參、百度詣二十度也、今夜祗公卿所、卅日、御宮廻如恒、〇中略實仲朝臣同道歸家云云、俊即社參、百度詣三十度、今夜通夜、

〔忠富王記〕文龜三年五月四日、北野社參詣、御灯御百度等呪、

一藤相公被官粟津四郎右衛門、同彌三郎各百疋宛遣之、

〔新續古今和歌集二十神祇〕諸社の奉幣使たてられけるに、三品に敍して後はじめて賀茂にむかひて、

下の御社より夜ふけて上の御社にまうで侍る程、むかし百度詣しける事など思出らるゝに、河原の有さまも、はやく見しにはかはりたる心のしければ思ひつゞけける、

皇太后宮大夫俊成
むかしわがいのりし道はあらねどもこれも嬉しな賀茂の川浪

〔古今著聞集一神祇〕前攝津守橘以政朝臣、わかくより賀茂につかうまつりけるに、四品の望につかれて、思ひあまりて申文を書て、御戸開の夜參て、何となき願書のよしにて社司かたらひて、御寶殿にこめてけり、御戸さしまゐらせて後、四品の所望かなはねば、大明神の御はからひにまかせまゐらせん爲て、申文をこめつる也と、披露しければ、社司氏人等當社の御ふかくに成ぬべしとて、神主一日に百度をなんしける、はたして四品ゆるされにけり、

千度詣

〔吾妻鏡十四〕建久五年三月五日丙寅、爲三嶋社千度詣、被差進女房上野局、殊御願也云云、

〔吾妻鏡十五〕建久六年十一月廿一日壬寅、北條五郎時連、爲御使被參三嶋社、相具神馬御劒以下幣物等云云、又菊太三郎家正、不詳云云依仰同進發、爲千度詣也、兩條可被謝推異之故也云云、

〔吾妻鏡三十五〕寛元二年正月廿三日甲子、三嶋御奉幣、將軍家、○藤原頼經並供奉人々有千度詣、

七日詣

〔長門本平家物語一〕賀茂上社へ七ヶ日、下鴨社へ七ヶ日、またのびて歩行にて日まうでをして、百度まうでをせられけるに、第三日にあたる夜、まうでゝ下向して、中御門の宿所に大納言臥れたりける夜の夢に、まうでゝ、上の御前に候とおぼしきに、神風すごく吹下し、寶殿の御戸をきと開れたりける、良しばらくありて、ゆゝ敷けだかき女房の御聲にて、一首の歌を詠せさせたまひけり、

櫻花賀茂の川風うらむなよ散をばえこそ留めざりけれ、なりちかの卿夢の中にうちなきておどろかれけり、

〔阿部家夢物語〕天文五年丙申正月吉日、遠州西樂寺權現七社の御前にて御若子樣○松平廣忠之御本意をとげさせ給へと祈念申、ふかく頼たてまつる處に、其上夏九十日の内に思ひたつ事かならず宏やうにゆつかまつるよしひさしき人に聞なり、彼權現の御前ゑ、日に七度まいりを夏九十

一日の内をしやう〆ゆ申也、○中略又ひのとのとり四月十五日より夏〆やう進ニ入、彼本意を一たび一たびとくりかへし〳〵、東南西北の大小神に、我等にはぬぐわんを申なり、そのうち四月つごもりきのへとらにはう〳〵めぐらし、文を〆たゝむる也、彼筆とりは松傳十郎殿、御心のまゝにあそばすなり、〆かれば其夜まんずるとらの一天に、御夢想を我等○阿部定次かうむる事、○中略かくのごとくの夢さめ候て、加太山多寶坊にてかたうとく夢ふるまひ仕り、阿闍梨に御祈念の御事頼たてまつると申、きのとの卯五月一日にて候へば山中へ罷越御入幡宮へ七日參を日に七度づゝ申也、

百日詣

〔顯廣王記〕安元二年六月廿一日甲午、賀茂百日詣、大夫參貴布禰、

〔萬松院殿穴太記〕申の刻計りより又煩せ給ひて、片岡大和守晴親を召て、御脈證を見せられ、御藥を參らせしかども其驗なしとて、五日の比より又上池院の紹胤御藥を參らせたり、○中略其外大神宮の百日詣神馬など奉らる、あらゆる神々、宗廟社稷は不ㇾ及ㇾ申、四大寺を始め、はかなきかた山寺に至るまで、御祈の事止事なし、

千日詣

〔賀茂皇大神宮記〕ことさら此皇大神は、敷〆まのみちにたづさはる人は、この御社にいのりをかけ、ほまれをのこし給ふるひと多かりけるとなむ、中にも俊成卿は和歌のみちに叶ひ、子孫もながく守らせ給へと祈りをなし、當社をうやまひ、千日のあゆみをはこびけるなり、

百社詣

〔東都歳事記一春上〕正月十日(毎月)金毘羅參　東都金毘羅百社參あり、

〔東都歳事記附錄〕妙見宮不動尊金毘羅權現百社參、(鈴木町里正和田氏藏板)聖天宮百社參、(深川靈岸島の里正桑田氏藏梓)等あり、いづれも詣人の意を以て集る所にして、定れる巡拜所にはあらず、

千社詣

辨財天百社參　百社と稱すれども百一社を〆るし、又三十社を〆るせり、

〔簠の花〕麹五吉が札

疫病
裸詣

神社佛閣には、千社參などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もといづれの時か、帝の法皇の御位にならせ給ひて、卅三所の靈場を札うちめぐり給ひしより起れるといへり、近くはそのおんあとをつぎ奉りて、天愚孔平といひし人なせり、それに次ては、麴町てふ所の五吉といへるもの、このわざを、もはらなし、いづれと定めもなく、おのがまうづるまに〳〵、札をはりしとなり、その頃は、今のごとく印刻しける札にはあらず、書たるなり、かの札はれる人々のなかにはことさらにこの麴五吉が札をば、いとめづらしきことにいひなし、慕ひ購ふに至るとかきゝし、余旅行せしをり、比叡の御山より坂本へ下る路の傍の小社にあるを得てかへりぬ、〇下略

〔嬉遊笑覧七行遊〕千社參は明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず、安永このかたのことなるべし、神社のみにあらず、佛寺にも詣するは、千社參りといふはいかゞなり、麴五吉とかいへるは、その始の頃の者にや、それが札は文字をば書たるにて、板にて摺たるにはあらず、これらは其徒の中にて廣く知られたる者となむ、唯人に之らるゝを手がらとす、いと益なき戯れなり、又落書之てありくものあまたみゆ、これは神佛ある處のみならず、橋にまれ家にまれ、石にも木にも墨くろに書ちらす、いとうるさし、千ヶ寺參、鶴海堤亭が、種をろし其日に仕舞ふ京の千ヶ寺、

〔東都歳事記一春下〕二月初午　千社參りと號して稻荷千社へ詣るもの、小さき紙に己が名所を記したる札をはりてしるしとす、此族殊に多し、何れも中人以下の態なり、

〔明良洪範六〕紀州松平左京大夫殿、幼童ノ時疱症ヲ煩ヒ給ヲ、菅沼主水之ヲ歎キ、病氣ト號シテ出仕ヲ止メ、密ニ熊野新宮ヘ祈願シ、百日ノ間跣シ參リシテ、左京大夫殿ノ、病氣平愈ヲゾ祈リケル、

〔古今神事類編四十六祭祀〕參詣儀則

近世又稱二寒參一、垢離シ、裸形ト成テ纒二髮繞腰一、謂二之腰簑一、如此ノ無禮非義寒三十日ヲ限リテ參詣ス、

丑刻詣

伊補塞又勤之、修驗者等ノ事ヨリ起リテ至俗人、勤スレバ婦人亦慣之、其心術非違擧テ不可言、見之者不怪、相告云、信心ノ所凝、風寒不傷其身、如此則神賞靈驗、刻日可俟、神人亦內應シ、稱揚シテ共ニ助之、貪賽錢、爲媒、嗚呼悲哉、其中血氣肥滿ノ徒ハ、幸ニ免風疾、故ニ脾臟微弱ノ徒モ亦傚之美之、又如此則間病不起者アリ、冬日ノ參詣、一旦ノ垢離ダモ貴人少人ハ不爲之、況長程遠境裸走シテ、或ハ櫛風沐雨者乎、神何ゾ如此ノ邪義角行ヲ享ケ給ハン、勇敢ノ徒此行ヲ果シ遂ルガ故ニ、奇特ヲ貪リテ強テ勤ルニ至リ、年々盛ンニシテ其喧キ事不可言、

〔東都歲事記四〕十一月寒の入　神佛裸參り、なかんづく中の鄉太子堂へ、作事の諸職人夜中參詣す、

〔古今神學類編祭祀四十六〕參詣儀則

俗ニ又丑時參ト云ハ、夜參ノ理ニ非ズ、宵分以後ナレバ則朝參也、神家ノ旬參、大抵皆丑寅前後ニ於テスル事定範ニシテ、甚意味アル事也、

〔太平記劍卷〕嵯峨天皇ノ御宇ニ、或公卿ノ娘餘ニ嫉妬深シテ貴船ノ社ニ詣ツヽ、七日籠テ申樣、歸命頂禮貴船大明神、願ハ七日籠タル驗ニハ我ヲ生ナガラ鬼神ニ成テタビ給ヘ、妬シト思ツル女取殺サントゾ祈リケル、明神哀トヤ覺シケン、誠ニ所申不便也、實ニ鬼ニ成タクバ姿ヲ改テ宇治ノ河瀨ニ行テ、三七日漬ト示現有、女房悅テ都ニ歸リ、人ナキ處ニタテ籠テ、長ナル髮ヲバ五ツニ分ケ、五ツノ角ゾ造リケル、顏ニハ朱ヲ指シ、身ニハ丹ヲ塗リ、鐵輪ヲ戴テ、三ノ足ニハ松ヲ燃シ、續松ヲ誘（コシラ）ヘテ兩方ニ火ヲ付テ口ニクハヘツヽ、夜更人定テ後大和大路ヘ走リ出、南ヲ指テ行ケレバ、頭ヨリ五ツノ火燃上リ、眉太ク鐵漿ニテ、面赤ク身モ赤ケレバ、サナガラ鬼形ニ異ナラズ、是ヲ見人肝魂ヲ失ヒ倒臥シ不死ト云事無リケリ、如斯シテ宇治ノ河瀨ニ行テ三七日漬リケレバ、貴船社ノ計ニテ生ナガラ鬼ト成リ、又宇治ノ橋姬トハ是成ベシ、

參籠

〔謠曲〕鐵輪

シテ日も數そひて、戀ごろも〳〵、貴布禰の宮に參らん、實や妹の家にあれたる駒はつなぐ共、二道かくるあた人を賴まじとこそ思ひしに、ひとの僞りすゑしらで、契りそめにし悔しさも、たゞ我からの心なり、餘り思ふもくるしさに、貴布禰の宮に詣でつゝ、すむかひもなき世の、うちに報いを見せ給へと、たのみを懸て貴布禰川、はやくあゆみをはこばむ、○中略 ヲカシ如何に申べき事の候、御身は都より丑の時參り召るゝ御かたにて渡候か、今夜御身のうへを御夢想に蒙て候、御申ある事は、はや叶ひて候、鬼に成たきとの御願にて候程に、我屋へ御歸りあつて、身にはあかき衣を着、顏には丹をぬり、頭には鐵輪を戴き、みつのあしに火をともし、いかる心をもつならば、忽鬼神と御なりあらふするとの御告にて候、○下略

〔古今神學類編祭記四十六〕參詣儀則

夜參ノ事、古來ヨリ參籠トテ夜半神前ニ宿直籠スル事アリ、是モ素願ノ至レル志ヲ見シタル事ニテ、古今貴賤ニ不ㇾ絕、只是宿直シテ籠ルヲ以テ、一旦事ㇾ神ノ志ヲ見サントセ也、而ルニ永正記、古老口實傳共ニ云、深更神拜可ㇾ有ㇾ思慮ㇾ事、諸神集給時也、參會人不吉也ト云云、是ハ宗廟ノ御事ナレド、諸神集會ノ記文ニ依ル、則諸社トテモ類推スベシ、且古ハ神門夜半ニ不ㇾ許ㇾ入、闖入杖五十ノ律アリ、加ニ上代モ賊僧參籠中、熱田神劍ヲ盜ミ、朝熊ノ神鏡ヲ盜テ、稻荷山ニ隱レシ例シアリ、於ㇾ義夜參ハ可ㇾ禁事ナレド、亦時宜ニ依ベキ、事モアレバ、一槪ニハ泥ムベカラズ、

〔三國傳記十二〕惠心院源信僧都事

愛村上天皇御時、○中略 伊勢大神宮參七日籠、後世菩提ヲ祈申サレケルニ、滿散夜夢神殿御戶開、貴女一人出マシ〳〵テ、末代衆生出離要道ヲ尋ル事有バ、阿彌陀佛ヲ念ゼヨト勸ベキ由ヲ示シ給フ、

〔十訓抄 四〕中納言通俊子に、世尊寺阿闍梨仁俊とて、顯密知法にて貴き人おはしけるを、鳥羽院に候ける女房、仁俊は女心ある者の空聖立けると申けるをかへりきゝて、口をしと思ければ、北野に參籠して、此耻をすゝぎたまへと祈請して、
　哀とも神々ならば思ふらん人こそ人のみちはたつとも、とよみければ、其女房赤袴ばかりを腰にまきて、手に錫杖を持て、仁俊に空ごと言付たる報いよと云て、院の御所に參て舞くるひけり、

〔豫章記〕親清〈○河野〉モ長子ナカリケレバ、女中親經ノ女、氏神三嶋宮ニ參籠有テ、家事ヲ祈誓セラル、〈○中略〉明神モ道理ニセメラレテ、然バ今一七日伺候有レトテ、神ハアガラセ玉也、御託宣ニ任セテ、又一七日御社籠有ケル、

〔平家物語 一〕ぐわんだての事
後二條のくわんばくどの、〈○藤原師通〉山王の御とがめとて、おもき御やまひをうけさせたまひてうちふさせたまひしかば、母うへ大殿のきたのまんどころ大きに御なげきあつて、御さまをやつし、いやしきげらうのまねをして、日吉のやしろへまゐらせたまひて、七日七夜があひだいのり申させおはします、〈○中略〉はんじばかりまふてのち、山王おりさせたまひて、やう〳〵の御たくせんこそおそろしけれ、しゆじやうら、たしかにうけ給はれ、大殿のきたのまんどころ、けふ七日、わが御前にこもらせたまひたり、〈○下略〉

〔百練抄 八高倉〕治承三年三月廿日、上皇〈○後白河〉御幸石清水、十箇日令參籠給、被修八講、四月廿三日、上皇限十箇日、御參籠賀茂社、令轉讀千部經給、又被行御八講、

〔太平記 五〕時政參籠榎嶋事
昔鎌倉草創ノ始、北條四郎時政榎嶋ニ參籠シテ、子孫ノ繁昌ヲ祈ケリ、三七日ニ當リケル夜、赤キ

袴ニ柳裏ノ衣著タル女房ノ端嚴美麗ナルガ、忽然トシテ時政ガ前ニ來テ告テ曰、汝ガ前生ハ箱根法師也六十六部ノ法華經ヲ書寫シテ、六十六箇國ノ靈地ニ奉納シタリシ善根ニ依テ、再ビ此土ニ生ル事ヲ得タリ、去レバ子孫永ク日本ノ主ト成テ、榮花ニ可レ誇、但其擧動違所アラバ七代ヲ不レ可レ過、吾所レ言不審アラバ、國々ニ納シ所ノ靈地ヲ見ヨト云捨テ歸給フ、

〔玉海〕文治二年六月十一日丁巳、此日召二親雅一仰云、召二祭主能隆朝臣於陣頭一、參二籠本宮一、寶劍事殊可二祈申一、有二靈夢靈瑞等一、殊可レ忩二歸座一之由致二丹誠一、可二祈念一之由可二仰含一者、　四年二月七日癸酉、自二今日一三箇日、神祇大副卜部兼友、參二籠本宮一、祈二申御不豫事一、

〔古今著聞集〕一神祇 俊乘坊東大寺を建立の願を發して、其祈請のために大神宮に詣でゝ、内宮に七箇日さんろう、七日みつる夜の夢に、寶珠を給ると見侍ける程に、其朝袖より白珠おちたりけり、日出て悉思ひて包み持て出ぬ、扨又外宮に七日さんろう先のごとく七日みつる夜の夢に、又前の如く珠を給けり、末代といへども、信力のまへに神明感應をたれ給ふ事かくのごとし、

〔吾妻鏡〕三十四 仁治二年七月三日己丑、大納言僧都隆辨、爲二將軍家御使一、參二籠箱根山般若峯一、轉二讀十六會一云云、

〔百練抄〕十六後深草 寶治元年二月九日癸巳、上皇〇後嵯峨令レ參二詣石清水宮一給、七箇日御參籠云云、可レ有二百萬反御念佛一之故也、

〔後深草院御記〕弘長三年正月十九日、上皇御二幸石清水宮一、七箇日可レ有二御參籠一也、

〔兩院石清水宮御參籠記〕弘長三年五月十九日、上皇〇後深草御二幸石清水宮一、七箇日可レ有二御參籠一也、朕〇龜山參御共、

〔一代要記〕後宇多 建治元年正月廿二日、新院〇龜山參二籠八幡宮一、七個日、

〔東寺長者補任〕僧正道寶、　建治三年正月十二日、爲二異國降伏御祈一、參二籠大神宮一三十箇日云云、

釜湯立

〔一代要記 後宇多〕弘安二年正月廿三日、新院山〇龜御幸八幡、御參籠七箇日、　九月十一日、新院御參籠賀茂、七箇日、

〔勘仲記〕弘安七年五月十一日戊子、自今日上皇山〇龜御參籠賀茂社、可有御百度云云、自去比每日密密御幸、自今日爲尋常之御參籠、院司內藏頭宗親朝臣奉行、

〔敎言卿記〕應永十四年十月十八日、崇賢門院、去五日ヨリ北野宮、卄三日御參籠之由傳聞、

〔元長參詣記〕其後有人齋主ニ成賜トテ、百日參籠ヲ以テ祈申サセ賜フ、滿ズル夜ニ及テ、御高詠ヲ承リテ、祈事ヲ留メ坐シケルトゾ、

　草の葉のなびくもしらで露の身をおきどころなくなげくころかな

〔神道名目類聚抄 五祭祀〕湯立　湯立ハ、天鈿女命、天石窟ノ前ニテノ俳優ノ餘風ニテ、神慮ヲヨロコバシムルノ神事ナリ、竹ノ葉ヲ取持ヲ手草(タグサ)ト云、舊事紀ニ所謂竹ノ葉飫憩ノ木ノ葉ヲ以手草トシトアル是ナリ、足拍子ヲ踏ハ、火處燒(ホドコロヤキ)覆槽(ウケ)置(トドロカス)ノ義ナリ、熱湯ニ浴スルハ、誠心ヲ盡ノ誓ナリ、古語拾遺ニ、覆誓槽、注ニ誓約之意ト見タリ、

〔日本國風 一〕湯立

諸社に湯立有、これも神樂より出たり、貞觀儀式園韓神祭に、御神子先廻庭火、供湯立舞と云、日本紀問答に、鈿女神は篠の葉を持て、手をのべ足をのべ舞躍給ひて、日神の御心をすかし給ふ、今巫女の湯立をするは是より始ると云、

〔親長卿記〕文明三年五月十八日、下五靈御前有湯立見物、

〔晴富宿禰記〕文明十二年二月廿五日丙子、於佐女牛若宮社有湯立、自公方御沙汰之由風聞、

〔孝亮宿禰記〕文祿四年十一月廿七日、依太閤秀吉〇豐臣御不例、御神樂有之出御云云、　晦日、太閤就御不例、爲御祈禱、下京ヨリ於祇園十二釜湯タテ有之、同能有之云云、　十二月一日、依太閤御不例、從

上京、爲御祈禱、七釜ノ湯立侍云云、同兩御靈、

〔梵舜日記〕慶長四年八月十七日、同神前湯立、御靈御子東寺八幡御子兩人、供物等社家ヨリ下行也、御子兩人ニ六貫文被遣也、

元和六年八月廿七日、平井䑓庵依賴、於當家〇吉田祈禱、今日ヨリ二夜三日也、予行事、一座令執行也、次於齋場所湯立二釜、大原主殿允女巫來勤之、同事之祈念也、　廿九日、早朝萩原兼從來、於神壇大護摩一座令執行、䑓庵祈禱結願也、

古事類苑

神祇部三十六

神符

古事類苑

神祇部三十六

神符

神符ハ諸社ヨリ信徒ニ授與スルモノニシテ、或ハ之ヲ神棚ニ安ジ、或ハ之ヲ門戸ニ貼シ、或ハ嚢ニ納レテ身ニ帶ビ、以テ災異ヲ禳ヒ福祉ヲ招クモノトス、故ニ御守ノ稱アリテ、又守札ト云ヒ、御札トモ稱ス、神符ハ其神德ニ因リテ功驗一ナラズ、乃チ福德延命婚姻愛敬等ノ諸種ノ守札アルガ如シ、牛王寶印ハ、熊野及ビ祇園等ノ社ヨリ出ヅル所ナリ、中古以來起請文ハ熊野ノ牛王ニ寫スヲ以テ例トス、故ニ其用甚多ク、爲メニ牛王ノ札ヲ賣リ歩クモノアルニ至レリ、要スルニ神符ノ起原ハ詳ナラザレドモ、恐クハ道家ノ靈印等ニ倣ヒテ作リ出セルモノナランカ、

大麻玉串卷數ハ並ニ祓ノ札ナリ、卷數ハ原來佛家ニ起リ、大般若經仁王經等ヲ讀誦シ、其讀誦セシ卷數ヲ計ヘテ之ヲ記シタルモノナルヲ、神職ノ輩之ニ倣ヒテ、中臣ノ祓詞ヲ讀誦シ、其度數ヲ記シ、之ヲ祈禱ノ願主ヘ遣ルコトヽナレルナリ、大麻ハ祓具ニシテ、祓札ニハアラズ、然レドモ伊勢神宮ニテハ、祓札ヲバ大麻ト稱シ、或ハ御祓トモ御祓箱トモ又玉串御祓トモ稱ス、玉串ハ木綿ヲ著ケタル榊ノ事ニテ、之モ祓札ニハアラザレド、祓式ニ玉串ヲ用キルヨリ、祓札ヲバ直チニ玉串トモ云ヘルナリ、祓箱ニ千度祓一萬度祓ト稱スルハ、祓ヲ修セシ數ヲ擧ゲタルナリ、凡ソ足利氏ノ頃ヨリシテ、伊勢神宮ヲ始メ、其他ノ大社ヨリ毎年恒例ト

シテ、御祓ノ札ヲ幕府ニ進獻スルコト丶ナリ、其後毎歳人ヲ諸國ニ遣ハシテ之ヲ配布シ、普ク參拜ノ人ニモ授與スル事トナレリ、是ニ於テ毎戸之ヲ家内ニ奉安シ、卽チ其神ノ靈代トシテ之ヲ齋ヒ奉ルコト起ル、御祓ハ罪穢ヲ祓除スルモノニシテ、御守トハ大ニ其趣ヲ異ニスレドモ、諸民ノ之ヲ尊信シ、其神ノ靈代トシテ神棚ニ奉安シ、或ハ護身ノ用ト爲スニ至リテハ、毫モ異ナル所無キヲ以テ、祓札モ亦此篇ニ收メタリ、

名稱

〔運歩色葉集 志〕神符。

〔神道名目類聚抄 祭器三〕御守（マモリ）。　某社家相承ノ習アリテ是ヲ封ズ、其法數多アリ、

丶丶丶丶丶

〔倭訓栞 前編二十九〕まもり　後撰集にまもりを返しつかはす、東鑑に結付護緒と見ゆ、護刀護袋の類也、鏡臺にもまもりをかく、雅亮抄にみえたり、又胸のまもり、肌のまもりなどもいへり、まもりは符籙なり、

〔後撰和歌集 戀十一〕まもりをおきて侍けるをとこの、心かはりにければ、そのまもりを返しやるとて、

これひらの朝臣のむすめいまき

よとともになげきこりつむ身にしあればなぞやまもりのあるかひもなき

〔古今著聞集 蹴鞠十一〕侍從大納言成通卿の鞠は、凡夫のしわざにはあらざりけり、○中略熊野へ詣で、うしろ舞の後うしろ鞠をけられけるに、西より百度、東より百度、二反に二百反をあげておとさゝりけり、鞠をふしをがみて、其夜西御前に候はれける夢に、別當常住みな見知たる者共、此まりを興じてほめあひたるが、別當いかでかくばかりの事に纒頭まゐらせざらんとて、なぎの葉を一

枚挙けり、夢さめて見るにまさしくなぎの葉手に有けり、○○もりに籠てぞもたれたりける、

〔羅山文集六十雜著二〕符呪

今夫符之於呪一也、所信爲符、所唱爲呪、方術家謂之越方、又號禁架、其符謂之丹書、所以使令鬼神、厭殺人物也、東漢張道陵、始受老君之正一盟威秘籙三清衆經符圖、自是傳其術者、召檄鬼神之書、其字似古篆不可解也、謂之符籙、於是攘邪祟、除疫病、或書符以呪之、或用符水而飮之、然其惑人亦多矣、本朝自浮屠氏之來而後、人々皆信之、故役小角泰澄之輩、雖以呪術稱于世、然本是仙風道骨、遊於方外者也、而浮屠氏推以爲我徒、爾來彼秘密家與陰陽家者流、共混同、各以其所說誘國俗、往々書佛菩薩鬼神之文以爲靈符、又唱其稱號以爲陀羅尼神呪、其說云、用此符者降伏妖怪、化爲吉祥、急々如律令、又云、呪是鬼神王名號、稱其王名則部落敬之、故能降諸鬼魅、或云、呪如軍中密號、唱號相應無所訶問、又呪者願也、佛菩薩願衆生皆如我成佛、故能誦呪、則所願無不然也、彼復擧一菩薩之名云、梵語摩利支、此翻陽炎、此天恒行日月之前、不可見不可捉、火亦不能燒、水不能漂、如陽炎也、雖諸怖畏、能令人於水火盜賊怨仇軍陣皆可隱身、其呪曰、唵摩里支娑縛賀、若此之類雖甚多、今擧崖略、以發彼頭腦、有意于此者、可不察乎、雖然河圖曰、玄女出兵符授黃帝、以殺蚩尤、王翼之中有術士、主爲譎詐、依託鬼神、以惑衆心、則又是一術也歟、

〔秦山集六〕靈印靈符、皆出於仙家、異國傳來也、凡二百字許、

〔神仙傳一〕老子

老子將去、而西出關以昇崑崙、關令尹喜占風氣、逆知當有神人來過、乃掃道四十里、見老子而知是也、老子在中國、都未有所授、知喜命應得道、乃停關中、老子有客徐甲、少賃於老子、約日雇百錢、計欠甲七百二十萬錢、甲見老子出關遊行、速索償不可得、乃倩人作辭詣關令、以言老子、而爲作辭者、亦不知甲已隨老子二百餘年矣、唯計甲所應得直之多、許以女嫁甲、甲見女美尤喜、遂通辭於尹喜、得

辭大甚、乃見老子、老子問甲曰、汝久應死、吾昔賃汝、爲官卑家貧、無有使役、故以太玄清生符與汝、所以至今日、汝何以言吾、吾語汝到安息國、固當以黃金計直還汝、汝何以不能忍、乃使甲張口向地、其太玄眞符立出於地、丹書文字如新、甲成一聚枯骨矣、喜知老子神人、能復使甲生、乃爲甲叩頭請命、乞爲老子出錢還之、老子復以太玄符投之、甲立更生、喜卽以錢二百萬與甲、遣之而去、拜執弟子之禮、具以長生之事授喜、喜又請教誡、老子語之五千言、喜退而書之、名曰道德經、

〔鎭宅靈符緣起集說上〕八代神宮寺靈符板之由來幷正平御免革事
吾朝ニ靈符ノ板ヲ彫コトハ、人王四十五代、聖武天皇御宇、天平十二庚辰年ニ、肥後國八代郡白木山神宮寺ニオイテ、是ヲ梓ニチリバム、其時ノ板ハ今ハ滅ス、今ノ板ハ南朝正平年中ニ、後醍醐天皇第六ノ御子、征西將軍懷良親王、八代郡高田鄕ニ御住居ノ時、梓ヲ御建立成サレ、神宮寺ニ納メ給フ、今出ル靈符ノ曼陀羅是ナリ、

〔巖尻八〕靈符版　天平十二年八月靈符版、天平革の版、肥州八代古閒橋の邊にあり、靈符緣起靈版は妙見山の堂に置、

靈符は漢孝文帝に始る、詳に神仙傳に見えたり、○下略

〔下學集上神祇〕急急如律令神符上所書之文也、言一切之惡鬼覺事行邪道者、救誅之曰急急如律令、可歸正道也、律令法度也、又事文類聚曰、律令者雷邊捷鬼也、學聞事文類聚意言、一切惡事不留雖速、可如律令鬼疾去、

〔谷響集一〕急急如律令
客問、急急如律令語、答是巫者之呪語也、演密ニ云、且如此方言音、亦有願言、亦有呪語、如急急如律令等語、呪火不燒、呪鬼令傳、並作呪用、不同願言、
又事文類聚云、符祝之類、末句急急如律令者、人以爲如飲酒之律令、速去不得滯也、一說漢朝毎行下之書、皆云如律令、言當亦如律令、故符祝有如律令之言、律令是雷邊捷鬼、此鬼善走、與雷相疾速、

故云₂如₁此鬼之疾走₁也、〈資暇〉

〔橘家祈禱加持傳〕守符封之傳

守符ヲ封ズルト云義ハ、祈禱加持ノ心ヲ物ニ封ジ留テ、其物ヲ帯ル人、其物ヲ安置スル處ヲ守護スル也、其心ヲ木札或ハ紙札ニ書テ封ジ留ムルモ又同ジ、仍テ其祈禱ノ年月日時ヲ記シ、祈禱者ノ姓名ヲ記スハ、其時ノ心化ノ靈ヲ封ジトヾメテ存在セシメ、永々守護スル爲也、其守ノ功驗アルハ此故也、祈ル處品替ル故、守ノ書樣モ品替ルトイヘドモ、其心化ノ靈ヲ物ニ留メテ守護スルハ一也、先其祈ル筋ヲ、木札或ハ紙ニ書認テ案上ニ置、其前ニテ右ニ記ス如ク、祈禱加持ヲ行ヒ、祈禱成就ノ心化ノ靈ヲ、直ニ其札ノ内ニ封ジ留メテ守符トスル也、必文字ニ書スル而已ニ非ズ、祈禱者ノ心ニ任セ、或ハ玉鏡劍又ハ木石、其外何ニ成共封ジ留メテ守ノ符トスベシ、唯其靈ヲ物ニ留メテ、守ノ靈トスル事也、

木札紙之寸法



木札ノ寸法ハ、檜ノ板、長サ八寸、幅五寸、厚サ三分、木ノ末ヲ上ニシテ、本末ヲ差フベカラズ、又身ニ帯ル爲小サク認ル札ハ、長サ三寸、幅一寸五分、厚一分半計ニ作ル也、守ハ直ニ此板ニ書記ス、守ノ上ニ圓形ノ紙二枚張、其上方紙一枚覆フ事紙札ニ同ジ、木札全體ヲ日本錦ニテ包ム、錦ヲ札ノ裏ノ方ニテ打合セ、糊ニテ張付ル也、其上ヲ紙ニテ包ミ或ハ薄キ箱ニ納メ、上ニ書付ヲシテ家内ニ納メ、又ハ門ニ掛テ守護トスル也、上表ハ守ノ品ニヨリテ替ルベシ、但シ札ノ首ヲ劍形ニ削ルナリ、

紙札ハ鳥子ノ紙ヲ、徑三寸ニ八角ニ切、此紙ニ糊ヲ少計付、四方之紙ニ張付ル、此八角ノ紙ニ守ヲ書也、右ノ八角ノ上ニ、徑三寸ノ圓形ノ紙ニ、糊ヲ少計付テ一枚張、圓ノ中央ニ一點打、口傳奥ニ記ス、又徑三寸ノ圓形ノ紙ニ、糊少計付テ一枚重子張、其圓ノ中央ニ書文字有、口傳奥ニ記ス、又其上

ニ三寸二三分四方ノ紙ニ、四方ニ糊ヲ付張付テ、其上ニ書文字有、奧ニ記ス、守ヲ書認メ、祈禱加持終リ、心化ノ靈ヲ留メ終テ、件ノ守ヲ奧ヨリ細ク卷テ、其上ヲ竪四寸幅三寸計ノ紙ヲ卷添ヘ、糊ニテ付、上ニ何ノ守、幷謹封ト書、其上ヲ日本錦ニ糊ヲ付テ包ミ封ジテ、首ノ方ヲ劔形ニ切也、又隨身ノ爲少サク認ムルハ、八角ノ紙ヲ徑二寸ニモスル也、圓形方紙モ相應タルベシ、又略式ニ認ムル時ハ、八角及圓形其ノ上ノ方紙モ略シテ、唯三寸餘リノ方紙一枚ニ書テ、上ヲ錦ニテ包ム事上ニ同ジ、

右札紙ノ寸ハ、祈禱者ノ左ノ手ノ中指ノ中節ノ間ノ寸ヲ一寸ト定テ、此寸ヲ用ユル也、○圖略是ヲ手量(タバカリ)ト云也、

〔神祇伯家行事傳〕散齋致齋式

凡テ札守ヲ調進スル事ヲ叮嚀ニ行スベシ、然ラザレバ効驗奇特顯レズ、

散齋　初日、朝沐浴シテ火ヲ改ム、

致齋　中日、朝沐浴シテ火ヲ改ム、前日ノ火ト同セズ、飮食此日長流水ヘ捨ツ、諸事外ヲセズ、日中ニ事ヲ調フ、

散齋　後日、朝沐浴シテ火ヲ改ム、前日ノ火ト同火セズ、此日祭リテ祓詞ヲヨム、

右ノ如ク三日勤祭テ、四日朝沐浴シテ調具ヲ撤ス、

神符通傳　專云ク、魁魒魓魖魕魑魋、

子　魁　大國主神　七字ハ、北斗七星ノ名ニシテ、大穴持神七名ノ符字ナリ、十二支年ニ因テ其字ヲ書クナリ、大抵ハ魁ノ字ニテ宜シケレドモ、事正ストキハ、ソレ〳〵ニ其年ニ當ル所ノ字ヲ書クナリ、七神ヲヨク觀ジテ書クベシ、

丑亥　魒　大物主神

寅戌　魓　大己貴神

卯酉　魖　志固男神

辰申　魕　八千戈神

巳未　魑　天國玉神

午　魍　顯國玉神

守ノ裏ヲ書ニ、本命星ノ字ヲ書クトアルハ、魁魋等ノ字ヲ年ニ合セテ書クナリ、札或ハ守ニ本命星トアルハ、下ノ神號ヲ書クナリ、病氣妖怪ニ限ラズ、符ト云フハ此七字ニ極マルナク、筆ヲトヾメズ魁此ヤウニヤリバナシニ書クコト口傳ナリ、其上ヲ墨ニテヌリテヤルナリ、

〔鎭宅靈符緣起集說下〕守札有十三種之功能事

毎朝向北方修之時、無心中善願不成就擧其功德者、

第一被貴人思德、第二衆人愛敬德、第三壽福增長德、第四怨敵退散德、第五子孫榮顯德、第六田蠶倍盛德、第七六畜興生德、第八掃除精怪德、第九蕩滅妖氣德、第十得物通用德、第十一火災不合德、第十二賣買有利德、第十三所望成就德、

此七十二符靈驗不可擧計、依行者信力、述之難盡、傳受以後、懈怠不信者、壽福減少、如雨表雪矣、

調札守時用日取事付毎月降臨日之事

造七十二靈符加持吉日事

甲子　乙亥　戊寅　己未　壬寅　甲寅　丙午　戊辰　己酉　壬午

甲辰　丙辰　戊午　己亥　甲午　丁酉　戊申　庚寅　甲戌　戊子

己巳　壬子

右ノ日符守等造ルニ吉也、又亥卯酉ノ日大吉也、此等ノ日取モ傳受一法ナリ、又符守リ認ムル水ニ九水ヲ用ルニ品々アリ、知人ニ尋習フベシ、九種ノ水ノ中ニ瀧水ト云アリ、五瓶ノ水ヲ云、一切敬愛等ノ守符ヲ調ヘル時用ル水ナリ、依之毎朝ノ元水ヲ取テ北辰ニ供ジテ、其日ノ所用スベシ、九種水之事習有之、

福德延命守札

〔古今神事類編五十祭祀〕札守

按ニ、札守ト云事ハ諸社皆有之、宗廟又ハ餘社、大抵大麻箱アリ、○中略而大麻札共ニ年中ノ除災ヲ契ル神法ナレバ、歳末ニ至テ或ハ流水、或ハ焚火、古ハ大麻モ札モ其至ル時ニ頂戴シ、家門ヲ拂テ後ハ、大麻札共ニ、其蹤跡ヲ不留故實也、サレドモ年中門戶ニ貼シ、或ハ屋神棚ニ安ジ崇ブ事、亦深ク有以也、諸社ノ札守大抵不異、○中略守トハ守護ノ謂、又マブリノ和語ハ、心眼常ニ有此ノ謂ニシテ、信心厚ク持之ノ故ニ以テ貼衣、或ハ掛廣、或ハ粘枕上、其理ハ是一般也ト云リ、此說札守ノ本致ヲ明スニ似タリ、可察之爾、總テ封之認之事、口授非一條、其端緒ヲ云バ、或記ニ札ノ銘ヲ書スルニハ、點畫墨繼ノ口傳アリ、符ヲ認ルニ至テハ、濃墨ヲ忌テ、淡墨又ハ白字ノ傳アリ、是ハ必ズ呑之ガ故也ト云云、○中略符トハ其品多端ニシテ、約要スレバ其理皆割符合一ノ功能ニヨリタル名義ニシテ、懸祈ノ驗シ、呪ト符ト表裏スルノ理リ、此ニ呪スルノ祈請、其至誠ヲ彼ニ呈スノ符節ニ似タリ、而レバ禱師精誠、請者ノ厚信、共ニ符合ノ理ニ非レバ、非其本旨、

〔胡蝶庵隨筆〕近世兩部習合の神道盛に行れて、祈禱を專らにするが故、市中の家々の門戶、辻々の門柱に、何大明神守護所として板札を打たるは、いづれの代に如是は仕初めたる事にや、

〔儒家祈禱加持傳〕幸之守　福。德。幸。乃。守。也。

金土　八　中　入天　中　間ニ　中　入天
姓名　天　幸　幸　金土　天　幸　幸

入角乃紙乃中央仁、金土止重書、一人乃爲仁守護封付時ハ、乃字乃上仁重ネ其姓名ヲ書、金土次仁八方仁天乃字遣書、筆立上仁同
次仁中央仁幸乃字遣書、次仁八方天乃字仁重底幸乃字遣書、筆立仁同天次仁又中央仁金土止重底
書、次外八方乃天止天乃止間仁、天乃字遣八方仁書、次仁中央仁幸乃字遣書、次仁八方乃天乃字仁
重底幸乃字遣書、其餘通用乃守仁同、○有圖略之

〔神祇伯家行事傳〕福富祭

奉祝詞伊弉諾尊蛭兒尊豐宇賀野女命事代主神保食神安鎭座

新店福富祭之札

何之司職
何之何某敬白

店ピラキナラバ開店、又常々ニ祭ナラバ、交易福富祭ト書ベシ、

福富之守調進

稚産靈　金銀
倉稻魂命衣食住足滿
保食神　米錢

如此同寸ノ白紙ヲ以テ卷クルム、是ヲカケ紙ト云、守ハ一枚ニテハシタヽメヌナリ

糊固シテ錦包、上ニ福富神ト書ク、

〔天明集成絲綸錄寺社二十七〕明和四亥年十月

富士山村山別當
池西坊
大鏡坊
辻之坊

右駿河國富士山村山淺間之社頭、幷諸末社大破ニ付、修復爲助成、御府內武家方町方、幷武藏一國勸化願之通御免、御府內武家方志有之面々江者、福德延命之札守配置、志次第勸化差遣、町方江廣

婚姻愛敬守札

志有之輩江者、同札守幷供米袋配置、是又志次第勸物遣、尤勸物之儀者、支配之奉行所江取集、來子四月迄之內、神田鍋町勸化所迄、武家方町方共ニ向々より差出候樣可致候、武藏一國之儀者、當十一月ゟ來子十二月迄、三坊役僧、寺社奉行連印之勸化狀持參、致巡行候之間、御料私領在町共、信仰之輩者、物之多少によらす可致寄進旨、御料者御代官、私領者領主地頭ゟ可申渡候、

〔神祇伯家行事傳〕婚禮愛敬之守





圖ノ如ク圖ヘ、別紙ヲカケテタルミ卷キ、糊固メ大和錦包常法ノ如シ、夫婦愛敬守ト書キ、紙ニ包ミ袋ニ入ル、少女少男ノ下ニ、男女共ニ書入ルヽナリ、

此守ヲ以テ、婚禮ノ時、嫁君ノ胸ニカケテ輿ニ乘リ、聟君ノ方ニテ、輿ノ人見ヨリ扇ニノセテ、大上﨟ニ渡スナリ、大上﨟請取テ床ノ守釘ニカケテ、三日ノ間祭リテ、三日ノ後御厨子ノ守ノ釘ニカケ置ナリ、婚姻ノ大事ノ物トゾ、婚禮ノ床飾リモ、此守ヲ祭ルノ設ナリ、〇中略

右ハ尊貴上輩ノ圖式ナリ、然レドモ其式略スベカラズ、又士庶人ニ至リテハ御厨子黒棚ノ飾リ有ルコト稀々ナリ、併夫婦愛敬ノ願ハシキハ、貴賤高下ノ隔ハナキナリ、當世床ニ畫讃ヲ掛、床柱ニ花生ヲカク、掛物カケノ釘ハ愛敬守ノ釘、花生カケハ柄杓カケノ釘ナル由、婚禮式ニ詳ニ見エタリ、堂上方ニハ、今以テ御厨子ノ柱アリテ、近比モ一條道香公ヨリ、伯家ヘ御厨子ノ拜ヲ御タヅネアリタリ、

〔雅亮裝束抄一〕もやびさしのてうどたつる事

その二かいのみなみに、むしろのうへにからくしげたつ、四かくなるもの丶ふたのうへに、ちひさきかゞみのはこのやうなる物あり、あし四ある臺にすゑたり、それにならべて、みなみにかゞみのはこ、やつはながたなるおほきなるをおく、（かゞみ、まもり、ひれ、あせたなごひ、いれたり、）

〔本朝俗諺志四〕伊豆山椰

伊豆權現ハ加茂郡に立つ、神木椰(ナギ)の木、凡三周り、高十丈ばかり、葉厚く堅に筋あり、此葉を所持すれば災難を遁るとて守袋に納む、又女人鏡に敷、則夫婦の中むつまじきとなり、此木他國に稀なり

〔用捨箱上〕伊豆山之椰

昔は伊豆大權現を信ずる者ことに多かりしとぞ、淋敷座之慰（慶長より延寶四年までの小歌の集也）に載たるなげぶしに、こんどござらば、もてきてたもれ、伊豆のお山のなぎの葉を、お山のナ、いづのお山のなぎの葉を、とあるは、女の男にいへるなり、意は彼御山の椰葉は守りなりとて、鏡の裏へいれおく事のありし故なり、俳諧毛吹草（寛永撰正保刻）

しだの葉を椰にもちゐの鏡かな　宗房（芭蕉翁トハ別人）

椰のかはりに、齒朶の葉をもちゐといひかけたる、鏡餅の句也、されば寛永中よりありし事なり、

安產守札

〔橘家祈禱加持傳〕安產之守

八角乃紙乃中央仁金土止重書、次仁外八方仁天乃字書、筆立仁同上次仁中央仁柱字書、次仁八方天字乃上仁安產乃二字迄重書、次仁中央乃左右仁伊弉諾尊伊弉冉尊、柱乃字乃上仁重底、木花開耶姬ノ命止三神乃尊號迄書、次仁下仁祝文迄書、天地開闢大八洲國、山川草木万物迄生產給布安產守護、生生無窮止書加布、其餘通用乃守仁同、

〔神祇伯家行事傳〕安產握符

□　□　□
　×　×
□　□　□
　×　×
□　□　□

此ノ如ク書テ、上ヲ朱ニテ一反摺テ、二粒シタヽメテ、一粒ハ臨月ニ用ヒ、一粒ハ臨產ニ用ユ、男ハ左、女ハ右ノ手ニ握テ產ルヽナリ、此符ヲ書クニハ、上帶下帶トモニ解テ書クナリ、

〔寶曆集成綸綠錄十九寺社〕寛延四未年九月

山城國葛野郡梅宮
神主
橋本主殿

右梅宮社頭就大破、修復爲助成、御府內武家方町方江、家並ニ安產之札、並產砂配之初穗請候儀、願之通御免被成下候、依之當未十月ゟ來申十月まで、神主橋本主殿、社家氏子總代之者共相廻り、札產砂、家並可賦之間、信神之輩者請之、物之不依多少可致寄進候、

〔神祇伯家行事傳〕姬三神

姬三神ハ、專ラ婦女子ノ崇メ祭ルベキ神ナリ、中略左ハ木花開耶姬ト申テ大山祇神女子、瓊瓊杵尊ノ后妃ニテ八尋殿ヲ立テ纎袵シ給ヒシナリ、山城國葛野郡梅津ノ里梅ノ宮ニ坐ス、安產ノ神ナレバ、堂上方ヲ始メ、洛中洛外者、皆美目ヨキ子ヲ安產センコトヲ祈ルナリ、

〔神道名目類聚抄 三祭器〕

蘇民守(ソミンマブリ)



鎮疫神ノ守ナリ

八幡厄神守



祇園社守

〔神祇伯家行事傳〕除疫祭札調進

奉祝詞 速素戔嗚尊 大己貴命 安鎮座息災延命祈所

除疫祭之札 何之司職 何之何某敬白

除疫祭守調進

大己貴命	速素戔嗚尊

蜂比禮 品々物鰭	道反玉 蛇比禮	死反玉 足玉	八握劒 生玉	奥津鏡 邊津鏡

守ノ表書

除疫守

同裏書

魁 子年男

圖ノ如ク、三寸四方ノ紙ニ二神ヲ書キ、又別紙ニ十種神寶ヲ書キテ、卷キテ、五ツ折ニ成シ、二神號ノ紙ニテ卷キクルミテ、大和錦ニテ包ミ上ニ除疫守ト書ク、尤糊固メナリ、守ノ上ノ方ヲ劔サキニ切ルナリ、裏書男女ノ年ヲ書キ、上ニ本命星ノ字ヲ書クナリ、

桃之守

是亦疫癘ヨケナリ、五月五日ニ桃ノ若實ヲ取リ、ヨクホシ固メテ、三ツ並ベテ封ジ、上ニ意富迦牟都美命ト朱ニテ書クナリ、神拜常ノ如ク、只神號ヲヨク觀ジコムルナリ、伊弉諾尊ノ泉津國ヨリ歸リ給フ時桃ノ實三ツヲ以テ、追來ル陰鬼ヲ退ケ給フ事、舊事紀ニアリ、

〔下學集 神祇上〕蘇民將來（懸神符於衣襟、則雖死人蘇生來、故云也、）

〔釋日本紀 七述義〕備後國風土記曰、疫隅國社、昔北海坐志武塔神、南海神之女子乎與波比爾坐爾日暮、彼所蘇民將來二人在伎、兄蘇民將來甚貧窮、弟將來富饒、屋倉一百在伎、爰塔神借宿處、惜而不借、兄蘇民將來借奉、卽以粟柄爲座、以粟飯等饗奉、饗奉既畢出坐、後爾經年率八柱子還來天詔久、我將奉之爲報答曰、汝子孫其家爾在哉止問給、蘇民將來答申久、己女子與斯婦侍止申、卽詔久、以茅輪令著於腰上、隨詔令著、卽夜爾蘇民與女人二人乎置天、皆悉許呂志保呂保志天伎、卽詔久、吾者速須佐雄能神也、後世仁疫氣在者、汝蘇民將來之子孫止云天、以茅輪著腰上詔、隨詔令著、卽家在人者將免止詔伎、

○按ズルニ、簠簋內傳ニ、爰天王曰、我昔到此國時、此松園中有一賤女、雖巨旦奴婢女、爲我恩德人、欲助彼女、削桃木札、書寫隱噫如律令文、令彈指彼賤奴賤女袂中、然退此禍災矣トアリ、附シテ參考ニ供ス、

〔遠碧軒記 神祇一〕吉田にて節分の夜、八角の石の壇にて祓を燒、○中略扨節分の朝、宗源殿にて神道の

護摩ありて、その後黄紙に朱にて、疫神齋の字を押す札を三千枚出すとなり、人々門戸に貼す、

〔都名所圖會 五〕石清水正八幡宮〇中略

疫壺堂、一鳥居の南、廊下の内にあり、此所八幡宮御旅所也、疫神は正月十九日一日の勸請也、延喜式に曰、山城と攝津の堺に疫神を祭るとあり、世人正月十五日より十九日まで、當山へ群參して、其年の疫難を拂ふなり、土產には蘇民將來の札、目釘竹、破魔弓、毛鑓等を求めて、家に収め、邪鬼を退るなり、

〔諸國圖會年中行事大成 一正月〕十四日祇園社粥杖蘇民社三科の祓

當社に木口の四角なる守を出す、其札に蘇民將來子孫と書す、是疫を除くの守にして、素盞烏尊より起る、

〔東都歲事記 四冬〕十二月節分　神田社疫神齋、本社の左のかたに疫神塚を立て、祝詞をさゝげ執行あり、疫神齋の札を出す、この札は後小松院様勅筆といひ傳ふ、

〔江戸總鹿子大全 一〕若宮八幡宮牛込御門外若宮小路別當光明山普門院

當社は雄德山に同じく、仁德天皇を祭り奉ると云、或書に文治五年の秋、鎌倉の右幕下〇源頼朝奥州へ進發の時祈願ありて、其のち建立ありといふ、文明年中までは、大社にして神領も在し由、今はわづかに其跡のみなれど、其境寂として心も澄、清淨の靈地なり、當社より黑札とて、靈驗殊勝の守り札出る、流行病の災を免る、信心の人は往て拜受すべし、

〔天明集成絲綸錄 二十七寺社〕明和三戌年正月

出雲國神門郡

日御崎三位檢校名代

大野美織

右日御崎社頭就大破、修復爲助成、今度御府內武家町方江、家別御祓幷疱瘡除之守護相配之、勧化物取集候儀、願之通御免被成下候、依之當戌九月より來ル子年迄三箇年之間、社家之者共相廻、御祓幷疱瘡除之守護、家別ニ可賦候間、信仰之輩者請之、物之不依多少可致寄進候、

〔江戸塵拾〕〔一〕疱瘡の呪　玉澤慶次といふもの疱瘡の呪をなす、生國は肥前の國唐津の郷士なりしが、壯年の比鎭に出んとて、弓矢を持て海邊を過るに一人の異人にあふ、其さま更に人間の體にあらず、慶次心早き者にて、弓矢打つがひて立向ふ、異人手をあげていふやう、はやまる事なかれ、我は是疱瘡の神なり、汝に疱瘡除の守りを與ふべしといふ、慶次弓矢を捨て禮義をなし、是を受て拜辭してわかる、其後江府に出で此呪をなすに、大にはやり有德の身となり、下谷池の端に住す、今の慶次が父是なり、

〔神祇伯家行事傳〕除穢之守　不淨ニヨケナリ、常ニ婦人ニ持スベシ、月經ノ時、喪家ニ同居シテ害シカラズ、

除穢守札

速玉男神
八十枉津日神
神直日神大直日神
底津海童命底筒男命
中津海童命中筒男命
表津海童命表筒男命
泉津事解男神

圖ノ如クカケ紙シテ認ム、只輕ク廻リニ少シ糊シテ錦ニ包ザルモ可ナリ、或ハ十種神寶ヲ書テ、神號ニテ包ムモヨシ、除穢守、又ハ不淨除ト三字ヲ書モヨシ、

〔鹽尻　三〕信州諏訪鹿食無穢箸　信州諏訪の祠官鹿食無穢の章を出して、妄に火を穢す、恐らくは佛家の意より出たり、今其札を見れば、神代の故にあらず、業盡る有情は、雖放無生身、同證佛果と書たり、是全く佛者方便の説なり、

〔橘窓自語　中〕聖護院門跡の諸大夫、佐々木故備後守物語に、先年の事なりしが、鹿食することを家族のいみきらひしから、俗説に信州諏訪の札を授りぬれば、鹿食のけがらひなしといふゆゑ、かの社の符をさづかりければ、家族も安心せしとなり、さて後は、たび〳〵鹿食せしといへり、又あるときに、この符をひそかにひらきみたりしに、うちに鹿食免と、三字を紙にかきたるを封じたるのみなりといひたり、

虫除守札

〔東海道名所圖會　三〕池鯉鮒　知立神社、除蝮蛇神札、別當松智院兩社人よりこれを出す、遠近これを信じて授る者多し、夏秋の頃、山中叢林にこれを懐中すれば、蝮蛇逃去るといふ、

〔東都歳事記　夏二〕四月八日　北見村齋藤伊右衛門、蛇よけの守を出す、

狐除守札

〔東都歳事記　春一下〕二月初午妻戀稻荷　湯島に在、社前に於て狐惑(キツネツキ)を避る神符を出す、〇中略鐵炮洲和泉橋通兩所能勢家鎭守稻荷社にて、黒札と稱し、狐惑を避る札を出さる、

雷除守札

〔玉籤集　八〕雷除守之傳

桃樹ノ東ヘサシタル枝ヲ、立春ノ節分ノ夜、日不入前ニ潔齋シテ切ベシ、清キ水ヲ以洗清メ置、守ヲ封ズル時ハ、七日潔齋神事シテ、認ル紙ヲ四方ニ切、先五文字ノ守ヲ書、次ニ中央ニ意富加武津美命ト書、右ノ方ニ伊弉諾尊ト書、左方ニ岐神ト書、其側ニ高津神乃災、雷神乃災、於科戸乃風乃天八重雲於吹拂如久、朝風夕風乃朝霧夕霧於吹拂如久、祓給比、清女氏陪賜土書、次ニ件ノ桃ノ枝ヲ、長サ紙ノ内ヘ納ル程ニ切、守一ツニ一本宛巻コミテ、糊ニテ付、上ニ雷除守、神垂祈禱冥加正直ト書、上ヲ錦ニテ包ミ、榊枝木綿付ヲ取テ警蹕シ、右ノ三神ヲ封ジ祭リ、中臣祓三種大祓ヲ讀テ加持ス、或ハ

神供神酒ヲ獻リ、祭テ後ニ守袋ニ納メ、又ハ家ノ棟木柱等ニ掛ル也、

〔橘家雷除祭式〕雷除守封事

五月五日午時ニ、東方ヘ指タル桃ノ枝ノ實ヲ採、洗ヒ清メ日ニ晒シ用ユ、實ナクバ桃枝ノ東方ヘ指タルヲ用ユ、枝ヲ用ヒバ立春ノ朝カ、五月五日午時カニ採用ユ、長サ三寸計ニ切テ用ユル也、桃實ニ書封ズル神號、

伊弉諾尊
意富迦牟都美命　桃實ヲ白キ絹ヲ以包ミ、麻糸ヲ以テ結カラゲル也、
岐神

桃枝ヲ以テ封ズル時ハ、紙ニ件ノ神號ヲ書テ、枝ニ卷付ル也、桃實ニテモ枝ニテモ、守ヲ封ジテ壇上ニ置テ加持スル也、守ノ表ヲ別紙ニテ包、糊ニテ封ジ、表ニ雷除守ト書、○中略

一家之傳ニ、紙ニ五文字之守ヲ書シテ、其上ニ件ノ神號ヲ書付テ封ジ加持スル也、正英傚之、五文字ノ守ヲ書、其上ニ三神ノ號ヲ書、桃ノ枝ニ卷付、糊ニテ封ジ、上ニ神垂祈禱冥加正直ノ八字ヲ書、其上ヲ別紙ニテ包ミ、糊ニテ封ジ、上ニ雷除守ト書、其上ヲ錦ヲ以包ミ、糊ニテ封ジ、首ヲ劍形ニ切也、又桃實ノ守ハ、桃實ニ神號ヲ書付、紙ニ五文字之守ヲ書シテ、件ノ實ヲ包ミ、封ジ、上ニ八字ヲ書、又別紙ニテ上ヲ包、雷除守ト書、上ヲ錦ニテ包ミ、麻糸ヲ以テ十文字ニ結之也、封終テ壇上ニ置テ祈禱加持上ニ同ジ、

〔寶曆集成絲綸錄寺社十八〕延享四卯年九月

北國白山別當
越前國平泉寺
玄成院

加賀　能登　越中　越前　若狹　近江　美濃　飛驒　尾張　三河　遠江

火難除守札

右白山社頭并末社室堂等及ニ大破一候ニ付、爲ニ修復料一御寄附銀被レ下レ之、拾壹箇國勸化御免、且疱。瘡。雷。除。之札、右國々におゐて、信仰之輩江賦候儀、願之通り被ニ仰出一候也、來辰三月より申八月まで五箇年之間、役僧共寺社奉行連印之勸化狀持參、御料私領寺社領在町可レ致ニ巡行一候間、志之輩は物の多少によらず可レ致ニ寄進一旨、御料は御代官、私領は領主地頭より可レ被ニ申渡一候、

〔東都歲事記 二夏〕四月朔日龜戶天滿宮雷神祭、七日迄修行、本宮に別雷神意富加牟豆美神を祭り、雷難除を祈る、今日より八月晦日迄、雷。難。除。の。守。札。を。出。す、

〔神祇伯家行事傳〕鎮火祭火災除ノ祭

奉誦辭 水神罔象女 火神軻遇突智 土神埴山姫 天吉葛 匏川菜 息災延命祈所

罔象女 天吉葛靈神 川菜靈神 火災 消除 此地平安 避除不祥 鎮護祈所

火除之符札 ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽ

鎮火神祭之札 ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽ

右內札外包、共ニ二品、何レナリトモ用ユ、

〔寶曆集成綠綸錄 十八 寺社〕延享三寅年正月

上野國
一宮拔鉾大神大宮司
一宮民部

右拔鉾大神社及大破候付、修補爲助力、上野一國勸化御免被仰付、一宮民部代社人共、寺社奉行連印之勸化狀持參、當寅年より辰年迄三箇年之內、一ヶ年ニ壹度宛火除之札弘メ、初穗を請、御料私領寺社領在町共可致巡行候間、志之輩は物の多少によらす可致寄進旨、御料は御代官、私領は領主地頭より可申渡候、

〔東都歲事記四冬〕十一月十六日南本所番場町秋葉權現祭禮　參詣の輩小き神幣を乞得て、火除の守とす、

水難除守札

〔東都歲事記一春上〕正月五日毎月　赤羽有馬家鎭守水天宮參詣　世に尼御前と稱す、祭神詳ならず、近き頃よりはやらせ給ひて、朝より夕まで信男女陸續して絕す、諸人神符を請ひて守とす、此御神は、專ら水難を守らせ給ふが故、都下に靈驗を得るもの多し、

盜難除守札

〔願掛重寶記〕熊谷稻荷の札
淺草寺町本法寺の、熊谷稻荷大明神は、世に人のしるところなり、元來靈驗著しく、諸人歸依なす事おびたゞし、此稻荷の宮より、守り札出るなり、則每年九月廿五日より、札の切手を出し、極月朔日よりお札を出す、この守り札を門戶又は家內にはりおく時は、盜難をさくる事うたがひなし、又懷になし、首にかけ、信心するときは、道中御難盜賊のなんにあふことかつてなし、

怨敵降伏守札

〔橘家新嶋加持傳〕怨敵降伏之守（此守限仁傳仁不可傳、可愼也）、八角乃紙乃中央仁金土止重書、次仁八方仁天乃字書、次仁中央仁海乃字書、次仁八方天乃上仁滿潮乃二字遶書、次仁中央仁敵乃姓名遶書（大敵主又敵乃姓名及將軍士土書）、次仁中央敵乃字仁重底滿潮瓊止書（大字仁書、證加持）、次仁中央仁月夜見尊、左仁少童命、右仁豐玉彥命止書、其餘通用之守仁同、但志平仁瓦封志、土器仁鹽一盃納、其上仁此守遶平仁瓦置、又上仁鹽遶

一盃納、土器遠蓋仁覆比、紙捻止仁十文字仁結、清地仁埋美、一七日加持利著留也、敵降伏乃後、守遠出志水底仁洗比、潮干瓊乃加持遠行比、守遠燒捨留也、
異國降伏乃時波、天照大神、稚日女尊、表筒男、中筒男、底筒男、事代主命、應神天皇、神功皇后、八座遠榊ヲ立底招請奉利、楯矛弓矢遠作利獻利、右乃守遠神前底仁封志、神前仁埋美、加持乃度毎仁、弓乃弦遠數十返鳴志底加持利著留也、祭器仁嚴瓮遠置、嚴乃加運利遠爲也、

〔節用集古本神祇〕牛王(ゴワウ)

〔神道名目類聚抄三祭器〕御札(オフダ)　牛王(ゴワウ)

某社御札牛王

牛王	某社	寶命

御札ハ某社ノ神號守護ノ由ヲ書ス、牛王亦某社ノ御札ナリ、是産社(ウブスナ)ノ義ニシテ、猶秘訣アリ、某社家所總執行シテ是ヲ與フ、願主是ヲ受テ身ノ守トス、

〔神祇拾遺〕神社牛玉

近代寺社相混ジテ、牛玉ノ名アリ、然シテ二字ノ音共不レ適レバ、自肯女ノ言ヘルニ似タリト云人モ有、或ハ本ハ佛語ナリシヲ、習合ノ族假用シテ、カヽル名アリト云人モ有レバ、更ニ一決ナキニ似タリ、佛書ト云ヘルハ、如意輪神呪經ト云中ニ、手取二白牛玉一塗二觀自在菩薩足一○足一本作レ頭並塗二眼中一、所レ有眼病無レ不二除差一、二邊塗レ之、雙病悉得二除愈一矣ト云ヘバナリ、夫日本神社ノ牛玉トイヘルハ、牛蹄旋毛玉ヲ愛スルニ非ズ、神璽ノ器ナレバ、生社○社一本作レ土ノ二字ヲ作爲シテ、牛玉ト云稱タルナリ、生社○社一本作レ土ノ二字ニ産洲(ウブスナ)名ノ訓有、故ニ何社ノ産子ト云義ヲ像テ、某神ノ冥助ヲ賴奉者也、然ヲ寶珠形ノ璽ナド印捺コト不レ可レ然、

〔神社啓蒙成同〕一問牛王何義、答此生社也、或言、牛玉牛玉謂二之牛黃一、能厭二不祥一、予意生社之義爲レ近是、

〔和漢三才圖會十九神祭〕牛王

按熊野、祇園、八幡等諸社出符札、粘門戸以避災疾、俗呼名牛王者誤也、生土二字而第三横畫踈故似牛王、其左有社名、右有寶印二字、寶下兩挑（八本）甚長而似寶命、猶寶畫不足、未知其始也、舉書之人好異然乎、熊野之符札皆用鳥點、凡有鳥七十五隻、爲熊野生土寶印六字、（鳥以熊野神使也）魍魎懾畏之不敢近、乃鬼神無横道乎、將神德之妙乎、

〔谷響集一〕牛王寶印

有客曰、諸寺諸社牛王寶印者、西竺中華不聞此事、獨我桑域古刹、爲國家禳災萬姓除疾、有修正修二月等法、而出符印、是名牛王寶印、然少有知其名義事實者、某自少壯聞博識者宿、而有二説、一謂牛王者、俗所謂牛玉也、牛玉者謂牛寶也、據本草説、在狗者名狗寶、在牛者名牛寶、生肝膽之間、亦名鮓答、甚難得焉、人得則爲靈寶、故此符文名牛王寶印、此説甚無義、不得信焉、一謂牛王者、謂牛黃、藥中至貴者、特牛膽中得之、或口吐之、亦名丑寶、金光明經中謂之瞿盧（ゴルサナ）折那、以牛黃爲印色、印彼符上、故稱牛王寶印、十一面神咒經云、等分取雄黃牛黃、置此像前、念誦此咒一千八編、以水和之、點額眉間、三事成就、若和煖水、洗浴其身、則一切障礙、一切惡夢、一切疫病、皆得除愈、故爲印色、所以名牛王寶印、此説亦未信焉、牛黃名牛王、未聞其説故、答、此兩説並非是、皆應謬俗説、不足論耳、今謂牛王者、佛之異名、故涅槃經第十七云、如來名大沙門、人中牛王、人中丈夫、又婆沙論讃底沙佛云、丈夫牛王大沙門是也、寶印者刻佛種子梵字印之、故名牛王寶印、此像本由十一面神咒經而起、十一面中頂上佛面、即阿彌陀也、彼佛種子梵書訖哩字、有禳災除疫之功能、又餘諸佛菩薩諸尊種子字爲符印者、皆應準之、是故名爲牛王寶印也、

〔日本國風三〕牛玉寶印

雍州府志曰、今處々神社有牛王寶印札、其牛王之字、以生字之下一畫加土字上者、故以生土神之印璽貼門戸、而禳障礙之義也、垂加翁跋御靈八所記錄云、當社者、嘉之牛王神也、是亦生土の義也、又拾

言記に、勝鬘經云、如牛王形色無比勝一切牛、私忠記云、今明本住牛王安住無所畏、復能令一切得無所畏如彼牛王、故名牛王と云、寶印入十一面神呪經の註に、刻如來種子梵字印之故名と云、按するに、古昔より宮寺といふこと有、新撰決疑編曰、釋道鏡法師、得孝謙帝之寵遇、欲登乎九五之乾臨、而先亡滅於神道、心之密謀也、是以宮寺立諸社歷大常之威猛者也、此餘風にて、社内に寺院を建、釋氏別當に補して、祠官の上に立、故に祈禱の札も、經說に依て牛玉寶印と書者なり、雍州府志に言が如きは、兩部習合を嫌ふによりて、言を設けしものなり、或云、牛黃、神牛膽中得之、藥中之貴莫復過此、辟邪魅惡氣除百病、と本艸に見えたり、牛王は牛黃也、其祈禱の靈驗、牛黃の如しと云意也、此二說共ニ牛黃を假用ゆ、還て神威無が如し、

〔泰山集三〕牛王熊野札也、傳言生土字也、祇園札有圭字、傳言此牛頭天王之象也、○中略誓紙血于熊野札、大非禮也、熊野神主甚厭之、面世人不聽、竟成風俗、哀哉、

〔塩尻五〕熊野牛王寶印

雀字也

烏雀篆見搜羅五車、合並萬十一錦不求人、熊野牛王烏ノ形ハ是歟、

寶按、日本第一熊野本宮寶印ノ字ヲ、篆ニ書タルナルベシ、

〔倭訓栞中編入〕ごわう　熊野の牛王寶印に烏點を用るは、烏を熊野の神使とする故也、その裏書起請文の事は、源平盛衰記に見えたり、金剛寶戒章に、熊野三山の事を述て、此三神殃妄語之罪、糺破禁之穢と見えたり、○下略りに有脱文起れる事なるべければ、役氏よりぞ始りけん、元曆二年、武藏坊辨慶が借米の證文にも、掛熊野白山約束之狀如件と見えたり、

〔源平盛衰記二十六〕兼遠起請事

右大將家〈宗盛○平〉重テ仰ニハ、身ノ暇ヲ給ハント思ハヾ、義仲ヲ可搦進之由起請文ヲ書進ベシ、不然者子息家人等ニ仰テ、義仲ヲ搦進セン時、本國ニ可返下也ト有ケレバ、最遠思ヒケルハ、起請ヲカカデハ歸遁、書テハ年來ノ本意空シカルベシ、イカヾスベキト案ジケルガ、縱命ハ亡トモ、義仲ガ世ヲ知ンコソ大切ナレ、其上心ヨリ起テ書起請ナラズ、神明ヨモ惡シトオボシメサジ、加樣ノ事ヲコソ、乞索壓狀トテ、神モ佛モ免サレ候ナレト思成テ、熊野ノ牛王ノ裏ニ起請文ヲ書進ス、

〔吾妻鏡 四〕元曆二年五月廿四日戊午、源延尉〈義經〉如思平朝敵訖、剩相具前內府〈宗盛○平〉參上、其賞兼不疑之處、日來依有不儀之聞、忽蒙御氣色、不被入鎌倉中、於腰越驛徒渉日之間、愁鬱之餘、付因幡前司廣元、奉一通歎狀、廣元雖披覽之、敢無分明仰、追可有左右之由云云、

彼書云、

左衞門少尉源義經、乍恐申上候、〈略○中〉今愁深歎切、自非佛神御助之外者、爭達愁訴、因玆以諸神諸社牛王寶印之裏、不插野心之旨、奉請驚日本國中大小神祇冥道、雖書進數通起請文、猶以無御宥免、我國神國也、神不可稟非禮、所憑非于他、偏仰貴殿廣大之御慈悲、伺便宜令達高聞、被廻秘計、被優無誤之旨、預芳免者、及積善之餘慶於家門、永傳榮花於子孫、仍開年來之愁眉、得一期之安寧、不書盡愚詞、併令省略候畢、欲被垂賢察、義經恐惶謹言、

元曆二年五月日　左衞門少尉源義經

進上　因幡前司殿

〔太平記 二十七〕雲景未來記事

此比天下第一ノ不思議アリ、出羽國羽黑ト云所ニ一人ノ山伏アリ、名ヲバ雲景トゾ申ケル、希代ノ目ニ逢タリトテ、熊野ノ牛王ノ裏ニ、告文ヲ書テ出シタル未來記アリ、〈略○中〉是ハ只非可打棄、且ハ末代ノ物語、且ハ當世ノ用心ニモナレカシト思シカバ、我身ノ刑ヲ不顧、委細ニ書載、熊野ノ牛

王ノ裏ニ告文ヲ書添、貞和五年閏六月三日ト書付テ、傳奏ニ付テ進奏ス、

〔祇園牛頭天王御緣起〕夫大聖救物、如月沈萬水、神明赴感、似雲覆大虛、爰本誓淨瑠璃界之教主、發十二大願、垂跡於牛頭天王、尋厥濫觴、須彌半腹有國、云豐饒國、其國王名曰武答天王、有一人太子、七歲而其長七尺五寸也、頂有三尺牛頭、又有三尺赤角、父大王生希代太子者哉思給、去大王位讓于太子、其御名號牛頭天王、于時關白殿下三公公卿僉議、而於此天王雖欲迎后宮、驚怖御貌、奉近女人無之、因玆天王慰心無便、是故常催酒宴遊覽、于時人曰、言御出山野海邊狩獵漁鱗而有叡覽者、其興可然歟、則有御出於彼先奉勸酒節、山鳩飛來在御盃上、而能言如鸚鵡、卽語曰、爲奉迎君於后宮來云云、卽大臣問曰、其人在何方哉、鳩答曰、大海中沙竭羅龍王女其數多、第一八歲成佛女、第二珍輪義女、第三婆利采女也、此第三女可爲天王后、大臣又問曰、以何方便奉迎之、鳩答曰、我奉僕從日、是所直可奉入君於龍宮、爲其今日來、卽數千萬人御眷屬、悉可奉具足龍宮、仍從其語卽出、然其日將暮、需宿所無可勞屋、于時鄉人語云、此處有古端長者、彼屋可宜御宿所、卽到彼遣士卒借宿、不肯許、重以大臣借、更不諾、其時天王自往借宿、彼長者慳貪超世、邪見恣意、故却怒罵天王、終不奉許宿也、天王大怒曰、如此邪見族不可置于世、則欲誅殺、大臣言、御祝時節不可然、後日可有追罰云云、仍向餘家求宿、家主云、御宿雖爲望、恨貧乏陋宅、不足御宿、天王曰、旅宅必不還貧富、卽入家、彼屋爲體、上者藁葺、垣者蔬張、敷物者茅席也、卽亭主取出茅席一枚曰、此新席奉敷于天王、諸大臣三公等坐右茅筵、然供御奉備粟飯、夜明旣出給、天王語主曰、人以慈悲爲本、今宵旅宿感歎無極、汝名何、主答、蘇民將來矣、天王重曰、汝志誠深、依貧家可與玉、此玉者名牛、三持是玉者、所願悉成就、無不滿足語與玉、竟則往龍宮、入婆利采女宮、送八箇年、然間誕生八人王子、七男一女也、〈王子名號在京〉厥後天王相具王子并后宮、御豐饒國時、又定令蘇民家御宿所、當彼節蘇民心中念願云、仰冀成富貴人、今一度天王被召御宿者、可爲生前大慶、向彼牛玉、如向尋常人、而言語所願之次第、卽時屋宅、並七珍萬寶如意涌出、爲不思議思處、當其期有天王之御

大麻

幸、蘇民大悦、喜悦眉、投頭地、奉禮拜恭敬、〇中略天王勅入萬四千等眷屬曰、行古端家、從類眷屬等悉可分追罰、罪見放逸徒者末代煩也云云、五千餘人眷屬部類欲分滅、已既發向而見古端家、千人法師並座讀誦大般若、彼六百卷經者、忽爲四十餘丈六重鐵築地、函者即爲天蓋、更以無可入樣、走還奏聞此旨焉、天王重勅曰、亦還可巡見彼處、千人法師中隻目有疵法師、飽滿飯酒、醉眠不讀經、節々雖讀、不當文字、可有讀無謂字法師、從彼所亂入、巨端及從類等悉可鏖殺矣、時蘇民將來娘乙姬一人許惠之、彼姬少心孝順也云云、爾時天王言、然者作茅輪赤絹綫褁、今懸命緣是也蘇民將來之子孫也云札付帶、可免彼災難、今雖末代、於巨端類皆所罰也、誠慳貪放逸者、可蒙諸天三寶冥罰也、然蘇民雖貧賤、依慈悲蒙憐愍、擁護御撰約有之、〇中略正月於堂舍賜牛玉寶印、此謂也、

〔書言字考節用集三神祇〕大麻

〔常基古今雜事記〕御祓大麻ノ事、御祓ト云ハ、念ヲ靜ニシテ、口ニテハラヒ清メ申處ヲ以テ、御祓ト云也、大麻ト云ハ祓ノ具也、今シデヲ付榊ヲハリタルヲ祓ト云、是大麻也、此大麻ニ口ニテ祓ヲ申籠タルヲ、御祓大麻ト云也、大麻ノ時ニ麻ト云字ヲ書ハ、古ハ紙ナシ、大麻ノシデニ麻ヲ付ク、今紙ヲ以テシデニシテ麻ニカベタリ、故ニ大麻ノ時ニ麻ト云字ヲ書リ、〇中略又或說ニ、紙木ハ麻ニ似タル故ニ、紙ヲ以テ麻ニカヘタリト云云、又理ニ紙ソトモ云ヒ、麻ヲヌソトモ云ヘバ一理歟、

〔玉手繦六〕御祓と申す物は、伊勢にて入座置の神事とて、甚深に秘する事にて、一切成就の祓詞といふ物を、數取をもて執行して、千度を千度祓といひ、一万度を一万度祓と稱して、其數取の麻を收たる宮を御祓と唱ふる事なり、

〔玉手繦六〕卷數宮も後には變じて、御祓宮となりぬ、其比までは兩宮ともに、浮屠師も交り在ける故に、中頃の御祓宮の銘には、伊勢兩宮二天八王子諸神諸佛と書たるもあり、また渡海祈禱の祓宮には、兩大神宮入大龍王守さかき、或は春日大明神八幡大菩薩伍大力菩薩などもかきて、祀りたること寛文年中の御祓銘爭論記に委く見えたり、

〔兩宮御祓銘論記上〕山田岩淵の鄉、三日市帶刀、於上州沼田、天照兩皇大神宮と新規之御祓之銘を奉書、且方中江賦り申候を見屆申、此段新規非例故、右之御祓と、一兩年以前迄、書賦り申候大神宮と計有之御祓と二ツ、彼處にて內宮事大膳と申仁申請之罷歸、各遂相談候處、新規非例之條、此度申おくれ候者、末代迄內宮傾之瑕瑾と奉存、早速外宮三日市帶刀方江申屆之候事、

五月十六日三日市帶刀方江寺田兵左衞門上村儀大夫兩使差遣候處、三日市家來理兵衞と申者、出合申候は、帶刀儀、今日遠方江罷出候間、御口上御座候者、申置候へと申候付、兩使口上に申候は、一兩年以來、天照兩皇大神宮と御祓之銘に書付、旦方へ賦り被申候之段、以之外の新規故、難心得候之條、此旨早々御奉行所樣江も、御訴訟可申上候間、左樣に御心得可有之旨相斷候、就夫何卒被仰儀も御座候者、近日可被仰越候と申候へば、理兵衞申候は、御口上之通帶刀歸次第可申聞候間、左樣御心得候樣にと申候故、罷歸候御事、

五月廿七日、御奉行所樣江腹卷主膳、柳八右衞門、中將監、玉串兵部、浦田藏人、巴權右衞門、左之目安を以て、御訴訟申上候、其文に云、

乍恐御訴訟

內宮は天照皇大神宮、外宮は豐受大神宮、各隔之儀に御座候、就夫內宮之師職より諸國御旦那衆江賦り申候御祓之銘には、內宮之神號を書付申候、外宮よりは、外宮の神號を書付申候儀、往昔より分明に御座候、然る處一兩年以來、三日市帶刀、御祓の銘に、天照兩皇大神宮と書付、御旦那衆江賦り申候儀、前代未聞之新規に御座候、被爲聞召分、被爲仰付被下候者、難有忝可奉存候以上、

寬文十一戌年五月廿七日　內宮二鄉年寄

謹上　御奉行所樣

右之通目安差上候之處、奉行丹後守殿御逢被成、此一卷は慥成證據を取申候哉と御尋被成候故、彼御祓箱を懸御目候、則帶刀旦那所にて申請候、其上帶刀方江相屆候へバ、書不申とは不申候と申上候、丹後守殿、彌外宮年寄方へ相屆候哉と御尋被成候、帶刀方へ相斷申候砌、郎年寄へと申屆候へば、于今返事無之候と申上候へば、彌念を入返事聞申、若返事及延引候ば、日限を定め、夫迄は相待、其上返事無之候ば、訴訟申上候へ、皆々諸事、事をまづめ可申儀を、急々申上候事、早速成申上様に候と、御申被成候御事、

十月十一日、御奉行所江修理罷出云、去八日に被仰付候、三色之書付差上申候、諸事御不審之事共御座候へ共、則御返答申上、則三色之書付左に記之、次に申上候は、公方様幷に御旦那江賦申候、御祓之銘書様引付之事、吟味仕候處、或萬度千度之御祓差上候ことは御座候へども銘文の扣はいまだ見當り不申候、乍去右にも申上候通り、往昔よりの以例、天照皇大神宮と書付來候事、分明之旨申上候事、

同十四日御奉行所江修理罷越、右之三箇條之御穿鑿有之、其上御不審共被仰出候御事、

同十五日、御奉行所江修理罷越、右三箇條御不審逐吟味持參申序に申上候、公方様より正五九月、慶光院方江大々御供、春木大夫方へ大々神樂、石川大隅守殿御下知を以て被爲仰付、其時大隅守殿御差圖を以て、萬度之祓箱御祓之銘に、格合兩宮共に相違無之様にと被仰付候、內宮は萬度箱には、中に一萬度御祓大麻と書て、肩に天照皇大神宮と書、其下に內宮周貞と書付候、外宮萬度箱には、中に一萬度御祓大麻と書て、肩に何とも不書候、下に御師春木大夫と書付申候、則熨斗箱、幷に上書の文字之格好まで、兩宮共に以來無相違ためとて、大隅守殿御差圖を以て、內宮の認やう委書付、春木大夫方へ遣し、又外宮之認やうは如此と春木大夫方より仕、內宮慶光院方江差越候とて持參仕、掛御目に、則內宮より差遣候、右引付春木方に可有御座候之間、被爲召出、乍憚御一覽

可被遊候、其時も前々之任例、天照皇大神宮と書付申候段申上候得ば、丹後守殿、かの大隅守殿之御添狀を御覽候て、是は大事之狀にて候、從公方樣內宮へ大々御供被下候御奉書にて候、念を入可置事歟と被仰候、則ち石川大隅守殿御添狀之案にいふ、

於內宮、每年正五九月、爲御祈禱大々御供執行仕、熨斗差上可申之旨被仰出候間、可被得其意候、當月御祈禱之儀、今月中致執行、御祓差上可被申候、周貞江右之段可被申達候、猶期後慶之時候、恐恐謹言、

慶安五辰九月廿二日　　石川大隅守正次判

山本右馬助殿

梅谷左近殿

浦田藏人殿

〔兩宮御祓銘論記下〕祓銘之事

右丹後守殿、三日市に御向被成候處、帶刀申候は、外宮には外宮の神號ばかり申候へば、意趣と銘と相違之由申上候、然處酉之年の御年頭に、外宮神官より公方樣へ差上候祓銘に、豐受皇大神宮と書上候神號を祓の銘に書候ためしも無之と申候には相違と被仰候、又祓銘書古法新法之儀、山田年寄へ御問被成候處、御當家初て兩宮へ御朱印被下、新法御停止者、慶長八年なり、兩の字在之帳は天文十二年也、此間六十年御當家に至る迄、兩の字書初候者元和三年也、御朱印被下候慶長四年より、此間十五年、天文十三年より、元和三年迄七十三年、中絕の兩の字書候儀、新法にては有之間敷哉と御尋候處、則返答、天文十三年より元和二年迄七十五年中絕仕候得共、發行之理有之候は、元和年中より書初候へるも、御停止之新法ニハ成間敷と奉存候由申也、

祓銘に兩の字書申候は、元和に二人、寬永に二人、慶安に二人、其外は七八年、或は二三年以來書來

候は、八拾人と書記し候、元和以來以上八十六人、皆新法之由、八十六人は出來候分にしても、四百五十五人の師職なれば、八十六人は兼行之師職にて無之は如何と被仰候、時に外宮より申候は、外宮總師職四百五十五人の內、度會姓百三人、荒木田姓四十五人、秦橘兩姓合三百七十人有之候、度會姓の人は、兩宮の御供奉備を以て、兩宮兼行、外宮居住の荒木田の氏人は、外宮祭禮勤る事無之、〇中略

乍恐申上候口上書

去年より如申上候、御祓之銘に兩神號書申儀、兩宮一致之御祈禱相兼申意趣を以、前々より兩の字書來申候ものも御座候、然ば一々祓之銘に書留と申者無御座候ものにて候旨申上候處に、證據を御尋に付、師職之家に相尋候得ば、天文、元和、寬永、正保、慶安、寬文迄之旦那帳、自然に相見候故、差上奉入御覽候處、天文より元和迄之間之帳、中絕いたし候得ば、書來との儀は難申候の旨被仰聞候、然ば內宮よりの御目安に申上候は、內宮に內宮の神號、外宮に外宮の神號奉書事、往昔より分明に御座候由申上候、往昔より以來、內宮の御神號書付來候連綿之帳有之候哉、御尋被爲成可被下候以上、

八月廿九日　　山田　師職中印判

進上　御奉行所樣

外宮師職等口上書之內御尋申上覺

往昔より以來、內宮之御神號書來候連綿之帳有之候哉、御尋被爲成可被下候と申上候歟、

右人皇十一代垂仁天皇御宇、當宮御鎭座以來、天照皇大神宮の尊號たるに依て、內宮御祈禱の御祓之銘に神號を奉書、勿論之儀に御座候、依之古來連綿仕書來申候、至于今御當家は、權現樣以來御代々、於只今公方樣江每年御年頭御祓之銘に、天照皇大神宮と書上候儀、分明に御座候

御事、

九月朔日　　　　　內宮二鄕年寄

御奉行所樣

十一月廿二日、早天より御評定所江相詰、御玄關より入、御椽通に罷在候處、外宮よりも同前に相詰申候處、丹後守殿御出被成、兩宮江被仰聞候は、則今日被仰付可有之候間、被仰付之旨有之候後、此處に罷在相待候樣にと被仰候、御用事共有之由御申付被成、今暫有て、奥江通候樣にと被仰候故、則兩宮共に罷出候、今日御當番御老中久世大和守殿、寺社御奉行小笠原山城守殿、戶田伊賀守殿、本多長門守殿、丹後守殿、其外御役人衆中御出被成、則兩宮江御下知狀一通宛被成下候、先外宮江の御下知狀讀聞せ候樣にと、山城守殿被仰付候、則其狀に云、

今度勢州外宮の師職、三日市帶刀、配旦那方江祓の表に、兩大神宮と依書出旨、內宮之師職新規非例之由、奉行桑山丹後守江訴之、委細穿鑿之上、雙方江戶に召下、於評定所遂對決之處、兩の字書來證據不分明、新規無紛、就中外宮師職之內、中西丹波兩之字書加たる一帳、稱證文雖出之、墨色新敷、不慥儀申之、掠奉行之條不屆至極也、右之趣達上聞、丹波儀は神領中追放、帶刀幷に一味之輩は、閉門被仰付畢、自今以後如此之新規於申出者、速に可被處嚴科、仍て爲後鑑遣下知狀於双方者也、

寬文十一辛亥年十一月廿二日　　丹後守

長門守

伊賀守

山城守

內膳正

玉串

但馬守
大和守
美濃守 各判

外宮師職中

〔忠富王記〕明應十年〇文龜元年九月十六日、神道御表玉串御祓進上、則申入之次、私一裹如先々送給了、

〔續百一錄〕享保十四年三月十二日、出雲大社社家、森脇弘人、大社玉串御守扇子箱のり一箱上ル、今日始而御目見へ、

〔寶曆集成絲綸錄寺社十八〕延享二丑年九月

出雲國大社社家總代
仲彥之進

右大社玉串請度者候はゝ、毎年可遣旨相願候間、信心之輩は勝手次第玉串可請候、此旨支配中不洩樣可申通事、

卷數

〔倭訓栞中編久六〕くわんじゆ　源氏にあり、東鑑に獻卷數と見ゆ、釋氏より起りて、今神家にも用ゐるはいぶかし、

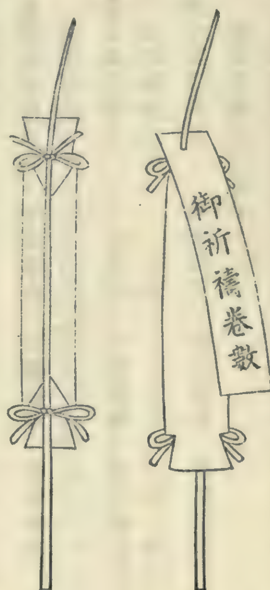
〔貞丈雜記十六神佛〕くわんずとは、卷數と書也、是も祈禱の札也、たとへば奉轉讀大般若六百卷、又は奉誦千卷陀羅尼、又中臣祓千座などゝ、其よみたる經文の數を書く故、卷數と云なり、梅のずはへ、又は榊の枝などに付て進上する物也、

〔鹽尻十一〕祓ヲ修スル綱キ木ニ白紙ヲ四手ニツクル　祓を修する時、細き木に白紙を細ク四手に切たるを付て用ゆ、是千座の置所の遺風かと云人あり、不然、置座の木は金木といふ、延喜式に見ゆ、今白紙を付たる木は、物を掃ふ具にして、是を以て塵穢を掃盡するは、心裏の汙穢を祓除する

表物なり、後世神人宮に納て贈るは其理をしらず、或人曰、撫物の遺風なりと云々、賢按、撫物の遺風といふは誤なり、伊勢大々神樂の節用る紙にて何か雛形なる物、是則撫物の遺風なり、御祓宮は卷數箱の替り也、是祓の數取なり、

〔神道名目類聚抄 三祭器〕

卷數



祈禱修行ノ祓遍數行事等ヲ、目錄ニシテ包ミ、是ヲ梅ノ楉、或ハ榊、又ハ竹ノ枝ナドニ附テ祈禱ノ願主ノ方ヘオクリツカハス、

〔源平盛衰記 二十八〕源氏追討使事

壽永二年四月十七日、木曾〇源義仲追討ノ爲ニ、官兵北國ニ發向、其ヨリ東國ニ責入テ、賴朝ヲ誅スベシト聞ユ、大將軍ニハ權亮三位中將維盛卿、〇中略暇申テ打出給フ處ニ、白淨衣ニ立烏帽子著タル老翁六人、梅ノ楉ニ〇〇〇〇卷數付テ、各捧テ、六人ノ大將軍ニ奉ル、門出ヨシトテ、弓ヲ脇ニ挾ツヽ、各卷數ヲ披テ讀給ケルゾ面白キ、

第一維盛卿　　箋雨斜濃　平家平レ國　頓河低流　源子失レ源　嚴島明神ヨリ
權亮三位中將殿ト書レタリ
第二通盛卿　　平家庭上　立二不老門一　源氏蓬苑　放二毒箭鏑一　嚴島明神
越前三位殿ト書レタリ
第三行盛朝臣　東海桒花　開二平家國一　嚴島神風　破二源氏家一　嚴島明神
左馬頭殿
第四知度朝臣　平家繁昌　白駒旋レ庭　源氏衰浪　漁翁失レ船　嚴島明神
參河守殿
第五經正朝臣　日本放光　平家餘風　太白犯レ星　源氏物怪　嚴島明神
但馬守殿
第六清房朝臣　平家如レ王　源氏能敬　源氏似レ鼓　平家打之　嚴島明神
淡路守殿トゾ侍リケル

六人各馬ヨリ下テ、再拜シ給ヒケルゾ目出キ、馬引給ハントシケルニ、霧ハ化シテ失ニケリ、是ハ實ノ嚴島明神ノ嚴重ノ御示現、希代ノ不思議也、明神コレ程御託宣ノ上ハ、平家繁昌、源氏衰滅ノ條疑アラジトコソ悅アヘリケレ、後ニ聞エケルハ、彼嚴島ノ神主、平家ヲ奉レ祈志、心中ニ深シテ、合戰ノ門出ヲ奉レ祝作事ニテゾ有ケル、

〔續千載和歌集神祇九〕住吉の神主國平、大宮院〇後嵯峨后藤原姞子に御卷數奉るとて、松枝に付て侍けるをみて、女房にかはりて、

常磐井入道前太政大臣〇藤原實氏

千とせとも祈る驗のことの葉を結びやつくる住吉の松

〔千家古文書〕今度就太閤樣御不例、於御神前被抽精誠、卷數到來大慶候、委細從福原織部正所可申、恐恐謹言、

八月十九日　秀吉花押

千家國造殿

〔千家古文書〕最前大社御造營相調者、三月廿八日御遷宮御執行に付、右府公へ御卷數神酒、幷御大刀御馬被進之候、即披露申候、珍重に思召趣、自我等相心得可令申旨候、隨而私へも同事に御卷數神酒頂戴仕候、御大刀御馬は何も不申請候條、乍慮外致返進候、委曲御使者可被申上候、恐惶謹言、

五月廿四日　片桐市正花押

國造千家殿

御報

〔台德院殿御實紀四十一〕元和二年二月朔日、大御所〇德川家康には、日ごとに御厭例ならずましますよし諸醫聞え上る、三月三日、京職板倉伊賀守勝重より注進せしは、主上〇後水尾大御所の御病體を御心もとなく思召、大內に於てその御祈とて、〇中略この外加茂、春日、伊勢、八幡をはじめ、諸社より御祈禱の卷數も京職のもとに納めたりとぞ、

〔妙法院日次記〕元祿八年正月十六日、日吉社司、禁裏仙洞へ獻上之御卷數持參也、則以御使御進上、寶永四年四月十一日、日吉社司生源寺宮內、樹下采女かたへ、御使靑侍に遣了、今度儲君御方御祈禱可仕のよし申來候間、兩人可有勤仕候、則御表物幷御壇料白金一枚被遣候間、可有頂戴候、且正五九月歲末にも、御卷數指上候樣に被令仰出候間、常仕御祈仕、主上仙洞之通、卷數指上げ可申のよしに仰遣畢、

〔橘窓自語中〕卷數といふものは、佛家に誦經せし卷數をかきて、願主の方に參らすることとなるを、

守札獻上

神家にもならひて、中臣祓などよみし數をかきて卷數とすること、心得ざる事也、加茂下上社卷數のうつし、

御祖皇大神宮
御祈禱
奉幣　七座
中臣祓　十二座
三種大祓　百廿度
右奉爲一天泰平四海靜謐、丹誠奉祈之狀如件、
寛政元年七月日　禰宜〈名〉

別雷皇大神宮　御祈禱
貴布禰大明神
取分參詣之事
奉修行中臣祓之事
一七日箇日參籠之事
右奉爲權中納言藤原某卿貴體安穩御願圓滿成應成就、殊抽丹誠所奉祈禱之狀如件、
寛政元年五月日　前神主
正三位加茂名

此文章も禮節もとゝのはず、心得がたきものなれども、本紙をみてうつせし也、すべて祈禱札符の數も、みな〳〵かゝるたぐひおほかるべし、

〔兼胤卿記〕寶曆六年十月二日、〇中略大御乳人被申、白川二位昨日長橋江被申入候、日御崎檢校代上官等連名願、御卽位之節幷檢校職繼目御禮之節、御祓致獻上來候、隔年ニ御祈禱之御祓獻上ハ、白

川家迄差上候間、自今奏者所ヘ致獻上度候、尤遠路隔年ニ上官を以爲檢挍名代致獻上度由、願書被差出候、尤關白殿江被申入候處、御內儀ヘ可被申入之由、命ニ付被申候由ニ候、如何可被申出哉、願書被爲見之由也、尙遂吟味追而可申之由、願書預置了、 七年九月廿一日○中略金毘羅金光院より御祈禱御札獻上、御撫物申出候、來廿四日無御指合候ハヾ辰剋可申出候由、大典侍局ヘ以表使松田申入、廿四日辰刻無御指合由被申出了、

明和二年六月廿五日、加州白山社總長吏日光院相願、是迄冥加之爲、平日天下泰平玉體安穩之御祈相務候ヘ共、御札卷數等不致獻上、背本意候、去冬贈官位ニ而遠國之儀ニ候間、冥加之爲、年中年始一ヶ度御札卷數致獻上申、仍去十日攝政○近衞內前ヘ洩達之處、子細有之間敷被仰渡了、

〔祭祀或問上〕問曰、神前ニテ祓ヲ不讀トキハ、何ノ祈禱ヲ申ニモ祝詞迄ニテ濟カ、然ルニ祓ノ大麻ヲ獻ズルナドハ如何ナル義ゾ、札守ナドハ不獻コト歟、

神職ヨリ大麻ヲ獻ズルハ、祓式ニモ云ル如ク、修志畢乃大麻平波、願主江不奉之法也、別仁新大麻ヲ可奉之也、未修乃大麻平家仁留波可也、有災則可解除乃爲也、已仁修畢乃大麻波水仁流志、或波宮中仁納氏、家仁不可留之ト云云、新キ大麻ヲ獻ズル意ハ、若シ心懸ノ事アラバ、以此祓給ヘトノ義ニテ、其社ヘ遙拜同意ノ義也、仍テ銘ニハ御祈禱大麻トハ書マジキコト也、札守ナドハ神職ヨリハ不獻之、眞言、天台、陰陽師等ヨリ獻之也、

〔長祿二年以來申次記〕同月○正十一日

一御祓進上造宮司毎年今日如此也

一御對面之次第事、眞木嶋、造宮司、長老達法中、

一御對面所ヘ御出座以前より、御供衆申次衆一列に、次之御座敷と御對面所とのさいのきはへかさなりゐふ様に伺公仕て、御出座之時則懸御目也、○中略當番申次、御對面所之さいのきはへ

參て、まきのしまと申入て、眞木嶋懸御目也、
次造宮司參也、厥樣體今日進上仕候御祓を、申次持參申て、御對面所之さいのきはにて、造宮司と申入て、扨さいの内へ參て、御立ゑぼしの上へ御頂戴あらせ申て罷退候へば、則懸御目也、御立ゑぼしへ御頂戴あらせ候へば、少御かたぶき候也、

二月朔日

一御祓進上造宮司（毎月朔日式日にて如此也○中略）
　以上進上畠山殿（毎年式日にて如斯也○中略）
次造宮司（毎月朔日に參也、何時も公家たるべし）御祓進上申候を、先申次御前迄さいのきはにて、造宮司と申入て、扨さいの内へ參て、御立ゑぼしの上へ頂戴あらせ申候而、罷退候て則懸御目也、

同〇十二月卅日

一御ひとへ幷御卷數（所々より進上之）
一御卷數所々より進上、是は申次持參申て、御對面所のさいのきはにて、所々よりの御卷數と申入て、扨さいの内御前近く參て、御頂戴あらせ申て退出なり、又所々より御卷數箱に入候而上る類在之、此箱に入候をば御ひろぶたにすゑ候て、申次持參仕候而、廣ぶたながらにては無之候、御卷數を一宛とりて、度々に御頂戴あらせ申候へば、聊御立烏帽子をかたぶけられ候間、御たてゑぼしに聊さはる程に御頂戴あらせ申て、ひろぶたにすゑならべて持て退出なり、
一歳暮御卷數之事は、今日以前にも、所々より進上之義も在之、雖然先御對面所之つぎに置之也、必其日請取之、申次御供番にて候へば、今日卅日可參候義不定候へ共、其請取申候日、同朋衆是は歳暮の御卷數とて參候へ共、大卅日に、所々のと一度に可披露申候間、當座には不及申入候、爰に置申候、自然可被心得之由申おき候也、事によりて其當座に申入義も可有之候へ共、歳暮

に限て前々のをとりそろへて、梅のずはいに結付て、いくつも取集め、本と末とを紙よりにてゆひ候而、持てまゐりて、御對面所にて、今日同時に御頂戴あらせ申事專之義也、又箱に入候をば如レ先なり、御廣ぶたに居候而、持參申候段勿論、何れも申入時は、所々よりの御祓數と申入て、御頂戴あらせ申者也、

〔年中恒例記〕正月十一日
御對面次第ハ、一番眞木嶋、次造宮司、法中、是ハ盛富說也、
長老達法中參賀、伊勢祭主、造宮司、眞木嶋出仕、
御對面次第は、〇中略東より伊勢祭主と申入て、御祓を御頂戴有て、祭主懸二御目一、
二月一日
御祓伊勢祭主進二上之一、每月節朔每日參也、

〔今川大雙紙〕蔟式法の事
伊勢の御はらひ箱披露する時、主人御請取給ひて、口をふくるまねをして、御戴有事也、

〔檜垣兵庫家古文書〕一地頭御方へ、恒例御きたう千度御祓の箱は、慥に進上仕候、仍送狀如レ件、
康永二年十月十三日　沙彌妙圓在判
伊勢大神宮櫟木殿御内人々御中

〔花營三代記〕應永廿八年二月十八日爲二御參宮一〇足利義持御出京有、　十九日皆京著、御所樣江各御大刀進上、懸二御目一御祓箱總中ヨリ十進上、

〔室町記〕應永廿八年十一月十三日、去年十一月八日依二御風氣一參宮間、人數三十五人也、御願成就之間、重其人數有二參宮一、各大刀二振給テ、外宮ニテ進上之料足百貫、　十九日、皆京著、御所樣江〇足利義持各御大刀進上、懸二御目一、御祓ノ箱總中ヨリ十進上、

〔氏經卿神事記〕文安六年正月四日、御所樣幷太方殿、依御重厄、當年中可致御祈禱旨、去年十二月廿五日御教書、同廿九日祭主下知、今日宮司告狀等廻覽、祭主宮司狀年中每月可進御祓之由在之、此段雖無御教書、每月可被進之由也、則請文加署五日付、

〔親元日記〕寛正六年七月朔日丙午、尾州神戸御祓進上之、　十二月廿三日丙申、若君樣〈〇足利義尚、中略、〉兩國造〈北嶋高孝、千家直信、〉祓各一合、公方〈江〇足利義政〉八、以飯左太進上云云、　廿四日丁酉、吉田社務御祓御大刀〈金〉若君樣進上也、同貴殿〈江〉大刀〈金〉、

〔氏經卿日次記〕皇大神宮神主

注進可早被經次第御沙汰公方樣〈〇足利義政〉　若君樣〈〇足利義尚〉　御歡樂御祈禱禰宜等抽精誠子細事

右以藤波修理亮氏保被仰下公方樣若君樣御歡樂御平愈之御祈抽丹誠者也、就其令勤行一萬度御祓同大麻箱進上仕者也、殊今依天下忩劇、晝夜於神籬下、致御祈禱折節、御祈事被仰下之間、別而又勵懇誠者也、然則令御歡樂平愈、天下忽可靜謐者哉、仍注進如件以解、

應仁二年九月日　　大内人安行

禰宜從四位上荒木田神主氏經〈署十人〉

〔檜垣兵庫家古文書〕大政所殿樣、御祈禱之事被仰下候、就其爲御立願、一萬石御奉納之旨御判頂戴、千秋萬歲目出度奉存候、隨而壹萬度御祓、并熨斗鮑一折致進上候、彌於神前早々御本復御息災御延命之樣仁奉抽懇祈候、此等之趣、宜預御披露候、恐惶謹言、

六月廿三日　　十神主守城〈判〇以下署名略〉

進上　御奉行所

〔慶光院古記〕飛鳥井雅俊卿ヨリ御書物

新春之佳慶、珍重珍重、更不可有休期候、抑舊冬は預芳札候、殊千度御祓拜領目出度候、兼又内宮大

橋成就、御神忠不可過之候哉、御大慶察申候、拙者材木之儀、先年於濃州種種調法仕候間、一身祝著又無他候、○中略恐恐謹言、

正月○文明元年十三日　雅俊

守悦上人

御報

〔外宮引付〕改年爲御祈禱、壹萬度御祓大麻、幷勝魚廿連白粉一束進上仕候、彌於神前御武運長久天下泰平國家安全之旨、可致丹誠候、隨テ當宮正遷宮之事去年八月注進仕候趣、早速於御造進之儀、被仰出者、目出度可存知由宜預御披露候、恐恐謹言、

正月○天正十年　十禰宜　常晴○以下署名略

平井久右衛門殿

御宿館

明春之御慶賀目出度幸甚幸甚、仍舊冬御狀之趣、具令披見候、先以各大慶ニ候、然者上樣年頭之御祓勝魚廿連白粉一束進上仕候、可平井久右衛門殿被差越候、其許能々有御相談、時宜可然之樣ニ、別而御馳走肝要存候、猶上部殿可被相達候、恐恐謹言、

正月廿六日　堀久太郎秀政

いせ大宮司殿

同兩宮長官殿

同神主中

御宿館

〔內宮神宮家藏古文書〕爲東國在陣見廻熨斗鮑一折、殊以依勅定幷院宣祈禱被到來、被口食候、猶稲

葉兵庫頭牧村兵部大輔可ㇾ申候也、

五月十日　御朱印秀吉〇豊臣

內宮

社人中

爲ㇾ當月祈禱、大麻幷長鮑一折到來、悅思召候、猶稻葉兵庫頭牧村兵部大輔可ㇾ申候也、

九月十九日　御朱印秀吉〇豊臣

內宮

神主中

〔山田古文書〕祈禱之卷數幷熨斗三千本到來、被ㇾ悅思食候、尙委細施藥院可ㇾ申候也、

九月九日　御朱印秀吉〇豊臣

上部越中守とのへ

大納言祈禱抽ㇾ懇誠之由尤候、彌不ㇾ可ㇾ有ㇾ由斷候、仍熨斗鮑三千本、殊卷數到來、悅思食候也、

十一月十九日　御朱印秀吉〇豊臣

上部越中守とのへ

〔內宮神宮家藏古文書〕太閤御內斗

年頭爲ㇾ祝儀ㇾ壹萬度祓、幷熨斗貳千本到來、悅思召候也、

正月十九日　御朱印

伊勢內宮

神主十人

爲ㇾ改年祝儀ㇾ壹萬度御祓幷熨斗鮑貳千本到來、悅思召候、猶稻葉兵庫頭可ㇾ申候也、

正月五日　　　　　　　　　　　　　　　　　御朱印

伊勢內宮

神主中

〔兩宮御祓銘論上〕外宮神官御祓之銘に、豐受大神宮と書付、公方樣江差上候由、浦田藏人申候、外宮ゟ二三年以來、御年頭申候御祓之銘書樣、致吟味差上申候樣にと被仰候、其通り則藏人江申聞、吟味仕委細可申上候由申候御事、

申之年御年頭

外宮　外宮神官同三方　堤勤兵衛北出雲

壹萬度御祓大麻　長官神主中伊勢山田三方

酉之年御年頭

豐受皇大神宮　外宮長官中

壹萬度御祓大麻　伊勢山田三方

外宮神官同三方　堤勤兵衛福島伊豆

戌之年御年頭

外宮神官同三方　堤勤兵衛久保倉右近

外宮　長官神主中

壹萬度御祓大麻　伊勢山田三方

〔蘐居記談上〕貞成守義

太閤秀吉公小田原に陣し給ふ時、神宮より勝軍の御麻進りける、凡神宮より公武へ遣す使は晴の事ゆゑ、必權禰宜たる者勤るなり、此時戰場への使なれば、我勤むべしといふ者なし、其時、檜垣內膳貞成進み出て、武士の軍陣に出るは、其家の職分也、權禰宜の神宮使を勤るも、我家の職分ならずや、向ふ處の安危を見、矢石を畏るべきにはあらずとて、小田原往使節遂て後、命なる哉邸屋

にして痛病を煩ひ、卒に死したり、〇中略貞成義を守り、安危を畏れず、軍中に往しは、英傑と云ふべし、其歸國せずして死するは不幸といふべけれ共、御麻を獻じ、使命を遂て後死せるは幸なり、

〔内宮神宮家藏古文書〕太閤樣御奉書如左

就開陣祝儀壹萬度祓大麻到來、悦思食候也、

九月十一日　御朱印

神主中

右大將信長出陣祈念受文本紙

就在陣、御祓大麻拜受之、遙々芳情忝候、此事任存分候、開陣之節可申候也、

十二月七日　印

内宮

長官

〔山田古文書〕太閤秀吉公御書

爲見廻萬度祓幷熨斗一折鯉一折到來、悦思召候、猶稻葉勘右衛門木下半介可申候也、

九月十二日　御朱印

山田總中

兩宮遷宮成就尤珍重候、仍壹萬度御祓幷長鮑二千本到來、悦思召候、猶稻葉勘右衛門江可申候也、

十月廿三日　御朱印

上部越中守どのへ

〔梵舜日記〕慶長八年正月二日己未、大坂より秀頼樣御名代小出播磨守裝束奉納百貫文、〇中略次二

位より大坂へ御祓之上書中來、數五ッ書レ之、

豐國大明神御寶前御祈禱之御祓

如レ此上書也　十一年七月十一日戊寅、大坂秀頼爲二御祈禱一、千座祓於二民部一在レ之、祝禰宜讀レ之、予罷出祓箱上ノ書付予書了、

豐國大明神天度千座御祈禱之御祓

如レ此也、各へ鳥目、祝へ百卅文、禰宜百廿文出レ之、

〔玉露叢〕四十一年中式時次第上寛文十十一兩年ヲ以テ記レ之也

一同〇寛文十年正月十六日ノ巳ノ刻、御白書院へ出御、上段ニ御著座、〇中略大廣間江出御、上段ニ御著座、例年獨禮ノ諸宗出家、出御以前ヨリ並居、一通リニ進物ヲ置、後ノ板緣ニ伊勢ノ內外宮社人、尾州津嶋、八幡山崎ノ神主、鹿嶋、芝神明、神田明神等ノ神主、並ニ不動院、大學院、山本坊、此外前々ノ神主數輩、御札卷數幷ニ進物ノ品々前ニ置テ、一同ニ御目見過テ出家社人退座、〇中略一同ニ御目見終テ入御ノ刻、御白書院下段ニ立御、御次ノ間ニ、

千人頭

御祓熨斗春木大夫

御祓熨斗山本大夫

右並居一同ニ御目見也

一五月五日ニ、辰ノ下刻御黑書院へ出御、〇中略

次ニ御札山王別當最敎院、卷數山王神主日吉大膳、右ノ通指上、一人宛御禮、

一九月九日巳ノ後刻ニ、御黑書院江出御、上段ニ御著座、〇中略

次ニ山王別當最敎院、同キ神主日吉大膳御札卷數ヲ捧ゲテ出座御目見、

〔玉露叢三十八〕延寶二年分ノ參勤御暇之扣下

同十二日〇九月ニ例年ノ通リ、伊勢兩宮ヨリ御祓ヲ獻上ス、

〔玉露叢三十九〕延寶三年分ノ參勤御暇ノ扣上

一同日〇二月一日ニ、山王神主日吉大膳、御祓條十筋ヲ捧ゲ御目見、

一同日ニ、神明神主芝崎宮內、御祓條十筋ヲ捧ゲ御目見、

一同日〇二月二日ニ、參府ノ御禮ノ族、

御札富士灰　　富士山　池西坊

御札　　同所　駒谷右近

右ノ通リヲ捧上

一同日〇二月十七日ニ、參府ノ御禮ノ衆、

御札　　熊野三山總代坂本內匠

右ノ通リ捧上

一同日〇三月十二日ニ、吉田侍從、名代大隅外記ヲ以テ、御祓條二筋ヲ捧上、是年頭ノ御禮、

一同日〇四月一日ニ、鴨社家二人、例年此節江府參上付テ、卷數葉二曲物捧上シテ御禮、

〔柳營秘鑑五〕享保年中行事之略

二月朔日日光御鏡久能卷。數。等。御。頂。戴。ニ付、御白書院公方樣裃之御裝束御出御、

大納言樣御裝束出御、御先立、老中役之御大刀御劔

御上段御著座

公方樣大納言樣江上リ候

日光山御札　久能卷數

同所御鏡　　同所御鏡

同所牛玉

右順々高家持出之、兩上様御頂戴被遊、御帳臺若年寄納之、御帳臺之内にて、御側衆請取之、過て日光御門主被出席、於御上段年頭之御禮、御大刀目錄高家披露之、則引之、

〔殿居嚢年中行事〕正月十六日紅葉山御宮御祈禱之御卷數、凌雲院登城獻上、水府より以御城附、靜吉田鹿嶋三社之御祓獻之、

二月廿八日　八幡社務初卯神樂御札獻上有之

五月十六日　自水戸家、靜吉田鹿嶋三社御祓被獻之、

九月十六日　紅葉山御宮御祈禱御札、凌雲院登城獻上、自水戸家以御城付、靜吉田鹿嶋三社御祓獻上

〔梵舜日記〕寬永三年七月八日、島津へ祈禱之札守地鎮已下調遣也、十一日、於神道宗源行事一座、今日島津へ祈禱之地鎮屋、同札、野狐札、五色大麻、嫡男十一歲丙辰也、二夜三日祈念、今日結願也、采女佑、彌兵衛兩人使也、伊勢兵部少輔申次也

〔御日記百六十四〕延寶七年四月朔日

一御代替御禮申上ル

御祓　賀茂社人　梅辻主計

〔常基古今雜事記〕正保三年丙戌五月六日に石川大隅守殿へ見舞之狀寫し

態以飛札令啓達候、然者頃少々御不例之由承及候、則致御祈禱、御祓大麻幷熨斗百本令進之候、彌於神前御安全之旨可抽精誠候、早速御本復被成候而、御登リ可爲目出度候、尙期後慶之時候、恐惶謹言、

五月六日　　　外宮長官

同神主中

石川大隅守殿

右萬度、杉之箱入て、熨斗壹把狀箱に入て、飛脚に遣候也、

萬治二己亥年九月朔日、山田奉行八木但馬殿、當地入部ノ以後始テノ參宮、先ヅ內宮後外宮、瑞籬御門ヲ開キ、御內ヘ參入、出相被申候ハ、長官常晨、三滿彥、七同彥、八常生、九常有、十常久也、此外ノ禰宜ハ、或ハ病氣或ハ指合故、不出合也、長官一分トシテ御祓大麻經筒被上候、

〔神馬雜記〕態以愚札致啓上候、随而今月十日被牽進候、柳神馬ノ事、參詣貴賤之渴仰無際限、神慮納受之奇瑞、尤炳焉候歟、誠以卒爾之儀、啓案內候之處ニ、不日被牽進之、殊ニ御輿馬乗迄被相副、丁寧之至欣悅不少候、併可爲御神忠候、就者令勤仕一萬度御祓進上之候、并長鮑一折聊表御祝詞計ニ御座候、彌於神前御武運增進之旨、別而可精祈候、諸餘中田加兵衛可令演說候之間、不草詳候、恐惶謹言

六月〇承應三年十四日　　內宮長官

氏富判

久野千松樣

〇按ズルニ、延寶五年、貞享二年等ニ、神馬闕如ノ時、進獻セシ人ニ、壹萬度御祓ヲ送リシ一トアリ、

〔御日記　百九十四〕天和二年十月朔日

一參府ノ御禮

御禮御祓　　京岩淸水紀左京

守札配布

〔季連宿禰記〕元祿十四年十一月廿四日丁未、詣清荒神、(伊與局御代參、十月分也、先月延引、)御撫物自伊與局申出、副折紙出給、於神前御加持如例、副御守札被渡之、卽付青侍返上之、其儀如例、

〔續百一錄〕延享四年正月五日

一金比羅權現御札獻上　窪田甸安老

〔天明集成絲綸錄(二十六寺社)〕寶曆十(庚辰)年五月

寺社奉行江

前々諸寺社御代替御祝儀物獻上仕申上候分者、今度兩御所樣江獻上物仕、御禮可申上候、

一諸寺社より御札守、幷差上物之品、向後只今迄右大將樣江獻上之通、大御所樣江獻上候樣可仕候、

右之通被得其意、觸下面々江(茂)被申渡、獻上もの仕、御禮申上候分、先格之通可被書出候、

〔金毘羅大權現深秘神靈考〕明和二酉年十月神事中、御祈禱の卷數獻上、以來依願獻上、(其後正五九月、卷數獻上)之、

〔大江俊迪記〕文化十五年正月十七日乙卯、平野社中、鈴鹿相模守より御札爲持參、

〔伊勢參宮名所圖會(六)〕主從の事

神都において、農工商といへども、皆主人家有、武門のごとく、食祿を請るには非ず、其品殿原(このはら)仲間といふ、其一等上に寄子(よりこ)といふものあり、寄子よりは主人といはず、寄親といふ、又他國へ大麻を賦りに出るものを代官といふ、近比は公命として手代と呼り、

〔日次紀事(十一月)〕此月伊勢御師來京師、御祓熨斗鰹節鮝海苔弱海布、幷白粉櫛疊扣蠅打等物、贈檀那之家、伊勢山田之地人、遷宮時聊預役送之事者、是謂御師、神前祈禱等之事、悉社家修之、而賣幣串幷札、又自諸方參宮之良賤、宿御師之家、

〔東都歳事記四冬〕當月〇十二月伊勢兩大神宮御祓大麻、新曆を添へて御師より良賤の家々へ配る、

〔遠碧軒記一神祇〕九月十六日ノ夜伊勢大神宮御齋會

サテ御師ト云モノハ、三方衆ト云テ、町人ニテ神前ノ事ニ曾テカマフ事ナラズ、コレガ十人ノ禰宜ヘ各ツキ〳〵アリテ、出入シテ此禰宜ヨリ祓ヲウケテ、サテ諸方ノ檀那ヘクバルナリ、此札ヲクバル御師ヲ大勢モツホド禰宜ハ上マイヲ取テヨシ、タトヘバ彼ノ禰宜ハ愛宕山ノ六坊ニテ、御師ハ中衆ノゴトシ、坊中ヨリ札ヲウケテ、諸方ヘクバル類ナリ、

〔鹽尻五〕伊勢山田宇治祠官千度萬度祓

伊勢外宮山田は市井も富て、師職の家も大なり、内宮宇治は所狭く、祠官の家居またおとれること、いかなるゆゑにやと、宇治の祠官に尋ね侍りしに、山田は中世より大麻を國々に送り、最花を求め、專ら僧家の師檀の如くせしかば、遠國の人もよくこれを知りて、參宮の時、先其師職を頼みなんどせしかば、いつとなく家も富て、夫に付たる市井もにぎはしくなりける、宇治の祠官、いにしへは大麻を諸國に送ることなかりしに、豐臣秀吉、神地封戸を掠めてより、祠官常の產なし、これより山田のする處に習ひて、漸く麻箱を拵へ、土宜をおくり初めて、今は遠國までも持行侍る、されど山田の十が二もなし、此故に所淋しく侍ると語りける、夫祠官大麻を贈り侍ることは、上古はなし、佛者祈禱の卷數を其旦那におくる風俗を習へるにや、舊書に、大麻を奉るとあるは、各別の事にして、千度萬度の祓えたる麻を奉るにはあらず、世替り時あらたまりぬれば、あらぬ事も風俗になりて、とがむる人もなく、すべて利を先とする事となりぬ、いたむべきにあらずや、

賢按、此宇治ノ祠官ノ物語、兩宮ノ神職ノ非ヲカクシテ語ラザル故、一面ニ分リ兼ル也、中古亂世以後、神官微々ニ及ビ、淺間シカリシ事共也、此時代兩宮共、浮屠氏ノ手ニ入テ、宇治ニ七坊、山田ニ三坊ト云、大神宮法樂舍出來テ、其法樂舍ヨリ、諸國ヘ卷數ヲ配リタリ、是今ノ御師ノ起原

也、世治リテ坊主ヲ替テ、今ノ御師ニ成タル也、夫故佛者ノ、祈禱ノ卷數ヲ習タルニハナク、直ニ卷數ヲ大麻ニ替タル也、其祓箱ハ則卷數箱也、尤經卷ノ數ヲ、中臣祓ノ數ニ用ヒタル也、又秀吉公、神地ヲ掠タルトハ、跡形モナキ妄說ナリ、太閤秀吉ハ、大神宮ノ地ヲ勿體ナク掠奉ル卑劣ノ大將ニテハナシ、此祠官何モ不案內ノ答也、可笑事也、

〔俗神道大意 二〕今ハ諸民ノ賤キ輩マデモ、物ナド捧ゲヲロガミ奉リ、剩ヘニ賤キシヅノ男、コノ方ラガ家々マデモ、大麻ヲソノ御像代(ミカタシロ)トシテ、齋キ祝ヒ奉ルヤウニサヘ成タルハ、イツノ頃ヨリノコトカト申スニ、マヅ古ニハ僧家ヨリ其祈禱ノ卷數ヲ、ソノ檀那ニ贈ツタモノデ其卷數トハ大般若經一部、仁王經百卷、心經千卷、ナドヤウニ、讀誦シタル卷ノ數ヲ目錄ニ記シタルモノデ、是ヨリ移ツテ、諸社ノ神主モマタ、卷數ヲ大家ニ奉ツタト見エテ、續千載集ニ、住吉ノ神主國平、大宮院ニ御卷數奉ルトテ、松ガ枝ニ付タルヲ見テ、女房ニ代リテ、チトセトモ祈ルシルシノ言ノハヲ結ビヤツクル住ヨシノ松、ト詠ル歌ガアルカラ、神社モ習合ノ妄說ニオチ入テ、卷數ヲ用ヒタルハ、古キコトヽ見ユル、古書ニ大麻ヲ奉ルトアルハ、各別ノコトデ、千度萬度ノ祓シタル麻ヲ奉タコトデハナイ、其ハ古ニハ神八郡、或ハ三郡ナドヽ申テ、朝廷ヨリ諸國ヘ詔ガ有テ、御厨神戶等、ソノ貢物モ夥シク有タル故、大宮ニ仕ヘ奉ル人々家々、コト〳〵ク豐饒ニクラシノ成タモノ故ノコトジヤ、所ヲカノ保元平治ノ亂レ、源平ノ軍アリシ時分カライタシテ、段々世ノ中亂リガハシク、足利ノ時分ニハ、諸國ヨリ朝廷ヘノ御調サヘ、運送タエタ程ノコトユエ、大御神ヘノ貢物ナドモ、諸國ヨリ送ルコト、トント絕タルコトモ、暫ク有タ程ノコトヂヤト申ス、○中略借コノ御祓ト申テ配ルワケハ、伊勢デ八座置(ヤクラオキ)ノ神事ト申テ、甚ダ深秘ト致スコトガアル、夫ハカノ一切成就ノ祓ト云ヲ、數トリヲ以テ執行イタシ、千度ヲ千度祓トイヒ、一萬タビヲ一萬度ノ祓ト申テ、其數取ノ麻ヲ箱ヘ入レテ、ソレヲ御祓ト稱ヘ、オタガヒニ神ノ御形代トシテ、ヲガミ奉ル

ノガ是ヂヤ、マタ當時諸國オヨビ江戸表ヘ、御祓クバリニ參ル者ハ、カノ御師職ノ手代ドモデ、是ヲ代官ト申スガ、御師ドモガ自身ニ出ルト云コトハナイ、夫故身上ノヨロシイ御師ハ、右ノ代官ドモヲ己レガ家來カラ差出ス、マタ輕キ御師ハ家來ガナイニ依テ、手代ドモヲ五人三人申合セテ、受持ニサセルコトヂヤ、

マタ御師ヨリ諸國ヘクバル、御祓箱ニ添テ、土產トシテ、ノシアハビナドヽ、新曆ヲ配ルコトモ、戰國ノミギリハ、遠國ナドデハ、京都ヘ遠イニ依テ、曆ヲ求メルコト容易ニハ出來ヌ、ソコデ右ノ代官ドモヘ、外ノ品ヲ土產ニ持參致スヨリハ、何卒京都ヨリ曆ヲ求メクレヨト所々カラ賴マレル、ソコデ求メテ送リ〳〵致シタル所ガ、イツトナク伊勢カラ、曆ヲ配ルコトニ成タモノト申スコトヂヤ、

〔俗神道大意四〕一萬度祓五千度祓ト書テ、伊勢大神宮ヲ始メ、其外ノ社々ニ於テモ、右ノ如クイタシテ、御祓箱ヲ配ルコトヂヤガ、是ハ上ニ申ス如ク、一切成就ノ祓ト云詞ヲ、數取ヲ以テ執行イタシ、其遍數ニ應ジテ書付ル由ナレドモ、其本ハ佛家ノ千部萬部ノ讀經、百萬遍ノ念佛、千卷陀羅尼ナドヨリ思ヒ付テ、其マネヲ致シタルコトニテ穢ラハシク、又其一切成就ト云文モ、面白カラヌコトナレバ、コレハ早ク止タキ物ヂヤ、略○中千度萬度ナド、度數ヲ記スハ、理ナイデハ無レドモ、其本ハ佛法ニ效ヒタルコトユヱ、片腹痛クケガラハシイ、是ハ何トゾ古ノ道ニ依テ、淸ク正ク書改メタイコトヂヤ、

〔嬉遊笑覽七祭祀〕伊勢御師が檀家へ配る御祓一萬度といふことも、佛家の千部萬部といふにならひ、又年の暮に卷數を檀家へ贈る事にならへり、異本四季物語正月の條、五日の叙位につぎへて、かみのそのふの御札、おけところの法師、また神人などぞ、榊の枝の本末きりて、文杖などに覺えて、御札さしはさみ、宮の內のかみして奉れりなどみゆ、

〔垂加流神道葬禮式〕天和二年壬戌九月十五日、伊勢ヨリ被參リケレバ、屑衣ヲ著シ頂戴シ給ヒ、其屑衣臨終マデ取玉ハズ、袴ハ著玉フコトナラズ、十六日、民部ヲ始諸門人中臣祓ヲ小聲ニ唱フ、翁〇山崎闇齋モ口ノ中ニテ唱ヘ安座ス、午刻終リ玉フ、

〔享保集成絲綸錄寺社二十一〕寛保二戌年五月

河州壺井八幡權現兩社務
多田隱岐病氣代
多田如研

右河州壺井權現八幡兩社修復爲助力、勸化御免寺社奉行連印之勸化狀持參、去酉八月ゟ來亥十二月迄、觸紛守施し、御料私領寺社領在町共に可致巡行間、志之輩は、物の多少によらず可致寄進旨、御料は御代官、私領は領主地頭ゟ可申渡候、

山城國　大和國　河內國　和泉國　攝津國

〔寶曆集成絲綸錄寺社十八〕延享三寅年九月

江州多賀大明神別當
不動院

右多賀大明神社及大破候付、總屋根爲修復、御寄附之品茂有之、且神社佛閣諸堂修復幷遷宮入用爲助力、神前大々神樂札、御當地武家方町方、其外諸國不殘、家別ニ賦リ候義御免被成下、寺社奉行連印之勸化狀、不動院役僧持參、來卯年より酉年迄七箇年之間、御料私領寺社領在町可致巡行間、大々神樂札家別ニ請之、物之多少によらず、志次第可致寄進旨、御料は御代官、私領は領主地頭より可申渡候、

〔寶曆集成絲綸錄寺社十九〕寛延二巳年三月

武州足立郡宮本郷
一宮簸河神社
神主
武笠掃部

右一宮簸河明神社頭就大破、爲修復料御寄附之品有之、其上爲助力、御府内武家方寺社町方、并武藏一國、家別ニ一宮之札相賦り、勸化御免被成下、御當地之儀者、當巳四月より來午四月迄、神主社家之者共相廻り、札賦之可致勸化、間、志次第可致寄進候、武藏在々之儀者、當巳九月より來午九月迄、神主社家之者共、寺社奉行連印之勸化狀持參、御料私領寺社領在町巡行、家別ニ札相賦り、勸化物之儀者、物の多少によらず、何品成共、志次第帳面ニ相記、其品取集之儀者、其所之名主江相願置、名主用事に付御當地江出候節、御料は御代官、私領は領主地頭まで差出之、夫より御當地勸化所、上野黑門前廣小路西側、尾張屋長兵衛店まで相屆候樣、御料者御代官、私領は領主地頭より可申渡候、

〔天明集成絲綸錄寺社二十七〕明和二四年五月

京都祇園社務
寶壽院

右祇園社就大破、修復爲助成、今度御府內諸武家方寺社在町、且山城一國、勸化御免、并信心之者江、祇園之守配度段相願、願之通勸化御免、祇園守遣候儀者、信心之者江相對次第致、押而配申間敷旨被仰出候間、當酉七月より來ル戌九月迄之內、御府內諸武家方并寺社在町、山城一國御料私領寺社領在町共、志之輩者、御府內は本石町四丁目、山城一國者祇園社內、右兩勸化所江、物之多少によらず可致寄進旨、御料者御代官、私領者領主地頭より可申渡候以上、

〔續江戸砂子 一〕五月當月わい〳〵天王の守札配る
神田社内の牛頭天王を、わい〳〵天王といひならはせ、神事の時もあまたの子供神輿を供し、わいわいとよびはやすなり、この守り札を配るは、當月中のころより、羽織はかまを著し、猿田彥の命の面をかけ、あらぬ事をいひて、音頭をとり、子供大勢中にまじはり、わい〳〵とはやせ〳〵と、日ごとにおはぢをわたる、あかき紙に押たる札守を、子供にあたふ、

〔民家敬神錄〕伊勢兩宮を齋奉るに、御師より納る御祓を神體として祭る家多し、是は彼御宮の祓の麻にて、神體には事たがへど、神體には、鏡、大刀、弓、矢、榊、石等、種々のものを齋奉れば、御祓をとりあへず神體と崇めんも咎むべき事にはあらず、若御神體別に勸請せば、御祓は、其傍又は外に納むべきなり、

〔玉手綴 六〕伊勢兩宮大神とは、內宮天照大御神と外宮豐受大神となり、凡て今世人の家々に、一向宗日蓮宗の外は誰が家にも神棚をおきて、まづ第一に伊勢兩宮の御祓の玉串を申請て、そをやがて兩宮の御神體として齋ひ奉り、(但し今は日蓮宗一向宗といへども、深く其旨に執せざる者は、人並に祭れるも多かり、)また某々に信心の神は更なり彼神の御靈代この神の守符と、得るがまに〳〵、同じ神棚に齋ひて、其祭日また式日などに、御酒洗米をも獻るは、卽有ゆる神々を勸請れる意ばへにて、實さも有べき事なれば、殊にその義を表して、兩宮大神を始め奉り、有ゆる神等を招奉れる御屋として、かく拜み奉る事なり、

〔玉手綴 六〕誰しの家々にても、年々に配り來る御祓宮多く積りては、所狹き事なる故に、新年のをのみ齋きて、舊年のは、大凡の家々は、神社の地內に收めて燒棄しめ、或は海川に流しやるなど、然も有べき事なるを、中に心なき人のわざと見えて、汙はしき小溝、また塵塚或は街などに捨たるを見る事あり、此はいとあるまじき事也、其は木蔭に息ひて、其枝を手折り、食つきて器を損ふ事

さへに、心ある人は爲ざる事なるに、況て其御蔭を仰ぎて齋き奉れる、一年の神靈代をし、一年竟ぬとて、まか危路にするよし有むや、かねて其處分をなし置べき事也、然りとて、年々のを悉く齋き持たむは所狹ければ、己が家にては、往し年比より、年々の古き御祓筥は皆破りて、中なる玉串は、とり總て一束に封じて、神籬の奥にいはひ、新年の御祓筥を本座に齋ひ奉り、さて其破りたる筥、又包める紙をば、新に火を鑽出して、燒失ふ事と定めつ、其は今は亡人なれど、敎子なりし高橋眞維が、或人の言とて、年々の御祓串を放らさず持齋ける家は、榮え饒はふ物ぞと云へる由を語れるに、げに然ることゝ諾なひ思へればなり、中の大麻ばかりにては、數百年のを集めたりとも、所せきまでにはあらぬものなり、こゝろあらむ人は、斯も爲べくや、

〔神代紀葦芽抄上注〕明和四年といふ比、國々に流行せしことあり、そは先志摩國伊雜宮へ參りて、大麻をいたゞき持來て祭りしなり、此ことといづくより始りそめけむ、その年二月の頃尾張參河などに物すといへり、遠くて聞ほどは、さばかりの事にもあらじと思ひをりしに、六月ばかり、おのれが里わたりにもはやり來れば、たちまち人の心それにうつりて、かの伊雜宮參りの下向といふ日には、忌服のさはりなきかぎりは、皆濱おりして淸まはりて、其村の境まで出で、かの大麻をむかへよろこびて、そこの氏神といふ社中に假宮つくりて、御酒も御食も五斗八升とか祝ひいひて、幡たてつゞみうち、わざをぎやうの事などして、後には村中ねりあるきなど物して、こゝの村は、とありかくしこの里には、かゝりなど、しばしの間は家の業をもわすれて、老も若も明くれ其祭のことのみいひて、種々あやしきまるしありしことなどいひあへりしが、やがて此事過行て、後には夢のさめたる如くにて、あやしと思ひしこともいかゞありけんと、おのが心をさへうたがふことゝはなりにたり、

〔日本敎育史資料二〕舊桑名藩

立敎館令條

立敎館床ヘ安置スル處、中。央。大。神。宮。御。祓。左方御遺訓、右方四書五經、次ニ勸學家訓、此主意ヲ以テ、先我國ノ事、御當家ノ御事、御宮ノ御事ヲ奉存、聖人ノ道ヲ奉尙候テ、萬ヅ謹愼ニ可相勉事、

右之條々、永ク不可爲違犯モノナリ、

文化己巳十月十九日　定信〇藩主松平氏

〔北窻文草二〕金毘羅權現、在讃之象頭也、海內瞻仰、庶民輻湊、垂仁濟物、靈威之應、肸於影響、諸蒙庇護者、赫々乎皆人耳目也、余嘗一登山禮之、受神符而歸、欲立一小祠奉安、顧力未能也、乃謀諸藤田某、遂及新川見龍、見龍爲捐貲造立、以充余志焉、其後寶曆丙子岸恒房者、固歸信權現、尊崇有年、尙慊祠宇之大小、請改作、而以忖度新川氏之心未決、無幾恒房染時證、頗至委頓、忽夢道士五六人相率而來、狀甚可畏、叱曰、汝有建祠之志、不果何哉、我使汝病愈、汝其亟經始、余在傍解曰、彼豈有惰哉、乃謀有所未決也、當與戮力辨治、道士領而去、旣覺驚以爲神、急招余告之、於是合謀、遂命匠氏襄事、結構倍初云、嗚呼是祠也、新川氏創之、岸氏撰之、詩曰、神之格思、不可度思、矧可射思、權現之靈、有扣斯應、庶幾合縣尊崇、永存祀典、人靖共正直、以與福履之綏云爾、

〔伊勢大神宮神異記下〕慶安三年、〇中略十月に、弘宣〇神宮詔刀師久保倉氏下野國より常陸國水戶へ行て、大麻を賦けるに、那珂の湊と云所、屋並に祓頂戴せしを、七百軒餘の中にたゞ一家、吾は一向宗也とて大麻を拒みぬる間、彼が心に任せけるに、其夜かの一向宗の家より火出て燒にけり、その一向宗は云に及ばず、那珂の湊の人皆驚きて、大神宮不信仰の所に、たゞ一家火災は神罰也とて、明朝水戶へ來て、色々懇望して大麻頂戴し、其後は彼一向宗の人も、大神宮信仰深く成けると、〇中略大麻をこばむは、日本第一の宗廟伊勢大神宮を輕しめ奉るなれば、忽に神罰あたりしも理なり、日本國に生れながら、近代は異國人のきりしたんの樣に、一向宗日蓮宗のみ、伊勢大神宮を輕しめて、

守袋

神恩をも不知ぞあさましき、

〔倭訓栞前編二十四波〕はらひ　越後國新潟のあたりに、一愚人ありて、河邊に小便するに、おはらひ流れ來るを、小便を去かけたり、伴ふ人これを制しけるに、流れきたるものなればと答へたるに、忽ち歩行することあたはず、其友その父をつれ來り、家に歸らしむ、途中より臭氣不可堪して、一身くさり不日して死けるとぞ、

〔おかげまうでの日記〕世中には、あやしきことゞもしきりてあらはる、まづ御祓といふもの丶、空よりふるなることゞ、こ丶かしこにあまたあり、又はまろがねつ丶み錢などもふりて、そこにもかしこにもひろひつといひ、或は道かひにて、よのつねならぬ人のえさせつなど、たふとみの丶しるたぐひ、すべてめづらかなる事どもなりけり、されどさる不思議は狐木魂など、あしき神のまわざとおぼしきがおほければ、うるさくてことぐ丶にくはしくもまねばすなん、

〔武江年表三〕寶永二年、今年伊勢宗廟諸國より參詣多し、○中略又秋七八月にいたりては、諸國遠國よりの參詣、あげて計ふべからず、○中略またはこ丶には祓の大麻箱ふりし、かしこには伊勢にて降し大豆を蒔みて藏おきしに、忽ち大麻と變せしなどいひの丶しる、○中略このごろの狂歌に、

御代なれや古惜錢も酉の年どこの家にもおはらひがある

〔御蔭參宮文政神異記下〕紀伊國福島一シャウシ村、庄屋又市といふ人、南鐐六十斤を施行し、家內の衣類よりして、有合ふ品をも取出し、人々へ與へ伊勢參りの者と見ればのがさず施行せしが、其家の屋の棟に御祓降らせ給へりと、福島の老婆二人予が家に一宿してかたれり、

〔倭訓栞前編二十九麻〕まもりぶくろ　今俗護身符を入る丶袋をいへり、護袋の字は明月記に見ゆ、火打袋の遺意なるべし、市肆記に符袋見と見えたり、

〔神祇伯家行事傳〕婚禮愛敬之守

同袋之圖〇圖略

白キ生絹ヲ以テ、五寸ニ一尺二寸ノ服紗ヲ作ル、裏ハ紅ナリ、紅紗ヲ三ツニ折テ中央ニ守ヲ置キ、兩方中ノ三所ヲ縫ヒ、直紅ノ打紐ヲ付ルナリ、大抵四寸ニ五寸ノ袋トナルナリ、

〔婚禮法式上〕婚入之部

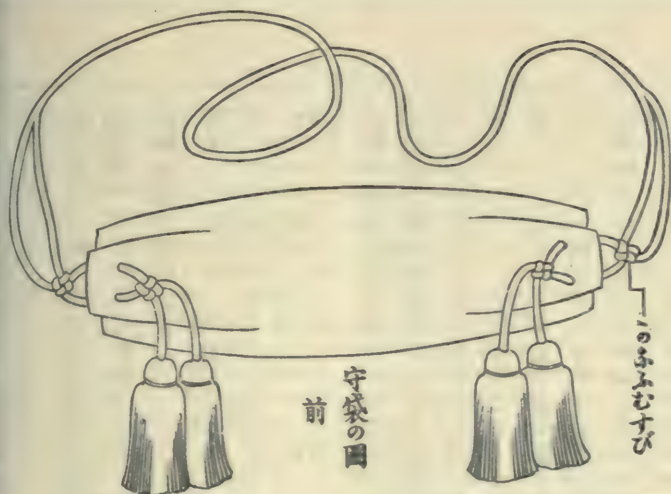
御料人むねの守かけ候事、えりにうちかけの上にかけられ候、守袋の緒の長サは、はなかみ所へとゞき候程にする也、ふところなどへは入不申候、是は愛敬の守也、守の法は、神主出家などの覺悟する事也、常にはむねの守りは、ふところの內にかくる也、式正の時はうちかけの上にかくるなり、

守袋の事、地は表白綾のさいはひびしのもやうある綾なり、うらは白練也、寸尺の事、白綾をかねの尺にて、幅九寸、長七寸に裁て、幅九寸をたてに二ツに折て、筒の如くそこのなき袋に縫て、兩方に口をあけ守を入、兩方の口にひだを取り、紐を通してえりにかけられ候なり、紐の色も白きからいとにて、ふとくより合ても、又うちてもする也、紐の長サはえりを廻し、守袋乳の所にとゞくほどにする、それより先の方は紐さきを二ツにわりてくみて、守袋に引通してかなふ結にして、其さきにふさを付る也、紐の長サは人の大小によるべし、ふさの長サは三寸也、

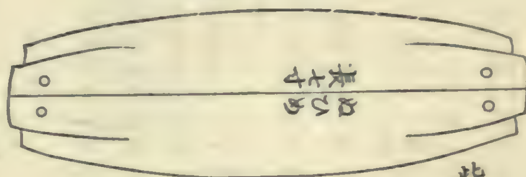
婚禮の時の守袋は右の如し、常の守袋は金らんにてぬふなり、幼少より十五の年迄はこん地也、十六のとしより廿八までは青地也、二十九より後は赤地也、七八十に御なり候てはこん地をもかけ、赤ぢのまゝもかけらるゝ也、裏は表の地と同じ色のねりを付べし、此守袋を婚禮の時用るもくるしからず、

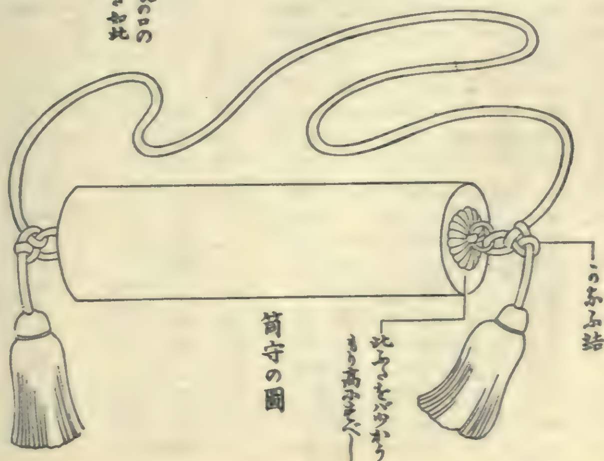
守袋今一ッは、竹の筒を白ねやにてはり、中に守りを入、兩端に木にてふたをして、白ねやにてはり、兩方にくはんを打、紐を付る、紐は白きからいとにてうちて、紐の兩方に三寸計のふさあるべ

〈婚禮法式上〉


このふふむすび
守袋の圖
前


袋の口のひさ如此

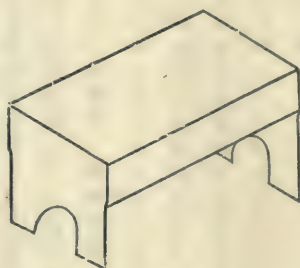

ぬひめ
表とす
此間五分ばかり


このふふ結
此ふさをハ少かう
もり高ふまくべし
筒守の圖

し、くわんに通し、かなふむすびにする也、今是を筒守と云、右守袋の拵様、兩やういづれにても用らるべし、竹の内をば何にてもはり申さる也、

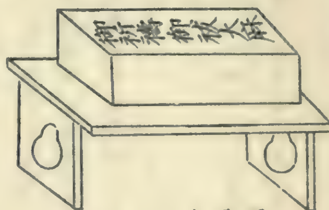
〔神道名目類聚抄 三祭器〕

御札箱(オフダバコ) 御札牛王等ヲ入ル箱ナリ



又祓ノヌサナドヲモ入ルナリ

御大麻箱(オンヌサバコ)



祓修行ノ大麻ヲ入ルナリ

伊勢ヨリ出ルヲ俗ニ御祓箱(オハラヒバコ)ト云フ

〔戴恩記 一〕ある時秀吉公、いつも御參内の時、御裝束めしかへらるゝ御中やど、施藥院にて曰、我尾州の民間より出たれば、草かるすべは知たれども、筆とる事はえしらず、もとより歌連歌の道には、なはとをしといへども、不慮に雲上の交をなす、但わが母わかき時、内裏のみづし所の下女たりしが、ゆくりかに玉體にちかづき奉りし事あり、そのよの夢にいく千萬のおはらひ箱、伊勢より　磨をさして、すき間もなきく天上をとび行、又ちはやふる神のみてぐらてにとりてと云御

雜載

夢想を感じて、われを懐胎しぬ、○下略

〔遠碧軒記一 神祇〕祇園の感神院にて寶印を出す、印の子と云ふ、小兒などに此印をさづくれば疫鬼も侵さず、よつて印の子と云義にて、額に朱を點ず、又唐の法に、小兒の額に八月朔日に辰砂を點ずれば、疫なしと事文要言にあり、それも自然に合す、

〔神道名目類聚抄六 雜〕犬子(イムノコ) 山州祇園ノ社ニ、緋(アカツチ)ヲ以小兒ノ額ニ犬ノ字ヲ印ス、是ヲイムノコト云、祇園社ノ守ナリ、一社ノ秘訣ノ義アリ、

〔諸國年中行事大成二 上 二月〕九日神軍 佐渡國鹿伏に、例歳今夜風雨烈しく、明旦に至り快晴す、是を神軍といふ、其跡に矢の根石多く、落散たる有、里俗これを拾ひて守とす、

〔東都歲事記一 春 上〕正月卯日 毎月 龜戸妙義參 天滿宮の境内にあり、毎月卯の日を緣日とす、正月は初卯詣と號し參詣多く、南は兩國より割下水通、北は淺草大川橋より柳嶋の土手通りに滿つ、又二の卯三の卯も是に同じ、詣人神符を受て、髻に挾てかへる、

〔日次紀事十二 十二月〕此月良賤、納年中所受諸社之札於神社、

〔塵塚談下〕古札おさめといふ非人、予若年のころ○著者小川顯道元文二年生は、毎年十二月に、武家町家を御祓おさめよ、古札納とさけび歩行ける、年中佛神の札守の溜りしを、錢を付て右の非人にやりし事なり、近歲絶て來らず、

〔當世武野俗談〕霧島薩摩琉球婆々

本所入江町に、花屋伊兵と云は、奉公人きも入なり、其女房は取揚ばゞとなりて、所々を歩行けるが、○中略中ノ鄕秋葉の別當と申合、變生男子といふ祈禱を申出、秋葉より御符を出し、此ばゞ取揚たる子の左の手の内へ御符を握らせて、秋葉の御符を出生の子腹内より知るといひふらし、世上をたぶらかしたる、其惡工はつとして、誰有てこのばゞを頼む者なし、

〔武江年表十一〕慶應三年冬の頃、夜中竊に屋上又は垣墉の內家前等へ、神佛の守札を散らし置ものあり、翌日其家のあるじ奴婢等これを拾ひ得て、不思議の事とて尊信するものもあり、人心を惑はす所爲なれば、官府より御沙汰あり、やがて此事止たり、

古事類苑

神祇部三十七

神拜

古事類苑

神祇部三十七

神拜

神拜ニ數種アリ、手ヲ拍ツヲ拍手ト云フ、後世誤リテ柏手ト書シ、之ヲカシハデト云ヘリ、拜ハ況クヲガムト云フ、腰ヲ折リ稽顙スルノ謂ニシテ、其語意ハ折レ屈ムナリ、拜ヲ重ヌルヲ再拜ト云ヒ、再拜ヲ重ヌルヲ兩段再拜、又ハ四度拜ト云ヒ、兩段再拜ヲ重ヌルヲ八度拜ト云フ、拍手ノ數ハ八開手ト云ヒテ、八遍拍手スルヲ一段トシ、四段卽チ三十二遍スルヲ極トス、而シテ長拍手、短拍手ノ名アリ、其拍ツコトノ緩急ヲ以テ之ヲ分ツ、短拍手ヲシノビデト云フハ、之ヲ靜肅ニスルノ謂ナリ、而シテ再拜、四度拜、八度拜トハ、數ヲ擧グルナリ、神ヲ拜スルニハ、或ハ拍手、或ハ拜、其一ヲ以テスルモアレド、多クハ之ヲ重ヌルナリ、卽チ古書ニ四段拜奉短手二段拍、又ハ四段拜奉八開手拍（氐）短手一段拍拜奉トアルノ類以テ見ルベシ、是等ノ禮ハ、上代ハ神拜ニ限ラズ、普通ニモ之ヲ行ヒシガ、後ニハ神拜ニノミ、之ヲ用ヰル事トナレリ、遙拜トハ、神社ニ詣デズシテ、其方ニ向ヒテ拜スルヲ云フ、（遙拜所ノ事ハ社祠篇ニアリ、）又合掌ノ如キハ、印度ノ禮ニシテ佛事ニノミ之ヲ用ヰシガ、後ニハ神拜ニモ之ヲ用ヰル事アリ、

〔寛平御遺誡〕朕聞未旦求衣之勤、毎日整服盥漱拜神、

〔江家次第四月六〕吉田祭

上卿以下起座、欲入鳥居間、（主水司進御手水、）次到神殿前、

〔中右記〕嘉保二年四月廿三日戊子、吉田祭也、（中略）上卿以下於鳥居下洗手、（主水司儲之）進昇一御棚、入中門間、稱警蹕、

〔台記〕保延二年十一月五日己巳、今日參大原野吉田社、（中略）辰刻參著大原野、於門鳥居外税車、徘徊玉垣鳥居下、尋召手水洗手、（家不儲手水也、仍尋召洗之、能忠勤之、）次參吉田御社、於玉垣下洗手、（大原野手水、入杓相具紙、當社へ入銚子不具紙、仍以懷紙拭手也、）

〔台記別記〕春日詣部類記

仁平元年八月十日、秉燭後出自南門參詣、社頭行列如前、（中略）家司日向守有成朝臣供手水、五位役之、（時政執盥、仲行執匜、爲楾、執巾、以紙儲手巾、置折敷、）盥嗽畢撤之、

〔神祇官年中行事〕安元二年十二月廿日辛卯、今日晴天、本官御神拜事、（中略）次官人代二人進寄官人座同著一獻、次史二人進手水役、（一人持紙、一人持水、）

〔玉海〕文治三年二月十一日癸未、此日始立春日神馬十列、（中略）次手水、陪膳光輔朝臣、職事三人持參楾手洗手拭、（紙、不夾、）其儀了撤之、（中略）次使持來幣、余（○藤原兼實）插笏取幣、向南兩段再拜、

〔神祇官年中行事〕貞應三年十一月三日乙丑、予（○資光王）著座之後、官人等同著座、先一獻、（盃瓶少祐安友、盞子大史致季、）次獻手水、致季獻手洗、退行、又安友取紙、（手拭也、）致季持水、予洗手、取紙拭手、次官掌捧鳥口御幣一公文座、史生清頼敷膝突、次予起座著膝突、再拜兩段、官掌申祝微音、了拍手、予已下皆悉拍手、

〔氏經卿神事記〕寛正七年三月十九日、午刻御著、今朝辰刻御參宮、（○伊勢大神宮、中略、）於一鳥居前、荒木田氏倍神主、（寄）御手水ヲ桶ニ入、杓ヲ相副、紙ヲ串ニ挾取副、捧持テ蹲踞、于時日野殿汲水懸進、紙ヲ被進、外宮御手水ハ度會家彥勤同前也、

〔伯家部類〕覺

一神事社參之時、手拭ニ引合用候儀、引合用之、無之時、何紙ニテモ了簡可用哉之事、

一江戸ニテハ寄宿ニテ手水ツカヒ、社頭ニテハ無之歟ト覺申、慥不覺、

〔空穂物語 俊蔭〕たゞ御手をかいすまして、神はとけに、たひらかに身々となしたまへと、申たまへ、

〔類聚名義抄 三手開〕手(ヒラテ)

〔神道名目類聚抄 五祭祀〕拍手(カシハデ) 神ヲ拜スル時手ヲ拍事アリ、カシハデト云、

八開手(ヒラデ) 短手(シノビデ) 或說ニ、神ニ物ヲ供スル時、八開手ト云事ヲシテ奉ルト云、

〔大神宮儀式解 十一〕手を拍は御國の古風にて、異國にもこれを知て、集韻、今倭人拜以兩手相擊、蓋古之遺法と見ゆ、その數をかにかくに定るは、事々制法を立し後の事也、四にても八にてもうつべし、段をわかつもきはまりなくて、或は四、或は八、いくつ拍とも、端を改めざれば、それを一端といふべし、本宮にてはいひ傳しまゝに、手八拍とき、四を二度に打心を存すべきなり、

〔古今神學類編 四十九祭祀〕拍手

按ズルニ、拍手ノ禮、異朝ニモ聞エテ、周禮九拜ノ中ニ、振動禮是也ト云ヘドモ、神國ノ神代ヨリ傳來シテ、神拜朝拜共有之、而拍手、八開手、短手、後手、平手ナド稱シテ、聊其意モ異、說註モ亦不一決、加志和出ノ和語ハ、又神代ヨリノ由緒ニ非ズ、後代ヨリノ名目也、何時ヨリ稱シ始シ事ヲ不知、後手、逆手、平手ノ名目ハ、神代巳來ノ舊傳ナリ、唯是事ノ親切感慨ニ過ル、則拍手事、少稚愚夫痴嫗ト云ヘドモ亦有之、豈彼等ニ於テ其禮ヲ知ランヤ、其至誠不覺至于此、是ゾ拍手ノ本致ナルベキ、或記ニ平手ハ中臣家、拍手ハ卜部家ニ出タル名目也ト云ヘルハ、一向不勘ノ甚キ也、而神前三拜ト云事ヲ記シテ云、自天見降神前仰拜シ、自地見上伏拜シ、中當ニシテ拜納神體可正念ト、此記文何ノ本據ニ因テ云ヘルヤ不知其由、爾神代卷後手ト稱スルハ、伊弉諾尊避黃泉醜女之追給時ニ起リ、或ハ又火々出見尊海神ノ隨敎、兄火闌芹命ニ鉤ヲ投與ヘ給ニ起レリ、又天逆手ノ名目ハ、舊事紀事代主命海ニ入給フ時ニ此事アリ、又天平手ノ名目ハ御鎭座本紀等ニ

載ス、倭姬命內宮御鎭座ナシ奉リ給フ時、太田命ノ諭ニ、靈物ノ御鎭座ニ先立テ、五十鈴川上ニ降ルヲ所聞食テ、甚悅ビヲ懷キ給ヒ、天然ト天平手ヲ拍セ給ヘル由見エタリ、而八開手短手ノ名目ハ、延喜式江次第等ニ出テ、其本據何ノ舊典ニ在リト云フ事ヲ不知、其中後手逆手ノ事ハ、呪咀ノ時拍事ノ由、歌書ノ說區々也、先拍手ノ諸說ヲ考ルニ、延喜大嘗祭式ニ、跪拍手四度、度別八遍（神語所謂八開手是也）云々、又江次第大嘗會條ニモ、親王已下五位以上、庭上ノ拜禮ヲ云フ所ニ、跪插笏拍手四度、（度別八遍、神語所謂八開手是也）余謂ク、度別八遍トハ、四八三十二遍、而シテ前ニ如記、（四十八卷兩段再拜條）ノ本朝風ニ四度拜禮、是ヲ兩段再拜ト云、本是再拜ナレドモ、三寶及人庶ニ異ナルヲ以、四度拜トハ云ト也、而シテ右件ノ諸說ニ因テ按ズルニ、本ノ名目ハ平手ニシテ、八遍打ガ故ニ、八開手ノ名目アリト云說アリ、太田命ノ訓傳ニモ、倭姬命天平手ヲ拍給フ事ヲ記シテ、アメノヤヒラデヲ拍玉フト點ゼリ、是平手ヲ八遍ノ謂ニシテ、八開手ノ一證也、而シテ神語也ト侍ル事著眼スベシ、古典湮滅ノ中ニ、此神語八開手ノ趣ハ可有之、今不見之、此類ノ語式文ニ神語ト侍ルモ多シ、今得テ其本據タルヲ不見、堪惜者歟、平手トハ拍手時ハ開クガ故ニ平手也、故ニ又開手トモ書之ニヤ、短手トハ客ニ拍之バ也、其音不發微音ナド云ノ例也、八開手短手ハ、式文ノ意ヲ竊フニ、御饌等供進ノ時、前ニハ八開手、供シテ後ハ短手ノ由見エタリ、如何トナレバ、總テ神膳ヲ供シテハ、萬端靜謐ヲ以旨トスル故實ナレバ、短手タル事於義分明也、〇中略 又拍手ト書テ、カシハデト訓ズルハ故實也、適テ柏字ニ作ルアリ、膳夫ヲカシハデト云フ事モ、本是拍手打テ供進スルノ義稱也ト云ヘドモ、畢竟神供モ柏葉ニ盛シ本據、神代質素ノ風ヲ今ニ傳ヘテ、神酒等モ柏葉ニ盛ノ謂レヨリ、膳夫ニモ負タル義稱也ト見ユ、是故ニ今陶器ニ枚手、又ハ葉盤、式ニハ葉椀ナド侍ルモ是也、藻鹽草ニヒラデハ八枚手盤也、柏葉ニテサシテ、神供ヲ盛物也ト云ヘリ、袖中抄ニ、コノテ柏ノ事ヲ、顯昭云、コノテガシハトハ、能因歌枕ニ云、柏ヲ、コノテガシハト云、又八

平手ト云也云云、由是按ズルニ、平手八平手ト云モ、拍時ニ開ケル手ノ、柏葉ニ相似タレバ、拍手事ヲモカシハデ打トハ云フニヤ、如何トナレバ、コノテ柏モ、其葉ノ形、兒手ニ似タルヲ云トナレバ、彼是符合ノ事歟、其本緣ニ於テハ、密家等ノ拍掌、周禮振動拜ニ不可相混、

〔貞丈雜記神佛十六〕神を拜むに手をうつ事、是日本神代の禮也、手をうつといふ字は拍手の二字也、日本紀持統天皇の紀に、即天皇位、公卿百寮羅列再拜、而拍手焉云々、拍手の二字右の如く、日本紀には、テヲウツと讀來れり、上古よりしてカシハデといひ習はせり、手をうつ時の手の形、かしはの葉の形に似たる故、かしは手と名付る由也、又膳部をかしはでといふ事も有之也、又は開手と云事あり、神を拜する禮也、儀式に云、大嘗祭辰日獻物、拍手四段別八度、所謂八開手也云云、此意は內裏にて大嘗會の御祭の時、辰の日の御祭に神膳を獻じ奉るには、四段かしは手をうつ也、一段と云は手を八ッうつを云、是を八開手と云也、二條亞相記に、拍手を訓じてかしはでうつと云、其意は或人の云、膳を訓じて、かしはでといふ、古は柏葉を用て飮食を盛る故に、かしはでと名付て、君手を拍て膳を召す、臣手を拍てこれを獻る故に、かしはでと云、(貞丈按、かしはでは、膳とは別の事也、かしはで打と云は、手をうつ事なるべし、)追考、上古の書に拍手とある拍の字を、木へんの柏の字と似たる故、かしはでと云ひ違たるが、後には普く云ひ廣めて、かしはでと云傳へて、又柏葉などの事を附會したるなるべし、中古以來よりの事と見えたり、膳部のかしはでとは別の事也、

〔牛馬問一〕かしは手といふは、拍手と書て手を拍といふ事也、神を拜する時のみ用ゆるにあらず、君を拜する時も拜を拍ことなり、日本紀に見えたり、此禮日本ばかりに不限、中華にても是あり、周禮に振動といふもの是なり、扨柏の字を、日本の俗、かしはと讀ならはし來る事久し、故に柏と拍似たる字ゆゑ誤てかしは手といひならひたるなるべし、然るを誤にあらずとて、柏手の傳を作りて曰、いにしへはかしはの葉を用て食物を盛、臣手を拍て膳をすゝむ、故にかし

は手といふ、此事知者の笑ひを開く、

〔古事記上〕故爾遣天鳥船神、徵來八重事代主神而問賜之時、語其父大神〇大國主神言、恐之此國者立奉天神之御子、卽踏傾其船而、天逆手矣於靑柴垣打成而隱也、訓柴云布斯

〔周禮註疏二十五〕辨九㧑、〇中略四曰振動、〇中略註、鄭大夫云、動讀爲董、書亦或爲董、振董以兩手相擊也、

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事幷月記事

二月例

以十二日年祈幣帛使參入、〇中略卽玉串進畢、四段拜奉氐、短手二段拍一段拜、又更四段拜奉、短手二拍氐一段拜奉、畢卽罷出氐、荒祭宮版位就座、四段拜奉、短手二段拍畢、

〔儀式一〕二月四日祈年祭儀

中臣進就庭座讀祝詞、每一段了祝部稱唯、讀訖中臣退出、神祇官拍手兩段、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀

卯日、〇中略皇太子以下五位以上就庭中版、跪拍手四度、度別八遍、神語所謂八開手是也、皇太子先拍手兩退、次五位以上拍手、六位以下亦如是、其小齋人不在拍限、

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀

辰日、〇中略皇太子先跪拍手退出、次五位以上共拍手、次六位以下拍手四段、段別八度、所謂八開手者也、訖以次退出、

〔延喜式四伊勢大神宮〕四月九月神衣祭

大神宮司宣祝詞、訖共再拜兩段、短拍手兩段、膝退再拜兩段、短拍手兩段、一拜訖退出、卽詣荒祭宮供御衣、如大神宮儀、但再拜兩段、短拍手兩段退出、

〔延喜式伊勢大神宮四〕六月月次祭
先使中臣申詔刀、次宮司宣祝詞、訖物忌内人等昇幣帛案、入奉置瑞垣内財殿、齋内親王并衆官以下再拜拍八開手、次拍短手再拜、如此兩遍、既而衆官退出、卽使及宮司以下向多賀宮、齋王不向再拜兩段、拍短手兩段、

〔大神宮儀式解十一〕一說に短手の短は、高山短山の短と同じく、拍音の低をいふ也、仍短手は志乃比天とよむなりといへど、短手は美自加傳とよむべし、大神宮式短拍手とあるは、美自加久氐乎宇都と歟、又比伎久天乎宇都ともよむべき也、短女坏を比伎米都伎とよみ、源氏物語に卑卑を、多加伎美自加伎といへば、低と短は意同じ、その音のひゞきに短の字は用ゆべし、志乃比には用ゆべからず、然れば志乃比天といふは後世の名目也、

〔延喜式齋宮五〕凡齋内親王在京潔齋三年、卽毎朔日著木綿鬘、參入齋殿、遙拜大神、○中略別當大夫已下卜食者、共再拜兩段、但九月六月十二月不參、至十六七日參入、再拜兩段、長拍手兩段、齋王不拍手、

〔松の落葉二〕拍手
手うつに、短拍手と長拍手とのふたつありて、古書に見えたり、うつかずは、延喜式七卷踐祚大嘗祭のところに、五位以上共起就中庭版位、跪拍手四度、度別八遍、神語所謂八開手是也とあるなん、三十二うつなれば、おほきかぎりなりける、八開手といふは、はやく大神宮儀式帳にみえて、手八うつことなり、又同儀式帳に手四段拍といふことあり、これは四を一段として、十六うつをいへり、江家次第六卷には、手うつこと四段とも、三段とも、一段ともいひ、延喜式四卷には、短拍手兩段、又長拍手兩段といひ、北山抄一卷春日祭のところには、上卿以下拍手三度といへり、かくいろいろなるは、その事のおもさかろさによりて、おほくもすくなくも手はうちつるなり、

〔九條年中行事二月〕卯日大原野祭事

神主著座拜、讀祝詞、畢再拜兩段、拍手四度、了就直會殿、

〔江家次第 五二月〕園并韓神祭

南祝師申祝詞、上卿以下拍手三段、

〔江家次第 六四月〕梅宮祭

神主申祝詞、畢上卿以下拍手三段、

〔江家次第 六四月〕吉田祭

神主著庭中座、(可著木緒疊)次神拜四段、(勅使以下皆可拜、近代不拜、可作之、)次申祝詞、畢拍手一段、(或四段)

〔江家次第 七六月〕月次祭

中臣進宣祝詞十段(度別稱唯〇中略)

中臣退、上卿以下拍手、(兩段不唯)

〔左經記〕萬壽三年二月一日戊申、及申刻使々參社頭、(〇春日社、中略、)次神主祝詞了拍手、

〔皇大神宮年中行事 正月〕元日朝御饌供進并次第神事供奉事

權任神主、并公文所ノ侍ハ、於御池手水ヲ用、於御前石壺拜、開手兩端、

〔二宮年中行事 四月〕十四日二宮供御笠事

內宮早旦供御簑笠、(御笠縫內人役之)一禰宜率傍官權任、參御前申詔刀、神拜拍手、

〔伯家部類〕臨時御拜之事

勅書寫　臨時拜之事(大永七五月十八日〇中略)

又拍手の事さのみたかくはうつまじきか、是等はあながちにはじめをそと打て、後をたかくなそのならひにても候まじきと覺える、猶々まこうの時を待入候、

勅答之留　臨時御拜之事(〇中略)

又拍手の御事、仰のぶんまかるべく覺え存候、事にまたがひて手の打やう御座候、毎日御拜には別義不レ可レ有二御座一候歟、

已上　雅業王

〔台記〕保延二年十一月七日辛未、今日予春日詣也、〈○中略〉次出二本鳥居一參二若宮一、先持二參神寶一拜如レ常、祝儀如レ常、〈社司助房〉但還祝之後不レ打レ手、〈社司助房不レ打レ手、予存二彼忘却之由一、偸打レ手、但不レ及二高聲一、〉

〔玉海〕治承四年二月四日丙戌、此日祈年祭也、〈○中略〉祝師進二庭中座一申二祝詞一、〈十度、別稱唯云云、〉即拍手、〈兩段〉上卿已下從レ之、〈上卿拍手作法、不レ令レ有レ聲、手ノサキヲアハセテ、ヤヲラ〱打合ナリ、〉

〔江家次第抄〕〈五二月〉上卿拍手作法不レ令レ有レ聲、手のさきをあはせて、やをら〱と打合なり、

〔古事記傳〕〈四十二〉江次第抄に、〈○中略〉手のさきを合せて、やをら〱打合すなりとあるは、いと後世のさまにて、甚く本意を失へることなり、其は聲高く大に拍をば、貌よからぬ態として、たゞ容貌をつくろへる物なり、いかにも〱聲高く、大に拍こそ本意にはありけれ、

〔松の落葉〕〈二〉拍手

手うつこと、今はたふとき人のおまへに出てなすことはやみて、たゞ神のみまへにてのわざとなれり、高倘はつかへまつる、みやしろの廣前にてはさらなり、すべてうるはしく神ををがむには、兩段再拜じて、八開手うつことゝす、朝ごとに何くれの神を拜みまつるには、いとまいりて、さはなしがたく、なべてはふたつうつならひなれども、そはものに見えねば、かの儀式帳に四うつを一段とせしにまたがひ、江家次第に一段うちし例もあるによりて、かろきにつきて四うち、長短はおもきによりて、ながきかたをぞものすなる、よしやあしや、

〔古事記〕〈中垂仁〉是御子、〈○本牟智和氣〉八拳鬚至二於心前一眞事登波受、〈此三字以レ音、○中略〉於レ是天皇患賜而御寢之時、覺二于御夢一曰、修二理我宮一如二天皇之御舍一者、御子必眞事登波牟、〈自レ登下三字以レ音〉如此覺時、布斗摩邇邇占相、而求二何

神之心、爾祟出雲大神之御心、故其御子令拜其大神宮、

〔古事記傳四十〕拜ヲガムと云は、書紀推古卷歌に、烏呂餓彌氏、菟伽陪摩都羅武とある、(弘記に、謂拜爲乎加無、言乎禮加々無也といへり、)呂を省ける言にて、身を屈めて御伏よしなり、万葉三十三丁に、四時自物、伊波比拜、(四時ハ鹿、伊ハ發語なり、)とあると、同二十五丁に鹿自物、伊波比伏管、三十七丁に十六自物、膝折伏などあるとを合せて其狀を知べし、(今世俗に、袁賀牟と云はたゞ掌を合すことゝ心得たるを、佛法の拜より云る、ひがごとなり、又拜むべき物を見奉ることを袁賀牟と云も、中昔までは無きことなり、)さて吾徒長瀨眞幸が云、上代の拜禮の儀は、今世俗人の禮を爲ると云爲狀の如く、俯て頭を下げて兩手を衝て拜みしなるべし、(○下略)

〔日本書紀神功九〕十三年二月甲子、命武內宿禰從太子(○中略)令拜ヲガミマツラシム角鹿笥飯大神、

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事并月記事

二月例

以十二日年新幣帛使參入坐(氏)、幣帛進奉時行事、(○中略)卽玉串進擧、四段拜奉(氏)短手二段拍、一段拜、

〔土佐日記〕十一日、(○承平五年二月)雨いさゝかふりてやみぬ、かくてさしのぼるに、東のかたに山のよこをれるを見て人にとへば、八幡の宮といふ、これをきゝて、よろこびて、ひとびとをがみたてまつる、

〔更科日記〕うちの御ともにまゐりたるをり、有明の月いとあかきに、わがねんじ申す、あまてる御神は、うちにぞおはしますなるかし、かゝるをりにまゐりて、をがみたてまつらむとおもひて、四月ばかりの月のあかきに、いとしのびて參りたれば、(○下略)

〔中右記〕寛治六年二月七日庚申、春日祭也、(○中略)二三四御棚、氏人次第二人昇之、各立御社前(第一東)、敢第一拜歸著本座、

〔吉續記〕文永十年四月十八日庚子、早旦行水、依吉田祭行事也、(○中略)上卿予(○吉田經長)於鳥居下洗手、參

再拜

進昇一御棚（上臈東、下四、五位六位等也、）奉置一神前砌、各拔笏一拜、退入著庭座、

〔塵添壒囊抄 四〕於神前再拜事

於神社祭文等ノ詞ニ、再拜々々トアルハ、フタヽビヲガムト云心歟、尤其義也、佛ヲバ三度拜ム、法報應三身德マシマス故也、神ヲバ二度禮ス、本地垂跡ノ德マシマスガ故也、貴人ヲバ一禮ス、當時威德ヲ貴ブ心也、サレバ本文云、三寶盡三禮、神明致再拜、人間成一禮、禮節事尤習ベシ、

〔儀式 一〕平野祭儀

神主就祝詞座、左右馬寮御馬四匹、（二匹被、鞍）奉立社北頭、（南向）神別各二匹、（一匹被、鞍）神主再拜、皇太子以下亦再拜、（神主起拜、自餘居拜、下同、）

〔源平盛衰記 二十三〕祝若宮八幡宮事

鎌倉ノ鶴岡ト云所ヲ打開キテ、若宮ヲ造營シテ靈神ヲ祝奉ル、○中略祭禮四季ニ懈ラズ、神女日夜ニ再拜セリ、

兩段再拜

〔源平盛衰記 四十二〕勝浦合戰付勝磨幷親家屋嶋尋承事

向奴原一々ニ頸切懸テ打程ニ、新八幡ノ寶前ヲバ、判官（○源義經）下馬シテ再拜スレバ、郎等モ又如此、

〔神道名目類聚抄 五祭祀〕兩段再拜（リヤウダンサイハイ）　神ヲ拜スル時、先再拜シ、祈念畢テ、又再拜シテ退、是ヲ兩段再拜ト云、

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事幷月記事

二月例

以十二日、年新幣帛使參入坐、（氏）幣帛進奉時行事、○中略郎罷出、（氏）荒祭宮版位就座、四段拜奉、短手二段拍畢、

〔止由氣宮儀式帳〕一三節祭等幷年中行事月記事

二月例

年祈幣帛使參入氏 幣帛進時行事

卽罷出向高宮、四段拜奉、短手二段拍畢、

〔古事記傳四十〕四度拜八度拜なども云は、跪伏ながら頭を上げみ下げみする數を以て云なり、後の公の拜の如く、起居する度の數を以て云にはあらず、恭敬ふ心の至りには、自ら頭を上み下みせらるゝなり、さて其を四度するも、上代よりおのづからの定まりなりけむ、後の漢風の拜は、再拜とて、二度なるを、續紀十三に、藤原廣嗣が勅使に對ひて、卽下馬兩段再拜申云々とあるは、當時漢風の拜ながら、數はなほ上代のまゝに四度にぞありけむ、四拜と云ずして、兩段再拜と云に、かの再拜を兩度するよしなり、又類聚國史に、延曆十八年春正月丙午朔、皇帝御大極殿受朝、文武官九品以上蕃客等陪位、減四拜爲二拜、不拍手、以有渤海國使也とあるも、此時なほ常には四拜と見えたり、其後遂に四拜は止て、おしなべて再拜になれるを、たゞ神を拜むにのみぞ、後までもなほ四拜は用ひられける、北山抄一分注に、本朝之風、四度拜神、謂之兩段再拜と見え、伊勢宮儀式帳にも、諸祭の時の儀に、四段拜奉と多く見えたり、さて此御段〇安の下に八度拜ともある、これは例のいや度にて、必しも八度に定まれるにはあらじかとも思へど、既に四度拜もあればなほ八度なるべし、其は四度拜を重ねて再するなり、是はたいよゝ恭敬の至にて、上代より自然然ぞありけむ、後までも神を拜むには此儀あり、

〔儀式一〕春日祭儀

內藏頭執幣入置瑞籬前上棚、兩段再拜退出、次二宮〇中宮春宮使亦如之、次氏〇藤原人幷諸家使、以次執幣入置下棚、各兩段再拜退出訖、〇中略次神主著木綿鬘就祝詞座、兩段再拜、拍手四段、各就直會殿座、

〔儀式一〕大原野祭儀

幣帛使賚幣帛參入、奉置瑞垣前棚、再拜兩段退出、〇內藏、中宮、東宮幣帛、次氏〇藤原人幷諸家使、各執幣帛參入、

奉レ置幣棚、再拜如レ前、〇中略次神主著木綿鬘就祝詞座、兩段再拜、大臣以下共拜、讀祝詞了、亦兩段再拜、拍手四段、訖各就直會殿座、

〔延喜式 四伊勢大神宮〕六月月次祭

使及宮司以下向多賀宮、齋王不レ向、再拜兩段、拍短手兩段、

〔延喜式 五齋宮〕齋内親王參三時祭禊料、〇中略

宮司宣祝詞、訖物忌内人奉幣帛案、齋王幷衆官以下再拜拍八開手、次拍短手再拜、如此兩遍、

〔北山抄 一正月〕元日拜天地四方事

四方起東、毎陵兩段再拜、或云、天地四方之神、皆用再拜者、是毎陵再拜、總謂兩段再拜也云云、然而荷前式兩段再拜者非是、拜二陵、總拜十陵也、又諸祭式多有此文、本朝之風、四度拜神、謂之兩段再拜、本是再拜也、而爲異三寶及庶人、四度拜之、仍稱兩段也、天地四方依唐土風、只用再拜、陰陽家諸祭如之、二陵任本朝例、各兩段再拜也、

〔江家次第 五二月〕上申日春日祭事

神主著木綿鬘、著中門座、兩段再拜、勅使已下共拜、讀祭文、上卿以下拍手三度、儀式四度、西記兩段再拜、著直會殿、

〔江家次第 六四月〕吉田祭

神主著庭中座、可著木綿鬘、　次神拜四段、勅使以下皆可拜、近代不拜、可恠之、

〔小右記〕長和五年三月十四日戊午、石清水臨時祭、仍參内、〇中略攝政道長〇藤原云、御拜三度歟、四度歟、諸卿申、慥不覺由、攝政云、被奉宇佐神寶之時、有三拜之由、側有所覺、又不慥覺、爲之如何者、余實資〇藤原申云、今日之儀、偏被用神明儀、有何事乎、有御幣東遊等之故也、攝政云、然事也、仍有四度御拜、又申云、被奉宇佐神寶之事法服等、其時有三度御拜、可有所據也、深有諸氣、諸卿不口入、可尋覽日記、

〔松の落葉 二〕拜

三拜といふあり、これは兩段再拜よりすこしかろき拜にて、西宮記には十二の卷に、仁和寺にて、三拜のことみえ、北山抄には一の卷御齋會のくだりに、公卿以下置笏三拜といふ事みえた

るをおはせおもふに、此拜は佛ををがむかたにせしなり、さるはみくにの神よりは、おだし國の神をばうやまひを、ひときざみかろくすべきことわりによりてなるべし、たゞし兩段再拜も三拜も、神はとけををがむにかぎれることにはあらず、

〔小右記〕寬弘二年三月十二日庚申、大原野御社神殿預狛茂樹宿禰、行啓日設前駈馬副等饗幷馬秣蒭云々、仍今日給祿、大褂纏頭兩段再拜如拜神、太奇也、

〔二宮年中行事正月〕元日二宮御節供事

鷄鳴行之、供白散年魚鮓、

內宮儀式、一禰宜申詔刀、了拜四度拍手、次神拜四度、次御奈保良比預天退出、次朝拜、

〔正應六年公卿勅使參宮次第〕荒祭宮神拜所御拜次第、勅使初者東仁被蹲踞之處、違先規之間、立直天先勅使、次四姓氏人、西上北面蹲踞、宮司禰宜東上北面列、御拜四ヶ度、拍手兩端、

〔薩戒記〕永享十年三月廿三日、今日被尋仰云、於北野社鹿苑院殿〇足利義滿御三禮儀、先二禮、次御祈念、次一禮給之由、禪能法印所談申也、尋常儀三禮了、祈念也、若又先二禮、次祈念、次一禮、又祈念歟、被祈念事不分明、如何、予〇中山定親申云、此事不存知、若可相尋人歟、被仰云、不可然、又申云、兩段再拜之時儀可被准之歟、被仰云、其時兩度祈念哉、申云、尋常儀兩段之中間一度祈念也、若彼祈念哉、不存知之者、被仰云、其事猶可尋問人者、退出之後尋問伯三位、答云、尋常儀兩段候、中間祈念許也、但重又御祈念、可在御意事也、勝定院殿〇足利義持之時、於庭中有御拜、又於廊御座御祈念事有之者、又以書狀尋申前攝政、〇藤原持基於神前兩段再拜之儀、先二拜、次祈念、次二拜、尋常儀候歟、若被二拜了、又祈念說候哉、可尋申由被仰之、可被注下候由、可得御意候也、恐恐、

三月廿三日　判〇花押略

山科新少將殿

返報云

於神前兩段再拜之儀、被二拜了、可致祈念之由口傳仕之間、此分沙汰來候、兩段之間、祈念又無子細候歟、但雖兩段之號候、二拜與二拜之間、不可有隔之樣承置候、此由可得御意候哉、謹言、

三月廿三日　判

同旨文、附左中將家輔朝臣、尋申殿下、

返報云

於神前兩段再拜之儀、先二拜、次祈念、次二拜、大略此分沙汰來候、自餘之說又何子細候哉且可有時宜候由、可有御披露候也、謹言、

三月廿三日　判

〔宣胤卿記〕文明十三年正月四日己卯、早朝行水著衣冠、(束帶)先參下御靈社、次參吉田社、(當社未即遂本、安齋場所內)兩段再拜了、

八度拜

〔桃華蘂葉〕可覺悟條々(註所見持之)

女房神拜、兩段再拜、乍居四度禮之也、

兩段再拜、兩段之間、乍居可小揖、(出家後同、兩段再拜也、)

〔伯家部類〕兩段再拜

後陽成院ハ、正親町院ノ仰ラレタトアツテ、兩神兩宮バカリニハ、四度拜アソバシタゾ、夫ニヨツテ御代官ノ時ハ、主上ノ如クスルゾ、家ニハ二拜ヲ、則兩段再拜ト用ルゾ、

〔皇大神宮儀式帳〕一皇大神御形新宮遷奉時儀式行事

禰宜正殿乃內仁令入坐畢、即內御門爾油火炬氐、御裝束物如注文讀申氐、令進納御床代畢時爾退

出氏、當告刀地氏、八度拜奉氏罷出奴、

〔大神宮儀式解十一〕八度拜は前後すべて八度拜奉る也、その時は必手をうつべし、其さまは兩段再拜して、手八度づゝ、二度拍、合十六膝退して又兩段再拜、手始の如く拍、これ普通の八度拜のさま也、兩段再拜は、再拜して又再拜し、手八度づゝ二度拍合十六をいふ、四度拜といふもこれ也、此四度拜を重ればハ度拜にて、手も合て三十二うつ也、○中略但し八度拜手拍數、所によりてかはりめあり、こゝにはいづれを用るにや定らねど、こゝに八度拜といふは、下二月例新年祭四段拜奉氏、短手二段拍、一段拜、又更四段拜奉、短手二段拍氏、一段拜奉畢と見ゆると同じかるべし、これ八度拜也、こゝにしるすは、十度拜するに似たれど、本とするは初の四度と後の四度なり、一拜づゝをそふるは、敬のあまりにて、拜畢ル毎に、風拜するをいふべし、右短手は四ヅヽ拍也、八開手の長きにむかへて四拍を短手といふ、されば前後合て十六拍べし、又拜式さまざまあるは、下六月例十六日大神御前曾共列、四度拜奉、手四段拍、又後四度拜奉、手四段拍畢退と見ゆるは、拜八度、拍手八段、四を一段とし、合て四八三十二うつ也、合三十二拍べし、又同月例十七日月次祭即四段拜奉、八開手拍氏、短手一段拍拜奉、又更四段拜奉、八開手拍氏、短手一段拍、即一段拜奉とあるは、四度拜て、手八拍ち、又四短手うち、又四度拜手八拍、又四短手うち、合二十四うつなり、三八二十四也右八度拜は同じくて、手うつ事は皆かはれり、

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事幷月記事

二月例

以十二日、年祈幣帛使參入坐氏、幣帛進奉時行事、○中略召地祭物忌父、此宇治大內人加捧持太玉串分四枝、令進、同御門○第三御門左方留進置、即玉串進畢、四段拜奉氏、短手二段拍一段拜、又更四段拜奉、短手二拍氏一段拜奉畢、

六月例

六月月次祭行事、○中略以十六日、○中略夜半亡人別令備滿持氏朝大御饌夕大御饌、禰宜大內人四人、

幷物忌五人、及物忌子五人合十四人、常參入內院供奉、然卽於大神御前留共列四度拜手四段拍、又後四度拜奉手四段拍畢退、

以十七日、略〇中卽大物忌父開東寶殿、御調糸進入畢、卽罷出就本坐、訖卽四段拜奉八開手拍氏短手一段拍拜奉、又更四段拜奉八開手拍氏短手一段拍、卽一段拜奉氏罷出、

〔止由氣宮儀式帳〕一三節祭等幷年中行事月記事

二月例

年祈幣帛使參入氏幣帛進時行事

大神宮司上版位告刀申、申畢時大物忌發、大神宮司禰宜乃捧持留氏太玉串乎受取、第二御門奉置、先向大神宮司東方、禰宜西方、然卽四段拜奉氏短手二段拍一段拜奉、又更四段拜奉短手二段拍氏一段拜奉畢、

〔江家次第十二神事〕伊勢公卿勅使

參豐受大神宮、略〇中神人申封御鎰由、封了如本指鏁加封、宮司加封次使以下奉拜四度了拍手、次四拜又拍手、此次申私祈、

〔江家次第六四月〕平野臨時祭儀

時刻出御、略〇中次使進跪案下、插笏取幣立案前、先取御案二幣取合次主上再拜、畢使如元跪返置之、而見或無止日記、以八度拜爲兩段再拜云々、

〔古事記傳四十〕中右記に、略〇中拜八度、先四度、次拍手、次四度、又打手、是名兩段再拜、是名兩段再拜とあるに誤なり、兩段再拜と云は、上に云る如く四度拜のことなり、然れば八度拜は兩段再拜二度なるをや、

〔神依板〕兩段再拜

北山抄、本朝之風、四度拜謂之兩段再拜とみえたり、再拜を兩段する故の稱なり、しかるにいつのほどよりか、八度をがむを兩段再拜といふ、中右記に拜八度、先四度、次拍手、次四度、又打手、

是名二兩段再拜一といふなり、此拜の作法は、先立て坐して一拜、又立て坐して一拜、又立て坐して一拜、又立て坐して一拜、すべて四度なり、終て笏を右傍におき、手四うち、又四うち、又一うつ、すべて九なり、次に笏をとり、又立て坐して一拜、又立て坐して一拜、又立て坐して一拜、又立て坐して一拜、すべて四度なり、終て笏を右の傍におき、手四うち、又四うち、又一うつ、すべて九なり、終て一拜し座をたつなり、居る時は上座の足よりおり、立時は下座の足よりたつなり、

〔中右記〕寛治八年九月一日、早旦出二河原四條末一、向二巽角一解除、東帶神祇祐卜部兼政相從、是今月伊勢遷宮行事、依レ爲二齋月一、及二來十八日一可二潔齋一也、祓了後十六度拜、先外宮、次内宮、各八度、是付二兼政説一也、

〔神祇官年中行事〕貞應三年十一月三日乙丑、今日著二本官一也、○中略次予○資光王二獻、役人如レ前、官人同前、次手水如レ前、次辰巳拜八度、官人已下如レ前、次奉レ拜二八神殿一、兩段再拜退出、

〔皇大神宮年中行事〕正月元日朝御饌供進幷次第神事供奉事
宮政所神主詔刀文用意、一座獻取レ之二度禮、起座据ヲ引御前ニ進參、瑞籬御門ノ東ヨリ第二柱前、スコシ西ニヨルベシ、拜八度立テ拜、右ヨリ蹲キ龜居ニ居テ、拜ノ後膝進、

〔皇大神宮年中行事〕二月九日祈年御祭次第行事　御神事畢テ、拜八度開手兩段、
十一日以東春季神態勤仕事　御子社ノ拜八度、北向、次大社拜八度、北向、八開手兩端、次西ニ向拜四度、次東向拜四度、皆同座也、

〔正應六年公卿勅使御參宮次第〕勅使宸筆宣命笏ニ取副テ、御拜四ヶ度、拍手兩端、又御拜四ヶ度、拍手兩端、但後兩端被レ略レ之、

〔花園院御記〕正和二年十一月十三日、今日賀茂臨時祭也、○中略抑今日拜八度也、先々大略四度、今度有二院仰一如レ此、

〔内宮臨時假殿遷宮記〕御出行事

御鑰取内人渡之後、各石壺著座、拜八度手兩端平伏、

〔元祿二年外宮正遷宮記〕天和二年九月廿六日、申刻山口祭、〇中略大物忌父盛弘、起蹲踞一禰宜前、曰御神拜、而一揖復座、各八度拜、次伏拜、俊一人不ㇾ拜、是先拜故歟、

〔神道名目類聚抄五祭祀〕神拜作法　參詣次第　神前ニテ拜揖進退ノ作法ナリ、伊勢神宮ノ法アリ、ト部家ノ法アリ、諸家ノ法アリ、又一社ノ法アリ、某ノ神官等コレニ從フ、

前後加持左右加持　神拜ノ時、沓ヲ著ナガラ一揖スルヲ沓ノ揖ト云、或説ニ此時前後ノ神ヲ念ズル事アリ、是ヲ前後加持ト云、座シテ揖スルヲ座ノ揖ト云、此時左右ノ神ヲ念ズル事アリ、是ヲ左右加持ト云、

〔伯家部類〕神祇官神拜作法

先洗ㇾ手、大祐持ㇾ紙、少祐持ㇾ水、

次御厨子拜、兼テ敷ㇾ座、兩段再拜、

次辰巳拜八度、兼テ敷ㇾ座半帖、

拜八度四度後拍手、又四度後拍手、又説云、外宮二度後又二度、次内宮同前、以上八度也、

次八神殿當ニ一御殿北一也、兩段再拜、

乍ㇾ置ニ幣覽筥一於八足口口上、史生二人舁ㇾ之前行、兼而鳥居前敷ニ半帖一、半帖上敷ニ膝突一、

次退出　拜賀或年始廳始參向神拜、并尋常參詣作法如ㇾ右、以ニ御記一注ㇾ之、口傳相交也、〇中略

廣田社神拜次第

先南宮　於ニ庭上一兩段再拜　次奧戎　同二拜　次戎社　同兩段再拜

次今戎　同二拜　次内王子　同二拜　次名次　同二拜

次廣田社　同兩段再拜　次松原社　同二拜

神拜作法

先於廣田社大鳥居自輿下、於祓殿洗手、社頭正面著庭上座、執幣、兩段再拜之後給神主、則申祝戸畢、御幣ヲ自正面始、五社各置之、(正面、廣田、住吉、諏訪、八幡、)如此了後申返祝戸退入、　次中門廊一間著座、(北面敷莚之御座、)

次神馬　次於庭上神樂　次退出

〔古老口實傳〕一深更神拜可有思慮事、諸神集給時也云々、參會人不吉云々、

一神拜晝道中央步參事、可有思慮也、片寄步之、

〔神拜次第秘抄上〕神拜式條

一凡晝道之上神拜、草履之外不可用不淨之物、一鳥居之內自然之儀也、宮中之間、步行何處不可替、

神拜儀式之事、

一凡夜陰致神拜之輩、不可秉松明、若落松明之時、則有宮殿燒失之怖畏之事、

一凡供進御饌之最中、不可致神拜、殊家內之食用、亦可有思慮之事、○中略

一凡遠閑日之前日翌朝、致沐浴神拜無憚之事、○中略

一凡參宮之時、入一鳥居、則一切停止雜談高聲、神拜觀念之外、不可有思慮之事、

〔神拜次第〕一入鳥居拜

向鳥居乍立一揖(正笏、無笏者用扇、)

入鳥居唱歌(三反唱之)

神乃在、鳥居仁入波(濁)、此身與利、日月乃宮止、安仁(濁)可住哉、

一晝道中央步參事、可有思慮事、(立寄側步、)

一鳥居內吐唾事禁之(用疊紙、)

一深更神拜可有思慮事

一御膳供進最中、神拜可レ有二思慮一事、

一鳥居之内行々歩々宜レ著レ心、奉レ近二尊體一、身體端嚴、勿二怠慢一專謹二愼之一、

一著座作法

先乍レ立一揖正レ笏　無レ笏者用レ扇口授

次著座跪レ膝

次乍レ座一揖正レ笏同前　脊レ衡調二平息一

次拍手二拍　插掌

次再拜正レ笏　同前　女者乍レ居再拜

次祝詞　祈念可レ隨レ意插掌

先可レ唱　玉體安全　天壤無窮或作二皇統無窮一　神垂祈禱　冥加正直

次再拜同前

次拍手二拍　插掌

次乍レ座一揖同前

次起座著レ沓

次乍レ立一揖同前

次退出

一出二鳥居一拜

向二神方一一揖正レ笏　同前　乍レ立一揖

〔神拜傳〕神拜次第

神拜ニ三品アリ、神社ヘ參詣シテ、神前ニ進ミ拜スルト、又自己ノ宅ニテ神ヲ祭リ拜スルト、又

自己ノ宅ヨリ何レノ神社ニテモ遙拜スルト差別アリ、

先沓揖（正レ笏作立一揖面脱レ沓、無レ笏者用レ扇、）

沓ニテモ、緒太ニテモ、草履ニテモ、心ニ任セ著時、神社ヘ參詣シタル時ハ、沓ノ揖ノコトアリ、自己ノ宅牀ノ上ニテ直ニ神拜スルニハ、沓ノ揖ノ事アルベカラズ、自己ノ宅ニテモ、庭上ニテ圓座軾ナドニ著テ拜スル時ハ、沓ノ揖アルマジ、自己ノ宅ニテ神ヲ祭リ、又ハ遙拜ノ時モ、此心得アルベシ、緒太草履ナドヲ脱ニハ子細ナシ、沓ヲ脱ニハ、沓ヲ一足踏ソロヘテ、片足ヅヽトクト脱グ、片足ヅヽ脱ザレバ、沓ワキヘ飛ナドスルモノ也、心得ベシ、サテ沓ヲ脱テ神殿ニ進ムコトモアリ、又神前ノ庭上ニ著時モアリ、又沓ヲ脱處ト、神前トハ向ヒ合セズ、側ナル處モアルベシ、トカク沓ノ揖ハ、沓ヲ脱時ト著時トニスルコトヽ心得ベシ、又沓ヲ著ナガラ神前庭上ニ付テ拜スルコトアリ、此時ハ沓ヲ脱ズトモ沓ノ揖アルベシ、其時ハ蹲居ト云テ、沓ヲ著ナガラ足ヲ蹲ノ足ノ如ク、尻ノ後左右ヘ開キテ居ル也、揖ハ座シテ平伏ニアタルユヘ、腰ヲ矩(カネ)ノ手ニ合如クニカヾムル也、

正笏トハ、神拜ニハ必笏ヲ取テ拜スルコト也、仍テ笏ヲ取ザル無位無官平人ナラバ、笏ノ代リニ扇ヲ笏ノ心持ニシテ用ユルコト也、扨笏ヲ取テ神ヲ拜スル始リハ、日神天磐屋ニ入玉ヒ、天地常闇ニナリシ時、天兒屋根命笏ニ榊ヲ取添テ、敬拜シテ祈禱給ヒシユヱ、日神叡慮和ガセ、磐戸ヲ開キ給ヒ、日月光リカヾヤカセ給ヒヌ、是深々ノ奥儀アルコト也、笏ハ牙ノ形也ト鎮座次第記ニ記サレタリ、牙ノ字ニ付テ、象牙ノ笏ナド云說ハ大ナル誤也、カイト讀ベシ、葦牙ノ表示也、○中略

神拜ニハ笏ヲ取テ拜スルコト也、笏ナキ者扇ヲ代リニ用ル也、笏ニモアレ扇ニモアレ、是ヲ正シテ心身ヲ正クシ、土念敬ミニナリテ拜スルコト正意ナリ、サテ扇ヲ用ルハ、蝙蝠中啓常ノ扇、

何レニテモ心ニ任スベシ、常ノ扇ナラバ一間開キテ用ベシ、笏ニテモアレ扇ニテモアレ、右ノ手ニ持、笏ノ下ヲ小指ヲ一ツ笏ノ内ノ方ヘハヅシテ持バ笏ユガマヌ也、笏ヲ左右ヘモ前後ヘモユガマヌヤウニ持ベシ、笏ヲ持手クビノ、ギツ丁手ニナラザルヤウニ持ベシ、（舞ニ扇ナ持ニモ、茶ノ湯ナドニモ、此手ツキヲキラフナリ、心得ベシ、）先立ナガラ笏ヲ右ノ腰ノ前ニアテヽ進ミ拜スル時、笏ヲ身ノ眞中ニアテテ、左ノ手ヲ右ノ手ニ重テ合セテ笏ヲ正クスル、コレヲ正笏ト云ナリ、身ヲ離レスギタルモ、又身ニ付スギタルモアシキ也、揖スルトキニ笏ヲ上ノ方ヘサシ上ル、凡ソ目ノ通リト笏ノ頭ト均クス・ベシ、腰ヲ屈スルトキ笏ヲ下ヘ推下シテ、ソレト一度ニ腰ヲ矩ノ手ニ合ホドニ折屈メテ、一拜シテ直ニ腰ヲ伸ベ正ク立ベシ、屈スル時モ伸ルトキモ、笏ト身ト離レ〳〵ニナラザルヤウニスベシ、扇ヲ用ル時モ右ニカハルコトナシ、

次著座

沓ノ揖終テ、沓ヲ脱座ニ著、或ハ階ヲ升リ、坐スベキ處ニ進ニ、緣ノ折廻リナドノ處ニテハ、磬折シテ進ベシ、裾ヲ著タル時ハ、折廻リニテ片膝ツキテ裾ヲ寄テ後進ムベシ、庭上ニテ進ム時モ折廻リニテ磬折シ、裾ノサバキアルベシ、サテ座ニ著ニ、前著後著ノ差別アリ、座ハ疊軾圓座何レニモアレ、前著ハ直ニ足ニテ座ヲ不踏、膝ヲカケテマハリ居ナホリ、前ノ方ニ向テ膝ヲ容ルベシ、後著ノ時モ同ク膝ヲカケテ著膝ヲ容ルベシ、コレハマハルコトナシ、其マヽ居ナホル也、膝ヲ著ニ右ノ足ヨリ先、左ノ足ヨリ先ト云說々アリ、一概ニ泥ベカラズ、トカク上座ノ方ノ膝ヲ先ヘ突、下座ノ方ノ膝ヲ後ト心得ベシ、又起座ノ時ハ下座ノ方ヲ先、上座ノ方ヲ後ト心得ベシ、

次座ノ揖（正笏作居一揖、而揖ニ笏於右側、）

座正笏一揖ス、平伏スル也、額地ヲ去コト一二寸バカリ、笏ノ正シ樣沓ノ揖ノ時ニ同ジ、裾ヲ著

スレバ裾ヲ寄ベシ、帶劔ナラバ平緒ヲ調フベシ、跪座平座ハ時ニヨルベシ、前著ノ時、從者從フ間敷所ナラバ、座ニ著テ後、笏ノ下ニテ沓ノ內ノ跟ノアタル所ヲクルリト前ヘメグラシ養、膝手ヨキ樣ニナホシ置ベシ、

措笏於右側トハ、笏ヲ身ノ正中ヘヨセ、左手ニ笏ノ下ヲ持、右手ニテ笏ノ頭ヨリ一寸計下ヲ向ノ方ヨリ平ニ持、ギツ丁手ニ不成ヤウニ心得ベシ、サテ右ノ側ニ笏ノ下ヲ座ニ突立テ、跡ノ方ヘスベラシテ、ヨキ程ヲ考テ、無名指小指ニテ笏ヲカヽエ、大指中指ヲ座ニ付テ措ク也、

次拍手ニツ

拍手ハ唯何トナク右ノ手ニテ左ノ手ヲ拍ツ也、始メハ大小ト拍チ、終リハ小大ト拍テ、陰陽ノ理ヲ表スルナド云コトモアレドモ、手ヲ拍ツハ感通ノ義ナリ、倭姫命世記ニモ手ヲ拍テ甚ニ悅玉フナド云コトアリ、今モ世人物ニ感ズルコトアレバ自然ト手ヲ拍也、其拜スル所ヲ思込テ手ヲ拍バ、其思込所ヘ響キテ感ズル也、タトヘバ神社ヘ參詣スルニ、神靈ハ寂然ト鎭リ玉フニ、其神號ヲ念ジ、其處ヲ思込テ拍故ニ、神靈忽ニ感ジ玉フ、響ノ聲ニ應ズル如シ、手ヲ拍テ其マヽ掌ヲ組合セ、胸ニ推アテヽ心ヲ凝スベシ、祈念加持ノ時手ヲ拍皆此心得也、又神ヲ拜スルニ手ヲ拍ノミニアラズ、朝拜ニモ手ヲ拍シコト持統紀ニモ見エタリ、サテ手ヲ拍ツコトヲカシハデウツト云コトハ、食物ヲ供シテハ必手ヲ拍禮アル故也、又食物ニ付テカシハト云コトハ、上古質素ノ世、柏ノ葉ニ食物ヲ盛リシヨリ起ル名目也、今ニ新嘗大嘗ノ式ニ柏ノ葉ニ盛、御酒モ本柏ニテ供フナド云コト見エタリ、然ラバ手ヲ拍ヲカシハデト云ハヾ、拍ノ字ハ木扁ナルベキナド云説アレドモ手扁ヲヨシトス、ウチ手ト書テ、カシハデトヨムベシ、率膳內膳典膳皆カシハデトヨム、文字ニ拘ル義ニアラズ、

次再拜（正面立再拜、女者作居再拜、）

拍手シテ其マヽ掌ヲ組合セ、胸ニ推アテヽ心ヲ凝シ心ヲ鎭メテ、サテ右ノ側ニ置タル笏ノ頭ノ方ヲ右ノ手ニテ取、笏ヲ立テ手ヲ笏ノ下ノ方ヘ推下テ初ノ如ク正シク立、笏ヲ身ノ正中ニアテヽ、左ノ手右ノ手ニ重合セテ、笏ヲ目通リマデ差上テ、又下ヘ推下ス時、身ヲ屈シテ平伏スル也、平伏ノ間三息計、スグニ正シク立テ始ノ如ク笏ヲ目通マデ持上テ推下シ、身ヲ屈シ平伏シ、三息計伏シテ起アガル、女ハ立テ再拜セズ、居ナガラ再拜スル也、男モ乍居再拜スル事アル也、神社ヘ參詣シ、群集ノ中ニテ立テ拜モヲコガマシケレバ、乍居拜スルモ可也、

次祓(中臣祓三種大祓等、攝掌唱之、或略之、)

祓ヲ修スルハ、神社ノ祭官神事行事ニ祓勤仕スルモ格別、又自己ノ宅ニテ神ヲ祭リ、或ハ日所作、或ハ遙拜ナドシテ祓ヲ修スルモ格別、其時ハ祓机ニ大麻切麻散米等ヲ設ケテ祓ヲ修スベシ、或ハ祓ノ具ヲ略スルモ心ニ任スベシ、神社ヘ參詣シテ神前ニテ祓ヲ修スルコトハ、必再拜ノ次ニ祓ヲ修スルト云義ニハ非ズ、神社ヘ參詣ノ時、宅ニテ沐浴盛服シテ、直ニ祓ヲ修行シテ身心ヲ祓淸メ、其身其心ニテ直ニ神社ヘ參リ神前ニ向フ時ハ、更ニ神前ニテ祓ヲ修スルニ不及、再拜シテ直ニ祈念アルベシ、○中略

攝掌唱之、或略之、

何レノ祓ニモアレ、攝掌シテ唱之トハ、攝掌ハタナゴヽロヲヲサムトヨム、倭姬命世記ニ、攝掌シテ神祇ヲ再拜シ奉レトアリ、兩ノ掌ヲ組合セテ胸ニ押アツル事ヲ云ナリ、

次祈念(祈念任意)

次拍手(二ツ)

次再拜(如初)

次座ノ揖(正笏作居一揖)

次起座

次沓ノ揖著沓、正笏、立一揖

退出

左ノ足ヨリ左右左三足後ヘシザリ、右ヘ廻リテ退出スルナリ、神ノ方ヘ正シク後ノ向ザル樣ニ心得ベシ、

拍手ト拜トノ事、座ニ著キ座ノ揖シテ、次ニ拍手、次ニ再拜シ、次ニ祈念シ、次ニ再拜シ、終ニ拍手シテ座ノ揖シ起座スルモヨシ、一槪ニ泥ムベカラズ、又神前ニテ兩段再拜ヲセザレバ、先沓ノ揖、次ニ著座テ座ノ揖シ拍手シ、或ハ祓祈念シテ、次ニ拍手シ、次ニ座ノ揖シ、起座シテ沓ノ揖シ退出スベシ、座揖沓ノ揖ハ神拜ニ不限、著座ノ儀式也、神ヲ拜スルハ兩段再拜スベシ、

神社參詣ノ時ハ前夜ヨリ潔齋スベシ、日暮ニ行水シ、服ヲ改メ別火シ、當日モ同前タルベシ、世ニ是ヲ一夜神事ト云也、行水スル時唱フル歌有、神拜次第ニ見ユ、此歌何レノ人ノ歌トモ不知、諸社ニ通ジテ用ヒ來レリ、服ヲ改テ唱フル歌有、是モ神拜次第ニ見ユ、此歌春日ノ神木ニ出現セシ由申シ傳フル也、榊ノ枝ノ七八寸許ナルニ木綿垂付テ豫テ用意シ置、是ヲ以身體ヲ祓ヒ清ムベシ、或ハ大麻又用意ナクバ扇ヲ少開キテ祓フ也、又中臣祓、三種祓、三科祓ナドヲ唱ヘ、切麻、散米、人形、解繩、大麻ナドニテ祓ヲ修スルハ彌以ヨシ、右ノ歌ハ聊略儀也、右行水シ服ヲ改メ祓ヒ清ムル事ハ參詣ニ不限、神事修行ノ時必ズ右ノ如ク致スベシ、又日所作トテ、每日不怠神拜スル時ハ、其最初ノ時潔齋シ、次ノ日ヨリハ但盥漱シタル計ニテ祓ヲ修シ神ヲ拜スベシ、日所作ニハ犯淫ヲモ赦スト也、又日所作ヲ怠リタラバ、又改テ潔齋シテ初ムベシ、

又參詣ノ時ハ、道路ノ間不思議怪異ノ雜談ヲ禁ズベシ、

入鳥居時、向鳥居乍立笏ヲ正シ一揖スベシ、鳥居ハ上古ノ門也、入鳥居時唱フル歌、神拜次第ニ

見ユ、入鳥居尤不淨ヲ致スベカラズ、唾ナド吐ハ疊紙ヲ用ユベシ、鳥居ノ內、置道ノ中通リハ歩ミ行カザル事也、一歩一歩ニ尊體ニ近キ奉ル思、嚴シク敬ミテ次第ニ靜カニ歩ミ進ムベシ、

神供獻上ノ最中ニハ、神拜思慮アルベシ、

深夜ノ神拜是又思慮アルベシ、私ノ參詣ニ松明是又思慮アルベシ、

拜殿ニ進ミ昇リテハ拜スベカラズ

又遙拜ノ時モ其社ヲ思ヒ込テ、鳥居ヲ入ルノ觀ヲナシテ、鳥居ノ歌ヲ唱フルモ可也、

〔宣胤卿記〕文明十二年十二月二日戊申、早旦行水、（過也）參詣吉田社、（社頭亂後未立、勸請齋場所）兼倶卿宿所咫尺之間立寄、賀日本紀御談義參事、對面相語云、神。拜。口。傳。事、諸家競有御尋、就此六七十年以來一向無之間事、諸家無敬神也、余敬神異于他、以來次可授云々、則口傳之、　三日、又遣狀於吉田神主、又菅原和長來、

昨日面談爲千載一遇候、殊神拜御口傳事、深秘心中候、恩許不知手足之舞踏候、欣悅之餘、重可參申之處遲々、先獻短章候、何樣連々神道事可仰御指南候、恐々謹言、

十二月三日　宣胤

吉田殿

尊札畏拜閱仕候、寔昨日不存寄光儀、本望且は就中御拜口傳事、御敬神異于他候、難有存候間申入候、定而可相叶尊神之冥慮哉之由存置候、何樣連々神道事、就御執心可申入之段、尤以可爲一流本望候、尙々依之態專使貴札、云彼云是不知報謝之限候間省略候、可得御意候、誠恐謹言、

十二月三日　兼倶狀

〔伯家部類〕一文龜元年九月後奈良院

上書如此

禁裏每朝御拜之事

伊勢　内侍所　石清水　賀茂　春日　日吉　祇園　北野　北斗

此本正文、文龜元年四月日、禁裏進入、神祇伯忠富、

禁裏毎日御拜之事、此次第正文、文龜元年九月日、禁裏進入之由被注之處、雖然其已後以雅業被仰下候故、二品自筆被寫進者也、仍當御代此正文令持參、雖備叡覽、故二品被寫進被置御前之間、不及留置者也、於御三間御不審之條々申也、○中略右忠富王眞跡

一雅喬王雅光王一紙之寫、御代々御傳受之事也、

明應十年三月忠富記之内也、十一月早旦宮拜次、秘密一ヶ條事授、其儀、公方御引直衣、忠富著衣冠、於御上間種々義申了、次常御前日、成獻忠富前、播磨局、次天盃拜領退出之處、以勾當内侍御劍拜領、銘備前長船久光、私後柏原院御代始也、

禁裏毎朝御拜之事（此本紙次第等在相傳之部）

此次第正文、文龜元年九月日禁裏進入之由、（上ノ文并大永七年五月六日之記等也、同文ニ因リ略之、）

私右雅業王自筆ノ寫也、後奈良御代始也、雅業伯自是已前例紛失、○中略

一天正十四年十二月廿二日御拜始御傳受（雅朝眞跡）

毎朝御拜御作法

先御二拜（伊勢、内侍所、兩段再拜、）所、次御著座、次（天地ヲ清メ、心身ヲ淨メ給ヘ、）拍手二、次御祝詞、次御退座、

（天正十四年十一月廿二日御拜始、今朝申入了、）二從三位行神祇伯雅朝王　已上

一慶長十一年十一月十七日、顯成王任伯時、雅陳王御代拜相傳之切紙二通、（又外ニ被拜作法モ一通アリ）

主上御代官次第

先二拜、次著座、次（天地清メ、身淨メ、）拍手二、

天皇詔命ヲ以、從五位上神祇伯顯成王爲御代官、毎日御所令勤仕也、彌天下泰平、海内靜謐、朝廷

再興、寳祚長久、御子孫繁榮、御願圓滿仁、夜乃守利晝乃守仁幸給戸江、恐み恐美毛申天申、

次拍手

慶長十年十一月十七日　從二位源雅朝

伊勢兩宮、内侍所兩神、石清水八幡宮、賀茂下上大明神、春日四所大明神、日吉大明神、祇園三所、北野天神、北斗、

慶長十年十一月十七日

從三位源雅朝(眞跡ナリ)

一寛文八年八月十日、當今〇靈元へ御傳受、

每朝御拜之次第

先御二拜、(伊勢、内侍所、兩段再拜、)次御著座、次(天地於清女、心身於清女御天、)御拍手、二次御祝詞、

彌天下泰平、海内靜謐、朝廷再興、寳祚長久、子孫繁榮、所願圓滿仁、夜乃守利晝乃守利仁、守幸給戸江恐美恐美毛申天申佐久、

御拍子二　右中高二折書之巳上

伊勢、(辰巳)内侍所、(同)石清水、(未申)春日、(同)日吉、(丑寅)祇園、(辰巳)北野、(戌亥)北斗、(北)

奥書　寛文八年八月十日

〔伯家部類〕一延寶六年二月君臣相傳目錄

主上御相傳之事

先三種大祓、次最要祓、(御幼主之時、或從日中入之、但依時宜、同日中入之、是每朝御拜者不被遊之、別ニ御願有之時被用也、)

御拜作法、御祝詞中高横折一枚、

九社次第同上

鏡御拜是ハロヅカラ中ニ入之、御次第不ㇾ記ㇾ之、

臨時御拜同上　已上

右相傳之事、宮中三日御前夕方ヨリ御潔齋、主上御身分之御神事ハ、前夜ヨリ當日迄也、御引直衣御裝著御、於御三方奉ㇾ捧ㇾ之、當家三日神事、或ハ一夜神事舊例之由、然而三日可ㇾ然云々、位袍著裝、檜扇笏持ㇾ副之、或檜扇計持ㇾ之、御相傳料廿石給ㇾ之、或御大刀又有ㇾ例、○中略

一御神樂御拜

同上、但仰付如ㇾ留書調進之、出御之體內陣之御作法、委細注二日次記一、

又云、主上ハ每朝御拜專要也、或神道行事方幷有ㇾ之、外之祓共御傳受、無二其理一之由所二申傳一也、

主上ハ只被二遊付一タル御作法計可ㇾ然ト也、

攝家相傳之事

最要祓、三種祓、神拜作法、中高橫折 但祝詞案異二于諸臣一、

此分有所望時、他之祓又授之、

又云、攝家關白之人ニ相傳之事、當職之時、御代官之作法、或自分之必先□□等被ㇾ傳ㇾ之、

御代官ニハ

三種、爲二祝詞一、中高 九社次第、中高 調之授之、或祝詞九社次第、笏紙書付授之、彼方三日神事裝被ㇾ著、此方同斷一夜神事、

一御神樂御拜御代官之事相傳之事、ロヅカラ傳之、相二當其時一申入了、於二里亭一御代官被ㇾ勤ㇾ之、殿下故障之時、當家勤之有二先例一、

諸臣相傳之事受ㇾ人三日神事、位袍無ㇾ裝、□當□袍同前、職笏取副、

最要祓、爲二三神、同神拜次第、中高此分也、有恐望之人ハ、他ノ祓被授之、或ハ後日一夜神事ニ而
も相傳也、奉幣之作法、引合儀折可然也、根本口ノカラ也、然而雖覺之由被申故如此、
依所望右同日授之、或又有別三日神事可傳之兩樣也、

延寶六年二月吉日　　神祇伯雅喬王

〔伯家部類〕攝關へ御傳受之事

天正十一年閏正月廿一日、一條關白內基公へ奉授、

禁裏每朝御拜御代官事

先二拜、次著坐、次天地於清女、心身於清女天、拍手二、次祝詞、其詞、

彌天下泰平、海內靜謐、朝廷再興、寶祚長久、御子孫繁昌、御願圓滿仁、夜守晝守爾、守幸給邊止、恐美恐美毛
申天申久佐、

次御退座

就爲御當職、主上御手替之事、被尋下候得バ、委申入了、猶於御不審、重而可仰蒙者也、

天正十一年閏正月廿一日　　右雅朝王

〔宗建卿記〕享保廿年後三月廿九日、殿下〇近衞家久參院、〇後西院召御前、明日御鎭守可有御奉幣、御進退之
事有御相談、宗建同候御前、殿被言上云、於吉田流者、二拜之後、執幣二拜、兩度是兩段再拜也、其後更
二拜云々、是不審也、取幣兩段再拜、其外前後二拜被省可然候歟、於殿下者、每事奉幣之時、雖被傳吉
田流被除前後二拜者也、院御奉幣、是又頃日吉田雖申上、依思召被除前後二拜、可無難者歟云云、

〔俗神道大意三〕白川家ニテ、無位無官ノ者へ賜ハル許狀ナドハ、少カモマヤカシタル事ナク、立派
ナ物デ有マスガ、其文言ノ趣ハ、

何國何郡何村何社祠官

遙拜

何誰姓實名

右依懇願、神祇拜指式被授與訖、因鳳折烏帽子淨衣淺黃指貫著之、宜令神事進退者、本官下知之狀如件、

年月日　神祇伯ヽヽ王家令官位姓名奉

〔神道名目類聚抄五祭祀〕遙拜（ヨウハイ）　遠境ノ神社ヲ詣デズシテ、爰ヨリ拜スルヲ云、

〔止由氣宮儀式帳〕一三節祭等幷年中行事月記事

月例

以朔日卯時、禰宜內人物忌等皆悉集、神宮拜奉、（向南御門外）次高宮拜奉、（向南遙拜）

〔延喜式五齋宮〕凡齋內親王在京潔齋三年、卽每朔日、著木綿鬘、參入齋殿、遙拜大神、

凡元日齋內親王遙拜大神宮、

〔古老口實傳〕一祠官服氣、幷遠行旅宿之時、本宮神事自番之日、於心中潔齋、庭上遙拜无怠云々、

〔內宮臨時假殿遷宮記〕御出行事

朝廷事祈之後座起、禰宜西宮司自南退出、於例所對拜、荒祭遙拜手兩端如恒、

〔豐受皇大神宮年中行事今式正月一〕鮎饗（四方拜）

禰宜權官者、到別宮遙拜所、列踞、南面西上、（禰宜權官一行自西列東、雖有權官數十人、其列已定、乃皆蹲踞拜下云、四所遙拜者皆倣之、）先向高宮入度拜屈拜、次拜土宮、次旋（一禰宜左旋、二禰宜以下右旋、下倣此例、）北面拜月讀宮、又旋（一禰宜右旋、二禰宜以下左旋、各如初參、皆旋右、）南面拜風宮、又更旋蹲踞、自一禰宜秩禮東行、到九丈殿南方之大場、天地四方拜、

〔豐受皇大神宮年中行事今式正月一〕社參

一禰宜朝御饌供進之屆從、而參宮神拜、次參高宮、土宮、月讀宮、風宮、出鳥居、而蹲踞東面拜、一禰宜揖、二禰宜復參本宮、則歸館、二禰宜以下及權官、（或隨一禰宜、直歸、）則經風宮東南道、參各神社、蹲踞北面東上入

度拜屈拜、次參高神社、又如之、次南行、當高神社巽路上、蹲踞巽面艮上、八度拜屈拜、少右轉又八度屈拜、次參茜社、(自高神山參茜社、經田畔而往、是古法也、)蹲踞北面東上、八度拜屈拜、(於是又少右旋遙拜)次參相社、蹲踞北面西上、八度拜屈拜、還入於一鳥居内、(相社東有岐路、自是而入、)歷二鳥居、到九丈殿之南、重踞乾嚮遙拜本宮、還經五丈殿之前、出大路、到木柴垣下、乾嚮重踞遙拜、次參北御門社、蹲踞北面東上、八度拜屈拜、(於是遙拜西北諸末社、)次參國見社、蹲踞北面西上、八度拜屈拜、次參藤社、蹲踞北面東上、八度拜屈拜、(於是又少左旋遙拜)因遙向上御井社、八度拜屈拜、既而還歷北御門橋、參月讀宮、蹲踞北面東上、八度拜屈拜、因遙向高河原社、八度拜屈拜、次參大社、蹲踞北面東上、八度拜屈拜、自是歸里第、

〔日本書紀 二十八 天武〕元年六月丙戌、旦於朝明郡迹太川邊、望拜天照大神、

〔常陸國風土記 信太郡〕榎浦之津、便置驛家、東海大道、常陸路頭、所以傳驛使等、初將臨國、先洗口手、東面拜香島之大神、然後得入也、

〔左經記〕長元七年八月廿八日乙酉、依伊勢奉幣、出御南殿遙拜云云、

〔治承元年公卿勅使記〕九月二日戊申、參内、(○中略)以主殿司示參入之由於兼光、頃之來仰云、來十日、爲幣帛使可參伊勢大神宮、予(○三條實房)徵稱之後、尋問參宮日事等、(○中略)自今日至進發日、每日可奉幣、(向巽方也)次向川原、(二條東南邊)修祓、(陰陽權助清憲朝臣、東帶、)了奉遙拜、則入齋所、(春日富小路、内藏權頭敦任朝臣直廬也、相府御沙汰也、此一兩日修理、日代定景奉仕也、)于時亥刻許歟、則又沐浴著衣冠、於庭中解除之、次又奉遙拜、了解脫、抑門立引注連、又庭中立札、

十五日辛酉、至多賀宮遙拜所、立石壺、(西上南面)再拜拍手、又再拜了、

〔玉海〕治承元年十一月廿四日己未、今日依地震事被奉九社幣、爲御拜著御裝束之間也、依御物忌於清涼殿有御拜、(坤角供御座、巽向、)頭中將定能朝臣獻御笏、向巽兩段再拜之後、返給笏即入御、

文治四年正月廿七日癸亥、到八幡伏拜下車、取笏一拜、宇治殿仰云、騎馬之時可下馬、乘車之時必不可、然只放牛可引過(○過一本作退)云々、然而中古以來皆以下車、仍從近例耳、

〔吾妻鏡十七〕建仁三年正月一日辛未、午剋將軍家〇源頼家御參鶴岳宮、和田兵衛尉常盛役御劒、於廻廊御遙拜後還御、

〔吾妻鏡十八〕建仁四年正月十八日壬午、辰剋鶴岡別當阿闍梨尊曉、爲將軍家〇源實朝御祈禱、進發二所、江馬四郎主〇北條義時爲奉幣御使同參給、先參御所、被跪南庭、〔寢殿在門外〕將軍家自南階下御於庭上、向伊豆宮根三島方、廿一反拜給、〔各七反〕

〔參考太平記一〕資朝俊基被捕下向關東附御告文事

島津家今川家金勝院本竝云、元德二年四月朔日ノ事ゾカシ、中原章房清水寺ニ參詣シテ下向セシニ、西ノ大門ニテ八幡ヲ伏。。拜ケル時、〇下略

〔園太暦〕貞和二年二月十日、明日春日祭也、仍今日修祓遙拜如例、

〔宣胤卿記〕文明十二年十二月廿五日辛未、今夕沐浴始神事、明日爲春日祭遙拜也、　廿六日壬申、今日春日祭也、〔式月使社延引〕早旦行水著衣冠、遙拜。。〔庭上敷疊一枚〕以次奉拜大原野、吉田、多武峯等、

延德元年十月十六日、今日多武峯御正日也、早旦行水、〔每月精進〕著衣冠、於庭上敷疊、修祓致遙拜、先奉拜春日社又多武峯、

〔元祿二年外宮正遷宮記〕天和二年九月廿六日

到別宮遙拜所、禰宜南面西上列立、使宮司南面東上、列立于禰宜上、物忌父南面西上、列一本榊下、列定蹲踞、向多賀宮八度拜、次屈拜、次土宮屈拜、次北面月讀宮屈拜、次南面風宮屈拜、拜畢脫木綿鬘、〔從者〕取之掛榊枝、

〔源氏物語十二須磨〕かものしものみやしろをかれとみわたすほど、ふとおもひ出られて、おりておはん馬のくちをとる、

ひきつれて葵かざしゝそのかみを思へばつらしかものみづがき、といふを、げにいかゞおも

ふらん人よりげにはなやかなりしものをとおぼすも心くるし、君も御馬よりおり給て、御やしろのかたををがみ給とて、神にまかり申し給ふ、

うき世をばいまぞわかるゝとゞまらん名をばたゞすの神にまかせて、との給ふさま、物めでするわかき人にて、身にしみて哀にめでたしとみたてまつる、

〔夫木和歌抄三十八〕樗　　信實朝臣

みちのべのかものかはらのふしをがみふるきのあふちかげもなれにき

〔歌林拾葉集〕ふしをがみ　臥拜也、總て神社にある也、社のさし入に木を横さまにたてゝ、もしは不淨觸穢のものなど、是よりおくへ入べからじのしるしにせる也、さてそこもとにて、ふしをがみけるによりてかくいへり、

〔倭訓栞中編二十不〕ふしをがみ　伏拜の義、敬拜の意なり、鄙俗に遙拜の事と心得るは轉訛せし也、

〔源平盛衰記二十七〕信濃横田川原軍事

親忠〇海野六郎大法堂ノ前ニシテ馬ヨリ下リ、兜ヲ脱テ八幡社ヲ伏拜ミ、南無八幡大菩薩、我君先祖ノ崇ル靈神ナリ、願ハ木曾殿〇義仲今度ノ軍ニ勝事ヲ得セシメ給ヘ、御悦ニハ、〇中略退轉ナク神事勤ヲ進ラセントゾ祈念シケル、〇中略木曾取敢ズ、通夜大法堂ニ馳附テ、兜ヲ脱ギ腰ヲ屈テ、八幡社ヲ伏拜ミ、樣々願ヲ立ラレケリ、

〔源平盛衰記四十六〕義經行家出都幷義經始終有樣事

八幡ノ伏拜(フシヲガミ)ノ所ニテ、義經馬ヨリ下、鎧ヲヌギ、弓脇ニ挾テ跪キ申ケルハ、南無八幡大菩薩ハ、源氏氏神トナラセ給フ、〇下略

〔太平記九〕高氏被籠願書於篠村八幡宮事

明レバ五月元弘二年七日寅剋ニ、足利治部大輔高氏朝臣、二萬五千餘騎ヲ率シテ篠村宿ヲ立給フ、夜未深カリケレバ、閑ニ馬ヲ打テ東西ヲ見給處ニ、篠村宿ノ南ニ當テ、陰森タル故柳疎槐ノ下ニ社檀有ト覺テ、燒荒タル燎ノ影ノ風ナルニ、宜禰ガ袖振鈴ノ音、幽ニ聞エテ神サビタリ、何ナル社トハ知ネドモ、戰場ニ赴ク首途ナレバトテ、馬ヨリ下テ、甲ヲ脫テ、叢祠ノ前ニ跪キ、今日ノ合戰無事故、朝敵ヲ退治スル擁護ノ力ヲ加ヘ給ヘト、祈誓ヲ凝シテゾ坐ケル、時ニ賽シケル巫ニ、此社如何ナル神ヲ崇奉タルゾト問給ケレバ、是ハ中比八幡ヲ遷シ進ラセテヨリ以來、篠村ノ新八幡ト申候也トゾ答申ケル、

〔信長記〕一義元合戰の事

信長卿、中略さらば明日永祿三年五月十九日は未明に打立べしと仰られて立せ給ふ、翌日拂曉に、佐久間大學飯尾近江守かたより、敵鷲津丸根へ早取懸候由、飛脚到來せしかば、物のぐし給ひつゝ、中略先熱田へといそがせ給ひけるが、あつたの旗屋口にては、早雜兵一千餘騎方々より馳加はりける、御當社大明神へ御參詣有て、謹てふしをがませ給へば、丹誠神にや通じけん、內陣に物の具の音して、物すさまじく聞えたり、

〔戎衣神拜考〕一總論

戎衣詣拜の式なくてやはと、これかれあなぐりもとむるに、古の將帥たちの鹿島立のさま、鎌倉の右幕下賴朝の洲崎宇都宮、足利等持院殿尊氏の篠村八幡まうでなど、戎衣社參の例いと〳〵おほかれど、たゞ神前に上矢を奉り、大刀を納め、社頭に神馬を引かれけん事などこそあれ、その行粧作法委く記せるものなければ、今は知べきやうなし、されば管見もて古書を捃摭し、おほかたにおもひよれる一ふしを、左に書つらね侍るにこそ、

二　戎衣六具裝飾神拜

文祿元年三月朔吉日によりて、豐太閤伏見の御香宮御參詣の時、六具をしめたまひ、諸侯大夫何れも甲冑を帶し御供せり、神官社務等束帶いかめしく引つくろひて、神前に並居たり、〇中略土器廻り畢て後、ふたゝび禮拜し立歸らせ給ふよし、室町日記十七の卷に見ゆ、右の文に六具をしめとあれば、戎衣の體なることいちじるし、六具の名目、明月記建仁三年十二月十日、宇治御幸の事をいへる條に、以西六間爲公卿殿上人座、置武具六具、此外弓、伊多突、比岐目、手袋十具云々、三議一統寶檢門に、大將例のごとく、〇中略六具をさし、七のかため物をかため、弓杖をつき、重代の劒を帶き、大將左のまなじりにて御實檢あるべし、家子は六具を常のごとくして、云々など見え、今川大雙紙の陣具に付て式法の事の條に、六具と云ふは、指懸、鞭、箙、母衣、小旗、扇、是を六具といふなり云云〇中略など有て、戎衣して六具をばさす作法なり、されど室町日記の文に、六具をしめたまひと所々に書きたるは、たゞ戎衣の體をいへりとおぼゆ、

三　烏帽子

烏帽子は、兜の下にかぶれば、引立烏帽子尤なり、源平盛衰記の二卷、額打論の條に、內藏頭敎盛朝臣は立烏帽子、若狹守經盛朝臣は折烏帽子にて鎧を著し、同卅二卷の法皇自天台山還御の條に、行家鎧に引立烏帽子を著したるよし見ゆ、その外にも折烏帽子、引たて、又は烏帽子の上に兜をかぶりし事、保元物語、盛衰記など物にこれかれ見えて、いづれも、もみゑぼしなれば、兜の下にかぶるに便よし、此製變じて後世受張は出來しなり、さて敬禮するには兜をとれば、神前にても兜をぬぎ、その下なる烏帽子を引立て拜する事なり、春日驗記八卷、第二段の大舍人入道が郎等男の夢の事をいへる條に、數多の武士、入道が家に打入らんとせしに、先陣の輩內を見入れて、箙は負ながら跪き、弓を左の傍におき、兜を脫ぎて右の傍に置きて、引立烏帽子のまゝにて、敬禮せるさまを畫がきたり、〇中略吾妻鏡に、立烏帽子、折烏帽子とあるは、もみ烏帽子にはあらず、されど戎

雜載

衣の時かぶりたる例はなし、

四 兜持

兜は左の方、持やうは鉢付の方を前へ向て、左の手を鉢の中へ入れ、右の手を添て、しのびの緒をかゝへて持つべきよし、同書〇騰兵日記に記したり、

五 大刀持

大刀を持つ事、武家にては第一の賞翫、一門の人などの役なり、いつも右方に持つべし、主人騎馬の時は、左に身通りなり、身通りとは馬の脇を主人の身に添て行く事也、

六 手水の役

今川大草子の躾式法の事の條に、御手水まゐらせ候事、左の手をさきにして、杓を逆手のやうにとりて參らせ候、同く御手巾なくば、左の素袍の袖をさし出だして、拭はせまうすなりと見ゆ、但戎衣の時は、袖をさし出だすべくもあらねど、その役を素袍きる分限の者、勤仕すべきよしは推量るべし、また軍陣には雪手水、芝手水、潮手水などの事も、古書所見おほかり、時宜によるべき事にこそ、

〇按ズルニ、猶ホ此下ニ御膳の役、酌取役、扇敷、皮持、喉輪、出張頭巾、沓等ノコトアレド、今之ヲ略ス、

〔止由氣宮儀式帳〕一三節祭等幷年中行事月記事

六月例

以十六日朝、國々處々神戸人夫等所進、神酒幷御贄手自御厨進入、〇中略先大神宮司、次禰宜、次大物忌、次大内人等、然就本版位、卽諸刀禰等共發、四段拜奉氐八開手拍、次短手一段拍氐一段拜奉、又更四段拜奉氐八開手拍、次短手一段拍氐一段

拜奉然罷出、

○按ズルニ、四段拜ハ卽チ兩段再拜ニテ、本文ハ之ヲ三度重ネタルモノナリ、

〔延喜式四伊勢大神宮〕四月九月神衣祭

其儀大神宮司禰宜內人等率服織女八人、並著明衣、各執玉串、陣列御衣之後入、大神宮司宣祝詞訖、共再拜兩段、短拍手兩段、膝退再拜兩段、短拍手兩段一拜訖退出、

〔江家次第一正月〕元日節會

九條殿記云、凡拜時先突左膝、是爲令懷中扇疊紙不落也、

〔西宮記臨時五〕諸社使帶劒人不解劒、詣賀茂御社者可解放、於氏社昇神物者解從事、

〔松の落葉二〕拜

劒をおびたらんには、神ををがむにはとくべきことなり、さおもふは西宮記十二の卷に、諸社使帶劒人不解劒、詣賀茂御社者可解放云云、山陵使向陵拜禮同解之とありて、帝の御使の人は、もろ〳〵の社にては、おびたる劒をとかずといへるに、さらぬ人はとくべきよしきこえられ、又氏神の神事にまたがふもの、おびたる劒をとく事、北山抄に見えたるをおもへば、うやまふべき神のおまへにては、ものゝふもたちはさながらは、をがむまじきことなりかし、

〔北山抄二月〕上申日春日祭事

上卿率辨氏人等參向、(○中略)次起座洗手奉幣、次昇御棚、(年來之例、先昇御棚、帶劒之人解劒昇之、)

〔山槐記〕保元四年二月十一日丙申、予(○藤原忠親)於西鳥居(○春日神社)外洗手、社家設之、次辨昇社頭、昇一御棚(北第一也、辨東北、予西北、各解劒了、○中略)立東一御殿前、(立了跪、拔笏)次辨予(解劒)中宮使著庭座、(○中略)次辨以下取私幣兩段再拜、

〔後二條關白記〕應德三年十月廿三日丁未、賀茂詣也、入夜參、前驅六人、殿上人二人、右馬頭少將定忠、

前驅衣冠也、一人裝束也、上下被物大掛二具也、下社解劍了、上社不解云云、

〔中右記〕寛治六年二月七日庚申、春日祭也、〇中略社司等取幣了、解劍昇御栅、〇中略各立御社前(東第一)取笏一拜歸著本座、帶劍祝言打手、

〔台記別記〕春日詣部類記

仁平元年八月十日、參詣若宮、〇中略著庭中座、氏大夫取神寶獻寶前、〇中略次親隆朝臣獻金銀幣、(金銀一)余〇藤原賴長取之、兩段拜、白妙幣倶兩段再拜、(依女神、不解劍、)

〔安齋隨筆前編四〕拜神時帶劍否

橘嘉樹云、去安永九年四月十六日、藤原公聰卿(綾小路宰相中將)二荒山(日光山ノ本名)へ幣使の時、帶劍を解かずして神殿へ進たまふを見て、社司等云ふ、御解劍あるべき歟と、相公不肯、社司等重て云、先例諸卿解劍し給ふ事尤恒例也と、予時相公問たまはく、當社は男神歟、又女神歟の相殿に在すかと、社司答て云、東照宮一座にて相殿なしと、相公然らば解劍に及ざる事なりと、宣命奉幣毎事威儀嚴重なりき、社司等子細をしらず歟して退く、相公事終て還去ありと云、

〔萬葉集五雜歌〕戀男子名古日歌

世人之、貴慕、七種之、寶毛我波、何爲、〇中略志路多倍乃、多須吉乎可氣、麻蘇鏡、氐爾登利毛知氐、天神、阿布藝許比乃美、地祇、布之氐額拜、可加良受毛、可賀利毛神乃、末爾麻仁等、立阿射里、我乞能米登、〇下略

〔倭訓栞前編二十一〕ぬかづく　萬葉集に額付をよめり、叩頭をいふ、額衝の義也、

〔延喜式八祝詞〕祈年祭

辭別伊勢(爾)坐天照大御神(能)大前(爾)白久、〇中略皇御孫命御世(乎)手長御世(登)、堅磐(爾)常磐(爾)齋(比)奉、茂御世(爾)幸閉奉故、皇吾睦神漏伎神漏彌命(登)、宇事物頸根衝拔(氐)、皇御孫命(能)宇豆(乃)幣帛(乎)稱辭竟

奉登久宜、

〔延喜式 祝詞八〕廣瀨大忌祭

王等臣等百官人等、倭國乃六御縣能刀禰男女爾至万氐、今年某月某日、諸參出來氐、皇神前爾宇事物。

頸。根。築。拔氐、朝日乃豐逆登爾稱辭竟奉久、神主祝部等諸聞食止宣、

〔祝詞考 上〕鵜の鳥がかづくには、頭を倒に水に衝入るを、人の頭もて地につき敬ふに譬たり、且頸根は首根なり、頭を倒にするには、先頸がもとなるをもていふ事物は卽その物をいふ辭にて、萬葉に鴨自物水に浮居てと船の浮びゐるを譬いひ、宍自物膝折伏氐と人の膝をかゞめて敬ふに譬たる類也、衝拔は突通すといふにおなじくて、事を强くいふ也、

〔紀貫之集 十雜〕紀の國に下りて、かへりのぼる道にて、俄に馬の死ぬべくわづらふ所にて、道ゆく人立とまりていふやう、是はこゝにいますがる神のし給ふならん、年頃社もなくしるしもみえねど、いとかしこくていましける神なり、さき〴〵かやうにわづらふ人々あるところなり、祈り申し給へよといふに、みてぐらもなければ、何わざすべくもあらず、たゞ手を洗ひ。ざ。ま。づ。き。ふ。し。を。が。む。に、神おはしげもなしや、そも〳〵何の神とかいふといへば、ありとほしの神となん申すといふを聞て、詠て奉りける、馬の心ちやみにけり、

かき曇りあやめも知ぬ大空にありとほしをば思ふべしやは

〔太平記 二〕俊基朝臣再關東下向事

不破關屋ハ荒果テ猶モルモノハ秋雨ノ、イツカ我身ノ尾張ナル熱田ノ八劍伏。拜。ミ、鹽干ニ今ヤ鳴海潟、〇下略

〔桃華蘂葉〕可覺悟條々讀所見傳之

取。幣。拜。之時、凡人右手持之、上ヲ左トス、上皇ハ左手持之、上ヲ右ヘナス、右左右之儀也、

〔中右記〕寛治六年二月七日庚申、春日祭也、○中略次第事了引入自社西小門、先手洗次著奉幣座、社南庭上幄所座、使別座、氏人一行、各捧幣兩段再拜、

〔猪熊關白記〕建仁二年二月八日癸未、春日祭使立、○中略余○藤原家實取幣向南兩段再拜如例、

〔神祇官年中行事〕貞應三年十一月十一日癸酉、小雨、神拜日也、○中略先行於北宮社頭、先參廣田社、於鳥居下輿、於中門下取御幣、兩段再拜申祝了、

〔更科日記〕あづまより人きたる、神拜といふわざして國○常陸のうちありきしに、○下略

〔皇大神宮年中行事〕正月十一日旬神拜事

詔刀後各座起、石壺ヲ退蹲踞一座禮シ、御橋ノ神拜ニ進參、坪垣ノ西ニ物忌父等著座、御鎰ニ禮シ、各進參於石橋下、自末座豐受大神宮ノ神拜所ノ石疊ノ前ニ進參、西上著座各詔刀、○中略件皇神達皆其座方ニ向蹲踞拜也、件神拜以往ハ御河ニ有入江、黑木橋ヲ渡仍號御橋神拜、

〔答問錄附記〕鈴屋翁拜神式

享和三年十一月、大平翁の許へ、鈴屋大人○本居宣長の拜神の式を問に遣たるに、書付て答られたる趣をこゝに記す、

●毎朝拜神式●の分は、大人の子息などの幼年のさき、略してながまれ候分也、本文の通りに御唱可レ然候、

大平

●卯辰方爾向比拍手二つ額突支氐

●神風乃伊勢乃國、佐久々志呂、五十鈴乃川原乃底津石根爾大宮柱太敷立高天原爾比木高知氐鎭利坐坐須、天照須皇大御神乃大朝廷乎、愼美爲夜麻比恐美畏美毛遙爾拜美奉留、

●外都宮乃度會乃山田乃原乃底津石根仁大宮柱太敷立高天原仁比木高知氐鎭坐志坐須、豐受乃皇大御神乃大朝廷乎、愼美――――詞同前

又二大宮乃●枝宮枝社乃大神多知乃大前乎毛愼美爲夜麻比、――――詞同前○中略

一こは三十年ほど以前、大人の拜の式をたづねつるときに、書付みせられけるを、大平うつしおきたる也、拍手二つと記されたれど、それは始のほど大人若年のこと也、後には大人老年兩方の手を同じやうに合して、四つうちたれ候、音は甚ひきくうたれ候、　世の人に異なることを見せて、われはがほにことゞゝしくすることは、大人の甚きらひ也、世間通例にて、古に違ひだにせねばよき也、なにごともめだゝぬやうに有たく候、

一此神の外に、大人御老年には、いざなぎ、いざなみ、神なほび大なほび、まがつひなどゝ唱へられ候やう、ほのゞゝときゝたり、それはともかくも、○有圖、略之

一手拍やう、そらずかゝます、眞平らに打合す也、音は勝手次第なれども、まづはをとなしく、おまりことゞゝしからぬやうに、忍びやかに拍也、　拜は世間通例に、殿樣の前にて御禮をする通りなり、兩手を疊へべたとつけて、額を疊へすりつけて、なにのこともなく、貴人の前にて御禮する通り也、

大平

信友君

また手簡中に

神を拜する式のこと、故翁の拜せられ候神名うつし指上申候、故翁も毎々申され候、此ことは吾心にてする事にて、翁がするまゝにせんはいかゞ也、手本にはなりがたしといはれ候へれども、松坂社中は、まづゞゝ此式に從ひ居候云云、

大平

州五郎樣

〔源平盛衰記 四十三〕源平侍遠矢附成良返忠事

判官(○源義經)ハ軍負色ニ見エケレバ、鹽潮ノ水ニ口ヲ漱、目ヲ塞テ掌ヲ合テ八幡大菩薩ヲ祈念シ奉ル、神明擁護ヲ加ヘ給ヘ、白鳩二羽飛來テ判官ノ旗ノ上ニゾ居タリケル、源平共ニアレ〳〵ト云程ニ、東方ヨリ一村ノ黑雲タナビキ來テ、軍場ノ上ニカヽル、雲中ヨリ白旗一流オリ下テ、判官ノ旗頭ニヒラメキテ、雲ト共ニ去ヌ、源氏ハ掌ヲ合テ是ヲ拜ム、平家ハ身毛竪テ心細ク覺シケル、

〔源平盛衰記四十六〕義經行家出都幷義經始終有樣事

八幡ノ伏拜(フシヲガミ)ノ所ニテ、義經馬ヨリ下、(○中略)指ヲ折テ南無阿彌陀佛ト百遍計申テ、立樣ニ口ズサミケルハ、

思ヨリ友ヲウシナフ源ノ家ニハアルジ有ベクモナシ、ト云掌ヲ合セ伏拜テ立程ニ、(○下略)

〔荏柄天神緣起上〕王城鎭守神々多くましませど、當社は靈驗あらたにまします故に、(○中略)一人もかうべをかたむけ、萬民もたな心をあはすめり、

〔鹽尻三十九〕すべて神の社、正面の正道は、祀を奉する神主ならでは通るまじき也、(大神宮にては靈道と稱す、)且神前の正面を避て拜し奉るべきなり、内宮に鳥井八重榊の前ぞ、庶人の拜所なりける、(○中略)熱田社のごときも、拜殿の東より參りて、椎の樹のもとにて拜し奉るべきを、恐なく御正面に向ひ奉ることそあさましけれ、

〔八幡宇佐宮應永造營記〕神官氏人等獻喜合掌

〔神道獨語〕神道者の神拜祈禱などに印を結ぶ事あり、三光の印とて日月星の三印あり、飛取盧嶋印、八尋殿印などの類也、日本紀、古事記、古語拾遺等に、諸神印を結び給ひし事見えず、若實に印ありしならば、字音にてインとは云まじ、上古の詞にては、何といひたるや、オシデと云は別の用也、古曾て書には見えざる事也、御卽位の日、灌頂といふ事あり、其時印明を用給ふ事あり、(此事御代に依て用られざる事も有る、)其印明は佛の印明也、(此佛の名わざと記さず、朝廷の秘事なれば恐あり、)神の印あらば何ぞ神の印を捨て、佛の

印を用給はんや、されば神道の印といふも、佛家を羨でまねをする也、

神道者が幣を執て神拜する人に戴する事あり、是誤也、幣とは、ぬさとも、にぎてとも云て、上古人に贈る禮物にて、是を以て禮意を表す爲に用ゆるなるべし、○中略此ぬさは神に贈り捧るもの也、朝廷より諸社へ幣帛を頒ち賜ふ事、神祇式に見えたり、常人も神社へ參詣するには、此方より幣を持參して神に奉る事也、然るに田舍人などは幣を此方より持參せず、彼方より幣を持出て戴かするは逆さまなり、

古事類苑

神祇部三十八

奉幣 朔幣併入

古事類苑

神祇部三十八

奉幣　朔幣〔併入〕

奉幣トハ、幣帛ヲ神祇ニ獻ズルヲ謂フ、其物ノ種類ハ別ニ幣帛篇アリテ之ヲ詳ニセリ、凡ソ朝廷ニ於テ幣帛ヲ班ツニハ、掌侍先ヅ神祇官ニ往キテ之ヲ裹ミ、主上之ニ臨ミ給ヘリ、其使ハ臨時ノ奉幣ニハ、汎ク五位以上ノ人ヲトシテ之ニ充ツレドモ、或ハ其社ニ因リテ姓氏ノ定レルモノアリ、伊勢神宮ノ王氏ニ於ケル、宇佐大神ノ和氣氏ニ於ケルガ如シ、而シテ奉幣ニハ宣命アリ、亦社ニ因リテ其紙ヲ異ニスルモノアリ、伊勢神宮ニハ縹色ヲ用キ、賀茂神社ニハ紅色ヲ用キ、其他ハ黃色ヲ用キルガ如シ、要スルニ、奉幣ニハ諸社ノ奉幣アリ、一社ノ奉幣アリ、私家ノ奉幣アリテ、其事タル實ニ夥シク、常祀ニ、臨時祀ニ、凡ソ祈ル所アリ、祭ル所アレバ輙チ奉幣セザルハナシ、今ハ其中ニ就キテ一端ヲ擧グルノミ、固ヨリ諸篇ニ散見シタレバ、參互シテ致フベシ、

朔幣ハ、毎月ノ朔日ニ其國ノ神社ニ奉幣スルモノニテ、多クハ國司ノ部內ノ神ヲ拜スルニ係レリ、而シテ朔幣田ハ其費用ニ供スルモノナリ、

〔西宮記臨時六〕一臨時奉幣（御即位之後、未レ行二入畧一之前、於二建禮門前一進二伊勢幣使一、可レ尋二依時議一、）上卿奉レ勅著レ陣、仰二辨召一陰陽寮、令レ勘二日時一、仰二外記一令レ進二例文硯等一、（例文置二上卿前一、入二歷名一侍、從二補任等一、硯置二參議座一、）參議依二上卿示一書レ之、（無二參議一者辨奏レ之、伊勢使闕所不レ書、依二卜食一、賀茂宰相中納言行事時、賀茂使闕者行事爲レ使、松尾平野宰相闕時、以二殿上四位一爲レ使、公卿爲レ使者爲二次官一、石清水氏四位五位、稻荷四位、諸社侍

(從及諸大夫、丹生貴布禰神祇官差進六位、有別勅賜者、或中納言參議向伊勢也、)定了上卿入宮、乍居本座、令殿上辨若藏人副日時勘文奏聞、下給定文等、乍入宮給外記、令催使、仰內記令作宣命、仰辨令催幣物、行事藏人仰內藏寮、令進伊勢幣物請奏、奏聞給上卿、上卿下辨、辨仰史、史仰大藏省、令進兩面綾絹等、自藏人所請錦、諸社幣料、依神祇官勘文仰大藏、(用半分、各奏之、)內記所自藏人所請宣命料紙、(伊勢縹、賀茂紅、餘黃、外記以使交名渡內記、)先一日上卿奏宣命草、(外記以下申中上卿知之、一大臣者、或於里亭開)中當日奏清書、(或參入、被立使、)上卿奏清書、返給退出之、次催使、公卿經月華陰明修明門、著昭慶門東廊內座、(內記置伊勢宣命、)伊勢使請幣、上卿著東廊內、內記置宣命、上官相從著座、召王大夫給宣命、上卿歸本座、內記置諸社宣命、使宰相依次取宣命退出、(以宣命授次官、)外記催諸社使、令參入、有闕怠者、依便相兼、事了內記撤宮、有行幸者、伊勢使進發後還宮、自陣發諸社使、遠使供給宣旨、使申無馬由者、奏聞仰馬寮、別以藏人遣丹生貴布禰給御馬、(天曆四、五、十六、中納言源中數座、去本常座二許、)

上卿著侍從所行奉幣事、(內藏、宣命紙用陣外紙、清書不奏、)

參議雅明著侍從所、天曆間參議向伊勢、例氏々相加、其年以參議爲伊勢大神宮幣使事、以參議爲春日幣使事、延喜元年八月廿八日、春日平野同使相兼事、延喜三年二月十三日依三合厄奉幣大神宮事、寬平八年九月廿三日、依廢后事發諸社使事、廿四日、依廢后事發山陵事、寬平四年八月、以辨爲奉幣使事、寬平元年十月十五日、奉伊勢宮使遇向之間忌穢事、諸社紫蓋梓弓箭小籤、例幣伊勢、宇佐、賀茂、日前國懸、錦紫錦綢尺絞玉佩金銀幣、宇佐如例、石淸水但告事由、或奉神寶、延喜三、九、十三臨時御幽、石淸水近衞舞人給裝束、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、神寶佛舍利使如例、十六年有此例也、延喜十、二、五、於建禮門前被立幣使、(年穀、延長九年有此例、可尋、)寬和二、二、廿八、康保二、二、廿六、(有此例、)延喜二、八、十九、宇佐使、

(長暦)例幣外被奉三衣念珠、山陵使儀同奉幣使、納言參議各有例、自陣進發、○(又見北山抄、)

〔江家次第十二神事〕於神祇官被立奉幣使儀(大極殿燒亡後數年被行此儀、)

正廳東第一間爲置伊勢幣所、(敷滿一葉薦、其上又敷葉薦一枚、以爲乾爲案、)第六七間爲奉幣所、(東有隔、敷半帖、又立案置幣案、)第六間爲內侍

候所、(東有隔敷帖)東屋(爲幔屋)東第二間敷上卿座、(西面、前有膝突)第四間敷辨座、(東上南面)第五間敷外記史內記座、(東上南面)北門內西腋爲上卿座、(敷半帖下敷筵、後立筵一枚、前敷膝突、)東腋鋪帖爲使參議等座、同門外東腋敷行事辨座、(半帖西面)其北砌敷行事外記內記座、(西上南面)西腋敷大外記大夫史座、(東面)其北砌敷外記史座、(東上南面)門前東西五丈南北三丈引大幔、正廳東幷北去堂二許丈引斑幔、東屋南二丈引幔、東北西面三方去堂二丈引幔、東院屋東一間設辨座、第二間設史座、其以西設神司官人座、辨參入、(入自郁芳門)內侍參入、(乍乘車入自東院北門、到神祇官東門下車、即敷筵道、參於廳西第一間、)辨著同三間座、檢察令裹伊世幣、(藏寮官人忌部等相具如恒)次裹了置小机上、置東二間廊上、(其坤爲裹、外宮料在巽、內宮料在其乾五尺許、令藏司官人守護之、)次辨著東院屋東一間、(西面)史著第二間、(南面)神祇官相共裹諸社幣、裹了立神祇官北門外東西、(副於垣北)

石清水　松尾　平野　大原野　廣瀨　龍田　住吉　梅宮　廣田　北野(以上立西)　賀茂二　稻荷

春日　大神　石上　大和　日吉　吉田　祇園　丹生　貴布禰(以上立東)

上卿以下參入、辨出立、(東面、史在其後、)上卿著西腋座、參議著東腋、(或參議先參入)召辨問幣物具不、召內記見宣命、次渡東屋、內記捧筥相從、辨以下相從如恒、次內記進宣命筥、次中臣忌部卜部入自東門、進正廳、(巽角給幣如恒、)(出自東門、)次召使王給宣命、(出入自東門)次內記取筥、次上卿起座、辨以下出立、(列立於同屋西幔西、南上西面、)次復門腋座、次上卿次第召使給諸社宣命、使每出門、辨令分附其幣、次事了上卿退出、辨以下外記史出立如前、大夫外記以下在辨後列、

開奉幣使卜串儀(里亭井門外東)

上卿著上座、召外記、被問使等散狀、召內記、令進宣命草、內覽了清書、召外記、被仰可持參卜串之由、外記入卜串三枚於筥、參膝突覽之、上卿推出、外記開之、(不開不合)

上卿仰使事

外記進出申使王御馬宣命清書了、令持內記、於弓場殿奏聞、次向八省、(上官相從)上卿著北廊座、召辨問幣

物具否、召外記問使參否、召外記被仰使王御馬可給由、次上卿起座著東廊、上卿西面、辨南面、外記史內記一座、東上南面召伊世使給幣、召使王給宣命、還著本座、大臣之時、外記史平伏、上卿著本座之後、使參議給宣命、出門給次官、次第諸社使々給宣命具幣帛各退出、辨以下出立、

大臣里亭開卜串儀

大臣著衣冠出寢殿南面居給、外記隨仰持筥入自車寄妻戶候東椽、大臣目、外記稱唯、進寄於長押上、膝行進筥、納卜串

車儀

大臣乘檳榔毛車立門外、立榻外記插笏進自右方、進卜串筥拔笏居、ヲ弁、御覽了返給云開々、插笏給之、置筥於地開進之、仰遣乙下合、稱唯退出、

〔侍中群要七〕臨時奉幣事

上卿奉仰、令擇日奏聞、其後參射場、令奏宣命草返給、重參令奏清書返給退去、不經辨綿從所行之、紙內記來藏陣請、綠紙伊勢、紅紙賀茂、黃紙諸社、

御幣裹所事

內侍、女藏人、女史、閑司、御手水番、御門守、申云、內侍若不候者、以女史命婦爲代官云々、

〔永昌記〕長治三年○嘉承元年七月廿三日壬子、今日又御物忌、可有九社奉幣、行事藏人有忠奉仕、南殿御裝束如例、御帳懸帳、依御物忌無御出、不可有御裝束歟、先有御浴、午刻上卿源中納言參左仗、即進御所被奏宣命草清書、雖爲九社幣、宣命有十枚、依奉相分賀茂下上、有二社也、頭辨奏之、先是卽向八省、行事史定政官掌吉行相共監臨、其儀小安殿南面、除東一間幷馬道立布障子、馬道東西立同突立障子五基、二基立東、二基立西、一基立中央、東一二間南北行敷薦、其上乾巽行敷薦爲置幣所、馬道以西艮角立屛風敷疊、爲內侍候所、其南屛風外敷疊立案爲裹幣所、其南差退立高案置幣物、其南差退敷辨座、其西敷史座、辨座可敷西歟、史座不可有歟、然而去年敷之、仍可敷却之由令仰了、嘉喜門西內

廊敷筵敷疊立薦、爲上達部座、當上卿座敷膝突、座末曳隔筵爲行事辨外記史座、(辨東、外記史對座、)同門以東又儲上官座、(外記史對座、官掌有其東、)已上曳布幔、東廊第三間敷疊立薦爲上卿座、(西面)其前敷膝突、第四間敷辨座、(南面)第五間敷內外記史座、(南面)自大極殿艮壇上嘉喜門艮壇下、上達部座前曳大幔如例、嘉喜門外庭引布幔亦如例、已上有幔門、頭之染刀女染送幣物、內藏寮官人暫奉納幣宮、爰肥後掌侍基子參上、於永福門下車、掃部寮敷筵道、女官差几帳、即以參著、次予著座、忌部兼孝女官等參來、先實檢綾文、以尺差寸法、女官折屈柳筥左右端、重六色綾、其上重縹絹兩面、其上以麻木綿結之、其上以白布一段裹之、乍置案上入几帳內、內侍取之懸手、次內藏官人以薦裹其上、送文籠此中、又付內宮短冊、爰內藏寮官人遲參、剋限欲闌、仍廻權議、以內藏助家基令置之、(爲幣使參入、追可尋先例、)次裹外宮幣同前、(但用平絹、又無兩面、)家基亦置之、(內宮幣置內、外宮幣置外、)內侍歸去、未剋上卿源中納言(實○使)參來、大外記師遠已下上官相從下官幷史等、出立嘉喜門壇下、上卿相揖著座、先召予參著膝突、被問幣物具否、次召外記被問使參否、次內記持參宣命、(先可召、而直持參如何、)上卿立座內記相從、(歷壇上、)予入門列內記後、外記師安史定政相從、各依爲行事也、上卿已上著座、召伊勢使、(召使傳之、外記乍座召之、)中臣卜部忌部參入、入幔門列立、忌部執幣給之、歸出永福門、次召王資清王參來、於膝突給宣命、次召內記、起座給宣命筥、爰予立座列第六間、外記史內記次第列、(已上南上西面、)上卿相揖如始、歷行壇上、辨以下相列、(今度內記列史後、)上卿著座、宰相中將家政卿本自在座、(今朝早參、依爲賀茂使也、)入幡使盛長朝臣稱有障候門外、仍外記以卜部送宣命、次宰相中將起座一揖、給賀茂宣命退出、次官內藏助家基於幔下給宣命相從、次稻荷使兼平朝臣候待賢門外、有障者、次日吉使河內守基綱、次梅宮使大監物說家、(橘氏、)次祇園使遠江守永俊、次丹生、次貴布禰使、亦稱遲參、神祇少副兼季給兩社宣命、(頻雖加勸發、依爲外記沙汰、强不令尋召、)已上隨使參召執幣者給幣、令前行幣帛分立嘉喜門東西、(以西爲上、相互立之、)予立門外行之、史催立執幣衞士、外記催使各分給了、上卿立座、予出立壇下、外記以下列立南上東面、上卿相揖退出待賢門需下、立歸揖、辨以下各答揖、上卿駕車、予又揖、大外記駕車、次第退出、

奉幣使社頭式

〔明月記〕建仁三年十一月十八日、巳時扶ㇾ病參院、（東帶細大刀具二隨身一、）十二社奉幣、（發日領狀、申二所勞闕如之由一、猶譴責、）右少辨清長行事左大辨參入、（告文草云々、）使遲參、告文筆遲、及二未時一出御云々、使々依ㇾ催著座、社次第列座、御幣案前に敷二圓座一、左中將雅行朝臣、予、（入二中門一渡二御前一著之、御所當ㇾ後、仍向二長方一座、）左少將公雅朝臣、左少將清信朝臣、前左馬保季朝臣、長俊朝臣、勸解由次官親輔、治部少輔盛經、皇后宮大進經高、中務少輔知家、權少輔時賓、少納言信定、頭辨陪ㇾ膳供二御贖物一、清長役送、陰陽頭在宣自ㇾ西來著二圓座一、奉ㇾ仕二御祓一、長房朝臣下來取二大麻一參上、撤二御贖物一了、使皆悉立、捧二御幣一、予立一兩步、進寄突二左膝一、搢ㇾ笏立取二御幣一、（幣置二案上一、四之手懸ㇾ案、欲二取倒一、案扣天取放挿ㇾ之、立後在二遠邊一座、）官ヲ目天喚寄、令ㇾ昇二机案一、頗東に向て立、御拜前後兩段了、置二御幣一、跪拔ㇾ笏右廻退出、自二中門外一更昇、源大納言坐二東對南面一間一、（北面、）以二右少辨一召ㇾ使、（告文在ㇾ前、）雅行朝臣先參給之出、次予（出二殿上之妻戶一、）坐二長押下一、大納言以二右手一漸揖給、予給ㇾ之取ㇾ副ㇾ笏退出、即參二賀茂一、於二下御社一禰宜出來、舖殿北庭（中門南欄）東西行敷ㇾ疊爲ㇾ座、（予異二臨時祭一時、何樣事歟由問ㇾ之、答云、祭酉之外、公卿以下使座如ㇾ此、）予著二其座一二拜、了讀二告文一二拜、授文了、還祝之後退出、（小使殿官取二返告文一、持二來社家一書付云々、）取ㇾ之懷中參二上御社一、此座如二臨時祭一敷ㇾ之、二拜讀二告文一、二拜付二社司一、還祝之後退出歸ㇾ家、

〔永正十五年一社奉幣使參向記〕同（○奉幣使）參向次第

四姓宮司各參二著于二鳥居一列立、使者入天右南乃方北向、東頭使王、次中臣、次齋部、次卜部等也、司者入天左北方南向也、如ㇾ例祇承宮掌參向天、御靈湯大麻手振掛奉留、次玉串所留列立、使者東頭南面、宮司者使乃東留南面、神官者司乃東留西頭南面、各北乃方也、手水役人玉串內人物忌權官等波南乃方留、使司神官留對天北面也、

先手水使王、次祭主、次忌部、次卜部、次宮司等也、役人勤ㇾ之、一人波水手獻、一人波紙手獻、使王以下各本座留歸著、但作ㇾ立也、

次鬘木綿、先祭主著用之後、宣命手取天一座留進、次使王二座留下著、次忌部進天鬘木綿、同多須岐手掛、宮幣留兩奉留、次大司進天鬘木綿、次御榊手玉串內人乃手與利請取、進天四御門留至留、

次送文乎進、大物忌一臈奉請取天獻、禰宜各拜見、同綿綾八端、衞士方與利請取、彼御神寶請取、在所荒垣乃未申乃角乃邊敷、往古者荒祭、月讀、伊佐奈岐、瀧原並宮、伊雜、風宮乃役人各請取、錦綾波出納內人八重疊末氏奉捧持、今度波錦綾計也、次銀釼等役者請取、御馬波御馬飼內人請取、

次一禰宜與利十座末氏、玉串乃行事如例、畢天參入、

次中院留參、先禰宜、次司、次祭主、次使王齋部卜部也、官幣以下者、役人等捧持之、

次中院留參天、神官宮司各乍立四姓乎相待天、一禮有天各一同著座、又一禮有利、其後忌部前乃石壺留參平伏、其後祭主前乃石壺留參天宣命讀進天、歸著之時二座留下天、使王一座留進于時忌部本座留歸著、宮司無詔刀、但石壺之次第如例、使者入天右西頭、司波入天右使乃西也、禰宜者入天左東頭也、官幣以下波八重榊乃邊留捧置久、

次玉串內人、宮司乃榊乎請取、一禰宜留渡事等乃玉串乃行事如恒、

次神拜手八端天各退出、司四姓如例、元乃道乎下向、神官乃下向亦如例、自西退出、

次神宮荒祭遙拜所乃邊留、四姓司乃下向乎相待、各一禮志天過天、遙拜所留神官相著天、各北向神拜有、畢先禰宜退出、次四姓退出、

次一殿留著久、祭主著北座南面、宮司者南座北面、禰宜者四氏秀、五守直、八守雄、十氏邦等也、各有鋪設、但祭主宮司乃座、淸久疊乃面乎敷久、往古者高麗緣雲繝緣位級留應天敷久、今度波如斯、著座乃時祭主宮司禰宜相待天、乍立一禮天、又一禮乎爲也、

次配膳祇承役人勤之、但今度者祇承乃闕留依天、一禰宜與利物忌乃副方、其外乃役人乎相語比勤之、

次勸盃、禰宜勸盃乃鋪設留著天、金奈掛乃土器乎取天、扇氏留塵乎拂比、酒乎受天進、祭主宮司手乎拍天請取被飲、土器乎裕子机留被置、其後又土器乎取天塵乎拂比、酒乎不受留進、祭主宮司取天酒乎受被飲後、土器元乃如留被置、其後又土器乃塵乎拂天、金奈掛乃角依留置天進須、被飲事如前、總天

三度了天一禮天、本座留歸乃後、階乎撤天一同留立、但祭主勸盃者四氏秀、宮司勸盃者五守直勤了、次御遊所留留留、祭主宮司波如例四乃御門與利參留、禰宜者例乃如天三鳥居與利參留、次御遊所乃鋪設留著久、祭主北向東頭、其次留少間天宮司座、西北乃方留禰宜座、但各鋪設波御門乃下留敷久、禰宜等祭主宮司乎相待天、一禮天著座也、其後又一禮天位階乎申、

次倭舞、先宮司、次祭主、次禰宜、次第如例、舞乃石壺有利、乍立天留向天笏乎額留付氏天乃拜、屈伏氏地乃拜、乍跪又天地乃拜、其後左袖乎地留付天左留廻志、又左袖乎左留廻天、總天左右左三度也、又喜乃廣手止云有口傳、其後乍跪拜天立如前拜、左仁廻歸座、但神宮者先右乃袖乎右留廻志、左乃袖乎左留廻志、又右乃袖乎右留廻、總天右左右三度也、各舞畢天立歸乃砌、一葉仁氏酒有利、此乎酒立止云、其後本座留歸、

次退出如例

〔安永八年一社奉幣行事記〕安永八年十月十八日、巳刻一社奉幣行事、

先禰宜所具政經中道參列木下、于時自一鳥居參進之次第、先神馬二疋、次辛櫃一合、齋士二人役之次中臣、次使王代、次忌部、次宮司、各列立二鳥居、有御璽大麻、先中臣、次王代、次忌部、次宮司、次參進玉串行事所之次第、先禰宜、次神馬辛櫃、使々宮司中臣宮司有璽承各一人各列立、先權官玉串大內人、三色物忌父山向御馬飼內人等參列行事所、其次第如例幣之時、各列定之後、使々宮司手水中臣手水權官上禰二人役之、以下使々宮司手水山向內人役之、畢後列、次忌部進出辛櫃之前、置官幣於案上、相副送文後列、次宮政所執官幣之送文而進、一禰宜、放禮紙禰宜各披見之後返給政所、次政所物忌父兄部相俱點檢官幣、次中臣著木綿鬘復列、次忌部著木綿鬘并捧、隨卽參進中重、副物忌父捧官幣案、舁居於八重榊之前、忌部候其下、于時三色物忌父等亦相從之、參入而列立于第四御門之北軒下、先是忌部著木綿手繦、次之比御馬飼內人曳立御馬於玉串御門軒東方、御馬北面、在其傍、乍立向北次宮司著木綿鬘、執玉串、著第四御門、次禰宜玉串內人執玉串著御門、次

中臣使王代參進中重、于時於第四御門、宮司禰宜以下列定之後、禰宜著石壺、次玉串內人物忌等著座、（禰宜以下於御門北軒、有御贖湯、）次宮司、次中臣、次使王代著石壺、各座定之後、中臣進御前之石壺、讀宣命、畢復座、忌部退而著石壺、次奉納於玉串之行事所、如例幣、次玉串行事畢、中臣目一座禰宜、一座禰宜進出于中臣前、中臣給宣命於一座禰宜、次鎰取內人申開御鎰櫃之御封之由、于時宮司禰宜以下起座、次各參入御內之次第、先副物忌父捧官幣案、舁居於御階下、物忌父等從之、次二座之禰宜、自鎰取內人之手執東寶殿御鎰、臨時奉幣之時、一座禰宜執御鎰、於御階渡于二座也、今日一座氏倫持宣命、仍直二座禰宜經相執御鎰、傍官禰宜相俱參入、次宮司參入、各於御階前一同著座、奉拜之後舁居官幣於東寶殿之床下、各著座同殿之前、宮司禰宜（東方上北西面）物忌、（西方上北東面）次禰宜經相（二座役也）相具手扶氏式、參昇東寶殿、奉納官幣、一座禰宜氏倫、奉納宣命於東寶殿畢退下、次鎰取內人自政所之手請取御鎰、進宮司、宮司封畢而返進如元、次各起座、參西寶殿而一拜畢退出、次於中重、二座之禰宜返渡御鎰於鎰取內人、各復座石壺、于時鎰取內人申御鎰櫃之御畢之由、次各拜八度開手兩端、朝廷奉祈、殊今日御祈之旨抽丹誠了畢退、次禰宜以下興玉遙拜所之前、與使々宮司對揖、次各荒祭宮遙拜、八度開手兩端、次禰宜以下、樓宮由貴殿酒殿遙拜之後退散、于時使々宮司著一殿、中臣王代忌部（北方、東上南面、）宮司（南方北面）著座、禰宜氏倫（一座役）氏式（明衣殿具政所）同著座、政所其南也、中臣座高麗端上、繧繝端帖白生各生各高麗端、政所鬮筵、次饗膳、先中臣、次使王代、次忌部、次宮司、次酒二獻、（其次第如饗膳）中臣勸盃禰宜上座、配膳酌權上臈、宮司勸盃禰宜下座、配膳酌祇承宮掌、使王代忌部配膳、（酌盃祇承宮掌役之）次撤配膳、（先下臈）次各退散、但使々

宮司於二鳥居有對揖、禰宜於一鳥居、相待幣使之退出、述賀儀而退、

〔令義解神祇二〕凡常祀之外、須向諸社供幣帛者、皆取五位以上卜食者充、（謂凡卜者、必先墨畫龜、然後灼之、兆順食墨、是爲卜食、）唯伊勢神宮、常祀亦同、

〔北山抄五〕奉幣天下諸神事

以神祇官人為使、宮中京中畿内、自京職下行料物於神祇官、七道給以正税、可充官符、

〔日本後紀十四 平城〕大同元年八月庚午、先是中臣忌部兩氏各有相訴、中臣氏云、忌部者本造幣帛、不申祝詞、然則不可以忌部氏為幣帛使、忌部氏云、奉幣祈禱是忌部之職也、然則以忌部氏為幣帛使、以中臣氏可預祓使、彼此相論各有所據、是日勅命、據日本書紀、天照大神閉天磐戸之時、中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命、掘天香山之五百箇眞坂樹、而上枝懸八坂瓊之五百箇御統、中枝懸八咫鏡、下枝懸靑和幣白和幣、相與致祈禱者、然則至祈禱事、中臣忌部並可相預、又神祇令云、其祈年月次祭者、中臣宣祝詞、忌部班幣帛、踐祚之日、中臣奏天神壽詞、忌部上神璽鏡劍、六月十二月晦日大祓者、中臣上御祓麻、東西文部上祓刀、讀祓詞、訖中臣宣祓詞、常祀之外、須向諸社供幣帛者、皆取五位以上卜食者充之、宜常祀之外奉幣之使取用兩氏、必當相半、自餘之事專依令條、

〔類聚三代格 一〕太政官符

應聽奉諸神社幣帛使出入陸奧國關事

菊田郡一前　磐城郡十一前　標葉郡二前　行方郡一前
宇多郡七前　伊具郡一前　日理郡二前　宮城郡三前
黑河郡一前　色麻郡三前　志太郡一前　小田郡四前
牡鹿郡一前

右得鹿島神宮司解偁、禰宜外正六位上中臣部道繼解偁、大神苗裔之神在陸奧國、古老傳云、延暦以往、割大神封物、充幣帛料、奉件諸神、弘仁以來止而不奉、因茲諸神成祟、物恠頻示、仍去嘉祥元年辨備幣帛、請當國移文、向於彼國、而稱無舊例、不聽通關、爰道繼身留關下、不得向社、所賚幣物放弃河頭、空以還來者、頃年夏月寒風、秋稼不稔、郡內疫癘、連年有聞、宮司卜筮、件神成祟、仍可奉幣帛之狀禱祈已畢、望請下知彼國、奉件幣帛、但其料用大神宮封物、謹請官裁者、右大臣宣、依請、

貞觀八年正月廿日

〔本朝世紀〕正暦五年四月廿七日戊申、今日伊勢大神宮諸社臨時奉幣日也、有行幸、是爲新疫癘也、○中略諸社幣物著左衞門陣外並立、天皇還御之後、中納言伊渉卿著左仗座、被立石淸水、賀茂上下、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大神、石上、大和、廣瀨、龍田、住吉、梅宮、吉田、天滿天神、又坐大和國大社、一言主、片岡、鴨、穴師、天香山、膽駒、大帶姫命廟、坐河內國枚岡、恩智、八幡、八幡□賣坐□□□□□□國大依羅、生田、長田、垂水、新屋等社々、以中臣氏人爲使、給宣命、同時被立使、

〔兵範記〕仁安二年十月十五日己酉、卯刻參院、今日被發遣十二社奉幣、來廿五日日吉御幸御祈、先例有限之儀式也、○中略

石淸水	侍從源俊光朝臣	賀茂（下上）	前越後守賴季朝臣
松尾	左近衞少將雅長朝臣	平野	越後守時實
稻荷	中務權大輔經家朝臣	春日	大膳大夫淸綱
大原野	中宮大進光長	日吉	左近衞少將顯信
梅宮	侍從俊定	吉田	木工頭親雅
祇園	和泉守季長	北野	中宮權大進資泰

〔吉記〕壽永二年六月三日丙申、今日依追討御祈、被發遣十社奉幣使、上卿平大納言（時忠）辨兼光朝臣、伊勢、（王經貴、中臣公宣、忌部友平、卜部政定、）八幡、（左京大夫修範卿）賀茂、（越後三位賴季卿）松尾、（新三位季能卿）平野、（新宰相中將泰通）自餘殿上人爲使、春日、（散位盛光朝臣、但不參、給宣命并幣物於里亭、露客使之時無此例、近代事也、）住吉、（宮內少輔家綱）日吉、（左近中將時實朝臣）祇園、（侍從信淸）北野、（大學頭在茂朝臣）當日被定日時使等、左京大夫書定文、藏人少輔親經奉行之、（元藏人佐定長奉行之、而爲院御使參日吉、）

〔玉海〕治承三年十一月七日辛酉、此日臨時七社奉幣云々、殿上人爲使、

〔百練抄〕（十六後深草）建長二年六月十六日庚戌、被發遣十社奉幣使、（依霖雨也、）左大臣（○藤原兼平）已下參之、　三年

五月五日、二條中納言資季卿參入、被發遣六社奉幣使、依御所御祈也、於丹生貴布禰者被用殿上使、

〔康富記〕嘉吉二年十月十九日丙午、依禁裏〇後花園御不豫、御祈也、被發遣七社奉幣使者也、〇中略大神宮不入社口、且使王中臣以下使々未還向之故也、加北野可爲七社之由、殊爲叡願被仰出也、〇中略

奉幣諸社使

石清水　權大納言藤原朝臣時房上卿　中務大輔源朝臣家種上卿前驅也

賀茂　權中納言藤原朝臣衆鄉　越前守大江朝臣俊宣自宮司殿被遣之

松尾　參議藤原朝臣隆遠陣執筆　散位高階朝臣經之自親院被遣之

平野　參議藤原朝臣持康　散位源朝臣爲治自久我被遣之

稻荷　左近衞權中將藤原朝臣雅親

春日　權中納言藤原朝臣宗繼　前越前守三善朝臣種衡自西園寺被遣之

北野　文章博士菅原朝臣在綱

〔文德實錄九〕天安元年二月乙酉、遣使內外諸名神社、賀木連理白鹿等之瑞、宣制曰、天皇我詔旨止、掛畏支諸大神乃廣前爾、恐美恐美毛申賜倍止申久、維齊衡三年十月廿日爾、公卿奏久、常陸國木連理乎獻、同年十二月十三日爾、美作國白鹿乎獻天久奏世利、如是支嘉瑞波、聖皇乃御世爾、天地乃示賜布物止奈毛聞食須、是薄德乃能令致支物爾波非須、掛畏支皇大神乃慈賜比示賜倍留物止奈利、爲天奈毛貴嘉比受賜利、御代乃名乎改天天安元年止爲留事乎申賜爾差使天、禮代乃大幣帛乎令捧持天奉出須、此狀乎聞食天、風雨乃災無久、天下饒足之女、天皇朝廷乎今毛今毛彌益々爾常磐爾堅磐爾夜守利日守仁利護賜止恐美恐美毛申賜波久申、

〔文德實錄十〕天安二年四月辛丑、於冷泉院南路大祓、爲遣諸名神社奉幣帛之使、　壬寅、是日遣從四位下右近衞中將源朝臣興、散位時宗王、從四位上伊豫守春澄朝臣善繩、從五位下右馬助藤原朝臣

廣基、陰陽頭從五位上藤原朝臣三藤、散位從五位下源朝臣雙、從四位下忠貞王、侍從輔世王、民部大輔藤原朝臣仲統、雅樂頭從五位下源朝臣舒、縫殿頭伴宿禰須賀雄、散位從四位下棟貞王、從五位下源朝臣包、從四位上越中守源朝臣啓、從五位下源朝臣同、高橋朝臣淨野等於諸大神社、宣命曰、天皇我詔旨止恐美恐美毛申給止倍申久、御心爾有所念行爾依天毛、那差使天宇豆乃大幣帛乎令捧持天奉出須此狀乎聞食天、安幣乃足幣止受賜天、天皇乎寶位無動久、常磐爾堅磐爾護賜比、助賜比、思食須御志乎毛如御意爾果之幸倍賜比、天下平安爾護給比矜給止倍恐美恐美毛申給止波久申、

〔百練抄四一條〕長德元年八月廿一日、諸社臨時奉幣、大內記以言不仰文載宣命、極以爲奇、仍令切除之、是定內大臣伊周〇藤原所爲歟、以言其抑付重須經袴、而有所思食、只不可爲內記之由有御氣色、

〔春記〕長曆四年四月五日己丑、有廿一社奉幣事、左衞門督資成〇藤原被行也、依旱損也、而雨澤已降、仍被改宣命語、

〔古今著聞集神祇一〕保安五年五月朔日、祈雨の奉幣有けり、大宮の大夫師賴卿奉行せられけるに、大內記儒辨さはりありて參らざりければ、宣命をつくるべき人なかりければ、上卿はゐのびて宣命をつくりて、少內記相永、作たるとぞ號せられける、此宣命かならず神感有べきよし自讃せられけるに、はたして三日雨おびたゞしくふりたりけるとなん、

裏書云　被宣命詞

天皇我詔旨止眞麻掛畏支其大神乃廣前爾恐美恐美毛申給止波久申須、今年之春東作之比爾、雨澤順旬天年穀有年倍支由乎令祈申給比支、而毛神明乃靈寒爾依天、稼穡乃豐登乎期給爾、頃月旱雲久凝、膏雨不灑天、百穀漸枯礎、萬民苦業之、部倍大神日域爾垂跡多末倍留、遂窟雨師傳名太末倍留靈祠奈利、然則名山大澤興利興雲之致雨天之、赤土得潤澤之應、濟疇詩收獲之功止牟古波、大神乃无限支冥助留可有止之所念行天奈牟、故是以吉日良辰乎擇定天、官位姓名乎差使天禮代乃大幣乎令捧持天、黑毛乃御馬一疋乎牽副天

奉出賜布、掛畏大神此狀乎平久聞食天、炎氣忽ニ散天、嘉澍旁降天、田園滋茂之天、人民豐稔奈牟、眞天皇朝廷乎寶位無動久、常石堅石爾夜守日守爾護幸給比、食國乃天下乎毛無爲无事爾守恤給止倍恐美恐美毛申給久波申、

保延五年五月一日　作者内記文屋相永

〔百記〕壽永二年六月三日丙申、今日依追討御祈被發遣十社奉幣使、○中略

宣命草

天皇我詔旨止掛畏支某大神乃廣前爾恐美恐美毛申賜止波久申久、近年以來關東北陸の國々波、凶賊群天人民不穩須、仍北陸道倍先爲鎭暴亂爾遣追討使利、而乎官兵爾相逢天、防戰布由有其聞里、無懼朝政志天、偏巧野心利女、如此の黨類乎波、加冥罰天、殺戮志可給奈利、世縱及澆末止毛、俗縱屬澆醨止毛百皇の歷運末盡天須、諸神乃鎭護豈空奈牟野、眞古乃列聖乃明主毛、偏仰神德介利、況幼稚乃眇身仁○安更に無他憑志、因茲氐恒例乃祭祀毛仁殊成欽仰志、臨時乃幣帛毛に彌增謹愼須、依靈睠天助皇威介、答請祈氐垂玄應給氐、官軍乃一卒波當魁帥之千人利、官軍乃寸刃波、斬逆賊之萬首奈牟、不廻時日須悉致誅罰給止倍所念行氐奈牟、故是以吉日良辰乎擇定、官位姓名等乎差使天、禮代乃大幣乎令捧持氐奉出給布、掛畏支大神此狀乎平久安久聞食天、成厚御惠志、施廣御助氐、必嚴威天、立に滅賊黨給倍、普天之下率土之中に、神兵乃所向誰人爲敵、冥誅乃所加何方に加可逃支、如在之誠最深志、不順之徒歸化天、兵革永收利、陸海無難久、天皇朝廷波寶位無動久、常磐堅磐に夜守日守に、護幸給氐、玉體安穩に、蒼生泰平に氐、志風雨調和志、稼穡豐衍に、護恤給止倍恐美恐美毛申賜止波久申、

壽永二年六月三日　大内記光輔草之

〔玉海〕建久四年正月四日、此日被立十二社奉幣使、上卿實宗卿、伊勢、石清水、加茂、松尾、平野、稻荷、春日、日吉、祇園、北野、貴布禰、○中略宣命趣、疱瘡并天變事等也、又今年爲厄年、其由同載之、未刻上卿參上、當日有定、雅長卿書之、申刻大内

記宗業內覽宣命草、其狀云、祈神道佛界之由載之、余難云、於伊勢幣者、不載三寶字、依他事自然有件字、猶先例削除之、何况正稱佛界哉、若有先例歟如何、陳云、他社宣命無憚、於伊勢者素可改之由所存也云云、重仰云、此申狀太無謂、我朝之習以伊勢事爲本、爭以可載他社之狀被草奏哉、太以不當、雖須召過狀、年始最初之御祈也、有人愁不可宜、仍宥之、仰子細敢無披陳之方歟、淸書見之、伊勢宣命件所招改之、爰知本載佛界字歟、宗業雖有苦學之聞、家非重代、身隔庭訓、故有此失歟、依此宣命沙汰、秉燭之後發遣也、

〔源平盛衰記二十七〕奉幣使定隆死去、附覺算寢死事

去十一日〔○養和元年九月〕ニ、神祇官ニシテ神饗アリ、例幣二十二社ニ奉ル、昔朱雀院御宇天慶ニ純友追討ノ御祈ニ、大神宮ヘ甲胄ヲ奉リシ例トテ、今度賴朝誅罸ノ御祈ニ、鐵鎧ヲ大神宮ヘ奉ラル、〔○中略〕其宣命ニ云、竈宅神猶擧三十六里、况源賴朝擧日本國哉ト書ベカリケルヲ、朝ト云文字ヲ落シテ不書ケリ、宣命ヲバ外記承テ書習也、競トハヨモ書誤ラジ、賴ト云字ハ助(タスク)ト讀バ、竈宅神猶擧三十六里、况源賴擧日本國哉トゾ讀タリケル、人內々ハ一定兵衞佐世ニ立テ、日本國ヲ奉行スベキニコソ、源氏追討ノ宣命ニ、源繁昌ノ口占有トゾ私語ケル、

〔續日本紀二文武〕大寶二年三月己卯、天皇御新宮正殿齋戒、遣奉幣帛於畿內及七道諸社、

〔貞信公記〕延喜七年十二月五日、有臨時奉幣諸社之事、此日上〔○醍醐〕御建禮門、拜伊勢幣帛、但諸社使南輕中、

〔江談抄一公事〕延喜聖主〔○醍醐〕臨時奉幣出御間事

或人語云、延喜聖主、臨時奉幣之日、出御南殿、先是有風氣、把笏著靴、欲奉拜之間風彌猛、御屛風殆可顚倒、被仰云、阿奈美久留志乃風也、奉拜神之時可、何有茲風哉、卽時風氣俄止、御起伏之間、御髮委地、自靴後見、甚以長久御ケルニコソアメレ云々、宇治殿〔○藤原賴通〕所被仰也、

〔本朝世紀〕正暦五年四月廿七日戊申、今日伊勢大神宮諸社臨時奉幣日也、有行幸、是爲祈疫癘也、

〔左經記〕長元七年八月廿八日乙酉、依伊勢奉幣、出御南殿、○後一條 遙拜云々、

〔中右記〕長承元年六月廿六日乙卯、有三社奉幣、伊勢、松尾、稻荷、○中略 主上○崇德 御南殿、有御拜、

〔吉續記〕文永四年十一月一日、先參院、明日奉幣使散狀奏聞、○中略 入夜有御禊之儀、垂御殿母屋御簾、孫庇第三間敷御拜座、東庭立案、置御幣、其砌敷宮主座幷使座、刻限出御、○龜山 主殿寮立明、頭中將褰御簾、次頭中將獻御笏、六位藏人傳之、次獻御贖物、陪膳頭中將、予役送、候簀子下傳之、宮主進御麻、頭中將取之進御前、宮主參退入之後、撤御贖物、次使參進、候幣案下、次有御拜、御拜了、使退入、次被返下御笏、貫首取之、次入御、貫首褰御簾如前、次權中納言候殿上、奉宣命、以藏人召光朝、光朝出殿上上戶、候上卿座前、賜宣命、入宮 退入、以內侍奏聞、奏聞之後返下、上卿召使給之、使昇自小板敷取之退入、

奉幣不出御

〔日本紀略四村上〕應和三年五月廿一日壬申、奉遣伊勢以下諸社幣帛神寶使、依御物忌、天皇不臨幸小安殿、

〔日本紀略七圓融〕天元三年二月廿六日庚午、奉幣伊勢以下十六社、而可行幸八省院、而依往亡日不行幸、

〔日本紀略八花山〕寬和元年八月廿七日己亥、於建禮門、奉遣祈雨伊勢以下諸社幣帛使、參議各申障、四位等勤、賀茂松尾平野使、依丙穢天皇不出御、

諸社奉幣

〔日本書紀二十九天武〕朱鳥元年秋七月癸卯、奉幣於居紀伊國國懸神、飛鳥四社、住吉大神、

〔日本書紀三十持統〕四年正月庚子、班幣於畿內天神地祇、及增神戶田地、

〔續日本紀十二聖武〕天平九年四月乙巳、遣使於伊勢神宮、大神社、筑紫住吉、八幡二社、及香椎宮、奉幣以告新羅無禮之狀、

〔續日本紀二十四淳仁〕天平寶字六年十一月丁丑、遣御史大夫正三位文室眞人淨三、左勇士佐從五位下

藤原朝臣黒麻呂、神祇大副從五位下中臣朝臣毛人、少副從五位下忌部宿禰呰麻呂等四人、奉幣於伊勢大神宮、

〔續日本紀 三十四 光仁〕寶龜七年八月丙辰朔、遣使奉幣於天下群神、

〔日本紀略 一 醍醐〕寛平九年七月九日、發遣諸社奉幣使、

〔類聚符宣抄 一〕太政官符下總常陸兩國司 內印

學生正六位上藤原朝臣行葛

內藏史生從七位上秦公連扶

右爲奉鹿島香取兩社幣帛、差件等人、宛使發遣、如件、兩國宜承知、依例行之、符到奉行、

位右中辨　　　位右少史

天曆五年正月廿二日

〔左經記〕寛仁四年八月七日丙戌、四條大納言於左仗被定廿一社奉幣使、兼又召陰陽寮被勘日時、十三日、十七日、今日外記等皆有障不參、仍令史奉宮文硯等、

長元八年六月二日甲寅、去月四日以後不降雨、仍田畠共可損之由云々、仍明日有八省幸行、可被立奉幣矣、　三日乙卯、巳刻參內、先是權大納言 長 著左仗外座、被行奉幣雜事、內府著奥座、使々參具了、被奏宣命、午刻出御、左右近陣立、公卿列立、少納言入左腋門、給鈴、左右近將監進西階、昇、契、寄御輿、左右開門、幸八省院、主水供御手水、次召小舍人、少納言參進召使々等、給御幣、此間權大納言著東廊、召使給宣命、歸北廊、頃之還御、

〔中右記〕嘉承元年十月三日辛酉、今日臨時有奉幣、十社、依爲使、巳刻許參內、上卿春宮大夫 〇藤原公實 被奏宣命草之間也、予 〇藤原宗忠 窓々行向八省、相具上卿、雖可渡、爲先行也、使宰相等被參會、行事權左中辨時範朝臣催懈怠事等歟、漸及申刻上卿被渡入八省、先召外記被問使々參否、召行事辨被尋幣物具

畢由、次內記取伊勢宣命立之後渡東廊、祭主以下給幣物、給使王於宣命、歸著本座之後諸社使被立、石清水（下官兼清）賀茂、（宰相中將能俊）松尾、（新宰相中將家政）平野、（新宰相經實）稻荷、春日、祇園、日吉、北野、（以上殿上人皆四位）或社者當方角、（辰巳戌亥）或社者殊被祈申、主上（○堀河）從去月十九日、玉體頗不例御、仍被行御卜之所、件方角神社祟、仍殊有此奉幣也、宣命之趣隨社各異歟、下官給宣命出從待賢門（共人五人）行向之間、於鳥羽邊秉燭、亥時許參著石清水寶前讀宣命、（先二拜、後二拜）此間次官前下野守象清取御幣立之、宮寺僧受取畢歸宿所、（宿院號高房也）別當法眼光清、聊有盃酌儲、誓言讀之後、北輦歸洛、丑刻許來著、　三年（○天仁元年）三月二日甲子、今日有奉幣、日吉一社也、

長承二年六月朔日、今日賀茂一社有奉幣云々、上卿民部卿、行事權左中辨宗成、是靈木折由被申也、使新宰相中將公教、次官藏人助元正、

〔百練抄七近衞〕仁平三年七月廿五日、奉幣賀茂社、依左大臣（○藤原賴長）狼籍、可被改造中門東西廻廊之由被申之、

〔顯廣王記〕承安四年六月廿七日壬午、五社奉幣、上卿權中納言忠親卿、行事右少辨、伊勢使王兼隆、中臣爲定、忌部口口、卜部致友、八幡使宰相中將實宗卿、稻荷馬權頭隆信朝臣、大原野重弘、祇園清定、

〔玉海〕治承三年三月廿六日甲申、此日伊都岐嶋奉幣使發遣、先有定云々、又上卿實房卿仰右少辨光雅云、安藝國伊都岐嶋社、二月十一月上申日、宜奉內藏寮幣者云々、奉宣命之後、召使左近中將重衡朝臣於軾給之、去年叡慮思食事相叶之故、有此報賽云々、又被加奉幣金銀幣、又二季祭、可預內藏寮幣之由被載宣命、　四年十二月二日庚辰、今日逆亂御祈、被發遣十六社奉幣使、上卿三條大納言實房卿云々、後聞、依使不足被立十三社云々、使皆殿上人也、行事辨兼光、勤稻荷使云々、依使沙汰、及丑刻被發遣、未曾有事也、

〔源平盛衰記二十七〕奉幣使定隆死去附覺算寢死事

去十一日〇養和元年九月ニ、神祇官ニシテ神饗アリ、例幣二十二社ニ奉ル、〇中略又臨時ノ官幣ヲ立テ、源氏追討スベキ御祈アリ、

〔百練抄〕十二順徳建暦元年十二月四日、被立三社伊勢、賀茂、石清水、奉幣使、依大嘗會延引也、

〔明月記〕寛喜二年四月九日庚午、今日二社奉幣伊勢、石清水、上卿大納言定通卿、使八幡中納言盛兼卿、次官信實朝臣云々、

〔花園院御記〕正和二年五月十二日辛丑、伊勢一社奉幣也、奉行家隆、上卿雅家卿春日權大夫也、先奏日時勘文、召返下、次奏宣命、内侍參向神祇官之後、予著裝束出清涼殿、其儀笏自鬼間多定朝臣供之、先奉行尋之間予所仰也、是關白〇藤原冬平所計申也、于時丑刻也、今日物忌也、其儀一紙、關白注進之、

御物忌時伊勢幣御拜儀

清涼殿石灰壇南第一間巽向、敷御拜座、小疊半帖如恒、不立御屏風、出御臺所東障子染御帳後、著御御座、不召御草鞋、次將不候、御劍藏人頭獻御笏、御拜了入御、

關白注進如此

〔園太暦〕康永三年閏二月廿一日、大内記時親入來、今日祇園一社奉幣、宣命草内々談之、且可談之由時宣云々、

〔後深心院關白記〕永和元年十一月十六日壬申、今日春日并吉田祭也、大納言兩社奉幣由祓也、

〔親長卿記〕文明七年三月十日、今日有北野一社奉幣、〇中略北野一社奉幣使長直朝臣御訪自禁裏下行、

十一日、長直朝臣今日參向北野社幣使云々、

〔紀百一錄〕寛保四年五月廿二日、七社奉幣卯刻催御拜出御、午刻計上卿一條右大臣道香公、辨清胤烏丸、奉行園頭中將基望朝臣、

七社奉幣使

伊勢　中臣使藤波三位和忠卿伊勢權守王使代　川越兵庫頭實彙從五位上忌部使　異續若狹守矩弘從五位下

石清水　久我大納言通兄卿從二位　次官押小路右衛門權佐從季正五位下

賀茂　柳原中納言光綱卿正三位左兵衛督　次官伏原治部少輔宣條正五位下主水正

松尾　鷲尾宰相隆熙從三位右衛門督　次官清丘大藏大輔長香從五位上

平野　正親町三條宰相公積正四位下左中將　次官交野木工頭時永從五位上

稻荷一人　堀川中務大輔冬輔朝臣從四位下

春日　甘露寺中納言規長卿正三位　次官岡崎太宰少貳國榮正五位下

右之御方之內、藤波三位殿計御參內、外ノ石清水ヨリ以下ノ御使、吉田ヘ直ニ御出也、後ニ上卿辨藤波吉田ヘ御出也、尤藤波辨兩方者、御元ヘ御出也、又後ニ上卿御出也、九月例幣ニ御所之事相替儀無之、八十六代四條院嘉禎年中ニ有之候旨、今年延享元年マデ五百九年ニ也候由、

〔公卿補任孝明〕元治元年四月廿四日、七社奉幣發遣、議奏之儀、宣命、被載辭別、上卿內大臣、〇近衛忠房參議山科宰相、〇言成辨勝長朝臣、奉行豐房朝臣、使伊勢祭主二位、〇藤波敎忠石清水、帥大納言、〇坊城俊克次官備後權介重朝、賀茂日野中納言次官出雲權介光尙、松尾宰相中將、次官越前權介爲遂、平野左大辨宰相、次官民部大輔行知、稻荷右權中將公賀朝臣、春日新中納言、次官右兵衛佐功長、奉行豐房朝臣、　五月廿一日、宇佐奉幣發遣、議奏之儀、宣命、被載辭別、上卿九條大納言、〇道孝參議左大辨宰相、〇葉室長順少納言修長朝臣、辨俊政、使右權中將通善朝臣、奉行豐房朝臣、

徴幣帛

〔日本書紀二十五孝德〕大化元年七月己卯、是日遣倭漢直比羅夫於尾張國、忌部首子麻呂於美濃國、課供神之幣、

神嘗式日奉幣他社

〔百練抄七後白河〕保元元年十一月諸社祭并臨時奉幣料、以見物可進濟之由被仰諸國、

〔日本紀略四村上〕天德四年十一月十九日乙卯、於神祇官有新嘗祭、又於八省院被發遣諸社奉幣使、伊、石、

實、松、平、穩、但式日神事、他社奉幣被勘先例、仁和三年二月四日祈年祭日、伊勢幷常陸幣帛使、天暦九年六月廿三日月次祭日、被發遣伊勢幷諸社幣使、

〔年中行事秘抄 四月〕諸社祭日被立伊勢奉幣使例

嘉保三年四月廿日己卯、廣瀨龍田祭也、又被立臨時廿二社奉幣使、

永長二年四月十七日庚子、吉田祭也、又被立祇園行幸御祈、伊世已下十社奉幣使、

〔中右記〕天仁元年三月二日甲子、今日有奉幣、日吉一社也、○中略今日上卿、辨、外記、史、頭使等皆著吉服、御燈以前奉幣例、康和三年二月二日、三社奉幣使被立也、何況諒闇之年、無御燈由御祓、雖然明日廢務云々、□御卜仰詞神事不信不淨之條、令問本社、又令奉幣帛、

裏書 先例諒闇之時如此臨時奉幣、或於神祇官被立使、或於八省被立也、而近代祈雨止雨奉幣、雖諒闇時、於仗座發遣使、依今度付近代儀、於仗座立也、

〔玉海〕安元三年二月廿二日壬辰、今日欲被立九社幣、而依幣物不具延引、被定日時、上卿三條大納言實房、辨右中辨經房、兼光云云、關白著直衣被候、余著亮闇服所參入也、雖奉幣致齋、非執政及行事之人、著亮闇服祗候、是先例也、抑亮闇年、雖被立官幣、私不奉幣、但付幣物於社司、不憚之、是内々事也、而古來或又奉幣云云如何、此事問申關白、被答云、依著亮闇服憚歟、近代多不奉幣由歟、

〔玉海〕安元二年十一月十九日庚申、吉田祭也、依亮闇不奉幣、職事勾當源定季一人於河原行由祓、陰陽師漏刻博士賀茂憲成、 廿日辛未今日供恒例四季御供於春日社、又奉幣帛、諒闇中奉幣儀、先例有憚、仍只付幣物於社司也、今月毎月可奉遣也、依吉日今日獻之、又女房來廿三日密密詣春日社、無爲可遂之由爲祈申、又以奉幣、仍兩人共修祓、陪膳季長朝臣役國行共吉服、依密密布衣、

〔愚昧記〕安元三年二月九日己卯、大原野祭也、然而不奉幣、依諒闇也、

〔玉海〕治承五年三月十二日戊子、午刻權右中辨光雅爲攝政○藤原基通使來、余○藤原兼實呼簾前廢庭逢之、光

奉幣延引

問、雅云、造興福寺之間事、條條可被計仰之由所仰也者、○中略

一炎旱事任先例可被申三社也、而亮闇中諸社祭不被立幣、此條如何、

答云、此事難題也、凡亮闇之間、不被立氏社幣、未知其故、公家已有奉幣、臣家何憚哉、然而行來已尙、忽難改舊規歟、至于臨時大事者、不可默止事歟、但都可被憚奉幣者、又可被發遣之由難申歟、進退惟谷、思慮已迷、諒闇中奉幣、若有上古之例者、可被准據歟、已爲流例然者、雖不被在、又非疎神事之儀歟、猶訪有識之士可被左右也、

〔本朝世紀〕天慶元年十一月三日丙午、今日自殿上依御禊、差右中辨源公忠朝臣令參賀茂、事旨在宣命、

天皇我詔旨止掛畏支賀茂皇大神乃廣前爾恐美恐美毛申賜倍止申久、去五月二日爾、令祈申給布事有爾依天、神寶走馬等令調飾女給牟留間爾、內裏爾頻有觸穢之事天、延遲給倍利、仍去月卅日與利始天、彼神寶等令造備女給天、吉日良辰乎擇定天奉出給牟留間爾、延引之由乎且可令申支物奈利止所念行天奈毛、故是以官位姓名乎差使天、禮代乃御幣乎令捧持天奉出給布、掛畏支皇大神此狀乎平聞食天、祟咎不致給天、天皇朝廷乎寶位無動久、常磐堅磐爾夜守日守爾護幸給倍止恐美恐美毛申給波久止申、

天慶元年十一月三日

〔年中行事秘抄二月〕依一社穢諸社奉幣延引例

長寬二年五月八日、今日依地震御祈、可被立廿二社奉幣使、而依平野社五體不具穢延引、同廿四日、可被立同奉幣使、而依大神宮穢、當日又延引、六月廿九日、廿二社奉幣也、

〔顯廣王記〕仁安二年十二月七日庚子、五社奉幣、上卿中納言實房、伊勢使王秉繼、中臣親賴、忌部義重、卜部親宗、延引畢、依無幣物也、公家御祈豈以可然哉、誠可云陵遲、

〔吉記〕治承五年三月廿日丙申、未刻上卿左大將〇藤原實定參著仗座、被定申奉幣〇祈年穀事〇中略後聞上卿參神祇官、先雖被尋辨、辨不見、及亥刻參入、幣料猶不足之由、仍延引了、上卿并使公卿、右兵衛督、大宮宰相中將、藤宰相、八條三位已下、四位五位諸大夫等、濟濟參集了後延引、希代未曾有例也、事々陵遲、雖起自諸國對捍、至于今度者、唯奉行者不覺也、辨內侍曉更自神祇官歸參畢、

〔顯廣王記〕承安四年五月六日壬辰、欲行祈雨二社奉幣之處、甘雨下了、仍奉幣延引、

〔享保十七年例幣延引次第〕延引之例幣行事次第

於一鳥居下乘如例

於二鳥居大麻御鹽湯如例

禰宜參列于中道如例

大麻御鹽湯終之後、各進于玉串行事所之次第如例、

於玉串行事所各陣列、次手水、次官幣點檢、次逸木綿、次御玉串請渡、并進參于石壺之次第等如例、

於石壺各著版位、宣命讀進、次御玉串奉納、次御封申等如例、

宮司之詔刀無之

宮司禰宜物忌父等參入于瑞籬之內、而奉舁居官幣御階之前各奉拜、

奉開正殿之儀無之

宮司禰宜物忌父等參東寶殿、而二座之禰宜奉納官幣、次參西寶殿、次退出等如例、

於石壺祭使宮司禰宜以下朝廷奉祈、開手之後退去之次第等如例、

於御輿宿之前、祭使及宮司與禰宜對揖如例、

於荒祭宮遙拜所、各奉拜開手等如例、

於一殿鋪設并著座饗膳勸盃之次第等如例

幣物遺例

於八重榊御遊酒獻之儀等者無之

以上延引之例幣、被遂行之次第行事、謹所勘如件、

享保十七年十一月　皇大神宮禰宜等

右美濃紙ニ認之、○中略

同日○十一月三十日中川釆女、小林御役所へ爲御注進、參口上書如左、

口上

御宮弥御安全ニ御座候、然者當九月例幣使御延引ニ付、今日天氣能執行之處、毎度之通御組々衆被遣、祭庭静ニ勤行仕、大慶奉存候、右御祝詞御禮旁、以拙者申上候以上、

十一月三十日　内宮長官名代

中川釆女

〔左經記〕寛仁元年十月八日癸酉、參内、○中略源大納言○俊賢被示云、香椎姫宮并坐石清水姫宮、并三所料神寶前日取落不奉、仍差御倉小舍人并神祇官人追可被奉也、早可召試可然小舍人者、有頃攝政殿○藤原道長被仰云、藏人頼宣誤留件三所神寶等、加園并韓神稻荷等社、○御定園韓神一具也、而加奉園并韓神二具、稻荷三具也、仍蒙大殿勘責、恐申退出、早召仰作物所、來十二日以前、可令作奉件神寶三具者、即召預彙善宿禰仰此由、次小舍人豐信仰件三具料物可作由、○件豐信從本預行神寶事、其殘等預置、仍所仰也、又召出納令仰小舍人保重可遣宇佐之由、并可然官人一人可差奉之由、令仰神祇官已畢、

〔中右記〕嘉保二年四月十一日丙子、賀茂行幸御祈、七社奉幣也、依爲行事、早旦參入省、催諸司、頃而大夫史參來、共行雜事、掌侍伊勢相具女官等參來、共裹伊勢幣、未時許上卿左大將殿令參入省給、召予令問幣具否、又召外記定政令問使々給、後移著東廊座、欲給宣命於伊勢使間、神祇官差文所載中臣

伊房者、而只今參入、中臣使權大副輔弘也、有相違、以外記定政被申殿下、還來云、早直宣命給使後、以辨可被奏者、則賜大內記俊信、宣命中使處許直入、被催了、令予奏聞、此口大略本官伯失也、相尋之處、改差文只今所進官也、奇怪希有也、又使參議二人、長房宗通 仍新宰相中將宗通兼松尾平野二社也、石清水使、俊輔朝臣 稻荷使、清家朝臣 申刻許事了、參內奏宣命直由、此間於南殿巽角間有御拜也、晚頭參殿下申宣命事、仰云、上卿僮間伯可令口實否給者、則相共外記定政且仰此旨了、秉燭歸家、宣命直事、於當座被尋先例、憶無所覺、但口輔弘申云、使俄有相違時、被直宣命事例也者、仍付件說所被行也、

〔百練抄 近衞七〕久安元年七月十日、權大納言實行卿、依宣旨於里亭、議定諸社祭幣物相違式文事、大博士信俊、大外記師安、明法博士有隣、直講師元、左大史師經、竿博士行安、接其座、

〔永正十五年一社奉幣使參向記〕延德三年辛亥七月十二日、一社奉幣使參向乃時者、御神寶八種草土產也、往古波御神寶錦綾、荒祭月讀伊佐奈岐瀧原竝宮伊雜風宮役人各請取奉天、夙錦綾者東寶殿留二座奉納、馬乃鞍鐙波西寶殿留三座奉納乃例也、又鞍乃裝束者、御馬飼役人給留例也、今度波錦綾計也、長五尺計乃辛櫃留入天被奉送、荒垣乃末角乃邊留奉昇居、卜部祓平神宮役人留渡志、子良乃物忌請取天奉振懸乃例也、是路次乃清止云々、其後錦綾取出奉留、彼櫃者神宮留留、總。天。今度。者。違。例。多。志、以後波能々可存知也、

上皇奉幣

〔長秋記〕天永二年四月廿八日、上皇〇白河 賀茂詣、予〇藤原師時 參會、一條京極藏人辨雅兼語云、御禊間但馬守家保朝臣捧幣立南庭、神寶昇置其前云々、於內鳥居下、前駈等下馬、自鳥居下至拜殿鋪筵道、供奉人々佇立鳥居內外、御車懸榻、爰御隨身兼久來仰云、不參御前人々前行可候廻廊外者、仍人々前行、消松火候廊西邊、此間入御、奉幣間儀不委、出御間又前行、

永久元年九月七日、主上〇鳥羽 御備倚以無驗氣、仍上皇〇白河 被始御祈請、有賀茂八幡奉幣事、八幡使顯雅卿、賀茂使重資卿也、院別當源大納言〇俊明 奉行、

〔吉記〕治承五年五月二日丁丑、傳聞自院(○後白河)被奉獻銀劒唐錦等於諸社、以廳官爲御使云々、

伊勢(内宮外宮)　八幡　賀茂(上下)　松尾　平野　稻荷

春日　住吉　日吉(二宮十禪師)　祇園　北野

已上社別御劒一腰、唐錦一帖、御幣紙二帖、白布一段、但住吉社被加進甲冑一具、可有御愼之故云々、

〔後鳥羽院宸記〕建保二年四月廿一日乙卯、今日依參賀茂社、不書經、(○中略)午一點入門、同二點著淨衣、乘輿參賀茂社、自今日七箇日可令參籠也、未一點令參著、先參河合宮、但不奉幣、次參下宮奉幣如例、(○中略)參比良木社、自西鳥居乘輿參上宮、奉幣如下社、

女院奉幣

〔中右記〕寛治八年(○嘉保元年)四月九日己卯、郁芳門院(○白河皇女媞子)有臨時七社奉幣、依有殊催參仕、御祓陪臈、未時許使參集、先別當修理大夫俊綱朝臣、承仰召大内記在良、令草告文、則入覽宮啓之、後給使々、(東中門廊)南庭立案、置御幣、下官奉御贖物、(○寢殿中央間)撤、解由次官時範登供、道言朝臣著庭中座、御祓畢奉御麻、使殿上人列座南庭、(不敷座)師隆朝臣(八幡)顯實朝臣(賀茂上下)家光(平野)忠清(春日)隆宗朝臣(稻荷祇園)有家朝臣(日吉)先御祓了後、陰陽師退出之後、八幡使一人取御幣立、須臾之後退出、次餘社使一度取幣立於庭中、有御拜歟、次第退歸、(小使隨官等相具○中略)後聞、俊綱朝臣初承女院執行所申行也、上皇御心喪間不令沙汰給、又上臈別當上卿、右大將不被知此旨、仍不被參仕也、人々爲恠、奉幣使一人、左少辨重資、俄申障不參、仍隆宗兼二社也、上卿別當猶不被下告文也、就中件告文之旨、全無別辭、只以不肖身奉院號由云々、先例無如此事、万人不得心由被謗歟、

〔台記〕久壽二年十二月三日丙子、入夜大將(○藤原實能)吉服入來曰、今日高陽院(○鳥羽后泰子)奉幣日吉、依參彼院吉服也、

皇后奉幣

〔左經記〕長元七年八月廿五日壬午、早旦爲中宮(○後一條后威子)御使詣賀茂、(○中略)令大外記頼隆眞人草庭

島香取御祈祭文二枚、恐〈○恐疑懸〉清書、狀云、此事如意思〈脫〉令相叶給はゞ、其賽ニ金銀御幣神寶大般若經一部、奉爲法樂莊嚴書寫供養〈之多天末ツラム、○下略〉

〔玉海〕文治六年〈○建久元年〉五月三日丙辰、此日中宮〈○後鳥羽后任子〉八社奉幣也、辰刻文章博士光輔朝臣持參告文草、先內々見之、依有不審事等、以長房問之、條々以證文陳申之、依有先例等不改直之、告文料紙自藏人方未渡、持參之後且以清書、〈少內記二人外記一人缺參候〉巳刻大夫兼房卿相具、權亮兼良參入、大夫候殿上、相次權大夫家房同參候殿上、使々大略參集、先是中宮有御湯殿事、〈無鳴弦名謁等事、初度之外無此事云々、〉新御湯帷自廳進之、其後著御帳南面平敷御座、〈著給御物具、唐衣等、御裳ハ以引腰給之、不付小腰也、又御髮不理、御髮差給釵子、是依不理所爲也、〉陪膳御匣殿同差釵子、〈不理髮、〉著物具等、可然之中﨟等各有障、仍兵衞督爲取入御贖物之役人〈被束帶、于同陪膳、〉兩人候御座前、此間長房入告文草於覽筥、就寢殿南庇東面妻戶簾下啓之、女房取入之、余先見之、〈余今旦浴之、著束帶、是永承例也、大治依御所勞之間、著給直衣、久安宇治左大臣著衣冠、今日依永承例也、〉其後余持參御前、中宮御覽了返給、仰可清書之由、〈件草先覽大夫之後啓也、〉此使二人、〈賀茂使隆保朝臣、平野使雅行朝臣等也、頻以催促、暫待參入、〉已終清書告文了、件兩人猶以不參、仍賀茂使改隆保入成家朝臣了、〈件人爲餘分相催、早以參入、仍改入也、〉雅行雖遲參吉時也、〈巳刻〉欲過、仍且仰可啓清書之由、即長房入告文清書八通於筥、先覽大夫之後、就初簾下啓之、余先是之卽覽、中宮返給了、〈件清書每告文有失事、各書社號也、先々書上一字、如□□新年穀奉幣、又如此、而永久書兩字、仍今日追彼例也、〉長房取之置大夫前、次有御禊事、陪膳右近衞中將忠季朝臣、〈件人職事上﨟也、始催使中有姓者之由、然而先例依不憚、猶相催之處、陪膳無其人、亮服暇權亮使、改使卽爲陪膳也、〉持御贖物自南階間簾下供之、〈兵衞督取入之、傳御匣殿、取之置御前、〉大進長房取今一前、相從忠季傳取供之、次第如初、次宮主持大麻參進中門邊、忠季朝臣於中門北廊西簀子南妻、跪插笏取御麻參進、如初自南面簾下進之、女房次第傳取、中宮取麻撫之吻之了返給、陪膳取之於初所返給宮主、宮主取之著南庭座、〈以軾爲宮主座也、案北敷之、〉次讀祓詞歟、小時起座退下了、御禊之間中宮自解解繩撫人形給、〈各入散米、如例、〉次石清水使刑部卿源宗雅朝臣、正笏著沓入自中門、於西案下北頭跪插笏〈其實懷中〉取第一幣、〈八幡御幣也、自本四上並立之、〉立、此間中宮有御拜、〈向社方兩段再拜、乍居拜給也、〉次使如本返幣跪拔笏、〈其實自懷中取出之、〉歸中門

外、次賀茂已下六社使（平野使雅行猶以遅参）次第列参各跪案北頭、同時插笏取幣而立、此間中宮次第有御拝、（始自賀茂、終吉田、各向其社方、乍居拝給也、仍無座御拝了、）其事訖、余仰可置幣之由、仍各返立幣跪拔笏、（各不置中、如法指之抜之也、）帰出中門、了、次小使廳官等参進、取八幡已下幣出中門、（暫於門邊待使出也、）次八幡已下使任社次第一々参進、大夫於殿上（居向座下方也、）賜告文、各副笏退下、相具幣物参向本社、此間雅行朝臣参入、長房申此由、余仰早参入可取幣之由、仍雅行参進、插笏取幣立、中宮向平野方又拝給了、余告示、仍返置幣退下、直参進給告文、（至于奥見）之（如例）退下、此間小使進取幣退下、次中宮渡御常御所、余出殿上、謁兩大夫、次長房已下宮司三人参入、撤御拝座、（所司自簾参上、給之、下給座歟、）此間余召宗頼朝臣仰行啓御祈之間事、次余帰入了、即大夫退出、小時權大夫退出了、

今日先早旦、宮司供御拝座於御帳前、先撤平敷御座、其跡立高五尺御屏風、其中敷小筵二枚、其上敷高麗端半帖一枚、南面有口、又庭中當南階間砌下、去五許丈立案二脚、（東西妻、東西相并立之、）八社御幣毎案各四捧傍立之、其北敷宮主圓座、（始用例圓座、仍改直敷菰突了、）其以東使等料菅圓座敷八枚、宮主圓座西南方立八足、余仰長房撤之、神祇官稱不用八足之由、有所見之故也、（猶依不審、以長房問宮主、令申不可候之由也、）又雖敷其座、使等不著座也、理須著座也、仍使々不著之、

幣物事所宛以後也、須御季所勤之、然而御封未濟也、又事卒爾也、依中無用意之由之間、仰廳爲年預資家沙汰相催之、少々事余納殿又致沙汰云々、永久例御廳儲之、但彼所宛以前也、然者已叶彼例了、

告文

使等

石清水　刑部卿源宗雅朝臣　　賀茂　右少將成家朝臣

松尾　散位能季朝臣　　平野　右少將源雅行朝臣

稲荷　左少將定家朝臣　　春日　權亮右近中將兼良朝臣

臣下奉幣

大原野　左少將高通朝臣　吉田　中務權大輔忠行

吉田使初催、左衛門佐資能、而鹿服以後七箇日內也、三箇日以後雖不可憚、本社中七箇日之由、又他人已領狀、仍重召催也、

今日中宮御神齋、僧尼重輕服姙者等不參、宮中月水人在盧、不參御前、仍輕服人除服了、參御前也、久安大宮有前後齋、而卽件左府記、不可有前後齋之由、引寬仁小野宮記被注也、臨時祭又無前後齋、仍只當日齋也、

〔玉葉〕承元四年二月八日丁卯、傳聞、春日祭中宮（○土御門后麗子）御奉幣、而犬產穢出來、仍奉幣有無被問兩大夫公房卿事由、可被停止奉幣無異儀者、通具卿申云、先可被見件小犬產、三箇日內被見付者無御奉幣、若經數日之後被見付、一切不可有忌也、被問子細已經數日小犬也、仍猶有奉幣也、通具申見江記之由云々、

〔百鍊抄十五後嵯峨〕仁治三年八月十三日、立后以後、（○中略）八社奉幣幷行啓定云々、　十七日丁卯、今日中宮職八社奉幣也、

〔中右記〕嘉承元年十一月廿七日、殿下（○藤原忠實）有奉幣於三社、（春日使仲實、大原野成實、吉田佐實、無告文、）是春日詣頻延引、使事無憚可遂之由、令祈請給也、

〔永昌記〕天永二年十月六日乙未、早旦參殿下、（○藤原忠實）今日依有春日御奉幣也、以所司保宗令清書告文、頭之出御南面、（御東帶）覽清書、卽被加御署、（件告文今具件車給）此間乘尻著饗座、（御隨身所）南京草秣儲等事、宿院佐保殿遣下文、又被仰僧正、卽以出御河原路頭、次第御幣小使前行參幄下、先乘尻、次前驅、御車檳榔、檢非違使說兼等也、陪膳陰陽助家榮勤仕、御禊主殿頭以綱朝臣、役供五位勤之、御禊了還御如初、但召使宗國給告文、次波鋒人御馬向社頭、殿下又歸御、

〔中右記〕永久元年四月十八日、今日殿下（○藤原忠實）有奉幣三社、（氏社也）是爲平大衆亂發被訴申也、式部大

輔任良朝臣作告文草、令見令、所見及大略示畢、

〔台記〕天養二年(〇久安元年)三月十日乙卯、女御代幷女房爲參大原野、不令人知、又始自今日每日奉幣、(付社司)女御代祈也、此等皆依余(〇藤原賴長)命、右大將(〇藤原實能)被沙汰也、

〔台記別記〕久安四年九月十九日甲辰、是日女子(〇藤原多子、賴長女)詣春日社及南圓堂、(入內祈)今麻呂及右大將(〇藤原實能)之室參會、(〇中略)於猶下明神邊放輅、昇入自西南鳥居、安于舞殿南方、(布衣)取幣付權神主大中臣安房、(依神主時盛服假也)安房進寶前申祝、返祝之後、重方取祿給之、(一大褂)今麻呂(布衣)於放輪之庭下車、(重方抱之)著舞殿座、(社家設之)奉幣、(無拜)重方取幣付安房、祝幷返祝同前、(無祿)次自南門詣若宮、奉幣其儀如前、神主中臣祐房(依本社務)申祝、此間使下家司獻幣於卒川社、

〔玉海〕壽永三年(〇元曆元年)九月十九日乙巳、今日春日社奉獻馬一疋、又進納手筥一合、　十月卅日乙酉、此日春日百日奉幣終日也、仍行水、又修祓依灸治不遂拜、

文治二年七月廿一日丙申、此日巳刻發遣三社奉幣、爲御寺造營無爲令遂也、先例棟上之時必有此事、事始之間不必然、有所思歟、所表謹愼也、早旦、(以日向)文章博士業實朝臣持來告文草、有改直等、相續宗賴朝臣參來、先覽草、次令淸書、(文草大藏卿有職二件、男遲參之故、今日猶遲也、)依日高、今二通密々以他人令書之、(宗賴定經奏)(書之)書訖宗賴又持來、見了留文返筥、次出庭上座、次供御贖物、陪膳資泰朝臣役供、奉行職事經奏、次陰陽師主稅助安倍淸光參上、次三社幣列立八足南、西上南面、(以春日爲上九條)

大原野使文章博士光輔朝臣

春日使文章博士業實朝臣

吉田使左京權大夫光綱

已上氏家司也

各插笏、持參幣列立也、

次有祓事、誼陪膳取大麻持來、撫了返給、撤贖物、陰陽師退出、次先取春日幣、向南兩段再拜、(令二社列立)次

大原野、向西次吉田、向東頗頁各兩段再拜、返給幣之、次給告文、先開見給之也、告文在懷中也、件幣皆悉出門了、歸昇餘脆參內、退出之後、著衣冠、又降庭、敷疊一帖、更遙拜、依有所思也、春日使借賜馬一疋、

〔古今著聞集十六興言利口〕仁平二年三月廿五日、八幡行幸ありけるに、藏人判官藤原の範貞舞人をつとめたりけるに、宮寺にて左大臣〇藤原賴長わたくしに奉幣せさせ給ひて、南階をおり給ひけるに、範貞立向ひて、うやまふけしきなかりけり、〇下略

〔猪隈關白記〕建仁二年二月四日己卯、大原野祭也、殿下〇藤原基通御奉幣如恒、余〇藤原家實奉幣又如恒、神事潔齋如例、殿下參御院內、

〔岡屋關白記〕建長二年四月二日、今日白妙幣幷細馬一匹相副告文、奉獻春日社、依有所思也、

○

〔下學集上神祇〕朔幣サクヘイ

〔運歩色葉集佐〕朔幣神恒也

〔釋日本紀十述義〕淡路國例式曰、正月元日、國內諸神奉朔幣事、每月朔日准此云々、正六位上生石社、

〔宗像宮年中行事〕一年中每月朔幣望祭神事

廿四度朔日。十五日。重相役駈丸役

〔日前國懸大神宮神事記〕五月

一日御供頭人南人母朔幣十列以下如常

六月

一日御供頭人上土師朔幣十列以下如常

七月

一日御供人頭人東行事朔幣十列以下如常

〔今昔物語十九〕陸奥國神拜守平維叙思語第卅二
今昔陸奥守トシテ平維叙ト云者有ケリ、貞盛朝臣ノ子也、任國ニ始テ下テ神拜ト云フ事ストテ、國ノ内ノ所々ノ社ニ參リ行キケルニ、□□ノ郡ニ、道邊ニ木三四本許有ル所ニ小サキ仁祠有リ、人ノ寄著タル氣无シ、守此レヲ見テ共ニ有ル國ノ人々ニ、此ニハ神ノ御スルカト問ケルニ、國ノ人ノ中ニ、年老テ舊キ事ナド思ユラムカシト見ユル廳官ノ云ク、此ニハ止事无キ神ノ御マシケルヲ、昔シ田村將軍ノ此ノ國守ニテ在シケル時ニ、社ノ禰宜祝ノ中ヨリ思ヒ不レ懸事出來テ、事大ニ罷成テ、公ケニ被レ奏ナドシテ、神拜モ浮カシ、朔幣ナドモ被レ止テ、後社モ倒レ失テ、人參ル事モ絶テ久ク罷成タル也ト、祖父ニ侍シ者ノ八十許ニテ侍シガ、然ナム聞シト申シ侍シ也、此ヲ思フニ二百年計ニ罷成タル事ニコソ侍メレト語レバ、此ヲ聞テ極テ不便也ケル事カナ、神ノ御錯ニハ非ジ物ヲ、此ノ神本ノ如ク崇メ奉ラムト云テ、其ニ暫ク留テ、藪切リ掃ハセナドシテ其ノ郡ニ仰テ、忽ニ社ヲ大ニ造ラセテ朔幣ヲ參テ、神名帳ニ入奉リナドシケリ、

〔玉海〕壽永二年閏十月一日壬戌、依二春日朔幣一神事如レ常、

〔阿蘇宮文書〕補任阿蘇社大宮司職事
宇治惟次
右補二任彼職一如レ件、但於二十二月朔幣一幷上分稻事者、可レ爲二大宮司沙汰一之狀如レ件、
建久七年八月一日　平〈〇北條時政〉

〔玉蘂〕承元四年二月一日庚申、每月一日可レ奉二幣春日御社一、是入道殿〈〇藤原兼實〉御時例也、仍自二今年一所レ行也、昨日幣物等遣二社司祐忠許一了、余著二衣冠一下レ庭、遙二拜春日御社一、依二聊有一レ存旨故也、

〔若狹國若狹彥神社所藏詔戸次第〕一上下宮御祭詔戸
再拜ト申、維建長七年〈太歲乙卯〉二月十日〈乙酉〉、賀遣滿具モ賀多志遣那記、若狹彥大明神ノ宇須廣前ニ、恒

ノ御祭ヲ依令勤仕給、令奉給白妙御幣御供御酒十列東遊、依歎淨流淨淸令納受給テ、御悦ノ盛ニハ、末等ノ御門(ミカド)實位無動、太上天皇玉體安穩、自博陸攝政始テ、至文武百官、一々御願成就圓滿ニ守幸令奉給ヘ、當國ニハ大介目在廳官人、郡鄕官官、萬民百姓等、心中所願、悉令圓滿給ヘ、總ハ天下泰平、國土豐饒、自東作始、至西納ノ後、風雨隨時、社家繁昌ニ守幸令奉給ヘト恐ミ恐モ申ス、

一返申事ニ（神之右ノ方ニ津具波以天、一宮ニテハ、鹿ニ北ヘ向テ、下宮同、）

大明神ノ詔戶事ニ仰給ハ、令奉給白妙ノ御幣御供御酒、依歎淨流淨請令納受給ヘ、留守所ノ御目代、乃至令念願給所望、一々叶嚴ミ給ヘ、日使陳枕無傾桂ノ余土ノ、於多夜賀ニ守幸給ヘ、四所官人、舞邊以來、平安穩ニ守嚴ミ給ヘ、當國三郡、自諸國モ守嚴ミ給ヘ、然者宮廣手ト扇ヲ打也、

一朔幣ノ詔戶、幷返申國前、

〔鹿島神宮古文書〕目安

鹿島大神宮□□□□□□支言上

右就當社領下野國大內庄內東田井鄕宇都宮幣物事、去々年十月、社人等致入部譴責之間、其子細歎申之處、當社事者、依爲三社隨一、公家關東諸公事免許之段明鏡之上者、向後可止催促之由、同十一月廿五日被成御奉書訖、爰宇都宮權大夫高有如申者、桓武天皇御宇、以國中得分御寄進爲幣物被定置每月一日御供之由申之、次於彼鄕雖有宇都宮神役其沙汰、鹿島御得分不可闕之由申之、忝當社者、神武天皇元年被立始宮柱之間、日本最初神明、日域無雙軍神（仁天）所御坐也、然間於當國他國御寄進地在之、或令拜領勅免官符宣、或役夫工米以下諸公事免許、當御代御判等令拜領、不勤諸役之處、限彼一鄕役錢、被破古今例法事、神慮不可然者也、縱當鄕役錢雖無其沙汰、宇都宮每月一日幣物不可有闕如者歟、其故者野洲十六郡也、以國中役錢令社納間、爭可有闕如哉、然當社每日御供事、大□□□□也、以尫弱御寄進之領地、奉備每日日次御供、于今無退轉、當鄕者每年八月每日御供

料所也、若於致御役錢沙汰者、一月御供可令退轉者也、既一月於令御供闕如者、御祈禱又可令退轉者乎、或奉爲天下申、或者神慮與申、旁以不可然者也、所詮任往古之例、已前既以御落居之篇、可令停止催促之由被仰出上者、重豪無爲御成敗、彌爲致天下安全御武運長久御祈禱精誠、恐々言上如件、

應永卅二年三月日

〔肥前國明細帳佐賀郡〕肥前國河上宮政所

注進當宮見役所課神田坪々事

合貳拾參町伍段〇中略

壹町正月朔幣田東太田里十一坪　養踏者宮方七十五前闕方五十五前也〇中略

壹町五月朔幣、宮方闕方要脚西井邊里廿八坪、〇中略

壹町九月朔幣、宮方要脚料、西太千折里六坪、〇中略

右次第神事勤行之神田注進如件、

安元二年六月日

本司沙彌在判

座主大法師在判

任社家注文、在廳官人等加署之、

權介酒井宿禰在判

介船宿禰在判〇以下署名略

〔嚴島文書二〕伊都岐嶋社政所解申請正治元年御供田等事

合

一朔幣田八町四段

安侑郡一町七段
為政一町　恒包七段
温科村一町
為政三段　為遠代七段
佐東郡七段　為末
三田新庄七段
石浦村七段
佐々井村七段　清元
久知村七段
桑原保一町五段
助清七段　國貞三段
同余田七段　國作武米〇中略
右依例所申請如件
正治元年十二月日
小行事權國造佐伯
行事權國造佐伯
修理檢挍權國造佐伯押〇略花
案主權國造佐伯押〇略花
物申權國造散位佐伯押〇略花
神主正國造兼修理總大檢挍佐伯朝臣

〔常陸國吉田神社文書〕下吉田社領

可早任先例令勤仕朔幣田事
七月朔幣田貳段　　袴墓鄉
十二月朔幣田貳段　　常磐鄉
右件朔幣田事、任先例可令勤仕也、不可有新儀之狀如件、
建仁二年閏十月廿九日　　預所〇花押略

〔常陸國吉田神社文書〕令開發箕川村荒野
大明神朔幣事
右件朔幣爲別新願所□□新田者、開發彼村荒野令引
可令致新籍之狀如件
建暦三年八月□日　　左大史小槻宿禰判

〔鹿島神宮古文書〕鹿島大神宮領田數注文
行方郡三百卅五丁三段三百歩〇中略
田餘廿九丁小
每月五ヶ所御供田三丁九段月別三段
同朔幣田七丁八段〇月別六段中略
貞應二年相傳大神領恒富

〔丹後國諸庄鄉總田數帳〕與佐郡
一朔幣料田拾二町　　一宮御領

古事類苑

神祇部三十九

幣帛 神馬附

古事類苑

神祇部三十九

幣帛 神馬附

幣帛ハミテグラト云ツ、神祇ニ奉獻スル物ノ總稱ナリ、其別ヲ擧グレバ、布帛アリ、紙アリ、玉アリ、兵器アリ、或ハ貨幣ヲ以テシ、或ハ器物ヲ以テシ、又獸類ヲ以テスルコトモアリ、而シテ布帛ニハ、青丹支手、白丹支手ト稱スルモノアリ、丹支手ハ熟布ノ謂ニシテ、青ハ熟麻布ヲ云ヒ、白ハ熟楮布ヲ云フ、

凡ソ布帛ヲ獻ズルニハ、多クハ之ヲ串ニ插メリ、之ヲ忌串(イクシ)ト云ヒ、又幣串ト云フ、後世金銀若クハ白色五色等ノ紙ヲ幣串ニ插ミテ、之ヲ御幣ト稱スルニ至リシハ其遺制ナリ、

又奴佐アリ、木綿アリ、奴佐ハ專ラ行旅ノ安全ヲ神祇ニ祈請スル時ニ用キルモノニシテ、布帛ヲ細截シテ之ヲ袋ニ納レ、道路ニ散シテ以テ神ニ供ズルモノナリ、其袋ヲ奴佐袋ト云フ、

木綿ハ幣帛ト爲スノミナラズ、祭祀ニ於テ其用最モ廣シ、其榊ニ懸ケテ神前ニ供ズルモノ、之ヲ玉串ト云ヒ、又美稱シテ太玉串トモ云ヘリ、又神官ノ襷ト爲シ、及ビ蘰ト爲スコトアリ、

名稱

〔日本靈異記 上〕幣帛ミテグラ

〔倭名類聚抄 十三 祭祀具〕幣帛 禮記注云、〈音弊、和名美天久良、〉今江東云幣帛、

〔箋注倭名類聚抄 五 祭祀具〕按、美天久良、奉獻神祇物之總稱、後挾絹布於簸奉之、謂之爲美天久良、蜻蛉日記云、美天久良一挾二挾者是也、此所載亦蓋是、後世以紙代布、蓋上古之布、績穀木皮織爲之、而

紙亦用穀木皮造之、故以紙代布也、大神宮年中行事云、寮幣者長串、用紙挾也、是也、

〔類聚名義抄 六 巾〕幣 ミテクラ、古贄、　幣 俗　大幣 オホミテクラ　幣幢 オホミテクラ

〔運歩色葉集 見〕幣帛 ミテグラ

〔八雲御抄 三下 雑物〕幣　みてくら　とよみてくら

〔神楽歌 採物〕幣

みてぐらはわがにはあらずあめにます豊をか姫の神のみてぐら神のみてぐら

みてぐらにならましものをすべ神の御手にとられてなづさはましをなづさはましを

〔古今神學類編 二十六 祭物〕奉幣

按ズルニ、夫執贄見之禮也、謂之幣、其本ハ敬ニシテ無體ノ禮內ニアリ、其恭敬ノ物ニ表ルモノ厚薄アリ、禮云禮云謂玉帛乎、是故ニ大神宮幣使ノ時ノ宣命ニモ、禮代ノ幣帛ト侍リ、勅幣使ヲ幣帛使ト云ヒ、又奉幣一捧ト稱ス、是名目也、江次第ニ見エタリ、又贄幣ハ人ノ品級アリテ其差非一、或ハ玉帛、或ハ金銀、或ハ錦綾、或ハ禽類耳、其禮和漢同致ナリト云ヘドモ、獨リ神國ノ神幣而已小線ニ非ズ、殊ニ宗廟ノ奉幣ニ於テハ深ク有以御事ニヤ、〇中略余按ズルニ、又今世此幣帛奉幣ト申ス事ヲ心得誤テ、幣串ニ紙挾ミタルヲ以テ奉幣ト稱ス、是ハ靑和幣白和幣ヲアヤマル事トゾ、サレドモ亦幣ハ神ニ奉ル錦綾、玉帛等ノ總名ナレバ、幣串トテ其品々ノ幣物ヲ插テ奉之事、格式等ノ記文ニモ侍レバ、彼幣物其品不定ガ故ニ、紙ヲ裁、垂串ニ挾ミテ其表トセシ事ト見エテ、是亦久キ風儀トナル事往々記錄ニ見ユ、〇中略或記云、大殿祭御門祭等ノ時、五色ノ幣ヲ立ル事アリ、大宮司大中臣某難之、公家御不審ノ時申シテ云、五色中、赤色ハ火也、御殿御門ノ祭ニ禁忌ノ色トスベシト、同茲白色一偏ニ定リシ事アリト也、又金銀ノ幣ト云事、異國ニモ五幣ノ中、以黃金爲中ト見エタリ、〇中略後世ノ抄物ニハ、金ハ西方ニ取テ、木ハ東方ニ取ルトノ說

ヨリ神代卷ニ謂ル、青和幣白和幣迄ヲ心得アヤマリテ、青白ノ紙幣トシ、金銀ノ幣帛モ、金銀ノ箔紙ヲ裁スルニ至レリ、而レドモ紙幣モ亦久キ習ト成テ、奉幣ヲ持ナド云事モ、古クヨリアリ傳フル事ト見ユ、

〔玉函叢說三〕みてぐらの事

いにしへ奉りものをみてぐらといへり、字には則御幣の二字、幣帛の二字、幣の一字もかけり、後の人幣帛の二字によりて、みてぐらをば、必絹布の類をのみいふとおもふは誤りなり、既に延喜式廣瀨大忌の祭の祝詞に、宇豆乃幣帛者とありて、御衣、楯戈、御馬、御酒、稻、毛物、野菜、魚、海菜をいへり、玄かれば絹のみにかぎりたるにはあらず、誤りて帛の字をもちゐしものなり、

〔神道問答上〕幣帛

問云、幣帛の本式は如何、

答云、幣帛は一物の名にあらず、御膳、御酒、鳥獸、魚貝、藻菜園菜、野菜、金、玉、武器、衣服、織物、すべて種種の物を千座の置座に置たらはして、横山の如く打積置を幣帛といふ、是即ち充(ミツクラ)座の義なり、

〔古事記上〕天香山之五百津眞賢木矣、根許士爾許士而、(自許下五字以音)於上枝取著八尺勾璁之五百津之御須麻流之玉、於中枝取繋八尺鏡、(訓八尺云八阿多)於下枝取垂白丹寸手青丹寸手而、(訓垂云志殿)此種種物者、布刀玉命布刀御幣登取持而、〇下略

〔古事記傳八〕布刀御幣、和名抄に幣、美天久良、靈異記に幣帛、美天久良などあり、布刀は稱辭なり、又宇豆乃幣帛、大幣帛、伊都幣帛、安幣帛乃足幣帛なども云り、美氐具良は何物にまれ神に獻物の總名なり、諸祝詞などを見て知べし、名義は、まづ古神に獻物及人に贈りなどする物を、凡て久良と云りと見ゆ、(後世の語に、人に物を與ふるを久流と云も是より出たることなるべし、)そは此次段に千位置戸とある位、(位は借字なり、なほ此事は傳九卷の始に委く云べし、)又貞觀儀式大嘗祭條に、倉代十輿、(代は實にて、即其物な云、)續後紀一に國造出雲豐持

制度

等奏神壽幷獻白馬一匹、生雉一翼、高机四前、倉代物五十荷、（此國造神吉事を奏時、白馬鵠とゝもに御饌をも獻りし例、神龜三年紀に見え、又五種神寶雜物を獻し例、天長七年紀に見え、又彼神賀詞に白馬白鵠の外に、玉横刀鏡など獻よしあれば、此倉代物とは、かゝるくさぐさの物をすべいふなり、）などある倉これなり、（倉字は借字なり）さて美氐は御手なり、即此に取持てとある如く、手に取持て獻る意にて云り、又氐は多牟氣の切りたるにて、御手向久良の意にてもあるべし、太玉命の名義と思合すべし、（いづれにまれ、御は下の久耳に係るなり、手又手向に附たる辭には非ず、又は後に天皇の御手づから神に獻りたまふ物を御手久耳といひならへる、其名を始へもめぐらして此殿にも然云るにもあるべし、御手向も同じ、）氐の意は右の二何れならむ、いまだ思ひ定めずなむ、（師說には充座の意として、万物を區座に充て奉るを云とあれども、さては賢木の枝に着たるにかなはず、且こゝに御字を誤て書るにもかなはざるをや、）

〔延喜式八祝詞〕春日祭

天皇我大命爾坐世、恐伎鹿嶋坐健御賀豆智命、香取坐伊波比主命、枚岡坐天之子八根命、比賣神四柱能皇神等能廣前仁白久、○中略貢流神寶者、御鏡、御横刀、御弓、御桙、御馬爾備奉理、御服波明多閇、照多閇、和多閇、荒多閇爾仕奉氐、四方國能獻禮留御調能荷前取並氐、青海原乃物者、波多能廣物、波多能狹物、奧藻菜、邊藻菜、山野物者、甘菜、辛菜爾至麻氐、御酒者甕上高知、甕腹滿並氐、雜物乎如横山積置氐、神主爾某官位姓名乎定氐、獻流宇豆乃大幣帛乎、安幣帛乃足幣帛登平久安久聞食登、皇大御神等乎稱辭竟奉久登白、

〔延喜式八祝詞〕出雲國造神賀詞

伊射那伎乃日眞名子加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命、國作坐志大穴持命二柱神乎始天、百八十六社坐皇神等乎、某甲我弱肩爾太襷取掛天、伊都幣能緒結、天乃美賀秘冠利天、伊豆能眞屋爾麁草乎伊豆能席登苅敷支天、伊都閇黑益之、天能𤭖和爾齋許母利氐、志都宮爾靜米仕奉氐、朝日能豐榮登爾伊波比乃返事能神賀吉詞奏賜波久登奏、

〔令義解三神祇〕凡供祭祀幣帛、飲食及菓實之屬、所司長官親自檢校、必令精細、勿使穢雜、

〔律疏職制〕凡大祀、略○中幣帛之屬、不如法杖六十、謂不依常典、一事有違者、闕數者杖八十、謂闕小一事者全闕者杖一百、全闕謂一坐、中小祀遞減二等、謂從大祀以下犯者、中祀減大祀二等、小祀減中祀二等、故云遞減二等、餘條中小祀准此、

〔唐律疏議九職制〕牲牢玉帛之屬、不如法杖七十、闕數者杖一百、全闕者徒一年、全闕謂一坐、

疏議曰、牲謂牛羊豕、牢者牲之體、玉謂蒼璧祀天、黃琮祭地、五方上帝、各依方色、帛謂幣帛、稱之屬者、謂黍稷以下、不依禮令之法、一事有違合杖七十、一事闕少合杖一百、一坐全闕、合徒一年、其本是中小祀、雖從大祀受祭、若有少闕、各依中小祀遞減之法、闕坐更多、罪不過此、餘祀闕坐皆準此、

〔延喜式一四時祭〕祈年祭神三千一百卅二座略○中

神祇官祭神七百卅七座

其幣案上神三百四座略○中社一百九十八所

座別絁五尺、五色薄絁各一尺、倭文一尺、木綿二兩、麻五兩、庸布一丈四尺

前一百六座

座別絁五尺、五色薄絁各一尺、倭文一尺、木綿二兩、麻五兩、

不其幣案上祈年神四百卅三座略○中社三百七十五所

座別絁三尺、木綿二兩、麻五兩、略○中庸布一丈四尺、

前五十八座

座別絁三尺、木綿二兩、麻五兩、略○中

國司祭祈年神二千三百九十五座

大一百八十八座略○中座別絲三兩、綿三兩、

小二千二百七座略○中座別絲二兩、綿二兩、

春日神四座祭　祭神料

安藝木綿大一斤、絁七尺、調布二丈三尺、(已上官物、神祇官所請、)縣布一端八尺、商布十二段、筥八合、(已上封物、内藏司所請、)

園井韓神三座祭(園神一座　韓神二座)

五色帛各八尺、夾纈帛、紫帛、紫纈帛、緋帛、淺緑帛、赤練帛各四尺、帛二丈、練絲二両、細布四丈、商布二段、

安藝木綿一斤、凡木綿八斤、

○按ズルニ、布帛ヲ幣ト爲スコトハ、本書中甚ダ多カレド、大同小異ナレバ略ス、

〔江家次第 六 四月〕平野祭

幣料(内藏寮進請奏、藏人來日奏下之、)

内藏寮

請五色絹八匹　生絹十二匹

糸十五絇　綿百屯

調布十五段　木綿五斤

右來月日平野祭御幣料、以諸國所進奉分內、依例所請如件、

年月日　正六位上行少属

正六位上行少允

〔執政所抄 上 二月〕春日祭御幣神馬事(上申日　未日發立之)

御幣五捧

幣紙五帖　裹布四丈(白細)　紫突麻布五段　仕丁䙁布一段(二人料)

已上政所年預勤之

志岳上品紙四十枚　納殿請之　放請文、　串五支、　修理所

裹薦八尺　御座所請文

件御幣料、出納任二年預下家司命一、兼日請レ之、〇下略

〔拾芥抄上本世間不靜時ノ〕宮咩祭文

絹ハ午ノ編、綿ハ午ノ結、進物ハ高坏ガ彌高高ニ、〇中略嚴ク聞食シ受納給ヘ、〇下略

〔康富記〕寶德二年五月九日壬子、止雨奉幣也、上卿權中納言資綱卿著仗奧座、〇中略

神祇官

勘中止雨奉幣、丹生貴布禰兩社幣帛事、丹生川上社壹前、貴布禰社壹前

五色絹各壹匹　生絹　壹匹　糸　貳勾　綿　貳屯

木綿　貳斤　麻　貳斤　杪　貳枝　赤毛馬　貳匹

衛士　貳人

右依宣旨所勘申如件

寶德二年五月九日　從五位下行大祐齋部宿禰明職

〔忠利宿禰記〕萬治三年九月十一日甲子、例幣發遣被行陣儀、〇陣儀長中略

太政官符伊勢國

應預奉兩大神宮幣帛事

使從五位下行神祇少副大中臣朝臣兼長

右權中納言藤原朝臣隆貞宣、奉勅爲奉兩大神宮幣帛、差件等人宛使發遣如件、國宜承知、依例行之、符到奉行、

萬治三年九月十一日　正五位上行右中辨藤原朝臣經慶加判

正四位下行左大史兼主殿頭算博士小槻宿禰判奉

請奏去九日自右中辨下給

内藏寮
請伊勢大神宮幷豐受宮幣料事
錦　壹疋　兩面　壹疋　五色綾　一疋　白綾　五疋
五色帛　五疋　木綿　小二斤　庸布　貳反　柳筥　貳合
明櫃　貳合
右來十一日例幣料所請如件
寛治三年九月五日　正六位上行少屬藤井宿禰久慶
正六位上行少允藤井宿禰久道

〔大嘗會私記〕定文書樣[illegible]諸社奉幣使○中略
神祇官
勘申大嘗會由奉幣石淸水賀茂兩社幣帛事
石淸水社三前
賀茂別雷社一前
鴨御祖社二前
絹　各五尺　五色薄絁各一尺　絲　各一絇　綿　各一屯
木綿　各二兩　麻　各五兩　榊　三枝　衞士　三人
右依官宣所勘申如件
貞享四年十一月六日　從五位下行大祐紀朝臣重基
正四位下行伯雅光王

〔八雲御抄三下雜物〕あらたへ木綿也　あをにぎて古語　しらにぎて已上二木綿也

丹寸手

〔言塵集四〕幣　ゆふぎぬ　あらたへ木綿也　白にぎて　靑にぎて　ゆふだゝみとは、たゝみたるゆふ也、　神木が枝に、しらが付てと詠り、　ゆふの事也

〔古今神學類編二十六祭物〕奉幣

白和幣トハ木綿也、木綿ハ本楮皮ヲ以、麻ノ如クセル物ニシテ、其色白シ、紙亦楮皮ニテ漉物ナレバ、昔ハ紙ニ不レ漉ヲ木綿ト稱シテ串ニ插ミ、今ハ紙ヲ以是ニ象リ、昔シ木綿ノ垂タル如クニ裁斷テ、以代レ之者ナルベシ、是故ニ古歌ニヨム類皆白キヲ以木綿ニ比シ、幣帛ニ准フル事、是ヲ以類察スベシ、靑和幣白和幣ト云事モ、世間久ク心得アヤマル說アリ、舊事本紀ニハ津咋見命穀木ヲ殖テ作二白和幣一、又粟國ノ忌部祖天日鷲命造二木綿一トアレバ、異神同物ヲ作也、又伊勢國麻績祖、長白羽神殖レ麻作二靑和幣一、其麻ノ能地ヲ上總下總ト名クトアレバ、上總下總總ノ字ハ、是麻ノ故名ニシテ、後ニ國號ト成リ、木綿ヲ殖シ處ハ結城郡ト號シ、今下總國ニアリ、木綿ハ結ノ和語也、扨靑和幣ハ葉也、白和幣ハ或ハ麻トモ云ヘリ、是麻ト木綿ト通用スルノ證也、サレドモ本二物ニシテ、其制ト其用ト二物一理ノ故ニ、麻木綿ヲ兼テ白和幣トスル事尙シ、和幣トハ丹寸手トモ書タリ、調和ノ意、又幣ハ平也、和平ハ神靈ノ氣也、故云フトノ說アリ、余按ニ、ニキノ和語ハ和ト音通ズ、手ノ字ハ助語也、或ハ幡手ナド云類例也、而レバ神　ヲ和メントテ、神音磐戸前ヨリ、作リ備ヘ始メ給フ故ノ幣物ナレバ也、和ノ字ニゴトモナゴトモ訓ジテ、共ニ和グルノ古語也、

〔日本書紀一神代〕中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命、掘二天香山之五百箇眞坂樹一而、〇中略下枝懸二靑和幣、和幣此云二尼枳底一和白幣、相與致二其祈禱一焉、

〔古事記上〕天香山之五百津眞賢木矣、根許士爾許士而、〇中略於二下枝一取二垂白丹寸手、靑丹寸手一而、〇下略

〔古事記傳八〕白丹寸手、書紀に白和幣とありて、和幣此云二尼枳底一と見ゆ、底は多閉の約りたる言

にて、即爾岐多閉なり、爾岐は即和字又熟字などを訓り、多閉は師（○加茂眞淵）說に、絹布の類を總云名なりとあり、（此本冠辭考白多閉の條に見ゆ、又此次にも云り、絹の切を佐伊氐と云は、裂多閉なり、又俗にいふ古手は古多閉なり、これらみな多閉をつゞめて、氐といふ例ぞ、）されば幣字を書は、神に奉る方に付てのことにて、此物の本義には非ず、書紀に下枝懸以栗國忌部遠祖天日鷲所作木綿と見え、古語拾遺に、令天日鷲神、津咋見神、穀木種殖之、以作白和幣、（是木綿也、已上二物一夜蕃茂也とあり、二物とは麻と二つなり、又神武天皇の御代の事どもを云る處に、穀木所生故謂之結城郡とあり、是下總國の郡名なり、）豐後風土記に、速見郡柚富郷、此郷之中、栲樹多生、常取栲皮以造木綿、因曰柚富郷、また寶基本記にも、謂以穀木作白和幣名號木綿、かゝれば白爾岐氐は木綿のこと、木綿は穀木皮以て織れる布にて、古はあまねく用たりし物なり、（此を布にすること、漢籍にも見えたり、和名抄に、穀加知木名也といひ、字鏡にも穀植也、加知乃木とあり、さて布にせし事は、いさ古のことにて、やゝ降りては、たゞ紙にのみして、布にすることは絶つと見えて、和名抄にも穀紙は見えて、布のことは見えず、さて師は此穀字を、やがて由布と訓れき、さも有べし、然るを古書どもには、由布にはたゞ木綿字をのみ用たり、和名抄祭祀具に、本草注云、木綿折之多白緒者也、和名由布と見え、又木部に、杜仲、陶隱居本草注云、杜仲一名木綿、折之多白緒者、和名波比末由美と見ゆ、此に依て思へば、古より由布に木綿字を用るは、杜仲の一名を取れるなり、されど其は、穀を杜仲と思ひ誤れるにて、實に杜仲を用たるには非ず、然らば和名抄にも、祭祀具には穀を擧て、和名由布と記すべきことなるに、木綿と書たるは、古より世にあまねく用る字を出せるのみにて、實に杜仲なりとするには非ず、故に同じ陶氏が說を引ながら、彼處には杜仲の字をも、波比麻由美の名をし擧ず、そは別に木部に出せり、そのかみ既に杜仲をば、由布には用ざりしこと知るべし、さて又杜仲の外に、別に木綿といふ木、大小二種あり、その小きは、近代に弘れる紀和多のことなり、大なるも、共に實の中に白き綿あるを採て、布にはするものなり、されば此らも又由布とはいたく異なり、字の同きを以て思ひ混ふべからず、）其は殊に白き物なる故に、白多閉とも、（古歌などに、白多閉と多くよめるも、もはら此布なり、白たへの麻衣、又白たへの衣などもあれど、そはたまさかのことなり、）白由布とも、白爾岐氐とも云なり、（○中略）青丹寸手、書紀に青和幣と書り、（○中略）麻は木綿に比れば、稍青き故に、青和幣と云なり、さて書紀に下枝懸以木綿、（全文上に引り）といひ、又（神代下卷）天日鷲神爲作木綿者など云るは、此記などを彼此と合て思ふに、白和幣のみにはあらで、必青和幣も具ふべければ、如此云ときは、穀と麻と二種を、凡ても木綿と云りと見ゆ、（これ又二種共に、天日鷲神の作れる趣ともすべし、）なほ又式などに、其料物を擧たる所には、木綿と麻とを出せるに其を用る所には、たゞ木綿のことのみ云て、麻の

ことは見えぬが多きも、二種を合て木綿と稱(イフ)故なりけり、(見て縫に木綿を付などいへるは二種を合せての名なり、)さて白和幣靑和幣共に、織たる布をも云ひ、(萬葉に木綿疊(ユフタヽミ)手向(タムケ)などあるは、必織たる布ときこゆ、)又未織(オラ)はせで、たゞ糸にしたるまゝなるをも用たりと見ゆ、故古書に木綿をば作と云て(作と書て波具(ハグ)とよめり、剝なり、)織とは云ず、(もし布になしば、倭文(シ)織などの如く、織とあるべきことなり、)又式などに、布若干端、木綿若干斤、麻若干斤と、布の外に擧げ、端などはなくて斤とあるも、糸ながら用る證なり、〇中略 されば今賢木に垂(シデ)たるも是なり、(麻も常には未織ざるを云へども、又其布をも同じく麻衣など云る如く、木綿も然なり、されば總名の多閉(タヘ)も、織たる未織ざる通はし云べきか、)

〔古語拾遺〕思兼神、深思遠慮、議曰、宜令太玉神率諸部神造和幣、〇中略 令長白羽神(伊勢國麻績祖、今俗衣服謂之白羽、此緣也、)種麻以爲靑和幣、(古語爾伎氏)令天日鷲神津咋見神、穀木種殖以作白和幣、(是木綿也、已上二物一夜蕃茂、)

〔延喜式八祝詞〕大殿祭

齋玉作等(我)持齋(波利)持淨(麻波利)造仕(禮留)瑞八尺瓊(能)御吹(乃)五百都御統(乃)玉(爾)、明和幣(古語云、爾伎氏、)曜和幣(乎)附(氣氏)、齋部宿禰某(我)弱肩(爾)太繦取懸(氏)、言壽(伎)鎭奉、〇下略

〔堀河院御時百首和歌冬〕神樂

しらにぎて千種の枝に取かさねうたへばあくる天の岩川

〔久安六年御百首〕神祇　御製

やみのうちににぎてをかけし神あそびあか星よりや明初にけん

〔延喜式八祝詞〕祈年祭

御年皇神等(能)前(爾)白久、皇神等(能)依左志奉(牟)奥津御年(乎)、〇中略 八束穗(能)伊加志穗(爾)皇神等(能)依左志奉(牟)者、〇中略 御服者明妙(アカルタヘ)照妙(テルタヘ)和妙(ニギタヘ)荒妙(アラタヘ)(爾)稱辭竟奉(牟)、

〔祝詞考上〕五色の絹布を奉れば、色をもて照る明るといひ、織の細き荒きをもて、荒和といへり、妙は借字にて、萬葉などに、栲(タヘ)と書しは正しきなり、さて多倍はこの類の物を總ていふ名にし

白妙幣

て、いにしへは、栲麻の布を、細きを和栲、麁きを麁栲といひしを、今の京となりて、絹を和妙、麻を荒妙といへり、式卽是也、言は古にて、物は異になれる事多し、よくわいためすば違ふべし、

〔萬葉集〕三挽歌 天平元年己巳、攝津國班田史生丈部龍麿自經死之時、判官大伴宿禰三中作歌

天雲之、向伏國、武士登、所云人者、皇祖、神之御門爾、外重爾、立候、內重爾、仕奉、玉葛、彌遠長、祖名文、繼往物與、母父爾、妻爾子等爾、語而、立西日從、帶乳根乃、母命者、齋忌戶乎、前坐置而、一手者、木綿取持、一手者、和細布奉、平、間幸坐與、天地乃、神祇乞禱、〇下略

〔拾遺和歌集〕二夏 延喜御時月次御屛風に　貫之

神まつるやどのうのはな白たへのみてぐらかとぞあやまたれける

〔中右記〕元永二年四月廿一日丙申、殿下〇藤原忠實御賀茂詣也、〇中略先於舞殿西屋、御劍、此間諸大夫依仰、先運置神寶白妙御幣於案上、

〔台記〕久安六年四月廿六日壬申、宿衣詣稻荷、〇中略大原野梅宮奉白妙幣、依入內立后〇藤原多子慶也、

〔山槐記〕治承三年四月八日丙申、今日平野祭也、予爲奏宣命未剋參內、〇中略隔透渡殿當御座間寄西方立幣、白妙、皆立白木案、

〔玉海〕建久五年四月十七日戊申、此日賀茂詣也、〇中略權禰宜幸平參上、先取捨余仰云、先可撤白妙幣、其後可取神寶也、幸平以親經申云、當社習、祝取白妙之幣也、重仰云、於社司役者、全不可知、取神寶之次、先例如元取白妙幣者也、幸平撤白妙幣了、

〔春日祭舊例〕弘安三年二月十二日甲申、恒例御祭、〇中略次白妙御幣、內大臣殿御拜ノ後、神主經世自水垣西參テ、直ニ賜之、備進之、

次公卿末坐白妙御幣、拜之後、正預祐賁自水垣西參テ賜之、備進之、

〔後伏見院御記〕延慶三年十月六日己酉、今日余參八幡宮、〇中略階間敷萬牛帖等、〇北面爲御禊御座、西庭

由布

當階間立御祓案、（白妙御幣二本定也、白大案知惧、）

〔倭名類聚抄 十三 祭祀〕木棉　木草注云、木棉、（和名由布、）折之多白絲者也、

〔倭名類聚抄 二十 草木〕杜仲　陶隱居本草注云、杜仲、一名木綿、（杜音度、和名波比末由美、）折之多白絲者也、

〔箋注倭名類聚抄 五 祭祀〕按神代紀云、天日鷲所作木綿、木綿訓由不、古語拾遺記其事云、令天日鷲神以津咋見神穀木種殖之、以作白和幣、是木綿也、又云、穀木所生故謂之結城郡、又豐後風土記云、速見郡柚富鄉、此鄉之中栲樹多生、常取栲皮以造木綿、因曰柚富鄉、兼良公令抄云、木綿造紙之木、紙麻也、據以上諸書所言、可證由布用穀木皮作之、是物無漢名可充、其以木皮造、故神代紀用木綿字、非用杜仲一名木綿字、又非古貝古終之木綿、源君引杜仲一名木綿訓由不者誤、又按古語拾遺云、穀木作木綿、豐後風土記云、栲樹造木綿、則知穀栲同一物、○中略又按、由不以穀木皮作纑、以供祭祀者、其造法、與今人漚麻去粗皮作纑全同、謂之由不者、蓋由乎之轉、由乎之爲言齋纑也、以供祭祀故云齋、猶祭器有由加也、若非祭祀之用造之者、則單言乎、與今人治麻者謂之乎同、以穀皮所製之乎織成之布曰多倍、雄略紀圖大臣妻歌所言、多倍能婆伽摩、又和妙荒妙白妙皆是也、多倍以穀皮所製之纑織成者、故或卽用栲字、是由不多倍以未織成已織成爲別、本居氏不知由不爲供祭祀之纑、誤爲織成之物、故詳辨之、今信濃、甲斐、伊豆、上總之間、鄙人以穀皮織布呼多不、蓋多倍之轉、又毛詩鶴鳴篇正義、引陸機䟽云、荊楊人謂之穀、中州之人謂之楮、今江南人績其皮以爲布、然則西土亦有是物、

〔八雲御抄 三下 雜物〕しで　ゆふ　ゆふしで　短ゆふ（木綿）　ゆふだゝみ（ぬさ也）　ゆふかづら（ゆうしでなり）

まそゆふ　しらゆふ　ゆふきぬ　みしまゆふ（ゆふなり、みしまのゆふなり、）　さかきが枝にしらがつけといへるもゆふ也

〔古語拾遺〕逮神武天皇東征之年、○中略令天富命、率齋部諸氏、作種々神寶、鏡玉矛盾木綿麻等、○中略天

日鷲命之孫造木綿及麻幷織布（古語阿良多倍）仍令天富命率日鷲命之孫求肥饒地遣阿波國殖穀麻種其裔今在彼國當大嘗之年貢木綿麻布及種々物所以郡名爲麻殖之緣也天富命更求沃壤分阿波齋部率往東土播殖麻穀好麻所生故謂之總國穀木所生故謂之結城郡（古語麻謂之總也、今爲上總下總二國是也、）

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事幷月記事

九月例

神嘗祭供奉行事

以十五日先二神郡所々神戸人夫等加所進神調、木綿作内人乃作奉留木綿、幷大神宮司乃所進留木綿乎以氏宮餝奉畢、

〔止由氣宮儀式帳〕一職掌禰宜内人物忌事

木綿作内人無位石部淨人

右人行事、卜定任日、後家雜罪事祓淨氏、三節祭供奉木綿作儲氏、二所大神宮奉進、總二千二百五十枚、大神宮一千二百枚、度會宮一千五十枚、祭別三百五十枚、

〔拾遺和歌集神樂十〕

さかき葉にゆふしでかけてたがよにか神のみまへにいはひそめけむ

〔和泉式部集三〕祭の日御前に人すくなにてさぶらふに、葵に御てならひをせさせ給て、

ゆふかけておもはざりせば葵草しめのほかにぞ人をきかまし

おほんかへしきこえんもはゆければ、ゆふを御み丁のかたびらにゆひつけてたちぬ、

しめの内をなれざりしよりゆふだすき心は君にかけてしものを

〔風雅和歌集神祇十九〕文治六年女御入内の屏風の歌、春日祭の社頭儀、

皇太后宮大夫俊成

奴佐

春の日も光ことにやてらすらん玉ぐしの葉にかくるしらゆふ

〔玉葉和歌集 二十 神祇〕そのかみよりつかふまつりなれけるならひに、世をのがれて後も、賀茂社に參りけるを、年たかく成て、四國のかたへ修行しけるが、又かへりまゐらぬ事もやとて、仁安三年十月十日夜參りて、幣まゐらすとて、たなをの社のもとにて、まつかに法施奉ける程、木のまの月ほのぼのにて、常よりも神さび、あはれに覺え侍ければ、

西行法師

かしこまるしでに淚のかゝるかな又いつかはと思ふあはれに

〔延喜式 五 齋宮〕凡天皇卽位者、定伊勢大神宮齋王、仍簡內親王未嫁者卜之、〇中略訖卽遣勅使於彼家告示事由、神祇祐已上一人、率僚下隨勅使共向、卜部解除、神部以木綿著賢木立殿四面及內外門、賢木木綿所用齋之

凡齋宮諸門、常立著木綿賢木、月別立替、所須木綿一斤、麻一斤八兩、

〔日本書紀 二十四 皇極〕二年二月、國內巫覡等、折取枝葉、懸挂木綿、伺候大臣〇蘇我蝦夷渡橋之時、爭陳神語入微之說、其巫甚多、不可悉聽、

〔徒然草 上〕すべて神の社こそ、すてがたくなまめかしき物なれや、ものふりたる森のけしきもただならぬに、玉がきしわたして、榊にゆふかけたるなど、いみじからぬかは、

〔八雲御抄 三下 雜物〕ぬさ　大ぬさ　みぬさ

〔古事記傳 八〕神に手向る奴佐(ヌサ)幣又幣帛など書も、絹布をも云、未織ざる木綿麻をも云り、麻と書るは種々の中の一に就てなり

〔古事記傳 三十〕奴佐は神に手向る物をも云、万葉歌によめるはみな神に手向る奴佐なり、故幣(マヒ)とも幣帛(ヌサ)とも書なり、又祓に出す物をも云、名義は麻布佐(アサフサ)にて泥疑(ネギ)布を切むれば奴さなる事を乞禱ぐとて出すよしなり、〇中略さて布佐は麻(アサ)な

り、古語拾遺に、好麻所生、故謂之總國、古語麻謂之總也、今爲上總下總二國とあり、麻を布佐と云しこと、此總には見えたることなけれども、總國と云名を思ふに、信に然ぞありけむ、抑も神に手向るも、祓に出すも、其物は種々ある中に、殊に麻をしも名に負るは、ある中に主とする一種に就てなり、即麻と書くも此故ぞかし、

〔倭訓栞前編二十一〕ぬさ　萬葉集に幣を訓せり、神に献る物をいふは、もと五色の絹布などを、疋ながら用ゐし事と見えたり、末續の木綿麻を通じ呼べり、よて後世麻をもよめり、又拔麻とも書れば、ぬきあさの義にや、

〔玉函叢説三〕ぬさの事

萬葉集にはぬさといふ所に、幣の字を用ゐたり、さればみてぐらの事をぬさともいふ也けり、但古事記仲哀の條大祓の所には、奴佐とかながきして、次に神のをしへの所に奉幣帛とかき、又初にも御幣などかきたるには注もなき也、此記の序、於字即難、已因訓述者、詞不逮心といひ、また即辭理叵見以注明、意况易解更非注といへるをもてみれば、ぬさにはほどこすべき字なきに依て、かながきにし、御幣の二字と、幣帛の二字は、其ころ常にみてぐらとよみならはしたれば、注にも不及と見えたり、是を合みれば奉る物は、みなみてぐらなれど、贖の御幣をばぬさといひかへしか、奈良の朝のころは、常のみてぐらをもぬさといふ事となりしにや、また祓に麻をぬさといふ事は、又後の世の事なり、そも〳〵祓とは己が罪をあがなひ謝る事にて、昔は必其贖物を奉りしに、後には贖物の名はあれど、彼麻などの類まじなひものを贖物といふより、ぬさとはいふなりけり、

〔神祇本緣〕元幣手向之幣云、而海路陸路、山道里道、在所浦々迄、大小神祇幣帛出、手向小幣奉、此帛錦也、白米白紙細切、榊樒葉是細切撥拌、是少宛奉、切樣口傳有、

〔萬葉集一雜歌〕三野連名闕入唐時春日藏首老作歌

在根良、對馬乃渡、渡中爾、幣取向而、早還許年、

〔萬葉集雜歌三〕長屋王駐馬寧樂山作歌

佐保過而、寧樂乃手祭爾、置幣者、妹乎目不離、相見染跡衣、

〔萬葉集相聞四〕土師宿禰水通、從筑紫上京海路作歌、

千磐破、神之社爾、我掛師、幣者將賜、妹爾不相國、

〔萬葉集二十〕爲防人情陳思作歌

知波夜布留、賀美乃美佐賀爾、怒佐麻都里、伊波負伊能知波、意毛知々我多米、

〔古今和歌集羇旅九〕朱雀院〇宇多のならにおはしましける時に、手向山にてよめる、

すがはらの朝臣〇道眞

此たびはぬさもとりあへず手向山紅葉のにしき神のまに〳〵

〔土佐日記〕廿六日〇承平五年正月まことにやあらん、海賊おふといへば、夜なかばかりより船をいだして、こぎくる道にたむけする所あり、かぢとりしてぬさたてまつらするに、ぬさのひんがしへちれば、かぢとりのまうしてたてまつる事は、このぬさの ちるかたに、みふねすみやかに、こがしめ給へとまうしてたてまつる、これをきゝてあるめのわらはのよめる、

わたつみのちぶりの神にたむけするぬさのおひ風やまずふかなん

〔後撰和歌集離別十九〕あひしりて侍ける人の、あづまのかたにまかりけるに、さくらの花のかたに、ぬさをしてつかはしける、

よみ人しらず

あだ人の手向にをれる櫻花あふ坂まではちらずもあらなん

〔拾遺和歌集春一〕題しらず

よみ人しらず

春霞たちわかれゆく山みちは花こそぬさとちりまがひけれ

衣服爲幣

〔千載和歌集秋五〕百首の歌の中に、紅葉をよめる、　藤原清輔朝臣

いまぞしる手向の山は紅葉ばのぬさとちりかふ名にこそありけれ

雲居寺の結縁經の後宴に、歌合し侍けるに、九月盡の心をよみ侍りける、　瞻西上人

からにしきぬさにたちもて行秋もけふや手向の山路こゆらん

〔夫木和歌抄雜二十二〕家集　西行上人

さと人のおほぬさこぬさたてなめてむまはたむすぶのべに成ぬる

〔夫木和歌抄雜三十二〕ぬさ　衣笠內大臣

いまひとめいもをみむろの神にこそぬさとりむけていのりわたらめ

文治六年五社百首　皇太后宮大夫俊成卿

あふさかの關もる神にたむけせしぬさのしるしはこよひなりけり

〔寶藏三〕腰下物

つぶの緒しめに、ばへのくわう鮫印籠に嶋巾著は、隱者のよきさげ物なり、も。の。ま。う。で。の。ぬ。さ。いるによろし、道路の乞食にはぜこすによろし、自のわづらひをいやせるによろし、人のやめるをすくふによろし、目藥をたくはへ燒物をたしなみて、ちいさきうちにそなへずといふ事なし、

〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲三年二月乙卯、奉神服於天下諸社、以大炊頭從五位下掃守王左中辨從四位下藤原朝臣雄田麻呂爲伊勢大神宮使、每社男神服一具、女神服一具、其大神宮、及月次社者、加之以馬形幷鞍、

〔蜻蛉日記下之下〕けふかゝるあめにもさはらで、おなじところなる人、ものへまうでつ、さはることもなきにとおもひていでたれば、あるもの、女がみにはきぬぬひてたてまつることそよかなれ、

さしたまへとよりきてさゝめけば、いで心みむかしとて、かとりのひゝなきぬみつぬひたり、したがひともにかうぞかきたりけるは、いかなる心ばへにかありけん、かみぞしるらんかし、

しろたへのころもはかみにゆづりてんへだてぬ中にかへしなすべく

たま

から衣なれにしつまをうちかへしわがしたがひになすよしもがな

又

なつ衣たつやとぞ見るちはやぶるかみをひとへにたのむみなれば

くるればかへりぬ

〔延喜式一四時祭〕春日神四座祭

祭神料、〇中略

右祭料、〇中略春二月、冬十一月上申日祭之、其封物者、割下總常陸兩國香取鹿島二神封調布五百端、〇中略紙六百張、香取神封送神祇官、仍収官庫、依件充用、

〔江家次第十一十二月〕内侍所御神樂事

毎月一日被奉例供廿合、大盤所紙二帖、〇〇内藏寮絹五匹、爲定幣料、

〔執政所抄上十二月〕春日祭御幣神馬事　上申日　未之日被立也

御幣五捧

幣紙五帖　裹布四丈白細　膝突麻布五段　仕丁襷布一段二人料

已上政所年預勤之

志氏上品紙四十枚　納殿請之　放請文

串五支　修理所

褒薦八尺　　　御庄所請文
件御幣料、出納任二年預下家司命一、兼日請レ之、

〔古老口實傳〕一年中行事（正員禰宜勤役條）
二月氏神祭日、○中略　正權禰宜等幣紙一手（用紙四枚也、春二枚也、）進レ之、（祝請二取之一、）服氣之時不レ進レ之、
四七兩月日祈祭、幣紙一帖、一禰宜勤役也、（祝下行之）

〔朝野群載〕（二文筆）獻二供物於北野廟一
敬白
獻上
御幣上紙百帖○中略
寛弘九年六月廿五日　正四位下行式部大輔兼文章博士丹波守大江朝臣匡衡

〔小右記〕萬壽二年七月二日、早朝小女參二祇園一、幣、（例紙幣、更加二色紙幣一、）

〔台記別記〕久安四年七月十七日、今日始二祈請一、○中略　沐浴著二衣冠一、修レ祓下レ庭、（敷レ疊）拜二諸神以下一、（先參二大神宮一拜レ之）
拜了解齋、但食レ蒜之間、奉二幣料紙於八幡及日吉一、不レ拜二件兩社一、

〔吾妻鏡〕（二）治承五年（○養和元年）五月十九日戊子、十郎藏人行家在二參河國一、爲レ追二討平家一、可レ令二上洛一之由内儀、先爲二祈請一、相二語當國目代中藏人以通一、密勸二告文一、相二副幣物等一、奉二二所大神宮一、
奉レ送御幣物
美紙拾帖　　八丈絹貳疋
右奉レ送如レ件
治承五年五月十九日　　參河御目代大中臣以通

〔皇大神宮年中行事〕（六月）一條使參宮之間事

抑一禰宜察幣ヲ申時、自₂察人手₁內物忌父請取テ一禰宜ニ渡、三所曹司幷頭幣同前、〇中略又察幣ハ長キ串ニ、用紙ヲ插也、

〔皇大神宮年中行事十二月〕同夜私御饌供進事〇中略

御幣紙小帖十帖、幷四至神料ニ、用紙二束請也、

〔正應六年七月十三日公卿勅使御參宮次第〕一參列次第、〇中略勅使私被₂奉₁進神馬一疋、〇中略於₂同幣紙者₁、八重疊之上仁居₂之、一禰宜參進天志奉幣、

〔建內記〕嘉吉元年十二月廿五日丁巳、參₂詣諸社₁、〇中略先吉田社、幣物杉原十帖、榊守申祝、次同別社鹿島社、杉原一帖、同、次祇園社、檀紙十帖、祝師敬白、次佐女牛八幡宮、同、同、

〔福富草紙繪詞上〕詞書このかみ物まうでは、祈のまるしかならずありなん、紙もをしくもなし、進め給ればかならずまるしあらせ給へば、よく〳〵祈申給へ、詞書さてもこのみてぐら紙は、いかでもいたりけるぞ、〇中略老の身もてかくたへがたきに、おもひまのびてまゐるをば、いかでさへの御神もおぼさゞらん、あなかしこ〳〵、さい拜〳〵、

〔宇治拾遺物語六〕今はむかし、比叡山に僧ありけり、いとまづしかりけるが、鞍馬に七日まゐりけり、夢などやみゆるとて、まゐりけれどみえざりければ、今七日とてまゐれども、なほ見えねば、七日をのべ〳〵して、百日まゐりけり、その百日といふよの夢に、われは得しらず、淸水へまゐれとおほせらるゝと見ければ、明る日よりまた淸水へ百日まゐるに、又われはえこそまらね、賀茂にまゐりて申せと、ゆめに見てければ、又賀茂にまゐる、七日とおもへども、例の夢みん〳〵とまゐるほどに、百日といふよの夢に、わ僧がかくまゐるいとをしければ、御幣紙うちまきの米ほどの物、たしかにとらせんと仰らるゝと見て、うちおどろきたる心ちいと心うく、あはれにかなし、所々まゐりありきつるに、ありありてかくおほせらるゝよ、うちまきのかはり計給はりて、なに

玉串附

にかはせん、我山へかへりのぼらんも人めはづかし、賀茂河にやおち入なましなど思へども、さたさすがに身をもえなげず、いかやうにはからはせ給べきにかと、ゆかしきかたもあれば、もとの山の坊にかへりてゐたるほどに、去りたる所より、物申候はんといふ人あり、たぞとてみれば、白き長櫃をになひて、ゑんにおきてかへりぬ、いとあやしくおもひて、使をたづぬれど大かたなし、これをあけてみれば、しろき米と、能き紙とを一長櫃入たり、これは見し夢のまゝなりけり、さりともとこそおもひつれ、これはかりをまことにたびたると、いと心うく思へども、いかゞはせんと、此米をよろづにつかふに、たゞおなじおほさにて、つくることなし、紙もおなじことつかへど、うする事なくて、いとべちにきら／＼しからねど、いとたのもしき法師になりてぞ有ける、なは心ながくものまうではすべきなり、

〔延喜式一四時祭〕園幷韓神三座祭

五色玉一百枚〈中略〉巳上〈神祭料〉

平岡神四座祭　散祭料

五色玉二百丸〈中略〉巳上〈神祇官所請〉

〔延喜式八祝詞〕遷却祟神祭

進幣帛者明妙照妙和妙荒妙〈爾〉備奉〈氐〉、見明物〈止〉鏡、翫物〈止〉玉〈中略〉至〈万氐〉、横山之如久八物〈爾〉置所足〈氐〉、奉〈留〉宇豆乃幣帛〈乎〉、皇神等乃御心〈毛〉明〈爾〉安幣帛乃足幣帛〈止〉平久聞食〈氐〉、〈下略〉

〔日本書紀一神代〕天照大神〈○中略〉發慍、乃入于天石窟、閉磐戸而幽居焉、故六合之内常闇而不知晝夜之相代、〈○中略〉中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命、掘天香山之五百箇眞坂樹、而上枝懸八坂瓊之五百箇御統、〈○中略〉相與致其祈禱焉、

〔古事記上〕天香山之五百津眞賢木矣、根許士爾許士而、〈自許下五字以音〉於上枝取著八尺勾璁之五百津之

兵器爲幣

御須麻流之玉、〇中略此種種物者、布刀玉命、布刀御幣登取持而〇下略

〔新撰姓氏錄右京神別〕玉作連

高魂命孫天明玉命之後也、天津彥火瓊々杵命降幸於葦原中國時、與五氏神部陪從皇孫降來、是時造作玉璧以爲神幣、故號玉祖連、亦號玉作連、

〔延喜式一四時祭〕祈年祭神三千一百卅二座〇中略

奠幣案上神三百四座〇中略社一百九十八所

座別〇中略楯一枚、槍鋒一竿、弓一張、靫一口、鹿角一隻、〇中略

不奠幣案上新年神四百卅三座〇中略社三百七十五座

座別、〇中略楯一枚、槍鋒一口、〇中略就中六十五座各加鍬一口、靫一口、〇中略三座各靫一口、〔並見神名帳〕〇中略

右〇中略前祭十五日、充忌部八人、木工一人、令造供神調度、〔但靫者靫編氏作、槍木者讃岐國送納、前祭五日、令木工寮受之、〕

大神社一座

弓七張、箟二連、鹿皮十張、〔已上三種神祇官充〕羽二翼、鹿角三頭、

〔延喜式八祝詞〕春日祭

天皇我大命爾坐世、恐岐鹿嶋坐健御賀豆智命、香取坐伊波比主命、枚岡坐天之子八根命、比賣神四柱能皇神等能廣前仁白久、〇中略貢流神寶者、御鏡、御横刀、御弓、御桙、御馬爾備奉理、〇下略

〔延喜式八祝詞〕遷却祟神祭

進幣帛者、明妙、照妙、和妙、荒妙爾備奉氐、見明物止鏡、翫物止玉、射放物止弓矢、打斷物止大刀、馳出物止御馬、〔中略〕至万氐横山之如久八物爾置所足氐奉留宇豆乃幣帛乎、皇神等乃御心毛明爾安幣帛乃足幣帛止平久聞食氐、祟給比健備給事無之氐、山川乃廣久清地爾遷出坐氐、神奈我良鎭坐世止稱辭竟奉止申、

〔日本書紀崇神五〕九年三月戊寅、天皇夢有神人誨之曰、以赤盾八枚、赤矛八竿祠墨坂神、亦以黒盾八枚、黒矛八竿祠大坂神、四月己酉、依夢之教、祭墨坂神大坂神、

〔古事記崇神中〕又於宇陀墨坂神祭赤色楯矛、又於大坂神祭黒色楯矛、又於坂之御尾神及河瀨神、悉無遺忘以奉幣帛也、

〔常陸國風土記香島郡〕天地草昧以前、諸祖天神、俗曰、賀味留弥、賀味留岐、會集八百萬神於高天之原、時諸祖神告曰、今我御孫命、光宅豐葦原水穗之國、自高天原降來大神、名稱香島天之大神、天則號曰香島之宮、地則名豐香島之宮、俗曰、豐葦原水穗國所依將奉詔、荒振神等、又石根木立、草乃片葉辭語之、晝者狭蝿音聲、夜者火光明國、此乎事向平定大神、從上天降供奉之、其後至初國所知美麻貴天皇○崇神之世、奉幣大刀十口、鉾二枚、鐵弓二張、鐵箭二具、許呂四口、枚鐵一連、練鐵一連、馬一匹、鞍一具、八咫鏡二面、五色絁一連、俗曰、美麻貴天皇之世、大坂山乃頂爾、白細乃大御服坐而、白桙御杖取坐、識賜命者、我前乎治奉者、汝聞看食國乎、大國小國、事依給等識賜岐、于時追集八十之伴緒、擧此事而訪問、於是大中臣神聞勝命答曰、大八島國、汝所知食國止事向賜之、香島國坐天津大御神乃擧教事者、天皇聞諸、卽恐驚、奉納前件幣帛於神宮也、

〔日本書紀垂仁六〕二十七年八月己卯、令祠官卜兵器爲神幣吉之、故弓矢及橫刀納諸神之社、仍更定神地神戶、以時祠之、蓋兵器祭神祇、始興於是時也、

〔日本書紀神功九〕足仲彥天皇九年九月己卯、令諸國集船舶練兵甲、時軍卒難集、皇后曰、必神心焉、則立大三輪社、以奉刀矛矣、軍衆自聚、

〔神樂歌採物〕鉾

よも山の人のまもりにするほこを神のみまへにいはひつるかないはひたてたる

〔台記〕保延二年十一月七日辛未、今日予○藤原頼長春日詣也、子刻許沐浴著衣冠、依地濕下中門祓、秀才親任持御幣立、神寶入長櫃舁居、件神寶、非常寶、衛府所持□□□□□南鞍弓、木箭、胡籙、并牛舍錦鞍等、於金銀鞍者、献西所明神各一丸一段也、於弓并胡籙者、献若宮寶前也、解除畢乘車、○中略午初程就佐保田、別當正坊也申刻沐浴、秉燭著衣冠參社頭、

鑄貨爲幣

〔玉海〕養和元年九月十六日己丑、大外記賴業來語云、去十一日例幣次、欲被奉鐵冑於大神宮、而依不調出(於神祇官□細工等所作也)、彼日不能進、同十四日被奉遣了、但不被載例幣宣命、又在列宣命又殊儀不聞、只付神祇官被送遣了云々、是天慶之例、被進件冑之由、神宮注進官文書中無所見云々、　廿一日甲午、傳聞、被獻冑於大神宮之勅使、神祇大副定隆(祭主親隆子)於途中頓死云、未曾有事也、

〔源平盛衰記二十七〕大神宮祭文東國討手歸洛付天下餓死事

十郎藏人(○源行家)ハ所々ノ軍ニ負テ、參河ノ國府ニ息ツギ居テ、是ヨリ伊勢大神宮ヘ祭文ヲ進ル、○中略此祭文ニ神馬三匹、銀劒一振、上矢二筋相具シテ、大神宮ヘ奉進ス、

〔源平盛衰記二十七〕奉幣使定隆死去付覺算寢死事

去十一日(○治承五年九月)ニ神祇官ニシテ神饗アリ、例幣二十二社ニ奉ル、昔朱雀院御宇天慶ニ純友追討ノ御祈ニ、大神宮ヘ甲冑ヲ奉リシ例トテ、今度賴朝誅罰ノ御祈ニ、鐵鎧ヲ大神宮ヘ奉ラル、彼甲冑嘉應元年十二月廿一日ニ燒タリ、

〔難太平記〕一丹州篠村八幡宮の御前にて御旗揚給ひしに、御願書を引田妙源書しとはみえたり、同時に兩御所(○足利尊氏、直義、)の御上矢を一宛神前に被進しに、役人二人有けり、一人は一色右馬介、一人は今川中務大輔也、

〔梅松論下〕建武三年十一月廿二日の夜、君(○後醍醐)は御和睦と號して都へ還幸有ければ、○中略同夜義貞內々勅を蒙りて春宮と一宮を取奉て北陸道を關東へ心ざしてぞ沒落しける、此時義貞重代の薄金と云赤威の鎧を山王に奉り、今に社頭に在とぞ承る、

〔日本後紀五桓武〕延曆十五年十一月辛丑、始用新錢、奉伊勢神宮、賀茂上下二社、松尾社、

〔三代實錄十八淸和〕貞觀十二年十一月十七日乙丑、是日分遣使者諸社、奉鑄錢司及葛野鑄錢所新鑄錢、○中略又近於葛野鑄錢所宗像、櫟谷、淸水、堰、小社五神奉鑄錢所新鑄錢、告文曰、天皇我詔旨止、宗像神

乃前爾申賜倍止、依年序漸積、貨幣已賤天、改饒益神寶爲、貞觀永寶、常乃鑄錢司路遠妨多爾依天、加太之於山城國葛野郡天令鑄作、今神社件鑄錢所爾近久坐須、仍所鑄作之早穗ハツホ二十文乎、左馬助從五位下多治眞人藤吉乎差使天、令捧持天奉出賜布、此狀乎聞食天、國家平安志天、貨幣豐足米之賜倍止申、又曰、天皇我詔旨止、堰神乃前爾申賜倍止申久、依年序漸積、貨幣已賤天、改饒益神寶爲、貞觀永寶、常乃鑄錢司路遠妨多爾依天、加太之於山城國葛野郡天令鑄作、今神社件鑄錢所爾近久坐須、仍所鑄作之早穗十五文乎、左馬助從五位下多治眞人藤吉乎差使天奉出賜布、此狀乎聞食天、國家平安志天、貨幣豐足米之賜倍止申賜止波久申、櫟谷、清水、小社神告文准此、

〔鹽尻一〕幣を初穗ト云　神に參らする幣を初穗といふは、田稻みのりて收ぬれば、先本居ウブスナの神に獻じ、これを初穗といへり、今金銀及泉貨をはつほといふは、これに准じて然るにやと云、按ずるに三代實錄貞觀十二年新錢を鑄さしめ、近境神社へ進せられし告文、所鑄作之早穗二十文とあれば、錢を初穗といふ事久しき稱なり、

〔大江俊光記〕天和四年〇貞享元年正月元日、早起淸行水神拜幷祖神拜、〇中略次朝參、宮香香詰二内侍所へ參、一夜神事嚮ッテ拜下初穗壹包上、

〔續百一錄〕延享三年正月十四日、節分、内侍所へ御初尾貳百文、

〔大江俊冬記〕明和九年正月一日、子刻著束帶參内、先内侍所江參詣、常芳同道、御初穗銀子一包、但前前より青銅廿疋被獻候得共、近年銀ニ成候故也、於刀自令獻之、

〔根津權現祭禮儀式〕廿一日〇九月寅の中刻、將軍家〇德川家宣より祭禮御初穗、黃金三枚、御代參鈴木伊兵衞、目付別當昌泉院、神主伊吹左京亮出迎、

〔神社啓蒙或問〕一問、散米散錢何義、答、蓋解除也、伊勢吉田兩說也、或言、散錢與賽錢不同、按、異朝亦有燒紙錢之事、

〔昌黎集表狀三十九〕論佛骨表

今聞陛下〇唐憲宗令羣僧迎佛骨於鳳翔、〇中略然百姓愚冥、易惑難曉、〇中略百十爲羣、解衣散錢、自朝至暮、轉相倣效、惟恐後時、〇下略

〔永正記下〕一四月十一日御內掃除事

御殿下者子良、母良、大麻下者物忌、白石者刀禰沙汰、仍當日御前之散錢、刀禰等幷祝給之、年中三个度祭禮月十一日同前、但十二月者近代略之、

〔南浦文集下〕暮春十一賦詩謝客人之來過我言之玷枉賜芳、

八幡祭會暮春天、多少商人來往邊、今日供僧打橫手、願文高唱擲參錢、又讀供僧

〔出羽國風土略記三田川郡〕湯殿山大權現

殿舍なし、月山の南を經て遙に西へ下れば大なる澤有、澤邊に熱湯の涌出る所あり、是を湯殿權現の寶前といふ、夏月諸國より參詣の人、五色の幣を納め、散錢積て山の如し、熱湯の上に鉾を持せて番人を置、〇中略此山當國の事はいふも更なり、北國通り、東筋奧州より、每年夏月、參詣の道者、白衣に山を白くす、〇中略山路に入れば錢を蒔ちらし、寶前といへる所に至ては、金銀を惜まず熱湯の邊に投入積る事宛も山のごとし、近年の附句に、去は何金のうへ濯ぐ湯殿山、といひしは是なり、諸人此山に入て金銀を惜まざる事奇也と云べし、また是を盜取人山に住て番人の鑓先に死する事も奇とやいはん、妙とやいはん、名付るに詞を知らず、別當の思慮によりて、盜人のこの山に籠らざる仕樣もあるべきにや、

〔孝義錄陸奧十四〕孝行者かね

かねは、會津郡糸澤村の百姓伊勢吉が妻なり、〇中略日々に少しづゝの手すさみをあたへて、姑の心にさからはず、折ふしには神ほとけにも詣給へとて、供米はた賽錢などつゝみて出て、宮寺な

どへもともなひ行ぬ、

〔北禪文草 四〕西海紀行

天明元年辛丑、予〇大典有二津島之役一、四月〇中略二十九日〇小監味爽發レ船、東風迅、快、乘レ勢當レ取二數百里一、舟師請レ進止、僉謂若詣二金毘羅一、檥載不レ便、然移二一日間一、帆便亦不レ可レ度、不レ如二直過一、於レ是罷レ詣、繋二錢木片一、投レ水以獻、蓋金毘羅靈驗海内莫レ不二欽畏一、凡所レ欲二進獻一皆爾、終莫レ不レ達、

〔大江俊光記〕貞享五年正月七日、平野へ社參十二燈上、御祓申請了、社家中西右京源五召連、次北野へ參、

元祿十年正月元日、東天王へ參、十二燈上、

〔續百一錄〕延享三年正月、十五日より十九日まで、

一八幡御代參　百文、外ニ十二燈、吉田御靈〇中略ぎおん

一廣峪御代參　百文、十二とう

〔嬉遊笑覽 七祭祀〕散米賽錢〇中略十二銅とて錢十二文を紙に包みて手向とするも、彼散米を包みたるによるにや、十二銅はもと十二灯にて燈明を奉るなり、となへおなじ、故に、錢十二を用ることとなれり、正章が千句、ねぎごとをいひてかゝぐる十二灯、〇下略

〔延喜式 一四時祭〕祈年祭神三千一百卅二座

其幣案上神三百四座、〇中略座別〇中略座角一隻、鍫一口、〇中略

不レ其幣案上祈年神四百卅三座、〇中略就中六十五座各加二鍬一口、靫一口一、卅座各鍬一口、三座各靫一口、並見二神名帳一、

鳴雷神祭一座

鍬四口、〇中略缶四口、堝四口、片盤廿口、匏四柄、〇中略已上祭料

器物祭幣

〔延喜式祝詞八〕龍田風神祭

龍田爾稱辭竟奉皇神乃前爾白久、〇中略奉宇豆乃幣帛者、比古神爾、御服明妙照妙和妙荒妙五色物、楯戈御馬爾、御鞍具氏、品品能幣帛獻、比賣神爾、御服備、金能麻笥、金能𣑥、金能桛、五色能物、御馬爾御鞍具氏、雜幣帛奉氏、〇下略

平野祭

天皇我御命爾坐、今木與利仕奉來流皇大御神能廣前爾白給久、〇中略進流神財波御弓御大刀御鏡鈴衣笠御馬乎引並氏、〇中略獻流宇豆乃大幣帛乎平久所聞氏、〇下略

獻琵琶爲幣

〔玉海〕文治五年正月三日甲午、此日奉獻琵琶内宮笙外宮於大神宮、去年遣祭主許、今日可進納之由仰之、仍自昨日潔齋、今旦修祓、雖三箇日内不可有憚之由所存也、陰陽師在宣朝臣也、余著衣冠祓之後遙拜、信心發起、尤感深者歟、

〔儀式一〕二月四日祈年祭儀六月十二月十一日月次祭儀亦同

其日卯四刻、所司辨備庶事、神祇官陳幣物於齋院、京職貢白鷄一隻、近江國豚一頭、月次不貢鷄豚

〔延喜式祝詞八〕祈年祭

御年皇神等能前爾白久、〇中略御年皇神能前爾白馬白猪白鷄種々色物乎備奉氏、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣、

〔禰津松鷗軒記〕一神に鷹をおさむるには、むちをば當座になに木の枝にてもきる也、

〇按ズルニ、此條ハ祈年祭篇ノ獻神馬鷄猪條、及ビ附錄神馬篇等ヲ參看スベシ、

玉串

〔倭名類聚抄十三祭祀〕玉籤タマクシ　日本紀云、玉籤、下音七廉反、太萬久之、

〔倭訓栞前編十四多〕たまぐし　神代紀に玉籤と書り、賢木を玉串といふは、大嘗會にいへり、永久勅使記にみえ、大神宮式には、賢木の枝に木綿付たるを太玉串といふ、内宮年中行事には、枝毎

に木綿を結付と見ゆ、歌に玉串の葉なども よめり、專ら伊勢にいふ名也、大神宮式に、著緜玉串あり、年中行事に、木綿糸褁所帶榊懸也と見えたり、一說に玉串は、上ッ代は玉を著て進る故にしかいへり、萬葉集の竹玉などおもふべし、後世に木綿を著るを玉串といひ、絹布を著るを幣串といひしが、又轉じて紙を切て著る事にさへなりぬ、神宮に玉串行事所あり、宮司禰宜の玉串を取の所也、玉串御門といふは俗稱也、諸祭に宮司禰宜の持たる玉串を、物忌父等取て、此御門の柱下に納る也、

〔古史傳十〕八十玉串、八十とはたゞ數の多きを大凡に云るなり、必しも數の八十ありきさの事には非ず玉串は縣居大人〇加茂眞淵說に、玉を著たる木竹を云、後世に靈串の意とするは、例の古意な徳にして、理を云むとするものなり、萬葉十三、〇三十三誤、神祭歌に、吾屋戶爾、御諸乎立而、枕邊爾、齋戶乎居、竹玉乎、無間貫垂、云々、今云、御諸乎立は神乃御室を宮と立るなり、竹玉に、玉に緒を貫き繫て竹に著るなり、無間は繁々にて、竹玉を數多垂たるを云、齋戶は忌瓮を居るなど云る是なり、〇中略と詠るも此玉串なるべしとあり、是信に玉串の本義なるべし、〇中略また師は〇本居宣長大神宮式に、著木綿賢木、是名太玉串とあり、玉串の名は手向串なるべし、手組を切れば米なれども、多米串と云へば自ら多麻串とも聞ゆる故に、玉字は借て書つらむ、と言れつれど信がたし、此は萬葉歌の趣をも合せ考るに、本は信に玉を貫垂たりけむを、やゝ後には、玉を著ずも奉りけむが、後には終に古の手ぶりは廢りて、玉串の名のみ存りて、木綿を著たる賢木を、しか稱ことゝ爲れる、後の狀を記されしにて、決て本義には非じかし、その言の切なる言れし說も、少し穩當ならぬ心ちぞする、大殿祭に柱に挂る榊には、後までも玉を著るなり、また玉とは唯に、串の美麗を稱たる辭のごと云るも有れど、此は正に彼玉矛に玉を著たる如く作れるならむ、

〔皇大神宮儀式帳〕一皇大神御形新宮遷奉時儀式行事

常以九月〇中略十五日巳時、齋內親王參入坐大神宮、暫時坐於外川原殿院、卽自手輿參入舊宮、〇中略大神宮司太玉串幷蕃木綿乎捧、第三御門爾候、卽女孺一人罷出氐受取、其太玉串幷蕃木綿乎持參

入、副時親王受取著蘊木綿、太玉串捧持拜給畢、卽親王還出度會郡離宮之、

〔大神宮儀式解十一〕太玉串は、布刀多万久志とよむべし、太は稱美の詞、古事記上布斗麻邇、垂仁段布斗麻邇、其外布刀詔戶、布刀玉、布刀幣などの布刀に同じ、玉串は手向串の約語也、〇中略すべて神にも佛にも、物奉るを手向といへば、その串は手向串といふべし、又賢木にもかぎらず、野篶の八十玉籤も見ゆ、いづれにまれ、串は幣奉る串にて、今も幣串の稱あり、いつの代よりか、賢木に木綿麻かけしを玉串といふ、〇中略永久勅使記、禰宜取賢木一枝、謂之玉串と見ゆ、榊とのみいひて、木綿の事いはぬは、その比玉串といへば、榊に木綿をかけたるを玉串といふは、尋常の事なれば、ことわるに及ばぬ故也、年中行事二月九日祈年祭榊ヲ玉串ト云、榊ノ枝每ニ木綿ヲ結ビ付也、又四月十四日神御衣服大神部木綿糸ヲ裹テ所帶ノ榊ニ懸也、長則神事供奉記延應二年四月十四日云云、神部等榊木綿上之と見ゆれど、近世は木綿かくる事絕て、たゞ榊のみを玉串といふ、近世の略義也、むかしは四五尺ばかりの榊なりしを、今世はわづかなる一枝を用るも又略義也、

〔大神宮儀式解十一頭書〕案に今世度會宮の禰宜玉串を不捧、笏に副て持てり、考るに大嘗祭式に、神祇官中臣執賢木副笏、入自南門就版位跪奏天神壽詞とあり、是等によりて、中古より誤來れる歟、大嘗祭式にいへるは、玉串にあらず、たゞ賢木なり、兩宮禰宜の持たるは、今世こそ榊のみなれど、實は木綿かけて持捧る玉串なれば捧べき也、玉串と榊と思ひまがふ事なかれ、

〔皇大神宮儀式帳〕一職掌雜任卌三人

山向物忌無位礒部祖繼　父無位礒部繼麻呂、

職掌太玉串幷天八重榊取備供奉、職掌忌敬供奉、齋內親王二枝、大神宮司二枝、禰宜四枝、宇治內人八枝、幷枝別木綿懸之、卽第三重御門東方一列八枝、八枝八重數六十四本、右方亦如左員、並高四尺、枝別木綿懸之、此太玉串並天八重佐加岐乃元發由者、天照坐大神乃、高天原御坐時爾、素盞烏尊依

種々荒惡行事、天磐戸閉給時仁、八十萬神會於天安河邊、計其可禱之方時仁、天香山仁立氐、掘眞坂樹氐、上枝懸八咫鏡、中枝懸八尺瓊乃曲玉、下枝懸天眞麻木綿氐、種々祈申支、此今賢木懸木綿、太玉串止號之、以此天乃八重佐加鼓、并禰宜乃捧持太玉串仁、大中臣隱侍氐、天津告刀乃太告刀乃厚廣事遠多々倍申、玉串發由如件、

一年中行事并月記事

二月例

以十二日年祈幣帛使參入坐氐、幣帛進奉時行事、幣帛使與大神宮司共神宮外院參入侍氐、即禰宜內人等候侍氐、山向物忌父我造奉留太玉串宇治大內人二枝捧氐、大神宮司仁給、即宮司手拍給氐、禰宜生絹乃明衣并冠著、左右肩仁木綿多須岐懸氐、太玉串四枝手拍氐給氐、捧持氐左方立、宇治大內人太玉串八枝捧持右方立、略○中內物忌父四人、諸內人物忌父等、以西玉垣門二丈許、內方進向東跪列侍、即大神宮司從版位進告刀申畢時仁、返就本座、即宮司之手捧持太玉串二枝波、宇治大內人小縫自版位發受取氐、同就本座而捧持、即禰宜召大物忌父令進、第三御門之左置進、次召宮守物忌父、其禰宜捧持太玉串四枝進、同御門右方留進置、次召地祭物忌父、此宇治大內人加捧持太玉串分四枝令進、同御門左方留進置、即玉串進畢四段拜奉氐、短手二段拍一段拜、又更四段拜奉、短手二拍氐、一段拜奉、

〔止由氣宮儀式帳〕一職掌禰宜內人物忌事

禰宜正六位上神主五月麻呂　長上

右人略○中三節祭并時々幣帛使參入時爾、太王串捧持齋敬仕奉、

大物忌無位神主岡成女略○中

父無位神主諸公

右人、〇中略三節祭幷時時幣帛使參入時、大神宮司幷禰宜乃捧持在、太玉串乎受取氏、第二御門內奉置、

菅裁物忌無位神主米刀自女〇中略

父無位神主長麻呂

右人、〇中略三節祭幷時時幣帛使參入時、太玉串造仕奉、

〔延喜式四伊勢大神宮〕六月月次祭十二月准此

十六日平旦、齋內親王參入度會宮、〇中略即神宮司執賢木綿、入外玉垣門、北向而跪、〇中略神宮司又持太玉串、著木綿賢木、是名太玉串、入同門而跪、命婦亦轉奉齋王、

〔延喜式八祝詞〕六月月次祭十二月准之

由貴能御酒御贄乎、如横山置足成天、大中臣太玉串爾隱侍天、今年六月十七日乃朝日乃豐榮登爾、稱申事乎、神主部物忌等諸聞食止宣、

〔西宮記臨時七〕伊勢使

十二日、〇中略宮司禰宜等次第就膝突、把榊一枝、是所謂玉串也、神人授之、禰宜等次第把賢木轉上、不把替左右手、〇中略次一禰宜召人、令立宮司禰宜等所持之玉串於玉串御門掖、

〔皇大神宮年中行事二月〕一九日祈年御祭次第行事

祭使外宮ニ參著之由有告知時、供奉之職掌人等致其用意、〇中略祭主宮司各束帶、先祓所砌在祓、但祭使北向、二鳥居之左南柱西、宮司南向、右北柱西而祓立、祓勤之奉、大麻五尺許榊枝付木綿、御鹽湯、小土器入白鹽、以榊枝獻之、〇中略次宮司祇承一人、御火一人、玉串行事所御鹽湯所參、〇中略玉串大內人幷大物忌父兒部束帶明衣著、但當時玉串大內人物忌父等皆衣冠著、〇中略于時山向內人鋪設鋪半疊、紙緣、祭使引裾進寄跪候、件半疊于時玉串大內人進寄、自山向內人之手請取賢木綿奉使、使差笏手一端請取著用、後拔持

笏互拜、後被著本所、後宮司引裾進寄、鬘木綿同前、同自山向内人手請取御玉串二枝奉之、宮司又一端請取、左右手各捧持一枝、互禮起座進參、北向立、南屏垣前、次一座引裾跪、件半疊左、玉串大内人自山向内人手、請取御玉串四枝奉之、于時一拜差笏一端、先左取左二枝、次右取右二枝、一拜立、右進參、南向立南鳥居西柱下、二神主以下同前西列立、次玉串大内人自山向内人之手、請取御玉串八枝立禰宜次、(玉串行事是也、榊云玉串、榊毎枝結付木綿也、禰神主玉串大内人物忌等之、著用之鬘木綿手繦、各自宮館著用例也、)于時次第參入、引裾各立向宮司對拜、於四御門在御鹽湯、○中略使起座引裾於八重榊前東南之石壺、拜作法如常、詔刀被讀進、○中略詔刀畢抽笏拜著本座、(今日宮司無詔刀、)玉串大内人所持玉串置前、起座進參一拜、差笏請取宮司之榊、宮司拔笏互拜、後件榊奉一座、一座所帶榊置前、一端請取之、(取榊之時、打手、左左右右取事、毎座儀也、)玉串大内人立退拔笏一拜、後著本座、于時大物忌父兄部蹲踞、一座大物忌父荒木田(名乘)召、唯稱參御前蹲踞、拜後差笏給玉串、一座取持以前手玉串、禮後左歸奉納玉串御門、(東左腋石疊上)歸著本座、于時宮守物忌父兄部蹲踞、于時一座召宮守物部父荒木田、(名乘)唯申進參給御榊、次第同前、二以下御玉串給畢奉納同前也、(但右腋石疊上也、)于時玉串大内人以八枝所帶之御玉串四枝、左右各二枝捧持、而奉一座、歸著本座、于時地祭物忌父蹲踞、一座召地祭物忌父荒木田(名乘)唯申進參給之奉納、(左石疊)歸著後、玉串大内人以所帶之御玉串四枝、奉件御門右腋石疊上歸著本座、抑三色物忌父等、并玉串大内人、奉御榊於玉串御門左右腋石疊上之時、先於御戸中間、乍持御榊一拜御前之後、抽笏一拜置御榊處之後歸也、又奉置時先貫左手之御玉串、次置持右方之手榊也、又交替人之時、以我左手持渡人左手、以我右手持渡人右手、更无違、又請取人手榊時同、(必在手)御榊事畢拜八度、開手兩端、奉祈朝廷、其後各起座、

〔日本書紀一神代〕一書曰、日神尊、○中略適居于天石窟閉其磐戸、于時諸神憂之、○中略使山雷者採五百箇眞坂樹八十玉籤、野槌者採五百箇野篶八十玉籤、凡此諸物皆來聚集時、中臣遠祖天兒屋命、則以神祝々之、

〔釋日本紀 七述義〕眞坂樹八十玉籤
私記云、問、玉籤者是何物哉、答、坂樹也、玉者尊貴之名也、用此坂樹刺立於地、爲祭神之木、故謂之籤耳、
下文野籤其義又同、

〔台記別記〕康治元年十一月十六日甲辰

中臣壽詞

皇御孫尊乃御膳都水波、宇都志國乃水爾天都水遠加氏奉牟止申世止事敎給志仁依氏、天忍雲根神天乃浮雲仁乘氏、天乃二上仁上坐氏、神漏岐神漏美命乃前仁申波、天乃玉櫛遠事依奉氏、此玉櫛遠刺立氏、自夕日至朝日照萬氏、天都詔戸乃太詔刀言遠以氏告禮、〇下略

〔新古今和歌集 七賀〕千五百番歌合に　攝政太政大臣〇藤原良經

ぬれてほす玉串の葉の露霜にあまてるひかりいく代經ぬらむ

〔風雅和歌集 十五雜〕大神宮へ奉りける百首歌の中に殘雪を　前大納言爲家

おのづから猶ゆふかけて神山の玉ぐしの葉にのこるしらゆき

〔風雅和歌集 十九神祇〕日本紀を見てよめる　前大僧正慈勝

あきらけき玉ぐしのはの白妙にしたつ枝までぬさかけてけり

〔新葉和歌集 九神祇〕題知らず　前中納言爲忠

神風やのどかなる世と白露の玉ぐしのはの枝もならさず

〔定家朝臣記〕康平五年五月二日戊申、有御賀茂詣事、午刻令出立給、未刻著御下社、〇中略次捧金銀幣令拜給、

〔中右記〕嘉承元年十二月十六日癸卯、殿下御春日參也、〇中略著御幣殿給、〇中略次神寶白妙御幣付社司、次著庭中座給、藏人右少辨爲隆取金銀御幣奉殿下、有御拜兩段再拜、神主經房給御幣入中門、

永久六年四月廿日壬申、殿下御賀茂詣也、(中略)殿下著御舞殿座、(母屋第二間儲御座、)左中辨爲隆朝臣進金銀御幣、兩段再拜、了給禰宜祝等、

〔長秋記〕大治四年正月廿一日庚子、兩皇令詣八幡給、(中略)未下出御、先之著御袴、有御拜、禪皇(白河)白幣實行取之、新院(鳥羽)幣雅定卿取之、內大臣、中納言顯雅、實行、雅定、實能、參議宗輔、下官、(源師時)伊通、大貳經忠卿供奉、本院金銀幣相副被進、劒、(浮圖劒云々)道自姉小路東行、

〔山槐記〕治承二年正月七日壬寅、今曉巽方彗星出、天文參陣、付藏人勘解由次官基親奏之、(中略)

彗星年々(中略)

康平三年十一月廿七日、見南方經七箇日、　十二月六日、於神祇官被立伊勢幣、金銀幣唐綾二疋、御馬被副奉、是依度々恠異天變也、

〔玉海〕建久四年四月廿日丙辰、此日攝籙之後、初度賀茂詣也、(中略)次宗頼朝臣取金銀幣(各一串)二出幔門、經庭中入舞殿北第二間、進余前左膝進之、余指笏取幣、(宗頼拔笏退下、降長押、有拜、可尋之、於藏人歟、)起兩段再拜、(中略)禰宜目祝自東西各昇第二間、來余座左右、先余左手取金銀各一串給禰宜、(正禰宜資季有障、權禰宜季平也、)次右手取金銀一串給祝、拔笏坐各取之入中門內了、於寶前申祝歟不聞、

〔皇大神宮年中行事〕(附錄)一代一度大神寶、(差人方沙汰、中略)

御幣四枚　金二枚　銀二枚

納蒔繪宮一合、(同平文、白綾置口縁、折立、中略)

文永六年八月廿三日

〔基量卿記〕天和二年正月廿九日、今日公卿勅使發遣、(中略)

一幣物內藏寮事、預彙出納調進云々、

一金銀御幣事、古記ニ云、金銀幣方八寸ニ金銀ヲノベテ、白綾張箱ニ入、被進也云々、常ノ非切幣、凡

幣ハ神寶之總名也、依之此度假之義用意難成間、爲幣料黄金二十兩宛、兩宮被進之、御内義之沙汰由、傳奏被物語也、

〔神まつり〕十七日、〇天保十四年四月けふは神わざ行はるべければ、〇中略皆かしこみ仰がざるはなし、御祭〇東照宮は世の常のさまとはかはりて、まづ御迎の榊まゐる、すべてかう〳〵し、〇中略次に造り鷹据たるが十人、次に金の御幣まゐる、〇中略神輿は白張著百人にて舁奉る、次に麻の上下著たるが十人、次にまた大鼓鉦鼓、金の御幣、〇中略巴の紋まきちらしたるは、左の神輿といふ、〇中略右の神輿といふもおなじく大鼓鉦鼓、金の御幣を先にたてゝ渡り給ふ、

五色幣

〔神道名目類聚抄〕三祭器五色幣　五行幣　紙ヲ青黄赤白黒ニ染テ、幣五本ニ作ル、亦或説ニ五行ノ幣、其頭紙象青黄赤白黒如此スルト云リ、是疑ラクハ後人ノ私意ナラン、

〔春日大宮若宮御祭禮圖〕下廿四日〇十一月田樂頭屋にて、五色の御幣調之、役人別火

廿五日曉天御幣出來す、〇中略願主人大宿所において、諸方より獻上の掛物、〇中略

五色之絹御幣七五三本のかはりあり　白御幣春日神人挾之

〔筥多神社年中行事〕六月晦日　先當日辰ノ刻ニ海濱御祓所ノ飾スル、〇中略濱ノ東陸ノ上ニハ、神輿奉置所也、〇中略海濱ニ五色幣青東、黄中、赤南、白西、黒北ニ立ル、五行ノ幣ノ北、南ノ海濱ニ白和幣六十六本ヲ兩手ニ分、三十三本宛立置、

幣串

〔八雲御抄〕三下雜物いぐし紙を木に揷たるなり、五十のくしさかけり、

〔萬葉集略解〕十三上神代紀一書に、眞坂樹八十玉籤、また五百箇野薦八十玉籤と有て、串は玉幣などを著る料の榮木と小竹なり、いぐしは齋串なり、

〔神道名目類聚抄〕三祭器幣串　玉串　大ナルハ七尺餘、或ハ三尺餘、小ハ一尺餘、或ハ八寸ナリ、必寸尺ニカヽハルベカラズ、尺ニ付テ進理ヲ云説アリ、後人ノ附會ナリ、常ニ二本ヲ一ニ束テ用キル、

玉串トハ稱美シテ云リ、或云、幣串ハ上古賀茂ノ時、盤ノ臺ノト云器ナシ、幣物ヲ串ニハサミテ、神ニ物獻上タリト云リ、

〔古今神學類編(祭物二十六)〕神代傳受記云、幣法串長三尺六寸、廣八分、厚八分、或四分、以堅紙八寸、廣四寸、手長九寸八分、同廣一寸八分也、次麻有多種、一云、大麻、(長八寸、紙麻各兩目有之、)二云、(長一尺八寸、行事具、〇二云下恐有脫文、)三云、油麻、(長八寸、或四寸、)製法別有習、四云、大麻祓、(長八寸、細目、)上有習ト云々、(〇中略)又云玉串幣串也、上古不好過差、多用若竹、于今園恩祭、十二月大祓、田口祭、其外用竹難毎事也、即不削節不取爲用之、次勸請串、(幣也)依社內廣狹寸法不用、奉幣串三尺六寸、(准上)大神宮官物串每有法、祓串長一尺二寸、或八寸ト云々、

〔延喜式(四時祭二)〕每月晦日御贖(中宮東宮准此、六月十二月不在此例、)

插幣木各卅枚

〔延喜式(臨時祭三)〕八十島神祭(中宮准之)　插幣帛木一百卅枚

東宮八十島祭　插幣帛木六十枚

〔延喜式(木工三十四)〕著幣帛木卅六枚(長各八尺、方一寸五分、)

四枝賀茂下上祭料各二枝、二枝松尾、四枝春日、四枝率川、二枝大原野、四枝大神、二枝山科、四枝當麻、二枝杜本、二枝當宗料、就中四枝賀茂臨時祭、二枝同松尾祭料、

〔江家次第(十一十二月)〕內侍所御神樂事

每月一日被奉例供廿合、(〇中略)幣串八筋、黑塗平文也、

〔萬葉集(雜歌十三)〕

五十串立、神酒座奉、神主部之、雲聚玉蔭見者乏文、

〔蜻蛉日記(上之下)〕九月になりて、世中をかしからん、ものへまうでせばや、かうものはかなきみのうへも申さむなどさだめて、いとしのびあるところにものしたり、ひ。と。は。さ。み。の。み。て。ぐ。ら。に、か

幣臺

奴佐袋

うかきつけたりけり、○下略

〔堀河院御時百首和歌春〕早苗

初苗にうずの玉かげ取そへていくしまつらんたちつくりえに

〔源平盛衰記九〕康頼熊野詣事附祝言事

誘給へ少將殿トテ、精進潔齋シテ、熊野詣ト准テ、岩殿ヘコソ參ケレ、○中略康頼入道ハ、小竹ヲ切テクシトシ、浦ノハマユフヲ御幣ニ挾ミ、荒草ト云草ヲ四手ニ垂、清キ砂ヲ散供トシテ、名句祭文ヲ讀上テ、一時祝ヲ申ケリ、

〔夫木和歌抄五春〕正治二年百首　源師光

ますらをがこなでの道にいぐしたて水口まつるほどはきにけり

〔皇大神宮年中行事附錄〕一代一度大神寶沙汰　藏人所

幣串四本

蒔繪　白鑞平文　金銅木尻

已上納朱漆辛櫃一合金銅金物、螺鈿、錦緒、打立、兩面覆裏、生絁綿、黒漆臺、同敷、金銅木尻○中略

右伊勢豐受宮御料、依例奉送如件、

文永六年八月廿三日　出納右兵衛少尉中原國長

〔神道名目類聚抄三祭器〕幣　上古質素ノ代、神ニ獻上物ナリ、

幣臺ハ行事ノ壇上、亦ハ神前ナドニ常ニ幣ヲ立置也、

〔拾遺和歌集八雜〕ものへまかりける人のもとにぬさをむすび、袋にいれてつかはすとて、　よしのぶ

あさからぬ契むすべるこゝろばはたむけの神ぞまもるべかりける

〔玉函叢說　三〕ぬさ結様の事

拾遺和歌集に、ぬさむすびて袋に入てとあるは、もとより定れる事にはあらず、たゞいるればみだれおちちり、又五色等の絹の變りたらんは、わかつにもわしければ、一具づゝに引むすびて入たると見えたり、かの歌にも、おさからぬ契むすべるこゝろばは手向の神ぞ志るべかりける、ど有るにても志るべし、

〔愛道神道百首〕餘神

行舟のさき玉まつるぬさなればはやちひがたもふかヒとぞおもふ

是は驛路の舟などにある事也、志きろの舟とは、餘舟のこと也、すゞ舟とは勅使に行人ののる舟の名也、手向のぬさとは海路にも、ろく路を行にも、其國に入、其里に入、在所々々、浦々にいたるには、其ところの大小神祇に、ぬさ袋より、手向の小ぬさをとりいだして、奉てとはる也、ぬさ袋はにしきのふくろ也、白米と白紙をこまかに切さきませて、其神へ奉る也、きるやうに口傳あり、ざき玉とは行舟のさきを、守護する神のこと也、これをさき玉といふ、

〔源氏物語　二十六若菜〕宮の御前のかたを志りめに見れば、れいのことにをさまらぬけはひどもして、色々こぼれ出たるみすのつま〳〵すきかげなど、春の手向の、ぬさぶくろにやとおぼゆ、

〔河海抄　十三若菜〕ぬさ袋は、すきぶくろなり〇中略春のたむけとは、やよひの末なれば、春のくれてゆくたむけと云ふ心なり、ぬさをば旅の手向にすればなり、春のくれゆくを、旅にゆくにたとへるなり、

〔花鳥餘情　九若菜〕ぬさは、いろ〳〵の紙をきりて、すきたる袋にいれたるにや、

〔倭訓栞　前編二十一奴〕ぬさぶくろ　賢木の枝に木綿をつけ、又綾錦の五色のきれなどを入て首にかけ、道祖神を祈る手向にする也といへり、すきたる袋なりともいへり、

〔落窪物語　六〕中なごんのつくしのそちにてくだるに、〇中略ひだりの大い殿、〇中略はるぐ〵と峯のしら雲立のきてまたかへりあはん程のはるけさ、まことにみちの程見給へとてなきゑのみぞひつ一よろひに、かたつかたにはかづけもの一かさねに、はかまぐしつゝ、今かたつかたには、さうじみの御さうぞくみくだり、色々の織物うちかさなりたり、うへにはからびつの大きさにみちたるぬさぶくろに、中にあふぎ百入てうちおほひ給へり、

〔好古小錄　下〕麻囊スヾは豐前國宇佐ノ邊ニハ、古製傳リテ、今猶此ヲ用ユ、竹ニテアミタル籠ナリ、竹籠ヲフクロト云ハ、餌袋ト同意ナリ、其ヌサ、今ハ絲帛ハ用ヒズ、イロ〳〵ニ染タル紙ヲ用ユ、囊ノメヨリコボレテミユル體、源氏物語ニ、色々コボレ出タルミスノツマ〳〵、スキカゲナド、春ノタムケノヌサブクロニヤトオボユト書ル、ゲニトオモハレ侍ル、近來好事家、錦繡ヲモテ製シテ、ヌサブクロトテ翫ブハ、無稽ノモノ也、〇中略、有圖之、

〔嬉遊笑覽　七行遊〕ぬさぶくろ、〇中略好古小錄に圖あり、〇中略其圖ひげ籠の如き籠に、竹の柄をさして、籠の編餘して垂たるに、花多く付たり、長一丈許、花以糊粘と記しぬ、是をいかやうに用ふるにか、其よしをいはず、此製の物いづくにも有べし、先年上州草津、また日光にても見たりしが、いづれも葬儀に用ふ、是を二本先にたてゝふらせて、籠の內に入たる紙の花びらを散らすなり、この花籠古のぬさ袋にや、おぼつかなし、日本歲時記端午の處を畫きたるに、幟の頭にこれを付く、又寶永頃の畫、攝津國住吉の御祓の學びする處、御祓箱に長き柄をさし、其頭にこれを付たり、但しこれらは飾り物にて、籠の內に花を入て散らすことはなかるべし、拾遺集にむすび袋といへるは、かゝるものとおもはれず、

〔牛馬問　一〕或人曰、〇中略頭陀袋といふは、神道のぬさ袋をぬすみ用ゆと、然るや否哉、予〇新井白蛾答て曰、皆無稽の空言なり、就中ぬさ袋といふは葬禮の具にはあらず、後撰集に、おひかたらひける人

の、あからさまにこしへまかりける、ぬさ袋などつかはすと有、五色の紙をぬさに切て五色の糸にて網をすきたる袋に入たるものといへり、いにしへ首途の人に贐するに、か樣にして送しと也、是道祖神に手向て、行路難を避る爲の祈なり、唐にて柳條を用る類ひ也、

〔玉面叢說〕三ぬさ袋の事

まづ此ぬさは、前にいひし萬葉集に、幣とかきたるぬさにて、やがてみてぐら也、旅する人は道すがら神に手向ん料に、倭文或は五色の絹などを切り打て袋にいれて、もてあるきしとみゆ、其袋の製定まれる事の有らんやは、但いにしへのふくろは、多く四方なる巾の四方に紐くゝりの樣に、組を貫ぬきたる物なり、扨うちなるぬさの透て見ゆるは、とみに出すにもよく、うつくしくもあれば、ぬさ袋はおほく羅の類にて、彼巾のさまにしつれば、源氏物語に、女房の衣の色と御簾よりこぼれ出たる樣、透影などを、幣袋にはたとへたる也、絹の袋といふ說はよしもなき事也、もれ出るにたとへたる、彼幣袋の口よりぬさのもれ出たる樣にこそたとへたれ、網の目より出むを如此樣にたとふべきや、網にては御簾の透影にはあたらず、且神に手向ん料のものを、網のふくろに入べうもなし、是等もてみれば、羅の類の袋をたとへたる事あきらかなり、すべてのものの寸尺など定まれる事は、中古よりの事なり、ましてかやうのものは、其さまも定れる事なし、中頃已前はもてならしきたる樣より、うるはしく仕出るをみやびとせる也、此意よろづの事にわたりて古實の大意なり、此心なくてはまことの古實を知る事あたはず、

幣帛書和歌

〔相模集〕つねよりも思ふ事あるをり、心にもあらであづまぢへくだりしに、かゝるついでにゆかしき所みんとて、三年といふとしの正月、箱根にまうでゝなにごともえ申つくまじうおぼえしかば、道にやどりてあり、つれ〴〵なりしをり、心の中におもふことを、やがてたむけのぬさをちいさきさうしにつくりて、かきつけし百ながら、みなふるめかしけれども、やがて

さしはへてけしきばかりかすむべきならねば、まことにさかしう心つきなきことおほかれど、にはかなりしかば、やしろのまたにうづませてき、○中略初春五首、

春山に霞たち出ていつしかと時のまるしやありけんとみん○下略

〔袋草紙四〕赤染衛門

かはらむとおもふいのちはをしからでさてもわかれんことぞかなしき

たのみてはひさしくなりぬすみよしのまつこのたびのまるしみせなん

ちとせよとまだみどりごにありしよりたゞすみよしのまつをいのりき

是レハ江擧周和泉去任之後、重病惱而有住吉之御祟之由、仍奉幣彼社之時、三。本。幣。ニ。各。所。書。歌。也。其時人夢ニ、白髮老翁社中ヨリ出來テ取此幣テ入ル、其後病平愈云々、○又見二十訓抄、古今著聞集、

〔後頼口傳集上〕住吉明神の御製

さねつながいよのかみにて侍りけるに、歌このむものにて、能因法しをぐしていよにくだりて侍りけるに、そのとしの春、世の中ひでりして、いよにも、雨ふらざりけり、その中にも伊豫の國はことのほかにやけて、國のうちに水たえて、のみなんどする水だにもなかりければ、水にうゑてしぬるものゝ其かずあまたありければ、さねつなうれへおもひわびて、能因法師に神は歌にめでさせ給ふなり、みしまの明神に歌よみてまゐらせて、雨いのれとせめければ、ことにきよまりて、色々のみてぐらにか。き。つ。け。て。、ふしをがみけるほどに、にはかにくもりふたがりて大なる雨ふりて、たへがたきまでやまず、

天川なはしろ水にせきくだせあまくだります神ならば神、そのゝち三日ばかりやますふりて、後には四五日ばかりに一度ふりて、國中おもふさまになりにける、

〔延喜式一四時祭〕平岡神四座祭


〔年中行事繪巻 四宮祭〕



祭神料

裹幣帛料交易商布一段一丈七尺、明櫃二合、宮形一具、枌一枝、已上幣料、官物、神祇官所請、布四端、封物

平野神四座祭

裹幣料布三丈二尺已上幣料

〔執政所抄四月下〕梅宮祭奉幣事　上酉日

御幣四捧

紙四帖　裹。布。三丈二尺〇中略

已上年預

志氏紙卅二枚納殿　裹。薦。五尺御庄所　幣串四捧修理所

件幣料、兼日守年預命、於出納致沙汰、調備如常、

〔枕草子十〕さかしき物

ちごのいのりはらへなどする女ども、物のぐこひいでゝ、いのりの物どもつくるに、紙あまたをしかさねて、いとにぶきかたなしてきるさま、ひとへだにたつべくも見えぬに、さる物のぐと成にければ、おのが口をさへひきゆがめておしきりめおほかる物どもゑてかけ、竹うちきりなどして、いとかうぐしうしたてゝうちふるひ、いのる事どもいとさかし、

神馬

神馬ハジンメ、又ハカミノコマト云フ、神ノ馳乘ニ供スル馬ノ意ナリ、是ハ神社ニ參詣スル時供進スルモノアリ、祈請ノ爲ニ供進スルモノアリ、祈雨ニ黑毛馬ヲ獻ジ、祈晴ニ赤毛馬ヲ獻ズルガ如キ其一例ナリ、而シテ神馬ニハ永ク神厩ニ飼養スルモノト、一旦進獻シ、畢リテ後本牧ニ還附スルモノトアリ、

名稱

馬形ハ、木或ハ紙ニテ作レルモノニテ、見馬ニ代用スルモノナリ、繪馬ハ、字ノ如クヱマト云フ、板面ニ馬形ヲ畫キ、扁額トシテ神社ニ獻ズルモノナリ、後世ニ至リ、人物鳥獸ノ類ヲ畫クモノモ亦稱シテ繪馬ト云フ、蓋シ此ニ起因セルナリ、

〔運歩色葉集〈志〉〕神馬

〔重之集〈下〉〕そねのよしたゞ、たぢまにて、いづしの宮にて、なのりそといふものをよめといへば、
千はやぶるいづしの宮の神のこまゆめなのりそよたゝりもぞする

〔倭名類聚抄〈十七菜蔬〉〕莫鳴菜　本朝式云、莫鳴菜〈奈乃利曾、漢語抄云、神馬藻、三字云奈乃里曾、今案本文未詳、但神馬莫騎之義也、〉

神馬裝飾

〔貞丈雜記〈十六神佛〉〕神馬にしでの付所の事、おほひ髮の中と、左右合て三ッ、〈おほひがみは、額髮なり、〉まゆみの髮に五ッ、〈まゆみの髮は、さり髮也、〉尾のあまおほひに七ッ、〈尾のあまおほひさは、尾のつけねの毛也、〉右の如く七五三の數を付る也、三儀一統にはおほひ髮に七ッ、まゆみの髮に五ッ、尾のあまおほひに三ッ付る由みえたり、

〔江家次第〈二十〉〕賀茂詣
神馬二匹〈一匹下社料、一匹上社料、額毛付鈴、尾付木綿、〉

〔平家物語〈三〉〕御さんのまきの事
伊勢よりはじめ奉て、あきのいつくしまにいたるまで、七十よか所へ、神馬を立らる、內裏にも、寮の御馬に、四手つけて、す十ひきひつ立たり、

〔義經記〈四〉〕土佐房よしつねの討手に上る事
土佐〈○昌俊〉はもとよりかしこきものなれば、打まかせての京上りの體にては叶ふまじとて、白ぬのをもつて、みなじやうえをこしらへて、ゑぼしにしでをつけさせ、法師にはときんにしでをつけ、ひかせたる馬にも尾かみにしでつけ、神馬と名づけ引ける、〈○中略〉當國〈○相模〉の市の宮と申は、梶原〈○景時〉が知行の所也、嫡子の源太〈○景季〉をくだして、白くり毛なる馬、白あし毛なる馬二疋に、白く

神馬御覽

らおかせてぞひきたる、是にもまでつけ神馬と名付たり、

〔産所法式〕宮參之事〇中略

二番に奉納の品持參すべし、其品は神馬二疋、鞍置までを付ケ、一疋とねり兩人ヅヽ尻綱を引、既の中間、風折えぼし直垂著て、手綱を取て引也、放免一疋ニ四人ヅヽ隨ふべし、白張を著すべし、〇下略

〔春日大宮若宮御祭禮圖〕下一廿六日、〇十一月未剋願主人春日夜宮參り、〇中略

神馬十疋、はだか馬、尾髮に紙手付る、〇中略

神馬樓門にて禰宜請取、神前へ引込後へ出る、神主祝詞有之、　神馬四疋

一若宮參詣願主人射手兒、捩上鳥居の前に著座す、〇中略　神馬六疋、拜屋の外三反引廻し、鳥居まで引上げ、禰宜請取、神主祝詞有之、いがきの前南へ退く、

〔西宮記臨時七〕宇佐使事〇三年一度中略

當日早旦御浴殿、召帷、〇中略

次御覽神馬、

垂御簾、南以大床子上圓座、置於第三間簾下、

〔江家次第十二臨時〕宇佐使事

御覽御馬、垂東廂御簾、近衞次將一人候簀子敷、其御馬用左、一疋銀鞍、付鈴、尾付木綿、引入自瀧口方、但無騎乘之儀、

〔殿暦〕康和五年十一月廿四日己亥、雖物忌參內、依宇佐奉幣也、〇中略　主上御覽神寶、余〇藤原忠實　此間候御前、御覽了殿上人等同取出了、次御馬御覽、官人二人取口、頭中將顯實朝臣候簀子、三度廻り引出了、

〔中右記〕嘉承二年二月十一日、今日公卿勅使被奉伊勢、後聞早旦先於晝御座方御覽神寶、色目如常、藏人仲光

進獻次第

爲行事、殿下著衣冠候給、於御殿東庭御覽神馬三疋、頭中將實隆候之、實子一、不置、秘不乘人只引廻許也、

永久二年十二月十七日、院白河○可有御幸新御願寺者、仍巳時刻參院、內大臣源○雅實以下人々多被參、暫候殿上間、以長實朝臣被仰云、今日住吉遷宮之神寶可進發也、件宣命上卿早可勤也、奉此仰後逐電退出、著束帶參內之間、從殿下忠實○藤原可早參由又有仰、午時許參內、此內於晝御座御覽、五位六位役送、神寶、藏人實隆行事、同□調神寶神殿御裝束等各四具、唐鞍一具、又御覽神馬一疋、白毛先例也、不置鞍、頭中將通季候之、後引出了、

〔神馬獻進次第〕兼日付神馬于四手、四手切懸、四疊四切、

先奉牽御馬於神前

次神官捧御幣三本一度

次神馬自社壇之左方奉引廻一反

次捧御幣一度

次如前牽神馬

次亦捧御幣如前

次又牽神馬如前

次捧御幣如前

次神官申祓

高天原仁神留坐す、皇親神魯岐神魯彌命於以天、忌部弱肩仁太手繦取懸天、天津金木乎、大中臣本打切末打斷天稱辭竟奉留、上古波大鰐乎以天乘物多利、龍亦鹿皆同久用給止母、葦原乃瑞穗國仁宮柱太敷立、高天原仁千木高久瑞乃御舍乎立天、神地乎下賜與利、安介久平介久乘馬太利、然波某心中祈願各々圓滿乃奉爲仁、注連四手乎飾調天、牧乃御馬乎牽立天、幣帛乎捧奉留、皇大神眷屬、左男鹿乃八耳乎振立天、聞食登申壽、

次拜伏
次退下
〔住吉社諸神事次第〕十一月　相嘗御祭、○中略酉時、○卯日園祭、各著座神館、○中略國方御幣神馬在廳舞人陪從衆參向、○中略神馬四疋引廻之時、前ヲ申、二三四御供如例、四神殿神馬引廻之時、前不申、
〔神馬雜記〕一慶安二年御大刀御馬代御奉納之節、異論有之候ニ付、御公儀江從神宮指上候、覺書之案文如左、

覺

一毎年四ヶ度、禁中より御馬を被曳進候刻、先二鳥居において御頸をふりかけ、玉串の行事所に而、御馬飼の内人請取申、玉串の御門の裏に曳立、御鞍をば西寶殿に奉納仕、御馬をば神宮に拜領仕例にて御座候、件御馬、若馬代を送られ候刻者、神宮に而御馬を用意仕、右之作法に神事をとりおこなひ申儀、舊記に見え申候、此神馬は、慈照院殿○足利義政御代までは、毎年おこたらず被曳進候得共、常德院殿○足利義尚御代より不被引進候御事、

一臨時の奉幣使、御參宮之砌は、御大刀御神馬を被送進候、件時も御馬は右之作法に神事をとりおこなひ申、御大刀は八重榊の前にて、長官侍請取申例にて御座候、公卿勅使御參宮之刻は、銀御釼壹腰、并神馬二疋被送進候、此時は御大刀をば玉串の行事所にて請取、正殿に奉納仕、神馬は神宮ニ拜領仕候義、往古之記文ニ見え申候御事、

一往古は內の御厩外の御厩と申候而、二ヶ所御座候、件神馬おりおはしまし候時は、右の御馬をもて、不日にたてかへ申の例延喜式に有之にて御座候、若件御馬無御座候砌は、禁中江注進仕、公方樣より被牽進之例にて御座候、此時は玉串の御門の前ニ引立、御巫內人のつとを讀、其後御厩に立置申の例にて御座候御事、

右神馬を大神宮ニ被曳進之作法、每度如此ニ御座候、今度被送進候御大刀奉納仕候故、注進狀ニのせ申候、御神馬之儀者、御師慶光院に被納由ニ候之間、定而上人より可被致言上候、御師へ參候御幣物を、神宮注進狀ニ書のせ、正印をおこなひ申儀、神宮ニおいて古來其例無御座候、然上者今更書載申義難能成候、

慶安二年十月日　　神主中

內宮長官

〔常陸國風土記香島郡〕自高天原降來大神、名稱香島天之大神、天則號曰香島之宮、地則名豐香嶋之宮、〇中略其後至初國所知美麻貴天皇〇崇神之世、奉幣、〇中略馬一匹、鞍一具、

〔河野系圖〕玉興散位、號伊豫大夫、亦伊豫大領、〇中略　玉興姓小千乃字達改天、換御本地文字天、號越智、越智大義也、玉興龍駒達飼布、其毛黑駮也、卽獻明神、至于今神厩乃神馬駮也、神殿御戸仁駮圖畫有之、

〔續日本紀稱德三十〕寶龜元年八月庚寅朔、遣參議從四位下外衞大將兼越前守藤原朝臣繼繩、左京少進正六位上大中臣朝臣宿奈麻呂、奉幣帛及赤毛馬二匹於伊勢大神宮、遣若狹國目從七位下伊勢朝臣諸人、內舍人大初位下佐伯宿禰老、奉鹿毛馬於若狹彥神八幡神宮各一匹、

〔續日本紀光仁三十二〕寶龜三年八月甲寅、是日異常風雨、拔樹發屋、卜之伊勢月讀神爲祟、於是每年九月准荒祭神奉馬、

〔吾妻鏡二〕養和二年正月廿八日己亥、可被奉大神宮之神馬砂金等事、日者有其沙汰、今日潔齋之輩獻此等、於營中覽之、直所令採用給也、先金百兩、千葉介常胤、小山小四郎朝政等進、次神馬十疋引立庭上、後兼候實子勤毛付、

一疋鴾毛江戸太郎進　　一疋河原毛下河邊四郎進　　一疋栗毛武田太郎進　　一疋栗毛駮香妻八郎進

一疋青黑高鳥次郎進　　一疋鴾毛駮豐田太郎進　　一疋鹿毛小栗十郎進　　一疋葦毛葛西三郎進

一疋白栗毛河越太郎進　一疋黑瓦毛中村庄司進

已上御馬撰定之後、被預置于生倫神主宅、各相副飼口云云、

〔吾妻鏡十三〕建久四年十一月十九日壬午、被奉神馬鹿毛於鷲宮、　十二月一日甲午、相模守惟義、爲奉幣御使、參向尾張國熱田社、被獻神馬、黑栗毛

〔吾妻鏡十五〕建久六年四月廿七日壬午、將軍家、○源賴朝以梶原平三景時、爲御使、令奉幣住吉社給、被奉神馬、今夕景時參著社頭、詠和歌一首於釣殿之柱云云、

我君ノ手向ノ駒ヲ引ツレテ行末遠キシルシアラハセ

〔明月記〕文曆二年二月廿三日、午始刻許、與心房使來云、依物忌事、自朝參殿下御所也云々、殿中奔走、神馬被引諸方云々、連々急事非心之所及歟、

〔大神宮儀式解五〕應永の比より幣馬も略せられ、古のごとくならず、仍饗の時々注進すれば牽下さる、○中略今の世朝廷より、時々の幣馬奉らるゝ事も廢れ、奉幣あるの時、又九月御祭の馬すら、料銀を以奉られ、一禰宜より馬をかり寄進して、その行事を遂れば、常に立置べき馬なき故に、尾張名古屋城主、紀伊若山城主より、かはりに奉らる、但し近比は當國田丸城久野氏より牽進するを立置也、今の世殘りし外御厩にて是を養飼へり、

〔氏經卿神事記〕嘉吉三年三月十七日、櫪御馬事、○伊勢神宮依度々注進、今月十五日被牽進、飼丁十五日京著、其間之飼料、又引下日様等賃、藤波氏榮取替沙汰、件入目飼丁沙汰也、然而不淮之間、自長官被下行、今日御厩ニ奉入、

〔詠大神宮二所神祇百首和歌〕駒迎

渡會ノ宮ノミムマヤ改テ駒迎スルミヤコビトカナ

譬バ豐受ノ宮ノ御神馬退轉、已ニ一百八十餘年ニモヤ成ヌラン、于時寬正六年己酉秋九月十

四日御神馬下リ坐、

〔氏經卿神事記〕文明二年十月廿六日、櫪御馬、早旦令直給、則注進解狀公武二通、廿七日、宮司注進定上歟、前々者爲飼丁等之役、雖上先如此、御出者可上飼丁也、十一月廿八日、櫪御馬被牽之由、祭主殿被仰下、公方〇足利氏御厩替代五百文可上之由間、此儀雖無謂五百文用意、飼丁等上洛用意雖叶之由訖申間、一貫引替借之、殘路錢飼料ヲ用意、十二月九日、櫪御馬下著、長五尺黑、今月五日被牽公方御厩者、替代任例五百文可取之由、令被次依忩劇無用意之由、二百文渡立具計相副、替ハ御厩者取テ歸、無謂次第也、仍替ハ自祭主殿被借下、差繩ハ自頭人被借、馬衣モ不被副、自祭主殿舍人一人被副下、上道料三百下行、頭人狀被副下、十一日、今日以吉日御馬ヲ奉入御厩、於二鳥居御巫內人被淸、自南御門八重疊ノ前ニ引立、予以神拜次啓之後、奉入御厩、御巫祓ノ散供米一升幷百文下行、

〔神馬雜記〕文明記云

皇大神宮神主

注進可早被經次第上奏任先例被牽進當宮櫪御馬事

右當宮櫪御馬今月廿六日令直給之條驚存者也、任先例不日可被牽進、殊今天下忩劇之折節、件御馬闕如、太以不可然、雖爲片時難被打置、以夜繼日、爲被牽進、注進如件、以解、

文明元年十月日　大內人正六位□荒木田神主定治上

禰宜從四位上荒木田神主署名十人

櫪御馬今月五日、以吉日被牽進候、頭人狀副下候、御替馬衣等之事堅申候得共、無用意候間、不被進候由仁候、〇中略恐々謹言、

十二月五日　秀忠

內一禰宜殿

〔神祇提要 九〕

神馬圖





態以使札令申達候、仍而皇大神宮御神馬、今月〇承應三年五月十七日就闕如、種々不思議共御座候故、其御地江御訴訟申候、則和歌山江被仰上、奉進獻御神馬候はゞ、何より以御祈禱不可過之候、久野兵右衞門殿西郷佐々右衞門殿江被仰貴意、相調候者可為神忠候、委細者中田加兵衞口上ニ申含候條不能詳候、恐々謹言、

五月廿八日　内宮藤波長官氏富判

小平甚右衞門殿

口上

一今月十七日大神宮神馬闕如、則當年午年午月午日午刻、

一御幣闕之上ニ而、千松殿江御訴訟申入度候得共、自然闕相違候者如何と存ためらひ申候、雖然御神馬幣闕上申儀吉例故、昨日於神前上申候處ニ、長官思之儘ニ田丸江可申上旨不思議奉存候、爰以彌目出度申上候以上、

五月廿八日

一筆令啓上候、内宮御神馬闕如之御儀、御書付致拜見候、奇異之至ニ奉存候、然者先龍歸年久立于御厩候之儀、目出度事ニ被思召、相次而某今度獻上仕可然旨之御素懐、忝次第ニ奉存候、然共舊例故被為捧御幣闕候之處、猶以神慮相應之趣、田丸迄御使札委細謹而奉承候、寔以希代之嘉幸、冥加之至ニ奉存候、仍應貴命壹疋累致獻上候宜樣所仰ニ御座候、餘澁期面拜之時候、恐惶不宜、

六月十日　久野千松宗村判

内宮長官樣人々御中

一筆令啓達候、兼而申置候通、今般神馬一疋奉獻之候、為御初穗白銀卅兩進入之候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

十月〇延寶五年廿一日　　松平大和守

藤波神主

就常宮御神馬闕如、此度龍蹄壹疋(黑馬衣毛子)被牽進、神宮之概娛不可過之候、誠以御謹愼之至、神慮可爲御納受と奉存候、彌御家門繁榮之旨可凝懇念候、委曲藤波神主より可被申上候、恐惶謹言、

十一月二日　　內宮長官判

松平大和守樣

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事幷月記事

二月例

以十二日、年祈幣帛使參入坐(氐)、幣帛進奉時行事、〇中略禰宜先前左方立、宇治大內人右立、次大神宮司、次幣帛捧持內人等立、次御馬飼內人御馬曳立、

六月例

以同日〇十九日十未時、月讀宮祭行事、〇中略東方宮向禰宜告刀申、申畢朝庭幣帛幷御馬等(波)、卽其宮內人(爾)預供奉、

九月例

以同日〇十九日十月讀宮祭供奉行事、

右祭如荒祭宮供奉、〇中略又朝廷幣帛御馬一匹、又絲一絢供進如件、

〔儀式一〕二月四日祈年祭儀(六月十二月月次祭儀亦同)

其日卯四刻(月次祭六月卯一刻、十二月辰一刻、)所司辨備庶事、神祇官陳幣物於齋院、〇中略左右馬寮各牽御馬廿一匹、(祭別十匹)立南舍東頭、(月次祭左右各二匹)

春日祭儀(二月十一月上申)

神馬四匹、走馬八匹、牽列神殿前、近衛少將馬寮頭前行、○中略次馬寮牽神馬廻社八度、訖賜頭并雜人神酒訖退出、

大原野祭儀春二月上卯日祭之、冬十一月子日祭之、若子有三用中子、有二子用下子、

神馬四匹、走馬八匹、牽列神殿前、近衛將監馬寮允前行、○中略次馬寮牽神馬廻社八度、訖賜官人并雜人神酒訖退出、

園并韓神祭儀二月春日祭後丑、十一月新嘗會前丑、

大臣喚召使二聲、召使稱唯就版、大臣問阿誰、召使稱姓名、大臣宣神御馬將參、共稱唯牽神馬入訖、○中略御巫微聲宣祝詞再拜如初、御巫拍手兩段、次神馬退出、

平野祭儀四月上申十一月

左右馬寮御馬四匹、二匹被牽牽立社北頭南向神別各二匹、○一匹被牽中略次左右馬寮牽御馬廻社四度、允各一人前行、若無允、則屬就外記申障由、外記申大臣、以屬代之、氏人貢馬在其次、○中略其冬祭者廻御馬了、即物忌神舞、

〔延喜式四時祭一〕祈年祭神三千一百卅二座、○中略神祇官祭神七百卅七座、○中略

右神祇官所祭幣帛一依前件、具數中官、○中略大。神。宮。度。會。宮。各。加。馬。一。匹。鬣頭料庸布一段○中略高御魂神、大宮女神、及甘樫、飛鳥、石村、忍坂、長谷、吉野、巨勢、賀茂、當麻、大坂、膽駒、都祁、養布等山口、并吉野、宇陀、葛木、竹谿等水分十九社、各。加。馬。一。匹。

右所祭之神竝同祈年、其大神宮、度會宮、高御魂神、大宮女神、各加馬一匹、但大神宮度會宮、各加鬣頭料庸布一段、

月次祭奠幣案上神三百四座、竝大○中略

〔延喜式八祝詞〕春日祭

天皇我大命爾坐世、恐岐鹿嶋坐健御賀豆智命、香取坐伊波比主命、枚岡坐天之子八根命、比賣神、四柱能皇神等能廣前仁白久、○中略貢流神寶者、御鏡、御横刀、御弓、御鉾、御馬爾備奉理、○下略

廣瀨大忌祭

廣瀨能川合爾稱辭竟奉流皇神能御名乎白久、御膳持須流若宇加能賣能命登御名者白氐、此皇神前爾辭竟奉久、〇中略奉流宇豆乃幣帛者、御服明妙照妙和妙荒妙五色物、楯戈御馬、〇下略

龍田風神祭

龍田爾稱辭竟奉皇神乃前爾白久、〇中略奉宇豆乃幣帛者、比古神爾、御衣明妙照妙和妙荒妙五色物、楯戈御馬爾御鞍具氐、品々乃幣帛獻、比賣神爾、御服備、金能麻笥、金能椯、金能桛、明妙照妙和妙荒妙五色能物、御馬爾御鞍具氐、雜幣帛奉氐、〇下略

平野祭

天皇我御命爾坐世、今木與利仕奉來流皇大御神能廣前爾白給久、〇中略進流神財波、御弓、御大刀、御鏡、鈴、衣笠、御馬乎引竝氐、〇下略

久度古開

天皇我御命爾坐世、久度古開二所能宮爾天之供奉來流皇御神能廣前爾白給久、〇中略進流神財波、御弓、御大刀、御鏡、鈴、衣笠、御馬乎引竝氐、〇下略

遷却祟神祭

進幣帛者、明妙照妙和妙荒妙爾備奉氐、見明物止鏡、翫物止玉、射放物止弓矢、打斷物止大刀、馳出物止御馬、〇下略

〔延喜式四十八左右馬寮〕凡平野夏冬祭櫪飼馬四匹、二匹赤、二匹白、園韓神祭二匹、白飼人匹別馬部二人、每祭官人一人率馬醫供奉、其馬祭畢竝還本寮、

凡春日社春冬祭、神馬四匹、事訖放本牧、

凡率川春冬祭、神馬二匹、差馬醫一人、令牽貢、

凡大原野春冬祭、神馬四匹、寮牧二疋、本牧二走馬十匹、其使允一人率馬醫一人馬部八人供奉、

凡諸祭幷大祓料繫飼馬、及給人馬者、皆燒返印、但臨時奉名神馬非此限、

〔文德實錄　二〕嘉祥三年九月乙酉、遣少納言從五位上鎌藏王、內藏頭從五位下中臣朝臣壹志等、向伊勢大神宮、依例奉幣、別獻細馬五匹以充神御、

〔文德實錄　三〕仁壽元年九月庚辰、遣使者向伊勢大神宮、奉細馬八匹以充神御、實幣具至、

〔本朝文粹　二意見封事〕意見十二箇條　善相公清行

一應消水旱求豐穰事

右臣伏以、國以民爲天、民以食爲天、無民何據、無食何資、然則安民之道、足食之要、唯在水旱無沴、年穀有登也、故朝家每年二月四日、六月十一日、十二月十一日、於神祇官立新年月次之祭、嚴加齋肅、遍禱神祇、乞其豐熟、致其報賽、〇中略又社或有奉馬者焉、新年祭一匹、月次祭二匹、亦皆左右馬寮牽列神馬、爰神祇官讀祭文畢、以件祭物、頒諸社祝部、奉本社、祝部須潔齋捧持、各以奉進、而皆於上卿前、卽以幣絹插著懷中、拔棄鉾柄、唯取其鋒、傾其瓮酒、一擧飮盡、曾無一人全持出神祇官之門者、況其神馬、則市人於郁芳門外、皆買取而去、然則所祭之神、豈有歆饗乎、若不歆饗者、何求豐穰、伏望申勅諸國、差史生以上一人、率祝部、令受取此祭物、慥致本社以存如在之禮、〇下略

〔北山抄　二一月〕四日新年祭事

天曆三年七月廿二日、月次祭、依被延引也馬寮所牽進馬、腰損足蹇已不中用、右少史扶茂、參藏人所令奏事由、仰以板立御馬、可令牽進者、

〔中右記〕永久六年〇元永元年二月九日、早旦從殿下〇藤原忠實以知信被仰云、昨日春日祭神馬於佐保殿河原餓斃了、左中辨爲隆聞此事、以十列御馬一匹宛引神馬、以私馬一匹令宛乘尻成事了、此事不知先例、所驚思也如何、申云、早被卜筮、隨御卜趣可被左右事也、但今日凶會也、明旦召家榮可被占也、十

祈雨獻神馬

日壬戌、參殿下、被示仰云、神馬斃事、今朝召家榮泰長令占之處、申云、依穢氣口舌者、件占體甚重也、或人云、件祭日寮御馬(モ)又斃云々、思此事、先年奈良大衆合戰之後、反納神寶也、定有穢氣歟、毎有穢氣占所畏思也、仍於神寶者、近日爲調替被令始也、於社頭祓者、從公家被下宣旨也、

〔愚昧記〕嘉應元年十二月十一日、昨日光雅示送云、月次祭、新大納言分配也、而依爲仁王會檢校、早可參勤者、申可參之由了、仍未時許沐浴卽著束帶、而陰陽師遲參之間、申刻許解除了、(○中略)仍參入自此門、(○部方)著神祇官北門東腋座、(西面自南方著之、南北所司設之、)召外記(令召使)問事具否、依申皆具了由欲著廳之間、左少辨爲親就軾云、外宮御馬斃之由、先日進宮司解狀云云、而付月次祭使可被獻御馬歟之旨、右少辨日來申沙汰云々、(○中略)抑御馬事相尋之處、未承左右之由、左少辨所答送也、(○中略)小時史某來云、御馬如例可被奉繫飼御馬、於敷御馬者、撰日次追可被引獻云々、

〔吉記〕壽永三年四月二日庚申、今日平野祭也、(○中略)省官參上、仰云、豎木綿給へ、次持來木綿予取之結申、辨又結之、次祝、此間廻御馬之時、馬允一人候之、巳進例也、不著束帶爲衣冠、彌背式法歟、如何、

〔神馬引付〕延德二年

一今宮社爲祭禮一疋、(鴾毛印雀目結)

五月四日

今宮社御師

〔東都歲事記〕(二夏)六月十五日、永田馬場日吉山王權現御祭禮、當社御祭禮は、東都第一の大祭祀なり、(○中略)諸侯よりは長柄鎗幟を出して警固せしめられ、又神馬等を牽せらる、

〔東都歲事記〕(三秋)九月十五日、神田明神祭禮、凡東都の祭禮は、六月十五日山王の御祭禮を首とし、當社これに亞ぐ、故に合せて兩祭禮と稱す、(○中略)諸侯よりは長柄鎗を出され、神馬を牽せらる、

〔延喜式〕(三臨時祭)祈雨神祭八十五座、(並大○中略)

丹生川上社貴布禰社、各加黑毛馬一匹、自餘社加庸布一段、其霖雨不止祭料亦同、但馬用白色、

〔續日本紀二十四淳仁〕天平寶字七年五月庚午、奉幣帛于四畿内群神、其丹生河上神者、加黑毛馬、旱也、

〔日本後紀十七平城〕大同三年五月壬寅、奉黑馬於丹生川上雨師神、以祈雨也、

〔文德實錄三〕仁壽元年五月庚辰、遣使者向丹生川上雨師社、奉幣馬以祈霽、

〔類聚符宣抄三〕右大臣(〇藤原師輔)宣、奉勅爲祈雨、丹生川上貴布禰黑毛馬二匹、仰左右馬寮各一匹、以今月九日可奉進、但無繫飼、以板立御馬進者、

天暦二年五月七日　　權少外記紀理綱奉

中納言藤原朝臣在衡宣、奉勅丹生川上貴布禰社料、仰左右馬寮、宜令奉進板立黑毛御馬寮別壹匹者、

天暦二年六月十一日　　少外記雀部是連奉

〔本朝世紀〕永祚二年(〇正暦元年)九月十七日己丑、中納言藤原顯光卿、參議源時中卿著廳座聽政、結政無申文之事也、次著左仗座、申行貴布禰丹生川上兩社御幣使、并召左右馬寮官人等、令奉進各赤馬一疋、其後戌二刻上卿退出、

〔左經記〕寛仁元年七月一日丁酉、有召參攝政殿、(〇藤原頼實)被仰云、天下有霖雨愁云云、(〇中略)又五日以藏人等爲勅使、丹生貴布禰、可奉幣并赤馬等、

〔吾妻鏡九〕文治五年六月十五日癸卯、出雲國杵築大社神主資忠、此程參候、而依有御立願、令歸參本社、可抽丹祈之由被仰含之間、今日上道、被付神馬一疋、(號澤井黑、御厩御馬也云云、)

〔吾妻鏡十二〕建久三年八月九日己酉、早旦以後、御臺所(〇頼朝室政子)御產氣、御加持宮法眼、驗者義慶坊大學房等、鶴岳、相模國神社佛寺、奉神馬被修誦經、所謂、(〇中略)

大宮根　總社(御田)　一宮(佐河大明神)　二宮(河匂大明神)　三宮(冠大明神)　四宮(前取大明神)

八幡宮　天滿宮　五頭宮　黑部宮平塚　賀茂柳下　新日吉柳田

先鶴岳神馬二疋、上下千葉平次兵衛尉三浦太郎等相具之、其外寺社、在所地頭請取之、景季義村等爲奉行、巳刻男子御產也、

〔康富記〕嘉吉三年五月廿日甲戌、雨下、止雨奉幣使被發遣者也、○中略大內記少內記不參、宣命事、予爲少內記作進之付職事、○中略

天皇我詔旨度、掛畏岐某乃大神乃廣前爾恐美恐美毛申給者久申久、近日陰雲常覆弖、旬雨頻降利、行潦甚溢氏、田毛有妨止聞食驚氏祈申給布、民心相憂禮者叡慮無聊志、邦土乎鎭護須留雲雨乎進止須留毛、大神乃廣御助爾可有止所念行氏奈、故是以吉日良辰乎擇定氏、官位姓名爾禮代乃御幣令捧持氏、赤毛御馬乎奉副氏奉出給布、大神此狀乎平久安久聞食氏、雲腐早散志、雨脚忽晴氏、畝間水害乎除岐、民事稼穡乎專氏爾志、天皇朝廷乎寶位無動久、常磐堅磐爾夜守日守爾護幸比奉給止恐美恐美毛申賜者久申、

嘉吉三年五月日

〔鹿島神宮古文書〕態令啓候、於有立願之旨口神馬鹿毛進納被口候、於御神前可有御祈念事、口隨先年毛鹿毛之神馬、菅谷左衛門方相願進納申候處ニ、左衛門方恐之牽手、從中途被相備候、其以後是非不蒙仰候、能々相屆候哉、御床敷候、向後如斯候者、自餘於可賚入候也、子細者期後音之時候、恐々謹言、

八月十日　源治春筆押

謹上神主殿

〔神馬引付〕文明九年

一御靈社公方樣御願、御かぶれの御祈也、　御大刀糸巻　一疋月毛駮

正月五日

文明十年

一就天下靜謐之儀御祈禱、大神宮神馬二疋栗毛、印雀目結、鴾毛、印同前、可奉進之由所被仰下也、仍執達如件、

八、廿一、

大神宮御師

一今宮社、御方御所樣正御誕生日御祈一疋、月毛

十一、廿三、

一石淸水八幡宮爲御動座之御祈禱、御鎧一領、持御具足一兩、腹巻同甲、神馬一疋、栗毛、印雀目結、可送進之由所被仰下也、仍執達如件、

明應二年二月廿一日

〔永祿五年日吉社禮拜講記〕七月十七日御前に伺公仕處、禮拜講之儀、爲御祈禱可被執行候、然者御精進代之事は、圓明に可被仰付候由被仰下候間、從殿中直に至坂本罷下、對圓明上意之趣具演說仕處畏奉候、同廿一日圓明參洛、同廿二日圓明御對面有之、拐上野民部大輔信孝美作守晴舍兩人を被召出御談合、仍山門奉行を召、御要脚神馬等之儀、任先例可被成御下知之由被仰出畢、但假事たる間、先近國少々被仰出可然之由議定、○中略京都より圓明坊迄、神馬之舍人各知行持の衆へ申被進之、むかしは伊勢守悉被申付候者也、只今斷絕に付て如此也、神馬は八月廿日五疋、十月五日五疋、其外參次第被下畢、以上廿五疋にてすみ申也、圓明請取有之、神馬之曳分、上七社大宮、一疋鴾毛置鞍、別神馬一疋葦毛、二宮、一疋葦毛、聖眞寺、青毛、○中略中七社、下七社、以上貳拾三疋爲舊例、神馬奉行圓明、一疋拜領、縱廐飼料以下之儀也、然者二疋拜領、總以上廿五疋也、十一月一日御廐孫左衞門、幷下々御廐を兩人留かけて書、圓明坊被下御鞍皆具、以目錄孫左衞門へ渡之、○中略鴾毛の御馬に鞍を置、手綱をさし、

御厩は圓明より引てあがり、於二樓門下一社人請二取之一、同別神馬は圓明人引てあがり渡レ之、此外之神馬何も舍人神馬奉行として申付也、其社々の社司請二取之一と也、十二日夜する〳〵と御講相果申候、十九日御大刀一腰、函次御馬一疋、圓明三位御精進代被二仰付一候段忝由にて進二上之一、御大刀一腰、持圓明兼隆、從二先規一神馬奉行拜來候筋目、不二相替一被二仰付一忝由也云々、神馬奉行兼隆御馬二疋拜領、此外廿三疋は神馬に被レ牽レ之、總以上廿五疋也、

〔永祿五年日吉社禮拜講記裏書〕圓明坊狀云、朽木より神馬直に參由被レ仰候、それは前々も神馬奉行へ直參候事度々事、社家直には不レ被二相渡一事候、

〔武家名目抄職名十九〕神馬奉行

按日吉社の禮拜講といへるは、萬壽年中より事起りて、時々行はるゝ講式なり、○中略其度ごとに、大名諸家に課せて錢を出さしめて講式の雜費にあて、又上中下の七社へ奉るべき、神馬をも貢がしむる事なりき、其をりには日吉の社家社僧各一人をもて、神馬奉行に定め、諸家より引まゐらする、神馬の事を沙汰せしめられしなり、されはその人は、武家の家人にあらざれども、其所職は幕府より命せらるゝ事なり、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年八月甲辰朔、是日霖雨霽焉、頒二幣畿内名神一、以賽二于禱一、其丹生川上社殊奉二白馬一匹一、

〔三代實錄三十三陽成〕元慶二年三月九日乙巳、是日分二遣使一、奉二幣馬於賀茂御祖、別雷、松尾、石淸水、稻荷、住吉、平野、大原野、梅宮、及班二幣五畿七道諸名神一、賽二舊禱一、告文曰、天皇我詔旨止、掛畏岐平野乃廣前爾恐美恐美毛申賜倍止申久、去秋御體不豫爾御坐之時、去八月十日爾祈申之久、御體平安爾護助奉賜比、寶位無動久御坐賜波、禮代大幣爾、御馬牽副天、奉出无止祈申之岐、祈申之毛驗久平安爾護助奉賜倍利、因レ茲今所二祈申一乃大幣帛爾、御○○○馬介牽副○○○天、參議正四位下行左大辨兼左近衞中將近江權守源朝臣舒乎差使

奉獻神馬

氏、奉出須此狀乎平久聞食天、天皇朝廷乎、今毛今毛常磐堅磐爾護幸倍奉賜比、天下平安爾、五穀豐登之米賜倍止、恐美恐美毛申賜止波久申、自餘社告文並准此、

〔神馬引付〕文明十二年

一稻荷（今度御出現之御新調）一疋（黑毛）

十二、廿七、

一賀茂（同前）一疋（佐目）

同日

〔陰德太平記四十八〕山中鹿助出奔附尼子勝久逃走於隱州之事

於雲州敵城一箇所モ不殘落去ケル間、合國忽無爲ニ屬シヌ、是併杵築大明神佐久佐靈廟ノ神助ニ所依也トテ、元春（○吉川）ヨリ同年（○永祿六）八月二十七日、杵築ヘハ鹿毛ナル馬ニ、金覆輪ノ鞍置テ寄進シ給、佐久佐ヘハ驄馬ニ同色ノ鞍置テ被寄附、

〔小右記〕寬仁二年四月廿一日甲申、今日大殿（謂大殿是前攝政也、世號大殿、○藤原道長）被參賀茂、其道經東洞院東大路、其程咫尺、依少女催同車見物、未時許被參、（乘宮車、）御幣、次神寶、（納長櫃）神馬（○二疋）并十列、次攝政引奉上官、御幣神寶神馬如大殿、

〔台記別記〕久壽二年四月三日己卯、午刻向東三條、依賀茂詣定也、　十八日甲午、巳刻許見禪閤（○藤原忠實）所借給馬卅餘疋、（○中略）擇定神馬二疋、舞人馬十疋、乘尻馬二疋、殘馬十四疋、大將移馬十三疋、箇中神馬、舞人馬、乘尻馬、自今日立家中、令潔齋、自餘遣外廐、此外神馬一疋同立家中、以備病死、件馬在移馬之中、若神馬無事、此馬可爲移馬、若有事者、可以此馬爲神馬、以他馬爲移馬、但以移馬外之馬少補範之神馬、且可無難也、所擇殘之馬者、給前駈申馬之者、　廿日丙申、神酒之間、神馬舞人馬自南島居（內島居也）奉入、廻公卿座舍（右廻、徹東砌欄廻、廻馬了、如本引之）之、三度、了神馬奉渡舞殿、奉入南門、付社司、舞人馬奉出南島

居、(内島居也)廻馬之間、陪從立殿上人座舍北廂、唱一二歩廻馬了、

〔高倉院嚴嶋御幸記〕からびつのふたをあけて、こがねのへいをおく、そのにしにわらざをしきて、おんやうしのざとす、神馬一疋たつ、さゑもんのせうのぶさだ時むねこれをひく、

〔吾妻鏡四〕元暦二年(○文治元年)正月一日乙酉、卯刻武衞(御木千○頼朝)御参鶴岳宮、被奉神馬二疋、(黒、鹿毛、)

〔吾妻鏡十〕文治六年(○建久元年)十一月十一日辛酉、新大納言家御参六條若宮、幷石清水宮等、其行列、

先神馬一疋(鴾毛)(直被引石清水、不返留六條若宮、○中略)

先六條若宮、次参石清水給、於八幡宮神馬一疋銀劒一腰被奉之、

〔經俊卿記〕寛元四年四月廿九日戊子、今日賀茂御幸也、(○中略)次給祝師祿、主典代取之、次撤御劍、次入御勅使殿御所、(北面如元)次廻神馬、(栗毛、御隨身久員錄利引之、廻御殿三廻、先例入御勅使殿以前廻之、今度依別仰如此、)

〔後深草院宸記〕文永六年八月廿三日、自今日法皇(○後嵯峨)令参籠八幡宮御、朕又如例年為御供所参也、(○中略)春宮大夫藤原朝臣獻御幣、祝如例、次入座廊、(入第二間、着第三間座、)春宮大夫褰御簾、次廻神馬、引入南棧、禰宜請取之、如常、

〔八幡御幸次第〕當日未明出御、(御淨衣被用御輿、)

近習公卿以下著淨衣供奉

直幸馬場殿

先奉仕御禊御裝束

其儀馬場殿西面、卷庇御簾、階間敷小筵二枚、(東西行、○中略)飯殿南頭引立神馬、(頭付鈴、結木綿、御厩舍人引之、○中略)

院司置幣於机退去

次入御(今度直出御)(近例或直出御、今度、若可為此儀歟、)

引出神馬

慶賀獻神馬

撤御幣等〇中略

祝間且廻神馬、右近入國、但近例今度三度或三度略　御隨身二人引之、〇中略

引上神馬、從南階昇之入樓出舞殿西庭、神人受取之、引入北方、

〔薩戒記〕應永卅二年六月廿五日癸亥、或人云、入道内府殿、〇足利義持今日自八幡還向給、直被參北野宮

者、又曰、被進銀劒一振、金二裹、二百兩歟神馬二疋云々、又曰、所被進八幡之神馬卅三疋之内、鬪諍一疋死、

一疋未死云々、太𢙣異也云々、

〔神馬引付〕四月十一日〇天文五年

若君樣御ウブスナ初而マイル、在所粟田口、

一感神院新宮御馬一疋河原毛印雀目鵇　武田進上

〔將軍吉宗公日光御宮御參詣之次第〕四月十六日〇享保十三年一御拜殿御著座之間へ入御、〇中略御大刀

目錄御幣殿御机之上ニ獻之、此節同時ニ、神馬銅鳥居之前ニ牽之、諏訪部文右衞門役之、神馬牽候儀、御目付

今案内之、次左近將監奉啓御案内、御膝突御著座御拜禮、

〔吾妻鏡二〕養和二年八月十三日辛亥、若公〇源賴家誕生之間、〇中略御家人等獻御馬及二百餘疋、以此龍

蹄等被奉于鶴岳宮、當國一宮、〇寒川大庭厗、三浦十二天、栗濱大明神、已下諸社也、兼備父母之壯士等

被撰定御使云云、

〔鹿苑院殿御元服記〕應安元年四月廿七日

諸社神馬

上七社伊勢内外　石清水　賀茂下上　以上馬°鞍°

北野　祇園　吉田　大原野　新熊野

諏方新八幡六條御所鎭守五靈社

〔神馬引付〕一大神宮内外、爲若君樣〇足利義尙御元服御祈禱、神馬二疋河原毛、栗毛、可牽進之由所被仰下也、

依執達如件、

文明五年十二月十九日　伊勢守

大神宮御師

一石淸水八幡宮爲———同前一疋

石淸水八幡宮御師

一賀茂社———一疋

御師

一松尾社———一疋

御師

一平野社　一疋

御師

一稻荷社　一疋

御師

一春日社（御大刀助光）　一疋（鴾毛駮）

一日吉社　一疋

一祇園社　一疋

一北野社　一疋

一今宮社　一疋

一鴨社　一疋

一吉田社　一疋

一御靈社　一疋
一鎭守八幡宮　一疋
一神祇官　一疋
以上自傳奏廣橋殿御注文書
同十八日奉之調、御送狀悉以宛所者御師也、各請取到來之、
一三條京極寺八幡(御元服)　一疋(鹿毛、但島一疋、六年三月六日まいる、請取有之、)

〔神馬引付〕延德二年
延德二卯月廿八日就御代初まいらせられ候也
一大神宮御神馬(同日)　一疋(黑毛印并文字)
一八幡宮　一疋(鹿毛)
一石淸水八幡宮、就御宜下御祝儀、(延德二)　御師
御神馬五疋(鹿毛印片事)
黑毛
鹿毛(印雀目結)
靑毛(印雀)
鴾毛(印引兩目結)
七月十一日　難波御使
御師

〔嚴島繪馬鑑三〕嚴島明神へ馬をひかるゝは、古書にかずかず見えたり、今も大守君御年賀等のみぎりは、大宮客人の兩社へ神馬を引獻り給ふ事古に異ならず、

神馬擇毛

〔大內問答〕一馬〈[illegible]〉毛によりて引出物に用捨の義候哉の事
常には馬の毛によりて嫌義無之、ぶちをば用捨候、またよめ入の祝儀に猿毛、移徙に火性の馬などは可有用捨、又神社參詣の時、其社に付て神馬の毛定たる事在之義候、其毛をば可在斟酌候、

〔貞丈雜記十三〕神社にて、其社に付て神馬の毛定りたる事在之、參詣の時其毛をば斟酌すべき由、大內問答にみえたり、其社に付て定る毛色の事、神道家の外、有識の人々にも尋れども、知りたる人なし、ある人の云、上野國一宮の神馬は、栗毛ぶちを用、依之其國の人は、其毛の馬に乘らず、又信州諏訪の神社にては、月毛の馬を忌むといへり、此類多かるべけれども、ことごとく知たる人なし、又何れの毛と定めざる神社もあるべし、

〔近江輿地志略七十五犬上郡〕多賀神社
神馬屋〈○中略〉當社の神馬秘決あつて、青も黑毛の外は用ひざることなり、

神馬飼養

〔皇大神宮儀式帳〕一職掌雜任卌三人
御馬飼內人外從七位上礒部清人
右二人始卜食定補任之日、祓家祓清供奉、幷上下番、以御馬飼丁、番別御馬令飼、
神田行事
合陸町九段〈在度會郡、○中略〉
板立御馬秣地、田一町一段、價直六十束、

〔大神宮儀式解二十一〕板は馬底板也、立は居にむかへいふ詞也、神馬を右の板に立置り、すべて長高きものには、何も立といふ、鹿の野にたつ、鶴のたてるなどこれ也、又安く貌をも立といふ、下〈六月例〉直會歌御氣立氐萬葉十三歌、赤駒〈アカコマノウマヤニタテ〉厩立、黑駒〈クロコマノウマヤニタテ〉厩立、源氏物語須磨卷、御馬どもちかうたてて、又乙女卷むかひにみなやして、世になき上めどもをとゝのへたてさせたまへり、年中行事

神馬屋

六月十七日神馬自北御門引、一禰宜宿館立ニツなどもいへり、常に奉を多天萬豆流といふも同じ意なり、古事記上、立奉を、多天萬豆流とよめるなどをも合せ思ふべし、又板立を板飼ともいふは、野飼放飼にむかへいふ也、左右馬式、櫪飼放飼相むかへいひ、兵範記櫪御馬勞飼館、和名抄唐韻云、櫪馬櫪也、和名之岐以太といふ、櫪は即こゝにいふ板なり、

○按ズルニ、板立馬トハ、櫪飼即チ厩ニテ飼養スル馬ヲ云フ、然ルニ、藤井高尚ノ松の落葉ニ、板立馬ヲ以テ木馬ノコトゝセルハ誤ナリ、

〔止由氣宮儀式帳〕一禰宜内人物忌事

御馬飼内人無位神主豊嗣

右人行事ト定任日、被家雜罪事祓淨氐、常。板。立。御。馬。二。疋。、此率己戸人夫、並多氣郡司貢上丁飼仕奉、

〔延喜式伊勢大神宮四〕凡二所大神宮櫪飼御馬各二疋、簡幣馬内恒令養飼、自外馬皆放神牧、

〔三代實錄九清和〕貞觀六年十二月十日癸亥、勅加置伊勢豐受神宮御馬飼内人一人、以元御馬二疋充飼内人一人也、

〔神道名目類聚抄一宮社〕神馬屋ジンメヤ　御厩オンウマヤ

〔皇大神宮儀式帳〕御厩一間、長四丈、弘二丈、高九尺、　船一隻、長三丈、弘三尺、

〔大神宮儀式解五〕御厩は美萬夜とよむべし、厩字のみは宇萬夜とよむべし、御の字上にあれば、字を省て美萬夜といふ、和名抄、牡馬乎萬、牝馬米萬とある格なり、大御神の御馬を飼ふ屋なり、和名抄、厩は牛馬舍也、和名無萬夜、抄俗本作字、和名失御、釋名厩聚也と見え、萬葉十三歌、赤駒厩立、黒駒厩立、彼乎飼とよめり、さて此厩は内御厩ともいふ、其舊跡正殿の西、御倉院の邊なるべし、○中略此厩永享前後いつの比絶たるにや、今の世造進せず、その跡すらたしかには知がたし、長承の比迄御厩とのみいひて、内外の稱なし、禰宜齋館なる厩に神馬を飼ふ事始りしより、外にむかへて内といふと見ゆ、長暦事證考ふべし、船は布禰とよむべし、馬舟也、和名抄唐韻云、槽馬槽也、和名與舟同と見ゆ、物を納る器の長

きは舟に似たれば、皆不禰といふ、馬舟、酒舟、湯槽などこれ也、馬舟も古き器にて、古事記安康段、亦切二其身一入二於馬槽一、左右馬式、凡馬底板者廣一尺、厚六寸、長一丈一尺、匹別十枚、櫪長一丈六尺、以二一艘一充二二匹一といへり、

〔皇大神宮儀式帳〕禰宜齋館一院

厩一間 長二丈、弘一丈五尺、高一丈、

〔大神宮儀式解〕五 此厩は中世よりの記録に見ゆる、外の御厩なるべし、御澤の北邊なる現存の御厩也、昔は板葺なりしを、今は止久佐葺にして、朽損に隨ひ、或造替或修覆せらる、もと禰宜の厩也、仍齋館院内にあり、齋館はこゝかしこ遷し立たれど、此厩は其まゝにて此地に遺れり、内御厩にむかへて、外御厩といふは中世よりの事也、○中略今の世此御馬屋に神馬を立置也、近世幣馬なく、又朝廷より進奉の義絶たれば、尾張名古屋城主、紀伊和歌山城主を始め、内家臣久野氏より奉進あり、

〔止由氣宮儀式帳〕御倉壹院

御厩壹間 長三丈五尺、廣一丈六尺、高一丈、

〔豐受皇大神宮殿舍考證〕內御厩一字

今御厩長一丈六尺、廣二丈四寸、按今御厩者內御厩也、

〔止由氣宮儀式帳〕齋館壹院

馬集厩貳間 長各四丈、廣二丈、高八尺、

幣帛御馬隱厩壹間 長二丈、廣一丈二尺、高七尺、

〔豐受皇大神宮殿舍考證〕外御厩一字 今亡

〔中右記〕長承二年五月廿一日、今日內宮禰宜等申請、○中略御厩屋在二內院一、仍有二火事恐一、外院禰宜館邊

可被立也、仍本之御厩可壊寄者、祭主申云、尤可然、只隨禰宜申可候也者、予申云、隨祭主申可被行之、且可被奏旨示藏人大輔了、

〔兵範記〕仁安三年十二月三十日丁巳、今日子刻神宮奏狀到來、○中略

重注進當宮內中外院殿舍御垣御門豐木禰宜內人等宿館燒失員數事○中略

一中院○中略

肆間萱葺御厩壹宇

一外院○中略

肆間板葺檜御馬芻飼館壹宇

〔古老口實傳〕一參籠之時不放烏帽子云々、古人云、上代宿館者、鳥居內大庭也、中古者外御馬屋邊中堀內也、近古者中外並樹邊也、

〔神馬雜記〕慶安二年御大刀御馬代御奉納之節、異論有之候ニ付、御公儀江從神宮指上候覺書之案文如左、○中略

一往古者內の御厩、外の御厩と申候て二箇所御座候、件神馬おりおはしまし候時は、右の御馬をもて不同にたてかへ申の例延喜式ニ有之にて御座候、若件御馬無御座候砌は、禁中江注進仕、公方樣より被奉進之例にて御座候、此時は玉串の御門の前に引立、御巫內人のつとを讀、其後御厩に立置申の例にて御座候御事、

〔壬生家文書月〕紀伊國分寺

任配符旨可造進日前社萱葺參間厩壹宇事

右任今月三日配符旨、改先日宛課材木已下雜事等、併宛參間厩之用途、守期日可造進之狀、謹所請申如件、

治承二年閏六月廿五日　　別當僧定應

〔日前國懸兩大神宮書立上〕當時宮社殿門之事

神馬屋一箇所

〔應永卅四年春日社遷宮日記〕同日廿六日○九月佛地院大僧正御房、口馬屋ニ七箇日御參籠アリケルガ、今日ノ御事始ニ、神人中一獻ナキ事フビンナリトテ、料足三貫文遣給、

〔日光山志五〕御厩

二王御門を入て左の方にあり、三間に五間半、素木造、銅葺金滅金御紋、外に總がなもの滅金、長押上其餘所々極彩色、猿に花實の模様、內に駒繫有て、前に木にて組揚たる臺の上に飼桶あり、○中略傍に馬官の席あり、高床に高麗縁の疊を敷、一方には簾を掲ぐ、

〔近江輿地志略七十五犬上郡〕多賀神社

神馬屋　神輿部屋の南にあり、桁行三間五尺五寸、梁行二間五尺、

馬代

〔北山抄二月一〕四日祈年祭事

承平四年六月月次祭、馬代進調布八端、上卿令仰可進見馬之由、後々多此例云々

〔松の落葉四〕板立馬　馬代

馬代は今は金銀なれども、昔はさやうならず、これも同書○北山抄のおなじ卷に承平四年六月月次祭、馬代進調布八段、○中略といへり、いにしへはさらなり、中ごろまでも、金銀をば人のなべてはこのまぬものなりしかば、布をたまひてこれして、馬を買てたてまつれとおほせたまひ、すなはちおかしてたてまつりけるなり、そのころの調布八端は、馬にかへぬべきほどのものにぞありけん、かゝれば板立馬もうましろも、まことの馬をたてまつることをやめて、かくしたまふにはあらず、今のはひたぶるにやめて、たゞそのまねびをなすにぞありける、

馬形

〔神道名目類聚抄三祭具〕造馬　神馬ヲ牽奉ル事及ザル者、木ニテ馬ヲ造獻ス、

〔肥前風土記佐嘉郡〕一云、郡西有川、名曰佐嘉川、年魚有之、其源出郡北山、南流入海、山川上有荒神、往來之人、半生半殺、於茲縣主等祖大荒田占問、于時有土蜘蛛大山田女狹山田女二女子云、取下田村之土、作人形馬形、祭祀此神、必在應和、大荒田卽隨其辭、祭此神、神歆此祭、遂應和之、

〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲三年二月乙卯、奉神服於天下諸社、○中略　每社男神服一具、女神服一具、其大神宮及月次社者、加之以馬。形。幷鞍、

〔皇大神宮儀式帳〕荒祭宮正殿裝束○中略　神財八種○中略

青毛土馬一疋高一尺、鞍立髮金飾、

月讀宮遷奉裝束○中略　神財十六種○中略

青毛土馬一疋高一尺、鞍立髮金飾、在東一殿、

〔內宮長曆送官符〕太政官符　伊勢大神宮司○中略

荒祭宮料○中略　神財漆種○中略

青毛彫馬一匹

鞍作著、髮白糸、以銀薄飾、面尾袋雲聚皆具、以緋革著鐙等、鈴以木作、但頸總以眞鈴著、高一尺三寸、

手綱以五色組著、長三尺、

月夜見宮正殿肆字○中略　神財拾陸種○中略

鶴斑毛彫馬壹匹高一尺三寸、飾具同前、

瀧原神宮○中略　神財十一種○中略

黑葦毛彫馬一匹飾具同前、高一尺三寸、

伊佐奈岐伊佐奈彌宮二所○中略　神財○中略

木馬屋

鴾毛彫馬一匹飾具周備、但所々星斑也、高一尺三寸、

〔延喜式 十六陰陽〕御本命祭　神座廿五前
名香廿五兩、紙七百五十張、作二錢形一二萬五千文、絹形二百五十匹、馬形五十匹一料、

〔山槐記〕永曆二年四月廿二日甲子、今日可被發遣公卿勅使、當今〈二條〉初度○中略次行隆及藏人等舁神寶相置之、其次第奧筵內宮、○中略
第五彫馬赤毛例也、不入辛櫃直也、藏人作置舁立、予示不可然之由、行隆承諾、令撤蓋、只置請板於縫上也、

〔日前國懸兩大神宮書立 上〕當時宮社殿門之事
凡所存、第一御裝束、第二錦蓋以下、第三御劔御弓相竝、第四彫馬歟、一旦示此旨强不執、
木馬屋一箇所

〔日前國懸兩大神宮書立 下〕濱宮建物之事
木馬屋一箇所

〔豐受皇大神宮殿舍考證〕內御厩一宇
近世號有厩、無養飼、居木馬形、徒存其名耳、

〔伊勢參宮名所圖會 四〕御厩木柴垣の東の道の左に有昔は內外の御厩とて二所ありしなり、延喜の代には擬飼御馬二匹と載たり、又式には四所と見ゆれど、今は此御厩のみにて、卽內の御厩なるべし、今は木馬を居置る、

神馬雜載

〔金毘羅參詣名所圖會 六〕石淸尾宮
神馬舍石段の下、北の傍にあり、木馬を納む、水戶殿御寄附なり、

〔類聚符宣抄 三〕太宰府解申請官裁事
言上八幡宇佐宮厩、幷神馬參匹共燒亡狀、

右得管豐前國今月十七日解狀、同十八日到來偁、得八幡宇佐宮今月十五日移文、同十六日到來偁、豐後國國埼郡來繩鄕御厩、以今月十四日午時、慮外有火事、御厩御馬三匹等燒亡已了、仍爲被言上大府移送如件者、言上如件者、依國解文差遣府使、令檢實否之處、使者申上云、件御厩御馬等燒亡有實、但宮人等申云、件御厩改作久年本所、前大宮司相規任、今之地所移造也、但件御厩相去本宮百餘町者、難定事之輕重、仍言上如件、然就件中狀、檢案內、彼宮是官知之所也、本御厩若有故、可移造他所、須請府裁、將以進止也、而恣移他所、頗不穩便、然而其時宮司去任入京、欲問由緒已無沙汰之人、因之差府使、謄送本宮解、却厩司、補他人、卽祓淸燒亡之所、令移造本所、欲整立御馬矣、仍言上如件、望請官裁早被裁下、將以進止以解、

長元三年三月廿三日　　正六位上行大典財部宿禰恒孝

正二位行權中納言兼宮內卿帥源朝臣〈〇以下署名略〉

〔氏經卿神事記〕寬正二年十二月廿二日夜、權御馬、御厩戶不閉ニ失坐、飼丁等手ヲ分テ奉尋之處、正殿之御前ニ臥而御坐、捕トスレバ逃テ又新殿ノ後ニ臥坐、樣々奉捕入御厩、

寬正四年八月十二日、權御馬雖不出御厩、如人乘馳踊事數刻、鞍、鐙、當胸、秋、腹帶之跡、見汗如流水、

〇

繪馬

〔書言字考節用集 七器財〕繪馬

〔倭訓栞 前編四十四惠〕ゑま　繪馬と書り

〔神社啓蒙 或問〕一問繪馬何義　答此蓋奉贄之義也、不能引進神馬者畫之獻也、

〔神道名目類聚抄 三祭器〕造馬　神馬ヲ牽奉ル事及バザル者、木ニテ馬ヲ造リ獻ズ、造リ馬モ及バザルモノ、馬ヲ畫テ奉ルナリ、今世俗馬ニアラデ、種々ノ繪ヲ圖シテ獻上事ニナリヌ、

〔松の落葉 四〕繪馬

ゑがきたる馬を、神のやしろにたてまつるは、近き世のならはしになん、ふるき書には見えず、さるは神ののりたまふべきものにあらねば、いにしへ人は、さやうのかひなきわざはせざりしなり、これは木してつくることもえせざるもの丶、さてやむべきをなほえあらで、いさ丶かそのまねびをなすわざにて、そのなごりとはいふべく、少しはつみゆるさる丶かたもあるを、馬よりうつりて、今やうはいろ〳〵のもの繪にかきてたてまつるは、つゆばかりもか丶ること丶ろなきしわざなりかし、

〔貞丈雜記 十六 神佛〕一神前に繪馬を懸るに、法式ある樣に云人有り、法式はなき事也、將軍家などには法式なし、將軍家大名などは、神馬を獻せらる丶也、神馬を獻ずる事のならぬ人は、神馬の代りに、神馬の形を繪に書て納る也、是を繪馬と云也、是略儀にてある間、定たる法式あるべからず、又神馬に姓名など書付る事なき間、繪馬にも書付る事あるべからず、神馬には四手を付る、しゆみのかみ、おほひ髮尾のあまおほひ、此三ヶ所にしでを付る也、風呂記にみえたり、繪馬にも其體をゑがくべきが、後には神馬の形を繪が丶ずして、鳥獸人形、其外樣々の物をゑがくはあやまり也、

一繪馬書樣の事、異本隨兵日記、厩の神をば、生馬の神と書也、必繪馬を可掛、此馬をば猿に引する也、繪馬の書樣、

奉掛

生馬神御寶前　馬 猿引也　敬白

年號月日

〔銘文書式〕奉獻　八幡宮　廣前

曰式正には、名字官名乘不書、若は姓ばかり書ことなり、其時は敬白も無之、又總じて、繪馬に名字名乘など書とき、神前其社の高下を考、戸帳御簾の中端より、下の通繪可掛、高きは甚非禮なり、願

は檀下に可獻之事法たり、

〔本朝文粹十三祭文〕北野天神供御幣幷種々物文中原長國獻上　大江匡衡

御幣上紙百帖　　供物二長櫃　　色紙繪馬三匹　　走馬十列〇中略

寛弘九年六月廿五日

正四位下行式部大輔兼文章博士丹波守大江朝臣匡衡敬白

〔日本法華驗記下〕第百廿八紀伊國美奈倍道祖神

沙門道公天王寺僧也、〇中略至明旦沙門怪念、巡見樹下有道祖神像、朽故經多年歲、雖有男形無有女形、前有板繪馬、前足破損、沙門見了繪馬足損、以糸綴補、置本所畢、

〔今昔物語十三〕天王寺僧道公誦法花救道祖語第卅四

今昔天王寺ニ住ム僧有リケリ、名ヲバ道公ト云、年來法花經ヲ讀誦シテ、佛道ヲ修行ス、常ニ熊野ニ詣テ安居ヲ勤ム、而ルニ熊野ヨリ出テ本寺ニ返ル間、紀伊ノ國ノ美奈部ノ海ヲ行程ニ日暮レヌ、然レバ其所ニ大ナル樹ノ本ニ宿ヌ、夜半許ノ程ニ、馬ニ乘レル人二三騎計來テ、此ノ樹ノ邊ニ有リ、何人ナラムト思フ程ニ、一ノ人ノ云ク、樹ノ本ノ翁ハ候カト、此ノ樹ノ本ニ答テ云ク、翁候ト、道公此レヲ聞テ驚キ恠テ、此ノ樹ノ本ニハ人ノ有ケルカト思フニ、亦馬ニ乘ンル人ノ云、速ニ罷出デ、御供ニ候ヘト、亦樹ノ本ニ云ク、今夜ハ不可參、其故ハ駒ノ足折レ損ジテ乘ルニ不能レバ、明日駒ノ足ヲ繕ヒ、亦他ノ馬ヲマレ求テ可參也、年罷老テ行歩ニ不叶ト、馬ニ乘レル人々此レヲ聞テ皆打過ヌト聞ク、夜曙ヌレバ、道公此事ヲ極テ恠ミ恐レテ、樹ノ本ヲ廻リ見ルニ、總テ人无シ、只道祖ノ神ノ形ヲ造タル有リ、其形舊ク朽テ多ノ年ヲ經タリト見ユ、男ノ形ノミ有テ、女ノ形ハ无シ、前ニ板ニ書タル繪馬有リ、足ノ所破レタリ、道公此道祖ノ云ケル也ケリト思フニ、彌ヨ奇異ニ思テ、其繪馬ノ足ノ所ノ破タルヲ糸ヲ以テ綴テ本ノ如ク置ツ、道公此事ヲ今夜吉ク見ント思

テ、其日留テ倚樹ノ本ニ有リ夜半計ニ夜前ノ如ク、多ノ馬ニ乘レル人來ヌ、道祖亦馬ニ乘テ出テ共ニ行ヌ、曉ニ成ル程ニ、道祖返來ヌト聞ク程ニ、年老タル翁來レリ、誰人ト不知ラ、道公ニ向テ拜シテ云ク、聖人ノ昨日駒ノ足ヲ療治シ給ヘルニ依テ、翁此ノ公事ヲ勤メツ、此恩難報シ、我レハ此レ此ノ樹ノ本ノ道祖此レ也、此ノ多ノ馬ニ乘レル人ハ、行疫神ニ在ス、國ノ內ヲ廻ル時ニ、必ズ翁ヲ以テ前役トス、若シ不共ニ奉來バ、笞ヲ以テ打チ、言ヲ以テ罵ル、此苦實ニ難堪シ、○下略

〔陔餘叢考三十〕紙馬

天香樓偶得云、俗於紙上畫神像、塗以彩色、祭賽旣畢、則焚化、謂之甲馬、以此紙爲神所憑依、似乎馬也、然蚓庵瑣語云、世俗祭祀、必焚紙錢甲馬、有穹窿山施煉師、名亮生、攝召溫帥下降、臨去索馬、連燒數紙不退、師云、獻馬已多、帥判云、馬足有疾、不中乘騎、因取未化者視之、模板折壞、馬足斷而不連、乃以筆續之、帥遂退、然則昔時畫神像於紙皆有馬、以爲乘騎之用、故曰紙馬也、

〔宣胤卿記〕永正十七年十一月九日、明日多武峰社遷宮、關白家○藤原尹房使右衞門佐十歲宣綱○宣胤子今日至南都、○中略宣秀卿○宣胤子相伴下、繪馬二枚進、

〔謠曲〕繪馬

抑是は大炊御門に仕へ奉る臣下なり、偖も我君伊勢大神宮を信じ給ひ、數の御寶を捧給ふ、其勅を蒙り、唯今伊勢參宮仕り候、○中略急候程に、是ははや勢州齋宮に著て候、今夜は節分にて、此所に繪馬を掛ると申候間、今夜は此所に逗留し、繪馬を掛る者を見ばやと存候、○中略いかに是成人々に尋ぬべき事の候、此方の事にて候か、何事にて候ぞ、今夜は此所に繪馬を掛ると申候は誠にて候か、さん候、則我らが繪馬を掛候よ、夫は何の謂に依て掛られ候ぞ、是は唯一切衆生の愚痴無智なるを像り、馬の毛により、明年の日をさうし、亦雨しげき年をも心得べき爲にて候、偖々今夜はいかなる繪馬を掛、明年の日をさうし給ふ誓ひはいづれも等しけれども、先雨露の惠をうけ、民

のこゝろもいさみある、よみちのくろの繪馬をかけ、國土豐にすべきなり、

〔北野藁草 圖書 四〕繪馬左右二枚 秀賴公奉納也 背書共縮寫

奉(表)掛神馬武運長久所　松敬白

慶長十五年五月吉日

(右)御願主　右大臣様 ○豐臣 秀賴

面之御書　竹內門跡様

御奉行　片桐主膳正

繪師　直庵

慶長十五年五月吉日　松梅院禪昌 花押

神事奉行

〔勢陽雜記 多氣郡〕繪馬齋宮に有、每歲元日、鷄鳴にかくる古例有と云々、駒に稻をつけて、かくれ笠かくれ簑、泣砂金袋を畫したる繪馬也、此稻の畫やうにて、その年田畑豐凶の相を見るよし、古來世俗諺あり、往昔はかくれ里より到來すと云々、此例にや畫師は深秘すと云々、此繪馬の事樂人の能に歸するを以て、あまねく人の知る所なり、

〔伊勢參宮名所圖會 三〕齋宮繪馬　齋宮の森に、小舍あり、十二月三十日夜、繪馬をかくる例なり、謠曲の繪馬といふは此事を作れり、昔齋宮に、十二月晦日大祓あつて、祓馬奉りしを、齋宮の儀廢れて後、繪にかける馬を奉りし事の例に成れるにやあらん、又世に繪馬といふ名は是を初めとするか、

〔足薪翁百話 上〕繪馬といふ事は、人の知りたまふごとく、○中略 紙に畫くはふるく、板を用ふるは後なるべし、こゝにひとつの雜談あり、亡友鳥海松亭、上總國に遊行したりしとき、とある社に三寸

四方計りの紙五七枚、竹にはさみて軒にかけたるあり、とりて見れば板木にて、馬の形を摺てあり、是は何ぞと、側にやすらひ居たる土人に問ければ、繪馬なりと答ふ、此板木は、何れにあるかとおし返して又問ふ、土人それは是の別當殿の許にあり、初穗又はさんぐをもちゆきてうけて來り、たゞにおけば風に吹ちる故、此の如く竹を割り、うち插みてさゝぐるなりとぞ、其地名を、松亭に聞おきたるが忘れたり、

按ずるに、古へ色紙繪馬といひしは、これかはなしねを竹に插みて持たる姿の、古き繪卷に見えたるに、文杖のことなど思ひ合すれば、繪馬をも、かく竹にはさむが古の風俗なるべし、是より再びおもふに、予他國の事は知らず、江戸近郷に馬の形を押たる守りを出す神社あり、是則ち昔の繪馬にて、上總の土人が物語りし如く、別當あるは神主に乞ひ、すぐに其社へ納むべきを、守りと思ひたがへ、我家へ持歸り、神主も古の事は知らず、氏子へかの繪馬を配りなどする事となりしなるべし、その繪馬の板木の、いと古きと見ゆるは、神奈川驛の某宮に傳はりしなり、七枚づゝ紙捻につらぬき、民家商家の入口の軒へかけおくと云、本朝にて、書物はいまだ彫らせざる前より、牛王守りの類は、木に彫たるがありしとおぼしく、この繪馬も其類なれば、いと古きものの、遠國には傳はりてあるべし、古きを好む癖ある人は、心をとゞめて尋ねたまへ、又新倉郡白子村より、吹上の觀音へゆく道にて予が得たるは、是は紙一枚に七疋押、その紙を八ッに折て竹串に挾み、畑の緣にたてゝあり、虫除の守りなんどゝ、思ひたがへしものにやあらん、奉納の字あるに意づかざるもをかし、神奈川の繪馬にくらぶれば、板木おほきにあたらし、側らに問べき人のなければ、いづれの社よりいだすといふことをしらず、〇中略

因に曰、百年前までは、ゑうまとうを音便にはね、ゑんまといひ、今はうの字を略きて、ゑまといふ、たゞ荒神の繪馬を賣者ばかり、おゑんまといふは、むかし詞の殘りしかとおもはる、

〔親長卿記〕文明三年五月廿二日、參內、尊體寺談義、次詣悲田院、彼寺邊北野天神勸請、或仁卅六人歌人可書進、拜殿寸法所望之由令申之間、罷向見廻了、相伴菅相公了、

〔狂言記〕歌仙

大果報の者、天下治り目出たい御代なれば、上々は申すに及ばず、下々までも、存るまゝの折からでござる、夫に付て、某歌の道にすいて、祈願の儀がござるによつて、玉津島の明神へ參詣致さうと存る、まづ太郎冠者を呼出し、申付る事がある、〇中略主偖、云付て置た、歌仙の繪馬は出來たか、太郎昨日出來上りました、主夫ならば持參せい、二人畏てござる、〇中略主何角といふ內にご神前ぢや、まづお前へ參らふ、ジャガン〳〵何と殊勝なお神前ではないか、太郎誠に殊勝なご神前でござります、主急いで繪馬をかけい、太郎畏てござる、二人エイ〳〵〳〵ヤットナこれでよい、太郎繪馬をかけましてござる、一段とよい、〇下略

〔兼胤卿記〕明和七年十一月朔日、攝政殿〇近衞內前被命、

仙洞御鎭守本社北社繪馬破損ニ付、書改被仰付、並御修復、

本社畫　久世少將　北社畫　土佐左近將監

右兩條御附へ申談、用脚繪馬は如先格久世へ白銀五十枚、土佐へ下行米三十石、被下之候樣、〇中略宜被取計、大炊頭へ可被達示之事、兩州承知了、繪馬硯之事、可被申付御道具奉行へ申渡了、繪馬八枚渡了十二月廿六日、仙洞御鎭守本社之繪馬、卅六人歌合久世少將畫出來、御道具奉行ニ附之、攝政殿へ進入了、

〔太平記〕二十九阿保秋山河原軍事

窮竟ノ精兵七八人河原面ニ立渡テ、雨ノ降ガ如ク散々ニ射ル秋山件ノ棒ヲ以テ只中ヲ指テ當ル矢廿三筋マデ打落ス、忠實モ情アル者成ケレバ、今ハ秋山ヲ討ントモセズ、剰御方ヨリ射矢ヲ制シテ、矢面ニコソ塞リケレ、斯ル名人ヲ無代ニ射殺サンズル事ヲ惜テ、制シケルコソヤサシケ

レ、角テ兩方打除テ、諸人ノ目ヲゾサマシケル、サレバ其比靈佛靈社ノ御手向、扇團扇ノバサヲ給ニモ、阿保秋山ガ河原軍トテ、書セヌ人ハナシ、

〔氣吹颫上〕寛永三年ニ、駿府ノ商客ガ、シャムロヘ渡ツタル所ガ、山田政〇長ガ命ジテ、吾本國ニ在シ時、駿府ノ總社淺間新宮ハ、靈德崇ク、神威盛ンニオハシマス故、日頃信仰シ奉ツタガ、此國ニ來テ合戰スル毎ニ、シバ〳〵軍功勝利ヲ得タルコトハ、全ク日本神德ノ御加護ニ因ルコト故、コノ國ニ在ツヽモ、ナホ厚ク朝暮ニ尊信シ奉レバ、ソノ船軍ノ圖ヲ繪馬ニ書テ、神殿ニ奉納セント思フト云テ、其戰艦ノ圖ヲ書シメ、是モ御國ノ年號デ、其月日姓名ヲ記シテ、其商人ニ渡シタデゴザリマス、歸國シテ後、夫ヲ總社ノ神殿ニ掲タル處ガ、駿府ノ人々是ヲ見テ實ニ感心シタト云コトデゴザリマス、但シ惜イカナ、ソノ異物ハ天明八年十一月五日ノ火事ニ、燒失シタデゴザリマス、

〔繼留二〕命に掛の乞所

世間に繪馬醫者といふ事、仔細をたづねけるに、歩行醫者の、田舍より大坂住居を望み、すこしの蓄へして、身體かためざるうちは妻をも持ず、借宅は、軒に竹の菱垣ゆひまはして、名苗字を筆ぶとに、張札はしらにあらはし、近所に急病あれかし、一手柄して見せんと、明暮時節待ども、よびくる人なければ、是非もなく、宿ばかりに居られずして、難波の寺社をまはりて日を暮し、或時町内の自身番夜咄しによばれて、今宵けしからぬ風は、霜月朔日なれば、諸國の神歸りのあれなるべし、天おそろしや、化物の出そふなる黑雲といひける次手に、何と天滿天神に掛たてまつりし、大森彥七が繪馬、山本文右衞門が筆勢、大きに出來ものと沙汰しければ、彼醫者十面つくりて、いづれもはお氣が付ますまひ、あの彥七にひとつの誤りあり、掛烏帽子の緒を書落したりといふ、皆皆手を拍て、さりとはこまかに見とがめられし事ぞと、此評判やむ事なく、其後さる大醫に尋ねしに、畫師も物をしらねばならざる事かな、彥七が時代までは髮にものびの緒を付て留ける、か

けゑぼうしに、緒を付初しは、百年此かたと物語いたされしに、是は〳〵と各叉手をうちける、總じて繪馬は、萬人の目にかゝればかりそめながら大事の物なり、都の清水に、長谷川長藏が筆にて、五郎朝比奈が力くらべを書けり、此袴のまちのひだ折たる上に、心もなく舞鶴の紋がら書たる所、猪熊の染物屋の下女が見出して、洛中是沙汰なり、長藏一生をわづらひけるとなり、

〔小窓閑話 一〕往古は神社へ馬を獻る、これを神馬といふ、神馬を獻ること、力の及ばざる人は、木にて馬を造りて獻る、是又及ばざるものは、馬を畫てたてまつる、此故に繪馬といふ、後世は馬にあらず、種々のものを畫て奉る事になりぬ、此外詩歌連歌、及俳諧の連歌を奉納するも又可なり、遊女男娼の類、あるひは大黑と淫女(ウカレメ)の首曳をする體などをゑがきてかくるやからもあり、かゝる事は、不敬のはなはだしきなり、攝津國生玉の社の繪馬には、八島大臣(平宗盛)を、伊勢三郎が熊手にかけて、海よりひきあぐる圖あり、大臣たる人の惡名を、繪馬に畫てかくる事は斟酌すべし、かゝる類をゑがゝずとも、ことのかけたる事あるべからず、此外怪力亂神の事を畫て、神社にかくる事なかれ、又射人、金の的(これを星と云)を射揚て、これに矢一双をそへて、其生土の神社へ奉納する事、近世の風俗なり、祈願の人願書に上ざしの矢をそへて奉納するは、武門に舊例あることとなり、或砲術の人其體を畫てかけ、劍術鎗術の族、竹刀木刀を神社へかくるもあり、何がゆゑもなく妄に社頭にかくるは、其名を世上に流布せしめん爲なるべし、又數學をする人、算術の難問を作りて神社へ揭る、これを開解する人も、又神社へかくる、是等の人は神を尊敬して奉納するにあらず、その藝術にほこりて、社頭を借て、筆戰をなすものなり、

〔嚴島繪馬鑑 三〕繪馬といふこと、むかしは神馬を奉りしを、後世畫きて獻るは、事をはぶきて容易を便とするよりはじまれるなり、人物花鳥等の繪を獻るは、又のちに始りしなるべし、嚴島明神へ馬をひかるゝは、古書にかず〳〵見えたり、今も大守君、御年賀等のみぎりは、大宮客人の兩社

へ神馬を引獻り給ふ事、古に異ならず、然るに寛弘年間に色紙繪馬の事（木村文粹）あり、又當國賀茂郡津江村八幡宮に、奈須與市が奉納の繪馬とてあり（神馬の圖作者何某）今神主内田飛驒これを所持す、さすればば上御代にも繪馬ありしなるべし、但繪馬に兵士花鳥など、さま〴〵畫奉ることは、餘ほど後の世の事にや、當社數千の繪馬のうち、古畫あまた見えたれども、年次の的然と見ゆるは、永正天文よりふるきものなし、なほそのむかしぞ、またはしくおもほゆ、

〔扁額軌範二編一〕宮寺に掛たる繪馬といふものは、もと神に馬をたてまつりしより轉りて、（神に馬を引てたてまつることは國史に見えて上つ世のてぶりなり、さて人にもかづくるを、ひきでものといふも、いにしへはかならずうまなりしゆゑなり、そのよし字治拾遺にもみゆ、）後には畫にもかきても奉りたりしを、（中略）武者の形はた何くれとなく、おのがまゝかきて奉りそめしは、天文永祿のころなるべし、としごろ見およぶ所、わきて北野のやしろ清水寺などにかけたる、狩野、長谷川、海北、別所（この四家、むかしより畫馬なかくにあり、）などの、世々の博士の、ちからをつくしてかきたるめでたきがおほかり、しかるを一百とせのうへをすぎぬるは、やう〳〵畫ももとも、わきがたくなりゆくなれば、いとをしきことにおもひたまひて此ごろ北川春成ぬし、其ふるくめでたきかぎりを、つゆたがはずうつしとり、速水のうし、かたはらに其ゆゑよしをつばらかにしるされて、しりまきにさへものせられたるは、都しらぬ遠つ國人のため、はた後の畫はかせのためにも、こよなきさいはひになむありける、（中略）

文政四年辛巳九月　都しはがまの浦人湯淺經邦

〔玄同放言一上〕雷魚雷鷄雷鳥（竝異形雷獸圖）

雷震記に、（中略）陳眉公が秘笈の中なる太平清和といふ書を引て、灶神といふ鳥あり、朱冠烏衣とあれば、この方の雷鳥に似たり、灶神は竈神なり、國俗荒。神。の。繪。馬。に鷄を畫るは、灶神の誤なるべしといへり、（灶神鳥も亦方言なるべし）この説攷据あるに似たれども求め過たり、竈神の繪馬なる鷄は原ら

いの島を畫るならん、今も荒神の棚には、件の繪馬とともに、松をまゐらせざるものなし、らいの島松を好めばなり、この島はよく火災を除くといふによるのみ、○中略世に彼繪馬を竈神にまゐらするは、寶永以來の事なるべし、何となればいづれの年にや有けん、上皇宮の亭子に、彼島の像を畫せ給ひしかば、その亭、寶永五年の火災に免れしとなり、この事は東涯の鶉說にいへり、○中略これらの事世にいひもて傳へしかば、當時繪馬を作るもの、來島を畫きつゝ、荒神の繪馬とて賣出せしならん、○下略

〔東都歲事記一上春〕正月五日、毎月 赤羽有馬家鎭守水天宮參詣、 詣人小き錠、又は錠と椿花を畫ける額を納む、

〔嚴島繪馬鑑一序〕掛まくもかしこき、神の宮居に繪馬奉ることは、さばかり古き世よりのわざとしも聞えぬを、いまはいづくの國にも、有とあらゆる御社ごとに、多く少く懸まつらぬはあらずなひ、ことが中にも、吾嚴島根に大宮柱ふとしき立ませる、おほみやまろのいづの廣前に、いにしへ今の人々の揭奉れるゑまよ、いはまくもゆゝしき大みあらかを始て、此殿かの殿、百有八間の廻廊はいふもさらなり、齋槻幾千ひろともなくたちつらなれる、大宮の棟につぎへ梁にあまりて、うちとひまなく掛ならべたる樣は、御前の海に遊べる魚のうろこよりも繁く、浪間にあされる鳥の羽のごと、いやかさなりに重なりて、まゝにものせる數々は、いかでか見もつくし、かぞへもはつべき、さればいづくの宮ゐにも、かばかり多かるはあらじなぞ、この島人の思ひはこれるもうべなりかし、石上古きは永正天文に始り、匂ひもあやに畫ける人は、光信、元信、松榮、左近なぞより、今の世に至まで久堅の天の下に名たゝる人々の情を盡せるものもいと澤なり、

〔毛吹草四〕從諸國出古今名物、聞觸見及類載之、但庭訓用分除之、

攝津

繪馬〔扁相物也〕

〔人倫訓蒙圖彙六〕ゑむま師

寺社へ繪馬をかくるは、諸願成就のためなり、いにしへは繪に馬をかきしゆゑに、ゑむまといふとかや、今世は物數寄に、いろ〳〵こしらへ商ふなり、寺町二條より三條の間にあり、

〔江戸總鹿子五〕江府外町

淺草橋通〔中略〕此町筋諸職賣物〔中略〕

繪馬

〔淺草名所一覽〕江戸鹿子に、淺草御見付を出るに小橋あり、それを渡りて左右に道あり、これを茅町といふ、造花師、人形屋、繪馬屋などあり、なかにも繪馬屋は古く住なし、子孫永續して、今も木戸際にあり、

日高屋なるはいにしへより住なしてめでたければ　不老

繪馬に名に今も聞えし家と花

〔東都歲事記一春〕二月初午、江戸中稻荷祭、前日より販へり、　初午の以前、繪馬大鼓商人街に多し、

〔東都歲事記四冬〕十二月、日不定、〔此節より煤竹賣ありく、荒神のゑまうりありく、〕

〔都名所圖會三〕祇園社元山大師は神殿東の庇の間にありしが、安永七年繪馬堂の西にうつす、

〔拾遺都名所圖會一〕北野社　繪馬堂、中門の外西の方にあり、此所に掲る書畫詩歌連俳は都下及び遠き國々よりも、年每に數々彌がうへに累て獻じ、名畫名筆多し、中にも南都御祭の圖、新の能の圖は、大繪馬にして世に名高し、

〔攝津名所圖會大坂〕坐摩神社　繪馬舍〔神樂殿の東にあり〕

〔攝津名所圖會矢田部郡〕生田神社　繪馬殿〔西の方にあり〕

〔嚴島圖會〔一〕繪馬　上諸侯より下庶民に至るまで、萬國より獻じ奉る所にして、其繁多なる、凡天下に冠たり、まづ本社の組入のうちより初て、客神の宮三棟、拜殿東西廻廊の間、透間もなくかけならべ、其大なるは凡竪九尺、横一丈二三尺に至るものありて、みな名畫の巧みを盡せり、就中古法眼元信の牛若、常信の七福神、狩野左近が馬、尙信の羅城門、土佐某が三十六歌仙、うたは山崎宗鑑の筆なり、おなじく歌仙繪は土佐家、書は昭高院道澄親王、是等世のよく知るところなり、その餘石川左近をはじめ、近世諸名流の墨跡、もとより枚擧するにいとまあらず、

古事類苑

神祇部四十

神饌 直會[併入]

古事類苑

神祇部四十

神饌 直會[併入]

神饌ハ、ミケト云フ、ミケトハ御食ノ義ニシテ、卽チ神祇ニ供スル飮食ノ美稱ナリ、而シテ神饌ハ、舊クハ之ヲ朝夕ノ二時ニ獻ゼシヲ以テ、朝ノ御饌夕ノ御饌ノ稱アリ、

凡ソ神饌ハ之ヲ分チテ飮食ノ二種トス、其飮ニハ水アリ、酒アリ、水ハミモヒト云ヒ、酒ハミキ又ハミワト云フ、共ニ其美稱ニシテ、其製法ニ因リテ白酒(シロキ)、黑酒(クロキ)、淸酒(スミサケ)、濁酒(ニゴリサケ)、醴酒(ヒトヨサケ)等ノ別アリ、食ニハ鹽類アリ、穀類アリ、菓實蔬菜、及ビ鳥獸魚介等ノ類アリ、而シテ穀類ニハ又稻アリ、米アリ、糯米アリ、稻ハ多クハ其初穗ヲ拔キテ以テ獻ズルモノニシテ、或ハ之ヲ神垣ニ懸クルコトアリ、之ヲ懸稅(カケヂカラ)ト云フ、後世ニ至リ其物ノ何タルヲ問ハズ、汎ク神ニ供ズルモノヲ稱シテ初穗ト云ヘルハ、蓋シ其遺風ナルベシ、米ニハ粢餠アリ、精米アリ、稞米アリ、散米アリ、粢餠ハ、シトキト云フ、或ハ祭神ノ米ナリト云ヒ、或ハ祭餠ナリトモ稱シテ、未ダ一定ノ說ナシト雖モ、之ヲ白磨ノ義ナリト爲スモノハ是ナルニ近シ、精米ハクマシネト云フ、蓋シ神稻ノ義ナリ、稞米ハカシヨネト云フ、卽チ水ニ淅(ヨナ)シタル米ニシテ、一ニ之ヲ洗米(アラヒヨネ)トモ云ヘリ、共ニ神供ニ用キル精米ヲ稱スルモノニシテ、後世之ヲオクマト云フハ其轉レルナリ、散米ハ又散供ト云フ、共ニウチマキ、若クハハナシネト訓ジテ、神拜ノ時散ジテ以テ神前ニ獻ズル米ヲ云フナリ、神ニ供ズル餠ヲカガミト云フハ、其形狀ニ據リテ名クル所ニシテ、又ソナヘノ稱

名稱

アリ、ソナヘトハ神ニ供フルノ義ニ取レルナラン、又菓子ヲ獻ズルコトアリ、古ヘ菓子ト稱スルモノハ、蓋シ今ノ謂ユル餅ノ一種ナルベシ、菜蔬ニハ、野菜アリ、海菜アリ、鳥獸魚介ノ類ニハ、又生肉ヲ以テシ、或ハ乾肉ヲ以テスルモノアリ、神饌ヲ供ズル時ハ、美麗ノ言ヲ以テス、稻ヲ和稻荒稻ト云ヒ、菜ヲ甘菜辛菜ト云ヒ、魚ヲ鰭廣物鰭狹物ト云ヒ、鳥獸ヲ毛和物毛麁物ト云フガ如キ是ナリ、此ハ神慮ヲ慰メ奉ランガ爲ニ、殊ニ其詞ヲ修飾スルモノナルベシ、而シテ中世以降神祇ニ獸肉ヲ供ズルコト極メテ尠ク、後世ニ及ビテハ殆ド之レ無キニ至リ、或ハ神社ニヨリ魚肉ヲモ併セ廢シテ、常ニ素饌ノミヲ獻ズルモノアリ、

直會ハ、神祭ノ後ニ行フ解齋ノ式ナリ、後世ハ其釜居ニ神饌ノ下物ヲ以テ之ニ充ツ、因リテ此ニ併載ス、

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事幷月記事

六月例

荒祭宮幷瀧祭合二所御食波、其當宮物忌内人等、此大神宮之如御食、同日七〇十日夜具介備持、〇中略然卽奈保良比御歌仕奉、其歌波、佐古久志侶伊須々乃宮仁、御氣立止、宇都奈留比佐婆宮毛止々侶爾、

〔皇大神宮儀式帳〕一供奉朝大御饌夕大御饌行事事

齋敬供奉十六日夕〇〇〇大御饌、十七日朝〇〇〇大御饌爾、並御筍作内人造奉、

〔萬葉集二十〕陳私拙懷一首幷短歌

安治牟良能、佐和伎々保比氐、波麻爾伊泥氐、海原見渡婆、之良奈美乃、夜敝乎流我宇倍爾、安麻乎夫禰、波良々爾宇伎氐、於保〇〇〇美氣爾、都加倍麻都流等、乎知許知爾、伊射里都利家理、〇中略

右二月〇天平勝寶七年十三日兵部少輔大伴宿禰家持

〔江家次第十五 践祚〕大嘗會
卯日略○中天皇還御廻立殿、子一刻料理主基神膳、
天皇丑刻 采女申時一如悠紀儀 又御浴、易御服、御主基殿、
天皇還廻立殿之後、采女進南戸下、申云、阿佐女主水、夕暁乃御膳、平留供奉都止申、
〔倭名類聚抄十三 祭祀〕神酒 日本紀私記云、神酒、和語云美和、
〔箋注倭名類聚抄五 祭祀〕按萬葉集歌、哭澤之神社爾三輪須惠、雖禱者、即是、今呼美鮁、
〔伊呂波字類抄見 飲食〕神酒ミキ 祭祀具
〔令義解二 神祇〕孟夏三枝祭 謂率川社祭也、以三枝花飾酒罇祭、故曰三枝也、
〔皇大神宮儀式帳〕酒作物忌無位山向部古刀自女 父無位山向部虫麻呂
右二人、略○中職掌陶内人作進酒瓱三口乇、酒釀備供奉、
清酒作物忌礒部大河女 父無位礒部稻守
右二人、略○中職掌陶内人作進㼚三口乇、碓舂白御酒備儲供奉、
一年中行事并月記事
六月例
十八日行事 以同日辰時、神宮廻神祭百卄四前祭料下、從外幣帛殿神酒二缶、神贄二荷、
右祭、御巫内人、并物忌父等四人、共率班祭、
〔儀式一〕春日祭儀
神部舁酒樽、入立諸殿前、神酒一樽立一二殿間、一樽立三四殿間、一樽立中央、机相既、社釀酒四缶立中重、毎殿相當、訖五位已下退出、復外院座、内侍以下入開樽蓋、次酌酒奠之、殿別二杯、一杯宿酒、一杯社釀酒、
〔延喜式一 四時祭〕春日神四座祭 祭神料 酒一石五斗用社釀酒

釀神酒幷驗使等食料（前レ祭請之）

黑米四石、調布五尺、匏二柄、杓一柄、籮一口、韓竈一具、槲十把、（已上封物、釀神酒料、）酒缶十四口、酒壺二口、（祭日納酒料）

麻布一段、（盛二十四口缶一料）白米三斗六升、鮨三升、海藻卅把、鹽九合、（已上釀酒女一人、驗使二人、十五日食料、）

釀神酒解除料（前レ祭請之）

五色帛各四尺、絁四丈、絲四絢、綿四屯、木綿麻各二斤、白米一斗、酒二斗、鰒堅魚腊海藻各六斤、鹽四升、

稻四束、黃蘗八枚、鍬盆堝各四口、坏六口、食薦二枚、匏一柄、槲廿把、麻布四段、祝詞料布一端、

釀神酒竈祭料（前レ祭請之）

五色帛各二尺、倭文一尺、木綿麻各八兩、鍬二口、米酒各四升、鰒堅魚各二斤、腊八兩、海藻二斤、鹽二升、

祝詞料布一端、

〔延喜式（八祝詞）〕祈年祭

取作（牟）奧津御年（乎）、八束穗（能）伊加志穗（爾）皇神等（能）依（左志）奉者、初穗（乎波）千穎八百穎（爾）奉置（氐）、瓱閉高知瓱腹滿雙（氐）、汁（爾母）穎（爾母）稱辭竟奉（牟、〇下略）

〔祝詞考上〕この汁といふは、右の瓱の内の御酒の事を、重ねいふに、言をかへたるのみ、（〇中略）されどもこゝなどは、常におほくいひなれたるうへの、云なしなれば、聞えやすからず、下の廣瀨と龍田祭に、初穗（者）汁（爾母）穎（爾母）、千稻八百稻（爾）引居（氐）、といふは易きが如し、其汁は酒也、穎は穗也、稻は此總名也、その酒とし穎とする料の稻と心得ば、一わたり聞ゆべし、

（昔者）汁を酒なりとするは、から文にも酒を米汁といひし事あり、和名抄に、醨（漉之）酒薄也とあるは、酒のひとつにて、愛の意にあらず、

〔日本書紀（五崇神）〕八年四月乙卯、以高橋邑人活日、爲大神之掌酒、（掌酒、此云佐介弭苔、）十二月乙卯、天皇以大田田根子、令祭大神、是日活日自擧神酒、獻天皇、仍歌之曰、許能瀰枳破、和餓瀰枳那羅孺、椰磨等那殊、於

朋望能農之能介瀰之瀰枳、伊句臂佐、伊句臂佐、

〔萬葉集二挽歌〕哭澤之神社爾三輪須惠、雖禱祈、我王者、高日所知奴、

右一首類聚歌林曰、檜隈女王怨泣澤神社之歌也、案日本紀曰、持統天皇十年丙申秋七月辛丑朔庚戌、後皇子尊薨、

〔萬葉集十三雜歌〕五十串立、神酒座奉、神主部之、雲聚玉蔭、見者乏文、

〔萬葉集抄一〕土佐國風土記云、神河訓三輪河、源出北山之中、届于伊豫國、水清、故爲大神釀酒也、用此河水、故爲河名也、訓神字爲三輪者、

〔永久四年百首雜〕社

千早振いづもの杜にみわすゑてねぎぞかけたる紅葉ちらすな

〔夫木和歌抄夏九〕千五百番歌合　隆信朝臣

さらざりつみわすゑまつるみそぎ河神さへうけぬ思ひせんとは

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事幷月記事

九月例

神嘗祭供奉行事

以十五日、〇中略酒作物忌乃白酒作奉、清酒作物忌作奉黑酒、幷二色御酒毛、大御饌相副供奉畢、次根倉物忌乃仕奉禮留神酒供奉、〇中略十七日辰時、國々所々神戸人夫等所進神酒幷御贄等乎、自御廚奉入、

〔止由氣宮儀式帳〕一三節祭等幷年中行事月記事

六月例

六月月次祭爲供奉大神宮司宛奉雜用物、

酒米十斛、神祭料二石、〇中略神酒十二缶、

以十五日、〇中略大物忌佃奉(遺留)拔穗乃御田稻乎、火無淨酒造奉氏供奉、次大神宮司乃所宛奉二箇神郡人夫乃所進庸米乎、火向神酒造奉氏供奉、

〔外宮儀式帳私考下〕火无淨酒造奉氏、或人曰、米粉和忍穗井水、之曰志乃世、蓋此遺制歟、〇中略火向神酒造奉氏、今世麼、內宮所供黑御酒歟、按內宮儀式帳(酒造物忌條)曰、職掌陶內人作進酒瓱三口仁、酒釀備供奉、(清酒物忌條)曰、職掌陶內人作進瓱三口仁、碓舂白御酒備儲供奉、建久年中行事(六月十六日條)曰、白御饌、清酒造內人、於忌火殿調進、黑御饌、酒造內人御前南河北方岸、豐受宮奉祝石疊西方奉炊例也、(十七日條)曰、清酒造內人、御橋左男柱副、白志御饌供、酒造內人右方男柱副、黑志御饌供也、或記曰、白志御饌曰志呂世、米粉和水也、黑志御饌曰久呂世、米粉和水、灰色也、當代年中行事、白志御饌作白志御酒、黑志御饌作黑志御酒、

〔古史傳二十九下〕或說に、外宮儀式帳に、火無淨酒と有は白酒、火向御酒とは黑酒ならむと云り、

〔萬葉集十九〕二十五日(天平勝寶四年十一月)新嘗會肆宴應詔歌

天地與久萬氏爾萬代爾都可倍麻都良牟黑酒白酒乎、

右一首從三位文屋智奴麻呂眞人

〔萬葉集略解十九下〕大嘗會に黑酒白酒を奉る事あり、白酒といふは常のすめる酒なり、黑酒といふは常山の灰を入たる酒なり、又は胡麻の粉を入るゝ事も有しなり、

〇按ズルニ、黑酒白酒ノ事ハ、大嘗祭新嘗祭兩篇ノ酒醴條ニ詳ナリ、參看スベシ、

〔詠大神宮二所神祇百首和歌〕菊

秋ノ菊ノ花ニ白酒取副テ二ノ神ノ手向ニゾナス

長月九日、菊ニ酒取副、備ヘ奉ル御事侍ル也、

〔延喜式一四時祭〕鎭花祭二座

大神社一座　淸酒五升、濁酒六斗五升、

狹井社一座　淸酒五升、濁酒六斗五升、

〔拾芥抄上末世間不審時乃〕宮咩祭文

淸酒ノ早ニ堅酒ノ堅〇中略殿ク聞食シ受納給テ、〇下略

〔鹿嶋宮年中行事〕有新嘗會之祭事、八月始之丑日、始テ新米之御供、付醴酒。奉供神前、

〔日本書紀通證十五〕醴酒、〇中略今所謂甘酒也、漢書師古註、醴甘酒也、少麹多米、一宿而熟、公事根元六月供醴酒云云。一夜酒。新葉集、如何爾志氏、一夜乃加利乃、竹乃葉爾、三輪登云名乎、殘之初分本、文選註、竹葉酒也、

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事幷月記事

正月例

以朔日、禰宜内人物忌等皆悉參集入南門五重侍氐、大神拜奉、次荒祭神拜奉、次御酒殿奉拜、然卽白。散。御酒供奉、次禰宜内人等直會殿被給畢、卽悉宮司御厨參向、朝庭拜奉、卽大饗被給畢、時禰宜内人等大直會倭儛仕奉、

〔皇大神宮年中行事正月〕元日朝御饌供進幷次第神事供奉事〇中略

大物忌父自一座御手白散給、先正體御料器奉入之後、同二膓御神酒獻、一膓請案上奉備、後宮守物忌父左相殿御皿白散、自大物忌手請後、二方二膓神酒獻、同一膓案上奉備、

〔延喜式三臨時祭〕御川水祭　米酒。糟各五斗

〔皇大神宮儀式帳〕土師器作物忌無位麻績部春子女　父無位麻績部倭人

右二人、〇中略職掌朝夕御饌器三千二百六十口、〇中略一年料御食料之御水戸廿四口、〇中略御水異利百廿口、

陶器作内人無位磯部主麻呂

右人略○中職掌陶器物作進略○中止由氣宮仁進上御食料略○中御水麻利卌合、

一年中行事幷月記事

九月例

陶水眞利三具

已上宛大神宮司、以祭祀用之、

〔止由氣宮儀式帳〕一二所大神朝御饌夕御饌供奉行事

供膳物

天照坐皇大神御前、御水四毛比、

止由氣大神御前、御水四毛比、

一三節祭等幷年中行事月記事

九月例

神嘗祭爲供奉大神宮司宛奉雜用物、

陶水眞利三具

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀

卯日略○中時剋悠紀主基共發自齋場、詣大嘗宮、悠紀自宮城東路、主基自西路、共南行、其行列也略○中次御水六瓺、用齋場御井水、蓋以白木盤、覆以曝布、以木綿結之、鮎布敷居下、居六角黒木輿、飾以黄木葉、其上插賢木、擔丁廿四人、部領左右各六人相夾、並置供神物、皆插賢木、

〔延喜式二四時祭〕相嘗祭神七十一社

太部戸社二座、坐左京二條、

瓺缶水瓮、略○中各四口、

〔詠大神宮二所神祇百首和歌〕藤花

花開バ眞名井ノ水ヲ結トテ藤岡山ニアカラメナセソ

件ノ眞名井ノ水ハ、自天上降坐ス、始ハ筑紫日向ノ高千穗ノ山ニ居置給フ、其後丹波與佐之宮ニ移シ居置タマフ、豐受大神勢州山田原ニ御遷幸、仍彼水ヲ藤岡山ノ麓ニ居祝奉リ、朝々ノ大饌料トス、

〔皇大神宮儀式帳〕御鹽燒物忌無位神主稻刀自女　父從八位上神主牛養

右二人、○中略職掌朝夕御饌、幷處處神宮御饌鹽燒備忌敬供奉、亦父毛子共忌愼供奉、

一年中行事幷月記事

六月例

禰宜内人等以祭之月十五日、退入志摩國神堺海、雜貝物爾○爾一本无滿生御雜贄漁、幷從志摩國神戶百姓進上干生贄、及度會郡進上贄乎、此御筒作内人作進上御贄机爾置之、忌鍛冶内人之作奉、御贄小刀持切備奉、御鹽燒物忌之、燒備進上御鹽乎、會備奉、

〔止由氣宮儀式帳〕一二所大神朝御饌夕御饌供奉行事

供膳物

天照坐皇大神御前、○中略御鹽四坏、

止由氣大神御前、○中略御鹽四坏、

相殿神三前、○中略御鹽六坏、

右大物忌父我佃奉、拔穗乃御田稻乎、先穗波乎拔穗爾拔氏、○中略至九月十四日、御炊物忌爾令舂炊氏、御鹽燒物忌乃燒奉御鹽、幷志摩國神戶人夫等奉進御贄等乎持氏、○中略御饌殿乃前爾持參入氏、大物忌御炊物忌乎奉入氏、日別二度奉畢、

稻

御鹽燒物忌無位神主乙繼女
右人行事、〇中略御鹽殿奉氏、御鹽燒氏、朝御饌夕御饌爾日每供奉、又三節祭時、渴貴乃御鹽爾燒儲備供奉、
又無位神主虫麻呂
右人行事、與物忌共副仕奉、又御鹽山木乎御鹽殿爾切運氏、荒鹽爾燒儲氏、御鹽堝作儲氏、物忌爾令燒氏、朝御饌夕御饌爾日別奉進、
〔儀式二〕踐祚大嘗祭儀
九月中旬、〇中略祭八神、御歳、高御魂、庭高日、御食魂、大宮賣、事代主、阿須波、波比岐、其料各座別、〇中略腊鹽各二升、〇中略並用國物、爲採內院料材、向卜食山、前二日預申行事所、即祭山神、其料各、〇中略鹽一升、
〔延喜式一四時祭〕祈年祭神三千一百卅二座、〇中略幣案上神三百四座、〇中略社一百九十八所
座別絁五尺、〇中略鹽一升、〇下略
〔延喜式一四時祭〕春日神四座祭　祭神料　稻六束、神祇官所送、
〔延喜式八祝詞〕祈年祭
御年皇神等能前爾白久、皇神等能依志左奉牟奧津御年乎、手肱爾水沫畫垂、向股爾泥畫寄氏、取作牟奧津御年乎、八束穗能伊加志穗爾、皇神等能依志左奉者、初穗乎波、千穎八百穎爾奉置氏、瓺閉高知、瓺腹滿雙氏、汁爾母穎爾母稱辭竟奉牟、水分坐皇神等能前爾白久、〇中略皇神等能寄志奉牟奧都御年乎、八束穗能伊加志穗爾寄志奉者、皇神等爾初穗波穎爾母汁爾毛、瓺閉高知、瓺腹滿雙氏稱辭竟奉氏、〇中略皇御孫命能宇豆乃幣帛稱辭奉久、諸聞食登宣、

廣瀨大忌祭

廣瀨能川合爾稱辭竟奉流、中略○奉流宇豆乃幣帛者、中略○御酒者甕能閉高知甕腹滿雙氐、和稻荒稻○爾、中略置足氐奉久登、皇神前爾白賜部止宣、如是奉宇豆乃幣帛乎、安幣帛能足幣帛止、皇神御心平久安久聞食氐、皇御孫命能長御膳能遠御膳止、赤丹能穗爾聞食牟、皇神能御刀代乎始氐、親王等王臣等天下公民能、中略○取將作奥都御歲乎、八束穗爾皇神能成幸賜者、初穗者汁爾母穎爾母千稻八千稻爾引居氐、如横山打積置氐、秋祭爾奉牟登、皇神前爾白賜止宣、

〔祝詞考上〕初穗乎波、その秋の新稻を先づ神に奉るを初穗といふ、その穗を乎の如くいふは音便のみ、千穎八百穎爾奉置氐、穎は稻の穗なり、神に奉るには穗をのみ切り離ば去て、その穗を束ねて竹に掛めり、下に掛稅千稅餘さある是なり、かくて次下に御酒米和稻荒稻などいふは、皆千瓶の穗の中より、なほ分るものなり、

〔書言字考節用集三神祇〕荷前ハツホ取諸國貢進御調荷前奉之、故云、出令義解、江次第、早穗同三代實錄最花同見下學集

〔下學集上神祇〕最華ハツホ取一切草木最初華獻神、故云爾、

〔神事隨筆〕初穗ハツホ

新年祭祝詞云、取作牟奥津御年乎、八束穗能伊加志穗爾、皇神等能依左志奉者、初穗乎波千穎八百穎爾奉置氐、倭姫命世記云、稻一本千穗八百穗茂利禮詔天、竹連吉比古等仰給、先穗拔穗ヲ令拔云々、初穗トモ、先穗トモ、早穗トモ書リ、今俗初尾ト書クハ非也、穗ト尾ト假名違ヘリ、稻穗ノ外總テ神ニ奉ル物ヲ准ジテ初穗ト云フ、三代實錄云、貞觀十二年十一月十七日告文曰、天皇我詔旨止、宗像神乃前爾申賜倍止申、鑄錢所爾近久坐須、仍所鑄作之早穗二十文乎、令捧持天、奉出賜、

〔神道名目類聚抄六祭祀〕初穗ハツホ　昔ハ耕作シテ、已ニ取ヲサムレバ、先是ヲ神ニタテマツル、是ヲ初穗ト云、今金銀米錢等ヲ神ニタテマツルヲ初穗ト云、是ニナラヒテナリ、

〔古今神學類編五十二祭祀〕初穗

按ズルニ、初穗又ハ初尾、最花、荷前等ノ字義、皆大同少異ノ意味ナリ、清和天皇實錄ニハ早穗トモ作レリ、初穗ト書事ハ前ニ如レ記、俗ニ謂二之初物一、早穗ト書モ同ジ、言塵集ノ歌ニ、大淀ノ海士ノ乙女子春サレバ、神ノハツ物海松布苅ナリ、又小辨歌ニ、春ハ又浦ニ出テヤ三熊野ノ、神ノハツ物磯菜摘ランソト、同集ニ見タリ、是初穗ノ謂也、而モ初穗ノ二字、式ノ祈年祭ノ祝詞ニ出タリ、

〔松の落葉〕四 神にたてまつるものを初穗といふ事

初穗といふことは、延喜式の八の卷なる祈年祭の祝詞に、奥津御年乎、八束穗能伊加志穗爾、皇神等能依左志奉者、初穗波千穎八百穎爾奉置氐と、あるを見てまるべし、つくれる稻穗を、まづ神にたてまつるゆゑに、初穗とはいふにぞありける、神をたふとみおもくするになん、さてうつりては稻ならねども、つくれるものをまづ神にたてまつるをしかいへりき、三代實錄十八の卷、貞觀十二年のくだりに、今神社作鑄錢所爾近久坐須、仍所二鑄作一之初穗○初穗據本書作早穗二十文乎、某乎差使天と、見えたるにてまるる、今の世には錢にまれ、金銀にまれ、つくれるをはじめてたてまつるにはあらで、たゞなにとなくたてまつるをも初穗といふは、稻の初穗よりやう〳〵うつりにうつりて、はつほしろなるをも、たゞに初穗といふになん、

〔福富草紙繪詞〕上 翁詞 おもしとなおもひそ、さへの御神の御德をあらたに見たれば、もの〳〵はつほども、ぬしのたてまつり給へば、それうれしさに、まかりおひてまうづるぞ、童詞 かたのおれぬばかりにおもき物かな、翁詞 あらたなりける神の御まるしをかうぶりたりければ、きよきもの〳〵はつほども、さへ、もてまゐりたるなり、このさえなはいよ〳〵よくせさせ給べきよし祈申し給へ、月ごとのついたちにかくのごとくそなへなしかへたてまつるべきなり、

○按ズルニ、錢貨ヲ初穗ト稱シテ神前ニ獻ズルコトハ、幣帛篇錢貨爲幣ノ條下ニ收メタリ、

〔古今神學類編〕五十二 祭祀 掛稅

懸稅

此事ハ往々前ニモ記ス、諸社共ニアル事ニシテ、稻穗ヲ莖ナガラ掛テ奉レ之、或ハ後ニ御饌神酒ニ炊醸スル所モアリト也、或云、奉レ神ノ掛税ノ事ハ、垂仁帝ノ比ニモ其沙汰見ヘ、職原抄大炊寮法ニ、諸國御稻田ト云ハ、神事供御備也トモ、亦天子供御ノ領也トモ、古來兩說也ト云リ、倭姬世記ニ、大歲神眞名鶴ニ化シテ、稻穗ヲ啣持テ奉レ導事アリ、事不問島須良田作、皇大神奉物乎止詔終拔穗御前掛給ト侍リ、世記ニハ千稅ト見ヘタリ、神名秘書ニハ、此稻ノ茂リタルヲ後ニ令レ拔テ、皇大神御前懸久眞仁懸奉始ト見タリ、懸久眞ハ則懸供米ノ謂也、藻鹽草ニハ穗掛トアリ、田舎ニ穗ヲ取リ、初メニ新キ藁ニスリヌカト云物ヲ入レテ、穗ヲ組合セテ門ニモ竈戸ニモカケテ神ニモ奉ルトテ掛ルヲ云也ト云云、穗ナガラ掛テ奉ルハ、質素淸淨ナレバ也、是併上古神祭ノ風ヲ遺習スル耳、

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事幷月記事

九月例

供二奉大神宮一、度々神戶荷前物、○中略

懸稅稻一千四百卌七束

半斤細稅二百廿束、以二一把一爲二一束一、大半斤百八十束、以二五把一爲二一束一、大斤千卌七束、

度會郡九百廿束　多氣郡廿束　神麻績百束大半斤　細稅百束　神服織八十束大半斤　細稅八十束　飯野神戶十一束大半斤十束、細稅十把、　飯高神戶六束　壹志神戶六束　安乃神戶六束　鈴鹿神戶六束　河曲神戶六束　桑名神戶六束　伊賀神戶卌束細稅　尾張神戶廿束　三河神戶十束　遠江神戶廿束

散用

大神宮千三百十七束　荒祭宮五十束　月讀宮卅束　瀧原宮廿束　瀧祭社十束　小朝熊社十束

右嘗祭之日、懸御垣畢、

〔止由氣宮儀式帳〕一三節祭等幷年中行事月記事

九月例

神嘗祭爲供奉、大神宮司宛奉雜用物、〇中略

懸税稻六百七十束、伊勢國神戸六百十束、伊賀、尾張、三河、遠江四國神戸六十束、〇中略

以十三日、〇中略又神服織神部等奉進物、〇中略

懸税大半稻卌束、絹税稻四十把、

神麻續神部等奉進物、〇中略

懸税大半稻卌束、絹税稻八十把、

以十六日朝、〇中略二箇神郡、國國處處神戸所進懸税稻乎、千税餘八百税爾懸奉、其奉時禰宜太玉串捧持氐、懸税先立參入、大内人大物忌父等、幷戸人夫等懸税稻乎百八十荷持參入氐、拔穗稻乎内院持參入氐、正殿乃下奉置、懸税稻乎玉垣爾懸奉、

〔皇大神宮年中行事九月〕十七日懸力稻事、正員禰宜各二束、内院進、而内物忌父請取、玉串御門左右玉垣懸也、

〔延喜式八祝詞〕神嘗祭

天照坐皇大神乃大前爾申進留、天津祝詞乃太祝詞乎、神主部物忌等諸聞食止宣、〇中略三郡國國處處寄奉禮留神戸人等能常毛進留由紀能御酒御贄、懸税千税餘五百税乎、如横山久置足成天、〇中略天津祝詞乃太祝詞辭乎稱申事乎、神主部物忌等諸聞食止宣、

〔祝詞考下〕伊勢人に問に、此祭には新稻の穎をつかねて、竹に著て數多進といへり、さらばその懸て奉りしを、大前に立おくをも如横山といふべし、古きもの語文などにも此事あり、又田舍

米

にて、新稲を小竹の末に著て、初穗とて奉ることあるも、是に似たり、

〔倭姫命世記〕活目入彦五十狭茅天皇仁垂〇即位〇中略廿七年戊午秋九月、鳥鳴儒寫聞氏、晝夜不止囂、此異止宣氏、大幡主命、舍人紀麻良止差使遣令見、彼鳥鳴處、罷行見波、島國伊雑方上葦原中有稲一基、生本波一基爾爲天、末者千穗茂也、彼稲白眞名鶴咋特廻乍鳴支、此見顯其鳥鳴聲止支止其事申支、爾時倭姫命宣久、恐志事不問奴鳥須良田作、皇大神奉物止乎詔氏、物忌始給氏、彼稲伊佐波登美命乎爲氏抜穗爾令抜氏、皇大神御前爾懸久眞爾懸奉始天、則其穗大幡主女子乙姫爾清酒令作、御饌仁奉始支、千税奉始事因茲也、

〔倭訓栞前編加六〕かけくま　倭姫世記に、稲の事に、懸久眞にかけ奉るといへり、くまは日本紀に奠をよめり祝詞に懸税と見えたり、穗ながら靑竹にうけて奉るをいふ、今も神宮に其式あり、

〔詠大神宮二所神祇百首和歌〕田家

今日トイヘバ田面ノ秋ニ打出テ穗掛ノ稲ヲ先イソガナン

秋九月ノ事也、神垣ニ稲ヲ掛ル事アリ、

〔延喜式一四時祭〕鳴雷神祭一座　白米五斗、糯米二斗、〈中略〉已上祭料

春日神四座祭　祭神料　米糯米各三斗、

園幷韓神三座祭　米二斗、糯米二斗、〈中略〉已上神祭料

平岡神四座祭　祭神料　白米六斗四升、糯米一斗二升、

〔江家次第十一十二月〕内侍所御神樂事

内藏寮、以甲折櫃物廿合、傳供如前、米六合、〇下略

〔金葉和歌集十雜〕賀茂の御社にて、物つく音のしけるをきゝて、　神主成助

しめのうちにきねのおとこそきこゆなれ

精米
粿米

いかなる神のつくにかゐるらむ　行重

〔倭名類聚抄祭祀十三〕精米　雜曆經注云、精〈私呂反、和名久萬之禰、〉精米所以享神也、

〔箋注倭名類聚抄祭祀五〕按、久萬之禰、奠稻之義、淡路國郷名有神稻、訓久萬之呂、蓋精料之義、今俗謂享神之精米為御久萬、是語之意也、或謂供米之轉者非是、今俗或呼洗米、持統紀奠字訓久萬、倭姬命世記有懸久萬、

〔倭名類聚抄祭祀十三〕粿米　唐韻云、粿〈音果〉漢語鈔云、粿米、〈加之與禰〉淨米也、

〔類聚名義抄米七〕粿〈音果　カシヨネ〉　精〈相與反　シラケヨネ〉

〔字鏡集米七〕精〈シロカテ　シラケヨネ〉　粿〈クワ　キヨキコメ　カシヨネ〉

〔類聚名義抄米五〕淅〈相亦反　ウルフ　カス〉

〔字鏡集米三〕淅〈アラフ　スヽグ　ウルフ　カス〉

〔和漢三才圖會祭祀十九〕粿米〈和名加之與禰〉淨米也、

按〈凡米洗用加須〉以精米洗、未乾者盛土器祭之、乃稱洗米、奏神樂時裹洗米於紙、與于願主、稱供米、〈久末、御供洗米之略言〉

〔神道名目類聚抄祭器三〕洗米　御饌ヲ炊ク事ニオヨバザルモノハ、浮水ヲ以米ヲアラヒ、神ニ獻上、薦シ是ヲ以御飯ニ代ルナリ、

〔古今神學類編祭祀五十二〕洗米

按ズルニ、洗米トハ和漢ニ玄古ノ世ハ人食未定、而シテ稍就穀食ト云ヘリ、當昔尤脫粟ノ制ヲ知ト云ヘドモ、未有釜甑之設、或ハ釋之水、或ハ加之燒石、以食之ト也、是故ニ神供ニハ、皆是其世質朴故實ヲ以為本、サレバ報本ノ奠禮ヨリ、釋米ヲ供ズル事トナレリ、是則今ノ洗米ノ本致爾、和名鈔云、漢

語抄粿米加之與禰浄米也、又云、稰米離騷經註云、稰私呂反、和名久萬之禰、精米、所以享神也ト云云、神記中、神樂時ノ供米ヲ紙ニ包テ遣スヲモ、オクマト云也ト記セリ、オクマトハ御供米也、和語ニ此類略音多、例也、稰字クマノ訓アルモ、蓋此略音耳、又神名秘書ニ、大歳神所擬眞名鶴ノ嘴ヘシ稲穂ノ、後ニ茂リタルヲ令抜テ、皇大神御前ニ懸久眞留懸始奉ト侍ルモ、是前ニ所記掛税ノ本縁ニシテ懸供米ノ謂也、久眞ハ則是假名ガキナレバ也、

〔止由氣宮儀式帳〕一三節祭等幷年中行事月記事

六月例

六月月次祭爲供奉、大神宮司宛奉雜用物、〇中略以十五日、〇中略禰宜内人等、皆悉自宮北河原罷出氐、大贄乃浄米乃大祓仕奉、然湯貴備奉所留持參入、然所々神留分奉氐、大物忌父、御炊物忌父、御巫内人等、御井留參向氐祭仕奉畢氐、更内院乃御門留持參入氐、御炊物忌父我造奉御竈、幷陶土師内人等加造奉留禮器留盛滿氐、始亥時至于丑時、朝乃大御饌夕乃大御饌、二度間量供奉、此謂由貴、

〔新猿樂記〕四御許者覡女也、卜占、神遊、寄絃、由口一作寄之上手也、舞袖飄颻如仙人遊、歌聲和雅如頻鳥鳴、非調子琴音、而天神地祇垂影向、無拍子聲、而口口野干必傾耳、仍天下男女繼踵來、遠近貴賤成市舉、熊米(クマシネ)積無所納、幣紙集不追數、

〔權中納言俊忠卿集〕二條の家にて十首のこひのうた人々によませし時、占戀、

きねがとるそのくましねに思事みつてふかずをたのむばかりぞ

〔伯家部類〕内侍所之事

一内侍所御注連、明應九年十月六日後土御門院崩御之時ニ、内侍所依無他御所、諸君御所無渡御之儀、仍被爲隔了、〇中略

散米

一御クマ神供等之事、神宮宣命有之上ハ、御クマ等獻候事、不可有子細歟之事、
一御クマ被召上時、吉ノ御服チョト可被付改歟之事、
一御クマ等刀自上候時分、諒闇之服最、其間を立去可然歟、
〔諸神記中〕一神樂ノ時ニ米ヲ紙ニ包テ出スヲオクマト云、則神ヘ供米ナリ、然ヲ世和ニオクマト云也、
〔大江俊光記〕天和四年〈○貞享元年〉正月元日內侍所ヘ參、〈一夜神事下略シテ拜〉初穗壹包上、以采女御鈴ヲ上御クマ二包御酒御盃〈洗米入〉頂戴、
〔季連宿禰記〕元祿十二年四月九日戊申、今日今稚明神祭禮也、早旦行水遙拜、奉掛神號之一軸、備洗米御酒、其儀如例年、
〔源平盛衰記九〕康賴熊野詣附祝言事
其後康賴入道ハ、小竹ヲ切テ串トシ、浦ノハマユフヲ御幣ニ挾ミ、菟草ト云草ヲ四手ニ垂、清き砂ヲ散供トシテ、名句祭文ヲ讀上テ、一時祝ヲ申ケリ、
〔七十一番歌合中〕卅五番
戀せじと神の御前にぬかづきてさんぐの米の打はらふ哉
〔嬉遊笑覽七祭祀〕散米賽錢、〈○中略〉昔は社參に米を廣前に持行て蒔たり、古畫に紙包みの撒りたるを、幾ツも竹に插みて持ゆくさまかきたるは、神佛に詣づる人なり、是をはなしねと云は、卽散米の義なり、
はなひ草、〈○書名〉散米さん錢みな神祇とす、其頃迄も神拜に米を持行たるにこそ、こなたかなたかへり申をたのまれて數數にしもつゝむ散米、なぞいふ句もあり、今は便利にまかせて、みな錢のみ用ひて、江戶には下ざまに米を用ることかつてなし、散錢も今は散米といふことなければに

や、賽錢とのみいふ、そのむねたがひたり

〔神家採要〕散米

俗に打まきといふ、〇中略今昔物語に幼き兒どものあたりには、打まきを置事見ゆ、是も邪神をあへ拂ん爲なるべし、産屋打撒の事は、紫式部が日記に見ゆ、解佇打まきの事は、源氏橫笛の卷に見えたり、平人の神前に詣して米打散す事も、其處の神に奉る物にてはなし、其社に從ひ居る邪神にはましめん料也、誠に神に奉る心ならば、恭しく捧ぐべきに、古より投散す事は、所謂眷屬の邪神を、みあへ申ん爲なりと志るべし、然るに大かたの人、其社の神に奉る物と思ふは甚たがへり、

〇按ズルニ、祓ノ爲ニスル散米ノ事ハ、祓禊篇散米條ニ收メタリ、

〔新撰字鏡米〕糈相與相序二反上、祭神米志止支、

〔倭名類聚抄十三祭祀〕粢餅シトキ　陸詞切韻云、粢音咨、又疾脂反、漢語鈔云粢、之度支祭餅也、

〔箋注倭名類聚抄五祭祀〕按內膳司式有志登伎、新撰字鏡、糈志止支、新井氏曰、蓋白磨之義、谷川氏曰、筑後俗祭祀必有餈、謂之志止岐、伊勢俗云白餅、〇中略粢盛字古作齍、說文、齍、黍稷在器以祀者、周禮甸師注、齍盛所用、其爲物黍稷、非餅也、說文又有餈字、云稻餅也、釋名、餈漬也、烝燥屑使相潤漬餅之也、方言餌或謂之餈、周禮籩人職、羞籩之實糗餌粉餈、鄭司農注、合蒸曰餌、餅之曰餈、鄭玄注、齍謂乾餌餅之也、是餈卽餅餌之類、非供祭祀之物、按毛詩采蘋、周禮春人、釋文並云、齍本作粢、禮記內則、釋文云、餈本作粢、則知齍盛餈餌、並或作粢、故陸詞誤合二訓爲一義、漢語抄以粢餅訓之度岐者、襲是謬也、

〔童蒙頌韻眞〕祠シマツリノ墀チノニハニ資シトリ粢シトシトキナ

〔延喜式三十九內膳〕年料〇中略

宮廿口四合、納志登伎料〇下略

餅

〔宇治拾遺物語四〕昔もの丶けわづらひし所に、もの丶けわたし丶程に、もの丶けものにつきて言ふやう、おのれは祟のもの丶けにても侍らず、うかれてまかり通りつる狐なり、塚屋に子どもなど侍るが、物をほしがりつれば、かやうの所には、食物ちろぼふものぞかしとて、まうできつるなり、しとぎばしたべてまかりなんといへば、しとぎをせさせて、一をしきとらせたれば、少しくひて、あなうまやうまやといふ、この女のしとぎほしかりければ、そら物つきて、かくいふとにくみあへり、紙給はりてこれ包みてまかりて、たうめや子どもなどに、くはせんといひければ、紙を二枚引ちがへて包みたれば、大きやかなるを、腰にさしはさみたれば、胸にさしあがりてあり、かくて追給へ、まかりなんと験者にいへば、追へ〳〵と云へば、立ちあがりて仆れふしぬ、暫しばかり有て、やがて起き上りたるに、懐なる物更になし、失にけるこそふしぎなれ、

〔倭訓栞前編十一〕しとぎ　白磨の義なるべし、今も精米をしらげといひ、米を洗ふをとぐといふなり、筑後の俗、祭祀必す粳米粉の餅あり、是をしとぎといふ、伊勢の俗、白餅(シラ)といへり、

〔和漢三才圖會十九神祭〕粢餅

按粢卽粿也、粢餅今云粿團子之類、古者祭多用粢粿、今則以糯粢圓形似鏡、故俗謂御鏡是也、

〔新猿樂記〕第一本妻者、○中略五條道祖奉粢餅(シトギ)千葉手、

〔秦山集六〕米浸水細碎、以蒸包之、今云志止義、是神代之食也、故爲供物、經晃曰、以笹葉若木葉包蒸食之、是古代風也、故今亦蒸飯爲供物、俗之粽、西土製也、

〔延喜式七踐祚大嘗祭〕凡供神御雜物者、大膳職所備、○中略勾餅筥五合、末豆子筥五合、大豆餅筥十合、小豆餅筥十合、捻頭筥五合、粰梳筥五合、已上六種、別納六枚、

〔延喜式十六陰陽〕庭火并平野竈神祭坐内膳司

神座十二前各六前

赤白餅各卅六枚

右每月擇其吉日之中、擇其吉日祭、（若當御忌避之）其料物者、前祭申省、省移所司請受、

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事幷月記事

三月例

三日節、新草餅作奉氐、大神幷荒祭宮供奉、

〔神宮雜例集二〕年中行事

正月元日、二宮御節供事、（中略）○

外宮儀式、雞鳴參拜內院、（中略）○次館母獻鏡餅、節在酒、禰宜五位權禰宜凌晨御節供、一禰宜前行警蹕供奉、

三月三日二宮節供事

外宮草餅、相加朝御饌供之、一禰宜奉御蹕、在直會、內宮供桃花草餅種々菓子御贄、在直會、（權神主盛饌勤）

〔外宮子良館祭奠式上〕正月例

元日、（中略）○於當館御母良進鏡餅醴酒、於大物忌子良（著和）正（衣冠）副（狩衣）物忌父（敷白紙及弓弦葉於鉢、掛其上鏡餅五枚、田作二尾、根深）（大根一本加之、人別二具居之、雖二人、下部一人、各一具宛居之、）陪膳母良家人（著打掛）勸之、醴酒（用銚子）二獻、（炙田作、居足付木具而獻肴、）次戴鏡餅唱

神歌於口裏、（下略）○

〔外宮子良館祭奠式下〕九月八日　早旦物忌父等、參集于當館喫晨炊、（朝炊當番物忌父等沙汰之）當番副物忌、於忌火屋殿蒸餅、物忌父等（著折烏帽子帷香袴把笏）大於御臼殿舂餅、大物忌父一臈舂初之、菅餅二百枚餘造之、是兩大神及相殿神御饌料如式調之、插菊花而納宮櫃一合、又奉餅二枚、菅餅若干枚造之、是下行料也、

米粉一斗二升（以當館供用升量之）自御母良取之、

須古餅三十枚　同上（下行同上）

瓶子　一雙（實ニ清酒）　同上

右三種今日自御母良持參當館、

同日　及暮四所別宮内人等、納菅餅若干枚、奉餅一枚於明器、而置忌火屋殿、當番大物忌父、開彼明器、執四所之奉餅四枚、納當館、

〔鹿嶋年中行事三月〕三日大宮祭大宮司、月次ハ小別當、

是時御供ニ草餅加奉備、神前人々モ、三月節供草餅食スレバ、邪氣除キ無病ト云、本文事多略ス、

〔拾芥抄上本諸國不靜時方〕宮咩祭文

橘ノ忽ニ、餅ノ持テ來ニ、（○中略）嚴ク聞食シ、受納給テ、（○下略）

〔吾妻鏡十三〕建久四年五月十六日辛巳、富士野御狩之間、將軍家督若君（○源賴家）始令射鹿給、（○中略）屬晩於其所、被祭山神矢口等、江間殿（○北條義時）令獻餅給、此餅三色也、折敷一枚九置之、以黑色餅三置左方、以赤色三置中、以白色居右方、其長八寸、廣三寸、厚一寸也、以上三枚、折敷如此被調進之、（○中略）先景光（○工藤）依召參進、蹲居取白餅置中、取赤置右方、其後三色各一取重之、（黑上赤中白下）置于座左臥木之上、是供山神云云、

〔南浦文集下〕三月十一日、天氣新吹日本晴、聞宿直宗圓擔肩重作俳諧以寄之、

多歲昇山又幾回、祭儀大餅八千枚、神之受與人之潤、悉自榎那祈念來、（祭祀日吉、昇山人）

〔孝亮宿禰記〕元和三年正月五日辛未、苗鹿村香圓子明神御鏡餅持來、去年十一月十三日、苗鹿大明神令還座、日吉社家奉仕之云云、

〔幕府年中行事歌合百首題〕左　日光久能兩宮御鏡

初春の餅ひのかゞみけふ見れば神と君との影ぞならべる

判云、（○中略）日光久能兩宮御鏡と申すは、年のはじめ二所の御宮にそなへし、鏡もちひのおろしを、

二月朔日兩御所に奉るなり、白書院にして、日光の御札、同じく御錢、久能の御卷數、同じく御錢、高家の臺一つひとつ持出て御前にすゝむ、此時兩御所の少老出むかひて是をとり、御側の人に渡し、御帳臺にをさむ、此日もよべより、さうじ清まはりあり、

〔雲州式社集說〕磐坂　日吉村神納山ハ、劒山ヲ去ル事五町計、伊弉冉命神魂鎭リマス地、今大庭村ニ移祀、今ニ神魂社ト云、杵築兩國造、大庭社ニ於テ、新嘗ノ神事十一月中卯日ニ執行、其供黑米餅五斗供ス、黑米飯モ供ス、〇中略内陣式了テ、餅前ニ前國造跪、箸ヲ取テ祝詞拍手、了テ調屋ニ移リ饗アリ、

〔神道名目類聚抄〕三祭器 餢飳ブト　糫餅マガリ　米ノ粉ニテ認、御菓、クダモノナド、同ク、御膳ニ附ル、

〔集古圖〕餢飳 春日祠諸神樂所用　糫餅 下鴨祠神膳所用　梅枝 春日祠神供所用　賀茂社造菓子鼓形 以米粉造之非油物　鈎 同上　松尾社神供油煮一種　餢飳 祇園祠神供所用〇圖略

〔嚴島圖會〕五正月元日巳刻御供

兩宮へ伏兎糫餅を奉る、社司內待出仕、是國家安全の御祈念なりとて、公御供と云ふ、〇中略按に伏兎は和名抄に、餢飳音部斗、亦作䬪䬴、和名布止、俗云、伏兎油煎餅名也とあり、また糫餅は同抄に、文選云、膏粔籹、楊氏漢語抄云、糫餅形如藤葛者也、和名萬加利云々と見ゆ、また本草綱目に、環餅以糯粉和麪、麻油煎成、以餽食之、或以糯粉和麪、入少鹽、牽紐捻成環釧之形、油煎食之、故名環餅とあり、土佐日記附注に、まがりは餅なり、關東に餅をまがりといふ、山崎よりはら貝のなりなる餅を油あげにして京都へいだすなりと見えたり、

〔大江俊在記〕享保四年二月廿一日、甲子也、大黑江七色菓子、アラヒヨネ、ナラチヤ食供スル也、

〔用捨箱〕中七色賣

昔は庚申を信ずる者ことに多かりし故にや庚申の日には七色菓子を賣來れり、當時の人是を

菓實

七色賣といへり、庚申秘祿にも見えたる如く、七種の供物をたてまつりて祭る法なるにより、それを表したる物なりとぞ、世說愚案問答寬保二年刻に曰、昔は庚申の七色、甲子の七色とて、鳥目一錢にて七色の供物を賣たり、其調へやうは干菓子、砂糖、大豆、せんべい樣の物を調ふ、さて供物の拵へやうは、或は高麗せんべいなれば（図）此くらゐに形をこしらへ、小き箱又は文匣などに仕切をして供物を入れたり、（中略）以上愚案問答〇中略　前に記しゝ如く、七色菓子は庚申の供物なるが、はや元祿前より大黑にも備へ、今の童は天滿宮に供する物とのみ思ふもをかし、〇中略　さて七色菓子といふ事、さまで古くは見えず、

寄紫集　万治三年刻、常辰撰、

七種の庚申にあたりたる心なり　七種や七味の菓子にかのえ申　重以

洛陽集　延寶八年刻

七色菓子をいふなるべし

庚申夜　一說に七色賣や呼子鳥　自悅〇中略

又風流夢の浮橋に、京新在家の事をいふ條に、ふりみふらすみさだめなき神無月七日、庚申の日七色菓子の賣聲もかしましくなどいふ事あり、此草紙年號を欠く、元祿の末なるべし、又天王寺の庚申にても、緣日に彼七色菓子を賣し事あり、是も價一文なり、〇下略

〔延喜式一四時祭〕鴨雷神祭一座

菓直錢多少臨時、（中略）已上祭料

〔延喜式七踐祚大嘗祭〕凡供神御雜物者、大膳職所備多加須伎八十枚、〇中略　橘子筥十合、別納二十斤、搗栗子筥五合、別納二一升、扁栗子筥五合、別不二開計一、干柿筥二合、別納二十連、梨子筥五合、別納二一斗、煠栗子筥六合、別納二一斗、削栗子二合、別納二二斗、熟柿筥三合、別納二一斗、柚筥二合、別納二三顆、

菜蔬

〔禁秘御抄上〕一賢所

凡禁中作法、先神事、後他事、旦暮敬神之叡慮、無懈怠、〇中略萬物隨出來、必先置臺盤所棚、召女官被奉、〇中略自僧尼及憚人許所進之物、不奉之、源雖出僧尼家、男女進物奉之、所謂關白所進菓子、多興福寺別當所送也、然而不憚之、

〔兵範記〕保元三年八月廿日丁未、今日殿下〇藤原基實被獻內供御菓子、廿合、例紙立、檜折櫃、南京僧正御房、依兼日催、今調進給、御隨身府生師武爲御使、政所舍人廿人召具之、於門外取出之、人別捧持一合、可進自殿上口由被仰含了、保安二年、當時大殿〇藤原忠實關白初度、以吉日被供之、依被例、今日被調進也、

〔和漢三才圖會六十八信濃〕戸隱明神　在戸隱〇中略

九頭龍權現　傳曰、神形九頭、而在岩窟內、以梨爲神供、每夜丑刻、未春米三升備之、

〔延喜式八祝詞〕祈年祭

御年皇神等能前爾白久、皇神等能依左志奉牟奧津御年乎、〇中略八束穗能伊加志穗爾皇神等能依左志奉者、〇中略大野原爾生物者甘菜辛菜、〇中略奧津藻菜邊津藻菜爾至萬氐、〇中略稱辭竟奉牟、

春日祭

天皇我大命爾坐世、〇中略春日能三笠山能、下津石根爾宮柱廣知立、高天原爾千木高知氐、天乃御蔭日乃御蔭止定奉氐、〇中略四方國能獻禮留御調能荷前取並氐、靑海原乃物者、〇中略奧藻菜邊藻菜、山野物者甘菜辛菜爾至麻氐、〇中略雜物乎如横山積置氐、〇中略皇大御神等乎稱辭竟奉登久白、

龍田風神祭

龍田爾稱辭竟奉、皇神乃前爾白久、〇中略奉流宇豆乃幣帛者、〇中略大野原生物者甘菜辛菜、〇中略奧都藻菜邊都藻菜爾至萬氐、如横山打積置氐、〇中略今日能朝日能豐逆登爾稱辭竟奉流、

〔祝詞考上〕甘は菁菜蕎の類、辛は蘿蔔野韭の類、いとくさ〴〵なり、且韮の類は、古へは皇神に奉

りつ、〇中略海にては彼方を於鼇(オキ)といふ、即於久(オク)といふに同じ、藻をば毛波(モハ)といへり、毛とのみいふは略なり、〇中略陸の方を方(ヘ)といふ、即方の字の意なり、邊の字の音にあらず、

〔倭名類聚抄 十七 菜蔬〕藻　毛詩注云、藻、(音早、和名毛、一云毛波、)水菜也、文選云、海苔之類、(海苔即海藻也)

〔延喜式 一 四時祭〕祈年祭神三千一百卅二座
其幣案上神三百四座〇中略社一百九十八所
座別〇中略海藻滑海藻雜海菜各六兩、〇中略
鳴雷神祭一座　海藻二斤、雜海菜二斤、(已上祭料)
春日神四座祭　祭神料　海藻各六斤

〔延喜式 四 伊勢大神宮〕九月神嘗祭　海藻根廿斤(已上度會郡封戸調寄前)

〔延喜式 七 踐祚大嘗祭〕凡供神御雜物者、〇中略昆布筥四合、(別納二十五斤、)海松筥六合、(別入六斤、)宗菜筥四合、(別一籠、不開)
海藻筥六合、(別納六斤)

〔江家次第 十五 踐祚〕大嘗會
卯日、〇中略亥一刻供御膳、〇中略
安曇宿禰一人、執海藻汁漬、〇下略

〔皇大神宮年中行事 六月〕十五日〇中略鹽干ヲ相待、禰宜等於字神崎、種々御饌物ヲ取、鳴瀬海松等也、

〔明德記 下〕大夫入道、(山名義理)大神宮ヘ參詣シテ、社中ヲ拜見シ給、〇中略抑當宮ノ祭禮ハ、四季ノ奉幣ノ使トシテ、都ヨリ勅使下向シテ神事ヲ勤メ、其外月次日次ノ神事トテ、退轉無物也、其ニ二見ノ浦ノ所司等、皆和布ヲ取テ、神前ニ備、去年ノ十二月十五日、又此御祭禮也、例ニ任テ所司等、アサリノ浦ヲ伺テ見テ、鹽ノ絶間ヲ待居タルニ、鹽高クタヽヘテ、磯菜ヲ取ベキ便モ無シ、〇中略希代ノ珍事哉トテ、禰宜神人所司以下ニ至マデ、神殿ニ參籠シテ、神慮ノ及バザル事ヲ恐レツヽ、眉ヲシハメ

テ、袖ヲツラヌ、

〔倭訓栞前編三十二〕めかり　布苅の神社は豊前にあり、門司關早鞆明神是也、毎年十二月晦の夜、海中に入て和布を苅て、元朝神前に供る祭あり、

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事幷月記事

正月例

七日、新菜御羮作奉、大神宮幷荒祭宮供奉、

〔皇大神宮年中行事正月〕一七日御節供新菜御饌事〈○中略〉

御饌若菜自服備進、號若菜御饗、又自佐八御牧進、若不勤之時、物忌父等奉摘供進例也、

〔詠大神宮二所神祇百首和歌〕若菜

今日ハトテ七葉ノ神ニ備祭ル若菜ハ誰カツミ始ケム

〔執政所抄上正月〕上午日宮咩奠事

供物六前　在高坏〈○中略〉菜六坏　合盛大根、蕪、菁、芹、薺、紫菜、芥子、

件六種合盛、坏別上置橘、〈○下略〉

〔神宮雜例集二〕年中行事

正月元日、宮司政始事、

往古撰吉日、近代用當日成吉書、〈二宮番立事、御神田堰溝事、種薑御贄事、在政印、〉

三月三日、種薑御贄事、

遠江國濱名神戸所課也、宮司正月一日遣符、今日於離宮院奉送二宮、分配方々目代兄部散行也、

四月十四日、內宮供種薑於櫻御宮前事、〈申詔刀、〉

〔皇大神宮年中行事四月〕十四日風日祈宮祭禮

遠江神戸種薑詔刀（件種薑、並日酒殿進納、今日件出納、從二四御門神袋、風日祈詔刀畢後、八重榊上進也、）御中、今年ノ卯月ノ十四日ノ今時以、掛畏キ天照坐ス皇大神ノ廣前ニ恐ミ恐ミモ申ク、宮司ノ常モ催奉ル、遠江神戸種薑ノ御贄ヲ奉狀ヲ、平ク安ク聞食テ、朝廷寶御位無動、○中略恤幸給ト恐ミ恐ミモ申、○中略抑遠江神戸所進種薑、今日供進用殘、禰宜中分配而、禰宜各以其內子良宿館南垣內所奉殖也、爲物忌父等之役奉殖、然後九月御祭之時、御饌所供進也、

五月

一五日御節供、○中略御饌、粽、山芋、蒜、名吉、菓子等也、供進次第如元日、

○按ズルニ、吾妻鏡正治元年五月十六日丁未ノ條ニ、今日以參河國薑御厨、幷橋良御厨地頭職、令去進大神宮給ト見エタルモ、種薑ヲ貢進スル神戸ナルベシ、

〔東都歳事記三秋〕九月十六日　飯倉神明宮祭禮（世に芝神明さいといふ）十一日より廿一日迄參詣群集す、○中略今日祭禮の當日にして、奉幣御祓神樂あり、境內にて土生姜を售ふ事夥し、故に世俗しやうが祭といふ、○中略御鎭座の時、生姜魚鮮等を供御に備へ、又醴酒を作り、その品々を千器に盛て奉りしゆゑに、今猶其例によつて、この品々を商ふと云り、○中略生姜の事、江府神略記に云、姜は穢惡を去て神明に通ずと本朝醫方傳に見えたれば故なきにあらず云々、此しやうがを商ふもの、片目しひたる者を撰んで商はするなり、俗に目くされ市ともいふ、

〔拾芥抄上本世間不靜時方〕宮咩祭文

進物波、○中略薺（ニヘナ）ノ庭佐良須、嚴ク聞食シ受納給テ、○下略

〔古史傳二十三〕今の社地（○信濃國諏訪神社）より一里餘ばかり放れて、御在世の宮地と稱ふ處もあり、矢崎村といふ處あり、御坐石とて八疊敷ばかりの美しき平石あり、其上に宮あり、四月に獨活祭とて、獨活を酒粕にて和て神にも供へ、參詣る諸人にも與ふ、そを和るに鍬の柄にて物する古實なり、

俗には鹿の角落し祭とも云、そは鹿は獨活を食へば、角の落ると云傳ふるを、其頃にある祭なればなり、

〔神宮雜例集〕二年中行事

五月五日二宮節供事

外宮先節供、〈其儀大略如元日〉次供朝御饌、

內宮供菖蒲、笋、枇杷、粽、種々御贄、〈儀式同元日〉

〔幕府年中行事歌合百首題〕十六番　左　供新蔬

君ぞ見む名におふ布子の根たかうな其畑ものといやつぎ〳〵に

判云、供新蔬の御事、からやまとのむかしよりかけてかはらず、如在の御誠よりかゝるたぐひまでも、限なきなるべし、〈○中略〉

供新蔬と申は、彌生の頃、駿府よりはじめてとりて參らせしたかうなを、御宮及び代々の御靈屋に備へさせ給ふなり、老中の奉書をそへて、御宮御靈屋の別當にわたさる、茄子瓜等をすゝめらるゝも又同じ、

〔釋日本紀〕〈八述義〉鰭廣鰭狹〈ハタノヒロモノハタノサモノ〉

私記曰、問此何物哉、答、大小之魚類也、大問云、此何物哉、先師申云、大魚小魚也、鰭魚背上鬣也、神祇式祝詞、鰭廣鰭狹、供神物內、大小魚腊之類載之、

〔延喜式〕〈八祝詞〉祈年祭

御年皇神等能前爾白久、皇神等能依左志奉牟奧津御年乎、〈○中略〉八束穗能伊加志穗爾皇神等能依左志奉者、〈○中略〉靑海原住物者、鰭能廣物鰭能狹物、〈○中略〉御年皇神能前爾白馬白猪白鷄種種色物乎備奉氏、皇御孫命能宇豆能幣帛乎稱辭竟奉久登宣、

廣瀨大忌祭

廣瀨能川合爾稱辭竟奉流、○中略奉流宇豆乃幣帛者、○中略山爾住物者、毛能和支物毛能荒支物、○中略青海原爾住物者、鰭能廣支物、鰭能狹支物、奥津藻菜邊津藻菜爾至万氐、置足氐奉久皇神前爾白賜登部宣、

〔祝詞考上〕鰭能廣物鰭能狹物、鰭はひれといふ、廣狹は大小の魚なり、○中略毛能和支物鳥也、毛能荒支物、獸也

〔古事記傳十六〕鰭廣物鰭狹物は、波多能比呂母能、波多能佐母能と訓べし、然るに廣瀨大忌祭祝詞に、毛能和支物、毛能荒支物、鰭能廣支物、鰭能狹支物とあるを據として、師(加茂眞淵)は各此の如く、支てふ辭を添て訓れしかども、然云ては、よろしからず、必ひろものさものと云べき言の樣なり、故此言もろもろの祝詞に多かる、何れも支の字あるはなし、右の廣瀨祭なる一にのみあるは、必得ぬことなり、魚の大きなる、小きを云る、古の雅言なり、○中略萬葉廿二丁十に、鵜河立、取左牟安由能、之我波多波、吾等爾可伎无氣、念之念婆、三の句之鰭者なり、之我はそれがと云むがごとし、これらも魚には、鰭を主として、かく云り、○中略童蒙抄に、海原の底までもすめる月影に數へつべしや鰭のせば物、古歌なり、鰭のせば物とは、小き魚なりとあり、狹は狹婆の切りたるなれば、せば物も同じ、

〔古事記傳十七〕毛麁物、毛柔物は、氣能阿邏母能、氣能爾古母能と訓べし、廣瀨大忌祭辭に和支物、荒支物とあるに依て支を添て讀ては、中々にわろきこと、上に云るが如し、諸獸を云る古の雅言なり、氣母能、又氣陀母能も、毛を以て云る名にて同じ、和名抄に獸を介毛乃、畜を介太毛乃と分たるは、いかなる由にか、介太毛乃も、毛津物こそ聞えたれ、

〔皇大神宮儀式帳〕一供奉朝大御饌夕大御饌行事事

齋敬供奉十六日夕大御饌、十七日朝大御饌、爾幷御筥作內人造奉、御贄机爾、忌鍛冶內人造奉御贄小刀乎立氐、志摩國神戶百姓供進鮮鮑螺等御贄乎、御机上爾備置氐、禰宜內人物忌等御贄御前追氐、持立氐開封御橫氐參度氐、止由氣大神乃御前跪侍氐、則御河爾淸奉氐、御膳料理畢、則如是持氐、御贄前追氐、天照皇大神乃大御饌供奉、

〔大神宮儀式解六〕古代は此儀式にしるすごとく、生鮑を奉りしなるべし、中世より乾て奉る、それを玉貫鮑といふ、其形鮑を横に切て乾し、藁もて其端を貫き、十箇を一連とす、そのさま玉を

貫しに似たればなるべし、是は國崎より上れり、螺は種種にて榮螺、石炎螺、大辛螺、小辛螺、細螺あれど、こゝにいふは榮螺にて、今も國崎より乾たる榮螺を奉れり、

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮造奉時行事幷用物事

取吉日、山口神祭用物幷行事

堅魚二斤、鮑二斤、雜魚一斗、〇中略鷄二羽、雄一雌一、鷄卵十丸、

已上物以神税大神宮司所宛奉、

次取吉日、爲正殿心柱造奉、率宇治大内人一人、諸内人等戸人等、入杣木本祭用物注左、

雜腊一斗、堅魚二斗、鮑二斗、〇中略雞二羽、雄一羽雌一羽、卵子十丸、

已上物以神税大神宮司所宛奉、

次取吉日、宮地鎭謝之用物幷行事注左、

雜魚二斗五升、堅魚三斤、鮑三斤、〇中略雞二羽、雄一羽雌一羽、雞卵二十丸、

已上以神税大神宮司所宛奉、

一管神宮肆院行事

鎭祭荒祭月讀瀧原伊雜四宮地用物幷行事注左、

腊魚二斗、地別五升、〇中略堅魚四斤、如上、鮑四斤、如上、〇中略雞八羽、地別二羽、雞卵卅丸、如上、

已上以神税大神宮司所宛奉、

一供奉朝大御饌夕大御饌料地祭物本記事

朝夕御饌供奉、年魚取淵梁作瀬一處、〇中略在伊賀郡、〇伊賀國

一年中行事幷月記事

九月例

供奉大神宮處處神戸荷前物

脂魚卅斤、熬海鼠十五斤、〇中略堅魚廿斤、〇中略鮑八十斤、

〔止由氣宮儀式帳〕一三節祭等幷年中行事月記事

十月例

以朔日、〇中略伊勢國奉進、中男作物荷前物、雜魚脂供奉、

〔儀式〕三踐祚大嘗祭儀

神祇官差卜部三人申官、差遣紀伊淡路阿波等國監作由加物、各到國先大祓、〇中略紀伊國薄鰒四連、生鰒生螺各六籠、都志毛古毛各六籠、螺貝燒鹽十顆、幷令賀多潜女十人量程採備、〇中略阿波國鹿布一端、木綿六斤、年魚十五缶、〔中略〕已上忌部所作鰒卅五編、鰒鮨十五坩、細螺棘甲贏石華等幷廿坩、已上那賀潜女十人所作〇中略並令忌部及潜女等量程造備、

〔儀式〕四踐祚大嘗祭儀

太政官符諸國司

紀伊國

海部郡薄鰒二連　生鮑三籠　生螺三籠　都志毛三籠　古毛三籠　螺貝燒鹽五壺

右六種國所造備、〇中略

阿波國

那賀郡薄鮑廿二連半　鮑鮓七壺半　細螺棘甲贏石花相作十壺〇中略

右十二種國所造備〇中略

以前得神祇官解偁、供奉大嘗會、其所由加物、依例所請如件者、國宜承知、依數造備進上、

〔延喜式〕一四時祭祈年祭神三千一百卅二座〇中略

奠幣案上神三百四座(略○中)社一百九十八所　座別(略○中)鰒堅魚各五兩、腊二升、
鳴雷神祭一座　鰒堅魚雜腊各二斤、鮭五隻、雜鮨二斗、
春日神四座祭　祭神料　鰒堅魚烏賊平魚海藻各六斤、腊十二斤、鮨三斗、
大宮賣神四座　鰒堅魚各廿斤、腊卌八斤、鮨二斗五升、鮭八隻、
大忌祭一座　鰒堅魚烏賊各八斤、鮭八隻、腊八斗、比佐魚一斗五升、
〔延喜式(七踐祚大嘗祭)〕凡供神御雜物者、大膳職所備、(略○中)盛東鰒筥五合、(別納二十斤)隱岐鰒筥十六合、(別納二十二斤)煞海鼠筥十六合、(別納二十二斤)烏賊筥十二合、(別納二六斤)佐渡鰒筥四合、(別納二十斤)煮堅魚筥十五合、(別一籠不開)堅魚筥廿四合、(別納二十二斤)腊筥五十五合、(別一籠不開)與理刀魚筥十一合、(別納二一斗五升)鮭筥二合、(別納二十隻)
〔江家次第(十五踐祚)〕大嘗會
卯日(略○中)御悠紀殿、(略○中)八姫并高橋氏等捧神食薦、(略○中)次御肴鮮干合八種、置御飯左、
〔卯日神膳次第〕大嘗會神膳事
次八女の中
一人神のすごもをとる(略○中)
一人なまもの丶はこをとる(くぼて一にいる、小がはらけ四あり、)　一はあまえはのたひ　一はすしあはび　一はさこのすし　一はひしほふな
一人からもの丶はこをとる(くぼて一にいる、小がはらけ四あり、)　一はむしあはび　一はひだひ　一はかつを　一はほしあぢ
〔執政所抄(上正月)〕上午日宮咩奠事
供物六前　在高坏(略○中)　魚六坏　合盛　生鯛　鯵　鯖　蛸　鯯　堅魚
件六種合盛、坏別上置鰒、

〔執政所抄下十二月〕宮咩奠祭文
皇が朝廷仁令奉仕奉事は、御飯の於茂良かに、餅乃持弘女給比、清酒の凉に、堅魚の堅真加仁恵慈給比、鯛乃平久、鱸魚乃好仁好美、鯔の吉名を授給比、鯖乃加支寄て、堅魚乃加知仁加知、鮑乃加太與利仁、螺乃加木登利給比、鯖乃濁釜々仁、高栗の高位を授給比、大根乃大奈留幸を授給比、和布の仁支良加仁、薺乃奈津奈津志支、土器乃加和羅加仁、高坏乃彌高々留、橘乃立栄給比、宮進女仁進給比、宮悉き仁悉き給比、常磐堅磐仁、伊や高仁伊や廣仁、夜乃守日乃守仁守令幸女給倍と申、

〔皇大神宮年中行事正月〕十五日御竈木奉納神事、略〇中抑神部等御竈木勤仕時、為先例各毛鳥一羽、又五升納許、鳥瓶酒一瓶持参、

〔皇大神宮年中行事六月〕十五日戌刻輿玉神態、并御占神事勤行次第、略〇中當時禰宜拾人、米一裹、干魚一隻、小土器居進之、略〇中次御占神事、略〇中其祭物不幾、酒一瓶子、魚一隻、散供米少、雜紙也、
十六日、正傾御贄地二神主以下、各一町二段宛也、略〇中件御贄者、段別目下一尺五寸ノ干鯛也、略〇中贄海瀧原伊雑宮祭禮、自長官代官被進例也、參勤料同被納、三祭如斯、篠嶋御贄干鯛四十二隻、

〔皇大神宮年中行事十二月〕同夜〇十八日私御饌供進事
懸魚二、海老五十、貝、イナノ魚五十

〔二宮年中行事正月〕元日二宮御節供事
鶏鳴行之、供白散年魚鮓、

〔鹿嶋宮年中行事〕卯月霜月二度之祭事、是胥守ト云、略〇中卯月ハ鯛魚十二本、霜月ハ鯨十二本、

〔釋日本紀述義八〕口女魚
大問云、鯛者如神膳備之歟如何、先師申云、新嘗會神今食神膳内、干鯛備之、

〔秦山集六〕神前供鯛曰畳鯛、如常川魚、鯉鮒魚腹向神前、右頭左尾、祭畢調煮拝食之、

〔南行雜錄 二〕春日社供菜備進市莊神人等中、堺浦魚貝賣買輩事、依ㇾ有ㇾ吉野通達之疑、近日被ㇾ停止之間、神供令ㇾ闕如云々、所詮無ㇾ相違者、可ㇾ被ㇾ免ㇾ供菜賣買、莊文書子細者、可ㇾ被ㇾ注申之狀依ㇾ仰執達如件、

建武四年〇延元二年六月十一日　武藏權守〇師直判

細川兵部少輔殿

右藏在南都大宮神主從三位大中臣經就家、

〔詠大神宮二所神祇百首和歌〕五月雨

忍海人ノ年魚ヲ取タル當時モ阿部ノ河原ニ雨ハ降ケリ

忍穗海人命龍神坐ス、年魚ヲ取テ御神前備進ノ例ヲ以テ、今モ豐受宮ノ宮人御綱ヲ捧持シテ前ヲ追ヒ、彼川ニ出テ年魚ヲ取義アリ、神態坐ス、龍神ノ態ニヤ、當時ハ毎々雨降ケルト古記ニ侍ル、五月三日也、年中備進ノ年魚ヲバ、播守氏ノ仁取テ備ヘ奉ル、鮎ノ數凡定廿ト申人有、大川ノ邊ヲ古老傳ニ阿部川原トアリ、是神態五月也、

野

贄掛志、狩之使之道絶天、湯田野爾鴫之子雄屋養育天牟、

昔湯田野ニテ、鴫ノ子ヲ取テ贄ニ備ル事侍ルニヤ、彼勅使ヲ獵ノ使ト云、業平中將此勅使ニテ下向、貞觀年中ノ事也、兒手柏ニテ弓ヲ作リ、紅ノ糸弦ヲ掛、其杜ニテ鴫ノ子ヲ切覊テ、神前ニ備ヘケルト歟、

〔武藏一宮氷川神社略縁起〕常憲院樣〇德川綱吉御代、本地堂建立、御朱印高之內百石、供僧ヘ配當被ㇾ仰付候、年中大祭禮、月並神事凡八十餘度、魚鳥獻備、御神前向唯一之行法ニテ、吉田家之傳奏ニ御座候以上、〇中略

享和三亥年三月

〔古事談五神社佛寺〕勢多尼上、神祇伯顯重母常參詣賀茂社之人也、或時御料之剋限ニ參會シテ被見ケレバ、モロ〳〵ノ魚鳥ヲ供ヘケリ、

〔桒山集二〕鴨神前、每月供鯉與雉、自近江國上之、如不得則其日無獲云、

〔遠碧軒記神社一〕上賀茂元日神前に、元日の御供を御棚にかざりて色々の供物あり、近江の安曇川より鯉を上る、今に其通なり、又外に安曇と云もの又一人あゆを献す、これは其代に今はちかまをさゝぐ、延寶四年にもこの二色と又白鷺を献する法なるに、献するときありて無程なし、不思儀なる事也、

〔今昔物語十六〕筑前國人仕觀音生淨土語第三十五

今昔筑前國ニ一ノ男有ケリ、○中略其國ノ內ニ香椎ノ明神ト申ス在マス、其社ニ每年ニ祭有、此男其祭ノ年頭ニ差宛ヲレタリ、殺生不好ト云ヘドモ、神事有限テ、魚鳥ヲ儲ケンガ爲ニ、野山ニ出デ鳥ヲ伺、江海ニ臨テ魚ヲ捕ムト爲ニ、一大ナル池有、水鳥其員居タリ、弓ヲ以此鳥ヲ射ツ、即チ池ニ下テ鳥ヲ捕ント爲ニ、此男池ニ沈テ不見成ヌ、○下略

〔續古事談四〕下野國二荒山ノ頂ニ湖水アリ、廣サ千町バカリ、キヨクスメル事タグヒナシ、○中略二荒ノ權現、山ノ頂ニスミ給フ、○中略宇都宮ハ權現ノ別宮ナリ、カリ人鹿ノ頭ヲ供祭物ニストゾ、

〔一遍上人六條緣起〕正應元年十二月十六日、豫州三嶋の社へ參詣あり、○中略同二年正月廿四日の夜、三嶋宮の神官社僧等に夢想の告あり、○中略抑當社櫻會、幷に大頭とて二度の供祭あり、彼大頭には一向魚鳥の類をもて贄にそなへけるに、上人庭の躍りの最中に、御贄を精進の物にかへんと思ふ心俄にうかび給ひければ、すなはち宮人等に仰せふくめられけるに、是ゑかしながら神の御たくせんにこそとて、自今以後は精進の贄を供すべきよしおの〳〵定申けり、むかしもかかる例はべり、櫻會の頭には鹿の生贄をとゞめらるべき旨祈請申されたりけるに、立どころに

生贄

神殿動搖して、隨喜すと答へけるによりて生贄をばとゞめけり、先蹤といひ靈夢といひ、感應の趣あらたなる上はとて、參りあへる神官國中の頭人等、虫のをしへにまかせて向後違ふべからずと、制文をかき、連署して御寶殿にこめおきけるとかや、

〔古老口實傳〕一正員禰宜不食四足類者也、雖爲權任、宮中宿館齋日不可食宍之由格式文分明也、謂宍者知狐兎宍也、故祭日神以魚鳥祭習也云々、

〔木曾路記〕上の諏訪祭、三月酉の日なり、酉の日三つあれば中を用ゆ、二つあれば初を用ゆ、鹿の頭を七十五狙にのせ神前に備ふ、又別に鹿肉を料理して盛て備ふ、社人も其鹿の肉を食す、他人も社人よりゆるしを出せば鹿の肉をくらふ、鹿は村々の獵師、又立願などあるもの持來りて捧ぐ、下の諏訪の祭には鹿を備へず、下の諏訪の社人も鹿食のゆるしをば出す、

〔神代餘波上〕明和安永の頃は、猪鹿の類をくふ人稀なり、○中略上古には神神御みづから狩し給ひ、御代々々の天皇御みづから猪鹿をかり給ひし事、古事記書紀にあり、神祭に猪鹿を備へ奉りし事、延喜祝詞式にあり、論に及ばぬ事なるを、今神神の忌み給ふは、諸の神社に別當と云るもの出來る故なり、

〔倭訓栞中編四加〕かしは　西宮の神事に鹿の鹽漬を供す、其出す村を鹿鹽といふ、我邦もと獸を食せし事、神代より見えたり、今も春日諏訪阿蘇などに神供とす、

〔倭名類聚抄祭祀十三〕犧牲　禮記云、祭禮供犧牲、二音義生、論語注云、牲生曰餼、音氣、訓伊介邇倍、

〔箋注倭名類聚抄祭祀五〕所引禮記文、原書無載、按周禮牧人職云、凡祭祀共其犧牲、恐源君誤引之、昌平本祭禮作祭祀、與周禮合、似是、所引論語注八佾篇鄭玄注文、昌平本餼字不疊、刻版本同、說文犧宗廟之牲也、牲牛宍全也、按伊介邇倍、生贄之義、

〔類聚名義抄牛四〕犧許宜反イケニヘ　牲音生イケニヘ

〔日本書紀皇極二十四〕元年六月、是月大旱、　七月戊寅、群臣相謂之曰、隨村々祝部所教、或殺牛馬祭諸社神、或頻移市、或禱河伯、既無所効、〇下略

〔日本靈異記中〕依漢神祟殺牛而祭又修放生善以現得善惡報緣第五

攝津國東生郡撫凹村有一富家長公、姓名未詳也、聖武太上天皇之世、彼家長依漢神祟而禱之、祀限于七年、毎年殺祀之以一牛、合殺七頭、七年祭畢、〇又見今昔物語

　〇按ズルニ、牛馬ヲ殺シテ以テ諸神ヲ祀ルコトハ淫祀篇ニ詳ナリ、參看スベシ、

〔今昔物語十九〕參河守大江定基出家語第二

今昔圓融院天皇ノ御代ニ、參河守大江定基ト云フ人有リ、參議左大辨式部大輔濟光ト云ケル博士ノ子也、心ニ慈有テ身ノ才人ニ勝タリケル、藏人ノ巡ニ參河守ニ任、〇中略然間其國ニシテ國ノ者共、風祭ト云事ヲシテ、猪ヲ捕、生ケ乍ラ下シケルヲ見テ、彌ヨ道心ヲ發シテ、〇下略

〔今昔物語二十六〕美作國神依獵師謀止生贄語第七

今昔美作國ニ中參高野ト申ス神在マス、其神ノ體ハ中參ハ猿、高野ハ蛇ニテゾ在マシケル、毎年ニ一度、其祭ケルニ生贄ヲゾ備ケル、其生贄ニハ國人ノ娘ノ未ダ不嫁ヲゾ立ケル、此ハ昔ヨリ近ク成マデ不怠シテ久ク成ニケリ、而ル間其國ニ何人ナラネドモ、年十六七許ナル娘ノ形チ淸氣ナル持タル人有ケリ、父母此ヲ愛シテ身ニ替テ悲ク思ケルニ、此娘ノ彼生贄ニ被差ニケリ、此ハ今年ノ祭ノ日被差ヌレバ其日ヨリ一年ノ間ニ養ヒ肥シテゾ、次ノ年ノ祭ニハ立ケル、〇中略然ル間東ノ方ヨリ事ノ緣有テ、其國ニ來レル人有ケリ、此人犬山ト云事ヲシテ、數ノ犬ヲ飼テ、山ニ入テ猪鹿ヲ犬ニ令噉殺テ取事ヲ業トシケル人也、亦心モ極テ猛キ者ノ物恐ヂ不爲ニテゾ有ケル、其人其國ニ暫ク有ケル間、自然ニ此事ヲ聞テケリ、〇中略東ノ人此ヲ聞テ云ク、世ニ有人、命ニ增物无、亦人ノ財ニ爲物、子ニ增ル物无シ、〇中略其君我ニ得サセ給ヒテヨ、我其替ニ死侍ナム、其ハ己ニ

給フトモ苦シトナ思給ソト、祖此ヲ聞テ然テ其ハ何ニシ給ハムト爲ゾト問ヘバ、東ノ人只可爲樣ノ有也、此殿ニ有トテ人ニ不宜シテ、只精進ストテ注連ヲ引テ置給ベシト云ヘバ、祖ノ云ク、娘ダニ不死バ我ハ亡ムニ不苦ト云テ、此ノ東ノ人ニ忍テ娘ヲ合セ、東人此ヲ妻トシテ過ル程ニ、難去思ヒケレバ、年來飼付タリケル犬山ノ犬ヲ、二ツ撰リ勝リテ、汝ヨ我ニ代レト云ヒ聞セテ勲ニ飼ケルニ、山ヨリ竊ニ猿ヲ作生捕ヘ持來テ、人モ无所ニテ役ト犬ニ敎ヘテ噉セ習ハス、本ヨリ犬ト猿トハ中不吉者ヲ、然カ敎ヘテ習スレバ、猿ダニ見レバ敵懸テ噉殺ス、此樣ニ習ハシ立テ、我ハ刀ヲ微妙ク磨テ持タリ、○中略既ニ其日ニ成ヌレバ、宮司ヨリ始メテ多ノ人來テ此ヲ迎フ、新キ長櫃ヲ持來テ此ニ入ヨト云テ、長櫃ヲ寢屋ニ指入タレバ、男狩衣袴許ヲ著テ、刀ヲ身ニ引副テ長櫃ニ入ヌ、此犬二ヲバ左右ノ喬ニ入臥セツ、祖共女ヲ入タル樣ニ思ハセテ取出タレバ、鉾榊鈴鏡ヲ持ル者雲ノ如クシテ、前ヲ追喤テ行ヌ、○中略生贄御社ニ將參テ、祝申テ瑞籬ノ戸ヲ開テ、此長櫃結タル緒ヲ切テ指入テ去ヌ、瑞籬ノ戸ヲ閉テ、宮司等外ニ著並テ居タリ、男長櫃ヲ塵許劈開テ見レバ、長七八尺許ナル猿横座ニ有リ、齒ハ白シテ顏ト尻トハ赤シ、次々ノ左右ニ猿百許居並テ、面ヲ赤ク成テ眉ヲ上テ叫ビ喤シル、前ニ爼ニ大ナル刀置タリ、酢鹽酒鹽ナド皆居エタリ、人ノ鹿ナドヲ下シテ食ンズル樣也、暫許有テ横座ノ大猿立テ長櫃ヲ開ク、他ノ猿共皆立テ共ニ此ヲ開ル程ニ、男俄ニ出テ犬ニ噉ヲレ〳〵ト云ヘバ、二ツノ犬走リ出テ、大ナル猿ヲ噉テ打臥ツ、男ハ凍ノ如ナル刀ヲ拔テ、一ノ猿ヲ捕ヘテ爼ノ上ニ引臥テ、頭ニ刀ヲ差宛テ、汝ガ人ヲ殺シテ肉村ヲ食ヘバ此ク爲ル、シヤ頸切テ犬ニ飼テント云ヘバ、猿顏ヲ赤メテ目ヲシバ扣テ、齒ヲ白ク食出シテ、淚ヲ垂テ手ヲ摺ドモ、耳ニモ不聞入シテ、汝ガ多年來、多ノ人ノ子ヲ噉ルガ替ニ今日殺テン、只今ニコソ有メレ、神ナラバ我ヲ殺セト云テ、頭ニ刀ヲ宛タレバ、此二ノ犬多ノ猿ヲ噉殺シツ、適ニ生ヌルハ木ニ登リ、山ニ隱レテ多ノ猿ヲ呼ビ集メテ、山響ク許呼バヒ叫ビ合レドモ更ニ益无シ、而間一

人ノ宮司ニ神託テ宣ハク、我レ今日ヨリ後永ク此生贄ヲ不得、物ノ命ヲ不殺サ、亦此男我ヲ此掕シツトテ、其男ヲ錯犯ス事无カレ、亦生贄ノ女ヨリ始メテ、其父母類親ヲモ不可掕ズ、只我ヲ助ケヨト云ヘバ、宮司等皆社ノ内ニ入テ、男ニ御神此ク被仰、免シ被申ヨト、忝シト云ヘバ、男不免シテ我ハ命不惜、多ノ人ノ替ニ此ヲ殺シテム、然シテ共ニ无成ナント云テ不免ヲ、祝申シ極誓言立ツレバ、男吉吉今ヨリハ此ル態ナセソト云テ免率レバ、逃テ山ニ入ヌ、男ハ家ニ返テ其女ト永ク夫妻トシテ有ケリ、父母ハ聟ヲ喜ブ事无限、亦其家ニ露恐ルヽ事无リケリ、其モ前生ノ果ノ報ニコソハ有ケメ、其後其生贄立ル事无シテ、國平カ也ケリトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔今昔物語二十六〕飛驒國猿神止生贄語第八

今昔佛ノ道ヲ行ヒ行僧有ケリ、何クトモ无ク行ヒ行ケル程ニ、飛驒國マデ行ニケリ、而ル間山深ク入テ道ニ迷ニケレバ、可出ヅ方モ不思エケルニ、道ト思シクテ木ノ葉ノ散積タリケルウヘヲ分行ケルニ、道ノ末モ无テ大ナル瀧ノ簾ヲ懸タル樣ニ、高ク廣クテ落タル所ニ行著ヌ、返ラントスレ共道モ不覺、行ムトスレバ手ヲ立タル樣ナル巖ノ岸ノ一二百丈許ニテ、可掻登樣モ无レバ、只佛助ケ給ヘト念ジテ居タル程ニ、後ロニ人ノ足音シケレバ見返テ見ニ、物荷タル男ノ笠著タル歩テ來レバ、人來ルニコソ有ケレト喜ク思テ、道ノ行方問ハムト思フ程ニ、此男僧ヲ見テ極ク怪氣ニ思タリ、僧此ノ男ニ歩ビ向テ、何コヨリ何テ御スル人ゾ、此道ハ何コニ出タルゾト問ヘ共、答フル事モ无テ、此瀧ノ方ニ歩ミ向テ、瀧ノ中ニ踊リ入テ失ヌレバ、僧此ハ人ニハ非デ鬼ニコソ有ケレト思テ、彌ヨ怖シク成ヌ、我ハ今ハ何ニモ免レン事難シ、然レバ此鬼ニ不被食前ニ、彼ガ踊リ入タル樣ニ、此瀧ニ踊リ入テ身ヲ投テ死ナン、後ニハ鬼咋トモ非可苦カルト思得、歩ビ寄テ佛後生ヲ助ケ給ヘト念ジテ、彼ガ踊リ入ツル樣ニ、瀧ノ中ニ踊リ入タレバ、面ニ水ヲ灑グ樣ニテ瀧ヲ通ヌ、今ハ水ニ溺レテ死ヌラント思フニ、倘移シ心ノ有レバ、立返テ見レバ、瀧ハ只一重ニテ、早

ウ簾ヲ懸タル様ニテ有也ケリ、瀧ヨリ内ニ道ノ有ケルマヽニ行ケレバ、山ノ下ヲ通テ細キ道有其ヲ通リ畢ヌレバ、彼方ニ大キナル人郷有テ、人ノ家多ク見ユ、然レバ僧喜シト思テ歩ビ行程ニ、此有ツル物荷タリツル男、荷タル物ヲバ從テ走リ向テ來ル後ニ、長シキ男ノ淺黄上下著タル、不後ト走リ來テ僧ヲ引ヘツ、僧此ハ何ニト云ヘバ、此淺黄上下著タル男、只我許ヘ去來給ヘト云テ引將行ニ、此方彼方ヨリ人共數來テ、各我許ヘ去來給ヘト云テ引シロヘバ、僧此ハ何爲ル事ニカ有ント思フ程ニ、此ク狼ガハシクナ不レ爲ソトテ、郡殿ニ將參テ、其定メニ隨テコソ得メト云テ、集リ付テ將行バ、我ニモ非シテ行程ニ、大キナル家ノ有ニ將行ヌ、其家ヨリ年老タル翁ノ事々シ氣ナル出テ、此ハ何ナル事ゾト云ヘバ、此物荷ツル男ノ云、此ハ己ガ日本ノ國ヨリ將詣來テ、此人ニ給ヒタル也ト、此淺黄上下著タル者ヲ指テ云ヘバ、此年老タル翁、此モ彼モ可レ云ニ非ズ、彼主ノ可得ナヽリト云テ取セツレバ、異者共ハ去ヌ、然レバ僧淺黄ノ男ニ被レ得テ、其レガ將行方ニ行、僧此ハ皆鬼ナメリ、我ヲバ將行テ、噉ハンズルニコソト思フニ悲クテ涙落、日本ノ國ト云ツルハ、此ハ何ナル所ニテ、此ク遠氣ニハ云ナラント怪ビ思フ氣色ヲ、此淺黄ノ男見テ僧ニ云ク、不レ心得ナ思不レ給ソ、此ハ糸樂キ世界也、思フ事モ无テ豐ニテ有セ奉ム爲也ト云程ニ、家ニ行著ヌ、家ヲ見レバ有ツル家ヨリハ少シ小ケレドモ、可レ有カシク造テ、男女ノ眷屬多カリ、家ノ者共待喜テ走リ騷グ事无限、淺黄ノ男僧ヲ疾ク上リ給ヘトテ板敷ニ呼上レバ、負タル笈ト云物ヲ取テ傍ニ置テ、蓑笠藁沓ナド脱テ上ヌレバ、糸吉ク口タル所ニ居エキ、先物疾ク參ヨト云ヘバ、食物持來タルヲ見レバ、魚鳥ヲ艶ズ調ヘタリ、僧其ヲ見テ不レ食シテ居タレバ、此淺黄ノ男出來テ、何ト此ヲバ不レ食ゾト、僧幼クテ法師ニ罷リ成テ後未ダ此ル物ヲナム食ネバ、此ク見居テ侍ル也ト云ヘバ、淺黄ノ男現ニ其ハ然モ侍ルラン、然レドモ今ハ此御マシヌレバ、此物共不レ食テハ否不レ有、悲ク思ヒ侍ル娘ノ一人侍ルガ、未ダ孀(ヤモメ)ニテ年モ漸ク積リテ侍レバ、其ニ合セ奉ランズル也、今日ヨリハ其御髮ヲモ

生シ給テ御マセ、然リトテ今ハ外ヘ可御方モ有マジ、只申ニ随テ御セト云ケレバ、僧此ク云ンニ違テ心ヲ持成サバ被殺モコソ爲レ、怖ク思ルニ合セテ遁レ可行方モ无レバ、習ヒ无事ナレバ然申ス許也、今ハ只宜ハンニコソ随メト云ヘバ、家主喜テ我食ヲモ取出テ、二人指向テ食テケリ、僧、佛何ニ思食ラント思ケレドモ、魚鳥モ能食畢フ、其後夜ニ入テ年廿許ナル女ノ形有樣美麗ナルガ、能裝束キタルヲ家主押出シテ此奉ル、今日ヨリハ我思フニ不替、哀ニ可思也、只一人侍ル娘ナレバ、其志ノ程ヲ押量リ可給トテ返入タレバ、僧云甲斐无テ近付ヌ、此テ夫妻トシテ月日ヲ過スニ、樂キ事物ニ不似、衣ハ思ニ随テ著ス、食物ハ無物无ク食スレバ、有シニモ不似引替タル樣ニ太リタリ、髪モ髻ニ被取ル許ニ生ヌレバ引結上テ烏帽子シタル形チ糸清氣也、娘モ此夫ヲ極ク難去思タリ、〇中略妻泣泣云ク、此國ニハ糸ユヽシキ事ノ有也、此國ニ驗ジ給フ神ノ御スルガ、人ヲ生贄ニ食也、其御シ著タリシ時、我モ得ム〱ト愁ヘ喤シハ、此料ニセントテ云シ也、年ニ一人ノ人ヲ廻リ合ツヽ生贄ヲ出スニ、其生贄ヲ求不得時ニハ、悲シト思フ子ナレドモ其ヲ生贄ニ出ス也、其不御マシカバ、此身コソハ出テ神ニ被食マシト思ヘバ、只我替ヲ出ナント思フ也ト云テ泣バ、夫其ヲバ何ニ歎キ給フ、糸安キ事ナヽリ、而テ生贄ヲバ人造テ神ニハ備ルカト問ヘバ、妻然ニハ非ズ、生贄ヲバ裸ニ成テ、俎ノ上ニ直ク臥テ、瑞籬ノ内ニ掻入テ、人ハ皆去ヌレバ、神ノ造テ食トナン聞、痩弊キ生贄ヲ出シツレバ、神ノ怒テ作物モ不吉、人モ病、郷モ不靜トテ、此何度ト无物ヲ食セテ、食ヒ太ラセント爲也ト云ヘバ、夫月來勞ツル事共皆心得テ、然テ此生贄ヲ食ラン神ハ、何ナル體ニテ御スルゾト問バ、妻猿ノ形ニ御ストナム聞ト答フレバ、夫妻ニ語フ樣、我ニ金吉ラム刀ヲ求テ令得テンヤト、妻事ニモ非ズト云テ刀一ツヲ構テ取セテケリ、夫其刀ヲ得テ返々ス鋭テ隱シテ持タリケリ、過ヌル方ヨリハ、勇ミ寵テ物ヲモ吉ク食太リタリケレバ、家主モ喜ビ、此ヲ聞繼者モ、郷吉カルベキナメリト云テ喜ビケリ、此テ前七日ヲ彖テ、此家注連ヲ引ツ、此男ニモ精進

潔齋セサス、家家ニモ注連ヲ引慣ミ合タリ、此妻ハ今何日ゾト計ヘテ泣入タルヲ、夫云瞬ツヽ事ニモ不レ思ヲゾ妻少シ瞬ケル、此テ其日ニ成ヌレバ、此男ニ沐浴セサセ、裝束直クセサセテ、髮削ヲセテ、髻取セテ、鬢直ク搔疏ヒ傳立ル間ニ使何度トモ无ク來ツヽ、遲シ遲シト責レバ、男ハ舅ト共ニ馬ニ乘テ行ヌ、妻ハ物モ不レ云シテ引被テ泣臥タリ、男行著テ見レバ、山ノ中ニ大ナル寶倉有、瑞籬事事シク廣ク垣籠タリ、其前ニ饗膳多ク居エテ、人共員不レ知著並タリ、此男ハ中ニ座高クシテ、食ハス人共皆物食酒呑ナドシテ舞樂ビ畢テ後、此男ヲ呼立テ裸ニ成紙ヲ放セテ努努不レ動シテ物云ナト敎ヘテ含テ、俎ノ上ニ臥テ、俎ノ四ノ角ニ榊ヲ立、注連木綿ヲ懸ケ、集テ搔テ前ヲ追テ瑞籬ノ内ニ搔居エテ、瑞籬ノ戸ヲ引閉テ、人一人モ无返ヌ、此男ハ足ヲ指延タル胯ノ中ニ、此隱シテ持タル刀ヲ然氣无テ夾ミテ持タリケリ、而ル間一ノ寶倉ト云フ寶倉ノ戸、スヾロニキト鳴テ開ケバ、其ニゾ少シ頭ノ毛太リテ、ムクツケク思ケル、其後次々ノ寶倉ノ戸共次第ニ開渡シツ、其時ニ大キサ人許ノ猿、寶倉ノ喬ノ方ヨリ出來テ、一ノ寶倉ニ向テカヽメケバ、一ノ寶倉ノ簾ヲ搔開テ出ル者有、見レバ此モ同ジ猿ノ歯ハ銀ヲ貫タル樣ナル、今少シ大キニ器量キ歩出タリ、此モ早ウ猿也ケリト見テ心安ク成ヌ、此樣ニシツヽ寶倉ヨリ次第ニ猿出居テ著並テ後、彼初メ寶倉ノ喬ヨリ出來タリツル猿、一ノ寶倉ノ猿ニ向居タレバ、一ノ寶倉ノ猿カヽメキ云ニ隨テ、此猿生贄ノ方樣ニ步ビ寄來テ、置クル魚箸刀ヲ取テ、生贄ニ向テ切ント爲程ニ、此生贄ノ男胯ニ夾タル刀ヲ取マヽニ、俄ニ起走テ一ノ寶倉ノ猿ニ懸レバ、猿周テ仰樣ニ倒タルニ、男ヤガテ不レ起シテ、押懸リテ踏ヘテ、刀ヲバ未ダ不二指宛一テ、己ヤ神ト云ヘバ、猿手ヲ摺、異猿共此ヲ見テ一ツモ无逃去テ、木ニ走リ登テカヽメキ合タリ、其時ニ男傍ニ葛ノ有ケルヲ引斷テ、此猿ヲ縛テ柱ニ結付テ、刀ヲ腹ニ指宛テ云、ヤ己ハ猿ニコソハ有ケレ、神ト云虛名乘ヲシテ、年々人ヲ噉ハムハ極キ事ニハ非ズヤ、其二三ノ御子ト云ツル猿慥ニ召出セ、不レ然バ突殺テン、神ナラバヨモ刀モ立ジヤ、腹ニ突立テ試

ント云テ、壁許棲ル棲ニスルニ、猿叫テ手ヲ摺ニ、男然ラバ二三ノ御子ト云フ猿、疾召出セト云バ、其ニ隨テカヽメケバ、二三ノ御子ト云猿出來タリ、亦我ヲ切ラントシツル猿召セトイヘバ、亦カカメケバ其猿出來ヌ、其猿ヲ以テ葛ヲ折ニ遣テ、二三ノ御子ヲ縛テ結付ツ、亦其猿ヲモ縛テ、己我ヲ切ントシツレ共、此ク隨ハヾ命ヲバ不斷、今日ヨリ後、案内モ知ヌ人ノ爲ニ祟ヲ成シ、不吉事ヲモ至サバ、其時ニナン、シャ命ハ斷テント爲ト云テ、瑞籬ノ内ヨリ皆引出シテ木ノ本ニ結付ツ、〇中略此生贄ノ男、此猿四ヲ縛テ前ニ追立テ、裸ナル者ノ髻放タルガ、葛ヲ帶ニシテ刀ヲ指テ、杖ヲ突テ鄕ニ來テ、〇中略鄕ノ者皆呼集テ彼社ニ遣テ、殘タル屋共皆壞集メテ、火ヲ付テ燒失ヒツ、猿ヲバ四作祓負セテ追放ケリ、片塞キツヽ山深ク逃入テ、其後敢テ不見ケリ、此ノ生贄ノ男ハ、其後其鄕ノ長者トシテ、人ヲ皆進退シ仕ヒテ、彼妻ト棲テゾ有ケル、此方ニモ時々害ニ通ケレバ、語リ傳タル成ベシ、本ハ其ニハ馬牛モ狗モ无リケレドモ、猿ノ人棲スルガ爲トテ、狗ノ子ヤ、仕ハン料ニトテ、馬ノ子ナド將渡シテ有ケレバ、皆子共産ニゾ有ケル、飛驒國ノ傍ニ此ル所有トハ聞ケドモ、信濃國ノ人モ、美濃國ノ人モ、行事无カ也、其ノ人ハ此方ニ害ニ通フナレドモ、此方ノ人ハ行事无カ也、此ヲ思フニ彼僧ノ其所ニ迷ヒ行テ、生贄ヲモ止、我モ住ケル、皆前世ノ報ニコソハ有メトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔宇都宮大明神奇瑞記〕同〇後鳥羽御宇、文治五年征夷將軍家賴朝、爲藤原泰衡誅罰、又於當社有祈請、仍感應繁多、三箇日中凶徒誅戮畢、爲報賽以生虜樋爪五郎季衡被掛生贄、幷御劍以下神寶等奉納御殿、加之那須庄内五箇鄕肥前前司知行被充置生贄狩料所、其外以森田向田兩鄕、被定置日御供料所云云、

〔類聚符宣抄〕一太政官符太宰府

應補任坐筑前國宗像宮大宮司正六位上宗形朝臣氏能事

右得神祇官貞元三年八月五日解偁、彼宮司幷氏人等去天延二年二月五日解狀偁、〈○中略〉謹檢舊例、去天慶年中以往、不置件宮司、只以神主職爲雜雜執行之長、其時口慶度度祭、只臨山海爲先漁獵、而藤原純友凶亂和平之後、登坐正一位勳一等之階、爰源淸平朝臣爲彼時大貳之間、可言上公家奉授菩薩位之由託宣頻了、仍且注託宣旨言上解文、且爲使少貳藤原朝臣惟遠奉授菩薩位矣、自爾以來、長停獵山漁海之祠祀、修法施登覺之善根、年首歲末、並薰香花、或五日或三夜、喚僧侶唱法味、移彼田獵之料宛此功德之施、〈○中略〉

天元二年二月十四日

雜載

〔鳩嶺雜日記〕石淸水八幡宮不入式神名帳事

近都不供魚味社不附官帳者例也、所謂當宮祇園北野等是也、

〔富家語談〕仰云、〈○藤原忠實〉諸御奉幣時、其日上首神、魚ヲ召ニハ、奉幣人同魚ヲ食ス、精進神爲上首ニハ精進也、次次神ハ不及沙汰也、

〔古今著聞集〕〈一神祇〉大學寮廟供には、昔はゐのしゝ、かのしゝをもそなへけるを、ある人の夢に、尼父の宣はく、本國にてはすゝめしかども、この朝に來たりし後は、大神宮來臨、同禮穢食供すべからずとありけるによりて、後には供せずなりにけるとなん、

〔憲法類編〕〈十四祭典〉戊辰〈○明治元年〉五月三日御沙汰

石淸水　八幡大神

右大菩薩號被止候ニ付、魚味奉供候旨被仰出候事、

戊辰七月　日御布告

北野天滿宮神饌、一社之願、且神祇官ヨリ言上之通、可供魚味被仰出候事

〔丹後國風土記〕田造鄕

所以號田造者、往昔天上降臨之時、豐宇氣大神教、而天香語山命與天村雲命、天降于當國之伊去奈子嶽、天香語山命與天道姬命共祭大神、及欲新嘗井水忽變、而不能炊神饌、故云泥眞名井、於是天道知命、拔葦以占大神心、故名云葦占山也、爾天道姬命授以弓矢天香語山命、而詔汝可發三其矢、矢留之處、必清地矣、命諾而發其矢、則到于當國之矢原山、即時生根、枝葉青々、故其地名云矢原、(矢原訓屋布)則于其地建神籬、以遷祭大神、而始定墾田、當巽方三里計湧出靈泉、故天村雲命、灌其泉於泥眞名井之荒水以和、故其井名稱眞名井、亦傍生天吉葛、以其匏盛眞名井水進之、調度神饌長奉大神、故稱眞名井原匏宮也、於是春秋耕田施稻種、遍于四方、郎人民豐、故名其地云田造也、

〔續日本紀〕(三十二光仁)寶龜四年九月壬辰、丹波國天田郡奄我社有盜、喫供祭物、豫社中、去十許丈、更立社焉、

○

〔下學集〕(上神祇)直禮(ナフライ)

〔節用集〕(奈神祇)直禮(ナフライ)(胙也)

〔伊呂波字類抄〕(比飲食)膰(ヒホロギ)(祭食也、)神籬之(俗用)胙(已上同、大學式云、胙肉、ヒホロギ、)

〔神道名目類聚抄〕(六祭)直會(ナフライ)　神ニ奉リシ御供御酒ナドヲ戴キ嘗ル事ヲ云、

〔續日本紀〕(二十六稱德)天平神護元年十一月庚辰、詔曰、今勅久、今日方大新嘗乃、猶良比(能)豐明聞行日仁在、(○下略)

〔歷朝詔詞解〕(五)猶良比、猶は借字にて、直會にて、奈保理阿比の切れる也、直るとは、齋をゆるべて、平常に復る意也、(○中略)さて諸社の神事にいふ直會も神祭畢て後に行ふわざにて、同じ意也、

〔松の落葉〕(四)わが大神の御饌たく竈殿の直會といふ米の事

おのが(○備中國吉備津神社祠官藤井高尙)家、遠つ祖より鳴音たかく天の下にきこえたる、こゝの竈殿のことと

りおこなふそくをかねたり、さるからに此直會の米の事をもいぶかしがりて、とふ人のあるに、年老てそのをり〳〵いらへするものうければ、おもひとれるよしを、こゝにいはんとす、直會といふもじ、大神宮儀式帳の、年中行事正月朔日の所に、白散御酒供奉、次禰宜内人等、直會殿被給畢と見えたり、こは神にたてまつりたるみきをたまはりて、いたゞきのむところを、直會殿といふよしにきこゆ、江家次第五の卷、春日祭のくだりにも、直會殿といふあり、伊勢にかぎれることにはあらず、さてなはらひといふ詞は、師〇本居宣長の考になはりあひのつゞまりたるにて、神事はてゝみなつねになはりあふといふこゝろなるべし、といはれたるぞよろしき、延喜式四の卷に、凡三節祭、解齋直會之日云云とある、解齋の文字にても、げにさやうならんとおもはる、さてなはりあふ處にて、おろしのものたまはるからに、其物をやがて、なはらひなにといへりき、そのあかしは、これも儀式帳に、禰宜内人物忌、川原に出てはらへする處に、川原仁侍而、奈保良比酒、并菜從禰宜始皆悉給と見えたるにてしるべし、はらへは神をまつり、みきなぞたてまつりて、ものするゆゑに、はらへはてゝ、奈保良比酒たまふにぞ、此奈保良比料、稻六十束とあるをみれば、おろしのみならず、とりそへでもたまふにこそ、わが御社の直會殿にても、さやうになん、かく直會のことをときおきて、さて直會の米のゆゑよしをいひさとしてん、此吉備の國わたりのならひ、あるはやむ人ありて、願たつるをり、あるはかへりまをしの時なぞに、御饌たてまつらんとて、まうで來て、かねてその事かたらふ、わが神のみや人によりていへば、いざなひて廣前にまゐり、ことのよし申し、かへさに竈殿にいりて、もろともにをがむ、此處にかなへかゝれるかまふたつならびあり、西なるはみけたくかま、東なるはなるかまなり、あそめといふおうなふたりいでゝ、ひとりは東のかまにて、かれたる松葉たく、今ひとりは、そのかなへによりて、うへなることしきのうちにて、米ふりちらせばなりとゞろくおとす、ことはてゝ、そのちらせし米をかきよせ、ものにいれては

ふりのまへにもちくはふりそれを紙につゝみ、直會とて願主にえさす、さるは御饌たきてたてまつるには、何くれのさはふありて、時かはりゆくを、願主のまちかねてかへらんとするに、かのてしきのうちにちりたる米を、直會しろのこゝろにてえさす、ゆゑに昔よりそれをも奈保良比といひならひたるにて、初穗しろのものをはつはといふがごとし、

古事類苑

神祇部四十一

祭具

古事類苑

神祇部四十一

祭具

祭具トハ、祭祀ニ用ヰル器具ヲ云フナリ、而シテ其用一ナラズ、裝飾ノ用ニ供スルモノアリ、鋪設ノ用ニ供スルモノアリ、或ハ神饌ヲ盛リ、若クハ幣帛ヲ載スル等ノ用ニ供スルモノアリ、

裝飾ノ用ニ供スルモノニハ、榊アリ、注連アリ、鈴アリ、鰐口アリ、榊ハサカキト云フ、サカキトハ榮樹ノ義ニシテ、卽チ常磐木ノ總稱ナリ、然ルニ後世ニ至リテハ、別ニ一種ノ木ヲ定メテ以テ榊ト稱シ、專ラ之ヲ神事ニ用ヰテ、神御ノ物ヲ其枝ニ懸クルコトアリ、或ハ神人ノ執持スルコトモアリテ、必ズシモ裝飾ノ用ノミニハ限ラザルナリ、注連ハシメト云ヒ、シメナハト云ヒ、舊クハ又シリクメナハトモ云ヘリ、卽チ稻稈ヲ以テ製スル繩ナリ、此ハ汙穢ヲ界隔スルノ具ニシテ、多クハ之ヲ門戸ニ施シ、又社殿ノ四周等ニモ引キ繞ラセリ、天照大神ノ天岩屋ヨリ出御シ給ヒシ時、其新殿ニ端出繩ヲ引キ渡シヽヲ以テ起原トス、鈴ハスズト云フ、之ヲ神事ニ用ヰシハ、未ダ何レノ時ニ起リシヲ詳ニセズト雖モ、蓋シ其始ハ矛ヲ飾ルニ鐸ヲ以テセシガ如ク、一ノ裝飾物ニ過ギザリシナラン、然ルニ中世以降、多クハ之ヲ神前ニ懸ケヲ以テ神意ヲ慰メ奉ルノ具ト爲シ、神拜者ヲシテ之ヲ振リ搖カサシム、又神樂鈴ト稱シテ十二顆ヲ攢簇シ神樂ノ時ニハ、之ヲ以テ殆ド樂器ノ用ヲ爲サシムルニ至レリ、鰐口ハワ

ニグチト云フ、亦鈴ト同ジク神前ニ懸クル所ノモノナリ、但シ此ハ兩部ノ神社ニノミ用キシ所ニシテ、明治ノ初年神佛ノ混合ヲ禁ゼシト共ニ、今ハ全ク廢絶ニ歸セリ、

鋪設ノ用ニ供スル者ニハ、薦アリ、簀アリ、疊アリ、又茵、席ノ類アリ、或ハ神座ヲ設クルニ用キ、或ハ幣帛ヲ包ムニ用キ、或ハ案机等ノ上下ニ敷クニモ用キテ、其使用スル所極メテ廣シ、其製作ノ如キハ器用部ニ各〻其篇アレバ、此篇ニハ多ク省略ニ從ヘリ、

神饌ヲ盛リ、若クハ幣帛ヲ載スル等ノ用ニ供スルモノニハ、棚アリ、案アリ、机アリ、机ニハ大机、小机、高机、切机、板机、副机、中取机、八足机等ノ別アリ、八足机ハ左右ニ各〻四脚ヲ施シタル机ニシテ、後世多クハ神事ノ時ニノミ用キル、又筥アリ、籠アリ、桶、槽アリ、其他櫃、折敷、高坏、四方、三方、箸等ノ具アリ、又瓮、忌瓮、嚴瓮、平瓮、槲葉、葉椀、葉盤等ノ類アリ、棚ヨリ以下、箸ニ至ルマデノ事ハ、器用部ニ各〻其篇アレバ、就キテ看ルベシ、瓮ハミカト云フ、御器ノ義ニシテ、字或ハ瓫、甕（瓫ハ甕ト同字）等ニ作ル、忌瓮、嚴瓮、平瓮（瓫ハ盆ト同字）等ト共ニ、酒飯等ノ飲食ヲ盛ル土器ニシテ、忌瓮、嚴瓮ハ清潔ノ器ヲ云ヒ、平瓮ハ扁淺ノ器ヲ云フ、平瓮ヲ稱シテ一ニ天平瓮ト云フハ、美稱ヲ加ヘタルナリ、（天平瓮ノ事ハ、神宮大神宮篇ニ詳ナリ、）而シテ齋戸平忌穿居ノ語アルニ據リテ考フレバ、齋瓮ハ土中ニ置キテ以テ酒ヲ釀シヽナラン、貞觀延喜ノ式等ニ由加物ト云ヘルハ、蓋シ此等ノ器ヲ總稱セシモノナルベシ、槲葉ハ之ヲ綴合シテ神饌ヲ盛ルノ用ニ供スルモノニシテ、葉椀ハ其深キモノヲ云ヒ、葉盤ハ其淺キモノヲ云フナリ、

榊

〔新撰字鏡　木〕杜（皷同、徒古反、塞也、閇也、毛利、又佐加支、）　榊　梶　椗（三字佐加木）　龍眼木（佐加木）

〔倭名類聚抄　十三祭祀〕龍眼木　楊氏漢語抄、龍眼木（佐加岐）今按龍眼者其子名也、見本草、日本紀私記云、坂樹刺立爲祭神之木、今按本朝式用賢木二字、漢語抄用榊字、並未詳、

〔箋注倭名類聚抄　五祭祀〕按龍眼樹名、見證類本草木部中品、然其名蓋因子得名、又本草所説氣味亦

是龍眼子、故本草和名云、龍眼和名佐加岐乃美、源君注云、見本草書即是、則此注木字宜刪、疑傳寫者、偶涉正文誤衍、非源君之舊也、呉都賦注引薛瑩荊楊以南異物志云、龍眼如荔枝、而小圓如彈丸、味甘勝荔枝、後漢書和帝紀注引廣州記云、龍眼子似荔枝而圓、太平御覽引廣州志云、龍眼樹葉似荔枝、蔓延緣木生、子大如酸棗、色黑純甜無酸、蘇敬本草注云、龍眼樹似荔枝、葉若林檎、花白色、子如檳榔、有鱗甲、大如雀卵、味甘酸、又按古所謂佐賀岐、是常葉樹之總稱、非一木之名、古事記、日本紀、萬葉集等書所云者皆是、後世別有一種名佐加木之木、中古以來祭祀必用之、漢語抄本草和名所謂者即是、新撰字鏡亦龍眼訓佐加木、故源君引之、然龍眼皇國所無、近年淸舶載來、其子氣味與本草所云合、以龍眼爲佐賀岐、非是、貝原氏云、佐加岐山中多有、漢名未詳、錦小路賴理卿曰、中山傳信錄所載靑精是也、

〔類聚名義抄 三木〕龍眼木 サカキ、榊、賢木、坂木、並未詳、

〔伊呂波字類抄 左植物〕龍眼木 サカキ、今按本草等、龍眼者其子名也、　坂木　榊 漢語抄用之、本名未詳、　坂樹　賢木 已上同、本朝式用之、

〔字鏡集 五木〕榊 神同 サカキ 正

〔詠大神宮二所神祇百首和歌〕首夏 ○略 歌

五百箇眞坂樹(イホツノマサカキ)　美津加志(ミツカシ) 榊ノ名也

玉串(タマグシ) 榊ノ名也　御賀玉樹(ミカタマノキ) 榊ノ名也

〔萬葉集抄 三〕さかきといへるは、かの木ときはにして、枝葉しげゝれば、さかきと云、さかきとは、さかへたる木と云也、木はときはなれども、枝葉茂らぬもあり、又枝葉しげゝれども、いたくこまやかに、くだ〳〵しきも侍るべし、此木は中をとりて、よのつねなり、されば、わきてさかきとして、神祇をかざりたてまつる也、

〔冠辭考 九〕まさきつら ○中略

眞さきづらの事は、萬葉にいや常しきにとよみ、冬薯蕷とも書つれば、常に榮る葛なるはしるし、さてその常葉なる故に、眞榮葛と云を略きてまさきづらとはいふ也、かの眞さか木てふも眞榮樹の意なるを思ふべし、何となれば、古へ神事にも公事にも、言あげするには、常磐に堅磐になど讃稱る物多し、そのをりは、木をもかつらをも常葉なるをもてすめれば、そをはめたゝへて眞榮樹といひ眞榮葛とはいへる也、且神社によりて、松杉榲などをさか木といひて、一種ならぬをおもふに、かつらも常葉なるをば、すべて眞榮つらといふべし、○下略

〔冠辭考九眞吐〕祝詞に、とよさかのぼるを、豐榮登とも書しによりても、榮えを略きてさかといひしはしるし、幸をさきともさくともいふ類也、さてさか木を坂樹、まさきを眞拆と書しは、例の訓を專らとして借字せし物也、賢木と書は借字也、榊正木など書は、後世の事にていふにたらず、

古へ神事に用ゐし眞さか木、眞さきづら、ひかげなどは、殊に人げ遠き山に生たるを用ゐつと聞ゆれば、こゝに外山なるといふも、里遠き遠山ならん、さて萬葉神祭の歌に、奥山のさか木が枝に、しらがつく、木綿とり付てとよみ、紀に香山、志津山のさか木などいふも、皆深き山の木なるよし也、後世さか木といへるは、里邊の林に生る木にて、奥山には總てなし、ちいさき社などにて、奥山まで求んはわづらはしさに、是もさかえ木なればとて、かりに用ゐしが、ことひろくはなりつらん、又東にて今まさ木とて、植て籬などにする木あり、

〔萬葉考槻乃落葉三〕賢木

師○賀茂眞淵の考に云、賢木は、榮樹にて、もと一樹の名にはあらで、松杉榲などの常葉なる木を、神事公事に用ふるには、讃稱て眞榮樹といふなり、それが中にいにしへもはら坂樹とて用ひしは、榲なるべきよしいへり、冠辭考に見えたり是は倭建命の御歌に異能知能摩曾祁務比登波、略志遲迦之餓延

塢宇受珥左勢、雄略天皇の大御歌に、美母呂能、伊都加斯賀母登、加斯賀母登、由由斯伎加母など、よませ給へる大御言によりて、しかの給へりしなるべければ、さも有なんと、おもひをりつるに、一とせ越後國高田なる、日吉神社の社人猪俣茂吉が、ふることと學せんとて、おのがもとにありつるをり、この榊の事をいひつるに、茂吉がいへらく、今神宮に用ひ給へる榊といふ木は、越の國にはなき木也といへり、故己とひけるは、しからば越の國にては、何その木を、坂樹とはいへるぞと問に、今此所にて美者者木と（美者呉といふ）いへるは、吾邦にて神事に用來れる榊也といへり、是ぞ神武天皇の御製に、伊智佐介幾、未適於明鷄句塢云云と、よみましゝなるべく、實の多ければ、實榮樹といひしを、今は美者者木とも、美者呉とも訛れるものならんとおもへりしに、本居氏の古事記傳に、田中道麻呂が言をあげて、榊の事をいへるも、全同じかりける、ざるを吾弟子西村重波が疑けるは、神樂歌に、榊葉の、香乎加倶波志美、覓來れば、八十氏人曾、滿登比世利介流とあるに、實之の歌にも、おく霜に色もかはらぬ榊葉の香をやは人のとめて來つらん、（新古今集）源氏榊の卷にも、をとめ子があたりとおもへば榊葉の香をなつかしみとめてこそ來れ、とあれば、必葉に香氣あるべきに、樒も今の榊も美者者木も、葉に香氣なければ、いにしへの賢木には、かなはずやといへり、是もひとつの考なるべくおもひて、今按を加ふるに、和名抄、新撰字鏡等に、龍眼木の字を、佐賀木に當たるは、叶へりやかなはじや、おぼつかなければ、そはおきて、いにしへ佐賀木といへるは、師の言の如く榮樹にて、何にまれ常磐木を用ふるが中に、もはら神事公事に用ひしは、樒なるべくこそおぼゆれ、（或人の云、龍眼木はから木也、その葉香氣ありて形状榲に似たりと云り、）さるは卷廿に、奥山乃志伎美加花乃とよみて、かならず深山に生るものなれば、奥山乃賢木加枝云云といへるにもかなひ、和名抄に、樒は香木也とありて、其葉香氣あれば、榊葉の香をかぐはしみと、神樂歌にいへるにもかなへり、さて是をしも佛に奠るは、元來神に奉るものなるもて、佛のわたり來し後に、其をうつして、佛にも献しかいにしへ

佛をまつれる意、今とは甚異なり、たゞ國家の泰平、自らの幸福を祈れるためにして、後世安樂をいのる意さらになし、されば神を祭るとひとつ意にて、神に奉る榮樹を、佛にも奉りしものなりけり、今はもはら佛のものとのみなりゆきて、神には他木を用ひしより、榊は花とのみ呼て賢木の稱は失へるものならんとおもへりしに、吾外宮神宮に、十二月晦の夜、小内人等、花賢木が末爲ツ多と申て、玉串御門に内玉垣御門をいふ奉れるを見れば、榊にこそ有けれ、是をもておもへば、神武天皇の大御歌に、伊智佐介伎、未迺於朋鷄塢とみよみましゝは、實賢木にて和名抄に、榊、比佐加伎とあるは是にや、比と美と通へる例多し、美者者木をいひ、實のいと多かるもの也神宮に花賢木といへるは、榊をいふなるべく、しきみの花のとよみたればなりいにしへの榊は、もはら榊を用ひしならんとはおもひなりぬ、雜文樹がいふ、丹後國にては、神に奠るには、統て榊にて、其をさかしばといふといへり、また或人伊豆國箱根邊にても、榊を用ふといへり、

〔神樂歌入文上〕近比或人の著はせし物に云、賢木はいにしへは、香き常磐木を用ひし故に、小香木とは云、其樹は楠、木犀、樒、桂、廣心樹、檀、柃等なりしなり云云、今按に、此等大かたは香木なれば、此の歌には協ふやうなれど、皇國のいにしへに香木をめでたる事、凡て物に見えざればいかゞあらん、上つ代の人情にては、只何とかや神にはみづ〳〵しき常葉木を奉るべきものとぞおぼしく、名義も昔より云如く、榮樹の意と聞えたり、字鏡に杜毛利又佐加木とあるを、神の御諸また瑞籬等に合せても、然かおぼしく、又今も諸國の舊社に、神木とて齋へる木どもを見あつめても、猶然かおぼし、和名抄に、龍眼木を訓たるは、今世に用るさかきの事にて、こはたゞ其木のよく似たるを以て當たる字なり、右の書に出せる香木どもは、何の書に因て定めたるにかあらん、こゝの古書を引ざるは、おぼつかなし、さて中古後の賢木の歌に、香をよみたるもあながちには信みがたし、其は佛わたりて後、佛には香を奠るならひなれば、賢木もとりわき香木を供しつらんが、つひに佛のかたよりうつりて、神にも香木を奉る事となりしも知りがたし、こは猶よく考へ定めていはんとていたく省きつ、

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事幷月記事

六月例

以十六日從宮西河原(仁)退出之、御巫内人(乎志氏)卽禰宜内人物忌等之後家之雜罪事令申明、解除幷淸大祓畢、然卽以同日此禰宜内人物忌父等引率、正殿院參入、御内淨仕奉畢、山向物忌之天八重佐加岐令差立林飾奉、幷宮之御垣之廻令差立林飾奉之、卽此從宮司宛納木綿令掛附奉、

〔儀式一〕園幷韓神祭儀

諸司依次就座、神祇官供神饌、訖神部二人執賢木、建於庭中、

〔儀式一〕平野祭儀

膳部(以神部爲膳部)十六人舁机供之、(中略)卜部二人執賢木前行、到社門外左右分跪、(中略)皇太子於神院東門外下馬、(中略)皇太子出自舍進就神前座、次親王以下各就座、(中略)山人廿人(用左右衞士)執賢木入列立机前、(西面北上)以次申神壽詞、訖炊女四人進受賢木、復本座、

〔儀式二〕踐祚大嘗祭儀

行事以下雜色人以上、(中略)各就幄下卜定齋場、(中略)卜訖立標四角、(立賢木著木綿)方四十八丈爲限、

〔延喜式五齋宮〕凡天皇卽位者、定伊勢大神宮齋王、仍簡内親王未嫁者卜之、(若無内親王者、依世次簡定女王卜之)訖卽遣勅使於彼家、告示事由、神祇祐已上一人、率僚下隨勅使共向、卜部解除、神部以木綿著賢木、立殿四面及内外門、(賢木木綿所司請之、解除料、散米、酒肴等、本家儲之)其後擇日時、百官爲大祓、(同諸常儀)

凡齋宮諸門常立著木綿賢木、(一月別立替、所須木綿一斤、麻一斤八兩)

凡齋王將入于初齋院、臨河頭爲祓、(中略)旣而廻歸入初齋院、卽卜定供膳井、立賢木、

〔延喜式七踐祚大嘗祭〕辰日、(中略)辰二點車駕臨豐樂院、(中略)神祇官中臣執賢木副笏、入自南門就版位、跪奏天神之壽詞、

〔江家次第 六 三月〕梅宮祭
山人二人列立北面東上、中鎭神詞、舉御神兒二人、進受賢木、著本座、
〔皇大神宮年中行事 四月〕十四日、風日祈宮祭禮縫御笠神事、
自宵館參、卯尅各衣冠著、中道經一殿參列、于時日祈內人、御榊三本捧持、笠縫內人御簑笠御榊付、三
本捧持、中略
一同日神御衣祭勤行次第
今日內院南面番垣、并玉串及四御門、合三重玉垣御榊奉差、是公侯氏之勤也、又八重榊奉差、其員數
百廿七枝也、是山向內人役也、又荒垣鳥居、并一二鳥居、與玉榊等、同今日所奉差也、荒祭神拜所差榊、
祓官下部役也、又玉串料榊、山向內人之勤也、總御榊奉差事、年中四ヶ度也、四月、六月、九月、十二月、御
祭度也、但九月神御衣之時奉差榊以、十七日御祭者、被行例也、而近代二月新年祭同所奉差也、
〔古事記 上〕天照大御神中略閉天石屋戸而刺許母理此三字以音坐也、中略是以八百萬神、於天安之河原
神集集而、訓集云都度比高御產巢日神之子、思金神令思訓金云加尼而、中略召天兒屋命、布刀玉命、布刀二字以音、下效此、
而、中略天香山之五百津眞賢木矣、根許士爾許士而、自許下五字以音於上枝取著八尺勾璁之五百津之御
須麻流之玉、於中枝取繫八尺鏡、訓八尺云八阿多於下枝取垂白丹寸手、青丹寸手而、訓垂云志殿此種種物者、布
刀玉命、布刀御幣登取持而、下略
〔古事記傳 八〕五百津眞賢木、五百津は枝の繁きを云て、一木の上のことなり、五百條といふは非なり、布刀玉命の取
持さあるにも叶はず、書紀仲哀卷に、五百枝賢木と有にて曉べし、湯津楓の湯津も同じ、中略眞賢木、書紀
には眞坂樹と書り、共に借字なり、仙覺萬葉解に、榮たる樹と云なりといへり、師說にてはもと
一の樹の名にはあらで、たゞ常葉なる木を、神事公事に讚稱て眞榮樹といひしなり、そが中に
とり分て鏡幣をかけ、髻華にさしなどせしは榊なり、後世さかきと云物に非すと云れき、

〔日本書紀 一神代〕天照大神○中略乃入于天石窟、閉磐戸而幽居焉、○中略中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命、掘天香山之五百箇眞坂樹、而上枝懸八坂瓊之五百箇御統、中枝懸八咫鏡、一云眞経津鏡、下枝懸靑和幣、和幣此云尼枳底、白和幣、相與致其祈禱焉、

〔日本書紀 七景行〕十二年九月戊辰、到周芳娑麼、時天皇○中略先遣多臣祖武諸木、國前臣祖菟名手、物部君祖夏花、令察其狀、爰有女人、曰神夏磯媛、其徒衆甚多、一國之魁帥也、聆天皇之使者至、則拔磯津山賢木、以上枝挂八握劒、中枝挂八咫鏡、下枝挂八尺瓊、亦素幡樹于船舳、參向而啓之曰、願無下兵、我之屬類、必不有違者、今將歸德矣、

〔日本書紀 三神武〕戊午年九月、天皇○中略拔取丹生川上之五百箇眞坂樹、以祭諸神、

〔治承元年公卿勅使記〕安元三年治承元年○中略九月十五日辛酉、參外宮、於一鳥居外下馬、○中略當玉串所壘石、其四角立榊、又石上置榊、立白木高机三脚、○中略至多賀宮遙拜所、立石壺、西上南面再拜拍手、又再拜了、拜了至初木綿所、解木綿懸榊直會殿方榊葉了、

〔吉記〕壽永三年四月二日庚申、今日平野祭也、可勤上卿之由、昨日依蒙催、先浴祓、午剋許參向、○中略次問事具否於辨、辨申具由、依不審内々所尋也、次外記申代官山人取榊參進、

〔大嘗會私記〕貞享四年十一月十七日壬辰、早旦中臣鎭祭大嘗宮、○中略神祇官中臣、祭主景忠痛、著私小忌勤之、執賢木副笏、就版跪奏天神壽詞、其儀賢木立地、自懷中取出白紙、開讀奏之、

〔古今和歌集 二十大歌所〕神あそびのうた　とりもの丶うた

神がきのみむろの山のさか木ばは神のみまへにしげりあひにけり

霜やたびおけどかれせぬさかきばのたちさかゆべき神のきねかも

〔拾遺和歌集 十神樂〕さかき葉にゆふしでかけてたが世にか神のみまへにいはひそめけむ

さかきばのかをかぐはしみとめくればやそうぢ人ぞまとゐせりける

注連

〔祭主輔親卿集〕頭はたす人の、かぐらするを見るに、長き榊に松をとりそへたるに、

榊葉に千代の小松をとりそへてけふより祭る住吉の神

齋宮のおり居給へる、ふる宮所のいとあはれにあれて、人影も見えぬを入て見れば、三月十日ばかり櫻いとおもしろし、はやうさせりける榊のかれたるを見て、

あだに見し庭の櫻はちらずしてしめの榊の色かへてけり

〔倭名類聚抄 十三 祭祀〕注連　顔氏家訓云、注連章斷、師說注連、之利久倍奈波 章斷、之度太智 日本紀私記云、端出之繩、讀與注連同

〔顔氏家訓 二 風操〕喪出之日、門前然火、戸外列灰、祓送家鬼、章斷注連、凡如此比、不近有情、乃儒雅之罪人、彈議所當加也、

〔八雲御抄 三下 雜物〕標　しめ　しめなは　かりしめ

〔倭名類聚抄 四 術藝〕競馬 附標　本朝式云、五月五日競馬、和名久良閉宇麻 立標 標讀師米

〔西宮記 五月〕五日節會事

雅樂寮建標、○中略 上卿起座、奏可建勅使由、詞云、馬出標之女使遣、○下略

〔詠大神宮二所神祇百首和歌〕初逢戀

月ニトフ君ガ心ヲ御清繩カケテタノムル末ノ逢ケサ

御清繩トハ注連ノ一名也

〔古今神學類編 二十六 祭物〕注連繩

按ズルニ、注連繩ノ字、多品アリ、或ハ印結或ハ標繩、左繩、七五三、一五三、或ハ鐵等ノ類アリテ、義訓ヲ寄、又ハ繩ニ非ト云ヘドモ、其語其意近キモアリ、又假注連、安閑注連、八重注連ナド云事モ、抄物ニ見タリ、

〔世諺問答〕一日よりしづが家ゐに門の松とてたて侍るは、いつごろよりはじまれる事ぞや、

答〇中略しめ縄といふ物は、左縄によりて、縄のはしをそろへぬ物なり、左は清淨なるいはれなり、端を揃へぬはすなをなる心なり、されば天照おほん神の天の岩戸を出給ひし時、しりくめ縄とてひかれたるは今のしめ縄也、淨不淨をわかつによりて、神事の時は必ひく事に侍り、賤が家ゐにひく事も、正月の神をいはひまつる心だてなるべし、

〔諸社根元記下〕一注連之事

石窟ノ前ニ縄ヲ張テ、日神ノ還入リ給ハヌヤウニスル也、今ノ注連是也、注連ハウタヌ藁ヲ以テ左縄ニナウ物也、七五三ト數ヲ分ツハ、七五三ハ合テ十五也、天道ハ十五ニシテ成也、左縄ニスルハ天道ノ左旋也、左ハ陽也、陽ニハ陰ガソフモノ也、縄ノ二スヂマトウハ是陰陽也、

〔神道名目類聚抄三祭祀〕注連　斯梨俱梅儺波　或説曰、縄ハ正直ノ儀、端ヲ出ス事ハ質素ノ體ナリ、其事ニヨリテ七五三、或ハ二々ナドノ數アリ、又曰、七五三等ノ數ノ事ハ、後人ノ附會ナリト云リ、

〔貞丈雜記十六神佛〕しめ縄の事、わらにて左縄になふ也、なひながら所々に、七五三のわらを下る也、三筋下て間を置て、五筋さげ、又間を置て七筋下げ、又間を置て三五七、三五七とさげるなり、縄の兩端をば切そろふ事なく其まゝ置也、是取つくろはず直なる姿也、七五三のわらの間々には、ゆふしでを下る也、ゆふしでを、しでとばかりも云也、ゆふしでは、紙を如此切目を入て、眞中を取て上へ折り上れば、如此なる也、紙二枚重ねて切也、細き紙四ツ下る也、神馬にもしで付る也、しめ縄長サふとさ、七五三の間の寸法、下げ所の數等法式無之、

〔神道問答上〕七五三　問云、主連縄の始は如何、

答云、古事記の天照大御神、天の石屋門隱の段に、卽布刀玉命、以尻久米縄控度其御後方、白言、從是以內、不得還入、故天照大御神出坐之時、高天原及葦原中國、自得照明、云々、こは内へいれ奉らじと

て御後方に引わたされしを、今は御前の方に引わたせり、そは外の方の不淨をいとひて、出し奉らじとのこゝろづかひなるべし、

〔日本書紀 神代一〕素戔嗚尊之爲行也、甚無狀、略○中 見天照大神方織神衣居齋服殿、則剝天斑駒、穿殿甍而投納、是時天照大神驚動、以梭傷身、由此發慍、乃入于天石窟、閉磐戸而幽居焉、略○中 故思兼神深謀遠慮、遂聚常世之長鳴鳥、使互長鳴、亦以手力雄神立磐戸之側、略○中 是時天照大神聞之而曰、吾比閉居石窟、謂當豐葦原中國必爲長夜、云何天鈿女命㖸樂如此者乎、乃以御手細開磐戸窺之時、手力雄神、則奉承天照大神之手、引而奉出、於是中臣神忌部神、則界以端出之繩、繩亦云左繩、端出此云斯梨俱梅儺波、乃請曰、勿復還幸、

〔釋日本紀 七 述義〕界以端出之繩、(シリクヘナハ ヒキワタス)先師申云、注連之本緣也、界以端出之繩之意也、以注連可爲界之條以之可知、注連ハ左繩昔藁乃端於出天、可繩之條、注文又以所爲也、

〔古事記 上〕天照大御神、略○中 閉天石屋戸而刺許母理此三字以音坐也、略○中 於是天照大御神、略○中 稍自戸出而臨坐之時、其所隱立之天手力男神、取其御手引出、即布刀玉命、以尻久米此二字以音繩控度其御後方白言、從此以内、不得還入、故天照大御神出坐之時、高天原及葦原中國自得照明、

〔古事記傳 八〕尻久米繩は、今いふ志米繩なり、約むればおのづから理久は略て、志米といはるゝなり、又思ふに、志米は標結などの標の意か、然らば尻久米と、物は一にて、名は別なるか、但標も本はこの尻久米より出たる言にや、然らば活用て、志牟ともいふは、やゝのちのこと歟、土佐日記に、こゝのへのかどのしりくめなはとあり、尻は蔓の本をいひ、久米は許米にて、許母理を久美と云ること、師の冠辭考さす竹の條に、くはしく見ゆ、然れば其例にて、許米をも久米といふべきこと疑ひなし、蔓の尻を斷去ずて、さながら許米置たる繩なり、許米とは、枕冊子に、牟久呂許米などある許米にて、俗に某具留米といふ是なり、具字の意に近し、書紀に端出之繩と作て、此云斯梨俱梅儺波、此下に亦云左繩とある四字は、後人の加へたるべし、とあるにて知べし、端出とは、斷ざる蔓の尻の出たる由にて、即後世の志米繩の狀なり、

此繩にもくさ〳〵理を云説あれど、みな例のひがことなり、和名抄に、顯氏家説の注連ノ字を擧て、之利久倍奈波といへれど、よく當れりとも所思へず、又師説には、尻は後方の意、久米は限目にて、今天照大御神の御後方に引わたしたる限目の繩なる意なりとあるも、さることなり、いづれならむ決めがたし、さて拾遺には、○中略以日御綱今ノ斯利久迷繩、是日影之像也、廻懸其殿云々とあり、日御綱は一名なるべし、されど日影之像と云るは附會の説なり、蓋の尻の出たるを以て、如此さまにいひなせる、さらに上代の意にかなはず、

〔古語拾遺〕素戔嗚神、奉爲日神行甚無狀、○中略于時天照大神赫怒、入于天石窟、閉磐戸而幽居焉、○中略爰令天手力雄神引啓其扉、遷坐新殿、則天兒屋命太玉命、以日御綱今斯利久迷繩、是日影之像也、廻懸其殿、令大宮賣神侍御前、

〔今昔物語十一〕推古天皇造本元興寺語第廿二
今昔推古天皇ト申ス女帝ノ御代ニ、此ノ朝ニ佛法盛ニ發テ、堂塔ヲ造ル人世ニ多カリ、天皇モ銅ヲ以テ、丈六ノ釋迦ノ像ヲ、百濟國ヨリ來レル□□ト云フ人ヲ以テ令鑄給テ、飛鳥ノ郷ニ堂ヲ起テ、此ノ釋迦佛ヲ安置給ハムトシテ、先ヅ堂ヲ被造ル間、堂ヲ可起所ニ、當ニ生ケム世モ不知ヌ古キ大ナル槻有リ、疾ク切リ去ケテ堂ノ壇ヲ可築シト宣旨有テ、行事官立テ是ヲ行フ間、行事ト木□□□□□□□□□曳出ヨナド喤テ、皆人迯テ去ヌ、其後程ヲ□□□□□□□可伐キ也ト被定テ、亦他ノ人ヲ以テ令伐ルニ、始モ斧鐇ヲ二三度許打立ル程ニ死シカバ、亦此ノ度惶々寄テ令伐ル程ニ、亦前ノ如ク俄ニ死ヌ、具ノ者共皆是ヲ見テ斧鐇ヲ投ゲ棄テ、身ノ成ヲム樣モ不知テ、迯テ去ヌ、其後ハ何ナル勘當有ト云ドモ、今ハ更ニ木ノ邊ニ可寄キニ非ズ、命ノ有ラバコソ公ニモ仕ラメト云キ、惶ヂ迷フ事无限シ、其時ニ或ル僧ノ思ハク、何ナレバ此ノ木ヲ伐ニハ人ハ死ルト、構ヲ此事知ラバヤト思テ、雨ノ隙无ク降ル夜、僧自ラ簑笠ヲ着テ、道行ク人ノ木蔭ニ雨隱レシタル樣ニ、木ノ本ニ竊ニ拔足ニ寄テ、木ノ空ノ傍ニ竊ニ居ヌ、夜半ニ成ル程ニ、木ノ空ノ上ノ方ニ、多ノ

人ノ音聞ユ、聞ケバ云ナル樣、カクテ度々伐リニ寄來ル者ヲ、不令伐シテ皆蹴殺シツ、然リヽテ遂ニキラヌヤウ有ラジト云ヘバ、亦異音シテ、然リトモ毎度ニコソ蹴殺サメ、世ニ命不惜ヌ者无ケレバ、寄來テ伐ラム者不有ト云フ、異音シテ、若麻苧ノ注連ヲ引廻ラシテ、中臣祓ヲ讀テ、杣立ノ人ヲ以テ、縄墨ヲ懸テ伐ラム時ゾ、我等術可盡キト云フ、亦異音共シテ、現ニ然ル事也ト云、亦異音共歎タル音共ニテ云合ル程ニ、鳥ナキヌレバ音モセズ成ヌ、僧賢キ事ヲ聞ツト思テ拔足ニ出ヌ、其後此由ヲ奏スレバ、公感ジ喜給テ其僧ノ申ス如クニ、麻苧ノ注連ヲ木ノ本ニ引廻テ、木ノ本ニ米散シ幣奉テ、中臣祓ヲ令讀テ、杣立ノ者共ヲ召テ、縄墨ヲ懸テ令伐ルニ、一人モ死ヌル者无シ、木漸タ傾ク程ニ、山鳥ノ大サノ程ナル鳥五六許、木末ヨリ飛立テ去ヌ、其後ニ木倒レヌ、○下略

〔今昔物語二十六〕美作國神依獵師謀止生贄語第七

今昔美作國ニ中參高野ト申ス神在マス、○中略毎年ニ一度其祭ケルニ生贄ヲゾ備ヘケル、○中略東ノ人、只可爲樣ノ有ルナリ、此殿ニ有トテ人ニ不宜シテ、只精進ストテ、注。連。○注連二字、拾遺物語作四目ヲ引テ量給ベシト云、○下略

〔土佐日記〕元日、○承平五年正月なはおなじとまり、○大湊なり、○中略けふはみやこのみぞおもひやらるゝ、こゝのへのかどのしりくへなはのなよしのかしらひゝら木ら、いかにとぞいひあへる、

〔續古事談二臣節〕大殿、○藤原師實ヤヨヒノツゴモリニ、齋院ニ參給テ、文官惟實シテ、女房ニタマハセケリ、三月ニ閏月アリケルニ、

　春ハマダ殘レルモノヲ櫻花シメノ中ニハ散ニケルカナ

〔宣胤卿記〕永正十五年三月二日、御神樂爲四日、仍從今日令行水、始神事張注連、

〔二水記〕大永八年十二月廿七日、午後謁北殿侍從、御神樂○內侍所可所作也、○中略入夜行水、張注連、神事、

〔賀茂皇大神宮記〕野の宮の有樣、くろ木の鳥居に神たて、しらゆふ御しめ引て神々しく、心もすみ

わたるばかりなり、

〔鹿島宮年中行事十二月〕廿七日略〇中今日日暮門略〇中注連繩引

〔源氏物語十賢木〕人づての御せうそこばかりにて、みづからはたいめんし給べき樣にもあらねば、いとものしとおぼして、かやうのありきも、今はつきなき程になりにて侍を思ししらば、かうしめのほかにはもてなし給はで、略〇下

〔源氏物語二十一乙女〕何ごとゝろもなくあやしと思ふ、略〇夕にあめにますとよをかひめの宮人もわが心ざすしめをわするな

〔源氏物語湖月抄二十一乙女〕標シメ　しめは物を領スルとてのしるしなり、神事の折なれば注連にことよせたるなり、

〔萬葉集十秋相聞〕譬喩歌
祝部等之、齋經社之、黃葉毛、標繩越而、落云物乎、

〔催馬樂〕藤生野
ふぢふ野の、かたちが原に、しめはやし、なよや、しめはやし、なよや、しめはやし、いつきいはひしもしるく、時にあへるかも、時にあへるかもや、

〔新撰和歌六帖五〕しめ
三輪山の杉のふる木のみしめなはかけきや人をつれなかれとは

〔藤原淸正集〕齋院の女從の、其院の院司を男にてあるときくに、
ちはやぶる神もしりにきゆふだすきしめのほどかくはなれざらなん

〔建禮門院右京大夫集上〕おほゐのみかどの齋院、いまだ本院におはしまし丶比、かの宮の中將の君のもとより、みかきのうちの花とてをりてたびて、

鈴

しめのうちは身をもくだかず櫻花をしむ心を神にまかせて

返し

しめの外も花とし云はん花はみな神にまかせてちらさずもがな

〔運步色葉集志〕神鈴

〔神道名目類聚抄三祭器〕御鈴　諸社是ヲ懸奉ル、參詣ノ諸人是ヲ振ユラカス、〇中略

神樂鈴　諸社ノ巫、神樂ヲ奏スル時ノ鈴ナリ、

鈴　大祭行事ノ時、鳥居ニ懸ル鈴ナリ、

五十鈴　宗源行事ノ時、壇上ニ設ケヲクナリ、

神鈴　異鈴トモ云フ、十八神道行事ノ具ナリ、

異澄鈴　宗源火祭兩壇ノ具ナリ、日像月像二ツアリ、

柱鈴　同壇上ノ具ナリ、丸キト八角ト二ツアリ、〇中略

上鈴ヨリ以下是マデ圖アリトイヘドモ、深秘ノ義ナレバ略ス、

〔神祇提要九〕神鈴圖〔圖略〕長八寸、下皆設レ之、此中有二金舌一、

神鈴一名異澄、所謂表二異澄鏡一也、上設二日月之象一者、說見二于神代卷一、宗源行事、及十八神道壇上必設レ之、用レ之、注出二行事部一、下柱鈴亦同、

柱鈴圖〇圖略　宗源行事壇上必有レ之、異二神鈴一者、中建二心御柱一、〇中略

振鈴圖〇圖略　鈴緒用二五色一、各裁二絹一幅一、爲二兩片一者用レ之、長五尺、

〔倭訓栞前編十二須〕すゞ　鈴をよむは、音の凉しきより名くるなるべし、神名秘書にも鈴音字也と見えたり、神前の鈴は、周禮に大祭祀、鳴レ鈴以應二雞人一と見え、後漢三韓傳に、建二大木一以懸二鈴鼓一、事二鬼神一、其南近レ倭と見え、異苑に、廟處鈴下巫人と見えたり、神樂の鈴は十二顆を攢簇せり、神廬をすゞし

めるの意なり、新撰六帖に入をとめの振てふ鈴のころ〳〵とよめる是なり、

〔神道獨語〕神道者の說に神前にて鈴をふる事は、天照大神天岩戸にこもらせ給ひし時、天鈿女命俳優し給ふに、著鐸(サナギノホコ)矛を取給ひし事、古語拾遺に見えたり、鐸は鈴也、鈴を著たる矛也又天照大神伊勢國宮所を定め給はんとて、其御告の爲に、昔先だちて天逆大刀、天逆鉾、鈴を投降し置き給ひし事、倭姬命世記に見えたり、依之神前に鈴を振る也といへり、是附會の說也、かの著鐸矛は主にして鐸は飾也、何ぞ主とする所の矛をば用ずして、飾とする所の鐸のみを取て用る事あらんや、又倭姬命世記は前にも記如く、僞書なれば執るに足らず、種々の物を投降し給ひし事古書に見えず、且天逆大刀と云名は妄作也、他書になし、何も信ずべからず、延喜式の神祇式に、諸の神祭の料具、種々の器物、雜物の名員數等を悉皆委細に載られたれ共、鈴は見えず、○神祇式鈴ヲ載ス、下條ニ引用セリ、又正月元旦の四方拜十一月の新嘗會、御卽位の後の大嘗會に、天皇鈴を振せ給ふ事なし、又日本紀、古事記、古語拾遺等に、諸神鈴を振給ひし事曾て見えず、後代鈴をふる事は、佛家の修法の時、金剛鈴錫杖などを振り鳴すを羨みて、其まねをする也、

〔古語拾遺〕爰思兼神深思遠慮議曰、○中略令天目一箇神作雜刀斧及鐵鐸、古語佐那伎、○中略又令天鈿女命古語天乃於須女、其神強悍猛固、故以爲名、今俗強女謂之於須志、此緣也、以眞辟葛爲鬘、以蘿葛爲手繦、蘿葛者、比可氣、以竹葉飯憩木葉爲手草、今多久佐、手持著鐸之矛、而於石窟戶前覆誓槽、古語宇氣布禰、約誓之意、擧庭燎、巧作俳優、相與歌舞、

〔倭姬命世記〕活目入彥五十狹茅天皇○垂仁卽位二十五年丙辰春三月、從飯野高宮遷幸于伊蘇宮令坐支、○中略猿田彥神裔宇治土公祖大田命參相支、○中略倭姬命問給久、有吉宮處哉、答曰久、佐古久志呂宇遲之五十鈴之河上者、是大日本國之中仁殊勝靈地侍奈利、○中略往昔大神誓願給比天、豐葦原瑞穗國之內仁、伊勢加佐波夜之國波、有美宮處利止見定給比、從上天志天投降坐比志天之逆大刀、逆桙、金鈴等是也、其喜於懷比氏、言上給比支、○又見元々集、神皇正統記、

〔神名秘書〕五十鈴○中略 檢秘義曰、天照大神天降坐以前從上天、(天志)扱降坐(志比)天之逆大刀逆鉾金鈴等此河上(留置)留坐以來、常建五色之璽、常有金玉之音、(焉)照曜如日月、乃大田命惟小綠之物(波留)不在上天崇祭之、因以名也、(五十者明敬禮之意也、根元義也、鈴音字也云々、)

〔大神宮儀式解十三〕鈴は須受とよむべし、鳴る音を名とせしにや、さて鈴はもてあそびものなるべし、古くよりある物にて神代卷下一書猿田彥神の詞に伊勢之狹長田五十鈴川上とある、も古人鈴といふものの有けるまゝ此名もあると見ゆ、神功皇后紀拆鈴五十鈴宮、仁德紀三十年九月歌、須儒赴泥とあり、私記以鈴飾船也と注せり、(或人すゞふねは小舟の義といふはよからず、私記に從ふべし、)安康紀歌、阿由臂能古輸孺とも見えたり、平宜長鈴の起り未詳、古語拾遺石屋戸段鐵鐸見ゆ、是始たるべきか、その古名を佐那伎とまをせしは心得ぬ事なるべし、何れにも佐那岐といふ事見えず、故案に佐那岐は著鐸之矛の名なるを、廣成誤て鐸の古名とまをせるにや、著鐸の矛を佐那岐の矛といふは、佐々那岐の意なるべし、佐々は須々と同じく鳴る音をいひ、那伎は草薙の薙なるべし、鐸を著たる矛は物を薙に佐々々々と鳴故にいふなるべしといへり、(或人神座をすゝしめ奉るものなれはこれをすゞといふなり、新撰六帖入乙女のふるてふすゞのこゑ〳〵さゝたるもてまゐるべしといへど、此說はよからず、○中略)和名抄服玩具陸詞切韻云、(鈴音靈)似鐘而小、楊氏漢語抄云、鈴子、和名須々とあり是服玩具には取たれども、これは今云禮伊、又里牟といふなるべし、猶よく考べし、

〔俗神道大意四〕俗神道者流ノ說ニ、神前ニ於テ鈴ヲフルコトハ天照大御神天岩戸ニ御籠リ遊バシタル時ニ、天鈿女命俳優ヲナサレテ、著鐸矛ヲ御持ナサレタルコトガ、古語拾遺ニアル、其サナギノ矛トアルハ、鈴ヲ付タル矛ヂヤ、又天照大神、伊勢國ニ宮所ヲ御定メナサラウトテ、其御告ノ爲ニ天ヨリ天ノ逆大刀、天逆鉾、鈴ヲ御ナゲ下シナサレタルコト、倭姫命世記ニアル、此等ノ緣ニ依テ鈴ヲフルナドヽ申スケレドモ、此ハ殊ニ附會ノ說ヂヤ、ナゼト申スニ、彼古語拾遺ナルサナ

ギノ矛ハ矛ガ主デ、鐸ハ飾リニ付タ物デ、玉ヲ飾リニ付タル矛ヲ沼矛ト云ト同ジ意ヂヤ、何ゾ主トスル所ノ矛ヲバ用ヒズニ、飾ニシタル鈴ノミヲ取テ用ヒヨウゾ、又倭姫命世記ハ是マデ申ス通リ古傳說モアリハスレドモ、先ハ僞書ヂヤニ仍テ、タトヒ神々ガミナ鈴ヲ御振リナサレタト書テ有テモ信ズルニ足ラズ、又種々ノ物ヲ御投下シナサレタト云コト、古書ニ曾テ見エズ、且天ノ逆大刀ト云名ハ妄作デ、他書ニ見モ及バヌコト一トシテ信ズベキコトハナイ、殊ニ尻口アハヌヲカシイコトハ、俗神學者ノ說デハ、天照大御神ハ大和國ニ坐マシタル上古ノ天皇デ、只ノ御人體ナルコトニ申ナガラ天ヨリ鈴ヤ何カヲ御投下シナサレタトハ何ヲ申カ、ソノ時バカリ虛空ニ飛上テナサレタトノ事カ、トント生酢ノ物言ノヤウヂヤ、延喜式ノ神祇式ニ、諸ノ神祭ノ料具、種々ノ器物、雜物ノ名、員數等ヲ盡ク委細ニ御記シナサレタナレドモ、鈴ハ見エズ、又正月元旦ノ四方拜、十一月ノ新嘗會、マタ御卽位ノ後ノ大嘗會ナドニモ、天皇ノ鈴ヲ御フリ遊バスト云コトモナク、又神祇伯家ノコトハ、天皇ヨリ神祇ノ伯職ヲ御命ジナサルヽカラハ、眞ニ神祇ノ長官デ天神地祇ノ伯職ヲナサレ、天皇ノ御神事ノ御代官ヲナサルヽナレドモ、朝廷ノ御神事ニ鈴ヲ振ラルヽト云コトモナイ、コリヤサウ有サウナコトハ、古事記、日本紀、古語拾遺等ノ正シキ御書ニ、諸神ノ中ニ鈴ヲ御振リナサレタ方ハ曾テナイ、何ノコトモ無ク俗神道デ鈴ヲ振ルノハ、佛家ノ眞言修法ノ時ニ、金剛鈴ト云テ、鈴ヲフリ鳴スコトガアル、一體俗ノ唯一神道ハ段々申ス通リ、兩部神道カラ出タ物デ、其兩部神道ハ眞言僧ノシワザヲ取テ、行法ヲ作タ物ユヱ、其金剛鈴ヲフル其眞似ヲシタ物ニ相違ノナイコトヂヤ、但シ此モ今ハ常ノヤウニ成テヲルニ依テ、俄ニ止テハ差支ニモナルコトデ有ウカラ、餘リ急ニモ止ラレマイガ、志アル人ハコヽヲ心得テ居ラヌト人ニキメラレタ時ニ、當惑イタスコト故、マヅ申テオクノヂヤ、

〔神道問答下〕鈴　問云、神拜の時に鈴をふるは古實なるか、

答云、いへしにはさる事なし、天照大御神、天の石屋門隠の時より始れり、古語拾遺に、令天目一箇神作雜刀斧及鐵鐸(サナキ)云々とあり、鐸(サナキ)は矛の飾に附ん爲也、天鈿女命云々、手持著鐸之矛而云々と有り、夫よりうつりて種々の物に鈴著し事多し、王を飾るに等しきなり、

〔皇大神宮儀式帳〕一月讀宮遷奉裝束

神財十六種〇中略

鈴一口徑一寸、在東一殿

〔大神宮儀式解十三〕此御鈴ハ、長暦官符、月讀宮鈴四口、徑一寸、塗金、伊弉諾宮鈴二口、徑一寸、寛正官符、月讀宮鈴四口、徑一寸、塗減金、付緋糸九組緒、調進式目、月讀宮御鈴二口、伊弉諾宮御鈴二口と見ゆ、今も同じ、

〔延喜式一四時祭〕園并韓神三座祭

五色帛各八尺、〇中略　鈴四口、(中略)已上神祭料

〔延喜式二四時祭〕鎭魂祭　鈴廾口、佐奈伎廾口、

〔延喜式三臨時祭〕八十嶋神祭中宮准之　金塗鈴八十口

東宮八十嶋祭　金塗鈴卅口

〔延喜式八祝詞〕平野祭

天皇我御命爾坐、今木與利仕奉來流皇大御神能廣前爾白給久、〇中略進流神財波、御弓、御大刀、御鏡、鈴、衣笠、御馬乎引並、〇中略雜物乎如横山置高成氏、獻流宇豆乃大幣帛乎平久所聞氏、天皇我御世乎堅磐爾常磐爾齋奉利、伊賀志御世爾幸閉奉氏、万世爾御坐令在米給登稱辭竟奉久登申、

〔江家次第十一十二月〕内侍所御神樂事

時刻出御自額間、〇中略　御拜兩段再拜女官引綱鳴鈴、次主上遷御圓座、

〔明文抄一帝道〕天皇之始天降來之時、共副護齋鏡三面、子鈴一合也、註曰、一鏡者天照大神之御靈天懸大神、今伊勢國磯宮崇敬拜祭大神也、一鏡者天照大神之前御靈、名國懸大神、今紀伊國名草宮祭崇敬祭大神也、一鏡及子鈴者、天皇御食津神、朝夕御食之食向夜護日護齋奉大神、今卷向穴師社宮所坐拜祭大神也、日本記

〔八幡愚童訓上〕皇后〇神功御物狂氣色出來玉ヒキ、武内大臣御簾ヲ半卷上テ、如何ナル事ニテ御坐ニヤト被レ申ルレバ、吾御裳濯河邊ニスム天照大神也、〇中略榊ノ枝ニ大ナル鈴ヲ付テ上二山嶺一、驚二朝廷神達一中王ハ、ソ、其瑞忽ニ可レ顯トテ、御心本復シ玉ヒケリ、任二神託一〇中略四王寺山ニ御幸シテ榊ノ枝ニ大ナル鈴ヲ付テ捧二御手一、立給事六日ニナレドモ無二其驗一、〇下略

〔今昔物語二十六〕美作國神依二獵師謀一止二生贄一語第七
今昔、美作國ニ中參高野ト申ス神在マス、〇中略毎年ニ一度其祭ケルニ生贄ヲゾ備ヘケル、〇中略既ニ其日ニ成ヌレバ、宮司ヨリ始メテ多ノ人來テ此ヲ迎フ、新キ長櫃ヲ持來テ此ニ入ヨト云テ長櫃ヲ寢屋ニ指入タレバ、男狩衣袴許ヲ著テ刀ヲ身ニ引副テ長櫃ニ入ヌ、是犬二ヲバ左右ノ喬ニ入レ臥セツ、但其女ヲ入タル樣ニ思ハセテ取二出タレバ、鉾榊鈴鏡ヲ持ル者ノ雲ノ若クニシテ前ヲ追喤テ行ヌ、

〔花園院御記〕正和二年二月廿日庚辰、自二今夜一參二內侍所一、三箇夜、亥刻裝束參二內侍所一、〇中略返二給御幣一之後刀自振鈴、三箇度、

〔徒然草上〕おとろへたる末の世とはいへど、猶九重のかみさびたるありさまこそ、世づかずめでたきものなれ、〇中略內侍所の御鈴の音は、めでたく優なる物なりとぞ、德大寺の太政大臣〇藤原實基はおほせられける、

〔梵舜日記〕慶長十三年九月廿二日、多武峰御破裂、依二御祈念一、左兵衛佐〇卜部兼從被レ越予罷起也、次奈良

鰐口

二一宿、廿三日、至多武峰參著也、廿四日、今日ヨリ潔齋、至酉刻行法也、

同行事作法次第

神前ニ一机、上御鈴一ツ、青白幣二本四手絹也、大刀錦袋入神前ニテハ取出御前備也、則御奉納也、　次御鈴引（後略）

〔大江俊光記〕天和四年（○貞享元年）正月元日、早起淸行水、神拜幷祖神拜、（○中略）次朝參、（宮番二番詰）ニ内侍所へ參、一夜神事下（番ノシテ拜）初穗壹包上、以采女御鈴ヲ上、御クマ二包、御酒、御盃、（洗米入）頂戴、

〔續百一錄〕延享三年正月元日内侍所へ御鈴料貳百文、

元祿十年正月元日、東天王へ參、十三燈上、神前ノ鈴、今朝よりカヽル、社參してスヾヲ引、（示寄進）

〔新撰和歌六帖二〕をうな（○一本作おんな）

やをとめのふるてふすゞのころ〳〵となゝのやしろは宮居せりとぞ

〔七十一番歌合下〕六十二番

神歌や鈴ふりたつる聲までも月澄わたる里かぐら哉

〔神社啓蒙頭〕一問曰、鰐口何義、　答曰、問諸神官、言神紀載、彥火火出見尊還自海府之時、乘巨鰐來、是以唯天神之宮懸之云、（鰐有鐘鼓喚之）予意不然、蓋浮屠妄做、神官不辨之、

〔神道名目類聚抄三祭器〕御鈴　今鰐口ト云モノヲ懸ル、是古法ニアラズト云リ、或云、鰐口ハ佛具ナリ、今神前ニ懸ルハ誤ト云リ、按ニ鰐口ト云モノ佛家ニ古來ヨリ傳ル具ト云事モサダカナラズ、其象鈴ヲヒラメタルガ如ニシテ、表文鐘鼓ニ似タリ、蓋是後人ノ私意ニシテ、鈴ヲカクノ如クノカタチトセルニヤ、覺束ナシ、雜說アリトイヘドモ皆信用スルニタラザルノ事ナリ、

〔古今神學類編二十五祭物〕鰐口

按ズルニ、神前ニ鰐口ヲ掛ル事、尤習合家ノ沙汰ニシテ、神記ニ、其本由ヲ不見、往年或人ノ許ニシ

ヲ一書ヲ見ルニ、題額聖圖贊ト號ス、其中鰐口ノ事一章アリ、因テ是ヲ抽書スト云ヘドモ、無據ノ粃說不足取、サレドモ姑ク書シテ以辨之、自他ノ惑ヲ解ント也、其說云、神ノ昔蛭兒尊、手足不調、故棄海、後三年、從龍宮歸、其時乘鰐、彼尊經年又憶龍宮、因以惱心、故侍臣之神等、設計作鰐口、令聞其聲、尊甚歡給、夫一人之喜、則一家之吉也、一家之喜、則一國之幸也、故佛前神前共以掛之云云、此記文、偷書、一人有慶、兆民賴之、ト云ヘル語ヲ取テ、文ヲ巧ニセントスルニ似タレド、全篇比々皆神記ノ旨ニ非ズ、又其記文ノ卑陋ナル、尤不足論、神代卷海神ノ女ノ化鰐、或火火出見尊乘入尋ノ鰐、歸リ給ヘル事アリ、此等ノ事ヲ謬傳スルニヤ、此神代ノ記文ヲ以案ズルニ、亦鰐口トシテ可掲理於義不合、想フニ、俗語巨難ヲ免ルヽ事ヲ言ナノ、鰐口ヲ遁ルト云ヘバ、若夫カヽル意ヲ以、鰐口ヲ懸テ、訴神鰐口ノ如キ巨難ヲモ免レシメ給ヘト、祈請フニ似タリト云ヘドモ、是亦牽合無稽ノ談歟、イヅレニモ神書ノ古傳ニ本ヅキタル事ナラネバ、佛書ノ中ニ據アルベキ物必セリ、蓋有之、吾未聞之爾、或記、鰐口ノ表似鉦、夫鉦、動ヲ靜ムル時打具ナレバ、若此心ニテ神前佛前ニ揭ルニヤトイヘリ、予按ルニ、未甘、別ニ佛書ノ出據モアルベシ、〇中略 上代ハ不知、中世以來、諸社ニ引鈴掛ル社傳ハ、稀世鰐口ノ代リト心得ベカラズ、相似テ異也、

〔和漢三才圖會十九神祭〕鰐口

按鰐口以鐵鑄之、形圓扁而半裂如鰐吻、懸之社頭、從上垂下布繩、長六七尺俗名鉦緒、而參詣人必先取繩敲其鐵面、未知其據、恐是好事者本於鉦鼓而欲令異其音、裂口、形偶似鰐首、故名之乎、

〔徇嶺子四〕菅贈大相國公〇菅原道眞、中略、その畫影硯ともに、梶井宮の寶庫に傳り、今御境内の社の神像是なり、〇中略 去年新造の宮柱ふとしきたて、神威もます〳〵かゝやくにつけて、鈴をつるべきや、鰐口をかけんやと、評定ありける、維摩院已講の曰、山王の社に鰐口をかけて、常には鉦の緒をまき上おく事なり、不律の僧ありて、山を離放する時、鉦緒をおろして、二度山へ歸るまじき誓約に、

鰐口を打鳴して、離山する法古來よりの義なり、何ぞ鰐口をかけられんやとて、鈴にきはまりぬ、後日に閲槐鈔を按ずるに、諸社比鈴奏懸鈴曳之啓白、其社氏人退其地不再歸心決時叩鰐鉦誓、此故神人有犯罪放于他郷時、使其人叩之立不可歸入於神地之盟云々、神人僧侶殺に忍ざるを追却する時、鰐口をのがれたる心にて是を叩せて、再歸るまじきの誓盟を立させしと見へたり、諸社へ詣する人、わに口にちかづかば、心あるべき事にこそ侍れ、

〔近世公實嚴秘錄六〕別所播磨守盗賊奉行の事

或時日光御宮神前の金の鰐口、金色こと〳〵くはげて、殊の外色あしく見え候に付、大樂院より御修覆相願候に付、奉行服部大和守方より、江戸御老中へ呈出して申上ければ、御老中松平左近將監聞屆、御勘定奉行へ被仰談、神寶方兼役御勘定河田甚太郎、右見分として日光へ來り、大樂院を案内として、彼金の鰐口を改め見分しけるに、いかにも表の方へ出候方、金いろさめたり、是はかねの緒のあたりし故、早く色はげたる成べし、內へ向候方は未あたら敷見ゆるなれば、見分役河田甚太郎、此時鰐口の裏を表へ掛直させて見給ひ、內の方を外に致し候へば、如此あたらしく相成候、當分二三年は是にて相濟可申候、先御入用も無之、角樣にいたし置べしとはたらき自慢に思はれける、此時服部大和守は色を正しくして、河田殿の御はたらきさりとはと存候へ共、夫は以の外の御事なるべし、いかなれば金色の能方を表になして、人の見る目計を宜と致し、かたじけなくも勿體なくも、東照宮の尊前の方へ、其あしき方を向け候儀、言語同斷の不義、是より大いなるは有まじ、是こそ神宮を欺きたばかると申べし、夫にて宜にもせよ、江戸表の御下知を以さやうに仕れと有之候ても、身不肖ながら御目がねを以、服部大和守幸同所の御宮奉行として罷在候內は、左樣成不禮不義の義は、得とく仕間敷と、にが〳〵敷被申ければ、河田も赤面して、江戶表へ歸り、其後御修覆出來たりとかや、

薦

〔憲法類編祭典十四〕戊辰明治元年○四月十日御布告

諸國大小ノ神社中、佛像ヲ以テ神體ト致シ、又ハ本地抔ト唱ヘ、佛像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口、梵鐘、佛具等差置候分ハ、早々取除相改可ㇾ申旨、過日被ㇾ仰出ㇾ候、

〔神道名目類聚抄祭器三〕荒薦(アラゴモ)　食薦(スゴモ)・八封薦(ヤフゴモ)　神事ニ敷物ニ用ル薦ナリ、荒薦トハ淸コモノ義ナリ、食薦亦アラコモノ義ナリ、八封薦ハ編目八所アルヲ云フ、或記ニ云ク、大嘗會ノ悠基主基兩神殿トモニ中程ヲスコシ隔テ、奥ヲ神殿ニカマヘ、端ニハ神膳以下ヲ調置所トス、神殿ノ內神座ニハ八重疊、打拂ノ布、坂枕ナド云モノアリ、其ソバニ神ノスゴモトテ荒薦ヲ敷テ、其上ニ神膳ヲ御ソナエアリ、又御食薦ト云ハ主上ノ御座ナリ云云、又神今食ノ時ニモ神ノス薦御スゴモナド敷テ神膳ヲ供ゼラルヽノ由、公事根源ニ見タリ、

廣莚(ヒロムシロ)　神社殿內ニ敷ナリ

〔代始和抄〕大嘗會事

卯日は神膳を供せらる、其儀ことなる重事たるによりて委しく記すに及ばず、略○中神食を供する時、神のすごも御食ごもといふ物あり、

〔神祇提要九〕八封薦圖○圖略

凡神事之齋庭、或遷宮之路道、必布二八封薦一、

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事幷月記事

九月例

舖設略○中　蒲立薦三張

以上宛二大神宮司一、以二祭日一敷用、

〔大神宮儀式解二十八〕蒲立薦ハ加麻乃多豆古毛とよむべし、略○中古毛は小編の意といへり、立

薦は和名抄、屏障具、釋名云、綿壁以席障著於壁也、漢語抄云、防壁、（多都古毛）とあり、布單もて坐の傍を圍ふを幄といふ、その布單に代て蒲を編用なるべし、中世防壁といふもの、これにや、立薦は古くより見えて、古事記履中段歌、多遲比怒邇、泥牟登斯理勢波、多豆基母母、母知氏許麻志母能とよめり、右立薦は大神宮式神嘗祭防壁三枚これなり、いづれの人の著坐邊に用るにや、神鳳抄遠江神戸、蒲立薦七枚上るよし見ゆ、所々の神戸上るを、大神宮司より充奉るなるべし、

〔延喜式四伊勢大神宮〕九月神嘗祭

食薦廿三枚、防。壁。三枚、

〔類聚三代格一〕太政官符

定准犯科祓事

一大祓料物廿八種（略〇中）食薦六枚　薦六領（略〇中）

延暦廿年五月十四日

〔儀式一〕春日祭儀（二月十一月上申）

神部四人進執内藏幣、入授物忌、退出、物忌進納神殿、退出、神部四人各執食薦、敷神殿前、退出、次氏人五位以上下、昇神饌机、依次隊列、（以東爲首）

〔延喜式一四時祭〕祈年祭神三千一百卅二座（略〇中）

右（略〇中）致齋之日、平明奠幣物於齋院案上并案下、（所司預敷案下薦）

鳴雷神祭　食薦六枚

〔延喜式三臨時祭〕八十島神祭（中宮准之）

席薦各八枚、食薦八枚

〔延喜式三臨時祭〕凡薦三百七十八枚、攝津國以神税交易、送此官、充年中祭料、

〔延喜式三十八掃部〕六月神今食前一日、設小齋五位已上座於神祇官、當日略〇中酉刻折薦帖、狹帖、短帖、折薦、葉薦、簀、山城食薦、寮造食薦各八枚、是謂八物、置於中院、付神祇官、即裝束神嘉殿、

〔延喜式八祝詞〕遷却祟神祭詞

進幣帛者、明妙照妙和妙荒妙爾備奉氏、見明物止鏡、翫物止玉、射放物止弓矢、打斷物止大刀、馳出物止御馬、御酒者𤭖戶高知、𤭖腹滿雙氏、米爾毛穎爾毛、山爾住物者、毛乃和物、毛能荒物、大野原爾生物者、甘菜辛菜、靑海原爾住物者、鰭廣物鰭狹物、奧津海菜邊津海菜爾至万氏爾、横山之如久八物爾置足氏、奉留宇豆之幣帛乎、皇神等乃御心毛明爾、安幣帛乃足幣帛止平久聞食氏、祟給比健給事無久氏、山川乃廣久淸地爾遷出坐氏、神奈我良毛鎭坐世止稱辭竟奉止申、

〇按ズルニ、祝詞考ニ八物ハ八取机物ちふ事、古事記にも他にも有、そを略て八物と書たり、〇中略多くの獻物食物を數々の机に置て獻るをいふ、ト云ヘルハ誤ナラン、サルハ前條引ク所ノ延喜掃部式ヲ見テ知ルベシ、

〔延喜式三十八掃部〕年料鋪設

六月神今食十二月神今食、十一月大嘗祭亦同、御料黃帛端短帖一枚、方四尺〇中略葉薦八枚、折薦八枚、蔣食薦八枚、山城食薦八枚、

〔延喜式考異七掃部〕蔣食薦　諸本頭注、以蔣二十圍、以赤絲編也、今切荒薦作也、但方四尺許、亦只稱食薦者、編竹歟、何者別稱蔣食薦之故、

〔延喜式三十八掃部〕諸司年料

神祇官諸祭料、狹席五十八枚、〇中略折薦卅四枚、御井東宮鎭魂料二枚、御巫等奉齋神祭料十二枚、四面御門神春秋祭料八枚、六月十二月御卜所料十八枚、道饗祭料四枚、葉薦十六枚、鎭花祭料四枚、春秋大忌風神二祭十枚、御井東宮鎭魂祭料二枚、食薦一百八十五枚、平野、春日、大原野春秋祭料各廿四枚、鳴雷神春秋祭料十二枚、御巫等奉齋神祭料卅一枚、四面御門神春秋祭料卅二枚、六月十二月御卜所料四枚、每月晦御贖料廿四枚、御川水神春秋祭料十枚、

薦

〔神風抄〕遠江國

新神戸内三度御祭、〇中略蒲立薦七枚、外宮略之、

〔宮主秘事口傳〕大嘗會者、神膳之供進、第一之大事也、〇中略延慶度先考調進御持參之式目、〇中略

一寸尺等事

神食薦

延慶二年記云、神食薦、攝政殿〇冬平御房仰云、何寸哉云々、兼夏宿禰申云、長五尺、弘三尺候、又仰云、短帖長四尺五寸、或四尺也、其上ニ敷ハ以外廣也云々、申云、舊記所見如此也、後日兼彦宿禰云、正安之度、五尺ハ長之間切縮云々、〇中略

文保二年記云、神膳、〇中略次神食薦二枚、御食薦二枚、今度寸法依勅定長二尺五寸、弘一尺三寸、

〔公事根源六月〕神今食　十一日

神殿に入御あり、神座の東にたつみひきに半疊を敷て御座とす、主上御面をたゞしくしてつかせたまふ、〇中略神のすごも御すごもなど敷て神膳を供せらるゝ儀有、

〔大嘗會神饌調度之圖〕大嘗會神饌之具寸法

神食薦悠紀一枚主基一枚

長四尺、付木綿、但切白紙而二所付貫之、あみめ五所あり、掃部頭調進之、徹却之後は内せん給りて清浄の山に埋む、

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事并月記事

九月例

鋪設〇中略　席薦三張　蒭薦廿張〇中略

以上宛大神宮司、以祭日敷用、〇中略

敷簀二枚

已上神服麻續二氏神部仕奉、

〔大神宮儀式解二十八〕麻簀は阿佐須とよむべし、〈又平須さよまん歟〉簀は透の義なり、古き物語など簾の
すきかげなどいへる併考べし、これは食物を居る具なり、もとは全く麻もて作れば麻簀の稱
あれど、後は葦にて作りしも、もとの名を以て麻簀といふ、年中行事〈秘抄〉に、麻簀ト謂フハ、長サ一
尺五寸許、弘サ一尺斗ニ編也、濱名神戸所濟云云とあり、〈簀は品々あり、又食机等の下に敷料あり、又坐の料あり、又飲具あり、掃部式簀十
六枚とあるは敷用る料なるべし、大膳式上、簀四枚、置供物料、民部式下、置簀とあるは敷用る料なるべし、萬葉四、大伴三依歌、古、人乃令食有、吉備能酒、病者為便無、貫簀賜牟、主殿式、貫簀、伊勢物
語たらひのぬきすを打やりければ、たらひの水になくかげのうつるを、虚空物語、志ろかねの御たらひ、ぢんなまろにけづりたるぬきすと見ゆるは、調度物にて、たらひの下敷料なり、〉右
麻簀を鋪設の條に收しは設物なればなり、大神宮式神嘗祭條と參へ考るに、右麻簀前簀二十
三張見えずて、食薦廿三枚あり、延暦の比は麻簀前簀といふを、後には食薦といひ改めつれど、
簀は同じ物なり、〈食薦も、食單も、須古毛といふ、須は簀なり、食の字を用るは、食事に用る物なればなり、氣古毛とよむは、字に迷ひしひがよみなり、〉神鳳抄に尾
張神戸麻簀十枚上るよしみゆ、これも大神宮司より充奉る中なるべし、前簀は麻敞須とよむ
べし、前はいかなる義にや、但膳を前の物といへば、これも食物を居る料ならん、右簀大神宮式
と參考る事右にいふが如し、已上二十三張は供給の時用る料と見ゆ、

〔延喜式一四時祭〕春日神四座祭　祭神料

置簀四枚〈中略〉已上大膳職所送

〔延喜式三十三大膳〕六月神今食、十二月准此、

簀四枚〈置二供物一料〉

〔延喜式三十八掃部〕諸司年料

神祇官諸祭料、〇中略簀十六枚、〈御巫等奉レ齋神祭料十二枚、六月十二月御卜所料四枚、〉

〔延喜式齋宮三十八〕凡齋内親王入伊勢齋宮者、於太極殿高御座左直東戸、設御座東向、薦帖各二枚、上鋪二六尺御帖一枚、後樹屛風、自御前東去一間設使幣薬薦一枚、

〔皇大神宮年中行事九月〕一十六日
大神宮神主請御座事
麻簀三枚

〔神鳳抄〕尾張國
本神戸、内宮、略〇中祭料略〇中麻簀十枚略〇中　外宮略〇中祭料略〇中葦簾三枚

參河國
本神戸内略〇中祭料略〇中短簀二十枚

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事并月記事
九月例
鋪設略〇中　麻席四張　纏薦廿張略〇中
以上宛大神宮司、以祭日敷用、

〔大神宮儀式解二十八〕麻席は安佐無志呂とよむべし、麻にてのみ作りし席なり、神代卷下、鋪設八重席薦、以延内之、仁德紀四十年三月、皇子歌、揶須武志呂、延喜式、長筵、狹筵、和名抄、說文云、筵竹席也、和名無之呂、遊仙窟云、五綵龍鬚筵、今案俗又有九條筵、依文名之、唐韵云、席薦席也、音與籍同、訓上同、職人歌合、むしろうち、うちたえていと目まばらのあらむしろいのねらるべききのかげかは、こひしさのこゝろものべぬひとりねの九條むしろもせばからぬかな、古今集戀四、よみ人不知、さむしろに衣かたしき今宵もや我をまつらんうちのはしひめ、續後撰集、大僧正慈惠、そのかみのいもゐの庭にあまれかし草のむしろも今日やまくらん、と見ゆ、適、席のたがひ、考見るべし、右麻席は大

神宮式神嘗祭、席廿四枚とあり内二十枚は次の縄席にあたれり此麻席はいづれの人の敷料にや、考得ず、縄席は那波无志呂とよむべし、縄をあみて席とする歟、或人は今の圓座といへり、和名抄、孫愐曰、蒲圓草圓座也、此間云二和良布太一とさ見ゆ、いかなるにや、大神宮式神嘗祭、席二十四枚とあり内四枚は上の麻席にあたれり此縄席はいづれの人の敷料にや考得ず、

〔延喜式一四時祭〕鳴雷神祭一座

席四枚、食薦六枚、筥籠一口、已上祭料

〔延喜式三十八掃部〕六月神今食、○中略當日、○中略酉剋、○中略裝束神嘉殿、敷長席於殿中央三間、下敷神座西隔二間敷長席、立床一脚、供御座、

諸司年料

神祇官諸祭料狹席五十八枚鳴雷神春秋祭料十二枚、御巫等奉齋神祭十枚、四面御門神春秋祭料八枚、六月十二月御卜所廿枚、同所短帖料三十枚、御川水神春秋祭料四枚、六月十二月大殿祭、同座短帖料二枚、

〔江家次第十一十一月〕鎮魂祭

南庭敷筵、東西其前置机、机上置賢木、

〔執政所抄下四月〕中子日吉田祭事

社頭事

御裝束○中略弘筵六枚　長筵十枚○中略

已上藤氏家司、任所宛、令催勤之、

〔皇大神宮年中行事九月〕一十六日

大神宮神主請御座事

上筵四枚

疊

〔神鳳抄〕伊勢國飯高郡
神戸〇中略長筵二十四枚祭料〇中略裹筵十四枚、長筵六枚、
〔春日大宮若宮御祭禮圖中〕春日祭とは大宮の御神事なり、二月霜月申の日一年に兩度有、〇中略
中の日〇中略上卿御參向〇中略先祓戸社瀬織津姫也詣させ給ふ大膳職より先達て疊。筵。の御座なまうく、兩公着座あり、〇下略
〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀
頒下諸司諸國官符宣旨例
太政官符其國司
當郡鋪設疊。卅枚、短。疊。卅枚、席七十枚、長薦七十枚、簀五十枚、〇中略
右得神祇官解偁、供奉大嘗會用度幷雜色人等、且申送如件者、國宜承知、依例行之、
〔延喜式一四時祭〕六月晦日大祓十二月准此
短帖一枚
〔延喜式三臨時祭〕御巫等遷替供神裝束
黃端帖二枚長疊准床
右每御巫遷替、神殿以下改換、
〔延喜式四伊勢大神宮〕九月神嘗祭
帖廿枚、短帖廿枚、
〔執政所抄下四月〕中子日吉田祭事
社頭事
御裝束　屛風二帖　壁代二帖　絹幔十帖　疊。拾二帖高ライ三、紫九ク、〇中略
已上藤氏家司、任所宛、令催勤之、

圖

〔皇大神宮年中行事九月〕十六日

大神宮神主請御座事

疊三帖

〔神鳳抄〕參河國

本神戸内〇中略疊二十枚

〔釋日本紀八述義〕八重席薦ダヽミ

私記曰、問此何物乎、答、今新嘗祭、神今食神態之時、神座八重疊横之者也、

〔日本書紀神代二〕時彦火火出見尊就其樹下徙倚彷徨、良久有一美人、〇中略擧目視之、乃驚而還入、白其父母、〇中略海神於是鋪設八重席薦、以延内之、

〔神祇提要九〕八重疊圖〇圖略

内陣設之、大稱内陣廣狹、緣用纈繝或倭錦、

〔神祇提要九〕御茵圖〇圖略

當設之濱床之上、以白絹及靑綾制之、緣用纈繝或倭錦、

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事幷月記事

九月例

鋪設　長茵卄張　短茵卄張〇中略

以上宛大神宮司、以祭日敷用、〇中略

茵二枚〇中略

已上神服麻績二氏神部仕奉、

〔大神宮儀式解二十八〕長茵は奈賀志刀禰とよむべし、志刀禰は下寢の意なり、和名抄野王曰茵

茵褥、又以虎豹皮爲之、和名之土禰とあり、こゝにいふは皮にては作らじ、卽たゝみをいふなるべし、大神宮式神嘗祭帖廿枚これなり、縫殿式紺布端長疊八枚、天仁元年大嘗會記八尺帖六尺帖四帖以上白布緣廣四尺云々、又九尺帖又一丈二尺五寸帖と見ゆ、又台記久安六年三月五日西間敷綵綱帖二枚、東京錦茵、寬治二年記十二月十四日御元服の事にて攝政殿下太政大臣に任給ふ條京錦端茵三枚と見ゆ、これら同物と見えたり、たゝみは古事記神武段歌須賀多々美、景行段倭建命歌多々美許女、萬葉十二相因之、出來左右者、疊薦、重編數、夢西將見なとあれば、古より菅又薦なとにて作るべし、源氏物語玉かづらの卷なとの間に御しとね參らせてみきちやうばかりをへだてにて、又若菜卷下御しとねうはむしろ、又柏木卷けふはすのこにゐ給へばしとねさし出たりと見ゆ、又名伊勢物語に和眞布太とよめり、源氏物語若菜卷上つき〴〵殿上人はすのこにわらうだして、同夕霧卷南おもてのすのこにわらうださし出てとあり、和眞布太は圓座にて和名抄にも圓座をよめり、茵とは別物なり、右長茵はいづれの人の敷料にや考得ず、或人、年中行事に長筵有り、長茵と同物なるべしといへど、然にはあらじ、別なるべし、〇中略短茵は美自加志止禰とよむべし、右長茵にむかへて短茵といふ、大神宮式神嘗祭短帖廿枚これなり、神鳳抄三河國神戶上り物の中短茵七枚とあり、これも宮司より充奉る中なるべし、縫殿式紺布端短疊八枚、江次第短帖、同抄掃部寮供進皆淺黃緣半帖也、天仁元年大嘗會記短帖黃布緣とある同物なるべし、或年中行事に見ゆる宮半疊これなりといへり、右短茵はいづれの人敷料とするにや考得ず、

〔執政所抄下四月〕中子日吉田祭事

社頭事

御裝束〇中略　茵一枚請納殿　大盤四脚四人　二脚一洲藏人所一脚黑漆御隨身所上臈

已上行事出納請運之

〔神鳳抄〕參河國

本神戸(中略)新加内(中略)短茵七枚

〔神道名目類聚抄 三祭器〕大机 高机 脚長机 小ヲ小机ト云(有図略之)

同 又八脚机ト云(有図略之)

小机 其事ニ従テ皆是ヲ用ユ(有図略之)

百几 神代巻云、品物委備テ百几ニ貯テミアヘタテマツル云云、百几トハ大キナル机ト云義ナリ、百ノ人カヽエ持ノ意ナリ、

〔秦山集 六〕高机、无貫木處、當神前也、

〔古今神學類編 六十二神器〕八脚(副机 板机 切机 高机 幣臺 置物之机)

按ニ八脚机事モ其由緒、本説ニ於テハ、本記ニ無之、想フニ百取机ノ更名歟、延喜式ニ始見之耳、中臣祓訓解ニ八足机則八百萬神集、按座大八洲縁也ト云云、余謂此机制八脚、其理ニ於テハ訓解ノ説有故ニ似タリ、又外アルベカラズ、中臣祓瑞穂抄ニ或記云、八足作ル次第高一尺二寸(其餘略之)ト、此説前ノ神代傳受記ニ謂ル百取机ノ寸尺合ヒ、廣八寸筆返無之ト云云、余伊州舊傳八脚圖ヲ以令作之、其制世間ノ所用ニ大異事アリ、而シテ其幣串ノ寸尺等ハ、瑞穂抄ニ出タリ、其中ニ又祓ヲ勤ル數取ノ小備アリ、其形似將棊駒、悉叵記、又八足机ニ大小不同アリ、江次第御元服章ニ白木八脚机一脚(高三尺、弘一尺五寸、長五尺五寸、)白木八足小机(高一尺、弘一尺、長一尺五寸、)白木八足机三脚、一脚(高三尺、弘一尺五寸、長三尺五寸、)此等ノ不同、皆以依事所用分也、延曆大神宮儀式帳ニ又副机、板机、机代、折櫃、中折櫃、切机、高机、捌足、中取等ノ類アリ、延喜式ヲ考レバ、總テ祓具ノ八座置、四座置、板机、切机、幣串等ハ皆木工寮ノ所知也、卜部兼延神寶圖形ニモ、机ノ品多種アリ、幣臺圖ナド八角机ニシテ以朱塗之、別角伏金物アリ、悉ク不可記、置物机ト稱スルハ、劒璽ナド安置ノ机也トゾ、總テ祭神ニ於テ案上案下ノ官幣、神位ノ大小ニ合フ理リ式文ノ定格也、一記ニ云、切机、和名鈔ニ俎事也、開元式ニ食刀切机トアリ、

〔神事隨筆〕八足机

江家次第伊勢齋王卜定云、御禊當日晝御座間前庭敷菅圓座、爲宮主座、其南立八脚机東西妻其傍立大床、次齋王先洗手、著御禊座、○中略山槐記云、治承二年十一月十二日辛未、陰陽師等參入、加著小簀子座、奉仕御禊、不著座八足上小幣、只每度用ニ別割散米也、今神宮ニ、八足案上ニ八針トテ、幣八串アリ、小幣トハ是歟、八足机ハ祓具ニ限ラズ、神供等ヲモ居ル机ト見タリ、

〔古器考〕八足机

多ハ神祭ノ具、或御元服ノ時、御酒饌等ヲ置事アリ、且其祭ニ與ル官人ノ饗ヲモ八足ニ置ト見タリ、其制ハ江次第云、御元服儀白木八足机一脚、高二尺、廣一尺五寸、長五尺、又云、同机二脚、各高二尺五寸、廣一尺五寸、長五尺、又云、八足小机二脚、高一尺、弘一尺、長一尺五寸、カク大小アリ、其圖元文三年大嘗祭ニ、被調ヲ以テ可准知、

〔皇大神宮儀式帳〕供奉朝大御饌夕大御饌行事事

十六日夕大御饌、十七日朝大御饌爾並御筒作內人造奉御贄机爾、忌鍛冶內人造奉御贄小刀乎立氏、志摩國神戸百姓供進鮮蚫螺等、御贄乎御机上爾備置氏、禰宜內人物忌等、御贄御前追氏持立氏

開封、○中略

新宮造奉時行事幷用物事○中略

造宮使造奉物○中略

幣帛机二具○中略　御饌奉机二具○中略

一年中三節祭時給儲備幷勞作雜器事

結机捌具　上板机玖具　中机拾伍前　机代貳佰拾前○中略

造儲雜器事

結机八具　板机十一前　机代折櫃八十合　中折櫃三百合　魚机十一足　高机八足　中

取十足

〔止由氣宮儀式帳〕一年中三節祭時供給儲備事

結机八具、上机九具、板机十五前、机代二百十前、

造備雜器

結机八具、板机十一前、机代折櫃六十合、中折櫃二百餘合、切机十足、高机八足、中取十足、

〔儀式　一〕大原野祭儀

祭日平旦、所司供張如常、○中略氏人大夫已下舁神饌机、依次陳列、以東殿爲首、次神部舁酒樽參入、立諸殿前、社殿酒一樽、立一二殿間、一樽立三四殿間、爲机相配、所司酒四缶立中重、

園并韓神祭儀

其日早朝、神祇官○中略立高机。於神殿前、園神在南、韓神在北、其立机先南後北、

平野祭儀四月十一月上申

其日早旦、所司供張如常、○中略神祇官辨備神机四前、膳部以神部爲膳部十六人、舁机供之、四人舁一机、每神机四前、自今木神始焉、次久度、古開、次相殿比賣、其四前立舞殿、卜部二人執賢木前行、到社門外、左右分跪、二人執食薦、入敷神殿前、膳部入而立机、却退、訖炊女四人各執薦敷舞殿、膳部十六人舁机四前立之、○中略每神一前琴師率炊女等、盛酒肴於八。脚。机、而迎在門内、琴師南向、炊女東向、

〔儀式　一〕松尾祭儀

前祭一日、所司供張如常、○中略當中門前立。案一基、去門一許丈神祇史以幣帛二裹、令捧神部、置案上、訖祝禰宜進執幣申事、更入内殿奉之、

〔古器考〕一案机

延喜式以下諸記ヲ通考スルニ、別制アリトモ見エ、或同事ヲ互ニ稱セシモアリ、異朝ニモ既ニ

相混ジタル事見エタリ、(五雜組等)和名抄云、机唐韻云(音與几同、和名都久惡)案屬也、史記云、持案進食、唐式云、行
床牙脚、(今案、行床者食床屬也、牙脚者、今所謂牙像脚也、)又臺ハ所稱イト廣シテ、案机ヲモ臺ト稱セル處アリ、

〔延喜式 一 四時祭〕祈年祭神三千一百卅二座、(中略)
奠幣案上神三百四座(中略)
右神祇官所祭幣帛、一依前件、具數申官、三后皇太子御巫祭神各八座、並奠幣案上、(中略)致齋之日、
平明奠幣物於齋院案上幷案下、(所司預數案下幣數、)掃部寮設座於内外、(諸祭設座准此、)神祇官人率御巫等入自中
門、就西廳座、(中略)伯命云、奉班幣帛、史稱唯、忌部二人進、夾案立、史以次唱、御巫及社祝各稱唯進、忌
部頒幣帛畢、(大神宮幣帛者、置別案上、差使進之、)史還座申頒幣訖、諸司退出、
鳴雷神祭一座　高案一脚、(中略)已上祭料、
大宮賣神四座　机四前、(高各四尺、廣二尺、)切机二前、
平野神四座祭　八足案(中略)已上祭神料

〔延喜式 三 臨時祭〕大殿祭
八足机一脚

〔延喜式 四 伊勢大神宮〕九月神嘗祭
案十脚、(中略)切案十脚、高案八脚、大案十脚、

〔延喜式 三十一 宮内〕凡供奉諸司所請諸節幷年料雜器、皆起十一月大嘗會始用、中取机幷檜臼杵櫓等隨
損請替、

〔延喜式 三十二 大膳〕園韓神祭雜給料(作、並同卷)
饌案六脚、覆敷料曝布十二條、(覆長各六尺、敷長各五尺、)

〔古器考〕食案　如是稱セル物未見之、大膳式祭神條ニ、饌案ト云アリ、神饌或ハ所司ノ饌ヲ盛ト

見エタレバ、是歟、○中略内膳式、案十脚ノ中盛御饌料アリ、是歟、但此案ハ御膳ヲ厨所ニ居置料ニテ、所謂臺盤ノ事ニハアラズ、

〔延喜式 四十造酒〕踐祚大嘗祭供神料

中取案六脚、小楉十二擔、（取案高脚料）

〔江家次第 九九月〕行幸神祇官被立伊勢幣儀

正廳內東第一間敷滿薦、（東西行）其上乾巽行敷長薦一枚、其上置御幣案二所、（內宮料、外宮料、）其上置御幣、（良埦行置之）

〔兵範記〕仁安三年十一月廿二日己卯、未明出立參齋場所、○中略晚頭參大嘗宮、○中略神膳參列次第、

先伴造氏一人、以瓮懸頸、執燎、○中略

次內膳司膳部四人

二人取空盞各二口、（盛羹料）各居土高坏、以絲覆之、二人舁御羹、八足机居瓮堝二口、（一口鮑羹、一口和布羹、覆平盤、以木綿結之、）

次造酒司二人、舁御酒、八足机居、入御酒平居瓶、

次主水司二人舁粥、八足机、瓮堝四口、（粟二口、米二口、）

〔山槐記〕治承二年十一月十二日辛未、寅刻自中宮、○平德子召使走來、告御產氣候之由、則馳參候寢殿東面、○中略御產御座、女房敷敷物、○中略移御座之時、○中略陰陽師等參入、加著小簀子座、大膳權大夫安倍泰親朝臣、主稅助同時晴朝臣○中略等也、○中略奉仕御祓、（不替八足上小幣、只每度用別盛散米也、）

〔秦山集 六〕春日机橫榊黑木、以藤結之、盛供物於柏、是春日社家中、宮內少輔所傳也、

〔春日大宮若宮御祭禮圖 中〕春日祭とは大宮の御神事なり、二月霜月中の日一年に兩度有、○中略中の日、○中略上卿御參向、○中略東屋殿にて輿より御出、上卿辨束帶、○中略先祓戶社（瀨織津姬也）詣させ給

ふ、（大膳職より先達て案達の御座をまうく、兩公著座あり、）大膳職より御棚の御供とて、足高黒木机神前へ奉り、神祇官大麻にて祓有、○中略著到殿へ入らせ給ふ、○中略直會殿東のりんごの庭に、

御棚の御供　四脚（御食薦を敷立そへて、西側に北よりならべ、黒木にて作る、足付の高き棚なり、皆京都大膳職より調進し奉る、山の菓、海の魚、品々、柏の葉をぬひもりならぶ、柏の御供と云、）

御樽　二ツ○中略

神主一ノ御棚の御食薦をとりて、一御殿の神前に敷歸れば、上卿辨庭上の一御棚を左右より捧給ひ、（此時膳部を掛る）神前に備へ奉り、庭上に歸り御著座、○中略第二の御棚より末の御棚御樽迄は、社家備へ奉り、（一二ノ御殿御間に樽一ツ、三四ノ御殿御間に樽一ツ、）上卿辨召つれらるゝ、諸大夫の内、藤原氏有之候へば、此事に相加るよし、

〔蒹葭堂雜錄〕一南都春日大宮の例祭は、二月十一月兩度上の申の日に行はる、皇都より御勅使參向し給ひて、最其式嚴なり、其中に黒木の御棚、黒木机（据棚据案ともいふ）とて、神供を種々を列る案あり、皮つきの木を藤蔓にて、からみ製せしものにて、その形頗る古雅なり、木は黄櫨の變たちたるなるべし、

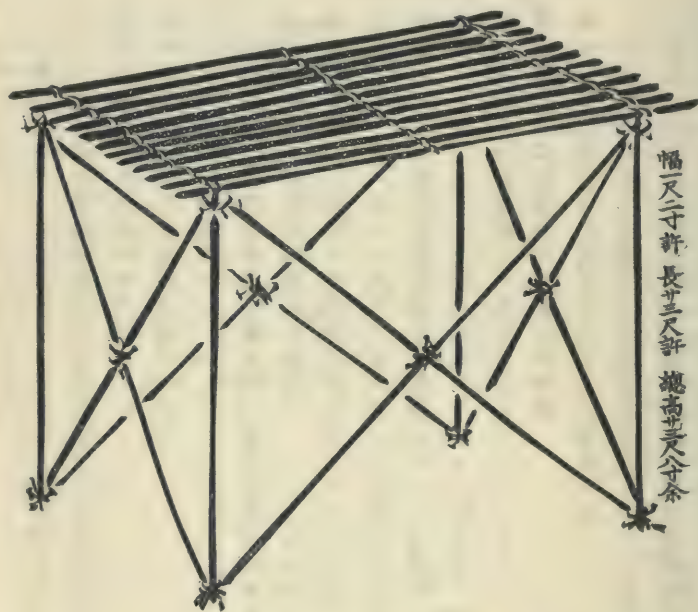
江家次第ニ云、上申日春日祭事、中略氏上卿以下賓机次第障列云々、延喜式ニ、据案一脚、据棚四脚と書たるも、則此事なり、いづれも皇都大膳職より、調進の品なるよし、黒木棚と號することは、總て皮のつきたる木をさして、黒木といふ事にして、一種の木の名にはあらず、源氏榊之卷に、黒木鳥居の事あり、花鳥餘情に、黒木は皮の付たる木を云べしとあり、案一脚は祓戸社、棚四脚は大宮四所に供し給ふ、（委くは春日祭禮圖會ニ見へたり、こゝに略す、）

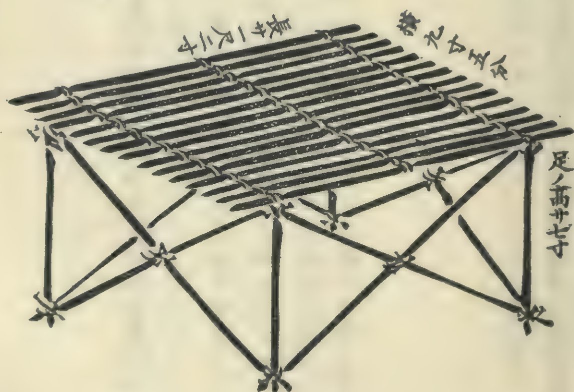
春日社黒木机之圖

小の方一脚は祓戸社に供し給ふ、祓戸社は二の鳥居の内の傍に有、祭神は瀨織津姫なりと

〔蒹葭堂雜錄二〕

春日社黑木机之圖





ぞ、

伊勢の祭式に、結机といへるもの是に同じ、苧を以てこれに楡葉を結ひつくる、神供には用ひず、官使の饗應に用ゆと聞ゆ、皮つきの木を藤かつらにて結からみて製す、

棚

〔延喜式臨時祭三〕八衢祭　棚四脚

宮城四隅疫神祭　楉棚四脚各高四尺、長三尺五寸、

〔江家次第十一十一月〕鎭魂祭

上卿以下入、自宮內省南門著曾廳、○中略東第一間立楉棚置祭物、○中略次諸司供膳、居葛筥蓋、○中略次後宮行之、○中略上宮司用二臨棚一、二人昇之、

〔八幡愚童訓下〕一條院ノ御時、自奥州奉鷹ヲハトヤト名テ御秘藏有シ程ニ、此鳥親ヲ鵰ミケリ、如何シタリケン歎ケル色外ニ顯レ、物ヲモ不喰シテ命危ク見シカバ、非只事トテ御占有ケルニ、大物思事アリ、不被放者可死之由ヲ奏聞シケレバ、日來ナヅケ愉セ給シヲ、惜ハ思食ケレ共、トテモ生マジカランニハトテ、籠ヲ被出タリシカバ、直八幡ノ幣棚ニ參テ、尾ニ付タル鈴ヲ食切テ、飛上行シカバ、ヤマ鳩ト同トモナイケリ、

輿籠

〔皇大神宮儀式帳〕新造宮御裝束用物事

御裝束物一百三十六物、漆韓櫃八具、大輿籠三具、

〔大神宮儀式解九〕大輿籠は於保許志古とよむべし、輿籠は竹にても木にても造り、物を納て持運ぶ具なるべし、臨時祭式輿籠五脚、大嘗會式由加物入輿、倉代物四十輿云々、黑木爲輿、中務式輿籠四口なども見ゆ、谷川士清輿籠と篚籠は同物なるべしといへり、右御裝束神寶等櫃に納れ、納るべからぬものは輿籠に納て送らるゝなるべし、

〔延喜式臨時祭一〕鳴雷神祭一座　篚籠一脚

〔延喜式三臨時祭〕霹靂神祭　輿籠一脚、〈中略〉已上祭料
鎮新宮地祭　堅魚五籠、〈別受二十一斤十兩一〉腊五籠、〈別受二四斤六兩一〉海藻五籠、〈別受二六斤一〉雜海菜五籠、〈別受二六斤一〉鹽五籠、〈別受二三斗一〉
蕃客送堺神祭　韓籠一口、杤一枚、夫二人、已上祭料

〔外宮子良館祭奠式下〕檜籠
徑一尺五分　板廣三分
毎三祭月、各四十八枚、岡木松原氏、持二參當館一、

籠
毎三祭月、各十箇、岩淵小田氏造二進之一、由貴御饌之具也、
徑五寸許　深三寸五分許

〔皇大神宮儀式帳〕一瀧原宮遷奉時裝束〈○中略〉
神財
御筥一合
〔大神宮儀式解十三〕御筥は美波許とよむべし、調度物を納る筥なるべし、これを荒筥ともいふ、長暦官符荒筥一合、寛正官符も同じ、調進式目荒筥一合、一尺四分四方とあり、今世も同じ、〈寛宮四〉〈宮記八月祭奠云々、以二荒筥一賜レ之と見ゆ、同物なるべし、〉

〔延喜式一四時祭〕園幷韓神三座祭
筥二合、荒筥八合、〈中略〉已上神祭料

〔延喜式三臨時祭〕凡因幡伯耆兩國所レ進相嘗祭料荒筥八十八合、〈國別四十四合〉毎年以二神税一交易、十月以前差レ使進上、

〔神道名目類聚抄三祭器〕御供箱〈ゴクウバコ〉〈○有レ圖略レ之〉

〔皇大神宮儀式帳〕一職掌雜任卌三人

土師器作物忌無位麻績部春子女　父無位麻績部倭人

右二人、卜食定補任之日、後家祓淸、年中五處神宮供奉、職掌朝夕御饌器三千二百六十口、御食神祭物、〇中略度會宮進御食神祭物、〇中略御槽十五口、〇中略已上朝夕御饌湯貴神祭物百六十五口、

〔神宮雜例集〕〔一〕二所大神宮朝夕御饌事

造₂入塲一口₁物

槽。七口　臼七口　杵七口　箕七口　桶。七口

〔倭訓栞前編二十六〕ふね　すべて物を載する器を舟といふは、御舟、屋船、覆槽(ウケフネ)、馬槽、酒槽、餅槽、抄(カミ)紙槽(スキフネ)、湯槽の類是也、字鏡、𦨞下臺曰₂舟₁、如₂今之承盤₁と見えたり、

〔延喜式四時祭二〕鎭魂祭　宇氣槽一隻、臼一口、杵二枝、

新嘗祭　供₂新嘗₁料　飯（鮨）槽二隻

〔神道名目類聚抄三祭器〕神供船(ジンクフネ)〇有ㇾ圖略ㇾ之

〔外宮子良館祭奠式下〕行桶又曰御饌御器

御筒作内人造ㇾ之、每祭各一箇、持₂參當館₁、

高八寸四分　内徑九寸四分　板厚各二分〇有ㇾ圖略ㇾ之

桶　御田神事之日、盛₂赤飯於此桶₁、自₂一禰宜家₁取ㇾ之、此桶常在₂當館₁、

口内徑一尺五寸八分　底内徑一尺四寸五分　内深一尺一寸八分

〔神道名目類聚抄三祭器〕神水桶　神事ニ用ル水器ナリ〇有ㇾ圖略ㇾ之

〔延喜式四時祭一〕春日神四座祭　祭神料

水桶二口中略已上大膳職所ㇾ造

〔大嘗會神饌調度之圖〕大嘗會神饌之具寸法

水桶

檜葉　弓絃葉　日蔭　山橘　寄木　賢木〇中略

此餘神饌調染之雜具、刀子六柄、〇中略杓四口、水桶四口、桶二口、〇中略已上大膳職、

〔神祇提要九〕供米桶圖〇圖略

以檜作之、或以白銅作之、凡行事有散米者、必用之、盛米設几上、

〔皇大神宮儀式帳〕新造宮御裝束用物事

御裝束物一百三十六物、漆韓櫃八具、

〔大神宮儀式解九〕漆韓櫃は奴理加良比都とよむべし、加良比都を音便にて加良布登とよむべし、止と豆は音通へり、此八具は御裝束物を納る料にて、大神宮式納裝束韓櫃八合所謂諸宮裝束、同納此韓櫃、とあり、後には増加て長暦官符は、本宮十合、別宮五合、寛正官符には、本宮納御裝束韓櫃六合、納御神寶幷金物韓櫃數合、別宮納御裝束韓櫃七合、納神寶金物韓櫃數合あり、今の世は本宮御料、納裝束黑漆辛櫃六合、納神寶朱漆韓櫃一合、同長辛櫃數合あり、別宮御料は此外なり、

〔神道名目類聚抄三祭器〕折櫃（オリヒツ）　御饌ヲ供ズル御膳ナリ、〇有圖略之、

〔皇大神宮儀式帳〕一年中三節祭時給儲備幷勞作雜器事

机代貳佰拾前　中折櫃七百五十合　下折櫃貳百五十四合〇中略

造儲雜器事

机代折櫃八十合　中折櫃三百合

〔止由氣宮儀式帳〕一年中三節祭時供給儲備事

中折櫃七百五十合、下折櫃二百五十四合、

折敷

造儲新器

机代折櫃六十合、中折櫃二百餘、

〔延喜式一四時祭〕鳴雷神祭一座

明櫃二合、折櫃四合、〔中略〕已上祭料

〔延喜式三臨時祭〕御巫等遷替供神裝束

韓櫃二合〔塗漆、備倚香打立、〕

右每御巫遷替御殿以下改換

〔延喜式四伊勢大神宮〕九月神嘗祭

著足折櫃八十合、折櫃二百合、

〔外宮子良館祭奠式下〕宮櫃

每三祭各三合、御筒作内人造進之、

蓋長一尺三寸　廣一尺一寸三分　緣深二寸　身長一尺二寸七分　廣一尺五寸　深七寸五分

板厚各二分〇有圖略之

〔執政所抄上正月〕上午日宮咩奠事

供物六前　在高坏、正目折敷、前別四坏、飯餅魚菓、

〔皇大神宮年中行事六月〕一十六日〇中略正權神主等幷玉串前、先贄ヲ敷之後、肴三種、箸ヲ折敷ニ居ヲ持來テ、此尾贄上ニ所居也、

〔神道名目類聚抄三祭器〕折櫃　御饌ヲ供ズル御膳ナリ、小ヲ俗ニ神ノ折敷ト云フ、

〔大江俊冬記〕安永七年二月一日、今早朝家内不殘沐浴、清火替悉濟シ、青侍沐浴濟後、神棚其外神々

高坏

ノ掃除申付畢、予髮ヲ洗、小元結等ヲ改替、沐浴、畢令神拜、先諸神先々通、次佛拜如例、家禮祝儀等、神供佛供等獻、(但神之おしき、立て同姓方へ調置給、供様にさ精進、仍今日取遣、新調用る、)

〔神道名目類聚抄祭器三〕高坏タカツキ　御饌ヲ供ズル御膳ナリ

〔執政所抄正月上〕上午日宮咩奠事

供物六前　在高坏、

〔執政所抄十二月下〕宮咩奠祭文

皇か朝廷仁令奉仕牟事は、御飯の於茂良かに、餅乃持弘女、(中略)〇土器乃加和羅加仁、高坏乃彌高々爾、橘乃立榮給比、(中略)〇夜乃守日乃守仁、守令幸女給さ倍申、

〔外宮子良館祭奠式下〕高坏

毎祭各十九基造進之、朝夕御饌調進之器也、於御氣殿所用之也、

高二寸許　徑二寸四分許(〇有圖略之)

〔神祇提要九〕高坏圖(〇圖略)

凡神前供御之物、皆盛以高坏、其制如常、大小依其社大小、今世多貴彫鐫華美也、是叔世之虚飾矣、古昔之制、撲素而不用麗藻云、

四方
三方

〔神道名目類聚抄祭器三〕四方シホウ　三方　御饌ヲ供ズル御膳ナリ(〇有圖略之)

コノ(〇穴)クリカタ、四方ニアキタルヲ四方ト云フ、三方ニアキタルヲ三方ト云フ、

〔貞丈雜記七膳部〕一ついがさねとは、衝重と書て、三方、四方、供饗の總名なり、皆ついがさね也、上の臺と下の足とをつきかさねたる物なる故、ついがさねと云なり、三方に穴をあけたるを三方と云、四方に穴をあけたるを四方と云、穴を一ッもあけざるを供饗といふ、此三品は何れも同じ形なり、

箸

一三方四方の下にゐけたる穴を、今はくりかたと云、古はげんゑやうと云、げんゑやうをゐくると云事、上﨟名之記に見へたり、げんゑやうとは眼像と書て、眼は目也、目とはゐなの事なり、目の像といふ事なり、引目、猪の目などゝ云目の字も、皆穴の事にて同意なり、

〔神祇提要九〕三方圖〇圖略

〔皇大神宮儀式帳〕土師器作物忌無位麻績部春子女　父無位麻績部倭人

右二人卜食定補任之日、後家祓淸、年中五處神宮供奉、職掌朝夕御饌器三千二百六十〇十下、一本有二四字一口、御食神祭物、〇中略御波志卅二口、〇中略度會宮進御食神祭物、〇中略御波志十五口、

陶器作内人無位磯部主麻呂

右人卜食定補任之日、後家祓淸齋愼供奉、職掌陶器物作進五所宮之雜器物、合四百六十五口、御食料、〇中略箸坩六十口、已上供給料器物、〇中略止由氣宮仁進上御食料、〇中略箸坩卅口、已上供給料器、〇下略

〔大神宮儀式解十八〕御波志は御箸なり、はしの名義いかゞなるにや、木の箸なるべし、和名抄、厨膳具、唐韻云、筯匙也、字亦作レ箸、和名波之、兼名苑云、一名扶提とあるは、今の眞名箸なり、これは忌鍛冶内人上れり、こゝにいふは土器なるべければ、匕子を波之とゑるせしといへど、よく思へば、こゝにいふは箸なるべし、鄕談正音、飯匙を伊比加比とよめり、又伊勢物語に飯匙、いひかひとあり、共に今いふ杓子の事といへり、考べし、雜例集、土師長等進物の中、御箸七前とあり、前の字によれば、匕子にはあらじ、又箸のふるく見えしは、古事記上、此時箸從二其河一流下、仲哀段、眞木灰納レ瓠、亦箸及比羅傳と見えたり、或説に土師等が進る物なれば、木箸にはあらじ、今も上れる箸臺なるべし、年中行事六月十六日にも箸臺上る事あるよしいへど、かたよりたる考なり、この物忌土器のみ上るにあらず、杵をも箕をも奉れれば、箸も奉るべし、竹箸も古くよりあり、民部式下、諸祭諸節等所レ須箸作云云、仰二饌內一令レ進と見えたるにて知るべし、

〔神宮雜例集一〕二所大神宮朝夕御饌事

造二入塌一口物一

御箸七前

〔延喜式二十三民部〕凡神祇官卜竹、及諸祭諸節等所須箸竹、柏生蒋、山藍等類、亦仰畿内令進、

〔延喜式三十一宮内〕供奉踐祚大嘗（○中略）大齋

供奉神事諸司行列

采女八人（中略）但新嘗祭加二二人、分執箸筥干物筥、

〔延喜式三十二大膳〕六月神今食、十二月准此、

箸竹八十株

〔匡房卿大嘗會記〕天仁元年十一月廿一日、（○中略）亥一刻供神膳、其次第自柏殿東、其行列次第、（○中略）十女采女也其中典水二人、一人執楊枝葛筥、納御楊枝幷刀子藁等、或説藁穗一把、十筋許、（○中略）次八女、（○中略）一人執御箸筥、納竹箸六具歟、可尋、凪竹以絲結之、入本柏四束、

〔皇大神宮年中行事六月〕一十六日（○中略）正權神主等幷玉串前、先尾贄ヲ敷之後、肴三種、箸ヲ折敷ニ居テ持來テ、此尾贄上ニ所居也、箸ハ以柏卷也、

〔壬生家記〕貞享四年大嘗會御道具（○中略）

一御箸悠紀主基十二前（○中略）

一御楊枝右同斷四ツ

〔外宮子良館祭奠式上〕五月例

下旬之中擇吉日、御田神事執行之、（○中略）

箸以薄造之二十五雙自役人取之

右（○中略）神事以前實宮、役人持參當館、

〔外宮子良館祭奠式下〕六月例

十五日　當番副物忌替ニ鳥宿干、大雜番特ニ調由貴神事用物

如レ左○中略

鐵箸　五雙

已上○中略　納宮櫃之蓋一枚、

〔大嘗會神饌調度之圖〕大嘗會神饌之具寸法

竹御箸拾二具、悠紀六、主基六、

青竹を用ゆべし、ゆふは梶の木のかは也、六具之內、强きを三具、少しよわきを三具づゝあるべし、秘說なり、長一尺七寸の竹節一つあるをおしまげてゆふにて本をゆふ、圖の如し、○圖略

御箸黑葛宮二合、悠紀主基料也

長九寸、横三寸、高二寸、貞享のたびふたはなし、元文のたびはふたあり、されども案に設る時はふたなし、是も大膳調進、內せんにわたす、ゆふしでも相添わたすなり、內膳にてとゝのへ付る、

〔壬生家記〕文政元年十一月十三日○中略

神饌物之事

一御箸筥竹ノ箸六ツヲ入、五ハ神ノ料、一ヲハ御直會料、竹一節ヲヒキマゲテ、其上ヲ糸ニテカラゲタリ、

〔蒹葭堂雜錄一〕南都春日大宮の例祭は二月十一月兩度上の申の日に行はる、○中略御供器いづれも土器なり、

御箸盤　白土

徑○一寸二分餘　徑○二寸三分　深サ四分餘○有レ圖略レ之

〔新撰字鏡五〕瓺鳥露反、小口瓶、彌加、　甕烏共反、去、甕、彌加、　瓫烏江反、三加、　甀美加

〔倭名類聚抄十六器皿〕瓺　本朝式云、瓺、〈美加、今案音長、一音仗、見唐韻、〉辨色立成云、大甕、〈和名同上〉

〔類聚名義抄九瓦〕大甕〈ミカ〉　瓺〈ミカ〉　瓺〈ミカ、モタヒ、〉

〔伊呂波字類抄雜物見〕甕〈ミカ、酒名也、〉　大甕〈同〉

〔字鏡集十五瓦〕甕〈甕同、ミカ、オホカメ、オホイナルカメ、〉　瓺〈ミカメ〉

〔廣韻去聲〕甕〈說文罌也、烏貢切、〉甕〈同上〉

〔延喜式八祝詞〕祈年祭

御年皇神等能前爾白久、〇中略初穗波千穎八百穎爾奉置氏、甕閉高知、甕腹滿雙氏、汁爾母穎爾母稱辭竟奉牟、

〔祝詞考上〕甕閉高知、甕は酒を醸かめ也、古へ酒をば醸たる甕ながら神に奉る故にこの言あり、閉は假字にて、上を略きて閉といふ古言の例なり、依て下に甕上と書し文もあり、且この閉を甕の知く唱ふるは音便也、高知の高は、その甕のたけの高きなり、知は數也、數さは繁きをいふ事、千木高知さもいひ、太敷坐さも、太知坐さもいふ類なり、甕腹滿雙氏、右には甕のたけ高きをいひ、こゝには其腹に酒を滿たゝへ且甕の數多きよしにて雙と云へり、

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事幷月記事

九月例

供奉大神宮處々神戸荷前物

甕一口〇中略

已上宛大神宮司以祭祀用之、

〔止由氣宮儀式帳〕二三節祭等幷年中行事月記事

九月例

神嘗祭爲供奉大神宮司宛奉雜用物〇中略

甕二口

忌瓫

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀
太政官符諸國司〈○中略〉
淡路國
御原郡瓫。十口〈受各一斗五升〇中略〉
右三種國所造備〈○中略〉
太政官符諸國〈毎國有符〉　應造新器
尾張國　甕。𤭯各八口　瓫五十口〈○中略〉
左辨官下左右京
甕八十口、〈毎職冊口〉作直用會料內、
太政官符民部大藏宮內三省〈○中略〉
宮內〈○中略〉　瓫四口
〔延喜式一四時祭〕春日神四座祭
釀神酒并厩使等食料〈○中略〉
庸布一段〈裹瓫四口飯　十四口料〉
園并韓神三座祭　瓫堝各十口
大宮賣神四座　瓫堝各八口
平岡神四座祭　瓫四口
〔古事記中孝靈〕大吉備津日子命、與若建吉備津日子命二柱相副而、於針間冰河之前居忌瓫而、針間爲道口、以言向和吉備國也、
〔古事記傳二十一〕忌瓫は、延佳本に伊波比倍と訓る宜し、瓫は書紀仁賢卷に、瓫此云倍と見え、貞

観儀式大嘗用度に、淡路國御原郡瓮十口各受斗五升一などを見ゆ、古へ閇に用たる字、瓮か瓫か定まらず、必一つなるべきを、形も義も似たる故に、後にまがひて、何れをも書るなるべし、故今辨へおくなり、瓮は烏貢反、説文に罌也と云て、甕と同じことなり、瓫は歩奔反、盆と同じ、和名抄には、甕字亦作瓮、和名毛太非、盆字亦作瓫、比良加、俗云保止岐、とありて、倍と云名は見えず、大抵甕は大きにして、腹大きなる物、瓫は小き物と見えたり、されど漢國にても古く用ひたるさま、二字まぎらはしく聞ゆ、今思ふに、閇には瓫の字よりは、瓮の方今少しよく當れゝば、古書に用ひたる、皆此字なるべし、書紀神武巻に、嚴瓮此云怡途背と云も見えたり、堝も魚菜を煮る瓮と云名なり、忌瓮は神祭に用る器にて、齋忌て物する故の名なり、さて居とは地を堀て、下の方をやゝ埋て置を云、略○中さて此處にも、彼水垣宮神崇段にも、軍の首途の處に、此行事のあるは、凡て國言向に出立道口にして、必爲る行事にて、ゆくさき平安て、言向竟むことを鎮ひ祈るなるべし、杣に入むとする時に、山口祭を行ふが如し、さて、其をたゞ居忌瓮而とのみ云て、神を祭るとも何とも云ざるは、古へ神を祭りて祈る事を、忌瓮居とぞ云けむ、彼萬葉十七なる歌に、伊波比倍須惠と云るなど明らかに然聞ゆ、又書紀には、いづこもいづこも潤色の文多かるすら、彼崇神の巻に、たゞ以忌瓮鎮坐於和珥坂上とのみあるをや、然るは祭祀の具はしも、種々あるが中に、取分て此物を居るをしも其行事とするは、上代の禮典にして、深き理あることなるべし、中古よりこなた、かゝる儀式の絶廢たるは、いと歎かはし、

〔廣韻上平〕瓫瓦器、亦作瓮、爾雅曰、瓫謂之缶、説文曰、盎也、盆、蒲奔切、

〔日本書紀崇神五〕十年九月、遣大彦與和珥臣遠祖彦國葺向山背、爰以忌瓮鎮坐於和珥武鐰坂上、則率精兵進登那羅山而軍之、

〔萬葉集雜歌三〕大伴坂上郎女祭神歌
久堅之天原從生來神之命、略○中齋戸乎忌穿居、竹玉乎繁爾貫垂、十六自物膝折伏、略○中
右歌者以天平五年冬十一月、供祭大伴氏神之時、聊作此歌、故曰祭神歌、

〔萬葉集挽歌三〕石田王卒之時、丹生女王作歌
吾屋戸爾、御諸乎立而、枕邊爾、齋戸乎居、竹玉乎、無間貫垂、略○下

嚴瓮

〔萬葉集挽歌三〕天平元年己巳、攝津國班田史生丈部龍麻呂自經死之時、判官大伴宿禰三中作歌、
帶乳根乃、母命者、齋忌戸乎、前坐置而、一手者、木綿取持、一手者、和細布奉、平、間幸坐與、天地乃、神祇乞禱、○下略

〔萬葉集相聞十三〕吾念、妹爾緣而者、言之禁毛、無在乞常、齋戸乎、石相穿居、竹珠乎、無間貫垂、天地之、神祇乎曾吾祈、甚毛爲便無見、

〔萬葉集十七〕大伴宿禰家持、以天平十八年閏七月、被任越中國守、取七月赴任所、於時姑大伴坂上郎女贈家持歌、
久佐麻久良、多比由久吉美乎、佐伎久安禮等、伊波比倍須惠都、安我登許能弊爾、

〔萬葉集二十〕追痛防人悲別之心作歌
安里米具里、事之乎波良波、都都麻波受、可敝理伎麻勢登、伊波比倍乎、等許敝爾須惠氐、○中略
右二月八日〈○天平勝寶七年〉兵部少輔大伴宿禰家持

〔釋日本紀述義九〕嚴瓮
發方挂之、嚴重之義、瓮者土瓶也、今世神今食新嘗祭等供神物、陶器土器此因緣也、凡嚴瓮者、祭神之土器之總名也、

〔延喜式祝詞八〕出雲國造神賀詞
伊豆能眞屋爾麁草乎伊豆能席登苅敷天、伊豆閇黑益之、○下略
〔祝詞考下〕黑益の益は、借字にて瓮なり、さて新してたけば黑く成る物故に、飯など燒くことをかくいへり、○中略こは神御食又は我齋食をも云べし、

〔日本書紀神武三〕戊午年九月戊辰、有兄磯城軍、布滿於磐余邑、賊虜所據皆是要害之地、故道路絕塞、無處可通、天皇惡之、是夜自祈而寢、夢有天神訓之曰、宜取天香山社中土、〈香山、此云介遇夜摩〉以造天平瓮八十枚、

平瓮

平瓮、此云毗邏介、幷造嚴瓮而敬祭天神地祇、嚴瓮、此云怡途背、亦爲嚴呪詛、如此則虜自平伏、嚴呪詛、此云怡途能伽辭離、天皇祇
承夢訓、依以將行、時弟猾又奏曰、倭國磯城邑有磯城八十梟帥、又高尾張邑或本云、葛城邑也、有赤銅八十梟
帥、此類皆欲與天皇距戰、臣竊爲天皇憂之、宜今當取天香山埴、以造天平瓮而祭天社國社之神、然後
擊虜則易除也、天皇既以夢辭爲吉兆、及聞弟猾之言、益喜於懷、乃使椎根津彥著弊衣服及簑笠、爲老人
貌、又使弟猾被箕、爲老嫗貌、而勅之曰、宜汝二人到天香山、潛取其巓土而來旋矣、基業成否、當以汝爲
占、努力愼歟、是時虜兵滿路、難以往還、時椎根津彥乃祈之曰、我皇當能定此國者、行路自通、如不能者
賊必防禦、言訖徑去、時群虜見二人、大咲之曰、大醜乎、大醜、此云鞅奈瀰爾句、老父老嫗、則相與闢道使行、二人得
至其山、取土來歸、於是天皇甚悅、乃以此埴造作八十平瓮、天手抉八十枚、手抉、此云多衢餌離、嚴瓮而陟于丹生
川上、用祭天神地祇、○中略天皇又因祈之曰、○中略吾今當以嚴瓮沈于丹生之川、如魚無大小悉醉而流、
譬猶被葉之浮流者、被、此云磨紀、吾必能定此國、如其不爾、終無所成、乃沈瓮於川、其口向下、頃而魚皆浮出、
隨水噞喁、時椎根津彥見而奏之、天皇大喜、乃拔取丹生川上之五百箇眞坂樹、以祭諸神、自此始有嚴
瓮之置也、時勅道臣命、今以高皇產靈尊、朕親作顯齋、用汝爲齋主、授以嚴媛之號、而名其所置埴瓮爲
嚴瓮、○中略冬十月癸巳朔、天皇嘗其嚴瓮之粮、勒兵而出、先擊八十梟帥於國見丘破斬之、

〔書紀集解 三神武〕嚴瓮之、原作瓮、據神武天皇紀改、下同、戰文曰愛瓮也、

〔新撰字鏡 五〕[illegible] 比良加　〔同 金〕[illegible] 方目、甫教二反、去、比良加、又小瓮、

〔倭名類聚抄 十六器皿〕瓫、　唐韻云、瓫蒲奔反、字亦作瓮、辨色立成云、比良加、俗云保止岐、瓦器也、爾雅云、瓫謂之缶、音不、兼名苑云、瓫一名
盂、音于、

〔箋注倭名類聚抄 四器皿〕廣韻、盆又作瓫、八十毘良加見古事記、御比良加見大神宮儀式帳、○中略按比
良平也、加與美賀由賀之賀同、比良加其形平也、廣本注末有俗云保止岐五字、按御保止岐見大神
宮儀式帳、推古紀缶、新撰字鏡、甌、瓶、瓮、壜、𡋯、皆同訓、則保止岐、非後俗語、儀式帳有御比良加御保止、

岐二名、其物不同、可知、謂保止岐爲比良加之俗名非是、

〔伊呂波字類抄〕（比雜物）瓫（ヒラカ、亦作坏、）

〔入雲御抄三下雜物〕あまつひらか　いへをはにへ、あまのたくしり（是三は神まつる具也、平て同之、）

〔釋日本紀九述義〕天平瓫

案之、平賀者盛供神物之土器也、今世伊勢大神宮御殿下、多以安置之、或說諸神參候之神座云云、

〔皇大神宮儀式帳〕陶器作內人無位礒部主麻呂

職掌陶器物作進、五所宮之雜器物、合四百六十五口、（中略）御比良加廿一口、（中略）止由氣宮仁進上、御食料、（中略）御比良加十五口、

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀

太政官符諸國司（中略）

淡路國（中略）

御原郡瓫十口、（受三各一斗五升）　比良加五十口（受三各一斗）　壹百口、（受三各一斗）

右三種國所造備（中略）

太政官符諸國（有符、參國）

河內國（中略）大比良加卅口、

〔古事記上〕於出雲國之多藝志之小濱、造天之御舍、（多藝志三字以音）而水戸神之孫櫛八玉神爲膳夫、獻天御饗之時、禱白、而櫛八玉神化鵜、入海底、咋出底之波邇、（此二字以音）作天八十毘良迦、（此三字以音）

〔古事記傳十四〕八十毘良迦、八十は數の多きを云、（中略）さて此器は今の皿、又土器（カハラケ）などの如くなる物と聞えたり、（中略）名義比良（ヒラ）は書紀に平瓮と書る如く、深からず平なる形をいふ、（式に多加須伎比良）

槲

須佐と云器も見え、又今世の膳具に比良(ヒラ)あり、都婆(ツボ)類あり、是ら皆形によれる名なり、甌(サラケ)また皿(サラ)など云名も、淺らの意なるべし、書紀に淺甕(サラケ)あり、俗言に器の淺きを、佐良(サラ)伎(キ)と云、迦(カ)は此類の器の總名と聞えて、由加(ユカ)大嘗祭式に、凡應供神御雜器者、神語曰由加物と見え、又由加十口なども見ゆ、忌瓮(ユカ)のこゝろなるべし、多志良加(タシラカ)式に見ゆ、瓺(ミカ)などあり、又埿土器(サラケカハラケ)などの氣(ケ)も通音なれば、本一名なるべし、○中略大神宮儀式帳に、天比良加十二口など見ゆ、今伊勢神宮に用る比良加(ヒラカ)、俗に盤瓦(バングリ)と云て、形は丸き盆の如く、徑八寸許、深一寸許にて、尋常の土器の如き樣なる物にて、每節有爾(ウニ)郷より貢すとなり、今も心御柱の下にも、安(オ)くことゝぞ、

〔日本書紀神武三〕戊午年九月戊辰、天皇陟彼菟田高倉山之嶺、瞻望域中、時國見岳上、則有八十梟帥、梟帥此云多稽屢、又於女坂置女軍、男坂置男軍、墨坂置焃炭、○中略復有兄磯城軍、布滿於磐余邑、磯此云志、賊虜所據、皆是要害之地、故道路絕塞、無處可通、天皇惡之、是夜自祈而寢、夢有天神訓之曰、宜取天香山社中土、香山此云介遇夜摩、以造天平瓮八十枚、平瓮此云毗邏介、并造嚴瓮、而敬祭天神地祇、嚴瓮此云怡途背、亦爲嚴呪詛、如此則虜自平伏、嚴呪詛此云怡途能伽辭離、天皇祇承夢訓、依以將行、

〔日本書紀神武三〕己未年二月辛亥、天皇以前年秋九月、潜取天香山之埴土、以造八十平瓮(ヤソヒラカ)、躬自齋戒祭諸神、遂得安定區宇、故號取土之處、曰埴安(ハニヤス)、

〔古事記崇神中〕即以意富多多泥古命、爲神主、而於御諸山、拜祭意富美和之大神前、又仰伊迦賀色許男命、作天之八十毗羅訶、此三字以音也、定奉天神地祇之社、

〔倭名類聚抄草木二十〕槲　本草云、槲、音斛、和名加之波、唐韻云、柏、音帛、和名上同、木名也、

〔箋注倭名類聚抄草木十〕本草和名云、槲和名加之波岐、一名久奴岐、源君以釣樟及擧樹爲久奴岐、故此不取是名、本居氏曰、加志波、本盛飮食樹葉之總稱、非一木之名、仁德紀葉此云箇始婆、是也、古事記御綱柏、造酒司式長目柏、萬葉集保寶我之波、催馬樂太萬加之波、皆飮食之用、槲葉亦飮食必用之物、故專其名也、凡上世飮食具多用葉、其炊飯餌或敷葉、或以葉蔽之、故名炊葉、省呼加之波也、

〔類聚名義抄木三〕槲カシハ

〔伊呂波字類抄 加植物〕槲 若葉 カシハヤ、又名タヌヤ、見本草、

〔字鏡集 五木〕槲 アフチノキ カシハノキ カシハ

〔古事記傳 三十六〕荒木田經雅云、今大神宮祭に用る三角柏は、俗に三ッ柏と云物なり、葉厚くして潤澤あり、常葉なり、俗に大名柏と云葉に似て、岐三にて鋒皆尖れり、外宮にては、今赤芽柏を三角柏として用ふれども、十二月祭にも九月と同く用る事なるに、赤芽柏は、冬は葉なければ用ひがたし、古の三角柏に非ずといへり、又伊勢の或書に、按に三節祭御遊の柏酒を、年中行事には、女官に柏を持しめ、今一人の女官、榊葉にて柏上に灑ぐと見えたり、今は杓にて榊葉の上に灑ぎて、柏を用ることと絶たり、名高き柏なれば、再興ありたき事なり、志摩國土貢(トゾ)より、今なほ忌物を貢す、其中に三角柏あり、葉の形椵の葉に似たりと云へり、是を見れば柏を用る事、中ごろ絶たりしに、今は又用るは、其後再興ありしなるべし、然れば今用る物、古のに合へりやいかゞ憶ならず、土貢と云處より絶ず貢るは、何れの柏ならむ、なほよく尋ぬべし、谷川氏云、伊勢神宮にて三角柏と云は、犬朴(イヌホホ)の木なり、大和國にては兒手柏(コノテガシハ)と云と云り、是は赤芽柏のことにや、赤芽柏は俗にあかべとも云木なり、

〔儀式 三〕踐祚大嘗祭儀
卯日、○中略時刻悠紀主基共發、自齋場、詣大嘗宮、○中略其行列也、神祇官神部四人前行、○中略次神服男七十二人、著當色布衫、并日蔭鬘、各執酒柏、所謂酒柏者、以弓弦葉挾白木、四重刺四枚、在左右、○中略次槲葉二荷、荷別四束、用卜食野柏、裹以細席、結以黒葛、蓋木綿、飾以木綿賢木、擔丁二人、部領左右各一人相夾、○中略神祇官一人、率神服男女等、到膳屋、置酒柏、退出、

〔儀式 四〕踐祚大嘗祭儀
午日、○中略造酒司人別賜柏、即受酒而飲、訖以柏爲縵而和舞、

〔延喜式 一四時祭〕鳴雷神祭一座

枡一俵〔已上祭料〕

園并韓神三座祭

柏。九十把〔已上祭料〕〇中略

〔江家次第十五踐祚〕大嘗會

卯日、〇中略最姫以下後取采女、令供清酒、不高聲、仍有此義、次姫自南戸傳取瓶子來候、最姫傳取本柏、盛酒奉天皇、

內裏式、奉柏於天皇、奉酒盛之、天皇受即灑神食上、而近代所行、姫取柏自盛、天皇受之灑神食上、以其柏便置神食之上、

如斯四度、度別易瓶供之、

〔卯日神膳次第〕大嘗會神膳事

次八女の中〇中略一人ひらでのはこをとる、〔ひらで三十二まいないれだり〕もとがしは四あり、もとがしはとは、かしはを十まいばかりかさねて、わらのはをもちて、もとのかたをゆひあはせてあるなり、或はもとがしはを、御はしのはこにいるといへり、〇中略陪膳まりとりにつけて、みきをまゐらす、まりとりへいヒをとりて、はいせんにさづく、はいせんもとがしは一をとりて、さけをもりて天皇にまゐらす、天皇とり給て、神のすごものうへの、ひらでのうへにそゝぎ給、〔みなみよりはじめてそゝぎ給べきか〕そゝぎをはりて、もとがしはをひらでの上におかせ給、〔みなみよりおかるべき歟〕或はまりとりへいヒをとりて、とのはかに立ながら候、はいせんもとがしはをとりてこれをそゝぐ、まりとり三たび右にめぐりて、うやまひてさけをもとがしはにいる、はいせんうけて天皇にまゐらす、天皇とらせ給て、ひらでの上にそゝぎ給、天皇もとがしはをとらせ給て、右御手にてやがてそゝがせ給、はいせんまゐらする事右の

手歟、もしみづからもりてまゐらせば左の手歟、かくのごとくもとがしはをまゐらすること四度、たびごとにかめをかふ、くろき二ご、しろき二ご、天皇そゝがせ給ことおなじ、もとがしははひらでのうへにおかせ給、

〔皇大神宮年中行事六月〕十七日曉、○中略清酒造并酒造内人等、自瑞垣御門、左右殿供御神酒等荒蝿御贄等、一人柏持敷、一人大杓御神酒入件柏懸、○中略高聲由貴奉由貴奉申也、

〔拾玉集五〕〔風土記○志摩〕曰、昔行基菩薩、請南天竺婆羅門僧正天竺僧佛哲、殖三角柏、爲大神宮御園、天平九年十二月十七日、致御祭之勤也、

〔釋日本紀十二述義〕御綱葉(フナカシハ)

大神宮大同本紀曰、神嘗祭以十七日直會云云、齋宮之釆女二人、御綱柏曾酒盛氏、每人給、

〔拾玉集五〕神宮之中、禮奠之間、爲永例、有長柏、謂之三角柏、件柏者、志摩國吉備嶋堺土員○貞恐員誤嶋内在山中、生木上也、吉津嶋、

〔明德記下〕大夫入道○山名義理大神宮へ參詣シテ、社中ヲ拜見シ給ニ、餘社ノ神殿ニ事替テ、心モ詞モ及バレズ、○中略抑常宮ノ祭禮ハ、○中略三角ノカシハノ盃トテ、二見ノ東ナル、サヽラ嶋ト云所ニテ、柏ノ葉ヲ取事アリ、譬ヘバ此島ケンソニシテ、陸地ヨリ通路無聞、高塩ノ絶タル時、此島ノ陰ニ船ヲ浮メテ、此柏ノ葉ヲ浪ノ上ヘ苅落ス、神杯ニ成ベキハ必浮ブ、其器ニ當ラザルハ悉ク沈テミクヅトナル、其故ヲ以神拜○一本作拜ヲ占ナフ也、是ヲ柏ノ神ト號ス、サレバ齋宮ノ歌ニモ、思カネ三角柏ノ占問ヘバシヅメバウカブ涙ナリケリ、在原ノ業平、又寢ノ夢ヲ忍カネ、柏ヲ流シテヨミタリシハ、此盃ノ事成ルベシ、其ニ去年○明德元年ノ十二月十五日、又此御祭禮也、例ニ任テ所司等アナリノ浦ヲ伺テ見テ、鹽ノ絶間ヲ待居タルニ、鹽高クタヽヘテ、礒菜ヲ取ベキ便モ無シ、又三角柏ヲ苅落スニ、一葉モウカマズ、皆沈ミテ、既ニ神拜闕所シテ、祭禮ノ違亂ト成シカバ、開闢以來其例ナシ、

葉椀
葉盤

希代ノ珍事哉トテ、禰宜神人シヨシ以下ニ至マデ、神殿ニ參籠シテ、神慮ノ及ザル事ヲ恐レツヽ、眉ヲシハメテ袖ヲシラヌ、〇下略

〔催馬樂〕美濃山

みの山に、しゝにおひたる、玉かしは、とよのあかりに、あふがたのしさや、あふがたのしさや、

〔外宮子良館祭奠式〕下三角柏　六九月二祭、自土倶鳩調進之、有秘旨、〇有図略之

〔秦山集〕六祭用柏葉、延喜式載之、今伊勢用之、數供物下、於武家鎌倉殿時、餅蒸飯盛以朴葉、朴有實朴之義、故用之、不知其始、其後人或用楮葉、藤九郎盛長遷額曰、世巳趨乎文華矣、是澁川家所傳也、禮意、以此可見、祖先之祭、或置鯉、置鯛、隨交友門族之所贈、但不過一兩尾可也、亦布朴葉加其上也、菓子亦同、此故實也、

〔倭名類聚抄〕十三祭祀具葉椀　本朝式云、十一月辰日宴會、其飲器參議以上朱漆椀、五位以上葉椀、和名久保天、

葉手　漢語鈔云、葉手、比良天、

〔日本書紀〕三神武戊午年十一月己巳、皇師大擧將攻磯城彥、〇中略遣頭八咫烏召之、時弟磯城憮然、〇中略卽葉盤八枚盛食饗之、葉盤此云毗羅耐、

〔釋日本紀〕九述義葉盤　ヒラテ柏葉盛物也

〔古今神學類編〕六十一神器葉盤葉椀

按ズルニ、神武天皇紀ニハ葉盤トカキ、式文又ハ他書ニハ、往々枚手トモ書タリ、〇中略古記文ニ、祓具ノ中ニ柏何枚枚手料ト云フ事往々アレバ、古ハ柏葉ニ盛物、後世ニ至テハ陶器ヲ柏葉ノ形ニ作リテ、八葉盤ト稱スルモノヲ見ル事アリ、神武天皇紀ニ所謂葉盤モ、八枚ヲ作リテ盛飯、八咫烏ニ備ヘシ由也、江次第大嘗會ノ事ニ、八葉盤或ハ葉盤トモアリテ、御食薦ノ上ノ外方ニ置ナド云事モアリ、又窪手ノ蓋ヲ開クナド云フ事モアレバ、窪手ニハ蓋アル物ニコソ、想フニ葉

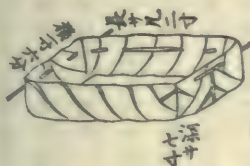
椀葉盤共ニ土器ニシテ、窪キト淺キノ異リ、同ク柏葉ノ形ニシテ、椀盤ノ字義ヲ以見ニ、其形ハ相似テ淺深ノ差ニヤ、公事ノ日、公卿ノ飯器ニハ、參議以上ハ朱漆ヲ用キ、五位已上ハ葉椀ヲ用キ、命婦三位已上ニハ爾箇、同五位已上ニハ陶器ヲ用ル事、舊史ニ分明也ト或記ニハ見エタリ、又式文ニ高盤枚盤ト云フ物アリ、枚手ノ事モ是ヲ併按ズレバ、平ナル土器タル事明ケク、又平ト枚ト通ヒテ聞ユ、大嘗式ニ本柏ヲ以テ酒ヲ盛ルトアリ、略〇中又所謂本柏窪手葉盤ナドモ、其ニ柏葉ヲ以テ作ル事ハ、御即位三箇重事記ニ見エテ、一段ノ秘訣アリト云ヘリ、ヒラデト云フノ名モ、平トハ其葉ノ形ニツキテ也、手トハ總テ何ノ手彼手ト云フ、和俗ハ是モ器ノ形ヲ稱スル古俗也、窪手ト云フモ、クボカナル形ヲ以名タルノ稱ニシテ、皆其器物ノ略稱也、彼三箇重事記ノ秘說、其梗槩ヲ云ヘバ、本柏トテ、柏ノ葉ヲ稻ノ穗ヲ以テシタヽムルヤウアリ、深秘ノ口訣也、宮主臨期ニ調ヘ申ス事、秘中ノ秘タル故ニヤ、クボ手ト云ハ、神膳ノ御菜菓物ナドヲ盛テ設ク器物也、柏ノ葉ヲ以テ、破子ノヤウニ竹ヲ張ニシテ作リタル物也、ヒラ手トハ、是モ柏ノ葉ニテ、常ノ盃ノ形ニ圓ク平キ物也ト云々、是彼記ノ略文也、

〔蒹葭堂雜錄〕一槲御膳(かしはのみけ)又槲御供(かしはのごくう)とも云

槲葉にて筥の如くに折て、細き竹にて縫製す、

槲の御供は、圖するごとく槲葉を筥のごとくに折て、細き竹にて釘製せしものなり、

帝都白河家神祇官にて行はる鎭魂祭十二月中寅日にも、槲葉を八枚圓く重て、細き竹にて綴つけ、盃のごとくに製し、中に飯を盛て神に供す、是をひらでの御供と稱す、其製小異ありといへども、槲の御食に同じ、是なん上古より葉椀葉手といへる器なるべし、



〔止由氣宮儀式帳〕御炊物忌無位神主河刀自女

父無位神主乙麻呂

右人行事、○中略大御饌料供奉御杯手五十六枚、日別奉進、○中略又湯貴進御杯手合千二百六十枚奉進、祭別四百廿枚、

〔延喜式七踐祚大嘗祭〕凡供神御雜物者、大膳職所備、多加須伎八十枚、高五寸五分、口徑七寸、無蓋、折足四所、○中略並居葉椀、久菩氏、覆以笠形葉盤、比良氏、似笠形、以木綿結垂裝飾、比良須伎八十枚、高及口徑裝飾與多加須伎同、但足不折、

〔古事記傳三十〕此は物を盛たる葉椀クボテを、多加須伎に居るなり、多加須伎を、葉椀に居るには非す、○中略かくて比良須伎に居る物も、同く葉椀に盛て、葉盤ヒラデを覆ふなるべし、其事を云はざるは、裝飾與多加須伎同といふにこめたるべし、

〔江家次第十五踐祚〕大嘗會

卯日、○中略次姫取陪役傳御食薦於最姫、最姫取鋪同疊帖○姫之上、姫等以御食手傳置御食薦上、

先置八葉盤於御食薦上之外方、○中略

次、御肴鮮干八種、置御飯左、次菓子在御肴右、御飯已下、并盛窪手、置小高坏、○中略

姫先取葉盤奉天皇、天皇取御箸御飯盛給姫、如此總十度、他物同之、便以其所加箸盛御總十度也、姫給之、置御食薦上、姫亦以葉盤奉天皇、天皇合盛八種肴於一枚、授姫給之、加盛汁物供之、總海藻等汁也、次菓子十二葉盤、列置如是、

〔古事記仲哀〕於是大后、○神功歸神言、○中略今寔思求其國者、於天神地祇、亦山神及河海之諸神、悉奉幣帛、我之御魂坐于船上、而眞木灰納瓠、亦箸及比羅傳、此三字以音多作、皆皆散浮大海以可度、故備如教覺整軍、

〔古事記傳三十〕比羅傳ヒラデは、書紀神武卷に、作葉盤ヒラテヤフ八枚、盛食饗之、葉盤此云毘羅耐、○中略比羅傳と云

は、久須氏に對ひたる名にて、淺く平なる由なり、〇中略其は書紀に葉盤と書れたる如く、葉を刺合せて作れる物なり、

〔神樂歌〕韓神

やひらでを手にとりもちてわれからかみのからをきせんやからをきせんや

〔和泉式部集〕五かみまつるひ人々きて、かしはのあるをとりて、うたかきてとせむれば、

神山のまさきのかづらくるひとぞまづやひらでのかずはかくなる

〔相模集〕夏のはじめ

てがしはにひらでをさしてこし人のいのりいでゝし人はみるらむ

四月

かみ山のかしはのくぼてさしながらおひなはる身の榮えともがな

〔新勅撰和歌集〕九神祇題しらず　惠慶法師

しもがれやならのひろ葉をやひらでにさすとぞいそぐ神のみやつこ

〔古事記傳〕三十刺は刺し作るなり、今世大嘗祭に用ひらるゝ葉盤も、柏葉を竹釘にて、盃の形に刺し作りたる物なりとぞ、

古事類苑

神祇部四十二

太占

龜卜 雜占附

古事類苑

神祇部四十二

太占

初見

太占ハ、フトマニト訓ズ、鹿ノ肩骨ヲ燒キテ、卜スルモノニテ、龜卜ニ對シテハ、鹿卜トモ云ヘリ、此法ハ、天地開闢ノ初ニ、天神親ラ伊弉諾尊、伊弉冊尊ノ爲ニ、卜シ給ヒシヲ以テ創始トス、爾後書籍上ニ見ユルモノ極メテ希ニシテ、多ク龜卜ヲ用ヰタレバ、龜卜篇ヲ參看スベシ、

〔日本書紀 一神代〕一書曰、二神〇伊弉諾尊伊弉冊尊降居彼嶋、〇磤馭盧嶋、中略、遂爲夫婦、先生蛭兒、便載葦船而流之、次生淡洲、此亦不以充兒數、故還復上詣於天、具奏其狀、時天神以太占而卜合之、乃敎曰、婦人之辭、其已先揚乎、宜更還去、乃卜定時日而降之、〇中略太占、此云布刀磨爾、

〔釋日本紀 六述義〕太占 私記曰、問是何占哉、答是卜之謂也、上古之時未用龜甲、卜以鹿肩骨而用也、謂之フトマ爾、(中略)先師說云、太占謂太町、據甲穴體者也、又問云、此卜龜卜歟、先師說云、此時卜者鹿卜也、龜卜者皇孫天降之時、太詔戸命進而述龜誓之後出來者也、但異朝モ始者鹿卜之由有所見者、

〔古事記 上〕於是二柱神〇伊邪那岐神伊邪那美神議云、今吾所生之子不良、猶宜白天神之御所、卽共參上、請天神之命、爾天神之命以布斗麻爾上、此五字以音、卜相而詔之、因女先言而不良、亦還降改言、

〔正卜考 二〕太占の卜事は、男鹿の肩骨を灼てものする卜事の稱にて、其原は高天原にして天神の始たまへる卜事になむありける、さて其布斗麻邇と云ふ義は、布斗は稱辭、麻邇は尋常に麻と云ふと同じほどの言にて、此にては神慮に任せ、神慮に隨ふ意なり、また布刀は太にて萬葉集に、眞木柱太心者とよめるがごとく、麻邇にかけて稱へたるなり、さて布刀麻邇に、卜へて

太占例

とは、鹿肩を灼きて神慮をトへ問ふに、如此體を畫て、〈いはゆる町體なり、その町は麻邇さ言なり、〉其に繫れる火坼に依りて、神慮を闕決むるによりて、やがて其體を神の麻邇の顯はるゝ處と定めて、布刀麻邇にトへてといへるなり、

〔古事記上〕故於是天照大御神見畏、閉天石屋戸而刺許母理〈此三字以音〉坐也、〈○中略〉召天兒屋命布刀玉命、〈布刀二字以音、下效之、〉而內拔天香山之眞男鹿之肩拔、而取天香山之天波々迦〈此三字以音、木名、〉而令占合麻迦那波而、〈自麻下四字以音、○下略〉

〔古史傳十一〕そも〳〵太兆の事は、上に見えたる如く、別天神たちの始給へるなるを、〈第七段、於太兆卜相、而の處、合せ考ふべし、〉其始は、何を以て何樣にして、トへ給へりと云ふこと、肯て知べからぬを、此波々迦火もて、鹿の肩骨を灼てトふる法は、此時より起れりしことと決なし、さるは此時の招禱事の物を、悉く香山より取れることは、下に取總て云が如く、最も幽妙なる由緣ありて、八意思兼神の、深思遠慮ませる御心より出たる事なるを、彼山はしも、火之迦具土神の御骸の化れる山にて、此山に鹿の住居ることも、上〈第十六段〉に云へる如く、獸てふ獸の多かる中に、此獸は、火神の御骸に生坐る、山神の御末なるに因てなるなどを思ひ合せて知らるゝなり、〈○中略〉さて上文に、高皇產靈神の兒屋根命を御前に召て、卜事を仕奉るべき由を令給へるよし見えたれば、トを爲すことの原は、產靈神の御心に出たるなれど、此事に、鹿を用ふることは、此時思兼神の、八意より出たる事になむ有ける、

〔太平記二十五〕自伊勢進寶劍事
天照大神、〈○中略〉葛城ノ天ノ岩戸ニ閉籠ラセ給ヒケレバ、六合內皆常闇ニ成テ、日月ノ光モ見エザリケリ、此時ニ嶋根見尊是ヲ歎テ、香久山ノ鹿ヲ捕ヘテ、肩ノ骨ヲ拔キ、合歡〈ハワカ〉ノ木ヲ燒テ、此事可有如何ト占ナハセ給フニ、鏡ヲ鑄テ岩戶ノ前ニカケ、歌ヲウタハヾ可有御出ト占ニ出タリ、

卜注

香久山ノ葉若ノ下ニ占トケテ肩拔鹿ハ妻戀ナセソ、ト詠ル歌ハ、則此意也、

〔堀川院御時百首和歌秋〕鹿

かご山のはゝかゞ下にうらとけてかたぬく鹿はつまごひなせそ

〔新撰龜相記甲〕天兒屋根命、天香山之眞男鹿之肩骨内拔々出、(不剝皮而取也)採天香山之母鹿木皮、火成卜、(今龜甲肩卜、本此由也)

〔日本書紀二神代〕一書曰、天兒屋命、主神事之宗源者也、故俾以太占之卜事而奉仕焉、

〔正卜考二〕主神事之宗源とは、太占卜事もて、神慮を竊知りて、天皇に告奏して、仕奉ることを主る由なり、然仕奉るが、神と君との御中執て仕奉る職なるが故に、中執臣の義にて、中臣と稱ひて、此神の子孫の職として、神事仕奉り、やがて氏の名にも呼ぶことゝなれるなり、

〔古事記中垂仁〕是御子、○(本牟智和氣)八拳鬚至于心前、眞事登波受、(此三字以音)○中略於是天皇患賜而御寢之時、覺于御夢曰、修理我宮如天皇之御舍者、御子必眞事登波牟、(自登下三字以音)如此覺時、布斗摩邇邇占相、而求何神之心、爾祟出雲大神之御心、故其御子令拜其大神宮、

〔萬葉集十四東歌〕武藏野爾、宇良敝可多也伎、麻左氐爾毛、乃良奴伎美我名、宇良爾低爾家里、

〔倭名類聚抄六國郡〕武藏國豐嶋郡占方(宇良加太)

〔萬葉集略解十四上〕古事記に、内拔天香山之眞男鹿之肩拔云々と有て、こゝは武藏野の鹿の肩骨を取て、燒占なふ故にかくいへり、うらへは占合の意也、○中略まさでにもは、眞定にも也、○中略思ふ男の名を、我は眞定に告し事も無に、父母のいぶかりて、占へ肩燒して、占に顯れたりと也、

〔奥儀抄下之下〕問云　古歌にうらへかたやきとよめるは何事ぞ

答云　公家には龜甲の御卜といふ事あり、卜部の氏のものゝ、はわかのきにてかめのかふをや

きてうらなふ也、又それに、かやうに鹿のかたのはねをやきてうらする事あり、萬葉云、
むさし野にうらへかたやきまさでにものらぬきみがなうらにいでにけり、或說には、おくのえびすの鹿のかたのはねをやきて、このうらをする也ともまうすめり、江都督の歌云、
かぐ山のは(葉)わ(若)かゝしたにうらとけてかたぬくしかのこゑきこゆなり、どよめり、もしひがゝきにや、又かたのはねをぬきてやけばかたぬくとは讀るにや、

〔袖中抄　十七〕うらへかたやき
むさし野にうらへかたやきまさでにものらぬきみが名うらにでにけり〇中略
私云、或書云、かぐ山のつまごひなせそかたぬくしかとは、是は若大和國にふえふきの明神のやしろより、はわかの木を切てたてまつりたるして、かむわざにかめのうらのする事にや、又おくのえびすのかめのこうをやくがごとくに、鹿のかたのはねを、はわかの木してやきてうらなふなり、そのかたをぬきてとるなどぞ、人はかたりはべりし、
童蒙抄云、かたぬくしかとは、むかし天照大神、あめのいはとをうちふさいで、あめのいはやにこもりいましゝ時に、思兼の神ふかくはかり、どはくたばかりて、天香來山の鹿を、いけながらとらへて、そのかたをぬきて、まかをばはなちやりて、あまのかご山のはゝかの木をねことにことして、そのかたのはねやきて、かの大神のいでまさむことをうらなふ、みうらのたばかりにかなひて、いはとをおしひらきいでましき、いまのよに、かめのこうをもちゐたり、委見古語拾遺、彼の思兼の神は、今の卜部氏遠祖也、さればかごやまは、そらにあるなり、はわかとは、木名也、ことのおこり神樂歌にみえたり、〇中略
私云、上の說等皆以不審、奥義抄に、江都督歌若僻書歟といへり、如何、終句ぞつまごひなせそと、多本侍るに相違また り、又或書云笛吹明神事、又えびすの事、共無二事歟、又童蒙抄、委見古語拾

遺云由如何、神樂のおこりは侍り、このかたぬくしかの事は不見歟、

〔塵添壒囊抄八〕占部肩燒事

彼占部肩燒トハ何ゾ、天照大神岩戸ニ籠リ御坐シケル時、思兼神深ク計遠ク謀テ、天ノ香來山ノ鹿ヲ捕ヘテ、生ナガラ肩ノ骨ヲ拔テ、鹿ヲバ返放テ、香來山ノ葉若ノ木ヲ根越ニシテ、其骨ヲ燒テ、出給ハン事ヲ占ナヒ給ヒケルニ、御占ニ叶ヒテ、岩戸ヲ開テ出在ケル也、其後モ武藏野ニテ此占ヲセラレケル事有トナム、

〔龜卜秘傳〕鹿ノ肩骨ノコト、鹿ノ肩ニ平キ骨アリ、龜甲ノ代ニ用ル程ノ大サニ造ラルヽ骨ト云ヘリ、今骨ヲ用ヒザルコトハ、灼タルヒヾレ目ノ、龜甲ニテハ見安キユヱナリ、今モ成ホド肩骨ニテトハルヽコトナリ、

〔正卜考一〕鹿の肩骨の事　伊勢貞丈主の自寫せられたる、鹿の肩骨の圖注に云、太占料、鹿肩骨圖、信友云、この圖いますこしあかねかきざまなるがうへに、卜事には無用なる注などありて、かへりて目安からざれば、こゝには省きて予別に全骨を摸圖して、この下に載せて云へることさあり、其を此にもめぐらして意得べし、右鹿骨、或人所秘藏也、予一覽作圖了、天明四年甲辰四月九日、伊勢平藏貞丈注に骨大さ圖のごとし、但鹿の大小に依るべし、牡鹿の左肩の骨を取て、一日許土に埋め、臭氣を去り、又雨を灌ぎて後用之、信友云、清流に漬し置けば、はやく臭氣去るなり、脂氣あれば、卜文現れずと云、太占を行ふには、薄き所を切て用ふ、信友云、全骨を灼試みつるに、中間の薄き所、火坼廣く互れり、全骨一枚ながらも、一度の用に充べし、切て用ひなば、坼離るゝこと多かるべし、また灼にも便わろかるべし、なほよく試むべし、と注されたり、

〔正卜考一〕もろこし籍、魏志東夷傳に、倭人云々、其俗擧事行來有所云爲、輒灼骨而卜、以占吉凶、先告所卜、其辭如令龜法、視火坼占兆と云へり、此書著せる陳壽は、西晉の元康七年六十五にて死れりと、晉書に見えたり、書紀の紀年をもて推考るに、吾朝應神天皇の廿八年に當れり、然れば此書の成たるに、おほよそ神功皇后の御世の末より、應神天皇の御世の始つかたに當るべし、そのかみ既く、もろこし人の皇國に參渡り來て見たる趣を

記せる書のありけるを取りて載たるものなるべし、

〔令集解職員二〕神祇官（○中略）卜兆（件云、問答、兆者、燒二牛馬骨等一、）

〔正卜考三〕武藏國人、橘三喜が、一宮順拜記と云ふ書に、元祿九年上野國の一宮貫前大明神社に詣たるに、神司の語りけらく、當社の古傳に、鹿の肩骨を拔て薄く磨て淨火もて灼て占ふる事ありといへる由記したるを見て、なほよく聞かまほしくて、彼神社近きわたり傾したまへる、安中の板倉殿の家人松原茂岡を中人にて、彼社司にかへさひ問尋ねて、云おこせたる趣を書つく、上野國の一宮、甘樂郡貫前大明神、（神祇式に、甘樂郡貫前神社、臨時祭式には、拔鉾神社、或作二貫前一とあり、續文粹康和二年の文には、獻二御幣於拔鉾社一と見えたり、今拔鉾とも書て常には字音にバツムと唱ふとぞ、）年中七十五度の祭事の中に、（種々古儀なる事ありとぞ、）卜鹿神事といふがあり、（卜鹿と書て、ウラワカと唱ふ、正しくはウラヘカといふべし、またウラヤキとも云ひて、字には卜燒と書く、）其は毎年二月と十二月の上の申日より中の卯日までに恆例として、同郡秋畑村より捕りて獻れる鹿の肩骨を拔き、長四五寸許、幅三四分許りに截り磨き置きて、翌る辰の日の曉に、神人等川流に降りたち、身滌して、午刻におよびて、神前にて卜事を行ふ、そは盤上に件の肩骨を置て、忌火にて錐を燒て、骨を突て卜ふるなり、さて其錐は、豫て忌火をもて、長四寸五分、五寸ばかりに截り、其數五本を設て、柄に一より五までの數字を書て、記得とす、かくまかなひて、世間の吉凶、また殊さらに問ふべき吉凶、其はかくさく〳〵の事をもをも、ひとつひとつ其由を告して、錐を以て骨を突て卜ふるに、錐の能く貫きたるを大吉とす、通り難たるを凶とし、小吉として、すなはち凶を除くの祈禱す、錐の立ざるをば大凶として、深く畏み謹めり、（卜問の時、郷村の名を告すに、今呼ぶ名の改りて、古と變れるは、其舊の名を申す例なり、いま南蛇井村と呼ぶを、吉田里と申し、七日市村と呼ぶを、黒川の北と申すが如き、其舊名をもて申すなり、）とぞ、さてその卜事に用ひたる敗骨二枚を得ておこせたるを、またくかき摹してこゝに添ふ、

錐の痕、○は貫たるなり、◐は通り難たるなり、●は立ざるなり、　長四寸許、幅三分許、兩面とも

に磨き、骨色白し、いま一枚は少し短し、すべてこれと同じ、これ古の一のト



事にて、もとは布刀麻邇の鹿卜によりて設たるト法なるが、この社傳に遺れるものなるべし、

〔井上正鐵翁遺訓集二〕布斗麻邇

梅辻飛騨と申候もの參り、〇中略對面致し、神道の事を承り申候處、よき學者にて、其上京都加茂神職にて、神代よりの古き傳へども、其家に傳り居申候ニ付、さて〳〵難有事、少子當地へ參り、獨學を神明宮あはれみたまひて、梅辻をもつて御傳へとよろこび、三日三夜飲食をわすれいぬる事もなく相續を致し、猶加茂分雷皇大神宮の神德祭禮の節、神事大事承り、發明致し申候事多く、先年より布斗麻邇と申事、神道の大切の傳と承り居り候間、色々心をつくし候へども、其道理は分り申候へども、其式わかり不申、又先年言靈の奥傳布斗麻邇と申事ゆゑ、菅沼庄助より、言靈の奥傳布斗麻邇の傳受候へども、御存の通り、信の傳へなき人ゆゑ、只道理はおもしろく候へども、日本の易術のやうなる事にて、國家を治め安國の用にもたち兼申候、然るに分雷皇大神宮の神傳、梅辻より傳り申候處、布斗麻邇と名付申さず、分雷皇大神宮神傳と申候、則布斗麻邇の事にて、其式ふさらかに相分り、さて〳〵有難き事ニ御座候、梅辻も信の傳へなき人故に、唯々式は心得候へども、夫は只分雷皇神神事の節計り致し來り候事とばかり存居り、一向用には立不申候樣子にて御座候、猶學文も道理を盡し候計りにて、今日の用には立不申候樣子にて御座候、まつたく少子か　る小嶋〇伊豆大島に、獨り學をもとめん事を願ふを、神明あはれみたまひ、梅辻をしてつげ給ふ御事、有難く奉存候、尤梅辻事は八丈迄參り候流人故に、出船にて、只今は八丈え參り申候、右布斗麻邇の法と申候は、往古天子日々神拜の式にて、此式を日々に御勤被遊候間、天照大神の御神德顯はれ申候事に御座候、夫ゆゑ天子の仰をそむき申候ものは、皆神罪をかふむり申候事に

て御座候、

〔秦山集四〕龜卜鹿卜火占也、流棊水占也、木綿付鳥卜人占也、太占天心也、埀加翁妙達於易、自言、吾得太占之傳、易乃明矣、

名稱

龜卜 雜占附

龜卜ハ、龜甲ヲ灼キ其坼裂ノ文ヲ視テ、吉凶ヲ判ズルナリ、原來支那ノト法ノ一種ニシテ、我ガ國ニテハ之ヲ以テ太占ノ法ヲ補ヒ、朝廷ニテハ神祇官ニト部ヲ置キテ、此ニ從事セシメ、陰陽寮ノ式占等ト併セテ、疑事ヲトヽ決セシメタリ、サレド官寮其判ヲ異ニスル時ハ、特ニ官トニ從フヲ以テ例トス、

神祇官ノト部ハ、二十人アリテ、伊豆、壹岐、對馬ノ三國ヨリ徴ス、而シテ其術ニ於テハ、歷世有名ノ人ニ乏シカラズ、中ニモ伊豆ノ人卜部平麻呂ハ尤モ聲譽アリ、實ニ吉田家ノ祖ナリ、後世此術ハ大ニ衰ヘタレドモ、對馬國ニテハ、別ニ一種ノ法ヲ傳ヘタリト云フ、

尙ホト部ノ事ハ、官位部神祇官篇、幷ニ方技部式占篇等ヲ參觀スベシ、

〔伊呂波字類抄 加疊字〕龜卜（カメノウラ）

〔神道名目類聚抄 六雜〕龜卜（キボク）（カメノウラ）　龜ノ甲ヲ灼テ其ヒヾリメヲ見、兆竹ト云モノヲ立テ、ト定ム、考ル事習アリト云、

〔令義解 二僧尼〕凡僧尼卜相吉凶、（謂、灼龜曰卜、）

〔說文 三下〕卜、灼剝龜也、象灸龜之形、一曰、象龜兆之縱橫也、

〔唐六典 十四太卜署〕太卜令掌卜筮之法、以占邦家動用之事、丞爲之貳、一曰龜、二曰兆、三曰易、四曰式、凡龜占、辨龜之九類五色、依四時而用之、（一曰石龜、二曰泉龜、三曰蔡龜、四曰江龜、五曰洛龜、六曰海龜、七曰河龜、八曰淮龜、九曰旱龜、春用青靈、夏用赤靈、秋用白靈、冬用黑靈、四季之月用黃靈、上員象天、下方法地、甲有十三文、以象十二月、一文象閏、違異甲有二十八匡、法二十八宿、骨有六間、法六府、匡有八間、法八卦、文有十二柱、法十二時、故象天地、辨萬物者、灸、欲知龜神、骨白如銀、欲知龜聖、看龜下里徑正、欲知龜志、看龜十字、分四時所灼之體、而用之、春灼後左足、夏灼前左足、秋灼前右足、冬灼後右足、）

〔秦山集 二〕往古以鹿骨卜之、此衆人所共卜歟、龜卜今卜部一家爲之、但於鹿島亦有龜占、不知其法與、

卜部同否、神武紀有披占、伊勢有柏占、蓋亦上古之法也、(壹岐、對馬有神卜部、龜卜傳于今、詳見他卷、)

〔安齋隨筆前編十一〕一卜部氏、　神代太占ヲ司ドリシ家ナル故、卜部ト云、太占ハ鹿ノ肩骨ヲ拔テ、櫻桃ノ枝ヲ燒テ占フ法ナリ、或曰、卜部ハ龜トトテ、龜ヲ燒テ占フコトヲ司ドル、卜部ノトノ字ハ、龜トノトノ字也ト云、此說非也、神代ニハ太占アリ、龜トハナシ、古事記日本紀ニ太占アリ、龜トハ欽明天皇ノ御時以來アリ、日本紀ヲ見テ知ルベシ、後ニ太占ノ法絕シユヱ、龜トヲト部ニ司ドラシム、神代ニハ文字ナシ、唯詞ニテウラベト云シノミ也、後ニ其詞ヲ文字ニ寫ス時ニ、占モウラ、トモウラナルユヱニ、ト部ト書キシ也、占部トモ書ベシ、ト部ノトノ字ニ付キ泥ミテ、神代ニ龜トヲ司ドリシト云ハ誤也、神代ヨリ應神天皇ノ十四年マデハ、此國ニ文字ナシ、サレバ其間ノ事ハ、後ニ文字ヲ付タルナレバ、字ノ音訓ヲ借リテ、其詞ニアテヽ、アテ字ニ書タルナリ、サレバ、文字ノ義理ヲ以テ論ズル說ハ、古義ハ叶ハザル也、必シモ字義ニ拘リ泥ムコト勿レ、

〔令義解一職員〕神祇官

伯一人(掌神祇祭祀、中略○)卜兆、(謂卜者灼龜也、兆者灼龜縱橫之文也、凡灼龜占吉凶者、是卜部之執業、)

〔令義解二神祇〕凡常祀之外、須向諸社供幣帛者、皆取五位以上卜食(謂凡卜者、必先墨畫龜、然後灼之、兆順食墨、是爲卜食、)者充、

〔江家次第十八〕軒廊御卜

神所在

一日前足左　二日右翼一云二三皇在　三左翼　五左足一云左翼　六日右翼　八日頭　九前足左　十左翼

十一右翼　十二後足右　十三後足左　十四左翼　十五前足左　十六後足右　十七前足右　十八前足左

十九左足　廿一右足　廿二後足左　廿三後足右　廿四左頭　廿五前足左　廿六左翼　廿七後足左

廿八尾　廿九前足右　卅左翼中略○

龜卜必具五行

水（灌之）　火（放之）　木（立之）　金（爲懸水器）　土（以龜甲徹之）　水ト　火ホ　神カミ
人エミ　土多女　金エミ　木カミ　人　神

〔龜卜秘傳〕軒轅御卜曰、龜卜必具五行、水（灌之）　火（放之）　木（立之）　金（爲懸水器）　土（以龜甲徹）　水ト°　火ホ°　神ノ　木カミ°°　人又　金エミ°°　土タメ°°　私云、是陶ニ水ト火ヲ入、波々加ノ木ヲ用、斧鑿ノ金ヲツカヒ、龜甲ヲ土ノ上ニ置、五行具ル、

〔令義解六儀制〕凡國郡、皆造五行器、（謂、供其所用、得五行名、假令、以甑爲土器、火鉤爲火器、斧鑿爲木器、錯鎚爲金器、盆桶爲水器之類、）

〔龜卜秘傳〕龜卜次第

一兼從（○吉田）傳、兼日一七日齋戒、（或三日、或依則一日、卜者卜主同之、）先構大壇幷棚於東向、（壇五尺、高八寸、標柱八寸、引注連也、棚高三尺六寸、横五尺、縱三尺五寸也、）幣八本、（上榊三尺二寸、）八本、（中榊二尺五寸、）八本、（小榊一尺八寸、）各前下仁重天、八所仁並天立天、壇乃先乃棚仁置也、此外一本（太詔言命、三尺二寸、）壇乃中央仁立、（有備）又一本（中臣祓、井祭文用之、長一尺五寸、）壇乃脇机仁立之、香爐一、灯臺一、花瓶一、壇上仁並置之、其前仁甲（御宮乃上仁置之、棚手以天裹之、其絹四季乃色仁染之、）左方仁波々賀五十枚、佐末志竹五十枚置之、右方仁水器置之、向壇天有祭座、（縱横二尺五寸、）祭座乃右仁置爐、壇上登廿四盃、菓子酒器等獻之、

私云、此說ハ甲其外壇上ヘアゲ、五行ノ飾モナシ、甲ヲ包ム絹四季ノ色ヲ用ユトアリ、櫻竹モ五十トアレドモ、櫻四五本、竹一本ニテ然ル可シ、竹モ三度マデ用ユルトアルト相違ナルベシ、（但三度ハ、一座ノ内三度用ユル事ナルベシ、）

先到壇前、備神供天後、再拜志天著祭座、

伊勢祭主傳云、龜甲ノホノ方ヲ先ニシテ、兆竹ヲ甲ノ裏ニアテ、甲鑿刀ト波々加ノ木ト墨ト此三ヲ龜甲ノ表ニアテヽ、龜甲ノ表ヲ上ニシテ、各一ツニ左右ノ手ニヲ持チ、祝詞ヲ讀ミ、次ニ神降詞ヲ讀ミ、兆竹ヲ左ノ手ニ持テ、龜甲ヲ右ノ手ニ持テ、龜甲ノ頭ニ水ヲ付、又兆竹ノ上中下三

處ニ、三度水ヲ付ルナリ、水ハ陶器ニ入テ以前ニ設置ナリ、水ノ付樣ハ、上ヨリ中、中ヨリ下ニテ付終ル也、サテ兆竹ヲ上ニサシ立置也、家ニテトスル時ハ、席ニ指立ル也、サテ波々加ノ木ニ火ヲ付テ、町ノ中ニ指也、火モ以前ニ燧テ置クナリ、指樣ハ甲ノ裏カラトノ方ヨリ初テ、ホノ方へ指テ通ルコト三度也、次ニカミノ方ニ火ヲ指ス、是ハ内ヨリ初メ、外へ指テ通ルコト三度也、次ニエミノ方ニ火ヲ指ス、是モ内ヨリ初テ、外へ指テ通ルコト三度也、木ニ火ヲ付、筋へ押アテヽ口ニテ吹付ル也、其度ハ幾度ナリトモ、甲ノハ。シリト破レ響ルハネマデ、時ニヨリテトホノ一筋バカリニテモ、甲ノ破ルコト有、此時ふカミエミニ火ヲ指ニ及バズ、トホノ一筋ニテ吉凶ヲ見ル也、此内トホカ、ミエ、ミタメヲ幾度モ唱フ、サテ表へ返シ、破響タル上ニ墨ヲヌリコム也、是ハ破目ニ墨ヲ食入テ、破レヤウヲ見ン爲也、紙ヲ水ニヌラシ、甲ノ表ヲヨクヌグヒ、破目ヲ見テ吉凶ヲ占也、是ヲト食ト云也、トシ終テ、初ノ如ク兆竹ト甲鑿刀ト波々加ノ木ト墨トヲ龜甲ニ持ソヘテ、神揚(カミアゲリ)ノ祝詞ヲ讀ミ、終テ兆竹ニ付タル水ヲ以テ三度拭フ、但本ノ方ヨリ末ノ方へ拭也、龜甲ハ、常ニ作リ置、トスル時ニ臨テ、其裏町ヲ方四分バカリニ鑿也、町ヲ鑿處定ル處ナシ、表ニ疵ナキ所ヲ見テ、其裏ニホルナリ、

對馬傳云、龜甲ハ、火ニ打クベテ灼ニ非ズ、波々加ノ木ノ先ヲ灼、其火ヲ甲ニ押アテヽ、灼シテ破ルヲトノ響ヲ度トシテ終ル也、

次捧幣帛讀中臣祓、一遍壇場祓清之、

次讀祭文

高天原仁神留坐須、皇親神魯岐神魯美命、荒振神者掃平、石木草葉斷其語、詔群神吾皇御孫命者、豐葦原水穗國安平知食天降奉寄之時、謹神皇御孫尊朝之御食、夕之御食、長之御食、遠之御食、聞食可仕奉神問賜之時、住天香山白眞名鹿吾將仕奉、我肩骨内拔仁拔出、火成卜以問之給之時己致火偽、

太詔戸命進啓、白眞名鹿者、可レ知二上國之事一、何知二地下之事一、吾者能知二上國地下天神地祇一、况復人情懐悒哉、吾八十骨乾二曝日一、以二斧打一、天之千別千別、甲上甲尻、眞澄鏡取作之、以二天刀一、堀二町刺一、拂之、採二天香山之布毛理木一、造二火燧一、鑽二出天香火一、吹二著天母鹿木一、取二天香山之無節竹一、折二立卜串一、問之、曳二土者下津國八重將レ聞、曳二天者高天原八重將レ聞通、灼神方者、衆神之中、天神地祇將レ聞、正青山成、枯枯山成、青河成二白河一、白川成二青川一、國者限二退立一、天雲者限二壁立一、青雲者限二棚曳一、白雲者限二向伏一、日正縦日正横、將二聞通一焉、陸道限二馬蹄之所一レ詣、海路限二船艫之所一レ泊焉、灼二人方一者、衆人心中鬱悒之事聞正將レ知、故如二國之廣一、曳立高天、無レ所レ隱、愼而莫レ怠矣、

讀畢再拜

次甲櫻竹ヲ持、呪曰、

現二天神光一萬一千五百廿神一、鎭二地神豐一萬一千五百廿神一、總志天日本國中三千餘座、降二臨此座一、全吾咎無志、神乃敎乃如久、眞主之名某事、善仁毛惡仁毛、尊神乃御計多眞乎、

次甲ヲ前仁置、波々賀ヲ爐火仁燒、

私云、是佐萬志竹ノ後ナルベシ、

次佐萬師竹一枚取天、祝曰、

上一寸太元不測神、中一寸大小諸神、下一寸一切靈神、皆來就座、

私云、此時竹ヲ左ニ持、右ノ指二ツ置テ折カケ、三段折カケ、此ニテ土器ノ水ヲ甲ニ付、三節ノ中ゴトニ、三所ニ水ヲ付ル也、

次入二御幣筒一、

私云、是竹ヲ折前ナルベシ、次ニ火ヲ燧天炭火ヲ起志天、櫻燒楊節如二燭枝一細割用レ之也、燒燃乃時波、消天爐仁爲天、龜乃裏奥利燒也、如此アレドモ、火ハ前ニ外人燧テ、土器ニイケテ置ベシ、

次灼時仁言久
敵强久者神伊疑志加禮、敵弱久波、神和志加禮、身方强久者、江美伊發加禮、身方弱久者、江美奈胡志加禮、
次卜合志天、甲仁塗墨、
圖左ニ記ス○略圖
次散米志天、竹仁水乎三寸仁灑天、上神中神下神乎、本宮仁歸坐止申須、
私云、卜合時潔齋志天、淸淨洗米燭臺香爐花瓶淸器物用之一爐一云々トアレバ、洗米ハ散米ナルベシ、置所ハ見合スベシ、又次ニ神達乎、送申時、甲乎持天竹可水乎懸氐、上神中神下神乎、宮々倍御歸阿禮止申也、又大神中神小神止モ申也トアレドモ、此處ニテ竹ニ水ヲ付ルハアシヽ、水ハ神勸請ナレバ、前ニ付ラコヽニテ拭ベシ、
次再拜　次退下　以上
行事ノ内、トホカミエミタメ唱之、或ハ百千遍灼ノ間、タエズ唱スベシ、
〔萩原家龜卜傳〕龜卜　唯傳一子大事也、傳中深傳、秘中極秘也、
龜卜波先備筵乎、長左六寸仁切天、細割天削留、然氐末乎波、弍寸大神、弍寸中神、弍寸小神於勸請奈利、先一寸二寸三寸仁折目乎付天竹乎置也、
龜甲乎波、横五寸竪八寸仁切天、首乎波角仁志天、以玄純裹之、裏以錦帛覆衣天置也、
櫻乎波五寸許仁切天割天、五十數乎置也、
次構壇於東向天、甲櫻竹乎中央仁置也、
先到壇前利、再拜志天坐祭座天、
次中臣祓、捧幣帛、
次甲櫻竹乎波手仁持天、日本國六十餘州神乎勸請申、全吾咎無志、神之敎乃如久仕奈利、僞無識申

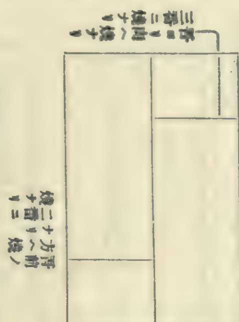
也、ト平問時、向東方氏來問也、占婦某加事レハ、不有善惡須、神御計止申也、

次以櫻氏燒之、紋卦圖如下、燒裂視甲定吉凶、

甲圖



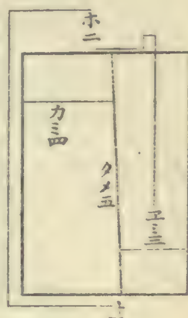
口傳云、如此先甲ノ裏ニ以墨書之、其跡ヲ灼也、何十度モ灼也、其有卦、是ヒヽラキ也、ワレメ也、



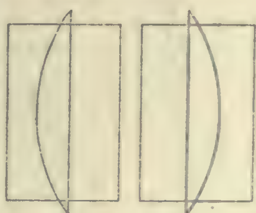
一番トノ方ヨリホノ方ヘ燒、是ハ裏ノ方ヨリ燒タル體也、

トホカミヱミタメ唱之、或百千返灼間、同唱祝之、

此事神道乃深秘奈利、又甲圖已下同



次日本國六十餘州神勸請申須
全某我爲業仁非須、善惡神乃御計止申氐、神乃御手仁任天申止申也、〇中略
卜合時潔齋志氐、淨洗米燭臺香爐花甁清器物用之、水器、一ツ爐、一ツ
次火乎燧天、炭火乎起志天、櫻燒櫻則如二場枝一細割用之也、燒燃乃時波消天、爐仁爲天龜乃裏與利燒也、
一卜乃圖 甲ノ方卦圖



出行吉也
病不吉也

出行凶也
病ハ吉也

如此乃卜波、前乃波登波乃幾多利止云、二番乃卜波、登波寄多利止云、吉凶波口傳也、私曰、龜乃久、或與曾止可云乎、五、無二別儀一、〇中略
右卜合大概註置久、以是吉凶乎可知也、雖然於無口傳波難知、能々口傳可有志、如此卜比行夫後仁、

勸請乃竹乎其滿々置天、三滿天波、卜比申也、次神遂乎送申時、甲乎持天竹耳水乎懸氏、上神中神下神乎、宮々倍御歸阿禮止申也、大神中神小神止毛申須也、周易乃蓍乃盛止、龜卜止波、三國ニ二占カタ也、努々アダ仁不可思須、又不可疑事也、神道乃深秘之、可秘々々、

〔新撰龜相記 甲〕地天神人兆五枝主治一條

凡甲有脂潤、故充時沸色變、內視共沸氣止息、甲候變曰然後充水、若視候色、甲晩失候、不能爲兆、或甲燋作赤、兆支慘烈、據推之難也、譬猶良醫診候、故曰、先擇灼手、斗於居北方、爲陰主、冬、地黑色、水脚婦女母、(主地、合注地字、號斗於上)實於居南方、爲陽主、夏、天赤色火頭父、(主天、故注天字、號實於)可彌居東方、爲男爲女(○女恐男誤)子主春、木青色神外左手、(主神、故注神字、號可彌)依彌居西方、主秋、金白色內右手、(主人、故注人字、號依彌)多米居中央、爲土主四季、月黃色、心腹、(在神人兩兆之間、故注兆字、號多米)古說如前、而後人以其主治改注、

〔新撰龜相記 甲〕凡地居北方、稱元始、掌土水、法母儀、天居南方、稱首、未顯陽德、永久息、神居東方、爲男子、總木德、呈神祇、人居西方、爲女子、掌金德、法人身、兆居中央、爲土德、四季糺吉凶、譬猶三焦在營衛中、調五味焉、故稱五兆左(○左恐主誤)治、

〔龜卜抄〕凡一穴中有五枝、其文折萬種、略而注枝名、卽卜兆五枝之內、總有百卅七卦、(○圖略)

地推云、陰、女、土、水、池、江、河、溝、澤、井、海、湖、田、畠、宅、時冬、其精辰星、期十二月、日壬癸、時亥子、晦日、獸玄武、主甲蟲、數一與六、味鹹、臭朽腐、鬪訟留連、方北、色黑、卦廿九卦、

天推云、天神、三寶、呪咀、陽、男、文書曰、垂宮事淸明顯出食物誹謗離散、精熒惑星、時夏、其期正月朔日、時巳午、獸朱雀、主飛虫、二與七、聲猛、主燈燭竈神、內丁、方南、卦廿九卦、

神推云、男、陽、木、東方、時春、其精歲星、色青、期甲乙日、時寅卯、獸青龍、聲呼、數三與八、主鱗、雲、船、車、柱、橋、味酸、公事君慶賀淸明、山野、社稷林、煮、剛風、卦卅八卦、

人推云、金、時秋、其精太白星、方西、期庚辛、時申酉、聲清、獸白獸、數四與九、主毛虫、味辛、臭腥、陰女、兵杖、作事、卦卅八卦、

兆推云（原无、今補之、）○（兆推云三字）中央、時四季、其精鎮星、位内方、期戊己、時丑未辰戌、獸黃龍、聲寬緩、主裸虫、數五與十、味甘、臭香、中旬、色黃、心腹、居座、管宍、卦三卦、

〔新撰龜相記　甲〕說、地天各廿九卦、神人各卅八卦、兆三卦々體一二條、

地天神人兆五兆、總有一百卅七卦、地有廿九卦、天亦同之、直卜、（謂堅如針兆）直内天相、（謂有右方、如侯也、）直地神太相卜、（有左方、如侯之支一二、取外相、）直地神内相卜、（左右兩方有、如三鐘之支上、）直末地神内諸相卜、（末二侯、如牛角、）廻卜、（曲右方、如牛角、）振卜、（曲左方、如牛角、）廻地内相卜、（更有支右方支、）振地神相卜、（右方有支、）振内相卜、（更如右方有支、）廻地神内相卜、（右曰内、左曰外、内有屬之、）振内外相卜、（同上）直内繼卜、（右方屬折）直外繼卜、（左方屬折）直内繼内更相卜、（繼内更有支）直内繼神相卜、（同上）直神繼内相卜、（同上）直神繼外相卜、地兩段繼卜、地神兩段繼卜、地内大副卜、（有内副支、）地神大副卜、（同上）地短卜、（擬天而短也）地切卜、（眞〈眞恐直誤〉有横支、如指、）末内繼廻卜、神繼廻卜、内繼振卜、神繼振卜、（已上明）兆會内繼卜、（神人之司曰兆、此中繼也、）神有卅八卦、（人亦同之、）直卜、（謂如仰手、）起卜、（謂北支爲兆身、神屬左、人屬右、如衝末之上、）奈具卜、（直末如牛角下曲、）伏卜、（謂秤如不平、）靜卜、（起末更直、）直卜繼押有三説、（如折不絶、所謂三説、本曰手、太、中曰手中、末者直末、此也、）起卜繼押有三説、奈具卜繼押有三説、（已上明）直卜火離押有三説、（地上立支、）有起卜火離押有三説、奈具卜火離押有三説、（已上明）直卜繼項有三説、（兆下屬折下絶）起卜繼項有三説、奈具卜繼項有三説、（已上明）切卜、（直末如折）火迅起卜、（如樹枝、）屬起卜、（直末如折起之、）火短卜、（凡神前屬神、而今短也、）神屬切天上卜、神屬切天下卜、（凡神者、有屬天切之支、但人者、自書不有屬天切之支、）兆有三卦、次卜、（神上人下）相卜、（地天神卜、如十之字、）上卜、（神下人上）一説片端會之有、次上卜、

〔五枝相卜〕五枝相

十地直前振天直前振神人詩、伏兆上、卜吉歟不吉、（地天振、地上故、）卜死哉、可愼、（推上同）來哉不來、到、得哉不得、風吹不吹、田作如何凶、市賣買凶、船行大凶、的財不吉、百事不吉、（何以故、地天振神人依皆無實、）地見天直神人直稍起兆、○（兆本書作北、今依下文改、）次、吉歟吉也、得哉遲得、（地見故也）死哉不死、（地見神人直故）來哉遲來、（地見故也）

出行不行、地見故也田作半得、高不生足屈故市賣不稱心、地見故也風吹哉不吹、地見神故也家居大吉、無祟故也卜祟氏神、地見故也
又竈神、地見故也卜病身過本病發、
地自手本振天直神人直兆次、吉歟半吉、以地甚振故也死哉重病可愼、地甚振主走故頓病不患、地振主吉病故祟進禱神心、
地振主生來待人有道、地振故也田作不吉、以地振爲無實市賣吉、以地振主往來財故風吹不吹、同推上居家不居、地振故也生子男、地振主水生木故罪人被免、地振主遷却故他亦准此可推、
地見地內相天直神人直兆相、主陰氣亦主閉塞凶歟、(歟下恐脫凶或吉字)地見地內相兆相故也得歟不得、同推上死哉卜不死、不吉故
行人不行、同推上失物在內、家人可犯虛實有、地見內相故罪人不免、同推上市賣不利、同推上生子女、地見內相陰故船行不行、
地見內相主不行祟土公及女人靈氣、地見兆相故也田作不吉、地相主虛
〔新撰龜相記甲〕凡卜雜事誓所云吉凶得不往來等方
凡用新甲、先試肩綫得實用之、肩者肩也、受減也、綫體也、主死氣、
問者以器藏隱曰、此物肩哉、卜者誓曰、地直天直人直起兆次、
凡器爲盛物、肩者受之、覆者不受、主生氣、伏主死氣、故地天共直、主器得其性、无動堅固、神人共起、主受盛物、如圓不顯兆次主開明、器性肩主陽、是以誓爾曰之、
問此物綫哉、誓曰、地內繼天迴神起人伏押兆相、地內繼主陰、陰主夜臥、又主有實、天迴問虛實主實、又主陰、兩神起主問有應、人伏主優臥、押者損傷、又主有實、兆相主應、故爾曰之、
問祭神行佛淸事、誓曰、地直天直神人共起兆次、地天共直主淸潔、神人共起、納感人事、人應、兆次主萬事無妨、
問解謝還却諸神、誓曰、地直末振天直神人直起兆次、鬼神爲仕求食、又還却群靈之神、常祠之還祭新家如此多類、地振主無留連、天直主遠行、神人共起兆次上條具見、
問造家居住雜作、誓曰、地直天直神人共起兆次、住家不樂、移徙雜作亦欲無祟、地直主無動生萬物、又

主無祟、天直天永遠照明、又主無祟、神主人命、人主人身、神人共起主和樂、兆次主人心閑明無病患、
問結婚嫁娶、智曰、地天共直神人共起兆次、
結婚嫁娶具在六禮、故禮制婚當色上下吉、次婬亂無度、則爭訴卒無、是故神明下跡、善惡示人情、地主女、天主男、陰靜陽和、玉燭无愆、男女之方、亦復如之、地天共直主天地長遠無動、神人共起兆次主男女和樂、
〔龜卜抄〕卜覆法、卜物輕重、可全否兆、若頭足發是輕物、足入是重物、若支外爲外物、支内爲内物、外支爲輕糸絹也、内支爲重錢財、若身内摧動驚人物不可食、頭内外不可食、足出爲輕浮物、其色白黄、應託根生女人所好事木薹蕈也、支發折敗物内支可食味夜辛苦、物在何手内、若得水兆者、陰判物在右手、若得木土兆火支者、此陽判物在左手内、而向何方取之木向東、火向南、金向西、水向北、夫財物之法令對明之、子與丑合、寅與亥合、卯與戌合、辰與酉合、巳與申合、午與未合、卜空實法、内勝外空、外勝内實、頭仰足發空、頭伏足入實、色依兆判、又陽青赤陰主、黄白黑、六向轉法支干法、上生下爲子、下生上爲母、上剋下爲妻財、下剋上爲官病、鬼○病恐誤上下比爲身、
甲乙曰土兆、　丙丁曰金兆、　戊己曰水兆、　庚辛曰木兆、　壬癸曰火兆、是名曰辰剋兆上下類、
甲乙曰火兆、　丙丁曰土兆、　戊己曰金兆、　庚辛曰水兆、　壬癸曰木兆、是名曰辰生兆百事大吉、
甲乙曰水兆、　丙丁曰木兆、　戊己曰火兆、　庚辛曰土兆、　壬癸曰金兆、是名曰辰狀兆百事吉、
甲乙曰木兆、　丙丁曰火兆、　戊己曰土兆、　庚辛曰金兆、　壬癸曰金兆、是名曰與日辰比目如日
六月木兆　九月火兆　十二月金兆　三月土兆此爲鬼入墓凶、甲乙日金兆、丙丁日木兆、戊己日木兆、
六月土兆　九月金兆　十二月火兆此爲鬼入墓凶、庚辛日火兆、壬癸日土兆、此身剋命凶、
〔四宮神主龜卜傳〕龜甲ヲ灼ハ、火中ニ打タベテ灼ニアラズ、婆々迦ノ木ノサキヲ灼、其火ヲ甲ニ押アテヽ是ヲ灼キ、ヒヾリ目出來タル時ハ、破ル音ノ響ヲ度トシテ終ルトナリ、
〔奥儀抄下之下〕問云、古歌にうらへかたやきとよめるは何事ぞ、答云、公家には龜甲の御卜とい

ふ事あり、卜部の氏のものゝ、はゝかのきにて、かめのかふをやきてうらなふ也、又それにかやうに、鹿のかたのほねをやきて、うらする事あり、

〔袖中抄 十七〕うらへかたやき

むさし野にうらへかたやきまさでにものらぬきみがなうらにでにけり

私考云、龜卜に五兆と云事あり、其中にための字は、人と云字を書と云云、仲實朝臣戀歌に、

はゝかびにちかへるかめのうらぐしやためとはまるはきみがあへるか

はゝかびとは、朱櫻桃火ともかき、又たゞ櫻桃ともかけり、ためには、あふと云事あり、相字をかけり、

かめのうらをば、うめのますらともよめり、師時卿歌云、

おもひかねかめのますらにことゝへばためあひたりときくぞうれしき

又萬葉歌云、うらへをもやそのちまたにうらとへてさみをあひみるたどきまらずも、同長歌云、ちはやぶる神にもかくな卜部すゑかめもなやきそ云云、

〔正卜考 一〕袖中抄に、出せる歌に、ためあひたり、ためとはしる、とよめるは、アヒタリといふは、卜辭なり、ハシルと云ふも、卜辭なるべし、上にも擧たる此歌の下にいへるがごとしまた長秋記〇本文推考ノ條ニアリに、タメタリとあるは、本傳の形名に、タメ、キレク、シミタリ凶とあるをおもへば、タリの上に、脫字ありけにきこゆ、また神火兆共、サラヒタリとあるは、カミもホも、サラヒタリといへるにて、これも卜辭なり、本傳形名に、ホサラビタリ凶とあるこれなり、但しカミにはサラヒタリと云へる卜辭は見えず

〔塵添壒囊抄 五〕悠紀主基事付卜食事

和歌集事書ニ、大嘗會ノ悠紀方主基方アルハ何事ゾ、悠紀主基共ニ卜食ノ心アレ共、先悠紀ハ神事ニ潔齋スル義也、サレバ、日本紀ニハ、齋忌ト書ナ、ユキトヨメリ、潔齋ノ故也、主基トハ、次ト云心

也、大嘗會ノ時、神祇官ニ仰テ、御門新嘗シテ聞食ス時ノ國ハ、何クカ可レ能カル一御卜アルニ、神ノ御心ニ叶ヒテ、其國ヲト思食ガ卜ニ合也、是ヲ卜食トハ云、墨ヲ以テ龜ノ形ヲ畫テ是ヲ燒クニ、ヤケテ行方ヲ卜ニ合ストハ云也、其方ノ米ヲ新嘗ニ用ラルレバ、卜食トハ申也、サレバ日本紀ニハ、食ノ一字ヲウラニアフトヨミ、新嘗ヲバ、ニハナミトヨメリ、始テ聞食シソムル故ニ、新嘗トハ云也、彼歌ニ、皆其心見タリ、〇中略 昔ハ、其國不レ定、今三箇國ヲ定樣ナルハ近來ノ事ナルベシ此トヲ龜卜ト云也、非二易卜一、

〔塵添壒囊抄 八〕占部肩燒事付龜占事 龜占人相事 香來山事

彼占部肩燒トハ何ゾ、天照大神、岩戸ニ籠リ御坐シケル時、思兼神、深ク計、遠ク謀テ、天ノ香來山ノ鹿ヲ捕ヘテ、生ナガラ肩ノ骨ヲ拔テ、鹿ヲバ返放テ香來山ノ葉若ノ木ヲ根越ニシテ、其骨ヲ燒テ、出給ハン事ヲ占ナヒ給ヒケルニ、御占ニ叶ヒテ、岩戸ヲ開テ出在ケル也、其後モ武藏野ニテ、此占ヲセラレケル事有トナン、今ハ龜ノ甲ノ占ヲ用ト云々、卜部氏ノ者、葉若ノ木ニテ、龜ノ甲ヲ燒テ占ナフト云ヘリ、彼思兼神ハ、今ノ卜部氏ノ遠祖也ト申メリ、〇中略 又此龜ノ占ニ付テ、五兆ト云事アリ、其中ニ、タメト云字ニ、人ヲ書ケリ、サレバ仲實朝臣ノ歌ニ、

ハヽカビニチカヘル龜ノ占グシヤ人ト走ハ君ガアヘルカ

ハヽカビトハ、萬葉ニハ、朱櫻桃火共書キ、又只櫻桃火共書ク、人ニアフト云事アリ、相ノ字ヲ書ケリ、又龜ノ占ヲ、龜ノマスラ共ヨメリ、師時卿之歌ニ、

思兼子龜ノマスラニ事問ヘバ人相タリト聞ゾウレシキ

〔多波禮草 中〕龜を鑽ともいひ、灼ともいひ、契ともいへり、鑽もうがつにして、灼は灼灸の灼に同じく、契は龜をうがつの鑿なり、此國に傳へし卜法を見、又卜の字を象形なりといひ、七十二鑽などゝいへる言葉を思ひ合するに、此國に傳へし龜卜は、古の遺法ならんと覺ゆ、吐うるはし昔うるは

し加身ひきのまゝ依身ひきのまゝ多女まつたしといへるは、卅のたゞしきにして、くしみつけ、さがり、あがり、りやうした、といへるは、卅の變なり、細にいへば、とゆるひた、とよりめ、ときれた、とさく、とそれた、とつひた、とゑひた、といへるは、吐の變なり、はさらひた、はみた、はきれた、はさく、はそれた、はつひた、はかくめた、といへるは、昔の變なり、かみいきゑひ、かみをたしひ、かみきれた、かみなかたへ、といへるは、加身の變なり、えみいきしひ、えみをたしひ、えみきれた、えみなかたへ、といへるは依身の變なり、ためうちとをれた、ためはかとれた、ためきれた、ためぬきとはし、つきため、といへるは、多女の變なり、おほよそト法は、卅を見てよしあしを系るなり、卜の字は、そのかたちにして、たていつゝ、よこ三つにうがち、たてをもてやき、吐よりはじむ、くはしくおもふに、よのつねにはあらず、とはかみゑみためといへるに、世の人もてはやせる說ども多し、ある人の臆說に、とは水、ほは火、いにしへの言葉ゑか也、かみは東方の震雷、木なり、今もふるき國には、いかづちする事を、をうなわらべの言葉に、かみがなり給ふといへり、ゑみは西方の兌金、兌は說なりといふ、よろこぶはゑむなり、つねの言葉に、ゑみをふくむといへるにおなじ、ためは民なり、民は人なり、春鱗夏羽秋毛冬介、おの〳〵屬する所あり、人は中央にくらゐして、六月の土に屬せるゆゑ、土をためといへるなり、龜卜の事、漢の時よりあきらかならざるにや、諸先生のいへるもうたがはしく、今のもろこしにて龜卜といへるは、其名をかりたるのみにして、まことの法にあらず、此國にては、口授秘傳なりといひて、ふるきことつたはりがたし、をしむべしといふべし、又宋人の燕石に似たることも多し、

〔昆陽漫錄三〕龜卜

龜トノ法、西土ニ傳ハラズ、反テ我國ニハ、神功皇后ノ三韓征伐ノ時ヨリ、對馬國ニ龜トノ法傳ハリタリトイヘドモ、イマダ其書ヲ見ザリシニ、對州ノ儒臣雨森氏ガ著セル狂草ニ、龜卜ノ事ヲ載

タレバ對州ニハ龜卜傳ハルコト明ナリ、

〔窓のすさび 三〕龜卜

龜卜は、對州にのこりてあり、其法、龜甲をうらより小刀にて穿ち、一寸程を薄くするを鑽龜といふ、彼地にて、タフといふ木は、刺ある木なり、それを箸のやうにして、其先に火をつけ、彼薄らけし處を裏より灼き、表にひらき入たる紋出來たるが灼龜といふ、其紋のさけやうを見て、吉凶をトす、其法は或時、吉田家より望まれしかども、傳へず、甲は乾きたるを用ゆ、生龜にあらず、

〔富常問答〕問、對馬國ニハ、龜卜の法つたはれる由を申にや、〇中略

答、龜卜神代にありし事、日本紀の私記同釋纂疏等に見えたり、〇中略

正恭云、先師成島信遍、〈漢方には風卿、字に錦江と申侍り、〉ある時物語ありしは、龜卜の法、我朝に傳のこる國々、對馬壹岐等の外、豐前宇佐宮神主家にも傳たり、有德院公方樣〇德川吉宗此事を聞召せられ、則豐前宇佐の神官、其術を傳たる者を御前に召せられ、直に龜卜の術をおこなひ試させ上覽ありし時、先師も御前に候して、ゑたしく覲給ひしに、實龜の甲を、二寸四方計に截たる物を、はゝかといふ木の枝に火を點じて、線香を取扱ごとくにして、龜の甲のうらより、所々を燒たるに、甲のわれ目表へ透て、その文をなせる所、悉史記龜卜傳に記せし文のごとくに現せり、誠にその所作をみるに、史記の文に、燒と書せずして、灼と書たる事尤なる事にて、甲のうらを、所々灸をすふる樣に、はゝかの枝に點じたる火にて燒事ゆゑ、灼とは書たるなり、これらの事目擊せざれば、古書の文字の用樣も、得と心得がたき事を始て悟たる事なり、龜卜の法、漢時に用たるを三韓に傳來し、三韓より我邦に再傳せし事にて、異邦は兩國とも、亂世改革を經て、龜卜の法斷絕せしに、我朝幸に古傳を遺し得て、漢時の龜卜の術、今に相承せし事、希代の事なり、箇樣の事も、上の御威光ゆゑ、上古の事を慥に、みる事、よろこびおもふにたへず、我等學問も、皆上の御恩に

て覺得たる事おはしとのたまへりし、享保年中の事なりとぞ、

○按ズルニ、本書一名東都問答ト云フ、富常トハ土肥經平富山ト湯淺顧常山トノ問答ヲ筆記シタルニヨリテ名ヅケタルナリ、

〔譚海 五〕本朝にて、上古卜部の龜卜を用ひられしには、對島の人、其事にあづかられたる事、令の義解にも見えたり、今なほ對島には、古の龜卜の法を傳へたる家二軒あり社人にて世々子孫是をつたへ神秘としてほかにもらさず、其龜卜の事功驗ありて、比類なき事なり、龜をやくうらかたは、上古のまゝにのこりたりとぞ、對州の儒者、雨伯陽といふもの、はじめは信せざりしが、功驗を見て感服せしとぞ、また豐前宇佐八幡宮の社家にも、龜卜の法を傳へたるあり、享保年中、江戸へ召せられ、上覽ありし事なり、當家吉田家に傳へたるは、龜の甲の形に紙をきりて置、かたはらにて香を焚、其煙の紙に燻するをもつて、吉凶をさだむる事なり、そのかたばかりを行て、甚しき驗はなし、對島に殘りたるは、誠に上古の傳にして、吉凶をたがへず、めづらしきことなりとぞ、

〔神道名目類聚抄 六祭祀〕鹿嶋神宮卜定 常州鹿島神宮ニアリ　鹿嶋神宮ニ物忌ト云女官ヲ定ル時ニ龜ノ甲ヲ灼事アリ、女子ノ七八歲以上十二三歲以下イマダ經水アラザルモノヲエラビテ物忌ニ定ム、アラカジメ件ノ女子二人ヲ以一百日神事ヲツトメ、滿ズル日神前ニ鼎ヲ立、龜ノ甲二枚ヲ設各女子ノ名ヲ記シ、是ヲ鼎ニモリテ早朝ヨリ暮ニ及マデ是ヲ灼、物忌ニ定ベキ女子ノ名ヲ記セル甲ハ少モ灼損ズル事ナシ、物忌ニナルマジキ女子ノ名ヲ記ス甲ハ焦レテ灰トナル、是ヲ以物忌ヲ定、物忌ニ立テバ必長生ナリ、然レドモ一生經水ヲ見ズト云、

〔正卜考 二〕鹿島神宮の物忌初任の時の卜法は、龜甲二枚に、二人の女子の名を分記し、熾炭もて灼に、物忌に任べき方は、焦れて灰となる、是をもて物忌を卜定むといへるは、坼によりてトふるにあらざれば違へるが如くなれど、すべて二方なることを、一方に卜定むる時には、然するも古の

一方にさゐるべき、

〔延喜式 三臨時祭〕凡年中所用龜甲、總五十枚爲限、(紀伊國中男作物十七枚、阿波國中男作物十枚、交易六枚、土佐國中男作物十枚、交易四枚、三)但齋內親王還入野宮用料龜甲十三枚、臨時申辨官、仰所出國、送納此官、每月充之、

〔正卜考 一〕作龜甲次第

龜甲ノ表ヲ磨滑ニシテ、裏ノ方モスキテ、如圖(圖略)作之、トスル時ニ、其裏ニ町ヲ鑿ルナリ、町ヲホル處定ル處ナシ、表ニ瑕モナキ處ヲ見テ其裏ヲホルナリ、或ハ鹿ノ肩骨ニテモスルナリ、作ル事同前ナリ、

元文傳云、龜の甲を取、いかにも淸き所に置、雨露にうたせ、一年にても、二年三年にてもさやらし(さやらしの方言なり)入用の程に鋸にて引切、さやらしあげ、占を問ひ申樣にこしらへ候事、　口授云、龜甲のこしらへやう、龜甲を放ち、其甲を用ゆ、其甲の表の皮をとる、皮をとらすに磨けば、璘理の如くになる、それにては用にたゝず、其璘理のごときを去るに習あり、甲に水をかけて、屋上に上げ置て、日に晒して(上に擧たる元文傳に、さやらしさ云へるは如此晒す由さきこゆ、)乾かし、乾けば、又水を灌ぎ、如此數度なれば、自然に端よりむくれてとるゝなり、其むくれたる跡を砥にてよく磨けば鏡のごとくになるなり、磨き惡ければ、さけ目見えぬものなり、(龜兆傳に、晉八十骨(甲也)乾曝日、以犁(小斧)打云々、甲尻冀澄鏡取作之、)

〔龜卜抄〕凡試新龜知可用以不、當先試臥立虛實、兆得頭內足外者立、頭外足內者臥、頭足內者實、頭足外者虛也、

〔新撰龜相記 甲〕分用龜甲條數

凡龜甲有首尾中、於首尾破於正從、分爲兩枚、枚別辟得六條、(總十二條百所○百恐誤)破之背、謂此甲尻、(一曰緣本也)○緣恐誤、謂甲上、(一曰末)其頸之左右各一條、謂此頸甲、亦曰主、(○主恐圭誤)主甲、(一曰假)次一條謂之廣羽、(自廣長也)次一條謂之无溝、次一條謂之高羽、次一條謂之无溝、(上廣羽高羽總四條(主恐條誤)者、有如溝、而此條者無之故、)已上御卜用之、圭甲神

羽凡卜充之、

〔龜卜口授秘訣〕龜甲　一枚

龜甲寸法定ルコトナシ、大概長三寸計、横二寸五分計、龜ノ大小ニ隨テ作ルベシ、甲ハウカレ甲ヲ用ユ、ウカレ甲トハ、ウミ龜ノ甲ノ自然ト放レテ、海邊ヘウカレヨリタルヲ取用ユ、又川山ニ生レタル龜ノ甲ニテモ用ユル、龜ヲコロシ、又甲ヲ作ル日取ハ、次第ニ見ユ、甲作ル仕樣ハ、小斧ニテ、龜ノ甲ヲ右ノ圖（圖略）○ノ如ク作リナシテ、アラトニテ裏表ヨリスリ平ニシテ、又青砥ニテ表裏ヨリスリミガキ、又アハセドニテスリミガキ、能々ウツクシクスベシ、別シテ甲ノ表ノ方ヲヨクミガクベシ、ミガキアシケレバサケメ見エヌ物也、甲造終テ、絹ノフクサニ能々包ミ置ベシ、

〔四宮神主龜卜傳〕聞書

龜甲ノ事、生タル龜ノ甲ヲ放用ルニアラズ、ウカレ甲ヲ用ユ、ウカレ甲トハ、オノヅカラ放レタル龜甲ノ、大サ四尺餘五尺ニ及ブモノヽ、浪ニ浮テ流ヨリ來ルヲ取リ、トニ用ユル時ハ、大サ五六寸許ニ圖（圖略）○ノ如クニ斷テ用ユ、鹿ノ肩骨ノ事、鹿ノ肩ニ平骨アリ、龜甲ノトニ用ユル時ノ寸法ホドニ、造ラルヽ骨ナリトイヘリ、今肩骨ヲ用ヒズシテ、龜甲ヲ用ユル事ハ、灼タル時、璺目ノ龜甲ニテハ見易キユヱニ、肩骨ヲ用ヒズト云フ、肩骨ニテモ、今トテモ、トナハルヽ事ナリトゾ、

〔四宮神主龜卜傳〕龜甲ハ、卜部常ニ作リ置テ、トスル時ニ臨テ、其裏ニ町ヲ鑿テト之、

〔倭名類聚抄　十五〕朱櫻　本草云、櫻桃、一名朱櫻、（和名波々加、一云爾波佐久良、）

〔正卜考　二〕波々迦考

本草倭名に、（中略）○櫻桃一名朱櫻、胡頽子（凌冬不凋）一名朱桃、一名麥英、一名楔、（革黠反）一名荊桃、（已上四名出釋藥性）樸子、（味醶、出崔禹）一名含桃、一名荊桃、一名麥桃、（已上三名出兼名苑）和名波々加乃實、一名加爾波佐久良乃美と見えたり、又（顯昭法橋の古今集注、かにはざくらの下に、櫻桃なれば、本草には、かにはざくらとよみ、又には、はゝかともよめりといへるも、此本草ときこゆ、また色葉字類抄に載たる櫻桃

卜庭神

の訓、和名抄に同じ、此書なし、載たるものなり、醫心方〈丹波康頼撰、宮内省所蔵〉に載たるも、また同じ、其、一名朱櫻、和名波々加、一云邇波佐久良とありて、加濁波の加字脱たり、然るに和名抄の加字を書脱されたるにや、又詳く傳宮の人の脱せるにか、いづれにまれ、その加字は脱たるにて、濁波佐久良とあるには誤なり、

〔伊呂波字類抄〕〈波植物〉櫻桃〈ハヽカ〉　朱櫻

〔延喜式〈三臨時祭〉〕凡年中御卜料婆波加木皮者、仰大和國有封社令採進之、

〔延喜式〈五齋宮〉〕野宮主神司所請月料
紙二十張、筆一管、龜甲一枚、波波可五枚、〈龜甲、波波可者、神祇官所行、〉

〔四宮神主龜卜傳〕婆波迦ノ木ト云ハ、對馬ノ人ノ物語ヲ聞ニ、今爰ニ齋波佐久良ト云木ノ事ト見エタリ、

〔鹿島神宮古文書〕注進
　鹿島大神宮天葉若木事
右靈木者、明神降臨之時令隨逐、以來卜右所於社壇之傍、連枝繁葉之榮、經億載之星霜畢、而彼神樹、本朝中限當社在之歟、他社全無此種類、仍社内奇瑞之隨一也、爰奉行神事之刻、採用件木枝事多之、所謂正月四日歳山、并毎月二十七日吉凶御占、及御物忌初任之時、以彼木爲薪、燒龜甲、就其驗令撰補者也、毎奇異之祭禮、令受用之處、自去七月枯乾畢、天下重事、何事如之哉、古今更未聞如此之所例、尤可有御怖畏者歟、然則社家一同、各抽丹誠、雖所請斯木之本復、曾無驗之間、依令驚歎、粗注進言上如件、
　延文元年十月日　案主散位三田久千〈以下署名略〉

〔延喜式〈一四時祭〉〕卜御體〈訓曰於保美麻〉
卜庭神祭二座〈御卜始終日祭之〉
布二端、庸布二段、木綿八兩、麻一斤、鍬二口、酒一斗、鰒堅魚海藻各四斤、鹽二升、盆一口、坏二口、匏一柄、

栦四把、食薦二枚、席一枚、（已上祭料）龜甲一枚、竹廿株、陶椀四口、小斧二柄、甲堀四柄、刀子四枚、（已上卜料）
右所司預申官、官頒告諸司、若有侵土者、具注移送、卽中臣官二人、宮主一人、卜部八人、並給明衣、（中臣細布、宮主已下調布、）始自朔日十日以前卜訖奏聞、其日平旦預執奏文、（納漆函置案上）候於延政門外、卽副已上執奏案進、大臣、大臣昇殿上、宮内省入奏、訖出召神祇官、稱唯伯與副若祐昇、案入置庭中、勅曰參來、伯稱唯共昇、案置殿上簀子敷上、中臣官便就版位、自餘退出、内侍取奏文奉、御覽畢勅曰參來、中臣官稱唯就殿上座、披奏案徴聲奏、勅曰、依奏行之、大臣稱唯、次中臣官稱唯退出、闈司昇殿撤案置庭中、神祇官昇出、

〔延喜式（五齋宮）〕齋宮祈年祭神百十五座
大社十七座（在齋宮内）　卜庭神二座
座別絹五尺、五色薄絁各一尺、倭文一尺、木綿二兩、麻五兩、庸布一丈四尺、鍬一口、楯一枚、八座置四座置各一束、鰒堅魚各五兩、腊二升、鹽一升、海藻滑海藻雜海菜各六兩、酒二升、坩一口、
毎月晦日卜庭神祭（齋王參三時祭、卜庭神祭准此）
米酒各四升、堅魚海藻各一斤、腊二升、鹽一升、

〔古史傳十一〕卜庭神とは、太詔戸命、櫛眞智命にて、其やがて兒屋根命に坐すなり、

〔古事談（六亭宅諸道）〕龜甲御占ニハ、春日南室町西角ニ御坐スル社ヲバ、ブトノトノ明神ト申、件社ヲ此占之時ハ奉念云云、
又伊豆國大嶋下人者、皆此占ヲスルナリ、堀川院御時、件嶋下人三人上洛、召テ被占之處、皆奉仕此事者也云云、

〔新撰龜相記（甲）〕龜本社〇（中略）
太詔戸神社本社在三國、（壹岐嶋壹岐郡、大和國添上郡、對馬嶋上縣郡、）今祭卜部坊、

〔新撰龜相記 甲〕母鹿木神社本辭一條

櫛間智神社、(世鹿木神也、一云櫛玉命、)本社在二國、(壹岐嶋、大和國十市郡天香山社、)又祭卜部坊、

行馬社、(一名騎駒社、在大和國平群郡、)火燒木神也、

〔神傳鹿卜秘記〕卜庭神幷布登麻仁之秘事

鹿卜の御卜問の事を申時に祀る神を卜庭神と申奉りて、四座ませり、第一座は神牟須日神、第二座久志眞知命、第三太祝詞命、大御祖神天津兒屋根命の御別號也、第四座は雷大臣命を祭り奉る也、口豆村に鎭座す、多計の大明神と申奉るは、此四座の御祖大神を齋ひ配せ祭ると申傳へ侍き、鹿卜の御卜問有時は、多計大明神社に、一七日潔齋して、卜問奉る舊例也、

齋戒

〔新撰龜相記 甲〕爲卜齋戒一條

凡爲卜者、夕且朝定、心意和順、無有邪思、齋戒沐浴、朝旦卜之、

〔龜卜抄〕凡灼龜當護其心、上下齋等處内者、是其心君、灼其心、令龜發怒、不背眞道事也、

〔龜卜抄〕凡灼龜時、不得飮酒食宍綢横亂語、必須專心靜志淸潔、灼龜不用米里、火不欲令綻、火不令綻赤、若綻赤、兆必擁遠、吉凶不辭、(○辭恐辨誤)爲卜兆先不吉、復灼之、得吉兆法、一吉一凶、而更作兆、以兆決取後者、以爲定用、兆法三從二逆灼之已說、兆文折(○折恐拆誤)爲定更作、雖復生餘枝、尙在手者用之、已著地雖生支不用也、

擇日

〔江家次第 十入〕軒廊御卜

史記龜策傳曰、卜禁日子亥戌不可以卜及殺龜、日中如食已卜、暮昏龜之徼也、不可以卜、庚辛日不可以殺及損(○鎖一本作鑽)也、(○也一本作之)

一甲子日(不卜、龜本姓秦、名敎、字子馬、以甲子日死、故子不卜、甲子謂是、)

一庚辛日(不卜)是殺龜日也

一反支日不卜、子丑朔日六、寅卯朔日五、辰巳朔日四、午未朔日三、申酉朔日二、戌亥朔日一、

寅月午、卯月未、辰月未、巳月申、午月申、未月酉、申月酉、酉月戌、戌月戌、亥月戌、子月巳、丑月午、

一四廢日不卜、時亦准之、
春庚辛 夏壬癸 秋甲乙 冬丙丁

一朔日不卜、

一正九子 五十巳 四八十二酉 二戌 六卯 三七十一午 不卜、
青龜春用之、西座東向、 紫夏用北、座南向、 白龜秋用之、西座西向、 黑冬用南、座北向、 黃龜四季用向、其月建、

史記龜策傳曰、卜必向北、

四日 七日 廿日 以上神不在

無神日勿用卜之、亦不中、

〔新撰龜相記 甲〕忌日條 案龜經、四時之月用五色龜、忌日多焉、今此聖朝一種海龜用之、不論甲乙、唯忌子日、古老傳曰、子日卜之、九鬼罰、向反卜者、不告其實、故忌之、今子日所不無其實、

〔日本書紀 崇神五〕七年二月辛卯、詔曰、昔我皇祖、大啓鴻基、其後聖業逾高、王風轉盛、不意、今當朕世、數有災害、恐朝無善政、取咎於神祇耶、盍命神龜、以極致災之所由也、於是天皇乃幸于神淺茅原、而會八十萬神、以卜問之、是時、神明憑倭迹迹日百襲姫命、曰天皇何憂國之不治也、若能敬祭我者、必當自平矣、

〔古事記傳 二〕書紀崇神卷に命神龜云云などあるは、たゞ文章に書るのみにて、實は是も鹿を用

だるべし、

〔三代實錄 十清和〕貞觀六年十二月廿六日己卯、太宰府言、肥後國阿蘇郡正二位勳五等健磐龍命神靈池、去十月三日夜有聲震動、池水沸騰空中、東西洒落、其落東方者如布延緩、廣十許町、水色如漿、黏著草木、雖經旬日不消解、又比賣神嶺元來有三石神、高四許丈、同夜一石神頽崩、府司等決之龜筮云、應有水疫之災、

〔日本新國史 十二〕宇多天皇御宇、寛平七年乙卯、五畿七道之溝谷生靈芝、如蔓苔、受領各奏、待官之處分、而命神祇官令卜其事、命陰陽寮令占其事、卜龜當王道興隆之瑞、故天皇有御脫屣之勅機、朱雀天皇御宇、天慶二年己亥七月、連夜客星見東北之隅、從五位上淡路守安倍春村卜龜有東兵潛出之害、故依官之處分、諸國造鑄兵器、極具分以官功許其量、

〔類聚符宣抄 三〕神祇官

卜物恠事

問太宰府言上、去五月二十日解文稱、八幡宇佐宮御殿、或頽倒或寄傾恠歟、卜合、

推之、事爲公家殊無咎、依恠所不淨所致歟、若可有口舌歟、卜合、

長元五年七月二十日 相推

灼手齋院宮主代伊岐

宮主權大副卜部宿禰

少副大中臣

〔左經記〕長元八年五月十九日壬寅、及晚參內、右衞門督參入、頭辨下石淸水奏狀云、可令卜筮、即仰辨令召諸司、中臣卜部等有障不參、陰陽寮參入、仍令奏事由、於陣腋令卜、(綿狀云、在御前根本敎根云々)卜云、恠所長吏非有病僞有天下疾疫歟云々、

〔中右記〕嘉承二年四月廿八日、申行軒廊御卜、(中略)召外記、少外記兼弘小庭、神祇官陰陽寮可召之由

仰下、稱唯出了、神祇官少祐大中臣公長、龜卜長上兼俊、陰陽寮助家榮、允俊政、來著座、予召公長、(六位名許)來居膝突、下解狀可卜申由宣下、(不下外記勘文)次召家榮朝臣、(五位名朝臣)鴨社佐異可占申之由宣下、官寮卜了進占形、(留占形返進宮)召外記宮相加本解、外記勘文付藏人辨令內覽奏聞、(殿下令候御前給間也)御覽了者、追可下給者、召外記官寮可罷出之由仰下了、起座參御前、(公家御愼、天下疾疫、神事穢氣、東方兵革者、)

天永二年四月十七日己酉、去十二日、依賀茂社佐異被行軒廊御卜之處、神事不淨之由、官所卜申也、今日齋王有月障之上、雨脚殊甚、若是依如此事歟、龜卜如指掌也、　三年十一月一日甲寅、晚頭藏人辨來云、夜前川合社廻廊中門等燒亡、(中略)○予申云、早被行御卜可決事歟、神慮難知、人力不可及也、(中略)○事已分兩方、但若官寮相異者、可被依神祇官御卜、由兼所申請也、其故者、如此神事、先可用本官御卜之故也、

〔長秋記〕大治四年十月廿六日辛丑、軒廊御卜、(中略)○神祇官燒甲、卜部兼長燒之、加署盛宮、以本解入筥、以卜形予開之多メタリ、(中略)○今夜卜處依神事不信不淨、本所及天下可有疾病事之由卜申云、

保延元年四月廿二日乙丑、天下大赦、軒廊御卜、(霖雨事)○(中略)資信著軾仰云、霖雨渡旬、有何咎祟哉、令官寮卜申者、此次同辨仰可令敷座之由、辨云、近來砌下南向儲座、(東上)向其所檐溜下也、爲之如何、予云、從便宜常事也、西壁下北上東面可儲座也、仍如此、諸司置水火如常、卜部神祇祐兼長、(北上著)陰陽寮家榮朝臣、宗憲、兼時等南上著、予(○藤原師時)正笏召云、兼長朝臣、微稱居軾、仰事趣、歸座後、又召陰陽頭朝臣、仰畢各歸座、兼長座前置辛櫃、開之取出手文、開之取紙、先書事趣、次折立細竹東向、次葉若木を入火、次取甲、其次左右ノ指入水、次呪以面向身方、次燒縱橫了、以葉若木、無火之方入水、滴甲上見兆、次置甲書卜形、次圖燒目、次加禮紙置座傍、指入疊端也、兼時取手文開、先書草案傳上、取六中撰草案傳上、是依家榮朝臣請也、各書卜形、卜部書畢、待陰陽師之間、予云、且可進、仍盛辛櫃蓋、(勾狹)持來、予取之開見卦兆、如此狀云、巽艮方大神、依不淨不信致祟也者、予寄々

問云、見兆形、丑寅方其旨可然歟、辰巳方付何卜申哉、答云、以向方指申一說也、又神火兆共サラヒタリ、是又成祟之方也者、留卜形返給筥蓋、次陰陽寮又如初、○下略

〔玉海〕建久二年五月十日丁巳、今日祈雨奉幣、藏人爲使、又被進黑毛馬於二社、又有旱魃御卜兩事、上卿右衞門督云々、內記內覽宣命草、又長房內覽占形、巽乾東等神祟之由占之、巽神官寮共卜之、役夫工事已欲闕、占卜之所示可謂指掌歟、仰可院奏之由了、

〔萬一記〕正安三年四月廿五日、早旦參院、○中略可被行國郡卜定之由被仰下之、此兩事、○大嘗會、卽位女叙位、予所奉行也、秉燭以後、人々參集、○中略次神祇官人權大副卜部兼秀、同兼益、同兼淳、同兼顯、中臣權大副永宣等著座、諸司置御卜櫃并炭、次召外記、仰硯紙可持參之由、卽持參置上卿前、次大納言取紙令書國郡名、○中略次上卿召神祇官人於軾給筥、入卜文官人復座、卜訖返上之、納言召外記被開之、覽畢留前、神祇官人等退出、

〔薩戒記〕應永卅三年十二月廿八日丁亥、今日當番也、仍秉燭之後、參入宿侍了、右中辨忠長南曹弁也參入、付予奏云、依春日社怪異、可被行御卜之由被仰下、尤可然、仍明日可相觸神祇官陰陽寮、定可始潔齋歟之間、可有三箇日之逗留、然者南都使者先可令下向候歟者、此事予不知子細、然而任被申奏聞、仰云、不可被行御卜、只召取卜形於官寮、可遣社家許也、又南都使者下向事聞食了者、予以仰旨仰忠長了、

名人

〔文德實錄十〕天安二年四月辛丑、是日宮主外從五位下占部宿禰雄貞卒、雄貞者、龜筴之倫也、兄弟尤長此術、帝在東宮時爲宮主、踐祚之日爲大宮主、齊衡二年正月叙外從五位下、雄貞本姓卜部、齊衡三年改姓占部宿禰、性嗜飮酒、遂沈湎卒、卒時年卌八、

〔三代實錄二十一淸和〕貞觀十四年四月廿四日癸亥、宮主從五位下兼行丹波權掾伊伎宿禰是雄卒、是雄者壹岐嶋人也、本姓卜部、改爲伊伎、始祖忍見足尼命、始自神代供龜卜事、厥後子孫、傳習祖業、備於卜

部、是雄卜數之道尤究其要、日者之中可謂獨步、嘉祥三年爲東宮宮主、皇太子卽位之後、轉爲宮主、貞觀五年授外從五位下、十一年叙從五位下、拜丹波權掾、宮主如故、卒時年五十四、

〔三代實錄四十陽成〕元慶五年十二月五日己卯、從五位下行丹波介卜部宿禰平麻呂卒、平麻呂者伊豆國人也、幼而習龜卜之道、爲神祇官之卜部、揚火作龜、決義疑多効、承和之初、遣使聘唐、平麻呂以善卜術備於使部、〇部一本作下使還之後、爲神祇大史、

〔中右記〕大治四年三月廿五日癸卯、戌時、神祇少副兼俊卒去、年五十四、長龜卜也、

〔延喜式三臨時祭〕凡年中御卜料兆竹者、植於宮中閑地、臨事採用、

〔延喜式三十四木工〕卜鑿四柄、鑷二口、

右十一月新嘗會御卜料充神祇官、六月十二月神今食亦同、

〔長秋記〕天承元年八月十二日丙子、依召參院、以師行被仰云、龜卜長上卜部兼政神祇大祐也死去後、彼氏者面々稱雄、此事偏但輕王者、汝知此事云々、此間欲習存其旨、可勘見文簿也者、予申云、更無知事、先朝堀川院御宇、自對馬上洛金師知此事、仍召御前令諮問之間、侍其座、如形聞兆名許、而近日常依仰卜之、誠不知案內候事也、於兆名大略可令申候、此次抄物少々下給一見後返上、

〔台記〕天養二年六月七日辛巳、先日命通憲入道云、筮吾疾、對云、曩昔有夢告、其後誓不成卦、令他人成卦、可復推者、今日命僧心也令成卦、無懼、令通憲復推同心也、但可經旬日、兩人皆云、午子日可平復、卜與筮何前何後、與通憲入道相論、通憲云先卜、余云先筮、乍臥病席有此論、余以禮記正義第五示通憲、對云、如此文者先筮、但可先卜之由見左傳杜預注意、余又左傳本經第五正義第十示通憲云、杜注不言卜筮前後、如正義者、正法可先筮之由所見也、通憲對云、小僧之誤也、非不知所謝、又曰、閣下才不恥于古、訪于漢朝又少比類、既越我朝中古先達、其才過于我國、深所危懼也、自今後莫學經典矣、余不對、心爲榮、

〔保元物語二〕左府御最期附大相公御歎事

左府(〇藤原頼長)未弱冠ノ御時、仙洞ニテ通憲入道ト御物語ノ次ニ、入道、攝家ノ御身ハ、朝家ノ御鏡ニテ御坐セバ、可有御學文由進メ申ケリ、依之信西ヲ師トシテ、讀書有テ螢雪ノ功ヲゾ勵給ケル、其後左府御病氣ノ由聞エシカバ、入道訪ラヒノ爲ニ、宇治殿ヘゾ參タリケル、聊御心地宜ク御坐セシカバ、フシナガラ文談シ給ヒケルニ、龜ノトト、易ノトトノ淺深ヲ論ジ給ケリ、左府、龜ノト深シト宜ヘバ、通憲、易ノトカタ深シト申ニ依テ、御問答事廣ク成テ良久シ、互ニ多クノ文ヲ引、數多ノ文ヲ開給ヘリ、入道終ニ負ケ奉テ、今ハ御才學既ニ朝ニ餘ラセ御坐ス、此上ハ御學文有ベカラズ、若猶セサセ給ハヾ、御身ノタヽリト成ベシト申テ出ニケリ、御心ニモ此事イミジト思召ケルニヤ、自御日記ニ遊シタル詞ニ曰、先年於院可學文由誂事、予二十歳也、今病席論、廿四歳也、中僅四年、中才智既蒙彼許可、都テ四年學文ノ間書卷毎開彼ヲ諾シテ無忘事、今拭感涙記此事ト侍、誠ニ信西ノ彼申ケル詞ハ掌ヲサスガ如シ、

〔四宮神主龜卜傳〕卜部年中所卜之龜甲ヲ製作シテ、正月ニ雷命ノ社ニ參ジテ、又其神ヲ祭ル、(雷命社、在下縣郡豆酘郷豆酘村也、)雷命明神ヲ祭ル故ハ、對島國龜卜ヲ傳フル事ハ、神功皇后新羅征伐之時、雷命對馬國下縣郡佐須郷阿連村ニ坐シテ、龜卜ヲ傳ヘ玉フナリ云云、依之祭之也、當國卜部之說也、

延喜式神名帳云、對島國下縣郡雷命神社　太祝詞神社名神大

元祿九年五月日　　對馬國總宮司定之男

藤原齊延

〔龜卜秘傳〕衆魚奥書云、按、壹岐對馬伊豆之人、預卜術者、卜部姓也、是皆雷大臣裔、而不可據中臣藤原也、又云、中臣與藤原、本一而別也、是乃分神事朝政稱之者也、然則於卜術之輩、豈稱藤原乎、

對馬書卜部、年中所卜之龜甲ヲ製作シテ、正月ニ雷命ノ社ニ參ジテ、其神ヲ祭ル、(雷命社、在下縣郡豆酘郷豆酘村也、)雷命ヲ祭ル故ハ、對馬國龜卜ヲ傳ルコトハ、神功皇后新羅征伐ノ時ニ、雷命對馬國下縣郡佐須郷

阿連村ニ坐テ、龜卜ヲ傳玉フニ依テ祭也、雷命社ノ事、延喜式神名帳ニアリ、

一萩原侍從兼從（神海靈社）——伊澤左馬助——小原新助——同嫡源次郎

一伊勢祭主——大伴宿禰重堅（四宮神主）

一卜部兼魚——匹田與壤軒——栗原秀軒——松永正的（醫者、與壤軒、自對馬官位ニ登リ、秀軒ニ傳フ、正的ハ、秀軒實子也、松永永三養子也、永三良龜孫、昌三子也、）

一牟田榮庵直政（是モ對馬醫者、於京都聞神道於五鰭翁、又對馬ヘ往、具ニ傳龜卜、來授、今之口授此傳也、）

右四師者、五鰭翁龜卜傳授之人也、龜卜中絕、今吉田萩原無傳、然依五鰭翁之功再興者也、予以四家之書、軒廊御卜幷口授傳、拔粹之、爲龜鑑者也、

正德五乙未年季秋日　岡田正利

享保丙申年七月　光海翁源良顯

享保戊戌年九月　石川清春謹寫

〔先哲叢談後編　七〕片岡如圭

有一儒生、以易爲義理書、深賤如圭以易爲占筮書、指爲追秦皇之言者、問曰、天生神物、謂蓍與龜、今龜卜失、其傳、蓍草不生、既久矣、後世何由筮爲也哉、如圭對曰、昔者季札以樂卜、趙孟以詩卜、襄仲歸父以言卜、子游子貢以威儀卜、沈尹氏以致卜、孔成子以禮卜、其應如響、若夫夷狄則有虎卜、馬卜、紫姑卜、牛蹄卜、雞骨卜等、亦能決大事、有占驗、蓋精誠既極、鬼神從而感應、古不謂乎、至誠之道可以前知、何必蓍龜哉、儒生無言而止、

〔萬葉集　十五〕到壹岐島、雪連宅滿忽遇鬼病死去之時作歌

和多都美能、可之故伎美知乎、也須家口母、奈久奈夜美伎氐伊麻太爾母、毛奈久由可牟登、由吉能安末能、保都手乃宇良敝乎、可多夜伎氐、由加武土須流爾、伊米能其等、美知能蘇良治爾、和可禮須流伎

名稱

美〇中略、

右三首、六鯖作挽歌、

〔古事記傳八〕保都手は、太占の太と同じ、此歌は、雪連宅滿が死を傷て、壹岐嶋にてよめるなれば、彼漢國傳の龜卜なるべきか、然らば可多也伎は、二首ともに、肩にはあらで兆の意かとも思はるれども、此歌は、其時に見て、卜を知たるさまにも聞え、次此島は卜に名高きゆゑに、たゞ設て、かくよめりと聞ゆれば、古の鹿の肩灼の卜の語を以て云なるべし、そは、龜卜になりて後も云なれたるまゝに、なほ肩灼と云語をぞ、なべて用ひけむ、又兆を加多と云も、象の意にはあらで、本は肩より出し名なるも知るべからず、

〔堀川院御時百首和歌〕夢　右近權少將師時

かなふやと龜のますらにとはゞやな戀しき人を夢にみつるを

〔夫木和歌抄雜二十七〕日影かめ　權僧正公朝

思ひあまりかめのうらへにことゝへばいはぬも知るき身の行衞哉

雜占

太占龜卜ノ外ニ雜占アリ、琴占、巫島占、竈輪占、米占、飯占、夕占、辻占、石占、足占、橋占、歌占、三角柏占ノ如キ是ナリ、而シテ神前ニテ鬮ヲ探ルコトモ、亦一種ノ占ナレバ、此尾ニ附載シ、此餘ノ雜占ハ皆方技部ニ擧ゲタリ、

〔八雲御抄三下人事〕占　ふし　いし　いはいしうらとも　ゆふけとふ　心の　山すげ　歌　はひ　かめのこうの　ゆふけ　かせ　つじ　みち　道ゆき

〔藻鹽草十六人事〕占

歌占、心のー、心のうらぞまさしかりける石ー、足ー、道ー、道ゆきー、はひー、ゆふけー、ゆふけとふー、又占さなけれ共、只ゆふけされ

琴占

ふと云し占也、て時の丨、かぜ丨、つじ丨、くしの丨、山すげ丨、山すげの葉をむすびあはせて、そのすゑをかんなぎにむすばするさかやさ云々、苗丨、文道にある歟、なへのなごいいへり、○中略卦龜の丨、かめのこうの丨、かたぬく丨、略○中丨に出、おほしもさ此山本の尻柴にしのらぬいもが名うら出るかも、此歌柴を焼てうらするる事なよめり、さ云々、然共要からず、やそのちまたにゆふけとふ、方ニハ夕占さがきて、ゆふけさよめり、ゆふべにつじに立て人のいふ事をきいてうらなふ也、又は門などにくしする也、占にあふ、うらにあふさ恐の麻布さりあげし害噫もそのかみのごさうらにあふさは、大菅會の時、占食の國さて、うらなつかまざる也、をみのあさぬのさは、をみの衣は、白布にてたちたるかりぎぬに、だうまを引て、竹葉なすりにすりたる也、神風やみつのかしはに事同てたつなま積につゝみてぞくる、是は伊勢大神宮に三のかしはをさりて、うらなふ事ありなぐるに、たつは叶也、たいぬはかなはぬ也、此歌は使頼遂にこさをうらなふさ云、盟によめる也、されば、この心もたつはあふべければ、さりて鵜につゝみてよろこぶさ也、又うきあづみにもよるか、あづむはあふまじき想歟、てはあふべき歟、小侍従の歌に思ひあまりみつのかしはに聞こさのまづむにうくはなみだなりけり、この歌もまかなり、柏はふゑづめあふまじき想なればなみだのうくさよする也、三濃歟(中略)さらひする霊の入鳩の事さふに身のなりはてほほどなしろがなむろのやしまは、下野國の野中にある嶋な云、名所也、ふかれども此歌はそれにはなしかまざなむろのつしまさよめる也、ふはすの鳴日の夜ゐ中のげすのかまごのはひなさらへて、おきなさりおきてそれがきえぬまにてつぎのさしのあらんずるこさを待さかやさ云々、今もこのうらなひはする事也、雨をさうする又ある説には、この身のなげはてむさあるを、世のならはひのさいへり、是猶可尋事也、

〔古事記仲中卷〕天皇坐筑紫之訶志比宮、將擊熊曾國之時、天皇控御琴而、建內宿禰大臣居於沙庭、請神之命、於是大后神功○歸神、言教覺詔者、西方有國、金銀爲本、目之炎耀種々珍寶、多在其國、吾今歸賜其國、爾天皇答白、登高地見西方者、不見國土、唯有大海、謂爲詐神而、押退御琴、不控默坐、爾其神大忿詔、凡茲天下者、汝非應知國、汝者向一道、於是建內宿禰大臣白、恐我天皇、猶阿蘇婆勢其大御琴、自阿至勢以音爾稍取依其御琴而、那麻那摩邇此五字以音控坐、故未幾而不聞御琴之音、卽擧火見者、旣崩訖、

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事幷月記事

六月例

以十五夜乃亥時、第二御門仁御巫內人仁御琴給氐、大御事請氐、以十六日從宮西河原仁退出之、御巫內人乎志、卽禰宜內人物忌等之後家之雜罪事令申明、解除幷淸大祓畢、

九月例

以十五日、○中略夜亥時御巫內人乎第二門爾令侍氐、御琴給氐、請天照坐大神乃神敎氐、即所敎雜罪事乎、自禰宜館始、內人物忌四人館別、解除淸畢、

〔皇大神宮儀式帳〕御巫內人無位磯部足國

右人卜食定補任之日、後家祓淸預齋愼供奉、職掌三節祭六月十五日夜、以亥時第二御門令侍、木綿蘰御琴給而請大神御命、

〔皇大神宮年中行事六月〕十五日御占神事、自西御門參入、正員禰宜ハ、玉串御門外ノ方、軒下ニ御前ニ向、東上祗候、權任神主ハ、八重榊ノ南ニ參集候、淸酒作幷御笥作、陶土師、忌鍛冶、荒祭宮大內人、同大物忌父、副物忌、瀧祭大內人、大物忌父、副物忌、如此下部等者、玉串御門ノ西方ノ玉垣ノ南ニ集會候、內ノ物忌父等ハ、作御門ノ內、東方ニ各祗候、于時御巫內人(衣冠)自外幣殿鵄尾御琴ヲ請、件御門ノ外、東方ニ候テ、御殿ニ向、先詔刀ヲ申ス、其詞ニ云申ク、

今年ノ六月ノ御祭ノ十五日ノ今時ヲ以テ、掛畏天照坐皇大神宮ノ廣前ニ、恐ミ恐モ申ク、國々所所ニ依奉レル、郡神戶御廚等ノ忌齋奉ル、御神酒御贄、幷禰宜神主內外物忌色々ノ職掌供奉人等ノ不淨乃事ノ疑ヲ、於御前御占淸評ニ令占定給ト、恐ミ恐モ申、

次以笏御琴ヲ掻三度(度別在警蹕)

次奉下神、其御歌、

阿波利矢、遊波須度萬宇佐奴、阿佐久良仁、天津神國津神、於利萬志萬世、

阿波利矢、遊波須度萬宇佐奴、安佐久良仁、奈留伊賀津千毛、於利萬志萬世、

阿波利矢、遊波須度萬宇佐奴、安佐久良仁、上津大江下津大江毛、摩伊利太萬江、

其後大物忌父(兄部衣冠)向一禰宜候、御巫ノ內人又向西候、于時大物忌父、正權神主ノ不信不淨ノ疑ヲ、以人別ノ姓名爲某神主、若有不淨事申、御巫內人以同詞又申テ、御琴掻テ內ヘ嘯、件嘯音ノ鳴テ以

巫鳥占
竈輪占
米占

清ト知リ、以不鳴不淨ト知也、其後御饌調備之鑵、內外物忌父、并荒祭瀧祭ノ大內人物忌及忌刀御筩ノ榧桶杓御机、陶土師ノ御器、又可供用所々御贄等ノ不淨ノ疑ヲ占定也、丙合鑵ヘ悅、不合鑵ヘ成恐、其後又御巫內人三度御琴ヲ搔テ、警蹕之後奉上神、御歌如本、但所奉下ノ神ノ御名ヲ申テ、今度ハ歸御ト申云々、

〔正卜考三〕琴占

この御占の事を、內宮の神官に尋問たるに、この御占神事、今も御占神態とて、わづかにかたばかり行ふに、琴板とて、凡長二尺五寸ばかり、幅一尺餘、厚一寸餘なる檜板を用ふ、其を笏にて敲く態を爲と云へり、そは後に琴を板に代へ、笏もて敲くことゝせるなるべし、

〔古語拾遺〕昔在神代、大地主神營田之日、以牛宍食田人、于時御歲神之子、至於其田、唾饗而還、以狀告父、御歲神發怒、以蝗放其田、苗葉忽枯損似篠竹、於是大地主神、令片巫志止止鳥肱巫今俗竈輪及米占也占、求其由、御歲神爲祟、宜獻白猪、白馬、白鷄、以解其怒、

〔正卜考三〕片巫、肱巫、附、志止々鳥占、竈輪占、米占、

片巫肱巫は、此時のト者をいふ稱號とは通ゆれど、こゝよりほかにきこえたることなく、いかなる由の名なるにか考得ず、(中略)また竈輪占も、さだかならぬを、これも强て考ふるに、俊賴朝臣の夫木集に、としのくれによめる、さらひする室の入嶋のこひに身のなりはてむほどをしるかな、顯昭注に、さらひとは、擬と書り、掃除することなり、室の入嶋とは、竈戸を云ふと古髓腦に書り、下野なる室の入嶋も、烟の起つ處なれば、それに思ひ寄せていひはじめたるにや、此も除夜に竈の竈戸を掃へて、來む春年の中の事の吉凶みな見ゆと云へり、火を日にあてゝ、消ゆ消えぬを見て知るなども申めり、ことこひとは、見むと思ふことを乞ふなり、それに、吾身のなりはてむほどを知ると讀なりとあり、袖中抄には、件の說をおろ〳〵袪せり、護靈草占儀にも、件の歌を擧て、三句をことこひにとして、下野國室入嶋、それにてはなし、かまどを室の入嶋とよめるなり、しはすの晦日の夜、田舍のげすの、かまどの灰をさらへて、燼をせりおきて、つぎの年のあらむずる事を待むとかや云々、今も此うらなひはすることなり、爾なも相するなり、又或說に、この身のなりはてむとあるを、世のなりはひのと云へり云々といへり、此書の撰者宗顯は、永正大永の頃の人なれば、顯昭とははるかに後の說ながら、おほかた合ひてきこゆるをあはせて、そのトふる趣は知られたり、米占、これも强て考ふるに、檜中納言後撰集に、占欒きれがこそのくましねに思ふことをみつてふ數をたのむばかりぞとよみたまへる歌見えたり、くましねは、和名抄に、精米な、精米所以

粥占

言ふ意也、久備之詞、さみたたるこれなり、思ふことみつさに、思ふことの満足ることいふに、數の三なる卦たる驗ときこえたるにつけて考ふるに、神前にて、神司、糯米を、二粒と三粒とを分ち斷にまて、らのに色にからひ置て、神慮を問ひて、三粒あるかたを指りあたりたるを、吉とトふ道のトなるべし、然らば、米占のなごりともいふべきにや、

〔權中納言俊忠卿集〕占戀

きねがとるそのくましねに思事見つてふかすをたのむばかりぞ

〔日本靈異記 下〕智行並具禪師重得人身生國皇之子緣第卅九

釋善珠禪師者、俗姓跡連也、負母之姓而爲跡氏也、幼時隨母居住大和國山邊郡磯城嶋村、得度精勤、修學智行雙有、皇臣見敬、道俗所貴、弘法導人、以爲行業、是以天皇貴其行德、拜任僧正之、而彼禪師之頤右方有大黶也、平城宮治天下山部天皇〇桓武御世、延暦十七年之比頃、禪師善珠臨命終時、依世俗法、問飯占、時神靈託卜者言、我必宿於日本國王之夫人丹治比孃女之胎、將生王子、吾面黶著生、以知虛實之、命終之後、延暦十八年之比頃、丹治比夫人、誕生一王子、其頤右方黶著、如先善珠法師之面黶、不失而著生、故名號大德親王、然經三年許、存世而薨、向問飯占時、大德親王之靈、託卜者言、我是善珠法師也、暫間生國王之子耳、爲吾燒香供養者矣、是故當知、善珠大德重得人身、生人王之子矣、內敎言、人家口者其斯謂矣、是亦奇異事矣、

〔河內名所圖會 五 河內郡〕枚岡神社四座

正月十五日御粥占之神事

此日、女竹の管を、御粥の記、五十四色の作物の數に表し、是をあみて釜の中に下げ、御粥を煮て、其管の中に入し小豆を舊記を以て是を考へ、豐凶を上下に分ち、粥棒をさゝげ、其年の占を高聲に告しむ、群參の諸人、年穀の占をしるしかへり、耕作の一助とすること、往古の遺風にして、今にかはることとなきは、誠に神慮のありがたきしるしなるべし、

神樂堂と御供所のあひだに、假屋をまうけ、神前を正面となして、管をひらくなり、〇中略

御粥の記

麥の分

いらりこ　とこ麥　むすま　ひら麥　ふしくろ　おそ麥

早稻の分

四十日　いづも餅　赤わせ　とのいね　いしこもち　おふち餅　萬さい　やふたつ餅〇中略

以上五十四品

〔正卜考三〕片巫肱巫〇中略 飯占、人の命終の時に、する業のごときこゆれど、そは命終の時の事に係たる語なるが故に、二度ともに、同狀なる時、占へたる由に見えたれど、もとはたゞなべての一の占方なりしなるべし、さてこの飯占、古の米占のなごりにもやあらむ、米を炊きて殺さして占へむには、いづれにもいふべきなり、今世諸國の中の神社にもて、粥もて占ふ神事を行ふ由きゝおよべるは、中に三河國八名郡石卷神社にて、毎歳正月十五日、粥占神事あり、神前にて粥を煮て、年中の、水田種(タナツモノ)、陸田種(ハタツモノ)の豐凶を占ふに、四五寸ばかりの竹管を十七八本置て、大麥を始にて、蕎麥を終として、十七種の次第を定て、その數字を竹管に記し、別に、總管とて、筵に管一本を加へ、合せて十八本を束れて、釜中に入れ、さて米を入れて粥に煮[illegible]へてのち、管を取上て、その管中を見るに、粥の充滿したるを大吉とし、半ばかり入たると、汁ばかり滿たるをば、ともに中吉とし、粥も汁も入らで空しきなるを凶と占ふとぞ、こは國人中山美石に誂へて、石卷の社人に尋合せたる趣なり、また八丈嶋人服部義高が、その嶋の事ども記せる、八丈裁衣(キレコ)織(オリ)といふ書に、正月十五日、卜部粟粥を煮る鍋の中へ竹筒を入て、年中の吉凶を卜ふる、ことありと云へり、(中略)これらいはゆる米占なるべく、さだむべきにはあらざれど、古き卜法ときこゆれば、かたがたにつけて、因にこゝに記せるなり、

夕占

〔倭訓栞前編三十五〕ゆふけ　萬葉集に、夕占、夜占、夕衢などをよめり、俗にいふ辻占也、

〔萬葉集十一〕正述心緒

夕卜爾毛(ユフケニモ)、占爾毛告有(ウラニモノレル)、今夜谷(コヨヒダニ)、不來君乎(キマサヌキミヲ)、何時將待(イツトカマタム)、

〔萬葉集十一〕寄物陳思

事靈(コトダマノ)、八十衢(ヤソノチマタニ)、夕占問(ユフケトフ)、占正謂(ウラマサニノレ)、妹相依(イモニアハンヨシ)、

玉桙(タマボコノ)、路往占(ミチユキウラニ)、占相(ウラナヘバ)、妹逢(イモニアハント)、我謂(ワレニノリツル)、

不相爾、夕卜乎問常、幣爾置爾、吾衣手者、又曾可續、
夜占問、吾袖爾置、白露乎、於公令視跡、取者消管、

〔萬葉集十三〕問答

木國之、濱因云、鰒珠、將拾跡云而、妹乃山、勢能山越而、行之君、何時來坐跡、玉桙之、道爾出立、夕卜乎、吾問之可婆、夕卜之、吾爾告良久、吾妹兒哉、汝待君者、奧浪、來因白珠、邊浪之、緣流白珠、求跡曾、君之不來益、拾登曾、公者不來益、久者、今七日許、早有者、今二日許、將有等曾、君者聞之二二、勿戀吾妹、

反歌

杖衝毛、不衝毛吾者、行目友、公之將來、道之不知苦、

〔萬葉集十六有由緣并雜歌〕戀夫君歌

左耳通良布、君之三言等、玉梓乃、使毛不來者、憶病、吾身一曾、千磐破、神爾毛莫負、卜部座、龜毛莫燒曾、戀之久爾、痛吾身曾、伊知白苦、身爾染等〇等字原本无、今從二一本一補、保里、村肝乃、心碎而、將死命、爾波可爾成奴、今更、君可吾乎喚、足千根乃、母之御事歟、百不足、八十乃衢爾、夕占爾毛、卜爾毛曾問、應死吾之故、

反歌

卜部乎毛、八十乃衢毛、占雖問、君乎相見、多時不知毛、

〔萬葉集十七〕述戀緒歌

妹毛吾毛、許己呂波於夜自、多具弊禮登〇中略　思多戀爾、於毛比宇良夫禮、可度爾多知、由布氣刀比都追、吾乎麻都等、奈須良牟妹乎、安比底早見牟、

右三月二十日〇天平二十年夜裏、忽起戀情作、大伴宿禰家持、

〔二中歷九呪術〕夕食問時誦　妙著王　金著女　道杖丸　參尾王　波羅々王

布奈止佐倍、由不介乃加美爾、毛乃止八々、美知由久比止與、宇良末佐爾世與、

說云、三度誦₂此歌₁、作₂堺散₁米、鳴₂櫛齒₁三、後堺內來人、若屋內人言語聞天知₂吉凶₁、

〔拾芥抄 上本諸頌〕問₂夕食₁歌

フナ○ナ字、板本作ケ、今依₂古本₁改、ドサヘ○ヘ字、板本作ヤ、今依₂古本₁改、ユフケノ神ニ物トヘバ道行人ヨウラマサニセヨ

兒女子云、持₂黃楊櫛₁、女三人向₂三辻₁問₂之₁、又午歲女、午日問₂之₁、

今案、三度誦₂此歌₁、作₂堺散₁米、鳴₂櫛齒₁三度、後境內來人答爲₂內人₁、言語聞推₂吉凶₁、○又見₂袖中抄₁

〔正卜考 三〕いまこの抄○拾芥抄の趣につきて、おほかたを知り、そを古へにめぐらして考ふるに、まづ歌に、フナドサヘと云へるは衢神なり、○中略さてこの占を由布氣といふは、夕に衢に出て、往來人の言を聽て、その言をもて神敎として、占問ふ事に合せ判斷る術にて、そを由布氣としもいふは、夕來經(ユフキヘ)なり、夕に來經(キフ)る人の言をもて占ふるをもて、此占の名とせるにて、來經(キヘ)の約り、氣(ケ)なり、歌に道行人ヨウラマサニセヨト正に爲よなりといひ、また境內來人ニ、答ノ爲₂內人₁、言語ヲ聞テ推₂吉凶₁といへる是なり、また夕にものすることは、萬葉集に、夜占問吾袖爾置白露乎云々、久安百首に、大炊御門右大臣、玉鉾のゆふけをとはむこの暮に山時鳥聞くやきかずや、とよめるにて、知らるゝがうへに、夕占、夕卜、夕衢占など作るをもおもひ合すべし、また持₂黃楊櫛₁云々は、下文に、鳴₂櫛齒₁三度、後云々とあり、卜問に、神の正しく告あらむことを黃楊(ツゲ)といふに詮(カケ)て祝たるにて、夫木抄に、信實朝臣、あふごとを問ふやゆふけの占まさにつげの小櫛もしるし見せなむ、と見え、續後拾遺集に、物名、しもつけのはな崇德院御製、刺櫛もつげの齒なくて吾妹子がゆふけの占を問ひぞわづらふ、とよませたまへる意なり、顯季卿集に、占戀、こひ〱てつげの小櫛の占なしてつれなく人を猶たのむかな、これも夕占をよみたまへりときこゆ、また女三人向₂三辻₁問₂之₁といへるは、もとはたゞ辻にてものせる例なりけるを、後にト字を添りて、三辻といふべき處を、求出せるさかしらわざにはあらざるか、

〔大鏡 五太政大臣兼家〕このおとゞの御君達、女君よところ、をとこ君五人おはしましき、女二所をとこ三ところは、攝津のかみ藤原中尹○尹屋代本作正のぬしの御むすめのはらにおはします、三條院の

辻占

御母の贈皇后宮〇冷泉院后超子どもは大臣三人ぞかし、この御母いかにおぼしけるにか、いまだわかうおはしけるをり、二條の大路にいでゝゆふけとひ給ひければ、しらがいみじくしろき女の、たゞ一人ゆくが、たちとまりて、なにわざし給ふ人ぞ、もしゆふけとひ給ふか、何事なりともおぼさんことかなひて、このおほぢよりもひろくたかくともさかえさせ給へよと、うち申かけてこそまかりにけれ、人にあらで、さるべきものゝしめしたてまつりけるにこそ侍りけめ、

〔後拾遺和歌集十二戀〕男のこんといひ侍けるを待わづらひて、ゆふけをとはせけるに、よにことゝつげ侍ければ、心ぼそくおもひてよみ侍ける、　讀人不知

こぬまでもまたまし物をなかなかにたのむかたなきこのゆふけかな

〔新撰六帖五〕くし

あふことをとふやゆふけのうらまさにつげのをぐしのしるしみせなん

〔砂石集九上〕淨土房遁世事〇中略

惠心僧都モ、往生ノ事心モトナク覺テ、道占ナハントテ、作道、四ツ塚ノ邊ニテ、少シ高キ所ニ立テ見給ヘバ、雨フリ道アシキニ、老翁ノスベリスベリアユミユキテ、僧都ノ立給ヘル所ニテ、ハヤ極樂ヘ參リタリト云ケル、サテコソ、往生バ、サリトモト、タノモシク思ハレケレ、

〔近代世事談五雜事〕辻占

泉州堺より事起るなり、彼地に、市の町湯屋の町と云所の大小路の辻を占の辻といふ、此所は攝泉の堺目、南北の分地なり、古へ安倍晴明此所を通りて、後世の爲にと、うらかたの書を埋めたりといひ傳へ、此辻に出で、吉凶をうらなふに、違ふ事なし、是辻占の起源にして、普く諸國に此事をなす、

〔本津草地〕太占之卜事

神道は王道、神家は神役人にして、王道の補佐なり、卜占の事は、神代より我國に傳りたる風儀にして、人力に及ぶ事を常に用ゆるにあらず、人力にあたはざる事を天理自然に任せ奉る行事なり、天兒屋根命より卜占傳にして、其裔中臣の姓を改て、卜占家とて、卜部姓を給り、宗源神道吉田家これなり、宗源道は、震旦の易も、吾國と異國と、天地は一般なれば、一つに通ふに依て、易文をかりて、離坤兌乾坎艮震巽と八卦を羽翼とせしを、易より出たる神道とこゝろへ違も有、文字をかり用ひたるまでなり、文字なき上古は、龜卜の占にて用ひ來りしなり、往古より傳たる、辻うらといふ事あり、黃楊の櫛を持て、道祖神を念じて、四辻に出て、吾おもふことの叶やいなやをうらなふ、

辻や辻四辻がうらの市四辻うら正しかれ辻うらの神

かく三返となへて、其辻へ先に來る人の言葉により、吉凶をうらなふ、是をつげの小ぐしといふ、黃楊を告と祝してなるべし、此事は戀ばかりにはあらで、何事にももちゆるなれば、つげのうらかたは、戀にのみ用ひ來り、是又神慮に任せ、私にせざるこゝろなり、

〔日本書紀景行七〕十二年八月己酉、幸筑紫、　十月到碩田國、○中略天皇、初將討賊、次于柏峽大野、其野有石、長六尺、廣三尺、厚一尺五寸、天皇祈之曰、朕得滅土蜘蛛者、將蹶玆石、如柏葉而擧焉、因蹶之、則如柏上於大虛、故號其石曰蹈石也、是時禱神、則志我神、直入物部神、直入中臣神三神矣、

〔萬葉集挽歌三〕石田王卒之時丹生女王作歌

名湯竹乃、十緣皇子、○中略天地乃、至流左右二、杖策毛、不衝毛去而、夕衢占問、石卜以而、吾屋戸爾、御諸乎立而、○下略

〔久安六年御百首〕夏　　中納言右衛門督公能

石神のうらにをとはん此くれに山はとゝぎす聞やきかずや

〔金葉和歌集八戀〕寄石戀といへることをよめる

あふことをとふ石神のつれなさにわがこゝろのみうごきぬるかな　前齋院六條

〔塵添壒囊抄四〕道祖神事

サヘノ神トテ、小社マロキ石ヲオクハ石神歟、道祖神也、是ハ昔黄帝ノ子、遠ク遊事ヲ好テ、路ノホトリニ死ニ玉ヒケルガ、今ノ道祖神ト成リ玉フ故ニ、路ノ旁ニ祝ヒ奉ル、此神ニ祈テ事ノ實否ヲ問フ時、石ニツゲテ輕重ヲ定ルガ、路ユキ人ヲ護ル神也、石ニハアラズ、石ハ路頭ニ便宜ノ物ナレバ、仕始ルベシ、

〔正卜考三〕此說石卜に據ありてきこゆ、中昔の繪卷に、辻社だちたるものゝ内に、圓げなる石を置たる狀を畫きたるが、かれこれ見えたる中に、福富雙紙といふものには、朱の鳥居に神墻しめぐらしたる社内に、例の石を奉り、その左右にこま犬あり、その社の前に、翁跪て幣を捧をれり、〇中略此は卜事せる由にはあらざれど、道祖神の社内に、石を置る狀など、まさしき證とすべし、然れば埃囊抄に、道祖神に祈りて、石の輕重につけて卜問すといへるは、すなはち石卜にて、夕卜と同神に因りてものすること著く、また歌の趣の夕卜と同度に卜へたりときこゆるも、所のさまもなにもよくうちあひてきこゆるかし、さはいへど、その石につきて、輕重をいかに定めて占へたりけむ、いまだ考へず、

足占

〔日本書紀神代二〕一書曰、於是兄〇火酢芹命著犢鼻、以赭塗掌塗面、告其弟〇火折尊曰、吾汚身如此、永爲汝俳優者、乃擧足踏行、學其溺苦之狀、初潮漬足時、則爲足占、

〔萬葉集四相聞〕家持和坂上大孃歌

月夜爾波、門爾出立、夕占問、足卜乎曾爲之、行乎欲焉、

〔萬葉集十一〕寄物陳思
月夜好門爾出立足占爲而往時禁八妹二不相有
〔正卜考三〕足占
續古今集に、別當定頼權中納言 行きゆかず問はまほしきは一本問かまほしきは何方に踏定むらむあしうらの山、細川玄旨法印九州道の記に、かならずの旅のゆくへはよしあしも問はでふみ見るあしうら山、この山丹後國熊野郡に在、そのかみ、此ぬしの領れる所なりしぞ、 この占合ざまも詳ならぬを、あしうら山の歌詞によりて推考るに、俗に童子などのする趣にて、まづ歩きて、蹈止るべき標を定めおきて、さて吉凶の辭をもて、歩く足に合せつゝ踏わたり、標の處にて、踏止りたる足に當りたる辭をもて、吉凶を定むるわざにもやあらむ、さらばこれももはら道路などにて爲べければ、岐神に申してするなるべし、上に擧たるがごとく、萬葉集に、夕占と足占と、兩度せし趣にきこゆるをもおもひ合すべし、但しその萬葉集に足占と書るは、歌詞の調によりて、アウラとよむべけれど、本語はアシウラなり、
〔台記〕久安四年六月廿八日甲寅、去比女房土左余實母姉問入內女〇藤原頼長養女近衞后多子事成否於一條堀川橋余不知之二度、始日曰、心ニ思ハム事不叶ト云コト有ナムヤ、後日云、任理テ申サム、叶ハデ有ム權事アルコト也
七年正月十日壬午
久安六年十月二十六日口辰、一條堀川橋占左近府生秦公春注進
一ばんのことば
こゝ、ゆみとらせん、よゝいさとりおはせん、去たりとりはよきに、いかならむとりなりとももてこおはせむ、よにまけじに、
又つぎのことば

はどもなく、これをみたひとおりぬな、これをなすぐにいけは、ふれはよひてこむ、

〔源平盛衰記十〕中宮御產事

治承二年十一月十二日、寅時ヨリ中宮〇高倉后德子、平清盛女、御產ノ氣御坐ト信ケリ、去月廿七日ヨリ時々其御氣御坐ケレドモ、取立タル御事ハナカリツルニ、今ハ隙ナク取頻ラセ給ヘドモ御產ナラズ、二位殿〇清盛妻心苦ク思給テ、一條堀川戾橋ニテ、橋ヨリ東ノ爪ニ車ヲ立サセ給テ、橋占ヲゾ問給フ、十四五計ノ禿ナル童部ノ十二人、西ヨリ東ヘ向テ走ケルガ、手ヲ扣キ同音ニ、榻ハ何榻國王榻、八重ノ鹽路ノ波ノ寄榻ト、四五返ウタヒテ橋ヲ渡リ、東ヲ差テ飛ガ如ク失ニケリ、二位殿歸給テ、セウト平大納言時忠卿ニ角ト被仰ケレバ、波ノヨセ榻コソ心得候ハネドモ、國王榻ト侍レバ、王子ニテ御坐候ベシ、目出キ御占ニコソ候ヘトゾ合タル、八歲ニテ〇安德壇浦ノ海ニ沈ミ給テコソ、八重ノ鹽路ノ波ノ寄榻モ思ヒシラレ給ヒケレ、一條戾橋ト云ハ、昔安部晴明ガ、天文ノ淵源ヲ極テ、十二神將ヲ仕ニケルガ、其妻職神ノ貌ニ畏ケレバ、彼十二神ヲ橋ノ下ニ呪シ置テ、用事ノ時ハ召仕ケリ、是ニテ吉凶ノ橋占ヲ尋問バ、必職神人ノ口ニ移リテ善惡ヲ示スト申ス、サレバ十二人ノ童部トハ、十二神將ノ化現ナルベシ、

〔法然上人行狀繪圖四十七〕西山の善惠房證空は、入道加賀權守親秀朝臣法名證主の子なり、久我の内府通親公の猶子として、生年十四歲の時、元服せしめんとせられけるに、童子さらにうけがはず、父母あやしみて、一條堀川の橋占をとひけるに、一人の僧、眞觀淸淨觀、廣大智惠觀、悲觀及慈觀、常願常瞻仰ととなへて、東より西へゆくありけり、宿善の内にもよほすなりけりとて、出家をゆるさんとするとき、師範の沙汰のありけるをきゝて、童子のいはく、法然上人の弟子とならんと、これによりて建久元年、上人の室にいる、やがて出家せさせらる、

〔春日權現驗記八〕尾張のなるみがたにつきぬ、しはひのひまをうかゞひて、熱田の社にまゐりて、

しばし法施をたむくる程にけしかる聖來て、壹和をさしていふやう、なんぢうらみをふくむことありて、本寺をはなれてまどへり、人の習うらみにはたへぬ物なれば、ことはりなれども、心にかなはぬは、此世のともなり、陸奥國ゑびすか城へとおもふとも、それもまたつらき人あらば、さていづちか赴かむ、いそぎ本寺に歸て、日來の望をとぐべしと仰らるれば、壹和首をたれて、おもひよらぬ仰かな、かゝる乞食修行者に、なにのうらみか侍べき、あるべくもなきことなり、いかにかくはと申とき、かんなぎ大にあざけりて、

つゝめどもかくれぬ物は夏虫の身よりあまれる思ひ成けり、と云歌占をいだして、なんぢ心おさなくも、我を疑ひおもふかは、いざさらばいひてきかせん、汝維摩の講匠を、祥延に越られて、恨をなすにあらずや、かの講匠といふはよな、帝釋宮の金札に、記するなり、そのついで、すなはち祥延、壹和、喜操、觀理とあるなり、帝釋の札に記するも、これ昔のしるべなるべし、わがまわざにあらず、とく〳〵愁をやすめて、本寺にかへるべきなり、〇中略春日山の老骨、既につかれぬとて、あがらせ給にければ、壹和、かたじけなさたうとさ一かたならず、偶仰の涙をおさへて、いそぎ歸のぼりぬ、〇又見元亨釋書

〔長秋記〕長承二年七月七日庚申、自女院被仰云、七月七日當庚申時、於乞巧奠前、不論男女七人會同、各書舊歌百首、都合爲一卷、用歌占、如指不違云々、早可書進者、此事未聞、然而依仰奠之、於其前書、女房二人大夫公尼也、花見天、男五人師任師仲、舞人忠方男、近方男、當時依來合也、事畢結調納筥、後知此事之人語云、作歌等都合作造紙一帖也、自其夜至明年七夕、納置東向戸上、七夕取出問占也、若其問爲風爲嵐被吹落者、不待七夕開之、問事例事也、各百首中有同歌、又無事妨云々、

〔古事談三僧行〕惠心僧都、金峯山ニ正シキ巫女有ト聞テ、只一人令向給テ、心中ノ所願ヲウラナヘトアリケレバ、歌占ニ、

十萬億ノ國ヘハ、海山隔テ遠ケレド、心ノ道ダニナホケレバ、ツトメテイタルトコソキケ、ト占タリケレバ、啼泣シテ歸給云々、○又見二十訓抄一

〔正卜考〕三歌占

平治物語に、鳥羽院法皇熊野御參詣の條に、權現を勸請し奉らばやと思召て、まさしき巫やあると仰ければ、山中無雙の巫女を召出す、御不審の事あり、占申せと仰ありければ、權現すでにおりさせたまへりと云へるところのことを、鎌倉本に、巫心細きやうなる歌占少々仕りて、申けることこそ淺ましけれと記し、京師本杉原本には、巫よに心細げなる聲にて、手にむすぶ水にやどれる月影のあるか無きかの世にもすむかな、此歌を二三度詠じ云々、半井本には、巫法皇に向進らせて、歌占を出したり、手にむすぶ水に宿れる月影はあるかなきかの世にはありけり、とありて、下文に、さて云々と申たまへば、巫女取あへず、夏はつる扇と秋の白露といづれかさきに置まさるべき、夏の終秋の始とぞ仰られける（御さは神託さしていへる言なり）とてまかに記せり、參考本に、この御參詣の事を、實錄ぞもに證して、すべて妄說なりと論へるは然ることながら、この物語あらせる頃はやくより世にあり來れる、歌占のさまを知る證とはすべければ、諸本の文の異なるをも取あつめて引記せるなり、○中略また猿樂の歌占といふ謠詞に、加樣に候ふ者は、加賀國白山の麓に住居する者にて候、又是に渡り候人は、いづくともなく、某を賴む由仰られ候間、賴れ申て候、こゝにさてもいづくとも知らぬ男神子の、小弓に短冊をつけ、歌占を引候が、けしからず正しき由を申候はせに、今日罷出、歌占を引かばやと存じ候云々、○中略こははかなき樂詞ながら、これ作れる頃の、歌占の趣を知るべし、

〔梅園日記〕一歌卜

婦女子無心にて、百人一首の草紙をひらき、其歌をもてうらなふを、歌卜といふ、

三角柏占

〔寛居雜纂 一〕歌占の事
二見郷三津村〇伊勢某が家に、歌占の弓を持傳へたり、歌占といふ事、ふるきものにては古事談に見えたり、
〔伊勢參宮名所圖會 五〕三津、朝熊よりの道と、山田よりの道と、出合にて、あさくまより、立石濱迄、五十町の内なり、此村に、度會家次が末葉北村某と云有、兒等が、兒に參る者、皆此家に歪して參るといへり、伊勢三郎が大刀、又歌占の弓と云ものを傳來す、木弓にて、凡長三尺計、取柄は赤地の錦の上を、糸にて卷り、八枚の短冊、弦に付たり、弓の本末に歌あり、
本は　神こゝろたねとこそなれ歌うらの末には　ひくもしらきのたつか弓かな
〔夫木和歌抄 雜二十九〕柏　　鴨長明
みわそゝぐみつのがしはのしだりはのなが〳〵しよをいはひきにけり
此歌伊勢記云、この國に、みつのがしはといふものあり、小侍從が歌に、神風やみつのがしはにとふことのしづむにうくはなみだなりけりとよめり、これにてうらなふ事あるにや、
〔明德記 下〕去程ニ大夫入道大神宮ヘ參詣シテ社中ヲ拜見シ給、〇中略抑當宮ノ祭禮ハ、四季ノ奉幣ノ使トテ、都ヨリ勅使下向シテ、神事ヲ勤メ、其外月次日次ノ神事トテ、退轉無物也、其ニ二見ノ浦ノ所司等皆、和布ヲ取テ神前ニ備、又三角ノカシハノ歪トテ、二見ノ東ナルサヽラ嶋ト云所ニテ、柏ノ葉ヲ取事アリ、譬ヘバ此島ケンソニシテ、陸地ヨリ通路無間、高鹽ノ絕タル時、此島ノ陰ニ船ヲ浮メテ、此柏ノ葉ヲ浪ノ上ヘ苅落ス、神坏ニ成ベキハ必浮ブ、其器ニ當ラザルハ悉ク沈テミクヅトナル、其故ヲ以神坏ヲ占ナフ也、是ヲ柏ノ神ト號ス、
〔伊勢參宮名所圖會 附錄五〕三角柏
每七月四日、兩宮風宮に、柏流しの神事有、其秋の吉凶を占ふため也、此葉をうかべて試るなり、其外神事に用ゆる事多し、其柏の葉は、志州土貢嶋舊記に伊勢とありより獻する例なり、內宮御田祭の祝と

御圖

する食物を此葉に包めり、他國にも民家田植終るの日、祝の食物に用ゆると聞けり、又輔親集に、わぎもこを御裳裾川の岸に生ふる人を見つの柏とを知れ、又おもひあまり三津の柏にとふうらのまづむにうくは涙なりけり、と有事も、此葉を流し占ふの故實なり、

〔正卜考三〕三角柏占

そも〳〵この三角柏の占は、大神宮三節祭のとき奉る柏葉を、占へ取るわざにて、なべての占事にはあらざれば、こゝに載すべきにあらざるを、むかしの歌人たちの中に、たゞの占事のごとく、戀の歌によみあはせられたるは、いかにぞや思はるゝにつきて、ことわりがてら、書そへつ、

〔下學集下器財〕鬮不見而拈物也

〔類聚名物考調度一〕御圖　みくじ

くじは、神佛の御前にて疑をさだめ、未來を知る事もするなり、すなはちその詞籤といふなり、明月記には、かりて孔子とかけり、これは音を借字するなり、今俗にはみくじといふ、觀音籤などもいへり、

〔日本書紀二十六齊明〕四年十一月庚寅、遣丹比小澤連國襲、絞有間皇子於藤白坂、或本云、有間皇子與蘇我臣赤兄、鹽屋連小代、守君大石、坂合部連藥、取短籍卜謀反之事、

〔續日本紀十聖武〕二年正月辛丑、天皇御大安殿、宴五位已上、晩頭移幸皇后宮、百官主典已上陪從踏歌、且奏且行、引入宮裏、以賜酒食、因令探短籍、書以仁義禮智信五字、隨其字而賜物、

〔正卜考三〕久慈

短籍、これくじのことゝきこえたり、古訓に、ヒネリブミとよめるは、短紙に卜問ふことの吉凶を知るべき文字をかきて、其をいくつも作り捻りまかなひ置て、さて神に祈り申して、その中の一ッを拈り開き見て、やがて吉凶を決むる法なりけむを、紀にはその義を得て然は訓るに

て、これすなはちくじの占なるべし、

〔明月記〕貞永二年四月五日己卯、未時清定朝臣來、扶疾面謁、所語事、大將事、去月廿日頃、禪閤〇藤原道家辭退給云事、請前殿給、歸洛給之後無音、廿四日俄有辭狀之沙汰、廿九日被奉了、〇中略兵仗亦及五度辭退給云云、平座初出仕給云々、大納言殿懇切被申、廿八日御物詣急忙由、無御返事、今月重被申御返事云、於社頭取孔子賦五度黃門吉之由被仰、相將之任爲孔子賦者、向後輕々不便之由重雖被申、遂以不許、於今者、永以同門總列辭退云々、但不可剃除之由有御命云々、

〔五代帝王物語〕仁治三年正月五日より、主上〇四條いさゝか御不豫の事ありて、〇中略九日寅時に崩御有しかば、ともかくも申ばかりなし、〇中略さて關東へ早馬立て馳下たれば、泰時〇北條はをりふし酒宴して遊けるに、かゝる御事と聞て、物はいはずつい立て、障子はたとたてゝ内へ入て、こはいかゞせんずる、泰時運すでに極たり、此事を計らひ申さずして、京都の御沙汰ならば、散々のこと出きぬべし、計ひ申さむとせば、小量の身あるべき事にもあらず、進退きはまりたりとて、三日三夜寢食を忘れて案じけるが、何ともあれ、土御門院の御末をこそとは心中におもひけれども、所詮神明の御計ひに任すべしとて、若宮社〇鶴岡へ參て、孔子をとりたりけるに、土御門院の宮ととりたれば、さればこそ愚意の所案相違なしとおもひて、やがて城介義景を使にて、其よしを申ける、

〔滿濟准后日記〕應永卅五年正月十七日、今日管領武衞、〇細河右京大夫、山名右衞門佐、畠山修理大夫等來壇所、條々談合第一ニ、御遺跡相續御仁體事、雖誰人被定置、各可成案堵思事、〇中略御前者共、各罷出了、仍參御前〇足利義持申樣、管領以下面々、一同ニ被申入、御相續御仁體事、以前以等持院等持寺申入處、分明ニ無被仰旨間、各計會、只此一事候、早々可被仰出由云云、御返事云、縱御實子雖有御座、不可被仰定御心中也、況無其儀、只兎モ角モ、面々相計、可然樣可定置云云、又申云、仰通ヲバ、何樣可申聞

候、乍去、何度モ此面々ハ可歎申入心中候、幸ニ御連枝御座候ヘバ、其內就御器用可被仰出候、其又けに〳〵不可叶時宜候者、御兄弟四人御名字ヲ、於八幡神前、御鬮ヲメサレ可被定歟由申入處、然バ御鬮タルベキ由被仰出了、但御存命中ハ、此御鬮事不可叶也、其故ハ、先年故御方御所、御早世之後、寶篋院殿（○足利義詮）以來御劒、鬼神大夫作云々、此御劒ヲ、若御子孫不可在者、可被遂納神殿、若有御子孫ベキナラバ不可被奉籠由ノ御鬮ヲ、二被遊於八幡宮神前被取之處ニ、不可被奉籠由ノ御鬮ヲ被召了、其夜ノ御夢ニ、男子ヲ御出生有由ヲ被御覽聞、于今深ク此夢ヲ御憑有テ、御猶子等事モ不被定キ、仍此御鬮モ、御沒後ニ可取由被仰出云云、此子細、具管領以下大名ニ仰聞處ニ、各畏申了、其後、管領以下、又相談樣、御沒後ニハ、於神前、無左右、此御鬮可難取、早速ニ御定、雖爲何篇可宜間、所詮今日（十七日）先密々ニ此鬮ヲ給テ開事ヲバ、御沒後ニ可沙汰由評定了、仍御鬮書事ヲバ、面々予ニ申間、再三雖辭退、頻ニ申間、無力書之了、以續飯ヲ堅封之、其上ニ、山名右衛門佐入道書封了、管領一人、八幡ヘ令參詣可給之由申定了、仍管領、戌終ニ參詣、於神前、御鬮ヲ給テ、亥終ニ罷歸云云、（○中略）管領以下、諸大名、各一所ニ參會シテ、昨日、於神前所取御鬮開之了、管領開之也、青蓮院殿（○義圓、卽足利義教、）タルベキ由御鬮也、諸人珍重由一同ニ申之、此御鬮事、今日可申入彼門跡歟如何由、評議間、予申云、仰在方卿、被擇吉日、今明間可被申歟云云、其儀可宜由面々申之、

〔公名公記〕永享五年十月廿五日、主上（○後花園）爲法皇（○後小松）御猶子之時、諒闇有否先規事、自室町殿（○足利義教）被尋關白前攝政云々、關白召兩局被相尋先例、仍如此勘進云々（中略）仍先例兩樣之上者、宜在時宜之由、關白被申室町殿、仰云、猶以凡慮叵計申、宜任神慮トテ、召吉田神主兼富朝臣、諒闇有無於神祇官取鬮可定之云々、兼富朝臣申云、穢中參神前之條不可叶云々、又仰云、於神祇官門外可取之云々、是又不存知先例之由申之云々、仍仰伯雅兼王吉田神主兼富朝臣伊勢祭云云等、各於宿所取之之處、伯幷祭主鬮者、可爲諒闇云々、仍多分諒闇之治定云々、

〔康富記〕永享十年八月十五日戊寅、今曉公方樣〇足利義教御下向八幡、〇中略居從殿上人、兼日飛鳥井中納言雅世卿少將雅親御點用意之處、輕服事出來、但輕服人不被憚之例在之、明德度、重服人當以被參之例在之間、可爲何樣哉、兼日御沙汰、所詮可爲神慮之由被仰出、中山相公〇定親被參石淸水、被取御鬮之處、輕服可被憚之由、見御鬮了、

〔碧山日錄〕長祿三年二月七日甲申、與二三子詣於淸水觀世音地主神及北野天神也、于時春公又詣於北野、相會祠前也、公曰、吾以酒肴珍貨、奉餽於大相公、故有辟命、今赴之云、春公又語余曰、今日之會、若以神之覆護、獲大相公之意者、異日於神殿應作聯歌之作、此神好此自賦發端之句乎、又使他人賦之乎、因作二鬮取之、乃自詠之鬮也、悅有神之所昭示也、　八日乙酉、昧早、問春公、公曰、昨日大相公之恩遇、寵出不意也、因陪其芳宴者、公卿大夫十數輩也、相公問予以王父高大父之世壽、及家譜之系也、而相公自起酌于余二回也、又數予以酌者二巡也、遂刀劍馬駒及名畫彫鏤之器又與勢州某、竊語神前之鬮、相公敏聽而聽之間曰、子今賦之乎、曰不敢、乃呈一句也、相公命大夫持淸令讀之也、至第三、而相公又作之、竟自以華牋書之以賜也、予不勝激切、以家傳之石丸劍呈之也、近侍之臣曰、今日大相公之於子、榮遇之甚不可言矣、曾納珍貨美財、以求其意者、孰克及於子乎、予瞻感北神之有應也、

〔內宮臨時假殿遷宮記〕立柱上棟〇中略作御遷宮事、〇中略面々意見區ニシテ難議定、所詮只任神慮、御鬮可然歟之由、上首禰宜被申處、最可然之由被申各同心、于時〇明應六年九月二十六日師秀經信兩使、以作子細、宮廳申處、傍官以下面々申事無豫議之間、則同心アテ、被取御鬮、任神慮可有遷御之由御返答之間、一列ニ、宮廳宿館參向、申入子細、則御同心、皆以施面目之由申處、今日爲吉日、條、御鬮可被取之由、依廳裁、則奉作御鬮、于時一禰宜參宮、其間自餘傍官、宮廳舘祗候、但禰宜一人于時當番十座宮政所等、一鳥居ニヨリ御前石壺參着、致祈念給、于時十守富座ヲ立、政所ノ手ニヨリ御鬮ヲ請取、捧持テ、一座ノ前ニ參、于時一座猶凝懇祈、御鬮ヲ召ス、于時

十座殘御圖ナハ傍置、本座歸著之後各拜、次御圖、一　直捧持、御前退出、傍官以前列座於中拔給處、可有遷御御圖也、一同歡喜不斜、其後各一座悅禮被申退出、

〔兼見卿記〕天正十四年七月廿四日丁巳、歸宅行水、先　齋場所、取生滅御圖於齋場、令滅賜御圖取之忽御時刻也、次參社頭取御圖、齋場ニ同御圖滅也、神慮同前、最難測事也、彌驚訖、不及壇場修行、遣修理進禁中、聞之御他界治定、被出御局云云、仰若宮御連子女中衆愁歎、釋尊入滅、限前如此歟、御頓死之體也、御歲卅五、〇正親町皇子誠仁親王

〔尾張名所圖會一〕櫻天滿宮、小桜町本町西へ入南側にあり　織田備後守信秀、つねに天滿宮を信仰し、或時京都北野へ參詣ありけるが、一夜の夢に、菅神枕上に立給ひ、我此梅松院にある事年久し、今汝が住國にむかへよ、諸民の安全を守らんと告給ひしかば、いそぎ梅松院に至り其旨を語りしに、梅松院も前夜に見し夢の靈告に符合せしかば、彼院の靈寶なる、御自作の神像を信秀に附與しけるを、天文九年こゝにうつし、社を創建して安置し、萬松寺の鎭守とせしが、慶長御遷府〇尾張德川氏の時、萬松寺を今の所へうつされしかども、御圖の神慮にまかせ、此社は殘りてこゝにいませり、

〔嬉遊笑覽方術八〕甑耳草子、貞享四年板、按するに此草子、書名には何といひしが、今名は後にかへたるなり、世に大病の切なるに臨て、大神宮へ幣圖をあげて、醫者をもとむる事あり云々、これ神慮にまかするにあらず、神慮にまかすといふは、たとへば兩人の醫者を幣圖を入るゝに、札三枚いれて、一枚は白札にして、死病に極りたらば、白札にあがり給へと祈念するとき、もし白札にあがり給はゞ藥を用ひず、死を守りて覺悟すべし云々、

古事類苑

神祇部四十三

神道上

古事類苑

神祇部四十三

神道上

神道ノ名アルハ、中古以後ノ事ニシテ、佛道儒道ニ對スル稱ナリ、而シテ其文字ハ、日本書紀ノ用明孝德兩朝ノ紀ニ見ユルヲ以テ始トス、凡ソ神道ニ數種アリ、兩部神道ハ本地垂跡等ノ説ヲ立テ、神佛ヲ混淆スルモノニテ、其兩部ト云フハ、或ハ伊勢兩宮ヲ金胎兩部ノ大日ニ配スルニ由ルト云ヒ、或ハ神佛兩部ノ一致同體ノ説ヲ爲スニ由ルト云フ、斯ク神佛ヲ混淆スルモノハ、廐戸皇子ノ撰述ト稱スル説法明眼論ヲ除ク外ハ、僧延慶ノ著ナル藤原武智麻呂傳ノ氣比神宮寺ノ事ヲ以テ最モ古シト爲シ、惟宗允亮ノ政事要略ニ引ケル、舊記ノ宇佐ノ放生會ノ事之ニ繼グ、唯一神道トハ、儒佛ノ説ヲ雜ヘザルノ謂ナリ、一ニ宗源神道トモ云フハ、日本書紀ニ、天兒屋命主神事之宗源也トアル語ニ據レルモノナリ、卽チ此神道ハ、天兒屋命ヨリ傳來セルモノニテ、中臣鎌子ガ祭官意美麻呂ニ授クルニ起レリト云フ、而シテ吉田家ハ累世之ヲ相承ルニ由リ、亦吉田家ノ神道トモ云フ、此餘神道ニハ、白河家藤波家及ビ山崎垂加等ノ諸流アリト雖モ、都テ兩部唯一ノ盛ナルニ及バズ、後世本居宣長ハ羽倉春滿岡部眞淵ノ遺意ヲ承ケ、直ニ國史神典等ニ據リテ立論シ、平田篤胤又之ヲ擴メテ別ニ其説ヲ爲シ、竝ニ大ニ學者ノ間ニ行ハル、要スルニ神道ニハ斯ク數種アリテ、互ニ相是非スト雖モ今ハ毀譽ヲ其間ニ置カズ、之ヲ世ノ公論ニ付シ、唯當時ノ駁議ヲ錄シ、以テ參攷ニ備ヘタ

名稱

リ、而シテ其書ノ眞僞モ亦一ニ具眼者ノ判別ニ任スルノミ、

〔伊呂波字類抄志字〕神道

〔日本書紀用明二十一〕橘豐日天皇、天國排開廣庭天皇第四子也、母曰堅鹽媛、天皇信佛法、尊神道、

〔日本書紀孝德二十五〕天萬豐日天皇、天豐財重日足姬天皇同母弟也、尊佛法、輕神道、斮生國魂社樹之類是也

大化三年四月壬午、詔曰、惟神惟神者、謂隨神道、亦謂自有神道也、我子應治故寄、下略

〔古事記傳一〕直毘靈

神道と申す名は、書紀の石村池邊宮用明○の御卷に始めて見えたり、されど其は只神をいつき祭りたまふことをさして云るなり、さて難波長柄宮孝德○の御卷に、惟神者謂隨神道亦自有神道也とあるぞ、まさしく皇國の道を廣くさしていへる始なりける、さて其由は上に引ていへるが如くなれば、其道といひてことなる行ひのあるにあらず、さればたゞ神をいつき祭りたまふことにいはんも、いひもてゆけば一つむねにあたれり、然るにからぶみに、聖人設神道といふ言あるを取て、此方にも名けたりなどいふめるは、もとのこゝろしらぬみだり言なり、

〔續日本紀桓武三十七〕延暦元年七月庚戌、右大臣已下參議已上共奏偁、頃者災異荐臻、妖徵並見、仍命龜筮占求其由、神祇官陰陽寮並言、雖國家恒祀依例奠幣、而天下縞素、吉凶混雜、因茲伊勢大神及諸神社悉皆爲祟、如不除凶就吉、恐致聖體不豫歟、而陛下因心至誠、尙終孝期、今乃將藥在御、延引旬日、神道難誣、抑有由焉、伏乞忍曾閔之小孝、以社稷爲重任、仍除凶服以充神祇、

〔類聚三代格一〕太政官符

禁出雲國造託神事多娶百姓女子爲妾事、

此是妄託神事、遂扇淫風、神道益世、豈其然乎、

延暦十七年十月十一日

〔羅山文集序四十八〕神祇寶典序代義直卿

夫本朝者、神靈之所挺生而棲舍也、故推稱神國、其寶號神器、守其大寶則曰神皇、其征伐則曰神兵、其所由行則曰神道、昔神武帝之都于倭也、始祀天神、建靈時于鳥見山、崇神帝祭天照大神笠縫邑、祭倭大國魂大物主、又祭群神、定社地神戶、垂仁帝卽位二十五年二月、命五大夫祭天神地祇、三月移天照大神于伊勢國五十鈴川上以崇焉、自是以來、歷代諸州所在社座叢祠甚多、文武帝御宇、淡海公奉詔撰令、而神祇在其中、然後大祀中祀小祀、及大社小社、位階勳等各有差、醍醐帝時、蓋除淫祠、凡定其有益于民而宜秩敍、立三千一百三十二座、載之神祇式、或其所遺漏謂之式外、所謂石淸水、吉田、祇園、北野、八處御靈之類、猶可有焉、延喜以後、始立者亦可有焉、長曆年中、勅以伊勢石淸水爲宗廟、其餘爲社稷、且爲諸氏祖神、欲使君臣存齊明盛服之禮、致敬遠感格之意乎、周公之制禮設官也、大宗伯、職掌天神人鬼地祇、以佐王保邦國、小宗伯、掌建神位、左宗廟右社稷、蓋聖人之尊神祇愼祭祀重人事也、中華旣如是、本朝亦宜然、按式中有社名衆、有神名寡、後世文獻不足、則難以徵也、況又自浮屠流傳、而後神佛相紛亂乎、彼謂佛在忉利天爲本、託摩耶胎出現於世爲跡、本迹雖異、不思議一也、因附會之、以佛爲本、以神爲迹、而本地垂迹之名暴起矣、剩有說曰、以五大之神配五行之義、且十二支神在天爲星、不隔本朝異域、而一切世界皆莫不然也、於是神之與佛、猶如氷之與水果一也、如然則如何不有取異域之鬼類而亂本朝之英靈哉、惟夫本迹者、浮屠之說也、神書未嘗言之、雖然若以義而言之、假令日神爲本、伊勢爲迹、譽田帝爲本、八幡爲迹、大己貴神爲本、三輪爲迹、日本武尊爲本、熱田爲迹、其餘皆可準知之、非若浮屠所說、旣失其名、則失其德業、神如不有靈乎、吾常憤之年久矣、方今據式、其有神名者、乃依舊爲實、其無名者、考諸日本紀、舊事紀古事記、續日本紀、古語拾遺、姓氏錄、案諸國史實錄舊記博士家集、幷雜抄所撰風土記等、參諸中臣卜部之所說、卜祝隨役之所述、每社緣起之所記、鄕老村叟之所話、乃採其不可誣者、就其社以認其神名而表之、殆數百千社、庶幾本朝之神名正、而後不爲彼鬼所紛雜也、

聖人爲政、以正名爲先、亦此意乎、於是始於宗廟、次宮中、次京師、次城州、次畿內、次諸國七道二嶋而終之、若乃雖式外神、不爲淫祠、則附載每州之末、特幷神器圖、共爲十卷、因號曰神祇寶典、嗚呼神意人心、本是一理、以器而言之、劍璽鏡也、以道言之、勇信知也、璽鏡者文也、劍者武也、是日神之所以授皇孫、而累世帝王、踐祚卽位之時、所以取則者不在茲乎、若擴充之、雖堯舜禹之咨命、亦何不追尋之乎、卽是王道也、儒道也、聖賢之道也、易云、聖人以神道設敎、而天下服、是爲序、

正保三年二月朔日　　從二位行權大納言源朝臣義直

〔增益辨卜抄俗解序〕抑神道は、天下の大道なり、天皇大八嶋國治給道、是神道と云、公式令所謂明神御宇大八嶋國天皇、是今上皇帝を卽あらみかみと稱奉る、其源を尋れば、神代の初、陰陽二柱之神、此國をひらき、大和國に皇居を定め、天照大御神、初めて天位につき給ひ、代々の帝に臨み給へば、神璽之鏡を捧げ、三公九卿勅命を奉れば、律令に隨ひ、祭政を先にし、國家を守護し、天照大御神の遺勅空しからず、萬世に至るまで、君臣の道を不變、文武百官士農工商まで、各其職を勤め、萬民其所を得て、枕を泰山の安きに置き、知るも不知も、天皇を敬奉る、君德の恩光、四表に顯れ給ふ、是を神道と云、○中略

元文四年五月十七日　　尾張　正四位下御宮神主幸和

〔安齋隨筆〕七巫學家

此名目、古今ナキ名目也、貞丈始テ名付タリ、今世神道者ト稱スルモノヽ所爲ハ、巫學トイフベシ、一種ノ學文也、牽強附會ノ妄說僞書多シ、

〔答問錄〕後世に神道と云て、其者流の說處は、皆儒と佛とによりて造りたるものにて、只國常立尊ぞ、高天原ぞなど云名目のかはりたるばかりにて、其說く處の趣は、儒佛の意に異なる事なく、別に其道とて立たる趣は無ければ、荻生なぞが、神道と云道はなき事なりと云へるは、至極當れる

事なり、これ神道者流愚にして、神道の旨を知らず、只儒佛の說にとりすがりて說故に、かくの如く、儒者に難せらるゝなり、さて又荻生太宰などは、かくの如く、後世の神道者流の說を辨じたる事は、よく當りたれども、其神道者流の云處の外に、まことの神道ありて、いと明らかなる事をば、いまだ知る事あたはざる物なり、

〔鹽尻七〕神道ノ字佛者ニ對シテ云　神道の字、我帝紀をかんがふるに、佛法に對していへるのみ、後の世のごとく、ことごとしく秘訣と爲るが如きにあらず、たゞ倭語に、かみのみちといふを、漢字になしたるばかりなりといふ人あり、むべなり、但し神道といふ字は、同じけれども今いふ處と、意味ちがふ事なり、帝紀は神事に付ていへり、神の字を秘の字の意と見る事、いにしへより神家のふりたる名目にして、三妙加持經なんどいふ物を妄作し、四重の密意、深秘の傳授なんどいふ事をおもひ仕出し、口訣とせしかば、かゝる事を神道といふは、かへつてさも有べき事なり、只道といへば、人倫の大路尊び行ふ、貴賤ともに行ふ理なり、神の字を付て、又人倫の道理なりと、今の神道者のまげて辨作するは、さもあるまじき事なり、易の神道の字をいへども、其意味異なり、只中世佛經を、物の貴きかぎりと覺えたる人々なれば、佛書に、只〇只一本作多、神道不思議なんどいへる文字よりいひそめけると見えたり、神家の佛法を排するも、五六十年以來のことなり、そのかみは佛書も儒書もひとつにおぼえて、佛社のことゞもをおく深くかきしなり、儒佛の異を立ていふも、近年宋元明の儒書ども渡り、林氏家を興してよりの事也、昔我國の儒者といふ人は、何事もなく、詞章をのみ大事に思へり、況や神家をや、然れば今神書を解く人のごときは、いにしへはなき事なり、

〔神明憑談上〕神代人代之差別

今ノ學者、神代ヲ以、隔別ノヤウニ說キナズ故、人道神道ト別義モアルヤト見ユル、人倫ノ常行天

種別

地ノ理ニ合ヨリ外ニ、求ムベキ道ハナカルベシ、然ラバ卽孔孟ノ敎モ同ジコトナルニ、何トテ神道ト言ナレバ、天照大神ノ御裔ニアラザレバ天子トセズ、コヽニ神妙ノ道スヂ傳ハリテ、周武ヲ聖トスルノ類ニハアラズ、昔ハ神道トモイハズ、只自ラニ皇統ヲ崇シ大道ナリシガ、儒敎釋敎流入シテヨリ、我大道ヲアガメテ神道ト稱ス、故ニ神代卷ニモ、神事トハアレドモ、神道トハ見エズ、日本書紀モ、三十二代用明天皇卷ノ初メノ本文ニ、ハジメテ神道ノ二字出タリ、

〔書言字考節用集十數卷〕三種神道〈唯一宗源、兩部習合、本迹緣起、〉

〔唯一神道名法要集〕問、神道者有幾分別子細哉、

答、一者本迹緣起神道、二者兩部習合神道、三者元本宗源神道、故是云三家神道、

問、本迹緣起神道者何哉、

答、某宮某社、化現降臨勸請以來、就緣起之由緖、極一社之秘傳、以口決之相承、稱累世之祠官、將又修本地之法味、准內淸淨之理敎、捧祭祀之禮奠、備外淸淨之儀式、是云本迹緣起神道、又云社例傳記之神道矣、

問、兩部習合神道者何哉、

答、以胎金兩界、習內外二宮、以諸尊合諸神、故云兩部習合神道者乎、

問、如然習合者、何人所意哉、

答、傳敎弘法慈覺智證等、此四大師之所意也、所以者何、極彼眞言之奧藏、悟吾神道之密意得大日本國之名、覺大毘盧遮那之實地、據神代之書籍、設秘密之釋義、各號一師之神書、自尒以來顯密之諸宗入神道、述末書者、其數五百餘卷、故云是大師流之神道、亦一義也、

問、其文證如何、

答、諸師之書籍、依事多略之、麗氣記頌曰、

諸佛正覺金剛杵、往古菩薩智法身、樹下成道常說法、大日本國成鎭擁、

弘法大師啓白文云

尊神ト、內宮外宮、以鎭護日城、示金界胎界、以正開月殿、思心城本位之聖衆者、則當宮所爲之尊神也、已上文

此等文證、不可勝計者哉、

問、元本宗源神道者何哉、

答、元者明陰陽不測之元元、本者明一念未生之本本、故頌曰、

元元入元初、　本本任本心、

○按ズルニ、習合ノ文字ハ、又當家宗旨名目ニ見エテ、日蓮二字、日神月神可習合云云、尋云、天台二字、一心三觀、空假中、三諦習合、如二字三諦配當スベキ耶トアルガ如シ、此書ハ寬正二年日蓮宗ノ僧日實ノ著ス所ナリ、

〔羅山文集六十九題跋〕宗源神道者、中臣、卜部、忌部習傳之、兩部習合神道者、最澄空海等之沙門等、以佛法合於神道、以胎藏金剛兩界合於陰陽、遂以爲神佛本地一體、吁吁、本迹緣起神道者某社某神、古來傳來之緣起有之、右謂之三部神道、此上別有理當心地者、人多不能知之、

〔東見記上〕日本神道有三種、一曰唯一宗源、唯一二字、一條說曰加之、但吉田兼延加之、以爲得其實也、二曰兩部習合、三曰本迹緣起、此是社家者流也、禁中謂之曰卜祝隨役、此外有天子之神道、此神道者、知之之人亦秘而不言之、羅山先生耳語而相傳焉、曰理當心地神道也、

〔翁之文〕神道とても、みな中古の人共が、神代の昔にかこつけて、日本の道と名付、儒佛の上を出たるものなり、譬へていはゞ、天竺の光音天、漢の盤古氏の時分に、佛といひ、儒といふ、一應の定りたる道のあるにはあらず、佛といひ、儒といふも、皆後の世の人が、わざとかりに作り出たることを

もなれば、神道とても、又神代のむかしにあるべきには非ざるなり、其最初に說出たるを、兩部習合といふ、儒佛の道を合せて、態程に加減して作りたるものなり、其次に出たるを、本迹緣起といふ、これは其時分に、神道の起りたるをねたみて、儒者の徒が、陽には神道を說て、陰にはこれを佛道へ落してめたるものなり、扨其次に出たるを、唯一宗源といふ、これは儒佛の道を離れて、唯純一の神道を說たるものなり、此三部の神道は、みな中古の事共にて、又近頃に出たるを、王道神道といふ、是は神道の道とて、各別に其道あるにはあらず、王道が乃神道なりと說たるなり、又或は陽には神道を說て、陰には儒と一つなる神道も出たり、

〔本律草上〕三傳

靈宗神道　天八意命、心慮八方事、合道本心、明心趣學習要極譜善議惡、名靈宗者、神道王道之束法、爲萬具之恐懷、是天思兼命所傳也、

宗源神道　總道吾異通一地、主神事宗源道、以太占事而奉事之、天兒屋根命所傳也、卜部家是也、

齋元神道　嫡胤皇國也

生國生吾、定胤定祚、異異國靈法、皇祚不絕祭、是道齋元道、吾國獨勝旨別道、天太玉命所傳也、齋部家是也、此三傳は或書にこれあり、

靈宗とは、日神の御意に蒼生を御めぐみの御神慮にして、宗源齋元束たる道なり、

宗源とは、異國も吾國も、天地一般なれば、一に通ふ道なり、

齋元とは、天一度地と分れて、地二度天とならずとて、皇子といへども、姓を賜り臣の禮としては、二度天位を嗣給ふことなきは、宇宙の間、國の數知れず是有といへども、我國ばかりに限り、日神の嫡胤ならで、天位を嗣給はず正敷事、亂世のころ、主君を害し父母を殺せし、大惡成ものも出しかども、神國のゑるしとて、日神の御すゑを退け奉り、凡人の天位に昇る事ならざることを、世界に

ならびなき靈國なり、

〔神國決疑編序〕大凡言神道其流有二、曰宗源、曰習合、習合者、自釋氏所出、宗源者、本祠職所傳也、古之說神道、而專宗源者、不復外於佛法、故佛法神道互相輔翼、而道各流行矣、近世局儒之徒、强推儒附會之、爲眞神道、以排釋氏、爲眞知神道焉、蓋神者、本朝祖宗不測之聖、道者、垂訓遺範不刊之典也、所以欲假虎威而抑佛揚儒、然世人無察、遂致天下滔滔、可悲矣、〇中略

延寶丁巳初冬之吉　　東山傳瑜伽敎沙門泊如運敞識

〔神道獨語〕唯一神道に新舊の二品あり、舊き唯一神道は、表には佛道をあらはさずして、裏は、佛家の金剛界胎藏界顯敎密敎などゝ云佛理を以て作りたり、然れども、表に佛をあらはさゞる故、唯一神道と云、又新き唯一は、佛道を除き去て、心學理學を以て作り直したる也、天人唯一神道とも、理學神道とも云是也、

〔秦山集六〕泰福卿土御門、謂都翁安井春海曰、神道流派、從今宜號安家神道、垂加經見所示爲羽翼焉、吉田、白川、藤波、土御門、此四家下賜主上著御之御祭服、故號神家、他家不能預也、信圓亦與聞焉、

〔古今神學類聚抄神道四〕兩部習合諸家流

兩部習合〇中略或ハ大師流ノ神道ナド云類多シ、太平記ノ評ニ傳敎所立ノ神道、又ハ横川ノ神道、三十番神傳ニ、日本開闢ハ、天台山ヨリ祭テ、迷闇ノ衆生ヲ敎テ、令知所歸ト云ヲ思ヘバ、諸流神道トハ、必一家ヲ建ルニ不限、唯是本ハ、其處緣起ノ神道ニシテ、後人推稱一流者必矣、〇中略或抄ニ、大師流ノ神道、其僧徒ノ受習シハ、意美麻呂師タリト云リ、實否ヲ不知、世ニ又三輪流ノ神道ト稱スルハ、鏡圓法師其始祖也トゾ、或ハ奈良流、或ハ伊勢流、卜部流、齋部流、菅江流、淸家流ナド云說皆俗間ノ名目ニシテ非也、〇中略看見ルニ、三井ノ本覺院僧正公顯ノミゾ、未曾有ノ行止ニシテ、本朝神道ノ元旨ヲ得心セル高僧ナリキ、

〔俗神道大意　一〕神道神道ト、一口ニイヘバ云モノヽ、巨細ニ此ヲ分テ云ヘバ、十二三ニモ分ラウガ、其内大ナル相違ノ所ヲ別テモ、ザットト五ツノ差別ガ有ル、此ハ眞ノ學ビニ志ス人々ハ、能ク心得テ居ルベキコトデ、其ハマヅ眞ノ神道ト申スハ、古道ノ大意ニ申タル如ク、コノ天地ヲ御造リ遊シタル、天神高皇産靈神皇産靈神ノ始マシテ、伊邪那岐伊邪那美神ノ御受繼アソバシテ、世ニ有トアル事物ノ本ヲ御始ナサレ、又ソノ事物ヲ、悉ニ持分シロシメス神々ヲ御生ナサレテ、其御功德ハ、天照大御神ニ御傳ヘアソバシ、サテ皇御孫邇邇杵命、御天降リ遊バサルヽ時、天御祖産靈ノ御神天照大御神ヨリ、皇御孫命ノ御代御代天ノ下ヲ知シ召ス、御政ノヤウヲ御傳ヘアソバシ、扨御代御代ノ天皇、ソノ御依ノマニ〳〵、己命ノ御サカシラヲ御加ヘアソバサズ、天地ト共ニ、御世シロシメスコトヂヤガ、此道ヲサシテ神道ト申シタルコトデ、ソノ慥ナル證文ハ日本書紀ノ孝德天皇ノ三年四月ニ、臣連及ビ天ノ下ノ御民ノ素姓ヲ御正シナサルヽ時ノ詔ニ、惟神我子應治、故寄、是以與天地之初君臨之國也ト宣ヘル、コノ惟神トアル、詔命ノ分註ニ、惟神者謂隨神道亦自有神道也トアル、此ハ天皇ノ御自ラ御下シ遊バサレタル御注カ、又ハ撰者舍人親王ノナサレタル御注カ、天皇ノアソバシタル御言ナレバ、イヨ以テ有難ク、舍人親王ノ成サレタルニモアレ、實ニヨク吾ガ古道ノ意ヲ明シタル語デ、右申タル旨ニヨウ叶テ、コレガ吾ガ徒ノイハユル、神道ト云ノ出所、ヨリドコロヂヤ、○中略マタ同ジ書紀ノ中デモ、用明天皇ノ御卷ノ始ニ、天皇信佛法尊神道ト見エタル神道ハ、右申タル神道トハ訣ガ違テ、神ヲ祭リ、神ヲ禱リ、マタ祓ナドノ類、スベテ神ニ仕ヘ奉ルノワザヲ宏ク申タモノデ、謂ユル神事ノコトヂヤ、尤モソノ神事モ、云ヒモテ行ケバ、神道ノワザナガラ、事ト道トハ、身木ト枝葉ノ如クデ、右申タル惟神ナル道トハ、大キニ本末ノ差別アルコトデ、佛法ト相對テ、神道ト有レバトテ、後世神道者ナドノ云如ク、致ノ道ト心得ルハ非ヂヤ、唯コヽニイハユル神道ヲバ、用明天皇ハ、佛法ヲ御信ジアソバシタナレドモ、神事ノコト

ヲモ、粗略ニハ遊バサナンダトイフ意ニ、輕ク見ルガ宜シイ、但シ今ノ世ニ、神道者ナド云フ輩ハ、眞ノ神道ト云モノハ、何樣ナル物ヂヤトイフ訣ヲ知ラズ、唯ニ祓祈禱ナドノワザヲ神道ト覺エテ居ルカラ、爰ニイハユル神道ノ字ハ、カレラガヨリ所ニスレバナリハスルヂヤ、先コノ神道デニツト、三ツニハ漢籍周易ノ十翼ニ、觀天之神道、而四時不忒、聖人以神道設教、而天下服矣トアル、コノ易ノ文ニ、天之神道ト云タハ、四時不忒トアル如ク、春夏秋冬ノ季候ヲ忒ヘズ、風吹キ雨降リ、萬物ノ生出ル所ヲ以テ、天然ノ神道ト云ノコヽロニ云ヒ、同ジ易ノ文ニ、陰陽不測コレヲ神ト云トアル神字ノ義ヂヤ、御國ノ謂ユル、神ノ如ク、ジヤント實物ノ神ヲサシテ、其神ノナサルヽ道ト云ノ義デハナイ、ソレ故、天字ト神道トノ間ヘ、コレト訓ム之字ヲ置テ、天之神道トカキ、天然ノ神道ト云フ意ニ申タモノヂヤ、〇中略サテ四ツハ、イハユル兩部神道、五ツニハ、謂ユル唯一神道ダ、

〔俗神道大意三〕今世ニイハユル神祇ノ四姓ト云コトヲバ、早ク心得居ベキコトヂヤ、サテ其四姓ト云ハ、王氏、中臣氏、齋部氏、卜部氏、コノ四姓ノ方々ガ、神祇祭祀ノ事ニ預ラルヽニ依テ、コレヲ神祇ノ四姓トハ申スノヂヤ、此中ニ、マヅ第一ニ王氏ト申スハ、白川家ノ事ヂヤ、〇中略第二ニ中臣氏ト申スハ、其遠祖ハ、天兒屋根命ト申シテ、コレハ皇御孫邇々藝命、御天降ノトキ、皇產靈御神天照大御神ノ御依シアソバシテ、皇御孫命ノ供奉ノ臣列第一ノ神ニオハシ坐テ、皇御孫命ヲ輔佐ナサレ、マタカノ天照大御神ノ岩屋戶ニ御サシ隱リアソバシタル時、ソノ岩戶ノ前ニ於テ廣ク厚キ稱辭ヲ申サレテ、大御神ヲ出シ奉ラレタル謂レニ依テ、ソノ御孫天種子命ト申スガ、神武天皇ノ御代ニ、天神壽詞ト申テ、天神ヨリ天皇ヲ御位ニ卽ケ奉ル、御依シノ祝詞ヲ奏サレタルガ例トナリ、夫ヨリ以來、ソノ御子孫タル、中臣氏ノ家ニ於テ、世々此事ヲ掌ドリ來リ、兒屋根命ヨリ十二世ノ孫、可多能古ト申スニ、御食子ト申スト、國子ト申スト、二人ノ男子ガ有テ、コレヨリ系ガ二ツニ別ツタヂヤガ、ソレハ長男御食子ノ子ガ、大織冠鎌足公デ、コレヨリ中臣姓ヲ改メテ、藤原姓ヲ賜

ハリ、スナハチ今ノ五攝家ハ、コノ裔ヂヤ、マタ次男國子ノ子ヲ、國足トイヒ、國足ノ子ヲ意美麿ト云ヒ、意美麿ノ子ヲ清麿ト云フ、コノ代ニ、中臣姓ニ大ノ字ヲ加ヘテ、大中臣ト云姓ニナサレ、其子今麿ト云人、伊勢神宮ノ祭主ニ補セラレ、ソレヨリイタシテ今ニ至リ、連綿ト相續イタサレ、スナハチ藤波家ト申スハコレヂヤ、神代以來、連綿タル中臣姓ダニ依テ、ソノ御家ノ古キコトハ、伯家ナドノ及ブ所デハナイヂヤ、第三ニ齋部氏ト申スハ、ソノ遠祖ハ高皇產靈神ノ御子、天太玉命ト申シテ、天兒屋根命ト共ニ、皇御孫命ノ輔佐ヲナサレ、且コノ神ハ、大御神ノ岩屋戸ニ御サシ隱アソバシタル時、クサ〲ノ捧物ヲ取持シテ、コノ事ニ功ノオハシ坐タル謂ニ依テ、ソノ御孫天富命ト申スガ、神武天皇ノ御代ニ、神璽乃鏡劔ト申テ、天照大御神ヨリ天皇ノ御位ヲシロシメス御璽ニ賜ハツタル、八咫ノ御鏡ト、叢雲ノ御劔トヲ傳ヘラレタルヨリ以來、其子孫タル齋部氏ノ家ニ於テ、世々コノ事ヲ掌リ來レル所ヲ、不幸ニシテ、ソノ家ガ漸々ニ衰ヘテ、上古ニハ中臣家トコノ齋部ノ家トハ、車ノ兩輪相ナラブガ如クデ在マシタガ、ソノ家ガ公卿ニハ絕テ、今ハソノ形ノミガ存リ、齋部代ト申テ、土御門家ニ於テコノ代ヲ勤メラルヽコトヽ成マシタ、〇中略第四ニト部氏ト云ハ、古ニハ四國ノト部ト申テ、壹岐國、對馬國、伊豆國、常陸國ト合セテ四國、マタ都ヨリモ龜甲ヲ燒テ、トヲイタスコトヲ得タル者ヲ、凡テ二十人神祇官ニ差置レテ、神事ノトキノ龜トヲ御サセナサレタモノヂヤ、ソレガ漸ニ止ンデ、今ハ吉田家ノ職掌ト爲ツテヲルダガ、〇中略其職掌ハ、今以テ龜トノ長上デ、其事ヲ掌ル家ナルコトハカハルコトナク、又神祇大副ト申テ權ニ神祇伯ノ副官ヲ勤メラルヽ事ヂヤ、

〔俗神道大意　四〕扨コノ大成シタル、俗ノ神道ト云ニモ諸流ガ有テ、彼兩部神道ト云ヲ除クノ外ハ、ミナ唯一神道ト名ノルコトナレドモ、此モ猶イマダ佛意ノ兩部メキタル說ヤ所業モ、先入師トナル譬ノ如クデ逃レ果子バ、古ノ道ノ眞ヲバ更ニシラズ、只々淺意ヲ附會スルコトノ功者ニ成

兩部神道

タブンノコトヂヤ、其諸流ノ神道ガ、各々其ノ立方ニ、少カヅヽノ違ヒハ有レド、今ノ俗ニ多ク人ノ信ジ用フル所ハ、吉田家デ立タル趣、又外宮ノ神主出口延佳ガ流ト山崎垂加ノ作リタル神道ガハヤルコトヂヤ、其内吉田家ノ神道ハ、天兒屋命ヨリ、嫡々相承シタル神道ノ本源ヂヤナド云ハルヽケレドモ、佛意ガ多ク交テヲルニ依テ、其誠ナラヌコトガ直ニシレル、又出口延佳ガ作タル神道ハ、周易ヲ附會シテ、何モカモ神代ノ事ハ、ミナ易ノ道理デ說タ物ヂヤ、又山崎垂加ノ流ハ、右ノ說ドモヲモ用フルガ上ニ、宋儒ノ理學ヲ附會シタ物デ、何レモ陰陽五行ヲ本トシテ說ク中ニモ、垂加ノ流ハ、殊ニ甚シイヂヤ、此等ヲ今論ジヨウトスルニ、ドノ流ハカウデ、何流ハドウデト云ヤウニ辨ジテハ、大ブ事ガ入組ンデ、說クニ六カシク又聞取リニモワルイカラ、皆押クルメテ、神道者流ノ說ト申テ、其非言ヲ辨ジマスル、其ツモリデキカルヽガ宜シイ、

〔羅山文集六十九隨筆〕兩部習合神道者、最澄空海等之沙門等、以佛法合於神道、以胎藏金剛兩界合於陰陽、遂以爲神佛本地一體、吁呼、

〔羅山文集四十八序〕神社考序

夫本朝者神國也、神武帝繼天建極已來、相續相承、皇緒不絕、王道惟弘、是我天神之所授道也、中世寖微、佛氏乘隙、移彼西天之法、變吾東域之俗、王道旣衰、神道漸廢、而以其異端離我而難立、故設左道之說曰、伊弉諾伊弉冉者梵語也、日神者大日也、大日本國、故名曰日本國、或其本地佛而垂跡神也、大權同塵、故名曰權現、結緣利物、故曰菩薩、時之王公大人、國之侯伯刺史、信伏不悟、遂至令神社佛寺混雜而不疑、巫祝沙門、同住而共居、嗚呼神在而如亡、神如爲神、其奈何哉、雖然猶幸有日本書紀延喜式等之諸書、而可以辨疑、是亦讀書知理之人可少覺也、非爲庸人而言之、夫沙門之不得入伊勢、伊勢賀茂之有忌詞、內侍所不獻僧尼贈物、敏達帝之不信佛法、尾輿鎌子之不拜佛像、是猶上古之遺風餘烈也、

〔古今神學類聚抄神道四〕兩部習合諸家流

傳云、兩部習合トハ、其元始、前件ノ聖武天皇東大寺造立ノ事ニ就テ、大神宮神託ヲ爲本、傳敎、弘法、慈覺、智證ノ四大師、神佛一致同體ト云ヲ張リ、兩宮ヲ以テ金胎兩部ノ大日也ト習ヨリ、此名目ハ始ルト也、

〔玉勝間〕四兩部神道

大かた天下の神社、中昔よりはうしの仕ふるが多くなれるから、さらぬ社をば、俗に唯一といひ、はうしのつかふる社を兩部といふ、又別に兩部神道と名のる一ながれもあり、其說にいはく、聖德太子舍人親王も、みな兩部神道也、さて空海諸道に通達して、神道の奧義をきはめ、此兩部神道を中興せり、嵯峨天皇これを叡感ありて、兩部神道といふ號を下し給ふといへり、すべてこれ皆そらごと也、さて其說どもは、神儒佛の三敎の勝を取て、劣を捨といひ、又今日目前の萬物の理を以て、天地の始終をもしるといへり、今論(ずイ)めていはく、これみないみじきひがこと也、まづ三敎の勝をとるとはいへれども、その說る事どもを見るに、たゞ儒と佛とをのみ取て、神道の意をとれることはさらになし、すべて佛の道をむねとして儒をまじへ、又天文の事を多くいへり、かくて神道は、たゞ書紀の神代卷の天地のはじまりの所の潤色の漢文と、國常立などの神の御名をとりをり出せるばかりにこそあれ、其道の意とては、露ばかりも見えず、いかでかこれを神道と名づくることをえむ、又天文の事も、さらに道にはあづからぬこと也、○中略たゞおのがわたくしの新(にひ)ばり道なるを、神道としも名づけたるは、いかなる故ぞといふに、儒の道佛の道は、あだし國よりわたりきうで來つる道にして、神の道ぞ、皇國の本よりの道なれば、後の世といへども、よの人なほ他國の道によらんよりは、同じくは吾國の道をこそはたふとむべけれと思ふ心も、さすがに多くある物なれば、さる世人をおもむけむために、わが國の道といふ名をかりたる物にして、此ともがらの祖とする昔のはうしなども、然にぞありける、そのかみなは、國々の民どもは、もはら神

をたふとみあふげる故に、まづ其神を引こめて、おのが道の中の物になして、かしこくも佛の奴のごと説なして、人の心をうつさせたる物ぞかし、ちかき世の兩部神道の神道といふ名も此心ばへを以て也、

〔説法明眼論鈔上〕神分品第十一

付此可有五種別

一勸請神分、必須奉勸請權實諸神故也、

二除障神分、依守護神念力、可除天魔障礙故也、

三顯本神分、依修善力顯本地、倍增威光故也、

四和合神分、依本跡和合、可滿足二世悉地故也、

五供養神分、依以前四種、令諸天龍神等、喜而供養禮拜讃嘆故也、

問曰、五種神分、俱何故用般若心經耶、

答曰、設用何經、別指一經、此難定可來、就中用般若妙理、有其深心、

〇按ズルニ、此書傳ヘテ廐戸皇子ノ撰ト云フ、

〔寶基本紀〕天皇〇垂仁即位廿六年丁巳冬十一月、新嘗會祭夜、神主部物忌八十氏等詔、吾今夜承大神之威命所託宣也、神主部物忌等愼無懈、正明聞焉、人乃天下之神物奈利、須掌靜謐志、心乃神明之主他利、莫傷心神禮、神垂以祈禱氏爲先、冥加以正直爲本、須任其本誓、皆令得大道者、天下和順、日月精明、風雨以時、國豐民安、故神人守混沌之始、屛佛法之息、置高臺之上、崇祭神祇、住無二之心、奉祈朝廷、則天地與龍圖運長、日月與鳳曆德遙、海內泰平、民間般富、各念祭神祇、以淸淨爲先、以眞信爲宗、〇中略地神之末、天下四國人夫等、其心神黑焉、分有無之異名、心走使無有安時、心藏傷而神散去、神散去則身喪、人受天地之靈氣、不貴靈氣之所化、種神明之光胤、不信神明之禁令、故沈生死長夜之闇、吟根國底國、

因茲奉代皇天、西天異人以苦心誨諭、教令修善、隨器授法、以來大神歸本居、止託宣給偖利、

〔五部書説辨一〕天下和順以下十六字ハ、無量壽經ノ文也、此ヲ皇大神ノ託宣ノ神勅ト云テ可ナランヤ、倭姫命ノ御詞ニモ不可有トキハ、後世僞作タルコト明ケシ、傳記ニハ、此十六字ヲ除ケリ、佛語故ニ除タルカ、増減ハ作者ノ意ニ任スト見レバ、實ハ非神誨コト此一言ノミナラズ、長長シキ神託ノ文、皆僞作タルコト可知焉、

〔沙石集一上〕大神宮之御事

去ヌル弘長年中ニ、大神宮ヘ詣デヽ侍シニ、或神官ノ語シハ、當社ニ三寶ノ御名ヲ忌、御殿近クハ僧ナンドモ詣ヌ事ハ、昔此國イマダ無リケル時、大海ノ底ニ、大日ノ印文有ケルニヨリテ、大神宮御鉾ヲ指入テサグリ給ケル、其鉾ノ滴リ露ノゴトクナリケル時、第六天ノ魔王ハルカニ見テ、此滴國ト成テ佛法流布シ、人倫生死ヲイヅベキ相アリトテ、ウシナハンタメニ下リケルヲ、大神宮魔王ニ行ムカヒアヒタマヒテ、我三寶ノ名ヲモイハジ、我身ニモ近ヅケジ、トクトク歸リ上リ給ヘトコシラヘ給ケレバ歸ニケリ、其御約束ヲタガヘジトテ、僧ナンド御殿近クマヰラズ、社壇ニシテハ經ヲモアラハニハモタズ、三寶ノ名ヲモタヾシクハイハズ、佛ヲバ立スクミ、經ヲバ染紙、僧ヲバ髮長、堂ヲバコリタキ、ナンドイヒテ、外ニハ佛法ヲウトキ事ニシ、内ニハ三寶ヲ守給事ニテ御坐ユヱニ、我國ノ佛法、ヒトヘニ大神宮ノ御守護ニヨレリ、當社ハ本朝ノ諸神ノ父母ニテ御坐也、素盞嗚尊、天津罪ヲヲカシ給シ事ヲニクマセ給テ、天ノ巖戸ヲ閉テ隱レサセ給シカバ、天下常闇ニ成ニケリ、八萬ノ諸ノ神達カナシミ給テ、大神宮ヲスカシ出シ奉ランタメニ、庭火ヲタキテ神樂ヲシ給ケレバ、御子ノ神達ノ御遊ユカシク思食テ、巖戸ヲ少シヒラキテ御覽ジケル時、世間アキラカニシテ、人ノ面ミエケレバ、アラ面白トイフ事ハ、其時イヒ始タリ、サテ太力雄尊ト申神、抱奉テ巖戸ニ木綿ヲ引テ、此中ヘハ入セ給ベカラズトテ、ヤガテ抱出シ奉リテケリ、遂ニ日月

トナリテ、天下ヲテラシ給フ、日月ノ光ニアタルモ、當社ノ恩德也、都テハ大海ノ底ノ大日ノ印文ヨリ事オコリテ、內宮外宮ハ兩部ノ大日トコソ習傳ヘテ侍レ、天ノ岩戶ト云ハ都率天也、タカマノ原トモ云ヘリ、神代ノ事皆由有ニコソ、眞言ノ意ニハ、都率ヲバ、內證ノ法界宮密嚴國トコソ申ナレ、彼內證ノ都ヲ出テ、日域ニ迹ヲタレ給フ故ニ、內宮ハ胎藏ノ大日、四重曼荼羅ヲカタドリテ、玉ガキ水ガキアラガキナンド重々也、カツヲ木モ九アリ、胎藏ノ九尊ニカタドル、外宮ハ金剛界ノ大日、或ハ阿彌陀トモ習侍也、然ドモ金剛界ノ五智ニ形ドルニヤ、月輪モ五ツアリ、胎金兩部陰陽ニ官ドル時、陰ハ女陽ハ男ナル故ニ、台ニハ八葉ニカタドリテ、八乙女トテ八人アリ、金ハ五智ノ男ニカタドリテ、五人ノ神樂人トイヘルハ此故也、又御殿ノカヤブキナル事モ、御供ノ只三杵ツキテ黑モ、人ノワヅラヒ國ノツヒエヲ思食故也、カツヲ木モスグニ、タルキモマガラヌハ、人ノ心ヲ直ナラシメント思食故也、サレバ心スナホニシテ、民ノワヅラヒ國ノ費ヲ思ン人、神慮ニカナフベキナリ、然バ當社ノ神官ハ、自然ニ梵網ノ十重ヲ持テルナリ、人ヲ殺害シヌレバ、ナガク氏ヲハナタル、波羅夷罪ノ佛弟子ノ數ニ入ヌルガゴトシ、人ヲ打刃傷ナンドシヌレバ解官セラル、輕罪ニ似タリ、〇中略然バ本地垂跡、其御形コトナレドモ、其御意カハラジカシ、漢朝ニハ佛法ヲ弘メンタメニ、儒童迦葉定光ノ三人ノ菩薩、孔子老子顏回トテ、マヅ外典ヲモテ人ノ心ヲ和ゲテ、後ニ佛法流布セシカバ、人皆此ヲ信ジキ、我朝ニハ、和光ノ神明マヅ迹ヲタレテ、人ノアラキ心ヲヤハラゲテ、佛法ヲ信ズル方便トシ給ヘリ、本地ノフカキ利益ヲ仰ギ、和光ノチカキ方便ヲ信ゼバ、現生ニハ息災安穩ノ望ヲトゲ、當生ニハ無爲常住ノ悟ヲ開クベシ、我國ニ生ヲ受ケン人、此意ヲ辨ベキヲヤ、

〔止觀輔行傳弘決六之三〕清淨法行經云、月光菩薩、彼稱顏回、光淨菩薩、彼稱仲尼、迦葉菩薩、彼稱老子、天竺指此震旦爲彼、準諸目錄、皆推此經以爲疑僞、文義既正、或是失譯、乃至今家所引像法決疑

天台神道

妙勝定等意亦如是、

〔玉海〕建久四年正月四日壬申、此日被立十二社奉幣使、○中略宣命趣、疱瘡幷天變事等也、又今年爲厄年、其由同載之、未刻上卿參上、當日有定、雅長卿書之、申刻大內記宗業內覽宣命草、其狀云、祈神道佛界之由載之、余○藤原兼實難云、於伊勢幣者不載三寶字、依他事自然有件字、猶先例削除之、何況正ク稱佛界哉、若有先例歟如何、陳云、他社宣命無憚、於伊勢者素可改之由所存也云云、

〔續無名抄中〕兩部習合の神道は、弘法傳敎等の智識、佛法を以て神道に合し、胎金兩部を陰陽に配し、神佛の本地一體とす、一年備州の大守、邪神淫祠のほこらをこぼちて、其跡を田地とし家とし、名正しからぬ社をひとつに寄て、寄宮と名付、そのうち、彌陀藥師を體としたるもあり、狐狸やうの物を體としたるもあり、

〔叡山大師傳〕五年○弘仁春、爲遂渡海願、向筑紫國、修諸功德、○中略又奉爲八幡大神、於神宮寺自講法華經、乃開講竟、大神託宣、我不聞法音、久歷歲年、幸値遇和上、得聞正敎、兼爲我所修行種々功德、至誠隨喜、何足謝德矣、苟有我所持法衣、卽託宣主、自開寶殿、手捧紫袈裟一、紫衣一、上和上、大悲力故、幸垂納受、是時禰宜祝等、各歎異云、元來不見不聞、如是奇事哉、此大神所施法衣、今在山院也、又於賀春神宮寺、和上自講法華經、謝報神恩、○中略大師臨渡海時、路次寄宿田河郡香春山下、夜夢梵僧來到、披衣呈身、而見左半身似人、右半身如石、對和上言、我是香春、伏乞和上幸沐大悲之願海、早救業道苦患、我當爲求法助、晝夜守護、覺夜明旦見彼山、右脇崩巖重沓、無有草木、宛如夢半身、卽便建法華院、講法華經、今呼賀春神宮院是也、○又見高祖遺書讀吽、八幡抄所引扶桑記、

○按ズルニ、此書題シテ釋一乘忠撰トス、最澄ノ弟子仁忠ナリ、

〔神道深秘〕諸神御詫宣事

伊勢云、雖爲謀計眼前利潤、必當神明之罰、雖非正直一旦依怙、終蒙日月之憐云云、八幡云、雖爲食鐵

丸、不受心穢人之物、雖爲坐銅焰、不至汚心之家云云、大社云、雖爲飲鐵湯、不受不善之人財、雖爲坐銅焰、不到諂法之所云云、春日云、雖曳千日注連、不至邪見之家、雖爲服深厚、必可趣慈悲之室云云、又云、愛見慈悲勝逢多五逆、方便殺生菩薩超六度云云、廣田大明神云、行法不染心、學門亦退、現世無明神加護、後生必墮三惡道云云、鹿嶋大明神云、垂敎如水緣心澄、聞法如玉隨磨增光、神明威光依正法甜味、人諸安樂依佛神加護、明神若下嘗醍醐甘水、何垂此國迹云云、山王地主權現云、自何可惡者爲離山衆徒、自何可愛者得法器小兒、若無圓宗法、存神明豈耶云云、日吉山王大宮權現云、令順我敎者、可度安樂國、令違我敎者、可遣根國底國云云、住吉大明神云、於三事落淚、一見修功能愛敬故泣、二見無告衆生功德、以悲哀故泣、三見持大乘人、歡喜餘泣、我卽歡喜、諸佛亦然是也、諸神明悲泪、多四大海云云、

○按ズルニ、本書ハ、題シテ傳敎記之トアレド、詳ナラズ、

〔神道深秘〕諸神體習法華事

示云、雖多萬法、不過十界、雖廣諸神、不過三諦、日本國中諸神、空假中三諦三身源出生成利益、一致妙法當體不思議、蓮華萬法一如經王也、一念三千申大事有、諸佛諸神一切衆生正體、皆悉法華經一念三千大要也、此無一念三千法門爭成佛顯耶、一念三千限法華華嚴阿含方等般若大日經等經削跡無之、是過去七佛法華經道境卽中也、

〔羅山文集論二十五〕山王論

剝喙客、讀叡山之緣、來將見主翁而有問焉、應門五尺之童謁之、客問曰、山王者何也、對曰、童子羞稱覇而不稱王、況彼乎、然嘗側聞焉、周靈王太子喬、一旦仙去、入天台山、上帝入之上界官府、命爲桐柏眞人右弼王、桐柏天台之別稱也、建其廟于山中、號爲眞君、祭之有效、祈之必應、俗呼爲山王土地、僧普明入天台、爲智者弟子、以講堂隘小、故欲改作之、章安諫之、明得巨材杉柱、泛海葢來、章安奇之、其建堂之日、

感勤山王、自佛隴至于黌、其地大震、亦是指眞君爲山王也、若夫後唐韶州靈樹院僧如敏入地中、又出曰吾與山王有舊、其外須彌山王等之號、亦是蓋山神山祇山靈之異稱乎、客曰、竪三點橫一點、橫三點竪一點、是何謂也、對曰、山王之跡、除今所說、更無別義、彼准∴字三點、殊分拆之、以擬一念三千三千一念之意、蓋橫三竪川之類也、不足辨也、曰吾國之昔、唯稱日吉神而已、其稱山王者、昉於最澄乎、曰國史舊記、日吉神者、素盞烏神之孫、大歲神之子、大山咋神是也、與異域他山之眞君、不可同年而語矣、此山本曰稗叡、又曰日枝、又曰比叡、皆是假借之字也、澄赴唐傳台敎、歸來以佛法、比于叡運山曰天台、寺配年號曰延曆、客曰、如童子之言、彼何牽合附會之甚乎、雖然、一句一字、一畫一點、非無其理、則竪三橫一等之說、猶不貽疑乎、曰提婆品所謂、龍女成佛、於此經爲最要、故拆提婆二字、爲提波女三字、拆妙法二字、爲少女去水之四字、卽是附會也、皆是後來台徒之戲論也、○下略

〔佛國曆象編序〕今也遠夷邪說、盛行于東方、輕寃之士、競唱其說、○中略侮聖說、逐蔑如明神、以爲烏有、豈惟災於吾佛敎而已哉、又妨吾皇國皇神之道、并吾山家所傳一實神道、野山所傳御流、及兩部神道等、爲皆將蕪穢矣、且也將蕪周孔之懿典、廢祭祀之大禮矣、

〔兩部神道口決鈔一〕後陽成院ノ御宇ニ、坂上韋林庵ト云大儒アリ、佛敎ヲ詰リ、朝夕門弟子ニ語テ云ク、昔ヨリ聖賢ノ佛ヲ破スルノ言、其理顯然タリ、○中略或時韋林ノ庵室ニ沙門來ル、肉食アリ、客僧此ヲ禁ズ、韋林庵曰、桑門ノ輩肉食ヲ制ス、肉食ハ是天ノ理也、故ニ唯一神道ニモ、儒門ニモ不禁、神社大廟ニモ是ヲ供フ、○中略是天ノ常理也、天理ノ外ニ法アリト云ハ、大惡道ナリ、釋氏天理ノ外ニ法アリトスルヤ、爲有法哉、喝云云、客僧色衣ヲ著ナガラ、俗人ニ一喝クハサレ、赤面閉口ス、韋林庵ニ限ラズ、儒門ヨリ釋門ヲ詰ルコト、古今皆如此、兩部神道不知佛學者、對儒而如此返答ドモ、一句一言不可出、吾師ノ南光坊、兩部神道ヲ辨ジ、三冬ニ暖氣ヲ回セバ、寒巖ニ立シ儒門束手卷舌如左、右件ノ韋林庵、唯一神道ト名ケ、時々儒法ヲ主上ニ奏シ奉ル、主上叡感斜ナラズ、佛敎淺聞數コ

トニ思召入サセラレ、空海始タマヒシ、後七日ノ御修法ノ護摩モ停止遊バサセラレ、此時佛法無ガ如シ、佛ヲ信ズル人ハ、恥ガハシク數珠ヲ懷ニシ、佛像ヲ藏ニ藏スト雖モ、韋林庵ヲ仕伏テ、佛敎會再興ノ長者モ無シ、益韋林庵奏シ奉ルニ因テ、釋敎ノ後七日等マデ御停止アリ、シ事、眞言ノ諸山鬱憤ニ日ヲ送リ、山門ノ大衆、述懷ニ時ヲ徙ス、山ノ老僧等會聚テ、此事ノミ評セリ、往昔ハ山門ニ威アッテ、朕ガ心ニ叶ザルハ、賀茂川ノ水、雙六ノサイ、山法師ノ三ナリト詔アリシトコソ、釋敎ノ行事サヘ破レ、山法師モ無ガ如シ、佛法破滅此時ニ極メ、此節經論ノ講談奏シ奉タキ願ヒ、水火ノ相剋スルニ等カルベシ、幸ヒ兩部神道ハ、三國超越ノ實敎、本朝ノ大道ナリ、神道ヲ以テ奏シ奉リ度、願望奏聞セバ、ナドカ御許容ナカルベキト大衆評定相極メ、先眞言ノ存念ヲ聞ベシト、書翰ヲ以テ東寺長谷等ノ內意ヲ伺ヒケレバ、時節ヲ待ベシトノ返答也、其時山門ハ、九條殿ニ樞機アリケレバ、時々言上シテ曰、韋林庵儒門ニ一致スルノ唯一神道ヲ奏シ奉リ、嵯峨天皇空海傳敎御心ヲ一ニシテ、兩部ノ號名ヲ下シ玉ヒ、天下安全ノ御爲、後七日ノ護摩ヲ始サセ玉ヒシモ皆相止サセラルヽ御事、四海ノ歎キ、佛法ノ愁眉、玆ニ至極シ候、聖德太子舍人親王、儒佛神ヲ兼學兼用シ玉ヒシ、其原本ヲ思召合サセラレ、兩部神道又奏シ奉リ度キ御事、衆徒等ガ大願至極ニ存ジ奉ルノ旨、九條殿ヲ始メ、左府右府內府ノ御所ヘ、再三申上シカドモ御取上無リシヲ、强テ度々願ヒ奉ルニ依テ、然ラバ奏シ奉ルベシト宣旨下ル、山門ノ大衆等、飢渴ニ水ヲ得タルガ如ク、南光坊覺林坊兩僧ノ內、一人參內有ベキ旨、大衆評定シケルニ、九條殿ヨリ、南光坊ニ相定サセ玉フ、（覺林房、此後高嶋郡小川村ニ隱居ス、地下人于今其跡ヲ覺林房屋敷ト云フ、）其時南光坊、空海御作ノ、兩部神道ノ二圖懷中シテ山門ヲ出、〇中略南光坊御簾近ク參リ、二圖ヲ讃題トシ、言舌爽ニ義ヲ硏キ、道理ヲセメテ、兩部神道ノ厚冰、温暖ノ時ヲ得テ解レケルホドニ、主上御感心淺カラズ、再返奏シ奉ルベキノ宣旨下テ、兩部神道ニ御歸復マシマシ、三年相止ム處ノ御修法ノ護摩、四年メノ正月御再興アラセラレ、叡感ノ餘リ、剩大內

神道ノ稱號ヲ下シ玉フ、韋林庵參內ノ宣下モ無ク、夫ヨリ洛東祇園ノ坤ノ境、建仁寺ノ後ナル折
掛墻ヲ便トシ、草庵ヲ結ビ、蟄居シ、清水物語ヲ作テ、益佛敎ヲ破ス、今日住ム尼、韋林庵ガ妾也、此記書ヲ見テ、此跡ヲ尋ルニ、草庵殘リ、末孫居住ス、今ニ世ノ人韋林屋敷ト云フ、

〔梵舜日記〕元和二年五月三日、本多上野、上井大炊助、安東對馬、金地院依ㇾ振廻、歸路ニ而及ㇾ面也、次閑
齋永喜兩人、公儀ヨリ御內談之御使ニテ、權現ト大明神ト被ㇾ下之劣烈尋被ㇾ申也、上下之差別ハ無
ㇾ之由申也、サレドモ權現ハ諾尊冉尊兩神之號也、明神魚鳥備申候ヘバ、明神潔齋參詣自由也、殊相
國官位相當之神也、尤大明神可ㇾ然之由申渡也、

〔台德院殿御實紀四十一〕今按ずるに、梵舜の傳るところは、吉田卜部の神道にて、既に豐國も大
明神を號せしむるは、梵舜等が議する所なり、ゆゑに今我烈祖をも大明神の追號を以て祭禮
せんとす、されどもかねて烈祖は天海大僧正を信任したまひ、天台宗山王神道を御歸依な
りしかば、御沒前既に天海と議定し給ひ、我萬歲の後はかならず大權現と稱し、永く國家を鎮
護せんと仰置れし事なれば、天海は大權現の議を專ら主張し、梵舜が議は終に行はれざりし
なるべし、既に此とき天海と梵舜、異論の事ども崇傳が記〇國師日記に散見せり、

〔國師日記〕元和二年九月七日、細越中殿江返書遣す、案左に有ㇾ之、自筆に而遣す、細內記殿江渡す、

八月十日之尊札、同廿九日、於江戶拜見仕候、

一相國樣御神號之事、東照大權現、日本大權現、威靈大權現、東光大權現、右四ツ之內、何江成共將
軍樣次第ニ被ㇾ爲ㇾ定候樣にと、內證被ㇾ遊ㇾ付、從禁中被仰出候、右は二條殿、菊亭殿兩人二ツ充內書
之由に候、いまだ何も可ㇾ被ㇾ成御定共不ㇾ被仰出候、傳奏衆下向候者御雙談にて可相定候と存候
旨、吉田殿は不ㇾ被指出、何もかも南光坊之神道と相聞へ申候、〇中略

九月七日　金地院

眞言神道

細川越中守殿 尊館

〔弘法大師年譜 八〕弘仁十三年四月十八日、於紫宸殿、談兩部神道之旨、權中納言家日記曰、寛仁三己未三月十八日、依年來懇望、從叔父皇太后宮大夫道綱卿、今日傳兩部神道之二圖、即座書寫本紙返進、又同年四月十一日記曰、兩部二圖御講說、四箇夕、今日亥刻終矣、弘仁十三年壬寅四月十八日、於紫宸殿、空海密教之傳來也、去三教之帷薄、洗室女之紅粉者、方便之味者、有害無益乎、於宗唯受納一人、密教之密也云云已上、源要安口決鈔云、立派圖、并記錄之拔書、古來爲一卷也、又云、空海通達儒教道書天文地理、極無始無終之理、四隅之外、至所仙遊、以留眼、而無有不知矣、殆儒教道家之不足、於釋教洗方便之紅粉、去皮毛聚多之因緣、令顯骨髓見肺肝矣、三教兼學、兩部神道之中興也、嵯峨天皇叡感不淺、下兩部神道之號名矣、依之一致于儒之神道、求唯一之名、又南光坊曰、空海通達于顯密二教、及天文地理儒教仙書矣、青出藍而濃自藍、出釋迦而傳自釋迦矣、已上神明鏡曰、唐惠果和尚宣、日本神國也、神道也、傳授玉ト問玉フ、未傳之由答、和尚宣、我國風儀、極他州教ヲ傳學候トソ、サテ密教奧旨傳受畢、歸朝玉テ、伯父大夫達傳受有リキ云云、今按於大師神道、別有青龍相承、間見于兩部神道血脈、及麗氣記等、然青龍告大師之事情、於餘書未見之也、因揭示以資博覽、

〔弘法大師年譜 八〕弘仁十三年五月二十五日、草中臣祓兩部抄、

中臣祓兩部抄後批云、抑兩部大教者、諸佛秘也、諸佛智惠者、諸佛本源也、妙覺心智豈雖繁論、法德神力不可記盡、于時弘仁十三年仲夏廿五日、沙門遍照金剛文傳、

〔天地麗氣記 二〕二所大神宮麗氣記

蓋以、去白鳳年中、擧上金剛寶山、開寶喜藏王如來三世常恒說者、從一威音王如來以降及于我等、周天照皇大神御寓勅、周遍法界佛土、以達磨爲本師、一大三千界間、以神爲主、是役塞行者說也、

〔天地麗氣記 十〕神大性

太元祖神　法界元初神、天地先王玉靈神、

天大廟神　太一天御中主尊、極光天高皇產靈尊、是天御中主尊、尸棄大梵天王、此云大日如來、

地宗廟神　太一大日靈貴、極淨天神皇產靈神、是天照皇大神、光明大梵天王、此云大日如來、

社稷神　味國地利神皇帝踐祚祖神也
天神　七金山衆
地祇　國內神等
垂跡　影向神、下化神、化生神、

○按ズルニ、本書傳ヘテ、空海ノ撰ト云フ、

〔兩部神道口決鈔　一〕兩部鈔兩部稱號之事、依宗派所謂從金剛界胎藏界、因爲所建立之神道、以金胎得兩部之名、稱號異空海以來、本朝聖德太子兼學兼用之神道也、故勅號之意、神道佛道之兩部也、中古儒門之輩、神道儒道爲一致、而號唯一神道、其所謂與兩部神道少同而大異也、天地未割之時、所含之芽化神、號國常立尊、（已上神代卷章）之以此唯一儒門所沙汰者、國常立尊是無名之名、無狀之狀也、在天元氣之元、在地一靈之元、在人性命之元、故名太元尊神、又云、求聖不增、在凡不減、天地開闢以來、至今日不變常住也、又云、無量無邊、無始無終、不變常住之神代也、又云、一念不起處、國常立尊也、右云、少同大異也者、以含芽之國常立尊、一致本覺本分之無念無名、而無差別也、不生不滅無念無名之地有二義、一者九識庵摩羅、十識乾栗陀耶、本覺本分、以詞假謂之、則不生不滅、無色無名、眞空實有、實相無相也、眞如界、法身地、高天原等、皆是此別名也、（高天原、中古社職人正理中絶、而近來作語顯、實理無知人矣、）二者眞空實有、故忽然變而成、所含之芽、（此理深深也、未明之、）萬物爲生之地、則元氣之元、一靈之元、性命之元也、以此儒教所謂無極而太極、釋敎所謂阿羅耶之八識、神道所謂國常立尊、亦號太元尊神、於此地等爲無色無形無相無名一念不起矣、唯一儒門、不知九識十識本覺法身地、以無極含芽八識阿賴耶之無念無相、爲太元、而人死歸元氣之元、（元因太元尊神也、）故無始無終不變常住之神代也云云、未知八識太元尊神者、眞如之變動、一世界之始、流轉之初發何、太元尊神者眞如性也、人皆稟此以生矣、是則靈性也、眞心也、主人公也、號尊神之清水無二、所稟之器、因有清濁善

惡之異、吾神道作伊禮古偈之譬喩 而人人不能齊、智愚善惡各別也、聖智者悟其本源、應歸其本也、唯一儒門說此一理、凡聖無差別也、凡愚者隨緣於諸有、執著於萬法、尊神異心與妄相和合、而生他生現一世界、不歸其本源、而流轉矣、雖流轉、實相無相之太元異心、含藏於煩惱、而不增不減也、是名胎藏界、云理法身之佛也、流轉而無始終生死、其始皆太極太元阿羅耶識也、流轉所關之有無善惡、又意識相續隨緣和合、而天地人畜森羅萬像、皆始終生死無端矣、神道所謂森羅萬像、皆在神是也、善人之靈者、善神善果、惡人之靈者、惡神惡趣也、在極惡趣、雖鑠猛火、不變如金色、在淤泥、不朽似金性、又沈淪極惡趣、還能破一切煩惱、與善果、剛力自在也、是名金剛界、云智法身之佛也、剛力自在、故空海汲聖德太子舍人親王之餘流、欲令三教之學者留高天原、歸阿字本分之都、本覺之如來地、而明此理、神道佛道相合作二圖、說實敎、爲以敎化矣、故兩部神道之勅號、下於空海矣、雖爲人皇五十二代嵯峨天皇之勅號、人皇三十二代用明天皇御宇、聖德太子因神聖之德、經論文字始通達日本、建立數箇處之伽藍矣、本朝神道、始記漢字、撰舊事本紀矣、是神道之書始也、有神代之文字、有云秘之人也、口傳此元祖聖德皇、佛道神道兼學兼用也、

〔高祖遺文錄二十九〕諫曉八幡鈔

本地ハ不妄語ノ釋迦佛、垂迹ハ不妄語ノ八幡大菩薩也、八葉ハ八幡、中臺ハ敎主釋尊也、四月八日寅ノ日生レテ、八十年ヲ經テ、二月十五日申ノ日ニ隱レサセ給フ、豈敎主釋尊ノ日本國ニ生レ給ニアラズヤ、大隅ノ正八幡宮ノ石ノ文ニ云、昔於靈鷲山說妙法華經、今在正宮中、示現大菩薩文、法華經云、今此三界皆是我有等文、遠ハ三千大千世界ノ一切衆生ハ、釋迦如來ノ御子也、近ハ日本國四十九億九萬四千八百餘人ハ、八幡大菩薩ノ御子也、今日本國ノ一切衆生ハ、八幡大菩薩ヲバ奉恐樣ニモテナシ、釋迦佛ヲバ奉捨、譬バ影ヲ敬テ體ヲアナヅリ、子ニ向テ親ヲノヽシルガ如レ、本地釋迦如來トシテ月氏國ニ出デ、正直捨方便ノ法華經ヲ說給、垂迹ハ日本國ニ生レテ、正直ノ頂ニ栖給、諸ノ權化ノ人々ノ本地ハ、法華經ノ一實相ナレドモ、垂迹ノ門ハ無量也、○中略

弘安三年太歳庚辰十二月日　日蓮花押

〔出定笑語附錄〕二〕天台宗ハ、傳敎大師ガ傳ヘテ來テ、コレハ御國ノ古ヘ人ノ、佛ヲ信ゼヌ者ヲ信ジサセンガ爲ニ、神ヲ取コンデ、佛法ヲ弘ムル方人ニシタルモノデ、其趣意ヲ日蓮ガ取タルモノ故、ヤガテ天台宗ニ於テ妄作シタル、三十番神ノ說ヲ用テ、月三十日ノ日ヲ、伊勢大御神ヲハジメ、替リ替リニ持分テ法華經ノ番ヲシテ守護スルナドヽ、挂卷モ畏ク恐レ多キコトヲ頬張出シテ、猶ソノ根ジメヲ固メントシテ、其頃吉田卜部ノ家ハ、兼益ト云タ時分ダガ、彼家ニ於テハ、曾テ古ニ無キ說ドモヲ妄作シテ、天兒屋根命ヨリ相承ノ神道ヂヤノ、我家ハ神道ノ長上ヂヤナドヽ云ヲ眞ト心得、入門シテ甚何ノ限リナル許狀ヲ受ケ、其說ヲ聞トリ、我ガ道へ調合シタガ、是モヤハリソノ以前ノ法師ドモ、行基、傳敎、弘法、親鸞ナドガ、神ヲ引コンデ、我道ヲ弘メタル跡ニ習ハンデハ、トテモコノ神國ノ人ヲ服サスルコトハ出來ヌカラノコトデ、是ハ然モセズハナルマイガ、此ニ氣ノ毒ナルコトハ、ソノ吉田家カラ傳受シタル神道ト云ガ、實ハ吉田家ニ於テ妄作シタル說デアル上ニ、日蓮ガ眞言亡國ト云テ詈タル、其眞言ノ說ヲ以テ作ツタル說ナルコトヲ知ラズニ、取コンダルコト故、是ガ神道ノ正說ゾ、コレガ神道ノ行法ゾト、頑ニ心得テイタシ居ル所ハ、カノ寄祈禱ヲ始メミナ眞言ノ旨ダガ、何ト日蓮ハ、過去現世未來ノ三世了達ノ釋迦ノ一弟子タル、上行菩薩ガ再來デ、卽三世了達ノ男ヂヤト、今モ彼ノ宗旨ノ人々ハ、口ニツイタヤウニ云ガ、實ハ吉田卜部ニ一杯クハサレテ、カノ眞言法ヲ、眞ノ神道行法ゾト眞ウケニ受タノヂヤガ、何ト氣ノ毒ナコトデハ無イカ、斯テ神社モ日蓮ガ勸請シタル祠ノ外ハ、ミナ爾前勸請ト云テ、邪神ヂヤ程ニ拜ムナ、ソレヲ拜ンデハ、謗法ト云モノヂヤト云テ、旣ニ日蓮ガ書タル問註抄、諫曉八幡抄ナド云モノニ、伊勢大神宮八幡宮、其外日本國ノ諸社ハ、皆惡鬼邪神也ト、コヽカシコニ記シテ有ル、

〔諸社根元記〕下〕一本地垂跡事

佛敎ニハ佛ヲ本地トシ、神ヲ垂跡トス、神道ニハ本地卽垂跡、垂跡卽本地也、天照大神ヲ本地トシ、伊勢大神宮ヲ垂跡トス、伊弉冉尊ヲ本地トシ、熊野權現ヲ垂跡トス、サレドモ佛智內證ヲ云ヘバ卽神道也、

〔元亨釋書十八神仙〕伊勢皇大神宮者、天照大神之廟也、初聖武皇帝欲創東大寺、卽思念、我國家歷代奉神、今營佛宇、不知戾神意、不欲試機宜、天平十三年、勅行基法師、授佛舍利一粒、詣勢州、獻皇大神宮、基於內宮南門大杉下、縛廬而居、期七日持念、告上旨、第七之夜、神殿自開、大聲唱曰、實相眞如之日輪、照却生死之長夜、本有常住之月輪、爍破煩惱之迷雲、我今逢難遭大願、如渡得船、又受難得寶珠、如暗得炬、師其持舍利藏埋飯高郷、以賴邦家、基捧舍利藏彼所、反都奏事、皇情大悅、上又謂、朕以行基爲廟使、恐不協朝議、十一月三日、重勅特進右僕射橘公詣勢州、十五日僕射復奏、其夜上夢、皇大神宮告曰、日輪是毘盧遮那也、帝得此意爲營興、

〔東大寺要錄一〕大神宮禰宜延平日記云

天平十四年十一月三日、右大臣正二位橘朝臣諸兄爲勅使、參入伊勢大神宮、天皇〇聖武御願寺可被建立之由所被祈也、爰件勅使歸參之後、同十一月十五日夜示現給布、帝皇御前玉女坐而、放金光氐宣久、當朝ハ神國ナリ、尤可奉欽仰神明給也、而日輪者大日如來也、本地者盧舍那佛也、衆生者悟解此理、當歸依佛法也云布、御夢覺給也、後彌堅固御道心給、始企件御願寺給也、謂東大寺是也、已上記文、

〔荒木田系圖〕延基一禰宜、長元二、依祖親讓任、　延平二禰宜、重經替、

〔神廷紀年三〕承保二年十二月七日甲午、荒木田延平補大神宮禰宜、一禰宜延基三男、四禰宜重經替、至二禰宜、承德三年、讓男忠俊、至要集、〇轉補記、保長保二年、

〔高祖遺書八〕念佛者令追放宣旨御敎書集列五篇勘文狀

南都奏狀云〇中略

一背靈神事

右我朝、本是神國也、百王承彼苗裔、四海仰其加護、而專修之輩、永不別神明、不論權化實類、不恐宗廟社稷、若憑神明墮魔界云云、於實類鬼神者、置而不論歟、至權化垂迹者、既是大聖也、上代高僧皆以歸伏、行教和尚參宇佐宮、釋迦三尊影如月而顯、仲算大德詣熊野山、飛瀧千仞水如雲而落、凡行基、護命、增利、樂寶、空海、最澄、圓珍等、皆於神社新感靈異、若是不及源空之人歟、又可墮魔界之類歟、略之、

〔百錬抄八高倉〕安元元年六月十六日、蓮花王院總社鎮座八幡已下廿一社、其外日前宮、熱田、嚴島、氣比等社、本地御正體圖繪像、但日前宮、熱田御本地無所見、仍只被用鏡、

〔類聚名物考神祇十三〕垂跡　すいさく

今思ふに、神社に、今は必垂跡本地といふ事有、兩部習合の神道はじまりてより後、僧のわざにて、某所の神には、何の佛本地なりといふ事有、垂跡は、その神の末の代に至るまで靈驗あらはし、託宣などあるによりて、この所にすみ給はんとおぼすとありて、そこに宮柱立いはひまつるをいふ、たとへば宇佐の宮より、石淸水を今の八幡の宮にうつしまゐらせ、宰府の天滿宮を、託宣によりて、今の北野のほとりに遷坐しめしのたぐひなり、

〔注維摩詰經序〕此經所明、統萬行則以權智爲主、樹德本則以六度爲根、濟蒙惑則以慈悲爲首、語宗極則以不二爲門、凡此衆說皆不思議之本也、至若借座燈王、請飯香土、手接大千、室包乾象、不思議之迹也、然幽關難啓、聖應不同、非本無以垂迹、非迹無以顯本、本迹雖殊、而不思議一也、

〔諸神本懷集上〕夫佛陀者、神明之本地、神明者、佛陀之垂迹也、非本無垂迹、無跡無顯本、云神明云佛陀、成表成裏、互施利益、云垂迹云本地、成權成實、共致濟度、但深崇本地者、必歸垂迹有理、自本垂迹故也、

偏尊垂跡者、未必歸本地、無謂自迹垂本故也、此故垂迹思歸神明、只本地可歸佛陀也、今爲得其趣、以三之門可分別也、第一明權社之靈神、可尊本地之利益事思、第二明實社之邪神、承事之思可止旨勸、第三明諸神本懐、行佛法、可修念佛趣令知思、

〔法華文句記一上釋序品初〕一部之中莫過本迹、本地總別超過諸説、迹中三一、功高一期、故一中之三、永殊前教、即三之一、不與他同、即迹而本、壽量方譚、即本之迹、具在今説、且如迹中、體非因果、依之以辨因果、因果取體、方有勝用、如是三法、並由開顯、〇中略次引譬者、但借其言不用其言、〇中略多寶不滅、釋迦不生、多寶本也、釋迦迹也、本不滅、迹不生、不生不滅、本迹雖殊不思議一、豈得以多寶之本、垂釋迦之迹、若借彼顯今、以口爲本、望今爲迹、本迹雖殊、不思議一也、

〔石淸水八幡宮護國寺略記〕以同月〇貞觀元年七月廿日京上、八月廿三日到來山崎離宮之邊、寄宿之間、更倍信心、祈願申云、伏蒙示現者、同廿五日夜被示云、吾移坐近都、爲鎭護王城也者、即撰何處可奉安置寶體、願垂示現給云云、以即夜示宣、可移坐之處、石淸水男山之峯也、吾將現其處者、驚奇以夜中向南方、百餘遍奉禮拜大菩薩之間、山城國巽方山頂、和光垂瑞宛如月星光照耀遍滿、其間身毛竪、彌伏地且致恐畏、且信貴、以明曉參拜件山頂、伺候三ヶ日夜、祈申之間、隨御示現點處結草、且先以法味奉莊、且錄上件事由、參上公家、令奏聞矣、〇中略以同二年十一月廿六日、被下宣旨、謂、左大臣宣、奉勅行敎參向豐前國宇佐宮、爲勾當、奉讀大般若經等、可勤仕御祈願者、依有勅令事、付人々參候彼宮、始自同三年正月三日、至于廿七日、幷二十四ヶ日夜之間、請僧一百一人、奉修御願、〇中略又爲鎭護國家、經奏聞申度卅三人度者、〇中略又奉爲大菩薩宮、申成十五人度者、於石淸水社、以爲祈願僧也、抑彌奉爲大菩薩成等正覺、兼爲鎭護國家、深致忠誠、立申欲奉書寫一切經之大願也、〇中略

貞觀五年正月十一日　建立座主大安寺傳燈大法師位行敎

〇按ズルニ、奉爲大菩薩成等正覺ノ言ニ據レバ、當時八幡大神ヲ以テ、彌陀ノ垂迹ト爲スノ説

和光同塵

ハ、未ダ起ラザリシガ如シ、

〔高祖遺文錄五〕南都奏狀云

一　一向專修黨類向背神明不當事

右吾朝神國也、以敬神道爲國之勤、謹討百神之本、無非諸佛之迹、所謂伊勢大神宮、八幡、加茂、日吉、春日等、皆是釋迦、藥師、彌陀、觀音等之示現也、各卜宿習之地、專調有緣之儀、乃至隨其內證、資彼法施、念誦讀經、依神異事、擧世取信、每人被益、而今專修之徒、寄事於念佛、永無敬神明、既失國之禮、仍無神之咎、當知有勢之神祇、定同降伏之眸矣、略之

〔塵添壒囊抄四〕和光同塵事

神ヲ和光同塵ト云フハ、內典ノ意ニヲ云歟、外典ニ此事アリ、老子曰、和其光同其塵トイヘリ、內典マデニモ不及歟、

〔摩訶止觀六下〕和光同塵結緣之始、八相成道以論其終、亦名爲化、亦名爲應、其見聞者無不蒙益、有所施爲、是淨佛國土、入假利益、皆實不虛、登地既然、後地例爾、

〔諸社根元記中〕一和光之事

疏云　和光六道、曲順万機矣、　記云　用與權變、故云和光等矣、

〔諸神本懷集下〕第三、明諸神之本懷、入佛道、念佛可勤修趣、分知者、一切神明、外佛法違示、委、內佛道進以爲志、是則和光同塵、本意尋、作備八相成道來緣爲結故也、

〔拾玉集三〕當座百首　神社

やはらぐる日吉のかげも神さびて千世えらぶ也みねの松原

〔夫木和歌抄三十四神祇〕家集神祇歌　民部卿爲家

やはらぐるひかりときくもふとたるゝところをいふはわがやまとくに

〔樵談治要〕神をうやまふべき事

入所御靈と申は、むかし謀叛をおこして、その心ざしをとげず、あるひは又何事にても、うらみをふくめる人の靈をまつられたる社なり、これらは、和光垂跡の神明にてはましまさゞる也、

〔羅山文集四十八序〕神社考序

神武帝、繼天建極已來、相續相承、皇緒不絶、王道惟弘、是我天神之所授道也、中世寢微、佛氏乘隙、移彼西天之法、變吾東域之俗、王道既衰、神道漸廢、而以其異端離我而難立、故設左道之說曰、伊弉諾伊弉冉者梵語也、日神者大日也、大日本國故、名曰日本國、或其本地佛、而垂跡神也、大權同塵、故名曰權現、結緣利物、故曰菩薩、

〔大法師淨藏傳〕釋淨藏、俗姓三善、右京三坊人也、〇中略法師與同法僧玄眞智淵等、共參於崇福寺、經三箇日、退指竹生嶋參向、〇中略俟於彼嶋、經三箇日、乘舟還來於湖上、法師命曰、我日者於權現寶前、隨分精勤、若有感喜者、可顯一驗、呪杖誓云、今此杖、可投湖中、若有神感者、不入湖中、可立波上、即拋下之處、湖上隨水、登立一丈許、神驗掲然、同行感動、視聽稱贊矣、

〔走湯山緣起三〕嵯峨天皇弘仁十年己亥、東寺大和尚、諡弘法大師、古迹巡禮之時、〇中略巡禮當山、〇中略又圖繪權現本迹之眞影、安置根本堂、

〔本朝文粹十三願文〕於尾張國熱田神社供養大般若經願文　江匡衡

嗟呼辭丹心而營佛事、還類常啼菩薩之售身、尚薄俸而飾神威、只恃熱田權現之垂跡、

〔本朝續文粹十一記〕白山上人緣記　敦光朝臣

白山者、山嶽之神秀者也、〇中略是則所以妙理權現初現彌陀身也、

〔長寛勘文〕熊野權現御垂跡緣起云、往昔甲寅年、唐乃天台山乃王子信舊跡也、日本國鎭西日子乃山峯雨降給、

菩薩

〔東大寺要錄四〕太□□符　太宰府

應令大神宇佐二氏□八幡大菩薩宮□事

右得太宰府解偁、檢案內、府去弘仁六年十二月十日解偁、得神主正八位下大神朝臣清麿等解狀偁、件大菩薩、是亦太上天皇御靈〇靈爲顯誤也、卽磯城嶋金刺宮御宇天國排開廣庭天皇〇欽明御世、於豐前國宇佐郡馬城嶺始現坐也、爾時大神朝臣比義、以歲次戊子、始建鷹居瀨社而卽奉祀、孫多字更改移建菱形小椋山社、卽供其祀、天平三年陳顯神驗、奉預官幣、諸男之子田麿相承爲祀、天平十二年、依大軍事、驗遣勅使、奉封廿戶、宜神寶及造寺度僧、天平十八年、天皇不豫、禱祈有驗、卽叙三位、封四百戶、度僧五十口、水田廿町、爲奉造東大寺盧舍佛像、遣使祈神、卽託宣、吾護國家、是猶楯戈、唱率神祇共爲知識、〇中略寶龜二年、和氣朝臣清麿任豐前守、此時大神託宣、以田麿宛吾宮司、仍申官、卽田麿任大宮司、池守任少宮司、天應之初、計量神德、更上尊號曰、護國靈驗威力神通大菩薩、延曆二年五月四日託宣、吾無量刧中化生三界、修方便導濟衆生、吾名是大自在王菩薩、宜今加號曰護國靈驗威力神通大自在王菩薩者、如此之驗不可勝計、

弘仁十二年八月十五日　格外

以佛像爲神體

〔古事談五神社佛事〕敦實親王、奉造立大菩薩〇石清水八幡宮御影二體〇僧形一體、俗形一體奉備御供、被致祈請之後、被奉拜見之處、僧形ノ御供ニ被立御箸云云、依之以法體爲御體奉安置外殿、多被寄進田園云云、

〔扶桑略記二十二宇多〕仁和五年〇寛平元年十二月廿四日辛巳、八幡託宣云、欲得菩薩裝束幷道具等、於是奉金銅佛器漆坏塡一前香爐宮〇宮恐衍一口呪珠等、相添塡供料誦經布施料總百屯、

爲神祇作佛事

〔台記〕久安四年六月十日丙申、請八幡、〇於鳥羽南一乘此國念珠、申祝給祿如常、〇中略依俗說奉幣之間、不取念珠、

〔藤原家傳下〕此年左京人得瑞龜、改和銅八年爲靈龜元年、公〇藤原武智麻呂嘗夢遇一奇人、容貌非常、語曰、公愛慕佛法、人神共知幸爲吾造寺助濟吾願、吾因宿業爲神固久、今欲歸依佛道、修行福業、不得因緣、

故來告之、公疑是氣比神、欲答不能而覺也、仍祈曰、神人道別、隱顯不同、未知昨夜夢中奇人是誰者、神若示驗、必爲樹寺、於是神取優婆塞久米勝足、置高木末、因稱其驗、公乃知實、遂樹一寺、今在越前國神宮寺是也、

〔政事要略二十三〕石清水宮放生會事

爲神祇禁殺生

舊記云、養老四年、豐前守宇奴首男人、將軍、大御神奉請、大隅日向國在向拒隼人等伐殺、大神託宣、吾此隼人多殺報、每年放生會奉仕之、今件放生會與自宇佐宮傳於石清水宮、

〔續日本紀十七聖武〕天平勝寶元年十一月甲寅、遣參議從四位上石川朝臣年足、侍從從五位下藤原朝臣魚名等、以爲迎神使、路次諸國差發兵士一百人以上、前後駈除、又所歷之國禁斷殺生、其從人供給不用酒宍、道路清掃不令汙穢、〈○大神、八幡、〉〈○又見東大寺要錄〉

〔台記〕久安三年八月四日乙未、自河原奉幣於北野、依服蓮也、年來雖八幡祇園北野等齋忌佛事、而御室御記、長和二年八月十五日朝、出自法性寺、立石清水神馬、晩還入法性寺、是以知如此神〈原精進神〉齋不忌佛事、仍未剋詣法親王房、後歸京、先之奉幣了、仍食魚、女〈不犯〉北野祭日、奉幣後食魚故實也、他精進神不然、

神祇聽佛法

〔叡岳要記下〕慈覺大師如法經事

天長六年己酉、慈覺大師御年三十六、於首楞嚴院椙穴中結草庵、殖皮爲庭三ヶ年、晝夜三時讀天台法華懺法、忽好坐禪練行四種三昧、同八年初秋天、手自以草爲筆、以石爲墨、以禪定智水、一字三禮奉寫妙法蓮華經、〈○中略〉凡天竺震旦總无有如此甚深善根、以國內有勢有德神明三十ヶ所、爲守護神、列結番定日、〈○中略〉

貞觀六年正月十四日　　　　　　　　　　　登道雖記之

延久五年、阿闍梨傳燈大法師良正、謹愼奉勸請之、（異本、延久四年勸請）予感夢想云、俗人成德魏々二人來告、汝知否、我等二人者大原野北野兩神也、故慈覺大師爲護如法經、聖人勸請卅神結番、然我等二人被擯出之條如何、聖人尤愚哉、我等二人本意、唯有一乘守護願者、枉理聖人蒙芳恩、欲入卅神結番報、示則隱失畢、夢覺後、驚奉入大原野北野之兩神也、又苗鹿大明神、故慈覺大師御時、爲如法經守護、雖不結番、心奉勸請日本國有德神、其內苗鹿大明神、被除結番間、大師所望、我幸此山麓從昔于今垂跡、守護大師佛法之仁候、無本意如法經奉守護被除候者哉申給間、大師陳曰、自然懈怠、速來令勤番役云々、仍苗鹿大明神成悅喜、手彼奉柱二本云々、故大師仰也、（已上眞正記本記定）

〔神道大意〕三十番神由來事

熱田　諏訪　廣田　氣比　氣多　鹿嶋　北野　江文　貴布禰　天照大神

八幡　賀茂　松尾　大原野　春日　平野　大比叡　小比叡　聖眞子　客神

八王子　稻荷　住吉　祇園　赤山　建部　三上　兵主　苗鹿　吉備

已上自朔日至晦日次第如斯

右正義不詳、傳聞叡山慈覺大師、如法經始行之時、於楞嚴峯之杉洞、每日有化現之瑞、因茲以其神當其日、爲三十神、加之配月三十日、守護禁闕之故、號番神云、此段曾無蹤跡、抑慈覺大師者、貞觀六年正月十四日入滅矣、是後經多年、垂跡神多加此番神、於中祇園社者、貞觀十八年始而勸請之、北野天神者、延喜三年二月二十五日、於太宰府薨、覺師入寂後歷四十年、然天曆元年六月九日、影向於右近馬場、是故始而建祠堂於彼地、奉授神號、謂北野天滿天神、貞觀六年以降經八十餘年星霜者也、就中去文永十年八月十八日、毘沙門堂碩雅僧正經海、問吾八代曩祖兼益云、內裏三十番神、自何代被定置之哉、兼益答云、於神道未曾有之矣、世所傳亦無規範之分明者、予竊案之、天照大神御孫、初而降臨于此國之時、供奉之神有三十二神、被勸請內侍所之神是也、若謂之乎、番字者數也、對三十二、與番其意

同勅、傳敎弘法兩大師、以彼三十二神、配三十二菩薩、然不謂之番神、復毘沙門堂經海雖爲顯密碩學、以不辨元由而問吾祖、則非後世之會釋也耶、且俟博雅之君子質焉、〇中略　卜部兼倶撰

〔破邪顯正記　五〕日蓮黨、神天上ノ法門ヲ立ル意ヲイハヾ、彼道理文證現證ノ三ヲ立ル也、先道理トハ、凡ソ一切ノ諸神ハ、皆悉ク佛菩薩ノ垂迹也、故ニ本地ノ佛菩薩ノ本意ニ違スル謗法ノ國ヲバ捨離シテ、天上シ玉フ也、其上本門ノ所談ヨリミレバ、釋尊ハ本有無作ノ實佛ナルガ故ニ、一切ノ諸佛菩薩諸天善神等、悉ク釋尊一佛ノ垂迹ニ非ルコトナシ、故ニ大論云、十方恒河沙等三千大千國土、名テ一佛國土トス、是中ニ更ニ餘佛無シ、實ニ一ノ釋迦牟尼佛也云々、若爾バ、諸神ノ本地ハ佛菩薩也、諸佛菩薩ノ根本ハ、又釋迦一佛ナルガ故ニ、釋尊出世ノ本懷ハ、法華經ナレバ、諸佛諸神モ、法華經ヲ以テ本意トシ玉フナリ、經云、唯ダ一大事ノ因緣ヲ以テ、故ニ世ニ出現云々、然ル處ニ、此國ノ爲體、弘法慈覺智證三大師ノ時ヨリ來タ、一天四海、皆謗法ノ者トナレリ、剩ヘ善導法然ノ、讀誦雜行、捨閉閣拋ノ邪義起リ、達磨慧可ノ、敎外別傳不立文字ノ僻見興セリ、總ジテ八宗十宗、皆邪僻ノ宗旨ニシテ、則斷一切世間佛種ノ人ニ非ルコトナシ、故ニ天下ノ萬民、一人モノコラズ佛敵謗法ノ人トナリ、神明ノ寶前ニモ、醍醐珍膳ノ法味ヲ閣テ、權宗邪典ノ麤法ヲ捧グ、故ニ飮食ナケレバ命限サヽヘガタクシテ、守護ノ善神、國家ヲ捨離シテ天上シ玉ヘバ、アトノ社壇ニ、實迷ノ邪神入替ルナリ、伊勢大神宮正八幡宮等ヲ初トシテ、日本六十餘州ノ諸社、悉ク惡鬼邪神ノ栖也、天下ノ王臣萬民是ヲシラズ、甚愚人也、當宗ハ此義ヲシルガ故ニ、社參ヲ止メ、結緣ヲ誡ルナリ、是先道理也、次ニ文證ヲイハヾ、金光明經云、其國土ニ於テ、此經有ストモ雖、未嘗テ流布セズ、捨離ノ心生ジテ、聽聞センコトヲ樂ハズ、亦復供養シ尊重シ讃歎セズ、四部ノ衆、持經之人ヲ見テ、亦復尊重シ、乃至供養スルコト能ハズ、遂ニ我等及餘ノ眷屬无量ノ諸天ヲ、シテ、此ノ甚深ノ妙法ヲ聞コトヲエザラシム、甘露ノ味ニ背キ、正法ノ流ヲ失テン、威光及ビ勢力有コト無シ、惡趣ヲ增長シ、人天

ヲ損滅シ、生死ノ河ニ墜チ、涅槃路ニ乖カン、世尊我等四王幷ニ諸ノ眷屬、及藥叉等、是ノ如ノ事ヲ見キ、其國土ヲ捨テ、擁護ノ心無、但ダ我等ハ此王ヲ捨棄スルノミニアラズ、亦無量ノ守護國土ノ諸天善神有ンモ、皆悉捨去云云、大集經云、是ノ如ノ不善業ノ惡王惡比丘、我正法ヲ毀壞シ、天人ノ道ヲ損滅セン、諸天善神王、衆生ヲ悲愍スル者、此濁惡ノ國ヲ棄テ、皆悉餘方ニ向ハン云云、仁王經藥師經等ニモ此類文アリ、故ニ正法ヲ失フ國ヲバ、諸神捨離シ玉フコト實正也、次ニ現證ヲ言バ、凡國ニ於テ、一人ノ守護アル時ハ、萬人ノ非道ナシ、違犯ヲ誡メ、凶徒ヲ防グガ故也、爾レバ此國ハ、天竺震旦ニ對當スレバ、國ノ數ニモ非ズ、豐秋津ノ小嶋也、是程ノ邊地ノ内ニハ、守護神一人ニテモ事足ヌベキ處ニ、諸神ヲ祟ルコト三千七百餘社也、何ゾ災難カ起リ、何ナル天惡カアランヤ、然ルニ天下ノ爲體ヲミルニ、安德天皇西海ニ沈ミ、後鳥羽院流罪セラレ玉ヒシヨリ來タ、種々ノ妖恠ヒマモナク、三災七難連續ス、正クイツコロ、神天上シ玉ヘルゾト云ニ、元曆二年三月二十四日、安德天皇西海ニ沈ミ、賴朝兵權ヲ取シヨリコノカタ、天照春日等ノ諸神ハ天上シ玉ヘリ、八幡ハ、其後七十餘年過テ、文永八年九月十二日、日蓮龍ノ口ヘ赴キ玉ヘル時マデハ、若宮ノ社壇ニ在セリ、又ソレヨリ弘安三年十一月十四日子ノ時ニ、八幡モ寶殿ヲ燒テ天ニ上ラセ玉ヒヌ、是正ク現證也、凡天上ト云ニ三ノ意アリ、一ニハ天神地祇トハ分クレドモ、諸神ハ皆上天ヨリ來下セリ、故ニ惡謗ノ國ヲバ去テ、天ニ上リタマフナリ、二ニハ、佛菩薩ノ住處ハ、都率ノ内院也、彼コヨリ結緣ノ爲ニ來下シ玉ヘルガ故、化緣ヲ止テハ、本處ノ都率天ニ上リ玉フ也、三ニハ天ト者、第一義天ノ理ヲ指也、此第一義天ヨリ、和光同塵ノ日、無明ノ下地ニ來玉ヘルガ故ニ、衆生逆謗有ハ、法性ノ理天ニ歸リ玉フヲ天上ト云也、其法性ノ理天ト者、卽法華所詮ノ實相眞如ノ理也、故ニ天下ノ謗者ノ前ニハ、神天上シタマヘドモ、法華ノ行者ノ住所ニハ、必來集シタマフ也、故當宗ニ、三十番神勸請スルハ、此子細也、○中略安樂行品ノ、諸天晝夜等ノ文ハ、正法ノ行者ニ付テノ事也、邪曲偏見ノ者

伯家神道

ヲバ守リ玉フベカラズ、三十番神トハ、叡山ノ如法經守護ノ神也、謗法邪宗ノ日蓮黨ヲ、何ゾ守護シタマハンヤ、日蓮黨ノ云、日蓮法華弘通ノミギリ、雲瑞ヲ蒙リ、神德ヲアフギ、諸神擁護ノスガタヲヲガミ、其カタチ忘レズ、三十番神ノ名帳ヲ勸請セリト云々、又云、三トハ三諦也、十トハ十界ノ依正也、番トハ融即ノ義也等云々、カヤウノ義悉ク作リゴトナリ、日蓮筆跡ノ中ニハ、三十番神ト云事スベテナシ、但彼末弟等、自宗ヲ莊嚴シ、衆人ヲ誑惑センガタメニ、叡山番神ヲ盜ミ取テ、其上ニカヤウノ巧語ヲ作リソヘタリ、又神代ノ三十二神ナンドハ、一向各別ノ事也、混亂スベカラズ、

〔伊勢大神宮神異記下〕日蓮宗は、我寺内に三十番神とて、天照大神をも勸請し奉りたり、眞の天照大神は天上し給ひ、此地にはましまさず、伊勢の神宮には邪神入替りてあり、參詣する者は、惡道に墮といふ聞も恐れある事ぞかし、伊勢兩大神宮は、日域の天子の祖神にてましませば、凡夫の私に勸請と云事、曾てなりがたき子細有、日蓮宗の寺々は、天子の御子孫と云事聞も及ばず、たとひ天子の御子孫なりとも、勅命もなくて、私に天子の祖神を寺内に勸請し祭る事、上を僣す罪甚し、その上天子の宗廟の神をひそかに奪ひて、寺内に勸請しながら、剩天照大神は天上し給ひ、伊勢大神宮には、邪神入替りたるとは何事ぞや、天上し給ひたる天照大神の、日蓮宗の寺内にましまさば、彼等が寺内は、此地にてはなくて天上か、愚癡の旦那をたぶらかさんとの謀計分明也、

〔氣吹颪上〕神祇道ノ御家ト申スハ、右申シタル白川殿、藤波殿、其次ハ吉田家ニテ、マヅ白川殿ハ、神祇伯王ト申シ奉ッテ、其御先ハ花山天皇ノ皇孫、延信(ノブザネ)王ニ坐シテ、其以來大凡八百年御相續アソバサレ、其御職重キガ故ニ、今ニ至ルマデ王號ヲ賜ハルコトデス、

〔神道問答〕伯家　問云、伯家とは、白川家の略號なるか、　答云、然らず、神祇伯の家といふ義也、そもそも白川家は、もと人臣の家にあらず、皇別にて花山院天皇の御末也、職原抄に、神祇伯は、花山院御子、彈正尹清仁親王後胤相續、他人不任之とあり、顯廣王、伯に任られし以後は、伯の家と定りて、

び他家にゆづり給ふことなし、さる故に伯家といふなり、初冠より大副にいたるまでは、源の朝臣の氏姓を賜ひ、伯に任せらるゝ日に、氏姓をとゞめて、王とし給へり、王は天皇の御孫の列也、

〔薩戒記〕正長元年十二月廿五日乙巳、御忌日如例、後聞今日以正四位下行左近衛權中將源朝臣雅兼三十三才被任神祇伯、依父從二位資忠卿讓也、今日則雅兼復王氏是例也、受父讓定希代例歟、可謂幸運、

〔伯家部類〕神代卷口授伯家譜代相傳之事

一天子御相傳秘決口傳之事

一御代官勤仕之事

一殿下御相傳之事

一諸臣御相傳之事

一內侍所齋祓已下傳受之事

一任伯後相傳之事

〔伯家部類〕主上相傳之事

先三種大祓　次最要祓御幼主之時、或後日申入之、但依時宜、同日申入之、是每朝御拜者、不被遊之、別而御願有之時被用也、

御拜作法御祝詞　中高檀折一枚　九社次第　同上

鏡御拜是ハ口ダカヲ申入之、御次第不調進、　臨時御拜同上

〔伯家部類〕御拜御相傳幷御代官之事

一御拜之事　寬平法皇多〇宇以來、御代々聖主、有被仰合事、他人爭可存知之哉、

一忠富ハ自資氏受當家秘密之條々相傳、資氏子雅業ヲ猶子ニシテ、伯職ヲ讓リ、當家相傳之條々相傳ヘテ、今不退轉所傳來也、

一主上御相傳之條々、名目バカリモ、嫡子一人之外不ㇾ爲ㇾ傳、殿下之御拜御代官之事バカリ令ㇾ授者也、

貞享五年戊辰九月二十八日　仙洞ヘ密々獻上（爲二雅喬代一子雅光參院）

同年同月同日　一條冬經公ヘ密々進（同前）

元祿十二年五月日　當今〇東山ヘ密々獻上（女房奉書等寫令ㇾ獻）

右本紙康起令二授與一了

元祿十三年二月十一日

前神祇伯源（〇華押略）

〔伯家部類〕御拜御相傳御代官之事

一兩段再拜、後陽成院ハ、正親町院ノ仰ラレタトアッテ、兩神兩宮バカリニハ、四度拜アソバシタゾ、夫ニヨッテ御代官ノ時ハ、主上ノ如クスルゾ、家ニハ二拜ヲ則兩段再拜ト用ルゾ、

〔伯家部類〕主上每朝御拜幷御代官之事

日本紀神代下云、使三太玉命以二弱肩太手繦一而代二御手一云云、抄云、代御手トハ、太玉ヲ高皇產靈御代トシテ、大物主ノ祭ヲナサルヽ也、天子ニ代テ祭ヲ云、祈禱ニ幣物ヲ置クハ、其主ノ身モ此ニアリト云心ナリ、此ヨリシテ起レリ、私云、皇產靈ノ御子ナリ、父ノ神ニカハリテ祭リ玉フ、至二于今世一、當家補伯御手代勤仕スルコトハ、當家ハ親王ノ爲二孫枝一、（是異二于諸王一）天子ニ代リ奉リテ勤也、不ㇾ知二子細一輩ハ、依ㇾ爲二神職一相勤之由申之歟、又攝政關白御手代（御拜之義、古來攝關皆以二白當家一令二授與一也、）被二勤仕一事ハ、政事已下、天子ニカハリ奉リテ被二執行一、依二其謂一云云、

右秘中ノ秘也、至二子孫一努々不ㇾ可二他言一、謹而莫ㇾ怠、

寛文十年九月日　神祇伯雅喬王

〔兼致朝臣記〕民部卿忠富卿奉書

文明十六年十月七日辛酉、自今晩依御風氣、御湯不參候、仍御拜御代官事、任先規可令存知給之由
被仰出候、恐々謹言、

十月七日　忠富

奉代御拜可勤仕之由、被仰下之旨謹承了、殊可存知仕之由、宜得御意候哉、恐惶謹言、

十月七日　兼倶請文

追啓

先規事、於上古者連綿々、元弘建武比例、先年注進仕候、近者應永六年、大内和泉境合戰之時、曾祖父兼敦朝臣勤仕候了、

〔伯家部類〕御拜御代官之事

一至新年ハ、御拜始以後、奉被仰下、爲御代官始勤來ル事ニ候、御拜始以前、御代官相勤候義ハ無之候、且御拜始以前被止御代官之事、享保四年以前ニハ、御沙汰不承也、

〔伯家部類〕御候御拜口授

御二拜　次御著座　次三種大祓三反　御拍手二

右御拜御傳受之節、口傳ニ申上ル、書上ゲ不申候也、

〔伯家部類〕主上御代官次第

先二拜　次著座　次天地清淨、心身清淨　拍手二

天皇詔命以、從五位上神祇伯顯成王、爲御代官、毎日御所令勤仕也、彌天下泰平、海内靜謐、朝廷再興、寶祚長久、御子孫繁榮、御願圓滿而、夜乃守利晝乃守爾幸給江止、恐美恐美毛申天申佐久、

次拍手

慶長十年十一月十七日　從二位源雅朝

〔伯家部類〕諒闇中御拜之事

延寶中雅喬王書拾眞跡

諒闇中、每朝御拜之義、於御所作ハ、定而非中可爲御斟酌之、御代官之事ハ、雅喬エ御尋、一非中不及御沙汰候、四方拜雖被設御座、御拜無之候、然而例幣宣命奏聞有之上者、於御代官者可有之候歟、

〔伯家部類〕廢朝之節神拜御代官之事

一貞享五年辰四月十五日、攝政冬經公より御尋御狀、

口上覺

女一宮御病以之外、もはや及大事に候、就夫廢朝三箇日間、御拜御代官被止候哉、〇中略

四月十五日

白川三位殿

請文留

御口狀之趣令拜見候、女一宮御病以外、もはや及大事、就夫廢朝三ヶ日間可被停止哉否之事、前々より廢朝之間ハ、御代官不致勤仕候、廢朝之日數過候翌日より、御代官令勤仕候、不及被擇日之由申傳候、此旨可有御披露候、以上、

四月十五日　判

權頭殿

一元文四年四月十日、議奏高倉黃門より、言上可然由左之通、　主上〇櫻町明朝御拜御代官之事、相勤候義も有之、又は被止事も有之候、兩樣ニ候、然共承傳候ハ、箇樣之節ハ、六ッ已前相勤申候由有之候、依之明朝御拜御代官ハ、六ッ已前相勤申候覺悟ニ候、尤ヶ樣之節ハ、御代官と申名除、御祈禱と名付相勤申候、此等ノ趣宜預御沙汰候也、

雅富

四月十日

壽丸殿

〔宗建卿記〕享保二十年九月七日、早朝召伯中將雅富於院中、被聞食奉幣作法、去三月召吉田被聞食此作法之處、又今日召作朝臣被聞食、彼說如何、依之今日之儀嚴密儀也、御讓位已後、專以吉田說雖有御奉幣、彼說全臣下之作法也、仍被聞召白川家說者也、七月二十八日記之了、

〔德川禁令考寺社四十〕白川家之許狀ニ而神主裝束著用有無之事

神主川口能登、上京之上、白川家雜掌より許狀ニ而、風折烏帽子淨衣等之免許請候處、去寅年、神社之儀ニ付、御觸之趣ニ而ハ、吉田家許狀無之候而ハ、裝束著用難相成趣ニ候得共、右者不苦哉、

書面、川口能登、裝束著用之儀、白川家雜掌より之許狀ニ而致著用候儀、類例も有之候哉、御糺之上、右類例も無之候ハヽ、御差留候方ト存候、

寛政元酉年七月七日、右一件ニ付、猶又同人より松平右京亮へ問合、前書裝束著用之儀、差留置候處、此度白川家より、右社者往昔より、白川家執奏ニ付、川口能登へ裝束被差許候旨、申來候由ニ而問合、

書面、沼津山王之儀、往古より、白川家執奏之社ニ無相違候ハヽ、今般神主川口能登へ、冠裝束等免許之儀、御聞置候而不苦筋ト存候、

〔俗神道大意三〕白川家ニテ、無位無官ノ者ヘ賜ハル許狀ナドハ、少カモマヤカシタル事ナク、立派ナ物デ有マスガ、其文言ノ趣ハ、

何國何郡何村何社祠官

何誰姓實名

右依懇願、神祇拜揖式被授與訖、因風折烏帽子淨衣淺黃指貫著之、宜令神事進退者、本官下知之狀如件、

年月日　　神祇伯ヽヽ王家令官位姓名奉

古事類苑

神祇部四十四

神道下

古事類苑

神祇部四十四

神道下

〔神代卷家傳聞書 九〕唯一神道相承血脈

天兒屋命（攝家之元祖、春日大明神是也、）—天押雲命—天種子命—宇佐津臣命

大御食津臣命—伊香津臣命—梨津臣命—神聞勝命—久志宇賀主命

國摩大鹿島命—巨狹山命—雷大臣命（始賜二卜部姓一）—大小橋命—阿麻眦舍卿

阿毗古大連—眞人大連—賀麻大夫公—黑田大連公—常盤大連公（改賜二中臣姓一）

加多能子大連—御食子大連公—大織冠—伊日麿（實中臣國子之子也、大織冠養爲レ子、而天兒屋命大業附二屬之一、）

清麿（加二賜大字一爲二大中臣一）—諸魚—智治麿—日良丸—豐宗

好眞—兼延—兼忠—兼親—兼政

兼俊—兼康—兼貞—兼茂—兼直

兼藤—兼登—兼夏—兼香—兼熙

兼敦—兼富—兼名—兼俱—兼致

兼滿—兼右—兼見—兼治

兼從〈兼治之嫡男、而兼英之兄也、始爲二豐國社務一、誠ニ被レ廢、豐國沒亡之後、徒二住于吉田一、爲二宗門之後見一、〉
　從時〈號二吉田一、性足、從二于兼從一學焉、當吉田兼連幼稚之間、預置之旨有レ命、家門傳授無二疑慮一有二相傳一、依レ之兼連成人之後、自二武命一令二上洛一、所二預置一之條目等、悉以返二附兼連主一之了、〉
兼英〈右衛門佐〉――兼起〈刑部少輔〉――兼連〈從三位左兵衛督〉

〔鹽尻　五〕清原姓平野系圖

。。業忠〈舍人親王十三世大外記淸原頼業十一代孫少納言宗業子〉
　宗賢〈正三位贈從二位船橋伏原ノ祖〉――枝賢〈平野右京進〉――國賢
　宗長
――秀賢〈昇殿藏人子孫仕二朝廷一〉
宣賢〈從二位環翠軒實卜部兼俱子〉
　業賢
　兼右〈爲二卜部兼滿嗣一右兵衛督從三位萩原祖〉

〔增益辨卜抄俗解　二〕第四吉田卜部家ノ說造言僞書謀計之事〈○中略〉第三太占ノト事ヲ以仕奉ラシムト云ハ、日本紀ニ、天兒屋命ハ神事ノ宗源ヲ主ル者也、故太占ノ卜事ヲ以仕奉ラシムルト有ヲ以テ、大織冠ヨリ伊日麻呂ヘ附屬シテ、吉田卜部傳來シ、神事ヲ主ル龜卜ノ事ヲ奉ルト、己ガ方ヘ引付タル者也、紀ノ文ニモ、亦卜ノ事ヲバ掌ル如ク見ユレドモ、天兒屋命棟梁ノ臣トシテ、自身龜卜ヲ勤ラルヽ義ニハアラズ、職員令ノ義解ニ、凡龜ヲ灼吉凶ヲ占事ハ、下姓ノ人ノ執行フ所業ナレバ、棟梁ノ臣ハ勿論、神祇伯抔、自身取扱事ニアラズ、然ドモ伯ハ一官ノ上首故、伯タル人ハ、下司ノ執行、卜兆ノ事ヲモ知所ゾト云義也、然ヲ天兒屋命自身執行玉ヘル如ク書ナシテ、卜部己ガ職分ノ方ヘ附會セシ者也、義解ノ文ト齟齬スル者、誰カ兼俱ガ爲ニ欺レンヤ、〈○中略〉

卜部家記曰、神祇管領長上、幷南座勾當ノ事ハ、寶龜五年以來、御一流ノ重職トシテ、他人ヲ交ヘラレザルノ條、天兒屋命ノ大業、唯受一人ノ明德カ、神祇伯ハ人臣流通ノ拜任ニ及ブト雖、專御當流ニ於テ十七代、庶子中臣流ニ至テ四代是ヲ經歷ス、〈○中略〉

按ニ、三代實錄ニ、卜部平麻呂ハ、伊豆國人ニテ、龜卜ノ道ヲ習、神祇官ノト部成トアレバ、卜部二十人ノ內、其一人ト見エタリ、卒スル時從五位下丹波介也、然ニ今爰ニ管領長上勾當ハ、實龜五年以來、一流ノ重職トシテ、他人ヲ交ヘズト云時ハ、實龜五年ノ頃ノ、平麻呂ガ先祖ノ名ハ何ト云シゾ、伊豆國ニ乍居如此重職ヲ拜任シテ、代々在國セシヤ、但シ在京セシヤ、姓名コソ聞マホシケレ、凡國史ヲ記ス法式ニテ、其人ノ先祖ノ知レルハ詳カニ載ルコト也、平麻呂先祖不詳、故ニ三代實錄ニ其先ヲ載ズ、

〔俗神道大意三〕卜部氏ト云ハ、古ニハ四國ノ卜部ト申テ、壹岐國、對馬國、伊豆國、常陸國ト合セテ四國、マタ都ヨリモ龜甲ヲ燒テ、卜ヲイタスコトヲ得タル者ヲ凡テ二十人、神祇官ニ差置レテ、神事ノトキノ龜卜ヲ御サセナサレタモノヂヤ、ソレガ漸ニ止ンデ、今ハ吉田家ノ職掌ト爲ツテヲルダガ、ソモ〳〵コノ吉田家ノ先祖ハ、朝廷ノ御正史、三代實錄ニ依テコレヲ考ヘルニ、平麿ト申テ、モト伊豆國ヨリ出タルト者ノウチデ、ソノ父祖ハ詳ナラヌ人ナレドモ、龜卜ノ事ヲバ、ウヤク熟シタル人デ在タル故ニ、五十四代仁明天皇ノ御代ニ、モロコシニ御使ヲ御遣ナサルヽトキ、使部ト申テ、無位無官ノ小使ト云ヤウナ、賤キ役ニサヽレテ、御使ノ供ヲイタシテ唐國ヘ行キ、御使ノ還リタル後ニ、神祇官ノ大史ト云テ、位ハ正八位上デ勤ムル職ニ立身イタシ、其後モ漸々ニ位階モ進ンダナレドモ、昇リツメタル官位ハ、從五位下丹波介ト云ニナツタガ、トコロデ五十七代陽成天皇ノ元慶五年トイフニ卒去イタシタ、ソノ子ヲ豐宗二ト云ヒ、ソレヨリ好眞三兼延四兼忠五兼親六兼政七兼俊八兼康九兼貞十兼茂十一兼直十二兼藤十三兼益十四兼夏十五兼豐十六兼熙十七兼敦十八兼富十九兼名二十兼倶廿一兼致廿二兼滿廿三兼右廿四兼見廿五兼治廿六兼英廿七兼起ト云マデ、廿八代ガ間、地下ノ宮人デ、ソノ先祖平麿ハ、龜卜ニ妙ヲ得タル人デ在ッタル故ニ、卜部二十人ノ支配ヲ仰セ付ラレテ、龜卜ノ長上ト云ニナッテ居タル所ガ、兼起ガ子ヲ

兼連ト云フ、廿九代目ナリ、コノ兼連ト云ハ、百十三代靈元天皇ノ御代、天和貞享アタリノ人デ、將軍家ハ五代目綱吉公ノ時分ニ、始メテ昇殿ヲ許サレテ、堂上ノ列ニ成マシタ、然レドモソノ職掌ハ、今以テ龜卜ノ長上デ、ソノ事ヲ掌ル家ナルコトハカハルコトナク、マタ神祇權大副ト申テ、權ニ神祇伯ノ副官ヲツトメラルヽコトヂヤ、

〔神道問答〕卜部氏　問云、卜部氏ハ吉田家也、こはいづれの神孫なるや、　答云、卜部氏は、忍見足尼命の後胤にて、龜卜の家也、令に、凡灼龜占吉凶者、是卜部之執業也、また文德天皇實錄に、卜部宿禰雄貞、龜策之倫也とあり、壹岐嶋人、卜部宿禰是雄に、伊岐宿禰といふ氏姓を賜ひしこと、三代實錄にあり、もと壹岐の國より出たる人也、また同書に、始自神代供龜卜事、厥後子孫傳習祖業、備於卜部とありて、龜卜の家ながら、神祇官の下に屬すべき故ありしにや、令に、卜部爲解除とあり、四時祭式に、召中臣稱唯、率文部四國卜部入、また臨時祭式に、卜部取三國卜術優長者などあり、三國は、伊豆、壹岐、對馬也、四國は、右の三國に、在京の卜部を合て也、祝詞式に、四國の卜部等、大川道（爾）持退出（氐）、祓却（止）宣とあり、其外宮內省式、台記別記等にも、四國卜部は、中臣氏に屬て、神事のわざつかへまつりしよしあれば、終には、神祇官の數に入られしにや、卜部業基を神祇少祐と文德實錄にあり、卜部業孝を、神祇權少史と三代實錄にあり、其後は副にも伯にも任られし事あり、

〔宣胤卿記〕永正十四年十二月廿二日、兼滿朝臣狀到來見左、當時兼永卿父兼倶卿存生時、父子義絕、其後平野神主職事父子訴論、及武家之御沙汰、被付兼永卿了、

左府超軸候、御愁々奉察候、此間雪中御勇健之由承及候、珍重存候、兼亦不存寄、兼永與和睦事、爲武家被仰出候後、不義之子細重々候、以此次可言上仕候旨、奉行松田對馬守方へ申遣候處、時宜不可然之由意見候間、不及是非、可應上意之旨申入候、心中乍恐可被察下候、平野社事、奉行社之間、爲當流社務職事申付候條勿論候、然各別之由申諫候、其外對故二位（〇吉田兼倶）無躍跡、惡名等申

懸世上へ申觸候、言語道斷之次第、老後失面目候、就其遺言條々候、雖然上意之條不及力候、只今對面事、天地諸神可有照覽候、所存外之代々異于他、預御扶助候上、殊更近年一段御懇之儀共、難有存候、定可有御同心候間、令啓上候、宜得御意候、兼滿誠恐頓首謹言、

十二月廿二日　　兼滿上

中御門殿

人々御中

〔鹽尻　五〕卜部神道僞妄　林氏神道秘傳折中俗解十三曰、天津神籬云々、卜部兼倶が子一人は、吉田の神職を繼ぎ、一人は平野の神職となる、其後中惡くなりて諍論に及ぶ、吉田家より訴するは、春日明神より大織冠に傳りし、それより後、意美麿に授れし神籬正印といふ物吾家にあり、大深秘の物なれば、人をして見せしめず、吾家諸神を崇め、又は諸社を破らんも隨意なるは、此神籬あるゆゑなり、然る處平野妄に新造の物なりと掠め申、大なる僻ことなりと、平野答て曰天津神籬と云は、神書にあれども、何樣のものなる事計りがたし、故に吾先祖、試に其形を作り見んとて、二條町の細工人某を語ひ、銅を以て假に是を作る、昔の神籬如此ならんやおぼつかなし、神職の役なれば其心ありけるなり、然るに神代より今に相傳して、所持すと申は甚僞なり、是を新造する子細を吉田知らずして訴申なるべし、若此事を知りて、隱して申さば、反て彼が家の恥辱を顯はすなりと云々、信景按るに、卜部家妄誕甚明なり、委しくは兼倶謀計記見るべし、又神籬の故訓、別に秘訣あり、

〔兼見卿記〕天正十二年四月十七日癸亥、霽、藏主（○兼右二子、兼見弟、）來云、月齋後室熊野家之神書之日本書紀三十卷、舊事紀、古事記、神名帳上下、釋日本紀（廿八冊、一口）名法要集（折本也）纂（一冊、神代上下）延喜式祠戶（一冊）勸請祭文（中臣祓）本朝書籍目錄、宗源行事道具（一座分）各持來渡予、右之手、熊野三位兼永、（兼倶二子、〻之、多本自筆）

主義

也、神龍院殿〈兼倶〉末子、平野社務也、神道之義、如形神龍院ヘ令懇望、授與之本已下、懇望申寫之也、然ルニ、唯神院殿〈〇兼右〉之御時、就神道之義、三問三答數日之及公事、終ニ當家理運ニ自公家被仰付了、果而彼家悉斷絕、今又神書行法之道具返來、更ニ非私之成義、偏神龍院殿之神感也、誠以忝次第也、家和〈〇兼見、元卿二兼和、〉奉敬義者勿論也、子孫令存知此旨、可奉尊事、第一々々專用也、

〔唯一神道名法要集〕問、宗源者何哉、

答、宗者、明一氣未分之元神、故歸萬法純一之元初、是云宗、源者、明和光同塵之神化、故開一切利物之本基、是云源、故頌曰、宗萬法歸一、源諸緣開基、

吾國開闢以來、唯一神道是也、

問、以何書籍爲本據哉

答、有三部本書、以之立顯露教、又有三部神經、以之爲隱幽教、唯一神道顯密二教是也、

問、三部本書者何哉、

答、先代舊事本紀、〈聖德太子撰〉古事記〈太朝臣安丸撰〉日本書紀、〈一品舍人親王事勅撰〉是云三部本書、

問、三部神經者何哉、

答、天元神變神妙經、地元神通神妙經、人元神力神妙經、是云三部神經、

問、此等經者、神明宣說歟、聖人所說歟如何、

答、天兒屋根命〈春日大明神是也〉神宣也、後世北斗七元星宿眞君降、而寫漢字爲經、是云三部神妙經、

問、就本書立顯教者、其旨趣如何分別哉、

答就本書者、天地之開闢、神代之元由、王臣之系譜、以此等之沙汰爲顯教者哉、

問、就神經設隱幽教者、其旨趣如何分別哉、

答、據神經者、三才之靈應、三妙之加持、三種之靈寶、以此等之敎相、爲隱幽教者哉、故頌曰、隱教名法

謂內淸淨、顯敎化儀謂外淸淨、〇中略

問、萬宗諸源兩壇者何謂哉、

答、唯一神道兩界之名目也、世以不流通、故以眞言之比量、加會釋曰、萬宗壇者、金剛界是也、諸源壇者、胎藏界是也、此兩壇者、天地陰陽之元圖、內外兩宮之本像、內天外天之表相、池中海庭之印文也、〇中略

問、二字義者何謂哉、

答、神者、天地萬物之靈宗也、故謂陰陽不測、道者、一切萬行之起源也、故謂道非常道、總而器界生界有心無心有氣無氣、莫非吾神道、故頌曰、神者萬物心、道者萬行源、三界有無情、畢竟唯神道、〇中略

問、於神國崇佛法之由來、自何時代、以何內緣要他國之敎法哉、

答、吾神國開闢以來、億劫萬々歲之後、釋尊化于彼土、況佛法傳來、甚末代之晚年乎、我人皇第三十代欽明聖代佛法初來朝、去佛一千五百歲、流漢土之後、經四百數十歲、今到來我國、世以不信用、第三十四代推古天皇御宇、上宮太子密奏言、吾日本生種子、震旦現枝葉、天竺開花實、故佛敎者、爲萬法之花實、儒敎者、爲萬法之枝葉、神道者爲萬法之根本、彼二敎者、皆是神道之分化也、以枝葉花實顯其根源、花落歸根、故今此佛法東漸、吾國爲明三國之根本也、自爾以來、佛法流布于此矣、已上文神武天皇以降、經千二百餘歲、其中間無二法、唯守神國之根本、崇神明之本誓、故今神事之時、去佛經念誦等者是儀也、

倭姫命世記云、夫尊天事地、崇神敬祖、則不絕宗廟、經綸天業、又屏佛法息、奉再拜神祇、已上文

神祇譜傳圖云、夫天照大神與豐受大神者、無上之宗神、是則天地精明之本源也、無相無爲之太祖也、故不起佛見法見、以無相鏡假表妙體也、〇中略已上文

問、顯密二義者、據敎家之名目乎、元來神道在之乎、

答、顯露之分別者、同致家之意乎、名目之言詞者、出神書文、故日本書紀神代下卷曰、吾所治顯露事者、皇孫當治、吾將退治幽事、卽躬被瑞之八坂瓊、而長隱者矣、已上文是則大己貴尊之神語、三輪大明神是也、顯露事者具密、隱幽事亦具顯、故頌曰、顯露顯具密、隱幽密具顯、

〔神道大意〕夫神者、天地先、而天地定、陰陽超而陰陽成、天地在テハ神云、萬物在テハ心云、心者神也故神天地根元也、萬物靈性也、人倫之運命也、無形能有形、物養神也、人五臟託テハ五神成、各其臟守者神也、故神之字タマシヒ讀是也、眼色見眼是ミズ、其見所者神云、耳音聞耳是キカズ、其聞所者ヲ神トス、身ノ香オケル、口ノ味オケル、身ノ寒熱オケルモ、亦復如是、當知心者則神明之舍、形天地同根タルコトヲ、天神七代地神五代合十二神トス、彼神力以天地建立、萬物養育、故日十二時アリ、歲十二月アリ、人十二經絡アリ、又十二因緣トモ成、然則天道地道、千變萬化、神明所爲非ズト云事ナシ、況人天地之靈氣受、色心二體之運命保者也、其證明云、頭七穴アルハ天、七星也、腹五臟アルハ地、五行也、上下合十二アリ、又是天神地祇ノ變作也、日月天地魂魄也、人之魂魄則日月二神之靈性也、故神道者心守道也、心動時魂魄亂、心靜ナル時魂魄穩也、是守時者鬼神鎭、是不守時鬼神亂レテ災難オコル、唯己心神祭過タルハナシ、是內清淨云、外清淨者、心使七品アリ、喜云、怒云、哀云、樂云、愛云、惡云、慾云フ、又形用五ノ品アリ、生云、長云、老云、病云、死云フ是也、合テ十二アリ、是則神代數也、心用ルニ神非ズト云事ナク、形養神離事ナシ、喜心過時肝臟之神イタム、怒心過ル時心臟之神イタム、哀心過ル時肺臟神イタム、樂心過ル時腎臟神イタム、愛スル心過ル時膽腑神イタム、惡心過ル時大腸腑神イタム、欲心過ル時脾臟神イタム、故神道再見スル時汚云、執著心忌義也、忌字己心作、以之可知、而如此也トイヘドモ、肉身ヲ受者、不喜不可有、不樂不可有、不愛不可有、不惡不可有、不欲不可有、畢竟過不及則災難成、過不及則諸病ナル、是去者中也、中者神也、神ヲ知ヲ悟リト云、神ヲ不知ヲ迷ト云、迷知者鬼神祭、鬼神祭時道治、道治時他從、他從時功成、功ナル時名遂グル者也、

本文ニ曰、神ヲ祭者安ク、神ヲ不祭者危ト云ヘリ、神ニ三種ノ位アリ、一ニハ元神、二ニハ託神、三ニハ鬼神也、初ノ元神者、日月星辰等ノ神也、其光リ天ニ現ジテ、其他三界ニ至レリ、然レドモ直ニ其妙體ヲ見ル事アタハズ、故淨妙不測ノ元ト號ス、二ニ託神者、非情ノ精神也、非情トハ草木等ノ類ナリ、地ニ著テ氣ヲハコビ、空ニ出デヽ形ヲアラハシ、四季ニ應ジテ生老病死ノ色アリ、然レドモ全ク無心無念也、故託神ト號ス、三ニハ鬼神者、人心ノ動作ニ隨ヲ云、故ニ纔ニ一念動ケバ、是心他境ニ移ル、故ニ心ニ天地ヲ感ズレバ、天地之靈我心ニ歸ス、心ニ草木ヲ感ズレバ、草木之靈我心ニ歸ス、畜類ヲ感ズレバ、畜類之靈我心ニ歸ス、他人ヲ感ズレバ、他人ノ靈我心ニ歸ス、字書曰、鬼者歸也、然則鬼神ハ心之賓客也、他ヨリ來テ他ニ歸リ、家ヲ出デ家ニ歸ルガ如シ、故國家ヲ保ツ者ハ鬼神多シ、亂ルヽ時者國家破ルト見エタリ、依之伏犧八卦ヲ畫而八神ヲ祭リ、釋尊爲天地十二神ヲ祭リ、佛法ノ爲メニ八十神ヲ祭リ、伽藍之爲ニ十八神ヲ祭リ、靈山ノ鎭守ニ金毘羅神ヲ祭リ、則十二神之內也、此金毘羅神者、日本三輪大明神也、傳敎大師歸朝記文ニ被載タリ、他國猶此、何ゾ況於吾神國哉、中略○

右所言之神道、名曰宗源何也、神書曰、掌神事之宗源也、宗者萬法歸一謂之宗、源者諸緣所起謂之源、是故上宮太子曰、神道者儒佛之宗、萬法之源也、宗源之旨、於是乎可視焉、蓋神者天地也、無天地則四時不行、百物不生、無神則無人生、無人生則無萬法、亦無一法、畢竟爲諸宗之源也明矣、

天兒屋根命四十五世孫神祇長上卜部朝臣兼俱撰

〔神道傳授十七〕神道三流

一唯一宗源、是ハ神代ノ神道、日本ノ古風ニテ、異國ノ事ヲ不交、春日明神ヨリ傳來、大織冠以來、中臣卜部家ヘ別、吉田平野其流也、

〔神道問答〕宗源神道　問云、宗源神道は、誠の極秘なるよしきけり如何、　答云、これもなき名目也、

行事

いかなるを乙人か造りけん、いとつたなくて論ふにもたらず、そはもと神代紀に、天兒屋命主神事之宗源者也とあるより、思ひ得て造りたる名目にてこそあるらめ、論ふにいとまあらず、

〔類聚名物考神祇十三〕唯一宗源

此名古へ聞えず、中古の末に出來て、神道家者流の常談となれり、みな宋學家より出たり、皇朝の上古かゝる事曾て聞えず、たゞ惇朴質素を尊みしのみなり、

〔古今神學類聚抄神道一〕三教枝葉花實說

神祇正源集云、聖德太子之撰、三光妙經曰、蓋神道者爲萬法之根底、儒敎者爲枝葉、佛敎者爲花實、彼二敎者、皆是神道之末葉也、雖以枝葉顯其本源、花落歸根、然則異曲同工者歟云々、按ズルニ、此語淸原朝臣國賢之日本紀神代卷尾ニモ載之、

〔本朝神社考五〕厩戶皇子

或又問曰、太子曰、神道者根本也、儒道者枝葉也、佛道者花實也、此言如何、余〇林道春答曰、此非太子之言也、後來卜部中臣之所託也、

〔辨道書〕今世に神道と申候は、佛法に儒者の道を加入して建立したる者にて、此建立は、眞言宗の佛法渡りて後の事と見え候、吉田家の先代、卜部兼俱より世に弘まり候と見え候、兼俱は神職の家にて、佛道に種々の事あるを見て羨しく思ひ、本朝の巫祝の道の淺まなるを愧て、七八分の佛法に、二三分の儒道配劑して、一種の道を造り出し候、いはゆる牽强傅會と申ものにて候、

〔鹽尻七〕卜部流行事妄作　卜部流行事に、神道護摩、宗源行事、十八神道を、三科とも云、三つを兼たるを三壇行事といふ、依て、此外神道灌頂、神道加持なんどゝて、秘するあり、切紙にてゆるす行法も猶多し、巫祝を始、是を神道の行事祭祀なりとて崇びあふぐ、いとつたなし、夫護摩灌頂は、もとより浮屠氏の事、宗源行事は、密家の兩界の本次第を盜み、十八神道は、十八道をとり合せて作れ

る事なり、又三元三妙三行なんど、道家を用ひしもあり、兼倶已來作りそへけるも多し、かゝることをして、神祇道の業なりとおもへる、おろかならすや、

〔俗神道大意 三〕吉田家ノ謂ユル神道、マタ神事ナドハ、兼倶ガ時ヨリ始メタコトニ相違ナク、扨コソ此人ノ先祖兼延ガ作ダト云テ、妄作イタシタル名法要集ト云書ガ、盡ク眞言宗ノ旨ダニ仍テ、其内ムチトアル事ドモヲ辨ジヤウナラバ、マヅ彼家ノ神道ヲ唯一ト稱スルコトハ、法花經ニ、唯有二一乘法一トアル文ニ取リ、サテ後一條院宸筆ニテ、唯一ノ二字ヲ記シテ賜ハツタルト名法要集ニアルカラ、先以テ佛語ヲ取タノデヤ、又其宸筆ヲ御染アソバシタルト云ハ、例ノ信ジ難キコト云マデモナク、此方デアラウナラバ、同ジ唯一トイヒ出スニモ其據ニトル物ガ大キニ違フ、ソレハ日本紀ノ孝德天皇ノ御卷ノ御詔ノ御文ニ、帝道唯一ト云コトガアル、兼倶ハコレヲ見付ヌカラ、佛書ニ依タモノデ、己ガ家ハ、天兒屋命ノ嫡々相承タル神道ノ家ゾト云テ、日本紀ヲバ、我ガ家ノ書ノ如ク云ヒナシナガラ、是ヲ知ラヌト云ハ訝シキコトヂヤ、サテ吉田家ノ神道行事ハ、モト眞言ヲマナンデ始タルコトユヱ、其壇モ四角ナルベキニ、八角ニ作テ秘事トイタシ、神道ハ八ノ數ヲ用フルナドイヒ、神道護摩、宗源行事、十八神道、コノ三ツヲ三科ト立テ、此ヲ兼學ンダルヲ三壇行事トモ云フ、此外神道灌頂、神道加持、火燒行事ナドイヒ、猶クサ〲有テ秘事トシ、此ヲ切紙傳受ト云ヒテヒソカニ傳ヘル、此三壇行事ノウチ、護摩灌頂ハ、モトヨリ眞言ノ行法、マタ宗源行事ト云コトハ、密家ノ兩界ノ本次第ト云行事ヲ盗ダルモノ、又十八神道ト云モ、眞言ノ十八道トイフ行事ヲヌスミ、鳥居ヲ白布デマトヒ、樒ヲ榊ニ取カヘテ、神道ノ行事ト名ヅケ、其唱フル文ヲキケバ、一切衆生六根ノ色體ニ迷ヒ、三心ノ元々ヲ忘ルヽ故ニ、罰多ク賞少キナリ、正シク其本ハ、色體モ神明ノ分身、心ハ一神ノ同根ナリナドヽ眞言ノ心ヲ取テ忘說ヲナシ、コレヲ神秘神傳ト號シ、十八神道ヲ傳フルニハ錢何十貫ノ謝禮、火燒行事ニテハ金何程ト價ヲ極メ、愚昧ノ神職等

ヲ欺キ、禮謝ヲ貪ルコトヂャ、

〔唯一神道名法要集〕問、十八神道者何謂哉、

答、天有二六神道一、地有二六神道一、人有二六神道一、合是云二十八神道一、

問、天六神道者何哉、

答、天有二元氣圓滿神道一、加二天五行一爲二六神道一、

問、地六神道者何哉、

答、地有二一靈感應神道一、加二地五行一爲二六神道一、

問、人六神道者何哉、

答、人有二性命成就神道一、加二人五行一爲二六神道一、故頌曰、

元氣圓滿　神變加持　故加二天五一　爲二六神道一　一靈感應　神通加持　故加二地五一　爲二六神道一

性命成就　神力加持　故加二人五一　爲二六神道一　三元十八　唯一神道　一切萬行　心法神道

〔神道傳授四十三〕十八神道ト云

一元氣ト五行ト五運トヲ合シテ、天ノ六神道トス、

一靈ト五行ヲ合、地六神道トス、

一性命ト五臟トヲ合、人ノ六神道トス、此三六ヲ合、十八神道トス、天六神道ヲ神道加持トシ、人ノ六神道ヲ人力加持トス、是ヲ三元十八唯一神道ト申也、

〔本津草地〕十八道神道

天五行　風暑濕燥寒　元氣圓滿神道

地五行　木火土金水　一靈感應神道

人五行　肝心脾肺腎　性命成就神道

天五行、地五行、人五行に、天地人を合て十八あり、天に在ては神といふ、地にありては靈といふ、人にありては心といふ、

〔亞槐集〕寛永九年五月二日、神龍院へ、十八神道ノ次第借用、平松清書ヲ願、七月廿九日、銀細工代、吉田大工伴與來、十八神道ノ道具、又御弓等ノコトヲ誂、進酒、

〔古今神學類聚抄神道四〕神道護摩

按ニ、世ニ神道護摩ト稱スル事ハ、神道火祭ノ事ト、二致アル事ヲ不知シテ、相混ジテ謂之乎、或記云、吉田山下有寺、號神龍院、卜部兼倶之子爲僧、號九江、號南禪寺、然後建此寺、修神道護摩云々、

〔鹽尻十三〕一卜部家所修神道護摩供　吉田兼倶の子、僧九江、吉田山下に一寺を建て、神龍院と號、九江法師、此寺にて始て行ひ初し法也、然れば僧こそ修すべきに、今祠官等傳受して修之は、實に似げなき妄作なり、

實按、吉田十八神道も、此僧の作と見えて、眞言の十八道を取て拵しものならむ、大護摩も同斷也、又龍女より神道を空海に傳へて、吉田の神道也といふ、夫故善女龍神の名を取て、神龍院と名付し也、

〔神道傳授四十七〕神道灌頂

一灌頂ハ、イタヾキニソヽグトヨメリ、大日經ニ、天竺ノ法ニ、太子ヲ立時、象ニノセテ、水ヲ太子ノ頂ニ灌テ、其位ヲ定テ、王位ヲツグ、帝王父子國ヲ受傳事ヲ灌頂トス、此儀備テ眞言家ニ秘法ヲ傳授スル時ニ、前佛ノ智水ヲ以テ、後佛ノ頂ニ灌グト云テ、我身卽是大日如來ノ本誓ナリト思ヘリ、是ヲ三摩耶灌頂ト號ス、兩部習合ノ神道ニ又此儀ヲ備テ、身ヲ淸メ心ヲ淸メユフヲカケ、神前ニ向ヒ祓ヲ唱ヘ、其道傳授シテ、吾身卽是神ト思ヘリ、是ヲ神道灌頂ト號ス、其儀或別紙ニ有、師弟子共ニ其心卽神也ト覺時ハ、神ヨリ神ヘ傳授スルコト、タトヘバ佛ヨリ佛ニ傳ヲ灌頂ト云ガ如シ、

〔神道傳授七十四〕神道傳授追加　御卽位灌頂事

一天照大神、鏡ヲトリテスメミマニ授ケ、此鏡ニ向テ吾ニ向フ如ク思フベシ、日本ヲ治ルコト明ニシテ、位ヲ長ク保ンコト、天地ト同クキハマリナカランコト宣フ、〈日本紀ニアリ〉王道神道一也、是鏡ヲ神ノ心ニタトヘタルナリ、帝王ノ心明ナレト云ン義ナリ、古代々卽位ノ義、皆是ヲ守レリ、中頃佛神一體ト云テ、卽位ノ時、主上大日如來ノ印ヲムスビ玉ヒ、高御座ノ中ニ、大日經ヲ備ヘ、其指南ノ人、或ハ法皇、或大臣裝束シ、貴僧ナドケサ衣ニ水晶ノ珠數ヲ持チ灌頂セシム、是王法佛法不同ナシトノ義可成、攝政關白ニ授ケ奉ルコトモアリ、二條關白良基公ノ秘記ニ云、卽位灌頂ノ印呪ハ、天照大神春日明神ヨリ以來、神代ノ印トシテ藤原氏嫡々相承ノ口訣、秘中ノ甚秘也、帝王登壇ノ時授ケ奉ル、ヨ人是不知、眞言家祖師ノ血脈ニモアラズ、此事ヲ尋ルニ、眞僞ヲ決センタメニ問ニヨリテ、彼意ニ眞言家ノ知事ニト思ヘルハ誤也、永德三年十一月十八日ノ記ニ憶ニノゼラレタリ、

〔神道傳授五十〕神道三業

一身ノ行、口ノ物云、心ノ物思フ、是ヲ身口意三業トス、天地ノ位ハ陰陽ノ形也、晝夜ノ移ハ、陰陽ノ進退也、思案工風ノ念ハ、陰魂ノ意密也、能ク物云ハ、陽魂ノ口密也、手ヲ揚足ヲ運ビ形ノ動ハ、天地ノ身密ナリ、此三所作ヲ三業トシ、三業ノ清淨ナルヲ三密トス、是神道ノ加持也、

〔親長卿記〕文明六年正月十四日、大元護摩、今晩結願、六位藏人卜部兼致遲參、遣使者令早參、可請取御撫物之由仰了、　九年十月十八日、有女房奉書、明日於內侍所神前、可被行安鎭祭、當日之儀、元長〈親長子〉可申付之由有仰、申領狀、兼日誰人申沙汰候哉、不審也、民部卿申、定兼俱卿云々、〈○中略〉　十九日、吉田三位〈兼俱〉勤仕、子細不見之、　廿日、參內、仰云、昨日安鎭祭事、去春內侍所鳴動之後、不及淸祓等思情之間、安鎭祭可然之由、兼俱卿申之、仍用脚事被尋仰之處、五千疋可被下行云々、仍被申武家之處、于今不及其沙汰之間、以別忠可參勤之由、兼俱卿申之、五百疋先日被下行了、被御覽及之處、誠爲

大儀、（僮僕色紙人召具之）叙感之趣被仰遣可然歟、然者銀劔風情歟、香宮等可被下歟、可被如何哉、予申云、爲公家自然叙感事或被下勅裁、或被成官位歟、御劔等被下事、又依事歟、所詮可被叙二品歟之由言上、仰云、予申分尤神妙、然者可被叙二品、次叙感之旨可被成勅裁、令退出案之、兼倶卿從三位也、正三位歟之由令存、二品之由言上、仍以文付勾當内侍、只今令忘却二品之由申入了、爲從三位之間、可爲正三位之由申入了、仰云、有先例者二品可然歟、重予申云、今度事非別儀、一段無詮歟、被下一階簡要歟之由言上、重又仰云、予申分可然、早可仰云々、仍令書勅裁於元長遣了、

〔實隆公記〕長享三年八月廿九日乙卯、抑去廿三日、勅語、（○中略）又自廿六日、神道御祈、兼倶卿、於齋場所修之、修料千疋被付之云云、凡於禁中行神道事者、二條院御宇以來斷絶了、仍於私修之、又三社託宣文、舊院（○後花園）宸筆、加表背繪可供養之由、被仰兼倶卿、此次申云、此文者、神宮託宣文者、嵯峨天皇、八幡託宣文者、弘法大師、春日託宣文者、兼俊卿雖祖、（名字可尋、御失念云云、）同時夢想感之文也云云、有興之間記之、以上、勅語條條也、

〔梵舜日記〕慶長十二年九月十九日、於禁中御祈禱之事被仰出、左兵衞佐執行、一七日之祈禱也、行法宗源神道護摩七座祓、一日ニ千座、一七日ニ七千座、豐國之祝禰宜勤之也、下行料五十石也、

〔公卿補任（後水尾）〕慶長十八年十二月八日、自今日三箇日、於内裏被行神道護摩、佐兵衞佐兼治朝臣勤仕之、

〔梵舜日記〕元和四年三月十九日、於高臺院樣、神道之御祈禱執行也、則予罷出、早天祈念也、次宗源行事七座、兼從（○豐國神社社務萩原）勤之、十八神道五座、權少副勤之、午刻地鎭、兼從勤之、五方ニ案脚、五色之幣五本有之、酉刻大護摩一座、兼從勤之、祓天度三百六十座、爲神人誦之也、次大祓、戌刻御政所御服一大祓燒之也、大護摩執行也、時ニ紅苧一筋、火中ヘ是入也、大護摩過テ、兼從御加持也、此行法一日ニ執行也、四神鉾立候也、

神道傳受

寛永五年正月二日、宗源行事一座執行、　五月十三日、於當社齋場所、一七ヶ日、親王樣御祈禱也、則三壇立、十八神道、宗源行事、護摩、以上三壇立也、當家別而精々御祈念也、金子五枚之御祈禱料也、〇中略　次壽命院之御内儀ヨリ、御祈念料一包五錢目來也、當月祈禱也、　九年正月廿日、祇園神福院ニ、南都與福寺之寺僧、神道灌頂執行也、則院住へ申入、一見申了、

〔唯一神道名法要集〕大織冠御附屬伊日麻呂御書云

太祖尊神者、寧其解除之太諄辭而宣、俾以太占之卜事而奉仕、主神事之宗源也、神籬靈者、亦名天津磐境

吾國之神寶、祖神之眞體者也、以傳神錄、附屬祭官意美麻呂者、愼而莫怠矣、

大化六年六月一日　　中臣朝臣鎌子

〔唯一神道名法要集〕唯一神道制戒

一就相傳可存用意事

右於卜部正統者、旣當於其人、自壯年殊可練習者也、至自餘仁者、窮機之實否、測志之同異、可有許容者乎、

一於諸社祠官不可傳授事

右深極本社之緣起、專守内外之法式、至其行跡分明之族者、非制止之限者乎、

一於僧侶者輙不可相傳事

右極自宗之奥藏、守法中之戒律、至其器者、非制禁之限者乎、〇中略

一不可要異邦之教法事

右唯一者、神明之直傳、一氣開闢之一法也、大織冠仰云、吾唯一神道者、以天地為書籍、以日月為證明、是則純一無雜之密意也、故不可要儒釋道之三教者也、然雖為如此、為唯一之潤色、為神道之光華、廣存三教之才學、專極吾道之淵源者、亦有何妨哉、

一面授以後切紙事
右第三重面授以與者、皆以重位之秘藏也、聞話終者、件切紙可返納本家矣、面授口決者、不可遺筆端文跡之故也、〇中略

萬壽元年七月七日　唯一長卜部兼延

〔伯家部類〕御拜御相傳幷御代官之事
一忠富者雅兼王次男、資益王弟也、依爲庶子不給稱號、自若年後土御門院御代晝夜勤近習、其砌兼俱令入魂、十八神道傳之、

〔伯家部類〕神祇伯之事
于茲曾祖忠富卿（忠富ハ資益王舍弟、後柏原院無二之忠臣也、嫡流資氏王依勸氣、不慮ニ當家相續云々、）當家自相續已來、卜部兼俱入魂故、受十八神道、任伯已來被執行之、於伯家者一向不稱美事也、

〔伯家部類〕吉田諸國祠官神道傳受違古法事
近代者、猥相傳神道於諸社家、號裁許狀、聽裝束等、是掩私信、背先祖之掟者歟、如何、

〔廣益辨卜抄俗解三〕神職之輩吉田之執奏ヲ離レ官位申ヲ規模トスル事
神道傳授ノ儀ハ、吉田ノ下知ニ隨フベシト云一件相添フ、此神道傳授ノ儀ト云ハ、卜部三壇行事ノ儀ト見エタリ、只神道ト申ハ、吾國ノ道ニシテ、卜部氏ガ、私ニ行フ道ニアラズ、天皇ノ所知食皇道ノ事也、又神祇道ノ神ヲ祭リ、祝詞ヲ申、神拜祭祀ヲ執行フ事ハ、神祇四姓ノ輩ハ勿論、諸社ニ於テ、各傳來ノ事故、吉田ニ限ラヌ事ナレバ、吉田ノ指圖ヲ受ルニ不及、定テ三壇行事ヲ望者ハ、吉田ノ下知ニ隨フベシトノ事ナルベシ、其外ニ吉田ヘ行テ、傳授スル事ハ有マジキト、藤卿ハ宜ヒキ、

〔宣秀卿御敎書案〕神道灌頂事
神祇宗源灌頂事、任弘仁例授與權大僧都顯海快乘等之旨被聞食畢、可令存知給者、依天氣執啓如

神拜作法

件、

六月十七日〇明應六年

謹上神祇長上侍從二位殿〇卜部兼俱　左中辨宣秀

〔宣胤卿記〕文明十二年十二月三日、昨日面談、愚千載一遇候、殊神拜御口傳事、深秘心中ニ思許、不知手足之舞踏候、欣悦之餘、重可參申之處、速に先獻短章、何樣速に神道事可仰御指南候、恐々謹言、

十二月三日　宣胤

吉田殿

〔親長卿記〕文明十六年六月廿一日、吉田二位兼俱卿申、神道事、有受者可被下勅裁云々、爲寛弘之例之由申之、可書遣勅裁云々、

〔大內義隆記〕山口ニ於テハ春日明神、多賀ノ社、大中モチノ神マデモ、吉田ノ神主兼右ヲ召下サレテ、是ヲ勸請有テ、天文十三年三月上旬ニハ、神道ノ行事ヲ神宮司ニヲイテ傳受アリ、此神道ト申ハ、天兒屋根命ヨリ淡海公ニ至テ的々相承シ、卜部朝臣兼右ニ至ル迄ハ四十八代、他事ヲマジヘズ宗源唯一ノ神道ナレバ、御分國ノ社家人ヲ四位五位ノ位階ヲサセ、神道ノ護摩行事ヲ傳ヘサセ玉ヒ、神慮ヲアガメ玉フ也、

〔駿府政事錄〕慶長十八年六月四日、吉田神龍院梵舜、神道可有御傳授旨被仰出、明後六日卯刻被定、

六日神龍院出仕、大御所南殿令出御給、臨其期神道傳授秘密之事、輙非可用之由被仰出、

〔宗建卿記〕享保二十年閏三月廿九日、吉田流者、二拜之後、執幣二拜兩度、是兩段再拜也、其後更二拜云々、是不審也、取幣兩段再拜、其外前後二拜、被省可然候歟、於殿下〇近衞家久者、每事奉幣之時、雖薄吉田流、被除前後二拜者也、院御奉幣、是又頃日吉田申上候、依思召被除前後二拜、可無難者歟、

〔神道問答〕印　問云、神拜の時に印を結ぶはいかゞ、答云、祭服狩衣などの袖の中にて結ぶは、眞

講神書

言の秘密の法なり、手をあらはして結ぶは、天台の顯教の法なり、神事に用なし、

〔晴富宿禰記〕文明十年二月廿五日戊午、向吉田三位〔〇兼俱〕許、謝昨日來談、又御話移刻、有一獻、此時分修理大夫忠直來、三品亂後稽古、去年講釋日本紀事等、傳聞之旨語出候處條々、佛教儒道爲神道之根元趣等令演說、誠驚耳者也、

〔親長卿記〕文明十二年十月十七日、早旦參內、請取番也、今日仰云、日本紀事、可有御講釋、被仰吉田三位〔兼俱〕御侍讀事可書遣、勅裁之由可仰元長、廿一日、今日日本紀御談義、幷御講書始也、此事、此間以民部卿〔〇元長〕被仰、兼俱卿御侍讀事、可遣勅裁之由被仰、十一月廿一日、日本紀御談義也、〔吉田三位〕

〔宣胤卿記〕文明十二年十月廿一日丁卯、今日於禁裏日本紀御談義、兼俱卿申之、余爲聽聞先行、都護〔〇按察使親長〕許、著衣冠、午剋都護左少丞〔〇元長〕等同道參內、頃之兼俱卿參、先有御談義、〔日本紀卷一〕次於黑戶有御談義、西面上壇主上御座、〔南面〕次壇中程兼俱卿候、〔北面〕日本紀〔卓子木也〕置小机上讀申之、先兼俱卿參之後、聽衆參進、

〔實隆公記〕文明十三年二月十一日丙辰、後聞今日吉田侍從三〔〇三恐二誤〕位兼俱卿、著直衣參內云々、中臣祓於御前說之云云、

〔鹽尻 十一〕足利義尙器量　足利將軍九代、贈太政大臣從一位右近衞大將源氏長者源義尙朝臣、後稱常德院、神儒志深、卜部兼俱讀神代卷、〔〇中略〕

賢按、卜部兼俱、義政の歸依に依て、御臺所富子の御方へ取入、吉田家建立の事成就し、神祇長上の官となり、日本國中の神社へ、私に神位を授け、社人へ風折狩衣等を免しぬること、此兼俱より始まりしよし也、吉田齋場所の額も、則富子の御方の御筆なり、其までは伊豆の卜部にて、則吉田社は、春日明神也、其神主なり、是より神祇の棟梁のやうになりたる也、尤神祇伯は、白川殿

也、

〔日本政記一崇神〕賴襄曰、○中略吾嘗稱、王業衰而神道興、何則是祖宗之事也、當王政盛時、誰敢麾之口舌、以樹私說哉、麾之口舌、以樹私說者、始於卜部兼倶之徒、足利義尙、噫彼爲何等時邪、宜乎出此無忌憚者也、

〔兼致朝臣記〕文明十八年十一月十一日、今日予參二條、家門當流朝賞次第、家君○卜部兼倶以一紙被注進之、

先度於禁裏、日本紀講尺之時、任先規著御前座、并直衣御免事、於室町殿○足利義尙講尺之次被下一獻、其儀被用衝重畢、時日野中納言廣光卿對座、後普光園院殿○藤原良基御代、鹿苑院殿○足利義滿渡御之時、兼熙卿予時四位被召加一獻之砌、於武家御前雲客御相伴初例歟、

十三日、家君予參二條殿、今日日本紀結願也、御講已後有三獻、太閤○藤原持通御前陪膳家季、大納言殿御前予勤之、海住山大納言、中御門中納言、冷泉中納言、侍從宰相等參候、依無諸大夫、家季予陪膳、家君御前、同被用衝重畢、予同著座、太閤也折敷也、於攝家者、殿上人折敷也、於清花已下者、被用小衝重者也、初獻御盃海住山、次中御門、次冷泉、次家君、次侍從相公、次家季、次予、二獻大納言殿御盃家君、次海住山、次冷泉、次中御門、次侍從宰相、次予、次家季、三獻太閤、次大納言殿、又太閤被聞食之、則太閤令取御酌給、御盃家君令頂戴給、次海住山、次中御門、次冷泉、次侍從相公、次予、次家季也、及晚各分散、　十六日、自太閤以御書、御馬御大刀被進家君、御馬代、貳疋予則爲御禮參候、太閤大納言殿御出座申次家季也、今度講尺之儀、種々被成給之、又自兒屋根尊至大織冠御系圖讀樣、可點進之由被仰之間、持參之了、

太閤御書云

今度日本紀講尺、代々口決相承明鏡間、且令悅耳候、仍雖左道之至候、殊更爲祝著、馬大刀被遣之

文齋場

候也、おなかして、

侍從二位どのへ

〔吉川惟足翁傳〕東照宮、吾國ハ、則吾國ノ道ヲ以テ、治ル歟ヤアラン、吉田家ハ、世々眞傳ヲ得ルト云ヘリ、心得タランモノヲ下スベキ由御諚アリテ、神龍院ト云モノヲ、駿府ニ奉リケルニ、元來愚昧ニシテ、聰敏ノ君子ノ師ト成ベキ人物ニアラズ、スデニ神代卷ノ講談發端ノ時ニ、東照宮ノ御本ハ無點也、依之、ヨミヲ問セ給フニ、サヤカナラズ、則外ノコトヘ轉ジテ、一ツ二ツ尋サセ給フニ、是モ滯リテ、同トケズ、爰ニ於テ、重テ講談キカセ給フベキ由ニテ、其儀止畢ヌ、

〔秦山集二〕先年、卜部兼連卿、於當仙洞經筵、講說中臣祓、攝家淸華以下皆出座、獨秦福卿辭曰、家有中臣祓之傳、而與卜部家大不同、論爭之非時宜、默聞之非本志、請辭朝廷許之、

〔卜部記〕嵯峨天皇御宇、弘仁八年、仰神祇伯卜部智治丸、被立齋場於如意峰、被成日本最上之聖勅、

其文

日。本。最。上。神。祇。齋。場。者、神明降化之濫觴、下界勸請之根元、神武草創、我國之佳躅也、然則奉安神代之靈寶、受天照大神之詔命、修天兒屋根尊之大業、誠是神國第一之靈場、本朝無雙之齋庭乎、愼而莫怠矣、

抑齋場、太元尊神、日輪大神宮、爲日本最上神明矣、內外淸淨、神道之道場是也、神武天皇開基之後、逕六百五十餘歲星霜、垂仁天皇二十五年、伊勢大神宮鎭座于彼地、自爾以降、天下諸神垂跡之時、奉寫神代之靈璽、象眞神體、遷其宮社、總而日本國中大小神社、莫非齋場之分附、故三千餘座諸大神、奉九萬八千五百七十二神眷屬、每月六度參集當場、而唯一神道、三元三行三妙加持信受奉行、

右弘仁八年十月一日、平旦、直受日輪神勅、任神語記之、愼而莫怠矣、能思陪能思陪、

已上文

嵯峨天皇記如ㇾ斯

〔兼致朝臣記〕文明十六年十月五日己未、今日勅額事、以二民部卿一申入給、額數六分也、

日本國中三千餘座

天神地祇八百萬神

外宮宗

内宮源

太元宮

宗源殿

此分書二之進上一、額紙形用二唐紙一、打紙只今齋場根元大概如二注進一、

齋場根元大概御注進

神祇齋場の事

このさいぢやう所は、人王の第一神武天皇、この國土にて、はじめて神を御まつりありしこんげんなり、父の御神までは神代なれば、べちに神殿をたてゝまつり申さるゝ事もなし、この御代より、神明と人王とのしやべち出きにけるにや、天下のあく神おそひ申せしによりて、やまとの國いこま山にて、さいぢやう所をたてゝ、天神地神を御まつりありしぞはじめなる、これよりやうやくあらき神々もしづまり給へば、又同國にうの川上に、このさいぢやうをたてゝ、身づから神道を行おはします、しかあるに天下のあら神こと〲くしづまりければ、はじめて王城を橿原といふ所にさだめられて、すなはち鳥見の山にさいぢやうをたてゝ、天照大神をはじめたてまつり、日本國中大小のしよ神、そうじて八百萬神をいはひ申されしより、いまに皇城ちかき所に、たておかるゝはこのゆらいとかや、およそ天地の諸神くわんじやうのこんげんたるによりて、

日本最上神祇のさいぢやうといふがくを下されけり、このゝち伊勢内宮は、六百五十七年をへて、人王十代垂仁天皇のひめ御子、やまと姫の御くわんじやうたり、外宮は、廿二代め雄略天皇の御宇にすいしやくあり、これは千百卅よ年の後なり、兩宮ともに、姫宮の御くわんじやうのおこりたるによつて、代々の御門のひめ御子をもて、齋宮とがうし申され、兩宮につかへ申さるゝこと、このらんゑやうにや、大神宮すいゑやくの事は、伊勢、内侍所、齋場所、この三箇所のほかは、上古よりちやうしのせいだんをなされたるものなり、

〔神敵吉田兼倶謀計記〕文明十八丙午十二月二十二日、依宇治山田亂、外宮正殿炎上也、

京都或記云、文明十九年○長享元年六月日、此間勅問所々、太閤○藤原持通左府實遠公前内府通秀公前權中納言按察使、○親長外宮神體紛失之由聞食及之處、全御坐、不紛失之由、爲社家言上、雖然猶御不審之條、差遣吉田二位兼倶、可被檢知之由、神體之義、兼倶口傳存知之由申候也云々、被仰下之處、重而社家言上、神體之事、禰宜等秘傳之間、縱二位雖下向之、不可令檢知、不及承引申、於不紛失之段者無餘儀之趣、以請印文重而言上之、又廢朝廢務可被行、何哉云々、於神宮怪異廢務事如何、如此之處、兩三日之事歟、神體紛失必定之由、基直故内宮造宮使有直朝臣子、當祭主秀忠敵也、注進之云々、

神宮古記云、有直者、祭主宗直嫡男也、寛正記云、内宮造宮使職事、依有直無沙汰被改替、被補從三位秀忠畢、宗直者一條祭主通直長男也、秀忠者岩出祭主清忠男也、

〔宣胤卿記〕延德元年十月十六日庚子、勸修寺亞相○教秀奉書到來、宣秀方兼倶卿密奏事也、雖宜秀○宣胤子可參、相代余參禪閤、○藤原持通御出座、申勅問之趣、先被立檢使、依申詞可有叡覽歟之由被申候、直向勸修寺亞相許、對面傳此旨了後、奏狀等返進之、

兼倶卿密奏、一紙如此、可有叡覽否事、可被尋申禪閤之由被仰下候也、謹言、

十月十六日

藏人辨殿

密奏神異事

去三月二十五日夜亥刻、風雨雷鳴之刻、黒雲八流、靡降于齋場之兩宮、幷八神殿、及太元宮之上、其中光氣有二、恐怖無極、仍爲行事參入太元宮之處、八神殿前太元宮後之庭上、有一靈物、則奉抱之、安中太元宮畢、又今月四日戌刻天氣殊快晴之折節、自天圓光一流（長三丈餘）降臨、其光全分覆太元宮之上頂而消化、卽刻爲初夜之行事參宮之處、如先度於太元宮之後庭上、神器數多出現、奉成希代之思、則頂戴之、又奉安置太元宮畢、倩案之、神代有詞之靈物乎、早被立檢使歟、又密々可叡覽歟、宜在時宜者哉、仍密奏如件、

延德元年十月日　從二位兼俱

自天上神器出現先蹤事

神武天皇東征之御時、邪神甚剛强、而不得順伏、此時自天上天照大神勅武甕槌神、（春日第一神殿）被下靈劒於此地、（今紀伊國熊野高倉下是也）以此劒遂有降伏矣、垂仁天皇御宇、大神宮自大和國笠縫邑、依神託倭姫皇女戴神鏡巡諸國、求垂跡之靈地給之處、至伊勢國五十鈴川上、有老人申云、此河上有自天降臨之靈寶、仍八萬歲之間、守護之靈跡、尤異他云々、故被奉安此地者也、貞觀元年四月十五日、傳燈大法師行敎、參詣宇佐宮之處、神宣云、近帝都而可有鎭護國家云々、同八月二十三日、歸京至山崎一宿、更凝信心新願之處、當于男山光氣自天降臨、翌朝則奏聞子細之處、差遣使木工權允橘良基造立御殿六宇、（三者正殿、三者禮殿、）自是以來、被擬宇佐本宮、被奉崇本朝第二之宗廟者也、右此外於諸社降臨之奇瑞繁多、不遑毛擧者乎、雖然於末代之儀者、頗非無疑殆歟、至用捨之兩端者、庶可被經御沙汰者哉、

延德元年十月日　兼俱

〔後法興院記〕延德元年十一月一日乙卯、大藏卿來、令對面、相語云、去月四日夜、吉田裁定所（江）神器降

云々、先是五色雲覆其所云々、神主兼俱卿、去月頃注進云々、近日可有叡覽由治定云々、此事二條羽林闕〇持通ニ有勅問云々、　廿日甲戌、去夜亥刻有叡覽神器云々、半帖之角ヲトリタル程ノモノニ有轅云々、親與丁舁之、入自四足門、奉舁居無名門前、アラゴモヲシクト云々、左少辨宣秀和長淸原宣賢等舁之、自殿上小板敷奉入議定所、有叡覽云々、御裝束御引直衣云々、兼俱卿祗候云々、以大藏卿說記之、

應永十七年八月例ニテ、延德元年十一月十九日神器叡覽之也、

〔實隆公記〕延德元年十一月廿二日丙子、遣中澤於東福寺、抑彼神器事、不審之間、以書狀遣中御門亞相〇宣胤之處、返狀如此、續之、

綸旨到來、尤以珍重候、昨日參內申候處、可被成綸旨分候、文章之儀可計申之由、被仰下候、先夜之勅定、以叡心之趣、大槪可爲此分歟之由申入了、如此候、大神宮御事、世之所知、今更申出も忝く、然眞實御體降臨天下重事何事如之乎、以諸卿之群議、可及一段之御沙汰歟、被立奉幣使、殊又神閣造宮不可被移時日候歟、只奉安置太元宮、可致御祈、文章不符合、眞實之二字候哉、殊此二字驚存候、神代降臨、尙以非眞實候御體歟、神道之根元申出之條、中々其恐候、此分候者、本宮御事、可爲如何候哉、綸旨祝著之由、彼卿昨日來候、不及對面候間、不述是非候、祝著之由申候條、不審候於恐存者、神道之滅亡、只此事候由存候、但非御同心候者、願恐昧可止述懷候、就御尋、不得殘心底、及無益之多言候、外聞其憚候、此狀早可被下火中之條、可爲厚恩候、蕪言蕪言、恐々謹言、

十一月廿二日

又先日一卷草、可返給候、一卷御座候者恩借候哉、尙々彼條々、兼日、粗亞申沙汰候、十七日始而可爲申沙汰分之由、宣秀被仰候間、巨細不存知候、

昨日、芳問之時分、纏頭事候間、則不啓恩報候、慮外候、誠齋場所天降靈器叡覽、希代之勝事、多端難盡

短章候、兼日勅問諱闇候、先被立檢使、依其申詞、可令叡覽歟之由被申候處、遂不及檢使候、駕輿丁五六十人可召給、警固可被仰付細川之由申請候云云、然駕輿丁申異儀、傳奏遲々數反問答事盡候歟、可被處罪科之由治定候了、當日卯刻限、依此事及夜候、臨期猶御問答、此ヱ少、々可參候由申給狀候、則於于今ハ可被延引之由、已被仰遣兼俱卿候之間、子刻許、以神人奉昇之參入也、此時分駕輿丁雖參候、無其詮候、神人事、兼日傳奏申遣候處、無其器之由、致當日申披候、自最初如然候ハ可爲無爲候歟、駕輿丁事以外逆鱗候間、罪科治定、不便事、悉可許申駕輿丁之由憤申候云云、向後、其名斷絕歟入候、抑當日儀、入四足門、奉昇居無名門前、（敷薦、奉載□神輿、但非常之神輿、如手輿、無蓋鼓、葱華車云云、被可爲腰輿之由申入歟、）先之、主上下御、（淸御所御庭歟、具未尋知、此下御事、以外事歟、兼俱卿有申入旨歟、被尋申藤關、藤閣又被尋兼俱卿被計申了、他人不知仔細之故也、）次職事兩人、（宣秀、守光、但守光所勞不參之間、六位藏人可卒昇歟之處、宜賢年少重服輕、仍少納言和長卿臨期參勤、三人昇之參進自上、昇之事、應永十七年度八幡宮寶御箱新調之時、先叡覽儀如此、今度之儀已主上下御之上者、不可奉驚下手分也、尋敬之也、）餘昇之、（道無名門圖奉昇居之間、地上上北庭之程也、梓小板數段上上戶、）奉昇居議定所、（敷薦、與東方西面也、南半間、可擬之間、入中間、）其前立机、次敷御拜御圓座、（端四方也、被可敷之處、爲透路、）次立廻御屏風、垂御簾、先之申鄕之由、令昇殿御、次出御、（女房候御簾）次兼俱卿、（着淨衣）參入、開御辛櫃、（入角也、高三尺餘、廣二尺餘歟、白木也、）叡覽、次御拜、次親王御方御出御覽、其間之儀、他人不見及也、叡覽之程移刻云云、次兼俱卿、如元奉納之退出、次卷御簾撤御屏風、如元昇御辛櫃、奉返置、此間、又下御、此外無殊儀候、同廿一日、民部卿奉書、此綸旨可書遣兼俱卿云云、

今度、天降之神器、叡覽之處、大神宮眞實之御體降臨無疑所被思食也、仍奉安置齋場之太元宮、可被致一天安全、四海平定、殊朝家再興之懇祈之由、天氣所候也、仍上啓如件、

此條民部卿手跡也

驚存之餘、大神宮眞實之御體、此文言可爲如何候哉之由申遣候之處、返事曰、

只今一通之事、依爲勅定、被仰出候旨、以折紙令申候處、御疑爲如何次第哉、令迷惑候、總而於他事、不伺定事、被仰出由、不可申候歟、御不審口惜候、殊被染宸筆候之上之綸旨候、雖然御所存候上ハ、

件案文返給而、其旨可申入候也、誠恐謹言、

十一月廿一日　　忠富

此狀一見、只落涙之外無他候、あはれ、進退存定申入候ばやと存じ候へども、隨世之習、よしやと、又案返候、未練之至候、彼卿神祇才學不可似他人候など、一はし不支申哉、せめてさらば其事候など、慰候ても、返事候へかし、おそろしのきめ詞候哉、此上者、與如平定、文言ちと取かへ候て、書遣候、兼俱送狀云、○下略

〔卜部沙汰文〕皇大神宮神主

注進、可早被經次第上奏被破却吉田之今神明、於兼俱卿者、一段預御糺明、彌專天下泰平國家安全御祈禱間事、

右大神宮御體、飛御坐吉田之由、就兼俱卿注進、則禁裏樣有御拜見、剩其儀爲勿論之由、被成下綸旨勅書等云々、爲事實者、言語道斷次第也、抑天照大神爲高天原於下界可有御鎭地、視給下賜五十鈴之靈寶則相留當宮、今之五十鈴川、如是神代自天上定御坐當宮淸淨之靈地、何爲下七社飛御坐吉田矣、不享神非例者也、併彼兼俱卿爲虛言者哉、奉輕神慮叡慮之條、以外子細也、然預許容之條、神慮難測者也、所詮不日被召返彼綸旨勅書等者、止神宮愁訴、彌可奉抽御祈禱之忠節者也、仍注進言上如件、以解、

延德元年十二月日　　大內人正六位上荒木田神主定治上

禰宜從四位下荒木田神主守朝○此他人名略

豐受皇大神宮神主

注進、可早被經次第御沙汰速被達上聞、抑兩宮神體、吉田飛坐由、兼俱卿注進、則禁裏樣有御拜見、剩爲勿論由被成下綸旨勅書云々、若爲實說者、天下珍事、神宮愁訴不可過之子細狀、

右件之子細之事、今月二十二日於于神宮風聞之條、若爲實說者、天下之珍事、兩宮之大訴、不可過之者也、殊吉田兼倶卿、爲餘社神主、令輕神慮叡慮、當時不思儀中事、言語道斷之次第也、所詮不日被召返彼綸旨幷勅書等、於于彼神主者、一段可有御糺明之者也、若不蒙御裁許者、爲兩宮一同堅可歎申之者也、然早被經次第御沙汰、速被達上聞者、於國家安全之御祈禱、可抽丹誠之者也、仍注進言上如件、以解、

延德元年十二月日　　大內人正六位上度會神主弘富上

禰宜從四位上度會神主朝敦人〇此他名略

〔翰林葫蘆集一〕延德元年己酉春三月某日、伊勢外宮神寶、降于吉田齋場所、冬十一月某日、內宮神寶復降矣、前後皆在夜參半、風雨晦冥、黑雲八道夾光而下、至地如燭矣、事聞于朝、有旨神輿入內、天子下階迎之、神道宗元卜部二位兼倶侍之、叡覽惟謹、遂命秘之吉田太元宮云、二年庚戌冬十月、釋某詣神宮者七日、梅叔藏主相從、日々允題賦詩、始于凡所經歷者、終于心之所欲、故次其韻、

詣吉田大神宮

伊州連歲火于祠、猶有愚民爭土宜、衛護皇居去天咫、雲遠一夕入京師、

讀六十六州神名帳

舍衛大城稱曰聞、諸神請佛甚慇懃、威名掛在吾和國、日出東方白處雲、

神樂岡

城樓鼓角御樓簑、豈亂群神宴彼岡、萬壑松風無譜曲、宮前擊節奏行香、

齋場所

王城東有碧房顏、神所降臨茅數間、下視秋風茂陵客、齋房閉月老空山、

千木朝日

雲霧初收眼決猜、峥嶸千木屋山開、誰知日自吾天出、回首漫々是夜來、

觀神馬

神龍八尺産青丘、一洗人間果下驪、奥陸朝晰沙苑草、九天暮刷帝王州、

天下太平

有道朝廷例祭神、舜風禹雨想宜民、皇恩莫大及遊手、只可花時睡賞春、

〔淫祀論〕卜部家に、禁中鎭守の八神殿を、吉田神樂岡に遷したるを、奸計の最と申べき也、始文明年中に、卜部兼倶といふ人御座候、少しく才覺あるを以て、度々大内に召され、神書を講じ、又公卿の家にも詣て是を講じ申候、然ども佛法の先入、中々變じ難きにより、新に佛神不二の法を編立、表をば神道めかしく飾り、裏には佛道を取込み、世を誘ひ申候、むかし最澄空海、神道を借りて佛道を弘通し、今は兼倶、佛道に付て神道を興さんとす、盛んなるものによらざれば其道行はれ難きによりて、如斯に御座候、其後彌家風を弘めんと、妖術を學び、延德元年三月廿五日夜に、兼て構置し所の、神樂岡の齋場の上に、黑雲八流靡き降る形狀をなし、諸人を恐怖せしめ候、其中に光氣ありて、誠に奇妙の事に御座候、夫より禁中鎭守の八神殿、黑雲に乘じて神樂岡に飛來り給ふよしいひ觸し、八神殿を建立仕候、猶其儘にて御座候所、延德元年より百年ばかり過候て、兼倶の後裔卜部兼右の代に、また〱奸計を廻らし、終には先祖の意の如く、勅を奉りて禁中の八神殿を神樂岡にうつし取申候、夫より以來、彌卜部家神道の棟梁として、諸國の社人を支配する事に相成り申候、卜部の由緒大概かくの如く、神佛混合して建てたる道故、最澄空海とは表裏のたがひのみにて、趣意は同樣に御座候、最澄空海は佛道を表にし、神道を裏にし、兼倶兼右は神道を表にし、佛道を裏にしたるものに御座候、

〔白石紳書十〕吉田の領は、もと山陰の中納言庄園也、春日の社を勸請有し也、そのゝち萬里小路殿

神祇長上

の家に買得られたり、故に萬里小路殿を、吉田の內大臣といひしなり、其後又吉田家に買得し所、今の五百石の地なり、それゆゑに吉田家の時、吉田の家老、鈴鹿といふもの主となりて、吉田は客の如し、鈴鹿もと吉田の社の祝たりし故也、世の人は齋場所を吉田の社とおもふは僻事也、齋場所は、吉田の上、如意がたけにありし、是神武天皇八百萬の神たちを祭られし也、八角の神殿也、されば昔より吉田のつかさどり祭らるゝ所也、應仁の亂に、山名が陣所に如意がたけをして、兵火にやけたれば、文明十三年に、吉田山の內にうつし祭らるゝ所也、又吉田の神領のうちに、新長谷寺とて觀音堂あり、これも山陰中納言公の建立ありし故也、吉田社の吉田の預りとなりしは、御室殿〈〇藤原道長〉の御時より也、

〔伯家部類〕吉田稱長上事

職員令云、卜部廿人之內、可有長上矣、私云、是龜卜道相傳之者任長上、然被奧書等、神祇長上ノ事不知、其謂、龜卜長上ト可書事歟、不審云々、所詮長官者伯之號、長上ハ吉田家ナリ、以令條可勘知者也、

〔兼致朝臣記〕文明十八年十一月廿一日、當家事、代々朝弊證文等、家君〈〇卜部兼倶〉被副御狀被遣中御門黃門〈〇宣胤〉了、

永德度御禊行幸時、兼熙卿〈于時四位〉令勤御前陪膳并大麻直進事、

同度、大嘗會行事辨家房朝臣、爲維摩會勅使參向之間、代職事可申沙汰之由被下綸旨事、

至德度、兼熙卿被加禁裏小番事、〈〇中略〉兼敦朝臣被補同攝政家執事家司事、

右祖父兼富卿、去永享初、依不慮之儀、武家參賀等事、可爲祭主同類之由被仰下以來、謙退之行跡、世以所存乎、

當家事、受祖神之妙業、累代相傳之矣、神國之根源、朝家之樞要、尤無比類、神道之棟梁、本官之管領、唯在一流、爲南座勾當之上者、宮中參列之時、不守位次、而可被著一座者、依院宣執達如件、

六月十日 承安五年　權右中辨經房 奉

謹上　冷泉權大副殿 于時兼直

神祇管領長上、并南座勾當事、實龜五年以來、爲御一流之重職、不被交他人之條、天兒屋根尊大業、唯受一人之明德乎、神祇伯者、近代雖及人臣流通之拜任、專於御當流十七代、至庶子中臣流四代經歷之、尤叶神祇道之本理者哉、就中去永延度、八十八社社務職、爲御家業之賞被補朝恩之時、件等社神主祠官已下事、爲進止之上者、以一門輩可被巡次補任之條及勅定了、彌可令存知此旨給者、依天氣執達如件、

嘉祿三年十一月五日　左衛門佐信成

謹上　冷泉侍從殿 于時兼直

御流之事、可爲紀傳儒同類之由、保元聖斷、截而明者乎、就中高祖父兼直者、爲七朝侍讀神道大業委于古今、爲吾國明鏡之由、被達後堀川院勅言了、預贈官黃門贈位特進獎之條、當道之至德、後代之龜鑑、何事如之哉、彌可被先功業專拜趨者、天氣如此、仍執達如件、

嘉曆二年九月九日　左中將俊氏

謹上　冷泉權大副殿

廿三日、當家朝奬次第、見于左 家君以御書被遣葉室并海住山了、

其後久不申通候、無差事候間、自然罷過候、慮外之至候、閑日之餘、寬故人之惠書候處、舊好異于他候、尊命定而同前歟、抑當流事、大織冠御附屬以降、傳神代書籍、侍累朝御讀之條、於神國頗傍若無人候哉、依之雖預代々朝獎、於昇進者有子細、令固辭候、其由緒被載藤原氏文候哉、就中去永亨初、祖父兼富卿依違武命、沈落之刻、進退事可爲祭主同類之由被仰出、以來于今謙退仕候、雖然先度於禁裏日本紀講釋、并侍讀之儀被經御沙汰、被任先規之條、且開愁眉忝次第候、當座諸家之覺悟

偏吉田神主分被取置候歟、不被究根元、頗不足言之至候哉、但入幡祠官者、被下淮僧正宣旨、紀國造者、雖爲元來地下、近代遂分應揚、諸家班列更不及異論候、此等輩者、出於其社垂跡、居於其社神官、而不預朝儀、唯致御祈之勤行而巳、當流者、受繼神代之大業、代始大祀、唯受一人之神秘、竝歷代侍讀、一家獨步候哉、爲芳言之便宜、此一卷備賢覽候、當世之所意、餘歎歎存候間、就舊好述畜懷候、早可被投丙丁候、誠恐謹言、

十一月廿三日　兼倶

業室殿

〔伯家部類〕吉田家之事

天文二年、後奈良院御宇、平野兼永與吉田兼右中分之時、吉田唯一可爲神道長上旨綸旨頂戴云々、右在子細、同宸筆云、件綸旨サリトテハ御誤ナリ、爲御後悔之間、被改宸筆、重而可賜之由御自筆、三條西家ニ有之、○中略

抑吉田家、（平野祭主等同等）至二三位、雖叙之地下也、以補大副、爲至極、根本吉田事、平野卜部兩家互傳鑑卜之術、爭神道、于時至兼右代、而平野兼永與嫡庶之訴論歟出來之處、吉田申條之通、事濟云々、其兼永事、法皇御在位、平野兼□（今ノ神祇大副兼魚ノ父ナリ）爲非藏人候禁中、有子細止御奉公、其以後自西洞院家有申分、而遂電平野、近來讚州之明神爲神主、自稱千康、嫡子兼□給京住居、（名謂兼熊）當時爲神祇大副、其子補六位藏人、于然吉田家仰望昇殿、既兼倶男兼致、（經六位藏人後昇殿云々、兼大副歟、）兼□（作地下官位階重疊、後中昇殿云々、左兵衞佐歟、）兼□同、父（號吉田二位、）兼□（私稱右衞門佐、人外之仁也、無位無官也、）兼□（私刑部少輔稱三位無官）兼連（今吉田侍從也）父刑部少輔一向不申神職位階等、是依昇殿望也、此度陽明（雪山信尊公○近衞）御取持、經年月日、法皇（○後柏原）へ雖爲執奏、無御許容、其上三條西實條卿、于時武家傳奏、一向無承引、依彼是終に昇殿不相叶、無官無位ニテ死去、然ニ兼連（母ハ、烏丸光賢卿女、爲飛鳥井一位雅章卿養女、嫁刑部少輔兼□、仍兼連ハ爲雅章卿孫分也云々、）若耄之節、母方親類就中資慶卿（○烏丸光賢子）新院へ爲出頭、才覺勝

他之故、種々申掠、彼家無例堂上ノ元服シ、同日任侍從、殊ニ自元服、著用四品袍而朝參、雖ニ無位神祇職ニ闘役之時理遁而著二四品袍、古來之法歟、尤有二口傳、先代未聞之儀歟、其遂先祖跡而神職世廢、雖令沙汰之、不補神職、加堂上之列、掠上背一社之法之條、其科不輕者也、

〔俗神道大意三〕吉田家ニ於テ、神祇管領長上ダノ、或ハ神祇統領ダノ、或ハ勾當ダノト稱スルコト、甚ダ以テ相スマヌコトデ、ソレハ右ニ申如ク、吉田家ハ龜卜ノ長上ナル所ヲ、神祇ノ長上ト稱シテ、長官ノ如ク申カスメ、世間ヲ欺クノダガ、世人官職ノコトヲ不案内ダニ依テ、其僞ヲ辨フルコト能ハザルカラ、彼ガ爲ニ欺カレテ、實ニ神道ノ總司ノ如ク心得テ、尊信スル故、ソレニ乘ジテ、僞リノ綸旨ヲ多ク造リ、マタ武將ノ命令ト稱シ、諸國ノ神官ヲ欺キ、己ガ配下ニ屬ントスル奸術ヂヤ、殊ニ彼ハ利欲ノ爲ニスルノダカラ、僭ドモノ所爲ト同ジコトデ、マヅハ云ニ足ラヌコトユヱ、道ニ志ス人ハ、彼ニ欺カレヌヤウニ、其辨ヘヲバツケテ置ベキコトヂヤ、ソレハ彼家ノ、龜卜長上ナルコトノ證據ハ、朝野群載ニ、マヅ寛治二年七月三日、吉田家七代目、兼政ガ欵狀ニ、正六位上龜長卜部宿禰兼政トアリ、マタ八代目兼俊ト云ガ、長治二年四月六日ニ、神祇少祐ト云官ヲ申乞ヘルトキノ狀ガ載セテ、ソレニ、龜卜得業生正六位上卜部宿禰兼俊トアル、龜卜得業生ト云ハ、龜卜長上ト云ニ同ジコトヂヤ、マタ康和五年ニ、同家ノ兼繼ト云ガ、父祖ノ業ヲ繼デ、龜卜長上職ニナリタイト、願ヒ申シタル時ノ狀モアル、此ラハミナ、吉田卜部ノ先祖ダガ、カクノ如ク、龜卜長上ヲ願フノ狀ハアレドモ、神祇長官ヲ願フナドハ思ヒモヨラヌコトヂヤ、コノ外ニモ、永昌記、中右記、長秋記ナドニモ、殘所ト云コトナク、吉田家ノ先祖ヲ、龜卜長上何某ト記シテアル、扨ソノ龜卜ノ長上ト云ハ、職員令ニ依テ考ルニ、卜部二十人、長上約在其中ト見エ、マタ義解ノ文ニ、實龜六年五月二十九日格曰、卜部等中、簡定卜尤長二人、以任長上トアリ、コノ外延喜式、西宮記ナドモ、皆コレト符合イタシテ、更ニ紛ナキコトデ、右卜部二十人ノ中ノ上首ヲ、龜卜長上トモ、卜部長上トモ、マ

私許神階社號

タ略シテハ、龜長トモ云テ、神祇長官トハ、ハナハダ隔別ナコトデ、古記ニ、神祇長官ト云ヘルハ、ミナ伯職ヲサシテ云コトヂヤ、然ルニ吉田家ニ於テ、神祇長上ナド稱シ、古書ヲ板ニスルニモ、ソノ奥書ニ、我家ヲ神道長上ナド記シテアルハ、龜ト長上ト云ヲ誤テ、世人ヲ欺クノヂヤ、

〔卜部氏考證〕定日本國中大小神社鎮座事

近江國栗太郡高野鄉

　高野由岐志呂神

　　宜授大明神號者

右依

今上皇帝　聖勅神宜

御表之神璽如件

　文明十五年五月廿四日　　神部伊岐宿禰判奉

神祇管領長上從二位侍從卜部朝臣判兼俱

神宜　肥前國佐賀郡與賀庄

　正一位與止日女大明神

右欽明天皇廿五年八月廿八日垂跡以來、代々被增一階、勤年紀、爲極位神者、依

神宜啓狀如件、

　永正十年八月十三日　　神部伊岐宿禰判奉

神道長上侍從卜部朝臣判兼右

宗源宣旨

■正一位足見田夜後大明神勢州三重郡水澤村

支配神職

右垂跡以來、被增一階、勘年記、爲極位神者、

神宣啓狀如件

元祿十一年十二月六日　　神部伊岐宿禰在判

神祇道管領勾當長上正三位侍從卜部朝臣兼敬

卜部兼倶、兼右、兼敬、欺諸社祝部、竊取賄賂、私奉授神位文如此、借天子無社稷、莫大之罪不知畏之、神代正印者、僞作神印、號神籬磐境、蓋此物歟、

〔秦山集二〕吉田職曰、神籬磐境相傳之外、公卿武士、有故許社號亦有之、謂如鎌倉權五郞稱新御靈、秀吉公號豐國大明神是也、因新許社號者多、視吾〇吉川惟足亦多許社號、亂淫極矣、哀哉、

〔伯家部類〕吉田諸社管領望之事

寬文五年、吉田兼連下向關東、而一天下諸社管領社家官位執奏等、令訴訟之處、傳奏有之、處々社家者、任先規可爲其傳奏之下知、其外無位社人者、取吉田許狀可著裝束之由件御下知狀、松尾社家、江戸下向、寺社奉行被渡之、諸社大概同前云々、有御下知、然而諸社管領之事、猶殿下武家傳奏諸司代等板倉內膳正及評議之處、自雅章卿、板倉侍從へ內膳正也訴狀一卷被附之、此一卷之寫在神祇官筥次內膳正、愚宅へ入來、古來之體被尋之、令條舊記等勘之處、神祇伯諸國管領等、執柄雖爲勿論、至近代而子細神祇官之條無其儀、于今松尾、稻荷、大原野、廣田、日御前等之社家、執奏下知所殘也、委細論在別記當家至今日、分無競望之志、伯者管領、彼者大副、承其品可有賢察、所詮吉田神道相傳之社家、同黨便令執奏、先非制之限、又附職事申官位社家等可遣之哉、古來傳奏有之社家ハ、其下知勿論存旨申之處、內膳正予返答尤之由被稱美、其後兩傳奏日野前大納言、中院前大納言、關東下向之時、有傳奏之社家者、彌其下知也、吉田へ有便ハ、吉田裁判、職事へ賴來ハ、職事直ニ可有執奏旨武命也云々、兩卿覺書有之由、

〔廣益俗說辨卜抄俗解三〕神職ノ輩吉田ノ執奏ヲ離テ別ニ官位ヲ申ヲ規模トスル事

覺

社家位階之事、從二先規一傳奏有レ之者勿論、無二傳奏一社家モ、吉田執奏ニ及ベカラズ、雖レ然自二遠國一吉田へ賴來候、社人位階ノ儀ハ、自二吉田方一職事迄申入、相調可レ然候、無位無官之社人裝束者、吉田可レ爲二差圖一者也、

延寶二年寅八月十七日

右ノ覺書、同年九月廿五日、所司代永井伊賀守、武家兩傳奏へ相渡、同月廿八日、吉田荻原へ、兩傳奏ヨリ被二申渡一也、

覺

諸社之社家官位執奏之事、唯今迄有來通、致二執奏一候家々へ賴來候者ハ、其家々ヨリ可レ有二執奏一候、且又唯今迄吉田ヨリ官位執奏無レ之社家、吉田へ賴來者、勿論吉田可レ有二執奏一候、吉田へ賴不來、外へ賴來社家有レ之候者、其賴來家ヨリ、官位ノ儀可レ有二執奏一候事、

享保六年二月廿三日

右者丑十月廿七日、吉田へ兩傳奏ヨリ被二仰渡一候也、江戸者二月ニ被二仰出一、諸司代へ渡リ、夫ヨリ兩傳奏迄被二渡置一候得共、兩傳奏ニテ差留、漸十月吉田へ被レ渡候也、○中略

吉田家ハ、吉田ノ社預リ、元來二十二社ノ列ナレド、先年公家ノ人員スクナキ折節、登用セラレテ堂上ニ加リヌ、誠ニ僥倖ト云ベシ、然ニ左兵衞督ニ任ゼラルヽ事、不當ノ由ニテ是モ召上ラレ、今ハ神祇權大副ニ任ゼラレ、伊勢祭主藤波神祇大副ノ次座ニ命ゼラレヌ、又吉田家天子ニ非ズシテ、勿體ナクモ私ニ神階ヲ諸社へ遣シ、小社ニモ一位ヲ授ケテ、金銀ヲ貪リシ事、自今停止セラレ、以後禁裏へ奏聞ヲ歴テ、神階ヲ賜ルベキニ定リヌ、

〔德川禁令考寺社四十〕寛政二戌年二月四日

神主同職之內世話役取立之事

領內神主共ハ、本寺觸頭有レ之ものと違候ニ付、可レ用立者を世話役ニ申付度、吉田家江も掛合候處、口之趣ニ付、不レ苦候哉、

書面、社家爲レ取締世話役申付候儀ハ、新規之儀ニ付、是迄年來濟來候上者、容易ニ難レ相成筋と存候、乍レ然世話役無レ之候而、難レ相成儀も有レ之候ハヽ、吉田家より其筋江被レ申立候方と存候、

〔鹽尻九〕一吉田卜部家、寛文以後、諸州の神社を以て、多くは吉田の令を受しむ、〈按、是全く惟足(吉川)が功なるべし、〉於尾州熱田、眞清田一宮、津嶋等、及東照宮の神主職〈吉見幸和〉をも、彼家より諸事を令せんとせし事有、さいつ頃も有りし、〈邦君より、關東へ訴給ひて止にし〉今年〈享保四己亥〉の春、又吉田家より、我年老家へ書を呈し、さまざまいへりしかども、先例を以て、吉田のいろひなき事を申述られし、嗚呼吉田家、昔奸謀を以て、伊勢大神宮をさへ、我山へ得べき企有し、按是皆兼倶の謀計也、其餘習今も忘れざるにや、諸國の神社を我有にせんとす、恐るべきにぞ、

〔氣吹颩上〕神祇道ノ御家ト申スハ、右申シタル白川殿藤波殿、其次ハ吉田家ニテ、〈中略〉扨今ノ神官等ノ勤ト云フモノハ、右ニ申タル如ク、俗神道者風ヲ、トカクニ致スコトデスガ、實ハアノヤウナ譯ノモノデハナイ、〈中略〉假初ニモ、雖々シク乞盜風ヲシテハ相濟ヌ譯デス、然ルニ其風儀ノ惡ク成タル其本ヲ尋ヌレバ、佛法ノ害ハ本ヨリナレド、今ノ世神祇ノ長上トカ自稱シテ居ル吉田家ガ、甚ダ以テ宜シクナイ、一體此ノ家ハ、神祇ノ權大副ト申テ、神祇官ノ俗ニ云權ノ助役デス、其本ハ兒屋根命ヨリ出タル由ニ申スソウヂヤガ、御正史ニハトント見當ラズ、伊豆國カラ出タルト部ノ平麻ト云ガ子孫デ、世々神祇官ノ下官ヲ勤メテ居ル內、奸計ヲ以テ、段々ト天下ノ神官ヲ過半マデ己ガ配下ノヤウニ爲テ居ルガ、質ヲ云ヘバ神官等ハ、神祇官ノ人別ヂヤモノヲ、彼家デ配下ナドヽ云テハ濟ヌコトデス、今ノ世ニハ、彼ノ家ヲ神祇道ノ本家ノヤウニ心得テ居ル人モア

ルガ、實ハト部ノ賤シキ家ヂヤニ依テ、聊モ神祇道ノ本義ハ知ラズ、夫故ニ佛道ヲ以テ、神道ヲ建立シタモノデス、

〔德川禁令考四十四寺社〕諸社禰宜神主法度

一無位之社人可着白張、其外之裝束者、以吉田之許狀可着之、

寛文五巳年七月

〔廣益辨卜抄俗解三〕吉田家、天皇ニ不有シテ、私ニ官名ヲ社人ニ授ケ、且四位ニ不有者ニ、橡袍ヲ着セシムル誤之事、

按ニ、吉田ノ裁許狀ハ、無位ノ社人ニ、相應ノ裝束ヲ裁許セラルベキニ、過分ノ狩衣ヲ許シ、官名マデ授ケ、又橡袍ヲユルサルヽ事、非禮ノ甚キ、言語道斷也、裁許狀ノ文如左、

吉田卜部裁許狀曰、何國何郡何村何社之祠官何上野守源何某姓名恒例之神事祭禮參勤之時、風折烏帽子狩衣可着者也、神道裁許狀如件、

寛永十癸酉年八月廿五日

神道管領長上卜部朝臣兼英

又曰、何國何郡何村何社神主、何大和守藤原何某、着風折烏帽子狩衣、專守恒例之神式、可抽奉平精祈者、神道裁許狀依如件、

年號月日

神祇管領長上權大副從三位卜部朝臣兼雄

按ニ、諸國小祠官等、吉田官卜稱シテ、上野守大和守抔ト名乘、吉田裁許狀申請タリト云ハ、右文言也、元來裝束裁許迄ノ事ニテ、官位ノ義ニ不有、寛文七年、關東ヨリ仰出サル御條目ニ、無位ノ社人ハ白張ヲ可着、其外ノ裝束ハ、吉田ノ許狀ヲ以テ可着事ト有故也、但シ白張トノミ云時ハ、小者中

間等ヲ白丁トテ、其著スル裝束ヲ白張ト云、又社家ノ著スル淨衣ト云モ、上下トモニ白色ナレバ、不案内ノ輩ハ、凡テ白張トモ云ベケレドモ、白丁ノ著スル白張ハ地布也、淨衣ト云ハ、晒地ヲ白粉張ニシテ、裁縫モ殆ンド異也、淨衣尊卑不ㇾ分著用ノ服故、上ハ大納言ヨリ、下ハ六位ノ侍、又ハ無位無官ノ者迄著用ス、神官等モ、有位無位ヲ不ㇾ論、通用不ㇾ苦、關東ノ御條目ニ、白張ト有ハ、淨衣ノ事ナルベシ、下鴨ノ禰宜從三位梨木祐之卿抔、立烏帽子淨衣著用ニテ、社參セラルヽヲ親ク見侍リス、

〔德川禁令考寺社四十〕諸社之禰宜神主等裝束、幷吉田之許狀等之儀ニ付御書付、

吉田家之許狀を不ㇾ受、社例なと稱し、呼名裝束等著、其上神職ニ無ㇾ之村持之社、或村長宮座諸座なと稱し、神事祭禮營候族も有ㇾ之由ニ候、向後御條目之趣、急度相守、忘却不ㇾ致樣可ㇾ相心得候、

天明二年寅〇十月

右之通可ㇾ被ㇾ相觸候

〔德川禁令考寺社四十〕享和元酉年十一月

吉田家より百姓江木綿襷冠等差免許差出候節之事

村持之社江、吉田家執役より、百姓に而も不ㇾ苦候間、免許之木綿襷冠等差免可ㇾ申趣に付、御書面赤城明神ハ、村持ニ而ハ、神事祭禮之節、修驗相賴爲ㇾ取計ㇾ候上者、桑原左衛門如何樣申聞候とも、百姓之身分ニ而新規ニ吉田家より木綿襷之免許可ㇾ受筋無ㇾ之間、其旨左衛門江相斷候樣、村方之者江被ㇾ御申渡、其上ニも強而免許受候樣申聞候はゞ、其段被ㇾ申聞ㇾ候樣存候、

〔德川禁令考寺社四十〕寬政十二申年五月

神主共江、御代官幷領主地頭より、添簡之儀問合、

御料私領諸社神主共、願筋有ㇾ之、吉田家江罷出候節者、御代官幷領主地頭より、添狀を以差出候儀ニ候哉、

御書面、在方致神職、上京新規ニ吉田家許狀申請度旨ニ而、添簡之儀、御代官領主地頭江願出候節者、神主初官等之許狀爲申請候而も、差支無之時者、添簡差遣可申儀ニ候得共、外願筋ニ而、京都幷江戸執役之もの方江、神主罷出候節、添簡差遣候筋ハ無之儀ニ存候、

一右同樣、吉田家幷江戸出張役所江、御料私領神主、幷氏子村役人等者、其職分之儀ニ付、呼出候節者、其支配役所江相達、呼出シ候筋ニ候哉、亦者達無之、呼出候筋ニ候哉、

御書面、門下神職之ものは格別、氏子村役人等を、吉田家より呼出候は筋違ニ付、差紙を以呼出し候儀は勿論、縱者支配役所ニ申來候共、百姓共を差出候筋者有之間敷候、本寺觸頭等より、御料百姓を呼出シ之儀、支配御代官より申立、各方より拙者共御達有之候得ば、心得違之儀觸頭申聞、品ニ寄咎申付候儀も有之、何れも配下之ものを呼出し候迚、御代官領主地頭ニ而、承知之上差出候筋には無之候、

〔德川禁令考四十寺社〕寛政六寅年五月

宮座と申儀、幷百姓共新規吉田許狀之事、

宮座と申儀

御書面、宮座と申儀、吉田家より差免之儀、神職號ニハ無之、百姓共自己ニ相觸候名目故、奉行所江可申立筋ニ無之、若申立候ハヾ、御差留候方ト存候、

百姓共、領主地頭ニ而聞濟候上者、新規ニ吉田家之許狀請候而も不苦候哉、亦者新規之儀者、何れも不相成筋ニ候哉、

御書面、百姓之身分を不離、神主祠主等之許狀受候儀、譬領主地頭ニ而聞濟候而も、難相成筋と存候、

〔德川禁令考四十寺社〕寛政九巳年八月

神道葬祭

吉田家役人、百姓ヱ許狀勸候節之事、

吉田家役人、知行所村々廻村致し、氏神鎰取其外呼出、吉田家許狀受候樣申渡候由、右相斷候而も宜候哉、又者不ㇾ申受筋ニ候哉、

御書面鎰取と有ㇾ之候は、其社ニ神職無ㇾ之、百姓共之內ニ而、鍵を預り罷在、神事祭禮之節は、職分之もの相賴、執行候儀と相聞、神主社人等無ㇾ之小社故、氏子百姓共之內ニ而、鍵を預り罷在候而已ニ而、神事祭禮不ㇾ相勤ものは、吉田家許狀請候ニ不ㇾ及方と存候、

〔德川禁令考寺社四十〕文政五午年閏正月

神職願之事

上州久方村市郞右衛門兄右門儀、神職願ニ付、吉川榮左衛門伺、

書面、太右衛門儀、神祇道執心ニ而、吉田家門弟ニ相成候而、其身相應之傳授致シ候ハ格別、村持之社之掃除等致シ罷在候由ニ而、神職許狀受候而ハ、村持之社ヱ神職取立候ニモ紛敷、容易ニ難ㇾ成筋ニ付、其段申渡、證文取ㇾ之可ㇾ被ㇾ差出候以上、

〔寺社凡例〕社家之部

天明三卯、松平陸奧守殿ヨリ、豐前守殿ヱ、

一社家神主、吉田家より免許有ㇾ之分者、寺宗旨除候ても宜候哉、免許無ㇾ之分も、同樣にて差支無ㇾ之哉之旨問合、

吉田家より、自分葬祭免許狀請候共、當人嫡子は、寺院の宗門を離、葬祭取行候義、御取留不ㇾ苦筋と存候、

天明元丑、小西助右衛門より、對馬守殿へ、

一知行所神明神主、神道葬祭之相傳、吉田家より、免許請候由、依ㇾ之淨雲寺と、離旦之義申達、致承知、

候得共、御奉行所より被仰渡無之内者、寺了簡にも難成由申聞候間合、

神職、并相續之嫡子者、吉田家より、身分葬祭之許狀請候上者、願之通御聞届不苦筋と存候、淨雲寺江御奉行所より、可申渡候筋には無之候、

〔德川禁令考寺社四十二〕寛政三亥年

新規神道葬祭之儀

新規神道葬祭ニ付、藤堂和泉守より、寺社奉行松平右京亮に問合挨拶、

御書面、神職之者、吉田家より、新に葬祭之儀免許受候はゞ、其身并忰は、寺院之宗判を離れ、葬祭取計候儀者不苦候得共、家内之ものは、前々之通之儀ニ候間、離旦と申筋には無之、旦家相離候儀者、容易ニ難成筋と存候、以上、

〔皇大神宮神主奏狀〕御目安

今度伊勢大神宮、假殿御遷宮ニ付、遷宮勅使之事、祭主に而も無御座、卜部兼長ニ被仰付候、延喜大神宮式にも、祭主障之時は、宮司相勤申との式文、慥に御座候處を、式文を御破被成、御役者中ニ、彼兼長を御引方御座候故か、〇中略宮司の相勤申奉遷使ニ、兼長を御執奏之事、是偏神敵卜部兼長ニ、祭主職被仰付候と同事ニ而御座候、祭主闕之内ニ、名代と申事は、古今一度も無御座候、奉遷使之事、今度兼長相勤申候得者、當御代より非例始り申候而、延喜大神宮式、并神宮法式相破候間、從是江戸へも申上候、奉遷使は、遷宮第一之重役に而御座候處、神敵之末孫を被相立候事、非例之甚しきと申、神慮難測候、〇中略

卯月六日　　大宮司　精長花押

八木但馬守殿

進上　岡田將監殿

〔嚴有院殿御實紀三十一〕寛文五年十一月十日、吉田侍從兼敬、巫祝の學御尋問あらんとて召れしかば、これも大刀目錄さゝげ奉り拜し奉る、十二月十二日、萩原左衞門佐員從、吉田侍從兼敬に、所領御朱印神社法令をさづけられ、豐國大明神の社再造仰出さる、左衞門佐員從、奉祠すべしと命せられ、そのうへ銀百枚時服五づゝ下され、歸洛の暇給ふ、

〔吉川視吾堂の記下〕兩家〇吉田、萩原、年來關東權門の吹擧によりて、禁裏の宮仕もいとはえ有て、人も心をおけり、然るに、いにし年關東の首尾そこねて歸京ありしより、世の光り消て、打ひそまりにたる折から、白河家雅喬より、訴狀をさゝぐ、我始祖淸仁親王より以來、代々神祇伯に任じて、他家に移らず、伯は神祇を主どる、吉田は神祇大副をかけ侍る、天下諸社神官の位階執奏の事、白河家執奏あらまほしき詔あり、鷹司殿下〇房輔、三條亞相實豐は、雅喬の訴、宜なりと有りしとなん、三條亞相は、當時有職第一の人に侍り、證文ありて白河家にくみせられ侍るとかや、白河吉田かたみに達論に及びぬ、吉田家の告狀ことわりうすくして、立がたきやうに成行ぬれば、人々さしつどひ、ひたひをなでうめきつゝ、さるすぢには先生をまたひ侍る、其頃稻葉拾遺へまかりしに、拾遺曰、白河吉田諸社執奏の爭論きかれぬるや、先生曰、いまだ聞侍らず、いかなる事にや、拾遺曰、白河家始祖淸仁親王より代々神祇伯に任ず、吉田は神祇大副をかけり、神祇の官長たれば、諸社執奏勿論たるべき事といへり、吉田家の返答理うすし、笑止にこそとなん、先生曰、古は諸家共に伯に任じ侍る、吉田家伯に任ずる人尤多く侍る、彼祖淸仁親王は、花山法王の皇子に侍る、其頃伯職欠て侍りしを取て、淸仁を任せられ、永く白河家に任ずべしと勅許有てより、白河一家の職掌になりぬ、伯職は神祇を主どる職ゆゑ、古は其人を撰ばれ、重職なりし、白河一家に補任たまはる事、道理に叶ひ侍らず、吉田は天兒屋命より、代々神道の事理を傳ふ、理は則ち天下の政道、事は則ち祭祀の神事に侍る、于今いたりて、道の事理を傳へ來れり、綸旨にも、神道は一流にして無二流、吉田一人

の進退たるべしと下し給へり、左かあれば、神社の執奏は、吉田家に下知すべき事に侍る、唯ひたぶるに、公のひかりを仰ぎ侍るとなん、拾遺曰、今道は吉田に絶ぬれば、尋常の家も同じ、且殿下白河に同意ありぬ、せんすべなきにこそ、翌日先生左中將正之卿へ往て、彼趣を演、ひとへに御ひかりを仰ぎ侍ると有しに、正之卿曰、今はさしはなれ、思ひすぐされ侍るべきに、かく得すてずして、まめだちかざしになられぬる本性こそ、あまりにはねなきしわざに思ひ侍る、其まゝになしはてられよとなん、先生ふかくいたみ歎きて曰、兼從やつがれを頼おき侍る、吉田恐かにして、我をこばみ侍る共、かく家の災の起り侍るを、いかでよそには見過しがたく侍る、此事を聞侍るより、胸ふたがりいたみ侍る、たゞ公の御ひかりを仰ぎ侍るとなん、略○中 三條亞相實豐は、故ありてみづから仕をやめ、こもり居られぬ、はやうより先生をふかくしたはれ、たぐひなく物しおはせば、先生柴の戸の折々、ひそかにとぶらひま見えおはしぬ、略○中 さるは白河家吉田家爭論の事もまうし聞えて、白河家の事とりあつかひなおはしそと有しに、師翁さまでかうじおはし侍らば、今より後は、つゆいろひ侍らじと聞えぬ、鷹司殿下へもまうし侍りし物から、白河家、船に梶をうしなへる心地して、おのづから爭論やみけり、

〔宗建卿記〕享保十八年七月廿四日內侍所假殿渡御、略○中 刀自招二入伯中將於內陣一、其後伯中將招二入侍從三位兼雄於內陣一之、御儀頃日有二沙汰一、刀自申レ之、伯之外他人不二內陣一、於二吉田一ハ、奉二仕清祓幷御搦等一之時雖レ入二內陣一、於二渡御之時一ハ、前々無レ入二內陣一、藤波者一向不レ及二沙汰一者、略○中 今日參殿之處、殿下內內仰レ之、侍從三位申云、今夜渡御之時、內陣之儀、當時專伯被二沙汰一之、於レ然者吉田若雖レ入二內陣一、萬端從二伯中將之命一、可二沙汰一所存者、仍今朝侍從三位被レ向二伯中將亭一、被レ申二此所存一之處、承諾云々、此兩家、從前不快之處、今度如レ此和睦、於二殿下一爲二滿悅一之由、就レ中侍從三位被レ任二伯中將之下知一之儀、神妙之至云云、

〔毀譽相半書上〕水月翁より又來狀

一吉田殿御信用と申儀は、右家之例の俗事に御座候、吉田支配の神社は、西國よりは、東國多き趣に御座候處、近年平田〇篤胤江戶にて名高く、古學を唱へ、門弟多く、勢ひ盛なるに付、吉田家江戶留守居、篤胤の門人に罷成居候由、其者より京都へ申越には、何分平田を抱き込不申候ては、當時は難叶と、吉田家へ通達いたし候と相聞え申候、平田は又何から成共取付候て、神道を天下に押ひろめんとの大望故、吉田家へも取入、同家之神道をも、鈴屋〇本居宣長の古學神道に改め、此御家より弘め候はゞ、天下に行はれん事甚安しと思ふより、かた理屈は取置、吉田家之類に、まづ應じ可申心得にて、是まで吉田家を誹謗したる辨卜抄などの返答となく、打かへしたるひとりごとと申書を、四五枚かき申候、然れども吉田殿御內にても、老人抔、山崎流神道にこりかたまり候者多く、平田を信用の人計にも無之、色々內々は、もめ候趣に御座候へ共、當時古學でなければ、江戶が埒明ぬ事故、何角なしに、家老用人、旁々諸役人、まづ平田を相賴候趣に御座候、吉田家當時の學頭、松岡左內と申人は、小弟上京の頃、小庵萬葉集の會讀にも出席いたし、其頃よりの近付に御座候、未三十餘りの年齡に御座候へども、是は大分心得宜く、歌は香川景樹門人にて御座候、中頃中絕、出會不致候處、一兩年以前、山田御神領之事を書たる、神境奇談と申書を尋ね參り、右之書、何卒山田へ申遣し相調候はゞ、調與候樣之義ニ付、橋村彈正神主へ賴遣し相調申候、右等より又懇意に相成、當時は吉田へ參り候へば、小弟も相尋、京にて錦邊を通候へば、松岡も相尋くれ申候、是等は古學信仰にて、古事記傳でなければ、神道は濟ぬと申居候へども、有職者の先生、山田阿波介などは、兎角古學を信用不致候、其男伊豆は、上田百樹の門人にて、古學も仕候、何角吉田家之風は、本願寺と同樣にて、寐ても起ても、金銀をえこためたる流義ゆゑ、とんときまり不申候、此段は、篤胤も承知ながら、道を弘むるには、手行一番早かるべしとの思ひ入にて、同人は同意いたし候と相見え

申候、中々吉田家の玄ゝむさい取扱に、荷擔は致間敷候故、始終之處は如何可ㇾ有ㇾ之哉と奉ㇾ存候、最初篤胤門人之神職二三人、吉田家を背き參候事、以下は被ㇾ仰越ㇾ候趣に承り申候、何分吉田殿の御信用と申事は、古學の御信用は付たりにて、配下の社家のそむかぬやうにとの用心が第一故、富小路殿抔之思召とは、同日の論に無ㇾ御座ㇾ候、神葬之事は、京都にても、自由にて御座候、小弟も、今五六年も存命仕、金子の拾兩許もたくはへ出來仕候はゞ、本名を顯し、吉田家の墓所へ神葬にいたし候て、其時こそ、年來之妖の皮をぬぎ候つもりに御座候、玄かし是は甚密事にて、必御他言被ㇾ下間敷候、未同苗へも申聞は不ㇾ仕候、篤胤と吉田の學頭松岡へ、内々申談置申候、松岡快く受込、早速可ㇾ談處へ談置候樣子に御座候、然共、五六年は過不ㇾ申候ては、拾兩のたくはへ出來不ㇾ仕候、もし夫迄に病死仕候はゞ、無ㇾ是非ㇾ黑谷へ參り可ㇾ申候、御一笑可ㇾ被ㇾ下候、〇中略

正月十六日〇文政七年　　水月〇服部中庸

藤垣内大兄〇本居大平

〔毀譽相半書上〕平田より來書

一去春吉田殿より、彌々學師ニ被ㇾ命、上下抔引出物に賜り候、大キニ古學相弘め候手續に相成可申候間、御悦可ㇾ被ㇾ下候、猶此事は追々之樣子次第に可ㇾ申上ㇾ候、

正月十五日　　平田大角

藤垣内大人玉案下

〔吉田家改革一件文書〕從來、當家〇吉田相傳之神祇道者、皇國固有之大道ニ而、天地神明の威德を崇敬し、億然蒼生之教化を賛成し社稷を保護し、綱紀を維持するの要道ニ而、一日も不ㇾ可ㇾ廢弛ㇾ儀に候處、中古以來、外教宇內ニ遍布し、追々盛大に立至り候より、終に一種之小道と等く、神道と相唱候事、偏に外教へ對し候より起り候俗唱ニ而、慨歎に不ㇾ堪存候、就ㇾ中應仁大亂之後者、皇綱紐を解

吉川神道

き、萬民塗炭ニ墜ち、古道盡く欲湮滅之勢、先代共深令痛心、不得止事、唯一と唱へ、一時の權道を以、崩壞之人心を繫持せしめ、聊常典を萬一に存し候處、一旦天下昇平に屬し、右文之世に推移り、人々識見も相開け、殊更近年外夷來往、天下之耳目一變致し候へば、能々國體堅牢、皇道之基礎相立、所謂祭政一致之場に至り候はでは、人心の向背にも關係致し候事と愚考仕候、依而舊來之祭典禱祀之中、浸染之流弊を去り、純粹之古道に復し申度、勿論普く天下に布告し、配下神職は素より、古道執心之輩をして、於學館令講習度存候間、何卒以格外之思食、右願之條々被聞食候樣相願度候、此段宜御沙汰賴入候也、

三月二日〇慶應三年　　良義〇吉田

飛鳥井中納言殿

野宮中納言殿

右建白書、二月廿九日、近衞殿內覽相濟、卽日朝廷へ被指出、同四日勅許也、

學館名分申立之趣被聞食候、依之爲御手宛、銀千枚被下之候、精々可有盡力旨御沙汰候事、

同六日、吉田家總門西北角より押廻し、凡貳萬坪構込、棒杭打候、尤薩州神官井上信濃守、本田出羽守、前田筑前守、本田武毘古、葛城彥一等周旋之由、薩州より右學校へ三千石寄附之由、

〔吉川惟足翁傳〕吉川視吾堂惟足軒ハ、〇中略養父沒シケレバ、商業ヲステヽ、散人ト成、周公孔子ノ道ヲ學ビ、日本ノ古史ヲシタヒ、和歌ニ志深ク、時々泉南ニ赴キ、實母ノ安否ヲ問フ、享年三十四歲ニテ、慶安三年、相州鎌倉山ニ退隱シテ、本朝上古ノフミヲ見ルニ、其詞幽微ニシテ通ゼズ、先哲ノ註釋、山ノ如シト云ヘドモ、皆臆見ニシテ、牽合附會ノ說用フルニタラズ、熟按ズルニ、世ニ秘シテ相傳ノ旨アラン、其人ヲ得テ師トシ仕ント求ムル處ニ、其感應ニヤ、武江へ出ケルニ、或亭ニ、數輩集リテ雜話シケル處、其內一人ガ曰、天孫日向ノ國へ降臨ノ時、天兒屋根命輔佐セラル、夫ヨリ當今

ニ至ル、彼後胤連綿シテ、五攝家タリ、尤和國ノ道、從天兒屋根命ヨリ鎌足公マデ代々相傳ノ處ニ、入鹿ノ逆臣ヲ誅伐セントノ志アリシ時、其弟ハ勿論、子孫迄モ死亡ニ決シ玉フ、同姓ノ內、中納言伊美麻呂ハ、其器ニ叶タルニ依テ、神代ヨリノ秘旨、悉ク彼人ニ讓リ傳ヘラル、是吉田ノ祖也、夫ヨリ吉田、代々本朝ノ大道ヲ傳ヘ、歛代ノ間、適々時ニ諂ヒ、浮屠ニ斂ルモノアレドモ、虛妄ヲ授ケ、深ク眞傳ヲ秘シ唯授一人ノ密旨ニシテ、當時五十三代目、萩原ノ三位兼從卿ハ、吉田ノ嫡家ニシテ、是人ニ傳來ス、然ルニ太閤秀吉薨ジ、豐國大明神ト祭ラレシ時、東照神君ノ御旨ニテ、兼從ヲ祭主タラシム、仍采邑千石賜リシガ、豐臣氏亡ビテ後、豐國ノ神祠ヲ廢セラレシカバ、兼從モ先退隱ノ體ニテ、本稱號ヲ遷テ萩原ト呼、然ドモ連々公儀ノ御構モナク、今ニ千石ヲ領シ、諸卿ニ列スト云ヘドモ、甚老衰ニ及デ、此道當吉田ヘ傳ント欲スレドモ、幼少ニシテ不叶、殘多コト共カナト語リケル、惟足イミジク嬉シキコトニ覺シテ、急ギ鎌倉ニ歸リテ、頓テ旅ノ粧ヲ調ヘ上洛シ、大德寺ニシル人アリテ、爰ニ止宿シ、兼從卿ヘ便ランコトヲ欲スレドモ、老病ニフシテ事ノシゲキヲイトヒ、人ニマミエ給ハヌニ依テ無爲方、或日吉田ノ社ヘ詣テ、心ノ中ヲイノリ、一首ヲ詠ズ、神の道しるべ計にくれはせりあやしと人の何思ふらん、此歌ヲ兼從卿ヘ捧ゲ玉ヘ、近キ頃ニ又詣ヅベシト社人ニ顧置、歸宿シ、四五日過テ、又吉田ニ往テ、兼從卿ヘ伺公セシニ、童子ニタスケラレ、出テ相看ノ上、厚キ志ヲ感ゼラル、神代卷ノ日來ホドケザルコト共尋奉ルニ、昔ヨリ多ノ人ヲ敎ミチビタト云ヘドモ、足下ホドニ、神書ニ委クワタリ、廣ク見テ、尤サトキ生質ノ人ヲ不見ト大ニ感ジ、夫ヨリ師弟ノ交アツク、吉田ニ四十年絕テナキ神代卷ノ講談ヲ始メ、幽妙ノ意味ヲサトレ玉フ、偖講釋ノ覺案エイタリ、東ヘ歸リ、又次ノ年七月ニ參洛シテ、吉田村ノ松樂庵ト云庵室ニ宿リ、日々ニ兼從卿ノ亭ヘ赴キ、和國ノ道ヲ傳受アリ、正親町大納言實豐卿モ、惟足ノ德ヲ聞テ、友トシヨカリシ、是人ヲ始、姉小路宮小路風早ナドノ廷臣、皆惟足ニ隨ヒ、中臣祓神代卷ノ講習ヲ聞玉フ、〇中略

本朝ノ大道、相山ニカクレアル事、頼宣卿ノ御耳ニフレシカバ、惟足ニ便アルモノヲ尋ネラレケルニ、森田休音ニ命ジテ、脚力ヲシテ召給ヘドモ、未果サズ、是併彼卿ノ賢慮ノ程ヲ伺見テ、出府セントノコトナランカ、爰ニ於テ休音又命ヲ受テ書ヲ賜リ、猶々厚ク招キ給フ實ヲ傳ヘケレバ、翌日惟足相陽ヲ出デ、武江ノ御屋形ニ伺公ス、則禮ヲ厚クシテ道ヲ尋給フ、抑神道ハ本朝ノ道ニシテ、上代ハ是ヲ以テ世ヲ治メ給フカ、惟足ノ曰、シカリ、又問テ曰、社人神ヲ祟ムル所作ヲ行ヲ以テ神道ト云ヘリ、シカレバ神學ハ所作ヲ元トスルカ、惟足ノ曰、神ヲ祭リ所作ヲ行ハ、社人ノ神道ナリ、是ヲ行法ノ神道共云、天下ヲ治ルハ理學ノ神道ト申テ、全ク日用人ノ用フル所ニアリテ、畢竟武ヲハナレ義ヲ捨テ、外ニ道ナシト云コトヲ詳ニ述テ、當時ノ冥福ヲ祈リ、長生ヲ願フガ如キ、區區タル道ニアラザルコトヲ辨ジケレバ、頼宣卿甚敷御感心アリ、他日中臣祓ヲ講説セシニ、頼宣卿歎息有テ、世ノ中ニ講述スル趣ハ、皆習合妄誕ノ病ヲ遁レズ、彼祓ハ、神代ノ餘閑、天兒屋根ノ妙言、深意アルコトヲ明メ、是ヨリ益〻道ヲ尋問テ、遂ニ幽妙ノ理ニ徹シ給フ、略○中惟足又相山ヘ歸リケルガ、萬治三年七月、何トナク都ノ方頻ニ床敷、急ギ上洛シテ、萩原兼従卿先生ヘ伺公セシニ、重キ病ニカヽリ、飛檄ヲ以テ、惟足參洛ヲ催シ給フ折柄也、故ニ限ナク悦ビ、吉田満丸、時ニ八歳、萩原右衛門佐、時ニ十六歳、兩人ヲ近付、兼従世ヲ辭セバ、汝等後年惟足ニ隨ヒ、大道ヲ請ツギ、再家傳トナシ、無窮遺スベキ旨、堅ク顧命ノ遺狀、大道不殘附屬ノ證明ヲ惟足ニサヅケ、同八月十三日ニ沒セラル、惟足モ涙ナガラ送葬ヲ勤メ、神海靈社トアガメ祭テ、カクナンいとせめて今は神代の鏡ともなるらん君が影をだに見ん、事果テ東ヘ歸リケルニ、會津左中將正之朝臣ハ、忝モ台德公ノ御落胤、當時輔相ノ臣、朱子學英タル人ナリ、餘力ニハ天文暦數迄ヲ窮メ、經學ニハ山崎嘉右衛門敬義、暦道ハ澁川算哲、彼家ニ賓トシ遊ベリ、一日肥州正之朝臣、惟足ニマミエ、神道五倫ノ敎ヲ問答アリテ、是ヨリ惟足ニ從テ、吾國ノ道ヲ尊信セラレ、年ヲ重ネテ深秘共傳ヘラル、其外加賀ノ左

中將菅原綱紀朝臣、大野侍從兼若狹守源直明朝臣、堀田備中守紀正俊ヲ始、國郡ノ主多ク道ニ歸シ、吾國ノ大道漸起ラントスルユヱ、紀州中納言光貞卿ヨリ、江府京橋邊ニ莫大ノ地ヲ求メ、惟足ヲ鎌倉ヨリ遷シ居ラシメ給フ、雖有御惠誠ニ神道尊信ノ表示ナルモノカ、惜一言ノ願望モナカリシガ、漸厳有公ノ上聽ニ達シ、寛文七年七月廿八日、惟足ヲ召テ台顔ヲ拜セラレ、祿ヲ給フ、其後吉田ノ滿丸成長、侍從ニ任ジ、兼敬ト稱ス、後二位ニ叙ス道ノ返リ傳授、禁裏ヘ奏セラレシカバ、勅許アリテ、所司代牧野佐渡守親成關東ヘ言上ノ上、惟足ヲ營中ヘ召サレ、土屋但馬守數直、上意ヲ傳達シ、御暇幷御朱印傳馬ヲ被下置、同十二年正月下旬、江府ヲ立テ上京、○中略大概事畢ケレバ、又近キ年頃ニ上京シ、不殘道ヲ傳フベキヨシ約束シ、東ヘ歸リケル、重テ上洛セバ、無殘所返リ傳事終ベキヲ、大内ノ炎上等ノサハル事共アリテ、師命ヲ果サズ、一生是ヲ歎息ト云、ムナシク光陰重リテ、惟足スデニ齡カタブク故、門人諫テ曰、吉田二位殿ヘ返相傳悉ク果サント欲シ給ヘドモ、何角打過テ、早齡高ク重リ、ハカラザルコトモ出來セバ、眞傳斷絶スベキ間、息源十郎從長ヘ、悉ク附屬アランコソ、世ノ中ノ願不過之、殊ニ從長能道ニ秀デ、先生ニ替リテ門人ヲ導キ敎フ、トク附屬アルベシト頻リニ諫メケレドモ、惟足ハ故兼從卿ノ遺命ヲ果サンコトヲ欲シ、當兼敬卿ヘ附屬スベキ心底ノ外無他、○中略元祿三年五月、病ニカヽリ療養可及體ナラネバ、門人ノ歎キ互諫シケリ、流石惟足モ、非本意ト云ヘドモ、今相傳ナクンバ、眞傳永ク本朝ニ絶ナン事ヲ思ヒツヾケテ、悉ク源十郎從長ヘ傳受アリシガ、時アリテ吉田家ヘ返シ傳ヘ、我師命ヲ不果コトヲトゲヨ、此道私ニ傳フベキニアラザルヨシ遺命シテ、漸病息リケレバ、例ノ鎌倉ノ舊亭ヘ至リ心ヲ慰メ、翌年ノ春、兼テ公儀ヨリ拜受セシ、武總ノ境、北本所ノ別墅ニ赴キ、保養アリシガ、道ノ時至ラヌヲナゲキテ、神代よりふみ傳へてもはや千鳥甲斐もなぎさにひとりなくなり、ト打詠、終ニ同七年十一月十六日、七十九歲ニシテ沒ス、

〔武門諸説拾遺〕一吉川惟足事、寛文年中の頃まで、尼崎屋五郎左衛門と號し、日本橋一町目にくらしけるが、松平但馬守直良へ肴を入、其賣掛千百兩程有之故に、問屋より強く金子催促によつて、五郎左衛門其拂に難儀し、終に金の才角も不成、屋敷をもうりすてゝ、品川町市川小右衛門といふ名主の店をかり住居して、年月を送りしが、夫に就ても、夫婦渡世のくらしなりがたく、妻をば親類の方へ預置、我身は京都へ上り、まづ荻原に奉公仕り、是に暫くゐけるが、後年吉田殿の若黨になり仕へ、數年の星霜をしのぎ有之所に、今吉田殿幼少の時より、父におくれましく〱ければ、諸事萬端にいたるまで、かの五郎左衛門舊臣と談じて執行ふ、然る處に、五郎左衛門常に釋者にて、少々神道を心掛たれば、後には事面白成にしたがひ、段々精出し、其道肝要第一に心得ける、元來五郎左衛門、手跡を好み、歌道にも心をよせ、誠に町人なりしかども、其心ばへやさしきものにこそあらめとて、皆人申ける、五郎左衛門が、いかにや吉田殿家代々の神道秘書一巻を盗出し、暇を所望、則京の傍に住し、神道專廣め、名を吉川惟足と改、京近くは申すに及ばず、隣國の人々聞傳へ群集す、公家衆より不審をなし、吉田殿より奏聞あり、公儀へ訴へ、事六敷成、詮議區々にして、後漸惟足江戸へ下り、あなたこなたとしてくらしける内に、年も重り、人ごとにしるほどに、神道者なりとて、其道に立寄者も有、或は弟子に成る者もあり、よつて少々弟子みつぎ有ければ、後渡世心やすく成し所に、近來延寶の末に至り、稻葉美濃守正則、堀田筑前守正俊などの取持して、將軍宣下の時分召出され、百俵を被下候由、惟足に被仰渡ける、惟足夢のさめたる心地して、神道日增に盛なり、今京橋紺屋町の角やしきに居住せり、誠に惟足天理に叶ひて、天下の御直參になる、果報いみじき人哉と羨みける、

〔吉川視吾堂の記上〕嚴有院大君御代、寛文七年七月、視吾堂（[illegible]子）を營中に召され、月番の老中、仰渡さる趣、其方事日本の神道を一人に相傳有之由上聞に達し、奇特におぼしめされ候、此によりて此

度めし出され候云々、祝吾堂、有がたくおぼえ奉ると申て退きぬ、卽他日御目見仰付られ侍る、

常憲院大君御代、天和二年十二月廿四日切米拜領し侍る、

〔明良帶錄世職〕神道方

吉川源十郞、上古は天神地祇の古實を修て、家業とす、同職之助、同頭衆、屬吏八人、神書御改方、且また伊勢の御內宮出役、天文衆帶出役、尤屬吏は、當時他勤あり、御用達町人も多く、出役御改出來にて上京す、手附へは、三十俵持高、御役料五俵被下之、

〔神代卷惟足抄下一〕宗源神道ハ、以心爲本、故神事宗源不出一心、譬如水之有源、如有流之宗、宗ハ諸緣ノ起ル處、源ハ萬法ノ歸スル處、連綿シテ、ミナモトヽ訓ズ、是唯一也、宗ハ始源ハ終也、宗ト生ズルヤ、其終ヲ含、終トイフハ、其理全備タル處ヲ云也、源歸ルヤ、其始ヲ含、始トイフハ、収斂シテ一陽來復ス、故ニ生々シテ不止也、其所惡ヲ見レバ、輪廻ノ說ニナリ、又ハ虛無ノ心ニナル、宗源ノコト、輕々シク我口ニ不任、貞元ト云モ同事也、元ト發スルトイヘドモ、是貞ニ本ヅク、サテ又貞ニ終ル、トホク一陽來復ス、此間脗合シテ無間、循環シテ不止、

〔神道學則〕天成地定、陰陽造化、陶運轉轂、不以古今殊其態、不以遐邇易其則、而吾邦母宇宙能比其盛焉、宜矣哉神國神道之名稱、特存諸風俗也、譬諸形體、如方寸神靈統屬于全軀也、耳目於視聽、支口於言動、各致其用、施其材、莫弗總攝於此矣、斯吾大祖國常立尊所以建於天地樞紐、居於四極綱紀、而出群拔萃、跨八紘、越六合、獨擅其美矣、或曰、國常立尊造化大元之靈、而伊弉諾尊伊弉冉尊氣化人體之神、而國籍直繫之宸極命脈焉、安知其出想像臆度之見、而非杜撰孟浪之妄也、曰、在昔二尊始鑄皇極、天統丕承、一生以傳無窮、與日月同照、極天罔墜、此自非國常立尊之所統、天地精靈之所鍾、曷以得之哉、

右一則

道在天下也、無處不到、無時不然、亘古今而不變、放四海而有準、然至於造大中至誠之極、盡仁義中庸之蘊、特吾邦中臣之道爲然焉、唐虞之隆、事業雖可見、文章雖可觀、禪讓之舉、釀倫理泯絕之禍、馴致綱常淪斁之災、湯武之世、治迹雖可稱、風化雖可喜、革命之舉、造天網解紐之厄、揚地維脫結之變、邪說之魁、暴行之首孰大焉、而堯舜湯武藹然自得、驩然以爲、天地位焉、萬物育焉、後世解之爲權、尊之爲道、孔孟之明、程朱之智、狃於舊聞、牽於意見、不得爲之弗眩焉、遂至於謂仁熟義精之極、臣弑其君、父廢其子、莫往弗中庸矣、世之可駭者、豈有過於是哉、浮屠絕仁義、廢禮樂、樹其敎、彼以其害倫理綱常、斥之爲邪說、毀之爲暴行、然其要在中庸、而暨乎其所謂造中庸之極焉、則爲弑君廢子亡害其爲道、其手段雖異、及其滅彝倫、廢大典、未嘗不同也、若夫謂他禪讓革命之舉、在堯舜湯武則可矣、不然則不免我害之罪也、浮屠輩必言、接足于親首、入寂滅之域乃可矣、不然則不免亂賊之咎也、彼以之容其爲可矣哉、彼亦知害其綱常也、予則謂以入其域應其時、可其爲可、則何不可之有、要之以其遐陬荒壤偏氣方智故顚倒錯亂至于斯而已、固莫損其天地之蠹、神明之祚、猶人受病也不害其元陽、則四支瘖瘂、耳目聾盲、無損其軀命矣、故予敎學者讀六經語孟之書、則以充博覺洽聞之資、知艸木鳥獸之名、爲期、勿費力於其蘊者、爲是故也、

右二則

或曰、中庸也者、盡理義之至、窮條理之要之謂、禪讓放伐、順天應人之舉、而盡仁極義之至矣、何以國脈長短、實圖沿革論爲、曰、天地既成、日月星象、不違其行、寒暑溫凉、不後其時、草木鳥獸、不改其操、寶器一定、王子皇孫、不革其位、臣庶黎民、不失其職、萬古之前復如此、萬古之後亦如此、斯之謂中、斯之謂庸、與夫堯舜設敎之國、簒弑爲常、反覆無恥、窮廬明堂、左衽黼黻、以華變於夷而已者、不啻霄壤、腐儒以天步少屬艱險、措議其間者、莽曹之徒、而固已不容誅矣、從事於道者、淺識局量、膠柱守株、無見于斯、往々不免巫祝之陋矣、可勝嘆哉、弟令儒生釋徒異端殊道之頑、村甿野夫買販奴隸之愚、悃々欵々祈國祚之

永命、謹宗極之靖鎭者、此謂之日本魂、予所以皎々然如此其不已者、實惟日本魂之數不著也、非好辯也、學者諒諸、

右三則

〔神道學則附錄學則問答〕國常立ヨリ御血脈ヲ受ツギ給ヒテ、出サセラレタル二尊ノ建テ給ヒシ道ナルユヱニ、道ヲ神道ト云テ、トリモナホサズ國常立ノ道ナリ、其二尊ノ生ンデ、天位ヲサヅケ玉フ日神ノ御子孫ナレバ、ワケテ天君ヲ神孫ト仰ギ奉ル、神國神道神孫ト云フコト然リ、

〔吉川家神道秘訣書〕玉傳秘訣　或云、神璽傳、奉授一人故也、

夫得形而淸者無如玉、得智而明者無如人、雖然玉不磨不光、人不學不明、因茲一人磨玉明智以照四海、爲萬代之璽、故玉者爲三種神寶之要、

口傳、智明者卽鏡德也、智明則有貴賤、卽劍德也、

正德者貴和順、和順之用者惠也、惠有則心明、心明則正是非、是非裁斷、是卽劍德也、三德卽玉統、一心之德現三種之神器、以三種之德施十種之用、而一々圓滿、各々成就、畢竟止于愼矣、穴賢々々、

土金之極秘傳

妙哉道體之微也、雖設耳誠也、累年工夫畢而後、皆道體之誠味、以嘗窺神明之妙用、誠卽土味也、土有君土、金有君金、五行各然矣、渾沌未分之土氣、含牙未發、寂然不動、是卽陰極矣、靜極而又動陽、動極而亦生陰、從是生々無窮、至于今日矣、故土者萬物之母卽肉也、金者萬物之父卽骨也、骨是金矣、五行各雖雙立、以骨肉爲要、兩要亦尙以骨爲貴、所以天者爲金氣、人猶以金氣立、金氣者卽義、義者人心之要、人心無義卽等于禽獸、義是金氣、敬之用也、敬義一本、而人倫道之所立矣、

本書曰、以天地爲書籍、以日月爲證明、三國之道、各因土地之自然也、吾國者東方、而日初而出、依之晩天地陰陽之始、以君臣父子之道爲本、天竺者西方、而日沒地也、依之捨當然而貴後世、漢土者東西之

中也、故當然守二五常道一、而不レ出二乎前後一、皆是土地自然之理也、

右者吉川家神道二一事之極秘云爾、

三箇大事口授　　三箇者象二天地人一、

一高天原者卽天理　　一天津罪國津罪ハ人ニ對ス

一氣吹戶者地ニ對ス

〔吉川視吾堂の記下〕鷹司殿下、道に志おはして、先生へ見えて、中臣祓を講せしめらる、四座に讀はて給ふ、よりて殿下仰けらく、我聞中臣二字の奥秘は、攝家の任にして、さらで叶はぬ事に侍り、いかにも此を傳へまく願ひ侍るとなん、先生曰、おもき相傳に侍れど、御當職の事に侍れば、御庭にまたがひ侍るべしとて、他日二字の奥秘つたへおはしぬ、翌日殿下、家司廣庭中務少輔を、先生の旅店へまたし、白銀樽肴おもきいやをなして曰、中古以來、中臣の傳すたりぬ、吾當職に居て、其任をしらず、今度汝にあふて、此を傳へうけ、家を興隆し侍る、心の悅び、何事かこれにまかしかし、みづから往て禮をのべまくほしみぬれど、當職の地下へ往て、いやをなせる例なければ、心に任せすやみぬ、此よしを我によく聞えよとおほせ侍るといふ、

〔秦山集四〕視吾每曰、神籬磐境傳授之人、許二靈社號一、生前祭二吾魂一、始予信レ之、後汎觀レ之、視吾許二靈社號一之人不レ知レ幾レ人、而其間多不知不學之人、予因扣二之京家一、京家一二轉其說一曰、靈社猶レ言二魂家一也、人皆可三以名二之也、夫靈社號固疑、而施二之凡愚无賴輩一、尤爲レ无レ謂也、噫神道之衰一至レ此矣、

〔吉川視吾堂の記下〕油小路亞相歸京して、彼赴（〇惟足ヨリ神道返傳授シタキ趣）を吉田兩家へ告、兩家悅びほとばしりて、共にことを議り、返傳授の願ひを奏聞有しに、則勅許ありて、傳奏より諸司代牧野佐渡守へ宣渡さる、それより關東へ聞えあげられ侍る、よりて營中へ先生を召され、土屋但馬守、京都へまかりこし、吉田へ神道返り傳授とぐべき上意のみことのりあり、かしこみうけ給はりぬ、卽

垂加神道

傳馬等をたまはり、上京おはしぬ、○中略寛文十二子年正月廿五日、先生江府を出で都へ登り給ふ、同二月六日京著有ぬ、○中略一日先生、むかし吉田へかよひしことを思ひ出で、讀て拾遺○吉田家敎へかくなん、むかしへやおぞろが本をふみ分てとひこし道を又とはれぬる、拾遺さもこそと感賞ありぬ、口決にいたりては、拾遺のみに傳へられし、于時金吾○萩原員従油亞相を以て、先生へ謂らく、大切の深秘は、我望むべきに非ず、一往の口決は、此度拾遺と共につたへまくほしみ侍る、ひたすらに此こと願ひに侍るとなん、先生曰、靈社遺言に、口決相傳は、吉田一人に傳ふべし、員従も、我稱號を殘し置侍れば、みちびき敎へて、神代卷一すぢの講義をとげぬる程にはおはしたてまくほしく思ひ侍る、口決のことは、なゆるしそ、子孫にいたり、紛ることありて、家々一つに別るものなりと有し、

〔吉川視吾堂の記上〕寛文元年、會津左中將正之卿、先生にまみえむことを乞給ふ、ゆるして往てまみゆ、正之卿問て曰、政道よく衆民の情を得、四海安靜に治まる事、神明治世の要領きかまくほりす、先生答て曰、國を治るは、先己を正うして私なく、仁惠を施して民を安じ、閑事を好て下情を知る、天照大神治世給ふ所、此三を出ず、○中略正之卿、甚感賞おはしぬ、翌日使をまだして、白銀肴を饋りて、禮を厚うし誠を顯し給ふ、是よりさき臣服都安休をして、先生に師としつかへしむ、

〔垂加文集下二〕山崎家譜

寛文八年春二月廿一日庚寅東遊、秋八月五日壬申歸、經過參宮、九年秋九月十二日壬寅東遊、經過參宮、受中臣祓于大宮司精長、多聞十月二十五日乙卯歸、○中略十一年秋八月十八日丙申東遊、多聞吉田神道之傳、十一月二十二日庚午冬至、蒙垂加靈社之號、吉川惟足書之、自賛曰、

神垂祈禱、冥加正直、我願守之、終身勿忒、

〔垂加草一〕垂加社語

神垂以祈禱爲先、冥加以正直爲本、此神託出鎭座傳記、寶基本記、倭姬世記、嘉自贊、神垂祈禱、冥加
正直、我願守之、終身勿忒、
〔垂加文集下二〕山崎家譜
父君曰、先君性正直、有武志、自少持古筆三社託宣一幅、深護之、朝夕誦之、將拜實、必盥漱著道服袴掛
之、吾等幼時、或觸之則叱之、吾亦依先君命、自少誦之、乃賜其古筆于嘉焉、
〔秦山集二〕垂加初不信神道、大有貶斥、嘗聞土津臣有服部安休者、視吾門人也、於土津前、與垂加爭論
太極、垂加曰、子所言陰陽太極也、非眞太極也、安休乃訴告土津家老中、與垂加剋日論終此事、大有辨
難、垂加於是粗悟神道之不可輕、歸與出口延佳講習、翌年復適東武、與土津及安休等會、講以伊勢流、
土津告以卜部說、令學於視吾、然其實土津之所傳居多、後對信守〇出口氏言卜部之說有可取、信守大怒
遂有隙、又對視吾言伊勢之傳不可廢、視吾亦大怒遂有郤、視吾晚年對兼連者、有芥蔕不還傳神籬磐
境、垂加使予〇谷重遠再三懇諫、而視吾不聽從、是又交情益疎矣、
〔先哲叢談三〕山崎嘉、字敬義、小字嘉右衞門、號闇齋、又號垂加、平安人、
闇齋學初專祖濂洛、及晚從吉川惟足者、學本邦所謂神道、遂立一家言、此道爲中興祖、其言曰、伊弉諾
尊、伊弉冉尊、順陰陽之理、正彝倫之始、嗣之天照大神、以三種神器治海內、夫神者天地之心、人者天下
之神物、蓋天人唯一、而其道之要、在土金之敎而已、土卽敬也、土與敬、倭訓相通、而天地之所以位、陰陽
之所以行、人道之所以立、皆出自此、乃合之居敬窮理之說曰、神聖之出于世、東西雖異處、其旨自抄契
矣、
〔秦山集一〕垂加翁受中臣祓於伊勢大宮司精長、然未得許可、不能傳人、筆之風水抄、爲箱傳授、予受於
內宮中川經晃、垂加嘗語予曰、子與天下人交者也、百家之傳、諸社之密、隨聞隨記、後好相證驗、今垂加
門人、不欲聞他人之說、豈與吾所聞異邪、

〔神風重波草序〕垂加靈社、得此書於伊勢之神官、受其秘傳、考之發明之以示門人、焉門人出雲地信直丈傳竹下青山、予○荒木田末壽亦受青山之傳、且有漏竹下氏之傳者、求得同門之筆記、推明之示門人、故雖欲著註解以致其傳之一定、而無餘力、未成歷年月矣、玆門人新松氏源忠圖著註解、

〔神道初傳口授〕垂加靈社ハ、山崎敬義先生ノコト也、會津故左中將正之卿ノ賓師ニテ、伊勢流ノ神道ヲ、正之卿ヘ傳ヘ給フ、正之卿ハ、之ヨリ吉田卜部ノ傳ヘ、神籬磐坂ノ極秘マデヲ、吉川惟足翁ヲ使ニテ、吉田兼連卿ヨリ許サレ給フ、其傳ヘヲ又正之卿、惟足翁ヨリシテ、垂加翁ヘ傳ヘ給ヒ、伊勢吉田合セテ大成シ給フ、正之卿ハ、土津明神ト祭リ、會津ニ御宮アリ、垂加社ハ、京ノ下御靈社內ニ祭奉ル、

〔秦山集一〕伊勢流、日本紀無口傳、只談字面耳、垂加後聞卜部之說、擧其傑者訂之信守、信守反覆立不聽、又擧伊勢之明說質之吉川惟足、惟足亦艴然、各自贊而不聞他人之說、是其弊也久矣、垂加社之神道、大勝於諸說者无他、无偏主也、忌部流聞之石手帶刀、卜部流聞之視吾、復質之土津、伊勢流聞之信守及大宮司精長、加茂說聞之梨木、集諸家之秘、如此、實千金之委也、嘗亦示予以通聞諸家之說、內宮之說又畢、外宮不訂之、垂加爲可恨也、去々年、上鴨梅辻、爲葵祭公事下向武江、訪予盧亭、予因扣聞其傳來之一二、又異於梨木、而有味亦多、

〔秦山集二〕垂加翁學于出口信守、交情尤厚、出示信守手書、余見之屢矣、然自垂加言卜部說可取、信守意不平、交漸不如前、頃年鵜飼眞昌語余曰、垂加大詐人也、嘗言與信守交善、近年水戶殿遣使者謁信守、使者語次問信守以垂加事、信守曰、未嘗面、以此知垂加之詐矣、余力辨之、然傍有證人、不能折服之、且任他耳、又視吾許垂加以社號、凡天下之所知、然視吾言未嘗授奥秘、余親聞之兩次、以告垂加、是亦怒垂加言伊勢之說可采也、吁我道之衰也孰尤、

〔神代卷鹽土傳一〕神道の字も、初て三十七代孝德天皇紀曰、惟神者、謂隨神道、亦自有神道也云々、神

ながらとは、卽天皇を申奉る也、詔書式に、明神御宇日本天皇云云、是蕃客に對へての宣命の辭にして、今日卽明神の御世なり、直に天皇は神にてわたらせ給ふ也、萬葉集の歌に、皇は神にしませば天雲の雷の上に庵するかも、又、皇は神にて坐せば波立る荒山中を海にするかも、とよめり、其外もおり、神の道のまことは、天の下を治め給ふ御しわざは、只神代より有こしまに〱物し給ひて、聊もさかしらを加へ給ふことなくなし給ふをいふ、しか神代のまに〱、大らかにしろしめせば、神の道は、たゞひて他に求むべき事なきを、自ら神の道有といふなり、神は卽天皇なれば、神の道とは、天皇の道也、おだし國の學びするやつこらが、所謂王道也、先王の道也、そを二途に思へるは我意也、

抑神の道は、天人唯一也、神皇一體也、祭政一致也、神孫神臣繼々承々、天神地祇、崇敬神化、以布敎令、故謂之神道也、

〔風葉集 一〕翁〈○山崎嘉〉曰、我神道四焉、造化氣化身化心化、造化心化無形也、氣化身化有體也、此學神代者、所當知也、又曰、天神七代者、造化之神、地神五代者、身化之神、伊弉諾尊伊弉冉尊者、兼造化氣化之神號、卜部未生之伊弉諾伊弉冉、已生之伊弉諾伊弉冉之說、正謂之也、未生則天之陰陽造化之神、已生則人之男女氣化之神、二尊生國土山海草木、而生天照大神、此天地唯一之道也、

翁謂、道貫天人、是謂唯一矣、謂不混儒佛、爲唯一者甚非也、雖以外國之說、是爲習合、非唯謂混佛說也、

〔玉籤集 一〕四化之傳

忌部口訣、所謂乾道獨化者、狀如無而有、猶天養萬物之神也、此之由也、水火之神各奉一尊號、分陰陽之由也、木金土神各奉二尊號、分陽中陰陰中之陽之由也、六代者、造化之神也、第七代伊弉諾尊伊弉冉尊、兼造化氣化之神也、造化者無形也、氣化者有形也、地神五代者、身化之神、有形也、以伊弉諾尊伊弉冉尊、交結造化人事、以開示天人唯一之道、卜部口傳所云、未生之伊弉諾伊弉冉尊、〈天生陰陽〉之已生之

伊弉諾伊弉冉尊、（地皇之陰陽）此之由也、伊弉諾伊弉冉尊共議曰、吾已生大八洲國及山川草木、（以人事語造化）何不生天下之主者歟、於是共生日神、次生月神、次素盞嗚尊、此二尊之身化也、（以日月語土金）手持鏡化生之日神月讀尊、廻首顧眄之間化神之素盞嗚尊、此皆伊弉諾尊之心化也、（伊勢書、并伊弉冉尊言之、口傳有之、）此外二尊、或一尊化生之子有造化之神、有心化之神、皆無形之神也、高皇産靈尊、神皇産靈尊、天坐者造化之神也、（神代卷曰、高天原所生神名曰天御中主尊、次高皇産靈尊、次神皇産靈尊、）地坐者氣化之神、（古語拾遺曰、天地剖判之初、天中所生之神名曰天御中主神、其子有三男、長男高皇産靈神、次津速産靈神、次神皇産靈神、）此我國四品之秘傳、異邦之所不曾聞也、

正英問、四化之傳ヲ得テ、此例ヲ以、神代卷及外ノ神書ヲモ窺ヒミルベシ、不然バ文義通ジ難シ、

又問、造化之神ハ、天地陰陽日月山川草木ノ神ノ類、氣化之神ハ、最初一箇ノ人、無種而天地ノ氣ヨリ自然ト生ジ出ルヲ云、身化神ハ、（形化トモ云フ）一個ノ人生ジ來テ後、生々不窮ヲ云、心化之神トハ、神人之心事ニ感ジテ疑、其靈ニ尊號ヲ奉リ封ジタルヲ云、故ニ無形也、四化之義最モ是也、

〔玉籤集一〕天人唯一之傳

垂加靈社曰、唯一之神道ト云事ハ、異邦ノ敎ヲ習合セザル耳ヲ云ニ非ズ、天人唯一之道ト云名目ナリ、天地ト人ト、全ク一ト云事也、神代卷ニ見エタル如ク、造化ヲ以テ人事ヲ示シ、人事ヲ以テ造化ヲ說ク、五山祇ヲ以テ人ノ體トシ、人體ヲ以テ五行ヲ說ク、土金ヲ以テ敬ヲ示ス類、皆此天人唯一之神道也、大織冠云、吾唯一神道者、以天地爲書籍、以日月爲證明云々、天人唯一之道ニ通達セザレバ、神妙不測之境ニ至ル事ナシ、

〔玉籤集二〕土金之傳

土ノ訓ハツヾマル、イツヽ、金ノ訓ハ、カネル、ネル、此古來ヨリノ訓傳也、土有バ必金アリ、金ハ土ニ發テアル也、土金ハ相離レヌ物也、土シマレバ金ヲ生ズ、金ニ非レバ土シマラズ、土シマリタル、コレヲツヽシミト云、人體ハ土ナリ、人體ヲツヽシメバ金生ズ、土金ニ非レバ人全カラズ、嘉

謂面足尊惶根尊土神也、面足者、人體具足也、惶云加志古、賢字ノ訓、而書惶字者、示敬者賢之爲根也、伊弉諾尊伊弉冉尊者、面足惶根尊之子也、故常盤連曰、人得敬而生焉、敬云土地之味、云土地之務、五者土也、口訣云、伊苑津者土也、伊弉諾尊斬軻遇突智命爲五段、此各化成五山祇、此火生土、而土爲五之言本矣、〇中略

正英聞、口傳云、軻遇突智爲五段、五ハ土ノ數也、首身中手腰足ト、人體ヲ以テ說、此天人唯一ニシテ、人ノ體ヲ土ト見ル證文也、又聞磤馭盧嶋ハ自ラ凝嶋也、嶋ノ訓ハシマル也、此レ土ハコリシマル義也、土シマレバ金生ズ、土金全クシテ堅固也、故ニ國中御柱ト云、柱ノ訓ハ、ハシラズ也、不動ノ義也、心柱忌柱皆一也、人身ヲツヽシメバ心存ス、ツヽシマザレバ放心ス、故ニ敬ミヲ主トス、ツヽシミハマコト也、心マコトニシテアマキ也、土ノ味也、イツハリハ、五ツワルヽ也、土シマラザル說也、無道(アヂキナシ)ト云ハ、ムマカラザル義也、又金ズギテ外ニアラハルレバ物ヲ害ス、劒モ精ニ納ムレバ身ノ守リトナル、又ヌキ放テバ物ヲヤブル、素戔嗚尊ハ、金スギ給フ故ニ、勇悍ニシテ殘ヒ傷リ給フ、又金ナケレバ土シマラズ、柔弱ニシテ蛭兒ノ如シ、土金全備シテ、身心ヲ修メ守ルベシ、又聞土地ノ味ハ道體也、土地ノ務ハ受用也、靈社文字ヲ鎭テ、此ヲ示シ給フト、又金ノ訓ハ、根ノ義、寢ノ義モ相叶フ也、

〔玉籤集五〕日之少宮傳

日之少宮者、造化ニテハ丑寅ノ方ヲ云、日ノ出ル方也、是一晝夜之始終也、少宮トハ始之義也、神靈留ル處也、少宮ト云ハ、若キハ物ノ始ナリ、始ニ歸ル義也、生死始終一也、火ハ火藏也、日ナリ、神明之舍也、乃日少宮也、神祠ヲ保古良ト云、火藏也、故日少宮ノ義ニ同ジ、故日少宮ハ神道始終ノ本體也、依之神道ノ葬禮ハ、遷宮ノ義ニ同ジ、此秘傳也、臣下萬民ハ、日少宮ノ名目ハ憚ルベキコトナリ、

正英聞、日ノ少宮トハ、一晝夜ノ堺ヲ云、日ノ出ントシテ未生處ヲ云、一氣動キ始ル處ニシテ、又

終ル處也、動キ始ルハ生也、動キ息ハ死也、其始終ノ處ヲ指テ、此ヲ日ノ少宮ト云也、凡萬物皆始終有リ、氣ハ動靜有リ、太元之靈ハ生ズル始モ无ク、又滅スル終モ无ク、然モ萬物萬化、皆此太元之神靈ヨリ不出ト云事无、所謂留於日少宮ト、爰ニ止ル事ヲ云、正英稱ニ謂ク、今日靜ニ心ヲ鎭メテ、未見未聞未言シテ、混沌之始ヲ守リ、寂然不動ナル時ノ未發ノ生ナルモノ、是則天地之根元、太元ノ心、天御中主尊ノ中主ナリ、心ノ臟、其中虛ニシテ、神靈ノ留ル處、生玉是也、心ハ身全體ニ充滿タリ、是ヲ足玉ト云也、其明ナル事鏡ノ如ク、其嚴成ルコト劒ノ如シ、天地萬物、理悉ク具ハレリ、故不知ト云コト无シ、神社ヲヤシロト云ハ、八知ノ義ニテ、此由也、萬物此處ヨリ出ル也、應物感通シテ、然モ无迹、妙用不測ナル者也、所謂日少宮ハ、神道始終之本體者是也、以祓齋染ノ穢惡ヲ除キ、土金ノ功夫ヲ以、此地ニ至ルベキコトニコソ、

〔續垂加文集下〕吉田
吉田宮裏自嚴然、千木嵯兮鰹木連、怪殺衆俱迷兩部、比來習合亂神扆

〔俗神道大意四〕扨マヅ垂加流ノ說ニ、我國ノ神道ハ、天照大御神ノ御建ナサレテ、人ヲ敎ヘ天下國家ヲ治メ給フノ道デ、猿田彥ノ神ノ導キ給ヘル道ヂヤト申スガ此ハケシカラヌ牽强附會ノコトヂヤ、ナゼト申スニ、猿田彥ノ神ハ、皇美麻命ノ御天降ノ時ニ、御出迎ナサレテ、御啓行ヲコソナサレタレドモ、世ノ人ノ行フベキ道ヲ御敎ヘナサレタト申スコトハ、古書ニカツテ跡形モナキ妄說ヂヤ、コリヤ何ノコトモナク、神代紀ヲ、敎訓ノ書ニ說成サウトスル心カラ思ヒ付テ、皇美麻命ノ御導キヲナサレタト云所ヘ緣(スガ)ツテ、コジツケタ物ヂヤ、扨又猿田彥ノ神ハ、正クハサダビコト申ス御名ナルヲ、俗ニハサルダヒコト云、コノ猿ト云フ處カラ思付キ、其前ヨリ有タル兩部神道ノ、カノ胎藏界ノ佛理ヲ取合セテ、見ザル聞カザル言ザルトカイフ圖ナドヲ畫キ、混沌傳トカイフ傳授ゴトナドヲ術ヘ、又ソレヲ廣メテ、其見ズキカズイハヌ所ガ、卽チツヽシミヂヤト云テ

漢國ノ宋ノ代ノ、朱熹ト云フ儒者ガ云ヒ張タル、敬ト云コトヲ取合セ、土金ノ傳、マタ僞愼ノ傳ナド云、ヲカシナコトヲ拵ヘナンドモシテ、イツハリハ五ツニワレルト云コトデ、金デヤノ、又ツヽシミハ土金デ、土トルト云コトヂヤナド云ヂヤ、但シカヤウノ牽强附會ヲイタシテ、神ノ道神ノ敎ト僞ツタノモ、實ハ不便ナワケモアル、夫ハ元來カノ輩モ、御國ヲ厚ク思フ心ガサスガニ有テ、世ノ儒者ナドノ、御國ヲアシク云ヒナシ、敎ノ道ガ無ツタナドヽトカク卑メル故ニ、夫ヲクヤシク思フ心カラシテ、天竺ニハ佛ノ敎アリ、漢ニハ儒者ノ謂ユル聖人ノ敎ガ有テ、唯ワガ國バカリガ敎ノ道ノナイト云コトヲ恥カシク思ヒ、ソコデカヤウノ牽强附會ヲシテ、敎ノ道ヲ云ヒ出シタ物デ、コレガ抑萬ノ心得違ヒ、牽强附會ノ仍テ來ルノ本ヂヤガ、元來敎ト云モノハ、惡事ヲスル者ガアルニ依テ立タ物デ、實ハ敎ノ有ノハ國ノ恥デ、御國ノ古ヘハ、自ラ君オヤニ忠孝ヤカニ有テ、敎ヘダテヲセズトモスンダ物ヂヤ、彼ノ古人ノ神學者タチガ、コヽノ處ニ心付ンデ、ソウデモナイコトヲ夫ニ取ナシ云タノハ、コリヤ誤リデ、猶コノコトハ、儒道ノ演說ヲイタス砌ニ、具ニ申スツモリヂヤ、若シヒテ神學者流ノ云如ク、天照大御神、コト更ニ敎ノ道ヲ御立アソバレタトノコトナラバ是ハ輕カラヌ大切ノコトユヱ、古書古傳說ニ、必明カニ其事ヲ載置レ子バナラヌコトヂヤガ、曾テ以テ敎ノ道ヲ御作リナサレタト申スコトハ相見エヌ、後世妄作ノ神道ガ出來テ後ノ、雜書家傳ノ類ナドニ、道々シキコトノ記シアルハ、一向トルニ足ラヌコトドモヂヤ、

〔俗神道大意四〕垂加流ノ神道者ノスルコトニ、安坐巡行ト云コトガアル、コレモ佛家ノ眞似ヂヤ、一體禪家ノ方デ、結跏趺坐、不動ニシテ心ヲ靜メ、觀念スルヲ坐禪ト申ス、儒家デモ、朱子ノ學風ヲ傳フル者ハ、致敬靜坐ト申テ、此坐禪ノマ子ヲイタスガ、此ハ禪家ノ眞似ヂヤ、孔子ハソンナコトハセヌト云テ詰リ問ヘバ、孝經ニアル、仲尼閒居ノ文ナドヲ引テ陳ズルケレドモ、孝經ハ後世ノ僞書デ、其上閒居ト云コトハ、只ヒマデ居タト云コトヲ申タ物デ、坐禪ノコトデハナイ、夫故ニ曾

子ヲ呼カケテ咄シヲシタ物ヂヤ、朱子學者ノ云ヤウニ、誠ノ坐禪ナラバ、咄シハセヌ筈ノコトヂヤ、夫ハソレニシテモ、垂加流ノ安坐ハ、朱子ノ靜坐カラ思ヒ付タ物デ、則禪家ノ坐禪ノマヽニ相違ナク、只坐禪ヲ、朱子ハ靜坐ト名ヲカヘ、垂加ハ靜坐ヲ安坐ト名ヲ替タブンノコトデ、先ニ申ス如ク、心ヲシヅメ神道ノ安心ヲ練ルノ修行ヂヤ、上古ノ諸神タチ、安坐ナド云コトヲナサレタル趣キハ、古書ニ曾テ見モ聞モ及バヌコトヂヤ、心ハ活物デ、人間息ノ有ラン限リハ動クガ當リマヘデ、夫ガ動カネバ、今日人事ヲ行フコトモ出來ハ致サヌ、但シ心ガモシ邪サマノ惡キコトニ動キモ移リモ致スナラバ、夫ハ其時ニ臨ンデ鎭メサヘイタセバ、宜イコトヂヤ、又遶行ト云コトヲ致スノハ、右ノ安坐ヲ久シク行フ時ハ、却テ心ヲ苦シムル故ニ、時々立テ、左遶リニ回テ、マタ安坐ヲ致スヂヤ、此ハ土計(トケイ)ト申テ、板ニ小キ穴ヲアケテ、其上ニ砂ヲモリ、其下ニ鉢ヲ置テ、漏落ル砂ヲウケ、ソノ砂ノ板ノ上ヨリ漏レ盡ルヲ度ト致シテ、其砂ノ多少ハワガ好キ次第ニ致スコトデ、此ハ佛家ノ行道ト云ワザヲマヽテ、我ガ神道ニ、イザナギイザナミ二柱ノ神ノ、天ノ御柱ヲ御回リナサレタルコトナドヲ加味シタ物ヂヤ、江戸淺草ニ住デ居タ、神道者橘三喜ト云者ハ、明和安永ノ頃マデ居タ男デ、ヨク此安坐ノ修行ガ出來テ、鼻先ニ紙ヲ糊ブケニシテ、息ヲツメ氣ヲ守リ、後ニハ其紙ガ少シモ動カヌヤウニ成タト申スコトヂヤ、又觀神悟道ト云コトモ、垂加流ノ神道ニアルガ、此モ佛家ノ觀法悟道ト云ノマヽデ、此等ガ諸流ノ神道ニ、ソノ行事器物神前ノカザリ等、大カタ古ヘニカナハズ、見テ眉ヲ顰メ、聞テ耳ヲ塞グヤウナコトバカリ多ク有テ、十日ヤ二十日ニ申シ盡サレヌコト故ニ、マヅコレ限リニ致ソウ、

〔泰山集一〕神道我國之道、學者所當切要講究、往古我國、以神道治天下、不雜他道數千歲、國家乂安、中古儒佛二教入于我國、學者耽彼廣大精妙之說、忘我質朴簡淡之味、二教滿國、神道如無、偶說之者雜儒混佛、和泥合水、無若我垂加社焉、何者、垂加無偏私、扣諸家之奧秘、集而大成也、然門人弟子傳且或

以神道為邪說、以垂加為偏見、是誠數仞之牆也、

〔先哲叢談三〕山崎嘉

闇齋學大行于世、前後執贄者六千餘人、及其奉神道高第弟子佐藤直方、淺見絅齋、其餘反之者亦甚多、

〔垂加文集中一〕土津(ハニツ)靈神碑

土津者、東照大權現之孫、源中將之靈號也、靈神諱正之、小字幸松、台德院秀忠公之子、大猷院家光公之弟、而大將軍家綱公之叔父、母神尾氏、慶長十六年辛亥夏五月七日、生於江府焉、○中略靈神、性剛正、而和淳、自幼讀書、不惑年始讀小學、知大學之基、○中略日本神代卷中臣祓者、我道傳授之書也、靈神學之、得吉田家之道、遡五十鈴川之流、神武向日之畏、應神秘道之敬、奉持而著之心胸之間、實弓兵政所崇道蓋敬天皇以後一人耳、○中略因言事代主命本朝泰伯也、又常稱明道愧視民如傷四字、愛范文成先憂後樂之語、使侍吏讀和漢歷代之書、察治亂之機、興亡之迹、考諸地宜、質諸時義、編二程治敎錄、以寓乎其意焉、○中略戊申之歲、○寬文八年著家訓、明年再乞致仕、台許令正經襲封、六十一蒙土津靈社之號、壬子之夏○寬文十二年行于會津、卜壽藏於磐梯南麓見禰山、詠和歌以賦其事、蓋仁以為己任、生無所息、望墳則知所息者歟、夫我神國傳來、唯一宗源之道、在乎土金、而土即敬也、蓋土與敬倭訓相通、而天地之所以位、陰陽之所以行、人道之所以立、其妙旨備于此訓、靈神達乎此、靈號良有以矣、是冬歸府、病臥於城南箕田邸、公使國老數來、十二月十八日終於正寢、臨終不異平生、惟仁義之言、而安然氣絕、壽六十有二歲也、○中略

山崎嘉謹撰

〔土津神公言行錄〕神君○保科正之御晩年に被為及、本朝古來より傳り來たる處の神道を深く御信仰被成、遂に卜部家に傳る所の奧秘極意までを御發明被成たり、

安家神道

〔春海先生傳〕先生、諱都翁、字春海、號土守靈社、小名六藏、假名助左衛門、姓源、稱澁川氏、其先九郎滿安、後賜滿貞、澁美守義家十代之後胤也、領河州澁川郡、因以爲氏、事將軍足利義滿、而爲執事、頗有恩寵、其孫隱岐守光重領播州安井鄕、因又稱安井氏、其子重顯、返舊領、又稱澁川氏、是以安井澁川兩氏爲家號、自此子孫世住於河州、以澁川郡爲己有、重顯弟曰光永、光永五世之孫曰次吉、名算哲、稱安井氏、是先生之父也、〇中略寬永十六年己卯、時百十代明正帝、將軍家光公、閏十一月三日丙戌、生先生于四條室町之亭舍、〇中略先生在京日、講師會友、講經書論義理、無少倦、且達算數之道、而兼悉曆術之學、遂通天文之理、始師山崎氏闇齋、學神道、多所發明、闇齋甚嘉之、又奇之、授以神敎之奧秘及秘書、先生志於神道也尙矣、初嘗思生日神之闡而不能日神之敎、嘗知予而無父臣而嘗君也、一日府君語以下懷足公以天地一書賜、以日月爲鏡明之器、靈社開之、乍然起曰、授予予天學神道之秘也、自是金鎚強精成大功云、後、謁陰陽頭安倍泰福、傳三種神寶、又謁正親町藤公通卿、傳三種十種神寶神籬磐境等、且三尊之兵法、又至其外忌部卜部吉田伊勢及諸家之秘說、莫不悉窮盡、先生於是能所含同諸家之傳說等、以天地貫之以兵甲、而遂建其道、兼其敎、故其言皆莫不一歸於活潑潑地也、靈社嘗謂神道立天文道、安倍姓之流、垂加所學、雖見所嘗傳、本諸家所聞爲表、有職所傳爲羽翼云々、又謂精有職、是職原、

〔秦山集一〕三種內、一種早相傳矣、垂加卒前五日許、以二種傳梨木大山兩氏、因以傳語公通卿與出雲路氏、植田玄節、及予一種傳之、後遊行他國、故垂加沒翌年、公通卿以垂加之遺意、傳兩人二種、然予未及熟傳、又明年改曆之時、始詳傳之、中臣內外宮之說有小異、稍々訂之、京家皆不聽、惜哉、

〔秦山集一〕重遠曰、予學神學於澁川先生及荒木田經晃神主、其有關于神代卷中臣祓者既注之、

〔秦山集五〕昔者諸家皆神道也、中古儒佛二敎渡頁、而後猶傳神道者吉田安部也、白川起于近代、藤波伊勢神主一流耳、能傳上古之風、深知王者之天業者、莫如安家、雖吉田不及也、諸家不知此、只爲卜筮祈禱之家可恨也、

〔秦山集六〕安家神道、昔自卜部傳來、近世後陽成帝勅、傳泰福卿祖父泰重卿、然本多習合、垂加正之、經見說余告之、

富士講

〔秦山集二〕余問安倍卿、神籬磐境相傳之人有社號不、然則不爲靈社、然否、泰福卿曰、上古皆有社號、中古以來無之、適從時宜、則今無社號可也、然有志神道者、經二代可有贈社號歟、此與兼連卿之說大概同、但上古皆有社號之謂、宜更詳之、

〔古史傳三十一〕玄道云、世に富士講とて、暑季兩月が間に、富士山に登る講社ありて、輓近殊に廣く流行る、此講社の起れる緣由、また今日までに傳はり來しありさまを尋ぬるに、天文年間、肥前の國長崎に、長谷川左近久光といふ人有り、此人應仁以來、國亂れ民苦めるを見て深く歎き、いかで再治平る世に挽回さばやと思ひ亘れど、人の力の及ぶべきならねば、難行を修して、神明の冥助を祈らむと思ひ立けり、されども身體脆弱く、病さへ多かりければ、それも心に任せず、此上は一人の男子を設けて、此志を遂しめばやと、明暮神に請ひ申しけるに、其妻の夢に、北辰胎に宿ると見て懷姙り、天文十年辛丑の正月十五日に男子を生みつ、幼名を竹松といひ、後に左近と改め、晩年に至り、角行眞人東覺と名のりて、富士講社の開祖となれるは此子なりけり、父母いたく歡び、童のほどより何くれと敎へ導き、彼大願を讓り負せけるに、角行の性質孝心深く、專ら父の心を遵奉り、永祿元年に、十八歲にて家を辭で、まづ東國に赴き、常陸國新治郡土浦の旭臺にて、朝日の豐榮昇を拜み、天下の泰平に立回らむことを默禱り、それより四方に周遊りて、名山大水神佛の靈場などを拜禮み、終に富士山に登り、嶽巔中道人穴八湖、すべて到る處に、種々の苦行を修し、天正三年に長崎に歸省しければ、父母の歡喜大かたならず、翌年父母とも引續きて物故りければ、角行は喪を終りて、尙殘れる國々を拜み巡らむと、再長崎を立出で、越前の國に行けるが、山中にて盜賊齋藤助盛と云者に出逢ひ、それが痼疾たる癲癇の病を、祈禱の力にて平癒しめたる上、これを敎諭して良心にかへり、弟子とならしめ、大法といふ名を與へて、隨從者とぞしたりける、かくて下野國二荒山の湖水にて、又難行を修する際に、宇都宮の人、黑野運平と云が、靈しき夢の告により

て、性來の理なりしも、物言ことを得るやうに成にければ、これはた深く角行を信仰て弟子となりぬ、日珥と稱は是なりけり、斯くて後師弟三人相携ひて、又富士山に入り、天下の泰平に復むことを此山の神に願奉り、明け暮れ撓み怠ること無く、あまたの歳月を經たり、さる程に元龜天正の頃となり、織田豐臣の兩公に追次ぎて、德川公世に出られ、天下はじめてめでたく治りにければ、角行は祈禱の功驗空からずして、遂に父母の大願を成就せしめたる事を歡び、且皇國は萬國の宗國にして、富士は地球の鎭守たる旨をも覺知り、天地之始め國土之柱、天下參國治、大行之本也といへる數言を遺し、正保三年丙戌の六月三日、人穴の中に歸幽せり、行年百六歳なりき、其道統は、日珥珥心月行と相續ぎ、元祿享保の頃となりて、村上光淸といへるが派と、伊藤食行といへるが派と二つに分れ、此二派更に數派に分れ、日にそひて盛大となり、俗に富士の八百八講と呼べり、一派每に先達と稱者ありて、いづれも修驗者に擬し、白衣を著、鈴を振り、呪文陀羅尼やうの物を誦しつゝ、富士に登山す、又災厄疾病等に惱める者、祈禱を此徒に乞へば、社友集合ひて焚上防ぎ、摘みなど云ふ修法を行ひ、丹誠を凝して祈るまゝに、まゝ效驗を見ることあり、光淸は江戶の人にて、衆庶の信仰を受け、且諸侯の代參を爲て、威權を振ひしかば、其派殊に盛なり、食行は伊勢の人なるが、江戶に來りて、彼異人より四世の師傳を相承し、家業を勤營む餘暇には、知識の門を敲て妙なる旨を悟了了、別に一の家風を立て、四民同等の原理を說き、遊民を曉しめて、各其業につかしめ、儉素勉勵の敎風を布けり、齡の末に、敎旨を十歳の末女なる花子と云るに傳て、自富士の烏帽子巖に籠り、享保十八年癸丑の七月十七日に瞑目ぬ、それより此派も亦いたく行れしが、食行の遺傳は、花子より花形浪江といふ人に授て、其家名をも繼しめければ、此人俗稱を伊藤伊兵衞、號を參行と稱して、亦敎義の眞面目を解悟り、俗講徒が煽焰を疎て、江戶三谷の陋屋に隱れ、其敎旨を傳べき人を俟けるに、武藏國足立郡鳩谷驛なる、小谷庄兵衞三志と云人、文化六年己巳の

正月、こゝに尋來て弟子となり、遂に其敎旨を傳受たり、此三志の行狀は、其婿志毛正應が撰る鑑德碑に詳なり、其文に云、道之浩々無所不在、而行之則存乎其人、誰拔斯道、髫角行而與於食行、傳之至於吾祿行翁而大成云々、中間末流以新巍惑世、參行憂之、毅然獨之、環堵索然、風日不蔽、捎弧而坐、傳道無人、翁幼而穎敏、慨然以道爲念、父不得爲子、相敬如賓、出入諸家、求所謂道、旁能書有楷則、授業者數百人、終不以是爲足、遇登富岳有所覩、遂私淑於人、知世有參行、傍搜數年、立雪沐雨覺過參行、師資相得、道統有繼、爾來四十年于此、五畿七道木鐸不已、西極九州、東抵八州、乃入京師、搢紳賜服、遂至崎嶴漢客寄詩、化其敎者十萬餘人、此豈勉強期月間之所能哉、抑精誠之動天地感鬼神、洗人以善者然也、嗚呼翁夙興夜寐、夏不扇、冬不爐、七十餘年如一日、其出也百舍重繭蓬累而行、所至以忠孝力耕爲歟、以慈儉不爭爲行、而志氣卓爾、卒然遇人、王侯失其貴、懦夫有立志、嗚呼其可謂至德也已矣、以天保十二年辛丑九月十七日卒、葬武州鳩谷鄕地藏院先塋之側、諡曰消德、諱三志、祿行其號也云々、

〔敎祖宗忠神御小傳〕第一段　此段は、日神を信じ、父母に孝を盡し、神に成る志を立給ふが一段の眼目、全篇の大綱領なり、

敎祖宗忠神、世に在坐し時は、黑住左京と稱し、宗忠と名詮たまふ、父は宗繁君、母は長瀨氏、世々備前國御野郡今村宮の神官たり、安永九年十一月廿六日冬至、一陽來復の時を以て、同郡上中野村に降生たまふ、天性正直に在坐て、深く太陽を信じ、父母に事て至孝なり、幼稚の時より天下に名を揚げ、世の人に仰ぎ尊崇まるゝ程の人になりて、父母の心を悅ばしめむと志を立たまふ、二十左右の頃、心に惡き事と知ながら、身に行ふ事のなき樣にせば、神とならるべしと思量たまひ、是より每事に反求て、心に惡しとおもふ事は、斷然て身に行ひたまはざりしとなり、

第二段　此段は、敎祖を警發め給ふ天の試驗なり、天命と覺悟し、死を決し給ふ二ツが一段の眼目、

文化九年の秋、父母ともに痢疾にて、暫か七日の間に神退れしかば、敎祖悲哀たまふこと大方ならず、遂に勞瘵の疾となり、同じ十一年の春に至り、壽限にならせたまふ、敎祖心裏に天命と覺悟し、死を決したまひ、吾死なば神となりて、世人の疾を治し得させむものと心に誓ひ、今世の永訣に太陽を拜し、次に天神地祇祖先考妣を拜し、世に在坐し間の恩賴を謝し、從容として死をまちたまふ、

第三段　此段は、氣を養うて陽氣になれば、病の愈る事を悟り給ふ、陽氣の二字が一段の眼目、

是時敎祖思惟たまふやう、吾元來父母の死を哀みて、心を傷め陰氣になりしより大病になりたれば、面白く樂く思ひかへして、心を養ひ、心だに陽氣になるならば、病は自から愈べきものならむ、只一息する間にても、心を養ふが孝行なりと思ひさだめたまひ、見るにつけ聞につけ、天恩の難有きことを思惟ひ、一向心を以て心を養ひ給ひしより、日々にうす紙をへぐが如く、快方に赴はせたまふ、一日病席より匍匐出て、漱て浴し、太陽を拜したまふに、積年の病朝日に霜の消るが如く、一時に全快し給へり、

第四段　此段は、心を活し、生生の靈機を自得し給ふが一段の眼目、

其年の冬至の旦、太陽を拜したまふに、陽氣胸間に徹し、難有く嬉しく、思はず陽光を呑たまひしかば、心氣頓に快活、初て天地生々の靈機を自得たまへり、是敎祖三十五歲の時なり、

第五段　此段は、自得し給ふ陽剛の德を人に及ぼし、邪氣を拂ひ給ふが一段の眼目、

然後に、一夜下婢の甚く腹痛して、悶亂せしを憐み、一心に腹を按へて、陽氣を嘘きかけたまひしかば、腹痛忽に愈えたり、是より禁厭を請ふものには、陽氣をふきかけ、養心法を傳へたまふに、沈痾痼疾も忽ち愈えければ、遂に疾の治るを初歩として、大道に導きたまふ、

〔黑住宗忠翁の傳〕神道黑住敎の敎祖、黑住宗忠翁は、岡山縣備前國御野郡中野村の人なり、黑住

左京宗繁の三男にして、母は長瀬氏、翁の出生は、安永九庚子年十一月廿六日にして、所謂一陽來復の時と稱する冬至にてありき、而して黒住家は、同郡今村に鎭座し給ふ今村宮(現今の社格は村社なり)に仕へ奉る神官の家なり、○中略嘉永三年二月廿五日、七十一歳にして沒し、安政三年三月八日、宗忠大明神の號を賜ひ、文久二年二月廿五日、洛東神樂岡に祭り、慶應元年十二月三日、勅願所と稱せられ、明年二月七日、從四位下の神階宣下あり、明治十二年四月十四日、岡山縣備前國御野郡上中野に、社殿を建築し、宗忠神社と號することを許され、同十八年四月十八日、輪奐の美を備へ、遷座の式を擧らる、

〔七箇條鏡草〕此七箇條の敎は、黒住大人の世に御坐し時、言卷も文に可恐き天照坐日大御神の、惟神なる大道を、是天の下に在と有る人々に、尊き卑き女童の間無く、遍く告諭して、常に心の底に勤さしめ、朝な夕なと忘るゝこと無く、其言其行を務めしめて、識らず知らず、帝の則に順ふちふ語の如く、五十鈴川の水上まで、自ら潮洄らしめて、各心神を清く正く滌ぎ明め、神習せてむとて、目安く記出られし文なるを、○中略其淺はかに聞成さるゝ中に、幽く妙なる道理も籠有る事にし在れば、神典仙籍に所見たる節々を、其條々の下に聊か汲出て、童蒙の徒に示すになむ、

神國の人に生れ常に信心なき事○注略

腹を立物を害にする事○注略

己が慢心にて人を見下す事○注略

人の惡を見て己に惡心を增す事○注略

無病の時家業怠の事○注略

誠の道に入隨ら心に誠無き事○注略

日々難有事を取外す事〇註略

立向ふ人の心は鏡なり己が姿を映してや見む〇註略

〔道の栞〕誠を取外すな　活物を捉へよ　陽氣に成れ　我を離れよ　自然に任せよ　心は大磐石の如くおし鎮め、氣分は朝日のごとく勇敢せよ、　無欲に成れ　無念に成れ　足事を知れ　天の御握作を大切に勤よ　阿房に成れ　慢心を去れ　人智を去て天に任せよ　取越苦勞をすな　臆病を去れ　念をつくな　善人の罪を作るな　何事も活し上手に成れ　難有り難有し・陰氣を去れ　御分心を傷めな　邪陽に泥むな　心の角をとれ　怠らず御陽氣を吸へよ　下腹で息をせよ　不足が起たら裸で生た昔を思へよ　毎朝毎朝生れ變た心地で日拜をせよ　臆病と疑が去らねば御蔭はあらはれぬぞ　活物は息する物といふ事で、人間は勿論、鳥畜類に至る迄、天照神の御神德が二六時中に鼻と口より通ひ玉ふ故、生て居らるゝ、なんと難有く尊い事では御座らぬか、　迷へば魔寄と申て、人の心が迷ふ時は、其虚へつけ込て、惡魔がより集て、さまざまの因果たゝりをいたす、油斷は成らぬぞ、

右宗忠神、常に敎へたまひし御言なり、　星嶋良平拜記

〔誠の心傳〕敎の文（黑住宗忠書狀）

一天照大神の御神德は、言を以て難述御事に而候へば、難有と申候より外無御座候、誠の一心に相成り、生死を離れ、神佛諸道の極意を究る事、至而堅く、至而安く、只難有といふ一心に相成、天照大神と一心と、一心に相成り、少しも亂れ不申時は、死と申事絶てなし、是神明一體にして、天地の間に明りの入らざる事更になし、外に道の執行無御座候、人は萬物の靈長たる者故、心のもちひやうに而何になりともなられるものゆゑ、心を神にして神の行をすれば神なり、心を佛にして佛の行ひをすれば佛也、鬼の心に成り、鬼の行をすれば鬼也、畜生の心になれば畜生なり、今何に

なるとも心の内に拵候物出來次第になる也、神道の執行は心に神を拵、神の行をするこそ神道本意なれ、望次第に成られる人故御油斷被成間敷候、

一道は滿る也、天照大神の御分しんのみちてかげぬやう可被遊候、人は陽氣ゆるむと陰氣つよる也、陰氣かつ時は穢也、穢は氣がれにて、太陽の氣をからすなり、其所から種々色々の事出來する也、何事も難有難有に而日を送り被成候へば、不殘難有相成可申也、少しも御油斷被成間敷候、時ニ御一笑、

　何事も難有にて世に住めば向ふもの事難有なり

善惡共に、難有と思へば、時々こと〳〵に難有也、元來此世に生れ來候を能々考へ候へば、難有が形の持まへ也、併難を難と思はぬが我執行也、さすれば苦になる事なし、苦に成らぬ時はあとは樂み計なり、左樣なる心は道より外になし、夫故道に心住時は大安樂也、心一つにて樂みは勝手次第也、

一誠の道は六ケ敷事は少も無御座候、兼而申上候通、直ニ天照大神也、さすれば生どほし也、晝夜の分ちなく生さへすれば皆大神の道なり、少しの間もゆるみなく、穢れぬ樣いたし候得ば難有事計に候、我本心は天照大神の分心なれば、心の神を大事に仕候得ば、是ぞ誠の心也、

一道の事御尋越被成、委細承知仕候、誠に御信心厚く御修行御丹誠之御厚志奉感佩候、併生通と申事は心も肉體も共に生榮へて參り候事、道之本意ニ御座候、心が活物に候故、心活て參り候はば、形は心に付隨ふものゆゑ、共に生榮え參るに限りは無御座ものに御座候、第一天道は生々にて、天地の道には死と申事は更に無之者ニ御座候間、此所御會得被成、願くは形諸共御活通しに被成度御事に御座候、然れ共我と申恐ろしき者御座候故、我と申者を御捨不被成而者、明るき天道御合點行兼る者に御座候間、我を離れ難有一心を以て御執行被成度候、道は生通しに相違無

御座候得共、如何樣に諭し候而も得聞取ざる人、尙誠を不勤人は、親子兄弟にても致方無御座者ニ候間、此處能御合點可被成御事ニ御座候、御道御執心之程は感心仕候得共、理を以て御穿鑿よりは、我を離れて誠を勤る事を第一に御執行被成度候、我を離れ誠を勤るが卽活物に御座候、此活物を以て天地の活物を呼出しさへ被成候得ば、自由自在に御德蒙ぶられ候也、我を離れ候誠の本體が、直に天照大神と御合點可被成候、我を離れ候誠は、天照大御神と少も隔なき活物に御座候、

限りなき天照神と我心隔てなければ生通なり

此歌の場を返す〴〵も御信心被成度御事ニ御座候、

北畠親房

〔東家秘傳〕日本書紀者、舍人親王、天津足根大父天皇御宇〇元正一品親王奉詔所制作也、上始混沌未分之昔、下終人皇四十一代高天原廣野姬天皇〇持統之御宇、古來讀此紀者、或秘而絕其傳、或昏而失其致、故欲明用心之道、議理世之術者、逈訪印度之釋典、遠決支那之書史耳、予久覽我國之舊史、粗了此道之所在、天地造化之根元、神皇授受之因起、其理玄妙、其詔明白、檢此於異域之道、果然無秋毫異、凡厥陰陽之理、造化之端、自始至終、無離五運、五運消息、終而又始、當與天壤無窮者、蓋此道也、是以粗據神書之明文、敢聊勒愚管之所見、文不筆削、立心爲致、都十箇條、命曰東家秘傳矣、

〔元々集〕一本朝造化篇

天地靈覺秘書曰、大日本國者、大八洲也、惟大日靈貴治國也、亦八葉蓮花也、卽金剛胎藏諸會大日宮世界國土也、凡世界自本本覺也、自本无明也、本又法界也、本是衆生也、本是佛也、本者法然道理也、

〔神皇正統記〕神代我神〇天照大神大日の靈にましませば、明德をもつて照臨したまふこと、陰陽におきてはかりがたし、冥顯につきてたのみあり、君も臣も、神明の光胤をうけ、あるひはまさしく勅をうけし神達の苗裔なり、たれかこれをあふぎ奉らざるべき、この理をさとり、その道にたがは

すば、内外典の學問も、こゝにきはまるべきにこそ、されど此道のひろまるべきことは、内外典流布のちからなりといひつべし、魚をうることは、網の一目によるなれど、衆目のちからなければ、これを得ることかたきがごとし、應神天皇の御代より、儒書をひろめられ、聖德太子の御時より、釋教をさかりにしたまひし、これみな權化の神聖にましませば、天照大神の御こゝろをうけて、わが國の道をひろめ、ふかくしたまふなるべし、

〔神皇正統記應神〕天照大神も、唯正直をのみぞ御こゝろとしたまへる、○中略雄略天皇二十二年の冬十一月に、伊勢の神宮に新嘗のまつり夜ふけてかたへの人々まかりいでゝ後、神主物忌らばかりとゞまりたりしに、皇大神豐受の大神、倭姬命にかゝりて託宣したまひしに、人はすなはち天下の神物なり、心神をやぶることなかれ、神はたるゝに、祈禱を以てさきとし、冥はくはふるに、正直を以て本とすとあり、同二十三年二月に、かさねて託宣したまひしに、日月は四州をめぐり、六合をてらすといへども、正直の頂をてらすべしとあり、されば二所宗廟の御心をしらんと思はゞ、たゞ正直をさきとすべきなり、大方天地のあひだにありとある人、陰陽の氣をうけたり、不正にしてたつべからず、ことさらにこの國は神國なれば、神道にたがひては、一日も日月をいただくまじきいはれなり、倭姬命の人にをしへたまひけるは、黑きこゝろなくして、丹心をもちて、清く潔く齋愼め、左の物を右にうつさず、右の物を左にうつさずして、左を左とし、右を右とし、左にかへり、右にめぐることも、萬事たがふことなくして、大神につかうまつれ、元を元とし本を本とするゆゑなりとなん、まことに君に仕へ、神につかへ、國ををさめ、人ををしへんことも、かゝるべしとぞおぼえはんべる、

〔倭姬命世記〕二十三年己未○雄略二月倭姬命、召集於宮人及物部八十氏等、宣久、神主部物忌等諸聞、吾久代大神託宣、原志萬志木心神則天地之本基、身體則五行之化生奈利、肆元元入元初本本任本心

忌部正通

典、神垂以祈禱爲先、冥加以正直爲本、利、夫尊天事地、崇神敬祖、則不絕宗廟、經綸天業、又屛佛法之息、奉再拜神祇、書、日月廻四州、雖照六合、須照正直頂、止詔命明矣、己專如在禮、奉新朝廷、天下泰平、四民安然、布告訖、自退尾上山峯石隱坐、

〔神代口訣 一〕天地成定有神臺鎭也、神者清明之理、聖者通達之事也、說文曰、天巓也、地元氣始分、重濁陰爲地、萬物之所陳列也、○中略

天地混成之時者、云未分之時也、以神人訓高美、尙書如云惟人萬物之靈之義、○中略高天原者空虛清淨之名、在人無一念胸中也、天御中主尊者、明理之本源、領所生高天原神也、高皇產靈尊者、旣開闢而於高天原化生萬物神也、高崇也、皇匡也、產生也、靈魂也、神皇產靈尊者、靈降而爲生物之魂神也、神魂也、故云、次々三神一神、而國常立尊同一理也、下字訓、凡此說神道之眼目也、

○按ズルニ、此書ハ貞治六年忌部正通ノ著ス所ナリ、

一條兼良

〔日本書紀纂疏 上 一〕序　　藤兼良述

敍曰、混沌元氣、冲漠無眹、廓神明之本、貫圖法界之異機、寂爾赴感、譬鑑含像、觸而滋萌、如穀褰黃、淸濁判位、謂之器界、中和發識、名以情分、純粹全氣、合天地爲同根、雜揉離性、見善惡于異塗、推前後而三世可了、通幽明而六趣歷然、知非歸正、授先覺之模範、擇物利生、啓來蒙之楷相、至爲變化之妙用、必歸誠信之極功、蓋思玄古之事、豈能靑史而傳、神靈爲人宣言、聖賢操爲紀載、以三敎之可證、知一書之不誣、

〔日本書紀纂疏 上 二〕一書曰、○中略高天原所生神名曰天御中主尊、次高皇產靈皇產靈、此云美武須毘尊、次神皇產靈尊、

按、○中略此三尊、在天而不降地、所謂天帝也、據內典則天御中主者大梵天王、爲娑婆世界之主、高皇產靈神皇產靈、亦次第可配梵輔梵衆等、

度會延佳

〔陽復記 上〕抑我國のおこりを尋るに、太虛の中に、一つのものあり、形ち葦芽の萌出たるごとし、則

化して神となる國常立尊と申奉る、又は天御中主尊とも名付奉る、○中略 此國常立尊より三代は一神づゝ化生し給のよし日本紀に見え侍る、しかるを此三神は、易乾卦の奇爻を表して、かくしるすならんと云人あれど、さにはあらず、我國のむかしより語り傳たる事の、をのづから易にかなふ故に、神書を撰べる人の易と附會したることばあり、日本の神聖の跡唐の聖人の書に符を合せたる事は、いかゞと思ふべけれど、天地自然の道の、かの國この國ちがひなき、是ぞ神道なるべき、其後又三代は二神づゝ化生し給ふとなり、是を坤卦の耦爻の三畫に表するならんと云、此理は上にしるしぬ、國常立尊より第七代めにあたりて、伊弉諾尊、伊弉冉尊二神出生し給、是伊弉諾は乾卦三畫成就、伊弉冉は坤卦三畫成就にて、男女の體も定りぬるならんと云、をのづからかなふところ、深意あるものなり、此伊弉諾尊、伊弉冉尊夫婦となりて、此國をうみ草木までもうみ給と云子細あり、あらはしがたし、其後此國のあるじを生んとて天照大神を生給ふ、天照大神御子の吾勝尊を、此國にくだしたまはんとおぼしけれど、又其御子皇孫瓊瓊杵尊生れ給ふにより、瓊瓊杵尊を下し給ひ、それより三代鸕鷀草葺不合尊に至り給ひぬ、此三神は易にをいては、内卦の三畫伊弉諾より吾勝尊まで三代は、外卦の三畫を表せるならむ、外卦は上、内卦は下なれば、乾の九四の或躍て淵にありといふごとく、吾勝尊の此土にくだらんとしてくだり給はねこそ、易道に少もちがふ處なければと云人あり、誠にちがひはあるまじき事なれど、我國の神道に易道は同じと見るこそ、忠厚の道ならめ、易道に神道は同じきといふはいかゞと思ひ侍る、

〔陽復記〕下或問曰、子が云所の神道は、儒道の見解にしてかくいふや、儒の見解ならば用がたし、答曰、しからず、我祠官なれば神道に志ある事年久、しかれども傳に其人なく、見に其書まれ也、近比故家に求、他邦に尋て神書數卷を得て、是をうかゞひ見て、ほゞ其理を得たる事かくのごとし、其間に儒書のことを以、ことはる事は猶神道をあかさん爲、又腐儒の僻見を破らんがためなり、我

儒書のかたはし、うかゞひたるとて何の儒の見と云事あらんや、暗にかなふ所あらば異儒のとるべき事ならん、たとひ儒道の見解なりとも神道にそむかずば、何ぞいまんや、倭姫の禁令にも屏佛法息とは侍れども、儒をさけよとの事はなし、其上今世神語は人の耳に遠く、又神書にとぼしければ、事たらぬ事のみ多し、其闕を補むには佛語は禁令なれば用がたし、儒書の詞ならずして何を用んや、殊更往古より儒典をかりて神道をあかせし例あまたあるをや、たとへば我國にも異國にも藥種はあれども、若我國の藥種すくなき時に、異國の藥種なりとて用ぬは我執なり、我國の藥種すくなき時は、かの國の藥種を用て、病をいやしてよ、但孔子の道の神道にひとしからぬ所を、用よとにはあらず、その人の心得によるべき事なり、制度文爲のちがひをさして、孔子の道と神道とちがひありといはゞ、かはりあるべし、制度文爲は異國にても、時代によりてかはる事也、まして其法を我國に用るにをいてをや、異國には宗廟を祭に、牛羊のたぐひを專用ゆ、我國の宗廟には牛馬猪鹿犬豚熊猿羚羊の類を、曾て不用してしかも甚いむ、かやうの法は、何ぞ我國法にしたがはざらんや、此等にて萬制度にはかはりある事可心得也、

問曰、世間に何事とはしらねども、神ぞとてたうとくおもふは、神祇の祭禮にたづさはる人の、束帯し或は衣冠し、手に笏をとり、玉串持などして、口には神語などとなふるをこそ、神道とはおもふに、其外民の業をつとむるも神道といふべきや、答曰、玉串を持神語をとなふる事等は、祭庭などの儀式、是も亦神道の一事にして、尤重しとする所なり、されど此事計を神道とおもふは、天を管の穴よりのぞきたるにひとし、管の穴より見たるも、天にてなきにはあらねど、それのみはあまりにせばき事あり、それ神道と云は、人々日用の間にありて、一事として神道にあらずと云事なし、君神道を以、下にのぞみ給ふときは仁君なり、臣神道を以、君につかへ奉るときは忠臣也、父神道を以、子をやしなふ時は慈父なり、子神道を以、父母につかふるときは孝子也、夫婦朋友の間

も神道を以まじはる事ぞかし、其外飲食するにも神道あり、手を擧るにも足を擧るにも、神道にあらずと云事なし、神書を讀て神名など覺え、拍手祝詞などよむ計神道ならば、農圃醫卜の術よりは猶せばき道なるべし、かたじけなくも天御中主尊、天照大神の天の御量柱を、中國に立給てよりこのかた、時代により用捨こそあらめ、于今絶せぬ神道なれば、天地と無窮なるべきものなり、されば神の御誓にも寶祚のつたはらん事、天壤と無窮けんとの御言たがはずして、今上皇帝〇後光明まで傳はりたまふ事、異國にも曾てそのためしなし、ありがたき事にあらずや、これにて神道の最上の道なる事はしるべし、

陽復記跋

原夫陽復記者、勢州度會延佳神主壯年之作也、神主者天牟羅雲命之裔、而世爲祠官、故事祭祀之暇、博通神籍、兼詳儒典、神道山之幽邃也、袞灌河之淵源也、無不渉者、無不獵者、文宣王之温良也、鄒國公之雄辨也、莫不師焉、莫不法、其有誠於中之餘奮翟鄭傳命、都鄙嘉風、一日遠客來問神道大槩、於是神主偶記神書一篇以塞客需、時維中冬、因名陽復、易曰復亨出入無疾、朋來無咎、豈非號此記之餘意乎、然有難之者曰、自託屛息佛法之息、而新作輿儒典習合、非吾神道素意、或曰明鏡非臺什麼浮影像也、作者還昧本體上之工夫矣邪議雲凝、僻論泉涌、傳不曰乎、物之始生、其氣至微、故多屯難、陽之始生其氣至微、故多摧折矣、茲承應之年、斯書遙達于天聽、卽備於上覽、叡感之餘、勅於延佳加位一級、於是神主、奈何進則超阿父之位階、退則違于大君之命令、樸樕在手、兩端難舍、一心恐懼、以恭辭讓、因重勅使父延伊拜於正下五位、時有妄妬階級者、阿諛作黨、偏執成群、蠅聚蜂起、卒及傲訴、又非多摧折之謂乎、雖然爲王事無盬、仁者難敵、屯難忽解、而永顯此篇之名聲、亨通以時、而澤於天下後世、〇中略

寛文十二年仲春　山本廣足撰

吉見幸和

〔本津草　一〕自序

伊勢渡會延佳は、是ぞ宗廟の神主たれば、紛なく吾國道すぢ也と見れ共、震旦の道に紛れ、藤波時綱の撰、百卷の神書の内、少のぞき見たりしに、是も震旦の書にかゝはり見えて、吾神道は、春夏も過、秋も末と成り、最早神無月の陰氣に沈み、釋門のうちにも、十夜念佛や、御影供の題目はやりて、眞の佛法も末になり、智有貌成人と見えしは、文字捌にかゝり、孔孟の眞儒にもあらで、宋儒の造化を立て、心をねり、或は座禪なぞせしも有、禪やら儒やら見えがたく、凡六七百年以來より、永々亂世たりし折節、さま〴〵のまぎれ道出きたり、慶長以後、上古にもこれなき、太平の御代たりしかども、紛れ道今に殘り、吾國の道すぢ知がたかりしに、聖代のしるしとて、霜がれと成し神道の、今一陽來復の氣にや成けん、

〔秦山集　一〕出口信濃守延佳、亦垂加之師也、伊勢之法、中臣祓、十人神主之外不傳之、故信守以不知諸垂加、爲之先容詣大宮司精長、受中祓焉、

〔五十鈴川記　上〕或問曰、神道は、我國の道なれば、是を學ぶに、何れの書を本として可ならんや、まづ主とする所、その大むねを聞かんことをこふ、　答曰、〇幸和夫神道は天皇の道なり、下として容易に窺ふべきにあらず、垂加翁の詞に、道は日神の道にして、敎は猿田彥神の敎なりといへる、實にさる事ぞかし、神代のはじめ、日神天位につかせ給てよりこのかた、今の世に至まで、其光六合に滿て、天日の宇宙を照し給と同じ、下たるものは君の爲に化せられて、其道を守り、各其所を得て、皡々如として枕を泰山の安きにおく、是皆神道の廣く及ところ、神恩ならずといふことなし、其道を窺ひ學ぶは神學といふ、神學は國學なり、其國に居て其道を學ずんば有べからず、是を窺ひ學んと欲せば、先國史官牒を熟復して、朝廷の祭政、歷代の故實を考ふべし、世に神書といふもの多けれど、四大師〇傳教、弘法、慈覺、智證、以來度會の徒事實を忘れ、兩部習合を以て理說を主とし、高遠に說

荷田春滿

て僞書妄撰棟に充ち、牛に汗し、甚害を生ず、志あるものも彼がために欺れて初入の學はなれがたく、却て非を餝るもの多し、先正史官文を見て其基本を定め、疑なくして後に彼書を見る時は、正僞おのづから分明也、先主とする所は天照大神以來君臣の道嚴重にして、今に至まで變ずることなく、王公卿大夫より下庶人に至まで、是を仰ぎ奉る、君君たり、臣臣たり、父父たり、子子たり、開闢より以降かくのごとく、三綱正しき道は儒釋道の及ところにあらず、萬國に秀て神國と申は、日神の國なればなり、道を神道と云、國を神國と云、君を神聖といふ、詔書式に明神御宇日本天皇と書く、神道の要領爰に有り、まづ日本紀を讀て、日神の御事をしるべし、然らざるときは、面に墻して立てるが如し、禁秘御抄に、禁中作法、先神事後他事、旦暮敬神之叡慮無懈怠、白地以神宮幷ニ內侍所方、不爲御跡、と遊ばされたるは、最有がたくこそ覺ゆれ、五十鈴川の流きよく、神路山の月明らかに、日神の御めぐみ、今につきせぬ御事なれば、あふぎてもなをあまり有り、このゆゑにまづ宗廟社稷を分ち、兩宮の尊卑を知らずんばあるべからず、

〔續諸家人物志下〕吉見泰軒〇恭軒ノ誤　名ハ幸和、泰軒ト號シ、風水翁ト號ス、尾張名古屋神祖廟ノ祠官、正四位下ニ敍シ、左京大夫ニ任ズ、其學和漢ヲ錯綜シテ、我邦典故ニ精シ、又和歌ヲヨクス、

明和中ニ八十餘ニシテ卒ス、

〔近世畸人傳三〕荷田春滿附姪在滿門人加茂眞淵

春滿、阿豆萬麿とゝなふ姓は荷田宿禰にして、羽倉を氏とす、通名齋宮、洛南稻荷の祠官なれども、家を嗣ぐ事を憂とし、自は國學の復古を任とす、神代卷萬葉集において家學を成せり、契冲と時を同じうして、是は後輩歟、彼說はしるやしらずや、契冲は佛者なるうへに、其人總密に過て、泥滯せるものもまゝ見ゆるを、此翁は一層登りて說をたつ、およそ元祿年間は、諸道復古の運にあたりたる時にして、國學を唱ふるは契冲と此翁なり、よみうたは主とする所にあらざれども、又凡ならず、

加茂眞淵

〔荷田大人創學校啓〕臣〇春満竊以〇中略國家之學廢墜、存十一於千百、格律之書泯滅、復古之學誰云問、詠歌之道敗闕、大雅之風何能奮、今之談神道者、皆是侌昜五行家之説、世之講詠歌者、大率圓頓四教儀之解、非唐宋諸儒之糟粕、則胎金兩部之餘瀝、非鑿空鑽穴之妄説、則無證不稽之私言、曰秘曰訣、古賢之眞傳何有、或蘊或奥、今人之僞造是多、臣自少無寢無食、以排擊異端爲念、以學以思、不興復古道無止、

〔玉手繦九〕鈴屋〇本居宣長大人〇中略寛政二年六十一になり給ふ八月に、みづから像をうつし書きて、歌よみて添給ひき、其歌は、師木島の倭心を人とはゞ朝日ににほふ山櫻花、となむ有ける、〇中略抑荷田翁〇春満の立られし意ばへは、書てふ題にて、ふみ分けよ倭にはあらぬ漢鳥のあとを見るのみ人の道かは、と詠まれ、岡部翁〇眞淵の意は、新室はぎに集へる教子たちに示すとて、飛騨たくみはめて作れる眞木柱たてし心は動かざらまし、と詠れたり、此次に、鈴屋翁の今の歌を誦味ひて、次々に古學の道の調ひもて來し有さまをも辨ふべし、

〔國意考〕こゝの國は、天地の心のまに〳〵治めたまひて、さるちひさき理りめきたることのなきまゝ、俄かにげにと覺ることどもの渡りつれば、まことなりとおもふ、むかし人のなほきより傳へひろめて侍に、いにしへよりあまたの御代々々、やゝさかえまし給ふを、此儒のことわたりつるはぞに成て、天武の御時、大なる亂出來て、夫よりならの宮のうちも、衣冠調度など唐めきて、萬うはべのみみやびかになりつゝ、よこしまの心ども多くなりぬ、凡儒は人の心のさかしく成行ば、君をばあがむるやうにて、尊きに過さしめて、天が下は臣の心になりつ、夫よりのち終にかたじけなくも、すべらぎを嶋へはふらしたることと成ぬ、是みなかのからことのわたりてよりなすことなり、或人は佛のことをわろしといへど、ひとの心のおろかになり行なれば、君は天が下の人のおろかにならねばさかえたまはぬものにて侍り、さらば佛のことは、大なるわざはひは

侍らぬなり、

〔國意考辨妄 序〕世ノ敎タル、神儒佛ノ三ノミ、天地間更ニ餘道アル事ナシ、有ニ似タルハ皆邪岐旁徑ニシテ、趣向スベカラザルモノナリ、近世一種ノ國學者流アリ、儒ヲ非リ、聖ヲ罵リ、佛ヲ罔ス、特ニ神道ヲ僻解シ、昆弟叔姪ノ亂婚ヲ以、皇國ノ道トスルニ至ル、誣妄狂濫、誰カ是ヲ知ラザラン、加茂ノ眞淵實ニ之ガ兇魁タリ、次テ本居宣長黠才ヲ自負シ、古言ニ通曉スト稱シ、虛名一時ニ躁シトイヘドモ、眞淵ガ舊習窠窟ヲ脫出スルコト能ハズ、タヾソノ尾ニ附テ喋々タルノミ、殊ニ舊事紀日本紀ノ尊信スベキヲ知ズシテ、古事記ノ僞妄ヲ辨ズルコト能ハズ、故ニ根本既ニ失シテ枝葉觀ルベキナシ、宣長靑藍ノ譽アレドモ、ソノ著ハス所ノ直毘靈、是非ヲ變ジ、黑白ヲ易フ、ソノ言ニ云ク、天ハ死物ニシテ心ナク、天命ト云ハ聖人ノ僞ナリ、又異母兄弟姉妹叔姪婚媾スルモ、皇神ノ定ナレバ妨ナシト云ニ至ル、旁若無人、議スルニ足モノナシ、想ニ宣長、纔ニ儒書ノ小端ヲ疎解シ、聖經ノ宏遠微妙ハ、夢ニモ見ザル故ニ、コノ妄誕ヲ以テ、世ヲ誣ヒ自欺ク、向ニ市川某、萬我比禮ヲ作テ、ソノ非ヲ斥ス、宣長モ亦葛花ヲ著テ答難ス、其言所、聖人ヲ貶スルニ賊ヲ以テシ、經典ヲ毒酒ニ比ス、ソノ悖逆剛愎、先書ヨリ甚シ、然ヲ世ノ癡漢是ニ黨スルモノアリテ、囂々タルコト殆三十年、ソノ間鴻學碩儒ナキニアラズ、然ドモ皆默置シテ論破セズ、論破セザル意ヲ揣ルニ、二ノ故アリ、近世大家ト自稱スルモノ、凡國學者ヲ蔑視スルコト小兒ノ如クス、故ニ小兒ニ對シテ難論セバ、世ノ笑ヲ取ノ爲(シワザ)ナリトシテ愧テセザルアリ、是傲心ヨリ論破セザルノ一ナリ、又小才寡聞ニシテ、持論スルコト能ハザルハ、彼邪黨ノ一二、疾ベキアリトイヘドモ、逡巡恐悚シテ、言ヲ發スルコト能ハザルアリ、是畏心ヨリ論破セザルノ二ナリ、○中略 宣長ガ妄論ハ、眞淵ガ國意考ニ原(モトヅク)、其書固ヨリ老莊ノ糟粕ニシテ、齒牙ニ掛ルニ足ズトイヘドモ、眞淵ハ宣長ノ師トシテ、我ヨリ一種國學ノ祖トナル故ニ世人或ハ是ヲ口實トスルモノアリ、是尤異端ノ根底深クシテ、一朝一夕ノ

故ニアラズ、是卽漸靡ヨリ世教ニ害アラントスルノ蠹賊、是ヨリ甚キハナシ、故ヲ以テ、大人〈〇沼田城長〉今此辨妄ノ作アリ、〈〇中略〉

金子祐倫辨齋撰

天保壬辰〈〇三年〉閏十一月甲申

〔古事記傳一〕直毘靈〈此篇は道といふことの論ひなり〉　本居宣長

皇大御國は、掛まくも可畏き神御祖天照大御神の御生坐る大御國にして、大御神、大御手に天つ璽を捧持して、萬千秋の長秋に吾御子のしろしめさむ國なりと、ことよさし賜へりしまに〱、天雲のむかぶすかぎり、谷蟆のさわたるきはみ、皇御孫命の大御食國とさだまりて、天下にはあらぶる神もなく、まつろはぬ人もなく、千萬御世の御末の御代まで、天皇命はしも大御神の御子とましまして、天つ神の御心を大御心として、神代も今もへだてなく、神ながら安國と平けく所知看しける大御國になもありければ、古の大御世には、道といふ言擧もさらになかりき、其はただ物にゆく道こそ有けれ、物のことわりあるべきすべ、萬の教へごとをしも、何の道くれの道といふことは異國のさだなり、然るをやゝ降りて、書籍といふ物渡參來て、其を學びよむ事始まりて後、其國のてぶりをならひて、やゝ萬のうへにまじへ用ひらるゝ御代になりてぞ、大御國の古の大御てぶりをば取別て、神道とはなづけられたりける、そはかの外國の道々に、まがふがゆゑに神といひ、又かの名を借りて、こゝにも道とはいふなりけり、しかありて御代々々を經るまゝに、いやます〱にその漢國のてぶりをしたひまねぶこと盛になりもてゆきつゝ、つひに天の下所知看す大御政も、もはら漢樣に爲はてゝ、青人草の心までぞ其意にうつりにける、さてこそ安けく平けくて有來し御國の、みだりがはしきことといできつゝ、異國にやゝ似たることも後にはまじりきにけれ、そも〱此天地のあひだに有とある事は、悉皆に神の御心なる中に、禍津日神の御心のあらびはしも、せんすべなく、いとも悲しきわざにぞありける、然れども天照大御神、

高天原に大坐々て、大御光はいさゝかも曇りまさず、此世を御照しまし〳〵、天津御璽はた、はふれまさず傳はり坐て、事依し賜ひしまに〳〵、天の下は、御孫命の所知食て、天津日嗣の高御座は、あめつちのむた、ときはにかきはに動く世なき此道の靈く奇く、異國の萬の道にすぐれて、正しき高き貴き徵なりける、そも此道は、いかなる道ぞと尋ぬるに、天地のおのづからなる道にもあらず、人の作れる道にもあらず、此道はしも、可畏きや高御産巣日神の御靈によりて、神祖伊邪那岐大神伊邪那美大神の始めたまひて、天照大御神の受たまひ、たもちたまひ、傳へ賜ふ道なり、故是以神の道とは申すぞかし、さて其道の意は、此記をはじめ、もろ〳〵の古書どもをよく味ひみれば、今もいとよくしらるゝを、世々のものしりびとどもの心も、みな禍津日神にまじこりて、たゞからぶみにのみ惑ひて、思ひとおもひ、いひといふことは、みな佛と漢との意にして、まことの道のこゝろをばえさとらずなもある、故おのが身々に受行ふべき、神道の教などいひて、くさぐさものすなるも、皆かの道々のをしへごとをうらやみて近き世にかまへ出たるわたくしごとなり、あなかしこ天皇の天下しろしめす道を、下が下として、己がわたくしの物とせむことよ、人はみな産巣日神の御靈によりて生れつるまに〳〵、身にあるべきかぎりの行は、おのづから知りて、よく爲る物にしあれば、いにしへの大御代には、しもがしもまで、たゞ天皇の大御心を心として、ひたぶるに大命をかしこみゐやびまつろひて、おほみうつくしみの御蔭にかくろひて、おのも〳〵祖神を齋祭つゝ、ほど〳〵にあるべきかぎりのわざをして、穩しく樂く世をわたらふほかなかりしかば、今はた其道といひて、別に敎を受けて、おこなふべきわざはありなむや、もしゝひて求むとならば、きたなきからぶみごゝろを祓ひきよめて、淸々しき御國ごゝろもて、古典どもをよく學びてよ、然せば受行べき道なきことは、おのづから知てむ、其をしるぞすなはち神の道をうけおこなふにはありける、かゝれば如此まで論ふも、道の意にはあらねども、禍津日

神のみしわざ見つゝ、默止えあらず、神直毘神大直毘神の御靈たばりて、このまがをもて直さむとぞよ、かくいふは、明和の八年といふとしの、かみな月の九日の日、伊勢國飯高郡の御民、平阿曾美宣長かしこみかしこみもしるす、

〔古事記傳三〕漢國にて神とは物をさして云のみならず、其事其德などをさしても云て、體にも用にも用ひたり、たとへば彼國書に、神道と云るは、測りがたくあやしき道と云ことにて、其道のさまをさして神とは云るにて、道の外に神と云物あるには非ず、然るを皇國にて、迦微之道と云へば、神の始めたまひ行ひたまふ道と云ことにてこそあれ、其道のさまを迦微と云ことはなし、もし迦微なる道といはゞ、漢國の意の如くなるべけれど、其もなほ直に其道をさして云にこそあれ、

〔古事記傳六〕或人問、死にて夜見國に罷るは、此身ながら往か、はた魂のみ往か、答、此身はなきからとなりて、まるく顯國に留在れば、夜見國には魂の往なるべし、

〔日本政記一皇神〕賴襄曰、道一而已矣、道之在天下也、猶日月也、日月者天下之日月也、非一國所私有也、道亦然、〇中略我邦列聖、保民如子、不讓堯舜禹湯、其風俗、尊君親上、相愛相養、又有過唐虞三代之民、則雖無經籍、其道固具在、特未有名而數之、曰仁曰義者耳、譬若人家、同是一里也、而居之有舊有新、某巷陌、某井溝、皆有名目、記以帳簿、新者必問於舊者而知之、舊者曰是吾巷陌井溝也、可乎、今天下之仁義也、儒者指而私之曰、是漢之道也、有稱國學者、斥而外之曰是非我之道也、皆非也、道豈有彼此、載之以文、彼較密於我、彼來而貢之、我取而用之、與釀冶織縫之工何異、載籍者織縫釀冶也、而仁義者鹽也、桑也、麴米銅鐵也、以麴米銅鐵鹽桑、爲自彼來者儒者之見也、欲廢織縫釀冶者國學者之說也、故曰皆非也、夫道一也、則學亦一也、寧有所謂國學云者乎、陋哉、且夫先王已取而用之、著爲令典矣、而敢非議之、是議先王之典者矣、而幸免於誅也、

平田篤胤

〔上申文〕私〇篤胤師匠本居宣長儀は、紀州御藩中にて、伊勢國松坂に住居仕り、弟子數百人、門人數千

人有之候、私儀最末之弟子に御座候而、種々著述等仕り、右樣に諸高貴之御方ニ御懸命に相預候儀者、偏に先師之御恩顧に有之に付、猶先師之遺敎相繼ぎ罷在候次第を申上候、其儀者師匠沒後故後、嫡子春庭と、養子本居大平と兩人、紀州樣より、厚き御取扱に而、學業相繼ぎ、種々著述等も有之候殊に服部中庸と申者、高弟に御座候、是も紀州御藩士に有之候て、三大考と申著述御座候而、師訓を相弘候仁に御座候、然る處右三人、私上京之砌は、既に老年に相及び、私學業之次第感得仕候而、春庭より、師匠宣長之考按、不相屆候事ども、考繼候樣にとの義にて、師匠平常相用候筆墨等、遺物として相贈り、大平よりは、師匠手づから作り置候靈代、及天下に唯一軸より無之候肖像相讓り、後來益々道敎相守り、道流相繼候樣申聞、大人之稱號を授與に相預り申候、中庸儀は師匠晩年に遺託置候五箇條之大義考案之義、老衰に至、相果しがたく存候て、相替り考窮いたし呉候樣にとの頼に付、乍不肖私儀、其附屬ども相受候而、道統相繼可申段、堅く誓約仕罷歸申候、以來別而出精仕候義に御座候、右附託之證書遺物等、尤所持仕罷在申候、

〔上申文〕京都逗留中、伏見宮樣御附殿上人、若江治部大輔樣より、御家傳之神秘御傳授を相蒙申候、右若江家と申は、天滿宮より二十八代之御血流にて、天滿宮より御相承之神秘連綿御傳來、御一子御相傳之神秘他傳無之、嚴重候儀に御座候處、私儀深き由緣御座候而、不淺御傳授を相蒙申候、委曲之儀は、別記有之候、右御傳授之節、御授與狀拜受仕候、右御文面左之通、

神傳許狀之事

今般當家神傳之條々、依懇請神慮奉伺候所、神許有之に付、秘訣等合皆傳畢、然上者規模之儀に有之候、尤所傳之條々、他洩之無、神禁堅相守、學事出精、神忠國忠之旨、敎授候事專要に候也、仍許狀如件、

文政癸未年十月十五日　治部大輔菅原朝臣長公

授與　平篤胤雅叟

授與目錄

一太元尊神之傳
一成神傳
一神戒三大事天下無敵之傳

右條々口訣、天神之御傳令授與畢

文政六年十月十六日　長公〇花押略

平篤胤雅翁

〔上申文〕私儀、多年古道學精窮仕、追々數十部之著述書も有之、先年上京仕候節、右著述書、禁中へも奉獻上、天覽叡感之印章、勅許を蒙候儀等も有之處、此度右等之次第被及御聞、由緒委曲可申上、猶其他規模に相成候儀御座候はゝ、可申上被仰付、委曲左に申上候、

一文政六年未年、上京仕候節、富小路治部卿様三位貞直御事、兼而より古道學御尊崇之事故、古學之筋を以、御出入仕候上、御同所様御取次を以、仙洞御所へ、私著述之書、古史成文、古史徵、并古史系圖、其外數部獻上仕、外ニ私著述之目錄をも獻上仕候處、叡感不淺被思召候ニ付、被召上之御膳具不殘、竝御短冊二百枚拜領被仰付、愈古道精窮可仕、此上にも著述之書出來次第、早速獻上可仕被仰付、天覽叡感之四字印章、卷頭に相用候儀、勅許を蒙り候以來著述之書、卷頭上面に相用申候、誠に以私式重疊冥加至極難有仕合奉存候、右著述書獻上に相成候節、富小路様より御直書被成下候、

〇中略

一京都逗留中、富小路様より、仙洞様思召を以て、加茂社本緣、神代年紀、陰陽本原、右三箇條之考、可奉申上被仰付、草案仕、御答奉申上候處、御滿悅に被思召候段、富小路様より被仰渡候、且私撰述古

史成文之御序文者、甚高之御遣りへ御伺之上にて、被成下候由も御達御座候、○中略如右事、蒙叡感候而、歸路には、武家傳奏日野大納言様、御道中驛符拜領仕候而、罷下り候儀、誠に冥加至極難有仕合奉存候、

一逗留中、土御門様より、御學頭小島典膳と申仁を以て、曆法に、古へ反支と申、趨避之式有之候處、御家之傳來無之に付、御傳受被成置度旨被仰越、卽私推測之曆法、則御傳受申上候、其以來司天臺學生に準せられ、寒暑之御尋に預り、御下向之毎度、御目見御懸命相蒙候、○中略

一同滯留中、伏見宮様、吉田殿、富小路様等へ、度々罷出神典之講釋仕候、

〔上申文〕天保八年之頃、神祇伯白川資敬王様、江戸執役所、南大路左兵衞より催促に而、御役所へ罷出候處、學問精窮、暇も無之迷惑に可有之候へども、已來學師職御賴被成置候旨被仰付候而、學師職補任狀被渡置候、左之通、

當家御花押　學師職之事、從來爲御門人、皇朝古道學令精窮之功不少、依之今般被補任訖、學業彌爲繁多、登壺粉骨、廣可令敎諭之旨、本官所候也、仍執達如件、

天保八年五月　　神祇官統領神祇王殿家

甲斐源正能奉

謹上學師平田篤胤殿

〔毀譽相半書上〕箕田水月の書翰

八月七日、鐸の屋にて、藤井高尙と物語居候所へ、大江戸の平田篤胤上京と申参候に付、初て對面仕り、扨大道の議論に及候處、辨舌瀧の流るゝが如く、博覽廣才、萬人に勝れ、實に故大人之後、如此人物未及見聞、先師之御弟子大兄春庭翁を初、五百餘人有之候得共、篤胤に可及人、一人も無御座候、此度著述之書、古史成文、古史徵、富小路殿御取持にて、雲上に聞え上り申候、其外、古史傳百卷著

述有之候、古事記日本紀を始め、六國史、其外皇朝之書をば、目を通さゞるものなく、出雲の神賀詞を初、鎭火祭、鎭魂祭、道饗祭等之諸祝詞、諸國風土記、宣命之類、都て神代に懸り候事共は、悉く文言等迄、空にて讀うかべ申候、書見著述に掛り候ては、二十日三十日にても、晝夜寢ることなく、勞れ候時は、三日も五日も、飲食をせずして臥し、又覺候時は元の如し、中々凡人にては無御座候、其卓見才智、驚入候事に御座候、中々中庸抔かけても不及事に御座候得共、故大人御教示之次第、古學御建立之思召等、深切に尋候に付、中庸承置候事は、不洩申傳候處、大に感伏に御座候、第一は故大人、中庸へ御教示之、歌讀み文かく事は、小事之一つなり、神代之道を釋事は、大道の大道なり、しかるに我をしへ子數百人ありといへ共、皆詞花言葉のみを學びて、古學を出精し、大道を續て、教を立んとする者一人もなし、是我愁とする所也、何卒中庸は、歌讀み文章かく事はつとめずして、大道に心を寄候へと御示し有之候處、淺學下根にて、其事ならず、せめて一人の英雄を得て、其志を繼せんと思ひ給へりしかど、年七十に及共、未だ其人を不見、實に故大人の尊靈に向ひ奉る度ごとに、涙瀧の流るゝが如く、口をしく思ひ給へりしに、此度篤胤を得て、生前の本望を達し候に付、故大人之教示有之儘に相傳申候、篤胤又義氣天につらぬき、天地に徹して重く、中庸が申旨を受、もとより故大人の御爲には、をしへ子の兄弟に候得共、どりわけ實に義を結候て、中庸を兄と拜し申候、仍て兄弟の約則、故大人の尊靈の前に於て契約仕候、自然中庸、明日黃泉に趣候共、故大人に向ひ奉て、御遺言に違ひ不申旨を申披んと、大慶不過之奉存候、扨篤胤事、京師鐸の屋に集る、蠅蟲の子等は、其才學の高きを妬忌、自己之不學短才を包みて、一人も不出、此頭取は千楯なり、其由藤井高尙、ひそかに中庸に告たり、然る故に故翁の門人、篤胤に參會して、其力の程をだに見るものなし、實に愚不肖の小人鼠輩等、故翁の德を失ひ、光を損する、是より大なるは非ず、○中略御地へも相廻り候て、大兄へ謁し申度候得共、先年以來、三大考一件に付、何とやらん心濟も難出來候

に存候へば、折角若山迄罷越候ても、萬一大兄御逢不被下候ては、何之詮も無之儀、外に所用迚も無之、若山へ出候は、全く大兄へ拜謁のみの事に付、此段心配いたし候由物語に付、大兄之心中、中中左樣なる人にては無之候、隨分被相越候はゞ、對面相違有間敷候得共、左樣に被存候はゞ、中庸より、內々大兄の思召を相尋試可申候、○中略

九月十一日相認　　水月庵

藤垣大兄　玉九下

〔玉乃眞柱下〕さて天地泉のあるやう、また幽冥の妙なる有樣を、なほ委曲に考ふるに、抑天は、上に次々云へる如く、その萌上れる初より、澄明なる質にて、その國がらの勝れてうるはしきにや、五柱の別天神、また伊邪那岐命天照大御神を始め奉り、八百萬の善き神々の神留坐て、たま〳〵も荒ぶる神をば、根國に神逐ひにさすらひ遣りて、善事のかぎりある御國なり、また泉國は、この國土の重く濁れる其底に成れる國なれば、なほ殊に重く濁れる物の凝て成れること知るべく、かかる謂によりてか、師翁のいはれし如く、萬の禍事惡事の行留る國なり、故其處には、千鈞破神の神留坐すべき國なることも、固より然る謂あることとなるべし、また此國土は、天の澄明なると、底國の重く濁れるとが分去りて、中間に殘在る物の凝成れるなれば、澄める物の萌上れるなごりと、濁れる物の下に凝れるそのなごりとが、相混りて成れるなる故、天の善と、根國の惡きとを相兼ぬべき謂の灼然なり、さてかくの如く、天地泉と三つに分り竟て後も、天と地とは神々の往來したまへる事實の多在ども、地と泉とは大國主神の往て還坐し後は、神々の現身ながらは更にもいはず、その御靈さへに往來したりし事實も傳も更に見えざるは、此は伊邪那岐大神の彼國を甚くにくみおもほす御心に、彼國此國の往還を止め定賜へる御謂に因ることゝ見えて、いとも畏き御定になむありける、然るを古くも今も人の死れば、其魂は盡に夜見國に歸といふ説

のあるは、あなかしこ伊邪那岐大神のいみじくもおもほし定賜へる、その神御處をおもひ奉らず、また大國主神の幽冥を掌り治し看す、幽冥の妙なる謂をも順考へず、いとも忌々しき曲說にて、骸ことのかぎりになむ有ける、略〇中なほいはゞ、人魂のすべては、夜見に歸まじき理は、神代の事實によりて知のみならず、人の生出る所由、また死て後の事實を察ても曉るべきは、まづ人の生出ることとは、父母の賜なれども、その成出る元因は、神の產靈の奇しく妙なる御靈によりて、風と火と水と土と四種の物をむすび成し賜ひ、それに心魂を幸賦りて、生しめ賜ふことなるを、死ては水と土とは骸となりて、顯に存在るを見れば、神魂は風と火とに供ひて、放去ることゝ見えたり、此は風と火とは天に屬き、土と水とは地に屬べき理の有るによりてなるべし、然在ばこれも人の神魂のなべては、夜見に歸まじき一の理なり、然るは神魂はもと產靈神の賦たまへるなれば、その元因をもて云ふときは、天に歸べき理なればなり、然れどもおしなべて然在べき、たしかなる事實も古傳もいまだ見あたらず、さて人死て、神魂と亡骸と二つに別たる上にては、骸は汙穢ものゝ限りとなり、さて夜見國の物に屬く理なれば、その骸に觸たる火に汙の出來るなり、また神魂は、骸と分りては、なほ淸潔かる謂の有りと見えて、火の汙穢をいみじく忌み、その祭祠を爲すにも、汙のありては、その享を受ざるなり、現に見たる事實に試考へたるも、淨と不淨と、その差別の灼然を、かく汙穢を忌み惡む魂の、その穢の本つ國、また汙穢の行留る處なる、夜見に歸く由のいかであらめや、略〇中然在ば亡靈の黃泉國へ歸てふ古說は、かにかくに立がたくなむ、さもあらば此國土の人の、死てその魂の行方は何處ぞと云ふに、常磐にこの國土に居ること、古傳の趣と、今の現の事實とを考わたして、明に知らるれども、萬葉集の歌にも、百足らず八十の隈路に手向せば過去し人にけだし相むかも、と詠る如く、此顯明の世に居る人の、たやすくはさし定め云がたきことになむ、そはいかにと云ふに、遠つ神代に、天神祖命の御定ましゝ大詔命のまに

まに、その八十隈手に隱坐ます、大國主神の治する冥府に歸命まつれば也、抑その冥府と云ふは、此顯國をおきて別に一處あるにもあらず、直にこの顯國の內、いづこにも有なれども、幽冥にして現世とは隔り見えず、

〔古史傳二十三〕かくて、年老期至りて死れば、形體は土に歸り、其靈性は滅ること無れば、幽冥に歸きて、大國主大神の御治に從ひ、其御令を承給はりて、子孫は更なり、其緣ある人々をも天翔り守る、是ぞ人の幽事にて、產靈大神の定賜ひ、大國主神の掌給ふ道なる故に、纂疏に、幽事、神道也と言へりと通ゆ、○中略さて君上は、いかに聰く明に坐せども、現世人の傚にし有れば、人の幽に思ふ心は更なり、惡行にても顯に知られざるは、罰むること能はず、善心善行も顯ならぬは、賞給ふこと能ざるを、幽冥事を治給ふ大神は、其をよく見徹し坐て、現世の報をも賜ひ、幽冥に入たる靈神の善惡を糺判ちて、產靈大神の命賜へる性に反ける罪犯を罰め、其性の率に勉めて、善行ありしは賞み給ふ、纂疏に、人爲惡於幽冥之中、則神罰之、爲善獲福亦同之と言へるは是なり、

〔玉手襁四〕大國主神の、幽冥事をしろし看こと、區て申せる古傳はかくの如くにて、荒魂は大地の官を掌りて、大國魂と坐し、和魂は有ゆる地祇を掌りて、大物主と坐して、御國の幽冥のみに非ず、有ゆる萬國の幽冥をも悉しろし看こと、日月の大御神たち、是御國に生坐して、其御光を萬國に照し幸へ給ふ道理に同くぞ有ける、

〔神道獨語〕漢土の聖人は、漢土の人の性質風俗に就て、敎の道を建たり、天竺の釋迦は、天竺の人の性質風俗に就て、敎の道を建たり、凡敎の道は、其國民の性質風俗に就て建る故、其敎の趣各異也、又敎の道は、其國民の惡事を防がん爲に起る也、我日本の人の性質風俗は、防ぎ禁ずべき惡事なきが故に、吾國の聖神は、敎の道を建給はざりし也、されば敎の道なきは、吾國の貴き所也、敎の道なしとて、何ぞ恥る事あらん、何ぞ他國を羨む事あらんや、○中略惡ならざる故、敎の道を建るに

及ばざる也、されば敎の道なきは、我國の貴き所なるを、後代の人、其所に心づかずして、日本は夷狄の國（夷狄とは、外國を指て、賤しめ稱する詞也、自國を夷狄と稱する事はなし、）なるゆゑ、道なしと云て、賤しむる事有に依て、恥しき事に思ひて、何人の所爲かはしらず、天照大神の敎の道也と僞て、儒佛の兩道、心學理學を混雜し、牽强附會して、神道と云一道を妄作せり、

〔秦山集一〕秦福鄕曰、後光明帝、甚信儒敎、師彝倫庵、輕神道、不用佛法、嘗勅供獸肉、有司以御內膳正將施庖丁、而忌其不祥、不敢下手、歷代人、而皆不肯、終棄之、尋御淸所出火、內裏炎上、翌年新殿未成帝患疱瘡崩、此帝世率稱聖帝、然未合神慮歟、浮屠家乃謂佛之祟、凡帝所以改正皆復舊、可惜之甚、

〔古事記燈上〕神武帝の御祖は、いかばかり遠く久しくおはしましけん、さればしりがたきにて事たりぬべきをや、とにかくに此帝、この御國を一統し玉ひて、天子となり玉ひし事疑なく、それまではこの一國中、かの八十梟帥がたぐひのごとく、おのがちから〳〵に地を領して所々にすみ、いづれを此國の主ともなくてありしなるべし、されば神武帝の御祖も、この帝の御世までは、ただ一方の魁首にぞおはしましけんとおぼしき也、この故に此上卷のうちに說たまへる天神は、悉神武帝の大御身のうちなる御神氣に御名づけましゝものにて、地祇はみな、天下衆人の神氣なる事うたがひなき事也、この神々、神武帝の大御身のうちにかくおはしましゝかば、今の世のあやしき我等が身のうちにとても、いかでかなからん、この神々あらんうへは、何事か思ふにかなはざらん、貴賤にわたして敎とすべきは、此所謂也、

〇按ズルニ、右ハ富士谷成元ノ著ナリ、

〔末賀能比連〕御國は、應神天皇ノ御世ニ、異國ヨリ渡來テ、始テ文字ヲ用習ヘリ、應神ヨリ天武マデ三百年バカリ、カノ阿禮ガ誦習タル御記錄共ハ、此三百年ノ間ニ作リタルモノナルベシ、應神ヨリ上ツ方、神武天皇マデ千年バカリ、神武ヨリ上ツ方ハ、又幾年ヤ經タリケン、凡テ文字ナキ國ヘ、

其事ハタ言傳ノミニシテ、消タル例ノ中ナレバ、上ツ世ノ古事ハ、後ノ天皇ノ御慮ニ令成ツル秘事ナリケリ、御國ノ史讀ン人、ヨク此旨ヲ意得テヨ、天照ト云御名ノ類モ、後ニカケル諡ニテ、天津日ニ配奉タル義ナラン、

〇按ズルニ、右ハ市川匡麿ノ著ナリ、

〔葛花上〕上世ノ古事ハ、後ノ天皇ノ御慮ニ令成ツル秘事ナリ、

御慮に令成つるとは、いひざまあやしくて、いかなる意とも分りがたきを、難者の心をおしはかるに、此段は、應神天皇の前、文字なかりし世々の古事は、皆その後の天皇の御心もて、よきさまに造り成し給へる物にて、實の事にはあらずといふ意なり、おなかして、

〔德川禁令考後聚五〕奇怪異說ヲ主張セシ者處刑ノ件

一弘化四未年四月十八日、松川町壹丁目家主五郎右衛門、并同人地借、多門鎗次郎樣御家來梅辻大内藏、右兩人、寺社御奉行久世出雲守樣御役所江被召出、右大内藏方江同居罷在候、同人父飛驒儀、去午五月廿一日、青山大膳亮樣寺社御奉行御勤役中、御吟味筋有之、揚屋入被仰付候處、追追御調之上、右飛驒儀ハ、遠嶋被仰付、悴大内藏儀ハ、京都上加茂社人、山本和泉山本内藏右兩人江御引渡相成、五郎右衛門儀ハ、不埒之筋無之ニ付、御構無之旨被仰渡、一件落着致候、御吟味中委細之儀ハ、公用留ニ記シ有之、

一京都上加茂社人、梅辻飛驒儀、相役人差留候を不取用、神道修行、且ハ助成筋推量、社役名代、并人別等程能取計與候樣、社人之内岡田下野江及內談、加茂社人ニ而、位記口宣をも申請候身分、奉仕社之勤を打捨、所々遍歷之上、御府內住居罷在、年來歸京不致、殊ニ悴大內藏ハ、加茂社中人別ニ而、社役相勤候ものに候を、右次第押隱、武家方奉公爲致、且加茂攝社之內、太田明神社頭おゐて差出候守札者、社人岡本伊豆ニ限り、取扱候社中之定に候を、一己之取計を以、紛敷札守猥ニ

差出し、其上社中之もの共、建角身命より傳來之致、他江洩候儀不相成、社法之處、取用宜樣可仕成、爲右命別號八咫烏命相承之神道、相傳いたし候旨申成、他人神道其餘國學者歌學者等、日本書紀神代之卷等、文字之儘素讀いたし候得共、同書は譬諭を以、天地之理を書別候儀ニ而、事跡ニハ無之、且神は靈驗有之抔申唱、木ニ目鼻附候神佛江向、祈禱致候も功驗可有之謂無之、紙に畫附候札守は、愚昧之者を爲迷候仕法之旨、又者蠶は亡國之虫にて、美麗之衣服出來いたし候より、農民減少、荒地出來、酒宴遊興之取持に相成、多分之魚鳥を殺し、喧嘩口論人殺等に至り、或は材木を伐荒し、山崩川埋候儀等種々之災害を引出、右書に相見候、筑紫日向者、國名に而、素盞嗚命者形體無之旨、傳來と僞、品々異說を附會いたし、建角身命より、年來追に相後れ、勅撰に相成候神代之卷等之文義を、右命相承之由に而、神道烏傳大意抔と標題いたし、奏神樂之記と題名之分、加茂社は外社頭と譯違ひ、金銀錢米錢等有形之品許容無之、世人大切に所持いたし候、不忠不孝之類、胸中之妄念三十八箇條者、自己に作り出候人間不用之品、却而神慮珍敷感應可有之間、奉納可致旨等、自己之作意を以、奇怪之儀書綴、何れも彫刻之上世上江相廣め、人心誑惑爲致、其外社人之身分、所々市中寄場江罷出、銘々より出錢爲致、右之趣講釋いたし、其節に相越候者共、尋ニ應じ、世上諸之譯合、存付事共爲說聞、猶取用宜樣可致と、人々出席聽聞可致旨、御奉行所より、寺社門前等江御沙汰有之候旨申觸、剩右書中に、智識高僧と唱、上手に人氣を開し候僧侶共を被賞、大師國師上人等之號を被下候、未來を怖れ候柔弱より事起、當時僧侶四百萬人も可有之、右體無益之遊人に扶助致候高、七百萬石にも可至、最麗病之御手當ニ而、小國には過分之驕奢に有之、既に右より國中及困窮餓死之者、夥敷出來致候得共、更に心附る者無之、神代之卷に、八岐大蛇と有之、大蛇はおそるゝと訓じ、時候不順に候得ば、五穀不熟、餓死人出來、右は、人君之不德に而、天保七八之頃、餓死人有之候は、實に君子之可恐ものゝ所、生靈死靈可恐抔、五

六十歳之大人、千萬石之主君も、小兒同樣之儀申唱、人民之餓死をも不構は、苦勞無之境界之旨等、恐多事共書列、時世を愚弄いたし候段、御政道を批判之筋に相當、不憚公儀仕形、右始末不屆に付、遠嶋被仰付候段被仰渡候、〇中略

弘化四未年四月十八日

京都上加茂社人ニ而、多門館次郎方ニ奉公致罷在候、　梅辻大内藏

右上加茂一社總代

山本和泉

山本內藏

古事類苑

神祇部四十五

神職上

古事類苑

神祇部四十五

神職上

神職トハ、其社ノ神ニ承事スル職ニシテ、神饌ヲ獻ジ、幣帛ヲ供シ、社殿ニ宿直シ、社ノ内外ヲ清潔ニシ、常ニ修理ヲ加ヘテ傾覆ノ患ナカラシメ、祭祀祈禱ニ從事スルモノニテ、其職名頗ル多シ、

祭主ハ、祭祀ノ主タルモノニテ、伊勢神宮ニ限リテ之ヲ置キ、諸ノ神職ノ上ニ位シ、多クハ神祇大副ヲ以テ之ヲ兼ネタリ、

國造ハ、往古ハ一國ノ庶政ヲ掌リシモノナリ、孝德天皇ノ朝ニ、初メテ國郡司ヲ置キシヨリ、國造ハ主トシテ祭祀ヲノミ掌リシガ、漸々ニ廢絶シ、出雲杵築紀伊日前ノ二社ニノミ、此稱存シテ近代ニ至レリ、此二國造ハ固ヨリ其社ノ長官ニシテ、昔時ニ在リテハ、其補任ハ朝廷ニテ別ニ其式ヲ設ケテ之ヲ行ヘリ、猶ホ國造ノ事ハ、杵築日前ノ二社篇、及ビ官位部ニ在リ、

宮司ハ、主トシテ神社ノ營造收税等ノ事ヲ掌ルモノナリ、

神主ハ、神ニ承事スル者ノ中ニ於テ其主タルモノナリ、後ニハ又營造等ノ事ニ關セルモノアリ、凡テ神主ノ名ハ、或ハ禰宜祝ヲモ併稱シ、或ハ神職ヲモ總稱セリ、

禰宜(ネギ)、祝(ハフリ)ハ、並ニ專ラ祭祀ニ從事スルモノナリ、而シテ祝ハ亦神主禰宜ヲモ併稱スル事アリ、後世ニハ禰宜モ或ハ神職ノ總稱トナル、然レドモ區別ナキニアラズ、故ニ其地位ヲ云ヘバ、

禰宜ハ祝ノ上ニ在リ、神主ハ禰宜ノ上ニ在リ、而シテ神主ハ、宮司ノ命ヲ受ケテ禰宜祝ニ令スルモノナリ、又舊制神主禰宜祝ハ、八位以上及ビ六十以上ノ人ヲ用キル、ソハ此三職ハ、八位及ビ六十五以上ノ人ト同ジク、課役ヲ免ゼラレ、六十以上六十四以下ノ人ハ半輸ナレバ、(六十五以上ヲ耆トシ、六十以上六十四以下ヲ老トスルハ、天平寶字二年ノ制ナリ、)此類ノ人ヲ用キル時ハ官ニ於テ費ス所少キ故ナリ、女禰宜ヲ用キルモ其意同ジ、女モ亦不課ナレバナリ、其職掌ニ就キテハ、三職共ニ祈年月次新嘗ノ祭ニハ、其社ヨリ使トシテ神祇官ニ造リ、官幣ヲ受ケテ其社ニ獻ズル等ノ事アリ、」內人(ウトンビト)ハ伊勢神宮等ノ神職ナリ、其中ニテ大內人ハ後ニ外考ニ預ル事トナレリ、禰宜ノ下ニアリテ、物忌父小內人等ヲ率キテ宿直シ、或ハ神饌ヲ調フル等ノ事ヲ掌ル、物忌ハ童男女ヲ用キル、其父ヲ物忌父ト稱シ、物忌ヲ佐ケテ宮守地祭鹽燒酒造等ノ事ニ從事ス、

神職ニハ種々ノ名アレドモ、其社ニ限レルアリ、年代ニ因リテ沿革アルアリ、職ハ同ジクシテ名ヲ異ニスルアリ、名ハ同ジクシテ職ヲ異ニスルアリ、今ハ唯一偏ニ就キテ言ヘルニ過ギズ、此條預、行事、檢校、神殿守、棚守等ノ名アレドモ、復タ一々之ヲ辨ゼズ、

宮司神主ノ補任セラルヽヤ、往古ハ、太政官ヨリ符ヲ發シ、式部省神祇官國司ニ下シ、既ニ途ニ上レバ粮食及ビ馬ヲ給シ、又秩限アリ、解由ヲ交付スルコト概ネ國司ニ同ジ、禰宜ノ如キハ秩限ナシト雖モ亦外考ニ預ル、而シテ春日梅宮ノ社司ノ如キハ、氏上卽チ藤原氏橘氏ノ長者ノ選擧スル所トス、又宮司神主ノ喪ニ遭フ時ハ、通常官吏ノ如ク解任スルノ制ナレドモ、其闕ヲ補ハズシテ、喪闋レバ復任スルヲ例トス、凡テ神職ノ罪ヲ犯スヤ、國司ノ輙ク科決スルヲ聽サズ、多クハ祓ヲ科セ、或ハ解任ニ止ムト雖モ、其重キハ或ハ流死ニ至ルモノアリ、

神職ニハ兩社ヲ兼ヌルモノアリ、又國司守護衛府等ノ職ヲ帶ブルノミナラズ、或ハ高位高

官ニ陞リシモノ多シ、大中臣意美麻呂ガ中納言ト爲リ、清麻呂ガ右大臣ト爲リ、輔親ガ正三位ト爲リ、能隆ガ從二位ト爲リシガ如キハ、並ニ祭主ナリ、近世ニ至リテハ、神職ノ二三位ニ登リシモノ𡋽多カレドモ、昇殿スルヲ得ズ、然レドモ其高卑ヲ擇バズ、總テ姓若クハ苗氏ヲ稱シテ、一般人民ノ上ニ立チ、其服ニハ束帶衣冠布衣等ノ類ヲ用キタリキ、

神職ハ概チ祭神ノ神孫若クハ祭神ニ緣由アル一氏族中ニテ擇ブヲ例トス、伊勢神宮ノ祭主宮司ハ大中臣氏、宇佐神宮ハ大神宇佐ノ二氏、賀茂神社ハ鴨氏ナルガ如キ是ナリ、而シテ其中ニハ父子世襲ナルモアリテ、後世ハ此類ヲ最多シトス、

名稱

〔運歩色葉集志〕神職　神官　社家　社人

〔書言字考節用集人倫四〕神官（ジングワン）　神職（シンシヨク）　社人（シヤニン）

〔神道名目類聚抄神官五〕社司（シヤシ）社家（シヤケ）　神官ノ總號ナリ、但職ニアヅカルベキ神官ハ社司ト呼、職ニアヅカラザルハ社司ト呼事ナシト云、是モ社法ニヨリテノ事ナリ、

祠官（シクハン）　社家ナド云ニ同ジ、神官ノ總號ナリ、〇中略

社人（シヤニン）（ミヤツカヘ）　神官ノ總號ナリ

祭主

〔伊呂波字類抄左畳字〕祭官　祭主

〔神道名目類聚抄神官五〕祭主（サイシユ）　神宮棟梁ノ職ナリ、藤波ノ家、此職ヲ譜代シ玉フ、

〔倭姬命世記〕廿六年丁巳〇垂仁冬十月甲子、奉〻遷于天照大神於度遇五十鈴原河上〻〇中略爾時皇大神倭姬命乃御夢喩給久、我高天原爾坐弖見志國乃宮處波是處也、鎭理定理給止覺給支、于〻時倭姬命幷御送驛使安倍武渟河別命、和珥彥國葺命、中臣國摩大鹿嶋命、物部十市〇市一本作〻千根命、大伴武日命、幷度會大幡主命等仁御夢狀具令〻敎知〻給支、〇中略于〻時送驛使等朝廷遷詣上、倭姬命御夢狀細返事白支、爾時天皇聞食氐、卽大鹿嶋命祭。官。定。給。支、大幡主命神國造兼大神主定給

支、神館造立、物部八十友諸人等率、雜神事取總捧（氏）太玉串供奉、

〔二所大神宮例文〕祭主次第

第一御食子大連公（天見屋根命廿一世孫、可多能祐大連公一男也、推古天皇元年任、在任十六、）

國子大連公（可多能祐大連公二男也、舒明天皇御代任、在任十六、）

國足朝臣（國子一男、孝德天皇元年任、在任十八年、）

大島朝臣（可多能祐大連公末孫、許米連一男也、天智天皇元任、在任十二、）

意美麻呂（國足一男、始爲祭主、改祭官字爲主者也、天武天皇元任、在任廿七年、）

〔職原抄上〕神祇官

垂仁天皇御宇、天照大神鎭座伊勢國度會郡五十鈴河上之時、命中臣祖大鹿嶋命爲祭主、其後葉代代爲祭主、朝廷被置官以後、神祇官伯（曾爲祭主頭）伊勢神宮祭主、又各別、

〔官職秘抄上〕神祇官

祭主　大中臣二門流中、居副祐爲祭主、重代者任之、雖六位補之、永補是、一門流不任之、邂逅拜任之例皆爲不吉、又無官者不補之、仍類宜爲祭主、辭大副、以賜家成申任祐、而依氏人訴狀、以類宜如先任副、被停家成職掌、

〔百寮訓要抄〕神祇官

祭主　百官には入ざれども、次にしるし侍る也、伊勢大神宮の事を司る、昔は可然人もなりけるにや、今は一向地下の者にて有なり、二位三位などになれども昇殿などする事なし、

〔延喜式四伊勢大神宮〕凡神嘗祭幣帛使、取王五位已上卜食者充之、其年中四度使祭主供之、若有故者、取官（○神祇官）幷諸司官人及散位中臣氏五位已上充之、五位已上有故障者、六位亦得、

凡神祇官符無祭主署者、神宮司等不得奉行、

〔新任辨官抄〕神宮解狀事
大神宮禰宜等言上謂内宮也
豐受宮禰宜等言上謂外宮也
已上皆副祭主解申上之、無祭主解者不申上之、又有次第解、祭主以奏狀付官、官付職事也、
○按ズルニ、祭主ノコトハ伊勢神宮神官篇ニ詳ナリ、參看スベシ、

國造

〔伊呂波字類抄古疊字〕國造
〔書言字考節用集三官位〕國造コクザウ日本紀、成務帝四年、始開國郡、別封境、設國造云々、近世雲州杵築社家有此遺名、
〔神道名目類聚抄五神官〕國造　國造ハ今云國ノ守ナリ、出雲國杵築ノ神主、紀伊國日前宮ノ神主ハ、則其國造ナリ、今尙件ノ兩社ノ神主ヲ國造ト云、
〔古事記傳七〕國造は、上代には、職にて卽加婆禰カバネなりしを、やゝ後には、加婆禰は別に有て、其氏の中に國造あり、さて國々に宰を置れて後、國造は國司の下に立て、多くは郡領などに任れり、さて漸に衰ゆきて、後世には遂に國々の國造絕て、今世まで其名の殘れるは、出雲さては紀國などのみなり、
〔倭訓栞前編久入〕くにのみやつこ　日本紀に國造をよめり、後世の國司の如し、其國の宮社を祭れば、みやつこの名ありといひ、またもと其地を開き造りたる意成べければ、くにづことよみて事足ぬともいへるはともに非なるべし、日本紀に諸の仕奉る人等を總擧るには、必す臣連伴造國造と並べいへり、國造は諸國にて其國を治るをいふ、今音をもて呼り、其絕ざるは出雲にのみ遺れり、紀州日前、備中吉備津宮、因州宇都都〇都都恐部誤宮なども同じ、孝德の御宇に、國造を郡司にせられしは、神事に預る事なかりけん、文武の時に、神事をも兼行はせられたり、かくて後神事に言よせて、公事をかくことありしかば、桓武の時より、又國造は神事のみにて、別に郡司は置れし也とい

へり、

○按ズルニ、本書備中吉備津宮ニ國造ノ遺レリト云フハ誤ナリ、

〔古事記傳七〕今世まで國造の殘れるは、此國〇出雲と紀國とのみにて、中にも此國造名高し、此二國造は、昔より他に異なりしにや、貞觀式に此を任す儀を載られたり、

○按ズルニ、國造ハ類聚國史ニハ、神祇部ニ收メタリ、當時既ニ神事ニノミ關レルガ故ナラン、

〔古事記上〕天菩比命之子建比良鳥命、此出雲國造〇中略等之祖也

〔日本書紀二神代〕一書曰、高皇產靈尊〇中略勅大己貴神曰、〇中略汝應住天日隅宮者、今當供造、〇中略又當主汝祭祀者、天穗日命是也、

〔古事記傳七〕此出雲國造又大社の神主たる起なり

〔懷橘談下神門郡〕杵築

むかしは一國造たりしを、穗日命四十八世の孫、國造孝時三子あり、嫡子清孝多病にして無子、二男千家の祖孝宗、亦不肖にして父に不從、故に三男北島の祖貞孝家督を繼にぞ有ける、時に清孝が母孝時を諫て曰、清孝多病也といへ共爲嫡男、願は一代神職を繼て後、貞孝に神火を繼しめ給へかしと、孝時許之、建武三年清孝神火を繼て、後に父の命を背き、當職を二男孝宗に讓る、貞孝奏聞を經て、任父之讓狀神火相承侍る、是より兩國造に分れ、年中行事祭禮をも月代に勤め侍る、

〔續日本紀七元正〕靈龜二年二月丁巳、出雲國國造外正七位上出雲臣果安、齋竟奏神賀事、神祇大副中臣朝臣人足、以其詞奏聞、是日百官齋焉、自果安至祝部一百一十餘人、進位賜祿各有差、

〔祝詞考下〕此神賀の詞を奉る事は、紀には、元正天皇靈龜二年二月に出雲國造外正七位上出雲臣果安齋竟奏神賀事〇中略といへり、是より末は紀に絶えず見えたり、然るを日本紀に見えぬは、是のみならず、上つ代より有來れりし神事どもの漏たる事甚多し、されば此事上つ代より

有しは、右の靈龜二年の紀の文をおしても知られ、又此詞式に載たる祝詞どもの中にて、たぐひなく古き文なるをおもふに、舒明天皇の飛鳥岡本宮の頃の文にやあらん、淸見原の宮〇天武までは下らじ、

〔續日本紀十六聖武〕天平十八年三月己未、外從七位下出雲臣弟山授外從六位下、爲出雲國造、

〇按ズルニ、出雲國造ノ補任、叙位、及ビ神賀詞ヲ奏スル儀等ノ事ハ、杵築大社篇ニ詳ナリ、

〔先代舊事本紀十國造〕紀伊國造

橿原朝〇神武御世、神皇産靈命五世孫天道根命、定賜國造、

〔古事記傳二十二〕木國造、〇中略貞觀儀式に出雲國造と紀伊國造とを任ス式を載られたり、他國造とは殊なる由あるなるべし、殊なる大神を齋祭る故なるべし、此國造は、日前國懸二大神の御官にて、今に至るまで此氏相續て、紀國造と稱ふ、其系圖を見るに天道根命を始祖として、日前國懸兩大神、天降坐之時、御從率仕ふと記せり、

〔古事記中孝元〕天皇〇中略又娶木國造之祖宇豆比古之妹山下影日賣、生子建內宿禰、

〔續日本紀九聖武〕神龜元年十月壬寅、名草郡〇紀伊大領外從八位上紀直摩祖爲國造、進位三階、

〔因幡民談一〕一宮宇陪神社緣起

當社ハ武內大臣ヲ祭ル所ノ神社也、〇中略其子孫國中ニ繁榮シ、郡鄕ヲ分チ國ヲ治ム、其一國ヲ司リ治ルモノヲ國造ト號ス、國造トハ上古ノ詞ニテ、クニノミヤツコト讀リ、則後ノ世ノ國司ノ義也、其後朝廷ヨリ姓ヲ賜、伊福部氏トナル、古國造ノ子孫一人當社ニ仕ヘ祠官トナル、其ヨリ代々當社祭祀ノ事ヲ司、餘ノ子孫ハ後ノ世ニ斷絕スレドモ、此一流ハ神社トトモニ傳リ、今ニ殘リテ先祖官位ノ號ヲトリ、神官ナガラ國造ト云、〇中略又祠官ノ國造伊福部ハ、代々禁裏ニ參內シテ四位五位ノ官位ヲ給フ、五十餘世承嗣、雲ノ上人ニ不異、常ニ乘輿ニノリテ土ヲ蹈ズ、凡人ハ見ルコトサヘナラザル樣ニテ、神威ト同ク之ヲ崇ム、神領庄園數多クシテ、一族親類泛々ト榮エ、屋宅衣

食華麗ニシテ乏キ事ナシ、殊更六神官來トテ、尾室、橋本、堀、谷尾、岩倉、ヲリタ、此六人ハ諸社家中ノ頭トシテ、國造ノ下ニテ、諸事評議ヲ窮メ神事ヲ行フ、〇中略扨當社滅亡ノ比ノ國造ハ、末無官ニテ、新介信世ト云、當社燒滅ノ後ハ、昔ノ神領祠田ハ奪取レヌ、屋宅貲財ハ僧坊ニ逢、歳月ヲ送、家業ハナシ、朝夕ノ炊烟絶々ニテ、日々ニヒツマル消息、涸轍ノ魚ニ異ナラズ、無爲方燒殘サレシ代々神社ノ舊記勅宣、其外ノ記錄ドモヲ集メ笈ニ入、自是ヲ荷擔シ、神官四五人何國ヲ指トモナク迷出、出雲ノ杵築ハ、是モ國造ノ大跡、同職ノ神官ナレバ、是ヘ便リ、哀憐ヲナス事モヤト、當社ノ滅亡ヲ嘆キ、止住扶持ノ望ヲナセドモ、イカニ流浪ノ旅人ナリトモ、大社ノ神職ヲ下人ニハ成難シ、崇敬モムヅカシク思、彼處ノ逗留叶難ケレバ、國ニ立歸ベキ樣モナシ、持來神秘ノ記錄ヲ先々深泊シテ、外國ノ塵土ニ成ナンモ無勿體ト思ヒ、是ヲ集メ封ヲ付、行先落著ノ所有之候ハヾ、谷尾ト申者ヲ取ニ進セ候ハン、渡シ被下候ト云テ、杵築ノ國造ニ預置キ、其ヨリ阿波ノ國ニ所緣アルヲ尋テ、彼國ヲ經廻ストモ、甚々敷所モナカリシカバ、又神官ノ勸ニヨリ再當國ニ歸リ、衰窮貧窶ノ身ニテ、終ニ當社ニテ病死ス、跡ヲ嗣男子モナク、六歲ニナル息女一人有ケルヲ、神官ドモ一家ノ親類ノ子ヲ養子トシ、配合シテ跡ヲ嗣セケル、神官ノ中異論アリテ、尾室橋本彼是爭ケレドモ、國造絶ユレバ尾室ヲツグト云事、昔ヨリ言傳明白ナレバ、尾室方ヨリ是ヲ嗣、則國造宗信ト云、國造信世流浪ノ內、雲州ニ留置シ記錄ノ外、身ニ隨ヒシ卷物、當社ヘ持カヘリ有之シヲ、宗信幼少ナリトテ、巨濃郡ニ住スル一族ノ者預リ置シガ、國造ノ一跡ヲ奪ント思、宗信後ニ成人シテモ是ヲ返サズ、已及爭論、光政公〇池田ノ時代、遂ニ對決シテ、再宗信方ヘ被返進、

〔寛曆集成綜論錄十八寺社〕延寶三寅年七月

石見國一宮物部大明神國。造。

金子左京藤足付名代

社家

庵原内記

石見國　出雲國　因幡國　伯耆國　安藝國　周防國　長門國

右物部大明神社頭先年類燒、此度再建付、爲助成勸化御免、寺社奉行連印之勸化狀持參、當寅九月より來巳十月まで四ヶ年之間、御料私領寺社領在町社家共可致巡行候間、志之輩者、物之多少によらす可致寄進旨、御料者御代官、私領者領主地頭より可申渡候、

七月

右之通可被相觸候

〔神名帳考證土代石見〕安濃郡物部神社

神主ハ河合國造ト云フ、此社ハ銀山御領内也、河合國造、姓ハ物部ニテ、金原氏也、石見國造ト云フ、

篤胤云、金原ト云ハズ、金子ト云フトゾ、

〔北窻瑣談三〕隱岐國造の家に、昔より傳へ持てる驛路の鈴あり、國造左京の時は、余も親しくなりしかば、其鈴をも見たり、〇中略國造名は幸成、姓無く、官位なく、神孫にて、神代より今に相續せり、詩歌をも好みて、交り廣き人なりき、

〔隱州視聽合記二周吉郡〕下西村

北ノ高原ニ、總社ト號シテ大社アリ、花表籬拜殿本宮美シテ且舊リタリ、四方ノ松杉皆大ニシテ、靈場他ニ異タリ、社司ヲ國造ト云、渠言ニ曰、天武天皇勅命アリテ事之、〇中略古來傳曰、若酢大明神ナリト、

按、神明帳隱州周吉郡有玉若酢命一座、乃可爲此神、然則其所由來者尚矣、

〔一話一言二十二〕隱岐國造驛路鈴

隱岐國周吉郡總社大明神號、幷司職億岐國造家系之由來、寶物等傳來之儀相尋候處、總社大明神者、人皇十二代應神天皇之御宇鎭祭仕、社稷之靈神ニ而、內藤三座祭、中殿者、大己貴命、玉若酢命、左者、素盞嗚命、稻田姬命、右者、辭序維命、事代主命、總而六神三座、延喜式神名記出候所者、玉若酢神社御座候、

一國造號傳來之儀者、舊事國造本紀ニ、隱岐國造者、輕嶋豐明御宇神○皇觀松彥伊呂止命五世孫、十總命姬賜國造、と出申候、職號傳來之所、據に御座候、其後職掌變改仕候而、貞治七年今年改元應安、之六年ニ此、之御教書と申傳所持いたし候、古記、

隱岐國總國造職之事

藤原朝臣義介

右以人被補任彼職也、宜承知勿違失、地下依仰執達如件、

貞治七年卯月十七日　　左兵衛尉源義親判

口上覺

一隱岐國造之儀御尋に付、私覺悟之趣左に申上候、

一國造家柄之儀者、國史にも記有之、從往昔神職連綿、正統之家筋にて、尋常之社家とは聊相違有之候、當國造儀、天明六午年、當家執奏を以、從五位下隱岐守に致任官、右在京中、同人驛路之鈴秘藏之由達天聽、寬政二年鷹司殿下依御內命、當家故二位殿より、驛路之鈴可致持參旨被達候處、早速持參仕、二位殿殿下へ被差上、宮中に被爲留置、御遷幸之御用に達し、翌亥年唐櫃に納め御下ゲ被下置、黃金一枚御下行、奉頂戴候之由承知仕候、右之外御用之儀御座候ハヾ、京都へ申登仕樣相調、具ニ書上可申候、以上、

正月十四日　　吉田殿家　鹽田兵庫

〔天保集成絲綸錄五十六寺社〕寬政七卯年五月

寺社奉行江

隱岐國總社大明神司職
億岐國造

銀五枚

右持傳候驛路鈴上覽被遊候付、書面之通被下候間、其段可被申渡候、被下銀者御納戸頭相談、可被請取候、

〔簾中抄 下 百官〕伊勢大神宮司

大宮司　少宮司

〔撮壤集 上 神祇〕大宮司　少司

〔書言字考節用集 四 人倫 官職〕大宮司ダイグウジ 神職

〔神道名目類聚抄 五 神官〕大宮司ダイグウジ オホミヤノツカサ　伊勢、熱田、鹿嶋、宇佐、阿蘇等ノ神宮棟梁ノ職ナリ、蓋伊勢ニテハ祭主ノ次ナリ、是モ譜代職ナリ、伊勢ニテハオホミヤヅカサト稱シ來レリ、又小宮司ト云職モアリ、

〔皇大神宮儀式帳〕一初神郡度會多氣飯野三箇郡本記行事

同朝庭〈○孝德〉御時仁、初大神宮司所稱、神庤司中臣香積連須氣仕奉支、是人時仁度會山田原造御厨、改神庤止云名氏、號御厨、卽號大神宮司支、

〔三代實錄 十八 清和〕貞觀十二年八月十六日丙申、加置伊勢大神宮司一員、

〔延喜式 四 伊勢大神宮〕凡大神宮司二員、大宮司一員、正六位上官、少宮司一員、正七位上官、

〔三代實錄 四十 陽成〕元慶五年八月廿六日壬寅、制定伊勢大神宮大宮司一員正六位上階、小宮司一員正七位上階、先是神祇官言、大神宮司元置從六位階一員、而去貞觀十二年加置一員、大小無別、職掌不分、同稱受領、交爲爭論、望請定置大小員、遷代之日分付受領、一准長官任用者、勅聽之、〈○又見類聚三代格〉

〔宮司系圖沙汰文〕醍醐天皇延喜二年、大中臣文道を以て、初て權大司を被加補、大司少司の間に被置之候、以上大司權大司少司を三員の宮司と申候、宮司と申候は三司の總名、大司權大司少司と申候は、各一員の名にて御座候、又司中とも申候、又權司少司をば、任司の宮司と申候、其後は相續き三司を被任候て、或は少司權司に轉補いたし、權司より大司に轉任、或は祭主に昇進の例も御座候、嘉曆のころまで、大司權司少司三員御座候、亂世のころ、いつとなく權司少司ハ絕果申候て、大司一員僅に相殘申候、又一任六年の儀も、今代は交替不仕候、凡大神宮の儀、元始は治世の御事にて、古記分明に御座候へども、斷絕は皆亂世の事故、時節不慥候、

〔類聚國史十九神祇〕弘仁八年十二月庚辰、伊勢國多氣度會二郡雜務悉預大神宮司、交替付領、一同國司、以國司不獲行決罰也、

〔宮司系圖沙汰文〕宮司職分ハ、神八郡幷諸國封戶の神政を執行ひ、神稅を勘定仕、其帳を京都主計寮主稅寮へ送申候、其神稅を年中祭料に用ひ、又神宮諸院諸宮の御修理を沙汰し奉り候、今も假殿遷宮、又ハ御葺萱等は宮司より相勤申候、

〔東大寺要錄四〕太□□符　太宰府

應令大神宇佐二氏□八幡大菩薩宮□事

右得太宰府解偁、○中略寶龜二年和氣朝臣淸麻呂任豐前守、此時大神託宣、以田麿宛吾宮司、仍申官、即田麿任大宮司、池守任少宮司、○中略

弘仁十二年八月十五日

〔類聚三代格一〕太政官符

應令國司出納八幡大菩薩宮雜物事

右得太宰府解偁、太政官去延曆十八年十一月五日符偁、府解偁、太政官去年十二月廿一日符偁、大

菩薩幷比咩神封一千四百十戶、宜納府庫者、豐前國解偁、神宮司申云、比咩神封六百十戶之物、與大菩薩封物、共納府庫、由是春秋祭料、無物可用者、所申有實、謹請處分者、右大臣宣、奉勅、宜府官檢校、割充祭料、所殘雜物便納神宮、仍卽府官宮司相共出納者、府依符旨相共出納、而道路稍遠、有煩遣使、加以檢前例、神宮當國等司、相共檢掌出納、望請准先例、付國與宮、共令出納、但年終用狀、勘錄令申、謹請官裁者、右大臣宣、奉勅依請、

大同三年七月十六日

〔類聚三代格〕一太政官符

應收納神庫充用祭料氣比神宮封租穀事

右得神祇官解偁、彼神宮司大中臣安根解偁、檢案內、太政官去延曆十二年二月廿七日下越前國符偁、宮司大中臣魚取解偁、封租穀、須勘納神庫、充用祭料、而國更徵納官庫、充用他色、臨彼祭時、不肯下行、度々祭事由其闕怠、望請勘納神庫、充用祭料、謹請官裁者、右大臣宣依請、國依符旨、行來既尙矣、而去弘仁元年介橘朝臣永繼、與宮司有所相論、以件租穀、更納官庫、而宮司無意相爭、專任國行、自爾以後、積習爲例、充用遠郡、運漕之間、殆過祭期、神事疎略、大概在玆、貢神之物、豈可如此、望請徵納神庫、以省申請之煩者、官檢案內、件租穀專壹神用、不充他色、然則納於官庫、還無公益、納於神庫、尤有便宜、望請重仰國宰、據准舊例、徵納神庫、以充祭料、謹請官裁者、右大臣宣依請、但至于出納件物、國司宮司相共行之、

元慶八年九月八日

〔類聚三代格〕一太政官符

應令停止分神封鄕寄神宮寺事

右得神祇官解偁、坐越前國正一位勳一等氣比大神宮司中臣清貞解偁、檢舊例、太政官去齊衡三年

四月七日下國符偁、寺別當與神宮司、共可勘知封物出納者、自爾以降、相共勘知、先納神宮、後分寺家、是宮司之處分、非國宰之所行、而國去九月二日送神宮寺移云、依別當僧平鎮牒狀、分足羽郡野田村封郷、爲神宮寺料者、宮錄無例之狀、副郡司禰宜祝等申文、再三移送、而曾無報移、又未改行、因玆平鎮等入接封郷、徵妨調物、供神之物、先爲僧侶之食、役社之輩、遁移寺家之人、國宰所行宮司難制、望請官裁被停分郷、但宮司依例總納封物、供神之後、隨色頒行者、中納言兼右近衞大將從三位行春宮大夫藤原朝臣時平宣、奉勅依請、

寛平五年十二月廿九日

〔日本紀略二朱雀〕天慶元年六月廿七日壬寅、授筑後國高良神主、豐前國宇佐大宮司、近江國日吉社禰宜等五位階、　十月九日、香椎大宮司賜爵、

〔類聚符宣抄一〕太政官符太宰府

應補任坐筑前國宗像宮大宮司正六位上宗形朝臣氏能事

右得神祇官貞元三年八月五日解偁、彼宮司幷氏人等、去天延二年二月五日解狀偁、此宮從世初之時、已爲日本之固、其奇異緣起、不可勝計、謹檢舊例、去天慶年中以往、不置件宮司、只以神主職、爲雜々執行之長、其時口慶度々祭、只臨山海、爲先漁獵、而藤原純友凶亂和平之後、登坐正一位勳一等之階、爰源清平朝臣、爲彼時大貳之間、可言上公家奉授菩薩位之由託宣頻了、仍且注託宣旨、言上解文、且爲使少貳藤原朝臣惟遠、奉授菩薩位矣、自爾以來、長停獵山漁海之祠祀、修法施登覺之善根、年首歲末、並薰香花、或五日、或三夜、延僧侶唱法味、移彼田獵之料、宛此功德之施、于時大貳清平朝臣可置宮司職、令執印勸行之由、初以定行之日、以神主令兼行、其後繼蹤任來之間、未有必蒙官符、只就府國遞以競望、仍雖神田地子三時六度祭料、而更闕其用、枉爲臏勞、因之神宮雜務、莫不陵遲、是則不蒙官符、補任作職之所致也、重檢傍例、坐筑後國高良大神宮司、代々國司、以郎等一人、補任檢按職、令執印行

事、毎至遷替之日、不辨勤惰、并以京上、仍去安和二年八月五日初蒙官符、補任大神宮司、以降神威彌嚴、修治無怠、加以當國住吉香椎筑紫竈門筥崎等宮、皆以大宮司、爲其所之貫首、而當宮以一人兼任、無分置其職、故是於等之例、事寄似輕、方今件氏能、巳爲擬任之職、能知先祖之風、才幹相備、尤足推擧、仍言上如件、望請神祇官被言上於官、下給官符於太宰府、以件氏能被補任大宮司職、將令執印勤行、然則社務無闕、祠祭有勤者、官依解狀、謹請官裁者、中納言從三位兼行左衛門督源朝臣重光宣、奉勅依請者、府宜承知依宣行之、符到奉行、

右中辨藤原朝臣　　　左少史牟久宿禰

天元二年二月十四日

〔朝野群載六神祇官〕太政官符太宰府

應以正六位上宗形朝臣氏道補任筑前國宗像社大宮司長任職事

右得氏道去四月廿九日解狀偁、謹檢案內、當社之例、大宮司秩滿之後、氏中以爲長者之者、被補任件職、累代之例也、今氏道尤當其任、望請官裁、因准先例、被補任大宮司職者、正二位行權中納言兼治部卿太皇太后宮大夫藤原朝臣伊房宣、依請者、府宜承知依件行之、符到奉行、

左中辨藤原朝臣　　　右少史大宅眞人

應德元年七月廿七日

〔朝野群載六神祇官〕太政官符太宰府

應以正六位上膳伴宿禰範宣補香椎社大宮司職事

右得範宣去二月十七日解狀偁、大宮司是先祖相傳補任來尙矣、近則高祖父公武經行等也、而範宣永保元年九月十日執行之處、恒例神事有勤無怠、然間任先例武實依爲譜第、去寬治元年十月所補任也、爰今年秩滿巳了、幸相當其運、誰成競望哉、望請官裁、任次第被補任者、正二位行權大納言兼中

宮大夫源朝臣師忠宣、依レ請者、府宜承知依レ宣行レ之、符到奉行、

左中辨藤原朝臣　　左大史小槻宿禰

寛治七年十二月七日

〔平治物語 三〕頼朝遠流附盛安夢合事

兵衛佐殿〔頼朝〇源〕ハ尾張國熱田大宮司季範ガ女ノ腹ナリ、男子二人女子一人ゾオハシケル、

〔保暦間記〕同〔〇治承五〕年二月十三日、宇佐宮大宮司公通、早馬ヲ以テ九國住人等太宰府ノ下知ニ隨ハズ、源氏ニ心ヲ寄スト申タリ、

〔阿蘇宮文書〕下、阿蘇三社中司氏人祝部供僧等所、定補大宮司職事、

宇治惟次

右人補任彼職畢、任先例可レ令レ執行社務之狀、所レ仰如レ件、神官等宜承知敢勿違失、故

建久七年六月十九日　　政所〔判〕

補任阿蘇社大宮司職事

宇治惟次

右補任彼職如レ件、但於十二月朔幣并上分稻事者、可レ爲大宮司沙汰之狀如レ件、

建久七年八月一日　　平〔判〕

〔古簡雜纂 四〕宗像社大宮司職事

右件職、氏國相傳之上、帯故右大將家御下知、年來執行社務之處、去建保三年爲其時領家按察、被レ致濫妨之刻、爲故右大臣家御沙汰、令レ經院奏、被還補畢、今爲御代始之向、給身暇所レ令歸國也、任先御成敗、無相違可レ令安堵之狀、依レ仰下知如レ件、

貞應元年七月廿七日　　陸奥守平

〔常憲院殿御實紀二〕延寶八年閏八月朔日、月次朝會あり、〇中略香取大宮司、〇中略物獻じ御承繼を賀し奉る、十一月朔日、朝賀例に同じ、〇中略熱田大宮司、〇中略獻物し御繼統を賀す、

〔有德院殿御實紀二〕享保元年七月三日、增上寺大僧正詮察はじめ、諸宗の僧侶拜賀す、〇中略宇佐大宮司到津中務公著は手助五懸を獻す、廿八日、月次の朝會あり、〇中略鹿嶋大宮司、〇中略そのほか遠近の寺社、御繼統を賀し奉る、

〔有德院殿御實紀四〕享保二年三月十五日、月次例のごとし、〇中略熱田大宮司千秋大齋季成をはじめ、遠國の寺僧社人、御繼統を賀し奉る、

〔類聚大補任豐前國〕延喜二年壬戌
權大司始加任事
正六位上大中臣文通九月十三日始加任、權大司、在任六年、祭主小老男、嫡子安麿男、豐後守蛩作三男、散位雄貞二男也、

〔類聚符宣抄一〕太政官符式部省
　應補任豐前國八幡大菩薩宮權大宮司正六位上宇佐公貴文事
右右大臣宣、奉勅件公貴文宜補彼宮權大宮司者、省宜承知依宣行之、符到奉行、
右大辨位　　　位左大史
　　應和二年四月十七日

〔續日本後紀十五仁明〕承和十二年七月丁卯、常陸國言、依去年二月廿七日符、補任鹿嶋大神宮權宮司、庶務之勤不異正任、而奉幣朝使、只給正任當色、不給權任、祭禮之場、同官異色、望請准據正任、將預給例者、聽之立爲恒例、

〔鹿嶋志下〕權宮司は當時斷絕、片岡神主といへる是なるべし、

〔延喜式十八式部〕凡諸神宮權宮司、秩滿年終解任、

〔尾張名所圖會三愛智郡〕熱田

廟司

權宮司一員。　尾張氏の祝詞師にて、田島を假名とす、天火明命の裔孫にして、今〇天保年間に至るまで尾張宿禰と稱す、

〔三代實錄 清和九〕貞觀六年八月十五日己巳、是日制、筑前國香椎廟司、以六年爲任限、

〔延喜式 式部十八〕凡諸神宮司并櫃日廟司、以六年爲秩限、

〔類聚符宣抄 一〕太政官符太宰府 内

正六位上勝伴宿禰公武

右去年十一月十四日、任筑前國香椎廟宮司、畢、府宜承知依例施行、緣海之國、亦宜給粮、符到奉行、

從四位上　　從五位上

長保四年三月十九日

神主

〔下學集 上態藝〕神主(カンヌシ)

〔書言字考節用集 四人倫〕大神主(オホカンヌシ)　神職　神主(カンヌシ)

〔神道名目類聚抄 五職官〕神主(カンヌシ)　一社ノ上首ナリ、勅許ノ職ナリ、

〔東雅 五人倫〕覡　神主は神事を主るの義也、

〔祝詞考 上〕神主 其神に親く仕奉る人也

〔古事記傳 二十三〕神主は、神に奉仕る主人たる人を云稱なり、

〔日本書紀 九神功〕九年春二月、足仲彥天皇〇仲哀崩於筑紫橿日宮、時皇后〇中略命群臣及百寮以解罪改過、更造齋宮於小山田邑、　三月壬申朔、皇后選吉日入齋宮、親爲神主、

〔古事記 中崇神〕此天皇之御世、疫病多起、人民死爲盡、爾天皇愁歎而坐神牀之夜、大物主大神顯於御夢曰、是者我之御心、故以意富多多泥古而令祭我御前者、神氣不起、國安平、是以驛使班于四方、求謂意富多多泥古人之時、於河內之美努村見得其人貢進、爾天皇問賜之汝者誰子也、答曰、僕者大物主大

神、娶陶津耳命之女活玉依毘賣生子、名櫛御方命之子、飯肩巢見命之子、建甕槌命之子、僕意富多多泥古白、於是天皇大歡以詔之、天下平、人民榮、卽以意富多多泥古命、爲神主、而於御諸山拜祭意富美和之大神前、○中略因此而疫氣悉息、國家安平也、

〔日本書紀五崇神〕七年八月己酉、倭迹速神淺茅原目妙姬、穗積臣遠祖大水口宿禰、伊勢麻績君三人、共同夢而奏言、昨夜夢之、有一貴人、誨曰、以大田田根子命、爲祭大物主大神之主、亦以市磯長尾市、爲祭倭國魂神主、必天下太平矣、天皇得夢辭、益歡於心、布告天下、求大田田根子、卽於茅渟縣陶邑、得大田田根子而貢之、十一月丁卯、以大田田根子、爲祭大物主大神之主、又以長尾市、爲祭倭大國魂神之主、

〔大倭神社註進狀〕家牒○大倭神氏曰、磯城瑞籬宮御宇天皇崇神七年秋八月癸卯朔己酉、穗積遠祖大水口宿禰等共同夢而奏言、昨夜夢有一貴人、誨曰、以市磯長尾市、爲祭倭大國魂神之主、必天下太平矣、天皇得夢辭、益歡於心、乃卜使物部連祖伊香色雄、爲神班物者吉之、冬十二月辛丑朔丁卯、命伊香色雄、而以物部八十手所作祭神之物、卽以大倭直祖長尾市、爲祭倭大國魂神之主、定神地神戶、

〔新撰姓氏錄大和國皇別〕布留宿禰
木事命男市川臣、大鷦鷯天皇御世、達倭賀布都努斯神社於石上鄉布瑠村高庭之地、以市川臣爲神主、

〔續日本紀十三聖武〕天平十年二月丁巳、筑紫宗形神主外從五位下宗形朝臣鳥麻呂授外從五位上、

〔續日本紀十七聖武〕天平十九年四月丁卯、大神神主從六位上大神朝臣伊可保、大倭神主正六位上大倭宿禰水守、並授從五位下、

〔三代實錄十二淸和〕貞觀八年二月十三日己未、神祇官奏言、大和國三歲神舊無神主、而新置之、致祟咎實

由此、仍更停焉、

〔類聚三代格　一〕太政官符

應置石清水山八幡宮神主事在山城國久世郡

從八位上紀朝臣御豐

右得護國寺牒偁、去貞觀二年、故傳燈大法師位行敎、奉爲國家、特以懇誠、所請大菩薩、奉移此山宮、自嘗以降、道俗男女集會祈祀、非無靈驗、仍令件御豐權充神主、供奉祭事、望請准宇佐宮、充置件職、將增神威者、右大臣宣、奉勅依請、

貞觀十八年八月十三日○又見三代實錄

〔類聚三代格　一〕太政官符

應准筑前國本社、置從一位勳八等宗像大神社神主事在大和國城上郡登美山

正六位上高階眞人人○八字依前田家本補、人下恐脱仲守二字、

右得氏人內藏權助從五位下高階眞人忠峯等解狀偁、件社坐大和國城上郡登美山、依太政官去年三月廿七日符旨、預官社訖、自從淸御原天皇○天武御世、至于當今、氏人等所奉神寶、幷園地色數稍多、高階眞人、累代繼次、執當社事、而今經世久遠、人意懈緩、或不勤守掌、紛失神寶、或彼此相讓、闕怠祭事、如是之故、屢致重祟、仍可准本社置神主狀、去年申官、而未蒙裁下、件仲守○守字依前田家本補天性淸廉、堪爲神主、望請早被補任、令掌神事、但待氏長擧被補、其替相替之限、一依格制、謹請官裁者、從二位行大納言兼左近衞大將源朝臣多宣、奉勅依請、

元慶五年十月十六日○又見三代實錄

〔中右記〕天永二年七月廿九日、有陣定、○中略住吉社神主所望者二人、氏人有先、權神主使元、定體如初、然者人々多勘定、但予治部卿二人、以氏上﨟可被成由定申畢、左大辨書定文、遣可清書歟、

〔賀茂社進雜記中社家〕崇德院御宇天承二年四月三日、山本神主成平補任せられぬ、禰足無雙なりし人なり、此次に成重、保延二年四月十三日貴布禰禰宜より神主に成、重繼片岡神主より久安元年に神主になさる、

〔台記〕久壽元年六月十五日丁酉、頭光賴朝臣來曰、賀茂禰宜重忠轉神主、

〔保曆間記〕元曆二年乙巳正月廿日、大夫判官義經、院ノ御所ヘ參テ、平家追罸ノ爲ニ、西國發向ノ由申ケレバ、○中略大夫判官都ヲ出シ日、住吉ノ第三ノ社ヨリ、鏑矢西ヲ指テ出ヌト奏聞シタリケレバ、院ノ御所ヨリ、種々神寶等ヲ神主長盛ニ付テ進ゼラレケリ、

〔太平記十五〕賀茂神主改補事
大凶一元ニ歸シテ、萬機ノ政ヲ新タニセラレシカバ、愁ヲ含ミ喜ヲ懷ク人多カリケリ、中ニモ賀茂ノ社ノ神主職ハ、神職ノ中ノ重職トシテ、恩補次第アル事ナレバ、咎無シテハ改動ノ沙汰モ難有事ナルヲ、今度尊氏卿、貞久ヲ改テ、基久ニ被補任、彼レ眉ヲ開ク事、僅ニ二十日ヲ不過、天下又反覆セシカバ、公家ノ御沙汰トシテ、貞久ニ被返付、此事今度ノ改動ノミナラズ、兩院ノ御治世替ル每ニ、轉変スル事掌ヲ反スガ如シ、

〔八幡社參記〕康正二年三月廿七日丙申、參詣石淸水八幡宮、○中略中山大納言自西方進出、取神主所持之幣持來之、予○足利義政跪取之、起兩段再拜、畢返之、大納言授神主、神主參神前申祝、畢返祝拍手、予同拍手、

〔歷名土代〕正四位下
大中家統大永五、十一、九、同八、七、廿九、從三位、春日神主、
大中家賢天文九、正、廿四、同十二、正、十九、春日社神主、同十三、三、九、從三位、

〔江戸鹿子三神社〕山王大權現永田馬場

神主　日吉大膳

神田大明神

神主　芝崎宮内

〔越後名寄神社三〕伊夜比古神社名神大

神主高橋氏、神領ヲ進退シ、彌彦一邑ノ庄司也、卜部家官家ヘ參リテ昇進スルト云事モナク、社頭ニ付タル職分計也、

〔倭姫命世紀〕廿六年仁○垂十月甲子、奉遷于天照大神於度遇五十鈴原河上、○中略爾時天皇聞食氐卽大鹿嶋命祭官定給支、大幡主命國造兼大神主定給支、

〔神宮雜例集一〕二所大神宮朝夕御饌事

一供奉始事

大同二年二月十日、大神宮司二宮禰宜等本記十四ヶ條內朝夕御饌條云、皇大神宮乎倭姫命戴奉天、五十鈴宮爾令入坐坐鎮理給時爾、大若子命乎、○大幡主命別名大神主止定給天、其女子兄比女乎物忌定給天、宮內爾御饌殿乎造立天、其殿爾爲天、拔穗田稻乎令拔穗拔天、大物忌大宇禰奈止共ニ爲天、令春炊供奉始支、

〔豐受大神宮禰宜補任次第〕大若子命一名大幡主命

垂仁天皇卽位二十五年丙辰、皇大神宮鎮座伊勢國五十鈴河上宮之時、御供仕奉爲大神主也、

乙若子命

景行天皇成務天皇仲哀天皇、三代之御世、大神主仕奉云々、

大佐々命

雄略天皇御宇、二所大神宮大神主、

神主御氣

天武天皇御宇、二所大神宮大神主、

〔二宮禰宜補任孚要集〕禰宜職被始補事

一員

內宮志己夫 大神主吉田三男也

外宮兄虫 大神主吉田四男、御氣一男也、

右人天武天皇卽位元年壬申、停大神主職、所被始置禰宜職也、

〔長秋記〕大治五年八月八日戊寅、向頭辨宅、相語云、八幡齋宮破損事、權神主所爲由神主兼孝語申、仍於官底可召問之、

〔公卿補任後小松〕應永六己卯年

散位 從三位 大中師盛 三月十一日叙、春日社權神主、

〔歷名土代〕正四位下

大中時具 天文十七、十二、廿一、同廿二、正、十六、春日社權神主、同廿三、三、廿五、從三位、

從四位上

大中家康 天文六、二、八、春日權神主、同七七口卒、

大中家賢 天文六、二、八、同七、七、九、轉春日權神主、

〔歷名土代〕正四位下

大中臣時宜 永祿二、二、八、春日社新權神主、同九、九、廿九、轉權神主、同十一月九日從三位、

大中臣家政 永祿六、八、七、同九、九、廿九、轉新權神主、

從四位上

大中時具 天文十二、正、廿八、春日社新權神主、

〔續南行雜錄〕春日社司

神長

大中臣者、後世朝廷權差其人奉仕本社、猶伊勢祭主、其後子孫代當其選、遂爲世家、其支庶見有七家、〇中略嘗初補新權神主、轉權神主、終于神主、

〔三島宮御鎭座本縁〕百四代後土御門院御宇、文明三年辛卯五月二十日、當島流戸明神、自河野敎通造營ニ付、遷宮之、大祝越智安守、擬神主越智神大夫、權神主越智三郎大夫、　兩人共名乘不相知、

〔三島宮御鎭座本縁〕百七代正親町院御宇天正五丁丑年二月十三日、越智安任大祝職拜賀砌、神官供僧エノ規式左之通、

地頭神主　村上河內守

大刀一腰、鳥目百疋、盞肴迄見遣、右之通、

島神主　島左衛門大夫

右同斷

擬神主　越智樋口大夫

鳥目三十疋、從大明神被下、大刀取次職僧又三十疋、

〔紀伊國名所圖會三編高野山四〕天野神社　神職

惣神主　丹生一麻呂家は社地の神にあり、大別器さて、自器に非れば飲食せず、旅行にも家僕に器を貢するを例とせず、

〔類聚國史十九神祇〕延曆十七年正月乙巳、勅、播社敬神、銷禍致福、今聞神宮司等、一任終身、侮瀆不敬、祟咎屢臻、宜天下諸國神宮司神主神長等、擇氏中淸愼者補之、六年相替、

〔類聚三代格一〕太政官符

神主遭喪解任服闋復任事

右撿案內、〇中略又或社有任神長事、乖通例、其有官符任神長者、宜改爲神主、

大同二年八月十一日

神長官

〔諏方社家文書集〕宮田渡

定

神宮寺并高部御普請役、有御免許之上は、僅彼所鄕之人足、宮中口廻り被致掃除之旨、被仰出者也、

仍如件、

天正八年十二月廿六日　　龍丸朱印　秋山紀伊守奉之

神長官殿

〔古史傳二十三〕諏方祝部〇中略神長官と云ありて神社の事を統領り、次に禰宜大夫と云あり、其次に權祝長坂氏擬祝伊藤氏副祝矢島氏と云ありて、長官以下を總て五官と云由なり、

禰宜

〔下學集上神祇〕禰宜

〔書言字考節用集四人倫〕禰宜ネギ神職、續日本紀、作禰義、

〔神道名目類聚抄五職〕禰宜ネギ　勅許ノ職ナリ、私ニ禰宜神主ナド稱スル事ハ、本式ニアラズ、一社ノ私ニシテ、唱ノ義ニアラズ、

〔倭訓栞前編二十二〕ねぎ　日本紀に祈をよめり、願ひの義、がひの反ぎ也、ねがぬは不祈也、職にいふ禰宜も、祈を假名書にしたる也、よて本朝月令には念義と記し、續日本紀には禰義とも見えたり、三代實錄に、大神宮氏人有三神主姓、荒木田神主根木神主度會神主是也と見えたり、根木も禰宜の義なるべければ、後世紛れて此姓は失ぬ、天文の比の戰將に禰宜氏あり、儀式帳にも禰宜氏无絕事とも、大神宮禰宜氏荒木田神主等とも見えたり、又禰宜神主首名、忍人等、始叙爵爲天平廿一年は先規錄に見ゆ、

〔皇大神宮儀式帳〕天照坐皇大神宮儀式并神宮院行事

纏向珠城宮御宇活目天皇垂仁〇中略御世爾、倭姬內親王爾爲御杖代、齋奉支、〇中略爾時宇治大內人仕奉、宇

治土公等遠祖大田命乎汝國名何問賜支、是川名佐古久志留伊須須乃川止申、是川上好大宮地在申、卽所見好大宮地定賜比氐、朝日來向國、夕日來向國、浪音不聞國、風音不聞國止、弓矢鞆音不聞國止、大御意鎭坐國止悅給氐大宮定奉支、中略○爾時大神宮禰宜氏荒木田神主等遠祖、國摩大鹿島命孫、天見通命乎禰宜定氐、倭姫內親王朝庭爾參上坐支、從是時始氐禰宜氏無絕事氐職掌供奉、

〔止由氣宮儀式帳〕一職掌禰宜內人物忌事

禰宜正六位上神主五月麻呂　長上

右人行事、補任日叙正八位下、後家之雜罪事祓淨氐、佗人火物不食、見目聞耳言語忌敬氐、宮內供奉、幷雜行事管掌、幷諸內人物忌等乎率氐、著明衣木綿手次懸氐、三節祭幷時々幣帛使參入時爾、太玉串捧持齋敬仕奉、又率諸物忌等、二所大神乃朝大御饌夕乃大御饌日別齋敬令供奉、又所管神社廿四社祭、諸率內人祝等、每年三度祭供奉、又率諸內人等、宮守護宿直仕奉、又率諸內人等、塞朝庭常磐石堅磐石爾令大坐、天下令有太平止祈申、

〔延喜式四伊勢大神宮〕

大神宮三座　禰宜一人從七位官

度會宮四座　禰宜一人從八位官

〔朝野群載六神祇官〕伊勢大神宮勅使祿法

大神宮　正員禰宜六人四位一人褂袴、五位五人各褂、

豐受大神宮　正禰宜六人四位大褂副袴、五位五人各大褂、

〔二所大神宮例文〕皇大神宮

荒木田遠祖奉仕次第

天見通命天見屋根命廿一世孫、大狹山命子、垂仁天皇御代奉仕、

荒木田最上彼己利命子、始賜荒木田姓、成務天皇御代奉任、

一員禰宜補任次第天武天皇元年停大神主、被補禰宜職、志己夫初之也、

禰宜神主志己夫大神主吉田主男、天牟羅雲命末孫也、

最世大物忌佐奚主子、自志己夫至最世一員奉仕也、一門十六人歴年、延喜廿三年三月六日任、在任廿年、

二員禰宜一禰宜行眞以後

村上天皇御代興忠應和元年十月廿四日加補二員、在任十八年、

三員禰宜茂忠以後

圓融院御代秋眞天延二年二月五日加補三員、在任十五年、

四員禰宜氏長以後

一條天皇御代厚頼正暦五年十二月十一日加補四員、在任二年、

五員禰宜重頼以後

一條天皇御代頼光一延利男、寛弘三年六月十一日任、在任十七年、

六員禰宜三禰宜重頼以後

一條天皇御代延親一氏長男、寛弘三年六月十一日任、在任卅年、

七員禰宜二實定以後

讃岐天皇御代氏實保延元年六月八日加任、在任十年、

八員禰宜經定以後

順德天皇御代延秀承久三年三月廿三日加任

九員禰宜入忠晉以後

後二條院御代仲滿嘉元二年十月十八日任、依位次爲八禰宜、

十員禰宜入忠晉以後

同御代

奉定嘉元三年十月日加任

〔二所大神宮例文〕豐受大神宮

度會遠祖奉仕次第

天牟羅雲命天御中主尊十二世孫、天御雲命子、

二宮兼行大神主

大佐佐命彥和志理命二男、垂仁天皇御代奉仕、

一員禰宜補任次第

禰宜神主兄虫御氣一男、在任十五年、

二員禰宜于時一禰宜康平於擬以雅風爲上座、

雅風禰宜冬雄一男禰大內人眞房二男、天曆四年閏五月加任二員、

三員禰宜貞元元年安緣辭中請勞之由、列廣闕之上、

安象高主男秋並男常相男也、天延二年二月五日加任三員、

四員禰宜彥晴眞爲先補禰宜、依年齒虫行兼之次、長保三年執時、

行象高主男秋並男常相五男也、永延元年十二月十六官符加任四員、在任十、

五員禰宜

滋象高主四男秋並男祿相四男、正曆五年七月加補五員、在任十六年、

六員禰宜

連信權禰宜有眞二男、寬弘三年八月加任六員、在任替六年、

七員禰宜

雅彥于時一禰宜彥忠養子、保延元年六月加任七員、

八員禰宜

大神主

大若子命彥久眞爲命子、垂仁天皇御代奉仕、

康房（一禰宜彥基男、永久三年三月加二補八員一、）

九員禰宜

行宗（一禰宜行忠次男、行忠以二自解一申レ之、嘉元二年十月三日加二任九員一、）

十員禰宜

貞蔭（于レ時二禰宜常尚、以二自解一申二補十員禰宜一、嘉元二年十月十二日任、）

〔神道名目類聚抄　五　神官〕長官（ナガツカサ）　伊勢禰宜ノ上首ヲ云

〔内宮長職次第記〕（四十四代）延基　延利子、僧院肇子、號井面長官、長元二年任禰宜、伯父頼親替、天喜元年任長官、禰宜五十一年、長職廿六年、

（四十五代）氏範　延親子、號矢乃長官、長元六年六月十四日得父延親之讓任禰宜、承暦二年任長官、禰宜五十二年、長職八年、

（八十八代）經長　經德子、號中川長官、文龜二年九月十五日轉任禰宜、二經任替、天文廿三年九月廿五日任長官、禰宜四十八年、長職十八年、

〔外宮長官記〕滿彥　號松木長官、

元和八年十二月廿二日任禰宜、五幸彥替、延寶四年九月十一日任一、同五年六月十一日叙從三位、同九年五月十一日叙正三位、禰宜六十年、長官七年、天和二年閏四月五日卒六十七、

常和　號檜垣長官、

寬永二年六月五日任、二轉彥替、天和二年閏四月五日任一、同三年六月十八日從三位、貞享四年四月廿八日正三位、長官九年、禰宜口口口、元祿十三年八月十三日卒、八十四、

〔外宮長官執印始儀式〕永正三年丙寅十月廿七日、檜垣常卿（一木長官）執印始（十月三日、西河原長官檜垣貞知卒去之替、）

寬文二年壬寅五月廿日、卯剋松木全彥（田中長官）執印始（去十四日、檜垣常長長官卒去替、）

延寳四年丙辰十二月十四日、一禰宜滿彦神主執印始、去九月十一日、松木全彦長官卒去替、

〔神宮雜例集二〕年中行事

四月十四日二宮供御笠事

内宮早旦供御簑笠、御笠縫内人役之、一禰宜事修。權任、參御前、申詔刀、神拜拍手、宜。

〔類聚符宣抄一〕太政官符式部省

應補任伊勢大神宮禰宜荒木田神主茂忠死闕替事

權禰宜正六位上荒木田神主延利

件延利爲譜第氏人之上、才壽兼備、最足其職、仍上奏如件、望請殊蒙天裁、早以延利被補禰宜職、將令勤神事者、左大臣宣、奉勅依請者、省宜承知依宜行之、符到奉行、

權左中辨　　　　左少史

長德元年八月廿五日

〔二所大神宮例文〕二所大神宮神主等始浴朝恩賞次第代始臨時

寛弘七年閏二月、二宮正權禰宜等叙一階、

〔小右記〕長元四年九月四日己酉、内外宮禰宜交名事、校遣、卽送兩宮禰宜申文等位注、内宮禰宜從四位下荒木田神主利方、(中略)權禰宜正六位上荒木田神主行長、權禰宜正六位上荒木田神主延長、權禰宜大物忌父正六位口荒木田神主氏眞、權禰宜大内人正六位上荒木田神主眞頼、〇下略

〔大神宮儀式解十六〕正員禰宜の外、權禰宜を補任する事、その始さりがたし、考に延喜以後寛和永延已前なるべし、大神宮例文、二所大神宮神主等始浴朝恩賞次第、永延三年三月、外宮權禰宜有眞と見ゆ、此比外宮權禰宜あれば本宮にはいよ〻あるべし、〇注略　又同條寛弘七年閏二月、二宮正權禰宜等叙一階、小右記長元四年九月、二宮禰宜一階の條、權禰宜の姓名多く記され、且内人物忌此職を兼たる事も見ゆ、その後の記文權禰宜職の事記すは計に遑あらず、

〔新任辨官抄〕神宮事

權禰宜（不定數、或及百餘人云々、近代祭主任意任之云々、）

〔類聚大補任（宇多）〕寛平九年（丁巳）十二月廿二日、被始置大神宮司檢非違使、豐受大神宮權禰宜春彥、

〔類聚大補任（朱雀）〕承平三年（癸巳）

豐受大神宮禰宜正六位上神主晨晴、（十一月廿日任、父春彥讓、在任十六年、父自解、元權禰宜大內人、）

〔權禰宜考證〕權禰宜の始めて古書に見えたるは度會春彥なり、○中略次度會晨晴なり、

〔權禰宜考證〕權禰宜の人數增減の事

元德元年十一月奏覽、度會系圖に載する所の權禰宜、五位以上三百十二人、○中略

文化十四年九月廿一日仁孝天皇御卽位、總位階交名に載する所の權禰宜、八十五人、

近來權禰宜の家數、逐々減少し、人數百人に滿つことなし、度會氏の衰微、まことにかなしむべき事なり、

〔豐受大神宮禰宜補任次第〕禰宜從五位下神主雅凰（在任廿一年、執印廿年、）

（首書）延喜廿三年三月九日、任大內人、乙長替、承平三年十二月四日、兼任擬禰宜、同六年九月九日、蒙本官符爲禰宜代、天慶五年四月七日、叙從八位上、天曆三年二月十三日、宣旨爲權禰宜、

〔大神宮儀式解十六〕權禰宜の中、官符權禰宜あり、これも祭主判任也、（官符の義未考得ず、）その職專ら番直に預れり、公文抄任料の所、官符權禰宜二匹、權禰宜一匹とあれば、その任權禰宜より重し、○中略又いつの頃よりか擬符權禰宜の稱あり、宮符權禰宜に准擬の義といへり、年中行事（公卿勅使參宮行事の所給祿）云々、官符權禰宜、上臈三人、擬符權禰宜、上臈三人あり（擬符權禰宜とは、六位にて未附の權禰宜をいふ歟、）、其餘記文あぐるに遑なし、官符權禰宜、擬符權禰宜、權禰宜各荒木田の氏人也、いつの代より官符權禰宜を補任せず、たゞ權禰宜のみとなれり、當時神官七號（井面、薗田、澤田、藤波、中川、世木、佐八、）の祠官の外、權禰宜あり、これも天見

通命の裔なり、されど中世兵亂の時、その家ながら異姓の人を養子とし、又非職無位にして、中四世の間、凡庸の人にて、通しける家々なり、子々連綿せざるまゝ、正員の禰宜に轉ずる事を得ず、これを地下權禰宜と稱す、

〔權禰宜考證〕權禰宜に三種ある事

權禰宜にも、たゞ權禰宜と稱すると、官符權禰宜と稱すると、擬符權禰宜と稱すると三種あり、權禰宜とばかり稱するは、四位五位に叙したる權禰宜なり、官符と稱するは、員數三人ありて、闕をまちて補任し、職掌ある權禰宜なり、擬符と稱するは、六位の權禰宜をいふなり、

擬符權禰宜に二種ある事

ふるき御竈木帳に、擬符權禰宜とあるは、六位の權禰宜なり、近世擬符權禰宜といふに二種あり、一は權禰宜のいまだ叙爵せず六位なるをいふ、則昔よりの擬符權禰宜なり、今一は異姓家相續の權禰宜、その身一代は、位階昇進つねの權禰宜に異なることなし、其子孫に至ては、權禰宜には補すれども叙爵せず、生涯正六位上なり、これを擬符權禰宜といふ、但權禰宜の家を繼ぐ時は、叙爵する事其家の子弟に同じ、此擬符權禰宜は明和の頃より始まるなり、

〔三代實錄〕十一 淸和 貞觀七年十二月九日丙辰、勅甲斐國八代郡立淺間明神祠、列於官社、卽置祝禰宜、隨時致祭、

〔今昔物語〕十六 備中國賀陽良藤爲狐夫得觀音助語第十七

今昔備中ノ國賀陽ノ郡葦守ノ鄉ニ賀陽ノ良藤ト云人有ケリ、錢ヲ商テ家豐カ也、〇中略 良藤ガ兄大領豐仲、良藤ガ弟統領豐蔭、吉備津彥神宮守ノ禰宜豐恒、良藤ガ子忠貞等皆家富ル者共也、

〔七十一番歌合〕下 六十二番

ねぎ

わが戀をいのると人のきゝやせむさゝやき聲にのと申さん

〔鹿嶋大神宮恒例祭事之次第記〕正月

七日大宮祭　大宮司、大禰宜、物忌、

是祭事正御殿御戸ヲ開、諸神官等毎年大宮司ヲ始テ、内陣奉納例祭、是即物忌役者ト成シ定、去年納分取出、奉納當年之分、彼物忌役出納之役ト云、

〔香取志上〕大御扉開

同夜〇正月元日にあり、神宮の祭祀に、正殿の御扉を開奉る事、一年に五度あり、此を五箇度の大神事と稱して、九十餘度の中に、最も尊み重みして、大宮司大禰宜兩家より始て、神官五十餘人、末々の者に至迄、都て百人許各預る所あり、沐浴齋戒して、謹みて嚴祭れり、是を大御扉開の神事と云、

〔類聚三代格一〕太政官符

應以女爲禰宜事

右撰格所起請偁、太政官去天長二年十二月廿六日符偁、承前之例、諸國小社、或置祝無禰宜、或禰宜祝並置、舊例紛繆、准據無定、加以或國獨置女祝、永主其祭、左大臣宣旨、自今以後禰宜祝並置社者、以女爲禰宜、但先置者、令終其身者、諸國依格、遵來年久、而太政官齊衡三年四月二日符偁、得神祇官解偁、檢案内、住吉平岡鹿嶋香取等神主、幷祝禰宜皆是把笏、自餘神社未預此例、祭祀之日拱手從事、望請三位已上神社神主、幷祝禰宜等同預把笏、以増神威、謹請官裁者、右大臣宣、奉勅入色者依請、白丁者不在此限者、如今諸國神社、其數巨多、國司偏稱靈驗、請増爵位、二三年間、或叙三位以上、因茲諸國雜色人等、皆補禰宜祝、莫非把笏、差使之人、職此之由、熟尋物情、諸社有祝、專主祭事、至于禰宜、有職無務、伏望除非先置社之外、新叙三位已上神社禰宜、依天長二年十二月廿六日符停把笏、以女補任、然則於公有益、於社無損者、中納言兼左近衛大將從三位藤原朝臣基經宣、奉勅依請、

貞觀十年六月廿八日

〔大日本史神祇二十二〕按女子預神事、自上世而然、天鈿女之供奉神樂尙矣、太祖作顯齋、授道臣以嚴媛之號、必有以也、崇神帝以後、祭天祖必使皇女承之、然是禮也、恐非始于帝、其在同牀共殿之日、蓋常使天姬侍之、故有此例也、古語拾遺曰、大宮賣神侍於天祖御前、猶今世內侍以善言美詞和君臣間、令宸襟悅懌、是固貴重之職、非女巫女祝之比、其使皇女侍祠者、或本于此、而諸社往往使女子承祠、或亦因此等例歟、附以備考、

〔續日本紀聖武十七〕天平勝寶元年十一月辛卯朔、八幡大神禰宜外從五位下大神社女、○中略賜大神朝臣之姓、

〔八幡愚童訓〕氏人事
爰清丸宇佐ノ勅使ニ參シタリシ時、女禰宜ガ託宣ヲ信ゼザリシカバ、御寶殿動事一時計ニシテ、忽ニ御殿ノ上ニ紫雲ソビキ、中ヨリ滿月輪ノ如シテ出マシマス、和光宮中ニ滿テ身毛竪ケリ、清丸頭ヲ傾テ目ニアテ奉ニ、明ニ御形ヲ現ジ玉フ、止事無キ僧形ノ御長一丈許也、清丸汝託宣ヲ不信女禰宜ガ奉仕スル元由ヲ知ズヤ否、女禰宜ハ受職灌頂ニカナフ者ヲ撰仕ゾ、カノ位トハ妙覺朗然ノ位ニ相叶フ、彌陀佛ノ變化ノ御身也、汝託宣ヲ可用、吾誓願ヲ發シテ、三身ノ神體ヲ現ジテ、善惡ノ道ヲコトワル也、今汝ガ宣命ハウケズ、此旨ヲ奏聞スベシ、汝科ニ當ンカ、神吾ヨタ相助ベキ也トアリシカバ、女禰宜マデモカルシムベカラズ、可恐々々、

〔百練抄四圓融〕永觀二年六月廿九日、安樂寺託宣于禰宜藤原長子、

〔本朝世紀〕久安五年八月十九日戊辰、今日宇佐宮女禰宜幷神官少々、參一院御所、有訴申彼宮大宮司公通事、件女禰宜乘小輿參入、寬治頃依責金事、被召上宇佐命婦之時、雖申乘小輿可參之由、公家不許、所請仍乘車參云々、今度無其沙汰如何、

〔天滿宮託宣記〕正曆三年十二月四日御託宣、禰宜藤原長子、今月早旦七申云、依例天昨夜御前七候

宿禰、今曉寅時計乃夢中仁、廟君乃仰仁云、以汝傳仰(倍木)事有リ、不罷去天可候志、(中略)○其後寅時許爾、禰宜長子託宣云、寺司等可召者、卽大宮司安倍近忠ヲ以天御託宣乃旨ヲ令記牟、

〔伊呂波字類抄 波人倫〕祝(ハフリ)(神官也)

〔運歩色葉集 葉〕祝子(ハフリコ)

〔書言字考節用集 四人倫〕祝(ハフリ)(漢郊祀志註、主祭之贊詞者、)

〔令義解 一職員〕神祇官

祝部(謂爲祭主贊辭者也、其祝者、國司於神戸中簡定、卽申太政官、若無戸人者、通取庶人也、)

〔古本令集解 二職員〕問、神祇令云、仲冬上卯相嘗祭、義云、大倭住吉云々等也、神主各受官幣帛而祭之、衞禁律云、神部不覺減二等、監神亦減二等、物記云、禰宜波布里。。。是神部也、神主是爲監神、假於多社者、多朝臣、今按此等文、可有禰宜神主、而唯擧祝一色、若約祝部之句乎、

〔說文解字 示一〕祝(祭主贊詞者、从示从人口、)

〔祝詞考 上〕祝部(其社の事を執人也)

〔東雅 五人倫〕覡　祝讀てハフリといふ、義詳ならず、舊事紀に、古語古俗、衣を白羽といひしとみえて、ハソデなどいひしは、すなはち衣袖也、さらばハフリとは、袖振などいひし事のごとく、起舞して神を樂しむるものを稱せしにぞあるべき、然るを後には遂に大祝小祝などいふものゝ如き、職稱となりしと見えたり、

〔倭訓栞 前編二十四 波〕はふり　羽振の義、羽は衣袖をいふ、立まふ袖などよめる意なるべし、又鳥の羽振にかよはしよめる歌あり、

○按ズルニ、祝ヲハフリト訓ズルコトハ、古來其說ナキニハアラザレドモ、未ダ允當ナルヲ覺エズ、意フニハフリハ、ハラフノ義ニシテ、禳災ヲ謂ヘルナラン、卽チ禰宜祝ハ倶ニ祈福禳災ヲ

司ルモノナレバ、各、其職ノ一ヲ以テ分チテ名ヅケタルモノナルベシ、姑ク錄シテ明辯ノ出ヅルヲ待ツ、

〔日本書紀 八仲哀〕八年正月壬午、幸筑紫、○中略海路自山鹿岬廻之、入岡浦、到水門、御船不得進、則問熊鰐曰、朕聞汝熊鰐者、有明心以參來、何船不進、熊鰐奏之曰、御船所以不得進者、非臣罪、是浦口有男女二神、男神曰大倉主、女神曰菟夫羅媛、必是神之心歟、天皇即禱祈之、以挾抄者倭國菟田人伊賀彥爲祝令祭、則船得進、

〔日本書紀 九神功〕爰伐新羅之明年、○中略皇后南詣紀伊國、會太子於日高、○中略更遷小竹宮、適是時也、晝暗如夜、已經多日、時人曰、常夜行之也、皇后問紀直祖豐耳曰、是恠何由矣、時有一老父曰、傳聞如是恠、謂阿豆那比之罪也、問何謂也、對曰、二社祝者、共合葬歟、因以令推問、巷里有一人曰、小竹祝與天野祝共爲善友、小竹祝逢病而死之、天野祝血泣曰、吾也生爲交友、何死之無同穴乎、則伏屍側而自死、仍合葬焉、蓋是之乎、乃開墓視之實也、故更改棺櫬、各異處以埋之、即日暉炳爍、日夜有別、

〔日本書紀 十二履中〕五年九月壬寅、天皇狩于淡路嶋、是日河內飼部等從駕執轡、先是飼部之黥皆未差、時居嶋伊弉諾神託祝曰、不堪血臭矣、因以卜之、兆云、惡飼部等黥之氣、故自是後頓絕、以不黥飼部而止之、

〔萬葉集 四〕丹波大娘子歌
味酒乎、三輪之祝我、忌杉、手觸之罪歟、君二遇難寸、

〔續日本後紀 一仁明〕天長十年四月丁丑、授常陸國鹿嶋大神祝外從八位上勳八等中臣鹿嶋連川上外從五位下、

〔三代實錄 十一清和〕貞觀七年十二月九日丙辰、勅甲斐國八代郡立淺間明神祠、列於官社、○中略依明神願、以眞貞爲祝、同郡人伴秋吉爲禰宜、

〔類聚符宣抄一〕太政官符神祇官外印

應補坐土左國安藝郡從四位下口業神社祝從八位下布師首勝士丸事

右得彼官去七月廿一日解偁、彼社氏人社頭刀禰等解狀偁、件神坐郡內、靈驗別嚴、人民祈禱、無不到感、爰件勝士丸、年來之間、爲擬祝之上、天性貞廉、齒及六十、帶八位、既叶格旨、望請本官裁被言上於官、以件勝士丸被補正員祝、彌令到如在之禮者、加覆審、所申有實、望請官裁、被補正任祝、將令勤仕職掌者、正三位行中納言兼左衞門督藤原朝臣師氏宣、依請者、官宜承知依宣行之、符到奉行、

左少辨　　右大史

康保四年五月七日

〔千載和歌集神祇二十〕片岡のはふりにて侍りけるを、おなじ社の禰宜にわたらむと申ける頃、よみてかきつけ侍りける、

賀茂政平

さりともとたのみぞかくるゆふだすきわが片岡の神とおもへば

〔中右記〕嘉保二年四月十五日庚辰、今日賀茂行幸也、賀茂行幸上下社司勸賞、

上社司九人略○中

權祝從五位下賀茂成長讓男、父惟宗親傳○中略

下社司五人略○中

權祝從五位下鴨縣主職通讓藤實俊○下略

〔源平盛衰記四十三〕住吉鏑幷神功責新羅附住吉諏訪幷諸神一階事

元暦二年二月十六日ノ夜ノ子刻ニ、住吉社第三神殿ヨリ、鏑矢ノ聲出テ、西ヲ指テ出行ヌト當番ノ神人、幷祝等是ヲ聞由、神主長盛、幷權祝有遠奏狀ヲ進スル、

〔梵舜日記〕寛永五年三月四日、上賀茂氏人之權祝大藏來、　五日、賀茂權祝大藏少輔來、本社假殿之

神地祝戸之事、依當家之懸望、神地之祝戸令書大職ニ兼英相傳也、祝戸予令分別書之也、

〔諏訪大明神繪詞〕白河院ノ御宇、大祝神爲信（號神大夫）存日ニ、長男神太爲仲ヲ當職ニ立テヽ、社務ヲ執行シケルニ、〇下略

〔吾妻鏡 三十三〕曆仁二年（〇延應元年）十一月一日丙寅、近日信濃國司初任檢註事、有其沙汰、而諏訪五月會、幷御射山頭人等企訴訟、相當神事頭番之輩、有預免許之先例、但被優神事、雖被免其年、以後年於被遂行其節者、不可有免除之由云々、仍今日有評定、被尋問先例於當社大祝信濃權守信重云々、

〔藩翰譜 六諏訪〕因幡守源頼水は、六孫王經基の五男、右衞門尉滿快より九代、信濃國の住人、諏訪右衞門尉盛重が後胤なり、盛重が十五代の孫、信濃守政滿が時に至て、當國諏訪の大祝高家が爲に討れて、其所領を奪はる、

〔常憲院殿御實紀 一〕延寶八年八月十五日、月次拜賀、例のごとし、〇中略信州諏訪上社大祝名代、〇中略もの奉り、御機緒を賀し奉る、

〔筑後志略 神社〕高良玉垂神社
大祝家ハ、武內宿禰三十一代ノ裔、美濃理麻呂保續ノ第一子、武羅麻呂保義ノ後ナリ、文德天皇齊衡三年、大祝物部大繼ヲシテ、始テ笏ヲ把ラシム、

〔鹿嶋日記〕七日（〇文政三年十月）午の時ばかり、大宮司中臣連則瓊朝臣（右衞門）のもとをとぶらふ、なにくれとまうけしてあるじせられぬ、大祝卜部瓊綸（〇松岡亨中略）など、人々つどひてことふまヽに、神代紀のこうせちせり、

〔紀伊國名所圖會 三編四高野山〕天野神社（丹生四所明神と稱す、高野一山の鎭守なり、）祀神四座

一宮　正一位勳八等丹生津比賣大神（一祝總神主丹生一﨟、當社の神事を司る、）

二宮　正一位丹生高野御子大神（二祝子、丹生相見某、當社の神事を勤む、）

三宮　氣比大神社三。の祝。神事を勤む、于、丹羽某、宮

四宮　嚴嶋大神社四。の祝。神事を勤む、于、松島某、宮

神職

總神主　丹生一麻呂〇中略

二。祝。一人　三。祝。一人　四。祝。一人〇下略

〔倭訓栞前編二十四波〕はふり　諏訪の社には、擬。祝。部。副。祝。部。あり、

〔散木弃歌集一春〕修理大夫顯季卿六條の家にて、櫻の歌十首、人々によませ侍けるによめる、

けさみればさそぢの櫻咲にけり風のはふりにすきまあらすな〇又見夫木和歌抄

〔夫木和歌抄四春〕洞院攝政家百首花　家長朝臣

しなのぢや風のはふりて心せよしらゆふ花のにはふ神がき

〔袋草紙三〕俊頼歌云

しなのなるきそぢのさくらさきにけりかせのはふりにすきまあらすな、是ハ信濃國ハ極テ風早キ所也、仍スハノ明神ノ社ニ、風祝ト云物ヲ置テ、是ヲ春ノ始ニ、深物ニ籠居テ、祝シテ、百日之間尊重スルナリ、然者其年凡風閑ニテ、爲農業吉也、自ラスキマモアリ、日光モ介見ツレバ風不納云々、其意也、〇又見十訓抄

〔倭訓栞前編六加〕かせのはふりて　風祭の祝子也、夫木集に、

しなの道や風のはふりて心せよしらゆふ花のにはふ神垣、伊勢津彦神國をさりし時、大風起し去て後信濃國に住るよし伊勢風土記に見えたり、又式信濃國に風間神社あり、水內郡風間村也、信濃は風雪の國なるにより、風神を祭る、故に風祝部の名ありと俊頼髓腦抄に見えたり、

預

〔神道名目類聚抄五神官〕忌火(イムビ)　大和國三輪社ノ神主、近江國三。上。社。ノ。祝。、堅ク火ヲ忌テ、ツイニ他人ト同火セズ、其所ニ是ヲ稱シテ忌火ト云、神社考ニ曰、舊記ニ云、三上明神ハ、元正天皇養老年中、天ヨリ此處ニ降ル、名テ日本第一ノ忌火ト云、

〔類聚三代格一〕太政官符

應以女爲禰宜事

右撿格所起請偁、太政官去天長二年十二月廿六日符偁、承前之例、諸國小社或。置。祝。無。禰。宜。、或。禰。宜。祝。並。置。、舊例紛謬、准據無定、加以或。國。獨。置。女。祝。、永主其祭、左大臣宣旨、自今以後、禰宜祝並置社者、以女爲禰宜、但先置者、令終其身者、諸國依格遵來年久、○中略

貞觀十年六月廿八日

〔神道名目類聚抄五神官〕預　正ノ預、權ノ預ナド云職、石淸水春日社ナドニアリ、

〔類聚三代格一〕太政官符

應充正一位平野神社地一町事○中略

右得彼。社。預。從五位下卜部宿禰平麻呂解狀偁、謹檢舊記、延暦年中立件社之日、點定四至、奏聞旣訖、而社。預。等。不詳事意、無領此地、○中略

貞觀十四年十二月十五日○又見三代實錄

〔三代實錄四十光孝〕仁和元年二月八日甲午、是日勅、有司令返奉、以山城國愛宕紀伊兩郡官田七町百三步充同。神。社。○平野預。一人、御炊女四人月料祿、停給見米也、

〔類聚符宣抄一〕卜部從八位上卜部宿禰象延

右左少辨橘朝臣好古傳宣、左大臣宣、平。野。社。預。神祇權少史卜部好眞、依病辭退之替、宜以件象延補之者、

天曆三年七月廿五日　　右大史阿蘇廣遠奉

〔小右記〕寬弘二年三月十二日庚申、大原野御社神殿預狛茂樹宿禰、行啓日設前駈馬副等饗并馬秣蒭云々、仍今日給祿大褂、纏頭兩段再拜如拜神、太奇也、

〔建内記〕文安四年二月廿九日辛酉、吉田社第一御殿□□□□□在候烏食損、已穢神殿之上者、被行御卜、可被造替之由、預兼名朝臣注進、

〔二十二社註式〕梅宮

社司之事　人皇七十代後冷泉院、治十年、天喜三年始補預、于今相續、

〔台記〕久安三年五月廿七日己丑、時信來傳法皇勅曰、仲遠仲兼子補梅宮正預事、任近例是定可補也、

〔類聚三代格〕一太政官符

應禁制春日神山之內狩獵伐木事

右被中納言從三位兼行左兵衞督陸奧出羽按察使藤原朝臣良房宣偁、春日神山四至灼然、而今聞狩獵之輩、觸穢齋場、採樵之人、伐損樹木、神明攸咎、恐及國家、宜下知當國、嚴令禁制者、國宜承知、仰告當郡司并神宮預、殊加禁制、兼復牓示社前及四至之堺、令人易知、若不遵制旨、猶有違犯者、量狀勘當、不得容隱、

承和八年三月一日　○又見續日本後紀

〔台記〕久壽元年九月七日丁巳、今日招左大辨仰下、春日社預二人、本六人也、而關白殿○藤原忠通長者間、加一人爲七人、余長者後仰曰、宜任舊爲六人、但非可解却本預、一人闕時不可補替者、其後預信春有罪解却、祐房有兼死去、三人辨祐二人也、有定祐政

〔春日若宮神殿守記〕應永卅三年九月二十六日、巳時ニ御事始ノ時、社司御出仕事、

正預延基殿　權預祐時殿　神宮預祐位殿　井原權預祐憲殿　加仁預延良殿　次預延光殿

加賀新預祐雄殿　北新預祐賀殿　南新預祐里殿

三十四年十一月一日、社司見參交名事

正預延基殿　權預祐時殿　神宮預祐位殿　井原權預祐達殿　加仁權預延良殿　次預延光殿

加賀新預祐雄殿　北新預祐賀殿　南新預祐里殿

〔春日權神主師淳記〕明應六年記

神主　正口　祐口（從四位上、明應五閏二月二十日、）

祐松（權預、正四位上、應仁二戊子閏十月廿八日、）　祐彌（加任預、寬正六己酉、十、廿八日、）　延光（次預、從五位下、文明七乙未十、一、）

延俊（神宮預、從五位、文明十四壬寅二、十九、日、）　祐梁（權預、從五位下、文明十四壬寅二、十九、）　祐辰（權預、從五位下、文明十四壬寅二、廿六、）

祐嗣（權預、從五位下、明應三甲寅七月廿日、）　祐維（權預、從五位下、明應五丙辰閏二月廿七、）

〔歷名土代〕正四位下

中臣祐園（天文十二、正、十二、春日社正預、同十九、四、四、卒、）　中臣祐恩（天文十七、正、十三、同十二月廿五春日社正預、同廿二、十、廿、從三位、正遷宮賞、）

中臣祐次（天文廿二、十、廿、春日社次預、正遷宮賞、）　中臣延時（天文廿二、十、廿、春日社權預、正遷宮賞、）

〔公卿補任（後陽成）〕天正十六戊子年

散位　從三位　中臣祐磯（春日社正預）

〔春日正預祐範記〕慶長十年

兩總官

正預祐範

權官

神宮預延豊　權預延實　權預祐途　次預延通

權預祐爲　新預延勝　加任預祐員　新預祐長

社務

〔續南行雜錄〕春日社司
春日社司有兩流、曰大中臣、曰中臣、中臣先祖時風秀行、初從神駕來自鹿島、因爲神宮、二人之後、見有九家、〇中略每先補新預、依闕遷權預、次第轉任、以正預爲最、其加任預、神宮預者、自初任即有此號、不復任、唯依巡直補正預、正預此謂修行、以社中事、無大小皆專修行也、〇中略
修行正預　正三位中臣祐俊新兵部　權預　從三位中臣延相大東右近
加任預　正四位下中臣延英富田內膳　神宮預　正四位下中臣祐舍今西隼人
權預　正四位下中臣祐友南木工助　權預　正四位下中臣延尙大西大藏
次預　正四位下中臣祐宜東地井主殿　新預　從四位下中臣祐用辰市淡路守
新預　從四位下中臣祐當辰市上總介

〔下學集上神祇〕社務シヤム

〔書言字考節用集四人倫〕社務シヤム

〔上杉問答〕一社務神主禰宜祝戶內大夫御子巫次第事
社務者令執務內外事職也、仍爲社官之長乎、石淸水、松尾、平野以下諸社、皆有此號、

〔吾妻鏡三十〕寶治元年五月廿四日辛亥、左衛門尉藤朝綱拜領伊賀國壬生野鄉地頭職、是日來難仕平家、懸志在關東之間、潛遁出都參上、募其功、宇都宮社務職無相違之上、重被加新恩云云、

〔殿中申次記〕六月〇正月日
一若菜　二合仍御大刀被下之　松尾社御師
一同　同　同社務

〔日本鹿子三攝津〕住吉大明神
社務　一人　四品

〔住吉名勝圖會 一〕攝津國一宮正一位住吉之神

神主號七家、曰板屋、曰柏、曰津守、曰大宅、曰神奴、曰大領、曰高木、是也、津守氏、此爲上首、稱之而以號社務也、

〔住吉名勝圖會 一〕住吉之社務津守利常傳曰、天慶五年五月、利常叙從五位、去天慶二年、依東西兵亂、被授諸國之神位一階、極位於神也、被授其社司位一階云々、

〔運步色葉集 左〕社司

〔書言字考節用集 四人倫〕社司(シヤシ)

〔中右記〕寛治四年二月十七日壬子、有行幸平野社、〇中略社司六人、或加級、或叙爵云々、

〔扶桑略記 三十堀河〕寛治五年三月八日丁卯、行幸日吉神社、社司有賞、

〔高倉院嚴島御幸記〕廿六日、〇治承四年三月、中略宮じまのありのうらに神はうどゝのへたてゝ、御はいわり、やしろづかさかりぎぬなどきたるもの、神はうもちてまいる、

〔百錬抄 十二順德〕承久元年五月十四日戊申、有軒廊御卜、日前國懸兩社司申、去四月十六日國懸宮御戸不慮外令開御事、

〔百錬抄 十四後嵯峨〕仁治二年二月十二日、去比鹿嶋社燒亡、垂跡以後無此災、但不開之御殿不燒云々、社司不參會、於御體者、供僧等奉取出云々、

〔吾妻鏡 五十二〕文永三年四月七日庚午、將軍家〇惟康親王御蚊幬之間、可有輕賤之由、施藥院使忠茂朝臣申行之、而依三嶋社神事、憚否被問陰陽道、無御參社之儀、何可有憚哉之由申之、又被尋社司之處、同申無憚之由、仍有此御擬、

〔公卿補任 櫻町〕元文二丁巳年

散位　從三位　祝行茂 八十七、日吉社司、十月十四日薨、

奧主

大夫

〔公卿補任 櫻町〕寛保三癸亥年
散位　從三位　祝資光六十七、日吉社司、
祝業明七十三、日吉社司、

〔吉田家日次記〕應永九年四月十七日庚午、申剋著衣冠參吉田社、〇中略末社司忠敦淨衣召具也、手水之後、參御前、始千度御祓、忠敦相共修之、

〔日本靈異記 下〕依妨修行人得猴身緣第廿四
近江國野州郡部内御上嶺有神社、名曰陁我大神、奉依封六戸、社邊有堂、白壁天皇〇光仁御世寶龜年中、其堂居住大安寺僧惠勝暫頃修行時、夢人語云、爲我讀經、驚覺念恠、明日小白猴現來言、住此道場而爲我讀法華經云、〇中略言僧然者供養行也、時獮猴答曰、無本應供物、僧言、此村籾多有、此乎宛我供養料令讀經、獮猴答言、朝庭臣既我、而有奧主、念之己物不免我、我恣不用、奧主者、即彼社司也、〇下略

〔松の落葉 一〕神の宮人を大夫といふ事
神のみや人を大夫といふは、むかしよりいひつる事なり、宇津保物語に、う月まつりの日、おふひかづら、いといつくしううるはしきさまにて、禰宜の大夫、かんのとのゝ御かたに、もてまゐりたりと見え、住吉物語に、此わたりに、さるべき人やすむとおはせられければ、かんぬしの大夫ぞのこそといへばと見えたり、加茂の禰宜、住吉の神主を、みな大夫といへり、公式令に唯於太政官三位以上稱大夫、四位稱姓云々、司及中國以下五位稱大夫、謂一位以下通用此稱とありて、大夫とは尊稱にて、一位より五位までを、ところによりていへるをもとにて、うつりたる末にては、たゞ尊びていふことゝせり、かく神のみや人をたふとみていふは、神わざのかろからぬゆゑにぞありける、

〔空穗物語 祭の使上〕四月まつりの日、おふひかづら、いといつくしううるはしきさまにて、ねぎ〇禰宜のたいふ、かんのとのゝ御かたに、もてまゐりたり、かづけ物し給ふ、

御師

〔住吉物語〕松の下にやすみ給ひけるに、十あまりなるわらはの、松の落葉ひろひけるをよび給て、おのれはいづくにすむぞ、此わたりをばいづくといふぞとゝへば、住よしとなん申、やがてこれに侍なりといへば、いと〳〵うれしき事ときゝて、此わたりにさるべき人やすむとおほせられければ、かん。ぬし。のた。いふ。ぞのこそといへば、略○下

〔殿中申次記〕正月十三日

一根井殿略○中參賀　日吉も參也略○中

永正十六日吉大夫、於庭上被御覽

〔常憲院殿御實紀二〕延寶八年閏八月朔日、月次朝會あり、略○中内宮年寄外宮山田三方の總代春木大。夫宗光山本大夫末辰、略○中みな物獻じ御承緒を賀し奉る、

〔有德院殿御實紀三〕享保元年十月十五日、月次の拜禮あり、略○中伊勢御師春木大。夫、山本大。夫、そのほか遠國の寺社等、御承統を賀し奉る、

〔書言字考節用集四人倫〕御師職神

〔嬉遊笑覽七祭記〕神職を御師。といふことは、佛家の稱呼をとれり、いにしへ祈禱などたのみて、常に往來する法師を師。の御。坊などいへり、菅公須磨記に、白大夫といへるそのこ、伊勢より年々間來り、我家のかたはらなる宿を、かりのやどり所となむせしに、沙門某岳といふものゝ注に、伊勢の人、今の御師やうの人なりとかけり、又識人云、神宮古記に、貞觀二年、大内人高主、度會氏の業繁を同時社に祈りしに、男子をふたり子が産こさつゝきて、三年六人の男子をまうく、六家となれり、其末に産れたる春彦といひしは、菅神に親く交り、今も北野の末社白大夫とあるは是なり、云々この記もとより僞書にて、菅神御筆にあらぬ事明かなり、去かしながら近世のものにはあらず、伊勢勅使部類に、御祈事、殊可御祈禱之旨、可仰本宮御師并祭主宮司、また東鑑に、年來御祈禱師被付權禰宜光親神主云云、いせにばかり御師といふにあらず、親元日記、寛正六年正月廿四日、春日御師刑部少輔師淳と見え、又四月八日、去月廿二日就

武庫御訴訟之時宜、爲親元立願、春日社御馬一疋（栗毛）引進之、御師（積藏院西方）へ渡遣之、九日、春日御師園豆二籠進上之などみゆ、伊勢御師が檀家へ配る、御祓一萬度といふことも、佛家の千部萬部といふにならひ、又年の暮に卷數を檀家へ贈る事にならへり、

〔碩鼠漫筆四〕伊勢の祠官を御師と稱ひ大夫と呼ぶ事

高橋若狹守紀宗直（御厨子所預正五位下）が筵藁錄上云、伊勢勅使部類に、御祈事、殊可御祈禱之旨、可仰本宮御師幷祭主宮司云云、又神宮舊記に、內宮詔刀自云云、又明應記に、大神宮御師祭主職、幷內外造宮使等之事云云、又東鑑に、依爲年來御祈禱師、被付權禰宜光親神主云云、是等を以て考之、御祈禱師と云心歟、伊勢にもかぎらず、應安六年六月廿九日、成任は、日吉祠官當社師也と後深心院御記に出たり、（以上拔要、）かくみえたるにて、御師の名義はつまびらかに聞えれど、なほ度會神主延經隨筆に、弘安元年公卿勅使記に無風雨之難、無爲可遂使節之由、殊可祈請之旨、可仰本宮御師幷祭主宮主云云、御師は御祈師也云云、なり、（春村曰、こゝに引る勅使記と、上の勅使部類とは同書なり、さるを部類に御祈師、又宮司とあるを、記には祈禱また宮主とあり、此方がよろしげなり、）と見えたり、また他社にてもいへる例は、山城名勝志卷十二所載古文書に、京極寺八幡宮、（在京極寺八幡宮、）年始恒例、神馬一疋、鴾毛可奉進之由所被仰下也、仍執達如件、伊勢守、（在判）京極寺八幡宮御師、また殿中申次記に、（正月六日）一若菜二合、仍御大刀被下之、松尾社御師（十一日）一御大刀持被下、春日御師などあるが如し、但こはもと佛家よりいひそめしなるべし、さるは源氏物語玉鬘卷に、右近が局は、佛の右の方に近き間にしたり、此御師は、まだふかゝらねばにや、西の間に遠かりけるを、猶こゝにおはしませと有るにてしるかり、花鳥餘情に、祈りの師とありて、こは長谷寺の僧をいへり、さて家忠日記に、天正十年四月廿三日、伊勢御師越候、同廿年三月三日、いせのおし歸り、おしげの馬をとらせ候などあるは今の世のおもむきにもかはるまじく聞えたり、

〔古今著聞集一神祇〕前大和守藤原重澄は、賀茂につかうまつりて、大夫尉迄のぼりたる者也、若かりける時、兵衛尉に成侍らんとて、當社の土屋を造進したりけり、嚴重の成功にて、社家推擧しければ、はづるべきやうもなかりけるに、たび〳〵のぢもくにもれにけり、重澄が神の社の師にて侍けるものに申付て、ぢもくの夜、祈請せさせける程に、〇下略

〔吾妻鏡三〕壽永三年正月三日癸巳、武衞有御祈願之間、奉寄領所於豐受大神宮給、依爲年來御禱師、被付權禰宜光親神主云云、

〔後深心院關白記〕應安六年六月廿九日己亥、成任日吉禰宜、當社師也、申云、神輿可有入洛之由、雖沙汰、非近日之事、若相替事候者可馳申也、

〔明德記下〕大夫入道〇山名義理大神宮へ參詣シ、〇中略日モ暮方ニ成リシカバ、御師ノ宿所ヲ尋テ立寄給ケリ、御師大夫入道ヲ見奉テ、涙ヲ流シテ請ジ入レ、兎角痛ハリモテナシテ、夜スガラ物語共申テ慰メ奉ル、

〔氏經卿神事記〕永享十三年三月廿六日、公方樣〇足利義教御參宮、〇中略公方樣自南鳥居御參、前陣宮司氏長束帶、侍一人布衣、東方ニ蹲踞、次御師宗直束帶御共、

〔神馬引付〕一大神宮內外爲若君樣御元服御祈禱、神馬二疋河原毛栗毛可奉進之由、所被仰下也、依執達如件、

文明五年十二月十九日　伊勢守

大神宮御師

〇按ズルニ、本書ニハ此他石淸水八幡、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、日吉、祇園、北野、今宮、鴨、吉田、御靈、鎭守八幡等ノ諸社ニ各御師アリ、

〔陰德太平記七〕細川常桓賴浦上則宗附攝州伊丹富松大物合戰之事

細川道永、此二三ヶ年ハ、勢州山田ノ御師、山田大路ガ處ニ蟄居シテ居ラレケルガ、則彼所ニテ名ヲ常桓ト改メラル、

〔殿居嚢 年中行事〕正月六日五時裝束

江戸遠國寺社山伏年始御禮、○中略伊勢御師、青木大夫、山本大夫、○中略專修寺等、以使僧獻上物有之、

〔神道名目類聚抄 五神官〕大内人(オホウチウド) 神宮ノ神職ナリ

〔玉勝間 四〕内人

伊勢の神官に、大内人小内人といふ職ある、内人の義いかにと、ある人の問けるに答へたる、書紀に、中臣鎌足公を内臣とし給へることあり、續紀の天平勝寶元年、又天平寶字元年の宣命に、大伴氏を内兵と稱せられたる事あり、同紀に内物部といふ稱も見えたり、これらみな内とは、殊に親しみ給ふよし也、されば内人も、大御神宮に殊に親しく仕奉るよしの稱なるべし、

〔皇大神宮儀式帳〕一職掌雜任卅三人 禰宜一人、大内人三人、物忌十三人、物忌父十三人、小内人十三人、

宇治大内人無位宇治土公磯部小紲　内人外正八位上荒木田神主家守

内人無位神主廣川　御笥作内人無位磯部稻長

忌鍛冶内人無位忌鐵師部正月麻呂　陶器作内人無位磯部主麻呂

御笠縫内人無位郡乙淨麻呂　日新内人無位神主宮守

御巫内人無位磯部足國　御馬飼内人外從七位上磯部淸人

右大内人物忌以下、御馬飼内人以上、掛畏皇大神宮臨與此土、建大宮、初八十支部ト食補任日、後家被濟、迄今世重預職掌、供奉行事、具件如前、○節略

○按ズルニ、此他ニ荒祭宮、月讀宮、御巫、伊雜宮、瀧原宮ニ内人各一人アレド之ヲ略ス、

〔止由氣宮儀式帳〕一職掌禰宜内人物忌事

合貳拾壹人禰宜壹人、大內人三人、物忌六人、物忌父六人、小內人五人、
大內人無位神主御受
大內人無位神主山代
木綿作內人無位石部淨人
御馬飼內人無位神主豐繼
大內人無位神主牛主
御巫內人外從八位上石部老麻呂
忌鍛冶內人無位敢石部廣公
御笠縫內人無位石部宇麻呂○中略

〔延喜式〕四伊勢大神宮
大神宮三座
　大內人四人　小內人九人
荒祭宮一座
　內人二人
伊佐奈岐宮二座
月讀宮二座
瀧原宮一座
瀧原竝宮一座
伊雜宮一座
右諸別宮、○中略其宮別各內人二人、其一人用二八位已上、非二蔭子孫一○中略月讀宮加二御巫內人一人一、
度會宮四座
　大內人四人　小內人八人
多賀宮一座
　內人二人

〔新任辨官抄〕神宮事

大内人 内外宮、近代不定數、二姓任之、同禰宜、近代一宮各百餘人、六位補之、號權禰宜、有闕祭主補之、

玉串 以大内人中補之、齋宮若勅使參宮、取賢木綿并玉串奉之職也、仍號之、但勅使ニハ不奉玉串也、奉賢木綿許也、玉串、榊枝付木綿也、齋王取之給也、

宮掌 卜人也、但稱大内人、

〔尾張名所圖會 三 愛智郡〕熱田

大内人一員 守部宿禰、尾張氏同祖にて、今大喜氏を稱す、

〔紀伊國名所圖會 四下 名草郡〕國前宮 國懸宮

古の社人職名

大内人二人 權内人二人、以上中萬さ稱す、 内人六人、以上下萬さ稱す、

〔書言字考節用集 四 人倫〕齋(モノイミ) 事神女、木朝諸大社置之、所謂如齋宮齋院即是矣、 物忌 同上

〔神道名目類聚抄 五 神官〕大物忌(オホモノイミ) コトハリ上ニ同ジ〇大内人

物忌(モノイミ) 常州鹿嶋ノ神宮ニアル女官ナリ、殿内ノ事ヲ掌テ、神官等ノ上首ナリ、〇中略伊勢ノ神官ニ物忌ト云アリ各別ナリ、

〔類聚三代格 一〕太政官符

定准犯科祓事

一中祓料物廿二種〇中略

右〇中略闕物忌、戸座、御火炬、奸物忌女、〇中略并忌火等祭齋日、闕祝禰宜及預祭事神戸人〇中略者、宜科中祓輸物如右、〇中略

延暦廿年五月十四日

〔神宮雜例集 一〕二宮朝夕御饌事

一供奉始事○中略

雄略天皇御夢爾、皇大神乃敎覺給久、○中略爾時天皇驚給、度會神主等先祖大佐々命ヲ召天、差使布理奉止宣支、仍退往布理奉支、是豐受大神也、卽度會乃山田原爾、荒御魂宮和御魂宮造奉天、令鎭理定理坐、其宮之內艮角御饌殿乎造立天、其殿內爾天照坐皇大神御坐奉、東方止由居大神御坐奉、西方又御伴神三前御座下奉流、大佐々命乃定奉拔穗田乎、從春始神主等勞作天拔穗爾拔天、神主乃女子等未夫婚乎物忌爾定、令春炊戴持、神主御前追天、物忌子乎御饌殿奉入天、土師物忌之造進御器爾令盛奉、奉了天、物忌去出、神主物忌乎率、其殿前侍、祈禱白久、朝廷天皇常石堅石爾護幸江奉賜比、百官爾仕奉人、及天下四方國人民乎爾慈給止申拜奉、

〔皇大神宮儀式帳〕一職掌雜任卅三人　禰宜一人、大內人三人、物忌十三人、物忌父十三人、小內人十三人、

大物忌無位神主小淸女　父無位同黑成
宮守物忌無位礒部鯵麻呂　父無位礒部四五麻呂
地祭物忌無位礒部宮成女　父無位礒部子松
酒作物忌無位山向部古首女　父無位山向部虫麻呂
淸酒作物忌礒部大河女　父無位礒部稻守
瀧祭物忌無位礒部鹽首女　父無位礒部古麻呂
御鹽燒物忌無位神主稻首女　父從八位上神主牛養
土師器作物忌無位麻績部春子女　父無位麻績部倭人
山向物忌無位礒部祖繼　父無位礒部繼麻呂○下略

○按ズルニ、本書此他ニ、荒祭宮、月讀宮、伊雜宮、瀧原宮ニ物忌及ビ父各〻一人アレドモ之ヲ略ス、

〔止由氣宮儀式帳〕一職掌禰宜內人物忌事

合貳拾壹人(禰宜一人、大内人三人、物忌六人、物忌父六人、小内人五人、)
大物忌無位神主岡成女　父無位神主諸公
御炊物忌無位神主河刀自女　父無位神主乙麻呂
御鹽燒物忌無位神主乙繼女　父無位神主虫麻呂
菅裁物忌無位神主米刀自女　父無位神主長麻呂
根倉物忌無位石部稻依女　父無位石部吉繼
高宮物忌無位神主稗刀自女　父無位神主夫獻(節略)

〔延喜式　四伊勢大神宮〕
大神宮三座
　物忌九人(童男一人、童女八人、)父九人、
荒祭宮一座
　物忌、父、各一人、
伊佐奈岐宮二座
月讀宮二座
瀧原宮一座
瀧原竝宮一座
伊雜宮一座
　右諸別宮、(中略)其宮別、(中略)物忌、父、各一人、
度會宮四座
　物忌六人、父六人、

多賀宮一座

物忌父各一人、

〔延喜式 十五內藏〕賀茂祭 社別禰宜、祝各一人、下

下社上社松尾社 上兩社各物忌一人、

〔儀式 一〕平野祭儀 四月十一月上申

其多祭者、翹御馬了、御物忌、神舞、次山人和舞、

松尾祭儀 四月上申

當日詰旦、中略〇 物忌、幷內侍已下、來就東門北掖舍座、

〔延喜式 三十大炊 五〕平野古開久度三神各物忌一人、日一升二合 松尾社物忌一人、料米三斗六升、小月三斗四升八合

〔神祇官勘文〕春日御社祭文

天皇加御詔旨仁坐、掛毛畏支鹿島坐建雷之命、香取坐齋主命、枚岡坐天之兒屋根之命、會殿仁坐姬

神四柱乃皇大神達廣前白給、中略〇 物忌殖栗乃連子チ定天獻留、中略〇

神護景雲二年十一月九日

〔類聚符宣抄 一〕太政官符神祇官

應補坐河內國平岡神社物忌大中臣時子事

右得官去正月十三日解偁、彼社物忌大中臣吉子、長體之替撰定件時子、言上如件、望請官裁、被補物忌、將令勤職掌者、中納言從三位兼行左衞門督源朝臣高明宣、依請者、官宜承知依宣行之、符到奉行、

防鴨河使位　　右大史位

天曆六年五月十一日

〔延喜式 十五內藏〕鹿嶋香取祭

子良母良

鹿嶋社　宮司、禰宜、祝各一人、物。忌。一。人。、

香取社　宮司、禰宜、祝各一人、物。忌。二。人。、

〔神道名目類聚抄〕六祭祀 鹿嶋神宮卜定常州鹿嶋郡宮ニアリ　鹿嶋神宮ニ、物。忌。ト。云。女。官。ヲ定ル時ニ、龜ノ甲ヲ灼事アリ、女子ノ七八歳以上、十二三歳以下、イマダ經水アラザルモノヲエラビテ物忌ニ定ム、アラカジメ件ノ女子二人ヲ以、一百日神事ヲツトメ、滿ズル日神前ニ鼎ヲ立、龜ノ甲二枚ヲ設、各女子ノ名ヲ記シ、是ヲ鼎ニモリテ、早朝ヨリ暮ニ及マデ是ヲ灼、物忌ニ定ベキ女子ノ名ヲ記セル甲ハ、少モ灼損ズル事ナシ、物忌ニナルマジキ女子ノ名ヲ記ス甲ハ焦レテ灰トナル、是ヲ以物忌ヲ定、物忌ニ立テバ必長生ナリ、然レドモ一生經水ヲ見ズト云、

〔秦山集〕六 鹿。島。物。忌。女、東長門守〇鹿島社家 姉也、先神主大宮司女、與長守姉名書龜甲、於神前七日燒之、大宮司女名爲灰、長守姉名不燒、因爲物忌女、俗曰。齋。宮。、

〔神道名目類聚抄〕五神官 子良子（コラノコ）　伊勢神宮ニツカフル女官ナリ、神樂又御供調進ノ事ニアヅカル、或云、子良子ハ鈿女命ヨリ始ルト云リ、

〔倭訓栞〕前編九 こら　神宮にこらの館あり、子良と書り、永正記にも子等母良とも見ゆ、俗に神樂所と呼び、お子良子といへり、物忌の子也、館は物忌父子齋宿の館也、

〔西宮記〕臨時七 伊勢使

十二日、〇中略 參豐受大神宮、〇中略 次給祿、〇中略

内物忌父九人 大物忌父三人、御炊物忌父三人、御鹽燒物忌父三人、　館。母。二。人。

以上二十人、單衣各一領、

物。忌。子。三。人。 大物忌子一人、御炊物忌子一人、御鹽燒物忌子一人、　高。宮。物。忌。子。一。人。

以上四人各匹絹〇中略

次參大神宮、〇中略賜祿、〇中略

內物忌父十一人　館母一人〇中略

荒祭宮物忌父一人

以上廿一人單衣各一領

子等三人（大物忌子、御炊物忌子、御鹽燒物忌子、物忌子、）　荒祭宮物忌子一人

以上四人各疋絹（家〇又見江次第）

〔朝野群載　六神祇官〕伊勢大神宮勅使祿法

大神宮〇中略館母一人、子等十人、（各單衣）〇中略已上

豐受大神宮〇中略館母二人（一人單衣、一人四衣、）

〔二十二社註式〕伊勢

職掌人（神式）

內宮子良十人（童三人、女七人、此内一人荒祭、）　外宮子良四人（內一人高宮）　館母（內宮一人、外宮一人、）　以上館母子良子（昇殿供奉者也）

〔皇大神宮年中行事　六月〕十六日　鋪設、出納二人開御食所納御稲ヲ、方々ニ奉下、〇中略　方方御稲等之中ニ、一御方者於忌屋殿奉春、大物忌子良（荒木田氏女）　先奉仕、母良相具也、

〔大神宮儀式解　十七〕物忌の子を子良といふは、右年中行事にも見え、江次第公卿勅使條、子等三人、朝野群載、大神宮勅使祿法、子等一人、嘉曆勅使記、同三年九月十日云々、其後一禰宜相共大子良昇殿、寛正造内宮記、同三年十二月廿七日、出御行事云々、子時子、大子良相具と見えたり、子良はもと九人なれば、それをひとつに稱ひて子等といふにや、（但大子良といへば大物忌子に限るべし）又等は借字にて、子といふを、野を野良、中を中良、夜を夜良などいふ助辭の良なるにや、

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事幷月記事

齋女

齋子

六月例

十六日〇中略以同日夜、御食奈保良比、禰宜、大内人、并諸物忌内人等、及物忌父母等、戸人男女等、皆悉參集侍、

〔大神宮儀式解十七〕物忌父とひとしく物忌の子を介保る婦あり、これを母良といふ、下六月例十六日以同日夜、御食奈保良比云々、及物忌父母とある母これなり、毛羅は本於毛羅なるを、上の於を略ていふならん、〇中略近世於毛羅の於を略て毛羅といふより、母良の字音とおもへど然にはあらじ、但良は右子良の下にいふ二説の中ならん、〇中略今世も母良一人、子良館に齋居して子良を介保る事古の如し、荒木田氏人の女年老其器に堪、月事止の後これをつとめしむ、一禰宜よりこれを差定らるゝなり、

〔内宮子良館記〕一永正六年己巳正月十六日、大子良母他界、山田原方息女也、九歳ニテ下ル、

一永正十七年四月八日、大子良居被申、山田前野與六息女也、八歳、

〔三代實錄十三清和〕貞觀八年十二月廿五日丙申、詔以藤原朝臣須惠子、爲春日并大原野神齋、

〇按ズルニ、春日齋女ノコトハ、春日神社篇ニ詳ナリ、

〔倭訓栞中編二伊〕いつきめ　丹後國熊野郡市場村の社に齋女あり、產るゝ家には、必す屋上に射るが如く箭のたつことあり、此を驗として四五歲より社に奉仕す、山中に獨居して、禽獸を友とし恐るゝ事なし、天癸至り、情竇開くるに及び、大蛇現はれて目を瞋らす、此に於て官を致してかへるといへり、

〔伊呂波字類抄末諸社〕松尾　本朝文集云、大寶元秦都理始建立神殿、立阿禮、居齋子、供奉、

〔本朝月令四月〕同日〇中略上松尾祭事

秦氏本系帳云、〇中略大寶元年、川邊腹男秦忌寸都理、自日埼岑更奉請松尾、又田口腹女秦忌寸知麻

留女、始立御阿禮、

忌子

〔神道名目類聚抄 五神官〕忌子（イミコ）　山州鴨神宮ニアル女官ナリ、社司等ノ女子ヲ以コレニ補ス、

〔延喜式 六齋院〕相嘗祭

勅使至社奉幣之後、於社前給兩社（○上下社、加茂）禰宜祝及忌子等祿、同四月祭例、

炊女

〔儀式 一〕平野祭儀（四月上申、十一月）

神祇官辨備神机四前、膳部（以神部爲膳部）十六人、舁机供之、（○中略）膳部入而立机却退、訖炊女四人、各執薦敷舞殿、膳部十六人、舁机四前立之、

〔三代實錄 四十七光孝〕仁和元年二月八日、以山城國愛宕紀伊兩郡官田七町百三十歩充同神社（○平野）預一人、御炊女四人月料祿、停給見米也、

〔延喜式 十五內藏〕平野神炊女四人裝束料、絹二匹、錢二百文、（春料）絹二匹、綿八屯、錢二百文、（冬料）

巫女

〔伊呂波字類抄 加人倫〕巫（カムナギ）女日巫、男日覡、

〔下學集 上神祇〕巫女（カンナギ）

〔神道名目類聚抄 五神官〕巫一殿（ミコイチドノ）　神樂ノ舞姬ナリ、亦八乙女、神樂乙女ナド云、湯立ヲツトムルヲ湯巫（ユミコ）ト云、所ニヨリテ是ヲ一殿（イチドノ）ト云、

〔倭訓栞 前編六加〕かんなぎ　倭名抄に巫を訓せり、神和の義也、神慮をなごむる意也、韻會に、巫祝也、女能事无形以舞降神也と見えたり、職人歌合にも女を圖せり、又かふなぎといへり、新撰字鏡に魅をかんなぎと訓せるはいぶかし、

〔日本書紀 二十四皇極〕二年二月、是月風雷氷雨行冬令、國內巫覡等、折取枝葉懸挂木綿、伺候大臣（○蘇我蝦夷）渡橋之時、爭陳神語入微之說、其巫甚多、不可悉聽、三年七月、東國不盡河邊人大生部多、勸祭虫於村里之人曰、此者常世神也、祭此神者、致富與壽、巫覡（カムナギ）等遂詐託於神語曰、祭常世神者、貧人致富、老人

還少、

〔源氏物語四十五 橋姫〕あやしく夢かたりかむなぎやうのもの丶、とはずがたりするやうに、めづらかにおぼさるれど、○下略

〔河海抄十七 橋姫〕かんなぎやうの物の　巫覡、文撰 男女

〔保元物語一〕法皇熊野御參詣幷御たくせんの事

こゝに久壽二年の冬の比、法皇○鳥羽くま野へ御參詣有、本宮せうじやうでんの御前にてげんたう二世の御きねん有しに、夢うつゝ共わかず、御ほうでんの中よりどうじの御手をさし出して、打かへし／＼せさせ給ふ、法皇大きにおどろき思召て、先達ならびにぐぶの人々を召て、ふしぎのずいさう有、ごんげんをくはんじやうし奉らばやと思召て、まさしきかんなぎや有と仰ければ、山中ふさうのかんなぎを召出す、御ふしんの事有、うらなひ申せと仰ければ、あしたよりごんげんをおろし參らする、午の時までおりさせ給はねば、古老の山伏八十よ人、はんにやめうでんをどくしゆしてきせいや丶久し、かんなぎも五たいを地になげ、かんたんをくだきければ、諸人めをすまして見る處に、ごんげんすでにおりさせ給ひけるにや、しゆ／＼のしんべんをけんじて後、かんなぎ法皇にむかひ參らせて、右の手をさしあげて、打かへし／＼是はいかにと申に、まことにごんげんの御たくせんなりと思召て、御座をすべらせ給ひて、御手を合、申所是也、扨いかが候べきと申させ給へば、明年の秋の比、必ほうぎよなるべし、其後、世の中手のうらをかへすごとくならんずるぞと御たくせん有ければ、法皇をはじめ參らせ、ぐぶの人々なみだをながして、扨いかなる事有てか御命のびさせ給ふべきととひ奉れば、定業かぎりあれば力及ばずとて、ごんげんはあがらせ給ひぬ、參りあつまりたるきせん上下、おの／＼かうべを地に付てをがみ奉りけり、

神子

〔百練抄 八 高倉〕治承三年三月十八日、上皇〈○後白河〉幸入道大相國〈○平清盛〉亭、安藝伊都岐嶋小巫、稱廻雪之袖、爲叡覽也、

〔山槐記〕治承三年六月七日甲午、今曉前太政大臣殿〈○平清盛〉令參安藝伊都岐嶋給、〈○中略〉於彼彼口經供養幷內侍〈巫也〉等祿物料也、卅石可有許賞、

〔吾妻鏡 六〕文治二年五月一日戊寅、自去比黃蝶飛行、殊遍滿鶴岡宮、是怪異也、仍今日、以奉御供之次、爲邦通奉行、有臨時神樂、此間大菩薩託巫女給曰、有叛逆者、自西廻南、自南又歸西、自西猶至南、自南又欲到東、日々夜々、爭與二品〈○源賴朝〉之運、能崇神與君、申行善政者、兩三年中、彼輩如水沫可消滅云云、

〔七十一番歌合 下〕六十二番　かんなぎ

神うたや鈴ふりたつるこゑまでも月すみわたるさとかぐらかな

〔峯山集 一〕八幡南祭二月初卯夜、堂上源氏行事、今只樂人而已舞、樂人之童、與當宮巫女振鈴而舞、古雅尤可觀焉、

〔江戶鹿子 三 神社〕山王大權現〈永田馬場〉

巫女　左近　土佐　伊賀

〔筑前國續風土記 十五 宗像郡〕田嶋社

毎月朔日十一日十五日、社人まうでゝ、一時に中臣祓をよむ、有隙時は此外にも來りよむ、又巫女一人あり、むかしは三人有しとぞ、社人のつとむる時ごとに、巫女も出て神樂をうたひまふ、月ごとに其歌かはる、

〔節用集 美〕御子〈ミコ〉　神子〈同〉

〔倭訓栞 前編 三十 美〕みこ　神子をよめり、巫女をいふ也、祝詞式に巫をかんこともよめり、神子の義なれば、みこは其略也、楚辭注に楚人名巫爲靈子、猶言神之子也と見えたる同意也、

〔倭訓栞前編六〕かんなぎ　又みことも稱す、其稱の中に、神を降し口よせする一流あり、倭名抄に巫覡遊女をならべ、乞盜類に入たり、庭訓往來にも縣神子、傾城と見えたり、西土にも巫娼の稱あり、今も信州諏訪のあたりにて巫女と稱するは神子にて、別に神家を離れたり、縣神子あり、娼を兼たり、鎌倉右大臣集にいふ里みこ、砂石集にいふあるきみこも、國朝詩評に村巫と見えたり、〇中略祝詞に巫をかんこよむ、神子の義なり、

〔延喜式八祝詞〕祈年祭

大御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久、〇下略

〔延喜式九神名上〕神祇官西院坐御巫等祭神廿三座

御巫祭神八座

座摩巫祭神五座

御門巫祭神八座

生嶋巫祭神二座

〔延喜式十五內藏〕御巫六月神今食裝束料、白紗一匹、赤紫絹三丈、深紫絹三丈、紫絲二絇、進內侍司、十二月亦同、

〔延喜式十五內藏〕平城法華寺大神神子二人、春秋裝束料絹六匹五丈八尺、襖料調布八尺、沓四兩、直

〔延喜式三十八掃部〕凡園幷韓神春祭、宮內省神院南方舍西第一間、設內侍已下御神子等座、〇中略北舍西第一間、設御神子座、〇下略

〔源平盛衰記十一〕金剛力士兄弟事

靜憲法印熊野參詣ノ次ニ、此兒ノ事ヲ聞給テ、皆石皆鶴兄弟二人ヲ請出テ見參シ給ケリ、此兒ノ師匠ニ、祐蓮坊阿闍梨祐金ニ對面シテ、此兒童兄弟ハイカナル人ゾト尋給ヘバ、祐金答申テ云、母ニテ侍シ者ハ、夕彌ノ板トテ山上無雙ノ御子、一生不犯ノ女ニテ候シ程ニ、不知者夜々通事有テ、

[illegible]

儲タル子ドモトゾ申侍シ、其御子離山シテ今ハ行方ヲ不知トゾ申ス、

〔太平記二十五〕自伊勢進寶劒事附黄粱夢事

今年〇貞和四年古安德天皇ノ檀ノ浦ニテ海底ニ沈メサセ給シ寶劒出來レリトテ、伊勢國ヨリ進奏ス、〇中略卜部宿禰兼員此劒ヲ給テゾ歸リケル、翌日ヨリ兼員此劒ヲ平野ノ社ノ神殿ニ安ジ、十二人ノ社僧ニ眞讀ノ大般若經ヲ讀セ、三十六人ノ神子ニ長時ノ御神樂ヲ奉ラシムルニ、殷々タル梵音ハ本地三身ノ高聽ニモ達シ、玲々タル鈴ノ聲ハ垂迹五能ノ應化ヲモ助クラントゾ聞エケル、

〔書言字考節用集四人倫〕巫女(ミコ)　宜禰(キネ)

〔神道名目類聚抄五祭祀〕巫(カンナギ)　覡禰(キネ)　覡禰(キネ)ト云モ巫(カンナギ)ノ事ナリ

〔八代集抄古今二十歌大所〕きねはかんなぎなり

〔倭訓栞前編七〕きね　禰宜をきねともいふ、祈念の音をもて名くるなるべし、神のきねなど歌にもよめり、

〔神樂歌入綾上〕きねてふことを考ふるに、先神を禱(ネグ)人を直に禰宜(ネギ)といへれば、伎禰(キネ)と云も、禱部(ネギベ)の約れるなるべし、

〔古今和歌集二十大歌所〕とりもの丶うた

しもやたびおけどかれせぬさかきばのたちさかゆべきかみのきねかも

〔梁塵愚案抄上〕愚案、神のきねは、かんなぎ也、又神の御前に神樂する八乙女などを、きねとはいふべきにや、

〔拾遺和歌集二十夏〕延喜御時月次御屛風に　みつね

神まつる卯月にさける卯の花はしろくもきねがしらげたるかな

八少女

〔奥儀抄中之上〕神まつると云につきて、きねにはまらげさせたる也、きねとは、巫女をいふ也、又物しらぐる具にも、杵と云ものあればそへよめり、

〔拾遺和歌集十神樂歌〕延長四年八月廿四日、民部卿清貫が六十賀、中納言恒佐妻し侍ける時の屏風に、かぐらする所のうた、　つらゆき

足曳の山のさか木葉ときはなるかげにさかゆる神のきねかな

〔權中納言俊忠卿集〕二條の家にて十首のこひのうた人々によませし時、占戀、

きねがとるそのくましねに思事みつてふかずをたのむばかりぞ

〔太平記三十三〕八幡御託宣事

爰ニテ落集タル勢ヲ見レバ五萬騎ニ餘レリ、此上ニ伊賀、伊勢、和泉、紀伊國ノ勢共、猶馳集ルベシト聞エシカバ、暫此勢ヲ散サデ、今一合戰可有歟ト、諸大將ノ異見區也ケルヲ、直冬朝臣許否凡慮ノ及ブ處ニ非ズ、八幡ノ御寶前ニシテ、御神樂ヲ奏シ、託宣ノ言ニ付テ、軍ノ吉凶ヲ知ベシトテ、様様ノ奉幣ヲ奉リ、蘋蘩ヲ勸テ、則神ノ告ヲゾ待レケル、社人ノ打ツ鼓ノ聲、キ子ガ袖フル鈴ノ音、深ケ行月ニ神サビテ、聞人信心ヲ傾タリ、託宣ノ神子、啓白ノ句言ハ、巧ニ玉ヲ連子テ、様々ノ事共ヲ申ケルガ、

タラチ子ノ親ヲ守リノ神ナレバ此手向ヲバ受ル物カハ、ト一首ノ神歌ヲ、クリ返シ〳〵二三反詠ジテ、其後御神ハアガラセ給ニケリ、

〔神道名目類聚抄五祭祀〕巫　八乙女(ヤヲトメ)ト云ハ巫(ミコ)八人ツトムル事アリ、是ヲ云トモ云リ、

〔庭訓往來〕巫八乙女者、曳裙帶、舞遊透廊、

〔懷橘談下神門郡〕日御崎

八人の乙女、神樂を奏しけるが、樂器も笛箏篥和琴やうの物も見えず、大鼓鼓に調拍子などは、せ

めての事にや、鰐口といふ鐘をぞたゝき侍る、

〔紀伊國名所圖會三編高野山四〕天野神社

神職

巫女八人（又八乙女、さいぶ）

〔神道名目類聚抄五神官〕神樂男カグラヲトコ　神樂ノ事ニ預ル役人ナリ、五人ノ神樂男ト云ハ、八乙女ト云ニ對シテ云ナリ、

覡オトコミコ　男子ニシテ湯立ヲツトムル役人ナリ

〔嚴島圖會一〕社家供僧内侍社役人職名

神樂男カグラヲ六員

神樂男

〔日前宮文書〕應永四年行文讃禱之記

兩白冠（國保、秀政、）兩人舟（秀遠、種昔、）行事一人重秀參供奉侍、被召公卿座、各賜酒、

白冠人面

〔神名秘書〕舊記云、神衣祭者皇大神宮御坐高天原之昔、人面等之遠祖、天八千々姫、殖桑葉於天香山、以所蠶之御糸、織供進御衣於大神、御垂跡之刻、彼神逵奉、載兩具御機具天降御坐之以降、人面職掌人等爲其末葉、以女子者號織子、以男子稱人面、職掌不違天宮之例、以四九兩月十四日進之、

〔大神宮諸雜事記一〕天曆七年九月、神服神麻績二機殿例貢神御衣調備貢參之間、五十鈴川俄洗岸、洪水出來、往還不通、因之神部人面等乍奉持神御衣等、三員宮司相共二ケ日夜之間逗留宇治山、以同十六日乘船奉渡、件神御衣奉納了、

神殿守

〔延喜式三臨時祭〕凡平野神殿守者、以山城國衞丁一人充之、

凡園韓神社神殿守者、以封丁一人充之、其月粮者、以神封庸米内給之、月別六斗、

〔延喜式二十六主税〕凡山城國大原野社神殿守二人、粮米日各二升、預從一人、日入合、大和國春日社神殿

棚守

守二人、日各二升、預從二人、日各八合、並以當國官田地子充之、

〔春日若宮神殿守記〕應永三十四年十一月十九日、上番神殿守春雄、里ノ宿ニテ、正遷宮ノ御湯ヲヲカフナリ、下番神殿守宗時ハ、父宗忠ノ穢ナル間、代印宗家仕畢、

二十五日、若宮殿御殿ノ内奉瑩事ハ、南常住神殿守(春雄宗時代印宗家)立烏帽子重裏襷襷ヲキル、キゲソヲハキテ、御棚ニテ手袋足袋ヲサス、腹面ヲタル、○中略

大刀辛雄正遷宮、春雄仕、新殿ノ御祓ヲ申テ奉入ナリ、襷襷ニ腹面ヲス、手袋ヲサス、

御殿ノ内御祓ハ、神主祐富殿御申アリ、御散米神殿守春雄御役、但御散米、正預延基殿ヨリ料足百文、南郷方常住春立請取給テ、五拾文若宮殿ノ分、春雄取テ用意ス、

〔春日正預祐範記〕慶長十年正月

南郷神殿守

春前　春德　春澤　春兄　春同　是春

北郷神殿守

成久　守俊　基政　包道　守長　利秀　永伊(新補)

南郷常住神殿守

春長

北郷常住神殿守

守根

〔平戸記〕寛元三年六月四日丁卯、去月廿七日、祇園獅子形机上有置竹筒事云々、棚守小童求出之、

〔建内記〕嘉吉元年十二月廿五日丁巳、參詣諸社、○中略先吉田社、(幣物杉原十帖、棚守申祝、)

〔三島宮御鎮座本緣〕百七代正親町院御宇、天正五丁丑年二月十三日、越智安任大祝職拜賀砌、神官

供僧ヘノ規式左之通、

島目拾疋、銚子改祝儀又拾疋、　棚。守。　島目拾疋　行事

同拾疋　又御供盛換器改祝儀又拾疋　守手　島目百疋　雜官

右四人職者、四人云御供仕立主リ、又行事刻限伺是相觸大祝神前御供ノ貝、代替依テ改之、右四人者新器夫々相渡、依之改渡時格別祝儀ヲ遣ス例也、

〔嚴島圖會一〕社家供僧内侍社役人職名

棚。守。職一員　客神社棚守職一員　地御前棚守職一員

〔九州道の記玄旨法印〕十一日〇天正十五年七月、中略、嚴島ちかくなりて社頭を見るに、鳥居は海の面二町ばかりとおぼしくて立たり、廻廊も柱はみな鹽につかりて有、船よりみて、

遠島の下津岩根の宮ばしら、波の上より立かとぞみる、此歌を書て當社宮司棚。守。左近將監かたへつかはしける、十四日にも棚。守。連歌興行すべきよしあれども、玉まつる日にあたれり、心つぎなきやうにや有べきとて辭退去けるに、〇下略

〔嚴島圖會三〕棚守將監屋敷

當家は大宮の棚。守。職にして舞方を兼司り、往々從五位下に叙せることありき、本の氏は佐伯にて苗字を野坂と呼けるに、いつのころよりかその職名を用ひける、卽ち遠祖は大宮を斎れ奉れる佐伯鞍職なれば、實に瓜蔓連綿たる系譜なり、

拍手長

〔神宮雜例集二〕年中行事

十二月晦日　離宮院雜腊代未行事　拍。手。長。請之

檢校

〔類聚符宣抄一〕太政官符太宰府

應補任坐筑前國宗像宮大宮司正六位上宗形朝臣氏能事

右得神祇官貞元三年八月五日解偁、彼宮司幷氏人等、去天延二年二月五日解狀偁、○中略重檢傍例、坐筑後國高良大神宮司、代々國司、以郞等一人補任檢挍職、令執印行事、每至遷替之日、不辨勤惰、幷以京上、○中略

右中辨藤原朝臣　　　左少史牟久宿禰

天元二年二月十四日

〔集古文書一綸旨〕後醍醐天皇綸旨出雲國出雲郡日御崎社藏

出雲國日三崎檢挍職神領、使日置政友如本令知行、可致御祈禱忠者、以狀綸旨如此、悉之、

元弘三年四月十日　　　勘解由次官

〔集古文書七十一書簡〕伊勢貞宗書出雲國出雲郡日御崎社藏

於當宮御神前御祈禱之卷數一箱、御進上之旨致披露候畢、尤目出口彌天下安全御祈念可爲肝要候、恐々謹言、

七月二十五日　　　貞宗

雲州日御崎檢挍殿御返帖

〔常憲院殿御實紀二〕延寶八年九月十五日、月次なり、○中略出雲國日御崎三位檢挍名代、○中略物獻じ御繼統を賀し奉る、

〔懷橘談神門郡下〕日御崎

神主は檢挍從四位貧久と申て、鷓鴣草葺不合尊の後胤、昔は三位まで經侍るなど、ことぐ敷系譜を語り侍る、

〔曳馬拾遺〕蒲大神　此神は今植杉村○遠江國の北二町をへて、神立の御室の内外の大神宮を祭れり、○中略此西東廿町あまりの村々は、都て蒲なりといふ、蒲の庄なりともいへり、さるゆゑに此神司

行事

檢。挍。何某が仕る處をば、上村とも上﨟ともいふなり、

〔嚴島圖會 一〕社家供僧內侍社役人職名

檢。挍。職。一員

〔吾妻鏡 十九〕承元二年十一月一日丁酉、出雲國杵。築。社。權。檢。挍。幷祝師御供所別當職事、內藏孝元可被補任之旨、被仰遣領家坊城三品之許、彼孝元父資忠、右幕下〇源賴朝御時、有大功之間、被補件職訖、就其例今又如此云云、

〔吾妻鏡 六〕文治二年五月三日庚辰、出雲國杵。築。大。社。總。檢。挍。職事、停止出雲則房以同資忠令計補給云云、

〔尾張名所圖會 三愛知郡〕熱田

總。檢。挍。一員。　尾張氏の權宮司にして、世々馬場氏を稱す、大宮司員信の二男信賴、馬場家の祖にて、其弟は大宮司員職なり、

〔常憲院殿御實紀 二〕延寶八年十一月朔日、朝賀例に同じ、〇中略熱。田。總。檢。挍。〇中略物獻じ御繼統を賀す、

〔盛衰抄 下〕大原野行幸

一條八年癸巳正曆四十一月廿七日庚辰、始幸、社司有賞、行。事。無賞云々、

〔百練抄 十三後堀河〕嘉祿二年二月十三日、午時稻荷上中兩社旅所八條坊門猪熊燒亡、是大。行。事。則正家。所。神。主。被改易之間、則正愁望之餘、參籠下殿燒死云々、御體同燒失云々、

〔紀伊國名所圖會 四下名草郡〕日前宮　國懸宮

古の社人職名

行。事。二人、以上六神官と稱す、上﨟也、官位を申す、　權。行。事。二人、以上中﨟と稱す、

追捕使

〔嚴島圖會 一〕社家供僧內侍社役人職名
大行事一員　修理行事一員　小行事一員

〔鹿嶋神宮古文書〕社頭毎日番次第
四日　總大行事
右此旨可守也
　永正十八年辛巳正月日略○中

〔鹿島神官補任記〕總大行事者行事職也、神領之中仁、重過之者在之時者、總大行事役止之、切害須留也、治承年中、源賴朝鹿島三郎政幹於被補當社神職、總大行事是也、○中略近代檢非違使之掌留事、大方波總大行事掌留也、總追捕使、押領使、是於兩總追登云、狼籍於致者在之時波治之、總而神領中之事於治仁遣須使也、總大行事、檢非違使、總追捕使、押領使四職共仁、祭禮之時波祭庭仁著座須、其外定留無神役、淨衣ヲ著、脇仁掛緒ヲ付、指貫、立烏帽子也、

〔日本鹿子 七常陸〕鹿嶋大明神
　御齋之禰宜　　東長門守
　總大行事　　鹿嶋出羽守
　　右兩神領總支配人○又見花萬葉記

〔大神宮諸雜事記 二〕治曆三年、祭使公輔朝臣始從去十二月十五日迄于今年二月十四日、離宮院被宿天、其間朝夕供給、大神宮司勤仕了、又四所領等之勤無間斷、檢非違使、追捕使等造巡天宿直、

〔公文筆海抄〕祭主下　大神宮司
　修理進藤原光景
右人補任安濃郡總追捕使職如件、宮司宜承知、因准傍例令勤神役以下、

檢非違使

寶治二年十月五日

祭主正四位上行――――在御實名

〔吾妻鏡二〕治承五年〇養和元年三月十二日戊子、今日先以常陸國鹽濱大窪世谷等所々、被寄鹿嶋社、其上御敬神之餘、於宮中爲不令現狼藉、以鹿嶋三郎政幹、被定補當社總追捕使云云、

〔鹿島志上〕總大行事は政幹の子孫なり、〇中略總追捕使、すなはち今の總大行事なり、

〔武家名目抄職名十九〕鹿嶋總追捕使

按鹿島神宮は武甕槌命をまつれる社にして、皇朝武神の棟梁たる靈社なれば、鎌倉殿〇源頼朝ことに仰信ありて、數多の神領を寄進せられ、且神宮警衞の爲に、御家人鹿島氏を以て彼所の總追捕使に補し、非常に備へられしより以降、彼子孫職を世々にせしが、中頃職號を改めて總大行事と稱し、總追捕使の職をば神人に譲れり、この職はじめは幕府より補せらるゝ所職なりけれど、世職となりて後はおのづから神職のごとくなりて、今の世は總大行事、總追捕使ともに神官の員につらなれり、然れどもそのつかさどる所、武事をむねとして、なべての神職とは職掌同じからざる事もありといふ、

〔類聚三代格一〕太政官符

應置伊勢大神宮神郡檢非違使事

右依神祇官奏狀偁、大神宮司解偁、檢非違使雖在國内、非卜食者無入神郡、因茲管度會、多氣、飯野三箇神郡諸人、或犯禁忌、或好濫惡、訴訟之輩、日月不絶、司勤神事、無追巡察、望請神民之中、幹事者充檢非違使、一向令糺犯罪之人、但不給俸料、准大内人把笏從事者、官錄解狀、謹請天裁者、權大納言正三位兼行右近衞大將民部卿中宮大夫菅原朝臣宣、奉勅依請、

寛平九年十二月廿二日

〔類聚大補任宇多〕寛平九年丁巳十二月廿二日、被始置大神宮司檢非違使、豐受大神宮權禰宜春彦、

〔鹿嶋神宮古文書〕社頭毎日番次第

十五日　檢。非。違。使。

右此旨可守也

永正十八年辛巳正月日〇署略

〔鹿島神官補任記〕檢。非。違。使。是毛行事職也、神領中乃非違於檢斷須役也、刑法幷諸訴訟等之事於掌留、近代檢非違使之掌留事、大方波總大行事掌留也、〇又見鹿嶋大神宮諸神官補任記

〔鹿嶋神宮古文書〕鹿嶋御神領

一三石　檢。比。師。

文祿四年乙未八月十七日

〔西宮記臨時七〕伊勢使

十三日　給大神司祿

大神司女裝束一具　權大宮司　小宮司以上褂各一領　主。典。單衣〇又見江家次第

〔建久九年內宮假殿遷宮記〕奉送　大神宮假殿御遷宮用途物事

一御裝束物等〇中略

右任本宮注文旨、依先例奉送如件、

建久九年七月十四日　主。典。清原眞人成世

〔類聚符宣抄〕太政官符神祇官外印

應補坐土左國安藝郡從四位下口業神社祝從八位下布師首勝士丸事

右得彼官去七月廿一日解偁、彼社氏人社頭刀。禰。等解狀偁、〇中略

康保四年五月七日

〔伊雜宮沙汰文〕廳宣伊雜宮刀禰

右人補任伊雜宮刀禰職、因准傍例、可令勤仕神事番直之狀如件、傍内人等、宜承知依件行之、以宣、

磯部國定

寛正三年九月廿二日

大神宮一禰宜荒木田神主判氏經

〔伊雜宮沙汰文〕下、伊雜神戸刀禰等

賀茂宗次

右人補任當神戸刀禰職、如件、因准傍例、令勤仕神役公役雜務等、敢莫違失、傍刀禰等宜承知、故以下、

文明二年三月十一日

大神宮一禰宜荒木田神主氏經

〔倭訓栞前編十八〕とね　鞍馬の勒の天神の神職の者を、代々刀禰と呼り、刀禰物語といふ書はそれが書たり、といふ、伊勢神宮にも有し事、内宮年中行事に見えて、今も進れり、山城の賀茂には今猶存せりとぞ、○中略今神宮にて六月十一日、九月十一日、十二月十一日、刀禰御内を掃除すと云り、

目代

〔神宮雜例集二〕年中行事

九月十四日、内宮神田拔穂事、刑長官、并目代、神主及大少刀禰、作丁等、相共進自宇治郷、御饌供田拔穂部、令持祝部、歸參之間、有警蹕、○中略

十八日、夕内宮神事、於南御門之外在之、號私御饌、一禰宜、目代、神主、内物忌役也、

神目代

〔古史傳十〕遠江國敷智郡濱名の岡本村と云處に式外なれど初生衣神社といふ有て、天棚機比賣神を祠れる、此社に仕奉りて祭を掌る人を神目代といひて、代々神を稱號となし、姓は服部を稱り、此家より毎年の四月九月伊勢の神衣祭の節に初生衣と云を織て奉ること古よりの例なり

とぞ、

〔增補下學集 上之一 神祇〕神人

〔神道名目類聚抄 五 神官〕下司　下部ノ神役人ナリ

神人　コトハリ上ニ同ジ、又神戸ナドニアル役人ヲモ神人ト云、

下神人　下部ノ神役人ナリ

〔壬生官務家藏古文書〕左辨官下　住吉社

雜事　二箇條

一應停止當社神人等濫行事

右恒例神事所役惟同、往古神人員數有限、頃年以降、社司等、偏誇神奮、不顧皇猷、恣耽賄賂、猥補神人、或號正員、稱其腋所部公民、蔑爾國威、先格後符、嚴制稠疊、神不享非禮、豈叶神慮乎、右大臣宣、奉勅宜注進本神人交名幷證文、至于新加神人、永俾停止、社司若致懈緩、改補他人者、

以前條事如件、社宜承知依宣行之、事起勅語、

保元元年閏九月廿三日　　大史小槻宿禰

右少辨平朝臣 在判

〔吾妻鏡 三十四〕仁治二年六月十八日甲戌、近年西國諸社神人權門寄人、好寄沙汰、致狼藉、令煩甲乙人之由依有其聞、今日被經評議、於如然之輩者、相觸本所、召出其身、無所遁者、可召進關東之旨、可被仰遣六波羅云云、

〔吾妻鏡 三十六〕寬元三年正月九日乙巳、今日有評定、西國諸社神職之輩、寄事於神威、令煩人庶之由連々依有其聞、可相鎮之趣所仰遣六波羅也、其狀云、

西國神人押使等、或平氏、或以甲乙人之所從、令補神人、動好寄沙汰、太略令管領領家地頭之所務、

致嗷々沙汰之由有其聞、事實者所行之企甚濫吹也、本神人之外、於新神人者、偏申本所早可被停止之由、度々被仰下畢、所詮爲被相尋所存、可召下其身於關東之狀、依仰執達如件、

寛元三年正月九日　武藏守經時北條

謹上　相模守殿

〔續々要記 二〕康永四年七月十九日、神木宇治ヨリ御歸座之由、兼日披露、○中略春日ヘハ廿日午下刻ニ著御了、宇治御出行粧、最前仕丁、白色富留明神白衣神人。。黄衣神人。。御行、社司代人、○中略貞和二年正月十六日、東大寺八幡神輿、京東寺ヨリ二十一日御歸座、仍十九日予實○臨書上洛、京中バカリ御供シテ、二十二日下向了、○中略御行、先黄。。衣。。神。。人。鉾ヲ持ツ、八人、次白。。衣。。神。人。、法師ハスミアタロヲキテ供奉、今度ハ四人アリ。。、次黄衣神人、次鼻長一人、次京都男上臈四人、二人ハ辨官譜者、二人ハ上臈、次神寳、神輿、神主、仕丁、中綱、大衆、武士、武具、乘馬、十カシラト云々、

古事類苑

神祇部四十六

神職下

神祇部四十六

神職下

職掌

〔令義解 二 神祇〕仲冬上卯相嘗祭謂大倭、住吉、大神、穴師、恩智、意富、葛木鴨、紀伊國日前神等類是也、神主各受官幣帛而祭、

〔類聚三代格 一〕太政官符

應科上祓新年月次新嘗祭不參五畿內近江等國諸社祝事

右撰格所起請偁、太政官弘仁八年二月六日下諸國符偁、得神祇官解偁、件等祭日諸社祝部等、理須未祭之前、會集官庭、各請幣帛、依例供祭、而比年祝部等怠慢不會集、再三教導、習常不愼、遂使幣帛一百卌二裹在官庫無人預付、謹案太政官去寶龜六年六月十三日符偁、右大臣宣、頒幣之日祝部不參、自今以後、不得更然、若不悛者、宜早解替者、望請不論有位無位、還本永懲將來者、右大臣宣奉○奉下恐脫勅字、詢之禮○禮下恐脫典字務在潔誠、闕怠之徒、實須科處、宜委曲所由、牒示要路、覺悟愚蠢、勿令違失、若猶不愼、解却還本者、今案格旨、依一度怠、永停其任、事涉苛細、理乖適中、伏望先科件祓、令愼將來、若不悛革、即從解却者、中納言兼左近衞大將從三位藤原朝臣基經宣、奉勅依請、

貞觀十年六月廿八日

〔類聚三代格 一〕太政官符

應附送税帳大帳朝集等使諸社不受祈年月次新嘗等祭幣帛事

右得神祇官解偁、件等祭幣帛、依祝部不參、納置官庫、謹案齊衡二年五月廿日格偁、武藏、下總、安房、常

陸、若狹、丹後、播磨、安藝、紀伊、阿波等國不受幣帛、自今以後、宜附貢調大帳等使送之者、而貢調使不著此宜、但稅帳大帳朝集使爲例來著、今如格條外國諸社不受幣帛可附大帳使、畿內祝部不受幣帛未被處分、望請畿內外國不受幣物、同附件三箇使班送、但須幣帛之日不參祝部者、須依格先科祓令愼將來、若猶不悛將從解却、謹請官裁者、右大臣宣、依請、

貞觀十七年三月廿八日

〔類聚三代格 一〕太政官符

應殊加檢察敬禮四箇祭事

右檢案內、二月新年、六月十二月月次、十一月新嘗祭等者、國家之大事也、欲令歲災不起、時令順度、預此祭神、京畿外國大小通計五百五十八社、因茲特致潔齋、愼令祭禮、而敬惟疎簡、禮非如在、每至祭日、奸濫雲集、至獻幣帛、老少挐攘、徒有陳設之營、曾無供神之實、禰宜祝部須向神祇官敬受幣物、虔奉其社、而件等人無致其敬、或雇出身代不自參進、或罷躬受取無心奠祭、頑愚之輩、犯驗神禁、神靈之祟、職此之由、凡祭神之禮以神主禰宜祝部爲其齋主、而不勤職掌、疎略神事、非唯神主等之怠、還又齋官不加糺勘之所致也、中納言兼右近衞大將從三位行春宮大夫藤原朝臣時平宣、奉勅自今以後、京內諸社所帶諸司殊加檢察、畿內外國當國官長相共監臨、祭禮之日必致齋敬、若祭事不愼、監察有怠者、官司處之重責、神主禰宜祝部等科祓解職、一如貞觀十年六月廿八日格、曾不寬宥、

寬平五年三月二日

〔類聚三代格 一〕太政官符

應二月新年六月十二月月次祭國司一人率禰宜祝部等向神祇官受取幣帛物事

右可受取幣物如法愼祭之狀、去年三月二日下符五畿內七道諸國已畢、今聞國司緩怠不勤、祝部疎略無愼、中納言兼近衞大將從三位行春宮大夫藤原朝臣時平宣、奉勅國之大事莫過祭祀、不守符旨

怠在主司、須畿內幷近江紀伊等國、選國司掾目若史生品官之中、謹厚恭敬者一人充使者、率禰宜祝部等向神祇官受取幣帛物、卽便每社如法愼祭、祭畢之狀差使言上、若致闕失、殊處科法、又其見參祝部夾名者、前祭一日、使者等進官、事據新議、不得乖違、自今以後、立爲恆例、

寬平六年十一月十一日

〔類聚三代格〕一太政官符

應無封神社令禰宜祝等修理事

右有封之社、應令神戶百姓修造之狀下知已訖、至于件社未有處分、今被大納言正三位藤原朝臣園人宣偁、奉勅宜仰諸國、自今以後、令件等人永加修造、每有小破隨卽修之、不得延怠令致大破、國司每年歷加巡檢、若禰宜祝等不勤修理、令致破損者、並從解却、其有位者卽追位記、白丁者決杖一百、國司不存檢校、有致破壞者、遷替之日、拘其解由、但遭風火非常等損、難輙修造者、言上聽裁、

弘仁三年五月三日　○又見日本後紀、貞觀交替式、政事要略、

〔類聚三代格〕一太政官符

應以大社封戶修理小社事　四箇條之初條

右撰格所起請偁、太政官去弘仁十三年四月四日下大和國符偁、得彼國解偁、檢案內、太政官去弘仁三年五月三日符偁、有封之社、令神戶百姓修造、無封之社、令禰宜祝部等永加修理、國司不存檢校、有致破壞者、遷替之日、拘其解由者、國依符旨、行來尙矣、而今有封神社已有治力、無封神社全無修料、仍貧弊祝部無由修社、吏加檢責、各規遁隱、推其苦跡、誠有所以、仍檢神苗裔、本枝相分、其祖神則貴而有封、其裔神則微而無封、假令飛鳥神之裔天太玉臼瀧賀屋鳴比女神四社、此等類是也、望請以無封苗裔之神、分付有封始祖之社、則令有封神主鎭無封祝部、然則社有修掃之勤、國無祟咎之兆者、右大臣宣、奉勅依請者、事施一國、遍行有便、伏望下知四畿內及七道諸國者、中納言兼左近衞大將從三位藤

原朝臣基經宣、奉勅依請、

貞觀十年六月廿八日

〔延喜式四伊勢大神宮〕凡神宮諸院及齋内親王參神宮時館舍者、大神宮司並使神戸繕脩隨破修理、不得以致損穢、

〔類聚符宣抄一〕應五畿内七道諸國司修造神社令所司加載功過勘文舊損新功明其勤惰事

右太政官今日下五畿内七道諸國符偁、修理神社敬愼祭祀、先格後符載而分明、而近代以來、遠近諸社、或破壞損失、或顛倒無實、不事祭祀、如忘憲法、是則時及澆季、吏少勤節之所致也、今須國司專當毎年巡檢、有封之社令神戸百姓如舊繕修、無封之社令禰宜祝等同以營造、毎有小破隨以修之、不致大破以嚴祭場、國宰無勤、隨狀科祓、遷替之日、拘其解由、社司致損、從以解却、侮慢神事之怠、社司雖重、忘却朝章之責、國宰何遜、權左中辨源朝臣道方傳宣、左大臣宣、奉勅下知諸國、早加修造、如舊祭祀、彙仰所司、自今以後加載功課勘文舊損新功、明其勤惰、令成勤之輩殊預勸賞、令致惰之倫必從重科者、

長保四年十月九日　　左大史小槻宿禰奉親奉

〔玉蘂〕建曆二年三月廿二日宣旨左大臣右大將

一可令有封社司修造本社事

一可令諸寺執務人修造本寺事

抑已上修造之勤、格條炳焉、而社司寺司等、徒貪社領寺領之利潤、不顧本社本寺之破壞、然間最叢祠雖荒而秋露空滿、蘭若檐頽兮春雨不留、須隨小破且加修理、而及大損始經奏聞、須申請別功、剩爲己忠、僞稱致造畢、偏忘公平、論之政途、殆招科條、慥令彼司等致連々修造、若背符旨、尚有懈怠者、解却見任、撰人改補、彙又有殊功、宜加褒賞、但其領不幾、其勤難及者、注損色經言上、課別功令造營、

〔御成敗式目〕一可修理神社專祭祀事

右神者依人之敬増威、人者依神之德添運、然則恒例之祭祀不致陵夷、如在之禮奠莫令怠慢、因玆於關東御分國々幷庄園者、地頭神主等各存其趣、可致精誠也、兼又至有封社者、任代々符、小破之時且加修理、若及大破、令言上子細者、隨其左右、可有其沙汰矣、

〔吾妻鏡四十〕建長二年七月廿二日、都鄙神社廢陵事、殊可有興行之由、及御沙汰、於勅願所事者、追可被任奏聞、先至關東御分所々者、任被定置之旨、可抽修理之功、若又及大破者、不日可令言上、隨其左右、可有御沙汰之由所被仰出也、是當世別當神主等、只貪佛物神領、輙無興隆之志之旨、度々評定之時凝群議、如此云云、

〔吾妻鏡五十〕文應二年(○弘長元年)二月廿九日辛酉、關東御分寺社殊可興行於神事之由、日來有其沙汰、今日被始行之、(○中略)

一可修造本社事

有封社者任代々符、少破之時且加修理、若及大破、言上子細者、隨其左右、可有其沙汰之由被定置訖、而近年社司恣貪神領利潤、無顧社壇之破損、匪啻不恐神慮、專可謂忘公平、自今以後、於背此制法輩者、可被改補其職矣、

〔長曾我部元親百箇條〕諸社神事祭禮等、從先年如相定、不可有退轉事、付以其社領寄進物、可成程者可加修理、若及大破不叶時者、奉行人迄可相理者也、右於無沙汰者、神主社家可爲曲事事、

〔御當家令條五〕定

一神社小破之時其相應常々可加修理事(○中略)

右條々可堅守之、若違犯之輩於有之者、隨科之輕重可沙汰之者也、

御朱印

寬文五年七月十一日

〔大成令 四十二 寺社〕享保十巳年十二月

出雲國大社造營ニ付而、諸國勸化之事、今度社家之者共相願候通被仰出之、公儀よりも御寄附之品有之候、依之諸大名幷御旗本之面々、且寺社町方、其外御領私領、國々在々所々江茂勸化之儀、社家之者共來春より巡行いたし可相進候間、被存其趣志之輩は寄進之儀可有之候、勿論志無之者に者、押而すゝめ候儀堅無用に候、猶勸化之帳に書載之候、以上、

十二月

〔續日本紀 三十四 光仁〕寶龜七年八月丙辰朔、遣使奉幣於天下群神、其天下諸社之祝、不勤洒掃、以致蕪穢者、收其位記、與替、

〔類聚三代格 一〕太政官符

督課諸祝掃修神社事

右檢案內、太政官去年四月十二日下諸國符偁、掃修神社、潔齋祭事、國司一人專當檢挍其掃修之狀毎年申上、若有違犯、必科違勅之罪者、今改建例、更重督責、若諸社祝等、不勤掃修、神社損穢、宜收其位記、差替還本、卽錄由狀、附便申上、自今以後立爲恒例、

寶龜八年三月十日

〔大內家壁書〕一今八幡社頭幷御神領事條々

一社邊掃除者、宮司幷神人等、可致奔走事、

右條々堅固所被仰出也、以此旨可有其沙汰之狀如件、

文明十年卯月十五日　遠江守正任奉

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事幷月記事

正月例

宮守護奉宿直歷名進宮司、番畢事申宮司、禰宜、(長上)番長宿直人大内人一人、(番長)諸内人六人、戸口三人、中番下番宿直事幷如上番、
右以十日爲一番、仕奉如件、
荒祭宮宿直事　上番内人一人、戸口一人、下番物忌父一人、戸口一人、
月讀瀧原伊雜三箇宮宿直事、荒祭宮同、
右以十五日爲一番、宿直仕奉如件、(○以下每月例略)

〔止由氣宮儀式帳〕一三節祭等幷年中行事月記事

正月例

宮守護奉宿直人夫歷名進大神宮司申、番長大内人等上番宿直人十六人、(禰宜一人長上、大内人一人番長、小内人三人、戸人八人、)高宮宿直人三人、(小内人一人、戸人三人、)中番下番宿直事如上件、(○以下每月例略)

〔延喜式四伊勢大神宮〕凡二所大神宮者、禰宜(長番)大内人、每旬、率物忌父幷小内人戸人等、分番宿直、

〔類聚大補任〕建久二年三月廿八日宣旨云
一可停止大神宮權任禰宜已下經廻他國常住京都幷同氏人等任京官事
一可加炳誡大神宮已下諸社氏人等不勤番直事
抑已上二所大神宮司等、於正禰宜者爲長番、於權官者皆有結番歟、而正禰宜背式條幷承曆符、結小番、權官以下偏不勤其役、或移住外國、或經廻上都、或不改本姓、或亦稱他姓、各忘嚴制、濫望京官、自今以後、全守舊符、莫違新制、若尙不拘嚴禁者、任寶龜八年符、奴其位記、宜停從社務、其外諸社司各可直本社事、幷違犯之科亦同、

〔總官公文抄〕可早任先例令催勤二所大神宮職掌人等番直事
右件番直事、任先例可令催勤之狀如件、以下

寶治二年六月四日

祭主神祇權大副大中臣朝臣

〔總官公文抄〕下大神宮司

可下早任二先例一令レ催二勤二宮職掌人等番直一事

右任二先例一無二懈怠一可レ催二勤之一狀如レ件、以下、

建長六年二月九日

祭主神祇權大副大中臣朝臣

〔類聚大補任 臨時〕延長五年丁亥

首書 康平二年十一月七日神祇官勘文云、延長五年四月廿三日夜、盜人參二入大神宮正殿一、盜二取壁代絹調絹糸等一、仍同年六月三日大神宮司大中臣良扶、幷宿直大小內人物忌等五人科二大祓一、解二却見任一、禰宜神主最世科二中祓一、不レ解レ任云々、

〔源平盛衰記 四十三〕住吉鏑幷神功貢二新羅一附住吉諏訪幷諸神一階事

元曆二年二月十六日ノ夜ノ子刻ニ、住吉社第三神殿ヨリ、鏑矢ノ聲出テ、西ヲ指テ出行ヌト常番ノ神人幷祝等是ヲ聞由、神主長盛幷權祝有遠、奏狀ヲ進スル、

〔當宮緣事抄〕當宮社頭祠官番直事、去建治二年十二月强盜推二參于若宮合間之時一、始而祠官等毎月十ヶ日令レ結レ番、可レ致二警固一之由被レ下二院宣一畢、而近年祠官等番直雖レ有二其號一、不レ及二警巡沙汰一之間、連々盜人等亂二入山上坊舍一云々、云二住侶一云二參籠之仁一、匪二啻剝二取衣裳一、剩及二刃傷殺害一云々、此條社家之衰微職而由レ斯、然者隨二勅定一令レ結レ番、致二警固一之條、其詮可レ爲二何事一哉、偏番直不法之所レ致也、爲レ神爲レ君太以不忠也、所詮自今以後於二山上一云二狼藉一云二盜人一、有二出來事一者、爲二當番人之沙汰一、不日可レ召二進彼狼籍人一也、若背二勅命一、向後番直不法、幷如レ此之狼籍人不レ令二召進一者、不レ可レ遁二違勅罪科一之上、爲二社官一爲二神職一、不忠之上者

罪科不輕、次弊身異形之輩、多充滿于社頭、如此之族不憚于社頭加艶言語寄參詣女性之由有其聞、狼藉起自斯歟、當番衆殊可加禁遏、若不拘制禁之輩者、可召進其身也、此條又爲無沙汰者、同可有嚴密之沙汰也、以此旨殊面々可被相觸之由被仰下之旨、前左大將殿御消息所候也、恐々謹言、

延慶四　三月廿八日　　散位敎宣

謹上　八幡檢校法印御房

〔高宮盜人闖入記〕元應二年庚申十二月八日申時、猿猴二匹破損彼宮西北葺萱之間、晝番內人圓秀追退云々、同十日本宮番直禰宜良行、彼所損倍增之由就聞及觸送之間、不審之餘同十一日以番文神事之次、禰宜等凝群議、任准例、先可有拜見沙汰歟之旨治定畢、

〔御當家令條 五〕定

一諸社之禰宜神主等、專學神祇道、所其崇敬之神體、可存知之、有來神事祭禮可勤之、向後於怠慢者可取放神職事、○中略

右條々可堅守之、若違犯之輩於有之者、隨科之輕重可沙汰之者也、

御朱印

寬文五年七月十一日

〔續備藩典刑〕覺○中略

右書付之通、民共神儒ニ志、葬祭仕候へバ、出家共切支丹受ニ立可申樣無之故、去年寺社奉行衆迄、得御內意候へバ、御指圖難成由被仰越候へ共、神儒を用申者共、切支丹受可仕樣無之ニ付、只今迄之宗旨請之書物を以、引付氏神之社人に切支丹受申付候、書物之樣如左、

吉利支丹受狀

一私義代々眞言宗にて、何郡何村何寺旦那にて御座候所、儒道に存付、神道を學び申候、當何月幾

日より佛法を捨、神儒の祭祀を仕候、生所の神を信申故、則何宮之禰宜請狀取、指上申候、

月日　何郡何村之某

一何郡何村之某、只今迄眞言宗何郡何村何寺之旦那にて、則受狀取さし上申候へども、當月何日より、神儒に趣き、神道を學び、生所之神何宮を信じ、吉利支丹にては無御座候、若うさんなる義御座候はゞ、私罷出埒明可申候、依而爲後日如件、

月日　何郡何村　何宮禰宜某

如此申付置候、只今迄之坊主之請狀よりは、細候而備成所御座候と存候、唯今迄は、たとひうさんなるもの御座候ても、坊主受に立候へば、其分に見逃がし候義も可有之と被存候、又坊主は一代切之ものにて、他國よりもすわり候へば、請に立候とても、不備成義と被存候、只今は五人組申付、其氏子之分、家内之人數を社人手前に書付置、死人有之候へば其根之名消、又生れ候もの御座候へば、卽時に村々庄屋彼社人へ申屆、右帳に付置、毎月一度ヅヽ、其帳面の人數を改、判形仕候樣申付置候、其內に切支丹於有之は、五人組共曲事に可申付と堅申付ケ置候、○下略

○按ズルニ、此文ハ、池田光政新太郎ヨリ、幕府執政ノ詰問ニ對シテ答ヘタルモノナリ、

補任

〔儀式十〕太政官曹司廳任出雲國造儀

當日早旦、掃部寮預設座、辨大夫四間、式部東廊四間、式部錄率史生省掌等、進置版三枚於中庭、自尋常版南去五尺置宣命版、南去四許丈、更東折一許丈置國司版、自此西去一丈、當宣命版置國造版、訖參議已上就座、大臣喚召使、稱唯就尋常版、大臣宣喚式部省、召使稱唯出而喚之、輔稱唯、丞代進就版、大臣宣參來、丞稱唯而上、至大臣座前、大臣賜國造名簿、丞受退出、訖輔丞各一人、錄三人、入就座、訖國守入就版、次省掌引任人參入、任人就版、省掌差南面立、參議已上辨大夫降立、及式部起座立定、辨大夫一人就版、宣制曰、天皇我詔旨止良麻宣久、某位某、出雲國造爾任賜天、冠位上賜比、御手物賜止久宣、國司任人共稱唯、再拜兩段拍手四段、參議已上、及辨大夫以下還就本座、掃部

寮進撤賚中庭、式部史生置位記筥、錄一人進就賚賜位記、錄一人留、位記史生進撤位記筥、次掃部寮撤賚、次錄一人進祿所唱賜、每賜一物拍手、（大藏省預積祿庭中、絁十匹、綿廿屯、布廿端、）任人持絁十匹退出、絲布藏部相隨持出、訖各退出、

太政官曹司廳任紀伊國造儀

當日早旦、掃部寮預設座、（辨大夫四人、式部東廳西廂、）式部錄率史生省掌等、進置版三枚於中庭、（自尋常版南去五尺置宣命版、南去四許丈、更東折一許丈置國司版、自此西去一丈、當宣命版置國造版、）訖參議已上就座、大臣喚召使、召使稱唯就尋常版、大臣宣、喚式部省、召使稱唯出而喚之、輔稱唯、丞代進就版、大臣宣參來、丞稱唯而上、至大臣座前、大臣賜國造名簿、丞受退出、訖輔丞錄各一人入就座、訖國守入就版、次省掌引任人參入、（任人就版、省掌逡南去立、）訖辨大夫已下式部錄已上、皆起自座立于庭中、（辨大夫東面、式部輔西面、丞錄北面、）參議已上在座不下、于時辨大夫一人進就版、宣制曰、官姓名（乎）紀伊國造任賜（波久止）宣、國造稱唯再拜兩段拍手四段、宣命者復本列、訖任人退出、辨大夫幷式部錄已上就本座、訖更立退出、

〔紀伊國名所圖會（四下名草郡）〕紀伊國造殿舘

國造補任の式は、貞觀式新儀式等にも載られたるごとく、太政官においてとり行はせ玉ひ、はなはだ嚴重なることどもなりしに、後白河天皇の御ときより朝政おとろへさせたまひて、よろづの御儀式も廢せしにより、いつとなく其事も絕たりしが、なほ代々歎狀をさゝげて、官符をたまひ宣下のことは行はれしなり、されば紀國造讓補記に、宣旨於清涼殿頂戴云々などのこと見えたり、是又文明の比より、其さたもやみたりとかや、

〔中右記〕元永二年三月廿二日、依有催參政、先著左衞門陣、尋人々參否之處、未被參間、數剋午時許、左大辨參入、頃而少納言公章參入、但中少辨雖不參、請印之政事不可闕、仰召使令引戶著廳、左大辨又來加廳座、外記注申之後、少納言公章著座、外記來覽官符、披見之處、鹿島社司可成之由、給式部省官

符、〇中略令請印了、左大辨予起座、〇中略

鹿島社司被成時ハ、成官符給式部省、省成遣任符行、內文、請印了下給、伊勢大神宮司被成時如此、

〔三代實錄十一清和〕貞觀七年五月廿五日乙巳、是日制、五畿七道諸神社祝部停補白丁、以八位已上及年六十已上人充之、先是置者令終其身、自今以後、立爲恒例、

〔延喜式十八式部〕凡伊勢大神宮司、〇司字恐衍同度會神宮禰宜、賀茂二社禰宜祝、住吉神主、宇佐宮司祝、氣比神宮司、筑摩長等以雜色人補之、並把笏、

〔延喜式二十三民部〕凡諸社神主禰宜祝者、擇八位以上及六十以上堪祭事者補之、其元來定氏之社、幷神戶百姓、而先盡八位及六十以上、然後及壯年白丁、卽免課役、

〔西宮記臨時二〕祭主幷御巫猿女等事

奉勅旨、給官符於神祇官、宮主禰人召官人、仰下、仍以解文申文上補云々、

伊勢造宮使同大神宮司事

已上以官符給式部、式部申補任、次給任符、

〔北山抄七〕補諸社禰宜祝事

續前任符案傍例、大神宮司奉勅官符八幡神主諸社上宣、鹿島、香取、氣比、氣多、宗像上宣、宇佐奉勅、作上宣官符、安房、出雲、紀伊國造奉勅、續前例、

〔傳宣草下〕諸宣旨事

一下辨官宣旨常事左辨官宣凶事右辨官宣

臨時事

補祭主事

補大神宮司事付計歷宣任復任

補同內外宮禰宜事
補石淸水宮俗別當神主等事
補諸社預神主禰宜祝事
補紀伊國造事
祭主事
一下官事（凡依諸司諸寺諸人申請、給官符宣旨事、皆下辨官、結緘束事又同、）
伊勢宮司事
同禰宜事
賀茂神主事
同禰宜事
同祝事
諸社禰宜事
一下近衞事
氏社補神主禰宜事
聽鹿嶋香取祝笏事
〔公卿宣下抄〕諸宣旨事
一下辨官宣旨
　臨時事
補祭主事
補大神宮司事（付計歷、重任、復任）

補同內外宮禰宜事

補諸社預神主禰宜祝等事

補紀伊國造事

一下宮事

祭主事　伊勢宮司事　同禰宜事　加茂神主事　同禰宜事　同祝事

〔類聚符宣抄　一〕太政官符式部省（件官符捺外印、隸式部、式部作補任、捺省符、遷官官作任符、捺內印隸了、）

應補任以正六位上大中臣朝臣惟理伊勢大神宮權大宮司公宣秩滿替事

右得祭主正四位下行神祇伯大中臣朝臣輔親等去年十二月十日奏狀偁、謹檢舊例、彼大神宮三員宮司有其闕之時、或造作之功、或依氏擧補任、而權大宮司大中臣公宣、以去年任秩已滿、仍以件惟理可被補任其闕之狀、預以奏先了、而于今未被補任件職之間、恒例神事無人職掌、望請蒙天恩、任舊例補任件惟理、將令勤職掌、令奉祈朝家寶祚者、正二位行權大納言兼中宮權大夫藤原朝臣能信宣、奉勅依請者、省宜承知依宣行之、符到奉行、

萬壽二年三月五日　造大安寺判官左大史正六位上大宅眞人

造大安寺長官正四位下行左中辨兼中宮亮丹波守源朝臣

奉行　同六月廿三日

勘解由長官兼大輔藤原朝臣　大丞源朝棟

權大輔兼大學頭備中介大江朝臣　橘

少輔兼大內記美作權介菅原朝臣　少丞藤原

少錄伴信重

坂令

紀

惟宗

○按ズルニ、本書ニハ此他神官補任ノ官符ヲ多ク載セタリ、今其一例ヲ示ス、

〔朝野群載六神祇官〕神祇官移遠江國

應令以清原則房補任小國社神主執行社務事

右人任相傳理、充補彼社神主職、依例移送如件、國察此狀、以件則房令執行社務、以移、

永保二年十月十七日　正六位上行權少史伊岐宿禰

正六位上行權大祐卜部宿禰

從四位上行伯

國符、

清原則房

右人補任小國宮司職如件、宜承知依件行之、符到奉行、

永保三年八月廿七日

守兼中宮少進藤原朝臣

〔兵範記〕仁安二年四月廿九日丙申、宣旨、

賀茂太田社祝從五位上賀茂縣主能助

可轉別雷社權祝

從五位下賀茂縣主貴保

可爲太田社祝

藏人頭權右中辨平信範奉

此口宣、副書札、奉上御了、

〔伊豆國三島宮古文書〕廳宣　散位伊豆宿禰國盛

右人補三島大社司職畢、抑先日任符、貞守與守可執行社務之由歟、令下知、依爲貞守濫行人令停止貞守之職、以國守一人所執行社務之帖宜如件、神官等宜承知依件用之、不所違失、以宣、

嘉承三年正月廿五日　　介大江朝臣

〔大社志〕廳宣　留守所

可早以出雲孝房爲國造職事

右件孝房、可爲國造職之狀、所仰如件、留守所承知、不可違失、以宣、

文治元年十一月三日

侍從兼大介藤原朝臣判

下出雲國杵築大社神官等所

宜補　神主職事

出雲孝房

右任鎌倉殿〇源頼朝御下文之旨、所令補任彼職也者、神官等宜承知依件用之、故以下、

文治二年正月日　　土肥次郎平朝臣判

〔西行雜錄〕下杵築社神官等所

定補　神主職事

出雲孝房

右任鎌倉殿〇源頼朝御下文幷土肥殿下文之旨、所令補彼職也者、神官等宜承知敎、不可違失之故以下、

文治二年二月九日　　平朝臣書判

〔集古文書二十補任〕建長五年補任出雲國出雲郡日御崎社職

補任　日置政家

　出雲國日御崎檢校職三ヶ浦所々御神田等名字員數事載讓狀

右任已父讓狀、令政家領知之處、雖有大社司申旨、無其理、去建長元年八月二日、於守護所、互仁出和與狀云々、同十五日、守護人義起請之詞註進畢者、任彼狀等、可令領掌狀如件、

　建長五年三月十二日　　散位平御判

　　　　　　　　　　　陸奧守平御判

〔二宮禰宜補任至要集〕幼。少。補。任。例。

　内宮

守親永德二年任、于時七歲、四親宗替、　正棟明德元年任、于時十歲、父一正房内舉、前一禰宜定勝替、

守氏享德二年四月十九日任、于時二十歲、氏久讓、　守則享德三年七月任、于時八歲、依勤約任、三經久替、

〔外宮近代禰宜朝恩錄〕

一禰宜從三位度會神主全彥禰宜四十一年長官十五年　元和八年八月廿一日任禰宜四貞城替九才

一禰宜正三位度會神主滿彥禰宜五十五年長官七年　元和八年十二月廿一日任禰宜五幸彥替七才

九禰宜從五位下度會神主朝房禰宜六年　寬永六年九月十四日任禰宜一長彥替六才

七禰宜正四位上度會神主貞厚禰宜十三年　寶曆五年正月十八日任禰宜九貞眞替十才

七禰宜正四位上度會神主貞晋禰宜十一年　享保七九年五月廿八日補權禰宜二才

前一禰宜從二位度會神主常庸禰宜三十六年長官　文政九年十月十日任禰宜一朝榮彌替十才

三禰宜從三位度會神主茂彥　天保三年八月六日任禰宜父前一禰宜範彥彌辭退替六才

四禰宜正四位度會神主偉彥　嘉永二年八月十日任禰宜父五品彥替六才

秩限

解由

〔二宮禰宜補任至要集〕僧侶子孫補任禰宜例

一條院　四厚頼　正暦五年加補、四員、在任二十二日、禰宜立聖貞男、遠江禪師長則男也、

同御宇　一延基　長元二年補、伯父頼親替、一延利男、僧院籐男也、延利子、時執印子云々、

堀河院　三延能　長治二年補、氏經替、一延利男、僧院籐男、僧延匡男也、

〔類聚符宣抄　一〕大納言藤原良世卿宣、下總國鹿取神宮司赴任之時、承前例或給傳符、或不給事是不同、今據勘式文、新任國司赴任之日、可給傳符、至于宮司無可給之文、自今以後、宜令停給傳符、官符内注載可給食馬之由、諸神宮司可給食馬者、亦准此者、

仁和三年五月七日　大外記菅原宗岳奉

〔延喜式　十一太政官〕凡香取神宮司任符、注載可給食馬之狀、不給傳符、自餘神宮司、給食馬者准此、

〔類聚三代格　一〕太政官符

應任諸國神宮司神主事

右大納言從三位神王宣、奉勅播社敬神、銷禍致福、今聞神宮司等一任終身、侮瀆不敬、祟咎屢臻、宜自今以後、簡擇彼氏之中、潔清廉貞堪神主者補任、限以六年相替、

延暦十七年正月廿四日　○又見類聚國史

〔三代實錄　九清和〕貞觀六年八月十五日己巳、是日制、筑前國香椎廟司、以六年為任限、

〔延喜式　十八式部〕凡諸神宮司並橿日廟司、以六年為秩限、

凡諸神宮權宮司、秩滿年終解任、

〔延喜式　三臨時祭〕禰宜祝部一補之後、不須輙替、

〔日本後紀　十七平城〕大同四年閏二月丁酉、制、越前國氣比神、豐前國八幡大菩薩宮司等、遷替之日、准國司與解由、

考課

〔日本後紀二十二嵯峨〕弘仁三年十月戊子、令諸國神社神主相替之日與解由、

〔延喜式十八式部〕凡諸司諸國進解由者、○中略其伊勢大神宮、豐前宇佐宮、越前氣比神宮司、諸神主亦責解由、

〔延喜式四伊勢大神宮〕凡三神郡神社溝池堰驛家官舍、若致破損及桑漆等不催殖者、拘宮司解由、

〔日本後紀十七平城〕大同三年九月辛巳、勅伊勢大神、幷度會二宮大内人各三員、元是白丁、自今以後、宜預外考幷把笏、

〔延喜式十八式部〕凡氣比神宮司考、隷神祇官、

凡伊勢大神宮司考選者、准長上官、自餘神宮司者、准番上例、

〔延喜式四伊勢太神宮〕凡二所大神宮禰宜大内人以下禰宜職事、大内人以下番上考文者、宮司勘造、九月廿五日以前進神祇官、官則押署進太政官、乃移式部省、三神郡内散位、幷蔭子孫、神麻績神服部亦准此、

〔類聚三代格〕太政官符○中略

一應令國司定神主考事

右太政官同日○弘仁十二年正月四日下同國○大和符偁、得彼國解偁、禰宜祝等考者、國司勘定、而今至于神主不隷國司、因茲任中功過、無由檢覈、望請件神主考、國司隨狀褒貶、以旌善惡者、同○右大臣宣、奉勅依請、

以前撰格所起請偁、上件事條、遵行有便、伏望下知四畿内及七道諸國者、中納言兼左近衛大將從三位藤原朝臣基經宣、奉勅依請、

貞觀十年六月廿八日

薦擧

〔日本後紀十二桓武〕延暦廿三年六月丙辰、制、常陸國鹿島神社、越前國氣比神社、能登國氣多神社、豐前國八幡神社等宮司、人懷競望、各稱譜第、自今以後、神祇官檢舊記、常簡氏中堪事者、擬補申官、

〔總官公文抄〕禰宜擧狀

祭主正四位上行神祇權大副大中臣朝臣某解申請天裁事

請殊蒙天裁、因准先例、以豐受大神宮權禰宜正四位上度會神主宗高、被裁補禰宜行元闕替職狀

右得彼宗高今月廿六日欵狀偁、謹檢案內――矣者、加覆審所申有謂、望請天裁、因准先例、以彼宗高、爲被裁補禰宜行元闕替職、勒狀謹解、

嘉禎二年十二月廿七日　　祭主正四位上行神祇權大副大中臣朝臣

進上

奏狀一通

以豐受大神宮權禰宜宗高可被補任禰宜行元闕替職事

右任先例、所令擧奏候也、以此旨可令申上給候、恐惶謹言、

十二月七日　　神祇權大副大中臣

進上　大夫史殿

〔總官公文抄〕任用擧狀書樣

請殊蒙天裁、因准先例、以大中臣國元補任權大宮司長則秩滿替職狀（公補之時如此、祭主之時、補之行可有也、）

右彼國元欵狀偁、謹檢案內――矣者、加覆審所申有謂、望請天裁、因准先例、以彼國元、被補任長則秩滿替職矣、仍勒狀謹解、

建長八年二月八日　　祭主從三位行神祇權大副大中臣朝臣

進上

奏上一通

以大中臣國元可補任權大宮司長則秩滿替職事

右任例所擧奏給也、早可令申上給、恐々謹言、

神祇權大副

二月八日

進上　大夫史殿

少司擧奏同前也

〔二所大神宮例文〕被定置禰宜職始

飛鳥淨御原宮〇天武御宇以後、或本宮擧奏之、或以自解補任例、

禰宜兄虫　君丸　小君　知加良　瀧　安麻呂　足床　忍人　五月丸　財丸　牛主　虎主

後河　土主　河繼　眞水　眞雄　眞河

已上十八代、禰宜一員之時、依本宮擧狀所補任、

雅風　安棄　行棄　滋棄　連信等、本宮擧也、

內宮禰宜　延清、同擧補也、

〔宇治土公家任叙錄〕皇大神宮神主解申請祭主裁事

請殊任譜代理因准先例以宇治土公定哉被裁補玉串大內人職狀

右得被定哉今月十七日款狀偁、云々者、宮加覆審、所申讜詞非據乎、望請祭主裁、因准先例、以件定哉、

被裁補玉串大內人職、令勤仕本宮連綿神役矣、以解、

寶曆十四年正月十八日　大內人正六位上荒木田神主尙友上

禰宜正三位荒木田神主守秀署名〇以下略

依請以件宇治土公定哉、補任父玉串大內人定森闕替職如件、宮司宜承知、因准先例令勤職掌以下、

寶曆十四年二月一日

祭主從四位上行神祇權大副兼左京大夫伊勢權守大中臣朝臣

〔物忌職解狀寫〕豐受皇大神宮神主解申請祭主裁事

自解

請殊因准先例以權禰宜度會神主貞安被舉補大物忌父貞勝闕替職狀

右謹檢舊貫、豈受皇大神宮物忌職闕替之時、以彼家祠官被舉補者、古今通法、神宮定例也、然間貞安祖考者、父前權禰宜貞盛、祖父前權禰宜貞種、曾祖父前權禰宜貞給、高祖父前權禰宜貞清等也、如斯歷代分明之間、謹謂非據乎、然彼職者、守日謹夜、敬慎之規範、致神事供奉忠勤、殊亦奉抽朝廷幷天下泰平御祈禱之丹誠者也、早以貞安被舉補貞勝闕替職、謹言上如件、以解、

元和二年六月三日

禰宜度會神主署名〇以下略

〔禰宜欵狀〕皇大神宮權禰宜從五位上荒木田經秀解申請祭主裁事

請殊蒙恩恤因准先例以權禰宜從五位上荒木田神主經秀被舉補前入禰宜守生闕替職狀

右謹檢舊貫、二所大神宮祠官等、被補禰宜職所致祈禱者、古今之定例也、祖考者、父禰宜經家、祖父前權禰宜經方、曾祖父前權禰宜經親、高祖父前權禰宜經貞等也、被補之條、謹謂非據乎、早被恩補前入禰宜守生闕替職、爲抽天下泰平國家安全御祈禱精誠、經秀誠惶誠恐謹言、

天正二十年三月晦日

〔二所大神宮例文〕被定置禰宜職始

飛鳥淨御原宮御宇以後或本宮舉奏之、或以自解補任例、〇中略

冬雄　春彥　晨晴　康平等、以自解奏聞之日被補任也、

内宮禰宜〇中略　定平　利康　氏成等、以自解申補畢、

〔二宮禰宜補任至要集〕依闕補任事

内宮

七氏久永享八年七月任、七永博替、予時定善、永保、永家、守喜、氏久等望申之間、依闕可被補之由被仰出、傳奏三條大納言作闕、祭主清忠卿被取進之處氏久也、是濫始、

〔十訓抄 十〕近頃鴨社の氏人に、菊大夫長明といふ者有けり、和歌管絃の道人に知れたりけり、社司を望けるが叶はざりければ、代を恨て出家して後、同じく告立て世をそむける人の許へいひやりける、

いづくより人は入けんまくず原秋かせ吹し道よりぞこし、ふかき恨の心のやみは、しばしの迷なりけれど、此思をしもしるべにて、まことの道に入と云こそ、生死涅槃と同じく、煩惱菩提一也けることわり、ちがはざりけりと覺ゆれ、

〔神職考〕鴨長明の歌

禰宜といふ名をだにしらでちはやぶるかみにはいかでつかへまつらむ

此長明の歌をもてみれば、世に大社とあふがるゝ社につかへまつれる都人だに、中頃の世より後は、そのすぢをわきまへたる人まれなりしものか、(中略)長明は加茂の神部なりしが、其職の低きをなげきて、禰宜とならんことをねがひけれど、ゆるされざりければ、此歌をよみて、出家したりとぞ、

〔延喜式 四伊勢大神宮〕凡二所大神宮大小內人物忌及御厨雜色人等者、不ㇾ得㆓輒讓㆒ㇾ所ㇾ帶之職㆒、別宮內人物忌彈琴笛生歌長織殿神部准ㇾ此、

〔類聚符宣抄 一〕太政官符神祇官

應㆘補㆓坐伊勢國㆒豐受大神宮禰宜正六位上神主康平㆖事

右得㆓彼宮禰宜從五位下神主晨晴去八月五日解㆒偁、晨晴本病發時々、以進退不ㇾ安、去今年間已重、雖㆑勵㆓寸心㆒、恐㆑闕㆓職掌㆒、方今康平練㆓公事㆒、適得㆓衆心㆒、望請任㆓先例㆒、相㆓讓所㆒ㇾ帶職㆒、將ㇾ令㆑供㆓奉神事㆒者、左大臣宣、奉ㇾ勅依ㇾ請者、宮宜㆓承知依㆑宣行㆒ㇾ之、符到奉行、

右少辨源朝臣俊　　左大史海宿禰口恒

天曆二年九月八日

〔集古文書 五十 讓狀〕文永元年讓狀 出雲國出雲郡日御崎社藏

讓與

出雲國日三崎社檢挍職幷神領 宇料佐岐 波字多 三ヶ浦地頭職事

日置政吉

右於彼職者、依爲重代子今無懈心、雖而及歲老、望死命之間任相傳理、相副關東御下文幷手繼相傳證文等、三郎二郎政吉、子々孫々讓與畢、若政吉無生得子者、一期後後者、三郎四郎政村仁可讓給者也、非此子孫者、明神御本撰不可有者歟、而號養子、不可他人讓與、

一於御神事者、任先例無懈怠致其沙汰、可盡御祈禱忠節、不可有如在者也、仍爲後日可安堵御下文申給、依讓狀如件、

文永元年十月三日　散位日置政家 判

〔總官公文抄〕禰宜舉狀

請殊蒙天裁因准先例依豐受大神宮禰宜正四位上度會國忠讓被轉任男權禰宜正五位下朝行狀 公卿略 如此

右者加覆審、所申有謂、望請天裁、因准先例、依彼國忠之讓、以男朝行爲被轉任、勒狀謹解、

仁治三年十一月廿九日　祭主

進上　奏狀一通

豐受大神宮禰宜國忠以當職讓補男權禰宜朝行事

右任先例所令擧奏候也、以此旨可令申上給、恐々謹言、

十月廿九日　神祇權大副

進上　大夫史殿

重任

〔二所大神宮例文〕皇大神宮　一員禰宜補任次第

行眞 父晨世讓、一門祖也、天慶四年七月廿五日任、執印、卅五年、
茂忠 父行眞讓、天祿四年十一月廿五日任、在任廿三年、
經明 父忠滿讓、元久元年十二月一日任、五旬禁忌內也、在任廿八年、
成行 經明讓、寬喜三年九月二日任、

〔二所大神宮例文〕豐受大神宮　一員禰宜補任次第

康平 晨晴一男、前父讓、天曆二年九月八日任、在任四十年、
𨧣晴 康平三男、前父讓也、永延元年十一月一日任、在任卅二年、
通雅 父貞雄祖父彥晴讓也、寬仁二年二月任、在任四十一年、
雅高 兄貞任讓、天永三年七月任、

〔二宮禰宜補任至要集〕一禰宜讓補事

內宮

德雄 延喜五年九月讓男基貞
最世 天慶四年七月讓男行眞
行眞 天祿四年十一月讓男茂忠
氏長 長保三年五月讓男延滿

外宮

冬雄 延喜十八年六月讓弟春彥
春𨧣 承平三年十一月讓男晨晴
晨晴 天曆元年讓男康平
雅風 天祿元年讓男貞倫

〔類聚符宣抄〕太政官符常陸國司

正六位上大中臣朝臣公利

右今月十六日、重任鹿島宮司畢、國宜承知、符到奉行、

左中辨藤原朝臣　左大史小槻宿禰

寬弘四年五月廿九日

太政官符太宰府

正六位上宇佐宿禰相規

再任

右去二月廿二日、重。任。豐前國八幡大菩薩大宮司、舉、府宜承知、符到施行、

左中辨藤原朝臣　　左大史但波朝臣

寛仁二年二月廿三日

太政官符太宰府

從五位下宇佐宿禰相規

右重。任。豐前國八幡大菩薩宮大宮司、舉、府宜承知、符到施行、

左中辨源朝臣　　左大史小槻宿禰

治安四年○萬壽元年正月廿七日

〔百練抄十三後堀河〕貞應元年二月廿六日、能隆卿還補祭主、息男隆宗朝臣在任之間、父子違背、申事由辭補也、未曾有事也、

〔二所大神宮例文〕大宮司次第

第五十三 茂生 天暦元年三月十四日任、在任六年、

第五十六 茂生 天德四年十二月廿三日任、在任六年、去天暦元年補任宮司、今度還補也、

第七十一 豢任 静脈大副淡與一男、長暦元年正月廿六日任、二月二日著任、在任六年、

第百一 公行 公俊二男、文永二年四月一日任、在任五年、同七年二月爲異停任、

第百五 長藤 長則男也、弘安五年九月八日任、在任八年、依神郡等訴停任事、

第百十 長藤 嘉元二年五月還補、應清獻任云々、在任三年、

第百十四 長藤 延慶四年四月七日還補、在任十七箇日、

第五十四 中理 祭主安則末孫、天暦六年十二月任、在任六年、

第五十七 中理 康保二年十月十二日任、在任四年、去天暦宮司也、今度還補、

第七十四 豢任 天喜二年甲午二月廿八日還任、在任六年、同四年二月兼造大神宮使、

第百四 公行 建治二年四月廿七日還補、同三年兼權少副、在任七年、

第百七 長藤 正應六年、依神宮訴奏還補事、在任七年、

第百十二 長藤 德治三年六月十日還補、在任二年、

第百十六 長藤 正和元年七月二日還補、在任二年、

〔二宮禰宜補任至要集〕讓與後還補事

內宮

三氏俊〈建長年中讓與所職於男尙貞、雖經奏聞、依無勅許、依奉辭事、〉　四經元〈文永十年讓男定經、大司長則雖奏行、泰愼申之間、可居本職之由、被下綸旨畢、〉
二泰世〈乾元元年十二月、依所勞讓與嫡男泰定、及御沙汰中間、平愈、可居本職由、依請申、同二年正月、蒙還補院宣畢、〉

外宮

朝棟〈正和四年、依所勞讓與男靜長之間、祭主舉奏之處、平減、可居本職由、依申請、同年六月十九日蒙還補院宣、〉
行尙〈雖無所勞、正中三年正月、讓與嫡男行鄕之間、祭主舉奏之處、讓與條不可然、於辭退者被召納由被仰出間、行尙致方口稀計、內々蒙本職還補恩免、但無御教書、二月十日祭主狀計也、〉

〔宗像大宮司次第〕
氏房〈保安元年補在職四年〉　二氏房〈天治二年再任同一年〉　三氏房〈長承元年補〉
氏平〈天治元年補在職五年〉　二氏平〈天承元年再補〉　三氏平〈天養元年補同二年〉　四氏平〈仁平元年補同三年〉
氏俊〈天承元年補〉　二氏俊〈長承元年再補〉　氏信〈保延四年補同六年〉　二氏信〈久安二年再補同五年〉
氏實〈永曆元年補同二年〉　二氏實〈永萬元年補同八年〉　三氏實〈安元二年再補同七年〉　四氏實〈壽永二年再補同一年〉
五氏實〈文治元年補同四年〉

〔宗像軍記〕宗像大宮司氏仲ノ事
大宮司氏國ノ弟ヲ氏仲トイフ、氏國子ナキニヨツテ、氏仲ヲ養ツテ子トス、建久九戊午ノ年、氏國宗像ノ社務ヲ氏仲ニ讓リテ上京ス、留守ノ間、氏仲ノ行跡アシキノヨシ氏國ニ訟ルモノアリ、氏國急ギ歸國シテ、氏仲ヲシテ片脇ノ城ニ籠居セシメ、氏國社務ニ再任ス、

〔宗像軍記〕宗像大宮司四度社務トナル事
氏國齡已ニカタブキ、四季ノ祭祀モ勞カハシク成ケレバ、氏仲ノ蟄居ヲ赦免シ、氏重ト改名シ、社務ノ事ヲ讓リ、白山ノ城ニ移シテ、其身ハ片脇ノ城ニ移ラレケル、然ル所ニ氏重イカナル天魔ノ所爲ヤラン、氏國ヲフカク恨ミテ、片脇ノ城ヲ攻ントス、此事氏國傳ヘ聞テ、逆寄ニ押ヨセ、白山ノ城ヲ攻ケレバ、氏重フセグニ力ナク、遠賀ノ郡ニ蟄居セリ、氏國ヤム事ヲエズシテ、又社務ニ任ジ

給フ、建保四丙子年ニ、豊後國大友判官能直ノ次男、大友右衞門次郎氏能トテ、土御門ノ新院ニ仕申若者アリ、氏國此人ヲ養ヒテ、社務ノコトヲ讓ラレケルニ、新院惜マセ給ヒケレバ、シキリニ都ニ上申セヨトノ勅ヲウケテ、明ル建保五年ノ春、宗像ノ社務ヲ辭シテ、都ニコソハ上リケル、氏國力及バズ、八十ノ老翁四度神職ニ任ジケリ、

轉任

〔賀茂注進雜記中社家〕圓融院御宇天延二年に貴布禰禰宜より、忠頼當御神の禰宜に轉補せらる、

〔台記〕久壽元年六月十五日丁酉、頭光頼朝臣來曰、賀茂禰宜重忠轉神主、權禰宜家平轉禰宜、貴布禰禰宜助平轉權禰宜、氏人久敎補貴布禰禰宜者、

〔玉勝間十一〕貴布禰禰宜の權禰宜に轉するは、賀茂の權禰宜になれりし也、

氏上遷任

〔台記〕久安三年五月十八日庚辰、梅宮社司及學官院等事委書付、時信宿奏法皇、一梅宮正權預以六年可爲秩限事、一社司神祇官、若國司申太政官補之、是定（〇橘氏長者）不可補之事、一今度可補預人事、一可執行宇多庄務人事、一可造學官院事、具旨見彼書、件書勘載令式格國史等文、　廿日壬午、午刻時信來、傳法皇報命曰、六年任事無詳、仰是定不可補社司事、理可然、仍留申文、今度可補預人仲遠基仲之間歟、行宇多庄務人、以長（〇橘氏）當其仁、但故待賢門院將崩時、被示付兼仲畢、然者基仲（兼仲弟）行庄務可爲本意、造學官院尤悅承、列見定考任舊例被行、心感悅、今又造學官院、感悅重疊、召基仲仰云、可執行宇多庄務、又可造學官院、又基仲重服之間、任式文、（神祇三）令親部行事、服闋可執行者、　廿七日己丑、時信來傳法皇勅曰、仲遠（兼仲子）補梅宮正預事、任近例是定可補也、基仲可行宇多庄務事、先日被召仰悅思給、但可被書下之由所申也、令奏承由、則召以長令書下、（以消息仰之、載内大臣殿御氣色字、）

久壽元年九月七日丁巳、今日招左大辨、仰下春日社預二人、本六人也、而關白殿長者間、加一人爲七人、余長者後、仰曰、宜任舊爲六人、但非可解却本預、一人闕時不可補替者、其後預信春有罪解却、祐房有兼死去、三人替補二人也、（有定祐政）

〔廿二社本緣〕平野事

當社和源氏乃長者、管領之正統是神主ヲ云也等乃祠官毛長者乃宣仁補ス之、藤氏乃長者乃春日等乃祠官毛如シ彼加補、以之思仁之乎、源氏乃氏神也、

〔類聚國史神祇十九〕延暦十七年十月丁亥、勅、國造郡領、其職各殊、今出雲筑前兩國、慶雲三年以來、令國造帶郡領、託言神事、動廢公務、雖有其怠、無由勘決、自今以後、不得令國造帶郡領、

〔類聚三代格七〕太政官符

應停筑前國宗像郡大領兼帶宗像神主事

右得太宰府解偁、當郡大領、補任之日、例兼神主、即叙五位、而今准去延暦十七年三月十六日勅、譜第之選、永從停廢、擢用才能、具有條目、大領兼神主外從五位下宗像朝臣池作、十七年二月廿四日卒去、自爾以來、頻闕供祭、歷試才能、未得其人、又案神祇官去延暦七年二月廿二日符偁、自今以後簡擇彼氏之中、潔清廉貞、堪祭事者補任神主、限以六年相替者、然則神主之任既有其限、假使有才堪理郡兼帶神主、居終身之職、兼六年之任、事不穩便、謹請官裁者、右大臣宣偁、奉勅、郡司神主職掌各別、莫令郡司兼帶神主、

延暦十九年十二月四日

〔類聚三代格一〕太政官符〇中略

一應停官人任諸社神主事

右太政官同日〇弘仁十二年正月四日下同國〇大和符偁、彼國解偁、有官之輩、若兼任神主、全直本職、不勞神社、神社傾覆、職此之由、望請擇抽無官、一任神主、專事祈禱、令修理神社者、同〇右大臣宣、奉勅依請、〇中略

以前撰格所起請偁、上件事條、遵行有便、伏望下知四畿內及七道諸國者、中納言兼左近衞大將從三位藤原朝臣基經宣、奉勅依請、

貞觀十年六月廿八日

〔職原抄上〕神祇官
大副權大副　相當從五位下也、然而任祭主之輩至二三位帶之、

〔官職秘抄上〕神祇官
祭主　大中臣二門流中、居副祐爲祭主、重代者任之、雖六位補之、永輔是、一門流不任之、邂逅拜任之例、皆爲不吉、又無官者不補之、仍輔宣爲祭主辭大副、以甥家成申任祐、而依氏人訴狀、以輔宣如先任副、被停家成職畢、

〔吾妻鏡三〕壽永三年五月廿四日辛亥、左衞門尉藤朝綱、拜領伊賀國壬生野郷地頭職、是日來雖仕平家、懸志在關東之間、潛遁出都參上、募其功、宇都宮社務職無相違之上、重被加新恩云云、

〔吾妻鏡七〕文治三年六月三日癸酉、去々年平氏討滅之時、於長門國海上寶劍紛失、雖被搜求、于今不出來、猶被凝御祈請、仰嚴嶋神主安藝介景弘、以海人依可被索之所申糧米也、早可召仰西海地頭等之旨被宣下、仍今日有沙汰可被充催之由云云、

〔澁川文書〕肥後國守護職事、任京都御敎書之旨、可有知行候之上者、打懸申候也、任先規相催國中軍勢等、可致忠節、恐々謹言、
十二月〇應永十年十九日　滿頼判
阿蘇大宮司殿

〔阿蘇文書〕肥後國守護職事、先年拜領云々、仍爲九州對治料所預置也、早守先例、可有其沙汰之狀如件、
應永十一年十月二日　右兵衞佐花押〇澁川滿頼
阿蘇大宮司殿

〔阿蘇文書〕肥後國守護職事、爲凶徒對治料國所預置也、急速可被廻籌策之狀如件、

應永十一年十月二日　　右兵衛佐花押

阿蘇大宮司殿

〔吾妻鏡三十九〕寶治二年後十二月廿五日戊辰、關東御分寺社不幾、一身兼帶數箇所別當神主供僧職等事、向後被停止之、平均可有補任沙汰之旨及評議云云、

〔香取大禰宜系圖〕

惟房三十七代大禰宜保元治承之比──長房四十六代大禰宜兩職兼帶──幸房四十七代大禰宜兩職兼帶應永之比

秀房大宮司元和八年ヨリ大禰宜闕職ニ付兩職兼帶──清次郎範房大宮司兩職兼帶

○按ズルニ、本文ハ一社內ノ兩職ヲ兼タルニテ、兩社兼職ニ非ズト雖モ、類ヲ以テ此ニ附載ス、

〔類例秘錄九〕寛政元酉年四月廿日、黑田鶴松より、

虫除神宮寺源左衞門新規に吉田家許狀相願候儀、

書面川谷村百姓源左衞門、虫除神主宮寺三代相勤候處、今般吉田家許狀相願度旨、差障之筋も無之候はゞ、領主存寄次第之事と存候、併許狀請候共、村用等は勿論、宗門改等にも是迄之通相心得可申事ニ而、百姓を離候事は難相成儀と存候、

〔類例秘錄九〕寛政六寅年五月、京都町奉行より、

宮座と申儀〇中略

百姓共領主地頭に而聞濟候上者、新規ニ吉田家之許狀請候而も不苦候哉、又者新規之儀者、何れも不相成筋に候哉、

御書面、百姓之身分を不離、神主祠官等之許狀受候儀、譬領主地頭ニ而聞濟候而も難相成筋と存候、

〔類例秘錄九〕文政十一子年四月、曾我豐後守より、
御朱印地に無之、三嶋明神神職に而豐後儀、先代者許狀請、其子孫迄三代者、許狀等請候儀無之を、
當豐後儀、神職宮崎豐後與申許狀を請、神職連綿致し候に付、神職之家筋に無相違聞、人別帳へも
宮崎豐後と書出度旨申張、地頭吟味をも拒候得共、元來百姓を不離、人別帳へも豐後と而已認來
候上は、全神職之家筋と申には無之、然る上者、身分之儀百姓と心得、神事祭禮等之義者、許狀之趣
を以、配札守等へは、神主宮崎豐後と認候而も、右者格別、其餘は百姓之取扱に而可然哉承知致度
候、
御書面、豐後義、吉田家之許狀請候面も、元來三宅村百姓に而、人別帳へも豐後と認來候を、神職
之趣を以、宮崎豐後と認度旨申立、地頭吟味を拒候と相聞、一體地頭へ不申立、神職之許狀請候
と相聞、一體不埒之次第に付、百姓同樣御取扱候者勿論、御吟味之上、相當之咎申付可然筋に有
之、併百姓を離れす、神職之許狀請候類、地頭於其外故障之筋無之候得者、承居候義も有之事故、
右之趣御差含、御勘辨之上御取計之方與存候、

臨時祭神主

〔左經記〕寬仁元年十一月三日丁酉、爲行祭事參梅宮、○中略氏人等遲參、又供奉諸司內侍同不參、仍以
大膳少進從五位下上野朝臣廣遠、爲神主、幷大膳宮內等丞代、先例以氏人爲神主、而遲參、仍有定以廣遠爲神主、又聞書丞代、先例用諸司六位官人、而今日可然諸司官人不參、仍以廣遠爲辨代、令賜幣木綿幷飯等、件事頗不快、不可爲例、

〔江家次第五月〕大原野祭
外記進卜串、卜覽畢退、氏人中卜親師等也、外記可令仰知、
頭書卜串氏人之中卜合一人、爲神主、用北家之孫長岡大臣之胤云々、大原野社上古無神主、故臨期
卜定其人、春日社神主有其人、故無此卜串、

名籍

〔令義解一職員〕神祇官

伯一人掌神祇祭祀、祝部神戸名籍、〈謂、祝部名帳、神戸戸籍也、〉

〔三代實錄〕〈二十九陽成〉元慶五年三月廿六日甲戌、是日制、令五畿七道諸國諸神社祝部氏人本系帳三年一進、

〔類聚三代格〕〈一〉太政官符

應三年一進諸神祝部氏人帳事

右得伊豫國解偁、檢案內、太政官去貞觀十年九月十四日下當道諸國符偁、貞觀八年四月十一日符偁、去年五月廿五日符偁、右大臣宣、諸社祝部停補白丁、擇八位以上及六十以上人堪祭事者、令補之、自今以後、立爲恒例、但先是置者令終其身者、今諸國所行、專忘本符、偏稱氏幷神戸、悉擬補課丁、論之政途、事乖公平、大納言正三位藤原朝臣氏宗宣、雖是氏人幷神戸百姓、而先盡八位已上及六十已上堪事者、若無其人、乃擬年少、但至稱氏人無據實、仍須神主禰宜祝部等氏、每社令堪中細由、國司覆檢、造帳申送、永備計會者、國隨符旨、六位已上社祝部氏人帳、每年勘造、附朝集使進官、今件帳期限無程、煩頻勘造、尋其勘據、於公無益、望請官裁、准郡司譜圖、一紀一進、以備勘會、謹請官裁者、從二位行大納言兼左近衞大將源朝臣多宜、奉勅宜三年一進、諸國准此、

元慶五年三月廿六日

〔延喜式〕〈十八式部〉凡郡司幷禰宜祝、及夷俘等五位歷名帳、別卷每年進之、

一族專任

〔類聚國史〕〈十九神祇〉弘仁十二年八月戊寅、以大神宇佐二氏爲八幡大菩薩宮司、

〔延喜式〕〈三臨時祭〉凡八幡神宮司、以大神宇佐二氏補之、不得雜補他氏、

〔大神宮諸雜事記〕〈一〉天德二年十二月、祭主神祇少副從五位下大中臣朝臣公節、〈任三年〉同三年九月廿三日、亥時內裏燒亡、同年十月、中務宮燒亡、天下旱魃、疾癘熾也、仍公家驚御天、下宣旨於神祇官陰陽寮、被卜食之處、勘申云、若異姓人供奉神事咎歟、因之巽方大神、依其違例御祟歟者、而聞本官幷大中

[illegible]

臣氏人等奏狀云、祭主公節朝臣既橘氏人也、即付公節之自筆消息具也、又宮司氏高、是清原氏豐之男子也、氏高之母、前宮司邦光之女子也、仍請母方姓、號大中臣氏之由也、以如此異姓之輩被補任祭主宮司之故、天下不靜也、被始置祭主職之後、於大中臣氏之外、以他姓者未被補任之例乎者、依件奏聞、以天德四年十月三日、公節、宮司氏高等之職務停止之後、以同十一月十日永停止了、

〔廿二社本緣〕石清水事

當宮乃祠官仁和紀氏輩補す之（仁〇中略）紀乃氏和武內乃大臣（孝元天皇曾孫）子、角宿禰乃後胤也、神功皇后乃御代、専棟梁乃臣（天皇之）輔佐レ申（左計侍體）種因也、

〔筑前國續風土記（十五宗像郡）〕田島社

社人傳云、醍醐帝延喜十四年甲戌、清氏勅をうけて大宮司と成、宗像に下り給ひしより、天正十三年乙酉、氏貞卒するに至て、大宮司七十九世、年數凡六百七十三年にして、宗像大宮司の家はろびぬ、其間他姓の人社務に任せしは、清氏より第四世に當りて、宗時といひし人在職す、またその次に妙忠と云し人在職す、是を因幡大宮司と云、第四十一代に大友氏能在職す、此三人は他姓の人なり、自餘はみな宗像清氏の裔孫なり、

〔鹽尻（十）〕諸社神祭其氏人司ル　諸社の神人は、其祭る所の神の子孫、祀を奉じ侍る事正史の記文なり、其氏人絶ぬる事あれば、定ありて命せらる、後世はかゝる禮典亂れて、勢にまかせて神職をも勤ける、猶戰國に及て遁逃の武人等、神社によりて隱れ、後に自ら其神人となれる多し、（熊野本宮は二階堂司ごり、尾州津島は氷室氏神主となる、此類國々に多し、古へよりの神職にあらず、）

〔後拾遺和歌集（二十神祇）〕長元四年六月十七日、伊勢のいつき、內宮にまゐりて侍けるに、俄に雨ふり風吹て、いつきみづから託宣して、祭主輔親をめして、おほやけの御事なぞ仰られけるついでに、たび〳〵御みきめして、かはらけたまはすとて、よませたまひける、

さかづきにさやけき影のみえぬればちりのおそりはあらじとをしれ
御和奉りける　　祭主輔親〇大中臣氏
おほぢちゝむまごすけちかみよまでにいたゞきまつるすべらおほんがみ

〔古事記傳十四〕追次考

出雲國造義孝弘安記に、自天照大神至意宇足奴命神々相繼十八代也、第十九代宮向宿禰之時、自賜出雲姓以來、至義孝子々相承二十八代也、雖然鑽神火飲神水未混流俗云々、とあるよし、大社の説なり、自天照大神と云るは心得ず、こは自天穗日命とあるべきことなり、

〔玉葉和歌集二十神祇〕

櫻花ちりなむ後のかたみには松にかゝれる藤をたのまむ

これはあつた大明神の御歌となん、昔彼社の大宮司、尾張氏代々なりきたれりけるに、尾張員職が女の名を松と申けるが、藤原季兼にしたしくなりて、季範をうめりける後、明神かく託宣せさせ給ひけるによりて、彼季範はじめて大宮司になりて、其末今にたえずとなん、

〔尾張名所圖會三愛知郡〕熱田

大宮司一員　もと尾張氏にして、天火明命の裔孫、のち藤原姓に改め、千秋を氏とす、その系次は、舊事紀及尾張氏系譜等にしるせるごとく、建稻種命の子、尾張宿禰忠命、大宮司兼大禰宜に補せしより、神孫連綿として、百十九代の今〇天保年間に至れり、

權宮司一員　尾張氏の祝詞師にて、田島を假名とす、天火明命の裔孫にして、今〇天保年間に至るまで尾張宿禰を稱す、

〔宗像軍記〕宗像大宮司高祖事

宗像大明神ハ、代々ノ帝ノ御尊崇イトカシコクマシ〳〵テ、御神位ヲ奉リ、大宮社フトシキ建テ、

三柱ノ神燈明カニ、四時ノ祭祀オコタラザル爲ニトテ、其德正シキ人ヲエラビテ神職トサダメ、筑紫ノ國ニ置レケリ、大己貴命ヨリ六世ノ孫ニ、警像子宿禰トイフ人、是神職ノ始ナリ、第二ヲ滋光宿禰トイフ、卽日本紀ニ載ル所ノ宗像君トハ、此等ノ人ノ事ドモナリ、其子孫代々神職トシテ、祭祀ノ事ヲツカサドリケリ、是ヲ大宮司ノ高祖トハ申ナリ、

〔宗像軍記〕氏貞逝去ノ事

宗像ノ家系ヲ案ズルニ、大宮司元祖淸氏ヨリ氏貞ニイタツテ、社務七十九世ト傳レドモ、一人トシテ再任シ、或ハ三度、或ハ四度、社務トナル者アレバ、實ハ五十三世ナリ、延喜十四甲戌年ヨリ、天正十四丙戌年ニイタツテ、星霜六百八十年ニシテ、宗像ノ家亡ビ、血脈斷絶シ、○下略

〔本朝月令〕四月 上申松尾祭事

秦氏本系帳云、正一位勳一等松尾大神御社者、筑紫胷形坐中部大神、戊辰年三月三日、天下坐松崎日尾、又云、日埼岑、大寶元年川邊腹男秦忌寸都理、自日埼岑更奉請松尾、又田口腹女、秦忌寸知麻留女、始立御阿禮、平知麻留女之子秦忌寸都駕布、自戊午年爲祝、子孫相承、祈祭大神、自其以降至于元慶三年、二百三十四年、

〔橘窻自語〕上 松尾社の社司家、秦都理已來相續せしかど、近世相曁神主の比は、たゞ一家となりしを、相曁神主五世、相秀神主今の東の本家、相長權神主いまの權神主東家、相曁神主四世相賴正禰宜いまの南家とわかれしより、今時東南權神主東と三家になり、又庶流の社司家もいできたり、

〔二十二社註式〕梅宮

社司之事　往昔今相承、而大副卜部象親

人皇七十代後冷泉院治十年、天喜三年始補預、于今相續、

〔吉田文書〕應永停止國司妨、令左大史小槻宿禰隆職子孫相傳知行社務事

右得同前解狀云、謹檢案內、當社者、以吉美候氏爲禰宜、所令行社務也、而世及澆季、人好凶惡、在廳官人、充課非法之國役、郡諸人押妨有限神境、因茲去長承之頃有事故、以當社社務、所寄附左大史小槻宿禰政重也、其後相傳執行社務、不亂當社都要、只在此人、望請官裁、永停止國司妨、欲令隆職子孫執行社務者、同宣、奉勅依請者、

以前條々事如件者、同下知彼國旣畢、宜承知宣行之、

承安二年十二月廿九日

大史紀朝臣

右中辨藤原朝臣

〔集古文書十五判物〕足利直冬判物出雲國出雲郡日御崎社藏

出雲國三崎檢校職事

日置清政

右人任代々相傳理、如元可爲彼職之狀如件、

觀應二年二月四日

〔懷橘談下神門郡〕日御崎

神主は、檢校從四位尊久と申て、鵜鷀草葺不合尊の後胤、昔は三位まで經侍るなど、こと〴〵敷系譜を語り侍る、

〔一話一言二〕吉備津宮

備中吉備津宮は、吉備津彥命を祭る、孝靈天皇の御弟也といふ、社家頭二人あり、一人は王藤內の子孫也、大森王藤內左衞門といふ、一代づゝかはり〴〵に諸大夫の名をつぐ、今現に大森肥後守といふ、ふるき家にして、王藤內より前より今に至るまで七十二世、嫡々相承す、皆實子にして、一人も養子にてつぎし事なしと、社家頭何某木工かたりき、すべて社家六十軒ほどありといふ、

〔筑後志略神社〕高良玉垂神社〈御井郡ニアリ○中略〉大祝家ハ、武內宿禰三十一代ノ裔、美濃理麻呂保續ノ第一子武雄麻呂保義ノ後ナリ、文德天皇齊衡三年、大祝物部大継ヲシテ始テ笏ヲ把ラシム、大宮司家ハ、保續ノ第四子武賀麻呂保通ヨリ其職ヲ分テリ、

○按ズルニ、此他世襲神官ノ事ハ各神社篇ニ附載シタリ、而シテ古來神官タリシ家ニシテ、明治維新後、華族ニ列セラレタルモノ十二家アリ、即チ出雲國造千家北嶋兩氏、紀伊國造紀氏、物部神社國造金子氏、伊勢大宮司河邊氏、熱田大宮司千秋氏、宇佐大宮司到津宮成兩氏、阿蘇大宮司阿蘇氏、住吉神主津守氏、伊勢禰宜澤田松木兩氏、日御碕檢挍小野氏ニテ、皆男爵ニ列セラレタリ、コレ皆維新ノ際マデ、大社ノ世襲神官タリ、且名族タルヲ以テ、コノ特典ヲ得タルナリ、コノ外伊勢ノ祭主藤波氏ハ、素ヨリ公卿ニテ、現今ハ子爵ニ列セラル、

以神主爲氏若爲姓若戸

〔新撰姓氏錄大和國皇別〕布留宿禰

木事命男市川臣、大鷦鷯天皇〈○仁德〉御世、達倭賀布都努斯神社於石上郷布瑠村高庭之地、以市川臣爲神主、四世孫額田臣、武藏臣、齊明天皇御世、宗我蝦夷大臣號武藏臣物部首幷神主首、

〔續日本紀五元明〕和銅四年三月辛亥、伊勢國人磯部祖父高志二人、賜姓渡相神主、

〔皇大神宮儀式帳〕一職掌雜任卅三人

禰宜大初位上神主公成　內人外正八位上荒木田神主家守

〔大神宮儀式解十六〕神主は職なり、後には姓とす、連臣造史倉人なども、もとは職なれど、後に姓となるに同じ、〈中臣忌部卜部等皆職也、後に氏とす、下に忌部治部山部など見ゆ、これも職を氏とせし也、〉その姓に地名の荒木田蒙らせ、荒木田神主といひ、職の禰宜を蒙らせ禰宜神主といふは、朝臣連は職なるを姓とし、地名を蒙らせ、藤原朝臣、大春日朝臣、治田連、茨田連といひ、職の中臣を蒙らせ、中臣朝臣といふにひとし、

〔三代實錄三十五陽成〕元慶三年五月廿三日壬子、伊勢國度會郡大神宮氏人神主、姓荒木田三字、大神宮

祝部

氏人有三神主姓、荒木田神主、根木神主、度會神主是也、自進大肆荒木田神主首麻呂以後、脱漏荒木田三字、今首麻呂曾孫向官披訴、故因舊加之、

〔新撰姓氏錄河内國神別〕恩智神主　高魂命兒、伊久魂命之後也、

〔新撰姓氏錄和泉國神別〕穴師神主　天富貴命五世孫、古佐麻豆知命之後也、

〔古事記開化中〕若倭根子日子大毘毘命、〇中略坐春日之伊邪河宮治天下也、此天皇、〇中略娶近淡海之御上祝以伊都玖、此三字以音天之御影神之女、息長水依比賣、

〔古事記傳二十二〕此御上祝は、たゞ御上社の祝部と云とは、いさゝか異にして、上卷に胸形君等之以伊都久三前大神者也、などある類なれば姓なり、姓氏錄に、鴨部祝、紀祝、波多祝、三歲祝など云姓もある其類なるべし、

〔新撰姓氏錄河内國皇別〕紀祝　建內宿禰男、紀角宿禰之後也、

〔新撰姓氏錄攝津國神別〕鴨部祝　賀茂朝臣同祖、大國主神之後也、

〔新撰姓氏錄未定雜姓大和〕三歲祝　大物主神五世孫、意富太多根子命之後者、不見、

波多祝　高彌牟須比命孫、治方之後者、不見、

〔新撰姓氏錄山城國神別〕祝部　同祖〇鴨縣主建角身命之後也、

〔新撰姓氏錄右京諸蕃〕祝部　工造同祖、吳國人、田利須々之後也、

〔新撰姓氏錄山城國諸蕃〕祝部　吳國人、田利須々之後也、

〔三代實錄清和二十三〕貞觀十五年五月廿五日戊子、制、伊勢大神宮司元一員、年料給絹百匹、米三百斛、貞觀十二年加置一員、今定絹各五十匹、米各百斛、

〔延喜式伊勢大神宮四〕凡大神宮司者、准國司交替、初到任年、給稻一千束、每年賜絹五十匹、米一百斛、若任權司者、以作絹米內、平均充之、其以神祇官五位已上中臣任祭主者、初年給稻一万束、除此之外、不得輙用、

凡二所大神宮禰宜、四月六月日別食米二升、(餘月不給)物忌大神宮四人、度會宮三人、給年中食料、日各米八合、但仕丁准在京給之、

〔續日本紀 二十九 稱德〕神護景雲二年四月辛丑、始賜伊勢大神宮禰義季祿、其官位准從七位、度會宮禰義准正八位、

〔三代實錄 十二 清和〕貞觀八年正月廿三日庚子、制、伊勢大神宮、及豐受神宮禰宜、授五位者、便以神稅給位祿。

〔延喜式 三 臨時祭〕凡諸神宮司禰宜季祿者、伊勢大神宮禰宜准從七位官、度會宮禰宜准從八位官、(並以神郡神稅給之、)下總國香取神宮司、常陸國鹿嶋神宮司、越前國氣比神宮司、並准從八位官、(並以封戶物充之、)能登國氣多神宮司、准少初位官、(以神封物給之、)

〔延喜式 四 伊勢大神宮〕凡大神宮司二員、大宮司一員、正六位上官、少宮司一員、正七位上官、其季祿以神稅給之、大神宮并豐受宮禰宜帶五位者位祿、同以神稅給之、資人以神郡人補之、

〔三代實錄 十八 清和〕貞觀十二年六月(〇六月本朝月令爲八月)廿七日戊申、松尾神社物忌一人、充日(〇一本作月)糧、立爲永例、

〔三代實錄 三十六 陽成〕元慶三年閏十月十九日乙巳、伊勢高宮物忌、准諸宮物忌、永充月料、以神封物給之、

〔類聚三代格 十五〕太政官符

應以官田充平野神社預一人御炊女四人月糧事

山城國七町百卅步

右得神祇官解偁、件月料米、停給京庫、以官田被充、謹請官裁者、大納言正三位兼行彈正尹藤原朝臣冬緖宣、奉勅依請、

元慶九年(〇仁和元年)二月八日

〔三代實錄四十七光孝〕仁和元年二月八日甲午、以山城國愛宕紀伊兩郡官田七町百三十歩、充同〇平野神社預一人、御炊女四人月料、縁停給見米也、

〔延喜式三十五大炊〕松尾社物忌一人、料米三斗六升、小月三斗四升八合

〔三代實錄十一清和〕貞觀七年十月廿一日己巳、勅河內國平岡神主一人、給春冬當色裝料絹布等、一如平野梅宮神主、

〔延喜式三臨時祭〕八十嶋神祭中宮准之

住吉神四座、大依羅神四座、海神二座、垂水神二座、住道神二座、〇中略

住吉社神主料、絹一疋、祝并大依羅祝料、各布二端、垂水社祝布二端、海神住道社祝布各一端、

〔延喜式四伊勢大神宮〕凡三節祭直會日、禰宜內人等祿法、五位禰宜被一條、料絹一疋一丈三尺、綿五屯、六位禰宜襖子一領、料絹一疋、綿一屯、大內人諸神宮內人物忌汗衫各一領、五節儛人二人絹各一疋、酒立女四人絹各三丈、

右齋內親王參祭之日、以寮庫物給之、不參之時、以神封物給之、

〔延喜式十五內藏〕鹿嶋香取祭

鹿嶋社宮司禰宜祝各一人、物忌一人、

香取社宮司禰宜各一人、物忌二人、

社別〇中略宮司當色一領、禰宜祝人別當色一領、

大神祭

夏祭料　神主當色一領寮物

冬祭料　神主當色一領寮物

賀茂祭

下社、上社、松尾社、社別禰宜祝各一人、下上兩社各物忌一人、
物忌裝束、人別夾纈三丈、充料表裙一腰、充直帛一匹、充裙裏、幷裙腰料、已上官物、下裙一腰、紫絲十二兩、白紗一丈八尺、
赤紫帛四尺二寸五分、兩面一尺五寸、絲四兩、並裝物帶一條、履一兩、紅花四兩、已上官物禰宜祝人別當色料
貲布四丈、絹一匹、絲一絇、或除絲調布各一端、
〔延喜式三十大藏〕凡奉鹿嶋香取社幣帛之日、給物忌三人鹿嶋一人香取二人人別紫纈帛三丈、緑帛六尺、絹一匹、綿二
屯、每社宮司禰宜祝各一人、別當色一具、社別雜給料、絣絲廿絇、
〔延喜式一四時祭〕春日神四座祭

齋服料
物忌一人料夾纈帛三丈五尺、羅帶一條、紫絲四兩、錦鞋一兩、已上封物錦二條、一條長三尺五寸、一條長六尺、並廣四寸、絁三匹
二丈九尺、緑絁一匹、紗七尺、韓櫛一枚、紅花一斤二兩、東絁三尺五寸、綿三屯半、支子五升、神主一人、神
祇官人一人、別當色一領、內藏寮所充、絁二匹、綿二屯、已上官物細布二端、調布二端、封物神主軾料絁二匹、絲三絇、
調布二端、彈琴二人、別絁一匹三丈、綿三屯、膳部八人、卜部二人別佐渡調布二丈七尺、紅花二兩、已上官物
守神殿仕丁二人、別商布二段、已上封物
平岡神四座祭
齋服料
物忌一人裝束絹四匹九尺、夾纈絁三丈五尺、綿三屯六兩、錦九尺五寸、紗七尺、紅花一斤三兩、支子五
升、錦鞋一兩、紫絲四兩、韓櫛二枚、神主一人當色一具、裝束料絹二匹、細布二端、綿二屯、布二端、神祇官人一人
料儲、此軾料絹二匹、絲三絇、布二端、彈琴一人裝束料絹一匹三丈、綿三屯、庸布二段、膳部八人料布六端
二丈八尺、別三丈五尺紅花一斤四兩、卜部二人料交易商布二段、別一段、並官物、神祇官所請、祝禰宜各一人料布十二
端、封物

同祭祿料

調布卌八端、(幣帛使神主各八端、物忌二端、禰宜祝各八端、彈琴笛工各一端、卜部二人各一端、)庸布十六段、(諸部八人各二段)

平野神四座祭(今木神、久度神、古開神、相殿比賣神、)

齋服料

物忌王氏夏絹五尺、(各加一匹、)綿十屯、紅花小六斤、錢一貫六百卌文、(冬料准此、)和氏大江氏並夏別絹二匹、(冬加一匹、)綿三屯、紅花小三斤、錢六百卌文、(冬料准此、)彈琴二人夏別絹三丈、布二丈八尺、冬黃帛三丈、絹一匹、綿三屯、膳部十六人夏別絹三丈、布三丈二尺、紅花一兩一分、冬黃帛三丈、絹三丈、布一丈二尺、炊女四人夏別絹四丈五尺、布一丈、冬絹一匹三丈、綿二屯、布一丈、神主二人夏別軾料絹三匹、絲三絇、卜部四人夏別絹一匹、絲一絇、布二丈八尺、冬亦如之、神主二人、神祇官人二人並給當色、(禰宜祝亦同、)冬祭給祿十八人、神主二人、官人二人、彈琴二人、長上二人、史生二人、神部五人、卜部三人、祿法有差、

〔朝野群載　六神祇官〕伊勢大神宮勅使祿法

大神宮

正員禰宜六人、(四位一人褂袴、五位五人各大褂、)權任卌四人、(四位二人各褂袴、五位卌二人各褂、)六位十二人、(官符權禰宜三人、玉串大內人二人、宮掌大內人七人、已上各單衣、)館母一人、子良十人、物忌父十二人、(已上各單衣、)山向內人一人、御鹽湯內人一人、鎰取內人一人、御麻內人一人、(已上各匹絹、)大宮司、(女裝束一具、)權大宮司、少宮司、(已上各大褂、)主典、(單衣、)

豐受大神宮

正禰宜六人、(四位大褂副袴、五位五人各大褂、)五位權禰宜廿八人、(已上各褂、)六位十七人、(官符權禰宜三人、大內人三人、玉串大內人三人、番檢大內人三人、宮掌大內人五人、已上各單衣、)物忌父九人、(大物忌父三人、御炊物忌父三人、御鹽燒物忌父三人、已上各單衣、)色節內人四人、(鎰取內人一人、大麻內人一人、山向內人一人、御鹽湯內人一人、已上各匹絹、)物忌子四人、(大物忌子一人、御炊物忌子一人、御鹽燒物忌子一人、高宮物忌子一人、已上各單衣、)館母二人、(一人單衣、一人匹衣、)陪膳六人、(已上各匹衣、)

領地

〔延喜式三臨時祭〕賜出雲國造負幸物
金裝横刀一口、絲廿絇、絹十匹、調布廿端、鍬廿口、
右任國造訖、辨一人、史一人、就神祇官廳、（辨座設伯座上、史座設副座上、其辨入自西就座、史入自東就座、）次伯已下祐已上以次就座、史一人、大藏錄一人、入自南門就座、（錄座設前數）史唱官掌仰云、喚出雲國司并國造、官掌率國司國造就版位、（國造就版位、國司次立、官掌立西、若國司五位者就座、）史亦喚、神部一人進（著木綿鬘、并手繦、）就大刀案下跪之、于時辨宣云、出雲之國造（止）今定給（留曾）姓名（申、）賜負幸之物（止）久宣、國造稱唯、再拜兩段、拍手兩段、訖進大刀案下跪之、神部取大刀授之、拍手賜之、（拍手兩段）退授後取之人、即就版位、次大藏錄喚國造、國造就跪祿下、後取一人、進先取絲給國造、拍手一度、賜而授於後取、後取退立本列、絹布鍬亦如之、國造退就版位、更取大刀出、（後取前立、國造後立、其國造者喚名、及給祿之時、每度稱唯、）次錄、次本官、次史、次辨退出、
凡國造奏神壽詞日之平旦、神祇官試國造奏事、給座料調薦五枚、奏神賀齋一日在前申官、國造已下祝神部郡司子弟五色人等給祿、但其人數、臨時所申、無有定額、祿法國造絹廿匹、調布六十端、綿五十屯、祝神部不論有位無位、各調布一端、郡司各二端、子弟各一端、
〔延喜式三十大藏〕凡初任出雲國國造賜物絁十匹、絲廿絇、布廿端、鍬廿口、齋畢奏神壽辭、絁廿匹、綿五十屯、布六十端、郡司布二端、祝部不論有位無位、各布一端、
凡給出雲國造祿者、辨官式部並集、式部唱國造以下名、省率藏部等班給、
〔續日本紀七元正〕靈龜二年二月丁巳、出雲國國造外正七位上出雲臣果安、齋竟奏神賀事、神祇大副中臣朝臣人足以其詞奏聞、是日百官齋焉、自果安至祝部一百一十餘人、進位賜祿各有差、
〔百練抄七二條〕應保二年七月廿四日、諸卿定申日吉造營之間、前司範季割領公田、於社司永可爲私領之由訴申事、
〔吾妻鏡六〕文治二年三月十日戊子、伊勢大神宮領地頭等之中、乃貢已下事、可致精勤之由、日來有其

沙汰、今日被施行之、御信仰異他故也、

下伊勢國神宮御領御園御厨地頭等

可早任先例辨備御上分神役幷給主禰宜得分物事

右當國神領神民之中、令停止狼籍、有限御上分雜事、幷給主禰宜神主得分物、不致對捍、任先例可令辨備也、若依處之異損、泥本法之辨者、雖地頭得分、尙可令急用正物、於神役者、敢不可闕之故也者、御園御厨住人、宜承知、不可緩怠之狀如件、

文治二年三月十日

〔吾妻鏡七〕文治三年八月三日辛未、筑前國宮崎宮宮司親重、被行賞、當國那珂西鄕糟屋西郡鄕等拜領之云云、平氏在世之時、依抽彼祈禱、日來聊雖有御氣色、所詮於神宮等事者、一向可被優恕之由被思食定云云、

〔神鳳抄〕伊勢國　安西郡

母良神田一丁三段大　子良神田四丁餘　鳥名子神田一丁餘　權大司神田一丁　少司神田一丁　館母神田

伊豫國

二宮玉河御厨臨時祭料　土御門前祭主御領件御厨、爲二所大神宮御領、可宛臨時祭料用途之由、任院宣、建仁三年四月日、國司奉免之後、同年五月三日、被成院廳下文之上、任先度廳下文、幷國司廳宣、以彼保永爲一圓神領、宛臨時用途、能隆卿子々孫々相傳知行保務、可令奉祈仙算之由、元久元年三月九日、重被成下院廳御下文、隨卽國司廳宣留守所施行具也、仍每年以彼御厨所當物、所令勤仕臨時祭也、

〔阿蘇宮文書〕下宇治惟次所

可早領掌所帶所領等事

阿蘇社大宮司職

中村　下田　永野　世田村　荒木　上久木野　下久木野　大野　柏村　草部

右人件所職所領等、任去承久二年九月十四日故陸奥前司入道殿御下文之旨、無相違可令領知之狀如件、以下、

元仁二年三月五日　武藏守平經時

〔吾妻鏡三十三〕延應二年元〇仁治元年二月廿日乙酉、

一神宮御子職掌等、依爲祠官所充給之地、無指罪科、乍帶其職不可點定事、

一同社司給地、無上仰之外、別當以私芳心、不可立替違所狹少地事、

一依爲社司令拜領地寶之中、無子息之族、或讓後家女子、或付養君權門致沙汰之間、新補官人無給地之條不便事也、自今以後、子息不相傳之者、付職可充行其地事、

以前條々、社家存此旨、不可違失之狀、依仰下知如件、

延應二年二月廿五日　前武藏守

〔古今制度集九〕駿河國久能山

東照宮御領、當國有渡郡之內所々十六箇村、都合三千石事、任元和六年三月十五日先判之旨、令寄進之訖、此內略〇中四百二十石禰宜役人領、右者以大谷宮川片山三箇村可配當之、但高百石付、五十石夫可爲定納、其餘十三箇村八百石者神主領也、其可爲檢斷使不入地、若於犯過人出來者、非制限者、守此旨、榊原越中守照淸令沙汰之、神前諸役、國家祈念、永無怠慢、彌可勤仕之狀如件、

正保三年十一月十七日　從一位左大臣源朝臣御直判

〔古今制度集九〕宇佐八幡宮領

豐前國宇佐郡宇佐村內合千石配當事

一百五十石　大宮司兩人領　但一人付七十五石宛

一百石　總社家十九人之領

一四十七石　神人役者七十人之領

右今度新所有御寄進也、仍執達如件、

正保三年十一月十五日　老中

兩大宮司

〔古今制度集九〕熱田大宮司領、尾張國愛智郡野並鄕七百十七石事、幷山林竹木等免除、任寬永五年七月廿七日、同十三年十一月九日兩先判之旨進止、永不可有相違者也、仍如件、

寬文五年七月十一日

御朱印

〔御朱印寫八諸社領〕美濃國不破郡南宮神領、同郡宮代村之內三百六拾三石、馬出村之內貳拾貳石、武藝郡水戌山貳拾石、都合四百五石事、幷境內山林竹木諸役等免除、任慶安元年二月廿四日先判之旨、社僧禰宜如有來可配分、永不可有相違者、神事祭禮修造以下無怠慢、彌可抽國家安全之懇祈者也、仍如件、

寬文五年七月十一日

〔神領帳〕兩宮御朱印三千五百四拾石之內內宮給人持高之覺

一高貳百五拾石　長官料　井面守宗

一高貳石五斗　長官職田　同

一高五拾石九斗六升五合　長官家料　同

一高貳石五斗　二神主職田　薗田守洪

一高六拾五石壹斗七升　二神主家料　同

一高六石　三神主職田　中川經冬

免役

一高四石　四神主職田（富田守相）
一高貳拾八石八斗　四神主家料（同）
一高百貳拾三石七斗貳升五合　五神主家料（藤波氏員）
　内三拾貳石　檜垣庄左衛門より買得
　内五拾石　檜垣修理より買得
一高四石八斗　七神主職田（世木永親）
一高七石九斗　七神主家料（同）
一高貳石五斗　八神主職田（富田守長）
一高貳石五斗　九神主職田（富田守風）
一高貳石五斗　十神主職田（井田守豊○中略）
　合千四百四拾四石四斗六升貳合
外ニ於野後村御朱印高四百五拾石之內、現米百貳拾石、十人之神主壹人拾石宛配分、但長官ハ三拾石配分、
　已上
　元祿九年丙子十一月十六日　内宮（神主中長官判）
此一冊從内宮御公儀（江）指上ヶ候
　卯二月十一日

〔尾張國熱田大神宮緣起〕天渟中原瀛眞人天皇（○天武）朱鳥元年丙戌夏六月己巳朔戊寅、卜天皇御病、草薙劒爲祟、即勅有司還置于尾張國熱田社、自爾以來始置社守七員、（一人爲長、六人爲列、○○○○）並免徭役、

〔延喜式（四伊勢大神宮）〕凡（○中略）大神宮雜任卅二人、（禰宜一人、大内人四人、物忌九人、物忌父九人、小内人九人、）所攝六宮廿五人、（宮別内人

位階

二人、物忌一人、物忌父一人、月夜見宮加二御厩内人一人、度會宮廿五人、禰宜一人、大内人四人、物忌六人、物忌父六人、小内人八人、所攝宮四人、内人二人、物忌一人、物忌父一人、

右雜任人等皆免調庸、其馬飼丁十八人、大神宮十二人、度會宮六人、神服織神麻續各五十人、並免調庸、

〔延喜式二十三民部〕凡諸社神主禰宜祝者、擇八位以上及六十以上堪祭事者補之、雖元來定氏之社、并神戸百姓、而先盡八位及六十以上、然後及壯年白丁、即免課役、

〔延喜式二十五主計〕凡勘大帳者、〇中略其依符所免、爲符損、八位蔭子、(中略)神主禰宜祝部、(中略)並爲不課、

〔熱田社文書〕太政官符

尾張國應免差他役熱田神社祝荒田井高神戸尾張廣宗幷神戸百姓等事

右得神祇官解偁、彼社解偁、謹案太政官弘仁二年九月廿三日、同三年五月二日兩度下國符偁、神戸百姓等永停止公役、專勤神事者、然至祝部等、可差他役、而國司背符旨、或令兼擬郡司職、或差仰封家綱丁、因茲不撰致齋、交役觸穢惡處、若不申此由、恐致祟咎、望請被言上此由、重符國宰、被免他役、將勤神事者、官依解狀、謹請官裁者、右大臣宣、宜仰國宰莫令更然者、國宜承知依宣行之、符到奉行、從五位上守右中辨藤原朝臣與範　正六位上行左少史御船宿禰有方

昌泰三年四月廿八日

〔續日本紀十一聖武〕天平元年八月癸亥、天皇御大極殿、詔曰、〇中略御世年號改賜換賜、是以改神龜六年爲天平元年、而大赦天下、〇中略卽免祝部今年田租、

〔續日本紀三十四光仁〕寶龜七年九月庚午、始置越前國氣比神宮司、准從八位官、

〔類聚三代格一〕太政官符

應定伊勢大神宮司大小員幷位階事

大宮司一員　右正六位上官

小宮司一員　右正七位上官

以前得神祇官解偁、檢案內、大神宮司元置從六位官一員、而去貞觀十二年更加一員、今件兩司大小無別、職掌有同、各稱受領、交爲爭論、甲之所行乙還妨之、執論之間、政事擁滯、望請定大小員幷位階、遷代之日、分附受領、一准長官任用者、正三位行中納言兼民部卿藤原朝臣冬緒宣、奉勅依請、

元慶五年八月廿六日〇又見三代實錄

〔延喜式十八式部〕凡初任出雲國造者、進四階敍、其齋畢奏神壽詞、又進四階敍、進加應至五位者、聽勅處分、

〔二所大神宮例文〕極位輩以餘階讓他人事

天治二年、二宮禰宜共四品極位之間、申三位之時、有理無例、於極位之輩者、可讓他人之由、僉議之間、禰宜作抱愁訴不達之憤、依恐天綸或申子孫之重階、或敍他人之榮爵、然而可讓他人之由云宣旨云云、院宣重疊之上、長寬元年七月、幷寬喜二年七月、依御祈之賞、被授一級於二宮禰宜之時、於極位之輩者、可讓他人之旨、被宣命被祈申、仍讓敍之仁、連綿不絕者也、

〔橘窓自語中〕京都の鴨以下の大社の社司のともがら、位階を申せしことは明曆のころまでは、おほくは初爵のみ、あるひは邂逅に加級せしばかりなりしが、明曆の比、さたありてよりこのかた、いにしへ行幸御幸、又御祈の賞などにも、きゝおよばざるやうに位階昇進することになりしうへ、上階もこゝかしこにいできたり、〇中略大社の祠官の位階昇進さへ近世なれば、諸國の社家はおほく無位なりしを、此比は吉田の執奏をもて、あらぬ淫祀の社人までも、初爵することゝなりたり、なげくべきことなり、

〇按ズルニ、神職ノ位階相當ハサマデ高カラズ、伊勢禰宜ノ如キハ、四位ヲ以テ極位トシ、其以上ニ敍セラルヽトキハ、他人ニ讓ルヲ例トス、其間ニハ三位以上ニ敍セラルヽモノナキニアラズト雖モ、極メテ少數ナリトス、近世ニ至ルニ從ヒ、漸ク其數ヲ增シ、神職ニシテ三位以上ノ

モノ、一時ニ二十餘人アルニ至レリ、コレラハ下條登高官位ニ詳ナリ、

〔朝野群載 二十 内記〕位記狀

禰宜 祭主神主、諸社同用之、但讓他人、用國用狀、

修其祝嘏、致敬明神、言念精誠、抑可褒進、宜授榮爵、式光祠壇、

〔柱史抄 上〕私記 自此私記至御即位宣命者、藤原淳範編加之歟、

社司國造等位記、服解之人雖書位所、不入名云々、〇中略

位記 〇中略

國造神主 諸社司讓他人時用國用狀、

中務、修其祝嘏、致敬明神、言念精誠、抑可褒獎、宜授榮爵、式光祠壇、可依前件、主者施行、

國用 別功勳者、諸社諸寺等別申請用此狀、

中務、肆勤南畝、盡力東陂、終傾家資、以助國用、不有褒賞、何能勸人、宜降及世之榮、俾申務農之勞、可依前件、主者施行、

神社司狀

中務、修其祝嘏、致敬明神、言念精誠、抑可褒進、宜授榮爵、式光祠壇、可依前件、主者施行、

〔内局柱礎抄 上〕凡書載位記輩、有服解人者、官位計書連之、不書名字二字也、尤為内記故實、上古者社司國造等位記專如此、

〔延喜式 四 伊勢大神宮〕凡禰宜内人神郡祝等、恩詔位記者、式部省依數送於神祇官、官則附四度祭使下之、使率神祇史一人、先申叙位之由、即就直會院第一殿南面坐、以位記置案上、史喚名給、殿前東向被喚名、禰宜内人北上東面重行、訖則奉拜大神、拍手兩段、次北向朝拜、但度會宮西向行事、餘儀同大神宮、若禰宜給五位位記者、於中重給之、

〔御當家令條 五〕定

一社家位階、從前々以傳奏遂昇進輩者、彌可爲其通事、

右條々可堅守之、若違犯之輩於有之者、隨科之輕重、可沙汰之者也、

御朱印

寛文五年七月十一日

〔文德實錄 一〕嘉祥三年四月甲子、帝卽位於大極殿、○中略策命曰、○中略大神宮乎始天諸社乃禰宜祝等爾給位一階、

〔類聚大補任 土御門〕正治二年庚申

內宮禰宜

正四位上重章　正四位上忠滿　正四位上元雅　正四位上定滿

正四位上光定　正四位上氏良　從四位上成定

六月九日宣旨、代始賞各加階、當月御祭叙用、成定加階、氏良以上依極位讓他人、九月御祭賜位記、史代內宮權禰宜經長神主役之、但上臈廿人預之、殘位記於宮廳賜之、

外宮禰宜

正四位上貞雅　正四位上忠行　正四位上彥基　正四位上延行

正四位下宗康　正四位下氏宗　從四位上彥盛　從四位上春章

代始賞各加階、六月九日宣旨、同前于內宮也、宗康男雅康榮爵事、父雖卒子給爵、是存日注進之故也、

〔續日本紀 二十八〕神護景雲元年八月癸巳、改元神護景雲、詔曰、○中略又大神宮乃禰宜大物忌內人等爾叙二級、但御巫以下人等叙一級、又伊勢國神郡二郡司、及諸國祝部有位無位等賜一級、

〔二所大神宮例文〕二所大神宮神主等始浴朝恩賞次第代始臨時
天平廿一年四月、依黃金出來御祈賞、二所大神宮禰宜、始浴朝恩叙爵也、
〔三代實錄二十六清和〕貞觀十六年八月廿日丙子、天皇聖體乖豫、遣使於賀茂御祖別雷兩社奉幣祈禱、告文曰、○中略又皇大神乎異爾榮飾奉止之天奈毛、禰宜千繼、門麻呂等爾外從五位下乃冠授賜布、○中略授御祖社禰宜正六位上賀茂縣主千繼、別雷社禰宜賀茂縣主門麻呂並外從五位下、
〔春記〕長久元年十二月廿五日丙午、平野行幸日也、時午二點行幸、○中略上卿令奏云、社司賞事、禰宜祝可叙爵、又權禰宜祝幷預等同所闕也、是賀茂御社例也、又禰宜等可讓他人事等也有申之、關白命云、只以詞可奏之、仰云、依請者、予即仰了、
〔朝野群載六神祇官〕祭主申加階
請殊蒙天恩因准先例依二所大神宮心柱改立時幷御元服及度々御祈禱勞被叙一階狀
右親定謹檢案內、爲祭主之者、依御祈勞預恩賞者前例也、近則祖父輔親卿、長曆元年叙從三位、同二年叙正三位、一兩年內頻蒙勸賞、爰親定、去天仁元年大嘗會賞、叙當階之後、漸及七箇年、其間臨時奉勅、參籠神祇官幷大神宮、度々御祈、勞效相重、就中二所大神宮心柱被改立、既以爲希代例、尤有祈請勞、天永二年依次第轉任伯、謂其官班、已同舊跡、況亦去年御元服御祈、殊奉綸言參籠神祇官、數十日間、專致精誠、朝議之處、旁仰哀憐而已、望請天恩、因准先例、依度々御祈禱勞、更預加階之恩賞、彌祈萬歲之寶祚、親定誠惶誠恐謹言、

永久二年正月十八日　　祭主從三位行神祇伯大中臣朝臣親定

〔新葉和歌集九神祇〕正平十五年十月、住吉社に行幸ありて、神主國量正下の四位に叙せられける時、思召つゞけさせ給うける、

後村上院御製

座大

位山こえてもさらに思ひ去れ神も光をそふる世ぞとは

〔三内口決〕一客来奏者等之作法事〇中略

祭主賀茂春日祠官陰陽典薬外記官務等之輩、次之間迄可召入事候、雖然當時以外慮外之條可有所存候歟、所詮被相計時之用捨可然候、公人等之儀は禮節不及沙汰候、

〔德川禁令考寺社四十〕神職之者評定所著席之例

一神主社人許狀有之分　上　椽

但許狀無之分　下　椽

天明二年寺社奉行評議之上極

一社之神主にて配下に供僧有之神主ハ、許狀無之候ても、　上　椽

獨禮席に罷出候程之者も　上　椽

吉田白川江不寄候得共　上　椽

一鹿島香取之神官

但輕社人ハ　下　椽

一神事舞大夫　上　椽

是は寶曆二申年五月六日、寺社奉行評議之上極、

一神子女ニ候得者　下　椽

但巫女と認候ても神戸と讀申候

是は寬政十午年十月廿七日、寺社奉行土井大炊頭宅内寄合にて極、

一甲州上吉田村富士淺間祝

是は天保二卯年二月二日、土屋相模守掛公事合にて上椽江差出、

巫覡

〔二宮年中行事〕正月元日二宮御節供事　外宮儀式、雞鳴參拜內院、禰宜束帶、權禰宜五位物忌父等衣冠、

三日宮司二宮禰宜參齋宮事　宮司禰宜束帶、權禰宜衣冠、各供御物、

六月十七日高宮御祭事　堪事之禰宜申詔刀、各衣冠

〔住吉大神宮諸神事之次第記錄〕正月一日辰一點御供備進、總官束帶權官同氏人布衣自神舘參也、神官等衣冠列立南門前、

十五日辰剋御節供備進、總官權官衣冠氏人布衣御供畢著座、

〔吾妻鏡六〕文治二年閏七月廿八日己酉、被召皇大神宮禰宜長重、長重著衣冠參營中、

〔駿廬斷儉〕社務禰宜祝下輩マデモ、平生ハ淨衣ナリ、ハレニハ袍サシヌキ也、黃衣ハ下ス、ソノ衣ヤトチト云也、

〔東國太平記九〕蒲生飛驒守秀行以使者示岡野左內志賀布施事

中納言秀秋諸將ト倶ニ勢州津城ヲ攻落、美濃ニ打出テ南宮山ノ城ヲ構、○中略南宮ノ禰宜右衛門大夫ヲ使ニシテ申サレケル、○中略秀秋彼禰宜ヲ陣列ニ呼入テ對面セシニ、禰宜ハ立烏帽子ニ大紋直垂ヲ著シテ祗候シタリ、

〔御當家令條五〕定

一無位社人可著白張、其外之裝束者、以吉田許狀可著事、

御朱印

寬文五年七月十一日

〔法曹後鑑二〕天明二寅年十月

諸社之禰宜神主等裝束、幷吉田之許狀等之儀ニ付御書付、

定

一無位之社人可著白張、其外之裝束者、以吉田之許狀可著之、○中略

右之通、寬文五年被仰出候處、近來於諸國古來之社例を亂し、御條目之御趣意不相辨輩有之、吉田家之許狀を不受、社例なと稱し、呼名稱、束帶著、其上神職も無之村持之社、或村長宮座諸社など稱し、神事祭禮營候族も有之由ニ候、向後御條目之趣急度相守、忘却不致樣可相心得事、

寅十月

右之通可被相觸候

〔類例秘錄九〕天明六午年水野出羽守より

神主川口能登上京之上、白川家雜掌より許狀に而、風折烏帽子淨衣等之免許受候處、去ル寅年神社之儀ニ付、御觸之趣ニ而者、吉田家許狀無之候而者、裝束著用難相成趣ニ候得共、右者不苦哉之旨、

書面川口能登裝束著用之儀、白川家雜掌より之許狀に而著用候儀、類例も有之候哉御糺之上、右類例も無之候ハヽ、御差留候方と存候、

寬政元酉年七月七日

右一件ニ付尙又同人より

前書裝束著用之儀差留置候處、此度白川家より、右社者往古より白川家執奏ニ付、川口能登江裝束被差許候旨申來候由ニ而問合、

書面沼津山王社之儀、往古より白川家執奏之社ニ無相違候ハヽ、今般神主川口能登江冠齋服等免許之儀、御聞置候而不苦筋と存候、

〔俗神道大意三〕吉田家ノ裁許狀ハ、寬文五年七月ノ御條目ノ如ク、無位ノ社人ニ相應ノ裝束ヲ裁許セラルベキコトナルニ、分ニ過タル狩衣ヲ許シ、官名マデ授ケ、マタ黑袍ナドヲモ許サルヽコト、言語道斷非禮ノ限リナルコト、ト申ス故ハ、ソノ裁許狀トテ渡サルヽ文言ニ、

何國何郡何村何社之祠官何何守何某、恒例之神事祭禮參勤之時、可著風折烏帽子狩衣者也、神道裁許狀如件、

何何年何月何日

神道管領長上卜部朝臣何某吉田家實名

ト記シテアル、

〔俗神道大意三〕白川家ニテ無位無官ノ者ヘ賜ハル許狀ナドハ、少カモマヤカシタル事ナク、立派ナ物デ有マスガ、其文言ノ趣ハ、

何國何郡何村何社祠官

何誰姓實名

右依懇願、神祇拜揖式被授與訖、因風折烏帽子淨衣淺黃指貫著之、宜令神事進退者、本官下知之狀如件、

年月日　　神祇伯ヽヽ王家令官位姓名奉

〔橘窻自語中〕ある人、田舍の社人よりたのまれしとて、吉田家の烏帽子折、河南儀兵衞といふものの方にいたり、無官の著用の烏帽子をもとめんといひしに、普通の折烏帽子の萎を龜甲の形うちたるをいだして、無官烏帽子とて出したる、不審ながらかひきたりて予にみせたり、むかしより烏帽子に萎のかはりに、龜甲の形を打てとたえてきかざること也、これ全く吉田家に、神職のともがらの階級をわたくしに立るための料なるべし、都にてうけひく人はなけれども、遠國の人、もし龜甲打の烏帽子もあるものとまどふべからざるやうにしるしおけり、

〔橘窻自語中〕彼此を參考すれば、社家は文官のうへ公家樣のものにて長袖なるを、世やゝもすれば武家樣をならひ、神事祭禮の供奉に、鎗長刀をもたせなどするはあらぬわざといふべし、

把笏

〔大神宮諸雜事記 一〕天平神護二年七月十一日格云、右大臣宣、奉勅天照坐伊勢皇大神宮禰宜、自今以後、應令把笏也者、

〔續日本紀 三十六光仁〕天應元年四月戊申、令賀茂神二社禰宜祝等始把笏、○又見本朝月令

〔日本紀略 桓武〕延曆廿年二月丙申、始令住吉社神主把笏、

〔日本後紀 十七平城〕大同三年九月辛巳、勅、伊勢大神幷度會二宮大內人各三員、元是白丁、自今以後宜預外考幷把笏、

〔類聚國史 十九神祇〕弘仁十一年八月甲午、令常陸國鹿島神社祝禰宜把笏、

〔續日本後紀 三仁明〕承和元年九月癸酉、坐能登國正三位勳一等氣多大神宮禰宜祝二人、始令把笏、

〔續日本後紀 四仁明〕承和二年二月戊戌、坐越前國正三位勳一等氣比大神祝禰宜、准鹿嶋能登兩大神祝禰宜、令以把笏、

〔續日本後紀 五仁明〕承和三年十月丙辰、下總國言、香取神禰宜、准常陸國鹿嶋神禰宜、遷代相續同令把笏許之、

〔續日本後紀 十三仁明〕承和十年六月乙丑、肥後國阿蘇郡從三位勳五等健磐龍命神社神主河內國河內郡從二位勳三等平岡大神社神主等、永預把笏、

〔續日本後紀 十九仁明〕嘉祥二年二月壬辰、勅、從三位松尾大神社禰宜祝等、預把笏之例、

〔文德實錄 五〕仁壽三年八月庚辰、從三位建御名方入坂刀賣命神祝、預於把笏、

〔文德實錄 八〕齊衡三年四月甲戌、詔、諸國三位已上名神神主及禰宜祝等、並預把笏、

〔筑後國御井郡高良神社大祝家所藏古文書 神社私考所引〕□□□名神御尉

把笏高良玉垂名神祝少初位下物部大繼事

□□·太宰府今月十一日符偁、被太政官去□□□□□□□□今日下式部省符偁、得神祇官解偁、檢案

內□□□□□鹿島香取等神社神主幷祝禰宜等皆是□□□餘神社未預此例、祭祀之日拱手從事、儀式□□民無別、望請三位已上名神社神主幷祝禰宜等、把笏以增神威、謹請官裁者、右大臣宣、奉□□□者依請、白丁者不在此限者、省宜承知依宜□□□今而後立恒例者、府宜承知者國宜承知□□者國依符旨施行、御厨宜承知依件行之、□□奉行、

□田眞人廣吉判　　　　　　　　　　掾八多朝臣湊□

齊衡三年六月十九日　　　　　　　　大目秦忌寸桑田□□

　　　　　　　　　　　　　　　　　權大目葛城朝臣□□

　　　　　　　　　　　　　　　　　少目建部□□□

〔文德實錄九〕天安元年九月壬寅、伊勢國荒祭、月讀、瀧原、伊雑、高宮等神宮內人五人、始預把笏、

〔類聚三代格一〕太政官符

應以女爲禰宜事

右撰格所起請偁、略〇中而太政官齊衡三年四月二日符偁、得神祇官解偁、檢案內、住吉、平岡、鹿嶋、香取等神主幷祝禰宜皆是把笏、自餘神社未預此例、祭祀之日拱手從事、望請三位已上神社神主幷祝禰宜等同預把笏以增神威、謹請官裁者、右大臣宣、奉勅入色者依請、白丁者不在此限者、如今諸國神社其數巨多、國司偏稱靈驗、請增爵位、二三年間、或叙三位以上、因玆諸國雑色人等、皆補禰宜祝、莫非把笏、差使之人、職此之由、熟尋物情、諸社有祝、專主祭事、至于禰宜、有職無務、伏望除非先置社之外、新叙三位已上神社禰宜、依天長二年十二月廿六日符、停把笏以女補任、然則於公有益、於社無損者、中納言兼左近衛大將從三位藤原朝臣基經宣、奉勅依請、

貞觀十年六月廿八日

〔延喜式十八式部〕凡略〇中伊勢大神宮司、同度會神宮禰宜、加茂二社禰宜祝、住吉神主、宇佐宮司祝、氣比神

進獻贈遺

宮司、筑摩長等、以雜色人補之、並把笏、

〔續日本紀 九聖武〕神龜三年二月辛亥、出雲國造從六位上出雲臣廣島、齋事畢獻神寶劒鏡并白馬鵠等、廣島并祝二人並進位二階、賜廣島絁二十匹綿五十屯布六十端、自餘祝部一百九十四人祿、各有差、

〔類聚國史 十九神祇〕天長七年四月乙巳、皇帝御大極殿、覽出雲國國造出雲臣豐持所獻五種神寶、兼所出雜物、還宮、授豐持從六位下、

○按ズルニ、出雲國造神壽詞ヲ奏スル時、獻物ノ事アレドモ、出雲大社國造篇ニ詳ナレバ今ハ省略ニ從ヘリ、

〔岡屋關白記〕建長二年四月十三日、賀茂上下松尾社司等持來葵桂、家職事如例年、十四日賀茂祭也、

〔薩戒記〕應永卅三年四月十七日辛巳、賀茂師修平持來葵、十八日壬午、鴨社前祝部持來桂葵、(葵入折櫃居高杯)廿日甲申、賀茂社送葵桂、(葵插木居副桂、入折櫃居上高杯二本)社司著布衣持來之、廿一日乙酉、今日賀茂祭也、

〔常憲院殿御實紀 一〕延寶八年七月廿八日、台宗諸出家并に社人御繼統を賀し奉る、○中略山王神主日吉大膳は大緒、神田明神柴崎宮内は手助、○中略日光社家總代大森祝部、東叡山社家大森主水、金子内記、門主并に門跡家司上野目代は扇子、伶工ハ大刀を獻じ拜し奉る、八月三日、諸宗僧侶御繼統を賀し奉る、○中略宇佐大宮司宮成彈正は大緒符籙、○中略芝神明神主○中略もの奉り拜し奉る、十五日、月次拜賀例のごとし、○中略山崎禰宜總代、信州諏訪上社大祝名代、社家總代、社僧總代、下社社家總代、社僧總代、信州川中嶋八幡神主、○中略各もの奉り御襲緒を賀し奉る、

〔常憲院殿御實紀 二〕延寶八年閏八月朔日、月次朝會あり、○中略伊勢內外宮禰宜、并に內宮年寄、外宮山田三方の總代春木大夫宗光、山本大夫末辰、香取大宮司、鶴岡八幡神主、宇都宮明神神主、江戶崎

高田權現神主、鷲宮大明神神主、○中略物獻じ御承緖を賀し奉る、六日、寺社人等御繼統を賀し奉る、よて白木書院にいでたまふ、○中略上賀茂社家氏人の總代、貴布禰祝部、甲州二宮神主、武州北野天神神主、各物奉り拜し奉る、廿八日、月次例のごとし、○中略宇都宮神主、駿州新宮神主、同淺間總社神主、富士大宮司同公文、同案主、武州一宮女體神主、遠州一宮神主、駿府八幡神主、遠州横須賀權現神主、同新坂八幡神主、濃州南宮神主、上州一宮神主、駿州三保神主、同淺間社家長森圖書、村岡兵部、稻川采女、富士北室御師三浦淡路、駒谷右近、宇都宮社家總代、本山先達大學院、幷に日光久能目代、○中略もの獻じ御繼緖を賀し奉る、九月朔日、月次朝會あり、○中略遠州天宮神主中村大膳祓、伊勢慶光院總代梅谷左近は二種熨斗、○中略獻じ御承統を賀し奉る、十五日、月次なり、○中略出雲大社兩國造名代、同國日御崎三位檢校名代、八幡神人總代、豆州三島大明神神主、奥州岩城八幡神主、遠州五社神主、同諏訪神主、同神立神主、當山二宿、豆州三島在廳、各物獻じ御繼統を賀し奉る、廿八日、月次なり、○中略春日社家總代大東右近、辰市宮內、○中略もの奉り御代替を賀し奉る、十月朔日、月次なり、○中略京下賀茂社家總代鴨脚相模、同稻荷社家總代松本主水、同平野社家總代中西右京、同祇園修行、伏見御香宮社家總代三木右京、同藤森社家總代藤森民部、上御靈別當法眼祐玄、各物奉り御代替を賀し奉る、廿八日、月次例のごとし、○中略京北野宮仕總代各獻物し御新政を賀し奉る、十一月朔日、朝賀例に同じ、○中略熱田大宮司、○中略尾州津島神主氷室兵部、同一宮神主佐分利出羽、熱田總檢挍馬場左京、城州松尾神主松尾縫殿、富士村山葛山與兵衞、同辻坊氷川社人岩井主水、城州松尾神主總代山田右近、尾州熱田社中總代磯部太郎右衞門、長岡權之進、同神職大工棟梁岡部又右衞門、各獻物し御繼統を賀す、十五日、月次なり、○中略熱田田嶋內藏、府中六所神人猿渡伊豫、各ものさゝげ御承統を賀し奉る、

〔有德院殿御實紀 二〕享保元年七月二日、日光門跡公寬法親王を始め、台宗の出家社人等御繼統の

拜賀し奉る、○中略山王祠職樹下民部資篤、根津權現神主伊吹左京昌明、神田明神神主芝崎宮内好高、各手綱十懸を獻す、其外遠近の寺僧社人紅葉山の給仕、日光東叡の社家、法親王の家司、日光久能の目代伶人等各扇を獻す、　三日、增上寺大僧正詮察はじめ諸宗の僧侶拜賀す、○中略宇佐大宮司到津中務公著は手助五懸を獻す、

〔有德院殿御實紀三〕享保元年九月廿八日、月次の朝會あり、○中略南都春日社家總代大東右近延致、中西民部時成をはじめ、遠國の寺社御繼統を賀して物奉る、　十一月朔日、月次の朝會あり、○中略熊野本宮社家、新宮那智山の總代各師、繼統の拜賀しもの奉る、

〔浚明院殿御實紀一〕寶暦十年五月廿七日、大御所○德川家重御隱退の御いはひとして、○中略山王祠官樹下民部永成、根津祠官伊吹左門豐伴、神田明神祠官芝崎豐後好全、氷川明神奉祠者大乘院寶乘よりは干鯛一箱を獻す、

〔類聚三代格一〕太政官符

定准犯科祓事○中略

以前被右大臣宣偁、○中略仍今改張立例如件、○中略又祝禰宜等與人鬪打、及有他犯事須科決者、先解其任即決罰、○中略今具奏狀奏聞、奉勅依請、

延暦廿年五月十四日

〔延喜式三臨時祭〕凡禰宜祝與人鬪打、及有他犯、詳其由移送此官、○神祇官國司勿輙決罰、

〔侍所沙汰篇〕諸社神人等訴申喧嘩事○應安五、十一、十八、松田八郎左衛門尉貞秀奉行、或帶本所之理、或依不慮之儀、神人等被殺害刃傷者、尤可有裁許之、而近年就所務負物以下、動成奸謀之企、令覃鬪殺之時致訴訟云々、政道之違亂、諸人煩費也、不可不誡、於如然事者、一向非許容限之上、解却神職、須處其身於罪科、將又社務於非據吹噓者、經奏聞、改所職、可被補器用之仁矣、○又見花營三代記、

〔侍所沙汰篇〕神職罷自身殺害事 永正七、八、九、
制戒勿論也、但爲他有取懸之儀者、爲拂災臨期及不慮之殺害事者、不可爲自科之由、先段事舊訖、神道者以道理爲正直之謂、將亦仰他人致其沙汰事、古今不及猶豫者也、就中父雖有自身殺害儀、其子補神職例連綿哉、奉公外樣諸國御家人等、乍居大社神職致合戰幷自身殺害事眼前哉、然以代官勤其神役、件神領自專事、不可勝計者哉、以之存之、殺害之咎不可及其子孫者乎、

八月九日　吉田從二位兼倶

科祓

〔類聚大補任 蟲闕〕延長五年 丁亥
首書舊記曰、延喜五年五月廿七日、大司大中臣良扶任、在任七ヶ月、件宮司依同十二月御體御卜奏科大祓解任、仍少司恒瀧蒙宣旨受領印鎰云々、康平二年十一月七日、神祇官勘文云、延長五年四月廿三日夜、盜人參入大神宮正殿、盜取壁代絹調絹糸等、仍同年六月三日、大神宮司大中臣良扶、幷宿直大小内人物忌等五人、科大祓解却見任、禰宜神主最世、科中祓不解任云云、異說不同、雖難取信、尙可就此勘文歟、

〔類聚大補任 朱書〕天慶元年 戊戌
大司正六位上時用 四月科大祓解任事

○按ズルニ、神職ガ神事闕怠等ノ罪ニヨリテ祓ヲ科セラルヽ事、祓禊篇以祓罰人ノ條ニ詳ナリ、

解任

〔類聚三代格 一〕太政官符
應勘造住吉社神財帳三通事
右檢案内、彼社神財、觸類有數、而前來神主等、不勤守掌、雖有遷替、終無勘發、前神主津守公守、○守字依前田家本補在任之時、多失神財、非只親自犯取、兼亦爲他所盜、仍加勘責解却已畢、○中略

元慶三年七月廿二日

〔百錬抄八高倉〕安元元年八月廿四日、鴨社禰宜祐季解却、是延暦寺釋迦堂衆、與祐季相論神領間、去三日惡僧等亂入祐季宅、禰宜搦留彼輩、申事由於院、則賜延尉張本僧、被行流罪、禰宜又被解却、

〔百錬抄十四四條〕天福元年四月十七日辛卯、稻荷祭也、神主清方依馬上事、自院蒙勘責、以權禰宜重長忽被改補了、

〔本朝月令四月〕上申日松尾祭事

口傳云、松尾社禰宜秦眞足、祝秦興主、依犯用大鼓輪鐵解却見任、興主之男一人大膳職掌、一人沙彌、住神宮寺也、眞足無子、初深草天皇之御時、伐葛野郡家前槻木、作相撲司之大鼓、明神忿怒託宣云、此樹者我時々來遊之木也、而伐取不可然云々、其伐木因、人多死去也、行事官人墜馬傷身、時人云、嘉祥元年洪水爲流彼財所出交也、神明之祟、猶不休止、奉爲公家數々有現、遂牽彼鼓進神社、其鼓經年破損、眞足與主竊取彼輪鐵、作雜釘馬鐙等、宛賣買料、于時神明示祟、公家仍勘發、解却禰宜祝之職、

〔二所大神宮例文〕大宮司次第

第二十　野守　延暦十年八月、大神宮燒亡事、依科怠被解却、

第二十七　菅生朝臣道成　祭主大島卿孫、弘仁十四年六月任、在任五、天長三年六月十一日依朝御供行穢科解任、

第三十一　豊成　承和八年二月廿八日任、在任五年、民部大輔魚取一男也、承和十二年十一月依神事違例解任、

第三十四　峯雄　祭主子老曾孫也、貞觀五年二月廿日任、在任六年、同十年依神事違例解任、

〔日本紀略十一條一〕寛弘五年十月一日戊子、今日字佐八幡宮禰宜成子、乘車參織部司南門、訴申彼宮司邦利以無實科被事、十一月五日壬戌、仗議字佐宮大宮司大神邦利、彌勒寺講師元命、禰宜大神清

子等訴訟事、依邦利無〈誤字無恐〉過、被停宮司職畢、

〔二所大神宮例文〕大宮司次第

第七十八 國房　祭主兼典末孫、應德三年閏二月十四日任、寬治三年七月重任宣旨、同六年十月停任、依御修理違例也、

第八十八 公清　公賢男、仁平三年閏十二月任、在任十一年、同四年二月著任、永萬元年五月停止、二宮殿舍不修、少破及大破科也、

第八十九 有長　公隆男、永萬元年正月六日任、仁安二年八月叙爵、外宮御修理不法之間、承安元年十一月停任、

第九十一 祐成　大司定祐孫也、治承三年正月任、依合卜也、無功、養和元年三月叙爵、依御修理怠慢、元曆元年五月停任畢、

第九十四 重長　有長男、元久元年九月任、在任九年、建保元年替任、十六年十月八日落馬之後、依中風不從神事之間停任也、

第九十七 盛房　大司公房末孫也、嘉禎三年正月十二日任、在任十一年、寶治元年依御修理怠慢停任也、

第九十八 光定　大司康定三男也、寶治元年十二月廿七日任、兼雖賜三位宣旨、御修理不法之間、文應元年十二月停任、

第百 尙長　重長孫也、弘長三年任、在任□□御修理怠慢之間、文永停任、

第百五 長藤　長則男也、弘安五年九月八日任、在任八年、依神部等訴停任畢、

第百六 康雄　光定孫、正應二年十月十九日任、在任五年、外宮假殿木作始日懈怠間被停任、

第百九 長光　長則二男僧如圓男也、正安二年二月十一日任、在任五年、依御修理懈怠解任、

流放

〔二所大神宮例文〕依狂病耳聾目盲幷神役不仕科被停止所職例

禰宜土主 承和七年九月、依認穢之過怠解任所職、同八年正月、被還復本職本座、爰承和七年以後經十二年、父死穢出來、以不淨之身從神事之間、依神御祟、仁壽二年八月十九日、被解任畢、依目盲之訴、永承六年十一月被停任畢、

一禰宜常親 依狂病之訴、康平四年七月被停任畢、

三禰宜連頼 依越河上洛、在京居住、神役之間、延久三年二月被停任畢、

二禰宜延綱 依大神宮心御柱穢失幷神鏡放火之重科、康和四年七月被停任畢、同五年八月十三日、伊豆國配流、同年九月五日於伊賀國卒去、

三禰宜貞重 依盲目耳聾之所勞、貞應三年四月被停任畢、

〔香取大禰宜系圖〕

實應 五十四代大禰宜、元和八年不屆之儀有之、御改易ニ付、承應元年迄大禰宜闕職、

美作守由房 初大禰宜、與二郎鎭子、寛文八年兄大宮司新之助死去、一子無之ニ付、大宮司相續被仰付、元祿十一年不屆之儀有之、職分被召上、大宮司闕職、

〔續日本紀 十九孝謙〕天平勝寶六年十一月甲申、藥師寺僧行信、與八幡神宮主神大神多麻呂等、同意厭魅、下所司推勘、罪合遠流、丁亥、從四位下大神朝臣社女、外從五位下大神朝臣多麻呂、並除名從本姓、社女配於日向國、多麻呂於多褹島、因更擇他人補神宮禰宜祝、其封戸位田幷雜物一事已上、令太宰檢知焉、

〔大神宮諸雜事記 一〕安和二年左大臣源高明公、被企謀反之由有聞天、○中略同年四月廿六日左大臣殿被配流太宰府、○中略抑大司仲理者、彼左大臣殿相傳御家人也、而件謀反企可被成就之由、日夜朝暮、祈禱於二所大神宮之由有其風聞、可處重科之由被下宣旨了、爰被尋問之處、至伊勢大神宮司者、未見被配流之例者、卽被令勘罪名之處、當除名之罪之由勘申云、○下略

〔百練抄 四後朱雀〕長暦三年四月卅日、伊勢大神宮有託宣事、祭主佐國停任、勘罪名、去年遷宮間濫行事、六月廿六日、前祭主佐國配流伊豆國、依神事違例也、

〔中右記〕嘉承元年八月三日、依有陣定、酉時許參內、右大將、治部卿、新中納言、宰相中將二人、新宰相不參集、去四月賀茂上社失火之輩罪名、明法博士資清勘申事也、彼社預實久、准大社失火、可處遠流徒年者、先日陣定之時、稱大社者、伊勢神宮也、於此社者、從昔不定大中小社、而稱大社條、若是有證據歟、可進證文之由、前日下官定申了、仍被問明法處、今度重勘文不進證文、只申准據之由、人々可勘定之由議、但去四月本社燒亡之後、准大社被行廢朝了、如此之間、雖左右、故可隨聖斷之旨定申、廿二日、後聞今夜被行賀茂失火輩罪名了、上卿右大將、新宰相、頭實□、少納言家隆參仕、本社預實久、流罪隱岐國、從二人徒罪三年、准大社火事被行歟、

〔玉海〕治承三年五月三日庚申、權中納言忠親卿著仗座、被行流人事、中略筑前國住吉社神官三人、佐伯昌助、伊豆同昌家、配流同昌守、安房前左衛門尉忠清、殺害舍弟、滿實佐渡仰左少辨兼光、令候官符、參議實宗卿、少納言仲家、向結政請印、

〔吾妻鏡一〕治承四年七月廿三日癸酉、有佐伯昌助者、是筑前國住吉社神官也、去年五月三日配流伊豆國、先是同祠官昌守、治承二年正月三日配當國云云、

〔續史愚抄後光明〕承應二年七月二日乙未、可流祭主神祇大副友忠朝臣於佐渡由、自征夷大將軍家綱內大臣奏聞、考、傳奏有勅勘停官返上位記事、配流事欠、

〔百一錄〕享保五年六月十二日、於賀茂傳奏萬里小路第、七家之內五家被停官職、閉門被仰付、岡本林兩家別條無之、林家神主職被仰付、　十三日、巳刻一兩過賀茂輩於傳奏不被仰付、二條町奉行へ五家之族召寄、其留守中、役人數聲馳向于賀茂、雜具以下逐一書記シ、宅邊以竹爲鹿垣、歸來之節、令籠居閉門戶云々、　六年二月十五日、賀茂社司召于二條、森飛驒神主職、鳥居大路右京、梅辻備後守、松下民部、富野森右京男追放、右之輩、去年違背于勅命、依之去年六月十三日閉門被仰付、今般流罪追放、依奢肆忘其分限矣吐雅意、累代社職被召放、解却官職、滅亡其家、可謂自造禍不可遁、　廿一日、賀茂

社司森家跡西池内勝、松下跡梅辻大炊、鳥居大路跡戸田左衛門尉、梅辻跡安曇川内記、富野跡中大路主膳、右之氏人ニ被二仰付一相續、

〔御仕置例類集甲集十九〕侍出家社人御用達町人小もの等之部

寛政十一未年御渡

火附盜賊改池田雅次郎伺

一武州池上村重左衛門めくりかるたいたし候一件

阿部播磨守領分
武州埼玉郡池上村
岩倉大明神神主
茂木丹後

右之もの儀、十兵衛宅に而、御法度相背、四五錢賭之めくり博奕壹度いたし候段、神主をもいたし候身分に而、旁不屆に付中追放、

此儀去ル丑年、○中略例ニ見合、伺之通中追放、

評議之通濟

〔御仕置例類集甲集十九〕侍出家社人御用達町人小もの等之部

寛政八辰年御渡

駿府町奉行伺

一駿府淺間總社神主於二總社中務宅一賭的射候一件

駿府淺間總社神主
總社中務

死刑

右之もの儀、當八九月中、居屋敷內於矢場、御定番宅間伊織組與力松岡平大夫、田代助兵衞、幷配下之社人先光治郎久保田源之丞、其外町家之もの共打交り、源平數射與唱、賭的射合候節、褒美矢代與名附、扇子鼻紙元結等爲取、右品調無之差懸候節は、銘々より拾四五文宛出錢いたし、人數多少に寄、取集候錢高七八十文、又は百二三十文程に相成候を、天地人與唱、中り之一二三江割爲取、源平之節は、矢一本に付、札一枚を二文又は四文與相極、人數多之節は、銘々二十四文位之勝負に而、御法度を相背、源平與名附、矢一本に付、賭高四文、又は數射與名附、一人前十四五文宛之賭的、殊配下之もの等相手にいたし、都合四十度も射候始末、神職之身分に有之間敷、重々不屆に付、中追放、

○中略

此もの儀は、右體人を謀り候儀は勿論、矢場料貰受候儀も無之、賭的之儀は、博奕に類し候與難申、右例に見合候而者、至而品輕く可有御座候得共、屋敷內矢場江人集いたし、源平數射矢代等の名目に而、賭的いたし候段は不埒に御座候間、百日押込、

評議之通濟

〔御仕置例類集甲集十九〕侍出家社人御用達町人小もの等之部

安永三午年御渡

御勘定奉行　石谷備後守　川井越前守　伺

一飛州村々地改赦免之儀ニ付及強訴候一件

大原彥四郎御代官所
飛州大野郡久々野鄕宮村
一之宮神主
森　伊勢

遭喪

山下和泉

右之もの共儀、強訴徒黨之百姓共與馴合、一之宮拜殿、又は銘々居宅江寄合候もの共を引入、殊後難を可遁與相巧、取拵候神願狀、幷證文取置、剩太七申聞候ニ致同意、不屆成所業いたし、金錢貰請候段、重々不屆至極に付、於其所磔、

此儀一件之内、太七長次郎同樣之ものに御座候間、伺之通兩人共於其所磔。

評議之通濟

〔類聚國史神祇十九〕延暦十九年十二月丙戌、制、神宮司遭喪不得補替、服闋復任、

〔類聚三代格一〕太政官符

神主遭喪解任服闋復任事

右檢案内、太政官去延暦十九年十二月廿二日下神祇官符偁、諸國神宮司等、並限以六年補替之事、先立例訖、右大臣宣、件神宮司未滿限年、若有服解、不得補替、仍令神主幷祝等行事、服闋之日復任滿限者、今右大臣宣、奉勅神主服限年一同宮司、服闋復任豈可異例、自今以後、宜同復任。〇中略

大同二年八月十一日

〔延喜式臨時祭三〕凡諸神宮司及神主等、未滿六年遭喪解任、不得補替、仍令祝部行事、服闋之日、復任滿限、其禰宜祝部一補之後、不得輙替、

〔延喜式伊勢大神宮四〕凡禰宜大内人雜色物忌父小内人遭親喪不敢觸穢、及著素服、卅九日之後、祓清復任、其服闋之間、侍候外院、不預供祭物、亦不參入内院、傍親服中亦同但物忌父死者其子解任、子死者父亦解任、並非復任之限、

〔日本紀略桓武〕延暦十一年閏十一月乙酉、多治比子姉卒、參議大中臣諸魚母也、先是諸魚進家譜云中臣朝臣任神祇伯者、是天照大神神主也、累世相承、遭喪不解者、勅雖不弱喪紀、不可供神事、宜令修

着佛事

其罰

〔類聚國史十九神祇〕弘仁七年六月丙辰、伊勢大神宮司從七位下大中臣朝臣清持有犯穢幷行佛事、神祇官卜之有祟、科大祓解見任、

〔中右記〕永長元年三月十六日丙午、從今日四ヶ日內、御物忌也、依例雖可有石淸水臨時祭、從去九日至來月七日穢氣止之、件穢元者、去七日住吉社神主津守國基建立大伽藍、啒請前權少僧都慶朝、遂供養之間、當國他國、結緣之輩數千成市、男女並肩、禪庭無隙、仍爲遂法會打拂之間、老少男女數十人、自入池水夭亡、其後不知案內、請僧樂人同九日參禁中也、凡天下人々多以觸穢、仍被止臨時祭了、

〔攝社祝部補任〕攝社末社祝部職江申渡趣

一珠數を持、又誦經念佛之勤行をいたし、りんを鳴し、鉦を扣き候事、

一家に施餓鬼之旗を立、門戶に佛家之札を張候事、

一中元之軒灯籠に佛語經文、幷に梵字書附候事、

附上ヶ灯籠之事

右神職之家、不相應ニ候間、向後は相止可然候、以上、

正德五年九月廿八日

司家政所兄部

同　政所

外神宮判事

同政所大夫

右之通承得其意候、若相違之儀有之候はゞ、如何樣共可被仰付候、以上、

登高官位

〔中臣氏系圖〕故致仕右大臣正二位勳四等大中臣朝臣淸麻呂生六男元祭主故中納言正四位上意美麻呂朝臣第七男

右清万呂、去天平十二年十月任神祇大祐、兼式部大丞、同十四年六月轉神祇少副、猶兼式部大丞、同十五年正月七日被叙從五位下、同年六月轉大副、同年七月十九日母從五位下多治比眞人阿伎良卒、而不被解任、供奉如故、天平十九年以從五位下中臣朝臣益人、爲神祇大副、清万呂遷爲尾張守、此時太上天皇〈○元正〉不豫、因茲左大臣橘朝臣〈○諸兄〉奏聞、疑是大神宮祭主清万呂遷任外國歟、卽以益人任相模守、仍天平寶字元年八月以清万呂加從五位上、復任神祇大副、同八年九月轉伯、被叙從四位上、爲參議左大辨式部大輔攝津大夫、歷居顯要、見稱恪勤、累加正四位下、神護元年仲滿卒後、加勳四等、其年十一月高野天皇〈○稱德〉更行大嘗之事、清万呂時爲神祇伯、供奉其事、天皇嘉其累任神祇官清愼自守、特授從三位、詔曰清万呂其心如名、累奉神祇官、朕見之誠有嘉焉、是以授從三位、景雲二年拜中納言、同三年六月丁酉優詔姓賜大字、天宗高紹天皇〈○光仁〉踐祚、授正三位、轉大納言、兼東宮傅、寶龜二年三月授從二位、同月十三日拜右大臣、同三年二月十七日授正二位、同年四月十九日大臣年老任重、不堪、參入於伊勢大神宮、因茲以祭主職讓男從五位下子老朝臣、爲神祇大副也、清万呂歷事數朝、爲國元老、朝儀國典、多所諳練、居職視事、雖年老而精勤匪懈、年及七十上表致仕、優詔不許、柏原天皇〈○桓武〉卽位天應元年六月、頻乞骸骨、詔而許之、閑居養老、清虛待終、延曆七年秋七月廿八日薨平城右京二條、于時年八十七、在官十一年、

〔中臣氏系圖〕意美麻呂〈祭主正四位上、中納言左大辨神祇伯、和銅四年薨、〉

清万呂〈右大臣皇太子傅神祇伯、祭主正二位、母左大臣正二位多治比志麻呂眞人女阿伎耳、延曆七年七月廿八日薨〈年八十七〉平城右京二條云々、〉

諸魚〈祭主正四位上、母典侍從二位多治眞人乙奈子、參議左大辨兼神祇伯、左近衞大將、近江守、延曆十六、二、廿一、薨、五十五、〉

大嶋〈祭主、中納言、大副、神祇伯、〉

〔中古歌仙三十六人傳〕輔親卿

祭主神祇大副頼基孫、祭主神祇伯能宣男、母越後守藤原清兼女、〈○中略〉長保三年二月廿八日爲祭主、

同年十月廿日任神祇權大副、寛弘四年九月廿日叙從五位上、(治國)十二月十一日叙正五位下、(遷殿宮賞)七年正月七日叙從四位下、(御祈有給賞)九年十一月廿一日叙從四位上、(大嘗會)長元七年十一月五日叙從三位、(御祈賞)九年十一月十六日叙正三位、(大嘗會)長曆二年薨、(年八十五)

〔中臣氏系圖〕能隆(祭主從二位、母少副卜部兼時女、權少祐、少祐、權少副、權大副、大副、寛喜四、七、廿二、出家、天福二、四、四、寅刻薨、八十九、)

隆通(祭主從二位、母右中辨平惟範女、權少副、權大副、造外宮使、嘉長元、八、卅、薨、四十二、)

〔二所大神宮例文〕祭主次第

隆實(隆隆四男也、文保三年二月十九日補、公卿補任云、隆實元應三年八月六日非參議祭主神祇權大副、正中二年十月廿六日正三位、嘉曆四年正月七日從二位御祈賞、建武二年正月廿三日逝去、)

〔百練抄七六條〕仁安二年三月十八日、諸卿定申大神宮禰宜俊定申三品事、

〔禰宜補任至要集〕兩宮禰宜叙三位事

內宮一禰宜氏成(元德二年四月十七日叙、是上階始、)

外宮一禰宜常良(同日叙)

右二宮共、上階始之也、

大神宮一禰宜荒木田氏成、依御祈禱賞所被任從三位也、可存知之旨、可被下知之由、被仰下之狀如件、

(元德二)四月十七日　左中辨光顯判

二位祭主殿

豐受大神宮一禰宜度會常良、依御祈禱賞所被任從三位也、可存知之旨、可被下知之由、被仰下之狀如件、

四月十七日　左中辨光顯判

二位祭主殿

〔扶桑隱逸傳下〕紀俊長

俊長者、紀長谷雄之後也、世居紀州、爲名草宮神官、叙光祿大夫、〈從三位〉常喜讀書、能作和歌、至德帝〈後小松〉詔、采其歌百餘章、毎遠召與宴、俊長性清高、不樂此遇、應永十二年春、卒出俗塵、退遯乎南紀、〈中略〉俊長詠歌、載于至德〈新後拾遺和歌集〉永享〈新續古今和歌集〉二代勅撰、〈又見本朝遯史〉

〔公卿補任後小松〕應永六己卯年

散位　從三位　紀俊長　〈侍從〉

〔本朝遯史下〕紀行文

行文者俊長之子也、代俊長爲國懸宮之神職、不虛其名、又善倭歌、叙從三位、永享年中、曾候丹墀、賦歌三章、人僉曰、不墜家風、天子賜寶劒一雙、寔一時之盛事也、〈中略〉行文倭詠採錄于新續古今集、〈又見扶桑隱逸傳〉

〔紀伊國名所圖會五海士郡〕紀行文退隱舊跡、〈宮山の頂上にあり〉行文卿は俊長卿の子にして、世々の職をつぎて、第六十代の國造なり、

〔公卿補任後小松〕應永五戊寅年

散位　從三位　津守國量　〈十二月廿一日叙、住吉神主、〉

應永六己卯年

散位　從三位　大中時德　〈正月廿六日叙、春日社神主、〉

從三位　同師盛　〈三月十一日叙、春日社權神主、〉

〔外宮近代禰宜朝恩錄〕

一禰宜從二位度會神主常有〈禰宜四十八年、長官二十四年〉

貞享四年四月廿八日　叙從三位、〈御代始賞〉　元祿十三年九月三日　叙正三位、〈執印賞〉

從事兵馬

寶永八年二月廿八日　叙○從○二○位○臨時叙

〔公卿補任 仁孝〕天保二年辛卯

散位　正○三○位○　鴨秀豐七十六、御祖社正祝、　中光和四十一、春日社正預、

度範逵五十九、外宮一禰宜、　大中師壽五十九、春日社神主、

大中長祥四十一、神祇少副、伊勢大宮司、　秦榮親四十四、松尾社神主、

從○三○位○　荒守訓六十五、內宮一禰宜、　津國礎五十九、住吉社前神主、

荒經算六十二、內宮二禰宜、　度常名六十七、外宮二禰宜、

同貞度四十七、同宮三禰宜、　賀信平五十七、別雷社神主、

荒守民四十四、內宮三禰宜、　賀望久五十二、別雷社正禰宜、

中祐丕六十二、春日社權預、　鴨光陳五十一、御祖社權祝、

度朝喬四十五、外宮四禰宜、　大中師證三十二、春日社權神主、

鴨祐持五十五、御祖社正禰宜、　秦忠絢五十五、稻荷下社神主、

秦相命三十二、松尾社正禰宜、　荒守雅三十六、內宮四禰宜、

度常逵四十四、外宮五禰宜、

〔諏訪大明神繪詞〕下宮祝金刺盛隆、弓馬ノ藝能、古今ニ比類ナシ、神ニ通ジケルニヤ、異朝養由ガ跡ヲ學デ、柳葉百步ノ勢、百發百中ノワザ、昔ノ傳ヲ見ガ如シ、三々九八的手挾コイタレカト作リ物ハ垂迹ノ神變也、如此奇特モ射始メタリ、希代不思議ノ達人也、木曾義仲ヲ聟ニ取テ、女子ヒトリ出生シテ、親子ノ契約アサカラズ、サレバ壽永二年夏ノ比、北國ヘモ相グシテ、毎度ノ合戰高名シテ、越中ノ河努ト云所ニテ、隨逐シタリケルガ、手塚太郎光盛ハ弟ヲ留置テ、當社御射山神事ノ爲ニ歸國シタリケリ、

〔源平盛衰記四十三〕二位禪尼入海幷平家亡虜人人附京都注進事

豐後國八代宮神主ニ、七郎兵衛尉某ト云者、父子ハ、平家被催、軍シケル程ニ、壇浦ノ軍敗レテ遁ベキ方ナシ、自害ヲセバヤト思テ子息ノ大夫ヲ招イテ、平家ハハヤ亡ヌ、我等囚レビトニ成ナバ、一定可被誅、舊里ニ歸、今一度妻子ヲモ見バヤト思、又可自害歟、ソレ計ヘト云、子息大夫申ケルハ、我等必シモ平家重代ノ侍ニ非、又心ヨリ發テ軍セズ、十善帝王御坐トテ被駈催、一旦參ズ、強チニ罪深カラズ、只舊里ニ返退テ無誤由ヲ陳ジ申シ給ヘ、但只今舟ヲ漕行バ落人トテヨモ不被生、年來ノ水練此時ニアリ、水底ヲ游給ヘト云、可然トテ鎧物具脫棄テ裸ニ成褌カキ、父子共ニ水底ニ飛入テ、豐前國柳浦ヲ志テ游行、門司浦ヨリ柳浦マデハ海ノ面五十餘町ノ處也、今二十町計不行著シテ父ノ兵衛尉子息大夫ヲ呼返シテ云、去共ト思ツレ共、我左ノ足ヲ引入々々スル者アリ、今ハ故鄕ニ游著ン事難叶、去バコソ汝ニモ游後ルト云、大夫ハ疲給タルニコソ、何物カハ足ヲ引侍ベキ、只我肩ニ懸給ヘトイヘバ、我身コソ死ヌ共汝ヲサヘ沈メン事不便也、如何ニモ足ガ重ケレバ叶ハジト云ヘバ、大夫水底ニ入テ足ヲ捕テ見レバ、餘ニ周章臑當ノ片方ノ緒ヲバ解テ今片方ヲ不解ケルガ、水ニシトミテ重カリケリ、引切テ角トイヘバ、サテハ游ントテ、二時計ニ柳浦ヘ浮上ル、宿所ニ歸テ妻子ヲ見、悅事極ナシ、世靜テ鎌倉ニ下陳シ申ケレバ、難遁罪科ナレ共、社官ニ被咎行事、思ヘバ神慮難量トテ、八十五町ノ神田相違ナク、如元被補神主職從下ニケリ、

〔太平記十三〕足利殿東國下向事

源氏ノ眞前ニハ、仁木細川ノ人々命ヲ義ニ輕ジテ進ミタリ、平家ノ後陣ニハ、諏訪ノ祝部、身ヲ恩ニ報ジテ防戰ヒケリ、兩陣互ニ勇氣ヲ勵シテ終日相戰ケルガ、平家此ヲモ被破テ、箱根ノ水飲ノ峠ヘ引退ク、

〔太平記十四〕箱根竹下合戰事

菊池肥後守武重、箱根軍ノ先懸シテ、敵三千餘騎ヲ遙ノ峯ヘ卷リ上ゲ、坂中ニ楯ヲ突雙テ、一息繼テ休ヘタリ、是ヲ見テ千葉宇都宮河越高坂愛曾熱田ノ大宮司、一勢々々陣ヲ取テ、曳ヤ聲ヲ出シテ責上々々、叫喚テ戰タリ、

〔太平記十四〕官軍引退箱根事

義貞○中略且ク馬ヲ扣ヘテ後ヲ見給ヘバ、例ノ十六騎ノ黨馳參タリ、又北ナル山ニ添テ三ツ葉柏ノ旗ノ見エタルハ、敵カ御方歟ト問給ヘバ、熱田大宮司、百騎計ニテ待奉ル、

〔太平記三十三〕菊池合戰事

是マデハ未太宰少貳阿蘇大宮司、宮方ヲ背ク氣色無リケレバ、彼等ニ牒ジ合セテ、菊池五千餘騎ヲ卒シテ大友ヲ退治セン爲ニ、豐後國ヘ馳向フ、此時太宰少貳俄ニ心替シテ、太宰府ニシテ旗ヲ擧ケレバ、阿蘇大宮司是ニ與シテ、菊池ガ跡ヲ塞ガント、小國ト云處ニ九箇處ノ城ヲ構テ、菊池ヲ一人モ討漏サジトゾ企ケル、菊池兵糧運送ノ路ヲ止ラレテ、豐後ヘ寄ル事モ不叶、又太宰府ヘ向ハンズル事モ難儀也ケレバ、先我肥後國ヘ引返シテコソ其用意ヲモ致サメトテ、菊池ヘ引返シケルガ、阿蘇大宮司ガ構タル、九箇所ノ城ヲ一々ニ責落シテ通ルニ、阿蘇大宮司、憑切タル手者共三百餘人討レケレバ、敵ノ通路ヲ止ムルマデハ不寄思、我身ノ命ヲ希有ニシテコソ落行ケレ、

〔太平記三十六〕山名伊豆守落美作城事附菊池軍事

筑紫ニハ去ヌル七月初ニ、征西將軍宮新田ノ一族二千餘騎、菊池肥後守武光三千餘騎、博多ニ打テ出テ、香椎ニ陣ヲ取ト聞エシカバ、勢ノ著ヌサキニ追落セトテ、大友刑部大輔七千餘騎、太宰少貳五千餘騎、宗像大宮司八百餘騎、城井常陸前司三百餘騎、都合二萬五千餘騎ノ勢一手ニ成テ大手ヘ向フ、

〔太平記三十八〕菊池大友軍事

左京大夫已ニ大友ガ館ニ著ヌト聞エケレバ、菊池肥後守武光、敵ニ勢ノ著ヌ先ニ打散セトテ、菊池彥次郎城越前守、〇中略以下勝レタル兵五千餘騎ヲ差副テ、探題左京大夫ヲ責ン爲ニ、九月二十三日豐後國ヘ發向ス、探題左京大夫是ヲ聞、〇中略探題ノ子息松王丸ノ未幼稚ニテ今年十一歲ニ成ケルヲ大將ニテ、太宰少貳舍弟筑後次郎同新左衛門尉宗像大宮司松浦一黨都合其勢七千餘騎ニテ筑前國長者原ト云所ニ馳向テ路ヲ遮テゾ待懸タル、〇中略城越前守五百餘騎入替テ戰ケルニ、少貳筑後次郎同新左衛門尉二人共ニ一所ニテ討レヌ、其外松浦宗像大宮司ガ一族若黨四百餘人討レニケレバ、探題少貳大友二度目ノ軍ニ打負テ、皆散々ニ成ニケリ、

〔阿蘇大宮司惟澄申狀〕惟澄軍忠次第記詮要謹言上

最初元弘三年、惟直相共令參上金剛山之處、依下賜令旨、自備後鞆令下國、阿蘇郡鞍岡合戰、自被疵以來、關東先代事者、不遑言上、尊氏謀叛以後、筑前國有智山合戰被疵事二箇所、〇中略凡惟澄自最初大小之合戰數百度、所討取凶徒數千人、其闘自身被疵事七箇所、令討死親類若黨百餘人也、所詮惟澄立申荒凉軍忠否、以誓文有御尋御方之傍輩之日、若有爭申仁者、可申披者也、仍取詮言上如件、

正平三年九月日

〔阿蘇文書〕九州再興事、所被激思召也、此時分擧義兵者、豐後日向兩國守護職、幷肥後國八代庄河尻一跡、三船一跡、海東一跡、並豐田庄等事、可被知行之由、依征西將軍宮仰、執達如件、

元中十年二月九日　　　　左中將

阿蘇大宮司殿

〔阿蘇文書〕參御方致忠節之由聞召訖、尤神妙、向後彌可抽戰功之狀如件、

應永十一年十一月廿七日　　　　准三后花押

阿蘇大宮司殿

〔阿蘇文書〕凶徒對治事、相談阿蘇大宮司惟村、可致忠節之狀如件、

應永十一年十二月十九日　　右兵衛佐（花押）

肥後國人々中

〔阿蘇文書〕菊池右京權大夫武朝治罰事、早屬右兵衛佐滿賴手、可抽軍忠之狀如件、

應永十二年五月十日

阿蘇大宮司殿

〔陰德太平記十六〕吉川先祖之事

藝州佐伯郡ハ嚴嶋ノ神領也、然ヲ武田大膳大夫信實、永享十二年一色直信ヲ討タリシ爲勸賞、神領ノ地ヲ改易シテ、佐伯郡ヲ武田ニ賜フニ依テ、嘉吉元年、武田藝州ヘ下リテ、佐伯郡ヘ入部セントス、嚴嶋ノ禰宜佐伯左近將監親春、推古天皇以來ノ神領ヲ改易シテ、欲令入部事、非禮ノ御教書也、不足用之トテ、佐伯郡廿日市ノ櫻尾城ニ楯籠ル、武田圍之不勝所ニ、同年赤松滿祐、義教將軍ヲ弑セシカバ、武田急ギ上洛シテ、赤松追討ノ人數ニ加リ、人丸塚ノ合戰ニ建大功シカバ、同三年其賞ニ、義勝重テ佐伯郡ヲ可賜由有御下知シガ、翌日義勝公落馬シテ薨去シ給フ、依之武田將軍ノ御教書ヲ奉返上、其後康正三年、義政公前將軍ノ舊命ヲ思召、佐伯郡ヲ武田ニ被下、武田入部セントスレバ神官又籠城シテ武田ヲ拒グ、此度ハ備藝ノ御家人ニ命ジテ、武田ニ被令合力、之經○吉川一番ニ出陣シテ有忠功、依之同年四月四日有御教書、

〔陰德太平記三十五〕豐前國香春嶽沒落幷宇佐大宮司舘放火事

永祿四年六月、大友義鎭ハ、毛利一味ノ城々可攻落トテ、田原近江守親堅、戸次入道道雪、○中略其外國崎早見郡ノ士六千餘騎相添テ、豐前國ヘ差向ラル、○中略此テ田原戸次ヨリ、宇佐八幡ノ大宮司宇佐修理大夫公建ガ所ヘ、軍使ヲ以テ味方ニ可屬由云送ケレ共、曾テ不承引ケレバ、同廿日宇佐

へ押寄相戰フ、公建モ兼テ思設タレバ、近郷ノ一揆原相催シ、二三千許ニテ防戰シケルガ、有係士民ノ事ナレバ、戰ノ手痛キニ辟易シテ、一戰ニ打負、社頭ヲ差テ引籠ル、寄手息ナ繼セソトテ、續テ四方ヲ取卷、大宮ノ館ニ火ヲ放チケレバ、宮中ノ者共、煙ニ咽ビ吾先ニトゾ逃散ケル、公建ハ是ニモ少モ不疼、社頭ニ籠リ、華表瑞籬ヲ楯ノ便リトシテ防戰ケリ、斯有ケル所ニ、山鳩多ク社頭ニ甍甍トシテ飛舞ケルガ、俄ニ空掻曇リ、暴風大雨山ヲ動シ樹ヲ折、寄手ノ陣屋共悉ク吹倒サレ、旗馬符モ破レケレバ、諸士雨ヲ可凌便モナク、此彼所ニ徘徊シケル處ニ、天地晦夜ノ様ニ成テ、雷霆乾坤ヲ覆倒スル量ナルニ、肝魂モ身ニ不傍、皆共崩レニ崩レ立テ、一時ガ間ニ逃散ス、大宮司ハ世澆漓ニ及ト雖、神力ハ不替ケリト大ニ悦ビ、臨時ノ祭禮ヲ執行ヒ、神慮ヲスヾシメ奉ル、

〔筑前國續風土記十五宗像郡〕田嶋社

第十四世氏俊は、後醍醐院の御時に當れり、足利尊氏、君上に叛逆し奉りて都をにげ下り、本州粕屋郡たゝら濱に著れし時、小勢にて其兵勢衰微なりしかば、九州の諸士いまだ附屬せず、然るに氏俊最初に尊氏に附屬し、使者を遣して我宅に請待し、諸國に檄文をめぐらさしむ、是によつて九州の諸士、やう〱尊氏に屬せしかば、尊氏たちまち勢さかんにして菊池に打勝、終に上方にせめ登り、帝都をかたぶけ奉り、天下をうばへり、氏俊神職の身として朝廷に背き、はじめて逆徒にしたがふ、かゝるしわざ、識者の譏いかんぞや、此時始て兵革のことにあづかりしより、後世の子孫もまたしかり、此後ひたすら足利氏に屬して、七十二世の氏統までは、かくのごとし、第七十三世興氏より以後は、足利將軍の威勢おとろへ、天下大に亂れ、九州殊に分れ爭ひしかば、筑紫の諸士は周防の大内氏に與し、山口に參候するもの多し、宗像大宮司も大内義興の旗下に屬し、山口に參候す、七十四世の氏佐、七十七世正氏は、氏佐が嫡子なり、七十六世の大宮司氏續が跡をつぐ、此時正氏に大内義隆より、長州黑川深川兩庄を馬の草飼料に給はりて、黑川に居住せしむ、黑

川にても、大内氏の家臣陶尾張守晴賢（後に全姜といふ）が婦女をめとり、二子をうむ、一人は男子鍋壽丸と云、其次は女子なり、正氏早く職を氏男にゆづり、孔大寺の白山の城に隱居し、姓名を黒川隆尙と改む、その年病をうけて、天文十六年四十六歳にて卒す、七十八世氏男は氏積が子なり、正氏が家督となりて、大宮司に任ず、正氏が息女を妻とす、陶全姜大内氏に叛逆して、山口の宅をかこむ、義隆その難をのがれ出奔して、長州深川大寧寺にいたりて自殺す、氏男は山口にありて、義隆の跡に殘り敵をふせぎしが、義隆をしたひて深川に行んとせしに、道にて敵追付て水の上といふ所にて戰死す、其年三十三歳、正氏長州黒川にて產し子鍋壽丸、今年七歳に成しを、陶全姜がはからひにて宗像四郎氏貞と號し、天文二十年九月十二日宗像へ下り、白山の城に居らしむ、翌年大宮司となる、その後十二年の間は、白山に在城す、永祿五年赤間山嶽の城にうつる、氏貞在城三十四年、天正十三年四月六日、宗像にて病て卒す、年四十二歳、其年數異說あれど、辭世の偶に四十二年とあれば證とすべし、男子なくして家絕ぬ、亂世なれば、家臣ども變の起らんことをおそれて、その死をかくして、翌年披露せしといふ、天正十五年、豐臣秀吉公、島津征伐の爲、筑紫へ御下り、嶋津降參して歸陣し給ふ時、筑前を小早川隆景に給はり、宗像大宮司領すべて秀吉公より沒收し給ひ、氏貞の後室に、宗像郡大穗本木野坂、那珂郡の板付麥野以下五ヶ村を被宛行、

〔紀伊國名所圖會（四上名草郡）〕太田古城趾

紀國造家舊記に曰、當境は往昔より一圓宮鄕とす、しかるに後土御門院應仁文明の比、天下の亂息時なく、諸國蜂起の徒、地を略し城を居ること常なれば、時の國造俊連朝臣、神領の蠶食せられんことを恐れ、同じき延德年中所々に城郭を築きて防禦にそなへらる、所謂秋月の城には飯垣周防守、（國造家青侍也）忌部山の城には村垣因幡守、（同上）三葛鄕の城には田所平左衞門（同上）を置てまもらしむ、而して當所は則國造家の居城たり、其後正親町院天正の始、雜賀の莊雜賀孫市なるもの、小宅

雅樂

鄕の西藏六の芝中野畠の地を爭ふをもつて、合戰におよぶことしば〳〵なりかゝりし所に織田内府信長、雜賀に兵をうつして攻るに會す、こゝに於て内田右馬助(國造家青侍也)をして是を援けしむ、功あつて乘馬を賜ふ、かくて天正十二年、豐臣秀吉、織田信雄を尾州小牧に攻む、神君兵を出して信雄を援けたまふ、此ときにあたつて國造忠雄朝臣、神君に御味方の志ありといへども、其身は日前國懸の兩大神宮を守護し奉れば、自ら兵刃をとることあたはず、家臣戸口彈正村垣藏人堀内大炊介、社家嶋田河村等の剛勇をえらび、さらに鄕士太田次郎左衛門を初とし、農民等の屈强なる三十餘人、(是を宮郷勢といふ)根來寺の僧徒と隱し合せ、各盟書に姓名をしるし、總光寺の住職永意をして、ひそかに御陣所に奉りしかば、神君御感斜ならず、殊に御褒書をくだしたまふ、こゝに於て秀吉が兵威を分たんには、大坂の城を攻るに如じと、宮郷根來相合して、先泉州岸和田に發向し、城主中村孫平次と合戰におよぶ、秀吉これを深くふくみて、同十三年三月、自ら選兵を引率し、泉州に向ひ、遂に當國に亂入し、まづ根來寺を燒亡し、つゞいて太田城を水攻にし、社頭を破却し、神領をさへ沒收せしめ畢ぬ、

〔上杉問答〕一社務神主禰宜祝戸内大夫御子巫次第事

社務者、令執務内外事職也、仍爲社官之長乎、石淸水松尾平野以下諸社皆有此號、神主者、百官中有伊勢口口司祭主任之乎、以其准據諸社皆用神主號乎、或又社務神主有通用之儀、禰宜祝者神官之通名也、仍大小社各有此號乎、然者高卑不定歟、次戸内大夫者、何社之神司哉未聞之、御子者(神子云也)陪于社頭舞女之名也、巫者擣笛鼓而助神子之歌舞之士也、此二者至諸社之祭禮莫不相從之、共是凡卑之男女歟、

〔多々良問答〕不審條々

伊勢祭主、住吉津守、日吉禰宜、吉田神主、賀茂祝、此勝劣如何、又春日八幡には、准之神職號如何候哉、

彼家々義勢區々、更難中勝劣候、又春日ニハ中臣氏皆居テ其職候、八幡ハ神主紀氏後胤候歟、宮寺ニテ專檢校別當ナド僧中管領之社候、社官ノ沙汰不聞候、

〔禁秘御抄下〕女房　下﨟

諸侍賀茂。。日吉。。社司。。等。。女也、皆稱候名也、

〔今昔物語十七〕駿河國富士神主歸依地藏語第十一

今昔、駿河國ノ富士ノ宮ニ神主ナル者アリ、和氣ノ光時トゾ云ケル、妻夫相共ニ、年來ノ間懃ニ地藏菩薩ニ仕ケリ、但ジ光時神社ノ司ト有リトテ、依テ僧ニ値フ所ニ下馬スル事无シ、此レ古ヨリ彼ノ宮例也、而ル間光時月ノ廿四日ニ、家ヲ出デヽ馬ニ乘テ道ヲ行ク間、見レバ年十七八歲許ナル僧、步ニテ來リ値ヘリ、光時本ノ習ナレバ、下馬セズシテ馬ニ乘乍ラ僧ニ物ヲ云ニ、此ノ僧忽ニ搔消ツ樣ニ失ヌ、光時恐レ怪ムデ家ニ返ヌ、其ノ夜光時夢ニ、形チ端正ナル小僧出來テ光時ニ告グ、今日道ニシテ汝ニ値ルハ此レ地藏菩薩也、汝ヂ懃ニ我レヲ賴ムト云ヘドモ、他ノ僧ニ値テ不下馬ズ、僧ハ皆此レ十方ノ諸佛ノ福田ノ形也、此ヲ供養スル人ハ、無量ノ功德ヲ得テ、无量ノ福田ヲ得ル也、況ヤ我ガ身亦僧ノ形也、何ゾ忽緒ニ爲ムヤ、努々此ヨリ後馬ニ乘リ乍ラ僧ニ値フ事无カレト宣フト見テ夢覺ヌ、其ノ後光時涙ヲ流シテ咎ヲ悔テ、上下ヲ不論ズ、僧ノ來ルヲ見テハ遠ヨリ下馬シテ禮シケリトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔諏訪大明神繪詞〕白河院ノ御宇、大祝神爲信、號神大夫、存日ニ長男神太爲仲ヲ當職ニ立テヽ、社務ヲ執行シケルニ、八幡太郎義家誘引、ヨリテ上洛ノ企アリ、サテ美濃國筵田庄芝原ト云所ニ至ル、新羅三郎義光、號刑部丞、請ジテ酒宴アリケリ、雙六ヲウチケルニ、不慮ニ賽論出來テ、忽ニ鬪殺ニ及ビ、賓主ノ諍ナレバ、爲仲ハ理ヲ得ズシテ、遂ニ自害シ侍ケリ、爲仲ガ子息神五郎爲盛、子孫多シト云ヘドモ、神職ヲツガズ、神慮尤恐ルベシ、其後爲仲ガ弟爲継、爲信二男、當職立ッ、三日ヘテ頓死、又其

弟爲次男同三ヲ立、七箇日ニテ死ス、當社三日祝、七日祝ト號スルハ則此事也、父祖タリト云ヘドモ、讓補自專セザル謂也、仍四男爲貞ヲ立ツ、當職相傳、神慮納受、餘胤十餘代ト云ニ相續ス、當家ノ輩、長子外四男ヲ貴翫スト云ハ卽此例也、神職ノ止コトナキ、凡慮ノ及ブ所ニアラザルベシ、

〔伊勢大神宮神異記上〕壽永二年癸卯五月の比、外宮一禰宜度會彥章神主、岩淵の長官と云鯉魚の鱠を食ぬるが、傍人に戯云けるは、禰宜たれども鹿の肉を食なりと、その夜夢中に神告給ひけるは、一禰宜として禁忌の言葉をわきまへざる事、甚以道にそむく、命を取べしとのたまふと見て夢覺て後、夢中の奇異を人に語りて、其まゝ五月廿四日四十六歲にして死去せり、神職の人は、かりそめにも禁忌の言葉をば謹むべき事なり、倭姬命の、肉を多氣といへと敎たまひける禁忌の詞を、禰宜としてわきまへざるも不覺なる事ぞかし、

〔武家嚴制錄四十九〕一神官へ奉書之次第

吉田家荻原家伊勢祭主等江

御狀令披見候　恐々謹言

月日

吉田侍從殿

荻原左衞門佐殿

伊勢祭主殿

雲州大社之神職熱田諏訪等之神官江

來札令披見候　不宣謹言

月日

大社

國造北島殿
國造千家殿
日御崎檢校殿
熱田大宮司殿
鹿島大宮司殿
津守中務殿
諏訪祝部殿

〔上杉問答〕一被ㇾ遣二諸社神官一書狀事
伊勢祭主賀茂松尾等社務者敍二三位一、八幡別當者任二法印一、吉田神主近代敍二二位一、剰被ㇾ宣二下神祇長上之號一訖、然者諸神官中可ㇾ謂二最長一乎、公家者依二堂上地下之別一有二書札之式一、於二武家之儀一者雖ㇾ有二勝劣一、大略被ㇾ用二同等禮一乎、但不ㇾ知二其官位一至二都鄙之神官一者、難ㇾ分二別之一、

〔住吉名勝圖會三〕國基社同(莊嚴淨土寺)寺內にあり
住吉の神主、和歌の達人なり、國基の歌に、
　薄墨にかく玉章の心地して雁鳴わたる夕闇のそら
此うたより國基を薄墨の神主と云傳ふ

〔神職考〕神宮司神主補任社幷舊社
或人君がことのごとくにては、官社も三千一百三十二座、皆三品(菅原文時)の考へ正されしも六千餘社なり、その上に一万三千餘の鄕なり、其社ごとに神主など、六年にて相替ることは、いと煩はしくてゆきとゞきがたく、人數もしかあるべきことわりなし、いかゞといふこたへけらく、一万三千餘の鄕社の內に六千餘社もあるべく、其六千餘社も官社を外にしたるにはあるべからず、

官社は本州○備中にてみれば、大かたは郷社の内なり、よその國もなずらへて知べし、玄かれば、一万三千餘社なり、その内大社は神名帳にてみれば、四百九十一座、この神主などは、大かたは相傳譜第なり、物にまさ〳〵く見えざれども、或は其社の神孫、あるひは地主神の末などにて、大かたは舊家なるものなり、このゆゑに紙に載たる延暦の勅、三代格の文にも、神主の氏族を撰べよとの文あり、中社にも式には中社とは記したらねども、寳龜二年の太政官符、仁和御記、長寛の勘文等に見えたり、あるべし、小社は一人數社をかねたるものならむ、今の世にも、さるすがたあるなり禰宜祝は社ごとにありけむ、さらでは供進、掃除修理等のことさゝのにずしかれどもこれも一種の樣、さしの障なければ、その數あまたなりとも、わづらはしからず本州にていはゞ、古は九郡七十二郷今は十一郡にて、郷名は用ひずなり、たとへば、一人十社をかね一人六七社かねたるもあるべし、また十二三社かれたるも有べして、わづかに七人なり、一万三千餘社には、凡千三百餘人なり、神宮司權宮司ありし社も有べけれど、そはいとまれなりしとみゆ、それを加へても、さのみ多からず、千三百餘人の内、たとへば大社凡五百の半を譜第とし、中社も凡五百も有べし、其中譜第なるべければ、合て八百餘人の神部なり、この八百餘人の交替する事のみならず、品々の事も繁かるべけれど、盛なりし大御代には、とゝかねことはあるべからず、今の世の神部吉田家を本所とするもの、凡十九万八千人ばかり有べしとなり、事すくなきとこと繁きとのたがひはあれども、そのかずの多少、大にたがへれば、はやいひさしかるべし、これをもてみれば、一万三千の神部なりとも、神祇官にてひきゐる事あたはぬ事はあるまじきなり、まして八百餘人ならむをや、

○按ズルニ、本文中疑シキ事無キニ非ズト雖モ、參考ノ爲メ此ニ揭グ、

古事類苑

神祇部四十七

社僧

古事類苑

神祇部四十七

社僧

社僧ハ一ニ宮僧ト云ヒ、又供僧若クハ神僧トモ云フ、卽チ宮寺ニ在リテ、佛事ヲ修スル僧侶ノ總稱ナリ、社僧ノ內、其最モ多クシテ且ツ最モ舊キモノヲ別當ト爲ス、

別當ハベッタウト云ヒ、又ベタウトモ稱ス、卽チ其本官ニ非ズシテ、別ニ其職ニ當ルノ謂ニシテ、大別當、少別當、權別當、修理別當、留守別當、別當代等ノ別アリ、而シテ僧侶ニ非ズシテ、別ニ社職ニ當ルモノヲ俗別當ト稱ス、凡ソ別當ノ秩限ハ宮寺ニ因リテ其期ヲ異ニス、或ハ六年ヲ以テスルアリ、或ハ三年ヲ以テスルアリ、或ハ將軍ノ更代毎ニ新陳代謝スルモノモアレドモ、其多クハ父子師弟授受シテ、別ニ其期ナキモノヲ以テ常トセリ、別當ノ上ニ在ルモノヲ檢校ト爲ス、

檢校ハケンゲウト云フ、檢校トハ原來監督ノ謂ニシテ、其首座ニ在ルモノヲ修理檢校ト云フ、修理ハ卽チ營繕ヲ謂フ、蓋シ社祠ノ事タル、營繕ヲ以テ特ニ重シトスルガ故ニ檢校ノ上首ニ此稱アルナリ、又座主アリ、院主アリ、竝ニ檢校ト相上下スルモノナリ、而シテ必ズ別當ノ下ニ在ルモノヲ勾當ト爲ス、

勾當ハ、別當ヲ扶ケテ諸務ヲ擔當スルモノナリ、其下ニ專當アリ、

專當ハ專ラ社務ノ事ヲ擔當スルモノナリ、勾當、專當ニ相竝ビテ、御殿司及ビ入寺僧アリ、

御殿司ハオテンストト云フ、多クハ別當ノ進止スル所ニ係リ、寺任ノ少別當ニ准ゼリ、初ハ鬮ヲ採リテ之ヲ補セシガ、後ニハ必ズシモ然ラザルモノアリ、

入寺ハ御殿司ノ下ニ在リテ、寺任ノ權上座ニ准ジ、其定員ハ十人トス、凡ソ御殿司、入寺僧ハ、倶ニ死闕アルニ非ザレバ改補スルヲ許サズ、若シ識行共ニ優レルモノアル時ハ、特ニ權官一人ヲ加フルコトアリ、御殿司、入寺僧ノ中、器量殊ニ勝レタル者一人ヲ選ビテ以テ執行ト爲ス、

執行ハシユギヤウト云フ、即チ社務ヲ執リ行フノ義ニシテ、其職タル多クハ別當ノ進止ニ係ルト雖モ、宮寺ノ重任ナリトス、

又學頭アリ、執當アリ、執事アリ、脇堂アリ、何レモ其職掌、若クハ居處ヲ以テ其稱ト爲シタルモノニシテ、或ハ文書ヲ抄寫シ、或ハ雜務ヲ執行スルモノナリ、而シテ社僧ノ最モ下級ニ在ルモノヲ承仕、宮仕、職掌人等ト爲ス、承仕ハジヨウジト云ヒ、宮仕ハミヤジ、職掌ハシキシヤウト云フ、共ニ宮守堂守ノ類ニシテ、常ニ灑掃等ノ雜役ニ從フモノナリ、

社僧ノ中、或ル宮寺ニ限リテ、特ニ之ヲ設クルモノアリ、五師ノ八幡、春日ニ於ケル、目代ノ祇園ニ於ケルガ如キ即チ是ナリ、後世ニ至リテハ諸社ニ御師ト稱スルモノアリ、

御師ハオシト云フ、蓋シ御祈(オンイノリ)ノ師ノ義ニシテ、其職ノ社司タルト社僧タルトヲ問ハズ、總ベテ祈禱ヲ行フモノヲバ、汎ク之ヲ御師ト稱セリ、

凡ソ社僧ハ多クハ神宮寺ニ住スルモノニシテ、間〻妻子ヲ蓄フルモノアリ、故ニ妻帶僧ニシテ、僧綱、若クハ三綱ニ昇リ、有職、所司等ニ任ゼラルヽモノアリト雖モ、必ズ清僧ノ之ト官位ヲ同ジクスル者ノ下ニ居ル、然リト雖モ宮寺ハ極メテ權威アリテ、中世以降、其地位常ニ神職ノ上ニ在リ、其甚シキニ至リテハ、私ニ戎器ヲ蓄藏シ、動モスレバ干戈ヲ弄スルモノアリ、」

圓融天皇ノ朝、男山八幡宮ニ行幸シ給ヒテ、檢校別當等ヲ以テ法橋ニ敍セシコトアリ、此後春日、大原野、日吉、祇園、北野、熊野、新熊野等ノ諸社ニ、行幸、御幸、若クハ行啓等ノ事アル時ハ、必ズ寺家勸賞ト稱シテ、三綱以上ノ者ニハ祿物ヲ賜ヒ、或ハ位階ヲ陞敍スルヲ以テ例トス、足利氏ノ時ニ在リテハ、男山八幡宮ノ社僧善法寺ガ、毎年正月十七日幕府ニ參賀シ、翌月九日、將軍又親シク同寺ニ詣スルガ如キ、當時一定ノ例制タリ、此時代ニ在リテハ、兩部神道ト云フ者、盛ニ神佛混合ノ說ヲ唱ヘシカバ、凡ソ天下ノ諸社ニシテ社僧ヲ置カザルモノ殆ド之レ無キニ至リ、延キテ德川時代ニ及ビシガ、明治維新ノ初、神佛混合ヲ禁ゼラレシカバ、今ハ全ク其跡ヲ絕ツニ至レリ、

名稱

〔運步色葉集〕社僧

〔神道名目類聚抄五神官〕社僧(シヤソウ)　宮僧(クソウ)　釋氏ニシテ社ノ事ニ預ル僧ナリ、多クハ神宮寺ヲ預ルモノナリ、

〔百練抄十四四條〕仁治二年二月十二日、去比鹿島社燒亡、垂跡以後無此災、但不開之御殿不燒云々、社司不參會、於御體者、供僧等奉取出云々、

〔空華日工集〕康曆二年十二月十五日、春日神木歸座、〇中略神木出稍遲矣、神官從役、黃昏把炬而出、送神木者、皆藤家大臣以下神孫也、凡十二家步行、各作一隊而過、先神官中藤原氏後神僧、稱裹頭大衆者三百餘人、皆懷大刀、吹螺喝道而行、蓋以國俗禮也、

〔古今著聞集五和歌〕基俊城外しける事ありけり、道に堂あるに、むくの木有、その木に六歲ばかり成小童のぼりて、むくを取てくひけるに、こ　をば何といふぞと尋ければ、やしろ堂と申とこたへけるを聞て、基俊なにとなくくちずさみに童にむかひて、

この堂は神か佛かおぼつかな

といひたりければ、此わらはうち聞てとりもあへず、
はうしみこにぞとふべかりける
といひけり、基俊あさましくふしぎに覺て、この童はたゞものにはあらずとぞいひける、

〔伊呂波字類抄 官職部〕別當 在檢非違使并諸寺、凡於事多之、

〔撮壤集 官位〕別當

〔神道名目類聚抄 五神官〕別當ベツタウ 社ニヨリテ別當ノ職アリ、石淸水ナドニアリ、

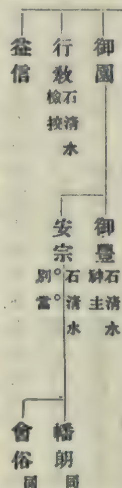
〔倭訓栞 中編二十三倍〕べたう 別當のよみくせなり、別は家別の別の如し、當は專當勾當の當のごとし、

〔八幡宇佐宮御託宣集 小倉山社〕聖武天皇二年神龜二年乙丑正月廿七日託宣、神吾禮爲導未來惡世衆生仁、以藥師彌勒二佛天爲我本尊須、理趣分金剛般若光明眞言所念持呂也者、神託之趣奏聞之間、依勅定被造寺、安置佛像、號彌勒之禪院、〇中略彌勒寺初別當者法蓮和尚、大菩薩得如意寶珠之時、依御約束也、

〔石淸水八幡宮寺略補任〕別當 安宗 夏井子
貞觀五年十二月官符

〔八幡宮寺紀氏系圖〕紀夏井
安宗 行敎御弟子
第一別當
貞觀五年癸未十二月廿四日戊寅官符賜山城國、同六年正月五日壬辰國司進請文、

〔紀氏系圖〕廣濱―善峯―夏井
　　　　　　　　長江―豊河―象弼



○按ズルニ、八幡宮寺紀氏系圖ニハ、安宗ヲ以テ夏井ノ子ト爲シタレド、群書類從ニ載スル所ノ紀氏系圖、及ビ諸家系圖纂等ニハ御園ノ子ト爲セリ、附シテ以テ考ニ供フ、

〔權記〕長保二年六月廿八日癸酉、小舍人時正來、告源藏人傳召之由、卽參入、定救申氣比神宮寺別當圖解、付允政送國平朝臣許、

〔左經記〕長元二年七月四日、石淸水別當法橋來向、傳示關白太閤(○藤原賴通)命曰、石淸水神殿可新作替之由、前日有令申事、(○下略)

〔榮花物語〕(三十一殿上花見)長元四年九月廿五日、女院(○一條后彰子)住よし石淸水にまうでさせ給、(○中略)廿六日になりてこぎくだらせ給程に、(○中略)ふねにことごとくなるたなといふものおかしくつくりて、やはたの別當元命といふ物、御くだものすゑてまいらせたり、ゑさへおかしく見ゆ、

〔扶桑略記〕(二十九後三條)延久二年十月十四日辛未、戌時感神院大廻廊舞殿鐘樓皆悉燒亡、但天神御體奉取出之、別當安譽身焦餘焰、翌日入滅、世人以爲神罰、(○又見伊呂波字類抄)

〔永昌記〕嘉承二年四月廿八日甲申、有政、(○中略)申文之內、長門國一宮神宮司別當僧侶、不可預神祇官移之由、上卿被難之、

〔古事談〕(二臣節)八幡別當淸成者、常宇治殿(○藤原賴通)ニ參リケリ、或日參タリケルニ、御料之御オロシヲ被出タリケルヲ、藏人所ノ臺盤ノ上ニ置タリケルヲ、淸成手ヅカミニツカミ食テ、酒ノ銚子ニ入タリケルヲ皆飮タリケリ、近來之別當不然歟、

〔吾妻鏡〕(二十三)建保六年十二月五日癸卯、鶴岳別當(○源賴家子公曉)參籠宮寺、更不退出、被致數箇祈請、都

以無除髮之儀、人怪之、

〔平戶記〕寬元三年六月四日丁卯、去月廿七日、祇園獅子形机上有置竹筒事云云、棚守小童求出之、○中略社僧見之問之、童答子細、○中略仍觸別當、別當云、不可奏聞云云、

〔新編追加雜務〕一寺社御寄進所領事弘安元、三、八、評、

令興行佛事神事、爲不退轉御祈禱、被奉寄之處、別當神主一圓知行之、不及其沙汰云々、早尋明年貢之分限、可被充置件用途等、且鎌倉中、急速可申沙汰之由可被仰引付、

〔空華日工集〕應安六年九月十二日、筥根別當、承府命來祈禱、

〔快元僧都記〕天文四年七月一日、筥根別當、給諸職人御酒、及晚歸城、

〔常陸國稻田神社緣起〕赤須遠江守文書

權律師靜俊白羽別當　　權大僧都法印宥親予時別當

〔五元集貞〕駿州久能の別當、さんざめかして御通りあるを、

ゆゝしさや御年男の旅姿

〔諸家系圖纂五十一紀〕延晟石清水別當大安寺別當上座――良常同神主、俗別當始也、

〔永左記〕承保四年十一月二日己酉、石清水俗別當紀輔任來相遇、

〔中右記〕永久二年八月十六日、南海道海賊、近日亂發、盜取諸國運上物也、而熊野別當俗別當等給宣旨、可尋進由申之旨風聞如何、仰云、早給使廳下文、可尋進由可仰、則下知明象了、

〔百錬抄十五後嵯峨〕寬元二年十月十四日辛巳、仗儀也、去一日八幡俗別當象盛與權俗別當光次、於寶前鬪諍、及流血之間、件所可被造改哉否事也、右大臣以下參入也、

〔諸社緣起文書六〕粟田宮俗別當ハ、吉田ニモチ候、僧別當ハ法輪院ニモチ候、此粟田宮ハ、壽永二年ニ吉田ヨリ勸請申社ニテ候、則其御近邊ヲ內裏ニテ宮中ニテ御座候、宮中ノ事ヲバ俗別當

ガハカラヒ候程ニ、吉田之進退候、宮中之外ハ僧別當ガハカラヒ候、

〔百練抄五鳥羽〕天仁元年十二月廿五日、石清水權俗別當賴遺、配流佐渡國、

別當代

〔鶴岡八幡宮寺社務職次第〕覺寶 聖護院宮一品親王、帝系圖無之、○中略 元久元年六月富士御一見、關東下向在之、以次鶴岡八幡御參詣在之、其時者、別當代慈月坊別當坊江被申者也、

〔奧の細道〕六月元祿二年○三日、羽黒山に登る、圖司左吉と云ふ者を尋ねて、別當代會覺阿闍梨に謁す、南谷の別院に舍して、憐愍の情こまやかにあるじせらる、○中略五日權現に詣づ、

權別當

〔石清水八幡宮略補任〕權別當 會俗自上座至承仕官文書所加署也、延喜元年、寺任、

〔八幡祠官俗官幷所司系圖〕一會俗

醍醐天皇御宇、此時始權別當蒙官符、延長七年正月廿三日入滅、寺務四年、

〔小右記〕寬仁三年六月廿九日甲寅、石清水宮別當法眼和尚位定清等、權別當法橋上人位元命申請事、右大將某々等定申云、內外辨寺社司雖權官者文書署了、是則恒例也、若猶執行之人、有致雜怠、先被問其由、處科責後、可被定替人也、無故相並、可難定申歟、

〔僧綱補任下〕天喜三年乙未 法橋戒信 兼清八幡權別當二人初例也、正別當淸成、

〔百練抄五後三條〕延久二年三月十二日、諸卿定申八幡宮寺申御殿修理可奉移假殿哉否、○中略 七月七日但記云、八幡權別當法眼戒信、別當法橋淸秀、預僧等、相共開正殿、可實檢損色之由被宣下、件御殿預僧三人之外、他人不參入、而今度有議、初所被仰下也、

〔水左記〕承保三年九月十二日、早旦石淸水俗別當輔任來、陳與權別當賴淸相論署判之事、予○源俊房相過謝遣、

〔中右記〕元永二年十二月五日、今朝依祈子孫事、削家封備後國十烟、奉寄石淸水八幡宮、聊奉幣、付權別當法眼圓賢了、

〔新古今和歌集十九神祇〕八幡宮の權官〔〇權別當〕にて、年久しかりける事を恨みて、御神樂の夜まゐりて、榊にむすびつけ侍ける、　法印成清

榊葉に其いふかひはなけれども神にこゝろをかけぬまぞなき

〔看聞日記〕應永三十一年十月十四日、抑八〇幡〇神人騷動不思議又出來、去十一日權〇別〇當〇坊〔東竹〕庭前木を栽、其前を神人無禮罷過之間、若黨共咎之、神人立歸惡口、結句腰刀拔て懸之間、若黨共神人打擲了、

大別當

〔新編鎌倉志〕〔一〕等覺院

等覺院ノ後ニ大ナル谷アリ、八正寺ト云テ、昔八〇幡〇ノ〇大〇別〇當〇僧正ノ舊跡ナリ、東鑑ニ壽永元年九月廿六日、鶴岡ノ西ノ麓ヲ點ジテ、宮寺別當坊ヲ建ラルトアリ、此所ナラン、

〔遠碧軒記〕〔一人倫〕鎌倉の大〇別〇當〇と〇云は、古は社僧の門跡なり、いまはこれはたえて、少別當ばかりあり、これも社僧なり、

少別當

〔吾妻鏡〕〔四〕元暦二年〔〇文治元年〕六月五日丙辰、被加石清水神領云云、

奉寄　八幡宮神領壹處

在阿波國三野田保者

右件保所奉寄當宮神領也、早爲少〇別〇當〇任賢沙汰、知行保務、爲新儲以所當物、可令神事用途之狀、奉寄如件、

元暦二年六月五日　　前右兵衞佐源朝臣頼朝

〔新編鎌倉志〕〔一〕少別當

馬場小路ニ居宅ス、社務職次第ニ云、當社〔〇鶴岡八幡宮〕別當宮圓曉法眼三井寺ヨリ御下向、御供申肥前法橋永契ト申ス坊官也、然間建久二年十一月日、別當宮圓曉御坊ヨリ、少〇別〇當〇ノ〇官〇ヲ〇給リ、社内ノ

修理別當

掃除奉行ニ定メ置ルヽ者也、其以後御供方奉行也、別當ノ被官、坊官ノ類也、

〔鶴岡事書案〕社以警固事

應永五年戊寅五月九日ヨリ被置始之、晝夜之此任本社例、爲社家御沙汰所被定置也、人數者神主少別當、〇下略

〔快元僧都記〕天文二年五月十八日、假殿拜殿造畢、仙波入道、於若宮〇鶴岡拜殿勸盃、神主少別當社人中奉行衆悉擧盃、　十年正月朔日戊子、修正等如例年、亦少別當依御供儀御供調進無之、

〔台德院殿御實紀附錄〕四慶長十六年正月二十日、連歌の筵開かる、〇中略鎌倉鶴岡八幡宮少別當大庭周能といふ者、御連衆にめし加へられ、常に御會にめし出されしが、ある時周能、

さゝれ石の岩ほに稱や松の春

といふ發句せしを、殊に御けしきにかなひ、

いく八千代まで長き日の影

とつけさせ玉ひ、御筆を染させられて周能に下されしとて、今にそが家に傳へけり、

〔權別當宗清法印立願文〕一別當已下可支配庄園事

修理別當二人　各二箇所

〔石清水八幡宮寺略補任〕修理別當　長昭寺任　天元元年十二月官符

〔八幡祠官俗官并所司系圖〕

長昭俗姓平氏也、元佐伯氏也、定杲弟子也、

修理別當

康年一條院御宇

修理別當權別當、權別當之時、長德三年蒙整務宣旨、

〔諸社緣起文書三〕熊野本宮別當三綱大衆等申請播磨守殿政所裁事〇中略

永保三年九月四日

通目代法師

都維那法師

寺主法師

在廳大法師

總目代大法師

上座大法師

檢校大法師

修理別當大法師

別當大法師

〔熊野權現金剛藏王寶殿造功日記〕白河院〇堀河誤御時、永長元年丙子三月七日卯時失火、本宮十二所權現燒了、〇中略失火之後、檢校修理別當快實造功、

〔當宮緣事抄〕當宮〇男山八幡宮小塔長日勤行之供料者、阿波國堀澤庄所役云云、而近年一向無其沙汰歟、尤不便、早存處置、不可致懈怠之由院宣所候也、仍執達如件、

弘安元　四月廿九日　大納言定實在判

修理別當法眼御房

〔大鳥居文書〕寄進　天滿宮安樂寺和歌所　肥前國鳥屋村内田地捌町、〇岩光七郎入道跡　同國山浦村内田地伍町、〇除天寺寄進以下、豐後國球珠郡飯田郷内賀伊山村田地拾町、〇古庄下野權守跡　同國大肥庄吉武小犬丸名田漆町、〇除地頭以下可依田數、地頭職事、

右菊池武重以下逆徒蜂起之間、發肥後國之刻、於太宰府原山、去建武四年九月十三日夜、依被嚴重

留守別當

瑞夢、以筑後國岩田庄內田地卅町寄進和歌所畢、如彼狀者、當宮前修理少別當信眘、菅氏流爲往代之所役勤月次講會之上者、彼地止長者長吏之綺、可令領掌云云、○中略早信眘勵懇誠勤講演、可奉祈天下泰平、海內靜謐、殊將軍家安全矣、仍寄進之狀如件、

觀應元年六月五日　沙彌道猷一色氏花押○

〔北野藁草圖書二〕爲凶徒退治所發向、殊可被致御祈禱精誠、仍執達如件、

觀應元年四月五日　宮內少輔花押

安樂寺留守法印御房

宰府天滿宮留主職領、筑後國中之分、如先規執務之事、令存知候、恐々謹言、

二月廿日　義宗花押

天滿宮大鳥居許

〔筑前國續風土記拾遺御笠郡二〕天滿宮附安樂寺

安樂寺別當の始ハ、平忠法師、菅神五世孫、右中辨淳茂朝臣の二男也、天暦年中に此職に補す、二世を鎮延といふ、三世を遍日、此二人は、菅神三世孫、常陸介淑茂朝臣の子なり、夫より經圓法師菅神十六世東宮學士在經朝臣の三子、觀應文和の比の人、まで三十六世、他姓の人任することなし、其後久しく正別當の任なし、留守別當より專沙汰する事となれり、○中略其留守別當は、大鳥居のみ留守職に任ず、此兩家は菅神第一の御子、右大辨高視卿より八世孫、別當善昇の後にして、代々妻帶血脈相續せり、是神孫たるが故なり、此故五別當、大鳥居、小鳥居、御供屋、淸水坊、執行坊なり、いづれも此格なり、寶曆四年甲戌大鳥居信貫に、延壽王院の號勅許有しより已來、此留守別當のみ、古代よりの例を改めて、永く淸僧となれり、

座主

〔伊呂波字類抄佐官職〕座主

〔嚴島圖會一〕社家供僧內侍社役人職名

座主(ざす)　修理別當職

〔鹿島大神宮諸神官補任略記〕神官役儀幷裝束之事〇中略

當社供僧　院主　座主　檢校

〔筥根山緣起〕村上天皇天曆年中、有天意以叡山之職務讓與平信僧、預國宰任補座主職、而後平信與叡海、次花王院王子豐覺、〇中略受叡海讓任座主職、而住筥山、次一條院登祚剋、平將門仲弟將廣嫡子安慶僧、累豐覺讓、寬弘三年任筥山座主職、〇中略次駿州富士郡有奇子、時人不知其氏、詣筥山積功累德、〇中略鳥羽太上皇有叡感、令彼上人〇奇參朝、先奏筥山神威、即就當州酒輪鄉四十八町、以天旨令寄附當社、上人委順後、座主職次序四世的傳、安慶、澄實、源良、行實也、〇中略治承四年、〇中略行實改座主職號別當、

〔尊卑分脈藤原〕道兼法興院攝政兼家公二男―兼隆―兼房―宗圓宇都宮小田等祖宇都宮座主

〔高倉院嚴島御幸記〕はかなくてとしもかへりて治承四年にもなりぬ、〇中略廿六日〇中略三月、日さしいづる程にいでさせ給ふ、むまのときに宮嶋につかせ給、〇中略神ぬしかげひろくらゐあげさせ給、宮しまの座主阿闍梨になしたぶ、

〔源平盛衰記十二〕新院嚴嶋鳥羽御幸事

廿六日〇治承四年三月ニ嚴島ニ御參著、神主佐伯景弘、當國〇安藝國司有賞、當社座主尊叡勸賞ヲ蒙、

〔彥山記略太宰管內史所引〕凡當山座主職、古者皆淸僧也、後伏見院第六之皇子助有法親王爲彥山座主、初爲三井寺圓滿院門主、敎ニ長、知法親王、

〔海東諸國記〕豐前州　俊幸　戊子年〇文明二年ニ當ル、遣使來朝、書稱豐前州彥山座主黑川院藤原朝臣俊幸、以宗貞國請接待、大友殿管下、居彥山、有武才、

〔尾張國內神名牒〕正月十一日、有座主讀國內神名帳神事、

熱田大神宮〇中略

右神名帳所奉唱如件

依文治二年丙午三月日宣命狀、國中諸神皆增位階、爲天下安穩御祈禱、

于時貞治三年甲辰正月七日酉刻讀上

〔鹿嶋志下〕新當流　天兒屋根命の孫國摩大鹿島命の後國摩眞人、〇中略眞人の苗裔座主吉川氏あり、劒法六十八ケ條、いまに存じたり、塚原ト傳といへるは、世にきこえたる達人にて、名を高幹といへり、座主覺賢の二男にて、鹿島塚原の里人塚原新左衞門尉某の養子となれり、元龜二年三月十一日卒、

〔九州記六〕彥山來由附逆儀事

抑此彥山ト申ハ、西國第一ノ大山ニテ、豐後豐前筑前三箇國ニマタガリ、山中坊數三千ニ餘レリ、〇中略往古ヨリ守護不入ノ山ナリトテ、我儘ニノミ振廻ケリ、〇中略元ヨリ豐筑肥ノ間ハ大友幕下ノ事ナレバ、宗麟ヨリ彥山座主ノ御坊ニ使ヲ立、惡黨ノ狼籍下知ヲ加ヘラレ、靜謐可有之由數度申入シカ共、内證ハ秋月一味ノ事ナレバ、大友ノ下知ハ耳ニモ不入打過ケルニゾ、滅亡ノ時至ヌト覺タリ、

〔西行雜錄〕高良山之事

高良山ノ開山ハ、隆慶ト云僧ナリ、姓ハ紀氏、武内大臣八世ノ裔也、白鳳十三年ニ寺ヲ創建スル也、天正ノ時分、高良山之座主麟圭法印ト云人ナリ、妻帶ニテアリシ、大身ニ人衆ヲ持チ、久留米之城主ニテアリシト也、久留米之城ト高良山トヲ兼帶也、太閤西征之時、久留米ヲ沒收セラレタリ、麟圭ニ子九人アリ、ソノ内尊能ト云シ人座主ノ職ヲ繼グ、僧正トナル、是ヨリ清僧トナル、尊能ガ兄ノ子玄俊法印、尊能ガ跡ヲ繼、玄俊ガ姉ノ子本知房、玄俊ガ弟子トナリ、玄俊死後一年程座主ヲ持、此事日光御門主シリ玉ハズ、座主ニ仰付ラレ高良山ヘ御下シアリ、有間中務大輔殿イカヾ肝煎、

院主

本知房ヲソノマヽ座主ニシテ玉ハリ候樣ニト訴ヘ申サレケレドモ、御門主御承引ナク、本知房ハ離山シテ、叡山ニ學文メサレケルガ、後欒山之禪僧トナリ、紀州ニテ病死スルナリ、麟圭ハ物部氏ナリ、本知房モ物部氏也、

〔鹿嶋神宮古文書〕鹿嶋御神領　供分

一三石　　座主

文祿四年乙未八月十七日〇略

〔彥山記略太宰管内志所引〕慶長六年、細川越中守忠興爲豐前國主、尊敬當山、爲外護之旦那、自請日野家三男爲猶子、以令繼當山座主職、是號忠有座主、後任權僧正、以弁有座主之女娶之、〇中略忠有座主又無男子、因之元和九年、請岩倉家二男爲法子、是號有淸座主、任權僧正、以忠有座主之女子娶之、寛永二年行東都、依慈眼大師、及細川越中守忠利之執擧、拜謁將軍家、

〔日一錄〕延寶三年四月廿九日、彥山座主法眼廣有參內、

〔豐前國志二田川郡〕彥山事記

元祿九年丙子座主大僧正於栁營聖護院門跡上、本末出入之爭論差起、同年三月三日都て彥山理運の上意を蒙り、先規の如く御證文を賜りし此方、天下之別本山となる、

〔季連宿禰記〕元祿十五年五月三日甲申、保有彥山座主之息云云去四月卅日、任叙權律師法眼、上卿源中納言通躬卿、弁左中辨兼廉、職事顯右大辨兼光朝臣、

〔嚴島圖會五〕正月三日寶藏開　座主、棚守、出會の上、寶庫を開き鏡餅を供ふ、

三月十五日夜大宮祭　此夜諸祠官大宮に出仕、座主供僧、客人宮に著座、

〔鹿島大神宮諸神官補任略記〕神官役儀幷裝束之事〇中略

當社供僧　院主　座主〇下略

〔三島宮御鎭座本緣〕七十五代崇德院御宇、保延元乙卯年、供僧妙專勝聚等進、國中、社傍ニ一寺ヲ建立、號ニ神供寺、〇中略從ニ此時ニ神供寺職窮、神大夫爲澄孫以ニ妙專ニ神供寺第一職檢校トシ、勝聚ヲ以ニ院主トシ、神供寺主（チリ）何（レモ）妻帶供僧云、

〔類聚大補任龜山〕弘長二年十一月廿九日、菩提山〇伊勢國菩提山神宮寺自院主坊失火、上六堂、本堂、多寶塔、經藏、本坊寶藏、拂地燒亡畢、

〔三島宮御鎭座本緣〕百七代正親町院御宇、天正丁丑年二月十三日、越智安任大祝職拜賀砌、神官供僧エノ規式左之通、〇中略

檢校　東圓坊
院主　法積坊
　　　上大坊
　　　地福坊

右供僧四人、何モ妻帶ニテ神供寺ヲ主リ相勤候、元拾六坊ニテ同主來リ候所、家家戰場坏ニ携滅亡、故當ニ此時ニ右四坊ニテ相勤之云云、

檢校

〔職原抄僧官加道位〕檢校（ケンゲウ）

〔神道名目類聚抄五神官〕別當　社ニヨリ、檢校（ケンゲウ）職掌人ナド云號アリ、

〔令義解七公式〕凡內外官、勅令ニ攝ニ他司ニ事ニ者、皆爲ニ檢校ニ〇檢上、原本有ニ檢字、今據ニ名例律所引令文、及唐律ニ刪之、

〔厚寬草〕檢校ノ名ハ本聖道ノ僧官也、寺務ノ檢斷ノ司ト見タリ、社務ニモ其心ニテ借用タル乎、

〔金石萃編四十一〕按檢校二字、其初不過ニ點檢典校之意、隨ニ巡省風俗ニ詔、明ニ檢校使得ニ存養ニ此檢校之緣起也、其用以入ニ銜、則始ニ於唐初、

〔石淸水八幡宮寺略補任〕檢校　益信權大僧都　寬平八年

〔八幡宮寺紀氏系圖〕廣濟

金信僧正

石淸水八幡宮第一檢校、寬平八年任之、其時大僧都也、

〔僧綱補任上〕法印聖淸（正月〈長和二年〉廿日死去、八幡檢校法印初也、）

〔左經記〕寬仁元年十一月十五日己酉、今朝蒙仰、召中臣官人、幷賀茂上下、松尾、大原野、平野、稻荷等社禰宜等、仰可攘火災御祈事、又書攝政殿（道長〇藤原）仰旨、遣祇園檢校、幷石淸水北野別當等許、同可祈火事之由也、

〔僧官補任〕熊野三山檢校次第

增譽（寬治四年、白河院南山詣之時、始補當職、大納言通輔卿息、）　一乘寺大僧正

〔僧綱補任下〕八幡法印光淸　九月（〇保延三年）廿四日死去、（五十五）檢校、天承任大僧都、八幡正員初也、彌勒寺此時付八幡了、

〔古事談五神社佛寺〕八幡故檢校僧都成淸ハ、光淸第十三郞之弟子、小大進（三宮女房）腹也、小大進所生子息八人皆女子也、仍慕男子一人之間有夢告、熊野權現ニ可申祈云々、依之卽企參詣、還向之後、不經幾程懷姙、所產生之子也、生年九歲之時、本師入滅之間、相具小大進、祇候于花園左大臣家、憐愍之餘、十二歲之時、及可加首服之沙汰、但爲宮寺之氏人、祈請可左右トテ、先髮ヲワケテ引入烏帽子、假成其體令祈請之間、六ヶ日之夜、木工允賴行（大臣家侍也）有夢想、後朝申云、自南方御帳之中、有細光如日、是成奇伺見御帳中之處、御アトニ伏タル兒ノ額ニ當レリ、又尋光之根元ハ、自男山云々、此夢之後、被止首服之儀、召乘御車後、被將參高野御室、（公光師仲等有御共）其後頗携絃管祇候、十六歲出家、（號甲斐君）然間花園殿薨逝給之後、於事無緣、依失渡世之計、偏思無上菩提、而一身步行詣高野山、參籠千餘日之間、寸白所勞依過法、爲訪於醫家出京、九月下旬早旦、向典藥頭重基之許、指入門內見之、頭有待人之氣色、坐持

佛堂廣庭、見少僧參而招入堂中、先若八幡之人ニテヤ御坐ト問、事之體丁寧アリノマヽニ示畢、其時頭涕泣云、我ハ殊ニ奉仕八幡之者也、且依年來之宿願、來月九日、於寶前可奉供養五部大乘經、當時モ其間之事營入候之間、去夜夢中、若宮御前鴾毛御馬ニ駕御テ、此様ノキハニ打寄御テ、令持白杖御テ、此堂中ヘ令指入御ヤウニテ被仰云、吾ニ契深之者糸惜ク思召ガ、爲問病事是ニ可來也、ソレハ非指病痾也、吾ヲ欲別離之故拘惜也云々、夢覺ノ後、ヤガテ是ニテ所奉待也云々、小僧モ聞此言、拭感涙退歸畢、所勞又愈畢、雖不淺其憑、母サヘ逃去之後、彌失爲方、籠居仁和寺邊之間、鳥羽法皇御灸治之時、アッサナグサメサセ御坐サムトテ、御前ニ祗候之人々、巡物語可仕ト、少々利口物語ナド令申之間、粟田口座主行玄、御持僧ニテ祗候、申云、此物語、同者佛神靈驗之事ヲ可語申云々、尤可然之由有勅定、人々皆令語申之間、重基ガ番ニナリテ、往事ハ皆人々所知トテ、此成清事、夢想之次第委令語申之間、法皇及御落涙令隨喜御之、忽召光安、件僧在所ヲ可尋之由被仰、光安卽山城介業光ト云郎等ヲ召テ仰含、可相尋仁和寺邊之由申テ遣ニ、卽尋合奏聞事由畢、又殿上方ニ職事ヤ候ト有御尋、令申藏人治部大輔雅賴候之由、卽被召仰云、重基之夢如此、祠官ハ以叶神慮之輩專可補事也、而モ件僧光清之弟子也、足抽補者歟之由可申關白云々、雅賴參關白殿法性寺殿、○藤原忠通歸參申云、件成清事外名譽者候、尤可被抽補候歟、權別當最清成清兄逝去候云々、次第轉任、修理別當關ニ被補候者、爲善政歟之由可令申之旨所候也云々、仍卽被仰下之處、宮寺二ヶ條訴申云、一者非宮寺之擧狀不令任所司云々、一者重服之間不令任云々、仰云、擧狀事、早可召宮寺、重服事、可問成清云云、成清申云、例不可求外、別當賴清正月三日入滅、先師光清二月補別當云々、依之被下官符畢、爲凡僧修理別當多年出仕之間、甥三人爲權別當、於事雖失面目、更無退心、勤仕神事之間、行幸之時、修理別當雖無勸賞之例、始而關賞敍法橋、其後次第昇進無違亂、遂補別當、至檢挍、歷法印大僧都、剩擬僧正、許香染、又兼帶彌勒寺寶塔院之上、始而被付大隅正宮香椎社等、被仰可相承門跡之由、於神恩超

先代之人也、甲斐君之昔、仁和寺彌房ヨリ歩行大路、一身百ヶ夜參詣御山、入夜出仁和寺、曉更還向、此外苦行不可勝計云々、○又見八幡愚童訓

〔八幡愚童訓下〕佛法事

當宮○男山八幡宮西ノ方ノ檢校元命ト申シハ、金剛般若經一萬卷轉讀ノ功ニ依テ、社務五代ヲ掌ル、兼清ハ西ノ方ノ檢校、カク宮寺ヲ思マヽニ執行ヒケルヲ羨テ、三千部ノ法華經ヲ轉讀シテ、子孫繁昌ヲ祈リ申シヽカバ、西ノ方ハ衰ヘ失テ、兼清ノ末孫バカリ、大菩薩ノ御後見ヲ掌テ、交リ者イカナル末ノ世ナリトモ他人加ル事アルベカラズト見エタリ、

〔玉海〕壽永三年○元曆元年九月十七日癸卯、此日於日吉社、被修如法仁王會、致國家之貴云云、○中略日吉檢校座主導師執當降雲等蒙賞云云、

〔新熊野文書〕院廳

定置新熊野社條々起請等

一檢校別當供僧以下事

右僧官等、且尋本山跡、且任年來例、殊簡器量、宜令定補、供僧以下人數、皆守先跡、輙勿加增、僧侶山住、勿空庵室、亦夏衆客僧、同加懈怠、

〔仁和寺御日次記〕承久元年十二月廿九日辛卯、粟田宮被寄置阿闍梨三口、彼宮檢校前大僧正慈圓、以上皇御不與、御祈大熾盛光法賞申請之、

〔鎌倉年代記〕承久三年七月廿八日、內藏頭平保範逃隱善法寺故檢校房、宮寺守護武士息津四郎、京使內記左近等、搦取之間伏劍畢、

〔吾妻鏡二十五〕承久三年閏十月一日辛巳、辨法印定豪、以刑部僧正長賢跡、補熊野三山檢校職、依祈禱賞、關東擧申故也、而自去比輕服蟄居、日數馳過之後、今日謁右京兆、○北條義時賀此事云云、

〔葉黄記〕寛元四年十一月十五日庚午、櫻井宮被補熊野三山檢校、法親王補之今度始之、

〔新抄〕文永元年三月七日壬午、今日新熊野檢校静仁法親王、自室石屋令出給、

〔皇胤紹運錄〕後鳥羽院――覺仁法親王（三山檢校、長吏、櫻井、母舞女瀧）

〔新抄〕文永三年四月十二日乙亥、今日櫻井宮（覺仁法親王、新熊野檢校、）薨給、然而賀茂御幸之間無披露云々、

〔八幡愚童訓〕上文永十年十二月廿五日、御劒可改造否事、被行仗議、〇中略又檢校法印宮清、別當法印行清被召、御劒御體歟、神寶歟、爲御尊也、行清申云、神體也、貞觀六年造寶殿、崇三所御體トアル、今御劒是也、委細之深義奏聞セラレ畢ンヌ、

〔夫木和歌抄〕三十四神祇 弘安百首歌、むすぶの宮 未國

檢校法親王

なぎの葉にみがける露のはや玉をむすぶの宮やひかりそふらん

〔新拾遺和歌集〕十六神祇 代々の跡にかはらず、三山檢校に補し侍ることを思ひて、

僧正良瑜

つかへつゝ思ひしよりもみくまのゝ神のめぐみぞ身に餘ぬる

〔室町家政敗寺社御教書〕

（依神人等嗷訴延引、社家奉行齋藤加賀守基喜）
一石清水八幡宮放生大會事、可爲來九月十五日之條、可令存知給之由所被仰下也、仍執達如件、

應永廿三年八月十八日　沙彌（管領細川滿元）

當宮檢校法印御房

〔鹿島神宮古文書〕鹿島御神領　供分中

一三石　けんぎう

文祿四年乙未八月十七日

勾當

〔筑前國續風土記七御笠郡〕天滿宮　天神〇菅原道眞の御廟地を安樂寺と云、〇中略延寶四年丙辰、宮司檢校坊快鎭、文字に志あらん人の名にもなれかしとて、神殿の乾の邊に、御社の文庫を一字始ていとなみ作れり、

〔金毘羅參詣名所圖會四〕尊澄親王御舊跡同村にあり〇中略傳云、〇中略當郷の生土神、溝打入幡宮の別當、平生に參り、御物語の相人となりて、御意を慰め奉りしとぞ、〇中略今尙此社僧を以て檢校と稱す、

〔雲上明覽上〕聖護院宮　御宗旨天台、大峯本山、

聖護院雄仁入道親王

二品　三井長吏熊野三山檢校

光格天皇御養子、實伏見貞敬親王御子、

〔鶴岡八幡宮寺社務職次第〕覺助　園城寺長吏、三山并新熊野檢校、四天王寺別當、　元弘三正慶二癸酉九月四日、補當社檢校職、无御下向、　社務代覺伊僧正

〔職原抄追加僧官位〕勾當

〔職原抄大全九〕勾當專當、在于眞言家、今世天下、官目長曰檢校、其次曰勾當、是各別事也、昔無其例、自公方家時始之、

〔太宰府天滿宮故實下〕二十三日〇每年八月の曉に、神體をかりに榎寺の御旅所にうつし申さんとて、まづ宮司滿盛院、あらかじめ齋戒し、神體をさぐり奉る時、しばらく内外の燈火をうちけして、越殿樂を奏す、宮司檢校坊勾當坊もたすけてつかふまつれり、

〔筑前國續風土記七御笠郡〕天滿宮　天神〇菅原道眞の御廟地を安樂寺と云ふ、〇中略神前の宿直、上旬は檢校坊、〇中略下旬は勾當坊つかふまつれり、昔より今にいたるまで、日夜ともに片時も怠る事な

之、

勾當代

〔東寺執行日記〕永祿十三年正月朔日、御神供二膳頂戴如ㇾ例、自二寺家一沙汰ナリ、勾。當。代。淨順出仕、

○按ズルニ、御神供ハ、東寺鎭守八幡宮ニ供セルモノニシテ、淨順ハ卽チ其鎭守宮ノ供僧ナルベシ、

〔東寺執行日記〕元龜三年八月十五日、勾。當。代淨順出仕、

專當

〔伊呂波字類抄世官職〕專當

〔塵袋斷餘〕專當タウ下法師若盟メリト云ヘドモ杖ナツクナリ

〔春日大宮若宮御祭禮圖下〕專當せんだうは中綱なり、妻帶の僧なり、

〔吾妻鏡一〕治承四年十月十八日丁酉、今日伊豆山專。當。捧二衆徒狀一馳參、路次兵革之間、軍兵等以二當山結界之地一、爲二往反路一之間、狼藉不ㇾ可二斷絕一歟、爲ㇾ之如何云云、

目代

〔祇園執行補任次第〕祇園別當壇那院內大臣法印承忠

目。代。西勝坊敎慶律師

執行靜晴法印

次目代杉生坊卿坊暹惠貞治二、六、十八、□

先目代敎慶律師、當年祇園馬上座□一字缺捕二狼藉罪科武家中一入二座主一間改補、仍貞治二年六月十八日補任、

次目代西勝坊敎慶律師

山門執二申武家一之間、同七月二日還。補。

次目代西勝坊卿坊憲慶暹惠弟

貞治三年四月二日、敎慶律師死去間、相續補任、

〔吾妻鏡八〕文治四年五月十七日壬子、鎭西庄者、成勝寺執行昌寛眼代成妨之間、召昌寛返状下賜、猶以不静謐、企濫行之趣訴申云云、仍彼是有沙汰、（中略）執行眼代事者、可被加刋、但雖再三訴申之、於關東國不可成自由勘發之由被仰云云、

○按ズルニ、目代ハ、人ニ代リテ監督スルモノヲ云フナリ、

供目代

〔集古文書五十八日記〕社頭之諸日記（南都春日若宮社藏）

一十一日（正長元年閏三月）御寺務一乘院殿エマイル、供目代阿彌陀院ノ同圓實房、（中略）

一十八日（同年八月）若宮殿御廊ノ口口可之テニナツク、此分下番常住宗時見付テ神主参注進、先小刀ニテケヅリテ其後供目代御房發心院御注進ナリ、

執行

〔伊呂波字類抄官職〕執行

〔吾妻鏡要目集成五〕執行　執行ハ一山ノ上首タル職ノ名也、今時ハ祇園ト清水ニ執行ノ名アリ、古ハ吉野ニモアリ、

〔南留別志二〕法勝寺ノ執行俊寛、吉野の執行岩菊丸あり、執行とは寺務を執り行ふ僧の妻帶にて、子孫に傳へたるが、いまだ董行なるもあるなるべし、

〔當社執行次第〕執行職者、本者外様職也、近代子細在之、爲別當進止職、外様進止中（江）被仰者也、

〔權別當宗清法印立願文〕一御殿司入寺僧等可定員數事

右御殿司六人、入寺僧十人、（御殿司准少別當、入寺僧准寺任權上座、）此内以碩學法器者一人、可爲山上之執行、各非死闕者、輙不可改補、若有知行難并年戒可優者、加權入寺權御殿司各一人、於執行者、申下永宣旨、任權律師、寺領一所可附其職、抑執行者、宮寺之重職也、入寺中應其撰者、定有欝訴歟、然而一向撰器量、何强論品秩、是則佛神事之次、論義講之時以執行爲探題、談法味之甚深、貢威光之增益、其故者行敎和尚上洛時、大菩薩化現、告和尚云、汝爲我誦念經呪、染心冷、思與汝共上洛、擁護釋迦敎跡、保護百王聖

御殿司

胤文然者優賞碩學、尤叶神慮歟、自非才之淵源、難備法之棟梁故也、無執行之望御殿司等密宗者許之、但雖長顯密之修學、尙非宮寺之餘裔者、不可補其職、面々之依怙便便可計充矣、

〔源平盛衰記　十三〕熊野新宮軍事

大江法眼、大將軍トシテ三千餘騎、舟ニ乘テ新宮ノ渚ヘオシヨセケリ、新宮〇熊野那智ノ大衆、此事ヲ聞テ、那智ノ執行、正寺司權寺司、羅睺羅法橋、高坊ノ法眼等同心シテ、大衆二千餘人、新宮ノ渚ニ陣ヲトル、

〔當社執行次第〕尊念少納言僧都、大僧都法印、外樣、

建久三、十二月、始而被補執行職也、右大將家〇源頼朝被仰定也、其以後辭退、

〔祇園執行日記〕文和元年閏二月二日、一向宗住所可破却由事書始到來、彼事書云、如風聞者、於法華宗者、依有退治之沙汰、悉以赴邊境畢、事爲實者神妙也、至一向宗者、曾無其沙汰云々、所詮任妙顯寺之近例、相口祇園執行、以犬神人、可撤却一向宗奴原之住宅云々、

〔祇園執行補任次第〕祇園別當感德院大納言法印隆靜

目代增長坊大進師慶運

執行晴春法印

文和四年十二月廿六日去書、別當ノ去書ト同時、

次執行顯詮法印

文和四年十二月廿九日補、延文元年七月十三日去書、

〔梵舜日記〕寛永五年十二月四日、蜜甘一籠、祇園執行ヘ令音信也、

〔八幡宮御殿司職次第〕御殿司者、自最初以孔子被補間、別當進止職申也、

〔御殿司職一方系圖〕元者雖爲一人、自然指合被成二人、

〔權別當宗淸法印立願文〕一御殿司入寺僧等可定員數事

右御。殿。司。六。人。入寺僧十人、〈御殿司准寺任少別當、〉

〔當宮緣事抄〕當宮御殿司事、撰其器量、以。七。人。可被定補者、依院宣執達如件、

建治四　正月十四日　右衞門佐俊定

八幡別當法印御房

〔社家執事職次第〕御。殿。司。職之事。者。、自往古以御孔子參勤、非孔子方者、雖而辭退、殊更指合出來候、御孔子之事者、自前代之事候間、若其身之有退屈、被爲捨置候歟、社務幷自院家中被召放候事、努々不可有之間、爲後日候之間書付者也、

永祿七甲子年卯月廿四日　尋憲

〔八幡愚童訓上〕御體御事

保延六年正月廿三日ノ亥剋ニ、廟壇炎上ノアリシ時、當。番。ノ。御。殿。司。覺豪宿坊ニ打マドロミテアリケル時、假ニ御幸成ベキニ、可參ト仕丁來テ申ト思テ打驚、胸サワギシケレドモ、放生會ノ外御行ナル事ナシ、只今サル事不可有ト思テ、又マドロミ入ケルニ、何ナル事ゾ、トクトク可參ト重テ告ヲカウブリケレバ、様有事ナリト、アハテヽ參上スルホドニ、廻廊ノ下ヨリ火焰燃出ケレバ、ヤガテ内殿へマキリ、三所ノ御體ヲ取出シ奉リケル、〈○中略〉覺豪ハ御體ヲ出シ奉ル勸賞ヲ蒙テ、法橋ニ叙ス、當山ノ任侶綱位ニ昇ル初ナリ、

〔八幡宮御殿司職次第〕勝圓〈少輔阿闍梨、於若宮神前、依孔子勤之、〉

建久二年二月三日、始任御殿司也、此當社最初御。殿。司。也。、一生不犯人云云、當社〈○中略〉二番供僧護持僧、嘉祿二丙戌十、廿一、修理遷宮之時、盛慶相共奉抱正御神體云云、

〔御殿司職一方系圖〕盛慶〈辨律師、以御孔子、〉

御殿司一人、若指合之時者、可為難儀被指副始也、嘉祿二年十、廿一、修理遷宮時、與勝圓相共奉抱御神體云云、

〔八幡愚童訓　上〕文永十年八月放生會時、奉見付有不思議註進曰、昨日十五日寅一點、為奉成御幸、任例御殿司等奉伺正殿之處、中御前御劒御袋為鼠被食損之上、御劒鞘三寸餘計折、令墜御茵上給、〇中略仍註進之、言上如件、文永十年八月十六日、御殿司執行法眼和尙位俊源上書、

〔八幡宮御殿司職次第〕嚴季（助律師、非孔子、）

觀應二補、文和四辭退、

〇按ズルニ、鶴岡八幡宮ノ御殿司職ハ、始ハ必ズ鬮ニ當レルモノヲ以テ之ニ任ゼシガ、觀應二年律師嚴季、鬮ニ由ラズシテ之ニ補セラレシヨリ、遂ニ流例トナリ、此後鬮ヲ用キザルモノ漸ク多キニ至レリ、

〔御殿司職一方系圖〕重契（刑部僧都、非孔子、）

建武三補、貞和四遷宮供奉、文和四、八、廿五、依違例辭之、

〔京羽二重大全　五〕神社石淸水八幡宮　御殿司　中谷杉木坊　西谷櫻本坊　南谷松本坊

權御殿司

〔權別當宗淸法印立願文〕一御殿司入寺僧等可定員數事

右御殿司六人、入寺僧十人、〇中略非死闕者、輙不可改補、若有知行難棄年戒可優者、加權入寺權御殿司各一人、

〔御殿司職一方系圖〕兼尊（伊與、大僧都、）正和五、七、廿八、補、先為假御殿司、

入寺
權入寺

〔伊呂波字類抄　仁　官職〕入寺僧

〔權別當宗淸法印立願文〕一御殿司入寺僧等可定員數事

右御殿司六人、入寺僧十人、（〇中略、任權上座、）入寺僧、（准寺）〇中略非死闕者、輙不可改補、若有知行難棄、年戒可優者、加權

入寺權御殿司各一人、

〔春日權現驗記十二〕興福寺恩覺法明房といひし人は、稽古のほまれ上古にはぢず、學おこたらざりしほど、祿そのうちになければ、三衣よろづに似ず、一體つねにむなしかりし程に、かつは大明神の冥助のおろそかなることをうらみ、かつは我身の宿報のつたなきことをかへりみて、本寺の學窗をはなれて流浪せしに、思のほかに八幡の宮寺に、なにがしの入寺とかや申ける社僧に、同宿してすみ侍けるほどに、恩覺もとより智者なれば、一宗の奧義などあきらかに申ければ、大菩薩もことに法相をまもらせ給によりて、彼房主この恩覺にきえして、ことにふれてなほざりならず、あたりけるほどに、むかし南都にありしにはにず心やすきさまになりにけり、

〔京羽二重大全五神社〕石淸水八幡宮　入寺　西谷岩本坊　東谷梅本坊　中谷横坊

學頭

〔節用集人倫加〕學頭ガクトウ

〔當社學頭職次第〕御八講事、右大臣家御代、建仁元霜月祭、被ㇾ成二御八講一云云、于ㇾ時別當幸曉御代、學頭職者、初ヨリ別當被ㇾ補、間進止職也、

〔菅家御傳記〕安樂寺〇太宰府神宮寺學頭安修奏狀云、太宰府安樂寺者、贈大相國菅原道眞公喪葬之地、十一面觀世音大菩薩靈應之處也、

〔當社學頭職次第〕良喜比叡山西塔住侶、郡部無ㇾ隱人也、建仁元、八、十八、幸曉別當、始置二學頭一被ㇾ補ㇾ之、治三十一年也、

〔肥後國小鑑〕九百八拾四石六斗阿蘇宮、百石阿蘇學頭、三十石阿蘇社人共

〔德川禁令考四十寺社〕寛文四甲辰年九月十七日

駿州久能山條目

一神前相定、年中行事不ㇾ可二懈怠一事、〇中略

一學頭幷社僧勤二行學問一、可ㇾ嗜二戒法一事、〇中略

執當

執事

臈堂

右之條々堅可相守之、若違犯之族有之バ、可處嚴科也、
此外猶載下知狀訖、仍如件、
寛文四年九月十七日
右大臣正二位源朝臣御判

〔伊呂波字類抄 志官職〕執當

〔玉海〕壽永三年元暦元年九月十七日癸卯、此日於日吉社被修如法仁王會、致國家之貴云々、導師證憲法印、說法又如法云々、○中略日吉檢校座主導師執當降雲等蒙賞云々、

〔薩戒記〕應永卅三年十月五日乙丑、或人云、越前國氣比宮社司執當等、依合戰事北陸道不通云々、

〔增補下學集 上之一 人倫〕執事シユジ 釋家

〔鶴岡八幡宮寺社務職次第〕鶴岡八幡宮寺供僧次第○中略 神主　少別當　執事

〔社家執事職次第〕自賴仲社務以來、進止供僧勤之也、以前者社務坊官職也、然間供僧出世者不越之者也、

〔鶴岡八幡宮寺社務職次第〕鶴岡八幡宮寺供僧次第○中略 御殿司　執行　學頭　臈堂十一口　神主○下略

〔鶴岡八幡宮寺社務職次第〕定曉
建保四年丙子八月十九日、被建北斗堂、別當願、此代臈堂等建立、

〔鶴岡八幡宮寺社務職次第〕定親
寶治元丁未三、十七、一切經供養、五千卷 導師社務、請僧三十口、加臈堂、

〔鶴岡八幡宮寺社務職次第〕道瑜
乾元二年癸卯七月廿三日己卯、今夜始被置不斷五部大乘經、自身開白、請僧二人、致□□養、供僧奉仕人

五師

數三十人、加脇堂五人、於六

〔河海抄十玉鬘〕八幡宮五師

貞觀八年、別當安宗之時、以蓮如法師、始補五師、

〔延喜式二十一玄蕃〕凡諸大寺別當三綱有闕者、須五師大衆簡定能治廉節之僧、別當三綱共署申送僧綱覆審、具狀牒送寮、寮申省、省申官、然後補任、若薦擧不實、科貴擧者、兼解却見任、

〔江家次第十三〕東大寺拜堂

運入大佛殿、行誦經絹百疋、導師五師行秀、布施絹三十疋

〔源氏物語二十二玉鬘〕すみつくべきやうもなきを、はゝおとゞあけくれなげきいとほしがれば、なにかこの身〇豊後介はいとやすく侍り、人ひとり〇右近玉の御身にかへ奉りて、いづちもいづちもまかりうせなんにとがあるまじ、我等いみじきいきほひになりても、わが君をさるものゝなかにはふらかし奉りては、なにごゝちかせましとかたらひなぐさめて、神佛こそはさるべきかたにもみちびき奉り給はめ、ちかき程にやはたの宮〇石清水と申は、かしこ〇西海道にても參り祈り申給ひし松浦箱崎おなじ社也、かのくにをはなれ給ふとても、おほくの願たて申給ひき、今都にかへりてかくなん御しるしをえてまかりのぼりたると、はやく申給へとて、やはたにまうでさせ奉る、そのわたりしれる人にいひたづねて、ごしとて、はやくおやのかたらひし大とこのゝこれるをよびとりて、まうでさせ奉る、

〔仙源抄下〕八幡五師、寺官也、貞觀八年、別當安宗、以蓮如法師補五師、玉かづら、八幡詣ニ、昔ノゴシヲ尋也、

〔源氏物語湖月抄二十二玉鬘〕八幡宮の五師五人ばかり有歟、一說五師はたゞ法師のつかさ也、五人事不倚、八幡にかぎらず、諸寺に有也、〇中略師是八幡の五師也、村上の御記、藥師寺の五師と云事ありと

河海にくはし、

〔百錬抄十五後堀河〕寬元元年六月廿三日、興福寺僧綱、爲レ奉レ賀二皇子〇後深草降誕一參賀也、別當僧正已下列二立中門内一、權亮顯良朝臣啓二事由一、〇中略五師三綱等祿、御簡衆取レ之云云、

〔細々要記三〕康永四年七月十九日、神木〇春日宇治ヨリ御歸坐之由、兼日披露、予卽十八日參二向宇治一了、〇中略春日へハ廿日午下剋ニ著御了、宇治御出行粧、最前仕丁、富留明神白衣神人黃衣神人、御行、社司代人、〇中略五師、三人、三綱四人、〇中略

文和元年二月、今度兩院郭執ニ、北御所房人ノ五師職ヲハギテ、南房人ニ補セラル、去年冬事也、敎延房五師、小納言五師〇寬定也、新補ハ小納言五師〇寬經禪俊房五師也云々、

〔建内記〕嘉吉三年七月六日己未、桑原快算來、今日東大寺有二列參一云云、令二參詣一云云、無二其儀一之由答了、參二向管領一云云、五師五人、幷今一人、合六人、裝束乘車、亦仕丁六人召具云云、是自二興福寺一發向事、猶恐二怖其事一云云、

〔大乘院寺社雜事記〕寬正元年三月十三日、就二本庄鄕公文政所事一、自二學侶一事書、明日就二寺官宗秀五師一可レ上之由、別會五師申レ之、仍成二下樣子一、細以二使者一仰二遣宗秀方一、以二光宣之書狀一同申二遣柚留木方一了、十五日、就二本庄鄕事學侶事一、書案自二別會五師方一進レ之、如レ此令二用意一、付二寺官一上之云々、

〔武家嚴制錄十二〕春日社領御下知條々〇中略

一五師向共高百五十石分、隨二其年物成一、可レ爲二五師領一事、

口米五師、可レ爲二五師給一事、〇中略

右之條々、堅可レ被二相守此旨一者也、

元和三年九月七日　安藤對馬守
土井大炊頭

板倉伊賀守
本多上野守

〔春日大宮若宮御祭禮圖下〕一毎年六月朔日、興福寺別會の五師の坊にをゐて、流鏑馬定とて、御祭禮事はじめ略○中五師とは、寺僧五人を撰んで、一寺の事を掌しむる役僧なり、一年替りに別會をつとむ、次座を權別會と云、

大五師

〔河海抄十五〕八幡宮五師
安和二年、別當貞芳之時、以五師貞善法師始補大五師、
〔八幡祠官俗官并所司系圖〕長昭俗姓平氏也、元佐伯氏也、定果弟子也、　大五師、

御師

〔花營三代記〕應安五年十一月廿二日、石淸水八幡宮御寄進、以越中國姫野一族跡御奉寄之、彼御寄進狀於當座禮部渡進、執權其時分自餘之人々退出云々、於別座施行被召八幡御師、善法寺御寄進狀并御施行被仰渡畢、
〔經信卿母集〕かまどゝいふ所にすみける僧の、こ姫君の御いのりの師しけるが、なくなり給ひて後、かひなく御祈のな○な一本作おりにし事といひたるかへし、
思ひきやかまどの山にいのりしてよその煙となさん物とは
〔吾妻鏡一〕治承四年八月廿五日乙巳、武衞賴朝源御坐宮根山之際、行實之弟智藏房良暹以前廷尉兼隆之祈禱師、背行實求實等、忽聚惡徒欲奉襲武衞、
〔吾妻鏡一〕治承四年十月十一日庚寅、走湯山住侶專光坊良暹依兼日御契約參著、是武衞賴朝源年來御師檀也、
〔鹽尻七〕神宮祠官御師ト自稱スル、神宮の祠官等御師と自稱る、東鑑なんどにいへる御禱の師の略なりといふさもあるべし、但源氏物語玉かづらの卷に、初瀬の僧を御師といへる事あ

り、是も禱の師をいふめるされば神人佛徒なべて禱りする者を崇びて御師といふにやあらん、僧家の名目を取りて旦那とさへいへば、御師の名も、もと佛者よりいひそめたるなるべし、御師の字、人よりいはゞ可なり、自稱するはかたはらいたくぞ覺え侍る、

〔玉手縫六〕多賀常政主の文入抄と云物に、伊勢の或人の秘說を聞たる由にて記されしは、往古は諸國に大御神の御厨神田神戸など有りて、其處々より貢物いを多く收れる故に、其餘計をもて、大宮に仕奉る宮司神人たちも豐饒に暮せしを、彼保元平治の亂より後は、諸國より獻る神貢物も漸々に絕しかば、神官たち自然に困窮に及びけるを、例(タメシ)佛者ども常に兩宮に佛法を混雜せむと伺ひ居れば、神官らの困窮せる其虛を見すまし、兩大神宮に佛法の法樂といふ事を始しめて、大神宮の法樂舍と云坊舍を、山田に三坊、宇治に七坊建立し、金光明經、仁王般若經、般若心經など轉讀したる卷數を代僧にて、亂中ながら緣を求めて諸國へ配りしかば、其僧どもも其得意をさして檀家と云ふに、其檀家よりは其僧を御師と稱せり、斯て後にまた代官として、某大夫など云ふ俗人をもて配る事と成れり、然るに此をも御師と稱せり、是謂ゆる御師の始なり、○中略さて右の卷數宮も、後には變じて御祓宮となりぬ、其頃までは兩宮ともに浮屠師も交り在ける故に、中頃の御祓宮の銘には、伊勢兩宮二天八王子諸神諸佛と書たるも有り、○中略さて右の三坊七坊の寺も今に宇治山田に殘り在るよし、然れど三坊七坊の名目は古來と違へり、○中略と載されたり、多賀常政ぬしは御讀本にて、呼名を三大夫と稱して、伊勢貞丈ぬしの弟子なるが、文入抄は其隨筆なり、此に伊勢の或人の祕說を聞たる由にて記されし文を、猶よく引約めて記せるなり、○又見二俗神道大意一

〔倭尻五〕頁按、中古亂世以後、神宮徹々ニ及ビ、○中略兩宮共浮屠氏ノ手ニ入テ、宇治ニ七坊山田ニ三坊ト云、大神宮法樂舍出來テ、其法樂舍ヨリ諸國ヘ卷數ヲ配リタリ、是今ノ御師ノ起原也、世治リテ坊主ヲ替テ今ノ御師ニ成タル也、夫故佛者ノ祈禱ノ卷數ヲ習タルニハナク、直ニ卷數

承仕

ヲ大麻ニ替タル也、其祓箱ハ則巻數箱也、

〔神馬引付〕明應二年

一石淸水八幡宮御神馬一疋鴾毛、印雀目結、可牽進之由所仰被下也、仍執達如件、

正月八日

石淸水八幡宮御師 御使月阿彌

〔神馬引付〕明應七正

一就北野宮寺末社白大夫社遷宮、一疋河原毛、印雀目結、可引遣之由所被仰下也、

三月六日

北野宮寺御師

〔御湯殿の上の日記〕永祿十年五月十一日、八わたの田中申、ぶけよりしんせんほう寺へ、ぶけの下ぢなされ候よし申候、○中略田中たうしやむにて候、○中略田中つゝけられ、しやむもたせれば、やがてこの御所よりぶけへ申され候て、くだされべくよしそせう申候まゝ、くわんじゆじ一位して、ぶけへ申さるゝ、○中略田中どの御所のおしとて申につきて、かやうにおほせられ候、

〔伊呂波字類抄 志官職〕承仕

〔節用集 志官位〕承仕ジヨウジ

〔吾妻鏡要目集成 下〕承仕法師　宮寺承仕法師ハ、堂守宮守等ノ僧ナリ、

〔徒然草諸抄大成 七〕承仕　法師の名、○中略寺中の閼なかし法事などの雑役をする者也、今祇園にも承仕と云者有、承り仕ふと云字意にて知べし、

〔源平盛衰記 二十六〕祇園女御事

白河院、○中略小夜深人定テ、御ツレ〳〵ニ思召出サセ給テ、祇園ノ女御へ御幸アリ、○中略比ハ五月

廿日餘ノ事ナレバ、大方ノ空モイブセキニ、五月雨時々カキクラシ、曉懸タル月影モ未雲井ニ不出ケリ、最御心細キ折節ニ、祇園林ノ南門鳥居ノ芝草ノ西ニ當テ、光物コソ見エタリケレ、〇中略御車ヲ大路ニ止テ忠盛ヲ召ル、忠盛御前ニ參リタリ、アノ光物ヲ取テ進ラセヨト勅定アリ、〇中略忠盛馬ヨリ飛下、大刀ヲバ捨テ、得タリヤオウトゾ懐タル、手捕ニトラレテ、御誤候ナト云音ヲ聞バ人也、已ハ何者ゾト問ヘバ、是ハ當社ノ承仕法師ニテ侍ガ、御幸ナラセ給ノ由承候間、社頭ニ御燈進セントテ參也ト答、續松ヲ出シテ見レバ、實ニ七十計ノ法師也、雨降ケレバ、頭ニハ小麥ノ藁ヲ栽、右ノ手ニ小瓶ヲ持テ、左ノ手ニ土器ニ燈(セエソヒ)ヲ入テ持テ、燈ヲケサジト吹時ハ、サト光、光時ハ小麥ノ藁ガ耀合テ、銀ノ針ノ如クニ見エケル也、

〔古今著聞集 釋敎二〕永萬元年六月八日とらのとき、蓮花王院の兵士がゆめに、うしろ戸のひつじさるのすみより北へ第四の間に、もつての外くろき山有けり、ふもとに承仕ありけるが、件の山のみねより、やんごとなき老僧出きていはく、抑此水をば何の料にほるぞと侍りければ、くだんの承仕こたへていはく、本より堀はじめてし水を堀とゞめさせ給ひて、制止給ふべきやう候はず、又かの僧の云、申所尤いはれたり、水の末をばながさんずるぞとて、ほそき谷川をほりながしければ、水きはめてほそく落ける、〇下略

〇按ズルニ、古今著聞集ニ謂ユル承仕ハ、之ヲ前條ニ引ク所ノ源平盛衰記ト合セ見ルニ、蓋シ祇園ノ社僧ナルベシ、

〔吾妻鏡 二〕養和二年〇壽永元年十二月七日癸卯、夜深人定之後、武衛〇源賴朝御參鶴岳、佐々木三郎和田次郎等之外無御共人、而於拜殿御念誦、宮寺承仕法師榮光來云、著于君〇賴朝御座、誰人哉、早可退去云云、武衛御感之餘、召出御前、賜甘縄邊田一町、

〔祇園執行補任次第〕執行顯詮法印

宮仕

延文三年十二月卅日補、執行職事、六月五日權長吏隆晴補任執行職之由、以承仕觸送之、

〔鶴岡事書案〕一社以警固事　應永五年（戊寅）五月九日ヨリ被置始之、（晝夜占之）此任本社例、爲社家御沙汰所被定置也、人數者神主少別當小社神主等三綱承仕下部鐘樓板以下、神官賓藏沙汰人等職宰等ニ至マデ、社司社官悉結番、十番ニ而、一晝夜宛所警固也、依是社頭繁昌體嚴重也、此時モ供僧中者、任舊記警固無之、

〔增補下學集〕（上之一人倫）宮仕（ミヤヅカヘ）

〔神道名目類聚抄〕（五神官）宮仕（ミヤヅカヘ）　蓬髮シテ社ニツカフルモノナリ、日吉、祇園、北野ナドニアリ、

〔百練抄〕（八高倉）治承元年四月十三日、延曆寺衆徒、相具七社神輿參内、欲入陣中之間、武士相防、流矢誤中十禪師神輿、未曾有之例也、神人宮仕等、同中矢亡命、

〔吾妻鏡〕（十一）建久二年四月五日壬午、大理（能保卿）幷廣元朝臣等飛脚參著、各被獻書狀、去月比、佐々木小太郎兵衞尉定重、於近江國彼庄刃傷日吉社宮仕法師等、仍山徒蜂起、所司捧奏狀參洛、可賜定重身上之由申之、〇中略其濫觴、近江國佐々木庄者、延曆寺千僧供領也、去年有水損之愁、乃貢太闕乏之間、云定綱（定重父）云土民、無所于欲沙汰進之、仍衆徒等去月下旬、差遣日吉社宮仕等宮、捧日吉神鏡亂入定綱之宅、叩門戶破壞、責家中男女、頗及耻辱、于時定重不堪一旦忿怒、令郞從等刃傷宮仕一兩人、此間誤破損神鏡云云、　五月三日庚戌、被付奏書於高三位（泰經卿）、書信草之、俊兼清書也、申刻雜色成重帶之上洛、其狀云、

言上　事由

右依定綱濫行、自叡山所遣使者、所司二人義範辨勝、去月卅日到著、告狀云、依罪科欲預賜定綱幷子息三人於衆徒中云云、〇中略抑賴朝爲天台、爲法相、雖有忠節、更無疎略、其由何者、義仲謀叛之日、謀座主明雲、不經幾程追討義仲畢、又重衡狼唳之時、燒拂南都誅僧、徒、而生虜重衡向所刎首畢、彼

等縱雖爲一朝之讎、是非二宗之敵乎、爰南都感悅此志、叡岳未致一言、今以被刃傷宮主法師之忿怒、忝奉驚公家、因知爲義仲被誅貫首之時、何不蜂起敵對乎、謂其勝劣、貫首與宮主、如何、如義仲有不措所之者、不出山門訴、仰崇有餘時、乘勝企濫訴、後代濫吹、兼以所推察也、〇中略就中今年相當三合之曆運、可勵攘災祈請之處、以小成大、與心事發、卽自吾山、致騷動之條、若是僧徒小德行、將又因果之所致歟、凡可謂逆徒矣、〇中略更宜以此旨、可達叡聽給、賴朝恐惶謹言、

建久二年五月三日　　　　賴朝

進上　高三位殿

八日乙卯、佐々木左衞門尉定綱等事、依山門訴所被下之去月廿六日口宣、同廿八日院宣案文等到着、〇中略口宣云、

建久二年四月廿六日

近江國住人源定綱、殺害日吉社宮主之由、依有衆徒訴訟、欲處遠流之間、忽有逐電之間、仰前右大將源朝臣幷京畿諸國所部官人、宜令搦進其身、

藏人頭大藏卿兼中宮亮藤原宗賴奉

院宣云

被院宣偁、近江國住人源定綱、殺害日吉社宮主等之犯罪科不輕、仍先勘罪名、雖可被行所當之罪科、勘錄可及遲怠之上、且爲增神明之威光、且依優衆徒之訴訟、於定綱者處遠流、至下手輩者可禁獄所之由、欲被宣下之間、尙任奏狀、不申給其身者、不可散鬱結之由、奉振神輿、濫訴帝闕、縱不行斬刑、於給其身之條者、同死罪、仍都以不可裁許、〇中略遠流之罪不再歸、禁固之法、滿徒年者、雖非死罪、更無勝劣歟、仍以遠流比死罪、以禁固代斬刑、但遠流之條、裁報尙不足者、雖禁固隨申請可被行歟、抑定綱有逐電之間、罪科彌以重疊、仍仰京畿諸國、慥可令搦進其身之由宣下已畢、其間暫休鬱訴、

可待裁斷之由、皆悉引率門徒僧綱等、不移時剋早企登山、可奉迎神輿之由、殊可令仰含給、衆又梟惡之輩、猥戾不止者、各加同心制止之詞、宜廻衆議和平之計者、院宣如此、仍上啓如件、

四月廿八日　大藏卿宗頼奉

謹上　天台座主御房

〔百練抄十四四條〕嘉禎元年七月廿三日甲申、日吉神輿已以入洛、仰武士被相禦之間、爲飛礫官兵多被打損、任法懸合之剋、於近衞院法成寺跡角宮仕法師多被疵、或被切伏了、各弃神輿於衆徒者自河原逃散、洛中之騷動也、

〔新抄〕文永元年正月十五日癸卯、今日山門蜂起、條々訴申、〇中略室町前大納言家領、丹波國出雲社、打死宮仕法師事、　三月廿八日癸卯、山門訴申、去年於丹波社本庄、打死宮仕下手人光範、今日被禁東獄舍、依爲石清水神人、仰檢校宮清、被解職了、宮清ハ僧祐清父也

〔新抄〕文永元年三月廿五日庚子、丑剋山門衆徒、奉振日吉神輿等、大宮客人十禪師京極寺神輿、祇園小野等神輿云々、武士等奉守護内裏仙洞等、武士等防禦之間放矢、衆徒六七人蒙疵、殞命者一人云云、又被搦取宮仕二人云々、

〔晴富宿禰記〕文明十年九月卅日、戊子祇園宮仕敎圓補一和尚、著白衣上下、今日初出仕、自社頭直參賀云々、持參一獻、不思寄沙汰也、

〔京羽二重大全五神社〕天滿天神宮　社司　神事奉行　梅松院〇中略　宮仕七十餘家

〔神道名目類聚抄五神官〕別當　社ニヨリ、檢校職掌シキシヤウ人ナド云號アリ、

〔松浦廟宮本緣起〕勅使眞吉備朝臣、以天平十七年造立廟殿二字、奉令鎭坐兩所廟、以卽建立神宮知識無怨寺、奉安置佛經、以彼廿口僧定置祈願住寺之僧、以持夫六十人分置宮寺雜掌人、御墓守三十人、寺家雜役〇三十人、以天平勝寶六年、〇中略神宮無怨寺寄置水田四十町、〇中略又免田六十町、三十町分、置御墓守三十人料、三十町寺

職掌人

阿闍梨

家續役人三十人料也、
〔吾妻鏡五〕文治元年十二月廿八日丁丑、御臺所御方祗候女房、下野局夢、號景政之老翁來申二品源〇賴朝云、讃岐院〇崇德於天下令成祟給、吾雖制止申不叶、可被申若宮別當者、夢覺畢、翌朝申事由、于時雖無被仰之旨、彼是誠可謂天魔之所變、仍專可被致國土無爲御祈之由、被申若宮別當法眼坊、加之以小袖長絹等給供僧職掌、邦通奉行之、

〔吾妻鏡六〕文治二年二月一日己酉、左典厩能保幷室家男女御子息、被參鶴岡八幡宮、被奏神樂、別當供僧、及職掌各有賜物、是近日依可有歸洛、今有此儀云云、　十二月六日己卯、御臺所〇賴朝娶政子御參鶴岡、有神樂、巫女職掌面々給祿云云、

〔吾妻鏡十九〕承元二年十二月十四日己卯、上總國海上郡久吉鄕住人僧善勝以下之輩、被加鶴岡職掌云云、

〔伊呂波字類抄阿官職〕阿闍梨アザリ

〔仲資王記〕元久三年五月十七日丁酉、那智〇熊野禪師、補阿闍梨、師匠實毅僧正解文

〔仁和寺御日次記〕建保六年十月十七日乙卯、日吉社阿闍梨十口、祇園社北野宮寺各三口被置之、

承久元年四月一日丙寅、阿闍梨一口、被置稻荷社、　十二月廿九日辛卯、粟田宮被寄置阿闍梨三口、彼宮檢校前大僧正慈圓、以上皇御不與御祈大熾盛光法賞申請之、

〔東寺執行日記私用集二〕稻荷社阿闍梨事

長嚴僧正、教令院僧正跡也、當山麓五所勸請人也、以後無致解文人、自茲可致付東寺寺務長者、當時有其闕之、早可致計補者、依天氣執達如件、

貞永元年六月十日　少宮大進在判

謹上　東寺長者僧正御房親嚴僧正也

所司

此正文實藏ニアリ

〔新熊野文書〕院廳
定置新熊野社條々起請等〈○中略〉
一阿闍梨〈六口〉
右供僧夏衆等中、如年來撰其人、先申事可放解文、

〔會津塔寺村八幡宮長帳〕永德四年〈○至德元年〉甲子
奥州會津蜷河庄
於塔寺八幡宮、奉施入般若十六善神、
旦那穎圖金剛上總阿闍梨壽背者、同社僧民部阿闍梨宿禰之、
至德元年甲子十月十五日

〔拾芥抄〕〈下本 諸寺〉行事　勾當〈コウタウ〉　公文〈クモン〉〈謂之所司〉

〔大鏡〕〈二 左大臣時平〉すがはらのおとゞ〈○道眞〉右大臣の位にておはします、〈○中略〉昌泰四年正月廿九日、太宰權帥になしたてまつりてながされ給ふ、〈○中略〉やがてかしこにてうせ給へる、〈○中略〉つくしのおはしまし所は、安樂寺といひて、おほやけより別當所司などなさせ給ひて、いとやんごとなし、

〔古事談〕〈六 亭宅諸道〉保延五年正月廿六日、六條大夫〈基〉參入讃部禪門語申云、八幡所司永秀、古時無左右笛吹也、

〔古事談〕〈六 亭宅諸道〉月夜吹笛有登猪鼻之者、元正於山井私宅聞之、不聞知之樂也、成奇走登大坂、隱藪見之、青衣ヲ被テ帶劍之僧也、元正問云、何人乎、其時衣被ヲ脫テ、法師ゾカシト云、見之山路權寺主永眞也、元正重問云、所被吹何樂哉、永眞答云、萬歲樂ヲ逆ニ吹也、若逆ニ吹ト申人モアラバトテ所吹習也云々、件永眞宮寺所司也、永秀若同人歟、此兩事成實所語也、

職掌

〔北野藂草圖書二〕賴朝卿下知狀

右兵衛權佐賴朝書判

下　安樂寺所司神人所

可早任下知停止武士狼籍爲宗佛神事當寺御領庄園事

右當寺者、天滿天神御在所也、不可准他社、仍可爲宗佛神事之旨、自鎌倉殿所被仰下也、然者停止武士違亂、令安堵所司神人等、加寺家修造、可爲最佛神事也、且下向武士下知其旨畢、更以不可違亂者、所司等宜承知、不可違失、故下、

文治二年十二月七日　平

北條遠江守時政書判

〔多々良問答〕不審條條○中略

宮寺ニテ專檢按別當ナド僧中管領之社候、社官ノ沙汰不聞候、

〔海人藻芥〕寺社三綱者、上座、權上座、寺主、權寺主、都維那、權都維那、以上六人也、於其寺社有法會者、必三綱隨所役也、庭儀時、上座二人執綱役勤之、寺主執蓋ノ役勤仕也、上座若不私指合ノ時者、權上座可勤之、權上座於有指合者、次第次第次第ノ人可與奪、是寺社役等ノ大法也、隨其寺社之例、或會ノ行事、或樂行事、舞童行事、是皆三綱所役也、

〔武家嚴制錄十一〕江戸山王御條目

一神前朝夕之勤行不可怠慢事

一守寛永年中下知狀之旨、當社領所配當彌不可有相違事、

一社僧不可兼帶二坊、幷社人不可執兩家事、

一當社境內火之用心堅可申付事

一社邊掃除不可怠事〇中略

右條々かたく可相守此旨、若於違犯者、札科之輕重可有其沙汰者也、

萬治二年五月三日

美濃守判
伊豆守判
雅樂頭判

別當
神主

〔德川禁令考〕四十寺社
寛永五戊辰年八月一日

鎌倉鶴岡八幡宮江被下

定

一神事佛事無懈怠可勤仕、幷供僧社人社頭之諸役人等怠慢不可有之、若於猥之輩者、其職可致改替之事、

一神社塔頭小破之時、隨分可加修理、自然及大破者、可申上之事、

一御供方如前々、少別當可爲奉行之事、

一掃除之事

社中者少別當幷神主石川、如先規可申付、上宮者、雪下門前之者、當番之社人可勤事、下宮者、鎌倉中如前々、一ヶ月兩度、棟別可致掃除事、

一供僧中事、相教相習、學問可相嗜事、

一供僧社人、如先規可糺禮儀、有違犯之輩者、可追却之事、〇中略

右堅可相守此旨者也、仍執達如件、

寛永五年八月一日　佐倉侍從
前橋侍從

〔阿蘇學頭坊文書〕掟　肥後國阿蘇山

一神前之勤行、專神事祭禮、可抽天下安全精誠事、

一毎月十七日、東照大權現可致法味事、

一非大阿闍梨者、不可授別行并戒師事、

一衆徒者專戒律、行儀法式、可任先規、縱雖爲出世器量之人、於亂行僧者、早可令追放事、

一顯密佛法相續密者、突流於山門、可被受職開壇事、

一衆徒戒臈次第、可爲列座事、

一背於國司之制法、不可致私檢斷事、

右條々堅可相守者也、仍如件、

寛永廿年六月日　山門三院執行探題大僧□

〔諸社緣起文書六〕常陸國多賀郡安郎河八幡宮諸神并祭禮料等色々目錄事

一供僧中御讀經非品相交事、任先規法停止之、

一供僧之間事、縱雖爲淫行、於取下輩者、自今以後可被停止之、神宮寺別當准之、〇中略

一御宮并寺廓內牛馬放飡事、專停止之、猶以於不法者、茅筵三枚、十箇日之內可致沙汰、猶以背輩者、持牛馬於可召進、但於神宮寺分、其別當可爲計、〇中略

一供僧宮人等衣裝事

四季御節供之時、供僧并宮人八人女職事等、九月九日御神事可准之、

〔諸社緣起文書六〕當社〇常陸國多河郡荒川山八幡宮　宮中掟之事

一御鑰執納、神主別當者、御戸開閉大事等相勤、神主立合、須別當開閉可被申也、
　但別當住持移替之時者、神主江相返渡可被申事、
一御寶箱鑰、右可爲同事也、
一御戸開砌、別當神主出合事、若內陣御道具於紛失者、別當神主可被懸其過失事、
一別當住持替砌、御內陣不及申、寶物納物御道具等新古目錄、以改請取可相渡申事、
一御祭禮之砌、任先例不致私之作法、若无作法之者於有之者、別當神主改之、曲事可申事、
一御計帳事、自別當三箇年壹度宛、八月十五日可被掛之、○中略
一御內陣江御膳上下事、神主裝束仕可上之、別當可供之、供僧神子社人二流仁立、以取次可上之、并
法樂等如恆數也、○中略
一御造營之事○中略
一小破之時者、宮本別當可加修理事、
一別當神主六供社家逐造營時、神子社家者、追加之役等可令出之、并領主國中郡中可有率加者也、
右之外神主別當以相談、節々祭祀恆例之神事、黃金怠慢、其外宮中山內、无法度之事於有之、可令禁制之旨仍而如件、
　建久二年七月廿五日　　別當行實

〔箱根山緣起〕當山者以萬卷定規式、撰衆徒百廿人而爲供僧、長日勤修、別當率衆徒同參于廟堂、專所祈君王獻壽高岳、萬歲无疆、更所冀武將展威於四夷、均功於九州、

〔宇都宮奇瑞記〕宇都宮大明神代々奇瑞之事
一朱雀院御宇、于時承平年中、平將門追罰之時、於當社有征伐祈請、勅使田原藤太藤原秀鄉、仰于社司社僧等、一七箇日致調伏之祈念、

〔吾妻鏡　六〕文治二年六月十五日辛酉、安樂寺別當安能僧都、依有同意平家之聞、欲被改替、二品〇源頼朝所令憤申給也、〇中略安能潜進使、屬藤判官代邦通、陳申子細、〇中略今日參著關東也、安能寺務後、始置佛神事、

一建立瓦葺二階一間四面經藏一宇、

一毎日調味御供事　古來無此事、

一建立六間四面御供所屋一宇、大々屋并六字

一於寶前勤修長日尊勝護摩事

一同於寶前屈請十口僧侶、毎月一萬卷觀音經轉讀事、同像一萬體摺供養事、

毎日充一千體、以毎月十八日供養之、

一同於寶前屈請持經者、毎日令轉讀法華經一部事、

一同於寶前以寺僧三口、長日令轉讀大般若經事、

已上三箇事、奉祈上皇〇後白河御願、

一同於寶前毎月廿五日天神御月忌、屈碩學八口、勤修八講事、

件御月忌、元者轉讀阿彌陀經許也、

一毎月屈十口僧侶、一字三禮令書寫如法經、納銅筒、奉施寶殿事、

一寺內諸社御燈奉供事

一北野宮寺社等供夜燈事

已上拜任之後、以新信心所勤行也、

自往古被始置恒例臨時、大小佛神事、法會祭禮、連月連日之勤、日夜燈油、佛聖供神供人供衣食供料田、一々無退轉、不及注進之、

此三箇年、爲武士等被打止天、一々斷絶、寺僧神人、上下數百人之輩、拭悲涙迷山野云云、

〔吾妻鏡七〕文治三年十月廿六日癸巳、筑前國粷手預、土佐國吾河郡、攝津國山田庄、尾張國日置預、被寄左女牛若宮一事已上、可爲別當季嚴阿闍梨沙汰之由被仰下云云、

〔吾妻鏡二十五〕承久三年五月廿六日己酉、始行世上無爲祈禱、於鶴岡有仁王百講、始例關東講師安樂坊法橋重慶、讀師民部卿律師隆修、請僧百口、當宮幷勝長壽院永福寺大慈寺等供僧也、

〔八幡愚童訓上〕文永五年二月一日、公家奏蒙古牒狀アリ、○中略是ヲ見ル公家武家大驚、可有返牒哉否、牒使可截首否、諸道勘文、諸卿僉議樣々也シカ共、無返牒使計被追歸、○中略異國降伏ノ御祈禱、諸社諸寺被始之、就中當社三月五日、淨行社僧四十五人ヲモテ、被行每日仁王講、同十三日十四日、實相房中道房爲先、持戒淨侶卅人、大般若經被轉讀、當結願金泥大般若供養アリ、導師實相上人、請僧卅口社僧也、

〔太平記二十五〕自伊勢進寶劒事附黃粱夢事

今年○貞和四年古安德天皇ノ壇ノ浦ニテ海底ニ沈メサセ給シ寶劒出來レリトテ、伊勢國ヨリ進奏ス、○中略卜部宿禰兼員此劒ヲ給テゾ歸リケル、翌日ヨリ兼員此劒ヲ平野ノ社ノ神殿ニ安ジ、十二人ノ社僧ニ眞讀ノ大般若經ヲ讀セ、三十六人ノ神子ニ長時ノ御神樂ヲ奉ラシムルニ、般々タル梵音ハ本地三身ノ高聽ニモ達シ、玲々タル鈴ノ聲ハ垂迹五能ノ應化ヲモ助クラントゾ聞エケル、

〔西行雜錄〕阿蘇山衆徒

天下太平九州靜謐事、別而可被抽懇祈之由、依仰執達如件、

弘和二年六月一日　左少將書判

阿蘇山衆徒中

左少將邦忠

〔享保集成絲綸錄 二十一 寺社〕享保十五戌年十二月

覺

一攝州天王寺修復ニ付而、諸國勸化之事、今度社僧共相願候通被仰出之、公儀よりも御寄附之品有之候、依之諸大名幷御旗本之面々、且寺社町方其外御料私領國々在々所々へも、勸化之儀、社僧共來春より巡行致可相勸候間、被存其趣、志之輩ハ寄進之儀可有之候、勿論志無之者ニハ、押而勸候儀堅無用ニ候、猶勸化之條ニ書載之候事、

一社僧共諸國巡行之節、在々所々ニ而、人馬滯無之樣ニ、御料ハ御代官、私領ハ領主幷地頭より可被申付候事、

一諸國巡行勸化致候中、所により不勝手之場所ハ、其所之奉行所御代官領主幷地頭へ取集之儀相願、勸化者於江戸請取候樣致度旨相願候之條、右之通ニ可被心得候事、以上、

十二月

右之通可被相觸候

〔傳宣草 下〕諸宣旨事

一下辨官宣旨 常事左辨官宣 內事右辨官宣

臨時事

補石淸水檢校以下事

補同宮俗別當神主等事

一下官事 凡依諸司諸寺諸人申請給官符宣旨事、皆下辨官、諸衞東事、

石淸水別當事

同權別當事

同修理別當事

同俗別當事

〔權別當宗淸法印立願文〕敬白

立願事

一別當職可次第轉任事

右別當轉任檢校之替、以一權別當可擧補別當權官之躰、遇別當闕之時、不守補日、不存積年、偏成人別之望、殆及塞斷之煩、達事於天聽之間、求媚於時權之處、追從賄賂之營、馳走計略之苦、宛費身命、無顧神慮、然間適誇昇進者、傾財產欲報脣吻、忽被超越者、爲出仕失面目、付慶兮懈、付愁兮退、宮寺衰微、職而斯由、然者永停濫望、宜期次第之由、各書連署之起請、可申依請之宣旨、件起請檢校已下、權官以上、皆寫一通、互可相持、是則不忘以前之沙汰、爲誡向後之陵遲也、一流之中、莫擧兩子、傍官之輩可守次第、滿寺偉知此旨、永代勿有失墜矣、〇中略

一宮寺僧俗輙不可任官事

右君者撰臣兮授官、臣者量己兮受職、不可輙授、不可妄受、就中宮寺僧俗、累葉之祠官、次第之昇進、或當其任、或限其賞、皆非無所據、而近代非當宮之要、非本所之擧、諸衞二分三分、僧者好綱位、俗者耽顯榮、成功之費、奏達之計、雖有人之煩、全非神之餝、然者爲宮寺有殊功者、無偏頗無親踈、檢校已下祠官等、上連署之擧狀、達官位之所望、又有限身賞、人讓之外並停止之式、絕拜除之思、請其殊功者、燕山川之猪鹿魚類者、宮寺內强盜殺害、如此之犯人召取之輩也、衆日經上奏、可申永宣旨、是存宮寺之守護、盍無神明之助成乎、〇中略

建保五年正月廿七日　弟子石淸水護國寺權別當法印大和尙位宗淸

〔鶴岡八幡宮寺社務職次第〕一成記（寛元三）云、若宮、（鶴岡）大御堂、（勝長壽院）二階堂、（永福寺）此三箇所供僧職補任

時者、三箇所別當方彼仁體受法等無子細哉否由、相互被尋問事、先補大御堂供僧職時者、被尋若宮二階堂時、自兩所受法以下無相違仁之由被申時被補之、又補二階堂職時者、被尋若宮大御堂、自兩所從返事又補任、若宮供僧職時如此、但補二階堂供僧後、任若宮大御堂之時被尋、又補大御堂職之後、任若宮二階堂時被尋之、又任若宮供僧後者、雖居兩職不及是非尋云云、私云是者若宮職爲本故歟、

〔集古文書二十六下知狀〕建長二年下知狀 所藏不詳

寺社供僧事、於亂行之仁者不可然之間、可被改補也、自今以後隨聞及、無容隱可被注進、若自然所有其聞者可爲不忠也者、依仰執達如件、

建長二年十一月廿八日　相模守 書判

陸奥守 書判

若宮別當法印御房

〔新編追加 佛會〕一御内領寺社別當供僧等事、以鎌倉常住僧被補之處、恣貪佛神用、不遂結解、令懈怠恒例勤之條、甚不可叶冥慮、自今以後、件僧徒補彼職事、一向可令停止、但住其所、興隆佛法、勤神事者非制限、次同執務之仁、引募料田小破之時、不加修理、及大破後申賜公物、可遂造營之由申之者、可令改易所職之狀如件、

弘安七年八月日

〔海人藻芥〕鶴ガ岡八幡別當者、宮以下出世僧綱被補之、近代親王拜任ノ例多有之、

佐目牛若宮別當職者、近代三寶院門跡、令進止者也、

〔寺格式〕天台宗

日光山

御神領壹萬石之内　　御宮御別當
御別當領高百五拾石　　大樂院
右御別當職、從御門主被仰立、於御白書院緣頰、老中列座被仰渡、
一御別當職之御禮、御白書院獨禮、獻上一束一卷、御閾之外貳疊目、
一御暇於柳之間老中被仰渡、時服五黃金貳枚拜領之、　廣蓋ニ而引

〔朝野群載十六佛事〕石淸水八幡宮護國寺略記
三所大菩薩移此男山峯、卽安置御體緣記
右行敎、（俗姓紀氏）專爲業修行、久逕多年矣、○中略 又奉爲大菩薩宮、申成十五人度者於石淸水料、以爲祈願僧也、擇放奉爲大菩薩成等正覺、兼爲鎭護國家、深致忠誠、立申欲奉書寫一切經之大願也、因茲以弟子法師安宗、宛定寫經所別當、已畢、諸弟子等宜承知之、吾若有非常者、以安宗必可令遂件大願、又修治宮寺之事、安宗爲首、近親一門之中、遠傳萬代之外、奉仕大菩薩、將奉祈朝庭、但以御願神事、仍爲末代略錄緣起如件、
貞觀五年正月十一日　　建立座主大安寺傳燈大法師位行敎

〔北野宮寺緣起〕別當次第事
是算法橋、長德元年補任、

〔僧綱補任下〕康平五年（壬寅）法印淸成、（八幡別當）四月廿七日行幸賞補檢校、以弟子淸秀補別當、于時權別當二人、（凡僧當綱）十月八日、權別當法眼兼淸以凡僧被補別當歟死云云、（五十八）

〔本朝世紀〕康和五年十二月廿五日庚午、今日被補八幡別當、（法橋光淸、元權別當、濟圓去月死替、）左大臣下給頭辨云云、

〔當宮緣事抄〕太政官符　太宰府
應以法印大和尙院勝淸爲彌勒寺內新寶塔院別當令執行院務事

右正二位行權大納言兼皇后宮大夫陸奥出羽按察使藤原朝臣重通宣、奉勅、彌勒寺內新寶塔院、依爲白河院御願、代々以院廳下文補別當職、而法眼玄清、稱先師任清附屬、押以知行、甚不穩便、宜以勝清爲別當令執行院務者、府宜承知依宣行之、符到奉行、

從五位上行右大史小槻宿禰在判

保元二年十月六日

正五位下守權中辨源朝臣

〔吾妻鏡二〕治承五年〈○養和元年〉十月六日己酉、以走湯山住侶禪睿補鶴岳供僧幷大般若經衆、給免田二町〈在鶴岳西谷〉御下文云云、

又以玄信大法師被加同職、於最勝講衆者、可從長日役之旨被仰云云、

定補

若宮長日大般若經供僧職事

大法師禪睿

右此人爲大般若經供僧、長日可令勤行之狀如件、

治承五年十月六日

定補

若宮長日最勝講供僧職事

大法師玄信

右此人於最勝講衆、長日之役可令勤仕之狀所仰如件、

治承五年十月六日

〔吾妻鏡二〕養和二年〈○壽永元年〉九月廿日戊子、中納言法眼圓曉〈號宮法眼〉自京都下向、是後三條院御後、輔仁親王御孫、陸奥守源朝臣〈義家〉御外孫也、武衞〈○源賴朝〉尋彼舊好所請申也、則被奉入營中給、廿三日辛卯、

武衞相催中納言法眼坊、參鶴岳給、是宮寺別當職依被申付也、於拜殿有此芳約云云、

〔鶴岡八幡宮寺社務職次第〕圓曉　予時中納言阿闍梨、治十九年、號宮法眼、輔仁親王御孫、行惠法眼異弟（輔仁、後三條院第三御子）、行曉法印灌頂弟子、母六條判官爲義女、壽永元年（壬寅）九月廿日御下向、同廿三日（辛卯）武衞（○源頼朝）率相催法眼御房、令參鶴岡宮給、別當職事、於若宮拜殿有此芳約、

〔吾妻鏡　五〕文治元年十二月卅日己卯、令拜領諸國地頭職給之內、以土佐國吾河郡令寄附六條若宮給、彼宮者、點故廷尉禪室（○源爲義）六條御遺跡、被奉勸請石清水、以廣元弟秀嚴阿闍梨所被補別當職也、

〔吾妻鏡　六〕文治二年八月十八日壬辰、鎭西安樂寺別當安能、依有罪科、二品（○源頼朝）頻令憤申給之處、去六月廿六日入滅之間、以大法師全珍可被補彼替之由、被執申之云云、

〔集古文書　二十　補任〕建久三年（相模國鎌倉相承院藏）

華押（○源頼朝）

鶴岳八幡宮寺供僧職事

權律師良喜

右人爲彼職一口、宜令致天下安全御祈禱之狀如件、以補、

建久三年七月廿日

〔吾妻鏡　十七〕正治三年（○建仁元年）二月一日壬午、宰相阿闍梨尊曉（法眼圓曉弟子）補鶴岳別當、今日始遂神拜、其後參賀于左金吾（○源頼家）大官令（○大江廣元）、爲申次、

〔吾妻鏡　二十三〕建保五年六月廿日丙寅、阿闍梨公曉（頼家息）自園城寺令下著給、依尼御臺所仰、可被補鶴岳別當闕云云、此一兩年、爲明王院僧正公胤門弟、爲學道所被住寺也、　十月十一日乙卯、阿闍梨公曉補鶴岡別當職之後、始有神拜、又依宿願、今日以後一千日、可令參籠宮寺給云云、

〔明月記〕文曆二年（○嘉禎元年）閏六月廿九日庚申、宰相又望申檢校、（寺務如本）以宗淸補別當、最末之闕、可被補

嫡孫超清之由申成清之、道清(寛喜)祐請之、幸清弟無其緣者、別當不寺務無其謂歟由、世不許歟之間、宗清詣禪室(面謁)非遺恨、只可任神慮、但一子超越無述訴也、超清可申、又懇切不可抑留、諸官背隨時、剩關以二人被加示由申、頗穩便氣色宜云々

〔百練抄 十四〕嘉禎元年七月三日甲子、八幡宮權別當宗清、被補正員了、但幸清存生之間、寺務不可相違之由被仰下了、

〔新抄〕弘安十年七月廿六日乙卯、佐々目□□□□關東上洛、被補六條若宮別當、

〔鶴岡八幡宮寺社務職次第〕道瑜　大僧正、號二條殿、又號如意寺殿、治七年、普光園院入道關白良實公息、(四十八)○中略乾元二年(癸卯)六月十一日、補社務職、同七月廿三日(己卯)拜社、日中嚴重之儀也、自別當坊至赤橋、供奉人騎馬、○中略延慶二年(己酉)六月十八日、讓別當職於弟子道珍、安堵申賜之、同七月二日、子剋入滅、(五十四歲)

〔成田名所圖會 二〕八幡社、八幡村にあり、○中略

下總國葛飾八幡宮別當職事、以大輔僧正、上智跡所被補任也者、仰旨如此、仍執達畢、

正和五年閏十月五日　左馬權頭(花押)

武藏守(同)

大輔法印御房(○又見集古文書)

〔西行雜錄〕播磨國廣峯社大別當職事、帶十二月廿日(付、承元二)六月八日(付、延慶元)十二月廿三日(付、寛元三)十一月十九日(付、同四)四月廿九日(付、建長二)閏十月十六日(付、正元元)九月七日(付、文應元)關東御教書、幷六波羅下知狀等、爲重代御家人領之處、山僧實光坊玄運阿闍梨、目智王丸等差遣辨阿闍梨後藤左衛門尉已下惡黨、追捕住宅、搜取財物、濫妨當職之條、甚無道、可被停止之由就訴申、今年二月十七日觸申貫首畢、如今月八日御返事者、播磨國廣峯社大別當刑部大夫長重別當職間事相尋之處、相傳道理

分明之間、可止妨之由、加下知畢云云、此上不及異儀、早可被存知也、仍執達如件、

正和二年三月廿三日　越後守在判

武藏守在判

廣峯刑部大夫殿

任此狀可令領掌之由、依仰下知如件、

元亨三年五月八日　相模守在判

修理大夫在判

〔日次日記〕觀應二年正月廿八日降雨

六條若宮別當職事、守先例可令執務給候、恐々謹言、

觀應二年正月廿二日　惠源〇足利直義

寶相院新僧正御房

〔回國雜記〕上鶴岡の八幡宮に參詣し侍れば、つたへきゝ侍りしにもすぐれたる宮だちなり、まことに信心肝に銘じて、たつとく覺侍る、そも〳〵當社別當祖師隆辨僧正經歷年久し、その附弟道瑜准后號をば大如意寺といひ、兩代かの職に補し侍りき、由緒無雙なることをおもひ出て、神前に奉納の歌、

神もわがむかしの風をわすれずば鶴がをかべのまつとしらなん

〔祇園執行補任次第〕祇園別當桓惠法眼

座主〇桓豪御舍弟、同日〇延文三年十二月二十九日補任也、

目代増長坊大進法印慶運　第三度

執行顯詮法印

延文三年十二月卅日、補執行職事、六月五日權長吏隆晴補任執行職之由、以承仕觸送之、而爲佐々木佐渡判官入道道誉奉行、被立武家御使於座主之上、顯詮改補不可然之由被成綸旨之間、同七日、已顯詮還補畢、不渡印鎰、不行去書之上者、隆晴雖爲片時非社務之儀者也、

次執行靜晴法印

康安元年六月五日補

〔祇園執行補任次第〕祇園別當定法寺大納言法印尋慶

北畠大納言親房一族、門跡執事、 同十四日〈○貞治四年九月〉補、去書同年閏九月十五日、

目代慶運法印　第三度

執行靜晴法印

同廿六日被下御敎書、去書十一月廿日、

次目代東般若院相模房圓舜

次執行顯深僧都　初度

貞治五、十二、廿七補任、廿三日武家執奏、廿六日被成綸旨於座主、去書貞治六卯廿一、

次別當太政僧都道尋

正親町大納言忠季息、舊院入道相國公賢猶子、師匠尋慶法印任僧正間、當職幷門跡執事職與奪、

貞治六年五十九、

〔集古文書十六判物〕鹿苑院義滿公御判物〈相模國鎌倉鶴岡八幡宮藏〉

松岡八幡宮社務職、下野國足利庄鶏足寺別當職等事、任先例可被執務之狀如件、

永德元年六月五日　書判

若宮別當僧正御房

秩限

〔東寺王代記後小松〕應永十八年四月廿三日、聖清アザリ、鎭守供僧補任、年廿五、戒六臈、

〔親長卿記〕文明十七年十二月廿一日、賀茂供僧後闕所望事、仰社務繼平了、　廿三日、賀茂供僧後闕事、兩人秀澄、後秀可申付之由仰社務繼平縣主了、領狀一昨日仰了、

〔二中歷四僧數〕凡諸寺別當、四年爲限、社司宜之

〔吾妻鏡六〕文治二年六月十五日辛酉、安樂寺別當、濫望人儀絕狀、〇中略

右辨官下太宰府

應任起請文、停止背氏人進止、假事於權勢、濫望安樂寺別當職事

右得彼寺在京氏人等、去二月十九日解狀偁、〇中略至于別當職、氏僧中推其器量、擇其性、以六年爲一任、次第擧補、其來尙矣、〇中略

保延七年六月廿日　　大史小槻宿禰在判

右中辨源朝臣在判

〔筑前國續風土記七御笠郡〕天滿宮　天神〇菅原道眞の御廟地を安樂寺と云、〇中略此御社の別當初は太宰帥と成人司れり、其後菅原氏勅を受て、かはる〳〵御社の別當と成り、六年を以て任とし、祭禮をつとむ、

〔御湯殿の上の日記〕永祿十年五月十一日、八わたの田中申、ぶけよりしんせんはう寺へ、ぶけの下ぢなされ候よし申候、いまだしやうぐんせん下も申され給ぬ計なり、又しんせんはう寺、じゆふくに諸候、もち歸べき計のよし候、田中たうしやむにて候、ぶけのだいかわりたるも、つゝけられもち候、久しきれいも申候、せうせき御めにかけ候、又まへ〳〵ばんせうゐん〇足利義晴の御代がはり候へども、くわうげんゐんどの〇足利義稙御代まで、せんはう〇う下恐脫し字もつゝけられもち候へば、れいある計にて候まゝ、田中つゝけられしやむもたせれば、やがてこの御所よりぶけへ申され

候て、くだされべくよしそせう申候まゝ、くわんじゆ寺一位してぶけへ申さるゝ、ましやむもち候かたへ、この御所よりせん下いで候へども、田中につけ候て、もたせられ候やうにとて、いまだませんせんはう寺へは、せん下いだされず、田中どの御所のおしとて申につきて、かやうとおはせられ候、

〔遠碧軒記官位二〕石淸水八幡社務檢校職は、無事に有れば公方一代、吾一代にてかはれり、東照宮の時の、見在の位次が左樣に有りたとみえて、それに從、田中、新善法寺、善法寺、壇と有りたを、直にその次でに極めたまふ、社務職を四軒して、臈次の通にもてと、同文言にて四箇所に四通り有り、本の臈次は善法寺と新善法寺、田中、壇なり、今は壇の家は絕ゆ、

〔和漢三才圖會信濃六十八〕戶隱明神 在戶隱(中略) 九頭龍權現(中略)疑此當山地主神乎、爲神祕、 別當天台、三年苦行勤之、交歷三年交代、

〔百鍊抄白河五〕承曆三年六月二日、山僧千餘人、或捧經卷、或帶甲冑、群參感神院、依祇園別當懷定讓補事也、仍以武士令防之、於社轉經之後、無故歸山、喚叫之聲滿天、

〔長秋記〕天承元年三月十九日丙辰、稻荷祇園兩社行幸也、(中略)祇園法眼良實、任權少僧都、山座主忠尋、讓別當源惠、任權律師、社官一人敍爵、

〔僧官補任〕熊野三山檢校次第

覺實僧正(正治元補、實慶存日讓補、新熊野別當、左大臣實房公息、)

〔鶴岡八幡宮寺社務職次第〕尊曉 建永元年丙寅五月三日、讓社務職於定曉、

〔吾妻鏡二十五〕承久三年九月廿九日庚戌、大藏僧都定雅改敎雅、受師範定豪法印之讓、補鶴岡八幡宮寺別當職、今日遂神拜云云、

〔鶴岡八幡宮寺社務職次第〕定雅 本名敎雅、大藏卿阿闍梨、治九年、(勸修寺)參議藤原親雅卿息、定豪

還補

大僧正入室灌頂弟子、承久三辛巳九、廿九、當拜社讓定豪也、寛喜元己丑六月廿五依供僧等訴訟、本主定豪悔還、社務職於讓與定親法橋、

〔吾妻鏡二十七〕安貞三年○寛喜元年六月廿五日、左大臣法印定親、補鶴岳別當職、是師匠定豪僧正悔還、定雅讓之云云、

〔鶴岡八幡宮寺社務職次第〕定親　内大臣法橋、治十九年、土御門内大臣通親公御息、寛喜元己丑六、廿五補任、依讓定豪也、

〔集古文書十五判物〕將軍久明親王御判物相模國鎌倉相承院藏

華押

鶴岡八幡宮兩界供僧職事、任先師參河法印之讓狀、不可有相違之狀如件、

正安四年二月廿五日

〔寺格式〕無本寺寺院

京北野

天台宗

松梅院

御朱印社領

高六百壹石貳斗餘

右住職弟子讓リ

一續目御禮、御白書院獨禮獻上壹束壹卷、御國之外三疊目、

一御暇於柳之間老中被仰渡、時服三拜領之、取渡ス

〔當宮縁事抄〕石清水八幡宮寺

與行條々

一所司等、無故辭退其職、罷還補可勤神役事、

兼任

眞與僧都隆眞法橋源秀、此輩令還補可勤神役、

〔二中歷四別當〕熊野山別當

長慶(鶴岡、長眞子)　堯湛(京潤、定湛子)　長慶(鶴岡、再任。)

〔當社學頭職次第〕幸恰(還補)

正和三、九、房海被補、

〔僧官補任〕熊野三山檢挍次第

道昭准后(文和四、十二、廿二還補、新熊野同、同日入滅、)

〔當社學頭職次第〕惠秀(還補)

應永十七、十、二、宮大僧正御房補之也、

〔社家執事職次第〕紹賢(還補也、助法印、進止)

應永廿三、八月廿一日、執事補之、同十月十三日、當社供僧本海光院迎上申正覺院被給者也、并江島別當給之也、辭退、

〔社家執事職次第〕弘範(刑部法印、後者權僧正、進止)

應永廿四年正月十三日還補、社務如來院御代也、同廿五年三月極官間坊務、

〔當社學頭職次第〕惠秀(還補)

應永廿四、五月七日、如元社頭出仕在之、

〔吾妻鏡十九〕承元二年四月廿五日乙丑、鶴岡宮之傍、始可被建神宮寺之由有沙汰、今日被曳其地、十二月十七日壬午、神宮寺藥師像開眼、相州大令被參、導師眞智房法橋隆宣、(八幡宮供僧一和尚、兼日光山別當也、)

〔吾妻鏡三十九〕寶治二年閏十二月廿五日戊辰、關東御分寺社不幾、一身兼帶數箇所別當神主供僧職等事、向後被停止之、平均可有補任沙汰之旨及評議云云、

〔鶴岡八幡宮寺社務職次第〕弘賢　左衛門督法印、三十一　西南院、治五十六年、文和四年乙未六月、賴仲存日之讓之旨、京師安堵御判到來、年十三一　東寺二長者、康安二壬寅五月任權僧正、應安三、六、轉正、至德四年丁卯六月轉大僧正、關東護持奉行、走湯山別當、月輪寺、松岡八幡宮、大門寺、勝無量寺、鑁阿寺、赤御堂、鷄足寺、大岩寺、越後國國付寺、安房國清澄寺、宮根山平泉寺、雪下新宮熊野堂、柳營六天宮、此數箇所別當職兼之、

〔社家執事職次第〕賴印中納言法印僧正　遣止
應安元、十一月補也、當社〇鶴岡兼供僧執行、

〔當社執行次第〕紹賢助法印今者淨光院　嘉慶三、二、廿一、補任、同日兼執事、

〔社家執事職次第〕紹賢
嘉慶三、二、廿一、被補、同日兼執行、　應永元、十二、十、執行辭退、　應永十七年五月執事辭退、

〔鶴岡八幡宮寺社務職次第〕尊運　一位法眼、直任　權少僧、權大、治十五、應永廿四丁酉正月廿日、被任社務職、同廿三日、雪下令移給、十九　走湯山別當、并松岡八幡宮、六天宮、柳營、西明寺等別當、
尊仲　中納言法師、三十八　足利鑁阿寺、樺崎赤御堂、大門寺、江嶋、雪下新宮等、數箇所別當職、自天拜任、永享三年辛亥十二、十九、被任社務職、

氏上選任

〔中右記〕元永元年二月晦日、今夕有陣定、秉燭之間參內、左大臣、右大臣、右大將、藤大納言、治部卿、帥中納言、左大辨參仕、先安樂寺別當所望僧三人理非事、人々被定申、本依氏人擧狀補來也、而山大衆奏狀中、又可成延曆寺三人由申請也、如此之間、人々不被一決、重又相互被尋問、或勅定者、

〔吾妻鏡六〕文治二年六月十五日辛酉、安樂寺別當安能僧都、依有同意平家之聞、欲被改替二品〇源賴朝所令憤申給也、珍全望申之於京都、當時有其沙汰、而安能潜進使、屬藤判官代邦通陳申子細、寺務之間興隆事、并當寺務事、付權門不可濫望之由稱、有證文進永久起請、保延宣旨狀等云云、今日參著關

東也、○中略

安樂寺別當濫望人儀絕狀

爲安樂寺別當濫望、背氏擧、依起大衆義絕事

右背父命者非子、道背氏擧者非氏人、然者在殷在子眞不可爲子也、殷實是綱子不可爲氏人、天神御起請有限、任氏擧次第所補任也、今背氏擧起大衆之輩、公家可禁、別氏人可儀絕之狀如件、

永久六年正月十二日　　氏長者式部大輔菅原在良

右辨官下太宰府

應任起請文、停止背氏人進止、假事於權勢、濫望安樂寺別當輩事

右得彼寺在京氏人等去二月十九日解狀偁、去大治年中、進納北野聖廟起請文偁、可停止稱氏僧、背氏人、以貴所威、濫望安樂寺別當職事、右件寺者、天滿天神御終焉之地也、桑梓松栢、何可以崇氏擧寺官、誰以相妨、至于別當職、氏僧中推其器量、擇其性、以六年爲一任、次第擧補、其來尙矣、而世及澆末、人多貪婪、在々禪侶、面々濫望、貪號望者、性情惡逆、行能共闕之輩也、以卑自衒之故焉、直號待者、法器相備、年臈老大之人也、寺次不輕之故耳、謂彼云此、如舊如前、偏隨氏之擧奏者、宜叶神之素意也、何曾貪一旦之名利、忝可瀆累祖之廟謀哉、所謂師子中蟲、如食師子歟、就中去大治年中、僧定祐、恣巧謀計、横致濫望、雖背權貴之命、然爲擧之狀不能固辭、偏仰廟榮之處、二離未墜、吾氏無絕、定祐忽以入滅、信永猶在寺務、當于彼時也、登觸事觸境、多凶多怪、是則緯離出意表、徹獨衷身上歟、亭屋忽爲灰燼、身體久沈病痾、倩思此事、偏感彼咎、伏願靈廟明垂冥察、自今以後、有蔑爾氏人之許否、略以豪貴之權威、不測涯分、若致濫望之輩者、高振靈威、立與冥罰、內則天神必加呵責之誡、外亦氏人永斷親族之義、然則遂大業之人、宜守此狀、企濫望之輩、莫致其擧、縱雖受末族、縱登崇班、自非儒者、不可知家事、明誡炳焉、于今不朽、請以一言之呈信、將爲萬代之炳誡、仍起請如件者、望請天裁、任件起請文、早被下宜旨、將仰敬

神之政令、俾斷非據之濫望者、權中納言藤原朝臣成通宣、奉勅依請者、府宜承知、依宣行之、

保延七年六月廿日　　大史小槻宿禰在判

右中辨源朝臣在判

一族專任

〔廿二社本緣〕石清水事

當宮乃祠官仁和、紀氏。被補。す。之。仁。行敎毛俗姓紀氏也、行敎乃舍弟和、圓城寺乃益信僧正也、仍當宮乃初乃檢校仁波僧正乎被補任、別當和安宗大法師、是。毛。紀。氏。也、其後和檢校別當、及俗官皆紀氏於波補す、紀乃氏和武內乃大臣(孝元天皇曾孫)子、角宿禰乃後胤也、神功應神乃御代、專棟梁乃臣(天皇)之補佐ッ申(左右計留)種因也、

〔海人藻芥〕八幡社務ハ、武內大臣後胤被宣下者也、　善法寺　新善法寺　田中(南北)　平等王院　檀竹　駿河小路、此輩ヲ祠官ト號シ、被賞朝家者也、仍被敍直法眼、近代一向四位雲客ノ振舞也、

〔雍州府志(神社三)〕八幡宮　在男山石清水地、(略)○中山腹護國寺藥師、自八幡勸請以前所在當山也、行敎弟僧正益信、爲護國寺檢校、同俗姪安宗爲別當、始自宇佐從來、紀氏幷大神氏互勤神職、古有八社家、善法寺、田中、新善法寺、檀、園、西竹、東竹等是也、檢校別當之兩職、則勅任也、此中多是紀氏、而武內之裔也、大神氏絕、今伶人山井近江等其餘流也、八社家內田中、元爲護國寺別當、然於今別置僧令守護國寺、自爲八幡宮之社家、勤禁闕之祈禱、善法寺、新善法寺、修公方家之祈禱、善法寺、田中、新善法寺、於八幡稱三門主、

世襲

〔二中歷(四別當)〕熊野山別當

增皇　殊勝(○殊恐快誤)　泰救　快眞(泰救子)　永尊(泰救孫)　覺眞(泰救子)

救遐　長快(快眞子)　長範(長快子)　長憲(長快子)　湛快(長快子)　行範(長範子)

範智(同子)　湛增(湛快子田邊)　行快(行範子)　範命(同子)　湛政(湛快子浦上)　琳快(行快子)

快命範命子　湛眞湛増子田邊　親快行快子新宮　定湛湛眞子　靜快親快子新宮　正湛定湛子小松

長眞長快子　長慶長眞子鵜殿　堯湛定湛子京田　長慶鵜殿再任　正湛小松再任　定有宮崎

湛擧高坊　定湛慶湛子正湛孫小松　定遍定有子

〔熊野別當代々記〕第卅一代正湛　後宇多院御宇、弘安五年壬午十二月補任、

右別當三十一代相續、其後斷絶、而无別當職、自往古至今、別當屋敷、新宮境内ニ在之也、

〇按ズルニ、熊野別當代々記ニハ、正湛以後、其後斷絶ストアレドモ、二中歴ニ據レバ、仍ホ相續セリ、

〔吾妻鏡〕一治承四年八月廿四日甲辰、武衛〇源賴朝陣于相山内堀口邊給、〇中略及晩北條殿〇時政參著于相山陣給、爰筥根山別當行實、差遣弟僧永實令持御駄餉、奉尋武衛、而先奉遇北條殿、曰、將者不遁景親之圍給者、永實云、客者若爲試永僧短慮給歟、將令亡給者、客者不可存之人也者、于時北條殿頗咲而相具之、參將之御前給、永實獻件駄餉、公私臨饑之時也、直已千金云云、實平云、世上屬無爲者、永實宜被撰補筥根山別當職者、武衛亦諾之給、其後以永實爲仕承、密々到筥根山給、行實之宿坊者、參詣緇素群集之間、隱密之事、稱無其便、奉入永實之宅、謂此行實者、父良尋之時、於六條廷尉〇賴朝祖父爲義禪室幷左典厩〇賴朝父義朝等、聊有其好、因玆行實於京都、得父之讓、忩補當山別當職、下向之刻、廷尉禪室賜下文於行實偁、東國輩、行實若相催者可從者、左典厩御下文云、駿河伊豆家人等、行實令相催者可從者、然間武衛自御坐于北條之比、致御祈禱專存忠貞云云、各聞石橋合戰敗北之由、獨愁歎云云、弟等雖數守武藝之器、差進永實云云、

〔尊卑分脈藤原〕宗圓宇都宮座主

宗綱號座主三郎

朝綱

成綱

賴綱宇都宮檢校出家　法名蓮生、號實信房、

泰綱宇都宮檢校　法名順蓮

景綱宇都宮檢校　法名蓮瑜

貞綱宇都宮檢校　法名蓮昇

高貞宇都宮檢校

〔海人藻芥〕北野社別當職者、竹內門跡代々相續也、又有氏長者、

〔筑前國續風土記七御笠郡〕天滿宮　天神○菅原道眞の御廟地を安樂寺と云、○中略後堀川院の御時、菅公九世の孫、菅原善昇といひし人を、おほやけのみことのりにて西府に下り、社職をつとめ、祭禮を司れり、後に祝髮して信貞と號す、其嫡子を信昇と云、是より大島居小島居などの家分れて、其子孫相續て今に至て社務職たり、今の宮司は大島居、小島居、御供屋、執行房、浦の坊、此五家は、ともに菅姓にて別當職と稱す、就中大島居は、古より別當留守職として、今も其巨擘たり、小島居當昔相並て神事を執行、かはるがはる別當留守職を務めしとかや、大島居の向に宅有家を、大島居と云、小島居の方に宅有故、其家を小島居と云、

〔寺格式〕無本寺寺院

豐前國

彥山座主

英彦

〔筑後志略神社〕高良玉垂神社御井郡ニアリ○中略

右住職子孫讓り

大祝家ハ、武內宿禰三十一代ノ裔、美濃理麻呂保續ノ第一子、武躍麻呂保義ノ後ナリ、○中略座主家ハ武良麻呂ノ弟、武見麻呂保依、出家シ隆慶ト號シ、高隆寺ヲ建立シテ住院トス、妻帶ニシテ子孫相續シ、座主麟圭ニ至ル、仁德帝七十八年武內大臣薨逝ヨリ、今ニ至ルマデ一千三百餘年、神脈綿綿タリ、座主家ハ尊能僧正清僧トナリテ神系斷絕ス、

○按ズルニ、古來社僧タリシ家ニシテ、明治維新後華族ニ列セラレタルモノ二家アリ、卽チ豐後國英彥山座主高千穗氏、及ビ筑前國安樂寺別當西高辻氏ニシテ、共ニ男爵ニ列セラレタリ、

〔太平記卅卷〕白河院熊野御參詣ノ時、此山ニハ別當アリヤト御尋アリケルニ、未候ハズト申ケレバ、爭カサル事有ベキ、別當ノ器ヲ尋ラル、○中略境シモ權現ノ御前ニ花備テ籠リタル山臥ヲ別當

ニ成ベキ由スヾキ計申ケレバ、我身其器量不足トテ、〇此間恐脫文敎眞別當ノ始ナリ、別當ハ重代スベキ者也、弦ニテ不可叶、妻ヲ合セヨトテ、誰カハ有ベキト尋ヌルニ、爲義ガ娘タツタハラノ女房ヨカルベシトテ敎眞ニゾ合セケル、爲義傳聞テ云、爲義ガ聟ニハ、源平兩家ノ間ニ、弓箭ニ携テ秀タラン者ヲコソト思ツルニ、諸寺諸山ノ別當執行ト云事ハ、好キモアリ、惡キモアリ、行德群ニ拔ケヌレバ、左樣ノ官ニモ職ニモ成トコソ聞ケ、行末モシラヌ者ニ押テ合スランコソ不思儀ナレトテ、音信不通シ、不孝ノ娘ニテゾ在ケル、〇中略カヽル處ニ源平タテ分テ、合戰アルベキ由聞エケリ、洛中騷動不斜、如何ナル遠國深山ノ奥マデモ不聞ト云事無リケリ、敎眞別當是ヲ聞テ、我身ハ不孝ノ者ナレ共、カヽラン時力ヲモ合テコソ不孝モ許サルベケレトテ、常住ノ客僧山內ノ惡黨等、上下ヲ不嫌催シ立テ、一萬餘騎ノ勢ニテ都ニ上リケリ、人々是ヲ見テ、是ハ何ナル人ヤラン、和泉紀伊國ノ間ニハ、加樣ノ大名アルベシ共不覺トテ、委ク是ヲタヅヌレバ、爲義ノ聟、熊野ノ別當敎眞也、舅ノ方人ノ爲ニトテ上タル由云ケレバ、爲義モ是ヲ聞テ、氏種姓ハ知ラヌ共、甲斐々々敷者也ケリ、何ナル人ノ一門ゾト尋ヌレバ、實方中將ノ末孫也ト申ケレバ、サテハ爲義ガ下スベキ人ニハ非ザリケリ、今マデ對面セザリケルコソ愚ナレトテ、請ジ寄セ、始テ對面ス、志ノ餘リニヤ、重代一具ノ劔ヲ取分テ、吼丸ヲ聟引出物ニゾシタリケル、敎眞別當此劔ヲ得テ、是ハ源氏重代ノ劔也、敎眞ガ可持ニ非ズトテ、權現ニ進セケリ、

〇按ズルニ、本書ニ敎眞ヲ以テ熊野別當ノ始ト爲セド、二中曆ト合ハズ、姑ク記シテ疑ヲ存ス、

〔帝王編年記十九鳥羽〕皇子　覺快法親王天台座主、青蓮院、母八幡別當光清女、

〔吾妻鏡四〕元曆二年〇文治元年二月十九日癸酉、熊野山領、參河國竹谷蒲形兩庄事、有其沙汰、當庄根本者、開發領主、散位俊成、奉寄彼山之間、別當湛快、令領掌之、讓附女子、始爲行快僧都之妻、後嫁前薩摩守平忠度朝臣、忠度於一谷被誅戮之後、爲沒官領、武衞〇源賴朝令拜領給之地也、而領主女子、令愁望于

本夫行快云、早愁申子細於關東、可令安堵件兩庄、若然者可讓未來於行快子息〈女子腹云云〉就此契約、行快僧都、自熊野差進使者〈宥俊増〉所言上也、謂行快者、行範一男、爲六條廷尉禪門〈爲義〉外孫、於源家其好已異他、仍本自重之處、此愁訴出來之間、無左右加下知給、且又御敬神之故也、

〔禁秘御抄〕〈下〉中臈

諸大夫良家下﨟陰陽道等猶號中﨟、八幡別當女同、凡一切者多中﨟品也、

〔海人藻芥〕女房次第〈○中略〉御室ノ坊官行賢法印後胤ノ女、安居院澄憲法印ノ後胤ノ女、八幡祠官ノ女ハ、皆中﨟ニ被召仕也、但俗人ノ猶子ニ成也、後圓融院ノ御母儀崇賢門院ハ、八幡祠官ノ女也、而ニ廣橋大納言兼繼卿猶子ニシテ、後光嚴院ヘ參ラセケル也、初メハ三位局トテ中﨟ニテ宮仕ハセ給ヒケリ、

〔雍州府志〈五寺院〉〕善法寺　石淸水八幡宮之社僧、善法寺、新善法寺、田中、是稱三門主、交爲社務職、主萬事、各眞言宗也、其内善法寺、新善法寺紀氏、而武内宿禰之裔也、田中、元八幡山之地主、藥師堂之別當也、然加兩門主之列、源賴朝卿時、善法寺之祖、有社司成淸者、得賴朝卿之寵遇、被免門跡之號、其末裔宮淸、蒙後嵯峨院之恩顧、特賜懷胎之宮女、遂產男子、成長後號尙淸、斯時被免著僧正之緋衣、携妻子著僧正衣、是爲始、

〔熱田神社問答雜錄〕如法院、〈座主職也〉地福院、圓定坊、寶藏坊、〈如法院ハ本神宮寺裏ノ一院也〉是天台宗ニシテ熱田之供僧也、古ヨリ尾張氏ノ僧、妻ヲタヅサヘタリ、中世大宮司季範ガ弟、延勝寺都維那兼實ガ三男勝覺熱田宮入座主トナレリ、其子勝實、其子堯覺相續テ職ニ居レリ、勝實ガ二男實堯ハ、圓定坊ノ開祖タリ、曾テ應永年中、故アリテ彼流ヲトヾメ、智恩院ノ座主、尾張氏信賢法印ガ末流、永信阿闍梨ヲ熱田神宮寺之座主トセシヨリ後、尾張氏ノ僧代々相續セリ、慶長年中、座主秀信ガ子成盛、罪有テ職ヲ解、成盛是ヨリ妻ヲ捨テ當國春日井郡篠城ノ密藏院ニ入リ、珍祐

闕典

僧正之弟子トナル、後ニ赦レテ再熱田之座主ニ還補セラレ、年ヲ歷テ死ス、於此前大納言（御諱教直）敬公寶藏坊之信海ヲ以座主ニ命ゼラル、寶永元年六月、供僧等總テ捨妻戒法ニ從ヒ、共ニ密藏院ノ支流トナレリ、

〔新編鎌倉志〕六江島

巖本院　島ノ入口、右ノ方ニアリ、○中略此島ノ別當ニテ、眞言宗仁和寺ノ末寺ナリ、此島ニ下宮上宮本社トテアリ、下宮ハ下坊司ドリ、上宮ハ上坊司ドリ、本社ハ巖本院司ドルナリ、下坊ト巖本院トハ妻帶ナリ、上坊ハ清僧ナリ、是ヲ江島ノ三坊ト云フ、

〔釋家官班記〕下勸賞事

神社

八幡　春日　大原野　日吉　祇園　北野　熊野　新熊野　以上諸社、行幸、御幸、女院后宮等御參詣、寺家賞、（檢校別當權別當）三綱等賜之、

〔八幡御幸次第〕導師（宮寺僧）參上啓白了、給布施、（五位院司取之）

此間檢校別當著東廊座、

次職事依召參進簾前、奉勸賞事、進公卿座、仰上首人、其人召辨仰之、辨仰其人、

次賜寺司祿、（各大褂一領）

檢校　別當

已上五位判官代取之

〔吾妻鏡〕十六正治二年閏二月八日甲午、羽林（○源賴家）爲狩獵渡御伊豆國藍澤原、○中略御往還之間、無魔障之樣、可致祈請之由相觸于鶴岡供僧等、仍群集廻廊、讀誦不斷觀音經、今日法華懺法結願也、請僧等給施物、口別估絹三疋、白布五端、藍摺十端也、　十六日壬寅、申剋羽林自藍澤御歸著、路次無爲、依

所領

令感御祈禱玄應給、以上絹五十疋、被施鶴岳供僧等、

〔鶴岡八幡宮寺社務職次第〕賴仲　少納言法印、七十一 號寶蓮院、治二十年、建武三年丙子六月廿日、先被預社務職了、七十一 同八月四日世上忩劇之間、爲御祈禱社頭百日參籠、其間色々勤行在之、每度御祈禱効驗、非所及翰墨者也、同十一月十五日夜、以略定分拜社在之、供僧中江、各二百五十疋宛被引之、委細者少別當方可有記者也、

〔吾妻鏡十九〕承元二年三月二日辛未、尼御臺所、〇源賴朝室北條政子 以羅網法服三十具、被下鶴岳宮供僧、民部大夫行光奉行之、

〔吾妻鏡三十五〕仁治四年〇寬元元年二月廿三日庚午、依將軍家御願、被奉桑絲奧綿等於二所、是爲被施神主社僧等也、伊豆山御使、左衞門尉忠行、箱根御使、駿河五郎左衞門尉也、攝津前司奉行之云云、

寬元二年六月二日辛未、炎旱之間、祈雨事、被仰鶴岡供僧等、出羽前司奉行之、自政所供米十石下行、又於御所始行七箇日不斷不動御念誦、衆僧廿口、供米各一石云云、政所沙汰也、

〔天保集成絲綸錄五十六寺社〕寬政四壬子年六月

寺社奉行江

八幡

豐藏坊

金三枚

於石清水八幡、五穀豐熟安全之御祈禱被仰付候間、執行可仕候、御祈禱料之儀ハ、於京都、先格之通請取候樣可被申渡候、

〔權別當宗淸法印立願文〕一別當已下可支配庄園事

別當　四箇所

權別當三人　各三箇所

修理別當二人　各二箇所

俗別當、神主、　各一箇所

正權三綱等　各一箇所

山上執行　一箇所加三綱、略之

已上廿五箇所加執行廿六箇所

此外官符少別當人別一箇所

一臘巡檢勾當御供所田可沙汰

右當所八幡宮〇石清水者、拜本地者、則一子平等慈悲之敎王、仰垂跡者、亦百王鎭護靈驗之尊神、濟度之悲願、誠雖遍三界、內外之利益、殊被于吾朝者歟、是以敎法熾弘、和光之砌、尊崇高配祖宗之廟、佛事神事之在不退也、司存區分、僧官俗官之備威儀也、寺役匪怠、見其各々之勤勞、盍無面々之哀憐、弟子若蒙冥賜、有遂本望者、均分此庄園、支配彼依怙、匪啻一世之素願、宜貽萬代之玄跡、至于庄務、永隨所職、勿附其人、又課役內御修理、行幸御幸、放生會、臨時祭、修正等之外、不可充他事、但取諸宮寺、有殊大營之時、不分親疎、不存偏頗、各可省充、莫令對捍、是則諸人無異心、一向可敬神故也、若誇依怙、違失道理者、可令停止彼官位幷庄園、灌務之間、配分之後、雖身之恩潤、尙欲省傍官、況人之所帶、不可及押領、但宮寺領非氏人者、輙莫讓他人、縱雖暫讓與、一期之後、可返付本主氏人之餘裔矣、

〔吾妻鏡十一〕建久二年正月十八日丁卯、御家人內藤六盛家、去年春以後、令亂入于周防國遠石庄內石淸水別宮領、刃傷神人友國、抑留神祝、社家就訴申之、去年六月廿一日被下院宣、仍石清水權別當使者捧其狀參訴之間、院宣嚴密之上、不能左右、早可令退出其所之旨、被仰下盛家、許云云、親能盛時等奉行之、雖不被究子細、及此儀、是且被重於綸命、且御敬神之所致也云云、

〔吾妻鏡三十八〕寬元五年〇寶治元年七月十六日丁卯、宮寺〇鶴岡八幡領武藏國矢古宇鄉內、以別當得分爲御讀經料所被始置不斷大般若經轉讀云云、

〔御殿司職一方系圖〕公惠中納言大僧都

康安元七月七、依孔子御殿司、裝。束。料。所、公方江直仁申之、武州女景鄉被申給者也、

〔豐後國圖田帳〕御注進狀案豐後國田文事弘安八年十月十六日

豐後國田代之事、　弘安八年十月十六日豐後出府畢、

豐後於府中　脚力　芳正在判

豐後國中神社佛寺權門勢家庄園國領公田及領家預所地頭帯濟使等交名事

一日田郡五百六十町〇中略

田嶋　由布　石井　今泉十二町〇中略　彌勒寺領　彌勒寺別當

大肥庄　領家安樂寺別當御房

〔若王子文書〕禪林寺若王子別當職、同社領攝津國兵庫下庄、淡路國由良庄、伊勢國窪田庄、駿河國內谷鄉、信濃國小菅、幷若槻庄等事、任相傳當知行之旨、大納言法印忠意領掌不可有相違狀如件、

應永廿八年十二月廿五日　判

〔武家嚴制錄十二〕一春日社領御下知條々

春日御修理祭禮下行幷。學。問。料。五。師。領。分。

一高五千百八拾七石五斗餘　大和國々

一納方寺務、幷喜多院權別當、以差圖一年替從寺中三人宛、中坊五師時之觸江出合、百姓幷物成相究候、春日御藏唐院新坊江納之、相對可付置事、〇中略

一五師向共、高百五十石分、隨其年物成可爲五師領事、

口米五師可爲代官給事
一衆僧三人現米壹人に付、拾石宛可遣之事、
一承仕四人、現米壹人ニ付、三石宛可遣之事、
右之條々、堅可被相守此旨者也、
元和三年九月七日
安藤對馬守
土井大炊頭
板倉伊賀守
本多上野守

〔武家嚴制錄十二〕一同知行配當目錄
春日社領幷興福寺領
一三千四百七十五石九斗餘　五師領
一千石　學問領五師預
一千百七拾壹石　修理方五師領○中略
右可全社行、但五師領分支配等ハ、被相守別紙目錄之旨者也、
元和三年九月六日　御朱印

〔京羽二重大全五神社〕石淸水八幡宮　社務官領
茶畠　善法寺　知行五百石　志水　新善法寺　知行五百石
田中　田中善法寺　知行五百石

任叙僧綱

〔新編追加佛舍〕一鎌倉中僧徒官位事正應元、八、
恣昇進之條、甚濫吹也、自今以後、不蒙免許任叙者、可被懸其科於師匠、且寺社供僧違犯者、別當可

注中也、

〔寺格式〕無本寺寺院

讃州金毘羅權現別當

古義眞言宗

金光院

御朱印社領

高三百三拾石

右住職子孫讓リ○中略

一僧正任官之節者、御白書院獨禮、獻上壹束壹卷、御關之内貳疊目、

〔初例抄　上〕八幡別當任僧綱例

法橋光眷　天元二三月、敍法橋、八幡行幸賞、永延元敍法眼、長德元年三月九日死去、石淸水檢校、治十二年、別當治七年、八幡別當、任僧綱以之爲始、山義海僧都弟子、淸鑒法師男、又被行勸賞之初也、

〔八幡愚童訓　上〕王位御事

圓融院ハ、始テ行幸有テ、神寶ヲ調進シ、檢校定杲、別當光眷ヲ以テ法橋ニ敍ス、宮寺綱位ノ始也、俗別當良常、神主安遠加一階、元從下五位、今從上、此例ニ任テ、代々ノ御門卽位ノ後、先當社淸○石水ニ行幸有、

〔初例抄　上〕北野別當任僧綱例

法橋是算　寛弘元、敍法橋、北野行幸別當賞也、寛仁二死去、

〔政事要略　二十二〕八月四日北野天神會事

件天神會、雖非官祠、定日行會之内、又預官幣、爰賜太政大臣正一位、贈大宰安樂寺廟使敍位菅原朝臣爲理寛弘元年十月廿一日辛丑、行幸平野社之次、同幸北野社、別當僧是算賜法橋上人位、今爲知由緣、載年中行事、

〔水左記〕承暦元年十二月一日丁丑、今日稻荷祇園行幸也、○中略祇園社司八人加階、其中六人讓與人云々、祇園社司禰宜大江爲元敍爵、檢校法眼懷空、任權少僧都、別當經尋敍法橋云々、○又見扶桑略記

〔扶桑略記 裏書三十 白河〕寬治三年三月十一日壬午、行幸春日神社、別當大僧都賴尊、敍法印、權別當少僧都最深、補大僧都、

〔初例抄 上〕熊野僧綱例

長快　寬治四、二月廿五日、敍法橋、上皇白河○初熊野詣別當賞也、永久四、十一月十一日轉法眼、同五年十一月六日轉法印、同院熊野詣賞也、○中略熊野僧綱以之爲初、

〔本朝世紀〕康和五年十一月五日庚辰、天皇行幸石清水宮、翌日還宮、予有所勞、辭退行事、不參入、

法印清圓 別當　元法眼　法橋光淸 權別當　從四位下紀兼孝 俗別當

〔長秋記〕天永四年 ○永久元年 十月十七日、北野行幸、○中略勸賞、權別當法橋 出雲阿闍梨 於社頭奏慶、仰奏慶後、別當僧都申律師法眼於法橋、辭退、仍所被賞權別當也、

〔中右記〕大治五年四月廿八日己亥、有行幸北野廟、○中略被仰勸賞、召別當權少僧都忠尋、上卿仰云、成賜權大僧都、超上臈一人陞僧、一召權別當道永、成賜法橋上人位、各賜祿、史生取之、

〔資長朝臣記〕久安五年十一月廿五日癸卯、今日行幸稻荷祇園、

勸賞　祇園別當行遍敍法眼 元法橋

〔僧綱補任 下〕長寬二年、甲申 八幡法印勝淸 大僧都 以下合七人也、熊野十三人、其中法印二人、佛師法眼七人、法橋四人、繪師法印一人、法橋四人、經師法橋一人、

〔玉海〕壽永二年閏十月二日癸亥、兼光語云、北野御幸之口別當權別當共被補僧都云々、此事未曾有也、別當ハ親範入道子也、三十未滿之人云々、

〔吾妻鏡 七〕文治三年九月廿日戊午、熊野別當法印湛增使者 永譯 參著于關東、敍法印之後、未啓子細、恐思之由也、以此次相副卷數、獻綾三十端、是太背御意云云、仰曰、於神社佛寺寄進庄園事、皆所奉佛神也、全不宛別當神主等之恩顧、如然物者、施與件寵之條、中心之所志也、然者爲酬何事、還可及進物

座次

乎、更不可有領納之儀者、則被返下使者云云、

〔鶴岡八幡宮寺社務職次第〕隆辨　建長四年壬子十一月三、被任權僧正、

〔權別當宗淸法印立願文〕一宮寺僧俗官等可申定品秩事

右當宮僧俗官等、雖帶官位、不定品秩之間、謂公庭之參、謂人家之翔、無便于座籍、有憚于同科、尤申請相當准據之宣旨、可存官位次第之等級矣、

〔鶴岡八幡宮寺社務職次第〕鶴岡八幡宮寺供僧次第

御殿司　執行　學頭　臈堂十一口　神主　少別當　執事

〔當宮緣事抄〕當宮權別當、不論年戒之上下臈、向後永守補日之次第、可著座之由可被下知者、院宣如此、仍執達如件、

康元元十二月廿九日　權中納言顯朝在判

八幡別當法印御房

〔鹿島大神宮諸神官補任略記〕神官役儀幷裝束之事〇中略

當社供僧　院主　座主　檢挍　定額　廣德寺　神宮寺殘職職在之、

〔諸社緣起文書六〕常陸國多賀郡安郎河八幡宮諸神幷祭禮料等色々目錄事

一供僧幷神宮寺別當座敷臈次次第、凡可守臈次、

但僧徒官位、可守本寺本山、

〔諸社緣起文書六〕當社〇常陸國多河郡荒川山八幡宮　宮中掟之事

一座居之事　社務神宮寺別當供僧老次第左座、右神主禰宜社人者右定也、

〔當宮緣事抄〕當宮權別當妙淸隆淸座次事、守補日次第、以妙淸可爲上臈之由下知給者、依院宣執達如件、

建長七十一月十九日　治部卿顯雅

八幡檢校法印御房

〔當宮緣事抄〕守清法眼與滑等座次事、於同官者雖守補日、於僧綱寺凡僧者、任先例、以僧綱可爲上臈者、院宣如此、仍執達如件、

正嘉元正月廿六日　參議在判經俊

八幡別當法印御房

〔大江俊與記〕寶暦十四年正月十三日丑、諸禮、辰刻參內、侍中四人參仕、圓滿院門跡、院家諸寺、非藏人、於淸涼殿御禮、八幡社僧、法常寺、淸水寺僧、醫師、於小御所御禮如例、

〔長祿二年以來申次記〕正月十七日善法寺參賀〇中略

一御大刀一腰、金覆輪善法寺、但御大刀進上之事ハ近年之儀也、先規無其儀云々、

一鯛二十進上、同、每年今日如此也

一御對面所へ御出座以前より、御供衆申次衆一列に次の御座鋪と御對面所とのさいのきはに、かさなりあふ樣に伺公仕て、御出座之時刻懸御目也、人數餘多の時は、二度三度にも掛御目也、

一人宛なとにては無之、當番之申次一人は、御供衆より進て、さいのきはへ伺公仕也、御出座を奉待心得云々、懸御目頓而退出候而、當番之申次、御對面所之さいのきはへ參て、善法寺と申入て、

一御大刀金善法寺參賀也、其樣體は、如前善法寺と申入て、いつもの西之御障子を明申て、罷出候而、可被參由申候へば、

御大刀持參候而、さいの內へ參て、御禮申て退出也、其後申次、御障子のさいのきはへ參て、不及立申、御椽に伺公候而、御椽よりなうと申入也、則常之御所へ還御成也、

一善法寺年始には、十七日式日にて參賀也、今日にかぎりて、西之衆のごとく西の御椽より參也、只の時は如二東衆一參賀也、年始計は此分云々、

一於二御對面所一も、今日善法寺と申入候間、不時に參賀候とも、善法寺と可レ申入云々、

一例年進上候鯛二十串は、御對面以後、御末より以二女中向一申入候云々、〇中略

十月二日

一能錢餅 昔合 八幡 善法寺 毎年如レ此也

〔殿中申次記〕十七日〇正月

一善法寺參賀、年始は西より參也、三重又は二重拜領也、

〔年中定例記〕一十七日〇正月 御對面、八幡の善法寺參賀、年始には西より被レ參候、三重又は二重拜領、是は應仁の亂以前之事也、

〔寺格式〕無二本寺一寺院　新義眞言宗　新善法寺

御朱印 高五百六拾七石七斗 三社務江被二成下一

右三社務住職子孫讓り、禮目御禮無レ之、

一年頭御禮、御白書院獨禮、獻上壹束壹本、御闕之內貳疊目、

但初卯神樂御札、御供御香水者、御前江不レ出、

一年頭御暇於二柳之間一老中被二仰渡一、時服三拜二領之一、 廣蓋ニ而引

一年頭以二名代一御禮申上候節者、御白書院御次、一同獻上、初卯神樂御札、供物供水、

但御札等御前江不レ出、

一御暇於二檜之間一寺社奉行申渡、時服貳拜二領之一、 取渡ス

〔寺格式〕天台宗

御神領三千石之內御別當領　久能山御宮御別當 德音院
高八拾貳石五斗
一年頭御禮御白書院、獻上御鏡壹枚、幷壹束壹本持參之御禮、
但御鏡卷數者、日光御鏡與一度御前江出ル、
一御暇於柳之間老中被仰渡、時服三黃金壹枚拜領之、廣蓋ニ而引
〔寺格式〕天台宗
社領五百石之內別當領　根津權現別當 昌泉院
高貳百六拾壹石
一年頭御禮御白書院獨禮、獻上壹束壹本、御閾之外貳疊目、
但御札者、正月十六日上ル、
〔寺格式〕本山修驗
御朱印 高貳百石　觸頭 氷川明神別當 大乘院正大先達
一歲末御禮御白書院獨禮、獻上物無之、
〔鶴岡八幡宮廳古文書〕鶴岡八幡宮社內幷近邊可加禁制條々
一供僧等亂行事○中略
右條々任嘉元元年九月五日、正和二年五月八日御教書、固可被加制止之狀、依仰執達如件、
元德二年九月十三日　右馬權頭判○北條茂時
相模守判○北條守時
前大僧正御房
〔莊嚴院文書〕鶴岡八幡宮社內幷近所禁制條々○中略

一供僧幷社司社官住所軍勢等寄乘事〇中略

右條々固可令停止之、若雖爲一事、有違犯輩者、爲處罪科、被注申交名之狀如件、

貞治元年十二月廿七日　佐兵衞督花押〇足利基氏

別當僧正御房

〔百練抄五堀河〕長治二年六月二日、諸卿定申太宰權帥季仲同意于八幡別當光淸、射危寵門社神輿、殺害日吉神人事、　十月卅日、日吉祇園神人、延暦寺大衆、爲先神輿、參陽明門、訴申季仲卿幷檢非違使範政、八幡別當光淸等罪科遲々之由、又八幡神人等、參入待賢門、訴申光淸不可被行罪科之由、　十一月一日、季仲範政光淸可勘罪名、又光淸可止寺務之由被仰下、仍大衆歸山、　三日、光淸不可勘罪名、依件社訴、不可止宮寺司之由被仰下、且又八幡神民、奉舁出神輿於舞殿、可入洛之由有其聞之故也、

〔吾妻鏡六〕文治二年四月三日庚戌、安樂寺別當安能僧都、致平家祈禱畢由事、於今依有其聞、可被糺明之旨、可被申京都云云、　八月十八日壬辰、鎭西安樂寺別當安能、依有罪科、二品〇源賴朝頻令愼申給之處、去六月廿六日入滅、

〔百練抄十五後嵯峨〕寬元元年六月十四日己未、祇園御靈會也、於三條京極兵士家前、武士與宮仕法師有鬪諍事、神民等企猥籍、武士訴申之間、解其職、給六波羅云云、　三年四月十四日戊寅、今日仗議也、八幡俗別當兼盛罪名事、重被議定云々、　七月九日辛丑、今日八幡俗別當兼盛罪名事、於鬼間被議定、關白已下參入之、任法家別勘文、可爲遠流之由被定畢、　廿七日戊午、此日流人宣下也、石淸水前俗別當兼盛、被配流伊豆國、權中納言公光卿已下參入之、

〔吾妻鏡三十八〕寬元五年〇寶治元年六月十八日己亥、鶴岡別當法印定親籠居、依若狹前司泰村緣坐也、諏方兵衛入道蓮佛傳仰云云、

〔百練抄十六後深草〕寶治二年二月十六日甲午、八幡權別當法印救清被渡武家、

〔晴富宿禰記〕延德二年十一月三日辛巳、八幡閉籠新善法寺被管人也、被成御判、依被宥仰退出云云、

〔權記〕長保元年八月一日辛亥、參內、退出、八幡石淸水宮法師等、來愬別當康年所行非例雜事、

〔新編追加雜務〕一若宮〇鶴岡供僧訴申、相模國長尾地頭、備中前司賴綱事、其身雖爲在京、以子息進置代官之間、直可被尋彼子息、

一若宮供僧申、相模國高田々島、并思津地頭在京之間、關東樣有沙汰者、令違被定置之法歟、於京都可有沙汰之由被仰者、尫弱神人供僧難上洛歟、於鎌倉中寺社分年貢供料者、爲東國者、以彼所代官、於關東、可令明沙汰之由可被仰之、〇中略

一鎭西輩訴訟事弘安九、七、十六、

守護人可令尋沙汰之由先日被仰畢、然於地頭御家人、寺社別當、神主、供僧、神官、所々名主、庄官以下企參訴、於自今已後者、非別仰之外、不可參關東六波羅、令住國可致異國警固、有訴訟者、少貳入道、兵庫入道、薩摩入道、澁谷權守入道寄合、可令尋成敗、若於國難裁許者、可令注進、雖爲越訴、尋究可令注申、關東居住輩、訴申鎭西族者、令下向可經沙汰、於關東不可有其沙汰、

〔政所賦銘引付〕文明十一年己亥

一松豐賀茂社社僧金藏宗久――八、廿八、

七條朱雀畠七段、大西七條畠大、并鷹司猪熊屋地四ヶ所等事、爲買得相傳之地、帶手繼當知行之地也、仍可被成下安堵御奉書云云、

〔集古文書八十雜〕室町家政所內談蜷川某藏

政所內談寄人參勤條事明應六、八、四、〇中略

披露條々〇中略

從事兵馬

一北野社僧盛輪院、與中津又次郎相論、丹波國廣瀨郡久留名內年貢米貳拾石事、〇下略

〔今昔物語三十一〕祇園成比叡山末寺語第廿四

今昔、〇中略祇園ノ別當ニ、良算ト云フ僧有ケリ、勢德有テ世間叶タル僧也、其レニ彼ノ蓮花寺ノ堂ノ前ニ、微妙キ紅葉ノ有ケルガ、十月ノ比色ノ微妙カリケレバ、祇園ノ別當良算、折ニ遣タリケルヲ、蓮花寺ノ住僧ノ法師、心奇佐也ケレバ、此ヲ制シテ云ク、祇園ノ別當、德人ニ坐カリトモ、何デカ天台末寺ノ內ナル木ヲバ、心ニ任セテ、案內モ不云ズシテ可被折キゾ、極タル非常ノ事也ト、良算ガ使、此ク被制テ、否不折デ返テ、此ナム申シテ、折セ不待ヌト良算ニ云ケレバ、良算大ニ嗔テ、此云ナラバ、同クハ其木皆伐テ來ト云テ、從者共ヲ出シ立テ遣ケル程ニ、彼ノ蓮花寺ニテ制シツル法師、定メテ良算從者ドモ遣セテ、此ノ木ヲバ伐セムズラムト悟テ、良算ガ從者ドモノ不來ヌ前ニ、法師自ラ其ノ紅葉ノ木ヲ根際ヨリ伐臥セテケリ、然レバ良算ガ使、行テ見ルニ、木ヲ伐テケレバ、返テ良算〇第二字下恐脱二字其ノ由ヲ云ケレバ、良算彌ヨ嗔リケリ、而ル間橫川ノ慈惠僧正、天台座主トシテ、殿下ノ御修法シテ、法性寺ニ有ケルニ、彼ノ法師木ヲ伐ルマヽニ、法性寺ニ急ギ參テ、此由ヲ座主ニ申ケレバ、其時ニ座主肩ヲ並ブル人无カリケルニ、大キニ嗔テ、良算ヲ召シニ遣タリケレバ、良算我ハ山階寺ノ末寺ノ司也、何ノ故ゾ、天台座主、我ヲ心ニ任テ可召キゾト云テ、放言シテ不參ザリケレバ、座主彌ヨ嗔テ、山ノ所司ヲ呼下シテ、其レヲ以テ、祇園ノ神人等、代人等ノ延曆寺ニ寄文ヲ書儲テ、其レニ科ヲ加ヘヨト押責ケレバ、神人等被責佗テ、科ヲ加テケリ、其ノ後座主今ニ於テハ、祇園天台山ノ末寺也、早ク別當良算ヲ可追却也ト云テ追セ[illegible]ルニ、良算敢テ事ト不爲ズシテ、□□ノ公正、平ノ致賴ト云フ兵ノ郞等共ヲ雇寄セテ、楯ヲ儲ケ軍ヲ調ヘテ待ケル間ニ、座主此ヲ聞テ、彌ヨ嗔テ、西塔ノ平南房ト云フ所ニ住ケル睿荷ト云ケル僧ハ、極タル武藝第一ノ者也、亦彼ノ致賴ガ弟ニ入禪ト云フ僧有ケリ、極タル兵也、此ノ二人ヲ祇園ニ遣テ、良算ヲ令追ルニ、此ノ二

人彼ノ所ニ行テ、良算ガ儲タル軍兵〇兵一本作共ニ向テ云ク、汝等濫ニ箭ヲ放テ惡事ヲ致サバ、後ノ爲ニ惡カリナムト誘ケルニ、良算ガ雁〇雁下一本有ニタル二字致頼ガ郎等共、入禪ヲ見テ、早ウ山ノ禪師殿ノ御スルニコソ有ケレト云テ、後ノ山ニ逃去ニケリ、心ニ任セテ良算ヲ追却シテケリ、〇下略

〔源平盛衰記十三〕熊野新宮軍事

十郎藏人東國下向ノ時、内々新宮へ申下シケル事ハ、平家ハ惡行年積テ、法皇〇後白河ヲ鳥羽ノ御所ニ押籠奉テ、忽ニ逆臣トナルニ依テ、彼輩追討スベキヨシ宮ノ令旨ヲ賜テ、同姓ノ源氏、年來ノ家人ヲ催促ノ爲ニ、關東へ下向ス、早ク家人等ニ相フレテ、内々用意有テ、行家ガ上洛ヲ相待ベシト云下タリケレバ、那智新宮ノ者共寄合寄合、カクス〳〵ト私語ケレドモ、國内通計ノ事ナレバ、平家ノ祈ノ師ニ本宮大江法眼コレヲキヽ、新宮十郎義盛コソ高倉宮ノ令旨ヲ給リ、東國ニ下リ、白旗白弓袋ニナリカヘリ、平家ヲ亡サントスルナルカ、那智新宮大衆等、源氏ノ方人セントテ用意有ケレ、イザヤ推寄滅サントテ、大江法眼大將軍トシテ、三千餘騎舟ニ乘テ新宮ノ渚へオシヨセケリ、新宮那智ノ大衆、此事ヲ聞テ、那智ノ執行正寺司權寺司羅睺羅法橋高坊ノ法眼等同心シテ、大衆二千餘人、新宮ノ渚ニ陣ヲトル、大江法眼押寄テ、互ニ鬨ヲ作ル事三箇度也、三目ノカブラヤ、ナリヤム事ナク、大刀長刀ノヒラメク影電リノ如シ、源氏ノ方ニハ角コソ切レ、平家ノ方ニハ角コソ射レトテ、軍ヨバヒ六種震動ノ如シ、互ニ半時モ退カズ、一日一夜、火ノ出ル程コソ戰タレ、サレ共大江法眼軍ニ負、相語輩逃ルヽ者ハ少ク、討ルヽ者ハ多カリケリ、那智新宮ノ大衆軍ニ勝テ貝鐘ヲ鳴シ、平家運傾テ、源氏繁昌シ給ベキ軍始ニ、神軍シテ勝タリト、悦ノ鬨三度マデコソ造ケレ、和泉國住人ニ佐野法橋ト云者、大江法眼ニハ甥也ケルガ、軍ニハ負ヌ、山ニ逃籠テ息ツキ居タリ、内ノ消息ヲ書テ福原へ奉ケルハ、君未知召レズ候ヤ、新宮十郎義盛、高倉宮ノ令旨ヲ賜リ、東國ニ下向シテ、源氏等ヲ催促シテ、平家ヲ亡シ奉ラントテ、白旗白弓袋ニ成返レル間、那智新宮義盛

ニ同意ノ由承テ、大江法眼御方トシテ、新宮湊ニオシヨセテ、一日一夜戰侍シカドモ軍敗ヌ、御用心有ベクヤ候ラント告タリケリ、平家コレヲキヽ給テ面目ナシトゾ咲レケル、

〔百錬抄八高倉〕治承四年十月六日、熊野前別當堪增謀反、仰彼山常住等可追討之由宣下、

〔吾妻鏡二〕治承五年〇養和元年正月五日壬子、關東健士等廻南海、可入花洛之由風聞、仍平家分置家人等所々海浦、其内差遣伊豆江四郎警固志摩國、而今日熊野山衆徒等競集于件國菜切嶋、襲攻江四郎之間、郎從多以被誅、敗走、

〔玉海〕治承五年二月十七日甲午、傳聞熊野法師原、燒拂阿波國、追捕在家、雜物資財米穀等之類、不遺一物捜取了、

〔源平盛衰記四十三〕湛增同意源氏附平家志度道場詣幷成直降人事

熊野別當湛增法眼ハ、賴朝ニハ外戚ノ姨聟也、年來致平家安穩祈禱ケルガ、國中悉源氏ニ志ヲ運、湛增一人背テモ後難アリ、今更平家ヲステン事モ、昔ノ好ヲ忘ルニ似タリ、如何アルベカルラント進退思煩フ所詮非可及人力、可任神明冥覽トテ、田部ノ新宮ニテ、臨時ノ御神樂ヲ始ム、神明託巫女曰、白鳩ハ白旗ニ付ト、湛增猶不信之、同新宮御前ニテ赤ハ平家、白ハ源氏トテ七番ノ雞ヲ合ケルニ、赤雞、白雞ヲ見テ一番モ不番逃ニケリ、此上ハ奉任神慮トテ、熊野三山金峯吉野十津河、死生不知ノ兵共ヲ語集、若一王子ノ御正體ヲ奉下榊枝ニ飾付、日月山端ヲ出ルガ如シ、旗紋楯面ニハ金剛童子ヲ畫ニ顯ス、見ルニ身毛竪ケリ、兵船二百餘艘ヲ調テ、紀伊國田部湊ヨリ漕渡リ、源氏ニ加ル、

〔吾妻鏡四〕元曆二年〇文治元年二月廿一日乙亥、平家籠于讃岐國志度道場、〇中略義經主既渡阿波國、熊野別當湛增、爲合力源氏、同渡之由今日風聞洛中云云、　三月九日壬辰、參河守〇源範賴自西海被獻狀云、〇中略熊野別當湛增、依廷尉〇源義經引級、承追討使、去比渡讃岐國、今又可入九國之由有其聞、四國事

者、義經奉之、九州事者、範賴奉之處、更又被抽如然之賞、匪啻失身之面目、已似無他之勇士、人之所思尤爲耻云云、

〔吾妻鏡 二十一〕建暦三年〇建保元年五月三日癸卯、義盛〇和田重擬襲御所、〇中略凡自昨日至此晝、攻戰不已、軍士等各盡兵略云云、御方兵、〇中略日光山別當法眼辨覺、俗名、大方余一、引率弟子同宿等、於町大路與中山太郎行重相戰、小時行重逃奔云云、

〔承久軍物語 三〕こんせの御むほんに、山々寺々のそら法しどもをもめされけり、先くまの法しには、たなべの法ゐん、十まんほつけう、わうほつけう、まんこうせんじ、こうせんじぞなゐりける、

〔承久軍物語 四〕くまの法師に、たなべの法印がたそく、千わうせんじとて、十六さいになりけるが、ふし一所にかたきにかけ合、さん〳〵にたゝかひけるが、千わうは、あまたのてきにとりこめられてうたれぬ、ちゝの法印は、このよしを見て、おち行ける跡より、てしげくをつかくるほどに、やがて馬よりとんでをり、くろの中にはひかくれたりけるを、あまたのてき、つゞきてたづぬるとて、法いんがうへをばこえけれども、終にこれを見つけざるは、くまのゝごんげんの御たすけにやと、ありがたくぞおぼゆる、

〔西行雜錄〕播磨國廣峯社大別當又太郎入道昌俊申、去五月廿五日攝州兵庫濱合戰之時、懸合御敵楠大彌四郎政口捨身命及散散打物之間、雖被切昌俊甲、左右吹返討取之、則令持參左馬殿御前、言上仕之處、被懸御目預御感、同廿六日被遂頸之御實檢、被記置之畢、以六月十九日作道合戰以下度度所致忠勤也、凡昌俊自最前馳參于御方、雖及數箇度之軍忠依事繁略之、然早賜御證判、爲欲成弓箭之勇、仍粗言上如件、

建武三年七月　日　　　書判

承了　御判

廢社僧

〔西行雜錄〕播磨國廣峯社別當又太郎入道昌俊申軍忠事、自建武三年三月屬當手、於都鄙軍忠或自身被疵、或令分捕候畢、而恩賞訴訟事、申狀具書、謹進上之、軍忠口若僞申候者、可罷蒙八幡大菩薩御罰候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武五年四月三日　　駿河守頼貞有裏判

進上御奉行所

〔喜連川判鑑〕應永二十四年正月五日、佐竹義憲、越後ヨリ軍ヲ起シ、滿隆持仲禪秀ト合戰、禪秀敗北シテ鎌倉ニ引退ク、同十日、滿隆持仲禪秀、於雪下自害、禪秀ガ男伊豫守憲盛、五郎憲春、鶴岡別當快尊、極樂寺禪瑾皆自害、

〔晴富宿禰記〕明應二年七月十日、壬寅、一昨日入日八幡山法音院、此間閉籠之處、總山供僧等押寄合戰、數十人打死云云、善法寺張行云云、法音院者、新善法寺兄弟云云、

〔水戸義公行實〕寛文七年丁未年冬十月、修造吉田靜二神祠、結構遵式、命二祠神人、學宗源神道、○中略廢社僧住別寺、以其田充修葺費、

〔憲教類典〕四寺社 寛文九己酉年八月

一宇都宮社人訴論御裁判狀

下野國宇都宮社人訴論糺明之上申付覺○中略

一祝部上宮下宮一人ニ而勤之、剩下宮ニ社僧付置之儀、爲不屆之間、向後御證文之ごとく、兩祝部立置之、下宮之社僧相止之、勿論彌陀像取除之、令神體勸請、神事可勤事、○中略

右條々堅可相守、此旨若違背之族有之ニおひては、糺咎之輕重可及沙汰、仍爲後鑑、神主與社家雙方江書與者也、

寛文九己酉年八月　　寺社奉行衆列判

雜載

御老中

〔憲法類編十四教典〕戊辰〇明治元年三月神祇事務局達

一今般王政復古、舊弊御一洗被為在候ニ付、諸國大小ノ神社ニ於テ、僧形ニテ別當或ハ社僧抔ト相唱ヘ候輩ハ、復飾被仰出候、若復飾之儀無餘儀差支有之分ハ、可申出候、仍テ此段可相心得事、

但別當社僧之輩、復飾ノ上ハ、是迄ノ僧官返上勿論ニ候、官位ノ儀ハ、追テ御沙汰可被為在旨被仰出候事、

當今之處、衣服ハ淨衣ニテ勤仕可致事、

〔徳川禁令考寺社四十〕神職之者評定所著席之例

一配下に社僧等有之、一社別當之娘ハ、上座、

〔太平記三十〕吉野殿與相公羽林御和睦事附住吉松折事

正平六年〇中略閏二月十五日、天王寺ヘ行幸〇後村上ナル〇中略同十九日八幡ヘ行幸成テ、田中法印ガ坊ヲ皇居ニ被成、

〔海人藻芥〕壷殿上人トテ、古ハ攝家ノ御子ナドモ元服以前ハ宮仕ハセ給ケリ、然シテ其儀久シク絶タリ、中比八幡ノ祠官善法寺、兩三代令相續壷殿上人ニ令参給ニ、昇殿面目之至、無比類者歟、頗可謂傍若無人ト、凡文永弘安兩度御祈禱ノ賞ニ、被准四位殿上人之間、當社之社務以下祠官、一向成殿上人之思、雖然五位職事等、遣御教書時、不書上所云々、

〔南海通記二十〕香西藤尾八幡宮記

藤尾八幡宮ハ、香西左近將監資村ヨリ由來スル所也、然則永祿元龜ノ頃迄、社人持ニシテ社僧ナシ、時移世變テ、亂世相續テ、時勢衰ヘシカバ、神職ノ者モ段々絶果テ、社務片山氏ハ、元來武家ナレ

バ、社職ノ事ニカヽリテハ、公界ノ勤務略ニナル故ニ、八幡宮衰微ニ向フ、片山氏謂ラク、世上ノ宮ニ社僧アリ、此宮ハ社人持ナリ、僧ハ一代ニテ終ル故ニ欲薄シ、社人ハ妻子ノ養ヒヲ思フ故ニ、神ノ事ニハ疎ニシテ私ヲ專トス、社僧ヲ附ンニハシカジトテ、相談ス、何レモ尤ト同意シテ、香西豐前守元清ニ達ス、元清尤也トテ、卽チ本津地藏院良嚴法印ニ相談セシカバ、法印被レ申ハ、我先ニ各各中ヘ此由ヲ申ストイヘドモ、皆々同心ナクシテ打止ミヌ、然ル中ニ神社大破ニ及ピヌ、今ノ神職ノ手ニ及事ニテナシ、我ニ預ケラレバ、弟子ドモヲ仕居、神社モ次第ニ取立ベシトテ領掌シ、夫ヨリ社僧出來ル也、

〔本朝神社考序〕夫本朝者神國也、神武帝繼レ天建レ極已來、相續相承、皇緒不レ絕、王道惟弘、是我天神之所授道也、中世寖微、佛氏乘レ隙、移二彼西天之法一、變二吾東域之俗一、王道旣衰、神道漸廢、而以二其異端離レ我而難レ立、故設二左道之說一曰、伊弉諾伊弉冉者梵語也、日神者大日也、大日本國、故名曰二日本國一、或其本地佛、而垂跡神也、大權同レ塵、故名曰二權現一、結緣利レ物、故曰二菩薩一、時之王公大人、國之侯伯刺史、信伏不レ悟、遂至レ令神社佛寺混雜而不レ疑、巫祝沙門同住而共居、嗚呼神在而如レ亡、神如爲レ神、其奈何哉、

〔遠碧軒記寺一院〕吉田の神龍院の事を考れば、開山は九江と云て、南禪寺の僧なり、この俗姓は卽吉田の社家、卜部兼俱の子なり、この兼俱が時に、吉田の神道も兩部習合になりて、神道の護摩などを修す、それによりて神龍院を兼俱建立して、吾子の九江をすゑて、吉田の社僧にす、今の南禪寺の派なり、兼俱は寬文十年の比よりは、百五十年ほどになる、吉田にある隱居の福壽院は、過妙院と云、

〔古今神學類聚抄神道二〕神道盛衰
應仁ノ亂ヨリ後國記家牒モ烏有ト成シヨリ、諸社ノ來歷、闇夜ノ如ク、偶傳フト云ヘドモ不レ全部、是故ニ大社モ自ラ小祠ト成リ、或ハ佛宇ニ泯ジ、諸州有封ノ社地ハ、伽藍ニ加入シ、寺領ト成リ、或

ハ掠取セラレテ、上代ノ萬分ガ一モ不傳、神人ハ活命ニ苦ミ供僧ノ如ク、社僧ハ還テ宮司神主ノ職掌ヲ兼ル事ニ成テヨリ、天下ノ大小神社、本地垂跡ノ沙汰ナキ處ヲ不聞ニ至レリ、〇中略又本邦名山大川、悉ク神地ニシテ、今佛地ト成レル、又ハ宗廟社稷ノ大禮ノ廢レタル、又ハ神職ノ定員ハ減ジテ、還テ供僧社僧ノ員増セル、皆是大廢ニシテ、職分當然ノ嘆也、

〔胡蝶庵隨筆〕近世兩部習合の神道盛に行れて、祈禱を専らにするが故、市中の家々の門戸、辻々の門柱に、何大明神守護所として板札を打たるは、いづれの代に如是は仕初めたる事にや、〇中略別當社僧のある神社は、元より兩部習合には究りたる事ながら、希くは兩部習合に拘はらずして、神事を勤むべき事なり、

古事類苑

神祇部四十八

神宮寺

古事類苑

神祇部四十八

神宮寺

名稱

神宮寺トハ、神社ニ附屬セル寺院ノ稱ナリ、故ニ又稱シテ神宮院ト云ヒ、宮寺ト云ヒ、或ハ又之ヲ神願寺、神護寺、神供寺ナドトモ云ヘリ、多クハ神社ノ境域内ニ建立セリト雖モ、稀ニハ遠隔ノ地ニ設置セルモノ無キニアラズ、天台、眞言ノ二宗、及ビ其呪驗ノ徒、若クハ律、法華ノ二宗ノ僧侶等、常ニ佛事ヲ修シテ以テ神ニ事フ、之ヲ社僧ト云ヘリ、社僧ノ事ハ、詳ニ社僧篇ニアリ、抑ゝ神宮寺ノ起原タル、未ダ之ヲ詳ニセズト雖モ、元正天皇ノ靈龜ノ初ニ、藤原武智麻呂ガ、氣比ノ神ノ爲ニ、神宮寺ヲ樹テシハ、蓋シ史籍ニ見エタル始ナルベシ、是ヨリ後諸國ノ名神大社大概之ヲ設ケザルハナク、否ラザレバ舊來ノ寺院ヲ以テ之ニ充テタリ、仁明天皇ノ頃ヨリ、或ハ常住僧ヲ置キテ、度緣戒牒、一ニ國分寺ニ准ゼラレ、或ハ正税ヲ以テ寺料ニ當テラルルモノモアリテ、漸ク旺盛ニ趨ケリ、彼豐前國宇佐彌勒寺ノ如キハ、蓋シ當時ニ在リテ同國ノ國分寺ヲ以テ之ニ充テシモノナラン、

鎌倉室町兩幕府ヲ經テ豐臣德川兩氏ノ時ニ至リ、猶ホ之ヲ新造シ、若クハ之ヲ再興スルモノアリシガ、明治ノ初年、堅ク神佛ノ混同ヲ禁ゼシト共ニ、神宮寺ハ復タ神社ノ事ニ關セザルニ至レリ、

〔神道名目類聚抄一宮社〕神宮寺(ジングウジ) 神宮院(ジングウヰン) 社ニ附タル寺院ナリ、宮僧此所ニアリ、

〔元亨釋書十感進〕釋明達、姓土師氏、攝州住吉縣人、○中略天慶三年十一月、於住吉神宮院降藤純友修沙門法、明年五月伏誅、

〔元亨釋書二十四資治表〕天慶三年十一月二十一、勅明達於住吉神宮寺伏純友將門之餘孽也、

〔神祇提要十一〕神祇道服紀令秘抄　雜穢事

宮寺社トハ　八幡　日吉　祇園　北野　今宮　御靈等ノ類也

初見

〔藤原家傳下〕靈龜元年、公○武智麻呂嘗夢遇一奇人、容貌非常、語曰、公愛慕佛法、人神共知、幸爲吾造寺、助濟吾願、吾因宿業、爲神固久、今欲歸依佛道、修行福業、不得因緣、故來告之、公疑是氣比神、欲答不能而覺也、仍祈曰、神人道別、隱顯不同、未知昨夜夢中奇人是誰者、神若示驗、必爲樹寺、於是神取優婆塞久米勝足、置高木末、因稱其驗、公仍知實、遂樹一寺、今在越前國神宮寺是也、

〔拾芥抄下諸寺本〕廿一寺公家恒例被行御讀經

鴨神宮寺

賀茂神宮寺

〔山城名勝志十一愛宕郡〕賀茂社○中略

鴨神宮寺在下鴨社與河合社間、觀音堂也、

〔續日本後紀二仁明〕天長十年十二月癸未朔、道場一處、在山城國愛宕郡賀茂社以東一許里、本號岡本堂、是神戶百姓、爲賀茂大神所建立也、天長年中、檢非違使盡從毀廢、至是勅曰、佛力神威、相須尙矣、今尋本意、事緣神力、宜彼堂宇特聽改建、

〔山城名勝志十一愛宕郡〕岡本堂岡本、謂大田社邊、今有藥師堂、是岡本堂歟、

〔百鍊抄六崇德〕保延四年二月廿三日、鴨社神舘幷神宮寺社頭西塔燒亡、件塔待賢門院御願也、

〔百鍊抄七近衞〕康治二年三月十六日、賀茂神宮寺供養、先年炎上之後所造立也、

〔本朝世紀〕康治二年三月十六日癸酉、是日賀茂下社神宮寺供養也、雖爲社家之沙汰、至布施者、自院

廳遣之、件寺先年炎上之後、社司鴨縣主季繼所造進、

〔小右記〕寛弘九年〇長和元年四月廿四日辛酉、今日依例奉幣、不出河原、修諷誦於賀。茂。下。御。社。神。宮。寺。、執行祭事之間、可無事之祈也、

長和三年四月十八日癸酉、祭使少將公成於内大臣第出立、〇中略修諷誦賀茂神宮寺下御社之例也、

〔小右記〕寛仁三年七月九日甲子、裏書、

太政官符　民部省

應以山城國愛宕郡捌箇郷奉寄賀茂上下大神宮事〇中略

右〇中略田地官物官舍等類、自今以後、悉爲神領、郎以其應輸物、永宛恒例祭祀、神殿雜舍料、上下枝屬神社、神館神。宮。寺。等修造、及臨時巨細之料矣、正二位行大納言右近衞大將藤原朝臣宣、奉勅依件分充者、省宜承知、依宣行之、符到奉行、

右〇類聚符宣抄作左少辨正五位下兼行近江守源朝臣　正五位下行左大史兼播磨權介但波朝臣

寛仁二年十一月廿五日〇又見類聚符宣抄

〔小右記〕治安三年九月十八日己卯、諷誦三箇寺、加茂下御社神宮寺、祇園寺、北野、

〔東北院供養記〕長元三年八月廿一日、今日女院〇上東門院一條后彰子御願堂供養、〇中略賀茂下神宮寺、幡四流分催、差隨身信武、送行事人所、二流我令讓、二流中將令讓、

〔十三代要略二崇徳〕保延四年二月廿三日、口口道有火、超川原、鴨社神館、神宮寺、女院御願塔燒亡、

〔大江俊光記〕寶永五年十月三日、此中も熊出、大名衆屋敷へ入、大勢之中ニ而、手ドラヘニ仕由、上賀茂ニハ、山ニ八疋居候由、頃日二疋神宮寺へ出、かしノ木へ上り、かしヲ落シ、又下ヘヲリ、其かしヲ拾ヒ、下ニ敷候而、皮ヲ取、たべ候由、神宮寺ノ僧、障子間より見候由、殺生御法度故、弓鐵鉋不用故、左様ノケモノ出候かと申候、

〔雍州府志 四寺院〕知恩寺　在吉田山下高畠北、世所謂百萬遍也、始在今出川通相國寺北、而元上○上下恐設字賀茂神宮寺也、室安置慈惠大師所彫刻丈六之釋迦像、故名釋迦堂、又稱賀茂河原屋、此邊土人、時時爲攘疫癘、則於佛前轉百八大念珠、以誦彌陀號、至百萬遍、依之此寺或號百萬遍也、一旦賀茂神職人、延法然上人使住之、爾後小松内府重盛公孫、備中守平師盛子、法然上人法嗣、勢觀房源智爲住職、自拔專爲淨土專念宗之道場、改號知恩寺、

〔東寶記 三〕大菩薩殊當寺相應事
果云、八幡宮處處神宮寺、安藥師像、或人云、大菩薩本地、此事如何、答、非御本地、是大菩薩御本尊也、神護景雲年中、和氣清丸爲勅使參宇佐之時、大菩薩宣、吾後近帝都可護百王、兼可奉安置御本尊、本尊者藥師如來與彌勒菩薩也云云、依之清丸歸京之後、男山奉安置藥師像、神護寺號此由也、

〔八幡愚童訓 上〕遷坐御事
此天皇稱德ノ御時、○中略大神○中略又和氣清丸ニ告示給シハ、汝男山ニ神宮寺ヲ建立スベシ、我百十年ヲ過テ後、彼所ニ移リ栖ベシ、清丸ノ命其マヽ不可有、サレバ兼テ可造置ト仰アリシカバ、一ツノ伽藍ヲ造營シテ、足立寺ト名付タリ、本尊ハ彌勒佛也、今ニアリ、サレバ遷坐アルベキ事ハ、神慮遙ニ其期アリケリ、

〔神皇正統記 稱德〕抑この道鏡は、法王の位を授けられたりしを、なほ飽かずして、皇位に即かんといふ志ありけり、女帝さすがに思ひわづらひ給ひけるにや、和氣の清麻呂といふ人を勅使にさして、宇佐の八幡宮に申されけり、大菩薩さまぐ託宣ありて、更に許されず、清麻呂歸參して有のまゝに奏聞す、道鏡怒をなして、清麻呂が膕筋を斷ちて土佐の國に流し遣はす、清麻呂愁へ悲みて、大菩薩を恨みかこち申しければ、小蛇出で來てそのきずを療してけり、光仁位に即き給ひしかば、即ち召し還さる、神威を尊び申して、河内の國に寺を立て、神願寺といひしを、のちに高雄

の山にうつし立つ、今の神護寺これなり、

〔元亨釋書二十八寺像〕高尾神護寺者、光仁帝、受八幡大神之託所建也、〇中略光仁帝乃勅清〇和氣清麻呂創寺、初名神願寺、

〇按ズルニ、神願寺ハ、此外ニ若狹比古ノ神願寺アリ、是亦神託ヲ承ケテ建立スト云ヘバ、其實ニ於テ神宮寺タルヤ明ナリ、

〔類聚三代格四〕太政官符

應以高雄寺為定額幷定得度經業等事、

右正五位下行河内守和氣朝臣眞綱等上表偁、昔景雲年中僧道鏡、辱僧法王之號、遂懷窺覦之心、偏邪幣於群神、行權譎於佞黨、爰八幡大神痛天嗣之傾弱、憂狼奴之將興、神兵交鋒、鬼戰連年、彼衆我寡、邪強正弱、大神歎自威之難當、仰佛力之奇護、乃入御夢請使者、有勅喚臣等故考從三位行民部卿清麿、面宣御夢之事、仍以天位讓道鏡事令言大神、清麿奉詔旨向宇佐神宮、于時大神託宣、夫神有大小、好惡不同、善神惡淫祀、貪神受邪幣、我為紹隆皇緖、扶濟國家、寫造一切經及佛、諷讀最勝王經一万巻、建一伽藍、除凶逆於一旦、固社稷於万代、汝承此言、莫有遺失、清麿對大神誓云、國家平定之後、必奏後帝、奉果神願、粉身殞命、不錯神言、還奏此言、遭時不遇、身降刑獄、遂配荒陬、幸蒙神力、再入帝都、寶龜十一年敷奏此事、天皇感嘆、親製詔書、未行之間、遇讓位之事、天應二年又奏之、柏原先帝、即以前詔書、普告天下、至延暦年中、私建伽藍、名曰神願寺、天皇追嘉先功、以神願寺為定額、今此寺地勢沙泥、不宜壇場、伏望相替高雄寺、以為定額、名曰神護國祚眞言寺、佛像一依大悲胎藏及金剛界等、簡解眞言僧二七人、永為國家修行三密法門、其僧有闕擇有道行僧補之、又簡眞操沙彌二七人、令轉讀守護國界王經、及調和風雨成熟五穀經等、晝夜更代不斷其聲、七年之後、預得度例、一則果大神之大願、二則除國家之災難者、右大臣宣、奉勅、一代之間、毎年聽度一人、自餘依請、

天長元年九月廿七日（○又見類聚國史）

〔元亨釋書（一傳智）〕天長二年、勅改高尾神願寺、名神護國祚眞言寺、賜海、（○僧空海）

〔續日本後紀（二仁明）〕天長十年十月丁未、緣景雲之年、八幡大菩薩所告、至天長年中、仰太宰府、得寫一切經、至是安置彌勒寺、今更復令寫一通、置之神護寺、

〔古京遺文〕神護寺鐘銘

愛宕之山、神護之寺、三寶既備、六度無虧、唯所有梵鐘、形小音痒、故禪林寺眞紹和尚、始發弘願、有心改鑄、鎔範未成、衣裓早化、檀越少納言從五位上和氣朝臣彝範、悼和尚之遺志、尋先祖之舊蹤、以貞觀十七年八月廿三日、雇冶工志我部海繼、以銅一千五百斤、令鑄成焉、恐年代久遠、後人不知、仍聊記於鐘側、右少辨橘朝臣廣相之詞也、

〔伊呂波字類抄（古寺）〕護國寺（八幡宮、保延六年正廿五燒）

〔朝野群載（十六佛事）〕石淸水八幡宮護國寺略記

三所大菩薩移坐此男山峯、即奉安置御體、爲後代緣起事

爰以同（○貞觀）二年十一月廿六日、被下宣旨偁、右大臣宣、奉勅、行敎參向豐前國宇佐宮、爲勾當、奉讀大般若經等、可勤仕御祈願者、依有勅令事、付人々參候彼宮、（○中略）又奉爲大菩薩宮、申成十五人度者、於石淸水社、以爲祈願僧也、抑彌奉爲大菩薩成等正覺、兼爲鎭護國家、深致忠誠、立申欲奉書寫一切經之大願也、因茲以弟子法師安宗、宛定寫經所別當已畢、諸弟子等宜承知之、吾若有非常者、以安宗必可令遂件大願、又修治宮寺之事、安宗爲首、近寵一門之中、遠傳万代之外、奉仕大菩薩、將爲奉祈朝廷、但以御願神事、仍爲末代、略錄緣起如件、

貞觀五年正月十一日　建立座主大安寺傳燈大法師位行敎

〔三代實錄（二十八淸和）〕貞觀十八年五月廿八日甲辰、勅令山城國每年米三十二斛充石淸水八幡宮護國

寺、永以爲例、

〔延喜式 二十六主税〕凡石清水八幡宮護國寺年料米卅二斛、停受運民部大炊等省寮、以山城國正税舂送、其舂功運賃、依例充之、

〔扶桑略記 二十五村上〕天暦七年二月廿三日癸酉、伊豫國封廿五戸、奉宛石清水護國寺、已上御記

〔八幡社參記〕康正二年三月廿七日丙申、今日參詣石清水八幡宮、〇中略參護國寺、

八幡神宮寺

〔都名所圖會 五〕石清水正八幡宮

藥師堂 護國寺といふ、當社御鎭座以前の草創なり、開基は詳にしれず、本尊は立像の藥師なり、

〔雍州府志 五寺院〕神宮寺 在八幡山石清水麓、眞言宗而爲八幡宮之供僧、光仁帝時、始造八幡比賣神宮寺、蓋此寺歟、

〇按ズルニ、八幡比賣神宮寺ハ、豐前國宇佐八幡宮ニ在リ、事ハ下條ニ見ユ、

〔山城名勝志 十八久世郡〕石清水八幡宮

神宮寺 號大乘院、在宿院北科手里、中興觀叡尊、改爲律院、今千手堂、古金堂也、此外諸堂アリト云云、

離宮八幡神宮寺

〔雍州府志 五寺院〕神宮寺 在山崎離宮北、元行教之本庵、而有寺產五十石、然寺院廢壞、寺產亦分散、近世泉涌寺雲龍院僧如周中興之、

〔雍州府志 三神社〕離宮 在山崎、清和天皇貞觀元年己卯、南都大安寺僧行教、詣筑〇筑恐豐誤前國宇佐宮、則奉神託、先移斯處、同年行教又因神託、再遷男山石清水、離宮神宮寺則行教之院、而近世爲律院、

松尾神宮寺

〔本朝月令 四月〕同日〇上申、松尾祭事

口傳云、松尾社禰宜秦眞足、祝秦興主、依犯用大鼓輪鐵、解却見任、興主之男、一人大膳職掌、一人沙彌、住神宮寺也、

北野神宮寺

〔東文書京都府所藏〕注進

松尾社度々御遷宮用途料、御器錦綾八丈絹布凡絹能米、幷雜物目錄事、〇中略

一神宮寺御遷宮料

佛供料米一斗　　御座三帖但中帖

油一升御明料　　長疊四帖

長筵三枚　　薦五枚

手作布一段鋪設料　　八丈絹三匹五位司三人淨衣料

六丈布七段六位司并修理預等淨衣料　　手作布二段神人淨衣料

續松五十把

右用途料色々目錄注進如件

長治二年八月十九日　　修理預秦守光〇下略

〔雍州府志五寺院〕萬石寺　松尾之神宮寺、而眞言宗也、正月出萬石寺牛玉、村民貼門戶、則免災難云、

〔最鎭記文〕北野寺僧最鎭記文云、當宮者是近江國高嶋郡比良鄕居住神良種來著中云、火雷天神御託宣云、右近馬庭興宴地也、爲移坐我彼馬庭之邊乾角、朝日寺住僧也、〇中略菅家人々兩部上下勤仕、二季之禮奠、致種々之祈禱、靈驗日新、漸經年序之間、寺家燒亡、氏人住僧等、僅構造玉殿、如故欽仰者、天德三年九條右大臣殿造增屋舍、奉供寶物、

〔菅家御傳記〕天暦九年三月十一日、亦著近江比良神人良種子年七歲託曰、我昔任右大臣、先夢松生我身、而便折、是以我知昇三公官又逢左遷、旣爾以故我欲居之地、必當生松也、一夜之中松數千本生北野、於是朝日寺僧最珍、與良種幷文子、戮力一心、造立神殿、

〔最鎭記文〕貞元元年十一月七日、太政官下山城國符云、氏長者式部權大輔文時朝臣奏狀偁、准太宰

府安樂寺例、以氏人可令領知北野寺、是則稱僧増日者出來、稱寺司諍論、爰最鎭稱造立之功、増日者陳持印之由、蒙官裁領知寺家、永絶彼此諍論者、權大納言正三位源朝臣雅信宣、奉勅依請者、因茲以最鎭令知寺務、最鎭等爲後代記之、

官符

太政官口山城國司

應准太宰府安樂寺例以氏人令領知北野寺事

右得正四位下行式部權大輔兼文章博士菅原朝臣文時等去六月十日奏狀偁、謹案事情、安樂寺味酒安行、去延喜年中始所建立也、安行死去之後、始自天德三年、以氏人解言上於官、補任寺司、年序漸久、今件北野寺者、初則僧最珍狩弘宗造立、次復僧滿増修治、弘宗滿増死去之後、天延元年彼寺燒亡、檢校僧最珍重以造立矣、今年忽有稱僧増日者出來、從滿増異父兄星川秋永之手傳得寺印、自稱寺司、爰最珍者、稱造立之功、増日者陳持印之由、分成二類、諍論尤峰、望請殊蒙天裁、被下宣旨、准安樂寺例、領知件寺、將制止彼諍論、奉令奉護國家者、大納言正三位源朝臣雅信宣、奉勅依請者、國宜承知依宣行之、符到奉行、

從五位下〇下一本作上守左少辨平朝臣　　正六位上行左少史御船宿禰

貞元元年十一月七日

〔梅松論上〕いづれの年の春にや有けん、二月廿五日を參籠の結願に定て、北野の神宮寺毘沙門堂に、道俗男女群集し侍りて、或經陀羅尼を讀誦し、或座禪觀法を凝し、或詩歌を詠じけるに、更闌夜にて、松の風、梅の匂、いづれもいと神さびて心すみわたり侍りける、

〔雍州府志五寺院〕觀音寺　在北野社南、山本左大臣之建立也、舊爲北野神宮寺、而眞言宗也、本尊觀音菅神之所自刻、而向東方、故世號東向觀音、

平野神宮寺

西王寺　在西京、元北野神宮寺也、近世爲禪刹、屬近江山上永源寺、

〔日本紀略七後篇〕天元四年二月廿日戊子、天皇行幸平野、社司加階、以施無畏寺爲神宮寺、

〔拾芥抄下末諸寺〕施無畏寺北山

〔山城名勝志七葛野郡〕施無畏寺土人云、大北山村東側、法音寺北、紙屋川西舊跡也、土俗センモン寺ト云、

○按ズルニ、平野神宮寺、初メ觀音寺ト云ヘリ、本朝文粹ニ、前中書王兼明親王ノ請被以施無畏寺爲定額寺狀ヲ載セテ曰ク、抑先年申請燈分之日、注觀音寺、而京畿之間、號觀音寺其數繁多、恐星霜推移、名字相錯、改施無畏、將絕有疑トアル是ナリ、

〔親長卿記〕文明十一年十月十二日、平野社怪異、社解到來、神宮寺傍杉大木、自木內煙出、驚見之處、炎上云々、希代事也、

愛宕神宮寺

〔朝野群載十六佛事上〕奉七高山阿闍梨

阿闍梨法印權大僧都經範誠惶誠恐謹言

請特蒙天恩任先例被下宣旨愛宕山□□□五臺山淸涼山阿闍梨狀

傳燈大法師位忠範年臈東大寺

右謹撿案內、入唐法橋上人位奝然依奉狀愛宕山五峯、因准大唐五臺山、奉爲鎭護國家、每年於神宮寺、可修文殊秘法、卽使奏聞申置阿闍梨先了、而忠範傳受兩界三密口硏學諸尊瑜伽衆聞三論之宗達曰敎之門、誠是顯密之宗匠、門徒之師範也、望請天恩被下宣旨、將明時之憲法、悅祖跡之不朽、仍勒狀謹請處分、

康和五年八月廿二日　法印權大僧都經範

吉田神宮寺

〔雍州府志四寺院〕神光院　在吉田山、元神宮寺、而今爲淸家、

敬田寺　舊在吉田山、兀庵中興之開基也、今寺絕、元爲吉田社神宮寺、

御靈神宮寺

〔遠碧軒記 神祇 一〕下御靈上御靈も同時〔桓武朝〕に出來とみゆ、御靈の祭の事、三代實錄にあれば、古き事と見ゆれども、始はしらず、下出雲寺上出雲寺と云て、上下ともに、古は神宮寺も有りたりとみゆ、舊は社僧は叡山へつくと見ゆ、

〔遠碧軒記 神祇 一〕下御靈略記

上下御靈兩社者、桓武天皇建立、下出雲寺の記有り、これ御靈の神宮寺也、古諸國に有之云々とみゆ、又三十六所は慥に見ゆ、

豐國神宮寺

〔梵舜日記〕慶長十一年七月廿五日癸巳、於豐國之寺、二位殿高野へ女中申入朝振廻也、樽代百匹持參也、　十月廿日丙寅、神宮寺瓦屋禰北之方葺修理申付、　廿四日庚申、政所へ神宮寺之爲御禮罷參、菓子折柳樽一荷令進上、康藏主取次、白小袖被下、令民少也、　十一月廿六日辛卯、於豐國神宮寺、壺口切、二位殿入來也、晩歸寺也、　廿年七月九日癸未、豐國大明神之御事、大佛殿之內ニ被移、社頭ヲバ一圓ニ被壞之由、傳長老ヨリ內證ニ使來ニヨリ、驚入立上、中々無是非也、　十日甲申、早朝ニ傳長老へ萩原令同道、此由仰渡也、次而板伊州ヨリ使來、早々可參之由之間急參、此旨仰渡也、悉神宮共總知行被召上之由義也、　廿九日癸卯、申刻板伊州豐國江御越、南花之屋敷、德善院屋敷、久珠院へ相渡也、次萩原へ單物一ツ、帷一ツ、予へ單物一ク、帷一ツ給也、豐國總中知行被召上、中々申も愚也、盛者必衰之理者在目前、哀々無言謂也、

○按ズルニ、此時神宮寺モ、共ニ頽廢ニ歸セシナルベシ、

大和國石上神宮寺

〔三代實錄 十二 清和〕貞觀八年正月廿五日壬寅、勅以大和國田廿八町、借施石上神宮寺、須待造寺畢還収、

〔國花萬葉記 三 大和〕山邊郡神社佛閣山嶽名所

磯上布留社〇中略石上神宮寺

〔古今和歌集 三 夏〕ならのいそのかみでらにて郭公のなくをよめる　そせい

いそのかみふるきみやこのはと丶ぎすこゑばかりこそむかしなりけれ

〔夫木和歌抄三十四雜〕五十首歌古寺花　　後鳥羽院宮内卿

むかしよりうゑけん時を人しれずはなにふりぬるいその神寺

六帖題　　爲家

いそのかみなにおふてらのかねのおとにふるくなるよを聞ぞかなしき

丹生神宮寺

〔丹生大神宮儀軌〕神宮寺、勤操和尚草創、四六三面千手千眼三十三身總體六大觀音尊像合體尊容也、

春日神宮寺

〔二十二社註式〕春日社小神、御在所

神宮寺不開殿是也

〔春日大明神垂跡小社記〕舞殿東方　　神宮寺座、所謂不開殿是也、

攝津國住吉神宮寺

〔古今著聞集一神祇〕慈覺大師、如法經かき賜ひける時、白髮の老翁、杖にたづさはりて山によぢ上りけるが、おなくるし、内裏の守護といひ、此如法經の守護といひ、年はたかく成て、くるしう候ぞと宣ひけり、たが御わたり候ぞと尋申されければ、住吉の神也となのり給ける、皇威も法威もめでたかりけるかな、住吉は四所おはします、一御所は高貴德王大菩薩宗龍御託宣にいはく、我是兜率天内高貴德王菩薩也、爲鎭護國家、垂跡於當朝墨江邊松林下久送風霜、時有受苦、自當北方有一勝地、願奏達公家、建立一伽藍、轉法輪云々、これによりて神宮寺をば建立せられける也、

〔古事談五神社〕天慶二年十一月廿一日、有勅、遣内供奉十禪師明達於攝津國住吉神宮寺、爲降西海凶賊藤原純友、二七ヶ日令修毘沙門天調伏法、引率門徒廿四口〇四恐誤來伴僧云々、于時海賊純友等逆以捕得、〇又見明匠略傳、帝王編年記、

〔高野參詣日記〕住吉社にまうで、御神樂まいらする、十首歌奉納せしめ、ところ〴〵ふしおがみ

て、神宮寺にまうでゝ、さらに御前の橋より松原に出て、濱のわたり逍遥して、
このまゝに住よしといひて古郷は忘れ貝をもいざやひろはむ
〔難波鑑 一〕神宮寺藥師講附富士が事〇正月八日 中略
神宮寺佛名十二月十九日
〔攝津志 二〕住吉郡
神宮寺 在住吉社境内、亦預神祀事、佛堂八字、僧房十餘、〇中略石燈爐、銘曰、天文四年造、
〔住吉名勝圖會 三〕神宮寺 在住吉社之北、日光御直末、寺領三百六十石、境内東西六十七間五尺、南北四十一間四尺、佛堂八宇、曰本堂、曰釋迦堂、曰阿彌陀堂、曰大日堂、曰東塔、曰西塔、曰求聞持堂、曰一切經堂是也、
〔和漢三才圖會 七十四 攝津〕住吉大明神 在住吉
神宮寺 在本社北、東塔、西塔、食堂、三昧堂、東僧坊、西僧坊、寶藏、
本堂 大日如來 毎十二月十九日有佛名經法事 社僧天台 十坊
〔續日本紀 二十七 稱德〕天平神護二年七月丙子、遣使造丈六佛像於伊勢大神宮寺、〇宮字原本無、據類聚國史補、
〔大神宮諸雜事記 一〕神護景雲元年十月三日、逢鹿瀨寺、永可爲大神宮寺之由被下宣旨既畢、同年十二月月次祭使差副別勅使、以逢鹿瀨寺、永可爲大神宮寺之由被祈申皇大神宮畢、宣命狀具也、
〔續日本紀 三十 光仁〕寶龜三年八月甲寅、徙度會郡神宮寺於飯高郡度瀨山房、〇房恐誤
〔大神宮諸雜事記 一〕寶龜四年九月廿三日、瀧原宮内人石部綱繼、物忌父同乙仁等參宮間、逢鹿瀨寺少綱僧海圓、從寺出來成口論之間、陵件内人等之後、自寺家政所所注、内人綱繼等所爲之由牒送司廳、仍召對綱繼等、令申沙汰之處、綱繼乙仁等伏辨怠狀畢也、 同六年六月五日、神民石部楯桙、同吉見私安良等、宇逢鹿瀨恣天漁鮎之間、逢鹿瀨寺小法師三人、自寺出來、恣打陵楯桙等已了、仍楯桙等訴

多度神宮寺

申於司廳申文云、二所大神宮朝夕御饌料漁進、依有例役各隨身網鉤等、行臨逢鹿瀨川爲漁之程、件寺法師三人、并別當安泰之童子二人等出來、且打穢所取御贄、且陵礫神民等也者、隨則以同七年二月三日、訴申於神祇官、仍奏聞於公家、隨則左大臣宣、奉勅永可停止神宮寺、飯高郡可被越宣旨已了、官使左史小野宿禰也、

〔續日本紀三十六光仁〕寶龜十一年二月丙申朔、神祇官言、伊勢大神宮寺、先爲有祟遷建他處、而今近神郡、其祟未止、除飯野郡之外、移造便地者、許之、

〔多度神宮寺伽藍緣起〕桑名郡多度寺鎭三綱牒上神宮寺伽藍緣起并資財帳
以去天平寶字七年歲次癸卯十二月庚戌朔廿日丙辰、神社以東有井、於道場滿願禪師居住敬造阿彌陀丈六、于時在人託神云、我多度神也、吾經久劫、作重罪業、受神道報、今冀永爲離神身、欲歸依三寶、如是託訖、雖忍數遍猶彌託云々、於茲滿願禪師、神坐山南邊伐掃、造立小堂及神御像、號多度大菩薩、次當郡主帳外從七位下水取月足、銅鐘鑄造、并鐘臺儲奉施、次美濃國近士縣主新麻呂、三重塔奉起、次寶龜十一年十一月十三日、朝庭使令四人得度、次大僧都賢璟大德、三重塔起造既畢、次天應元年十二月、始私度沙彌法教引導、伊勢、美濃、尾張、志摩并四國道俗知識等、造立法堂并僧房大衆湯屋、迄于今日、遠近修行者等、作備供養行事、並寺內資財顯注如件、

〔續日本後紀八仁明〕承和六年正月己卯、以伊勢國桑名郡多度大神宮寺、爲天台一院、

〔續日本後紀九仁明〕承和七年十二月己酉、先是伊勢國桑名郡多度神宮寺爲天台別院、今停之、

〔續日本後紀十九仁明〕嘉祥二年正月辛巳、傳燈大法師位壽寵言、以伊勢國多度大神宮法雲寺、爲眞言別院、即爲護國家、奉飾大神者、依請許之、

〔延喜式二十一玄蕃〕凡伊勢國多度神宮寺僧十口、度緣戒牒、准國分寺僧、勘納國庫、補替之日、副解文進官、

〔東寺文書〕應令延曆寺住僧仁譽辨申子細東寺訴申押妨末寺伊勢國多度大神宮法雲寺事

右得東寺所司等去十月廿二日解狀偁、謹檢案內、件多度寺者、爲寺家末寺、既經數百歲、敢無他妨矣、而以去寬治年中、俄依有延曆寺之相論、經奏聞公家之處、任國史旨、爲眞言別院之由被下宣旨已畢、其後年來之間、更無異論、而又長治元年、同延曆寺雖致妨、以先宣旨狀經奏聞之處、以同二年十一月二日、重被下宣旨、永停止延曆寺之妨畢、爰彼山住僧仁譽、相語伊豆前司源國房朝臣、以去年七月七日、隨身數多軍兵、亂入多度寺所領庄々、苅取作田等、兼又令損亡住人等、注其子細經奏聞之日、隨下宣旨、雖被尋問仁譽國房朝臣等、寄事於左右、不進請文、彌致濫行、庄々住人等、多以所殺害也、其子細旨、載寺家氏人盛正所進解狀、仍所副進也、仁譽國房等所爲旨、既似背朝威、被行其罪過、定難遁申歟、望請天裁遣下官使於在地、被令停止如此惡人之濫行者、將仰憲法之嚴者、左少辨源朝臣雅兼傳宣、權中納言藤原朝臣宗忠宣、奉勅宜令仁譽辨申、件寺任先宣旨、且辨申子細、且進上證文者、寺宜承知依宣行之、

長治二年七月十四日　　大史小槻宿禰

右少辨藤原朝臣

〔東寺文書〕應令前伊豆守源朝臣國房辨申子細、東寺訴申依大法師仁與語、押領末寺伊勢國多度神宮寺所領尾張國大成庄田畠在家、兼隨身數多軍兵、追却庄司、苅取庄田稻事

右得彼寺去月廿三日解狀偁、謹檢案內、件寺以去嘉祥二年、大法師壽寵、寄當寺末寺之後、更無他妨、而長治元年十一月之比、稱天台末寺、放使者、雖押領、子細經奏聞之處、延曆寺被下問宣旨、以其陳狀、於官庭被對決文書之刻、當寺證文明鏡之上、引勘□□文複奏、兩寺勘狀之日、當寺訴依有理、以去年十一月二日、如舊爲眞言別院、不可致重訴、被下宣旨畢、□件宣旨相共、當寺使下遣彼寺之處、依有限宣旨、延曆寺使者去畢、其後于今無妨、而間大法師仁與、并飛鳥部爲利、旁構謀計、雖致妨、依宣旨、延曆寺不致其沙汰之間、今相語前伊豆守國房朝臣、以仁與私下文、稱延曆寺下文、以去七日、隨身數多軍

兵、發向彼庄、苅取庄田十餘町、加之押取住人等私財物、卽以郞等平行仲爲庄司、乍守宣旨狀、偏令執
行庄務之條、愁之中愁、何事如之哉、就中件末寺、是恒例灌頂御時、爲所勤仕也、而依國房朝臣妨、殆可
闕怠、望請天恩早任前宣旨狀、被下遣官使、停止國房朝臣横妨、兼所押取稻幷私財物等被糺返者、左
中辨源朝臣重資傳宣、大納言源朝臣俊明宣、奉勅宜令國房辨申子細者、

嘉承元年八月十四日　　左大史小槻宿禰　奉

〔東寺文書〕左辨官下延暦寺

應任先宣旨且辨申子細且進上文書東寺訴申押妨末寺伊勢國多度神宮寺幷本宮石本事

右得東寺去月五日解狀偁、謹檢案內、件寺往古之比、滿願聖人、依多度大明神託宣建立堂舍、安置佛
像所草創也、而承和十四年八月、彼寺僧壽寵、爲眞言宗可奉祈鎭護國家之由請官裁之處、及嘉祥二
年、可爲眞言別院之旨、官省符俱被成下、其後星霜推移、已爲寺家末寺、隨則自寺家補任別當、最初者
則法敎大法師、次安人、次正明、次法圓、次慶尋、次眞惠、次永秀阿闍梨、亦信緣阿闍梨、次念信阿闍梨、次
永源、次忠安、次朝尋、當時琳賢也、此中延暦寺、未補一人別當、就中去寛治三年、如此放延暦寺使者押
妨之日、以此狀經奏聞之處、在地被下宣旨、隨其陳狀停止延暦寺妨、可爲眞言別院下官符畢、其後于
今無相違、而近來稱延暦寺使下向彼寺、所張行非法也者、件多度神宮寺、本宮石本、任往古之例幷前
官符旨、停止延暦寺妨、可爲眞言別院、爲蒙裁定、言上如件者、權中納言大江朝臣匡房宣、奉勅宜仰彼
子細者、

嘉承二年十二月廿八日　　左大史小槻宿禰　奉

尾張國熱田神宮寺

〔熱田神社古文書〕太政官符　尾張國司

應從三位熱田神戶百姓永停公役一向修理神社幷神宮寺事

右得神主外正七位下祝部宮麻呂等解偁、件社幷神宮寺等、因緣神願營作雜事、觸類繁多、神戶百姓、

須仕一向神事、而當郡司等、或差往還逓送之役、晝夜追役、或班給交易雜物并正稅、不論齋限、強行刑罰、自餘濫行、不可勝計、因玆年中修理、已致闕怠、社破之祟屢發鄕邑、託宣之咎頻示、神主等雖陳此由、國郡曾不改行、神戸民弊、無過斯甚、望請依太政官去弘仁二年九月廿三日、三年五月三日兩度符旨、永停止公役、專勤神事者、

應置神宮寺別當薩孫正八位御船宿禰木津山

右同前解偁、緣神願、書寫經論一萬五千九百卷、圖佛菩薩四王像一千廿八軀神體五軀、造建神宮寺一區、如法院一處、塔三基、別院三處等事、件木津山、本自預知當時國司檢校、爰木津山、立性格勤、專事佛神、望請置別當、永令濟寺事、其衣食不更請官物者、以前得神祇官解偁、具件如前、官加覆審、所申不虛、謹請官裁者、左大臣宣、依請者、國宜承知依宣行之、不得更妨、符到奉行、

從四位下行左中辨藤原朝臣開宗　右大史正六位上桑內連宗岑

承和十四年三月七日

〔熱田神社古文書〕國符　愛智郡司

應停班給正稅神戸百姓等事

右被太政官去三月十一日符偁、得神宮解偁、神主外正八位下祝部宮麻呂去年十月一日十二月十三日幷兩度解偁、神戸百姓、依例供奉年中祭祀、幷修理神社、而此社雜舍多數、修理難堪、常事經營頃年之間、依大神美、造建神宮寺、就中如法院一處、別院三處、塔三基、佛菩薩四王御像總一千廿八軀、書寫經論一萬五千九百餘卷、依度度符、讀經講說、隨時立例、不得輙闕怠、修理寺家、駈使法會、皆用神戸人、今所在課丁不幾、而混雜公民、班給正稅、迄有未進、取備神物、動則號拒捍公事、不論齋限、強行刑罰、國司等、容郡司巧詞、不慎神事、異佐頻示、恐祟咎及國家歟、望請永已班給正稅、依太政官去承和十四年三月七日符、一向勤神事、仍請處分者、官依解狀謹請官裁者、右大臣宣、依請者、國宜承知依宣行之

者、郡宜承知、依件停之、符到奉行、

嘉祥三年三月廿二日

守滋野朝臣 在京
介有道宿禰氏道
掾伴宿禰
大目額田首使
少目日置部使

〔沙石集 二〕藥師利益事

尾張國熱田ノ社頭ニ、若キ下手男、今年十一月十五日、俄ニ兩目共ニ盲テケリ、心ウク覺ケレバ、神宮寺ニ參籠シテ、藥師如來ニ祈念ス、次ノ年三月十五日ノ夜夢ニ、一人ノ僧來テ、汝オキテ目見アケヨ〳〵ト被仰ケレバ、目ハクラクシテ候ト申セバ、只目アケヨト仰ラレケレバ目見アケントスル程ニ、驚テ開テケリ、盲目ニ成テ後、主人ノ追棄タリケルガ、目アキテ後又使ハントシケルヲ、僻事成ケレバ、社司聽テユルシテケリ、マノアタリ見タル人ノ説也、文永年中ノ事也、

〔熱田神社問答雜錄〕神宮寺

藥師之大像、及夾侍之二菩薩、十二神將、四天王ノ像等ヲ安置ス、元ハ如法院寺務タリ、今眞言宗督正院掌之、〇中略

問、神宮寺ハ何ノ代建處ゾヤ、答、仁明天皇ノ勅願也、承和十四年三月七日ノ太政官符ニ、神宮寺一區、如法院一處、塔三基、別院三處ト云ヘル是也、

〔厚覽草〕神宮寺ニ詣シ、〇中略堂ノ東ノ口ヨリ入テ見ルニ、藥師如來大像金色カヾヤケリ、十二神將巍巍トシテ立リ、佛像前ニ上ノ間有テ、東西ニ出入道有、南ノ方ハ板敷ヲ高ク張テ、南ノ中央ニ唐戸ヲ三並ベテ口トシ、連子窓也、櫛形ニテスカシ有、堂勅ヲ正面ニテ、南北板敷ノ内ニ間間四間、土

ノ間ヨリ北一二間、東西ハ卅間餘、南ノ正面ノ間ハ九間モ明タリ、其左右十間餘ニ如來ノ臺座ヨリ西ニ、佛像ト同南面ニ一宇ノ宮殿有、莊嚴丁寧也、是ヲ大福殿ト云、承平ノ頃、平將門、下總國相馬郡ニ都ヲ建、平親王ト自名乘、大寶ヲ奪ハントス、官軍彼地ニ向攻戰フ、猶モ神力ヲ以凶徒ヲ亡サント當社ニ祈請有、神輿ヲ飾リ南門ヲ出シ奉ニ、輿ノ轅ニ血ツキテ見、此日相馬郡ニテ、平貞盛藤原秀鄕合戰シ、將門ヲ討トル、又是神威ヲ加ヘサセ玉フ故ナリ、將門ガ頭ヲ持上洛シケルガ、明神ノ力ヲ以テ輙ク亡ビケル故ニ、此所ニ頭ヲ埋ミ、其上ニ一宇ヲ建テ、大福殿ト號ス、相馬ヨリ召具シタル生捕ノ者共ヲ、爰ニテ赦免シテ放ラシム、今ノ八月八日放生會ト云祭是也、後世其仕形ヲ摸シテ祭トス、其時血ノツキタル神輿ハ、穢タル故ニ本殿ノ社ヘ歸不ㇾ入、八月八日ハ、將門、口ラタリ死ケル日也トゾ、大福殿ノ後ニ、堂ノ內ヲ東西ヘ行道有、東西入口ノ際口出合フ口ヨリ北ニモ櫛形ヲ付タリ、抑神宮寺ハ、兩部習合ノ神道ヨリ起テ、佛ヲ本地トシ、神ヲ垂跡トス、本地ヲアラハシタル故佛ヲ作リ、其體ヲ見セタリ、當社モ藥師如來ヲ本地トシ、神宮寺ニ藥師ヲ本尊トス、當社東西ノ六社ト云モ、北二社ヲ十二將ニ配タルカト無ㇾ覺束、六社ノ神ノ御名ヲ知分ケタルコトナケレバ、彼徒ノ云出タランヤ、神宮寺ノ坤隅ニ塔アリ、二重ニシテ殿重也、慶長十一年丙午、豐臣秀賴公ノ建立也、御母堂淀殿之本願ニテ、片桐東市正豐臣且元ヲ奉行トシ、神宮寺并二重塔ヲ造立也、虹ノ梁、鳳ノ甍、サシモイミジク琢キ立タルモ、相續テ修覆セザレバ、年々ニ毀レ果テ、塔ハ九輪傾キ落テ、其形纔ニ殘レリ、神宮寺ハ、近キ頃神人等奉加ヲ促、瓦ヲフキ、今ハ雨露ノ侵スコトモナシ、

〔人見雜記〕熱田、○中略本社の坤に藥師堂あり、神宮寺と云ふ、本尊の脇に大福殿といふあり、七社の隨一なり、

〔東海道名所圖會〕三熱田大神宮尾張國年魚市郡今愛知と書す江崎松姉嶋千竈郷に鎮座あり○中略

大藥師堂は、當社の神宮寺也、（本尊に藥師佛を安置す、熱田神の本地佛なりといふ、）

〔尾張名所圖會 前編三 愛智郡〕正一位勳一等熱田皇大神宮（○中略）木津山神宮寺大藥師（海藏門の外、二十五丁橋の西なる片町にあり、）當寺は仁明天皇の勅建にして、（○中略）おぼろげならぬ靈區なりしが、累年の兵亂に衰微頽廢せしかば、（○中略）年久く無住となり、修理をも加へざりしに、元祿九年、長久寺の住僧隆慶、江戸護持院僧正隆光に法緣あるにより、隆光吹擧して將軍家に達し、神宮寺再建の御免許を得しかば、國君も許容し給ひ、同十五年、堂宇を修造し、不動院愛染院を外より境内へ移し、醫王院を再建して、住持を立られ、舊觀に復せしめ給へり、

東照宮神宮寺

〔尾張名所圖會 前編一 愛智郡〕東照宮御宮（御郭内の三の丸に御鎮座○中略）天長山尊壽院神宮寺、（御宮の別當なり）天海僧正の開基にして、天台宗なり、寛永四年、神宮寺と號け、叡山の診祐權僧正を以て別當とし、山門の日歳院、及び當國春日井郡野田村の醫王山密藏院を兼帶し、上乘院と名のれり、其後世々僧正に任じ、尊壽院を通稱とす、

相模國鶴岡神宮寺

〔吾妻鏡 十九〕承元二年四月廿五日乙丑、鶴岳宮之傍、始可被建神宮寺之由有沙汰、今日被曳其地、大夫屬入道善信、爲總奉行、當時仲業等所被相副也、　閏四月二日辛未、神宮寺造營材木、自伊豆國狩野山之奥出河津濱、　七月五日壬寅、神宮寺上棟、相州（○北條義時）武州（○北條時房）前大膳大夫等監臨之、又總奉行善信朝光同以參向、匠等給祿、大工馬二匹、（一疋置鞍、）被物一重裹物、（各納白布五段、）小工馬一匹、（置鞍）空衣一領、裹物二、（各納奥布三段、）行光奉行之、　十二月十二日丁丑、神宮寺造畢、仍今日午剋、被奉安置本尊藥師像、橘三藏人奉行之、　十六日辛巳、將軍家（○源實朝）令拜見神宮寺本尊（藥師）給云云、　十七日壬午、神宮寺藥師像開眼、相州大官令被參、導師眞智房法橋隆宣、（八幡宮供僧一和尚、兼日光山別當也、）請僧廿五口、（若宮供僧、）供養之後、美作藏人橘判官代等取御布施、導師分被物三重、色革十枚、上絹十匹、白布十端、紺布十端、藍摺十端、奥布十五端、此外馬三匹、（一匹置鞍、）八木十二果、加布施、裝束念珠、（置馬）請僧分口別、奥布十端、准布十端、馬

一匹、八木二果等也、入夜供養法開白、導師摩尼房印尊也、又有御布施、被物一重、裹物一、上絹一匹、八木二果、

〔吾妻鏡十九〕承元三年正月十二日丙午、神宮寺始被行修正、民部丞康俊爲奉行、十四日戊申、神宮寺修正、經三箇日、今日結願鬼走、

〔鶴岡八幡宮寺社務職次第〕一神宮寺修正事　承元三(己巳)正、十二、始行之、

〔吾妻鏡十九〕承元三年四月十四日丁丑、依將軍家之仰、神宮寺始結一夏九旬安居、是當寺供華最初也、鶴岳供僧等奉仕之、十一月八日戊戌、鶴岡神宮寺可奉常燈之由被仰下、以駿河國益頭庄乃貢可爲彼燈油之由被仰相州(○北條義時)云云、五年(○建暦元年)十一月十六日甲子、爲尼御臺所(○賴朝室政子)御願、被供養金銅藥師三尊(三尺)像、導師門如房阿闍梨遍曜也、此本尊所被安置鶴岡神宮寺也、

〔吾妻鏡三十三〕延應二年(○仁治元年)八月廿二日癸丑、鶴岡神護寺、去二月顚倒之間、日來被修造、已造畢之、仍今日奉入本佛云云、

○按ズルニ、神宮寺ヲ稱シテ神護寺ト云ヘルコト、他ニ見ル所ナシ、獨リ高雄神願寺ヲ以テ、神護寺ト爲セルコトアリト雖モ、其意異ナルガ如シ、

〔鶴岡八幡宮寺社務職次第〕正和二年(癸丑)八、八、神宮寺供養、導師法印房朝、

〔快元僧都記〕享祿五年(○天文元年)十月廿一日、神宮寺藥師堂大破之間、山外宮內下宮酒間部屋次門下奉移畢、勸盃有之、其日古河ノ中田ニ爲使社頭之用、鎌倉中之木、鶴岡山算畢、

天文四年二月廿日、神宮寺可有建立差圖等被致之云々、廿一日、神宮寺差圖出來、可有木屋入日限見調了、廿六日、自前濱材木被引了、廿八日、今日神宮寺木屋入、大工者新右衛門、大道寺指南也、道圓捶了、白壁膠千丁請取之由申了、三月十五日、今日神宮寺爲造營、上寶殿之後松三本被伐之、大鋸引每日引之、十六日、檜皮師三郎左衛門十人引率上倉、十一月十八日、神宮寺柱等材木

引之、　五年三月一日、神宮寺、扇谷內匠助造作之、去正月廿日、大工新右衞門尉死去之間、以內匠子可被定大工歟之由云々、　十日、神宮寺可入木、枯木等被伐了、同板叉者公料下行云々、　四月十五日、神宮寺万人講本願長泉少別當來、而勸進帳事、可作之由被申之間草之、詞云、

勸進沙門某敬白、鶴岡若宮東有一伽藍、號神宮寺、本尊者藥師如來、日光月光二菩薩、幷十二神也、當宇奉英檀之命、專修造再興、殊別依十方貴緇同志衆力、欲終修造功狀、

勸舊記云、建久二年、男山之神祠奉勸請於當宮之砌、同建立之、八幡大菩薩之御母、神宮皇后依奉移居、號神宮寺、討三韓、護吾朝、故各東國寺、是誠當社第一之本地堂、靈驗無双之勝地也、于玆有諸人之疑、聽因佛神不思儀之力、豈廢伽藍哉、不知其故者歟、夫和光垂跡構十方淨土、住卅三天之上、今何交穢惡充滿之國乎、可識哀群生爲救其患難也、經云、若有淨信善男善女、欲供養彼藥師瑠璃光如來者、先應造立立形像、以此善根生極樂世界、無量壽佛之所聽聞正法、同疏云、拔除生死之病、故名藥師、度三有之闇故稱須達長者、建精舍於祇園、療病院中爲未來之衆生、釋迦如來、自造藥師五尺之立像、安置其中、就中日光月光遍照晝夜、十二大將主於十二月、此大神將以七千夜叉爲眷屬、遍虛空而鑒人之善惡、是以沙門某勸一萬人之衆力造之了也、凡擲一錢之輩、施十錢之類、現世預除病延命之巨益、當來生東方之淨刹、證覺王之大果沙、勸進旨趣蓋以如此、

天文五丙申卯月十七日　韓綠比丘長泉敬白

〔北條五代實記 三〕八幡宮建立之事

氏綱、鶴岡八幡常ニ信仰ノ上、立願モ有リシ程ニ、其願ヲ果サン爲、又ハ武運ヲモ祈ン爲ニ、鶴岡ノ八幡宮ヲ建立セラル、此宮寺ハ賴朝初テ御建立アリテヨリ、代々將軍家ノ御崇敬アリ、關東無双ノ靈場也、然レドモ近代亂逆ニ隙ナクシテ、久シク修造モ無レバ、朱ノ玉垣朽果テ、樓閣多ク退轉ス、北條氏綱、大檀那トシテ、神宮寺、若宮、辨財天ノ社、白旗ノ明神、鐘樓、總門、玉垣、石橋ヲ初メ、百八十

間ノ廊下マデ、金銀ヲ鏤メタリ、花ノ桷ハ美ヲ盡セリ、雲ノ簷牙ハ善ヲ盡シテ誠ニ寂光ノ都、喜見城ト云ツベシ、

〔新編鎌倉志一〕鶴岡八幡宮

薬師堂　下宮ノ東ノ方ニアリ、五間ニ四間ナリ、薬師十二神ノ木像アリ、是ヲ神宮寺ト云フ、東鑑ニ、承元二年四月廿五日、實朝將軍、鶴岡ノ宮ノ傍ラニ、始テ神宮寺ヲ建ラル、〇中略又建暦元年十一月十六日、尼御臺所ノ御願トシテ、金銅ノ藥師三尊三尺像ヲ供養セラル、此本尊ハ鶴岡ノ神宮寺ニ安置セラルトアリ、ソノ像今座不冷ノ壇ニ金銅ノ薬師アリ、是ナルベシト云フ、或人云、是ヲ神宮寺ト云ハ訛ナリ、神宮寺トハ別當職ノ所居ヲ云ナリト、然レドモ東鑑ニ已ニ是ヲ神宮寺ト有、又本社ヲモ、東鑑ニハ神宮寺ト有ナリ、清重ノ舞ニ神宮寺ノ松風ト有ハ、コノ藥師堂ノ前ノ松樹ノ事也、今古松樹アリ、

〇按ズルニ、別當社僧等ノ住スル所ヲ以テ、直ニ神宮寺ト稱スルハ、後世ノ事ニシテ、神宮寺ハ、神社ノ爲ニ佛事ヲ修スル所ナルコト、本篇載スル所ノ諸書ニ見エタルガ如シ、

下總國香取神宮寺

〔鹿嶋日記〕神宮寺の觀音にまうづ、洪鐘の銘に、奉懸下總州香取大神宮寺大鐘一口、大旦那周防守宗廣、大工秦量重、于時至德三年丙寅十月口日敬白とありたり、

若宮神宮寺

〔弘長元年下總國小野織幡地帳〕注進葛原牧内小野織幡地帳事〇中略

織幡〇中略

廿一坪若宮神田四反　小内

一反小三反大　什三郎六三郎祝　神宮寺修正田

常陸國鹿嶋神宮寺

〔宮根山緣起〕高野天皇天平勝寶元年己丑、万卷僧〇名詣常州鹿嶋靈社、建神宮寺、年經八秋而令住持間、一心所冀无他、南无三世十方諸佛大士、願以大慈之智力示有緣佛土、即有瑞夢、

〔類聚三代格三〕太政官符
應隨闕度補鹿嶋神宮寺僧五人事
右檢案內、太政官去承和三年六月十五日、下治部省符偁、得常陸國解偁、大宮司從八位上大中臣朝臣廣年解偁、去天平勝寶年中、修行僧滿願到來此部、爲神發願、始建件寺、奉寫大般若經六百卷、圖畫佛像、住持八箇年、神以感應、而滿願去後年代已久、無人住持、伽藍荒蕪、今部內民大部須彌麻呂等五人、試練讀經、良堪爲僧、望請特令得度、住件寺者、權中納言從三位兼行左兵衛督藤原朝臣良房宣、奉勅依請者、今被右大臣宣、奉勅件僧等、若有闕者、國司幷別當僧、簡定百姓之中堪爲僧者、隨闕度補、但度緣戒牒、一准國分寺僧、
嘉祥三年八月五日

〔類聚三代格三〕太政官符
應修理鹿嶋神宮寺事
右得常陸國解偁、講師傳燈大法師位安璟牒偁、檢案內、去天平勝寶年中、始建件寺、承和四年、預定額寺、須依格國司講師相共檢挍、而今此寺雖預定額、無有田園幷修理料、因玆三綱檀越等、不堪修造破損物者、國司熟檢舊記、件寺元宮司從五位下中臣鹿嶋連大宗、大領中臣連千德等、與修行僧滿願所建立也、今所有禰宜祝等是大宗之後也、累代所任宮司是同氏也、望請官裁令神宮司幷件氏人等、永修理檢挍、謹請官裁者、右大臣宣依請、但令國司且加檢挍、若氏人等無力修理者、以三寶布施充用其料、事須隨損卽加修理、其所修用物數、附朝集使言上、
天安三年二月十六日

〔三代實錄二十七清和〕貞觀十七年三月十七日庚子、勅遣使者於常陸國鹿嶋神宮寺、施入幡三十四旒、國司載帳、永以相傳、使者奉幡之日、修善諷誦、使以常陸國年進內藏寮布百段、充嚫料、

〔吾妻鏡四十〕建長二年八月一日甲午、常陸國鹿嶋社神宮寺本尊、令ㇾ汗降給之由注申云云、

〔鹿島問答〕鹿島大明神御本地之事

女云、○中略當社明神御本地、何佛菩薩渡玉フヤラン事、次承思玉フト云ヘバ、翁云、○中略昔万卷上人、當社參籠、本地御事祈玉ヒシカバ、明神御夢想曰、本地觀世音、常在補陀落、爲度衆生故、示現大明神、仍上人補陀落ニ渡リ玉ヒテ、椎木三箇伐、海水ニ浮ベ玉フ、其木此浦打寄還玉ヒテ、此取三尊觀音造玉フ、其內一體、今神宮寺本尊十一面是也、

〔鹿嶋神宮古文書〕鹿嶋御神領

供分中

一十五石　　神宮寺

文祿四年乙未八月十七日

〔鹿嶋神宮古文書〕御社領貳百石、幷神宮寺、大宮司へ遣候百石、合參百石、知手村知行替之事承候間、於ニ手佐田村之內、右之通令ニ寄進ㇾ候、彌以私祷之儀、任入候狀仍如件、

慶長十五年庚戌七月廿六日　　印○里見忠義

大宮司口

〔鹿嶋志下〕神宮寺、○中略末寺は百三十箇寺、この外供僧とて古寺おほし、

祭頭　毎年二月十五日、常樂會の佛寺、神宮寺にて行はる、是を祭頭といふ、次第は晝夜二度なり、まづ晝のさほふは、上下村々の末寺等右方左方と稱し、毎年順番に勤む、さてこの祭頭に當りたる上下兩村、左右二手に別れ、各祭頭新發意といへる甲冑を著、大將のすがたにて眞先に進み、次に警固の武士、陣笠を冠てあまた立連り、次に軍卒等村印の旗をたて、思ひ〳〵の裝束をなし、かたみに樫の棒を持て、祭頭ひあら、御利生がや、面白やと囃し、棒を一所に寄せて打あひ、大鼓をた

たき、貝を吹て、大神宮に詣で、夫より物申禰宜寺院など打廻り、神宮寺に囃し至るなり、夜に入れば、また神前にまゐり、樓門のうちに舞臺をかまへ、兒二人をして舞をまはす、然して又寺に集り、本堂の前に舞臺をかまへ、祭頭新發意瘉を燒て、兒の舞有、○中略其時大寶竹二本を荷ひもち、群集の諸人、手々に挑燈をさしあげ、本堂の四面をめぐりあるきつゝ囃すなり、そも〳〵當日は釋迦如來滅日にて、大神には何のよしなし、されば神宮においては更に關らぬことぞ、書のさまは、蓋鹿島香取、上古の神軍の事を形どりて、常樂會に混合したるまわざなるべし、或說に祭頭は柴燈にて、修驗の柴燈護摩より出たる名なりといへり、宮中年每の祭禮おはかれど、殊に此日は近國はさらなり、遠き國々よりも、語りつぎ聞傳へつゝ、諸人ところせきまで集會へり、

寺院放逐　神宮寺、其外の諸寺、近き比までは、神宮の四方に住居て、堂塔を構へ、また神前に佛具など飾おきしを、延寶五年、大宮司中臣鹿島連則直、かしこくも思ひ議りて、寺院を所々に引移し、神前の佛具等ひたすら取拂はれ、大宮所こと〳〵く淸淨になれるは、いと〳〵心すゞしきわざなり、

〔諸社緣起文書七〕常陸國那珂郡加茂部村小野山神宮寺普門院由緒書

一御朱印　藥師堂領　高三石

從大猷院樣○德川家光御代々頂戴仕、於同村收納仕來候、

一當寺藥師如來者、和朝法相宗之元祖、德一法師、以寶龜壬子開趣、享祿年間之住舜賢法師中興、從舜賢拙僧迄三十六代、年數之儀ハ知不申候、別當職相勤、佛事勤行、無懈怠致修行候、

一藥師如來　德一法師作

一日光月光　運慶作

一不動　慈覺大師作

一毘沙門　同作
一十二神　新作
右之外ハ、什物寶物等者無御座候、
元祿六年八月日　普門院三十六世 祺祐
尾見彌次大夫殿

〔諸社緣起文書七〕常陸國那珂郡加茂部村小野山神宮寺普門院由緒書

一札之事
一加茂邊村藥師堂之儀、加茂明神之神宮寺ニ而無御座候、從先規御朱印藥師堂領與別ニ頂戴仕來候事、
一藥師堂之外ニ、富士權現之別當職相勤申候故、寺號神宮寺與申候、加茂明神之社僧ニ而無御座候事、
右之通少も僞無御座候、若横合より加茂明神宮寺與申者御座候者、罷出申分可仕候、爲後日如斯ニ御座候、以上、
元祿七年戌閏五月十五日　加茂部村藥師別當 普門院
加茂龜之助殿
裏書ニ
表書之通少も相違無御座候　本寺 月山寺

〔藥王院文書一〕可令早常陸國吉田神宮寺別當榮知領知當寺領同□富鄕內眞美穴林村事
任石河六郎高幹建保六年正月□□寄進狀可令領掌之狀依□□□知如件、
延應元年三月四日
前武藏守平朝臣泰時花押
修理權大夫平朝臣時房花押

〔藥王院文書〕一常陸國吉田社領鄕內神宮寺
寄進修理用途田地壹町事
任御下文之狀、所令免除吉沼村也、仍執行之狀如件、
建長八年二月日　　權祝兼田所大舍人成恒花押
御使藤原國貞花押

〔大掾氏系譜〕常陸國吉田郡吉田鄕內口屋敷事、當知行之由被構口和候之間、以別儀所避渡也、被存其旨之狀如件、
永德三年十一月廿八日　　詮國花押
吉田神宮寺別當御房

〔水戶義公行實〕寬文六年丙午年夏四月、住僧正良遷於吉田藥王院、
○吉田藥王院ハ、卽チ吉田神宮寺ナリ、

八幡神宮寺

〔諸社緣起文書〕六常陸國多賀郡安郞河八幡宮諸神幷祭禮料等色々目錄事
一當社者、是賴義朝臣、奧州御合戰之時、依有御立願、鞍馬寺住侶修多羅房口口現大德口仰被儐、自男山奉勸請、〇中略神主幷供僧六口神宮寺別當承仕、〇中略
一神宮寺一夏九旬花番、一月六ヶ度、只一月二度朔日十五日拂治、幷勤行主間之事、

近江國日吉神宮寺

〔日吉社神道秘密記〕一神宮寺本尊十一面、西大黑天神御坐、〇中略
一神宮寺傳敎大師、御住山始之所也、自是山門有開闢、延曆四乙丑年七月十七日從是御登山、廿四日童形尊體御對面、稱十禪師、廿六日於定心院貴形尊大師御對面、大師問曰、尊號如何、化人答曰、竪三點、橫一點、橫三點、竪一點、則山王覺給、大師唱給、諸佛救世者、住於大神通、爲悅衆生故、現无量神力、如此祈給、委曲山門記有之云々、社中者、神道秘密本式也、廿一社百八社記錄爲本意、他事相

可ㇾ爲ㇾ演説ㇾ也、

一神宮寺軒下、大師舍利堀給事有、〇中略

一不動堂下西岸、六月七ヶ日涌水有、於神宮寺供華閼伽名水也、

〔叡岳要記上〕延暦寺根本神宮寺記

右神宮寺者、叡山最初傳敎大師之建立也、昔在後漢孝獻皇帝之苗裔高萬貴王、于我朝輕嶋明宮御宇〇應神之時、遠慕皇化、來歸于帝城、其歸化賜地令居、所謂近江國滋賀郡三津首焉、大師者蓋其後胤而已、大師先考、平生念無子、祈禱在懷、往擇勝地叡岳左脚神宮右脇、〇中略還家之夕、婦乃姙娠、以十月遂生大師、年甫十五、落髮爲僧、依父之敎、亦臻此地住、行座禪以養神恩、〇中略自爾以來、延暦之初、大師結構草堂、手自奉造三尺十一面觀音像、安置其中、所謂根本神宮是也、

〔元亨釋書一傳智〕釋最澄、世姓三津氏、近州滋賀郡人也、〇中略父百枝、富內外學、里閭敬之、嘗愁無嗣、祈衆神、既而詣叡嶽左麓神祠、其地景趣幽邃、百枝結草廬、饗香華、求子期七日、至第四曉、得靈夢、其妻乃娠、〇〇〇〇〇草廬今之神宮院也、神護景雲元年生澄焉、〇中略父百枝語曰、我昔祈神祠得汝、神貺未報、汝其代之、澄乃詣神宮院、勤修經數日、

〔三代實錄清和十〕貞觀七年四月二日壬子、元興寺僧傳燈法師位賢和奏言、久住近江國野洲郡奥嶋、聊構堂舍、嶋神夢中告曰、雖云神靈、未脱蓋纏、願以佛力、將增威勢、擁護國家、安存鄕邑、望請爲神宮寺、叶神明願、詔許之、

〇按ズルニ、今野洲郡ニ奥嶋ト名ヅクル所ナクシテ、蒲生郡ニ奥嶋村ト云ヘルアリ、是ニ奥津嶋神社アリテ、瀛津嶋姫命ヲ祀レル由、同社文書ニ見ユ、此神淸和天皇ノ貞觀元年、從五位下ヨリ從五位上ニ進ミシコト三代實錄ニ見エ、又延喜ノ時之ヲ名神大社ニ列セリ、本書ニ謂ユル奥嶋神ハ蓋シ此神ニシテ、神宮寺ハ卽チ其社ニ屬セルモノナルベシ、

美濃國南宮神宮寺

〔元亨釋書十感進〕釋明達、姓土師氏、攝州住吉縣人、十二歲、隨藥師寺勝雲出家、○中略天慶三年正月、於美州山南神宮寺、修四天王法、降平賊將門、二月十三日午時、赤雲自東來入爐壇、須臾臭氣滿場、十四日將門伏誅、

〔木曾路名所圖會三〕仲山金山彥神社南宮に鎭座、正一位勳一等仲山金山彥大神と稱す、延喜式內、名神大、美濃國一宮と稱す、○中略

本地堂 無量壽佛 日羊地藏 多門天 十一面觀音 不動等を安す、人皇四十五代聖武天皇天平十一年、行基僧正の草創也、法體殿南神宮寺と號す、○中略

社僧集會所、社人十二人、社僧十二坊、○中略實に當國一宮と稱するなるべし、

信濃國諏訪神宮寺

〔諏方社家文書集〕宮田渡所藏事書

朱印

十一月以前出來
大宮御寶殿

三月十五日以前
同所下馬御寶殿

右如書立之日限、嚴重可致造之、若無沙汰之人者、可有一途之御過怠之由被仰出者也、仍如件、

小田切勘四郎

神宮寺
高部　御印判衆

乙卯天文
十四年　二月十六日

今福市左衛門尉奉之

〔諏方社家文書集〕宮田渡

定

神宮寺幷高部御普請役有御免許之上は、催彼兩郷之人足、宮中口廻り被致掃除之旨被仰出者也、仍如件、

天正八年十二月廿六日　龍丸朱印

秋山紀伊守奉之

神長官殿

〔寺格式〕新義眞言宗

御朱印社領之內配當

信州上諏訪社僧

高百石餘　　神宮寺

右住職護持院より申付ル

一住職御禮無之

一年頭御禮、御白書院御次一同、獻上扇子一箱、御暇無之、

御朱印社領之內配當　　信州諏訪社僧

高四拾石　　神宮寺○中略

右○中略寺住職門中相談之上相定ル

一年頭御禮、御白書院御次一同、獻上扇子壹箱、

一御暇無之

〔和漢三才圖會信濃六十八〕上諏訪大明神　在諏訪郡　社領千石○中略

下諏訪社　在同郡　社領五百石

祭神八坂入姫命　神守大祝　神宮寺　武井祝

〔木曾路名所圖會四〕上諏方神社下諏方より三里にあり、延喜式名神大月次二座、下諏方より坤の方に當る、諏方湖をめぐる、○中略

神宮寺眞言宗中興飯田筑前入道再興○中略

下諏方神宮寺

下野國補陀洛山神宮寺

〔性靈集二〕沙門勝道歷山水瑩玄珠碑銘序

有沙門勝道者、下野芳賀人也、○中略粤有同州補陀洛山、○中略遂以去神護景雲元年四月上旬、跋上、雪深巖峻、雲霧雷迷、不能上也、還住半腹三七日而却還、又天應元年四月上旬、更事攀陟、亦上不得也、二年三月中、奉爲諸神祇寫經圖佛、裂裳裹足、弃命殉道、繦負經像、至于山麓、讀經禮佛一七日、○中略憩息信宿、終見其頂、○中略結蝸庵于其坤角住之、禮懺勤經三七日、已遂斯願、便歸故居、去延曆三年三月下

旬、更上經五箇日、〇中略託此勝地、創建伽藍、名曰神宮寺、〇下略

〔和漢三才圖會 六十六 下野〕入王子權現 號補陀山神宮寺、延暦三年勝道上人開基也、

〇此寺ノ事、詳ニ釋敎部名寺篇ニ見ユ、

羽後國大物忌神宮寺

〔三代實錄 四十八 光仁〕仁和元年十一月廿一日辛丑、去六月二十一日、出羽國秋田城中、及飽海郡神宮寺西濱、雨石鏃、陰陽寮言、當有凶狄陰謀兵亂之事、神祇官言、彼國飽海郡大物忌神、月山神、田川郡由豆佐乃賣神、倶成此恠、祟在不敬、勅令國宰恭祀諸神、兼愼警、

〔延喜式 二十六 主稅〕諸國出擧正稅公廨雜稻

出羽國〇中略 神宮寺料一千束、

〇按ズルニ、本書ニ謂ユル神宮寺ハ蓋シ大物忌神社ノ神宮寺ナルベシ、

若狹國若狹比古神宮寺

〔若狹國鎭守一二宮緣起〕一宮 號上宮 元正天皇御宇、靈龜元年 乙卯 九月十日、當國遠敷郡西鄕內、靈河之源、白石之上、始垂跡坐、其形俗體、而如唐人、乘白馬、居白雲、今若狹彥大明神是也、眷屬八人之內、有持御鉾童子一人、謂節文、於當鄕多田嶽艮麓、架草宿、葺楯葉、爲假御在所、是而歷七箇日、遂促龍駕、遍覽郡縣、擇神館之地、計靈桃之堺、然而歸本所、以爲勝區、奇瑞奐顯、一暮生數千株之杉木、正殿始拓永代奉安大明神之靈體、於最初假殿跡、建立精舍、今名神宮寺矣、

〔類聚國史 百八十 佛道〕天長六年三月乙未、若狹國比古神、以和朝臣宅繼爲神主、宅繼辭云、據撿古記、養老年中、疫癘屢發、病死者衆、水旱無時、年穀不稔、宅繼曾祖赤麻呂、歸心佛道、練身深山、大神感之、化人語宣、此地是吾住處、我稟神身、苦惱甚深、思歸依佛法、以免神道、無果斯願、致災害耳、汝能爲吾修行者、赤麻呂卽建道場、造佛像、號曰神願寺、爲大神修行、厥後年穀豐登、人无夭死云々、

〔信長公記 八〕天正三年七月十五日、去程江州勢田之橋、山岡美作守木村次郎左衛門兩人に被仰付、若州神宮寺山、朽木山中より材木を取、

〔若狹國志 二佛寺〕神願寺

今稱根本神宮寺、在神宮寺村、類聚國史諸寺部所謂比古神神主和朝臣宅繼曾祖赤麻呂、養老年中、以神願建道場造佛像、號曰神願寺、卽此、元亨釋書援用此事也詳矣、寺記爲和銅七年、僧滑元以鈴降於長尾山、爲神之降臨預所應、先祭其鈴、號長尾明神、又立精舍、號鈴應山神願寺、時靈龜元年秋、若狹比古神降臨、乃祭于此者、與國史所記不合、和銅靈龜者、養老之後也、遠敷神社記、爲先祭于此後移于今地、其址建精舍、名神願寺者、於史有所合、寺記恐誤也、寺僧說云、以青蓮院門主之命、後稱根本神宮寺、卽有額揭于堂、其陰面記曰、青蓮院尊圓二品法親王御筆、貞和五年己丑十二月十三日、桓武天皇爲勅願所、延曆十七年再興、延應元年將軍賴經、文和三年相模守細川清氏、其後大膳大夫一色滿範、並再興、天文二十二年、越前國主朝倉義景修補、慶長七年、京極忠次造立、正保二年我少將忠勝〇小濱酒井公修補、以上見寺記、

〔和漢三才圖會 七十一若狹〕神宮寺　在遠敷郡神宮寺村

相傳曰、養老年中、當國疫癘流行、人多死、於是大神宮有神告、建當寺、祈安民法、

越前國氣比神宮寺

〔文德實錄 七〕齊衡二年五月壬子、詔越前國氣比大神、御子神宮寺、〇氣比以下九字、類聚國史作氣比大神宮寺、御子神宮寺之十一字、置常住僧、聽度五人、心願住者亦五人、凡一十僧、永々不絕、

〔文德實錄 十〕天安二年四月戊戌、充越前國氣比神宮寺稻一萬束、爲造佛像之料、

〔三代實錄 二淸和〕貞觀元年二月十五日辛丑、詔越前國司、寫大般若經一部、安置氣比神宮寺、

〔三代實錄 四淸和〕貞觀二年正月廿七日戊寅、詔越前國氣比神宮寺、置十僧、爲定額、隨闕補之、

〔類聚三代格 一〕太政官符

應令停止分神封鄕寄神宮寺事

右得神祇官解偁、坐越前國正一位勳一等氣比大神宮司中臣淸貞解偁、檢舊例、太政官去齊衡三年

四月七日下國符偁、寺別當與神宮司共可勘知封物出納者、自爾以降、相共勘知、先納神宮、後分寺家、是宮司之處分、非國宰之所行、而國去九月二日送神宮寺移云、依別當僧平鎮牒狀、分足羽郡野田村封郷、爲神宮寺料者、宮錄無例之狀、副郡司禰宜祝等申文、再三移送、而曾無封移、又未改行、因茲平鎮等入接封郷、徴紡調物、供神之物、先爲僧侶之食、役社之獲、還稱寺家之人、國宰所行、宮司難制、望請官裁、被停分郷、但宮司依例總納封物、供神之後、隨色頒行者、中納言兼右近衛大將從三位行春宮大夫藤原朝臣時平宣、奉勅依請、

寛平五年十二月廿九日

〔權記〕長保二年六月廿八日癸酉、小舍人時正、來告源藏人傳召之由、即參入、定救申氣比神宮寺別當國解、付允政、送國平朝臣許、

能登國氣多神宮寺

〔文德實錄 七〕齊衡二年五月辛亥、詔能登國氣多大神宮寺置常住僧、聽度三人、永々不絶、

越後國神宮寺

〔延喜式 二十六 主稅〕諸國出擧正稅公廨雜稻

越後國 ○中略 神宮寺觀音院料四千束

〔和漢三才圖會 六十八 越後〕神宮寺　在杉木村　寺領百石

〔增補地名便覽 越後 寺〕神宮寺

寺領百石、眞言宗、

○按ズルニ、延喜式ニ見エタル、越後國神宮寺ハ、其何レノ神社ニ屬セシカヲ詳ニセズ、又和漢三才圖會地名便覽等ニ謂ユル神宮寺ト、果シテ同寺ナルヤ否ヤモ知ルベカラズト雖モ、姑ク併載シテ以テ參考ニ供ス、

丹波國出雲神宮寺

〔國花萬葉記 十三 丹波〕出雲社 亦出芋ト書歟 桑田郡ニ立

社領五十石　別當 神宮寺

紀伊國根來寺鎭守神宮寺

〔政所賦銘引付〕文明十五年癸卯

一岡崎門跡雜掌松對　同日〇九月二十二日

懸門跡領、丹波國神宮寺領、家內田地對同國出雲藏寶寺中坊借用米六石事、文明四過一倍返濟之處、可永領之由申云云、

○按ズルニ、本書ニ見エタル、丹波國神宮寺ハ、何神社ニ屬セシモノナルカ詳ナラズト雖モ、姑ク是ニ附載ス、

〔大傳法院本願聖人御傳〕高野山ハ、八葉之靈洞、弘法大師入定之勝地、根來山一乘之仙窟ハ、役ノ優婆塞經行ノ古砌也、爾者靈地勝劣無ク、能住淺深無シ、此ノ山ニ於テ御願ヲ移シ、上皇今上之寶祚ヲ祈リ奉ル可シトテ、上人ハ遂ニ歸山シ給ハズ、末來ヲ鑒ミ給フニ依テ、兼テ鎭守神宮寺大明神之寶社ヲ根來寺ニ建立シ、十二月ニ配當シテ、十二日ノ鎭守大會ヲ勤修セラル、此ノ法會ハ傳法院高野ニ住山ノ時ヨリ、根來寺ニテ行セラル、覺鑁上人初位ノ三昧ヲ證得シテ、天眼宿命ノ二通之力ニ依テ、過去未來之事ヲ知リ給ヒ、且々不思議奇特ヲ現シ給ヒケリ、

抑聖人、此ノ寶社ニ諸神ヲ勸請シ奉ラルヽ之時、大小一千餘社之諸神達、召請ニ應ジテ鎭座シ給ヘリ、爰ニ上人御前ニ蹲踞シテ言ク、末代邪見之佛弟子、御前ニ徘徊シ、澆季放逸之寺僧等、社內ニ充滿セン、此ノ時定メテ神罰ヲ蒙ル可シ、只神ニテハ御坐シ候ハデ、佛ニテ御坐シ候ヘト申サセ給ケレバ、一千餘社、同時ニウナヅカセ給ヒケリト云々、之レニ依テ額ヲ大神宮寺ト之ヲ號シ奉ル、是モ聖人御慈悲ノ深ク御ス故ニ、貴キ御計ヒ、有リ難キ御意案也、

淡路國一宮神宮寺

〔淡路國大田文〕津名郡　郡家鄕田三十丁三反地頭河入道殿○中略

一宮社一所　同神宮寺一所、

〔國花萬葉記〕十四上淡路神宮寺眞言　津名立　寺領五十石

〔和漢三才圖會淡路七十六〕伊弉諾宮 在津名郡郡家○中略
神宮寺法華 妙經寺
○按ズルニ、神宮寺ハ、多ク天台眞言二宗ノ僧侶ノ掌ル所ニシテ、適律宗僧ノ之ニ與ルモノ有リト雖モ、其例甚ダ希ナリ、法華宗ニ至リテハ特ニ尠クシテ、其史籍ニ載スル所ノモノ、纔ニ此神宮寺ト下條載スル所ノ釜口八幡神宮寺トアルノミナリ、

二宮神宮寺

〔淡路國大田文〕三原郡八太村
二宮社一所　同神宮寺一所
〔淡路常磐草五〕大和國魂神社　上八太村○三原郡楽山にあり、二宮と稱す、○中略
大和社寺　同じく大和社の界内にあり、修驗の僧守りて祭事に與る、むかしは七坊ありしと云、寺地は松田に隷す、

八幡神宮寺

〔淡路國大田文〕三原郡　榎口村
八幡宮一所　同神宮寺一所
〔和漢三才圖會淡路七十六〕八幡宮　在釜口　社領五十石
神宮寺法華 妙稱寺

讃岐國藤尾八幡神宮寺

〔南海通記二十〕香西藤尾八幡宮記
讃州香西郡笠居郷破崎山ニ宮社ヲ敷立テ、八幡宮ヲ鎭座シ奉ル、○中略藤家ノ苗裔香西氏擁護ノ御神ナレバトテ、破崎ノ名ヲ改テ、藤尾八幡宮ト祝ヒ崇メ奉ル也、○中略寺地ハ寛永ノ末ツカタ、藤尾ノ西南ニ地形ヲ開キ、上ノ山ヨリ寺移リ有之也、新地ナレバ未ダ寺號モ無クシテ、宮ノ坊ト云也、正保ノ初ノ頃、宮坊器量有テ、上京シテ、寺號ハ神宮寺、院號ハ般若院ト許狀ヲ得テ被歸也、國ノ寺社奉行ヨリ、神宮寺可然トテ、院號ハ不呼也、

琴彈八幡神宮寺

〔金毘羅參詣名所圖會 三〕琴彈八幡宮、觀音寺の庄にあり、第六十八番札所なり、靈場 社僧觀音寺、○中略

七寶山觀音寺 琴彈山の中腹にあり、則神宮寺社僧なり、四國遍禮第六十九番の札所なり、

本尊正觀世音菩薩 座像の長二尺五寸、弘法大師作、中金堂と云、○中略

本坊方丈、客殿、庫裏、寶藏、倉廩等は、觀音堂の向ふに列せり、其餘末院六坊は、總門の內に連り、且金毘羅の社、生眼の八幡宮、天滿宮等、此坊中の境內にあり、

抑當寺は、人皇五十一代平城天皇の御宇、大同元年丙戌、弘法大師、唐土より歸朝の後、琴彈宮に詣て、賽の法施し給ひけるに、大菩薩の御託宣の旨により、此地に寺院を營み、神宮寺とし、常に法味を八幡に進め奉ることを謀り給ひて、則ち大師手づから觀音の尊像、および丈六の瑠璃光佛四天王等を作らせ給ひ、諸堂を建立して安置したまふ、石塔四十九基を起立し、蓋都卒の四十九重を表し給へるとかや、又大師七種の珍寶を此山に納め、國家の鎭押とし給ふが故に、七寶山と稱すとなり、山は八葉にかたどり、且九所の秘穴ありて、金剛界胎藏界に表すとぞ、

寺中七坊 鐵照院 和合院 不動院 慈眼院 寂持院 寂靜院

右六坊は、二王門より總門までの間に、兩側に列せり、泉藏院、此一坊は、伊吹島にあり、

則當寺は、八幡宮守護の社僧にして、無本寺也、寺に傳ふる所の御證文あり、

其文ニ曰 寛文七丁未年閏二月十八日御判あり

覺

讚岐國豐田郡琴引八幡社僧觀音寺と、雲邊寺之地藏院、本末就相論、双方申合令糺明處、觀音寺之事、琴引八幡爲社僧之儀、古證文無紛相見候、亦近代從地藏院法流相傳候儀も、無紛相聞候、雖然社僧に本寺は有之間敷儀候條、向後觀音寺止滅罪、偏社僧之役儀可相勤、但正月禮儀之儀者、互如在來可相勤者也、爲後證仍如件、

伊豫國三島神供寺

〔三嶋宮御鎭座本緣〕七十五代崇德院御宇、保延元乙卯年、供僧妙專勝慶等、進₂國中₁社傍一寺建立、號₂神供寺₁、外一宇堂建立、大通智勝佛像安置、大山積爲₂本地₁、其外攝社末社本地佛如₂斯調₁、御正體號、大通智勝佛左右掛並、佛供院號亦本寺堂云、是神供寺初也云云、從₂此時₁神供寺職爲₂神大夫爲澄孫₁、以₂妙專₁神供寺第一職檢按トシ、勝慶以₂院主トシ、神供寺主ナリ、何妻帶供僧云、

其後代々上官社家、以₂二男₁爲₂供僧₁、二十四坊供僧廢、中與河野家ノ議ヒニテ、二十四坊內、八坊今治別宮社、金剛院一宇建立、此所ヱ分附云云、

〔三嶋宮御鎭座本緣〕九十五代後醍醐天皇御宇、元亨二年壬戌正月十九日夜、兵火ニテ、大小社壇幷寶藏、經藏、御藏、諸役所、二王門、悉燒失、○中略

神供寺院內、佛供所、讀經所、經藏等、漸相殘品左之通、

大通智勝佛像　一體

彌勒菩薩　一體○中略

是等外少々取出スト云ドモ、急火夜分、混雜シテ其主ヲ不₂知云云、

供僧燒失以後、早速國中諸壇中ヲ打廻、堂塔建立相進候故、本社御建立ヨリ已前、堂塔、神供寺、二王門、鐘樓、僧坊坏云、新所迄悉成就云云、

土佐國高加茂神宮寺

〔土佐物語七〕一宮再興の事

そも〳〵一宮一位高加茂大明神ト稱シ奉ルハ、延喜式神名帳ニ載スル所ノ、都佐坐社是也、○中略昔は大口玉を磨き、高樓金銀をちりばめ、燈明の光日月に映じ、音樂の聲溪泉に響き、執行神主社僧鍋島國貴社人とて神職六段にして七十五人あり、七百五十町の社領を寄られ、一年に七十五度の祭禮をなす、○中略去文祿六年の秋、本山の軍士、一宮村民屋を燒拂ひ、餘煙當社の境內に及て、本社末社神人の居宅迄も、殘らす回祿せしかば、元親○長宗我部曾深く思ひ給ひ、急ぎ造營果し遂らる

筑前國宰府神宮寺

べしと、頓て京都より、大助とて隱れなき大工幷檜皮師を呼下し、同十年丁卯十一月十五日斧初、元龜元年庚午九月十三日棟上有、四十座の末坐、二王堂、護摩堂、鐘樓堂、三昧堂、經藏、寶藏、國司屋、天上屋、厨屋、經所、井屋、東西塀門、一ノ鳥井、二ノ鳥井、三ノ鳥井、三重塔、神宮寺、長福寺、一和尙神人の舍屋に至迄、春秋五歲にして、土木の功成就す、工人の妙を極め、丹靑の錦を竭しければ、言語道斷の壯觀也、

〔土州淵岳志上〕土佐國土佐郡一宮社、高賀茂大明神ト唱奉ル、延喜式神名帳ニ載ラレシ、都佐坐神社是ナリ、〈○中略〉神宮寺、善樂寺ハ別當也、仁王門ハ、神宮寺ノ仁王門ナルヲ、社ノ門ニナシタルト云、善樂寺、元ノ名ハ長福寺、公方家指アヒ有テ改ムト云、

毎年十月六日ヨリ十二日ニ至マデ一七日、一宮ノ社ヘ國中ノ眞言宗ノ出家百六七十人モ集リ、法華經千部ヲ讀誦ス、是ヲ千部經ト云ナラハセリ、此會式元親ノ時代、天正年中ヨリ始ルト云、昔ハ國分寺ノ觀音堂ニテ修行アリ、

〔土佐州郡志土佐郡〕一宮庄

神宮寺　在大明神〈○高加茂〉社前右、號百百山無量壽院、五臺山末、有田祿二寺、寬永中忠義公〈○山内〉始建、〈○中略〉

一宮　在村東北、正一位高加茂大明神、〈○中略〉堂社舊址〈○中略〉神宮寺、〈○中略〉

以上其舊蹟存而已

〔北野緣起中〕延喜三年二月廿五日にぞ、十二因緣にやどされたる、五陰のすがたをすてつとめし給ひける、〈○菅原道眞、中略、〉偖筑前國四堂のほとりに御墓所を點して、をさめ奉らんとしける程に、御車たちまちにとゞまりてはたらかず、是によりて其所をとめて御墓所とす、今の安樂寺これなり、

〔和漢三才圖會(八十筑前)〕安樂寺　宰府神宮寺

延喜十九年、藤原仲平建立之、(菅丞相薨去十七年後)

○按ズルニ、安樂寺ノ事ハ太宰府神社篇ニ詳ナリ、

香椎神宮寺

〔香椎宮編年記〕建久三年四月廿九日、榮西僧正、禪法ヲ異朝ヨリ傳ヘ來、禪院ヲ興起センコトヲ祠官中ニ乞フ、四頭コレヲ關東ニ訴フ、已ニ禁廷ヲ歷テ勅許アッテ、曆號ヲ寺ニ賜ヒ、建久報恩孝光禪寺ト云ヒ、山ヲ神龍ト云フ、支庵四宇アリ、乃チ寶藏庵、開華庵、文思庵、瑞雲庵アリ、此ヨリ祠官中ノ靈場トナス、此日始テ坊中ヲ請ジテ、菩薩大戒ヲ行フ、(俗ニ神宮寺ト云ヘリ)　正德元年十二月、本地阿彌陀佛再興シテ荒津ニ著船、翌年二月二日奉ジ來テ秀海ノ室ニ安置ス、(中略)○點眼供養スル役ハ、道師妙音寺ニテ、護國寺神宮寺報恩坊秀海僧都、各々諸役ヲ領ス、

豐前國宇佐神宮寺

〔伊呂波字類抄(見諸寺)〕彌勒寺

〔拾芥抄(諸寺下本)〕彌勒寺(宇佐宮佛)

〔八幡宇佐宮御託宣集(小倉山社)〕聖武天皇二年神龜二年乙丑正月廿七日託宣、神吾(禮)爲導未來惡世衆生(仁)、以藥師彌勒二佛(天)爲我本尊(須)、理趣分金剛般若光明眞言所念持(呂)也者、神託之趣奏聞之間、依勅定被造寺、安置佛像、號彌勒之禪院、大菩薩御願主也、在菱形宮東方日足林、卽鑄懸鐘一口、高二尺三寸、又奉造御堂、安置本尊、號藥師之勝恩寺、大神比義之建立也、在同宮辰巳方南無江之林、彌勒寺初別當者、法蓮和尚、大菩薩得如意寶珠之時、依御約束也、

〔八幡宇佐宮御託宣集(小倉山社)〕聖武天皇十四年天平九年丁丑四月七日託宣、我(禮)當來導師彌勒慈尊(乎)欲崇(布)、遷立伽藍、奉安慈尊(利)、一夏九旬(乃)間、每日奉拜慈尊(奉)者、依大神願奏、太政官始自同十年五月十五日、從日足禪院(之後十三年)移來建立之、今彌勒寺是也、

〔扶桑略記(三十白河)〕承曆五年(○永保元年)十月廿日癸酉、公家供養宇佐宮彌勒寺堂塔、曼茶羅供讃衆二十人、

少僧都頼範爲導師、

〔百練抄 白河五〕永保元年十一月廿日、供養宇佐彌勒寺塔、

頭注 去七月記、彌勒寺顚倒、有御卜、後造營歟可尋、

〔扶桑略記 後冷泉二十九〕永承六年六月五日、宇佐宮彌勒寺燒亡、

〔八幡宇佐宮御託宣集〕異國降伏事

聖武天皇廿五年天平廿年戊子九月一日託宣、古郎吾波震旦國乃靈神、今波日域鎭守乃大神、吾波昔波第十六代乃帝王、今波百王守護乃誓神、先仁波獨率數萬之軍兵志給氏隼人乎殺害志氏、大隅薩摩乎平計利、後仁波此等乃生類乎爲救聞、三歸五戒乎持牟止思布、仍毎年仁一人乃度者乎儲氏、號年分氏、吾加神乃名乎授計氏、令祗候社氏、氏人等仁法華最勝乎習志、三歸五戒乎持世氏、毎月六齋日辰時仁、三歸五戒乎傳遍受牟、歸依三寶、依持戒之力氏、復滅亡像末之邪神氏、天帝乃御命乎奉、守護牟毛乃曾者、依之孝謙天皇元年天平勝寶元年乙丑、官符之後、毎年一人度者令得度、入同彌勒寺、

〔類聚三代格 三〕太政官符

豐前國八幡神戸人出家事

右奉今月廿二日勅、件神戸人、毎年一人、宜令得度入彼國彌勒寺、

天平勝寶元年六月廿六日

〔類聚三代格 三〕太政官符

應試度八幡彌勒寺年分者事 五箇條之第二

右別當觀音寺講師傳燈大法師位光豐、彌勒寺講師傳燈大法師位光惠等牒偁、護宗廟鎭社稷、大神之威無二、助神靈增威勢、大覺之德最一、是以聖朝建立彌勒寺、度年分一人、以酬彼神靈、理須簡智行者、蠲磨剃頭請師授戒、而承前宮司不經試練、任情度補、法會之庭、法用有闕、轉經之日、經文訛雜、徒免

課役、不曾住持、聖願既闕、神感何有、望請簡住神山若彌勒寺、經三年已上、六時行道、心行已定之人、請師宮司共試讀經、然後度補者、左近衛大將從三位兼守大納言行民部卿清原眞人夏野宣、奉勅依請、

天長七年七月十一日

〔八幡宇佐宮御託宣集小倉山社〕朱雀天皇十年天慶三年庚子、寶元年之後一百九十一年被加年分二人官符、

太政官符

應加度豐前國八幡宮年分者二人事

右從三位守大納言兼右近衛大將行陸奥出羽按察使藤原朝臣實賴宣、奉勅件年分者、宜加度者、府宜承知於豐前國彌勒寺、每年試度、符到奉行、

右少辨正五位下兼内藏頭源朝臣　　右大史正六位上大窪宿禰

天慶三年八月廿七日

件二人加度事、平將門、承平年十六萬人惡黨、押領東國、令伺北闕、藤原澄友、天慶以一萬七千人、乘七百餘艘、充滿西海道、打上上洛、船、（○船字當在艘字下）依之公家差遣官兵、被祈申當宮、神吾以三歸五戒之力、可奉守護帝皇之由、奉仰天平神託、爲第二殿比咩大神第三殿大帶姬御戒師、被加今二人年分僧也、

〔續日本後紀仁明二〕天長十年十月丁未、緣景雲之年、八幡大菩薩所告、至天長年中、仰太宰府得寫一切經、至是安置彌勒寺、

〔享祿本類聚三代格二〕太政官符

應安置一万三千畫佛像七十一（○一、政事要略、帝王編年記作二、）鋪事

各廣六幅　高一丈六尺（○中略）

西海道十二（○二、政事要略、帝王編年記作一、）鋪　太宰觀音寺一鋪　八幡神宮寺一鋪

右得元興寺傳燈大法師位賢護牒偁、先師故律師傳燈大法師位靜安、承和年中、奉勸國家、禮拜佛名、

始行内裏、漸遍天下、遂詔諸國、並令修之、又本作是念佛經共寫、鎭護國家、卽寫經典、分置諸國、未畫佛像、忽隨冥期、方今遺敎在耳、追思增悲、苟爲弟子、當述師志、因茲發心致誠、奉造如件、望請分置内裏幷諸國、永付公帳、每至御願懺悔之會、卽便修此像前、但内裏料納圖書寮、然則國家安樂、社祚延長、謹請官裁者、從三位守大納言兼左近衛大將行陸奥出羽按察使藤原朝臣基經宣、依請、

貞觀十三年九月八日、〇又見政事要略、帝王編年記、

〔水鏡 下 嵯峨〕五年〇弘仁の春、傳敎大師、もろこしへわたり給ひしをりの願をとげむとて、つくしへおはして、ほとけをつくり、經をうつし給ふ、又うさの宮の神宮寺にて、みづから法華經を講じたまひしに、大菩薩託宣し給ひて、われ久しくのりをきかざりつ、いまわがために、さま〴〵のくどくをおこなひたまふ、いとうれしき事なり、わがもてるころもあり、とのたまひて、託宣の人、御殿に入て、むらさきの七條の御けさ一帖、むらさきのふすま一領を大師にたてまつり給ひき、ねぎはふりなど、むかしよりかゝることをいまだ見きかずと申侍りき、其けさふすま、いまにひえの山にあり、〇又見叡山大師傳、僧綱補任、

〔類聚國史 五 神祇〕天長六年五月丁酉、令僧十口轉讀一切經八幡大菩薩宮寺、

〔享祿本類聚三代格 二〕太政官符

應頒下金字仁王會經七十一〇一字原无、據下文及日本紀略補、部百卌二卷事〇中略

豐前彌勒寺一部

右被右大臣宣偁、奉勅諸佛法門、俱期攘災增福、其中仁王般若最勝、號鎭國保民、是發自睿衷、從茲嚴寫都合七十一部、每國各頒一部、事須安居會次、相共講轉、以爲歲事、願上自一人、下至百姓、同承景福、永無斷塞、宜仰下諸國、依件修之、

貞觀十六年閏四月廿五日〇又見日本紀略、

〔類聚三代格三〕太政官符

應充八幡彌勒寺講讀師法服布施事三箇條初文也

右別當觀音寺講師傳灯大法師位光豐、彌勒寺講師傳灯大法師位光慧牒偁、件寺元無置講讀師、依太政官去年二月一日、五月十日兩度符、始被補任、望請正月幷安居等法服布施、準諸國例、始從當年、以大神封物被充行者、以前左近衞大將從三位兼守大納言行民部卿淸原眞人夏野宣、奉勅依請、

天長七年七月十一日

〔新抄格勅符抄神封〕太政官符　太宰府

一應納府庫八幡大菩薩封一千四百戸

位田百卌町

右檢案內、去天平勝寳七歲三月廿八日下符偁、得府解偁、豐前國司解宇佐郡司解偁、部下百姓津守比刀申云、八幡大神託、己宜、吾不領物乎、神乃受氐无所用、徒如捨於山野、封戸朝廷返奉、神波常所給神田美乃被給牟者、府遣使覆勘、每事得實、仍具狀申送者、官判隨神敎命、其封戸調庸、及位田暫充造神宮寺料者、自今以後、宜納府庫、○中略

延暦十七年十二月廿一日

〔類聚三代格三〕太政官符

應割神封仕丁充八幡彌勒寺事三箇條其二也

右別當觀音寺講師傳灯大法師位光豐、彌勒寺講師傳灯大法師位光慧等牒偁、件寺元來不有駈仕、荊棘滿庭、無人掃除、況復風雷猛烈、誰以防護、今有神封仕丁廿四人、望請割彼六人、永充駈使、以前左近衞大將從三位兼守大納言行民部卿淸原眞人夏野宣、奉勅依請、

天長七年七月十一日

〔豐後國圖田帳〕豐後國中神社佛寺權門勢家庄園國領公領田及領家預地頭辨濟使等交名事注進、

都合田代六千七百二十八町餘八ヶ郡分〇中略

宇佐宮領千六百餘町

彌勒寺領千町餘九十三町〇中略

豐後國庄公幷領主等之事、委可注進言上之由、今年二月二十日雖被成御教書候、〇中略直人等粗注進候狀一卷內、爲御存知令進置候、但此狀者無四度計候、追進之時可被取替候、恐恐謹言、

弘安八年九月日　　稅所宮內大輔小野朝臣幸直在判

謹上信濃判官入道殿

豐後國直人等注申

當國八郡　國崎　速見　直入　大分　海部　大野　球珠　田數幷領主等之事

一國崎郡千六百三十八町內〇中略

伊美鄕七十町　宇佐宮彌勒寺領地頭御家人伊美兵衞二郎永久、法名道念、〇中略

香地鄕六十町　彌勒寺領　地頭川越安藝前司

眞玉庄七十餘町　彌勒寺領　地頭御家人眞玉左衞門尉惟信〇中略

草地庄二十五町　彌勒寺領　地頭兵庫助殿〇中略

臼野浦十五町　彌勒寺領寺家所司等〇中略

姬嶋三町　彌勒寺領寺家所司等〇中略

一速見郡〇中略

竈門庄八十町　宇佐宮彌勒寺〇中略

八坂庄二百町　宇佐宮彌勒寺領〇中略

一山香鄕二百町　宇佐宮彌勒寺領〇中略

一海部郡〇中略

得善名六町　彌勒寺領　彌勒寺別當〇中略

右田代分限領主相傳証跡御下文次第、雖未尋究、候委細旨如此、重而可注進言上狀如件、

〔八幡宇佐宮御託宣集小倉山社〕天皇〇聖武感三寶歸依之神託、爲吾寺興行之學分、御奉寄狀云、

豐前國彌勒寺學分

綿壹萬屯　稻壹拾萬束　墾田壹百町

以前捧上件物、以華嚴經爲本、一切大乘小乘經律論抄疏章等、必爲轉讀講說、悉令盡竟、遠限日月、窮未來際、敬納彼寺、永爲學分、依此發願、太上天皇沙彌勝滿〇聖武諸佛擁護、法樂薰質、萬病消除、壽命延長、一切所願、皆使滿足、令法久住、拔濟群生、天下太平、兆民快樂、法界有情、共成佛道、復誓、其後代有不道之主邪賊之臣、若犯用若破障、不令勤行佛事者、是人必得破辱十方三世諸佛菩薩一切賢聖之罪、終當落大地獄無數劫中永無出離、復十方一切諸天梵王帝釋四天大王天龍八部金剛密跡護法護塔大善神王、及普天率土有大威力天神地祇七廟尊靈、并佐命立功大臣將軍之靈等、共起大禍、永滅子孫、若不犯觸、敬致勤行者、世々累福、紹隆子孫、共出塵域、早登覺岸、

天平感寶元年六月廿三日

奉勅正一位行左大臣兼太宰府帥橘宿禰諸兄　右大臣從二位藤原朝臣豐成

大僧都法師行信

〔延喜式二十六主税〕凡太宰彌勒寺燈分料、以豐前國地子稻三百束、每年充之、

〔僧綱補任下〕八幡法印光清　九月〇保延三年廿四日死去、五十五檢校、天承任大僧都、八幡正員初也、彌勒寺此時付八幡了、〇又見古事談

〔日本靈異記下〕產生肉團之作女子修善化人緣第十九

肥後國八代郡豐服鄉人、豐服廣公之妻懷姙、寶龜二年辛亥冬十一月十五日寅時產生一肉團、其姿如卵、夫妻謂爲非祥、入笥以藏置之山石中、經七日而往見之、肉團殼開生女子焉、父母取之、更哺乳養、見聞人合國無不奇、經八箇月、不俄長大、頭頸成合、異人無頤、身長三尺五寸、生知利口、自然聰明、七歲以前、轉讀法華八十花嚴、默然不逗、終樂出家、剃除頭髮、著袈裟修善化人、無人不信、其音多出、聞人爲哀、其體異人、無閻無嫁、唯出尿有竇、愚俗呰之、號曰猴聖、時託磨郡之國分寺僧、又豐前國宇佐郡之矢羽田大神寺僧二人、嫌彼尼言、汝是外道、啁呰嚼之、神人自空降、以桙將棠僧、僧恐叫終死也、〇下略

八幡比賣神宮寺

〔元亨釋書十八願雜〕舍利尼者、肥之後州八代郡人也、〇中略具自然智、言詞巧妙、七歲誦法華華嚴二經、出家成比丘尼、〇中略道俗尊重、號舍利菩薩、肥後州國分寺沙門、幷豐州宇佐神宮寺〇法華驗記作宇佐大神宮寺僧二人誹謗舍利、時空中垂長臂、不見身、抓裂二比丘頭面、二人不幾俱死云、

〇按ズルニ、靈異記ニ謂ユル、矢羽田大神寺ハ、卽チ宇佐ノ八幡神宮寺ヲ指セルナラン、

〔續日本紀二十八稱德〕神護景雲元年九月乙丑、始造八幡比賣神宮寺、其夫者便役神寺封戶、限四年令畢功、

〔八幡宮本紀四〕末社〇宇佐神宮及舊跡　神宮寺址　續日本紀に天平神護元年九月乙丑、始て八幡比賣神宮寺を造らしめらる、四年を限りて功を畢らしむとあり、そのかみは、此寺にも朝廷より八十八箇の庄を寄附ありて、修理料とし給ひけるなど云、いづれの時よりか、寺堂退轉し、今わづかに假堂のみ存せり、

香春神宮院

〔續日本後紀六仁明〕承和四年十二月庚子、太宰府言、管豐前國田河郡香春岑神辛國息長大姬大目命、忍骨命、豐比咩命、總是三社、元來是石山、而土木總無、至延曆年中、遣唐請益僧最澄、躬到此山、祈云、願緣神力、平得渡海、卽於山下、爲神造寺讀經、爾來草木蓊欝、神驗如在、每有水旱疾疫之災、郡司百姓就

之新嶠、必蒙感應、年登人壽、異於他郡、望預官社、以表崇祠、許之、
〔元亨釋書一傳智〕釋最澄、世姓三津氏、近州滋賀郡人也、○中略弘仁五年、○中略於賀春神宮寺講妙經、是時豐前州田河郡吏等、錄瑞雲狀寄之、澄固封告義眞曰、非吾滅後、不得開緘、寂後門弟子等披閲其文、曰、今月十八日未時、紫雲光耀、起賀春嶺、覆法筵之庭、村民悉見敬異、又是澄泛海時、宿田河郡賀春山下、夢梵僧來前、袒衣露身、左肩似人、右肩如石、言之曰、我是賀春明神也、和尚慈悲、救吾業道之身、我當加助求法、晝夜守護、欲知我實、海中急難、現光爲驗、澄明旦眎右邊崩巖、草木不生、宛如夢中半身、心異焉、又海中風浪、果有光曜、是以思神之不浪也、而建法華院、自創講席、乃神宮院也、開講之後、其右巖之地、漸生草木、年年滋茂、郷邑嘆異、

肥前國松浦神宮彌勒知識寺

〔東大寺要錄六〕彌勒知識寺(在肥前國松浦郡)
右天平十七年十月十二日、本願聖皇(○聖武)施入水田廿町、
〔松浦廟宮本緣起〕少貳(○藤原廣嗣、中略)遁去肥前國松浦郡値加浦、乘龍駒遙欲移隣朝、向馬於海上、不敢進、○中略遂吹著小値嘉島、次還來松浦橘浦、(彼御忌日、十月十五日也、)其遺體三箇日懸虚、流電鏃落之所、今鏡宮也、○中略於斯勅使眞吉備朝臣、以天平十七年、造立廟殿二字、奉令鎭坐、而所廟以卽建立神宮知識無怨寺、奉安置佛經、以彼廿口僧、定置祈願住寺之僧、以持夫六十人、分置宮寺雜掌人、(御墓守三十人、寺家雜役三十人、)○中略過十餘年之間、眞吉備朝臣、內心祈念云、宛念若相叶、元可奉事松浦藤廟、所念已成就、以天平勝寶六年、拜任太宰都督、卽經奏聞、定行廟宮春秋二季千卷金剛般若讀經、并最勝會彌勒會等、○中略又神宮無怨寺、寄置水田四十町、(二十町燈油佛聖、并廟御忌日十五日料、二十町住寺料、願僧二十口之料也、)又免田六十町、(三十町分置御墓守三十人料、三十町寺家雜役三十人料也、)又其次定置鏡尊廟之號、○下略
〔類聚三代格三〕太政官符
應令常住肥前國松浦郡彌勒知識寺僧五人事

無凡山神宮寺

右得太宰府解偁、觀音寺講師傳灯大法師位光豊牒偁、依太政官去天平十七年十月十二日騰勅符、件寺始置僧廿口、施入水田廿町、自爾以來、年代遙遠、緇徒死盡、田寺空存、修行跡絶、望請置度者五人、令修治彼寺、即鎭國家、兼救遊靈者、府依牒狀、謹請官裁者、右大臣宣、宜選心行無變、精進不倦、堪住持佛法、鎭護國家之僧、以令常住、

承和二年八月十五日

〔和漢三才圖會 八十 肥前〕神宮院　在松浦郡　眞言

〔長崎志 四 修驗道〕無凡山神宮寺

眞言宗當山派、醍醐三寶院末寺、　寛永元甲子年建

境内四千六百二十五坪餘　里郷之内

當院は、當山派修驗常樂院、八幡町屋敷地に開創し、二代能授院、三代吉祥院迄、凡八十餘年在住せり、

一當山緣起に、古昔崇嶽とも瑱杵山ともいへるよし書載あり、然るに明曆年中、黑川氏在勤之節、當表に唐僧木庵和尙渡海あり、或時木庵此山ニ登臨せしに、大洋無邊に瀰盈し、衆峯直下に峙ち環れり、其景致、凡俗を離れし勝境なれば、名を題して、大石に無凡山黃檗木庵書之字を筆せり、遂に其字を彫刻し、是より諸人無凡山と唱へ來れり、其頭は草生茂りたる山路なりしに、四十餘年を經て、寶永二年、右三代の吉祥院、此山を願叶へて、山上の石窟を穿て、五尺方之内に、金毘羅神を勸請せり、

一正德三年、麓庵地を免許あり、享保三年、畑地三反差免され、同年百間方之地を預け置れ、此所に神木を植えひ、

一享保十年五月、山號寺號免許あり、

一元文元年、麓御祈禱所、拜殿建立あり、
一石燈籠一基、高八九尺、麓道傍にあり、武州江戸市川團五郎建、
一石鳥居享保六年閏七月建、麓にあり、
一上宮窟室、幷石燈籠一對、寶曆六年、
一石燈籠一基、高一丈、同八年十一月建、
一石鳥居上宮ニ建、同年、
一法華經書寫塔、同十年八月建、
降神觀額アリ

岳色千春臨福海
波光萬里乘雲風　聯對アリ

同十一年、唐人王履階敬立、
一石燈籠一基、高一丈、同十二年三月建、
開基常樂院快淸　寛永元年より在住二十二年
二代能授院幸元　正保二年より同三十八年
三代吉祥院長慶　天和三年より同五十二年
四代吉祥院鳳鼎　享保十九年より同四十二年
〔續長崎志四道觀經營〕無凡山神宮寺〇中略
一天明四甲辰年、唐人費晴湖額、幷對聯寄進ス、〇中略
一寬政六甲寅年、唐船主共相願、本船四步銀之内を以て、銀三貫五百目奉納之儀免許有之、
一同年院宅再建有之

一寬政十一己未年、唐船主某、○中略頼聯寄附之、○中略
一文化六己巳年、當寺江是迄、唐船壹艘より、銀百五十目ツヽ送り銀いたし來之所、諸船主因頼増銀被免、都合貳百五十兩ツヽ送り銀と相成、
一同九壬申年二月、拜殿護摩堂修復有之、
一同十二乙亥年、鐘樓堂地所替免許有之、
一文政元戊寅年二月、鐘樓堂地所替再建、同三月堂供養有之、
一同八乙酉年二月、玄關庫裏再建、
一同十一戊子年八月九日夜、大風ニ而石鳥居崩る、山中之樹木百三拾本吹折、
一天保二辛卯年八月、護摩堂一宇再建、
○按ズルニ、本文神宮寺ハ、何レノ神社ニ屬セシモノカ、今詳ナラズ、

肥後國阿蘇神宮寺

〔阿蘇文書〕下三社神官等

可早任先例爲大宮司惟次沙汰、遂社造營事

右造營者、社大營也、而破壞以後、修復緩怠、冥鑒口恐事也、神宮寺幷神事用途、多引募免田、寶殿顚倒云云、對何可遵行其勤乎、彼地利於半分者、終功之際、早爲惟次沙汰、可宛造營用途之狀、所仰如件、

建久九年七月廿九日

〔西行雜錄〕阿蘇寺

九州屬靜謐者、最前可有御參詣、先爲御代官被進堯首座者也、衆徒一同可被御祈禱誠精候由、依仰執達如件、

天授三年二月廿二日　　左少將書判

阿蘇社衆徒中　包紙ニ阿蘇社衆徒中　左少將胤房

以神宮寺爲姓氏

〔日次日記〕觀應二年五月十五日、楠木使者兩人、神宮寺持監入道〇下略

〔河內名所圖會二石川郡〕建水分神社水分村にあり〇中略

神宮寺同村にあり、毘沙門天に、正成の所念佛なり、

水分壘同村にあり、南軍楠黨神宮寺太郎これを守る、

以神宮寺爲地名

〔若狹國志二村里〕神宮寺

類聚國史所謂神願寺在于此、後改神宮寺、故村名亦從之、

〔遠江國風土記傳三引佐郡〕神宮寺

高四百四拾五石二升七合

中古於諸社地建寺、置僧、僧尼祭神社、以號社僧、神宮寺是也、爾來爲村名、

雜載

〔續日本後紀七仁明〕承和五年三月甲申、勅曰、遣唐使頻年却廻、未遂過海、夫冥靈之道、至信乃應、神明之德、修善必祐、宜令太宰府監已上、每國一人、率國司講師、不論當國他國、擇年廿五以上精進持經心行無變者、度之九人、香椎宮二人、大姬一人、八幡大菩薩宮二人、宗像神社二人、阿蘇神社二人、於國分寺及神宮寺、安置供養、使等往還之間、專心行道、令得穩平、

〔日前國懸兩大神宮舊立上〕當宮芝之東北邊も、後世畠にすかれ、秋月村領に入候而、慶長年中、檢地入申候、無程此邊へ、鄉中より猥に一寺を立、則神宮寺と申來候、右之委細は、別段に相記御座候、

〔古今神學類聚抄神道四〕兩部習合諸家流

稱德天皇御宇ニハ、丈六佛像ヲ伊勢ニ安置セラレテ、大神宮寺モアリキ、諸社ニモ亦神宮寺アリ、供僧社僧ノ號アリ、〇中略又大中小社共ニ、上古ハ造營ノ制モ勅裁ニ定タル由官符ニ見レド、古制ニ不稱而已ニ非ズ、佛閣ニ同ク、又宮寺(ミヤデラ)ノ神社トサヘ稱スルニ至レリ、古今著聞集ニ載、基俊卿、城外セラレケルニ、道ニ一堂アリ、榎木有テ、其木ニ六歳計リナル小童上リテ、榎實ヲ取喰フ、爰ヲバ何ト云ゾト尋ラレシニ、社堂(ヤシロダウ)ト申也ト答フ、基俊卿何トナキ口占ニ、此堂ハ神カ佛カオボツカナ、

ト云レケレバ、彼童打開テ取モアヘズ、法師神子ニゾ問ベカリケル、ト附ケリ、基後アサマシク不思議ニ覺テ、此童ハ唯也者ニ非ズト感歎セラレシト也、其頃迄ハ社堂ノ名ヲ怪ミテ、神カ佛カト、口占ニモセラレシニヤ、今ハ宮寺ノ號モ尋常ト成テ、誰怪ム人モナク、書ニモ筆シテ、從テ神佛一致ノ緣起ヲ說テ相貴クルニ至レリ、古今ノ異リ、不亦甚乎、今時諸社參詣ノ貴賤、其神號ヲ問ヘバ、元ニ烏帽子ヲ戴キ、躬ニ祭服シ、手ニ大麻ヲ取テ、髭白キ神人曰、阿彌陀也ト、是何事哉、而モ聞人不怪、其信敬還テ神號ヨリモ彌增也、云拾云恰センスベヲ不知、

古事類苑

神祇部四十九

神木

古事類苑

神祇部四十九

神木

神木ハ、又靈木トモ稱ス、多クハ神社ノ境內ニ在リテ、常ニ注連ヲ引キ欄ヲ設ケテ、以テ特ニ敬畏崇重スル所ノ樹木ナリ、

凡ソ神木ハ、其神祇ニ緣故アルモノ、若クハ原ヨリ其社地ニ在ル所ノモノヲ以テ之ニ充テ、或ハ之ヲ以テ其社名ト爲シ、或ハ其神體、若クハ神符ト爲スモノアリ、而シテ神木ハ、一社一木ヲ以テ常トスレドモ、稀ニハ一社ニシテ數種アルモノアリ、或ハ社邊ノ樹木ヲモ總稱スルモノアリテ、必ズシモ一樣ナラザルナリ、

中世以降、神木動座ト稱スルコトアリ、一ハ春日ノ神人等事ヲ朝廷ニ訴フル時ニ於テシ、一ハ紀國造職讓補ノ時ニ於テス、共ニ榊ヲ捧持シテ以テ神體ニ擬スルナリ、

名稱

〔伊呂波字類抄〕志疊字 神木

〔書言字考節用集〕三神祇 神木(シンボク)

〔古今神學類編〕二十七祭物 神木

按ズルニ、神木ト稱スル事、異朝ニモ、柏栗其土地ニ宜キヲ以テ社標トスル事、論語ニ見ユ、周禮ノ地官司徒ニ、社稷ニハ其野ノ所宜之木以名クトモ見エタリ、考工記ニ、橘踰淮而北爲枳、又鸜鵒不踰濟、貉踰汶則死、此皆地氣然也トモ侍リ、地宜ノ禽獸、土宜ノ植物、皆是同一理耳、本朝ニ謂ル神木

モ土宜ニシテ、又別致多シ、獨リ榊而已ニハ非ズ、諸社皆其木異ニシテ、或ハ神愛ノ物アリ、鎭座ノ本緣アリ、其由緒亦一方ナラズ、凡神樹トハ、以木名名社ノ類也、櫟社枌楡社ノ類是也、柏樹ヲ鬼神ノ爲所棲、亦此謂耳、本朝ニモ亦社傳ニヨリテ、此類尤多例也、或記ニ云、神前ニ樹ヲ植ル事、本社ト拜殿ト、內外ノ樹各別ナリ、外ノ植木ニハ左橘、右ハ櫻也、內ノ樹木ハ左ニハ榊、右ハ竹ヲ植ル、是故實也ト云ヘリ、是ハ社殿ノ神木ニ非ズ、唯新ニ勸請シタル原廟ナドニ如此用ルニヤ、

〔壐尻十〕榊太玉串　或問、榊是を神體なりと云、如何、曰、大荒の世、明鏡を榊にかけて祭る、榊は後世の御尸立の如し、直に榊を神體とするにあらず、春日祭りの御榊、神鏡をかけ奉るにて知るべし、神行に先だち捧け行榊は、則幣にして太玉串と稱す、されはもろこしにもかゝる事あり、宋の師隨が社に定むべき所の木をもつて、刻んで主とすといひしを、朱子所定の木を以て主とするは世話に云、神樹の模樣の如し、木を持來り栽て主を作るにはあらず、其地にある所の木を以て社になづく、今云神木也、櫟社楡社の如しといへり、是我國三輪の神の杉と一般の事歟、是は其地にある所の樹木、其土地の氣をうけて生長す、ゆゑに神氣自寓す、故にこれを主として祭るは古昔質朴の風なり、宮殿に神靈を祀りながら、又外に榊を栽て是を御體と云は、理に於て誤れり、

貞按、夏后氏は松を以し、殷人は柏を以し、周人は栗を以てするを以て、古の社の義分明なり、

〔類聚名物考神祇十三〕神木

今神木とて、その社によりて、木を植る事有、神の託所なり、稻荷三輪の杉をあがむるが如き是也、その來る事久し、論語にも見ゆ、事は周禮に出たり、

〔周禮十大司徒〕大司徒之職、掌建邦之土地之圖、與其人民之數、以佐王安擾邦國、○中略而辨其邦國都鄙之數、制其畿疆而溝封之、設其社稷之壝而樹之田主、各以其野之所宜木、遂以名其社與其野、

〔論語二八佾〕哀公問社於宰我、宰我對曰、夏后氏以松、殷人以柏、周人以栗、曰使民戰栗、子聞之曰、成事

不ㇾ說、遂事不ㇾ諫、旣往不ㇾ咎、

〔百練抄五堀河〕寛治七年二月二日、祭主親定、大宮司公房、前宮司國房等、自所訴神宮重事六ヶ條、於大膳職對問、去年假殿遷宮延引事、國房折壹受宮棟持柱、并瀧原宮靈木事、○中略等也、

〔下學集下草木〕榊神木也、倭字歟、

〔倭名類聚抄序〕祭樹爲榊

〔萬葉集四相聞〕大納言兼大將軍大伴卿歌一首

神樹爾毛、手者觸云乎、打細丹、人妻跡云者、不觸物可聞、

〇按ズルニ、萬葉集略解ニ、本居宣長ノ說ヲ引キテ、神樹、かみきと訓べし、さかきとては、たゞ山に有さか木にまがひて、此歌に叶はず、トアレドモ、今ハ舊訓ニ依リテ此ニ載ス、

〔古今和歌集二十大歌所〕とりものゝ歌

神垣のみむろの山の榊葉は神のみまへにしげりあひにけり

霜八たびおけどかれせぬ榊葉のたち榮ゆべき神のきねかも

〔古今和歌集遠鏡八〕きねは木根にて、すなはち榊をいへるなり、木を木根といふは、萬葉に草を草根とよめる歌多く、また岩を岩根、屋を屋根、矛を矛根などいふ例にて、根は添へたる言なり、されば神のきねは神の木なり、しかるを拾遺集貫之歌に、おし引の山の榊葉ときはなる陰に榮ゆる神のきねかな、とよめるは、既にこゝの歌を、巫覡のことゝ心得あやまりて、よめりとぞおぼゆる、

〔拾遺和歌集十神樂〕榊葉にゆふしでかけてたが世にか神の御前に祝ひそめけん

榊葉の香をかぐはしみとめくれば八十氏人ぞまとひせりける

〔續後撰和歌集九神祇〕神祇歌の中に　　僧正行意

杉

すゞか河ふりさけみれば神路山さかき葉分て出る月影

〔日吉社神道秘密記〕一柱木アリ、神木之隨一也、〇中略

一榊木諸木祖木是也、〇中略神前有之、近代處々植之、

〔伊呂波字類抄〕〈與部社〉吉田社　永延元年、山蔭中納言奉鎭之、春日大原野奉崇之、以榊爲正體、

〔神名秘書〕眞玉神　五十鈴河上地主也

件神無寶殿、以賢木爲神殿也、衢神猿田彦大神是也、

〔二十二社註式〕稻荷社

山城國風土記云、稱伊奈利者、秦中家忌寸等遠祖、伊侶具秦公、積稻粱有富裕、仍用餅爲的者、化成白鳥飛翔居山峯、伊奈利生、遂爲社名、至其苗裔悔先過而拔社之木殖家禱祭之、其木蘇者得福、木枯者不福、〈〇原本有誤脫、以延喜式神名帳頭註、諸社根元記等補正、〉

〔驗の杉〕山城風土記云、〇中略今殖其木蘇者得福、殖其木枯者不福、今も件の古事に倣ひて此神に禱願事して、社邊の木を拔持來て、己が家に殖うるに、其木蘇は福を得、枯るれば福あらずと云へるにて、これによりて禱願事の成否をトる由なり、〇中略さて件の社之木といへるは杉にて、いはゆる稻荷山の驗の杉なるべし、〇中略おもふに、そのかみ神の白鳥と化りて居り給へる、山峯の杉木をしるしの杉と稱へ、其處に社を造りて〈驗にいはゆる中社〉祭たりけるを伊呂具が苗裔、其社邊なる同じ木種の杉を拔もて來て、己が家に殖たりしを、世人もそれに倣ひて、その社邊の同じ木種の杉苗を拔て、おのれおのれが家に殖て、幸福を求めたりけん、かくて山上の社を今の地に遷せる時、〇中略舊の山上のしるしの杉の木種の木を、今の中社邊に移し殖て、神木として、それをもやがてしるしの杉と稱へりしなるべし、しか名を呼ぶ杉今もあり、さてまたむかしは同じ木種の杉の多かりけむを、それをもしるしの杉と呼びならひて、其苗を家に引殖もし、

なべては其をことのもとゝして、その枝を採りて插して還向る例なりしなるべし、今も此社地に杉多かり、六帖に、稲荷山杉のむら立おしなべて木のもとごとにくるよしもがな、と見えたり、杉の多かりつるさまおもひやるべし、

〔年中行事秘抄四月〕上卯日稲荷祭事
件神社立始祭始之由、慥無所見、但彼社禰宜祝等申狀云、此神和銅年中始顯坐伊奈利山三箇峯平處、是秦氏祖中家等、拔木殖蘇也、卽彼秦氏人等爲禰宜祝、供給春秋祭等、依其靈驗有被奉臨時御幣、

〔源順集〕二月はつむま、いなりのやしろにまうづる人に、
稲荷山尾上にたてるすぎ〳〵にゆきかふ人のたえぬけふかな

〔更科日記〕初瀬川などうち過て、その夜みてらにまうでつきぬ、はらへなどしてのぼる、三日さぶらひて、あかつきにまかでむとてうちねぶりたるに、よさりみだうの方より、すはいなりよりたまはるしるしのすぎよとて、物をなげいづるやうにするに、うちおどろきたれば夢なりけり、曉よぶかく出てえとまらねば、ならざかのこなたなる家をたづねてやどりぬ、○中略夏秋も過ぬ、九月○康平元年廿五日よりわづらひいで○橘仲俊十月五日に夢のやうにみないておもふ心地、世中に又たぐひある事ともおぼえず、はつせにかゝみ奉りしに、ふしまろびあきたるかげの見えけんは、是にこそは有けれ、うれしげなりけんかげは、きしかたもなかりき、今行末はあべいやうもなし、廿三日はかなくも煙になす、○中略はつせにて、まへのたびは、いなりよりたまふしるしの杉よとて、なげ出られしを、いでしまゝに、いなりにまうでたらましかば、かゝらずやあらまし、年ごろ天照御神をねんじ奉つれど、みゆる夢は、人の御めのとして、內わたりにあり、みかどきさきの御影にかゝるべきさまをのみ、ゆめときもあはせしかども、その事はひとつかなはでやみぬ、たゞかなしげ也とみし鏡のかげのみたがはぬ、哀に心うし、

〔蜻蛉日記上之下〕九月になりて、世中をかしからんもの人まうでせばや、かう、ものはかなき身の

うへも申さむなぜさだめて、いとしのびあるところにものしたり、ひとはさみのみてぐらにかうかきつけたりけり、まづしものみやしろに、

いちしるき山ぐちならばこゝながら神のけしきを見せよとぞおもふ

中のに

いなりやまおほくのとしを越えにけりいのるしるしのすぎをたのみて

〔大鏡　三 太政大臣實頼〕太政大臣實頼、これたゞひらのおとゞの一男におはします、小野宮のおとゞと申き、〇中略大かた何事にも有職に、御心うるはしくおはします事は、よのつねの人の本にぞひかれさせ給ふ、そのゝみやの南おもてには、御もとゞりはなちていでさせ給ふ事なかりき、そのゆへは、いなりのすぎのあらはにみゆれば、明神御覽すらんに、いかでかなめげにてはいでんとの給はせて、いみじくつゝしませ給ふに、おのづからおぼしわすれぬるをりは、御袖をかづかせ給ひてぞ、おどろきさわがせ給へる、

〔元輔集〕とはふるが子の七夜に

おひしげれ平野の宮のあや杉よこきむらさきの色重ぬべく

〔新撰六帖　一〕なかの春　藤原知家卿

いなり山杉の青葉をかざしつゝ歸るはしるき今日のもろ人

藤原光俊朝臣

きさらぎやけふ初午のしるしとて稻荷の杉はもとつ枝もなし〇又見二夫木和歌抄一

〔安齋隨筆後編　五〕稻荷ノ杉

或問云、夫木抄光俊朝臣歌、きさらぎや今日初午のしるしとていなりの杉はもとつ葉もなし、此もとつ葉もなしといふ心は如何、貞丈答、堀川次郎百首、稻荷詣題仲、いなり山しるしの杉を

尋きてあまねく人のかざすけふかな、とよめり、稻荷山へ詣る人、杉の葉をとりてかざしにする故、下枝を折取る、されば本の方の葉なくなるなり、かざしとは、葉を取て頭にさすなり、稻荷山のしるしの杉、古歌によみたる多し、

〔永久四年百首春〕稻荷詣　顯仲

いなり山しるしの杉を尋ねきてあまねく人のかざすけふかな

〔驗の杉〕永久四年百首に、春〇中略しるしの杉をたづねきてとよまれたるも、三社の內、ことさらに中社をさせる意ときこゆ、さて風葉和歌集に載たる、まつら物語に、龍吟出家し侍りて、又のとしの春、こぞのひつきに、稻荷の御幸の御供つかうまつりて侍りけるかざしの杉に、雪のふりかゝりたりしなどおぼしめしいでられければ、あまのもしほ火の院御歌、いのりこし神さへつらしいなり山いづら驗のしるしなりける、などよめる歌みえたり、初午ならでも、杉をかざす例なりしなるべし、

〔永久四年百首春〕稻荷詣　仲實

いなり山しるしの杉を春がすみたなびきつるゝけふにもあるかな

俊頼

いなりにも思ふ心のかなはずはしるしの杉のをられましやは

忠房

稻荷坂さかしくとまる心かなみな杉のはをふけるびはりに

〔散木弃歌集六神祇〕稻荷にまゐりたる人の、すぎをこひければ、つかはすとて、たゝうがみにかうがいのさきして、書つけてつかはしける、

人しれずいなりの神にいのるらむしるしのすぎとおもふばかりぞ

返し、扇のつまにかけり、

君をとはいなりの神にいのらねばしるしの杉のうれしげもなし

〔台記別記〕久安四年七月十一日丙申、此日詣稲荷、(○中略)先於下社奉幣、(同時則王實復座也)申祝、無還祝、但獻椙、(○椙)苔、(蓋木紙置)於余(○頼長)屋取椙、不取折敷、副笏退下、給僕從、次歩行參中社、奉幣申祝、獻椙給僕、如先、渡御前、(不歸東方)參上社、奉幣等事又同、(○中略)今日、女子(○多子)詣石清水稲荷、(新入內○中略)正月十九日、於下社乘車輿、(輿疑衍)詣中上等社、同、(男也)祝授椙、不給祿、自稲荷直歸京、

〔平治物語上〕光頼卿參內事幷許由事附清盛六波羅上著事

大貳清盛ハ、熊野參詣ヲ不遂シテ、切目ノ宿ヨリ馳上ルナルガ、和泉紀伊國伊賀伊勢ノ家人等待受テ、大勢ニテアナル、(○中略)先ヅ稲荷ノ社ニ參リ、各杉ノ枝ヲ折テ、鎧ノ袖ニ差テ、六波羅ヘゾ著ニケル、

〔夫木和歌抄二十九杉〕正治二年百首　正三位季經卿

ときはなるひら野の宮の杉村は君がよはひのしるしとぞみる

〔看聞日記〕永享六年二月廿四日、聞平野先日炎上、但社頭ハ無爲也、杉木(○號神體之木)炎上、號神體之間、社人驚歎、天下珍事之間、未及注進云云、

〔親長卿記〕文明十一年十月十二日、平野社怪異、社解到來、神宮寺傍杉大木、自木內煙出、驚見之處、炎上云云、希代事也、

〔晴富宿禰記〕文明十一年十月十四日、(丙寅)藏人右少辨俊名奉書、平野社杉大木、去十一日火煙出來、社司等注進被下之、祈謝等先例可注申云云、　五日、(丁卯)平野杉火出來事、文永八年十月卅日有其例、令注進之、

〔八雲御抄三下〕杉　ふるの神　神

〔日本書紀十五顯宗〕白髮天皇〇清寧 二年冬十一月、播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯、於赤石郡親辨新嘗供物、一云、巡行郡縣收斂田租也、適會縮見屯倉首縱賞新室、以夜繼晝、爾乃天皇謂兄億計王曰、避亂於斯、年踰數紀、顯名著貴、方屬今宵、〇中略 天皇遂作殊儛、〇中略 誥之曰、石上振之神榲、榲、此云須擬、伐本截末、伐本截末、此云謨登岐利須衞於茲波羅比、於市邊宮治天下、天萬國萬押磐尊御裔僕是也、小楯大驚離席、悵然再拜、承事供給、率屬欽伏、

〔倭訓栞前編十二〕すぎ　杉を訓せり、新撰字鏡に椙とも見ゆ、日本紀に、榲をもよめり、集韻に杉也と見ゆ、直に生ふるもの故に名とするよし、萬葉集抄に見えたり、げにもはら神木とし、正直の表物なれば、日本紀にも、石上振之神榲、萬葉集にも、三諸の神の神すぎなども見えたり、されば我邦の產まされる事、合璧事類に見えたれば、もと此邦の產にや、本草にも、倭國に生るものを、倭木といふと書せる也、神名式には椿もよめれど、こは榉字の誤にて、訓もぬき誤てすぎとなる也、俗に椙字をよむは、三代實錄に見ゆ、榲を謬りたるなるべし、

〔萬葉集三挽歌〕石田王卒之時丹生女王作歌
石上、振乃山有、杉村乃、思過倍吉、君爾有名國、

〔萬葉集十春相聞〕問答
石上、振乃神杉、神佐備而、吾八更更、戀爾相爾家留、
右一首不有春歌、而猶以和故、載於茲次、

〔萬葉集十一〕寄物陳思
石上、振神杉、神成、戀我、更爲鴨、

〔金槐和歌集〕神無月の頃人のもとに
しぐれのみふるの神杉ふりぬれどいかにせよとか色のつれなき

〔夫木和歌抄神祇三十四〕百首御歌大和ふるの社　順德院御製

いくとせのかげとか神もちぎるらんふるのやしろのすぎの下風

〔八雲御抄名所五〕社　みわの大杉のしるし

〔枕草子十〕やしろは　すぎの御社、しるしあらんとおかし、

〔類聚既驗抄〕三輪大明神事

大和國一宮之城上郡大口口明神是也、○中略相傳其長高大之間、不能造社、以椙木爲社云々、是天地形也、

〔類聚名物考神祇十一〕杉社　すぎのやしろ

金槐集下三輪社を、いまつくる三輪のはふりの杉社すぎにしことはとはずともよし、夫木抄に、現存六帖の歌とて出したるに、つかねつゝたてならべたるしやさは三輪の社のしるしなるらん、と有、是も御宮をかりに作れるさまなり、夫木集に松の社あり、

〔萬葉集相聞四〕丹波大娘子歌

味酒呼、三輪之祝我忌杉、手觸之罪歟、君二遇難寸、

〔萬葉集雜七〕旋頭歌

三幣帛取、神之祝我鎮齋杉原、燎木伐、殆之國、手斧所取奴、

〔萬葉集相聞九〕獻弓削皇子歌

神南備、神依板爾爲杉乃、念母不過、戀之茂爾、

右柿本朝臣人麻呂之歌集出

〔續後拾遺和歌集雜十三〕題しらず　基俊

はふり子がかみより板にひく杉のくれ行からにしげき戀哉

〔古今和歌六帖標注 六〕契沖云、神なびの神と、三輪とは同體なり、杉は三輪の神木にて、神のより給へる木なり、又削ては板にもすれば、やがてかみより板とはいふなり、

〔萬葉集 雜歌 十三〕神名備能、三諸之山丹、隱藏杉、思將過哉、蘿生左右、

〔古今和歌集 雜十八〕題しらず　讀人しらず

我庵はみわの山もと戀しくばとぶらひきませ杉たてるかど

〔奧儀抄 中之下〕大なんぢの神は、大和國城上郡大三輪神これなり、日本紀に見えたり、古今云、

わがいほはみわの山もとこひしくばとぶらひきませすぎたてるかど

と云歌は、この明神の歌となん申つたへたる、みわの山をたづね、又すぎをしるしなどよむことは、この歌よりはじまれるにや、或人云、このみわの明神は、社もなくて、祭の日は、茅のわをみつつくりて、いはのうへにおきて、それをまつる也、やしろのおはせねあやしとて、里のものどもあつまりてつくりたりければ、からす百千いできたりて、くひやぶり、ふみこぼちて、その木どもをば、おの〳〵くはへてゆきさりにけり、其後神のちかひとしりてつくらずとぞ、

〔大日本史 神祇 九〕按奧義鈔云、三輪舊不設神殿、後世土人新造之、有群鴉啄破、人以爲神意、後不復作、諸書亦往往載是說、然日本書紀有構宮栖神之文、崇神帝神宴歌、亦有三輪殿戸之語、即其有宮殿可知、而諸書云云、疑中世神殿傾壞、不復修之、後遂以不設宮殿爲故事乎、姑附備考、

〔八雲御抄 四言語〕わがいほは三輪の山もと戀しくばとぶらひきませ杉たてる門

此因緣は、むかしやまとの國に女あり、男夜な〳〵來てひる見えず、女かたちをみぬことをうらみければ、いとことわりなり、但わがかたちをみばおぢおそれなんといひければ、そのかたちみにく〳〵とも、ねがはくはみせ給へといふ、さらばそのくしげのうちにをらん、ひとりあけてみよといひてかへりぬ、いつしかあけてみるに、ちひさきくちなはわだかまりてあり、おぢろきてふ

たおはひつ、其夜又來て、おそろきおもへるごとわり也、又きたらん事をはぢなげきてわかれさりぬ、女うとましながら戀しからん事を思ひて、おのがまきたるをゝ、かりぎぬのえりにさしつ、そのをゝしるしにてたづねゆきて見れば、三輪明神の御ほくらのうちに入ぬ、そのをの殘り三わげのこりければ三わと云、此心ともいへり、

〔日本書紀崇神五〕十年九月、倭迹迹日百襲姫命、爲大物主神之妻、然其神常晝不見而夜來矣、倭迹迹姫命語夫曰、君常晝不見者、分明不得視其尊顏、願暫留之、明旦仰欲覲美麗之威儀、大神對曰、言理灼然、吾明旦入汝櫛笥而居、願無驚吾形、爰倭迹迹姫命心裏密異之、待明以見櫛笥、遂有美麗小蛇、其長大如衣紐、則驚之叫啼、時大神有恥、忽化人形、謂其妻曰、汝不忍令羞吾、吾還令羞汝、仍踐大虛登于御諸山、爰倭迹迹姫命仰見而悔之急居、急居此云菟岐于、則箸撞陰而薨、乃葬於大市、

〔袖中抄九〕しるしのすぎ

わが庵は三輪の山もとこひしくばとぶらひきませすぎたてるかど

顯昭云、この歌は古今雜部に讀人不知歌なり、こひしくばといふ詞につけるが、新撰には戀の部にいれたり、世人これは三輪明神の御歌とまうすめれど、僞にしりがたし、其由もしるされず、只三輪のやまのほとりにすみける人のよめりけるなめり、此歌を本にて、しるしのすぎといふことは、よみならはしたるにこそ、○中略大和へかよふ人は、三輪のすぎによせてたづぬるよしをよみ、つのくにゝよするには、すみよしのきしにつけて、人まつよしをよみきたれる常事也、これすなはち此歌どもによりて、おながちにいかなりける歌と云事はたゞしわきらめざるなり、○中略

三輪の山しるしのすぎはうせすともたれかは人のわれを尋ねん

すぎもなきやまべをゆきて尋ればそでのみわやなつゆにぬれつゝ

〔俊頼口傳集上〕三輪明神の御歌

戀しくばともらひきませ千はやぶるみわの山もと杉たてるかど

これは三輪の明神の、住吉の明神に、たてまつらせ給ける、うたといひつたへたる、

或本云、みわの明神の、すみよしの明神にすてられて、よみ給ふる歌なりといふ、

伊勢が、枇杷の大臣にわすられたてまつりて、おやの大和守繼蔭がもとへ、まかるとてよめる歌、

三輪の山いかに待みんとしふともたづぬる人もあらじとおもへば

これはかのみわの明神の御歌を思ひて、よめるなり、

我宿のまつはしるしもなかりけり杉むらならばたづねきなまし

杉をしるしにて、みわの山をたづぬとよむも、みなゆゑあるべし、

〔元輔集〕初瀨にまうでゝ侍りしに、三輪の山見え侍りしかば、

三輪の山しるしの杉は有ながらをしへし人はなくて幾世ぞ

〔古今和歌六帖六〕すぎ

忘れずば尋ねもしてんみわの山しるしに植し杉はなくとも

〔菅笠日記下〕はつせ川はみわの里のうしろをなんながれたる、橋を渡りてかの御社の鳥居のまへにゆきつきぬ、○中略石の階をいさゝかのぼりて社の御門あり、このわたりにいと神さび、大きなる杉の木のこゝかしこにたてる、ことゝころよりはめとまる、はやくも詣でし事など思出て、

杉の門又すぎがてにたづねきてかはらぬいろをみわの山本、○中略神のみあらかはなくて、おくなる木しげき山ををがみ奉る、

〔日吉社神道秘密記〕一桂木ノアリ神木。神木之隨一也

一杉。御垂跡初結之給、以御印建社、

〔新拾遺和歌集神祇十六〕題しらず　法印成運

跡たるゝ神世をとへば大ひえやをひえの杉にかゝるしら雲

〔夫木和歌抄神祇三十四〕正安三年日吉社　法印定爲

大ひえやいのるしるしを三輪の山かけおしわたる杉のこずゑに

弘安日吉一品經歌　通基卿

あまくだる日よしの神のしるしとやをひえのすぎのこだかかるらん

〔元亨釋書十八神仙〕伊勢皇大神宮者、天照大神之廟也、初聖武皇帝、欲創東大寺、卽思念、我國家歷代奉神、今營佛宇、不知戻神意、不欲試機宜、天平十三年勅行基法師、授佛舍利一粒、詣勢州獻皇大神宮、基於內宮南門大杉下、結廬而居、期七日持念、告上旨、〇下略

〔夫木和歌抄雜二十九〕春のはじめに　後京極攝政

けふといへば春のしるしをみやがは〇伊勢神宮の岸の杉むら色かはるなり

〔夫木和歌抄神祇三十四〕大神宮にて　僧正行意

神ぢ山たまがきごしにみわたせば杉間にたかきちぎのかたそぎ

〔古今神學類編二十七祭物〕神木

外宮五百枝ノ杉ハ、二ノ鳥居ノ內、三ノ鳥居ノ外、僧尼ノ遙拜所ノ邊ニアル歟、〇中略伊勢古今名所集ニ云、先賢曰、樹ヲ殖ヲ神ヲ依シムト云ヘリ、高砂ノ相生ノ松、千里ノ飛梅北野ノ老松、一夜松、二本ノ杉、三輪ノシルシノ杉、住吉ノ姬松、龍田ノ黃葉、布留ノ神杉、皆靈アル事ニ云ヒ傳ヘタリ、宗廟ノ百枝松、五百枝杉、千枝杉、是也ト云云、

〔詠大神宮二所神祇百首和歌〕雪

神風ヤ五百枝ノ雪ノ春ニ來テ杉ノシルシノ少シミエツヽ

五百枝ノ杉、豐受ノ宮ノ御神木也、千枝ノ椙ノ事、往古千枝ノ祭主ト申セシ人ノ植玉ヒケル杉ヲ、則千枝ノ椙トカナト彼申人侍、五百枝ノ杉之事、豐受ノ宮ノ御降臨、口口口本紀ニ、

〔大神宮參詣記〕康永元年十月十日あまりのころ、大神宮參詣、○中略宮川をわたりては山まげやまの陰にいたりて見れば、このもかのもの里道をひらきて、まことにひとみやこなり、爰を山田の原と申せば、げにも杉のむらだちおくぶかげなり、これ則外宮也、○中略出家の輩は、五百枝の杉と申靈木のもとまでまうでゝ、宮中へはまゐらず、是又禁裏の禮義なり、

〔元亨釋書十八神仙〕論曰、予詣勢州神祠、高山環峙、淸河繞流、杉林森矗、大數十圍、高百餘尺、一鳥不鳴、幽邃閑寂、殿製朴古、蓋茅茨無雕刻、行人屏息躡足、入中心已肅如也、漸進殿前、一覡呵曰、此神不愛沙門、莫近也、遂止一大樹下、○下略

〔古今神學類編二十七祭物〕神木

二所宗廟ニモ五百枝杉、千枝椙ハ、外宮ノ御神木也、○中略千枝ノ杉ハ、一ノ鳥居ヨリ一町バカリ南ニアリ、是ハ本四本ナリシガ、正保元年七月廿九日ノ風ニ顚倒シテ、今ハ一株トナレリトゾ、神風小名寄ニ、古記ニ云、千枝ノ杉ハ、往古千枝ノ祭主ト申セシ人殖ヲレケル杉ヲ、千枝ノ杉ト申傳ヘタルト云云、誠ニ此說ハ耳ナレ侍リ、サレド千枝ト云ヒシ祭主ハ何ニモ不見、疑フラクハ一條院ノ御宇、伊勢ノ大宮司ニ大中臣千枝ト云アリ、祭主ノ家ト同流ニテ、同ジ系圖ニ侍リ、是ヲ見誤リケルニヤ、雖然祭主ト大宮司ノカハリコソアレ、杉ヲ千枝ノ殖ラレケン說ニ於テハ違フベカラズト云云、余按ズルニ大司千枝ハ、大司茂生一男、安頼之男也トゾ、叔父祭主永頼爲子、長德三年補造內宮使、長保元年補大司、公忠讓也、在任三年、長和二年五月廿五日卒、古老口實傳外宮一鳥居南去一町許、有號千枝杉者、大司千枝殖之、故名焉ト、

〔南勢事略 五之名所〕千枝杉　度會

古千枝と云宮司うゑられしとなり

〔伊勢參宮名所圖會 四〕千枝杉 風宮東晴谷口の邊なり

昔大宮司千枝といふ人植られしと云は非なり、是は五百枝に對し枝多き事なるべし、舊四本有しを、正保年中、暴風に倒されて、今一本殘る、されども今に四本杉といふ

〔新續古今和歌集 二十神祇〕大神宮にまうでける時、千枝の杉を讀侍ける、

勝定院贈太政大臣 〇足利義持

世を守る神のしるしか今も猶しげる千枝の杉のした陰

〔倭訓栞 前編十二須〕すぎ　安永二年六月の大風に、外宮の杉多く倒れたりし、うば杉といふありて、十六かゝへありといふ、

〔詠大神宮二所神祇百首和歌〕榑

夏ハ早杉ノ社ノ木ノ陰ニ咲シ榑ノ花モ散ケリ

杉ノ寶殿ノ御事、豐受宮之別宮ナドニヤ坐ラン、

〔西遊記續編 一〕伊勢の國多氣山中の大杉谷の杉は、格別大木にて、天下無雙の物一本ありて、國司の頃より前つかたにや、大杉大明神とこの大木を祭り來れるに、近年枯失けると也、

〔鹿嶋志 上〕杉の神木　宮の後にあり、いと神さびたる嚴の鉾杉なり、谷川氏、契沖阿闍梨などの說には、杉は直木の義といへるを、本居氏はすぎは進木なり、この木かたはらへははびこらず、たゞに上へすゝみのぼる木なればなり、直木とするはわろし、直をすぐといふこと、古にはあらずといへり、此木の生立直きものにて、正直の表物なれば、もはら神木とせり、されば日本紀に、石上振之神榀、萬葉集に三諸神の神杉、また神之祝我鎮齋杉原などみえたり、

〔夫木和歌抄 三十四 神祇〕建久二年百首神祇　前中納言定家卿

かしまのやひばらすぎ原ときはなる君がさかえは神のまに〳〵

家集 伊勢 うみのみや　西行上人

あさ日さすかしまのすぎにゆふかけてくもらずてらせよをうみのみや

〔倭訓栞 前編十二〕すぎ　常陸國大田社造營の時、杉の神材の中に、鹿島大明神の文字あり、左右甚分明也、よて一は鹿島に納め、一は當社に納む、其社は建速男命、建津分命也、

〔伊勢參宮名所圖會 附錄〕三井寺

三栖杉(みつすぎのすぎ)　御影杉ともいひて、新羅明神の靈を委る所なり、

〔千載和歌集 十賀〕今上〇後鳥羽の御時、元暦元年大嘗會悠紀方の風俗の歌、三神の山をよめる、　藤原季經朝臣

ときはなるみかみの山の杉むらや八百萬代のしるしなるらん

〔八雲御抄 三下木〕杉　あやかしゐのみや

〔八雲御抄 五名所〕社　かしゐの宮 社のあやすぎをよめり

〔筑前國續風土記 十八糟屋郡〕香椎宮

社は南に向て、御前には、名におふ綾杉多くそびえたり、

〔八幡愚童訓 上〕神龜元年、筑前國若椙山香椎宮造、崇聖母大菩薩給へり、正直ノ者ノ頭ト、椙平相枝、我可ν住ト御誓アル故トテ、餘所ノ杉ト木立事替、此社頭椙梢平生タリ、御殿前アヤ杉アリ、勅使參者折枝事、風聞、

〔檜垣嫗集〕香椎宮の祭の使さゝれたる少貳の、その日いみじく歌よむべかなり、さる事あらばいかゞせんとて、わざと肥後に尋ね、きて、をりはしらぬたゞつかひつべからん歌ひとつとい

ひたるにだいもなければたゞ思ひやりに、

千早ぶるかしひの宮のあやすぎは幾代か神のみそぎ成らん

〔金葉和歌集九雜〕隆家卿、太宰帥に二たびなりて後のたび、香椎御社にまゐりたりけるに、神主ごとのもとゝ杉のはを折て、帥のかうぶりにさすとてよめる　神主大膳武忠

千早振かしひの宮の杉のはを二度かざす我君ぞきみ

〔玄々集〕有國卿大貳一首

任はてゝ京にのぼるとき香椎社にて

五とせはしるしの杉につかへてき今年は梅の花のみやこへ

〔源道濟集〕筑前國にて、香椎宮の祭の日、梅花をさしてよめる國の例にて、春は梅、冬は杉をさして前の守も必歌よめる、

年毎に匂ひまされる梅花おなじ色にてすぎをかざゝん

色かへぬときはの杉は我國のながけき宮のしるしなりける

〔新古今和歌集十九神祇〕香椎宮の杉をよみ侍ける　讀人不知

千早振かしひの宮のあや杉は神のみそぎにたてる成けり

〔筑紫道記宗祇法師〕佳がたなせを過つゝ、香椎宮にまゐりぬ、爰はいづくにも引かへ、物さびしく、社のめぐり木ぶかく草たかう、山水に懸置る橋のさまも跡ふりて、むなしき苔のみ道をのこすと見ゆ、御殿は造營なかばにもならで、かりぞのゝさまもおろそかなり、かんづかさのものども、すさまじげにて物いひかはすも哀なれば、いとゞむかし覺えて、神の御祓にといへる杉のみさかえて、いがきの外にひろごりたるぞ、御祓に何かはせんとゞでたき、此枝を少し折て、

行末の身を二たびと思はねぞ香椎の杉に猶や契らん、御神は聖母又八幡にておはします、同

と御神ながら、宮崎にては神功皇后と申、爰には聖母と號し奉る、神木も宮崎は松、こゝは杉也、これみな人の心さま〴〵なる故、隨機の和光又かくの如し、

〔梅松論下〕建武三年三月二日、未の刻計に香椎宮の御寶前を過させ給ふ所に、神人等杉の枝を折持て申けるは、敵は皆笹の葉を笠印に付て候、是は御方の御笠印なるべしとて、兩大將〇足利尊氏直義より始奉て、軍勢の笠印にぞ付させける、奇瑞誠に目出たくぞ見えし、殊當社は新羅征伐の昔、神功皇后椎木に御手ふれられけるに依て、香ばしかりしゆゑ香椎宮と申也、此故に當社椎木を以神體に比し、杉の木を以御寶とせり、然るに淨衣著たりし老翁、直に將軍の御鎧の袖に杉の葉を指奉りければ、白き御刀をぞ給ける、後に御尋有しに、神人等更にしらざるよし申ければ、是は神の御加護、化人を遣されけるかと彌頼母敷思召れければ、軍勢ども勇の色をぞ顯しける、〇又見太平記

〔香椎宮編年記〕正和四年三月廿五日、當宮燒亡セリ、〇中略此時綾杉モ亦回祿シヌ、兩使點檢スルノ處、焦土ノ中ヨリ苗出ルコト二株ニシテ、鉾ヲ立ルガ如シ、〇中略

天正十四年七月廿五日、薩州ノ兵士立花城ヲ屠ル時、當宮幷ニ祠官中坊中、其兵燹ニ罹テ一時ニ灰燼ス、綾杉モ燒却ス、〇中略

天正十五年六月朔、小早川左衞門督隆景ヨリ、本宮拜殿ヲ造營ス、此時綾杉モ二株萌出タリ、

〔鋸屑譚〕新古今集、香椎宮の杉をよみ侍りける、

千磐破香椎の宮のあや杉は神の御衣木に立てるなりけり、今猶文杉存矣、世おもへらく、別種唯在御社也、然るに大神宮三十六番歌合に、

萬代を山田の原の文杉に風敷き立てゝ聲よばふなり、これによれば、則謂杉葉如綾文、別種あるにはあらず、

〔遊囊賸記十五〕香椎宮ハ仲哀天皇登遐ノ地ナリ、香椎潟ヨリ少シ引籠テ立セ玉フ、名ニ負フ文杉

ノ永ク其遺種ヲ存ズルコト、千早振神德ナルベシ、

〔伊勢物語〕下むかし二條のきさき〇文德后藤原高子の、まだ春宮のみやすん所と申ける時、氏神〇大原野にまうで給ひけるに、このゑづかさにさぶらひける翁、人々のろく給はるついでに、御車より給はりてよみて奉りける、

大。は。ら。や。を。し。は。の。松。もけふこそは神代のこともおもひ出らめ

〔後撰和歌集〕二十賀左大臣家のをのこ子女子、かうぶりし、もぎ侍けるに、　貫之

大はらや小鹽の山のこ松ばらはや木高かれ千世のかげみん

〔新古今和歌集〕七賀後冷泉院、をさなくおはしましける時、卯杖の松を人の子にたまはせけるによみ侍りける、　大貳三位

相生のをしほの山の小松原いまより千代のかげをまたなん

〔續千載和歌集〕九神祇だいしらず　祐秀房

二葉より神をぞ頼むをしほ山我も相生の松の行末

〔八雲御抄〕三下松　おい北野　一夜同

〔下學集〕下草木一夜松(イチヤマツ)天暦九年三月十二日、菅丞相神託、而北野右近馬場、一夜松千本生也、

〔神社啓蒙〕三北野　北野社者在山城國葛野郡

一夜松(ヒトヨマツ)在二本殿未申一、昔人所レ結宮是也、有二神籬一、

〔天滿宮託宣記〕天暦元年丁未三月十二日酉時天滿天神託宣記

近江國比良宮仁天、禰宜神良種加男太郎丸年七歳奈留童仁託天宣久、我レ可レ云事有リ、良種等聞ケ、〇中略我ガ從者爾老松富部と云フ者二人有リ、〇中略老松は久我に隨天成ぬる者也、是奈本至所にこそ松乃種は壽久、我昔大臣と在し時に、夢爾松身爾生天、即折ぬとなほ見し者、流さるべき相なりけり、松。は。我。像。の。物。也。〇下略

〔大鏡　二　左大臣時平〕すがはらのおとゞ(道眞)右大臣の位にておはします、(中略)昌泰四年正月廿九日、太宰權帥になしたてまつりてながされ給ふ、(中略)やがてかしこにてうせ給へる、よのうちに此北野にそこらの松をおほさしめ給ひて、わたりすみ給ふをこそは、たゞいまの北野宮と申て、あら人神におはしますめれ、おほやけ(一條)も行幸せしめ給ふ、いとかしこくあがめ奉り給ふめり、

〔百練抄　十二　順德〕建保五年七月十五日、北野一夜松、無風雨而折倒、

〔百練抄　十五　後嵯峨〕寛元四年七月四日庚申、北野一夜松、此四五日烟立給云云、

〔夫木和歌抄　三十四　神祇〕雪朝右近馬場にて　山城きたの　參議長成卿

神がきのとしふる松にことよせてひとよにつもる野べの白雪

北野にまうでゝ　太宰大貳高遠

いのりこふことのまるしと北野なるうへのかきねの松ぞみえける

〔梅花無盡藏　五〕天神贊

夢中双徑近、密意授衣來、北野松千樹、南無梅一枝、點加文選讀、傳入釋書遺、大自在天滿、仰來春上眉、

〔薩天錫集　山城名勝志所引〕題天滿宮詩

無常說法現神道、千里飛梅一夜松、萬事夢醒雲吐月、觀音寺裏一聲鐘、

〔永左記〕永保四年七月十四日丙午、巳時許右中辨基綱、持來平野社解狀、去九日午時、社內松樹折事、予(源俊房)示辨云、如此之怪異、於春日社、於長者家令沙汰之云云、於平野者、雖有長者、前々多被奏公家歟、然者被申候、隨仰可被付奏者也、

〔玉海〕治承三年三月廿七日乙酉、今日被行軒廊御卜云云、(中略)平野松木折落事也云云、

〔梵舜日記〕慶長十三年九月廿二日、多武峰御破裂、依御祈念左兵衛佐(卜部兼從)被越、予罷越也、次奈良ニ一宿、　廿三日、至多武峰參著也、　廿四日、今日ヨリ潔齋、至酉剋行法也、(中略)其夜峰神木松モ悉

平愈奇妙也、

〔八雲御抄〕三下木松　神の松上東住吉論伊勢大輔歌　あひおひの松或時生おひあひあふ心なり、其

〔古今神學類編〕二十七祭物神木

余謂ク、相生ノ松ノ謂レ、世ニ聞フルセシ靈木ニテ、拾遺集神樂部ニ安法法師之歌、

天降ルアラ人神ノ相生ヲ思ヘバ久シ住吉ノ松、是其由緒ヲヨメルニコソ、

〔伊勢物語〕下むかしみかど、すみよしに行幸し給ひけり、

われ見ても久しくなりぬ住吉の岸のひめ松いく世へぬらん

御神げぎやうし給ひて

むつましと君はしら浪みづがきの久しき代よりいはひ初てき

〔古今和歌集〕十七雜題しらず　よみ人しらず

住吉の岸のひめ松人ならばいく世かへしとはまし物を

〔土佐日記〕五日、承平五年二月　すみよしのわたりをこぎ行、ある人のよめる歌、

いまみてぞ身をばしりぬるすみの江の松よりさきにわれはへにけり、○中略かくいひてながめつゝくるあひだに、ゆくりなくかぜふきて、こげども〳〵しりへしぞきにしぞきて、ほと〳〵しくうちはめつべし、かぢとりのいはく、この住吉の明神は、れいのかみぞかし、ほしきものぞおはすらん、○中略うれしとおもひたぶべきものたいまつりたまへといふ、○中略いふにしたがひて、いかゞはせんとて、まなこもこそふたつあれ、たゞひとつあるかゞみをたいまつるとて、海にうちはめつれば、いとくちをし、されば、うちつけに海は鏡のごとなりぬれば、あるひとのよめる歌、

ちはやぶる神のこゝろのあるゝうみにかゞみをいれてかつみつるかな、いたくすみのえわすれぐさ、岸の姫松などいふかみにはあらずかし、めもうつら〳〵、かゞみに神のこゝろをこそ

は見つれ、かぢとりの心はかみのみ心なりけり、

〔拾遺和歌集 十神樂〕

住吉のきしもせざらん物故にねたくや人にまつといはれん

ある人のいはく、住吉明神のたくせんとぞ

住吉にまうで　安法法師

天くだるあら人神のあひおひをおもへば久しすみよしの松

〔八代集抄 拾遺神樂 十〕あまくだるあら人がみの

榮雅古今序注に、是は住吉の神木に、相生の松といふをよめるにや云云、○案 津國住吉は、神功皇后、神勅によりて祝ひ給へり、されば此神の此浦に跡たれ給へる事を、あまくだるあらひと神とよめるべし、さて此明神の此浦にあらはれ給へるより、此松の神木にて相生せる事を思へば、久しき松ぞとの心なるべし、

〔太平記 三十一〕吉野殿與相公羽林御和睦事附住吉松折事

憂カリシ正平六年ノ歲晚テ、アラタマノ春立ヌ、○中略 二月二十六日、主上○後村上 已ニ山中ヲ御出有テ、○中略 翌日頓テ住吉ヘ行幸、○中略 住吉ニ臨幸成テ、三日ニ當リケル日、社頭ニ一ノ不思議アリ、勅使神馬ヲ獻テ、奉幣ヲ捧ゲタリケル時、風モ不吹ニ、瑞籬ノ前ナル大松一本、中ヨリ折テ、南ニ向テ倒レニケリ、勅使驚テ子細ヲ奏聞シケレバ、傳奏吉田中納言宗房卿、妖ハ不勝德ト宣テ、サマデモ驚給ハズ、伊達三位有雅ガ、武者所ニ在ケルガ、此事ヲ聞テ、穴淺猿ヤ、此度ノ臨幸成セ給ハン事ハ難有、其故ハ、昔殷帝大戊ノ時、世ノ傾ンズル兆ヲ呈シテ庭ニ桑穀ノ木一夜ニ生テ、二十餘丈ニ迸レリ、帝大戊懼テ伊陟ニ問給フ、伊陟ガ申ク、臣聞妖ハ不勝德ニ、君ノ政ノ闕ル事アルニ依テ、天此兆ヲ降ス者也、君早德ヲ修メ給ヘト申ケレバ、帝則諫ニ順テ、正政撫民、招賢退佞給シカバ、此桑穀

ノ木、又一夜ノ中ニ枯テ、霜雪ノ如クニ消失タリキ、加樣ノ聖德ヲ被行コソ、妖ヲバ除ク事ナルニ、今ノ御政道ニ於テ、其德何事ナレバ、妖不勝德トハ傳奏ノ被申ヤラン、返々モ難心得才學哉ト、眉ヲ顰テゾ申ケル、其夜何ナル嗚呼ノ者カシタリケン、此松ヲ押削テ、一首ノ古歌ヲ翻案シテゾ書タリケル、

君ガ代ノ短カルベキタメシニハ兼テゾ折シ住吉ノ松

ト落書ゾシタリケル

〔八雲御抄〕三下木 松　百えの神

〔古今神學類編〕二十七祭物 神木

百枝松ハ内宮ノ御神木也、此百枝ノ松ハ、内宮御山ノ中ニアルニヤ、士佛法印參詣記ニハ、二ノ鳥井ノ内迄參テ拜スルニ、山下松クラクシテ、百枝ノ梢ハ何レトモ辨ヘガタク、宮中杉森ニシテトアレバ、宮邊近キ御神木ナリ、

〔伊勢參宮名所圖會〕五 百枝松

内宮御神木にて、神路山に立りといひ傳ふれども、其地詳ならず、

〔水左記〕承保三年四月九日、或人語云、今日有軒廊御卜事云云、去三月八日申時、伊勢大神宮御前百枝松顚倒件事云々、神祇官占申云、公家可愼御上、本所有驚事歟者、又陰陽寮占申云、依所作神事不淨所致之上、齋女王可愼給病事歟者、上卿皇后宮權大夫宰相公房朝臣、左少辨通俊奉行云々、

〔兵範記〕仁安三年十二月廿四日辛亥、酉刻祭主親隆朝臣使、持書札走來、狀云、去廿一日申刻、大神宮正殿燒失、○中略委細解狀進上了者、　卅日丁巳、今日子刻、神宮奏狀到來、○中略言上

大神宮司言上、禰宜等重注進、當宮内中外院殿舍御垣御門靈木、禰宜内人等宿館燒失員數事、○中略

一內外院燒損大小木捺捌本內四座神奉祭歳靈木肆本

〔詠大神宮二所神祇百首和歌〕子日

春ヲフル百枝ノ松ノイツヨリカ子日トテ引今日ノタメシヲ

百枝ノ松ハ、天照大神宮ノ御神木ノ由云人アリ、五百枝ノ杉ハ豐受皇大神ソ御神木也、

〔熱田神社問答雜錄〕楠木御前　社神也〇中略

百錄ニ靈木三株ヲ栽ス所謂西門之外之松、南門之內ノ梅、及此楠也、

〔熱田神社問答雜錄〕問、當社ニ於テ、和歌之會アリシハ何ノ時ゾヤ、答、慶長九年□月十九日也、題バ社頭ノ松ト云コト詠ゼシ、

春日陪熱田社寶前同詠社頭松倭歌

藏人式部大丞清原秀賢

おとたれし其神松の風よりや豐あし原はなびき初けん

藤原直元

いつよりや植置松のかげ高くそれとはしるし神垣のうち

長岡眞人守氏

神も松を千よのためとやうゑつらんよはひをのぶる松のみやしろ

〔神祇拾遺〕辛崎社事

如別當

件社ハ日吉大宮鎭坐ノ初、此松ニ金鏡ニ顯玉テ、二年計齋奉ル、後如別當導奉テ、山麓ニ殿作テ祭奉也者レバ、大宮ノ遁宮ニ准ジテ、別ニ子細有事也、

〔日吉社神道秘密記〕社務上祖、琴御舘宇志丸宿禰、自本國常州鹿島郡上洛、江州志賀郡三津濱居住之所、號之唐崎、於庭前殖松、名之軒端之松、時代第三十五代舒明天皇御宇五年頃、

〔日吉社神道秘密記〕山王御影𦾔處々次第

尊神者、唐崎琴御館宇志丸宿禰亭、庭前之松下在臨著、尊神與宇志丸同座於石上、神言曰、吾者是佛法王法之守護神也、於此處可有鎭座、可求與勝地云々、〇中略白言君從何方御來臨、御名何與問給、尊神答曰、我者是和州三輪ヨリ來至此處、可現神妙之相、欲御船上松梢給、于時宇志丸覩神變白言、於乾山下有勝地、在神幸、我又追御跡尋上、建神殿可奉成御遷宮申給、尊神忽然去給、從唐崎比叡辻著給、石占井江登リ給、〇中略尊神從石占井到波止土濃、携持給御杖差此地給、早生付爲桂木、青葉萌出タリ、又結杉之葉給、此谷川五色之波流合、其雙經文也、一切衆生悉有佛性、如來常住無有變易、此文唐崎之波音同前、依之尊神於此處有御垂跡、神語曰、和州三輪之杉ヨリ唐崎之松梢ニ移リ坐、御託宣以後、波止土濃ニ臨幸之御迹、任神通力琴御館尋上波止土濃觀之給、杉葉結置之、御杖桂青葉依現形、建立寶殿、尊像有現影、奉成御遷宮、

〔新後撰和歌集十神祇〕題しらず　前大納言爲氏

さゝ波や神代の松のそのまゝにむかしながらのうら風ぞ吹

〔續千載和歌集九神祇〕題しらず　祝部行氏

いにしへに神の御舟を引き掛けし梢や今の唐崎の松

〔鋸屑譚〕續千載集祝部行氏

いにしへに神の御舟を引き掛けし梢や今の唐崎の松、往昔尊神、臨著于唐崎、琴御館宇志丸宿庭前松下、問曰、君從何方來臨耶、神答曰、我是自大和國三輪山來、曰現神妙相而欲示、神乃曳上御舟於松梢と、日吉密記に見えたり、

〔新拾遺和歌集十六神祇〕題しらず　法印延全

神代よりかはらぬ松も年ふりてみゆき久しきしがの辛崎

〔唐崎松乃記〕久かたの日吉の祭禮も、昔のほどこそなけれ、かたのやうにとり行はれ、志賀から崎の神幸も例にたがはず、松のほとりに神輿の御船をならべ、御供などそなへ奉るに、管社のもののねさへ、ざゞ波松風にたぐひて、いとたうとくなん侍る、さるを此松いつぞやの大風にたふれて、かたばかりも殘らず侍れば、御幸の神威もことたえぬるやうに世にもいひあへり、爰に新莊駿河守直頼とて、文武世にすぐれ、五常もおのづから備りたる人あり、さればにや大津の御城郭をあづけ給はられしなり、其はらから松庵東玉雖齋直寄とてふたりあり、このかみのうしろみにて相そはれしが、彼松の事、より〱くやみて、弟の雖齋いで栽ばやとて、家中のものにいひて、風情ある松をと、かた〴〵たづねられしに、からうじてほり求めてうゑられ、めぐりに埒ゆひ、いかさまにもげに〴〵しければ、往來の人もめとゞめぬなきはすくなし、于時天正十九年辛卯年秋の末、人もぬさとりかはし、みなはらへして、それが中によめる、

おのづから千とせもふべしからさきの松にひかるゝみそぎなりせば、と聞ゆ、さて松はやうもなく生れつきて、春ならぬ梢も、今一しほのみどりにて、ちとせのねざしいちじるき事、神慮有がたく覺え侍り、

〔古今神學類編祭物二十七〕神木

伊勢古今名所集ニ云、先賢曰、樹ヲ殖テ神ヲ依シムト云ヘリ、高砂ノ相生ノ松、千里ノ飛梅、中略布留ノ神杉、皆靈アル事ニ云ヒ傳ヘタリ、

〔古今和歌集序〕高砂住の吉の松もあひおひのやうにおぼえ、男山のむかしを思ひ出て、をみなへしの一時をくねるにも、うたをいひてぞなぐさめける、

〔古今和歌集雜十七〕題しらず　藤原興風

たれをかも知る人にせん高砂のまつも昔のともならなくに

〔倭訓栞前編十四〕たかさご　播磨に一所の名となりしは後世の事也、後拾遺集に、

我のみとおもひこしかど高砂の尾上の松もまだたてりけりその名松は大さ五尋ありて、嶋雄の二幹茂れるよし高砂社記に見えたり、興風の歌は今はひたすら老の友なしとなげきたる也、拾遺集に、貫之、

いたづらに世にふる物と高砂の松も我をや友と見るらん、古今集の序に、高砂住江の松も相おひのやうに覺えといふは、老松の名高き地名をもて對句をなせり、明神は延喜時に大己貴命を祭り、後圓融院の時素盞嗚尊奇稻田姫をもて相殿とす、天祿二年也といへり、

〔播州名所巡覽圖會三〕住吉明神祠（明府の濱邊にありて、村中これを祭る、例祭九月廿三日、）

手枕松（たまくらのまつ）（神前の右にあり）松は神木にして、幹は猛虎の蹲踞のごとく、枝葉は臥龍に似たり、

周りは四十歩　亘りは二十歩　太さは丈餘　實に精青牛とも成べき靈木なり

〔長崎紀行〕大道を二里計行て左へわかれ、曾根天神へ參詣す、祠前に假松あり、無類の名木也、菅公手づから植給ふとぞ、

題曾根假松

聞道菅公遺愛松、盤根假蓋鬱重々、高風何借大夫爵、長帶祥雲似臥龍、

今計太周一丈八尺、梢二丈三尺、枝自坤至艮二十間餘、自乾至巽十間餘、其間鬱茂如假蓋、毎枝以木支之百五十八本、天正以前枝葉甚盛、天正中祠官罹兵火、此時西南枝燒枯云、

〔播州名所巡覽圖會三〕曾根天滿宮、（曾根村にあり）祭神菅公の靈、○中略

曾根の松

神殿の巽にあり、菅公息憩の御時、松の苗を植て、我に罪なくば榮えよと祈給ふに、既に繁茂し、爾も蟠龍の形あり、枝幹は土を去事僅に三四尺、衆獸地を馳るがごとし、南北に流れ、東西に亘り、株

の大さ壹丈八尺、高さ壹丈、艮の方より坤の間二十間計、乾より巽の方十二間餘、其餘は四方へたれて假蓋のごとし、又風雪の爲に折裂ん事を恐れて、枝々柱を以て支ふ事百を以て算ふ、磷々釘頭のごとし、翠緑鬱々として神の靈木たるべし、惜哉近年枯れて舊株殘れり、

〔八幡愚童訓下〕宮崎宮ハ、本穗浪社ニ御坐ケリ、○中略又宮崎新宮移、○中略サレバ大菩薩、宮崎松吹風ト浪音尋思四德ハラ濟、角コソ詠給シカ、カヽル靈地、玉ヲ飾シ神壇、柏ヲ用ル柱梁、二階門四面廊淨行堂彌勒寺寶藏經藏シ。ル。シ。ノ。松ニ至マデ、無殘コソ燒ニケレ、○中略驗松大菩薩、昔戒定惠三學宮ヲ埋ミ玉フ所ナリ、此宮アル故宮崎トハ申也、彼驗仁松枝ヲサシ玉フ、生付タル松ナレバ、驗松トハ名付タリ、中比コノ松年ヘシ故ニ枯タリシヲ、堀除ントセシ時、三學、金、宮、蓋ニ打當タリシカバ、戒定惠三宮一定爰ニアリケリト彌信心催ケリ、此松木中ヨリシテ、若松一本生出來榮蔓タリシガ、今又已燒ヌレバ、種ツク事モ有マジ、大菩薩捨ハテサセ玉ヒヌルニヤ、佛法同可滅亡ニヤト悲歎處、未熟灰中ヨリ、君ガ千年ヲ契ル松、二葉シテコソ生出タル、榮ルマヽニ、本木モ枝モ梢モ不異レバコソ、此砌跡垂テ、異國降伏シ玉フベキトゾ、賴シキ三學敎文絕ズ可有驗也、

〔八代集抄拾遺神樂十〕箱崎　古戒定慧の箱を埋めるゆゑ箱崎といへり、其箱のしるしに松をうゑたり、今八幡宮の神社あり、又箱崎の緣起には白幡四流、赤幡四流あまくだれり、其しるしに松を植たり、此故八幡の御名有云云、

〔筑前舊志略〕社說神木宮松、一ニ標松ト云ヘリ、是應神天皇糟屋郡宇美村古名敦田ニテ寔誕在マシ、御胞衣ヲ箱ニ入テ葦津浦ニ納メ給ヒ、標ニ植サセラレタル松ナリ、故ニ本宮ヲ世ニ胞衣八幡トモ稱セリ、

〔古事談五神社佛寺〕昔有一僧、常住宮崎宮、願菩薩提心、而年久臨老衰之後、離件宮欲居於山林之夜、夢ニ著紅直垂之人、從御前出詠云云、

樹

宮崎之松吹風ハ浪之音ト尋思ヘバ四德波羅密　重之

〔拾遺和歌集〈十神樂〉〕はこざきを見侍りて

幾世にかかたり傳へんはこざきの松の千歲のひとつならねば

〔散木弃歌集〈五雜上〉〕つくしよりのぼりけるに、はかたといふ所に、日ごろ侍けるに箱崎の神主のりしげと、香椎の神主よりもちとまできて、ともにうれふる事有て、互に論じゐたるをきゝて、此事いかにもいはんにしたがふべくはさだめんと申せば、ともかくもいはんにしたがはんと申けるをきゝてよめる、

はこ崎の松はまことのみぞりにてかしゐの方もつみはきこえず

與ヒて、おの〳〵たちにけるとぞ、

〔新拾遺和歌集〈十六神祇〉〕題しらず　按察使顯朝

踏たれていく世へぬらん箱崎のしるしの松も神さびにけり

〔宗祇法師集〈雜〉〕宮崎の松原のいづれとなく神さびたるをみて

一木にはいかにさだめし箱崎の松はいづれも神のしるしを

〔熱田神社問答雜錄〕楠木御前　社神也〈古樹靈ヲ主トス、實ニ異邦社稷ノ例ニ同ク、兩宮伊弉之兩神ヲ配シテ祭ルモノ亦一理有ナリ、〉

問、此木モ亦古書ニ云ルヤ、俗ニ子安ノ神ト云フ、如何、答、百錄ニ靈木三株ヲ載ス、所謂西門之外之松、南門之內ノ梅、及此楠也、此木ハ熱田ノ神社四至九町ノ中央ナリ、楠ハ此地ノ宜處ノ樹ナリ、其子安ノ稱ハ據ヲ不知、陰陽二神萬物生育ノ德有ル故ニ、秦產ヲ祈ル歟、〈享祿宮圖ニ此詞ナシ〉

元祿五年神籬及拜殿新造

〔厚覽草〕本社〈〇熱田神宮〉ノ西ノ方ニ大ナル楠ノ古木有、瑞籬立マハシ、前ニ社有、楠木宮ト云、又ハ子安ノ宮ト云、此神ニ祈レバ子ヲ安ク產トテ、人々仰奉、神名ハ不知、子ヲ產コトノ安シト云ハ、伊弉諾

尊ニテモ有ベキカト云說有、能知社家ニ可レ尋、

〔熱田神社問答雜錄〕楠木社二座　伊弉諾尊伊弉並尊在二筑地一、異大宮中楠木御前ト云云

〔張州府志熱田四〕大宮所攝社

楠御前祠

在二古王祠西一、祀二伊弉諾尊伊弉冉尊一、〇中略神名帳頭註所レ謂、西伊弉冉尊者、疑指二此社一歟、蓋當祠無二神祠一、唯用二古楠一株一、卽爲レ神、周設二神籬一、當レ前建二拜殿一、傳曰、此楠樹者、熱田社四至九町中央之標也、

〔本朝俗諺志三〕大楠木

豆州熱海の鎭守、來宮大明神の神木は楠なり、周り十一抱半あり、至極の老木にて、梢は朽て種々の寄生あり、幹は椌になりて、大きなる洞のごとし、人三十六人居並ぶと云、めづらしき大樹なり、其外七八抱の楠數あり、

〔江戸砂子六〕吾妻大權現社〇中略

神木　連理の楠大木なり、一木に女木男木あり、

〔江戸名所圖會七〕吾嬬權現社

相生樟　本社の前右の方にあり、世に連理と稱するものにして、一根二幹なり、わづかに地を離るゝ事四尺ばかりにして二股にわかる、社記に、往古日本武尊、弟橘媛の神靈を鎭まゐらせ、御食し給ひし時、樟の御箸をもて末代平天下ならんには、此箸二本共に榮ふべしと宣ひ、御手自御廟の東の地にさゝせ給ひしに、御枝葉を生じ、今に至りて榮茂す、又其に同じ樟の蘗あり、是も一根二幹なり、

〔日前國懸兩大神宮書立上〕楠神無レ社、有二楠木一、

〔八幡宮本紀三〕宇瀰邑は、筑前國糟屋郡にあり、古傳の說にいはく、神后新羅より歸らせ給ひて後、

槻

槻

御產所をえらばれ、蚊田の邑に定め給ひ、〇中略御產所の側に生茂れる楠あり、其下にて產湯をめさせ給ふ、左かるに其木大に繁茂し、枝葉ことにうるはし、後人これを名付て湯蓋の森といふ、此森今にあり、其周七間餘、産湯をまゐらせし官女をば湯方殿と號し、宇瀰宮の末社に祝はれ侍る、

〔日本書紀垂仁六〕一云、天皇以倭姫命爲御杖、貢奉於天照大神、是以倭姫命以天照大神鎭坐磯城嚴橿之本而祠之、

〔古事記傳四十一〕これを倭姫命世記に、倭國伊豆加志本宮とあり、されど別に、地名にはあらじ、たゞ嚴橿ノ木の下なるべし、

〔日本書紀通證十一〕嚴橿、猶萬葉集所謂齋杉也、

〔古事記下雄略〕赤猪子仰待天皇之命、既經八十歲、於是赤猪子、〇中略參出貢獻、〇中略天皇大驚、吾既忘先事、然汝守志待命、徒過盛年、是甚愛悲、心裏欲婚、憚其極老、不得成婚、而賜御歌、其歌曰、美母呂能、伊都加斯賀母登、加斯賀母登、由由斯伎加母、加志波良袁登賣、

〔古事記傳四十一〕伊都加斯賀母登ハ嚴白檮之本なり、〇註略伊都ハ忌淸めて齋く意、萬葉十一十二入丁に、天飛也輕乃社之齋槻と云るも、嚴白檮のたぐひなり、

〔萬葉集一雜歌〕幸于紀溫泉之時額田王作歌

莫囂圓隣之、大相七兄爪謁氣、吾瀨子之、射立爲兼、五可新何本、

〔萬葉集略解一〕いつかしは、〇中略神を齋へる山路の樫にて、後世神木といふもの也、

〔八雲御抄三下木〕槻　いはひつき　かろの社

〔萬葉集十一〕寄物陳思

天飛也、輕乃社之、齋槻、幾世及將有、隱嬬其毛、

〔本朝月令四月〕同日〇中上松尾祭事

口傳云、松尾社禰宜秦興足、祝秦興主、依犯用大鼓輪鐵、解却見任、興主之男一人大膳職寀、一人沙彌住神宮寺也、興足無子、初深草天皇(仁明)之御時、伐葛野郡家前槻木作相撲司之大鼓、明神忿怒託宣云、此樹者我時々來遊之木也、而伐取不可然云々、其伐木因人多死去也、

〔續日本後紀 十七 仁明〕承和十四年六月丙申、大風發屋折木、雨亦降、入夜彌猛、　丁酉、遣使奉幣於松尾大神祈之、　甲寅、霖雨止息、先是左相撲司、伐葛野郡家前槻樹作大鼓、有祟、由是奉幣及鼓於松尾大神、以新謝(用牛皮十二張、鼓一面六張)、

〔中右記〕天承二年十一月一日、今日有奉幣松尾社、上卿新大納言實行卿、行事右中辨宗成、當日時定使定、是靈木顚倒鳥居等砌損事云云、使右宰相中將成通、次官內藏助元正云云、

〔仲資王記〕建久五年八月三日辛卯、松尾社司助重參來申云、靈木顚倒事、巳官奏了云云、而今朝片枝折下云云、不觸本官之條、如何之由召仰了

〔廣隆寺來由記〕鎭守三十八所

木枯明神者、淸和天皇御宇、奉勅自乙訓郡迎藥師如來于向日明神垂跡當寺槻木、槻木俄枯、故名木枯明神、厥後枯木再榮、誠希有祥瑞也、

三槻

此寺雖有萬木、向日明神垂跡槻木、其木初枯、後榮、以有此三奇怪、故云三槻寺、

當寺有五寺號

〔廣隆寺來由記〕檀像藥師如來(立像高三尺)

山城州乙訓郡、有一字社、號乙訓社、(今向日明神是也)昔入西山採薪人、暫憩此社、社前有一神木、經年樹枯、彷彿株杭、時時放光、憩社人、以彼樹須臾間造佛像、唱南無藥師佛、安置此社、其人立失所在、故知此像向日明神權化神、作靈異不可思議、黑白男女、貴賤老少、恭敬崇信增深、持驗不爲不多矣、

〔元亨釋書十四檀興〕釋行圓、鎭西人、寛弘二年遊帝城、頭戴寶冠、身披革服、都下呼爲革上人、圓持千手大悲陀羅尼、又欲得好材刻其像、一夕夢沙門來告曰、明日送爾異材、翌朝果一僧至、語曰、賀茂神祠側有一槻木、蘚苔纏封、不知幾千百歲、其外似朽、內甚堅實、每至六齋日、槻畔有誦千手神呪音、近見無物、遠聞有聲、自古名爲異木、是子之所求材也、古老傳言、昔城北出雲路有小女、臨鴨河浣衣、一箭泝流而來、女取見之、鴨羽加筈、女携還家、插窓牙、自此女娠、已而生男兒、○中略今之賀茂中祠、昔爲田中、時田主已播秧數畝、其苗俄變成槻樹、母氏降樹下爲神、今賀茂中宮是也、兒又降爲神、賀茂上宮是也、其槻歲久偃仆、世貴爲靈木、不庇樵材、故至於今也、子乞神官刻菩薩像、圓喜而詣神主告事、神主不靳、不日而成、像長八尺、營行願寺安之、以圓衣革、俗呼行願寺爲革堂、後仁弘法師、得像材又造八尺像、安良峰寺、

〔伊呂波字類抄加諸寺〕皮堂　號行願寺、依皮聖人建立名皮堂、堂中奉安置佛菩薩等像、金色千手觀音立像一體、高八尺花座在天蓋鐵、廣一尺、金色釋迦如來座像一體、五尺花座金色彌陀如來座像一體、五尺須彌座金色聖觀音立像一體、右千手觀音像以靈木所奉造也、件靈木像有夢告尋求也、有大梓木、每齋日樹下有讀陀羅尼聲、古人相傳、是云靈木云云、

〔中右記〕長承二年六月朔日甲申、今日賀茂一社有奉幣云云、上卿民部卿、行事權左中辨宗成、是靈木折由被申也、使新宰相中將公教、次官藏人助元正、

〔保元物語一〕法皇熊野御參詣幷御たくせんの事

こゝに久壽二年の冬の比、法皇○鳥羽くま野へ御參詣有、○中略日比の御參詣には、天長地久に事よせて、切めの皇子のなぎのはを、百度千度かざゝんとこそ思しめすに、今は三の山の御はうへいも是をかぎりと御心ぼそく、しんごんめうでんの御はうらくも、りんしう正念往生ごくらくとのみぞ御きねん有けるが、すべてくわんぎよのてい、おはれなりし御ありさま也、

〔古今著聞集十一神祇〕侍從大納言成通の鞠は、凡夫のしわざにはあらざりけり、○中略熊野へ詣て、うし

槐

ろ舞の後、うしろ鞠をけられけるに、西より百度、東より百度、二反に二百反をあげておとさゞりけり、鞠をふしをがみて、其夜西御前に候はれける夢に、別當常住みな見知たる者共、此まりを與じてはめわひたるが、別當いかでかくばかりの事に、鞠頭まいらせざらんとてなぎの葉を一枚奉りけり、夢さめて見るに、まさしくなぎの葉手に有けり、まもりに籠てぞもたれたりける、

〔金槐和歌集〕社頭雪

みくまの丶なぎの葉しだり降雪は神のかけたるしでにぞ有らし

〔夫木和歌抄三十四神祇〕弘安百首歌むすぶの宮未國　　檢校法親王

なぎの葉にみがける露のはや玉をむすぶの宮やひかりそふらん

〔夫木和歌抄三十四神祇〕後鳥羽院御時本宮山三首歌くまの丶みや紀伊　　前中納言定家

ちはやぶるくまの丶宮のなぎのはをかはらぬちよのためしにぞひく

〔本朝俗諺志四〕伊豆山椰

伊豆權現は、加茂郡に立、神木椰の木、凡三周り高十丈ばかり、葉厚く堅に筋あり、此葉を所持すれば災難を遁るとて守袋に納む、又女人鏡に敷、則夫婦の中むつまじきとなり、此木他國に稀なり、

〔用捨箱上〕伊豆山之椰

昔は伊豆大權現を信ずる者ことに多かりしとぞ、淋敷座之慰慶長より延寶四年までの小歌の集也に載たるなげぶしに、こんをござらば、もてきてたもれ、伊豆のお山の、なぎの葉を、お山のナ、いづのお山の、なぎの葉を、とあるは、女の男にいへるなり、意は彼御山の椰葉は守りなりとて、鏡の裏へいれおく事のありし故なり、

〔遊囊賸記十五〕產宮ハ應神帝降誕ノ地ナリ、皇后槐ニ倚テ產玉ヒシ故ニ、是ヲ神木トシテ子安ノ木トイフ、

〔愚管抄三〕この仲哀のきさきには、神功皇后をぞたて給ける、この皇后は、○中略應神天皇をはらみ給ひて、仲哀の御をしへによりて、仲哀うせ給て後、しばしなむまれ給ぞとて、女の御身にて、男のすがたをつくりて、新羅高麗百濟のみつの國をうちとり給て後、つくしにかへりて、うみの宮の槐にとりすがりて、應神天皇をばうみ奉り給ける、

〔八幡愚童訓上〕皇后功○中略御歸朝後、十日ト申セシカバ、仲哀天王九年十二月十四日也、此日筑前國宇美宮ニテ御産平安、皇子御誕生シ給シカバ、第十六代ノ帝王顯應神天王、神明デハ忝八幡大菩薩祝給是也、皇后○中略御裳腰ニ夾セ給シ白石、大分宮御體トテ、御産時槐枝、倒立取付タリシカバ、軈テ生付今ニアリ、當時木ハ三度迄生替タル木ナレドモ、一枝猶逆ナル形也、宇美槐トテ國母仙院奉始、御産平安御祈佛御衣木被用此槐、

〔八幡宮本紀三〕宇瀰邑は、筑前國糟屋郡にあり、香椎より巽にあたり、行程二里餘あり、古傳の說にいはく、神后新羅より歸らせ給ひて後、御産所をえらばれ、蚊田の邑に定め給ひ、御産舍をいとなみ、○中略安産のまじなひなればとて、槐の木を逆さまに地に插み、その東に向ひたる枝に取すがらせ給ひ、たやすく御産ましましける、○中略御産の時取すがらせ給ひし槐の枝は、やがて根さして大木となりけるとかや、其後度々植かへしといへども、其本所をたがへず其種子を絕さず今にあり、いにしへは宇瀰宮の槐とて、皇后皇女を始奉り、御産平安の御祈の御衣木には、必此槐を用ひられしとなん、されば平産の幸ある木なればとて、子安の木と名付ける、子母秘錄と云もろこしの醫書に、槐樹東に引枝を取て、孕婦をして手にこれを把しむれば、卽生じやすしと見えたり、しかればもろこしにもかゝる事の侍りけるなり、

〔雍州府志三神社〕月讀神宮　懷中曆云、推古帝二年、詔群臣興隆三寶、同六月五日夜、有一貴人、自稱月神、告帝曰、汝等當諦聽、夫我國者天讓日國讓月國、而君臣共祭神祇、以治天下、今汝等忘根元、留枝葉、恐有天照大神之祟、帝不解、夜半迎聖德太子、告以神語、太子大恐、翌日遣小野臣妹子於葛野月讀祠、

點定七箇國中七郡、以獻御厨子所、敎禮祭神明、同八月、太子命、御遊松尾山南麓、令植椋木、誓曰、自今二百五十年後、有一夥王、遷神祠於此、以此椋木爲神木、後世王法之興廢、以此椋木之榮枯可知焉、停止數日旋于斑鳩宮、○中略文德帝齊衡二年春夏之間、疱瘡天下流行、帝憂之、於是月神託曰、我是天照大神之弟也、我居近水、有泛濫之害、今將移于松尾南、汝能祭我、則災害當消除、帝大悅、乃遷宮以祭之、是乃聖德太子所令植椋木邊也、今此椋木去太子雖及千七十年、尙森森然、翠色蔥然、近世有願疱瘡之疫則祈之、又嘗祈安產者、參詣麻拏神石、則必有感格云、蓋上古之遺風餘烈也、或爲孝神、爲福神、又爲水德神、祈免海上激浪怒風之難云、

〔江戶砂子〕三忍岡稻荷社○中略神木は榎なりとぞ

〔淺草志〕三眞崎稻荷社○中略

神木榎　大樹にして宮殿の前に有　當社延享の頃よりふしぎの靈驗多く繁榮と成

〔江戶砂子〕四三島神木　高田之方上水川の邊大榎に注連をかけて社はなし

〔本朝俗諺志〕一與州笹山社

伊與土佐の界山上に、笹山權現の社あり、此神は火難を遁れしめんとの誓願なり、ふかく信ずれば火賊の難なし、むかし土佐の國の山下正木村と云所の土民、蕨岡助之丞と云もの、年久しき家にて、豐饒の百姓なり、先祖助之丞、夢中に熊野權現影向ましまし、此山に跡を垂玉ひて、火難盜難の災ひを除しめんとの靈夢をかふむり、夢さめて見れば、うしろの椋の木に光明赫奕たり、則これを神木とあがめ、社を造立し、笹山權現と稱す、然るに此蕨岡の家、代々門戶の扉なし、そのいち數代を經て、主のいふいかに神勅なればとて、晝夜門戶を明放つ事不快なりとて、ことごとくまりをしてけり、その夜誰ともしらず戶蔀を引はなし、あらぬ所に捨置たり、神勅うたがふ事なしと、彌信のおこせり、今とても盜賊此家に入時は出る途を失ひ、屋敷のうちを夜すがらさまよ

ふとなり、外の家も信ずる衆は、雨難を遁事妙なり、

公孫木

〔厚覽草〕尾張國愛智郡熱田神社ニ參詣之次ニ、末社ヲ巡見、○中略北ニ一社有、牛頭天王ヲ勸請シ、祇園社ト一體也ト云傳ヘ、六月五日祭有、車ヲ飾リダンジリト號シ、津島ノ社ノ祭ヲ似セタリ、銀杏ノ長木有、拜殿有、本社ハ西向、西ノ方ヨリ入ル道アリ、左右ニ土居ヲ築キ、瑞籬有、

〔尾張名所圖會〈前編愛智郡一〉〕鳴尾天王社

神木公孫樹　拜殿の西にあり、むかし嫉妬の婦人呪詛せんため、しば〳〵この樹に釘を打し事の有しかば、國君の御はからひにて、寛文十二年、樹の巡りに柵ゆひまはせしより、後木の本へ人の寄ることあたはず、

〔江戸名所圖會〈六〉〕銀杏八幡宮　同所〈○淺草大倉前〉福井町にあり、○中略神木の銀杏樹は、延享二年の秋暴風に吹折て、今わづかに其枯株を存せり、

柏

〔日吉社神道秘密記〕一柏木客人權現御影嚮神木是也、御託宣、我久有樹下未安居、一客人宮女形、本地十一面、日本開闢神伊弉冉尊是也、白山大妙理權現御影向アリ、我子也、柏木上有御影嚮、但社壇無之、相應和尚於横川坂御對面、依之建社、天安二年六月十八日有御遷宮、小白山大己貴兩神有同社、後建社、

椎

〔常陸國稻田神社緣起〕乾方本社を去事三町計、一の叢祠あり、是を本宮といふ、御神始て出現の地なれば、今に此名あめり、右の方に大なる椎の枯木あり、高さ事三丈餘、廻り五圍に及べり、上に所謂百枝の大樹といふ是也、媛神始て影向の樹なれば、神木と崇め奉る、傍より萌芽出て今亦大木と成れり、

〔梅松論〈下〉〕建武三年三月二日未の剋計に、香椎宮の御寶前を過させ給ふ、○中略殊當社は新羅征伐の昔、神功皇后椎木に御手ふれられけるに依て、香はしかりしゆゑ、香椎宮と申也、此故に當社椎。

木。を。以。神。體。に。比。し。杉の木を以御實とせり、

〔八幡愚童訓上〕神龜元年、筑前國若椙山香椎宮造、崇聖母大菩薩給へり、○中略御殿前アヤ杉アリ、勅使參者折枝奉風闕、去社頭一町餘置御棺、椎枝根サシ蔓ヘテ今ニアリ、星霜積故ニヤ、當時櫟。木。ト成タリ、名木ナレバ井垣アリ、

〔古今神學類編二十七祭物〕神木南朝熊櫻、殿櫻、

伊勢朝熊ノ神社ノ櫻ノ最初タル謂レアリ、是故ニヤ、本朝ニ於テ花トダニ云ヘバ、櫻ニカギリ侍ル事モ、異朝ノ花王ヲ牡丹トシ、蜀ノ海棠ヲ賞スルヨリモ、其元由ハ猶淺カラズヤ、例セバ山ト云ヘバ比叡、橋ト云ヘバ勢田、寺ト云ヘバ三井、宮ト云ヘバ兩宮ニ限ルガ如キ、皆是本邦舊俗ノ故實ニヤ、太田命訓傳ニ、朝熊大刀神ノ注ニ云、靈花木坐也、大八洲櫻樹始、從天上降居也、因以爲木花開耶姬命トアリ、是則櫻大刀神傳也、○中略或云、本朝櫻ヲ賞スル事モ、履中天皇以來ニシテ、稚櫻宮ト奉稱モ此緣也ト云ヘリ、弘安參詣記ニ云、祭主定世朝臣祖父隆通卿、公家爲御祈、內宮ニ參籠之時、神道山サモオモシロキ櫻哉天ノ磐戶ハ春ヤ明ケン、ト云云、本朝一人一首ニ、本朝賞櫻ハ、履中稚櫻宮ニ權輿ス、詩ニ見エタル事ハ、釆女比良夫ガ、春日侍宴應詔詩中ニ始テ出タリト云ヘリ、

〔伊勢參宮名所圖會五〕櫻宮、大道の左の方石壇なり所祭木花開耶姬命なり、櫻御前とも云、小朝熊の內櫻大刀自神なり、神殿なく、只櫻の一木を神體と崇む、

〔神名秘書〕朝熊神社也式內神社內○中略　櫻大刀神一座　靈花木坐

日本洲櫻樹始、今之時生也、一云、花開姬靈木也、

〔御鎭座傳記〕朝熊神社六座櫻姬命湶祭之神社也○中略　櫻大刀子神二座

靈花木坐也、大八洲櫻樹始、從天上降居也、因以爲花開姬命也、一座大山祇雙坐也、

〔西行物語中〕さくらの宮のはな、風にさそはれ、木のもとにちりうき、雪のつもるやらんとおぼえ

天葉若木

て、やるかたなかりければ、

神風にこゝろやすくぞまかせつるさくらの宮の花のさかりを〇又見二御裳濯川歌合、續古今和歌集一、

〔夫木和歌抄神祇三十四〕神祇歌中　荒木田尙良神主

ふさくまやいはねの櫻としふれどはなのかゞみのかげぞくもらぬ

百首歌　皇太后宮大夫俊成

名をもおもへさくらの宮にいのりみん花をちらさぬ神風も哉

〔詠大神宮二所神祇百首和歌〕櫻

櫻大刀ノ天ノ往古ヲ殘テヤ宮樹ノ花ノ雲ト見ユラン

彼櫻樹自二天上一降坐ス、日本ノ櫻ノ始也、此櫻大刀神ニ坐、朝熊ノ江ニ坐ス、

〔大神宮參詣記〕櫻の宮と申は、大宮のまぢかき處にましますが、御殿もなし、唯一木の櫻を神體とすとうけたまはりおよぶばかりにて、宮中へはまゐらず、

〔鹿島神宮古文書〕天葉若木枯事注進案

注進

鹿島大神宮天葉若木事

右靈木者、明神降臨之時、令二隨逐一以來、卜二在所於社壇之傍一、連枝繁葉之粲、經二億載之星霜一畢、而彼神樹、本朝中限二當社一在之歟、他社全無二此種類一、仍社内奇瑞之隨一也、爰奉レ行二神事一之刻、採二用件木枝一事多之、所レ謂正月四日歲山、幷每月廿七日吉凶御占、及御物忌初任之時、以二彼木一爲レ薪、燒二龜甲一、就二其驗一令二撰補一者也、每二奇異之祭禮一、令二受用一之處、自二去七月一枯乾畢、天下重事何事如之哉、古今更未レ聞レ如レ此之所例、尤可レ有二御怖畏一者歟、然則社家一同、各抽二丹誠一、雖二祈請一、斯木之本復、曾無レ驗之間、依レ令二驚歎一、粗注進言上如レ件、

延文元年十月日

案主散位三田久千
物申權祝占部常顯
官人行事中臣弘久
和田祝大中臣政家
田所權祝占部右重
益田祝中臣貞廣
押領使大中臣景滋
檢非違使大中臣忠繼
大祝正六位上大中臣貞景
大禰宜正六位上中臣高親
大宮司散位中臣則口

〔延喜式三臨時祭〕凡年中御卜料、婆波加木皮者、仰大和國有封社、令採進之、

〔北野緣起上〕思はざりき、同○昌泰四年正月廿九日、左大臣○藤原時平讒言によりて、太宰權帥にうつされて、流罪の宣旨下べしとは、悲のあまりにたへずして、○中略紅梅殿に愛せさせ給ひける梅を御覽じて、

こちふかばにほひおこせよ梅のはなあるじなしとて春を忘るな

梅のはなぬしをわすれぬ物ならば吹らん風ぞことづてもせん

かやうの御歌ぞおほくかきとゞめ給ひける、此御歌故にや、梅は筑紫へ飛て參りけると申侍めれば、此間の哀さ、かき盡すべからず、

〔古今著聞集十九草木〕菅家、太宰府におぼしめしたちける比、

こちふかばにほひおこせよ梅のはなあるじなしとて春なわすれそ、とよみおき給ひて、みやこをいでゝ、つくしにうつり給ひてのち、かの紅梅殿の片えだ梅にむかひ給ひて、
ふるさとの花の物いふ世なりせばいかにむかしのことをとはまし、とながめさせ給ひたりければ、かの木、
先久於故宅、厭離於久年、麋鹿於住所、無主又有花、かく申たりけるこそ、あさましともあはれとも、こゝろもことばもおよばね、

〔本朝續文粹 一古調詩〕參安樂寺　江都督
康和二年秋、清凉八月時、我詣安樂寺、寺在東北陲、〇中略庭前多佳樹、森々幾叢枝、梅含雞舌香、上陽紅鬆垂、近在瑤階下、芬馥似瓊蕤、〇下略

〔金葉和歌集 九雜〕むかし道方卿につくしにまかりて、安樂寺にまゐりて見侍りけるみぎりのむめの、我任にまゐりみれば、木のすがたはおなじさまにて、花の老木になりて所々さきたるを見てよめる、　大納言經信
神垣にむかしわがみし梅の花ともに老木となりにける哉

〔筑紫道記 宗祇法師〕宰府聖廟へまいる、〇中略つとめて〇文明十三年九月十七日社僧一人を友なひ神前にまいる、〇中略池のめぐりには千萬株の梅のはやしをなせり、覺えず西湖のさかひに來るやとおぼゆ、樓門に入ばぜかう〳〵しくて、左右の回廊いさぎよし名におふ飛梅苔むして、老松のよはひにもあらそへり、

〔九州道の記 玄旨法印〕廿六日〇天正十五年五月宰府は天神の住給ひし所と聞及しまゝ、見物のためまかりける、彼宮寺は七とせばかりさきに炎上して、かたばかりなる殿あり、舊跡の有樣、松杉のおほくきられたるに、さすがに所々にのこり、〇中略飛梅の古木は燒てきりけるに、若ばえの生出

て有を見て、

鶯のはねをやとひて飛梅のかごにはいかでのらで來にけん

〔吾妻鏡十九〕承元五年閏正月九日壬戌、自永福寺邊、被移殖梅樹一本於御所北面、是北野廟庭種也、匪濃香之絕妙、南枝有鶯栖、依之被賞翫之云云、

〔半陶藁四〕咏梅獻菅廟

梅有深情北野祠、詩人不可不言詩、神君擁護及花鳥、風雨紅殘鸎宿枝、

右獻菅廟之詩、詩爲鸎宿梅云、鸎宿之名、自三百五篇、有梅樹之詩以來、六朝唐宋諸家諸譜、並不見此名、蓋始于吾邦云、詩劾俗耳、呵呵、

〔梅花無盡藏一〕同横川等北野靈廟看梅

一咲高聲扑廟前、皆梅儼々與千々、袈裟諸願各成就、回向南無自在天、

〔夢觀集七一書古詩〕送勤無逸使日本　守仁

大明建國如虞唐、萬方玉帛朝明堂、五百僧中選僧使、奉詔直往東扶桑、○中略白河關高玉繩下、天上靈梅移北野、八表神師解豢龍、十歲小兒知習馬、○下略

〔菅神入宋授衣記〕密記云、杭州臨安府徑山興聖萬壽禪寺第卅四世、特賜佛鑑圓照禪師、諱師範、字無準、一朝天未明、見丈室庭上、有一叢之茆草、禪師自謂、昨之夕無此艸、今之旦爲甚麽生之乎、于時有神人、雙手擎一枝梅花、突然出來矣、禪師問曰、汝是何人乎、神人無語、唯指庭上茆草、禪師忽謂曰、茆者菅也、卽知扶桑菅姓之神也、神人呈一枝梅於禪師前、胡跪、有一首和歌曰、

唐衣不織而北野之神也袖爾爲持梅一枝

忽謂、稟禪師之密旨、覩面悟解、禪師卽付梅花紋僧伽梨、示一偈、偈曰、

天下梅花主、扶桑文字祖、這箇正法眼、雲門答曰普、

神人親頂拜僧伽梨幷證偈了、又獻一偈曰、

手裏梅花頂上囊、不離安樂現南方、徑山衣法親傳授、何用時々仰彼蒼、

是則宋淳祐元年、而日本仁治二年辛丑十二月十八日也、

〔半陶藁三〕天神像贊無梅花

朝服天神者、黑衣一郎君耳、道裝天神者、黃巾一老人耳、知所以其爲菅相者、以插梅花也、今斯鈞容、先帝後花園太上皇、親揮宸翰者、神乎神乎、仰之彌高、許梅屋曰、昔以梅爲梅、今以心爲梅、以心爲梅、余於此亦云、○中略

入唐天神記嗅梅花像

薩之福昌禪剎粉閙之日、岩石之間得古記、題曰、筑前州太宰府大威德天神參大宋徑山佛鑑禪師受衣記、記曰、宰府有富家、一夕夢天神勅曰、擇無染淨侶、而一日讀誦蓮經千部、爲予惠也、覺後遍諭遠近、請萬指而讀誦如厥數也、其夕天神又夢曰、法施可也、其人不可也、願重擇而淨課、富家自思惟焉、近承承天長老圓爾大和尙、昨入大宋、深極龍淵之底奧、今歸此土、遠唱鷲峰之頂宗、求之心得所謀焉、具以前夢白和尙、和尙曰、爾之所求非難也、當求水精念珠一百串也、則持而奉之、和尙懸之室中、燃燭於四隅、設特座於中央、讀誦法華一部矣、卽夕神復夢謝、富家之法施純一也、翌晨神現形於和尙室中、異巾奇服、而袖間插紅梅一朶、欽謝千部課讀、而求作弟子之禮、和尙曰、吾師存也、不可敢也、則指俾參佛鑑禪師、神領而去矣、卽日再見而曰、我親入佛鑑之室矣、自指腋下衣袋爲證矣、爾來家享戶祭、道裝多而朝服少、今之所圖乃其像也、而執梅花嗅者余未之覩焉、昔王羲之當晉室亂、終日無言撚花嗅之、人不會其意、又唐茂業王重榮、沒後倚寒村嗅梅花、皆遺懷也、神初爲人之時、遇藤原時平之讒、左遷海西、蓄激之氣、塞於天地、千莖之白、一寸之丹、其怏怏者豈止羲之茂業之比哉、今嗅花也、裴楷三毛、謝鯤一壑、盡師意匠、可謂妙矣、或曰、內秘觀自在外現大自在、忉利帝、親賜其號、徑山祖直印其心、世出世間、護法

讃人莫以加焉、神又何遺懐之有哉、余曰、飲光擧拳、慶喜合掌、不忘舊習者、大權設化之一端也、輙焚香題一四句偈曰、

維神之靈　如水在地　烏頭單傳　炎天梅藥

長享第二戊申五月廿五日　周興書

〔半陶藁五〕天神入唐像

日本大唐梅一枝、參禪未必勝參詩、飛香萬里海雲外、添得烏頭毒氣吹

〔梅花無盡藏三上〕天神賛幷叙

吁靈哉丞相、或云、南遊傳徑山之師之衣、或云、扁鵲之像、而所肩者藥袋、添梅一枝、假爲丞相也、據國史丞相之本尊而質之、此二事都無見之、蓋烏有氏之言而已、謹焚木樒書賛語、判焉、神乎神乎、肯之乎、不肯之乎、

囊底全非徑塢衣、幾篇草案定梅詩、南遊無弄春風撰、手不棄花雖片時、

〔梅花無盡藏四〕天神賛

南無大自在天神、三世爲梅成主人、手取一枝酬法乳、曾遊雲遠徑山春、

〔厚覽草〕尾張國愛智郡熱田神社ニ參詣之次ニ、末社ヲ巡見シ、其來由ヲタヅ子、粗記置テ後ノ爲トス、○中略門ノウチ東ニ一社アリ、梅ヲ神體トシ、ホカニミヅガキヲタテヽ、前ニ社ヲ建ツ、天神ノ社トイフ、此梅ハ華サキテモ實ナラズ、此ユヱニナラズノムメト云、此ミヅガキノ内ニテ蓬ノ生出タルヲ見付テハ福有トナシ、此處卽蓬ガ島ト云、天神社、古傳ニハ山城國平野ノ神ヲ祭ト云、今ハ梅ニ便テ菅丞相ト云、是誤說ナラン、平野四座ノ内ニ、久度ハ武尊ヲ祝祭奉ナレバ、當社ノ内ニ祭ル事故無ニアラズ、平野社ハ仁德天皇ヲ祝奉タレバ、難波津ニ冬ゴモリノ緣ニテ、梅ヲ神木トスルモ其義ナキニモ非ズ、天神ト云傳ハ妄說カ、能知人ニ可尋、

桂　藤　諏訪七稱木

〔木曾路名所圖會 三〕仲山金山彦神社南宮に鎮座〇中略

神木白玉椿神前にあり〇中略

南宮十首

色かへぬしら玉椿みの山に神や八千代のたねをうゑけむ　利綱

〔新拾遺和歌集 六冬〕寶治二年百首歌奉りける時豊明節會

みの山のしら玉椿いつよりかとよのあかりにあひはじめけん　從二位行家

〔日吉社神道秘密記〕一桂木アリ、神木之隨一也、御杖差置給御垂跡之始也、故祭禮申日內陣桂進上、則社家中一枝宛冠角差之、禁裏進獻、座主進上、七社神輿以是莊嚴、諸人頂戴之、

〔鹿島宮社例傳記〕不開御殿瑞籬之邊リニハ神木共八本在、神木、其中イミジク大キナル神藤有リ、御社方樣枝懸餘多之梢蔓紫花色、年每夏懸、神德深色顯、子葉孫枝春末夏始不替、御神惠、跨蕣綻攝錄之家事之吉凶有トテハ、必花發不開、其子細言上、不咲年天下當國之吏務誠有事云ヘリ、又五穀不熟ト云ニヤ專可抽精誠、

今モ又咲添藤ノ花ヲ見ヨ末ニナルトモサカヘアルトハ

〔信濃奇勝錄 四諏訪郡〕諏訪上下神社

信濃國一宮諏訪大明神〇中略

七木　櫻稱木粟澤村　楡稱木眞志野村　峯稱木高部村大燃山　檜稱木神ノ原村　松稱木神殿邊　榎稱木室內村

柳稱木矢ケ崎村〇中略

河合弘淵が漫錄に、七のたゝへの木といふは、今に至りて寶倉の有もあり、又所さだかならざるもあり、上れる世には、名だゝる御神の宮のみ千木高しりて坐つれども、小祠はいと〳〵すくなかりしとかや、藪に注連ゆひ、木に幣そへ、或は形異なる石の面に、忌竈ひらかを置て齋場

とし、神に稱辭まうしをろがみけるゆゑ、たゝへ木とはいふなるべし、已或ときは室內といふ所の椽たゝへといふ所に往しに、傍に瓦器畠と云處ありて、古き陶の缺たるが多にあり、是をもてみれば、諸の木に供物しはざき、神祭せし跡なるべし云々、

〔百練抄 七 近衞〕久安六年八月五日、興福寺衆徒蜂起數千人、春日神民二百餘人、捧榊神木入洛、〈件神木付鏡數枚、懸春日大明神御正體、是先例也、〉吹法螺、其聲充滿洛中、

〔百練抄 八 高倉〕承安三年十一月五日、興福寺衆徒、奉具春日御榊上洛、至宇治、與天台衆徒可決雌雄之由稱之、長者遣氏院別當右大辨俊經朝臣、雖加制禁、不承引、公家遣武士防之、 六日、南京衆徒、向天台山、爲令合戰、企上洛、奉具春日御神木等、已在木津河邊云云、右大辨俊經朝臣、奉院宣爲制止下向之云云、

〔百練抄 十二 順德〕建保二年八月七日、武士等多向宇治幷淀勢多等、爲相防南都大衆入洛也、去四日春日御榊奉移云云、

〔百練抄 十三 後堀河〕安貞二年五月十一日、春日御神木奉渡移殿、是衆徒奉具可參洛故也、

〔百練抄 十四 四條〕嘉禎元年七月廿七日戊子、今夜春日賢木奉還移殿、衆徒訴訟興盛云云、此一兩月春日山木、二千四百餘本枯損云云、尤有其恐歟、

〔吾妻鏡 三十一〕文暦二年〈○嘉禎元年〉十二月廿九日丁巳、酉刻、六波羅飛脚參著、申云、廿四日辰一點、南都衆徒、奉捧春日社神木、發向于木津河邊之間、在京勇士等、依勅定、爲奉抑留、悉以馳向、是八幡神人、與春日神人鬪諍之刻、當社神人多以被疵之間、爲訴申也、執柄家幷藤氏公卿皆以閉門云云、卽武州〈○北條泰時〉參御所給、評定衆參進、至丑刻被經條々沙汰、此事爲公家重事者、進御使可有沙汰之由議定、畢後飛脚歸洛、

〔吾妻鏡 三十一〕嘉禎二年二月廿八日乙卯、今日六波羅飛脚、幷大夫判官基綱使者參著、申云、去十四

日、基綱向木津河之北、遣使者於河之南（神木御座處）之處、衆徒來臨之間、御成敗之趣具問答、衆徒一々承伏、仍同廿一日、奉歸座神木於本社、翌日廿二日、殿下（○藤原道家）御亭被行充三儀、同副御參內云云、

〔日前宮文書〕定

一大祓七瀨解除之時、爲神木御共上者、隨兵之事、自今以後、一向可停止之由、衆中一同契約之上者、向後固守此法、敢以各不可令違返者也、仍定置被成之狀如件、

正平十年乙未三月十五日　（人母頼有下白冠右保）　（人母氏秀上白冠秀[illegible]）

〔後深心院關白記〕應安六年正月十八日辛酉、今日參神木幷吉田社、大納言同參、　二月十四日丙戌、自今日神事、明後日依可參神木也、　卅日壬寅、自今日神事、明後日爲可參神木也、　三月二日甲辰、參神木、　九日辛亥、傳聞神木歸座事、都鄙之問答、參著之子細出來之間、於今者無其期云云、凡珍事也云云、

〔空華日工集〕康曆二年十二月十五日、春日神木歸座、神木監護使、松田丹州、美須歌両人也、松田權架棧棚、僧錄及余觀歸座之式、先就于五條報慈而點心、會者昌雄中浩周祐周高梵玉第十一人、俗伴丹州郡阿彌等、點心罷入假棧、棧者六條東洞院、丹州設飯、神木出稍遲矣、神官從役、黃昏把炬而出、送神木者、皆藤家大臣以下神孫也、凡十二家步行、各作一隊而過、先神官中藤家氏、後神僧稱裹頭大衆者三百餘人、皆懷大刀、吹螺鳴道而行、蓋以圖俗禮也、旣散而歸、亥時也、此儀會承府命而出觀、松田亦承府命造棧棚云、報慈乃丹州爲母氏所造、神木來由見于前記也、

〔日前宮文書〕應永四年行文讓補之記

十八日、（○正月）今夜、御神木、御鉾自人母秀連宿所奉入之、國造下向、庭上御鉾御神木奉立、白沙壇上、

廿六日、神木自鳥居前十二松正路、奉入上白冠家、備等有之、（公文所沙汰也）又有棚菓子、（十合、肴二種白冠沙汰也、○中略）今日神木奉入社內、

雜載

〔日本書紀二十五孝徳〕天萬豐日天皇、天豐財重日足姬天皇(○皇極)同母弟也、尊佛法、輕神道、(斮生國魂社樹之類是也)

〔日本書紀二十六齊明〕七年五月癸卯、天皇遷居于朝倉橘廣庭宮、是時斮除朝倉社木、而作此宮之故、神忿壞殿、亦見中、由是大倉人及諸近侍病死者衆、七月丁巳、天皇崩于朝倉宮、八月甲子朔、皇太子(○天智)奉徙天皇喪、還至磐瀨宮、是夕於朝倉山上有鬼、著大笠臨視喪儀、衆皆嗟怪、

〔古今著聞集一神祇〕後三條院御時、くにのみつぎ物、廣田の御まへの濱にておほく入海の聞えありければ、宣旨をかのやしろへ下されて、みつぎ物をまつたうせられぬよし逆鱗ありけるに、社のほとりの木一夜にかれにけり、主上きこしめしおどろかせ給て、なだめ申されければ、木もとのごとくさかえにけり、

〔宣胤卿記〕永正十五年九月廿五日、左金吾(基春卿)狀來、先年□春日山神木枯槁年月存知大切云云、永正三年九□春日山木七千本枯槁、爲祈謝翌年自三月十七日七ヶ夜、於社頭被行御神樂、將軍家(宰相中將義澄)御沙汰也、告文使右少辨伊長(依南都之仰)參向、此分注遣了、神樂所作人自京都下向、地下輩許也、□今年春日山神木自七月至八九月枯槁、三千八百八十本云云、終無祈謝之儀、

〔梵舜日記〕元和四年四月十九日丁丑、齋僧吉藏主來、次播州ヨリ神木ヲ切崇之由申來、札予調遣也、神木鎭札表書、神祇道安鎭座ト書遣也、

〔閑田耕筆一天地〕先年伊豫國宇和島領、上之灘尾端串浦社の神木を伐らんとする時、白衣の人四百人計來り、止むれどもきかず、伐りて船に積たる時、此四百人やがて船を乗沈め、吏及び人夫共に沒死すと或人語れり、○中略凡神靈は疑まじきもの也、此比山庵雜錄(明人如中無愠禪師の著述也)を見しに、世人局局(カギリアル)其耳目之所及、耳目之外以爲誕吁、と示されしはさることと也、

〔溫故要略二〕嫉妬女呪詛シテ神木等ニ釘打事

宋朝勸善書第五云、李受二之子、頑鈍不受師敎、日受呵責、取鐵釘、釘伽藍神之背曰、爾不佑我、乃至受

二夢、神怒、子患背疔死、取意略抄打神木其理不異、背神慮可知、和朝於今有此事、親見悲哉、

〔古今神學類編 二十七祭物〕神木〇中略

神愛ノ物ハ獨リ樹而已ニ非ズ、靈。草。モ。亦。ア。リ。能因之歌枕ニ、神ノ垣ニ生タル草ヲナシコ草ト云ト云云、想フニ蓬ヲサシモグサト云フニツキテノ説ナレバ、神垣ノ蓬ノ事ニヤト云フ説モ侍レド、既ニ別名異物ノ心ニ、能因ノ云ヘルナレバ、唯其説ノ如ク心得置ベキ也、就テ想フニ、賀。茂。ノ。葵。ノ。事、世ノ普ク稱スル處一社ノ神秘、幽微ノ沙汰、他ニ得テ知巨キ神傳ト也、其趣諸抄ニ傳フルヲ見ルニ、五穀成熟ノ爲メ、葵祭トテ、四月勤仕ノ事也、公事根源、又ハ年中行事ノ註ニモ、賀茂ノ葵蔓ハ、昔シ神ノ夢ニ告悟シ給ヒシ謂レ深シト云ヘリ、賀茂松尾ノ社司ヨリ方々ニ祭ノ日進ルニ、二葉ノ葵ヲ長ク連ネテ桂ノ枝ニ付ク、御簾柱諸道具ナドニモ掛ラルヽ事トゾ、尋常ノ葵ニ異ニシテ結之ニモ口傳アル事ト也、歌ニ今日ト云ヘバ簾ノミカハ葵草古キ書ニモマキツヘニケリ、ト侍レバ、諸ノ調度ニモ掛ル事必セリ、六百番歌合ニ顯昭、昔ヨリ君ト神トニ引合テ今日ノ葵ハ二葉ナリケリ、ト此歌其梗槩ヲヨメルニ似テ、二葉ノ神傳、猶有以事想像ラレ侍リ、新古今ニ、小侍從ノヨメル歌、イカナレバソノ神山ノ葵草年ハフレドモ二葉ナルラン、年ハフレドモ操不易ノ色、神祭ノ草木ノ理ノ常ニヤ、或記ニ云、爾雅翼ニ、葵爲百菜之主ト云ヘリ、賀茂ノ祭ニ掛ルハ、諸葉草トモ云テ、其形ψ如此、抑此事秘事トス、昔シ地神三代ノ瓊瓊杵尊、此日本ノ不順神ヲ平給フ時ヱ、賀茂建角見命ノ神功多シ、故ニ褒給テ、從今以降臣神ノ列ニ非ズ、縱ヘバ諸葉草ノ左右ノ如クオボサントノ御誓ニヨリテ、君臣合體ノ印ニ此草ヲ賞スト云ヘリ、六百番歌合ニ、久堅ノ天照神ノ光リニハ爭フモノハ賀茂ノミヅガキ、ト云云、余按ズルニ、此記ノ説、社傳ノ緒諸ヲ竊ヘル者ノ如シ、サレドモ皇孫尊ト建角見命ノ説、猶豫ナキニ非ズ、疑ラクハ神武天皇ノ御事ヲ皇孫トモ申ス事ナレバ、瓊瓊杵尊ニ混同セルニヤト訝シケレド、其説又此故事ヲ云フ事、他説ヨリハ濃ナルニ

似タレバ、抽テ記シ侍リ、而レドモカヽル神傳ハ、其社ニ就テ更ニ可ㇾ聞者乎、今所ㇾ記ハ諸抄ノ中ニ、サモヤト聞ユルヲ取ル爾也、何ンゾ適傳得テ可ㇾ聞、

〔年中行事秘抄 四月〕川合神
秦氏本系帳云、又云、鴨上社號ㇾ別雷社、下社號ㇾ御祖社也、戸上矢者松尾大明神是也、〇中略祭日詣ㇾ楓山葵。。。。。於。庭中、詔戸中使等插頭出立、松尾社司持參內藏司、

〔紀貫之集 四〕車にのれる人賀茂へ詣る
人もみなかつらかざして千早振神のみあれにあふひ成けり

〔後拾遺和歌集 雜十九〕後一條院をさなくおはしましける時、祭〇加茂御覽じけるに、いつきのわたり侍りけるをり、入道前太政大臣〇藤原道長いだきたてまつり侍りけるをみたてまつりて、のちに太政大臣の許につかはしける、　選子內親王
光出るあふひの影をみてしかば年へにけるも嬉しかりけり
かへし　入道前太政大臣
諸かづら二葉ながらも君にかくあふひや神のしるし成らん

〔夫木和歌抄 夏七〕葵　順德院御製
たれしかもまつのおやまのあふひぐさかづらにちかくちぎりそめけん

〔岡屋關白記〕建長二年四月十三日、賀茂上下松尾社司等持來葵桂、

〔薩戒記〕應永卅三年四月十七日辛巳、賀茂師脩平持來葵。、十八日壬午、鴨社前祝部持來桂葵。、葵入ㇾ折櫃、居高坏、　廿日甲申、賀茂社送葵。桂、葵插木居、副桂、入ㇾ折櫃、居上高坏二本、社司著布衣持來之、　廿一日乙酉、今日賀茂祭也、

〔有徳院殿御實紀 四〕享保二年四月朔日、上賀茂の社人森右京甫久、藤木隼人聖頭参りて、御産の葵。二盆を奉る、これ例年の事ゆゑ、こののちははぶく、

〔秦山集 六〕鴨葵祭二月第二酉日、冠懸葵、稲荷祭四月卯日、亦冠懸葵、所相似、而細看不同、

古事類苑

神祇部五十

神使

古事類苑

神祇部五十

神使

神使ハ、之ヲカミノツカヒト云ヒ、又ツカハシメトモ稱ス、卽チ諸神ノ使者ノ謂ニシテ、多クハ其神ニ緣故アル鳥獸虫魚ノ類ヲ以テ之ニ充テタリ、抑〻諸神ノ鳥獸虫魚等ヲ以テ其使令ノ用ニ供シ給ヘルコトハ、神代ノ時ニ既ニ其例アレドモ、未ダ神使ノ稱ナシ、其コレアルハ景行天皇ノ朝ニ、日本武尊ガ、膽吹山ノ化神ヲ以テ其神ノ使ナラント宣ヘルコトノ記紀二典ニ見エタルヲ以テ始トス、又皇極天皇ノ時、伊勢大神宮ノ神猿、夜每ニ出デヽ奇異ノ聲ヲ發スルコトアリ、當時以テ板蓋宮ノ墟ト爲ルノ兆トセリ、神使ヲ以テ吉凶ヲ示ス者ト爲スコト、亦創メテ此ニ見ユ、

凡ソ神使ハ、一神ニ一使アルヲ以テ常トス、然レドモ希ニハ一神ニシテ數使アルアリ、諏訪神ガ蛇狐等ヲ以テ其使ト爲シ、日吉神ガ猿ヲ以テ其第一ノ使者ト爲シ、鹿ヲ以テ第二ノ使者ト爲シ給ヘルガ如キ是ナリ、又數神ニシテ同種ナルアリ、鯉ノ丹波國鯉明神、江戸佃島住吉社ニ於ル、烏ノ伊勢、熊野、日吉、住吉、三嶋、嚴嶋ノ諸神ニ於ルガ如キ是ナリ、近世ニ至リテハ、神使モ亦神トシテ祀ラルヽモノアリテ、遂ニ主神神使、人ヲシテ殆ンド其區別ヲ判識スルコト能ハザラシムルモノアリ、

稱呼

〔古事記〕中景行 倭建命、○中略 詔茲山○近江伊吹神者徒手直取而騰其山之時、白猪逢于山邊、其大如牛、爾爲

言擧而詔、是化白猪者、其神之使者、雖今不殺、還時將殺而騰坐、

〔古事記傳二十八〕使者は都加比母能と訓べし、者字を添て書るは其意なり、物へ遣る使をつれに使者と云意には非じ、さて今ノ世俗にも其神の使者と云物あり、春日の鹿、熊野の烏、石清水の鳩、山王の猿などなり、是も心ばへに古きことなり、

〔三島宮御鎭座本緣〕三十三代泊瀨部天皇御宇崇峻御事己酉二年、中略白鳥鷺、三島使女云、

〔神道名目類聚抄六〕使者ツカハシメ　春日社ニ鹿、日吉社ニ猿、八幡宮ニ鳩、稻荷社ニ狐、氣比社ニ鷺、松尾社龜、熊野社鴉、此等ノ類、是ヲ某ノ神ノ使者ト云、神此獸ヲ使給ニアラズ、某ノ神ニ由意アリテ、是ヲ愛シ給ナリ、是ヲ俗ニ使者ツカハシメト云、

〔南留別志〕鳩を八幡の使者、猿を山王の使者といへるも、はちまんのは、さんわうのさをとりていへるなるべし、鹿を春日といふもかもヒなるべし、

〔倭訓栞前編六〕かみのつかひ　神之使といふ事は、日本紀古事記に出たれば、據なき俗說のみにあらず、それが中に、猿を伊勢大神之使といへること齊明紀に見え、八幡の鳩は、はたとはどと音通じ、春日の鹿は、鹿嶋よりかせぎにのりて來りたまひし歌あり、稻荷の狐は、御饌津神を三狐神と記せしにより、熊野の烏は、神武天皇八咫烏の導を得たまひ、熱田氣比の鷺は、仲哀天皇白鳥を愛したまふ事、倶に紀に見えたり、中略此外に愛宕の猪は、宍戶氏の人再興せしにより、三嶋の鰻などの類、擧て數へがたし、

〔鋸屑譚下〕伊勢の鷄は、長鳴鳥之故事也、八幡の鳩は鳩の名幡と訓通、後拾遺集、
八幡山神やきりけん鳩の杖老いて桒行道のためとて、又山を鳩の峯といふ、春日の鹿は、神幸の時、鹿に乘り給ふと諸記に見えたり、稻荷の狐は、專女三狐神の號によれり、凡神社に神使と稱するもの、多くは皆此たぐひなりとぞ、

〔松の落葉二〕神の御使

今の世に、鹿は春日神の御つかはしめ、鳩は八幡神の御つかはしめといふたぐひのこと、こゝかしこの社にありて、鳥獸のたぐひあまた人になれておそれぬは、神の御つかはしめといひて、おひだにせざるゆゑなり、つかはしめは、使といふ詞をよこなまりたるにぞあらん、または思ふは、日本書紀景行天皇の卷に、是大蛇必荒神之使也、同紀皇極天皇卷に、遙見有物而聽猴吟云々、時人曰、此是伊勢大神之使也とみえたるによれり、なにの神の御使とは、その神のおほせごとをうけたまはりて來て、こと行ふをいへる事なるに、かの鹿鳩などはさやうのさまならねば、御使とはいひがたきことなれども、是もはじめは一つ二つ、神垣のあたりに見えつるを、神の御使ならんといひて、人のおそれておひだにせざりしをよき事として、そのともがらの集りきて、あまたにはなれるなるべし、さて後もいひなれたるまゝに、みつかひといひしを、御つかはしめといひあやまれるにこそ、

〔玉手繦 六〕神の使者に鳥獸を使ひ給ふと云こと、俗學者の不審がる事なるが、天神たちの雉鳩など諸鳥を使ひ坐し、大汝神は大鷲に乘りて大空を翔り坐し、穗々出見命は鰐に乘りして海宮に到たまひ、人世となりても、槁根津彥命は龜に乘りて海を渡れる事など神典に見えたる、皆これ使者と爲たるなり、かくて正しく神に使者と云へるは、〇中略倭建命の御言に、伊吹山の大蛇を荒神の使者ならんと詔ひ、永正記、古老口實傳などに、大小神祇使者、狐、烏、鷄、蛇、此等皆示吉凶者也と見え、他書等にも、鳥獸虫魚の類を某神の使者と云へること、春日の鹿、北野の牛、伊勢熊野祇園の烏、愛宕の猪、三島の鰻、氣比熱田の鷺、大社の蛇、諏訪の蛇狐、日吉の猿、八幡の鳩鷹、稻荷の狐などは是なり、なほ多かるべし、

〔傍廂 前編〕神の使

天照大神猿を使とし給ひし事あり、春日神は鹿を使ひ給ひ、石淸水八幡神は鳩を使ひ給ひ、諏訪

の神は蛇を使ひ給ひ、稻荷山の神は狐をつかひ給ひ、熊野の神は烏を使ひ給ひ、松尾の神は龜をつかひ給ひ、息吹山の神は猪を使ひ給ひ、氣比の神は鷺を使ひ給へり、其外の神々も其つかはしめ、所々によりて異なり、

初見

〔日本書紀 七景行〕四十年、是歲日本武尊(中略)更還於尾張、卽娶尾張氏之女宮簀媛、而淹留踰月、於是聞近江膽吹山有荒神、卽解劒置於宮簀媛家、而徒行之、至膽吹山、山神化大蛇當道、爰日本武尊不知主神化蛇之、謂是大蛇必荒神之使也、旣得殺主神、其使者豈足求乎、因跨蛇猶行、時山神之興雲零氷、峯霧谷曀、無復可行之路、乃棲遑不知其所跋涉、然凌霧强行、方僅得出、猶失意如醉、因居山下之泉側、乃飮其水而醒之、故號其泉曰居醒泉也、

〔日本書紀通證 十二〕以猿爲天照大神之使、見皇極紀、今人指鳥獸虫魚、或爲某神使、卽是也、易林、拜祠祀神、神使免患、拾遺記、玄龜河精之使者也、字書、使將命者、

〔古事記 中景行〕爾天皇亦頻詔倭建命、言向和平東方十二道之荒夫琉神、及摩都樓波奴人等、而副吉備臣等之祖名御鉏友耳建日子而遣之時、(中略)以其御刀之草那藝劒、置其美夜受比賣之許、而取伊服岐能山之神幸行、於是詔、玆山神者徒手直取、而騰其山之時白猪逢于山邊、其大如牛、爾爲言擧而詔、是化白猪者其神之使者、雖今不殺、還時將殺、而騰坐、於是零大氷雨、打惑倭建命、(此化白猪者、非其神之使者、當其神之正身、因言擧見惑也、)故還下坐之、到玉倉部之淸泉以息坐之時、御心稍寤、故號其淸水、謂居寤淸泉也、

鳩

〔八幡愚童訓 上〕遷坐御事

行敎大法師、貞觀元年四月十五日ヨリ、宇佐ノ宮ノ寶前ニテ、一夏九旬晝夜不斷ニ、經典ヲ(理趣分金剛般若)讀誦シ、眞言(陀羅尼光明眞言)念持シテ、法樂ニ備ヘテ、其功已ニ滿ケルニ、(七月十五日夜半)神殿ノ中ヨリ告玉ハク、吾深ク汝ガ修善ヲ感應ス、アヘテ不可忘、都近ク移坐シテ、國家ヲ鎭護セント被仰ケレバ、行敎奇特ノ思ヲナシ、无二ノ信ヲ到シテ、(中略)同二十日社壇ヲ出テ船津ニ付キ、纜ヲトク時、金色

ノ鳩橋ノ上ニ居ル、其影彌陀ノ三尊ニテ、和尙ノ衫ニウツリ玉ヘリ、鳩ハ御託宣ニ、舍衞國ニ四閣牙ト云所アリ、其レニ諸佛菩薩集テ法ヲ說キ玉フ、彼所ニ紫鳥ト云鳥アリ、日ニ三節マハリテ、鳴音ハ說法音樂ノ如シ、其鳥ニ我ハ化セルヲ、凡夫ノ眼ニハ鳩ト云ル也トアルハ、鳩ノ來翔シタニ不思議ナルベキニ、其影正ク阿觀勢ノ形像ニテ、衫ノ上ニウツリ留リ玉ヘル時、和尙感淚キンジガタク渴仰肝ニ徹リケル、

〔東大寺八幡驗記〕延喜二年四月二日、託二二歲許小兒一宣久、又申久、鳩化給本緣如何申、卽仰給、宇ッ多邊乃鳩仁波アラズ、舍衞國日閣牙ト云所ニ有、其所諸佛菩薩集會天說法給、其所紫鳥云鳥有、日々留三節廻天、鳴音說法如二音樂一、其鳥仁我化シテ、其凡夫眼鳩トル見仰給、

〔大鏡八〕一條殿〇源雅信六條殿達は、六條一品式部卿〇敦實の御子どもにおはします、〇中略八幡放生會には御馬奉らせ給ひしを、御使などにも淨衣をたまはせ、御みづからもきよまはらせ給ひしかばにや、おまへちかき木に山ばとのかならずゐて、ひき出るをりにとびたちければ、かひありとよろこびけうぜさせ給ひけり、御心いとうるはしくおはします人の、信をいたさせ給ひしかば、大ぼさつ〇八幡のうけ申させ給へりけるにこそ、

〔元亨釋書五慧解〕釋皇慶、姓橘氏、黃門侍郞廣相之曾孫、性空法師之姪也、〇中略慶有二入宋之志一、共二沙門寂照一上レ舶、時鳩數千羽集二于檣一、逐レ之不レ起、船師曰、恐異人乘レ舡、乃下二衆人一、鳩尙不レ散、逮二慶離一レ舶皆飛去、人多曰、八幡大神留レ慶也、〇國俗呼レ鳩爲二八幡使鳥一

〔古事談四勇士〕寬治五年八月十四日、義家朝臣許有二山鳩一、居二於渡殿欄上一、義家成レ恐出二此群鳩一、更入二寢屋中一、居二長押上一、自レ口中落二椋實三粒一而死去畢、義家云、是八幡御使歟、近無レ可レ有二慶賀之事一、定凶事歟、仍以二銀劍一腰、駿馬一匹一、十五日晚、使二助道惟貞等一奉二八幡一云々、

〔古事談五神社佛寺〕實政卿、仍宇佐宮訴、罪名事議定日、鳩居二軒廊邊一云々、

〔八幡愚童訓〕下佛法事

法ハ人ニ依テヒロマル事ナレバ、智者學生ヲモ、他國ニ赴ヲバ、種々ノ御方便ヲメグラシテ、我朝ニ留メ置給事多シ、其中ニ阿闍梨源海ハ、覺照上人ト伴テ唐船ニ乘ル所ニ、鳩。數。千。舟ノトモヘニ集リシカバ、レ只事ナラズ、大菩薩ノヲシミ思召ス人ノ有ト覺ユトテ、一人ヅヽオロス所ニ、源海ノ下リタリケル時、鳩飛去リ行キシカバ、源海无力コソ留リケル、佛法傳灯ノ器成トテ、惜留玉ヘルノ面目タルノミナラズ、現當二世タノモシクゾ覺エケル、

〔源平盛衰記〕三成親望大將事

新大納言成親卿、○中略自春日ノ社ニ七箇日籠テ、祈誓シ給ケレ共、指テ驗ナケレバ、貴僧ヲ八幡宮ニ籠テ、眞讀大般若ヲ始給ヘリ、眞讀半分計ニ成テ、高良大明神ノ御前ナル橘ノ木ニ、山鳩二羽出來テ、食合落テ死ニケリ、大。菩。薩。ノ。第。一。ノ。仕。者。也、是直事ニアラズトテ、時ノ別當聖清、此由ヲ奏聞ス、則神祇官ニテ御占アリ、天子大臣ノ非御愼、臣下ノ怪異トゾ申ケル、

〔吳本曾我物語〕三ころはいつぞとよ、人王八十代高倉院の御宇、治承二戊戌年、伊豆の山へ御參籠、同十一月までは、御夫婦ともに御祈誠淺からず、されば其しるしにや、○中略頼朝も此の曉、殊勝の靈夢に預る、鳩二ツ飛來り、頼朝が髻に巣をかけて、子をうみてそだてつると見たるは、八。幡。大。菩。薩。の。守。ら。せ。給。ふ。や。ら。ん。と、たのもしく覺ゆると仰られければ、○中略人々是を承り、何も目出度御夢かな、これはと打くどきて御祈禱あれば、權現いかでか御受納なかるべきと、皆々感じあへり、

〔源平盛衰記〕二十一兵衛佐殿隱臥木附梶原助佐殿事

大場○景親モサスガニ不入ケルガ、猶モ心ニカヽリテ、弓ヲ差入テ打振ツヽ、カラリ〳〵ト二三度サグリ廻ケレバ、佐殿○源頼朝ノ鎧ノ袖ニゾ當リケル、深ク八幡大菩薩ヲ祈念シ給ケル驗ニヤ、臥木ノ中ヨリ、山鳩二羽飛出テ、ハタ〳〵ト羽打シテ出タリケルニコソ、佐殿内ニオハセンニハ、鳩有

ルマジトハ思ケレ共、イカニモ不審也ケレバ、斧鉞ヲ取寄テ切テ見ント云ケルニ、サシモ晴タル大空俄ニ黒雲引覆、雷オビタヾシク鳴廻テ、大雨頻ニ降ケレバ、雨ヤミテ後破テ見ベシトテ杉山ヲ引返ケル、○下略

〔源平盛衰記 二十九〕新八幡願書事

木曾○源義仲ハ軍ヲバ不急ケリ、先四方ヲ屹ト見渡セバ、北山ノハヅレニ當テ、夏山ノ緑ノ木間ヨリ、朱玉墻風ノ見エテ、片削造ノ社壇アリ、山林高聳テ鳥居久苔ムセリ、木曾當國住人池田次郎忠康ヲ召テ、彼ハ何宮ト申ゾ、又如何ナル神ヲ奉祝タルゾト尋給ヘバ、答テ申、八幡大菩薩ヲ祝進セテ侍ルガ、埴生庄ニマシマセバ、埴生新八幡ト申候ト云、木曾大ニ悦テ、手書ニ大夫房覺明ヲ召レタリ、○中略木曾云ケルハ、ヤヽ大夫殿、幸ニ當國新八幡宮御寶前ニ近ヅキ奉テ、合戰ヲ遂ントス、今度ノ軍勝ン事疑ナシ、但且ハ後代ノ爲、且ハ當時ノ祈ニ、願書一紙社殿ニ進セバヤト存ズ、其相計ヒ給ヘト云、覺明馬ヨリ下、木曾ガ前ニ跪テ、箙ノ中ヨリ矢立取出シ、疊和筆染、疊紙ヲ押開テ古物ヲ寫ガ如ク、案ニモ及バズ書之、○中略此願書ト十三ノ表矢トヲ抜テ、折節雨降ケレバ、簑著タル男ニ簑ノ下ニ隱シ持セテ、忍ヤカニ大菩薩ノ社壇ヘ進ル、憑哉八幡三所、誠ノ志ノ深ヲ御納受アリケルニヤ、白鳩空ヨリ飛來テ、白旗ノ上ニ翩翻ス、木曾馬ヨリ飛下テ兜ヲ脱ギ、首ヲ地ニ著テ是ヲ拜奉ル、大將軍角シケレバ、兵皆下馬シテ同ク拜之、平家ノ先陣モハルカニ是ヲ見テ、身ノ毛竪テゾ覺エケル、

〔八幡愚童訓 上〕慈悲御事

山本冠者流罪ノ事、一心ニ大菩薩ニ歎申ケレバ、御示現ニ、

　山鳩ハイヅクカトグラ石清水八幡ノ峯ノ御榊ノ枝

其後無程免除セラレニケリ

〔源平盛衰記　四十三〕湛增同意源氏附平家志度道場詣幷成直降人事
熊野別當湛增法眼ハ、賴朝ニハ外戚ノ姨聟也、年來致平家安穩祈禱ケルガ、國中悉源氏ニ志ヲ運、湛增一人背ニモ後難アリ、今更平家ヲステン事モ、昔ノ好ヲ忘ニ似タリ、如何アルベカルラント進退思煩フ、所詮非可及人力、可任神明冥覽トテ、田部ノ新宮ニテ、臨時ノ御神樂ヲ始ム、神明託巫女曰、白鳩ハ白旗ニ付ト、〇中略此上ハ奉任神慮トテ、〇中略兵船二百餘艘ヲ調テ、紀伊國田部湊ヨリ漕渡テ、源氏ニ加ル、

〔源平盛衰記　四十三〕源平侍遠矢附成良返忠事
肥後國住人菊池次郞高直、原田大夫種直等ハ、平家ニ相從タリケレバ、三百餘艘先陣ニ漕向ヘ、弓ノ上手大矢共ヲソロヘテ散々ニ射ケレバ、源氏ノ兵多ク討レテ、舟共指退、平家ハ勝ヌトテ、阿波國住人新居紀三郞行俊、唐鼓ノ上ニノボリテ、責鼓ヲ打テ舞ケリ、判官〇源義經ハ軍負色ニ見エケレバ、鹽瀨ノ水ニ口ヲ漱、目ヲ塞テ合掌、八幡大菩薩ヲ祈念シ奉ル、加神明擁護給、白鳩二羽飛來テ、判官ノ旗ノ上ニゾ居タリケル、源平共ニアレアレト云程ニ、東方ヨリ一村ノ黑雲タナビキ來テ、軍塲ノ上ニカヽル、雲ノ中ヨリ白旗一流オリ下テ、判官ノ旗頭ヒラメキテ雲ト共ニ去ヌ、源氏ハ合掌拜之、平家ハ身毛竪テ心細覺シケル、

〔吾妻鏡　十七〕建仁二年八月十八日己丑、午剋鶴岡若宮西廻廊鳩飛來、數剋不避立、仍供僧等恠之、眞智房法橋、大學房等、修問答講一座、令法樂之、將軍家〇源賴家爲見聞參給、遠州〇北條時政大官令〇大江廣元等扈從、其外貴賤成市、及酉剋件鳩指西方飛去云云、

〔吾妻鏡　二十八〕寬喜三年正月廿日、鶴岡別當法印申入御所云、當宮石階西邊有梅木、山鳩二居彼樹、今日八箇日未立去云云、　二月廿三日、爲將軍家〇藤原賴經御祈、於鶴岡八幡宮寶前被行仁王會、去月十三日以後八箇日、山鳩集宮寺石階下梅木不立去事、被行御占之處、非上方御愼、宮寺可愼口舌鬪

評之由占申訖云云、

〔元亨釋書八淨禪〕釋祖元、宋國慶元府人、姓許氏、高曾皆衣冠、〇中略己卯之年、吾建長虛席、副元帥平時宗具疏幣、航海聘名宿、明敎以元充選招、〇中略六月著太宰府、乃弘安二年也、〇中略元謂徒曰、我初不欲來、是者數矣、我不省何事、然每神人至、先一金龍來入袖中、亦有群鴿子、或青白之者、或飛啄之態、或上予膝上、亦不測由、及入此國一時、有人語曰、當境有明神、曰八幡大菩薩、威靈甚新、師已棲斯界、盍詣祠燒香一遭、予因此至八幡宮、視殿梁上、有數箇木鴿子、問之、對者曰、此神之使鳥耳、故偶焉、予卽知、定中之裝冠此神也、老僧到此不偶然耳、汝等造老僧陋質膝上安鴿子及金龍、以應往年之讖、

〔八幡愚童訓上〕少貳三郎左衞門尉景資、蒙古大將軍思敗者、長七尺計大男、鬚ハ臍ノ邊マデ生下、靑鎧、葦毛ナル馬乘、十四五騎打連、カチ走七八十人ガ程相具、ヲメイテ走ラカス、其時景資ガ旗蟬口鳩カケリ舞シカバ、八幡大菩薩御影向ト憑敷奉憶ケリ、究竟馬乘弓ノ上手也シカバ、逸物上馬乘タリ、一鞭打テ馳、見返テ能引放矢、一番懸タル大男眞中射レテ、馬ヨリ下ヘ逆コソ落ケレ、郎等共抱之ヒシメキタル紛ニゾ、景資御方引返、葦毛馬金作鞍置馳廻シヲ捕ヘ後尋レバ、蒙古一方ノ大將流將公馬也、蒙古生捕申ケル、鳩翔テ大將軍ヲバ打テケリ、八幡降伏目出タク貴事也、

〔難太平記〕一大御所〇足利尊氏の御事を申つるに、書落間追て申也、大御所御うぶゆめしける時、山鳩二飛來て、一は左の御かたさきにゐる、一は杓の柄に居けり、錦の小路殿〇足利直義御生湯の時は、山鳩二來て、御杓の柄と湯桶のはたに居たりける、先代の世に憚て、其時は披露なかりける、當御代に此年ごろの人々にも申遣にや、

〔太平記九〕高氏被籠願書於篠村八幡宮事

五月七日〇元弘三年ノ寅剋ニ、足利治部大輔高氏朝臣、二萬五千餘騎ヲ卒シテ、篠村宿ヲ立給フ、夜未

ダ深カリケレバ、闇ニ馬ヲ打テ東西ヲ見給フ處ニ、篠村ノ宿ノ南ニ當テ、陰森タル故柳疎槐ノ下ニ社壇有、〇中略巫ニ此社ハ如何ナル神ヲ崇奉リタルゾト問ヒ給ケレバ、是ハ中比八幡ヲ遷シ進ラセテヨリ以來、篠村ノ新八幡ト申候也、トゾ答申ケル、足利殿、サテハ當家尊崇ノ靈神ニテ御坐シケリ、機感最モ相應セリ、宜キニ隨テ一紙ノ願書ヲ獻バヤト宣ヒケレバ、匹壇妙玄、鎧ノ引合ヨリ矢立ノ硯ヲ取出シテ、筆ヲ扣ヘテ是ヲ書、〇中略文章玉ヲ綴テ、詞明カニ理濃ナレバ、神モ定テ納受シ御坐ス覽ト、聞人皆信ヲ凝シ、士卒悉志ヲ懸、奉ケリ、〇中略夜既ニ明ケレバ、前陣進テ後陣ヲ待、大將大江山ノ峠ヲ打越給ケル時、山鳩一番飛來テ、白旗ノ上ニ翩翻ス、是八幡大菩薩ノ立翔テ護ラセ給フ驗也、此鳩ノ飛行ンズルニ任テ可向ト被下知ケレバ、旗差馬ヲ早メテ、鳩ノ跡ニ付テ行程ニ、此鳩閑ニ飛テ大内ノ舊跡、神祇官ノ前ナル樗木ニゾ留リケル、官軍此奇瑞ニ勇テ、内野ヲ指テ馳向ケル道スガラ、敵五騎十騎、旗ヲマキ甲ヲ脱テ降參ス、

〔倭訓栞中編八古〕ごわう　熊野の牛王寶印に烏點を用るは、烏を熊野の神使とする故なり、

〔和漢三才圖會十九神祭〕牛王　熊野之符札、皆用烏點、凡有烏七十五隻、爲熊野生土寶印六字、以烏爲熊野神使也魑魅識畏之、不敢近、乃鬼神無横道乎、將神德之妙乎、

〔日本書紀三神武〕戊午年六月、天皇獨與皇子手研耳命、帥軍而進至熊野荒坂津、〇中略既而皇師欲趣中州、而山中嶮絶、無復可行之路、乃棲遑不知其所跋渉、時夜夢天照大神訓于天皇曰、朕遣頭八咫烏、宜以爲鄕導者、果有頭八咫烏、自空翔降、天皇曰、此烏之來、自叶祥夢、大哉赫矣、我皇祖天照大神、欲以助成基業乎、是時大伴氏之遠祖日臣命、帥大來目、督將元戎、蹈山啓行、乃尋烏所向、仰視而追之、遂達于菟田下縣、

〔後拾遺和歌集十八雜〕熊野に參りて、あす出なんとし侍りけるに、人々しばしはさぶらひなんや、神もゆるし給はじなどいひ侍りける程に、おとなしの川のほとりに、かしら白きからすの侍

りければよめる、

増基法師

山がらすかしらもしろく成にけり我歸るべき時やきぬらん

〔奥儀抄中〕やまがらすかしらもしろくなりにけりわがかへるべきときやきぬらん
燕の太子丹といふ人、秦の始皇の時、秦にゆけり、本國にかへらんとするを、みかどゆるさず、烏のかしらしろくなり、馬に角のおひたらん時に、かへすべきよしをのたまふ、丹そらをあふぎてなげくに、たちまちにからすのかしらしろく、馬に角おひたりければ、みかどとゞむるにあたはで、かへしやり給ひぬることなり、

〔再生記聞〕黑髮を長く打垂て、白き衣服著たる翁の、こなたへとて誘はるゝに從ひて、何處ともしらず、段々に高き奇麗なる芝原に行て遊びあるけり、花の盛なる所にあそびたる時、其枝を折らひとするに、小き鳥の出來て、いたく威したる事の有しは、今も恐ろしくおぼゆ、
中野村の產土神、熊野權現に坐すと源藏いへり、烏の出來ると云ふにつきて、幽に思ひ合さる、

〔伊勢大神宮神異記上〕內宮御炎上(萬治元年十二月三十日)の最中に、外宮の御饌殿にて、內外兩大神の夕の御饌を備奉る時に、御饌殿の上に、烏數百集りて鳴噪の間、神役人不思議と思ひ、度々追たてければ、頻に追たてられて立退の中に、二羽相殘りて、終に不去ぞ有ける、神書には烏も神の使者といへり、いとあやしき事なり、

〔日吉山王利生記一〕圓覺寺宗叡といふ碩德ありき、元は山門學侶なり、〇中略後宿願ありて、加州白山寺へ詣ける程に、叡山東坂本を打過ければ、社頭の方より烏ひとつ飛きたりて、進退身をはなれざりけり、日漸暮ぬれば烏しろくなりぬ、あくれば則黑見ゆ、かやうにしてぞしたがひつきたりける、まことに不思議也けり、白山より還向しける間も、此烏なほさきのごとくぞしたひける、

東坂本をすぎければ、社頭の方へぞ飛さりにける、宗叡あやしみ思て、山王に詣でつゝ祈申ければ、夢の中に示云、烏といふは守護の爲に我侍者をつけたりしなり、もとよりいひしぞかし、いづくにありとも、その好をわするべからずとぞ有ける、

〔伊都伎島大明神緣起抄〕有御託宣、吾是本朝於守護スル、當國鎭守嚴島大明神可申、且奉始國王至于國內乃上下人民等可仰此宣云ト、、被職奉恭天言サク、何ナル驗ニカ可經官奏申、其時又御託宣仁曰、王城丑寅乃天仁光異ナル客星出コト有ムズ、公家殊仁驚天奇給、其以前此由於可奏、又其時烏多集天、榊乃枝於食聚メムズ、仍被職承天神勅忝、攝津難波王城俄千萬烏鳴、禁裏被尋子細之、神使申云、是大明神現瑞也云々、

〔嚴島圖會四〕神鴉（ごがらす）

この山○彌山に雌雄一雙ありて、年年子を育し相代れり、山内の凡鴉もとより幾百千羽といふ數を志らすといへども、神鴉のあたりちかくたちよること能はず、

彌山神鴉八景の一

このやまの宮居をさらでいくとせかすめる烏のつかひはなれぬ　中納言輝光

烏めぐる小舟に神や心ひくみやまがらすの波におりくる　宣阿

山形如覆趣尤奇、林杪深邊雄與雌、豈有群鴉爭茂樹、一雙萬古護靈祠、　桂洲○中略

一拳螺髻渺茫中、老樹圍遺天女宮、又有神鴉能報吉、舟行長ト去來風、　伊藤東涯

〔十二類歌合〕鯉○中略萬のとりけものをかたらひつゝ、一すぢに軍がまへをぞいとなみける、○中略先一門の河瀨守、稻荷山の老狐、熊野山の若熊、蓮臺野の狼、愛宕山の古鳶、ゆるぎのもりの白鷺、二日市場のむら鴉、みゝつく、惡このむふくろくなどぞ同心しける、

〔陰德太平記二十三〕正賴繼吉見家督事

此僧〇吉見正頼或山中ヲ被通ケルニ、鴟一ツ空ヨリ糞ヲ落シテ、墨染ノ衣ノ上ニ白ク掛タリケレバ、供ノ僧ニ向ヒ、鴟ノ糞ノ衣裳ニ懸事ヲバ、世人ノ忌所也、吉凶如何ニト問ハレケレバ、供ノ僧、此ハ愛度吉祥ニテ候、御衣ニ紋ノ付タルニテ候、昔楊震ガ講堂ノ前ニ、鸛雀三ツノ鱣魚ヲ啣テ落シ、卿大夫ニ可爲衣服ノ象ヲ示シタル吉例ヲ引テ思ヘバ、是卽將來國守ト成テ、大紋ノ裝束ヲ可被召瑞相ヲ天ヨリ告知セ給ナメリ、殊更鴟ハ愛宕權現ノ使者ニテ候ヘバ、武運ノ天ニ叶タル事、何ノ疑カ候ベキト祝シケル間、此僧彌心ニ喜悦シテ、笑ヲ含テ急ギケル、

〔先哲叢談三〕山崎嘉、字敬義、小字嘉右衞門、號闇齋、平安人、

闇齋爲詩、直寫其意、不屑磨鍛華飾、〇中略登愛宕山云、空手徒行登宕阜、同遊相語路先後、頑夫自古諂災祥、愆將到今濺勝負、願毀宮房黥地藏、且驅杉檜剿天狗、山神使者飛鳶塹、抄用顯然君見否、此可謂氣象豪宕、快人意者、

〔太平記三十九〕自大元攻日本事

倩三餘ノ暇ニ寄テ、千古ノ記スル處ヲ看ルニ、異國ヨリ吾朝ヲ攻シ事、開闢以來已ニ七箇度ニ及ベリ、殊更文永弘安兩度ノ戰ハ、大元國ノ老皇帝、支那四百州ヲ討取テ、勢ヒ天地ヲ凌グ時ナリシカバ、小國ノ力ニテ難退治カリシカドモ、輙ク大元ノ兵ヲ亡シテ、吾國無爲ナリシ事ハ、只是尊神靈神ノ冥助ニ依シ者也、〇中略諸社ノ行幸御幸、諸寺ノ大法秘法、宸襟ヲ傾テ肝膽ヲ碎カル、〇中略如此御祈禱已ニ七日滿ジケル日、諏訪ノ湖ノ上ヨリ五色ノ雲西ニ靆キ、大蛇ノ形ニ見エタリ、八幡御寶殿ノ扉啓ケテ、馬ノ馳チル音、轡ノ鳴音、虛空ニ充滿タリ、日吉ノ社二十一社ノ錦張ノ鏡動キ、神寶刃トガレテ、御沓皆西ニ向ヘリ、住吉四所ノ神馬鞍ノ下ニ汗流レ、小守勝手ノ鐵ノ楯、己ト立テ敵ノ方ニツキ雙ベタリ、凡上中下二十二社ノ震動奇瑞ハ不及申、神名帳ニ載ル所ノ三千一百三十餘社、乃至山家村里ノ小社檪社、道祖ノ小神迄モ御戶ノ開ヌハ無リケリ、此外春日ノ神鹿、熊

野山ノ鷺鳥、氣比宮ノ白鷺、稻荷山ノ名婦、比叡山ノ猿、社々ノ仕者、悉虚空ヲ西ヘ飛去ルト人毎ノ夢ニ見エタリケレバ、サリ共此神々ノ助ニテ、異賊ヲ退ケ給ハヌ事ハアラジト思フ計ヲ憑ニテ、幣帛ヲ捧ヌ人モナシ、

〔鴉鷺合戰物語上〕山鳥の異見黑白毀讃狀兩方題文乃事

天台白色表色本尺給、佛轉法輪者、般若說所作白鷺池哉、經負來白馬也、佛白衣觀音、神白神權現、神道佛道內典外典、賞白例不可勝計、大悲闡提行願雖貴、思住吉諏訪之擁、和光同塵之利生、藍出藍青、神官祝職等、殊勝段雖勿論、別而一社使也云事不聞、諸神懸座、而若于社恩往惑、我等一類水口なにがし、隨延喜聖代之勤、朝恩侍任五位、尤世以无其隱、靑鷺信濃守諏訪爲令遣某如形奉懸住吉名字者也、異敵治罰時、被云二神之荒御先、放矢飛鉾御神也、如此子細是顯時、且似券權、且如振蹤、所詮不日渡合、顯自他手並、依之早雄若鷺、死生不知僻者、弓弦打矢爪糸待懸者也、進發猶及遲息者、欲企自是推參、紙面有限、不能盡志趣、恐々謹言、

八月廿五日　正素

御返報

〔八幡愚童訓下〕佛法事

開成皇子、勝尾寺ニテ、善仲善算ヲモテ受戒ノ師トシ、大般若ヲ寫サントテ、天道ニ向テ、金水ヲ祈請シ玉フ事一七日夜ナリ、〇中略曉更ニ及テ、夢ノ中ニ形夜叉ノ如ナル者、北ノ方ヨリ飛來テ曰、大菩薩〇八幡ノ嚴詔ヲ承テ、寫經ノ御爲ニ、白鷺池ノ水ヲ汲テマキレリト有ケレバ、即陶器ヲサヽゲテ是ヲ受テ問奉ル、何レノ人ニテ御坐ヤラン、信州諏訪ノ南宮也トゾ答給ヒケル、夢覺テ見レバ、閼伽ノ器ニ水滿ル事一合計也、寫經ノ功終シカバ、金水ノ餘リ无リケリ、諏訪ノ南宮ハ、神功皇后ノ征夷ノ時、諏訪大明神大將軍トシ打平給ケリ、其時皇后ニ近ヅキ奉リテ、誕生シ

玉フ南宮也トゾ申ケル、此故ニヤ大菩薩ノ御眷屬トシテ、使節ヲウケ給リ、天竺白鷺池マデ萬里ノ烟浪ヲ越テ渡リ玉ケン、神道靈驗ノ不思儀ヲ驚嘆セヌ人ハ無リケリ、

〔三島宮御鎮座本緣〕三十三代泊瀨部天皇御宇〈崇峻御事〉己酉二年、依神託大山積皇大神、從播磨國伊豫國小千郡鼻緣戸嶋遷之、小千益躬崇祭之、但木枝鏡掛令祭之云々、

一說曰、此御代播磨ヨリ伊豫小千郡木下濱宮木枝鏡掛祭、此木白鳥多巢、子鳥生、依之此所鳥生宮云、白鳥鷺三嶋使女云是始云、未何是明、

〔鹽尻九〕鷺ヲ白鳥ト云　尾州北中島郡熱田庄宮地花池村に、三明神の社あり、〈中頃荒廢して、御正體を湯立田宮へ移し藏し、近年禪僧の天桂彼地に住して、祠を營せし、〉土俗古しへより鷺を白鳥と呼びて、一村の男女食はず、夫日本武尊白鳥に化し玉ふと正史に見えし白鳥を鷺といふ說、古事に有やとゝふ人ありし、我曰、尾城南根山〈俗たん山と云〉は白鳥を鷺とよめる歌あり、又大和本紀、武尊白鳥となり飛さらせ玉ふ、其鳥行落し山を鷺坂山と申て、山城國にありと云々、萬葉集、しら鳥のさぎ坂山の松かげにやどりてゆかん夜も更にけり、人丸のうたなり、此等證とすべき也、

〔豫章記〕後宇多院ノ御宇弘安四年、蒙古襲來ス、大軍志賀應能古等嶋々海上充滿セリ、夷國退治之事ハ家〇中略ノ先例ナル間、大將トシテ筑前ニ進發ス、〇中略夷賊十萬八千艘ノ船々ヲ見渡セバ、吳山蜀領ニ向ガ如シ、通有如何ニモシテ先懸セバヤト思ヘ共、恒沙ノ如ナル舟中ニ入テハ不可得利、此方可渡共不見、無詮方心中ニ日本國大小之神祇、別三島、八幡祈念申、肝膽ヲ碎給フ處ニ、沖ノ方ヨリ白鷺一ツ飛來ル、檣ノ上ニ被置百矢ノ中、鳥羽作征矢一ツクハヘテ上ケルガ、夷賊ノ船ノ上翔行程ニ、兩陣ヨリ見送リケルニ、夷國大將ト覺シキ、大山如成大船樓閣、重々金銀ヲ磨タルニ、旗旌片々トシテ風ニ飜タル舟ノ上落タリ、蒙古ハ是天ノ與ル所ナリトテ悅アヘリ、日本ノ陣見之、堅唾ヲ呑テ居タリ、通有ハ是則明神ノ敵ノ大將船ヲ敎ヘ玉フ者也、少モ不可遲々トテ、伯父伯

書守通時ト二艘ニテ漕出テ、敵ノ船中ヘ分入ケル、味方ノ軍兵見之、大驚恠ミ、如河野ニハ物付カト云ケレ共、耳ニモ不聞入、差ニサシテ漕行ケル、

〔伊勢大神宮神異記 上〕むかし豊臣大閤の御時、朝鮮人來朝せし食用の爲にとて、伊勢大神宮にいくらもある鷄を取寄給事ありて、伊勢より籠に入てあまた持せてのぼせけるに、ほどなくみなかへし給ひけり、後に委く聞ば、朝鮮人食物に毛羽をむしりたる鷄、俎の上にて忽に生て起あがり、晨をつくりけるにより、此神異におどろき給ひて、殘る鷄を皆かへし給ふとぞ、其比の老人物語せし也、鷄は神の使者と古老口實傳などには記たり、去かれど食たる人に穢もなし、疱毒の養生には神官とても食用すれども、神の使者といへば、平日の食には心すべき事なり、殊に宮中の鷄は少もをかすべき事ならず、

〔三國傳記 十〕依一首歌盲鷄開眼事

和云、中比伊豆ノ三嶋ノ社頭ニ、鷄多ク有リケル中ニ盲鷄一隻アリ、自餘ノ鳥共ハ虫類ヲ啄食口米ヲ拾ヒテ、嗉ノ中ニ肉ヲ飽テ、肥滿シテ聯翩セリ、此盲タル鳥ハ何モ暗夜ノ如クナレバ時ナラヌ時ヲ作リ、食ナラヌ食ヲ嗜、或ハ爲童子打擲セラレ、或ハ爲猫犬驚キ鳴ク、無知南北徘往還不辨朝夕苦風霜、爰修行者ノ有ケルガ、此盲鳥ノ瘦痛ミ飢渇セルヲ見テ、物哀過之不可有、穴カハユヤトテ、硯ヲ乞ヒテ、其鳥ノ頸ニ短冊ヲ付タリケレバ、鳥ノ眼忽ニ開テ見物自在ナリ、社人等恠見之、一首ノ歌ニテゾ有リケル、

鷄ノ鳴ク音ヲ神ノ聞キ乍ラ心ヅヨクモ月ヲ見セン哉、此ノ歌神感ニ達シケル故也、靈神ノ感應有歌道不珍云ヘ共、僅卅一字ヲ以神慮ニ達スルコト、誠ニ新タナル奇特也云云、

〔壒嚢鈔 餘〕一氣多咋郡ナリ能州一宮雉使者、能州一國雉ヲツカハザルハ此故也、

〔松浦廟宮本緣起〕少貳○藤原廣嗣、中略、臨海云、我是大忠人也、神冥豈捨我哉、是賴神力、暴浪暫止、然而黑風

舳艫、白浪不平、帆柱之上、種々鳥來居、所謂烏鵲鳩等也、烏者住吉、鵲者香椎、鳩者八幡大菩薩也、

〔秦山集一〕春日神乘鹿而現、藤森神愛鷹、八幡使鳩、此皆流俗所傳、未知本據、

〔類聚既驗抄〕春日大明神御事

權現令云、春日大明神、稱德天皇御宇神護景雲二年戊申、常陸國鹿島宮ヨリ、大和國添上郡御笠山

□□□□□□□乘白鹿、御共中臣□臣、殖栗秀行等□兩人預神主成了、

〔日本書紀通證十二〕春雨抄云、鹿島與利加勢岐爾乘氏春日奈留三笠乃山爾浮雲乃宮、

〔諸神根元抄〕春日　第一建甕槌命　常陸國鹿嶋〇中略

神護景雲二年正月九日、大和國添上郡三笠山ニ御垂跡、〇中略自常陸國御影向、御乘物以鹿爲御

馬、以柿木枝爲鞭、

〔神祇提要五〕大和國添上郡春日祭神四座〇中略

神護景雲二年正月九日、鎭座于大和國三笠山、

謹以春日四所大神者、前代謨烈、昭昭乎垂之國策、護論之則恐侮神明、〇中略佛氏曰、春日神號慈悲

萬行大菩薩、且曰、武雷神自常陸國鹿嶋至于三笠山、駕白鹿持榊枝爲鞭、是故鹿皆春日靈物、至今

南都市廛、敬鹿恰如神、故麋鹿入人家食人食不得禁、誤有殺之者刑之猶殺人罪、如此邪法皆出浮

屠之口、迷惑王公之心、其弊至殃民庶、

〔神祇拾遺〕春日若宮

當社傍六道ト云事、古老社家ノ申狀ハ、明神影向ノ御時、榊ノ枝ヲ鞭ト定玉ヒ、鹿ニ駕シ、三笠山ノ

麓ヲ指テ來臨シ玉フ路ナレバ、鹿道ト申奉シヲ、相通ズル字ナレバ、六ノ字ナド用來シガ、此日來

ニナリテ、參道輩、御手洗水ノ清流ニ石ヲ積ミ、水ヲ酒ギ、亡魂ノ名ヲ呼事、口惜ニ非哉、〇又見神社啓蒙

〔元亨釋書四慧解〕釋慶祚、門下錄事中師元之子也、遂顯密、〇中略寬仁元年十月、修法華十講、二十九日者、

智證之忌也、先五日、創講席、其日丞相左僕射藤公、率官僚預聽、忽山鹿走來、緇素驚怪、鹿跳上堂、僕射怪恐、祚曰、昔如來初轉法輪於鹿苑、今日園城之寺、始結法輪、瑞獸格止、可謂嘉會、況鹿是轉法輪菩薩之三摩耶、又春日大神之使獸也、僕射光貞、神或歆乎、因拉而言、豈非世出世之佳祥乎、一會聳聽、

〔春日權現驗記三〕知足院殿、〇藤原忠實長者にておはしける時、〇中略大副宜中臣則助、示現にかふりける御歌、

三笠山かせぎの嶋にすまゐしてかくめづらしき跡をみる哉

〔圓珠庵雜記〕しかは、しゝとも、かせぎともいへり、

〔玉勝間十四〕鹿をかせぎといふ事

鹿をかせぎといふを、古の名と思ふめれど、此名すべて古書に見えたることなし、たしかならぬ名なり、おもふに和名抄の僧坊具の中に、鹿杖といふ物をあげて、加勢都惠とよませるはいかならん、

〔古今著聞集一神祇〕隆覺法印、保延五年に、興福寺別當に成たりけるを、衆徒用ひざりければ、隆覺いかりをなして、數百騎の軍兵をおこして、十一月九日、三方より興福寺をうちかこみてけり、隆覺が方の兵、寺中へみだれいらんとする間、合戰に及て、隆覺が方の軍兵、多く命をうしなひけり、〇中略大かた合戰の間、ふしぎども多かりけり、春日山に神光有けるが、合戰はてゝ見えずなりにけり、ある人の夢にも、御寺の方の兵鹿のかたち成けりと見けり、

〔古今著聞集二釋教〕高辨上人、〇中略釋尊の御遺跡をがみ奉らんとて、弟子十餘人をあひぐして、天竺へわたり侍らんと思はれける比、春日大明神にいとま申さんとて、かの御やしろへ參られけるに、鹿六十頭、ひざをゝりて地にふして、上人をうやまひけり、其後生所紀伊の國湯淺郡へむかはれたりけるに、上人の伯母なりける女房に付て、春日明神御託宣有けるは、我佛法を守護せんが

ために、此國に跡をたれたり、上人我國をすてゝ、いづくへかゆかんとするとの給ければ、上人申給ひけるは、此事信せられず、まことならば、その志るしを志めし給ふべしと申給へば、汝われを疑ふ事なかれ、我此山に來りし時、六十頭の鹿、ひざをゝりてうやまひしは、我汝がうへに六尺あがりて、かけりはなれざりしゆゑに、われをうやまひしによりて、上人に向てひざをゝりしなり、

〔春日權現驗記四〕善寶寺攝政殿〇藤原基實は、〇中略神慮にかなひ給けるにや、春日の寶前にては、鹿御かほをねぶりけり、

〔夫木和歌抄三十四神祇〕春日社法樂御歌　慈鎭和尚

神がきやてがひの志かのなつけより志りぬひとりのあまのは衣

〔春日權現驗記十六〕笠置般若臺の鎭守に、春日大明神を勸請したてまつらんがために、小社を一宇造營す、〇中略眞惠房が夢に、新造の社のうしろの山に、大なる鹿二頭あり、ながさ一丈ばかり、たかさ七尺ばかり、つのゝ長さ五尺ばかりなりと見けり、或時上人〇解脫夢想に天の中に御聲ありて、〇中略今樣をうたひ給、

鹿島の宮よりかせ木にて、春日のさとをたづねこし、昔の心もいまこそは、人にはじめて志られぬれ、となん見給けり、

〔春日權現驗記十八〕建仁三年二月、明惠上人、春日詣のために、五日國をたちて、同七日東大寺尊勝院におちつかれける時、東大寺中御門の邊にて、鹿卅頭餘、同時に膝を折て一面にふす、其程又異香空の中に匂けり、〇中略其後御形像の事なは祈請のために、春日詣を思たちて、廿二日國をたゝんとする程に、廿二日さきの女房れいのやうにして、大明神おりさせたまひける、志きりにわが影像の事をたづねしめたまへば、其事申さんために來なりとて、くはしく志めしたまひけり、又東大寺中門にて、鹿の膝をゝりし事は、われ三日さきだちて御迎にまゐりて侍志しるしなり、〇中

略すべてさま〴〵の密事、數刻御物語ありけり、

〔臥雲日件錄〕文安六年四月九日、小睡起來、把座傍和漢編年覽之、曰、癸酉歲右大將冬嗣、與福寺中建南圓堂、安置丈六三目八臂不空羂索觀音像、蓋八角寶形之堂也、○中略此觀音像左肩著鹿皮、被模其體、春日大明神者、以鹿爲使者、亦自鹿島令移御笠山、是昔因緣也云々、蓋本尊鎭守乃春日大明神、今方修理其祠、榻寺亦名鹿苑乎、

〔碧山日錄〕長祿四年二月十四日壬戌、詣春日神祠、祠之爲製也、施之丹粉、前後交耀、而左右相照、高岳聳祠之背面、而松柏夾道、糜鹿成群、不避於人、相馴如犬羊、而掬手而食、此乃神之差使也、吾土謂之神使者、北嶺山王之獼猴是類也、

〔大乘院寺社雜事記〕明應二年八月六日戊辰、虎松下部小法師田ニテ鹿ヲ礫ニテ打處俄死云云、言語同斷事也、卽盜ハ則逐電、仍寄宿ノ科難遁間、早々家ヲ少々壞テ物ヲ可隱由下知、則講衆一﨟ヲ召テ盡理ノ致成敗、可進發由仰之、戌刻進發也、寄宿之間、家計ヲ破却、於卽體者不及罪科者ナリ、廿九日辛卯、先度ノ神鹿殺害ノ事、能々糺明之處、虎松設欵之間、爲門跡其子細講衆ヱ披露之、晦日壬辰、神鹿殺害ノ事、料足ヲ巨多出者取可申由申懸、卽體顯現、東地院ノ三郎ト申者ナリ、仍講衆進發也、

文明五年三月五日、神鹿殺害人、於大湯屋致種々强問了、衆中雖大略罷出了、於大湯屋如此沙汰、曾無其例、講衆末衆共白狀之趣、可相聞由、致所望故也、但此子細無先例由衆中申之間、於自今以後者、不可申子細、講衆等出狀自筒、井取渡之間無力、今日召出大湯屋云云、神鹿沙汰事、一向講衆計可存知分、被其意得歟、比與事也、衆中之山廻等ハ、一向神鹿殺害者有之者、可召取由儀式也、　六年五月十二日、西京神鹿殺害人在所講衆進發下向植松鄕云云、實來之被官人也、兄弟兩三人悉以自山陵方檢斷、令闕所了、植松鄕ハ山陵知行故也、進發嚴重也云云、

〔續南行雜錄〕二條寺主家記抜萃
大永十八年十月ノ比、東大寺大佛殿ノ後ニテ鹿死了、無注進、從彼寺被拾了、○中略廿五六日ノ比、又大佛ノ後前ノ在所ニテ鹿死了、非直事、言語道斷也、

〔一話一言二十五〕春日の鹿
溝口豐前守信勝、八十郎奈良奉行勤役中、寛文十一年六月廿八日、春日の神祠遷宮の時、祠邊鹿多くして人々のなやみとなりしかば、廣き網を設て、數多の鹿を追入、網目より出せる角を盡く切て、衆人の患を除く、是より年々の例となる、

〔香取志上〕末祠幷雜舍之事
落書社
大倉村にあり、古老傳へて云ふ、鹿島神使の鹿、書を此處に落す、後屢祟をなす、里人是を恐怖、叢祠を建て、落書社と祝ふといふ、此說疑あり、然れ共、鹿島神使の鹿、吾が神宮に來る事、今猶あり、或は一年を隔て、或は三年を隔つ、皆人見る所也、鹿來りて、神庭に膝折伏、後に瑞籬を巡る事、三度にして去る、古へより然りと云ふ、

〔伊都伎島大明神緣起抄〕御神乃代仁、令顯給事者、推古天皇御宇歲次癸丑端正五年十一月十二日甲辰午時御垂跡御坐、帝王於難波京、播磨國印南野仁七音乃鹿ヲ聞食天、是ヲ御覽度波、思食之間、内舍人佐伯鞍職奉勅、忽和泉國大島乃郡仁住天、垣乃楠木於取天弓仁志天、件鹿於射取天奉、其鹿金色仁志天又九色ナリ、帝王是於御覽シ天宣旨曰、昔九色乃鹿有キ、即是權者ナリ、而權者於害スルヘ諸罪有リ、是鞍職可令流罪之由被下宣旨畢天、于時鞍職安藝國與周防國乃堺大瀧ト云所仁居住、○下略

〔西遊雜記一〕嚴島明神、○中略深山と稱せるは、高山にもあらざれども、嶮しき山にて、三鬼と號せる

猿

天狗の堂ありて、此島の奥の院といふ、むかしより鹿を明神の愛し給ふといふ、島人殺事を禁るゆゑ、おびたゞしく居る事也、猿もおほき島なり、

〔傍廂 前篇〕神の使

近き頃、下總國船橋大神の使なる鹿を、所の者六人にて打ち殺し喰ひたるに、其者どもの家々は他の家々をへだてゝ、ぬき〳〵に一時に燃け失せ、其六人同時に大熱發して同時に死亡せり、其六人の中には、折々見受けたるもあり、燒失の三四日過ぎて、船橋へ行きたる時に、其燒跡をも見たり、

〔廿二社本緣〕日吉社事

以猿使者(御登す)事モ有口傳、異朝乃天台山乃神獮猴形也、天台章疏乃中仁、神僧乃曰(登同和)、件神云云、傳致飯朝乃時、一乃獮猴乎渡志天、衣乎造天著世シ、今乃猴衣乃初也、彼獮猴乃後胤繁昌シ、當社仁有トモ云(叡利、〇又見二十一社記)

〔嚴神抄〕一以山王權現猿社體トシ玉事、神明ハ皆諸佛ノ心地、又ハ一切衆生ノ意識也、〇中略故ニ一切衆生ノ心法體ガ、神明トモ顯ジ、猿トモ現ズル也、然間山王權現第一ノ使者ニ猿、第二ノ使者鹿也、春日大明神第一ノ使者ハ鹿、第二ノ使者ハ猿也、

〔三十二番職人歌合〕二番　右　猿牽

花のさくかげにはよせじひく猿の枝をゆふらばちりもこそすれ

猿は山王の御使者のものの

〔日吉社神道秘密記〕一猿塚　穴有、唐崎迄通ズル穴云云、猿老果テ後此穴入不出由也、定説也、猿果タル姿爲見付者無之、奇特此事也、當社之仕者、奇妙ノ働、古今不可勝計、

〔東海道名所圖會 一〕日吉山王神社

猿戸 こゝに猿を飼ふ、山王の使令なり、

猿塚 叶字門鳥居の前にあり、使令の猿薨時こゝに埋む、富あり唐崎へ遷すといふ、

〔源平盛衰記 四〕白山神輿登山事

白山ノ衆徒等勇悦テ、十三日ニ神輿ヲ奉出、荒智ノ中山立越テ、海津ノ浦ニ著給フ、是ヨリ御舟ニ召テ海上ニ浮給ヘリ、或ハ濱路ヲ歩大衆モアリ、或ハ波路ヲ分ル神人モアリ、比叡辻ノ神主ガ夢ニ見タリケルハ、戸津比叡辻ノ浦ニ、イミジク飾尋常ナル船七艘有、日中ナルニ篝ヲ燃ス、舟ゴトニ狩衣ニ玉襷アゲタル者ノ、北ヘ向テ舟ヲ漕、イカナル人ノ御物詣ゾト問バ、白山權現ノ神輿ノ御上洛之間、御迎ニトテ、山王ノ出サセ給御舟也ト申、角云者ノ姿ヲミレバ、身ハ人、面ハ猿ニテゾ有ケル、打驚タレバ汗身ニアマレリ、不思儀ヤト思、立出テ四方ヲ見渡セバ、此山ヨリ黒雲一叢引渡、雷電ヒヾキテ氷ノ雨フリ、能美ノ山峯ツヾキ、鹽津海津伊吹ノ山、比良ノ裾野和爾、片田、比叡山、唐崎、志賀、三井寺ニ至マデ、皆白平シロタヘニ雪ゾ降、

〔源平盛衰記 四〕大極殿燒失事

樋口富小路ヨリ、スヂカヘニ乾ヲ差テ、車ノ輪程也ケル炎、内裏ノ方ヘゾ飛行ケル、コレ直事非、比叡山ヨリ猿共ガ松ニ火ヲ付持下ツヽ、京中ヲ燒拂トゾ人ノ夢ニハ見タリケル、神輿ニ矢立、神人宮司被射殺タリケレバ、山王嗔ヲ成給、角亡シ給ケルニコソ、人恨神嗔、必災害成トイヘリ、

〔吾妻鏡 二十五〕承久三年閏十月廿九日己酉、日吉禰宜祝部成茂、今度依有叛逆與同之疑、雖招下關東、蒙免許歸洛畢、付伊賀次郎左衞門尉光宗送賀札於右京兆〇北條義時、其狀今日到著鎌倉、且喜厚免、且可祈武家遐長之旨載之云云、是爲筑後左衞門尉知重預之囚人、出社頭之後、起居含愁緒、朝暮凝祈念、剩向七社方詠一首歌、

スヾテハテズ塵ニマジハル影ソハヾ神モ旅ヂノ床ヤ露ケキ、下著于關東之翌日、入夜右京兆室

夢想、猿一來子座傍、被付鐵鏁也、取室家髮縄左右手、太有忿怒之氣、覺之後心神爲惘然、猶如夢、則以女房示台大官令禪門云云、殊驚騷、而須被免成茂罪過歟、神道事可從神事、且今夜中可進發之由、相觸成茂旨下知、重之上所送餞物等也

〔三國傳記 八〕尾州篠木能化慈妙上人事

和云、尾州春日部篠木庄密藏院ノ能化慈妙上人ハ、常陸國神田庄住人鹿島氏子ナリ、辛卯二月八日ニ誕生アリ、十七歲ニシテ登山〇比叡シ圓頓坊ノ尊海法印ノ入室、〇中略廿九歲ニシテ爲顯密弘通、先ヅ伊勢大神宮ニ參リ、內外兩宮ニ千日籠、眞讀ノ大般若十部轉ジテ、宜感方便ヲ祈リ玉ヒケル、然而一千日ニ滿ジケル夜、御寶前ノ虛空ニ音アリテ、告テ曰ク、薩埵ニハ十一面、天部ニハ大聖歡喜天、美濃尾張兩國ノ中ニ、利生相應ノ地アリト云々、〇中略其後尾張國篠木庄ニ赴キシ處ニ、其比彼邑ノ尊卑悉ク夢ヲ見ケルハ、數万匹ノ猿共、每手明炬ヲ捧ゲテ此村ニ入ル、互ニ此靈夢ヲ語リ、若舍宅火災ノ告ニヤト恐レテ、衆僧ヲ集メテ、仁王經ヲ講ゼシメテ此事ヲ語リケレバ、當庄ニ圓福寺ノ福智房ノ庵主ト云仁アリ、指セル學解德行ハ無ケレドモ、雖非天命身偶富、舞不窮理言ハ幸ニシテ中レリ、彼人此夢ヲ相シテ云ク、夫レ神ト者、申ヲ示スト書ス、猿ハ山王ノ使者也、山王ハ圓宗守護ノ靈神也、火者智ナリ、戒行ヲ炬松トシ、般若ヲ燈トス、智惠明了ニシテ、無明ノ癡暗ヲ照破ス、爰ヲ以テ是ヲ思フニ、天台宗ノ碩德、此ノ所ニ來臨シテ、顯密ノ教法ヲ弘メ、鎭國ノ化軌ヲ垂示シテ、四海ニ無逆浪、一天ニ有慶雲歟ト云ケレバ、人々信伏シケル處ニ、彼上人來リ玉フ、靈夢告ニ依リテ、諸人是ヲ歸依シ、寺ヲ造リテ號密藏院、本尊ハ藥師佛也、

〔太平記 十七〕山門攻事附日吉神託事

般若院ノ法印ガ許ニ召仕ケル童、俄ニ物ニ狂テ、樣々ノ事ヲ口走ケルガ、我ニ大八王子ノ權現ツカセ給タリト名乘テ、此御廟ノ材木急ギ本ノ處へ返シ運ブベシトゾ申ケル、〇中略後日ニコソ奏

開ヲ經メト申テ、其日ノ奏事ヲ止メケレバ、神託空ク衆徒ノ胸中ニ藏レテ知人更ニ無リケリ、山門ニハ西坂ニ軍アラバ本院ノ鐘ヲツキ、東坂本ニ合戰アラバ生源寺ノ鐘ヲ鳴スベシト、方々ノ約束ヲ定タリケル、爰ニ六月二十日ノ早旦ニ、早尾ノ社ノ猿共、數多群來テ、生源寺ノ鐘ヲ、東西兩塔ニ響渡ル程コソ撞タリケレ、諸方ノ官軍九院ノ衆徒是ヲ聞テ、スハヤ相圖ノ鐘ヲ鳴ス、サラバ攻口ヘ馳向テ防ガントテ、我劣ラジト渡リ合フ、東西ノ寄手此形勢ヲ見テ、山ヨリ逆寄ニ寄スルゾト心得テ（○中略）楯ヨ物具ヨト周章色メキケル間、官軍是ニ利ヲ得テ、山上坂本ノ勢十萬餘騎木戸ヲ開キ逆茂木ヲ引ノケテ打テ出タリケリ、（○中略）大將高豐前守（○師重）ハ太股ヲ我大刀ニ突貫テ引彙タリケルヲ、舟田長門守ガ手ノ者是ヲ生虜リ、白晝ニ東坂本ヲ渡シ、大將新田左中將（○義貞）ノ前ニ面縛ス、（○中略）若黨ノ一人モ無シテ、無云甲斐敵ニ被生捕ケルハ、偏ニ醫王山王ノ御罰也ケリト、今日ハ昨日ノ神託ニヨリケルニヤト被思合テ、身ノ毛モ竪立ツ計也、

〔續日吉山王利生記〕延慶正和の比、廣義門院（○後伏見后寧子）と申しは西園寺入道左府（○藤原公衡）の御女也、正和二年七月二日御產平安、皇子降誕目出かりし事也、去應長の御產は皇女にて無念なりけるに、彼御うらみを散せむとおぼしめしけるにや、今度は偏に山王に祈申されけり、安居院法印覺守を日吉の社に籠られて、本地供なんどぞ行はれける、其修法中に御產平安たるのみにあらず、皇子降誕の由聞ければ、法印いそぎ馳參たりけるに、御驗者二人（○山の實靜僧正、寺の道昭僧正、）御馬引れなんどしてゆゝしくぞありける、法印參入候由被申入たりければ、入道左府急ぎ御對面ありて示されけるは、今度の御產一すぢに山王の御計也、我山王に祈念申ていさゝか睡眠の間に、猿一出現して、大なる橘のすは〱とえたるあり、猿申云、此橘を進べし、其橘を給と申て取かふると思て夢醒畢、其後時日をたがへず御產平安也云々、則次年より當社に御願を始置るゝ者也、

〔續日吉山王利生記〕大隅國住人帖佐の平三宗能子息三郎信宗生年廿七、文永二年九月十日相模

國鎌倉を出て、遠江のなだといふ所を過けるに、俄に風はげしく波あらく、天くらがり、人つかるるはぜに、海水船に入て忽に沈むべかりければ、信宗同舟の輩ならびに水手梶取にをしへて云、今は心のおよぶ所にあらず、今生海底にしづむとも、後生は必ず助給へとて、一心に大悲山王を唱へたてまつるべし、我幼少より名越の山王に功を入志をいたす故也とて、信宗南無大悲山王と申ければ、傍輩同音にぞ唱へける、信力熾盛の故にや、〇中略猿凡三十ばかり、船中に走めぐりて水をすくひ捨けり、夢かうつゝかとぞおぼえける、是をば同船したりける武藏國の御家人すがやの五郎梶取男信宗三人ばかりぞ分明に見ける、その外はしらざりけり、上古もありがたき事なりけり、

〔祇園會細記 二〕天文の頃、近江國に疫病流行する事、去る大永の京師のごとく流行しければ、先年京師にて、名劔の威德に依て、疫病をまぬかれし由を聞傳へ、京師に登り、件の御長刀を授り、江州に持歸り、病者に授け、疫難をのがれしむ、當近村も次第に傳へ聞、疫難をのがるゝもの數多とかや、然るに其頃山門の衆徒、日蓮宗の門徒と法亂起り合戰に及ぶ、世に是を天文の兵亂といふ其虛に乘じて野伏强盜の類起り、民家に亂入して衣服財寶を奪取、其中に錦の袋に入し長刀あり、賊等是を掠取、其鄕を出去りし所に、道にて度々倒れ、其上次第に重く成ゆゑ道路に捨置ぬ、往來の人拾ひ取りて、同國石塔寺の麓に住居する鍛冶左衞門太郎助長が家に持行、長刀を拾ひたる事を語る、助長一度是を見て曰、此劔尋常の交易の品にあらず、誠に希代の名作也、何卒我に讓り給はんやと無餘義賴みければ、此人一義にも及ばず、心よく與ければ、助長其儘身を淸め恭しく是を見るに、實に小鍛冶宗近の作なれば、我が年來の望足りぬ、是偏に日頃信じ奉る日吉山王權現の我に授給ふならんと悅事限なし、然るに夫より日數を歷て、助長が家へ何國ともなく老猿出來り、助長に向て寶劔を納よといふ、助長不思儀に思ひ居る所に、近鄕の人來て云、過し頃我里に疫病時行(ヤ)、諸

人雖義に及ぶ所、帝都より靈劒を授り得て、疫病をまぬがれし所、法亂の紛れに其靈劒うせ給ふと語る、助長此一件を聞しより、扨は失にし劒といふは件の名劒なるべし、此比近隣一等に疫病流行せし所、此石塔寺の麓に限り其愁なきは、全ら此寶劒の威德に依なるべし、然らば此比老猿來りて納めよと告しも、寶劒を元の所へ歸し納めよとの事ならんかと心付し所に、又もや彼老猿來りて、早く納めよといふ、助長曰、何國にか納と答ふ、威神院天王と答ふ、扨は是山王權現の御託宣ならんと御山の麓に行見れば、一人の老翁に逢ふ、助長威神院天王とは何れの御社にやと尋れば、翁云、夫は當山にはなし、都東山に有と答て、かきけすごとくに失給ふ、助長心に思ふには、扨こそ權現かりに老翁と現じ給ひ、我に示し給ふなりと、夫より都に登り、威神院に奉納せしとかや、

〔倭訓栞前編六加〕かみのつかひ　鼠を大こくの使といふは二義あり、大己貴命にていへば、古事記に鼠の故事見えたり、大黑天にていへば、聖寶藏神經に左手持鼠囊と見えたり、

〔古事記上〕御祖命告子大國主神云、可參向須佐能男命所坐之根堅洲國、○中略故隨詔命而參到須佐之男命之御所者、○中略鳴鏑射入大野之中、令採其矢、故入其野時、卽以火廻燒其野、於是不知所出之間鼠來云、内者富良富良、此四字以音外者須夫須夫、此四字以音如此言故、蹈其處者、落隱入之間、火者燒過、爾其鼠咋持其鳴鏑出來而奉也、其矢羽者、其鼠子等皆喫也、

〔七福神考〕大黑天

或記云、大黑は北方子の神なる故に、子の日をもて祭り、子祭といふ、子は十二支のはじめにて、甲は十干のはじめ故に、甲子の日に祭るなり、○中略世俗に大黑神の使者は鼠なりといふ、

時亮曰、抱朴子云、鼠壽三百歲、善憑人而名曰仲、能知一年中吉凶及千里外事云々、按ずるに、鼠かくのごとく長壽のものなれども、これ程の深き譯にても有まじ、只北方子の神故に、鼠を以て

使者なりと云ひしものなるべし、

〔倭訓栞前編十四多〕だいこく　大己貴の音也、袋を負、鼠を使ふ事は舊事紀に見え、軍神たるは神功紀に見えたり、伊勢に大黒谷あり、類聚本源に大國玉也といへり、大黒天神は儀軌を考るに、頭に帽子を蒙り、左手に囊をとり、右手に槌印をなすよしみゆ、摩竭持槌飢餲持袋といへば、此二鬼を合せたる也、荷葉に載しむ、○中略大黒天の事は南海寄歸傳、佛祖通載等にくはし、新譯仁王經に、祀塚間摩訶羅大黒天神、靑龍疏に大黒天神鬪戰神也といへり、三面大黒、鼠袋大黒は、聖寶藏神經に、寶藏神身黃色二臂三面云云、右手持海甘子、左手持鼠囊と見ゆ、

〔神道問答下〕七福神　問云、七福神といへるも異國の神なるか、答云、大國主命と、法華の大黒天とよく似たる故に附會せしなり、其故は大國の字音、又御別名の大己貴の字音など大黒に近し、其うへ袋を負ひ給ひし事、鼠の古事などかたがたよく似たり、

〔源平盛衰記一〕淸盛捕化鳥、幷一族官位昇進附禿童幷王莽事
去程ニ夢見テ七日ト申夜ハ、內裏ニ伺候シタリケリ、夜半計ニ及テ、南殿ニ鵼ノ音シテ、一鳥ヒメキ渡タリ、藤侍從秀方、祈節番ニテオハシケルガ、殿上ヨリ高聲ニ、人ヤ候々ト被召ケリ、左衞門佐ニテ間近候ケレバ淸盛ト答、南殿ニ朝敵アリ、罷出テ搦ヨト仰ス、淸盛コハイカニ目ニ見ル者成トモ、飛行自在ニテ、天ヲ翔ラン者ヲバ爭カ取べキ、况晴サハクラシ、體モ見エズ、音計アラン者ヲ、角トレト仰出サルヽ事ノ淺猿サヨ、如何カハセント思ケルガ、急度思直テ、實ヤ綸言ト號セバヤ樣アル事也、天竺ニハ號勅定、獅子ヲ取大臣モアリ、漢家ニハ宣旨ノ使ト名乘テ、荒タル虎ヲトル者モ有ケリ、我朝ニハ任叡慮、雲ニ響雷ヲ取臣下モ有ケリ、延喜御宇ニハ、池ノ汀ノ鷺ヲ取タル藏人モアリ、末代トイヘ共、日月地ニ墜給ハズ、爭例ヲ追ザルべキ、取テ進セバヤト思ケレバ、畏テトテ、音ニ付テ踊懸ル處ニ、此鳥驚テ左衞門佐ノ左ノ袖ノ內ニ飛入、則取テ進セタリ、叡覽アレバ實

ニ小キ鳥也、何鳥ト云事ヲ不知食、癖物ナリトテ有御評定、ヨク〳〵見レバ毛シヲウ也、毛シユウトハ鼠ノ唐名也、加様ノ者マデモ皇居ニ懸念ヲナシケルニヤ、博士召セトテ召レタリ、占申ケルハ此事漢家本朝ニ希也、〇中略而ルヲ清盛綺言ノ下ニ朝威ヲ重ジテ、怪鳥ヲ取事ヲ得タリ、尤吉事ニ候、天下十六箇年ノ間、風雨時ニ隨ヒ、寒暑ヲリヲ不誤ト奏シ申ケレバ、偖ハ希代ノ吉相ニヤトテ、南臺ノ竹ヲ召、中ニ籠テ清水寺ノ岡ニ埋レタリ、御悩ノ時ニ勅使立テ、被宣命時、毛シユウ一竹ガ塚ト云ハ是也、公卿有僉議、天下安穩ニ萬民愁ヲ休メンニハ、恠異ヲ鎮テ進ズルニハ不如、コレ非朝敵ヲ鎮ニヤ、勸賞アルベシトテ安藝守ニナサル、是清水寺ノ夢想ノ驗也、鼠ハ大黒天神ノ仕者也、此人ノ榮花ノ先表タリ、威勢ハ大威德天、福分ハ辨才妙音陀天ノ御利生也、

〔日吉社神道秘密記〕鼠祠、是王子宮末社之内也、子之神也、仕者鼠、本地大日也、御神體鼠面俗形烏帽子狩衣、是三井寺法師賴豪靈神之由申非說、自昔在之社也、大宮化現之由也、帝王子御誕生之事、賴豪法師有勅定、百日祈之、王子御誕生アリ、其時賴豪奏望可造戒壇院之由言上、叡慮以外之儀也、於立戒壇山門憤、山與寺可及合戰、天下之動亂如何非勅許、賴豪失面目、干死而王子奉取殺、敦文親王是也、御四歲時也、賴豪者爲三千鼠山門登、聖敎噉破云々、號之鼠祠之由非說也、十二支內子丑寅初子神也、

〔東海道名所圖會一〕日吉山王神社

鼠祠 王子宮の西にあり、祭神大黒天、

〔雅筵醉狂集雜〕大黒の白鼠を猿のやうに舞し給ふ所の繪に

初春に舞してまはるそれよりもまさるめでたき白鼠かな

〔和漢三才圖會獸類三十八〕狐　相傳、狐者倉稻魂之神使也、天下狐悉參仕洛之稻荷社矣、人建稻荷祠而祭狐、其所祭者、位異于他狐、

〔本朝食鑑十一獸畜〕狐　自古流俗傳稱、狐者稲荷之神使也、天下之狐、悉拜詣洛之稲荷社、能超華表、能作妖魅、其妖術之長、從其長者神授位階者有品、予昔聞老祝之言曰、稻荷神者素盞烏之子、稻倉魂之靈、上古有使狐之事乎、未詳所以然焉、惟村村家家素有狐、常隱而不見、故村里家墅、有閑地必構小祠、稱稻荷以祭狐神、而祈禳災也、

〔農家調寶記初編〕農家穀神の事

世俗に稲荷を穀神、又火防(ヒブセ)とて、家毎に祀、覺束なきことなり、神代に倉稻魂神、五穀のことに與給ふことゝみえたれども、火防と云は所見なし、狐を使令とする事彌妄誕なり、日本神道に會てなきことなり、

〔茅窻漫錄中〕初午弁稲荷

いつの比より何者のいひ出だしゝか、野狐を稲荷の神使と稱し、初午の日は、天下一統貴賤押しなべて家々に持囃し、赤小豆飯油煮等の供物種々とゝのへ、町家士民の中にても、其格式定例ある家は、居宅のうちに鎭守の小祠稲荷を勸請し、正一位大明神の幟を立て、往來群聚いはむかたなし、其本原を委しく推し尋ぬるに、鎭座傳記云、素戔嗚尊子、宇賀之御魂神、亦名專女三狐神、〔タウメ、トウメ、音相通、下に見ゆ、〕此二句下の七字より事起ると見ゆ、〇中略亦名專女三狐神といふ七字、古書字音に暗き人讀み誤りしか、利を釣る餌に牽强せしかはえらざれど、是七字より外に稲荷に野狐のあづかる事更になし、其譯委細明白に辨ヒ曉さん、專女三狐神といふは本は借字にて、日本紀に專の字、專女の二字、タクメとよめり、タクは燒なり、古事記に燒擧燒凝の語あり、メは米なり、和名抄に糈粺ヒメとよめり、非米なり、糈は米なり、三狐は御食津なり、御饌津、或は御膳御氣とも書けり、萬葉集に御食津國、又御饌津國、伊勢志摩淡路難波などつゞけたり、〔大御食の御饌を奉る國をさしていふなり、〕儀式帳に、朝乃大饌夕乃大饌とありて、直會御歌に、拆鈴五十鈴の宮に御氣立と打つなる膝は宮もとゞろ

に、と唱ふる御氣の事にて、中臣壽詞に、長御膳乃遠御膳、又祝詞式に、御膳持須留といふ皆同語なり、〇中略故に日本紀に、神食二字をもミケとよめり、津は例の中の休め字にて、乃とおなじ、〇中略專女三狐神といふは、燒米御食乃神といふ事にて、宇賀之御魂神は、亦燒米御食に供するの神御一名といふ意なり、〇中略三狐神、三狐乃神、ケツ、ケツノ、ケツ子、ノ子、音通、讀み誤りやすし、元來鎭座傳記にもせよ、三狐の三、古書になき假名なり、古事記日本紀に三の字、みの假名に用ひたる例決してなし、後世の書なる事知るべし、然るに日本紀に專の字、專女の二字タウメともよめり、タク、タカ、タウ音通、和名抄に老女を呼びて專と訓じ、土佐日記に翁人ひとりたうめひとりと書けり、是卽ち神代紀に、姥トメとよめる、姥も專女もおなじ事にて、專は級長戶邊も、皇代紀の荒河刀辨、苅幡刀辨も同語なり、一說に、は刀自女のさもいへり、中略、野狐をタウメといふ事、古書正史に決してなき事なり、源氏東屋卷に、伊賀たうめと書きたるは、眠江入楚に、伊勢伊賀の諺に、媒の事をたうめといふ、專は老女の稱にて、狐は人を誑かすを以て、よそへたりといへり、新猿樂記に、野干坂伊賀專之男祭と見え、山槐記に治承二年、於二齋宮御在所一射二殺白專女一といひ、百練抄に藤原仲季、於二齋宮邊一依レ殺二白專女一と書し、宇治拾遺に、狐のいひし語に、たうめや子供などにくはせむとあるも、皆老女の稱にて、其本は玄中記に、千載之狐爲二淫婦一、百歲之狐爲二美女一といふより出たる事にて、人を誑かし惑はすにたとへたるなり、其專の字、專女の二字、タウメと讀むにより、三狐の字讀み誤りしか、牽强せしか、狐の一名とし、三狐を稻荷三の峯に配し、遂に野狐を合せ祭る事になりぬ、是非もなき恐るべきの甚しきなり、鎭座傳記の文能く考へ讀むべし、宇賀之御魂神、亦名專女三狐神とあれば、卽ち神の御一名にて、假令へば宇賀之御魂神、亦名豐宇氣姬命といふがごとし、古書正史に、野狐を倉稻魂神と稱する事、ゆめゆめなき事にて、其五文字、本は借字なるをしらず、尊き神の御名を黷すに至るは、尤恐れ多き事なり、又野狐を稻荷の神使といふも、古書正史に見えず、〇中略野狐はもと淫獸妖魔の物、北方陰地

に多く居て、白晝の中は幽闇の間に隱れ、夜中のみ出て物を掠め取り、人を惑し寃をなす、(狐の人に喰ひ付きたる事、徒然草に、二疋を殺せなり、御館記に、狐の化けて、人の髮を截りし事、一百三十人に及ぶ事見えたり、○中略)かゝる淫獸妖魔を、倉稻魂神使ひたまふといふも亦恐れあるべき事なり、わづか專女三狐神といふ五文字より事起りて、尊神も野狐も混玄祭る事になりぬ、(女童の小歌に、稻荷といふも狐なり、狐といふも稻荷なりとは何事ぞや、)其始は陰惡狡猾の徒五文字を證據として、野狐を祈り、鄙俗を誑かし、禍を求め利を得む事を作り出だしたりと見ゆ、愚昧文盲の鄙俗は、淫惡妖魔に化され、いつとなく天下風俗をなせり、漢土にも朝野僉載に、初唐時、百姓多事狐神、時有諺曰、無狐魅不成村とあり、宋史に見えたる狐王廟も此類にて尤惡むべきものなり、此等の妖魔次第に行はるゝにより、貴賤上下押しなべて、野狐を尊恐する事鬼神の如し妖巫邪覡の輩は、流行の時勢に乘じ、種々の奸惡をめぐらし、一の獸穴を見出だす時は、稻荷の來現と稱し、又狐惑の人あれば、神降りたまふなどいひ觸らし、神職掌る家に授位を請へば、直に正一位大明神を賜はる、其より己が居宅に社壇を構へて、鳥井瑞垣等の物を飾り、木綿繦をかけ幣を持ちて、人の吉凶禍福、物の得失出入、或は病の治不治、方角の善否をいふ、是を御窺ひ、又は御指圖など稱し、所々に數多あり、故に近歳新造の社に、稻荷ほど流行するは外になし、畢竟は愚昧文盲の鄙俗、おの〳〵淫獸妖魔の智を假りて、禍を求め利を得むとするより、次第に行はるゝなり、

〔御鎭座傳記〕御倉神三座(素戔烏尊子、宇賀之御魂神、亦名專女三狐神、○中略)

一記曰、伊弉諾伊弉冉尊、(○中略)天之御量事(乎)以(天)、瑞八坂瓊之曲玉(乎)捧(天)九宮所化神名止由氣皇大神(支)、千變萬化受一水之德、生續名術、故名曰御饌都神也、

〔類聚神祇本源〕(十内宮別宮)御倉神　專女也

大田命傳記曰、素戔烏尊子、宇賀之御魂神、亦專女三狐神、

〔神名帳考證〕(一)山城國紀伊郡稻荷神社三座(○中略)

按今稲荷神社、俗以狐稱神使者、據御氣津字作三狐乎、

〔倭訓栞前編七〕きつね　狐を稲荷の神使といふは、伊勢鎭座記に、宇賀御魂神、亦名專女三狐神といふによれりとぞ、三狐神は御饌津の義也、さるに鄙俗は狐を直に神とし、祭りて福を祈る事、天下風をなせり、〇中略嗚呼恐なる哉、佛家に陀祇尼天の別號を白晨狐王菩薩と稱す、世に稲荷の神體といふ所の形像是也、

〔閑田耕筆二物〕狐を稲生明神の使はしめといふこと、古書に見ゆる所なきを、或書に御食津の神といふ（稲生の神の本號なり）の訓に、三狐と付たりといふ人ありき、狐はきつねといふのみならず、くつねとも、けつねともいふ、詩經の古訓にはくつねと見ゆ、

〔松屋外集一〕天狗

三狐ハミケツとも訓べければ、もと借字なりけんに、三狐のもじより誤て狐神の事とし、專女といふ名さへいひ出けるにや、新猿樂記に、野干坂之伊賀專ともありて、狐は女に化て人を誑すゆゑ、さる名おへりと見ゆ、

〔新猿樂記〕第一本妻者、齡既六十、而紅顏漸衰、夫年僅及五八、而好色甚盛矣、〇中略不知吾身老衰、常恨夫心等閑、故本尊聖天供如無驗、持物道祖祭似少應、野干坂伊賀專之男祭、叩蚫苦本舞、稲荷山阿小町之愛法、鯨鯢破前喜、〇下略

〔仙源抄伊〕いがたうめ　伊賀刀女也、中媒也、タウメトハ、齋宮寮部女狐也、ヲマツリシケル者也、イナリノ返坂ハ、カレガシケルトナン、

〔河海抄十九東屋〕いがたうめ、伊賀部女、（中媒事也、狐によそへていへる也、）〇中略　齋宮寮部女、（是狐事也、）一說伊賀伊勢國ニハ、白狐をたうめの御所といふ云々、

〔倭訓栞前編十四多〕たうめ　倭名鈔にたうめはもはらの古語也、今老女を呼てたうめとすと見

えたり、神代紀に姥をとめとよむ、其義なるべし、○中略狐をも稱す、伊賀たうめ源氏物語にみゆ、

〔物類稱呼二動物〕狐　東國にては、晝はきつね、夜はとうかと呼、常陸の國にては白狐をとうかといふ、是は世俗きつねを稻荷の神使なりといふ故に、稻荷の二字を音にとなへて、稻荷と稱するなるべし、又晝夜とかはりて物の名をよびわくる事あり、予思ふに婦人兒女のものにおそれ、又は物いまひする人、かゝる迂遠の說を設たるなるべし、

〔燕石雜志一〕估刀禰　きつねの異名を、まよはし鳥といふは、人を魅すものなれば也、又伊賀專ともいへるよし新猿樂記に見えたり、一說に伊賀にて白狐を專御前と唱るといへり、是は伊賀といふ文字につきていふか、信じがたし、專は和名太宇女、老女の一稱なるよし和名抄に見えたり、唐山の古說に、狐は千古の淫婦なり、その名を阿紫といふといへれば、こゝにも專と呼にやあらん、河海抄に刀女は狐なりといへり、今俗は訛りてたうかといふ、又三狐の說によりて、狐を倉稻魂の使者なりといふから、彼が靈なるに怕れてその神祠を建、たゞに稻荷と稱して祀るものあれば、たうかは稻荷を音に唱る歟、婦幼はおたうかさま、又夜の殿と呼ぶもをかし、稻荷の社壇に置木狐に、玉と鍵を銜したるは、倉稻魂のたまを象り、鍵はこの神五穀を主り給ふといへば、倉廩を守る義を表する也、

〔百練抄五後三條〕延久四年十二月七日、藤原仲季勘申罪名、配流土佐國、於齋宮邊依射殺白專女也、○又見扶桑略記、古事談、愚管抄、十訓抄、

〔安齋隨筆前編二〕專女三狐

專女ト云ハ、神ノ名也、三狐ハ三個ニテ、三神アル故ノ名ナルベキカ、詳ナルコトハ知ラズ、三狐ト書ニ付テ、狐ノ事ヲ專女ト云習ハセルカ、百練抄ニ、後三條院延久四年壬子十二月七日ノ記、藤原ノ仲季勘申罪名、配流土佐國、於齋宮邊依射殺白專女と見えたり、是白狐の事をいへる也、野

獸を射殺せしを罪にして、流罪に所せられしは正しからざる政也、白狐を貴ぶゆゑに罪せしなるべし、野獸の白狐、國家に益あるべき物にあらず、白狐もし神ならば人に射られざる也、神にあらざる事明らけし、獸を貴んで人を賤しむ大に惑也といふべし、

〔百練抄高倉八〕治承二年五月十三日、於齋宮御在所近邊射殺白專女、院下北面下﨟源競所從所爲云云、　閏六月五日、有仗議、去五月十三日、於齋宮御在處邊、院北面下﨟源競射白專女罪名也、

〔山槐記〕治承二年閏六月五日丁酉、今夕有仗儀、去五月十三日午時、見付伊勢初齋院御所〈○一本御所作齋所〉邊被射殺、是宿直人前瀧口競郎從伴武道所爲之由、勅別當前相模守隆盛言上、仍被問例於外記、大外記淸原賴業中原師尙、各進勘文、兩人所勘申、延久四年、於伊勢齋宮寮前、大和守成資三男藤原仲季、射殺靈狐、〈號白專女〉勘罪名、有仗儀而流土佐國云々例、幷天承二年、齋宮寮內院中御殿前、專女子直例等也、此後仰明法博士之令勘申所當罪名、中原章貞勘之、〈衛禁律向宮殿內射之文所引之、不所據勘、延久有此事、武道所作異于彼歟、抑向宮殿內而射徒一年、無所見、准減之處、基廣不加罷、被備文書、今夜被加基廣別勘文、衛禁律、向宮殿內射之文所引也、大略本條同章貞歟、見勘文所勘、向內放矢處杖一百、向外放矢、可杖八十云々、殺白專不異神靈、准儀議貴之條、可處斬刑歟云々、○中略〉文書宣下初齋宮、上卿權中納言〈實綱〉奉行、仗儀左府奉行之、

〔東寺執行日記私用集二〕一命婦事

或云、昔洛陽城ノ北、舟岡山ノ邊ニ老狐有リ、夫婦、夫ハ身ノ毛白クシテ、銀針ヲナラベタル如シ、尾ノ端アガリテ、秘密ノ五古ヲサシハサメタルニ似タリ、婦ハ鹿ノ首、狐ノ身アリ、又五ノ子ヲタナビク、各異相セリ、弘仁年中ノ頃、兩狐五ノ子ヲ伴テ、稻荷山ニ參テ、各神前ニ跪テ、詞ヲ顯テ申サク、我等畜類ノ身ヲ得タリト雖ドモ、天然トシテ靈智ヲ備フ、世ヲ守リ物ヲ利スル願深シ、然而我等ガ身ニテハ此望ヲトゲガタシ、仰願ハ今日ヨリ當社ノ御眷屬トナリテ、神威ヲカリテ此願ヲハタサント、時ニ神壇忽ニ感動シテ、明神宣勅シテ曰ク、我和光同塵ノ善巧ヲ顯テ、化度利生ノ方便ヲ廻ス、汝等ガ本誓、又不可思議也、今ヨリ長ク當社ノ使者トナリテ、參詣ノ人信仰ノ輩ヲ扶ケ憐

ベシ、夫ハ上ノ宮ニ仕マツレ、其名ヲ小芋トツクベキナリ、婦ハ下ノ宮ニ候ベシ、其名ヲバ阿古町トイハントノタマフ、是ニ依テ各十種ノ誓約ヲ立テ、萬人ノ願望ヲミツ、然バ當社ヲ信ゼム人夢ニモウツヽニモ、其姿ヲ見ルヲバ是ヲ告狐ト云ナリ、

○按ズルニ、稻荷鎭座由來記ノ命婦事ト云ヘル條ニモ、亦之ト同文ヲ載セテ、其末ニ至德三年六月十六日、東寺勸學會聽聞次、於勸智院書寫トアリ、

〔類聚既驗抄〕稻荷社事

命婦　小薄　黑尾　田中　大神　謂之使者也

〔橘窓自語中〕稻荷五社、○中略いま上社といふは、命婦社といふが本名にて、狐をまつりたる社なり、阿古町、黑尾、尾薄のみつの狐をまつりたるを、いなり三社と心得たがふ人あり、まぜふことなかれ、又白狐社といふは、土祖をまつりたるやしろの下に、白狐のすみたるより、白狐社といふことゝなれり、きつねをまつる社を命婦といふことは、古事談壒囊抄等にみえたり、

〔稻荷神社考下〕橘窓自語云、今上社と云は命婦社と云が本にて、○中略阿小町、黑尾、尾薄の三狐を祭、○中略と云り、由來記には黑尾の事見えず、中社に使者なきは、傳の疎漏なるにこそ、

〔壒囊抄三〕命婦事

命婦ノ御前ト云ハ何事ゾ、漢ニハ宮女ヲ命婦ト云、五位以上ヲバ曰内命婦、五位以下ヲバ曰外命婦見タリ、又命婦ヲバ、ヒメマチギミトヨム、狐ヲ祝フ社女神ニテマシマセバ、女官ニ準ジテ命婦ト云ゾ、呉音ニミヤウブト申セルニヤ、又元來其名アル神ノ使者ナレバ云歟、人ニ可被尋也、

〔神道名目類聚抄四神祇〕命婦神　イマダ考ズ、山城國稻荷ノ神人、狐ヲ命婦ト云、

〔伊呂波字類抄伊諸社〕稻荷宣命紙黃、使四位、三所　下宮田中　中宮命婦四大神黑鳥　上宮小薄

〔神祇拾遺〕稻荷社本緣○中略第三殿　大市姬　亦大宮命婦トモ云フ、

〔諸神記上〕稻荷　下社〈大宮命婦〉　田中社〈○又見㆓諸社根元記㆒〉

〔靈獸雜記下〕命婦社　按ふに命婦といふは、むかし猫をすら命婦のおもとゝ名づけられしことあれば、まして狐は神使ともいひ、靈あれば、命婦の稱をたまひしならん、またこの社にみてぐらを進らせらるゝも舊きことにして、建永元年八月十六日、明月記、御㆓幸稻荷㆒、於㆓鳥居內㆒御禊了入御、奉幣了命婦御幣了とあれば、こも又古きことなり、

〔稻荷神社記秘訣〕當社にて狐を命婦といふ事、此所に阿古町といふ狐あり、一條院の御宇、內の女官に進命婦といふ人あり、殊に當社を信敬し、或時宿願ありて、七日參籠せんと思し立て、參籠ありし三日に至り、俄に月水の事あり、社家計申て退出したまへと云けれども、和光同ぢんの神慮口口とて強て參籠して歌を讀て奉らる、

心から塵にまじはる神なれば穢る事のいはひしもせじ、と聞えし其夜の夢に、

長きよの五の雲の晴せぬは月のさはりをいむとしらずや、此歌夢想によりて、神慮を恐れて退出あり、其後宇治殿御妾に成て、北政所に成給ふ、後其始の我命婦の號を以、阿古町に讓り奉るといふ事のつたへ社家にありとぞ、是則今に於て、此山の二匹の狐の官を號して、命婦といふ一說可㆑然事にや、天白狐をたうめとも、たうめの御前とも、九條殿行空の御手筆にも有たうめは老女を呼ていふ、〈尊の字を假てたうめといふ〉是を以當社白狐を尊て老女に比し、專女といふ歟、とうめは貴女の訓を假て、專女亦專の一字をたうめと訓なるべし、平野社に專女社といふ有、狐の社と古記にありとぞ、〈○中略〉空海、〈弘法大師〉靈狐の化して人となり、稻をになふ翁、稻をいたゞ　女となりて物語ありて、東寺の鎮守とし、本社をば今の稻荷の社地は、本社稻荷山の麓にて、藤の森の地なりしを借求て社をたてゝ、本社の三の峯の稻荷の末社として、是はいなに大明神と神號を稱して祭られし、則靈狐の牝牡なり、是に相隨ふ二狐の二女と化したる神使として、此社に相隨ふ、其族今に此山

にのこりて命婦といひ、態こし府戸物(フトモノ)など神供の沙汰ある事とぞ、〈今按に、神使さつたふ氣、古來より二匹ならでは稲荷山に住はず、毎日神供の饌を以此穴にそなふ、是をフトモノといふさ、羽倉信名先年はなしあり、〉羽倉在滿談に、此二匹の狐は年の限ありて、僧寺の輪番の如く交代ある事と聞えたり、正德の年間、加賀國の道者當社に來り、社人に語しは、今當社の司は、加賀國某所の狐なりといふ、それはいかなる事と尋しに、去年いつの頃にや、村民に對し託して言、此年來屋敷に住し世話に成し謝謝を述て、此度京師に登り稲荷の命婦の官に出世すと申て侍るとかたる、其後其事を聞に、享保十七八年の頃、京都に聞しに、今の命婦は美濃國なりと社人の申を聞しと語れり、夫より武州に下向して此物語せしに、諸國にて京都のいなりへ稲荷流といふ狐行て、出世して官を賜るといふ事、昔よりつたへ聞し事にてあれば、今猶稲荷の山に住する二匹の狐は、則命婦といふ官になる事と聞えたり、世に稲荷をトウカと號云、是は稲荷と書けば、音を以てタウカと號する事なりと云へども然らず、トウカは豐宇賀(トヨウガ)なり、倉稻魂(ウカノミタマ)の別神號也、則稲荷三所一にして、神秘の號なるは、稲荷三所神德をすべて、豐宇賀の岸の神と云なるべし、夫を又細略してトヨを下略してトと云、ウカと號するを、又誤てタウカとあやまりて稲荷の音と云へる也、可考、〈中略〉○此麓に弘法大師祭らるゝ、則靈狐にして、本地十一面觀音として、いなに大明神と號し、是もいねになふ翁の化身なる故、いなに大明神とするより、稲荷大明神と文字をば書れしより、いなにいなりとも、假名はリもニも同じく相通ひて、いきしちにひみいりゐなれば、ニリ混じていなりと稱し、空海勸請の社も、本社の號も混雜し、分ていなにいなりとは稱せず、元よりにり同音なれば其分れなきを、剩後世に至、應永年中、京都大亂の時、甚廢して、祠官も立がたきに及び、社は顚倒して力に及びがたく、かの麓にあるいよ／＼いなにいなりの訓義可レ格正事もなくて、皆いなりと稱し、稲荷の文字、多義の傳ある事も失ひて、稲荷大明神と稱し、衣食の祖神のいなりの神も、靈狐のいなにの神も、壹是に勢なりゆけば、今は其衣食の神は志らず、皆い

なりは狐の總司の號にて、人々後園の小社鎮守にも狐神を祭りて、其社をいなりと號して、空海の稲を荷たる翁に、東寺の門前にて逢たまひ、いなりと號し、稲荷と文字に書給ふ、是より福德火防の神にて、其いなりの眷屬、又末社の狐を祭て、是を則稲荷大明神といふ事なりと、社人社僧の中にも、具に古來の傳記並なき人より聞つたへて、今都て稲荷の神は狐といふ、いなかにては大かたけつねといふ、昔はけつねとのみ稱へしにや、或書は何にか、をのれ彼是考ふれども、いまだ見あたらず、稲生の社、今下の五神合祭の神供殿は、常のごとく狛犬にて、上段の三神をいはへる社は、白狐を狛犬にかふ、是も彼訓よりおこれりとぞ、されば世人狐をつかはしめとおもふのみならず、狐もまたしかおぼえたるべし、諸國より番狐といふもの、この山に來りて穴に住り、大かた夫婦すみて、もし女狐姙身の時は、別に產屋の穴にて子を產り、しかも其子をいづくへうつすや、山に住はたゞ夫婦のみ也、又番の年限りあるや、時有てかはるとおぼし、あるひは田舍より、わが里の狐殿番に參られたり、いづくにあらるゝや、逢たしとて來る人もあり、夫は穴を敎てやる、其子細はかつてしらずと彼御社の神官たちはいへり、又此番狐の外は、野狐一匹も山中に住ずとなん、又狐付は此社中へつれ來れば、大に恐れて必去るとかや、都鄙ともにあるひは狐の所望、又さらでも稲生とて狐を勸請する時は、必この神官の家々に勸請の璽を請ふ、いにしへはしらず、今世狐の本所とするはまさしき事也

〔稲荷神社考下〕命婦社（或云、專女三狐神、）

今稲荷社の後丘に、世人の上社と云あり、是は往古登宇女社、また命婦社など稱て、三の狐神を祭れるなり、（稲荷鎮座由來記に、命婦事を記せる一條あり、牝狐を小芋と名づけ、牝狐を阿小町と云て、共に上下の社の使者なるよし云り、其說例の雜家の潤飾多くて、事記すに煩はしければ、此に略けり、○中略）此三狐は年久しく神社の邊に栖て、奇異き功驗もある故に、はやく稲荷神使と云初て、○中略一社に齋祭れるなりけり、是に因て漸後に、天竺にて茶吉尼と云者は、神狐なる故牽强し

て、稲荷神をさへ茶吉尼に混へたる、いとも恠き妄説を云出たるなり、谷響集第九云、大日經第四說茶吉尼印眞言、演密抄云、此茶吉尼是夜叉趣類、能以自呪術盜取人心食之、茶吉尼有二、謂實類與沒茶羅衆、實類茶吉尼、名啖食人心、發業通自在、祭者得福、名爲邪法、沒茶羅中茶吉尼者、如來垂迹、故啖盡心垢、住大涅槃と見ゆ、此茶吉尼を祭る邪法、はやく皇國に傳弘めたりと見えて、文德實錄仁壽二年二月壬戌、越前守正五位下藤原朝臣高房傳云、天長四年春拜美濃介、席田郡有妖巫、其靈轉行暗噉心、一種滋蔓、民被毒害、古來長吏、皆懷恐怖、不敢入其部、高房單騎入部、追捕其類、一時酷罰、由是無復噉心之毒と見えたるは、美濃國席田郡に、彼噉食人心と名たる、茶吉尼を使役ふ邪術を行ふ賊巫の一部有しなりけり、○中略守覺法親王の拾要集云、東寺夜叉神事、大師御入定後、於西御堂授檜尾僧都給條ニ有之、大師云、此寺有奇神、名夜叉神摩多羅神是也、持者告吉凶神也、其形三面六臂云云、彼三面者三天也、中面金色、左面白色、右面赤色也、中聖天、左吒吉尼、右辨才也云云、天長御記云、東寺有守護天等、稲荷明神使者也、名大菩提心使者神、○中略と見えて、其稲荷明神使者と云は、彼摩多羅神の茶吉尼天に屬たる吒祇尼か、夜叉神の攝屬なる吒吉尼か、何方にもあれ、稲荷山の神狐は世に聞えたれば、其名を假て、茶吉尼を稲荷神使と云習はしたりし事と覺ゆ、是も亦東寺の稲荷神社に因ある寺となる、一箇の緣故にぞ有ける、彼藤原高房朝臣酷刑せし、美濃國の妖巫等は、賊心ある故に、使ふ茶吉尼も邪かりけむ、東寺に住るは使ふ人の志氣に從て、人を害ふやうの事はなかりしなるべけれど、彼も是も茶吉尼は同き者なるをや、然れば往古茶吉尼を祀りて、其法を修するは甚秘密にして、顯露に其名を稱をも忌憚て、別に稲荷神使の名を假たるなりけり、さて茶吉尼の形像は、吒枳尼別行軌などにも委く說ざれども、密家にて往古より相承て天女の形像に造來る由密宗の僧云り、彼摩多羅神の左面白色なるを茶吉尼天とするも、天女の面相なるにやあらん、後に他の密宗にて、此天女の像に、稲荷神の名を假て負せしより、終に誤て稲荷神を女神なりとする說は出來れるなりけり、其初茶吉尼を忌憚て、稲荷神使と云るより轉りて、茶吉尼天の像をも、徑に稲荷

神とせし故に、稲荷神は女神なりとさへ誤るやうには成るにぞ有ける、〇中略抑稲荷大神は、世々を經て大德顯れ坐て、其御名の同き理も炳焉、豐受皇大神と比坐べく世を護幸へ給へる事、數多の御食津神の中に、最も殊勝御坐るを、流俗に野狐を齋祀て稲荷神とする如くに思へるは、中世より最惶くも此大神の御名を假て、荼吉尼に混合たる、邪妄の世に流布る餘習にて、甚淺ましき枉言なれば、世に心有む人は、挂むも畏と忌憚るべし、

〔神祇提要五〕山城國紀伊郡稲荷神三社〇中略

謹惟稲荷神、本朝衣食之祖神也、不可不祭焉、不可不敬焉、吁吾邦近來風俗陵夷、或以神爲佛、以獸名神、是以稱五穀豐饒之稲荷神、爲疑惑妖妄之野狐、或圖之或祭之、遂欺衆民、豈啻婦人小子爲之所欺哉、雖搢紳處士、亦皆不識其爲邪說矣、凡稱麋鹿爲春日之乘、以野猪爲愛宕之靈物、名鳩爲八幡之所化、且見白蛇、決爲神化所致之類、不可勝計也、皆是浮屠之妖說、而愚夫之所信也、我今辨拆之非、惟爲愚婦頑夫、後進諸生顯明焉、以下鹿嶋、春日、愛宕、八幡、亦倒之辨之、

〔堺鑑中古跡〕釣狐寺

南荘少林寺ノ塔頭、永德年中ニ耕雲庵ト云アリ、其住僧伯藏主ト云リ、此僧鎭守稲荷明神ヲ信仰シテ、毎日法施不怠、或時神感應有テ、森ノ中ニ三足ノ野狐アリ、抱歸テ養愛ス、此狐ニ有靈、達隨仕用、追賊難事アリ、其孫三足ニシテ、今ニ至寺内ニ住居ス、稲荷靈驗新也、世ニ云傳、釣狐ノ狂言又吼噦共イヘリ此寺ヨリ發リ、然バ才覺ナリシ狐ノ謀ナレバ、其時大藏某狂言ニ作シヲ、彼狐感ジ、老翁ニ化シテ狂言ヲ見テ、猶野狐ノ骨髓勵ヲ口傳セシトナリ、誠ニ狂言綺語トハ云ナガラ、道ニ達シヌレバ如是奇特モ有事ニヤ、尤家ノ大事トスル狂言也、

〔諸國里人談五氣形〕宗語狐

京都八十村路通は、芭蕉門人秀才の俳士なり、常に稲荷を信じ、毎月深草の社に詣ける、玆に八句

に餘る僧の、これも折々參詣せしが、面を合する事たび〳〵なり、或時奥院へ登りけるに、かの僧に行合たり、路通曰、當社において老僧を見る事數あり、定て此御神信仰の人にてこそあらめと訪ひよりけるに、貴翁も左にこそと語り合ふに、飯生三山の事ども委く數へられける、それより親しくなりて、路通庵へも折々訪ひ來れり、終に其住所をかたらず、名は宗語といへり、路通隱士は記錄者にて、古代の事を委しうす、宗語老人に事を問ふに、五百年來の事は、今見るがごとくにすゞしく、六七百年の事は、少明かならぬ事もありとかや、是によつて路通登記錄の事を得たり、睦びあふ事三とせを經たり、予時宗語の曰、吾關東に赴く事あり、年來の餘波は明日勢多にて別れを留むべし、其所にて互に待合すべしと約しぬ、明の日約の剋限よりはやく、路通は勢多に行て茶店に待けり、また向なる茶店にも一人の隱士、これも人を待風情なり、ほどなく宗語老人旅すがたにて來に、左右より兩隱士出むかひ、はやくも來り給ひぬと、三人打つれ一間にして餘波の酒を汲ける、時に宗語の曰、年來兩士の親しみわすれがたし、此たび關東に赴く、老衰たれば歸京のほどもはかりがたし、今まではつゝみぬれども、早隱すべきにあらず、吾元來人間にあらず狐なり、年ごろ稻荷の仕者司をつとめ、今年仕を辭したり、我古鄕は江州彥根馬淵何某が屋敷に仕しぬ、かれこそ我事をよくも知れりなど物がたりして立別れたり、兩士はたゞあきれたるばかりにて、しばらく言葉もなかりき、而後兩士語あふに、一人の隱士も路通のしだひにことたがはざりけるなり、かくて兩士すぐに彥根に立越て、今の事をも知らせ、また其やうすをも聞べしと、それよりすぐに彥根に趣きぬ、馬淵は田地あまた持たる百姓なりける、彼所に至り、京師宗語老僧の言葉によりて尋來るよし、案內すれば、亭主肌足にて出むかひ、居士衣の袖をとつて一間に請じ、老僧よりの御使とあれば、さだめて眷屬にておはしますらんと、火を改めてせちにもてなしける、兩士われ〳〵さやうの事にあらずと、京都にてのしだい、勢多のありさまくはしく

かたるに、主大きにこれを感ず、四とせ以前上京あるよしにて、その後安否しれざるに、かくたしかの便をきゝつるものかなとよろこびあへり、よつて三日爰に足をとゞむ、予時主語て曰、一子十二歳の時、いづちへ行けるかその行へしれず、親族こぞつて尋ぬれども求め得ず、父母ふかく悲歎しける、しかるに百五十日を經て健にして歸る、人々驚き事を問ふに、宗語老僧に誘引て、普く諸國の神社佛閣名所舊跡を見廻りたり、則老僧われにおはするなり、むかへ給へといふに、一人の老僧竹笠を持チたりしを請じ入けり、老僧にむかひて云、いかなれば我子を迷し給ふ、答て曰、吾は人間にあらず、當境地の稻荷の社に住む狐なり、當年京師本山の仕者司の番にあたれり、舊地を離るゝの名殘、且は數百年來住所の恩を謝せんがため、今一子を伴ひ國々を見せ、その餘力に文を學ばせ、筆跡を敎ふ、近々上京すれば、一生の別れなり、其方一族誰かれ男女五十餘人、來何日の夜饗應すべし、暮ちかきに皆此所に集むべし、その時地内のやしろの前にあかしを立ん、その光について來るべしと約して去りぬ、いぶかしながら其期を待に、件のあかし見えければ、敎にしたがひ、十町あまりも行たりとおもふに、寺にひとしき庵室あり、かの老僧出むかひ、約に違ずよくぞ來られしと斜ならず喜び、各座鋪に請じける、臺所には數十人料理獻立の事ありて、ほどなく膳を持てり、給仕の小姓はな〴〵しく、珍膳美食數を盡せり、吾魚物を忌ば饗應心にまかせず、麁末なれどもゆるやかにきこしめされよとなり、予時主問て云、老僧尤凡人ならねば神通を以鹽噌を貯へ給ふ事自由ならん、他を貪り採て此美食を給ふは不快の事にこそあれ、答て云、全く人の物を掠取にあらず、吾に金銀の貯多ありとなり、其金銀もまた妙術を以なるべし、あらむづかし、申さぬ事ながら、其根を解ずんば疑ひはるまじ、吾眷屬一千餘あり、かれら市中に遣て賣藥す、その餘慶利分みな拙僧にとゞまる、今宵の家具、其外の器物、右の價を以とゝのへたり、元より是我にあつて益なし、追て送るべしとなり、深更に及んでまた以前のごとく火の光りを

先に立て、社の前に歸りたり二三日過て、右の器財夜のうちに社の前に積置たりけるとなり、路通の直談、その詞をその儘にあらはし侍る、

〔南嶺子四〕野狐を敬して、稻生の神號を借し、福を祈り慶を求むる頑愚の匹夫世に多し、たとへ野狐にわれをして富しむる術ありとも、人として獸に手をつかへ、敬屈して耻辱と思はざる人外の論を立るも無益なれども、吉凶禍福を狐にまかする徒、まことに悲しむべし、金銀は野狐の細工に成ものにてはあるべからず、野狐われに是をあたふるは、他を盜來らずして何をかあたへんや、巫覡のみにもあらず、僧侶狐の力を假て、加持祈禱し、壇をたて幣を搖かす、是還僧卽狐の同類なり、釋迦如來一代の諸經に、野狐の力を假て祈禱せよとありやいなや、かりそめの病人をも人のうらみと名づけ、生靈の託しぞ、死靈がそひしぞとおどしかけて狐をつかふ、其僧、心のとはばいかゞ答ん、經力にてさやうの事もいのらるゝならば、何ぞ狐力をからんや、各其宗とする經までを人にいやしまれ、狐の力にて不思議をなさんとするは、狐よりつかはるゝといふ物にて、人面獸心、其僧こそけだものより下につくべきものか、人としてけだ物の下に列さへあるに、是をたのみて信ずる徒はけだものよりは二等下につくべきぞ、あさましからずや、

〔笈埃隨筆六〕諏訪湖

抑信州諏訪に上下の社あり、その間に湖水を堪ふ、その道路湖邊を廻りて三里なり、世に七不思議とてある中に、略中每年極寒になれば、此湖水一面に氷ゐて、その厚さはかり難し、まことに鐵石のごとし、故に上下の諏訪、常は三里あるに、此氷の上を眞直に行時は、只一里なり、去かれども神使の狐あつて先渡るを考へ、それよりは重き荷を付たる馬も人も渡るに難なし、その狐わたらざる間は氷破れ安し、春に至り旣に氷解るころには、その狐また渡り戻るなり、その後は人も渡らず、いつしか解るなりと云傳へ、書にも記せり、是事實を正さずして傳書の誤りなり、その狐

渡る事は韶府に記したる中華の事を取傳へ、左もあるべしと自得したるは不詳か、漢書文帝記注、師古云、狐之爲獸、其性多疑、每渡氷河、且聽且渡、故疑者而稱狐疑云々、述征記亦曰、河水合須狐聽而行、是等を考て傳へ云なり、諏訪の氷をわたるといふ、中々類ふべきことにはあらず、また川などの流れにもあらず、周廻三里なる湖水の極寒に及んとするに、水底をわり〳〵と鳴響、夜となく晝となく次第に氷る音、初て聞ものは大におどろき奇怪なりとす、かくて一面に氷る事厚さ三尺餘五尺に及ぶ、是御渡りと稱して、不時に風雨雷電する事一晝夜、あるひは二日に及ぶ、御渡りと稱して人々大に恐れ、門戸を閉て出ず、既に風雨降りて後見るに、その尺餘の氷の眞中一文字に裂破る、その幅三尺ばかり、向ひ路より、爰方へ貫ぬけり、其山中より出る所毎年同じくて、その出たるところの道路、樹木に打ひしぎたるやうに倒れ、砂石みだれ大なる材木など虫出したる跡のごとし、爰を以て狐の所爲にあらざる事を知るべし、ひとへに大蛇の出るなるべし、四五尺に及ぶ厚さの氷を、直に裂破り通る程の事なり、その後に村民旅人なども、前にいふごとく駄荷の馬にてもこゝろよく通行す、○中略但し春にいたりまた渡り戻るなどとはなき事にて、三月の頃自ら解るなれば、人も心得て通るを止るなり、

〔玉勝間十四〕神獸神鷹

もろこし今の清の代の乾隆四十二年といふに、かの國人のしるせる、西域聞見錄といふ物に氷山とて氷の山あり、そこを人の往來することをしるせるところにいはく、道路亦無一定之所、有神獸一、非狼非狐、每晨視其蹤之所往、踐而循之、必無差謬、有神鷹一、大如鳩、色青白、或有迷失路徑者、輙聞鷹鳴、尋聲而往、卽歸正路、件のこと諏訪の湖の狐の氷をわたる事、又かの八咫烏の道引の事などに、いと〳〵よく似たり、

〔本朝故事因緣集三〕伯州大仙狐。。。。

猪

伯耆國大仙ハ、智明權現ナリ、使者ト云テ、横山狐ト云野狐アリ、萬ノ事此狐ヲ賴テ事ヲ成就ス、盜人ニ逢者ハ、權現ノ神主ニ願ヲ賴ム、于時神主此横山狐ノ敎ニ任セ給ヘト云、則狐出テ道シルベシテ、彼盜人ノ家ニツレ行、于時盜人狐ノ案内ヲ見テ、盜物皆返シテ侘言ス、
評曰、此所ノ狐ハ、權現ノ使者ナルユヘニ如此キカ、

〔神祇提要　五〕山城國紀伊郡稻荷神三社〇中略
謹惟、〇中略凡稱巢鹿爲春日之乘、以野猪爲愛宕之靈物、〇中略皆是浮屠之妖說、而愚夫之所信也、

〔茅窻漫錄　中〕初午幷稻荷
神使といふ事もなきにはあらず、〇中略松尾の龜は、鷲尾山の因をとり、日吉の猿は、月行事の社猿田彥の緣を結び、愛宕の猪は宍戶氏の功によりて、各皆其所謂のある事なり、

蛇

〔日本七福神傳〕辨財天女傳
系曰、〇中略江州竹生島、相州江島、以蛇爲神使者、是取經有宇賀神王現白蛇形之事也、余嘗謂、某州稻荷神體、乃白蛇形也、是亦稱宇賀神之誤也、

〔日吉山王新記〕十禪師　本地〇中略異說多端
一云辨天　皇慶私記十禪師傳文云、十禪師大明神者、又名宇賀神、是卽一切衆生之胞衣蓍福神也、自胎內五輪之元初、至命終一念之最後、莫不被神加護、口决云、宇賀神者辨財天也、

〔御鎭座本紀〕御倉神　稻靈豐宇賀能賣命、宇賀能美多麻神、保食神、等形一躰坐、以白龍爲守護神也、〇又見元々集

〔塵添壒囊抄　四〕宇賀神事
福神宇賀神ト申ス心イカン、神代ニ伊弉冉尊ヨロヅノ神ヲ生タマヘル中ニ、倉稻魂命(ウカノミタマノミコト)ト云神ヲ生玉ヘルハ、稻ヲツカサドリ玉フ神也、ウケト云フヲ通音ナレバ、宇賀(ウカ)ト云ヒナシタルニヤ、〇中略蛇ヲ今ノ世ニ宇賀ト云フハ、宇賀神ノ蛇形變ジテ人ニ見エ玉フ心カ、寶蛇ハナニバカリ

ノ福分カ有ン、

〔鹽尻 九〕宇賀神　宇賀神は、蓮化三昧經に出て、辨天と同じからず、白蛇を宇賀神と云を、今混じて、辨天の像の首に、白蛇を造るは誤れり、

〔日吉山王利生記 三〕比叡山に遲賀聖救とて二人の明哲侍けり、兄弟とぞ聞ゆる、共に智行優長の人なりけり、幼にしては駿河國にぞすみける、やゞのあたりちかく社の有けるに、神子どもあつまりて神樂などしけるを、兄弟つれつゝ見けるに、大なる蜂二來て、此小生のうへに飛まはりければ、かたへの人々はらひのけんとしける程に、巫託宣して云、蜂は山王〈○日枝神社〉の侍者也、ゆめゆめいとふ事なかれ、この二人は則叡山にのぼりて德をひらくべき器也、神明かつ〳〵侍者をはしらして守らしめ給也、されば今もつゝしむべき事あるゆゑなりとぞ、父母是を聞てすなはち叡山へのぼせてける、兄遲賀とて第廿二代の座主也、智行共に兼て、八十五歳までぞおはしける、弟も聖救僧都とて時の名德なりけり、

〔東大寺緣起〕東南院
鎭守二荒明神者、下野國二荒山地主也、而依有三論守護之誓、使者蜂現當寺、重々託、仍聖寶起社勸請之、

〔倭訓栞 前編 六〕かみのつかひ　神之使といふ事は、〈○中略〉松尾の龜は、龜尾山の號に本づき、日吉の猿は月行事の社、猿田彥大神なるに起れるなるべし、

〔大和豐秋津島卜定記〕平京波、〈○中略〉誠仁日本乃中心、國中乃秀、天下無雙之勝地奈利、〈○中略〉西仁神明〈○松尾〉鎭座之玉布、此神波地神第四神也、此京於保玉布爲仁日向乃國與利來臨之玉布、故當社仁龜於以天使者止定事波、昔火酢芹命止幸易給時、海邊仁吟比玉波陪鹽土老翁顯出天、無目片間乃小船於作天、宇奈乃底仁深久入坐、遂龍宮乃玉乃殿仁到玉天、三年乃比留利玉天、其後上津國於床敷思食之歸

鰻

之牟止玉時、海神大龍仁乘奉氏歸玉浴波、其興利當社乃使者止定也、

〔雍州府志神社三〕松尾神社 在洛西、〇中略 緣起曰、當社神德爲弓矢神、爲社稷神、爲壽命神、爲酒德神、釀酒者尊崇爲酒福神、又以龜爲使者、

〔大內家壁書〕鷹餌鷺龜禁制事

爲鷹餌不可用鷺龜幷蛇也、旣爲氷上山仕者、儼然之處、不存其惶之族、忽ニ神罰不可遁也、於自今以後、堅固所加制止也、鳥屋飼已下之時、以禽獸計不飼得者、鷹不可所持也、若猶背此禁制、有求鷺龜之族者、至侍者可被收公恩給地、無所帶者、則可被追放也、至凡下之輩者、隨見出聞出、即時於其場、或留置其身、或隨事之體、可討罰之由所被仰出也、仍壁書如件、

長享元年九月日

〔台德院殿御實紀附錄五〕伊豆の三島通御ありしとき、御旅館にて御寢の程、近臣等御傍に在て四方やまの物語せしに、一人いふ、さいつころ此處通御ありしに、御中間某いと剛のものにて三島の神池のうなぎをかばやきにして食し候、常は神のうなぎなどいひて、土人等手もさゝぬ事なれど、上樣の御供なれば、何のたゝりのあるべきとてくひしは、いと剛の者にてはなきかといふをきゝ玉ひ、俄に起あがりたまひて、何とあるぞ、今ひとたびいへと宣ひて、重てとくと聞せられ、本多佐渡よべとの上意にて、正信參りければ、さきの事佐渡にきかせよとてまたかたれば、即ち正信に命じ、その者糺して、明日三島の町端に磔にかけ、札にそのよしかきてさらすべし、わが威權をかりて、靈神を輕しむる樣に成ては、この後誓詞の文もいたづらに成なん、これ小事の樣なれども、事體に關係すること容易ならずとて、遂に法のごとく行れぬ、

〔東海道名所圖會五〕伊豆三嶋神社 三嶋驛中にあり〇中略

夫當社は、攝州豫州三所共に三嶋と稱して、大山祇命を祭るなり、〇中略 此神の使命(つかはしめ)とて、神地には

鯉

雜載

鶯巢鴎水に戯れ、神籬には鷹鶏群り、畔の小川には鰻多く生じて、手を拍ばみなよるなり、
〔春波樓筆記〕駿州藤枝の驛に橋あり川上三里に神の祠在り、其の邊の谷川の鰻魚は一方にのみ眼あり、其の神の使令とて、人懼れて喰はず、予〇司馬江漢長崎へ遊歷する時、藤枝より僕一人を連れたり、其の者此の鰻を喰ふに祟なし、

〔諸國里人談五氣形〕鯉社仕者
丹波國並河村鯉大明神の仕者は鯉也、土俗云、此鯉二獻、毎日大堰川をくだりて、松尾明神へ仕者に通ふと云り、また鯉大明神の產子、鯉をくらへば、立所に口中腫痛事神變也、八幡の者鳥類を喰ひ、奈良の者鹿をくらふの類ひなり、

〔傍廂前篇〕神の使
佃島住吉の神主は、代々日向守といふ、好弘好祖今の好貞ともに、三代つゞきて我〇齋藤彦麿門弟なり、かの島の海人は、冬より春かけて白魚を旨と漁れり、年によりてすくなき事あれば、島人一同に神主に祈禱をたのめり、其祭祀には、生きたる鯉を二白木臺に居ゑて神前に備へ、神祭終りて海に放つに、しばしの程は勢(ホコリ)りたるさまなれど、海に入りていきはひはじめの如く、沖の方へはしり行けり、是は住吉神より、わたつみの神へのはゆま使にて、白魚奉らせ給へといひやるなりといひ傳へたり、さる事あるべし、

〔永正記下〕大小神祇使者
狐烏鶏蛇鏑〇鮎縁是則五官王夜叉神也云々、故示吉凶者也、在神呪、
〔古老口實傳〕一大小神祇使者、狐烏鶏蛇鏑、是則五官王夜刀神也云々、故示吉凶者也、在神呪、
〔たはれ草〕大いにたなうゑせし時、もろこしにては、人相はむといへる事、紀傳にいかほども見えたり、此國にては終にきかず、獸のゑゝさへ忌てくはぬ故なめれど或人のかたりき、神の使なり

といへる鳥獸その氏子はくはず、〇中略いつ迄もかくありたき事なり、

〔伊勢大神宮神異記上〕上野國の者、名は庄三郎と云し、弱年の比より、予が外舅三日市氏秀安が家に居けるが、成人の後、金銀衣類なども はゝあつまりければ、故鄕へ歸りぬるに、信濃國佐久郡岩村田と云所の旅亭にて、夜盜に皆とられにけり、扨四五日もやあらん、旅亭の主の子を狼喰殺てけり、亭主なげきて、狼のこぶちと云物をかけゝるに、狼かゝりし間、隣家の人をあまた招て殺さんとしければ、狼にてはなくて、大神宮の祓の大麻にてぞ有ける、いとあやし、後に聞ば庄三郎大神宮の御かげにて仕出したる金銀衣類までを、彼亭主盜し故なり、同類あまたにてえれけるとぞ、

〔玉手繦六〕神異記に記せる、庄三郎が物を盜める亭主の子を食殺せる狼を捕へて、見れば、御祓の大麻にて有しと云ひ、また古くも狼のことに聞ゆる事のあるを集めて思ふに、彼御山に住む狼は、大御神の幽に御使ひ坐す、神司たちの下使者にやと思ふ由あり、〇中略其は欽明天皇紀に、天皇幼時夢有人云、寵愛秦大津父者、及壯大必有天下、寤驚遣使普求、得自山城國深草里、姓字果如所夢、於是乃告之曰、汝有何事、答云、無也、但臣向伊勢商價來還、山逢二狼相鬬汚血、乃下馬洗漱口手、祈請曰、汝是貴神、而樂麁行、儻逢獵士、見禽尤速、乃抑止相鬬、拭洗血毛、遂遣放之、倶令全命、天皇曰、必此報也、乃令近侍、優寵日新、大致饒富、及至踐祚、拜大藏省といふ故事あり、大津父が語に、狼を貴神と云ること何ぞや聞ゆれども、神代紀に、素盞嗚尊の御言に、八俣大蛇を汝是畏神と云ひ、萬葉集に虎をも神といひ、狼をも大口の眞神と云へり、然ればオホカミと云名は、大神かとも思ゆれど大雷の類にも有べし、此は文面にては、天皇の御夢に諭し告せるは、彼狼の靈ならんと思はるれど、天皇命の天下えろし食す御事は顯に何くれの由緖あるも、實は幽より天照大御神の計らひ給ふ事にこそ有れ、いかに靈なるも、卑しき獸などの計らひ得べき事にあらず、然れば彼二ッの狼の一は、疑なく大御神の末の御使者にて有し故に、そを助けたる事をし、大御神の深くあはれと所思食して、大津父を

寵み賜はゞ、天下を有ち給ふべく計らひ給はむと、殊に御使神して御告し坐るにぞ有ける、〇中略其猨もし大御神の殊に愛くし給へる御使者ならずば、假令こを助けたりとも斯ばかりの御寵みは有まじく、踐祚の御事までには及まじきこと深く思ふべく、また大津父がそと救はむと馬より下て、口手を洗ひ漱ぎ祈請せりと有を思ふに、此人はやく其猨の尋常ならぬ事を知けん、故に然は敬ひて貴神とさへ云りとおもはる、然らずば然しも敬ひなんや、此謂をよく思ふべし、

明治三十一年六月十一日印刷
明治三十一年六月十七日發行

版權所有



神宮司廳

（白石製本所　製本）

昭和九年五月一日印刷
昭和九年五月五日發行

（普及版古事類苑　全六十冊）

發行者　後藤亮一

發行者　川俣馨一
東京市芝區金杉新濱町十二番地

印刷者　和田助一

發行所　東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社內
古事類苑刊行會
振替東京三一七〇〇番

發賣所　東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社
振替口座東京　八九六〇番
電話小石川(代)　一〇五四番　三二六九番

單式印刷株式會社印刷

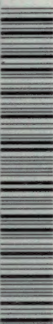


UNIVERSITY OF TORONTO
LIBRARY

WILLIAM H. DONNER
COLLECTION

purchased from
a gift by

THE DONNER CANADIAN
FOUNDATION


EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03058 7687